

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 17 年度決算検査報告を作成し、平成 18 年 11 月 10 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 18 年 9 月 8 日、内閣から平成 17 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を終えて平成 18 年 11 月 10 日内閣に回付した。

# 平成 17 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある( )内)  
の数字は不当事項の一連番号を示す。

次

ページ

第 1 章	検査の概要	1
第 1 節	検査活動の概況	1
第 1	検査の方針	1
第 2	検査の実施	3
第 2 節	検査結果の概要	6
第 1	事項等別の検査結果	6
1	事項等別の概要	6
2	第 3 章の「個別の検査結果」の概要	8
3	第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	36
第 2	観点別の検査結果	49
第 2 章	決算の確認	55
第 1 節	国の決算の確認	55
第 1	一般会計	55
第 2	特別会計	55
第 2 節	国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	57
第 3 節	政府関係機関の決算の検査完了	57
第 4 節	国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	58
第 1	一般会計	58
第 2	特別会計	58
第 5 節	国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	58
第 3 章	個別の検査結果	59
第 1 節	省庁別の検査結果	59
第 1	裁判所	59
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	59
	自動車等を使用して通勤する職員等に対する通勤手当の認定等を適切に行い、適正な支給額となるよう改善させたもの	59
第 2	内閣府	62
	(警察庁)	62



	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	62
	偽造クレジットカード解析システムの運用状況が著しく低調となっていたため、その	
目	運用の廃止を行うなどの改善をさせたもの	62
	(防衛庁)	65
次	不当事項	65
	予算経理	65
	現場技術業務に係る予算執行が会計法令等に違背し、誤った歳出科目から支出してい	
	るもの[防衛施設庁仙台防衛施設局ほか2防衛施設局](1)-(8)	65
	不正行為	67
	職員の不正行為による損害が生じたもの[海上自衛隊阪神基地隊本部](9)	67
	意見を表示し又は処置を要求した事項	68
	任期制自衛官に係る退職手当制度において、職務に従事しない期間を退職手当の算定	
	上考慮するよう改善の意見を表示したもの	68
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	71
	(1) 陸上、海上、航空各自衛隊が使用する食器の調達に当たり、仕様を統一し数量を	
	合わせて一本化して調達することにより、調達額の節減を図るよう改善させたも	
	の	71
	(2) 部隊輸送の経費に使用することとして購入した旅行券の購入状況及び使途につい	
	て、予算統制上生じていた不適切な事態を改善させたもの	73
	(3) 海上自衛隊の艦艇が利用しているインマルサットサービスについて、通話等料金	
	の割引を受けることにより、その節減を図るよう改善させたもの	78
第3	総務省	81
	不当事項	81
	補助金	81
	情報通信格差是正事業等の実施及び経理が不当と認められるもの[総務本省](10)-(15)	81
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	85
	市町村合併により遊休化している、地域イントラネット基盤施設整備事業等で整備し	
	た設備等について効率的な利活用を図るよう改善させたもの	85
第4	外務省	89
	平成15年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する	
	処置状況	89
	在外公館における出納事務の執行について	89
第5	財務省	91
	不当事項	91
	租税	91
	租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[札幌中税務署ほか109税務	
	署](16)	91

	相続税に係る連帯納付義務者の財産調査等が十分でなかったため、租税債権が消滅したものの[川崎北税務署] (17) .....	100	
第6	文部科学省 .....	102	目次
	不当事項 .....	102	
	補助金 .....	102	
	公立学校等施設整備費補助金の経理が不当と認められるもの[埼玉県] (18) .....	102	
	意見を表示し又は処置を要求した事項 .....	103	
	国立大学法人の財務諸表として開示されている附属病院に係るセグメント情報について、法人間で統一的な取扱いが行われるよう改善の意見を表示したものの .....	103	
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	109	
	(1) 私立高等学校等経常費助成費補助金の加算単価の対象となる生徒等数の確認を適切に行うことにより、補助金の算定を適正なものとするよう改善させたもの .....	109	
	(2) 研究機関における研究用物品の納品検査に係る事務処理体制を整備することなどにより、科学研究費補助金の経理の適正化が図られるよう改善させたもの .....	114	
	平成16年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況 .....	118	
	国立大学法人の賃借物品等及び診療報酬債権に係る会計経理について .....	118	
第7	厚生労働省 .....	120	
	不当事項 .....	120	
	予算経理 .....	120	
	物品の購入等に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、庁費等を支出していたもの[北海道労働局ほか46労働局] (19)-(65) .....	120	
	物品の購入等に当たり、競争入札の実施を偽装して契約を締結していたもの[静岡労働局、愛知労働局] (66)(67) .....	124	
	求人情報自己検索システムの取得等に当たり、会計法令に違反し、複数年度にわたる役務の提供等に係る契約を締結するなどして当該経費の全額を支払っていたもの[北海道労働局ほか31労働局] (68)-(99) .....	126	
	予算経理・不正行為 .....	130	
	虚偽の内容の関係書類を作成し、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等を不正に支出するなどし、これを別途に経理して業務の目的外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりするなどしていたもの[宮城労働局ほか17労働局] (100)-(117) .....	130	
	役 務 .....	147	
	雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクトに係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の物品購入費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの[厚生労働本省] (118) .....	147	

目次	保 険 料	151
	健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[北海道社会保険事務局ほか 27 社会保険事務局(187 社会保険事務所及び 28 社会保険事務局社会保険事務室)](119)	151
	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[北海道労働局ほか 17 労働局](120)	154
	保 険 給 付	157
	厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの[社会保険庁](121)	157
	雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、札幌公共職業安定所ほか 111 公共職業安定所](122)	160
	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[北海道労働局ほか 10 労働局](123)	163
	雇用保険の地域雇用開発促進助成金等の支給が適正でなかったもの[大阪労働局ほか 1 労働局](124)	165
	医 療 費	168
	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[社会保険庁、北海道ほか 25 都府県](125)	168
	労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの[厚生労働本省、北海道労働局ほか 14 労働局](126)	179
	補 助 金	181
	医療施設近代化施設整備事業による電子カルテシステム等の整備に当たり、同システムが稼働しておらず、事業の一部が実施されていないもの[東京都](127)	181
	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの[京都府](128)	182
	早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給が不当と認められるもの[厚生労働本省](129)	184
	在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの[千葉県ほか 4 県](130)-(137)	186
	児童保護費等補助金が過大に交付されているもの[北海道ほか 6 都府県](138)-(145)	189
	児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの[北海道ほか 19 都府県](146)-(181)	191
	児童扶養手当給付費負担金の交付が不当と認められるもの[北海道ほか 2 県](182)-(189)	195
	生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの[岩手県ほか 9 都県](190)-(203)	197
	精神保健対策費補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの[静岡県ほか 3 府県](204)-(207)	200

介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの〔厚生労働本省、岐阜県ほか2県〕(208)–(210) ……………	202	
国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの〔厚生労働本省、福島県ほか12都府県〕(211)–(228) ……………	204	目
国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの〔厚生労働本省、北海道ほか24都府県〕(229)–(282) ……………	208	次
不正行為 ……………	215	
職員の不正行為による損害が生じたもの〔浜松東社会保険事務所、国立がんセンター東病院〕(283)(284) ……………	215	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	216	
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された国有の物品の時価評価額の算定が適切なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの ……………	216	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	220	
(1) 被保護者の年金受給及び精神保健法に基づく公費負担医療に係る他法他施策の活用を図ることにより、生活保護費負担金の交付が適切なものとなるよう改善させたもの ……………	220	
(2) 厚生労働省において独立行政法人労働者健康福祉機構が受け入れた貸付金の回収金等を速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの ……………	224	
(3) 港湾EDIシステムの稼働に必要な設備の提供等のサービスを受けるための費用の積算に当たり、専門業者が提供するサービスの内容、料金等を十分把握するなどして適切なものとするよう改善させたもの ……………	226	
平成16年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況 ……………	226	
(1) データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額について ……	226	
(2) 国民健康保険組合の組合員の被保険者資格手続の適正化について ……………	227	
第8 農 林 水 産 省 ……………	229	
不 当 事 項 ……………	229	
予 算 経 理 ……………	229	
水田農業構造改革対策の事務処理に使用するプログラムの開発委託契約に係る会計経理が適正を欠くと認められるもの〔農林水産本省〕(285) ……………	229	
役 務 ……………	231	
森林資源データの分析・利用に関する調査等に係る委託事業の実施に当たり、他の業務に従事していた日数等を含めて人件費を算出したり、事業に要した実支出額によることなく電子計算機の使用料を算出したりしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの〔林野庁〕(286) ……………	231	
補 助 金 ……………	233	
畑地帯総合農地整備事業の実施に当たり、環境保全型ブロックにより築造した護岸の施工が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの〔農林水産本省〕(287) ……	233	

目次	国営造成施設県管理費補助事業の実施に当たり、土地改良施設の運転操作を行う操作員の直接人件費の積算を誤ったため、委託契約額が割高となっているもの[東北農政局] (288) ……………	236
	トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが運用されず、停止して補助の目的を達していないもの[東北農政局] (289) ……………	238
	トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが運用されず、停止して補助の目的を達していないもの[関東農政局] (290) ……………	239
	トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが運用されず、停止して補助の目的を達していないもの[関東農政局] (291) ……………	240
	食品産業機能高度化特別対策事業が補助事業年度に実施されておらず、補助の対象とならないもの[近畿農政局] (292) ……………	241
	復旧治山事業の実施に当たり、鋼製土留工の設計が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの[林野庁] (293) ……………	242
	漁港施設災害復旧事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、防波堤の波止板の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[岡山県] (294) ……………	244
	農村総合整備モデル事業の実施に当たり、整備した農道が通行可能な道路に接続していないため、補助の目的を達していないもの[中国四国農政局] (295) ……………	246
	農地情報管理システム整備事業が補助事業年度に実施されておらず、補助の対象とならないもの[九州農政局] (296) ……………	248
	農用地利用調整特別事業で整備した農作業受委託支援システムが全く活用されていなかったため、補助の目的を達していないもの[九州農政局] (297) ……………	249
	経営体質強化施設整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの[沖縄総合事務局] (298) ……………	250
	畜産環境総合整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、発酵施設の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[沖縄総合事務局] (299) ……………	252
	国際林業協力事業の実施に当たり、事業に要した実支出額によることなく人件費及び電子計算機使用料を算出していたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの[林野庁] (300) ……………	255
	不要漁船・漁具処理対策事業の実施に当たり、事業の要件とされている残存漁業者等の資金負担が行われていないものに対して補助金が交付されているもの[水産庁] (301) ……………	257
	水産物安全・安心対策事業及び漁協系統組織・事業改革促進事業の実施に当たり、補助金の額の算定を誤るなどしていたため、補助金が過大に交付されていたり、補助対象事業費の精算が過大となっていたりしているもの[水産庁] (302) ……………	259
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	260
	土地改良負担金総合償還対策事業のために国庫補助金により造成された土地改良負担金対策資金について、資金規模を資金需要に対応したものに改めるよう改善の処置を要求したもの ……………	260

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	268	
(1) 中山間地域等直接支払制度の実施に当たり、対象農用地の選定等を適切に行うことなどにより、制度の適切かつ効果的な実施が確保されるよう改善させたもの	268	目次
(2) 農村総合整備事業等の実施に当たり、事業計画を適切に作成するなどして公共施設等の建設のため整備する施設用地の遊休化を防止し、事業効果が発現するよう改善させたもの	273	
(3) ほ場整備事業等により整備された農地が良好な状態で維持・保全され、その有効利用が図られるよう改善させたもの	276	
(4) 緑の雇用担い手育成対策事業における委託事業費の算定及び物品・役務調達の契約手続に関する不適切な事態を踏まえ、その後継事業が適切に実施されるよう改善させたもの	282	
(5) 農地情報管理システム整備事業等を適切に実施させるとともに、農地情報管理システムの活用を図るため、当該システムに入力された情報を適時適切に更新するよう改善させたもの	286	
(6) 学校給食用食肉流通・消費改善対策事業について、学校給食を取り巻く環境の変化を踏まえて事業を終了し基金の残額を返還するよう改善させたもの	290	
平成 14 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況	295	
一般国道の道路敷となっている国有林野の取扱いについて	295	
平成 16 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況	297	
沖縄の復帰に伴う国有林野に係る国有財産台帳の整備について	297	
第 9 経 済 産 業 省	299	
不 当 事 項	299	
役 務	299	
原子力発電所緊急時連絡網システムに係る賃貸借、保守等の契約において、長期間にわたり履行状況を確認しないまま契約に基づく保守点検等が行われたものとして契約金額を支払っていて適切を欠いているもの [原子力安全・保安院] (303)	299	
補 助 金	301	
中小企業経営革新等対策費補助金等の経理が不当と認められるもの [関東、近畿、中国、四国、九州各経済産業局、沖縄総合事務局] (304)–(313)	301	
電源立地地域対策交付金の交付を受けた事業の実施に当たり、保育所建設工事の設計、施工等が適切でなかったため工事の目的を達していないもの [中国经济産業局] (314)	307	
エネルギー使用合理化技術開発事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの [経済産業本省] (315)	310	

	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	312
目次	(1) 調査・研究等に係る委託事業の委託費の算定について、事業に従事する者の人件費が委託先の実支出額や勤務実態を反映した適正なものとなるよう改善させたものの	312
	(2) 貿易再保険事業における外貨建回収金等を邦貨建てにする際に市中の取引慣行を踏まえて外国為替取引手数料の節減を図るよう改善させたもの	315
第10	国土交通省	320
	不当事項	320
	補助金	320
	公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの〔北海道ほか7県〕(316)－(325)	320
	土地区画整理事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔宮城県〕(326)	326
	災害防除対策事業の実施に当たり、共通仮設費等の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの〔宮城県〕(327)	329
	道路改築事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔群馬県〕(328)	330
	緊急地方道路整備事業の実施に当たり、ボックスカルバートの設計が適切でなかったなどのため、ボックスカルバート等が工事の目的を達していないもの〔石川県〕(329)	333
	港湾改修事業の実施に当たり、漁業権等の先行補償に要した費用を支払うに際して利子支払額の算定を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの〔北陸地方整備局〕(330)	335
	地方道路交付金事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋脚の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔長野県〕(331)	337
	除雪事業の実施に当たり、共通仮設費等の積算を誤ったなどのため、工事費が割高となっているもの〔兵庫県〕(332)	338
	都市公園事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔広島県〕(333)	340
	街路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔福岡県〕(334)	342
	公共下水道事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、吐出槽の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔佐賀県〕(335)	344
	都市下水路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ボックスカルバートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの〔長崎県〕(336)	347
	公営住宅家賃収入補助金の経理において、収入超過者入居戸数を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの〔鹿児島県〕(337)	349
	道路改築事業の実施に当たり、損失の補償の対象とならない消費税額を補償費に計上していたため、補償費が過大となっているもの〔沖縄県〕(338)	350

不正行為	352	
職員の不正行為による損害が生じたもの[関東運輸局千葉運輸支局](339)	352	
職員の不正行為による損害が生じたもの[猪名川河川事務所、姫路河川国道事務所]		目
(340)	352	
その他	353	次
航空機に対する地上作業を監視する業務に係る分担金の支払に当たり、分担金の対象とならない監視時間を含めて算定していたため、支払額が過大となっているもの[東京航空局](341)	353	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	354	
(1) 地籍簿の数値情報化経費の積算に当たり、既存の電磁的記録を利用することにより、経費の低減を図るよう改善させたもの	354	
(2) 公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金の交付又は公営住宅供給促進緊急助成事業無利子貸付金の貸付けを受けて取得していながら公営住宅等が建設されていない土地について、住宅事情等を踏まえた公営住宅等の供給が行われるなどするよう改善させたもの	358	
(3) 公共交通移動円滑化設備整備費補助金等の算定に当たり、公営バス事業者が補助対象経費に消費税額を含めた場合の通常車両価格に係る消費税額の取扱いを適切に行うよう改善させたもの	361	
(4) 除雪工事において使用する凍結防止剤の購入費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの	366	
(5) 国が設置及び管理する空港の滑走路等に設置された管路等の埋設深さを切削・打換え工法を用いる補修工事に対応した適切かつ経済的な設計とするよう改善させたもの	368	
(6) 港湾EDIシステムの稼働に必要な設備の提供等のサービスを受けるための費用の積算に当たり、専門業者が提供するサービスの内容、料金等を十分把握するなどして適切なものとするよう改善させたもの	372	
第11 環 境 省	376	
不 当 事 項	376	
補 助 金	376	
二酸化炭素排出抑制対策事業で設置した小型風力発電機の発電量が消費電力量を下回っていたため、二酸化炭素排出量が削減されず、交付金交付の目的を達していないもの[環境省](342)	376	
第2節 団体別の検査結果	378	
第1 住宅金融公庫	378	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	378	
貸付金債権の償却に当たり、任意売却された建築物に付されている特約火災保険を解約し、解約返還保険料を残債権に充当するよう改善させたもの	378	



第2	日本私立学校振興・共済事業団	381
	不当事項	381
目	補助金	381
次	私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事業団](343)(344)	381
第3	日本銀行	384
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	384
	(1) 航空機を利用した出張に係る旅費の精算手続及び審査を適切に行うための規定を整備するなどして、旅費の支給が適正に行われるよう改善させたもの	384
	(2) 銀行券自動鑑査機等の保守契約について、保守作業の実績及び保守対象機器の範囲に応じて基本料金を減額する条項等を定めることにより、保守料の節減を図るよう改善させたもの	386
	(3) 貿易再保険事業における外貨建代位取得債権収入等を邦貨建てにする際に市中の取引慣行を踏まえて外国為替取引手数料の節減を図るよう改善させたもの	389
第4	商工組合中央金庫	390
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	390
	貸付金の繰上償還に伴う期限前弁済手数料を適正に徴求するよう改善させたもの	390
第5	関西国際空港株式会社	393
	不当事項	393
	工事	393
	大阪航空局から委託を受けて施行する進入灯点検橋設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、進入灯点検橋支承部の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[関西国際空港株式会社](345)	393
第6	預金保険機構	396
	不当事項	396
	予算経理	396
	航空機を利用した出張に係る旅費の支給が過大となっているもの[預金保険機構](346)	396
第7	日本郵政公社	398
	不当事項	398
	不正行為	398
	職員の不正行為による損害が生じたもの[東北支社管内仙台南郵便局ほか37郵便局](347)-(381)	398
第8	成田国際空港株式会社	403
	不当事項	403
	工事	403

橋りょうの架替え工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの[成田国際空港株式会社](382) .....	403	目次
その他 .....	407	
空港用地の取得のため保有している代替地用地のうち不動産管理会社等に管理させていた土地について、土地賃貸借契約を締結せず、賃料を収納していないもの[成田国際空港株式会社](383) .....	407	
第9 独立行政法人情報通信研究機構 .....	409	
不当事項 .....	409	
役 務 .....	409	
業務委託契約に係る委託費の精算に当たり、労務費の計上が適切を欠いたため、委託費の支払が不当と認められるもの[独立行政法人情報通信研究機構本部](384) .....	409	
その他 .....	410	
高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成事業の実施に当たり、外注費が実績報告書の額より低額で支払われていたため、助成対象事業費の精算が過大となっているもの[独立行政法人情報通信研究機構本部](385) .....	410	
第10 独立行政法人国立美術館 .....	412	
意見を表示し又は処置を要求した事項 .....	412	
物品の購入、業務の委託等の契約の実施に当たり、契約事務の公正性、透明性を確保し競争の利益を享受するため、随意契約について見直すなど契約事務を適切に実施するよう改善の意見を表示し及び是正改善の処置を要求したもの .....	412	
第11 独立行政法人国立博物館 .....	419	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	419	
有形固定資産の認識・計上処理を適切に行い財務諸表を適正な表示に是正させたもの .....	419	
第12 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 .....	422	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	422	
電気設備、機械設備等に係る運転保守管理業務における労務費の積算について、業務の実態に適合させるなどして適切なものとするよう改善させたもの .....	422	
第13 自動車検査独立行政法人 .....	425	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	425	
自動車検査用機械器具の定期点検に当たり、合理的な方法で費用を計上して作業単価を算定することにより経済的な積算を行うよう改善させたもの .....	425	
第14 独立行政法人農畜産業振興機構 .....	428	
不当事項 .....	428	
補助金 .....	428	
酪農ヘルパー利用拡大推進事業の実施に当たり、事業主体が酪農ヘルパーを利用した酪農経営者に対して交付すべき補助金を交付しておらず、不当と認められるもの[独立行政法人農畜産業振興機構本部](386) .....	428	

第15	独立行政法人日本貿易振興機構	430
	不 当 事 項	430
目	役 務	430
次	役職員の福利厚生に資する事業に係る委託費について、委託対象となる各種事業の事業費に過不足が生じていたのにこれを反映した変更を行っていなかったため、支払額が過大となっているもの[独立行政法人日本貿易振興機構] (387)	430
第16	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	432
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	432
	開削トンネル等の築造工事に使用するコンクリートの仕様を経済的なものとするよう改善させたもの	432
第17	独立行政法人自動車事故対策機構	437
	不 当 事 項	437
	物 件	437
	自動車事故患者の治療のために国からの出資金により取得した医療機器が、長期間一度も使用されていない状況が継続していたにもかかわらず有効活用を図るための対策が執られず、また、適切な維持管理が行われないまま、遊休化していたもの[独立行政法人自動車事故対策機構] (388)	437
第18	独立行政法人労働者健康福祉機構	439
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	439
	未払賃金立替払事業の実施に当たり、事務処理要領を整備し、認定事業場通知書を活用することなどにより、事業主等に対する求償債権の管理事務を適切に行うよう改善させたもの	439
第19	独立行政法人中小企業基盤整備機構	444
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	444
	貸付事業等の業務を経理する一般勘定(一般経理)において、普通預金等で保有している資金を適切に管理することにより、効率的な資金運用を行うよう改善させたもの	444
第20	独立行政法人都市再生機構	447
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	447
	境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの	447
第21	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、第22 東日本高速道路株式会社、第23 首都高速道路株式会社、第24 中日本高速道路株式会社、第25 西日本高速道路株式会社、第26 阪神高速道路株式会社、第27 本州四国連絡高速道路株式会社	451
	意見を表示し又は処置を要求した事項	451
	道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとするにより、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの	451

(第23 首都高速道路株式会社) .....	461	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	461	
用地保全工事における防じん処理工費の積算を施工の実態に適合するよう改善させた もの .....	461	目
第28 日本放送協会 .....	464	次
不 当 事 項 .....	464	
不正行為 .....	464	
職員の不正行為による損害が生じたもの[日本放送協会本部、札幌放送局](389) .....	464	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	464	
事業所等におけるテレビジョン受信機の設置状況を適切に把握するなどして、受信契 約の締結を促進するよう改善させたもの .....	464	
第29 中部国際空港株式会社 .....	469	
不 当 事 項 .....	469	
工 事 .....	469	
空港の場周警戒システム整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、セン サーを設置した場周柵の所要の強度が確保されていない状態になっているもの[中部 国際空港株式会社本社](390) .....	469	
第30 東日本電信電話株式会社、第31 西日本電信電話株式会社 .....	472	
意見を表示し又は処置を要求した事項 .....	472	
(1)(2) 基礎的電気通信役務とされる第1種公衆電話に係るサービスが効率的に実施さ れ、その役割を果たすよう改善の意見を表示したもの .....	472	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	484	
(1)(2) ひかり電話対応機器等を加入者宅に配送する業務について、加入の状況に応じ て、事業便又は宅配便のいずれかを使用する方法に見直すことにより、配送費 の節減を図るよう改善させたもの .....	484	
第32 放送大学学園 .....	489	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....	489	
大学運営に必要な業務の委託に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るた め、契約方式を競争契約に改めるなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの .....	489	
第3節 特に掲記を要すると認めた事項 .....	492	
第1 相続税物納制度において、物納申請された財産に係る収納・引受事務及び 引受け後の処分が長期化しており、処理未済事案が累積しているなどの事 態について .....	492	
第2 道路工事を鉄道事業者に委託するに当たって、委託後の事業の進ちょく状 況等の把握を適切に行う必要がある事態について .....	509	
第3 道路管理者が整備した有料駐車場が低利用となっているなどのため、駐車 場の利用方法の改善等について検討することが必要な事態について .....	519	

第4	関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について	532
第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	555
第1節	国会及び内閣に対する報告	555
第1	高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について	555
第2	成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等について	568
第3	財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について	577
第2節	国会からの検査要請事項に関する報告	598
第1	政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について	599
第2	独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧・中小企業総合事業団)の実施する高度化事業に関する会計検査の結果について	617
第3	特別会計の状況に関する会計検査の結果について	628
第4	地方財政の状況に関する会計検査の結果について	645
第5	各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について	666
第6	社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について	684
第7	中心市街地活性化プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について	707
第3節	特定検査対象に関する検査状況	724
第1	防衛施設庁における建設工事及び委託業務に係る入札・契約の実施状況について	724
第2	政府開発援助の状況について	746
第3	公益法人の営む収益事業に対する法人税の課税状況について	756
第4	租税特別措置(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)の適用状況等について	768
第5	都道府県労働局の会計経理の状況について	787
第6	国民年金保険料の申請免除及び若年者の免除特例の実施状況について	819
第7	社会保険庁が設置した年金・健康保険福祉施設の整理合理化の実施状況について	826
第8	外国産米の在庫及び損益の状況について	842
第9	中小企業金融安定化特別保証制度の実施状況について	859
第10	農林漁業金融公庫における林業公社の分収林事業に対する貸付け等の状況について	877

第11	長岡郵便局等における別後納郵便物の料金の不適正な収納等に関する検査 状況について	891	
第12	郵便貯金における預金者ごとの貯金総額の管理状況について	899	目
第13	株式会社産業再生機構による事業再生支援の実施状況について	912	次
第14	政府出資法人における内部監査等の状況について	930	
第5章	会計事務職員に対する検定	965	
第1節	国の現金出納職員に対する検定	965	
第2節	国の物品管理職員に対する検定	966	
第3節	政府関係機関の現金出納職員に対する検定	967	
第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	969	
第1節	国の財政等の概況	969	
第1	国の会計	969	
1	概況	969	
2	一般会計の歳入及び歳出	969	
3	特別会計の損益等	970	
4	一般会計及び特別会計の債務	971	
5	今後一般会計からの繰入れを要する措置	972	
第2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	972	
1	資産、負債及び資本の状況	972	
2	損益の状況	973	
3	国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況	974	
第3	財政投融资等	974	
1	財政投融资の概要	974	
2	財政投融资の原資	974	
3	財政投融资計画の実績	975	
4	財投機関債の発行状況	976	
5	財政融資資金の財政投融资計画以外の運用	977	
第4	個別の決算等	977	
1	財政投融资改革開始後における財政融資資金特別会計等の状況	977	
2	国税収納金整理資金の状況	993	
第2節	歳入歳出決算等検査対象別の概要	1008	
第1	歳入歳出決算	1008	
1	一般会計	1008	
2	特別会計(目次17ページ参照)	1011	
第2	国税収納金整理資金の受払	1060	

目 次	第3 法律により設置されているその他の資金の受払 ……………1061
	1 決算調整資金 ……………1061
	2 貨幣回収準備資金 ……………1061
	第4 債権及び債務 ……………1062
	1 債          権 ……………1062
	2 債          務 ……………1062
	第5 国庫金、国有財産及び物品 ……………1064
	1 国    庫    金 ……………1064
	2 国    有    財    産 ……………1064
	3 物          品 ……………1065
	第6 財政融資資金等の長期運用 ……………1066
	第7 政府関係機関及びその他の団体 ……………1066
	1 概          況 ……………1066
	2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算(目次17ページ参照) …1071
	3 日本放送協会の決算 ……………1200
	4 その他の団体の決算(目次18ページ参照) ……………1202

備 考

- ・平成13年1月に省庁再編が行われたが、本報告書の記述における取扱いとしては、掲記事項の対象年度や内容等に応じて適宜、再編前又は再編後の組織名によった。
- ・この決算検査報告中に表示されている金額の中には、単位未満を切り捨てているものがあるので各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないことがある。

特別会計、国が資本金の2分の1以上を出資している法人等の決算記述

目

ページ

次

【特別会計】

ページ

1	交付税及び譲与税配付金特別会計	1012
2	登記特別会計	1013
3	財政融資資金特別会計	1013
4	国債整理基金特別会計	1014
5	外国為替資金特別会計	1015
6	産業投資特別会計	1016
7	地震再保険特別会計	1018
8	電源開発促進対策特別会計	1019
9	石油及びエネルギー需給構造高度化 対策特別会計	1020
10	特定国有財産整備特別会計	1022
11	厚生保険特別会計	1022
12	船員保険特別会計	1026
13	国立高度専門医療センター特別会計	1027
14	国民年金特別会計	1028
15	労働保険特別会計	1030
16	食糧管理特別会計	1033
17	農業共済再保険特別会計	1037
18	森林保険特別会計	1041
19	漁船再保険及漁業共済保険特別会計	1042
20	農業経営基盤強化措置特別会計	1045
21	国有林野事業特別会計	1046
22	国営土地改良事業特別会計	1048
23	貿易再保険特別会計	1048
24	特許特別会計	1049
25	自動車損害賠償保障事業特別会計	1050
26	道路整備特別会計	1053
27	治水特別会計	1054
28	港湾整備特別会計	1055
29	自動車検査登録特別会計	1056
30	都市開発資金融通特別会計	1057
31	空港整備特別会計	1058

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1	国民生活金融公庫	1071
2	住宅金融公庫	1072
3	農林漁業金融公庫	1074

4	中小企業金融公庫	1075
5	公営企業金融公庫	1078
6	沖縄振興開発金融公庫	1079
7	日本政策投資銀行	1080
8	国際協力銀行	1082

[事業団等]

(事業団)

日本私立学校振興・共済事業団	1085
----------------	------

(その他)

1	日本銀行	1090
2	日本中央競馬会	1091
3	商工組合中央金庫	1094
4	関西国際空港株式会社	1095
5	日本たばこ産業株式会社	1096
6	預金保険機構	1097
7	年金資金運用基金	1105
8	日本郵政公社	1109
9	成田国際空港株式会社	1112
10	東日本高速道路株式会社	1113
11	中日本高速道路株式会社	1113
12	西日本高速道路株式会社	1113
13	本州四国連絡高速道路株式会社	1115
14	日本郵政株式会社	1116

[独立行政法人]

1	情報通信研究機構	1118
2	国立美術館	1122
3	国立博物館	1123
4	農業・生物系特定産業技術研究機構	1124
5	日本貿易保険	1128
6	産業技術総合研究所	1129
7	自動車検査	1130
8	造幣局	1131
9	国立印刷局	1132
10	農畜産業振興機構	1133
11	緑資源機構	1138
12	国際協力機構	1139
13	新エネルギー・産業技術総合開発機 構	1141
14	科学技術振興機構	1149



	ページ
15 理化学研究所	1151
16 宇宙航空研究開発機構	1152
17 日本スポーツ振興センター	1153
18 福祉医療機構	1155
19 日本貿易振興機構	1160
20 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1161
21 水資源機構	1166
22 自動車事故対策機構	1167
23 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1168
24 雇用・能力開発機構	1173
25 労働者健康福祉機構	1176
26 国立病院機構	1177
27 環境再生保全機構	1178
28 中小企業基盤整備機構	1182
29 都市再生機構	1189
30 日本高速道路保有・債務返済機構	1192
31 日本原子力研究開発機構	1194
(注) 団体名中「独立行政法人」は記載を省略した。	

## 【国立大学法人】

- |        |      |
|--------|------|
| 1 東京大学 | 1197 |
| 2 京都大学 | 1198 |

(注) 団体名中「国立大学法人」は記載を省略した。

## 【その他の団体】

- |                |      |
|----------------|------|
| 1 中部国際空港株式会社   | 1202 |
| 2 日本電信電話株式会社   | 1203 |
| 3 首都高速道路株式会社   | 1204 |
| 4 阪神高速道路株式会社   | 1205 |
| 5 北海道旅客鉄道株式会社  | 1206 |
| 6 東海旅客鉄道株式会社   | 1206 |
| 7 四国旅客鉄道株式会社   | 1206 |
| 8 九州旅客鉄道株式会社   | 1206 |
| 9 日本貨物鉄道株式会社   | 1206 |
| 10 東日本電信電話株式会社 | 1210 |
| 11 西日本電信電話株式会社 | 1210 |
| 12 放送大学学園      | 1213 |

# 第1章 検査の概要

## 第1節 検査活動の概況

### 第1 検査の方針

会計検査院は、平成18年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

#### 平成18年次会計検査の基本方針

〔平成17年9月2日策定  
11月7日一部改正〕

#### 1 会計検査院の使命

会計検査院には、内閣から独立した憲法上の機関として、国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定める会計の検査を行い、これを常時実施することにより、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認し、検査報告を作成して内閣を通じて国会に報告するという使命が課されている。

#### 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

##### (1) 我が国の社会経済の動向と財政の現状

近年、我が国の社会経済は、少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、情報通信技術の革新とその普及、環境問題による制約などにより大きく変容してきている。そして、今まで我が国の社会経済を支えてきた行政等のシステムにもこうした変化への対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は年々増加の一途をたどり、平成17年度末には約538兆円に達すると見込まれており、公債償還等に要する国債費は17年度予算で約18兆4千億円と、一般会計歳出の約2割を占めていて、財政の健全化が課題となっている。

また、政府は、経済・財政、行政等の各分野における構造改革を推進することとしている。

##### (2) 会計検査院をめぐる状況

近年、行政においては、予算執行や政策の事後の検証、説明責任の履行などが重視されており、成果目標の明示や厳格な事後評価とその予算への反映などを目指す予算制度改革、政策評価及び独立行政法人評価の実施、企業会計の考え方を導入した財務書類の作成等の公会計に関する種々の検討など、様々な取組がなされている。

また、国会においても、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握し次の予算に反映させることの重要性などが議論されている。会計検査院では、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえ、15年度決算検査報告のさらなる早期提出を行っており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となった。そして、17年6月、参議院において、国会法第105条の規定に基づき、国家財政の経理等に関する調査のため、会計検

査院に対して9件の検査要請がなされた。こうした中で、17年11月、会計検査の機能の強化及び活用を図り、もって国会における決算審査の充実に資するため、選択的検査対象の拡大、実地の検査等に応じる義務、国会等への随時の報告を内容とした会計検査院法の改正が行われた。

このように財政の健全化が課題となっており、また、行財政の事後の検証とその予算・政策への反映、説明責任の履行などが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

### 3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来から社会経済の動向などを踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすため、国民の関心の所在に十分留意し、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

#### (1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえ、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- (ア) 社会保障
- (イ) 公共事業
- (ウ) 教育及び科学技術
- (エ) 防衛
- (オ) 農林水産業
- (カ) 経済協力
- (キ) 中小企業
- (ク) 環境保全
- (ケ) 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実にを図る。

なお、社会的関心の高い事項については必要に応じて機動的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

#### (2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、主として次のような観点から検査を行ってきた。

- (ア) 決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点
- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないか、あるいは同じ費用でより大きな成果が得られないかという経済性・効率性の観点
- (エ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

今後も、正確性や合規性の観点からの検査を十分行い、その際には、近年一部の府省等

において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、契約の競争性・透明性にも十分留意する。さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみ、経済性・効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるよう努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価などの状況についても留意して検査を行う。そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、その改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのため、国の決算など財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等についてはその財務状況の検査の充実を図る。また、企業会計の考え方の導入など新たな取組を踏まえ、公会計に関する課題に留意して検査・検討を行う。

#### (3) 内部統制の状況に対応した取組

検査に当たっては、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況に留意するとともに、これらが十分機能しているかについて検査するなど、会計経理の適正性を確保するため内部統制の実効性が確保されるよう必要な取組を行う。

#### (4) 検査のフォローアップ

検査の成果が、予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され、実効あるものとなるよう、その後の対応状況等を適時適切に検査するなどしてフォローアップを行う。

#### (5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。また、国会の要請に係る事項の検査においては、国会における審査又は調査の必要から要請がなされることに十分留意する。

#### (6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や拡充、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用などにより、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

### 4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するため、的確な検査計画を策定し、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重要項目として設定する。

## 第2 検査の実施

### (検査の対象)

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成18年次の検査(検査実施期間 平成17年10月～18年9月)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、公団、事業団、独立行政法人等247法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,669の団体等の会計、⑩は4法人の会計、⑪は13法人の会計である。

上記の検査の対象のうち主なものの平成17年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

#### (書面検査及び実地検査)

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、及びその裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が平成18年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、平成17年度分の計算書17万余冊及びその証拠書類5246万余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、次表のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等3万3千余箇所のうち、2千7百余箇所について実施したほか、国が補助金その他の財政援助

を与えた前記 4,669 の団体等について実施した。これらの実地検査に要した人日数は、3 万 9 千 3 百余人日となっている。

検査対象機関である省庁等の官署、事務所等	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	検査実施率 (%) (B/A)
本省、本庁、本社等	4,414	1,977	44.7
都道府県単位の地方出先機関等	7,997	670	8.3
小 計	12,411	2,647	21.3
駅、特定郵便局等	20,678	138	0.6
計	33,089	2,785	8.4

検査の進行に伴い、検査上疑義のある事態について、疑問点を質したり、見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しているが、平成 18 年次の検査において発した質問は 7 百余事項となっている。

## 第2節 検査結果の概要

平成18年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

### 第1 事項等別の検査結果

#### 1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

##### ア 第3章「個別の検査結果」

- (ア) 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
- (イ) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条<sup>(注)</sup>の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- (ウ) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- (エ) 「特に掲記を要すると認めた事項」(検査の結果、特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項)

##### イ 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- (ア) 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2<sup>(注)</sup>の規定により国会及び内閣に報告した事項)
- (イ) 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3<sup>(注)</sup>の規定により国会に報告した検査の結果)
- (ウ) 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)

##### (注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

これらの事項等の件数、金額は、次表のとおりである。

事 項 等	件 数	(注1) 指 摘 金 額 (背 景 金 額)
不 当 事 項	390 件	141 億 0805 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第 34 条 8 件	135 億 8028 万円
	第 34 条及び第 36 条 1 件	(15 億 1185 万円)
	第 36 条 5 件	1610 万円 1 兆 8755 億 4680 万円 1658 億円 44 億円 29 億円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	(注2) 41 件	<38 件分> 175 億 9284 万円 11 億 5564 万円 22 億 9039 万円 11 億 1983 万円 232 億 7537 万円 219 億 4671 万円 350 億円
特に掲記を要すると認めた事項	4 件	5028 億円 1289 億円 835 億円 1 兆 0322 億円
事 項 計	449 件	<437 件分> 452 億 9727 万円
国会及び内閣に対する報告	(注3) 5 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	7 件	—
特定検査対象に関する検査状況	14 件	—
総 計	(注4) 473 件	<437 件分> 452 億 9727 万円

(注1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額などである。

背景金額とは、会計経理に関し不適切、不合理な事態が生じている原因が「法令」、「制度」あるいは「行政」にあるような場合や、政策上の問題等から事業が進捗よくせず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合などの、その事態に関する支出額や投資額等である。このような事態における支出等の額は、直ちに不適切な会計経理の額とは言い切れないため、「背景金額」として「指摘金額」と区別している。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

(注2) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが3件ある。



(注3) 「国会及び内閣に対する報告」の5件のうち、1件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として、1件は「特に掲記を要すると認めた事項」として、それぞれ第3章の「個別の検査結果」に掲記しており、件数が重複している。

(注4) 件数の合計に当たっては、上記(注3)の重複分(2件)を控除している。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した各事項のうち、特に掲記を要すると認めた事項を除く不当事項等について、省庁等別にその件数、金額を示すと次表のとおりである。

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 (注2)	
	件		件		件		件	
裁 判 所					1	2740万円	1	2740万円
内 閣 府 (警 察 庁)					1	9億1286万円	1	9億1286万円
(防 衛 庁)	9	1億0191万円	36	1610万円	3	1億3424万円	13	2億5225万円
総 務 省	6	1892万円			1	9250万円	7	1億1142万円
財 務 省	2	5億2263万円					2	5億2263万円
文 部 科 学 省	1	427万円	36	(1兆8755億4680万円)	(注3) 2	43億8264万円 (11億5564万円)	4	43億8691万円 (1兆8755億4680万円) (11億5564万円)
厚 生 労 働 省	266	105億8709万円	34	1億3416万円	3	(注4) 3億8103万円	270	111億0228万円
農 林 水 産 省	18	6億5756万円	36	(1658億円)	(注3) 6	18億5709万円 (22億9039万円) (11億1983万円)	25	25億1465万円 (1658億円) (22億9039万円) (11億1983万円)
経 済 産 業 省	13	3億5273万円			(注5) 2	(注5) 3億5209万円	15	7億0482万円
国 土 交 通 省	26	2億6961万円			6	(注4) 75億3047万円	32	78億0008万円
環 境 省	1	1億8500万円					1	1億8500万円
住 宅 金 融 公 庫					1	6800万円	1	6800万円
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団	2	289万円					2	289万円
日 本 銀 行					(注5) 3	(注5) 3億8097万円	3	3億8097万円
商 工 組 合 庫 中 央 金 庫					1	6096万円	1	6096万円
関 西 国 際 空 港 株 式 会 社	1	4828万円					1	4828万円
預 金 保 険 機 構	1	631万円					1	631万円
日 本 郵 政 公 社	35	7億5346万円					35	7億5346万円
成 田 国 際 空 港 株 式 会 社	2	2億1667万円					2	2億1667万円
独 立 行 政 法 人 情 報 通 信 研 究 機 構	2	6172万円					2	6172万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 (注2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人 国立美術館			③④③⑥ 1	(15億1185万円)			1	(15億1185万円)
独立行政法人 国立博物館					1	2億0026万円	1	2億0026万円
独立行政法人 農業・生物系 特定産業技術 研究機構					1	2780万円	1	2780万円
自動車検査 独立行政法人					1	4883万円	1	4883万円
独立行政法人 農畜産業 振興機構	1	1127万円					1	1127万円
独立行政法人 日本貿易 振興機構	1	729万円					1	729万円
独立行政法人 鉄道建設・ 運輸施設整備 支援機構					1	4170万円	1	4170万円
独立行政法人 自動車事故 対策機構	1	9117万円					1	9117万円
独立行政法人 労働者健康 福祉機構					1	(232億7537万円)	1	(232億7537万円)
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構					1	(219億4671万円)	1	(219億4671万円)
独立行政法人 都市再生機構					1	5450万円	1	5450万円
独立行政法人 日本高速道路 保有・償還 機構			③④ 1	(注6) 9億1556万円			1	(注6) 9億1556万円
東日本高速道 路株式会社			③④ 1	(注6) 2億5070万円			1	(注6) 2億5070万円
首都高速道路 株式会社			③④ 1	(注6) 67億8008万円	1	2330万円	2	(注6) 68億0338万円
中日本高速道 路株式会社			③④ 1	(注6) 12億2685万円			1	(注6) 12億2685万円
西日本高速道 路株式会社			③④ 1	(注6) 42億5825万円			1	(注6) 42億5825万円
阪神高速道路 株式会社			③④ 1	(注6) —			1	(注6) —
本州四国連絡 高速道路 株式会 社			③④ 1	(注6) 1467万円			1	(注6) 1467万円
日本放送協会	1	1995万円			1	(350億円)	2	1995万円 (350億円)

省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 (注1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計 (注2)	
	件		件		件		件	
中部国際空港株式会社	1	1億8923万円					1	1億8923万円
東日本電信電話株式会社			㊸ 1	(44億円)	1	8460万円	2	8460万円 (44億円)
西日本電信電話株式会社			㊸ 1	(29億円)	1	1億5860万円	2	1億5860万円 (29億円)
放送大学学園					1	10億0744万円	1	10億0744万円
合計	390	141億0805万円	14	(注6) 135億9638万円	(注5) 41	(注4) (注5) 175億9284万円	(注5) 445	(注4) (注5) (注6) 452億9727万円

(注1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㊸は会計検査院法第34条によるもの、㊸は会計検査院法第36条によるものを示している。

(注2) ( )内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

(注3) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが3件ある。

(注4) 厚生労働省のうち1件及び国土交通省のうち1件は、それぞれ同一の事態に係るものであり、両省における指摘金額は万円未満の金額を切り捨てており、その金額については金額の合計の際に集計している。

(注5) 経済産業省のうち1件及び日本銀行のうち1件は、重複があり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複を控除している。

(注6) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の各指摘金額は万円未満の金額を切り捨てており、その金額については金額の合計の際に集計している。また、阪神高速道路株式会社の指摘は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に承継された資産について同会社が価額の算定を誤ったものであり、指摘金額は同機構の金額に含めている。

また、特に掲記を要すると認めた事項は、4件(背景金額5028億円、1289億円、835億円、1兆0322億円)である。

以上の各事項計449件について、その概要を示すと次のとおりである。

### (不当事項)

検査の結果、「不当事項」として計390件掲記した。これを収入、支出等の別に分類し、態様別に説明すると、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、「会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した事項」に掲記した事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せ、会計検査院法第31条の規定等による懲戒処分の要求の要否、及び、同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

1 収入に関するもの (計6件 35億7493万余円)

省庁又は団体名	租 税	保 険 料	不正行為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件
財 務 省	2				2
厚 生 労 働 省		2	1		3
成田国際空港株式会社				1	1
計	2	2	1	1	6

(1) 租 税 2件 5億2263万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財務省

- ・租税の徴収に当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、課税資料の収集・活用が的確でなかったりなどしていたため、納税者182人からの徴収額に過不足があったもの(1件 5億1574万余円)

(91 ページ記載)

- ・相続税に係る連帯納付義務者の財産調査等が十分でないまま滞納処分の執行を停止したため、租税債権が消滅したもの(1件 688万余円)

(100 ページ記載)

(2) 保 険 料 2件 30億4189万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、パートタイム労働者等の短時間就労者を多数使用しているなどの事業主が、常用的に使用している短時間就労者について被保険者資格取得届の提出を怠るなどしていたのに、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったため、1,111事業主からの徴収額が不足していたもの(1件 27億8787万余円)

(151 ページ記載)

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、事業主からの申告書における賃金総額の記載が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、400事業主からの徴収額に過不足があったもの(1件 2億5402万余円)

(154 ページ記載)

(3) 不 正 行 為 1件 398万余円

<現金が領得されたもの>

○厚生労働省

- ・社会保険事務所の職員が、厚生年金保険料等の収納事務に従事中、滞納事業主から直接現金で受領した同保険料等を国庫に払い込まずに領得したもの(1件 398万余円)

(215 ページ記載)

(4) そ の 他 1件 642万円

<土地の賃料を収納していなかったもの>

○成田国際空港株式会社

- ・空港用地の取得に際し用地所有者に提供するため保有している代替地用地のうち、不動産管理会社等に駐車場として整備させ、管理、運営させていた土地について、土地賃貸借契約を締結せず、賃料を収納していないもの(1件 642万円)

(407 ページ記載)

2 支出に関するもの (計 348 件 96 億 8848 万余円)

省庁又は団体名	予 算 経 理	予 算 経 理 不 正 行 為	工 事	役 務	保 険 給 付	医 療 費	補 助 金	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(防衛庁)	8							1		9
総 務 省							6			6
文 部 科 学 省							1			1
厚 生 労 働 省	81	18		1	4	2	156	1		263
農 林 水 産 省	1			1			16			18
経 済 産 業 省				1			12			13
国 土 交 通 省							23	2	1	26
環 境 省							1			1
日 本 私 立 学 校 振 興 事 業 共 済 団 体							2			2
関 西 国 際 空 港 株 式 会 社			1							1
預 金 保 険 機 構	1									1
成 田 国 際 空 港 株 式 会 社			1							1
独 立 行 政 法 人 情 報 通 信 研 究 機 構				1					1	2
独 立 行 政 法 人 農 畜 産 業 振 興 機 構							1			1
独 立 行 政 法 人 日 本 振 興 貿 易 機 構				1						1
日 本 放 送 協 会								1		1
中 部 国 際 空 港 株 式 会 社			1							1
計	91	18	3	5	4	2	218	5	2	348

(1) 予 算 経 理 91 件 57 億 9550 万余円

<会計経理が適正を欠いているもの>

○内閣府(防衛庁)

- ・複数の建設工事を対象とする現場技術業務に係る予算執行において、各対象工事に対応した歳出科目から支出すべきであるのに、誤った歳出科目から支出していて、会計経理が会計法令等に違背し、適正を欠いているもの(8件 9966 万余円) (65 ページ記載)

○厚生労働省

- ・労働局において、物品の購入等に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、庁費等を支出していたもの(47件 27 億 0518 万余円) (120 ページ記載)

・労働局において、物品の購入等に当たり、競争入札が行われたように偽装し、契約の相手方に内定していた業者等と契約を締結して、会計法令等に違反し、著しく適正を欠いているもの(2件 6億0321万余円) (124ページ記載)

・労働局において、求人情報自己検索システムの取得等に当たり、複数年度にわたる役務の提供等に係る契約を締結するなどして契約の締結年度内に当該経費の全額を支払って、会計法令に違反し著しく適正を欠いているもの(32件 23億5846万余円) (126ページ記載)

○農林水産省

・水田農業構造改革対策の事務処理に使用するプログラムの開発委託契約に当たり、国の財産であるプログラムの著作権を支払手段として使用していたり、国有財産として適正に管理していなかったりして、会計経理が適正を欠いているもの(1件 2265万余円) (229ページ記載)

○預金保険機構

・旅費請求者が、パック料金や事前購入運賃等で航空券を購入して出張しているのに、実際に支払った金額と異なる航空賃の領収書を旅費の精算のために提出するなどして、旅費が過大に支給されているもの(1件 631万余円) (396ページ記載)

(2) 予算経理・不正行為 18件 3億0880万余円

<会計経理が適正を欠いているもの及び現金が領得されたもの>

○厚生労働省

・労働局において、虚偽の内容の関係書類を作成し、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等を不正に支出するなどし、これを別途に経理して業務の目的外に使用したり、職員が国庫金を領得したりするなどして、会計経理が会計法令等に違反し、著しく適正を欠いているもの(18件 3億0880万余円) (130ページ記載)

(3) 工 事 3件 4億4777万余円

<設計が適切でなかったもの>

○関西国際空港株式会社

・進入灯点検橋設置工事の実施に当たり、進入灯点検橋を設計する際、支承部に落橋防止構造を設置することとしておらず、設計が適切でなかったため、進入灯点検橋支承部の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 4828万余円) (393ページ記載)

○成田国際空港株式会社

・橋りょうの架替え工事の実施に当たり、落橋防止システムを設計する際、橋軸直角方向の変位制限構造を設置することとしておらず、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 2億1025万余円) (403ページ記載)

○中部国際空港株式会社

・空港の場周警戒システム整備工事の実施に当たり、場周柵にセンサーを取り付けたことにより支柱に作用する荷重が大きくなったのに直ちに支柱の補強をする必要はないとして、設計が適切でなかったため、場周柵の所要の強度が確保されていない状態になっているもの(1件 1億8923万余円) (469ページ記載)

#### (4) 役 務

5 件 1 億 6922 万余円

##### <委託費の支払が適切でないもの>

###### ○経済産業省

- ・原子力発電所緊急時連絡網システムの運用に当たり、同報装置が修理されずに放置され機能が回復されないままとなっていたり、ファックスの保守点検が長期間にわたって行われていなかったり、蓄電池の交換作業が実施されていなかったりしているのに、履行を確認しないままそれぞれの契約に係る契約金額を支払っていて適切を欠いているもの(1件 615 万余円) (299 ページ記載)

###### ○独立行政法人情報通信研究機構

- ・業務委託契約に係る委託費の精算に当たり、業務委託先の会社が、委託業務の実態に基づかずに労務費を算定したもので、同業務に係る従事時間を説明する書類は存在しないとしたため、同契約に係る労務費の確認ができず、委託費の支払が不当と認められるもの(1件 5240 万余円) (409 ページ記載)

##### <委託費の支払が過大となっているもの>

###### ○厚生労働省

- ・雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクトに係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の物品購入費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 6721 万余円) (147 ページ記載)

###### ○農林水産省

- ・森林資源データの分析・利用に関する調査等に係る委託事業の実施に当たり、他の業務に従事していた日数等を含めて人件費を算出したり、事業に要した実支出額によることなく電子計算機の使用料を算出したりしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 3616 万余円) (231 ページ記載)

###### ○独立行政法人日本貿易振興機構

- ・役職員の福利厚生に資する事業に係る委託費について、委託対象となる各種事業の事業費に過不足が生じていたのにこれを反映した変更を行っていなかったため、支払額が過大となっているもの(1件 729 万余円) (430 ページ記載)

#### (5) 保 険 給 付

4 件 2 億 7967 万余円

##### <保険の給付が適正でなかったもの>

###### ○厚生労働省

- ・厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給に当たり、受給権者が事業所に常用的に使用されていて、年金の一部又は全部の支給を停止すべきであったのに、被保険者資格取得届が提出されず、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったため、535 人に対して支給停止の手続が執られず支給が適正でなかったもの(1件 1 億 9140 万余円) (157 ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給決定に当たり、受給者が再就職していながらその事実を申告書に記載していなかったり、事実と相違する雇入年月日を記載したりなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、293 人に対する支給が適正でなかったもの(1件 6466 万余円) (160 ページ記載)

- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定に当たり、事業主が申請書等において、既に事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせ、その紹介により雇い入れたこととしているなど、その記載内容が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、37 事業主に対する支給が適正でなかったもの(1件 2014 万余円)

(163 ページ記載)

- ・雇用保険の地域雇用開発促進助成金等のうち地域高度人材確保奨励金及び沖縄若年者雇用奨励金の支給決定に当たり、事業主が受入れ等申告書等に支給要件に該当しない者を誤って記載していたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、2 事業主に対する支給が適正でなかったもの(1件 345 万余円)

(165 ページ記載)

**(6) 医療費 2件 4億 6022 万余円**

＜医療費の支払が適切でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・老人保健等における医療費の支払に当たり、医療機関及び薬局から入院基本料、在宅医療料、入院基本料等加算等の診療報酬及び調剤報酬の不適正な請求があったのに、これに対する審査点検が十分でなかったなどのため、171 医療機関及び 36 薬局に対する支払が適切でなく、これに係る国の負担が不当と認められるもの(1件 4億 0992 万余円)

(168 ページ記載)

- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払に当たり、医療機関が手術料、入院料、指導管理料等を誤って算定し請求していたのに、これに対する審査が十分でなかったため、279 医療機関に対する支払が適正でなかったもの(1件 5029 万余円)

(179 ページ記載)

**(7) 補助金 218件 21億 6652 万余円**

＜補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○総務省

- ・情報通信格差是正事業等の実施及び経理において、交付決定の内容に含まれていないシステムの整備費や必要のない試験費を補助対象事業費に含めていたり、補助対象経費を単独事業との割合であん分して算定していなかったりなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されるなどしているもの(6件 1892 万余円)

(81 ページ記載)

○文部科学省

- ・公立学校等施設整備費補助金の経理において、小学校校舎の耐震補強工事の工事費が過大となっていて補助対象事業費が過大に算定されていたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 427 万円)

(102 ページ記載)

○厚生労働省

- ・医療施設近代化施設整備事業による電子カルテシステム等の整備において、ソフトウェアに係る作業の遅れからシステムの一部が稼働しておらず、導入されたシステム機器が撤去されることとなっていて、事業の一部が実施されていないもの(1件 2085 万余円)

(181 ページ記載)

- ・保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の経理において、同一建物内に整備した他の福祉施設との共用部分に係る費用を適正にあん分していなかったなどのため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 794 万余円)

(182 ページ記載)



- ・早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給決定に当たり、受給者が申請書に事実と相違した雇入年月日を記載するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でなかったため、25人に対する支給が適正でなかったもの(1件 1059 万余円) (184 ページ記載)
- ・在宅福祉事業費補助金の算定において、一般財源により措置されている補助事業に従事する者の給料や手当等の人件費を補助対象経費の実支出額に計上するなどしていたため、補助金が過大に交付されているもの(8件 3804 万余円) (186 ページ記載)
- ・児童保護費等補助金(産休等代替職員制度事業分)の算定において、従前から勤務する常勤職員を臨時的に任用したとしていたり、産休等職員と同一の資格を有していない者を任用していたりしていたため、補助金が過大に交付されているもの(8件 2546 万余円) (189 ページ記載)
- ・児童保護費等負担金の経理において、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されているもの(36件 5020 万余円) (191 ページ記載)
- ・児童扶養手当給付費負担金の交付に当たり、受給者である母が、所得制限限度額以上の所得がある扶養義務者と同一の住居に居住しているなどして生計を同じくしているのに、両者は生計を同じくしていないとして手当を支給していたため、負担金が過大に交付されているもの(8件 1億1054 万余円) (195 ページ記載)
- ・生活保護費負担金の算定において、保護を受ける世帯における就労収入等の額を過小に認定するなどして保護費の額を決定していたため、負担金が過大に交付されているもの(14件 6867 万余円) (197 ページ記載)
- ・精神保健対策費補助金の経理において、補助の対象とはならない施設整備の費用や入所者個人の生活に必要な給食費等を補助対象経費に含めるなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(4件 2247 万余円) (200 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金の算定において、介護給付費等の額や所得段階別の被保険者数を誤るなどして調整基準標準給付費額や普通調整交付金交付割合を過大に算出していたため、交付金が過大に交付されているもの(3件 1672 万余円) (202 ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金の交付に当たり、市町村において、遡及して退職被保険者等となった者に係る医療給付費を一般被保険者に係る医療給付費から控除していなかったり、基礎資料からの転記を誤り一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定したりしていたため、負担金が過大に交付されているもの(18件 1億5921 万余円) (204 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金の交付に当たり、市区町村において、調整対象需要額を過大に算定したり調整対象収入額を過小に算定したりなどしていたため、交付金が過大に交付されているもの(54件 2億1942 万余円) (208 ページ記載)

○農林水産省

- ・畑地帯総合農地整備事業の実施に当たり、環境保全型ブロックを用いた護岸工を施工する際、スリットが設けられているブロック前面等に中詰材として粒径の大きな石材を充てんする必要があったのに、粒径が非常に細かい土砂を使用したため、中詰材の一部がスリット等から流出していて、流出の進行に伴い護岸が転倒等するおそれがあり、工事の目的を達していないもの(1件 346 万余円) (233 ページ記載)

- ・国営造成施設県管理費補助事業の実施に当たり、土地改良施設の運転操作を行う操作員の直接人件費を積算する際に、各操作員が勤務条件どおりに休日を取りながら交替勤務により配置されることに対応する経費を計上していることから、休日手当の対象となる休日勤務の配置は生じないのに、休日手当を計上するなどしていたため、委託契約額が割高となっているもの(1件 1135 万余円) (236 ページ記載)
- ・トレーサビリティシステム導入促進対策事業の実施に当たり、導入した機器等の一部しか設置しておらず、設置した機器等についても十分利用しないままシステムの運用を停止し、そのほとんどを撤去していて、補助の目的を達していないもの(1件 5668 万円) (238 ページ記載)
- ・トレーサビリティシステム導入促進対策事業の実施に当たり、補助事業で導入したシステムと別のシステムとを連携させて運用することとしていたが、別システムの開発の見通しが立たず、本件システムが運用されずに停止していて、補助の目的を達していないもの(1件 873 万余円) (239 ページ記載)
- ・トレーサビリティシステム導入促進対策事業の実施に当たり、事業主体の構成員相互間で取引価格等の調整がつかなかったことから、消費者へシステムを利用した米の販売を行えないままその運用を停止していて、導入した機器等が使用されておらず、補助の目的を達していないもの(1件 149 万余円) (240 ページ記載)
- ・食品産業機能高度化特別対策事業の実施に当たり、補助事業年度に伝統野菜を原料とした焼酎を新たに製造するための醸造機器を設置しておらず、事業を実施していなかったことから、補助の対象とならないもの(1件 286 万余円) (241 ページ記載)
- ・復旧治山事業の実施に当たり、鋼製土留工を設計する際、中詰材の確実な流出防止対策を講じておらず、設計が適切でなかったため、鋼製土留工の不安定土砂の滑落を抑止する機能が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達していないもの(1件 656 万余円) (242 ページ記載)
- ・漁港施設災害復旧事業の実施に当たり、防波堤の波止板を設計する際、波力に対する応力計算を行っておらず、設計が適切でなかったため、波止板の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 242 万余円) (244 ページ記載)
- ・農村総合整備モデル事業の実施に当たり、道路網整備の一環として整備した農道について、起点に接続する里道の拡幅工事が行われず車両の通行ができないままとなっていたり、終点が出入口の施錠されている町営グラウンドを介して町道に接続されていたりしていることなどから、長期間にわたり車両が自由に通行できない状況となっていて、補助の目的を達していないもの(1件 9888 万円) (246 ページ記載)
- ・農地情報管理システム整備事業の実施に当たり、補助事業年度にデータ入力等を委託する業者の選定を行わず、事業を実施していなかったことから、補助の対象とならないもの(1件 668 万余円) (248 ページ記載)
- ・農用地利用調整特別事業の実施に当たり、事業主体が農作業受委託支援システムに必要な情報を把握しておらず、情報を全く入力しないままシステムを活用していなかったため、補助の目的を達していないもの(1件 344 万余円) (249 ページ記載)
- ・経営体質強化施設整備事業の実施に当たり、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(1件 605 万円) (250 ページ記載)

- ・畜産環境総合整備事業の実施に当たり、発酵施設を設計する際、誤って、家畜排せつ物による積載荷重を過小に計算したり、使用する主鉄筋の種類を強度の小さいものとしたりして、設計が適切でなかったため、発酵施設の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 6232 万余円) (252 ページ記載)
- ・国際林業協力事業の実施に当たり、他の業務に従事していた日数等を含めるなどして人件費を算出したり、事業に要した実支出額によることなく電子計算機の使用料を算出したりしていたため、補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 7359 万余円) (255 ページ記載)
- ・漁船及び漁具のスクラップ処分等を行った者に助成金を交付する不要漁船・漁具処理対策事業の実施に当たり、助成金交付の要件である残存漁業者等の資金の負担が行われていないのに、残存漁業者等の負担を軽減するための補助金が交付されているもの(1件 2 億 5067 万余円) (257 ページ記載)
- ・水産物安全・安心対策事業及び漁協系統組織・事業改革促進事業の実施に当たり、交付要綱に定められている補助率を上回って補助金の額を算定していたため補助金が過大に交付されたり、事業費に自らが負担していない経費を含めていたため補助対象事業費が過大に精算されたりしているもの(1件 352 万余円) (259 ページ記載)

#### ○経済産業省

- ・中小企業経営革新等対策費補助金等の経理において、事業主体が負担していない機械装置の購入費等を補助対象事業費に含めたり、補助金の交付決定前に発注した事業を補助の対象としたりなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されるなどしているもの(10件 6021 万余円) (301 ページ記載)
- ・電源立地地域対策交付金事業の実施に当たり、建設する保育所を設計する際、遊戯室の小屋組の真束しんつかと陸梁ろくばりとの接合部に生ずるせん断力に対する耐力の検討等をしていなかったり、施工の際、耐力壁を構成する筋かいに所定の寸法より断面積の小さな木材を使用していたりなどして、設計、施工等が適切でなかったため、所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していないもの(1件 2 億 7659 万余円) (307 ページ記載)
- ・エネルギー使用合理化技術開発事業の実施に当たり、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、その金額を返還しなければならないのに返還していないもの(1件 977 万余円) (310 ページ記載)

#### ○国土交通省

- ・公営住宅家賃対策補助金の経理において、補助基本額の算定基礎となる近傍住宅家賃を過大に算定していたり、補助基本額の減額要素となる入居者負担基準額を過小に算定していたりしたため、補助金が過大に交付されているもの(10件 8078 万余円) (320 ページ記載)
- ・土地区画整理事業の実施に当たり、橋台の基礎工である PC-壁体を設計する際、有効プレストレスと地震時の許容曲げ引張応力度の数値に A 種の PC-壁体の数値を用いるべきであるのに、誤って、これらの数値が A 種より高い B 種の数値を用いていて、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 3551 万余円) (326 ページ記載)

- ・道路災害防除対策事業の実施に当たり、法面工を新設するものであることから、共通仮設費率等の算出に適用する工種区分に「道路改良工事」を適用しなければならないのに、誤って「道路維持工事」を選定し、これにより共通仮設費率等を算定したため、工事費が割高となっているもの(1件 312 万余円) (329 ページ記載)
- ・道路改築事業の実施に当たり、橋りょうの落橋防止システムを設計する際、誤って、落橋防止構造を設置しておらず、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 2273 万余円) (330 ページ記載)
- ・緊急地方道路整備事業の実施に当たり、ボックスカルバートの基礎部を設計する際、必要なボーリング調査等を実施していなかったなどのため、ボックスカルバートに不等沈下が生じ、ボックスカルバート内の水路の目地部に隙間が発生しており、出水時等には水路の目地部の隙間から舗装下の土砂が吸い出されたりするなど、水路及び農道としての機能を損なうおそれがあり、工事の目的を達していないもの(1件 1458 万余円) (333 ページ記載)
- ・港湾改修事業の実施に当たり、漁業権の消滅等に対し既往年度に先行補償した額のうち臨港道路に係る分に要した費用を支払う際、誤って利子支払額を過大に算定していたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 916 万余円) (335 ページ記載)
- ・地方道路交付金事業の実施に当たり、橋脚を設計する際、底版下面の主鉄筋の配置が設計条件を満足していないことが明確になっているのに、これにより配筋図を作成して、設計が適切でなかったため、橋脚の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 1547 万余円) (337 ページ記載)
- ・除雪事業の実施に当たり、凍結防止剤散布工事の共通仮設費率等を算出する際、数箇月にわたる工事全体を一つの工事として算出すべきであるのに、工事を構成する各作業が1日ごとに完了する工事として、共通仮設費率等の上限値を適用して算出するなどしたため、工事費が割高となっているもの(1件 217 万円) (338 ページ記載)
- ・都市公園事業の実施に当たり、擁壁の配筋図を作成する際、誤って、つま先版の下面側に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた鉄筋より細い径の鉄筋を配置することとしていて、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 1622 万余円) (340 ページ記載)
- ・街路事業の実施に当たり、橋りょうの変位制限構造を設計する際、誤った設計水平震度により地震力を算出して、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 2307 万余円) (342 ページ記載)
- ・公共下水道事業の実施に当たり、吐出槽の底版の配筋図を作成する際、誤って、隅角部の底版上面側に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた間隔の2倍の間隔で配置するなどして、設計が適切でなかったため、吐出槽の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 1401 万余円) (344 ページ記載)
- ・都市下水路事業の実施に当たり、ボックスカルバートの配筋図を作成する際、誤って、頂版の下面側及び底版の上面側に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた間隔の2倍の間隔で配置することとしていて、設計が適切でなかったため、ボックスカルバートの所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(1件 395 万余円) (347 ページ記載)

- ・公営住宅家賃収入補助金の経理において、収入超過者の基準額を誤り、収入超過者入居戸数を過小に算出していたため、補助金が過大に交付されているもの(1件 305 万余円) (349 ページ記載)
- ・道路改築事業の実施に当たり、建物等の移転に係る補償金を算定する際、仕入税額控除により実質的に負担しないこととなる消費税は積算上考慮しないこととされているのに、消費税額を加算していたため、補償費が過大となっているもの(1件 474 万余円) (350 ページ記載)

○環境省

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業において、設置した小型風力発電機の発電量が消費電力量を下回っていたため、二酸化炭素排出量が削減されず、交付金交付の目的を達していないもの(1件 1 億 8500 万円) (376 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の交付に当たり、学校法人から提出された資料に、特別補助の対象とならない学生等の数が含まれるなどしていたのに、この資料に基づいて補助金の額を算定したため、交付額が過大となっているもの(2件 289 万余円) (381 ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構

- ・酪農ヘルパー利用拡大推進事業において、事業主体が酪農ヘルパーを利用した酪農経営者に対して交付すべき補助金を交付しておらず、事業が実施されていないもの(1件 1127 万余円) (428 ページ記載)

(8) 不正行為

5件 3742 万余円

＜現金が領得されたもの＞

○内閣府(防衛庁)

- ・海上自衛隊の職員が、小切手の作成等の事務に従事中、会計機関印等を無断で使用して小切手を作成し、これを現金化するなどして領得したもの(1件 224 万余円) (67 ページ記載)

○厚生労働省

- ・職員が、消耗品の購入に関する事務に従事中、販売業者に作成させた架空の請求書等に基づき虚偽の支出関係書類を作成し、同販売業者の銀行口座に振り込ませた支出金の一部を領得するなどしたもの(1件 824 万余円) (215 ページ記載)

○国土交通省

- ・地方運輸局の職員が、資金前渡官吏の補助者として小切手の作成等の事務に従事中、非常勤職員に対して支払う給与の額を水増しした支払決議書等により小切手を作成し、これを現金化して領得したもの(1件 447 万余円) (352 ページ記載)
- ・河川事務所等の職員が、構造物の写真撮影等の発注事務に従事中、架空の業務を発注し、架空の支払額等に相当する額の金券を受け取るなどして、国に損害を与えたもの(1件 249 万余円) (352 ページ記載)

○日本放送協会

- ・職員が、本部及び放送局において、旅費等の支払請求に関する事務に従事中、出張を要する用務があるように装って本人の銀行口座に旅費等を振り込ませるなどして領得したもの(1件 1995 万余円) (464 ページ記載)

(9) その他 2件 2333 万余円

<分担金等の支払が適切でないもの>

○国土交通省

- ・航空機に対する地上作業を監視する業務に係る分担金の支払に当たり、分担金の対象とならない監視時間を含めて算定していたため、支払額が過大となっているもの(1件 1401 万余円) (353 ページ記載)

○独立行政法人情報通信研究機構

- ・高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成事業の実施に当たり、外注費が実績報告書の額より低額で支払われていたのに、これに対する審査・確認が十分でなかったため、助成対象事業費が過大に精算されているもの(1件 932 万円) (410 ページ記載)

3 収入支出以外に関するもの (計 36 件 8 億 4463 万余円)

省庁又は団体名	物 件	不正行為	計
日本郵政公社	件	件	件
		35	35
独立行政法人自動車事故対策機構	1		1
計	1	35	36

(1) 物 件 1件 9117 万余円

<取得の目的が達成されていないもの>

○独立行政法人自動車事故対策機構

- ・自動車事故患者の治療のために国からの出資金により取得した核医学画像診断装置について、取得から5年間一度も入院患者の治療に用いられていない状況が継続していたにもかかわらず外部患者の検査の受託など有効活用を図るための対策が執られず、また、機能を維持するための適切な管理が行われていなかったことから、診断装置が遊休化していて、取得の目的が達成されていないもの(1件 9117 万余円) (437 ページ記載)

(2) 不正行為 35件 7 億 5346 万余円

<現金等が領得されたもの>

○日本郵政公社

- ・郵便局の職員が、預金者から受領した郵便貯金預入金、郵便局で保管していた資金、契約者から受領した保険料等を領得したもの(35件 7 億 5346 万余円) (398 ページ記載)

(意見を表示し又は処置を要求した事項)

「意見を表示し又は処置を要求した事項」として計 14 件掲記した。

ア 会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を要求した事項 8 件

○厚生労働省

- ・独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された物品の時価評価額の算定について

社会保険庁では、年金の福祉施設及び政府管掌健康保険の保健・福祉施設を設置・運営してきた。これら年金・健康保険福祉施設については、近年の年金制度等を取り巻く厳

しい財政状況等にかんがみ整理合理化を行うこととされ、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において譲渡等を行うため、機構へ出資することとされた。そして、機構成立時において政府から出資される政府出資金の額は、機構の成立の日現在の時価評価額とするとされた。しかし、機構へ出資される国有的物品の時価評価額を算定するに当たり、減価償却を行わない資産に該当するとしていた美術品等について、耐用年数を経過したものとして、残存価格(10%)までの減価償却の計算が行われたため、時価評価額が過小となっており、機構に対する政府出資金の額及び機構の財務諸表等における資本金等の額が正しく表示されていないなどの事態が生じていた。したがって、社会保険庁において、本院の指摘により判明した時価評価額に係る誤りを修正して適正なものにするとともに、修正した時価評価額を基に評価委員による再評価を受けるなどして政府出資金の額等を適切なものに改めるなどの処置を講ずる必要がある。

(指摘金額 1億3416万円)

(216ページ記載)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

・民営化に伴う資産の承継・評価について(7件)

道路関係4公団の民営化に伴って承継された資産について検査したところ、承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたり、資産の承継先が適切でなかったり、機構と道路会社との間で生じた土地の使用に係る権利関係が整理されないままとなっていたりしている事態が見受けられた。したがって、機構及び道路会社においては、資産の価額を修正し、資産の承継先を適切なものとする措置を講じ、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、今後とも、新たに取得される資産についても、その把握・管理が適切に行われるよう、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うための体制の整備を図る必要がある。

(指摘金額 計134億4612万円)

(451ページ記載)

イ 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求し及び同法第36条の規定により改善の意見を表示した事項 1件

○独立行政法人国立美術館

・独立行政法人国立美術館における随意契約の適正化等について

物品の購入、業務委託等の契約の実施に当たり、競争性のある契約であるにもかかわらず、随契限度額を1000万円と高額に設定したため、競争性のある契約に占める少額随契の割合が95%超となっており、その後随契限度額を500万円に引き下げても競争性を確保する上で十分な水準となっていない事態が見受けられた。また、同一の美術館において見積書を徴取すべき複数の業者が存在している見積書の比較検討ができるのに、その検討が十分でなかったため、多くの随意契約において1者からしか見積書を徴取していない事態が見受けられた。したがって、国立美術館においては、①随契限度額の設定について、業務の効率的実施と競争の利益を享受できなくなるデメリットとを比較検討した上で適切な水準になるよう、改めて検討を行い、また、②見積書を徴取すべき業者が

複数存在しているかについて、同一の美術館において同種の契約実績等を十分確認するなどして、見積書の徴取を会計規則の趣旨に照らして適切に行う要がある。

背景金額	15 億 1185 万円
（少額を理由とした随意契約における予定 価格の限度額を見直すなどの要があると 認められる契約の金額	）

(412 ページ記載)

- ウ 会計検査院法第 36 条の規定により改善の意見を表示し又は改善の処置を要求した事項 5 件
- (ア) 改善の意見を表示したもの (4 件)

○内閣府(防衛庁)

- ・任期制自衛官に係る退職手当制度について

退職手当の支給を受けた陸上自衛隊の任期制自衛官の職務への従事状況を検査したところ、育児休業等により職務に従事していない期間のある任期制自衛官に対して退職手当を減額することなく支給している状況が見受けられ、任用期間の全期間にわたり職務に従事した任期制自衛官と不均衡を生じていた。このことは海上自衛隊及び航空自衛隊においても同様であると認められる。したがって、防衛庁においては、任期制自衛官に係る退職手当制度について職務に従事しない期間を退職手当の算定上考慮するよう適切な処置を講ずる要がある。

(指摘金額 1610 万円)

(68 ページ記載)

○文部科学省

- ・国立大学法人の附属病院に係るセグメント情報について

国立大学法人の財務諸表として開示されている附属病院に係るセグメント情報に記載された業務費用、業務収益、帰属資産の額が統一的な方法で把握され表示されているかなどについて検査した。その結果、附属病院において診療を行っている教員の人件費について、附属病院所属の教員のみを計上している国立大学法人が 14 法人、医学部等所属の教員(診療従事者)の手当等一部の人件費を加えて計上している法人が 9 法人、診療従事者のすべての人件費を加えて計上している法人が 2 法人あるなど、附属病院に係るセグメント情報として開示されている業務費用、業務収益及び帰属資産の計上内容が国立大学法人ごとに区々となっている状況が見受けられ、国立大学法人会計基準等が求めている財務情報の比較可能性が十分に確保されていないと認められる。したがって、文部科学省において、指針等の整備を行うことも含め、統一的な取扱い及び適切な処理を行うための情報提供を積極的に行うなどして、今後の国立大学法人の適正かつ健全な会計経理を一層推進する要がある。

背景金額	1 兆 8755 億 4680 万円
（統一的な取扱いが行われないまま開示さ れているセグメント情報の額	）

(103 ページ記載)



○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

・第1種公衆電話の設置及び管理等について(2件)

公衆電話の利用度にかかわらず、社会生活上の安全及び戸外において最低限の通信手段を確保することを目的とした第1種公衆電話の配置や設置場所が効率的となっているか、役割を有効に果たしているかなどについて検査したところ、第1種公衆電話1台を設置することが目安とされている各都道府県の基準地域メッシュ又は二分の一地域メッシュの同一メッシュ内に第1種公衆電話が複数設置されているメッシュがある一方で、第2種公衆電話のみが設置されているメッシュや公衆電話が全く設置されていないメッシュも相当数ある状況となっていた。また、24時間利用が可能な設置状況となっておらず、不特定多数の者にいつでも利用できるように供されているとは認められない状況となっている第1種公衆電話が見受けられた。そして、第1種公衆電話に関する情報については、都道府県ごとの設置台数は公表されているものの、その他の情報については提供されていない状況であった。したがって、第1種公衆電話に係るサービスが効率的に実施され、その役割を有効に果たしていくためには、利用状況等を勘案して第1種公衆電話等の適正な配置等について検討したり、設置場所を見直したりするとともに、情報の公開をより一層進める必要がある。

背景金額	東日本電信電話株式会社	44億円
	西日本電信電話株式会社	29億円
	(第1種公衆電話に係る平成17年度の営業費用)	

(472 ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

(1件)

○農林水産省

・土地改良負担金総合償還対策事業における土地改良負担金対策資金の資金規模について

農林水産省では、土地改良負担金総合償還対策事業を実施するに当たり、財団法人全国土地改良資金協会を事業主体として、資金協会に土地改良負担金対策資金を造成し、土地改良負担金に係る借入金の償還が困難な土地改良区等を対象に、借換資金の利子補給を行うなどしている。資金協会に対しては、平成2年度から12年度までの間に計2000億円の国庫補助金が交付されており、16年度末の対策資金の資金残高は1658億余円となっている一方で、17年度以降に資金協会から交付される利子補給金等は330億余円と推計されることなどから、対策資金の資金規模が資金需要を上回っていると認められる。したがって、農林水産省においては、資金需要に対応した対策資金の資金規模の把握を行うことや、多額の余裕資金の発生が想定される場合には対策資金の資金規模の縮小を図ることなどの処置を講ずる必要がある。

背景金額	1658億円
	(資金需要に対応した資金規模となっていない対策資金の残高に係る国庫補助金)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成18年7月13日に、国会及び内閣に報告している。]

(260 ページ記載)

**(本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項)**

「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として計 41 件掲記した。

## ○裁判所

## ・裁判所における通勤手当の支給について

自動車等を使用して通勤する職員等に対する通勤手当の支給に当たり、法令等で定められた認定基準が十分に理解されていなかったことなどのため、経路や距離の認定が適切に行われていなかったり、これらについての事後の確認が十分行われていなかったりして、通勤手当が過大に支給されていた。(指摘金額 2740 万円)

(59 ページ記載)

## ○内閣府(警察庁)

## ・偽造クレジットカード解析システムの運用状況について

偽造クレジットカード犯罪の取締りを強化するための偽造クレジットカード解析システムについて、その運用状況が著しく低調となっていたのに、システムの運用実態を十分把握していなかったことなどのため、運用の継続の可否も含め抜本的な見直しを行わないまま、システムの運用を従来と同様に続けていた。(指摘金額 9 億 1286 万円)

(62 ページ記載)

## ○内閣府(防衛庁)

## ・陸上、海上、航空各自衛隊が使用する食器の調達について

陸上、海上、航空各自衛隊が駐屯地、基地等で使用する食器の調達に当たり、各自衛隊の食器の仕様を統一して共通の食器を使用することについての検討が十分でなかったため、各自衛隊ごとに仕様を定め別個に契約していて、経済的な調達が行われていなかった。(指摘金額 5881 万円)

(71 ページ記載)

## ・部隊輸送の経費に使用する旅行券について

部隊及び隊員の輸送に利用する航空券等を調達するために購入した旅行券について、当該年度内に使用できないような多額の旅行券を年度末に購入して翌年度へ繰り越していたり、旅費の類の予算科目から経費を支出すべき一般的な業務出張の移動等に旅行券を使用していたりなどして、予算統制上適切でない事態が生じていた。

(指摘金額 6061 万円)

(73 ページ記載)

## ・インマルサットサービス使用契約における割引サービスの適用について

海上自衛隊の艦艇が利用しているインマルサットサービスの使用契約について、海上幕僚監部においてインマルサットサービス使用に係る経済的な支払を行うよう十分指導していなかったなどのため、通話等料金に関する割引サービスの適用を受けておらず、通話等料金が不経済となっていた。(指摘金額 1482 万円)

(78 ページ記載)

## ○総務省

## ・市町村合併により遊休化している設備等の利活用について

地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備した設備等について、市町村合併により当初の目的どおり使用されなくなった場合に、当該設備等の利活用を図ることにつ

いての取扱いが定められていなかったり、事業主体における認識が十分でなかったりしていたため、整備された設備等が使用されず遊休化して、効率的な利活用が図られていなかった。

(指摘金額 9250 万円)

(85 ページ記載)

#### ○文部科学省

##### ・私立高等学校等経常費助成費補助金に係る加算単価の算定について

私立高等学校等経常費助成費補助金の算定に当たり、交付要綱、配分通知等で示している加算事由の内容が必ずしも明確でなかったなどのため、都府県が加算単価の対象となる特定の事由に該当する施策を行っていない私立学校の生徒等数を含めるなどして報告していたり、文部科学省が加算単価の対象となる生徒等数を誤っていたりして、加算単価が過大に算定されていた。

(指摘金額 41 億 6390 万円)

(109 ページ記載)

##### ・科学研究費補助金の経理について

科学研究費補助金の管理を行っている研究機関において、研究用物品の購入に当たり、研究用物品の納品検査に係る事務処理体制の整備が十分でなかったことなどのため、業者が保管している納品書(控)等の日付と研究機関が管理している納品書等の日付とが30日を超えてかい離しており、この中には、補助事業の期間外に納品されていて補助の対象とならない研究用物品も含まれていて、事実と異なる会計経理が行われていた。

(指摘金額 2 億 1874 万円)

背景金額	11 億 5564 万円
(納品検査が適切に行われていなかった研 究機関に対する国庫補助金交付額)	

(114 ページ記載)

#### ○厚生労働省

##### ・生活保護における他法他施策の活用について

生活保護の実施に当たり、事業主体において、年金の受給資格の調査及び精神保健法第32条に基づく公費負担医療の適用についての指導等が十分でなかったことなどのため、被保護者が年金受給権を有していたのに、裁定請求手続が行われず、年金を受給していなかったり、公費負担医療の対象となり得るのに、その適用を受けていなかったりなどして、年金受給及び公費負担医療について他法他施策の活用が十分に図られておらず、生活保護に係る負担金の交付が適切なものとなっていなかった。

(指摘金額 3 億 0040 万円)

(220 ページ記載)

##### ・独立行政法人労働者健康福祉機構が受け入れた貸付金の回収金等について

厚生労働省が、労働福祉事業団の行っていた貸付金の債権管理及び回収業務を独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるに当たり、受け入れた貸付金の回収金等を国庫に納付させることとしているのに、国庫に納付すべき時期について適切な指示を行っていなかったため、回収金等が国庫に納付されない事態が継続していた。

(指摘金額 7805 万円)

(224 ページ記載)

○農林水産省

・中山間地域等直接支払制度の実施について

中山間地域等直接支払制度の実施に当たり、市町村において制度の内容の理解や農業生産活動等の実施状況の現地確認が十分でなかったなどのため、協定農用地の中に交付金の交付対象とならない農用地が含まれていたり、集落協定において取り組むこととされていた農業生産活動等が適切に行われていなかったりなどして、制度の適切かつ効果的な実施が確保されていなかった。

(指摘金額 1億0415万円)

(268ページ記載)

・農村総合整備事業等により整備した施設用地について

農村総合整備事業等により公共施設等の建設のため整備した施設用地について、事業計画の作成に当たり公共施設等の建設の確実性についての検証が十分でなかったなどのため、整備した施設用地に公共施設等が建設されておらず施設用地が遊休していて、事業効果が十分に発現していなかった。

(指摘金額 1億2383万円)

(273ページ記載)

・ほ場整備事業等により整備された農地の維持・保全等について

ほ場整備事業等により整備された農地について、現状把握が十分に行われていなかったり、遊休農地を解消するための農家の営農に関する意向の把握が十分に行われていなかったり、違反転用農地に係る府県への報告が適切に行われていなかったりなどして、優良農地が、遊休していたり、違反転用されていたりして、良好な状態で維持・保全されておらず、有効に利用されていなかった。

(指摘金額 12億9161万円)

(276ページ記載)

・緑の雇用担い手育成対策事業における委託事業費の算定及び物品・役務調達の契約手続について

緑の雇用担い手育成対策事業において、実地研修の実態の把握や実施方法についての理解が十分でなかったなどのため、収益事業地で実施された実地研修の委託事業費を非収益事業地での実地研修を想定して設定された標準単価を基に算定していたり、実地研修で作業員が講師を務めた際の講師等謝金を森林組合の現場監督職員の給与水準を踏まえて設定された標準単価を基に算定したりしていた。また、物品・役務の調達に係る契約手続について、全国森林組合連合会に会計規程等が整備されておらず、補助事業の適正かつ経済的な執行を期する上で適切なものとなっていなかった。

(指摘金額 4911万円)

背景金額	22億9039万円
(収益事業地で実施された実地研修に係る)	
国庫補助金交付額及び手続上適切を欠いた物品・役務調達契約に係る国庫補助金	
交付額	

(282ページ記載)

・農地情報管理システム整備事業等の実施及び農地情報管理システムの活用を図るための情報の更新について

農地情報管理システム整備事業等の実施に当たり、補助の対象となる経費が明確にされていなかったことなどのため、補助の対象とならない経費を事業費に含めるなどして、補助事業が適切に行われていなかったり、農地情報管理システムに入力された農地・農家等に関する情報が適時適切に更新されていなかったりしていた。

(指摘金額 1億2279万円)

背景金額	11億1983万円
(入力された情報が適時適切に更新されて いなかった農地情報管理システム整備に 係る国庫補助金相当額)	

(286ページ記載)

・学校給食用食肉流通・消費改善対策事業の実施について

学校給食用食肉流通・消費改善対策事業について、牛肉の輸入自由化に伴い懸念された学校給食用輸入牛肉の価格の高騰は生じておらず、また、学校給食会等から給食実施校への輸入牛肉の供給量が減少し、給食用物資全体の供給量に占める輸入牛肉の割合も著しく低くなっているなど、学校給食を取り巻く環境が変化しているのに、検討が十分でなかったため、事業の終了を含めた抜本的な見直しが行われていなかった。

(指摘金額 1億6560万円)

(290ページ記載)

○経済産業省

・調査・研究等に係る委託事業の委託費の算定について

調査・研究等に係る委託事業の委託費の算定について、委託事業の従事者が他の団体から給与等が支払われている出向者等である場合の人件費の算定や従事者が同時期に他の用務にも従事する場合の業務日誌の記載等の取扱いを経済産業省において明確に示していなかったなどのため、委託先の実支出額を反映していなかったり、従事者の勤務実態を反映していなかったりして、人件費が過大に算定されていた。

(指摘金額 7517万円)

(312ページ記載)

○経済産業省及び日本銀行

・貿易再保険事業における外貨建回収金等を邦貨建てにする際の外国為替取引手数料について

貿易再保険事業における外貨建回収金等を邦貨建てにする際、経済産業省において外貨建回収金の邦貨換算率についての検討が十分でなかったり、外貨建代位取得債権収入等を邦貨に交換する際の外国為替レートについて日本銀行本店と経済産業省との間で相互に連携、協力して検討が行われていなかったりしていたため、外国為替取引手数料が市中の取引慣行を踏まえた経済的なものとなっていなかった。

(指摘金額 2億7692万円)

(315、389ページ記載)

## ○国土交通省

## ・地籍簿の数値情報化経費の積算について

地籍簿の数値情報化経費の積算に当たり、事業主体である市町村において、固定資産課税台帳等に電磁的に記録された情報を電子媒体で請負業者等に貸与していたことなどから、安価なデジタル形式の単価で積算することが可能であったのに、作業内容についての認識が十分でなく、また、その場合にデジタル形式の単価で積算できることが明示されていなかったなどのため、アナログ形式の単価を適用して積算していて、積算額が過大となっていた。

(指摘金額 5690 万円)

(354 ページ記載)

## ・補助金の交付等を受けて取得していながら公営住宅等が建設されていない土地について

公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金の交付等を受けて取得した公営住宅等用地について、事業主体である地方公共団体において住宅事情等を踏まえた計画の見直しを行っていなかったり、国土交通省において建設状況を把握していなかったりなどしたため、事業計画における建設開始予定時期を経過するなどしているのに、公営住宅等が建設されていなかった。

(指摘金額 70 億 9178 万円)

(358 ページ記載)

## ・公共交通移動円滑化設備整備費補助金等の算定について

公共交通移動円滑化設備整備費補助金等の算定に当たり、補助対象経費から通常車両価格を控除する際、補助対象経費に消費税額を含めた場合には通常車両価格にも消費税額を含めるべきであるのに、このことを運用方針に明示していなかったことなどのため、公営バス事業者において、消費税額を含めた補助対象経費から消費税額が含まれていない通常車両価格をそのまま控除するなどして、補助金が過大に交付されていた。

(指摘金額 1 億 2358 万円)

(361 ページ記載)

## ・除雪工事において使用する凍結防止剤の購入費の積算について

除雪工事において使用する凍結防止剤の購入費の積算に当たり、特別調査を行って単価を決定すれば市場価格をよりの確に把握できるのに、事業主体である道県において、業者からの見積りによって単価を決定していて、市場価格の把握、検討が十分でなかったため、凍結防止剤の購入費の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 1 億 3190 万円)

(366 ページ記載)

## ・滑走路等に設置された管路等の埋設深さについて

切削・打換え工法を用いる滑走路等の補修工事に伴い実施された管路等の撤去・再設置工事において、再設置する管路等の設計に当たり、埋設深さが適切でなかったため、将来の滑走路等の補修工事において再び撤去・再設置工事を実施する必要性が生じていて、適切かつ経済的な設計となっていなかった。

(指摘金額 1 億 0790 万円)

(368 ページ記載)

○国土交通省、厚生労働省

- ・港湾 EDI システムの稼働に必要な設備の提供等のサービスを受けるための費用の積算について(2件)

港湾諸手続を電子申請化するための港湾 EDI システムの稼働に必要な設備の提供等のサービスを受けるための費用の積算に当たり、このサービスが専門業者によって一般の顧客に対して行われているなどの近年の状況に対する認識が十分でなかったり、このサービスに係る市場価格を適切に把握していなかったりなどしたため、積算額が過大となっていた。

(指摘金額 計 2100 万円)

(226、372 ページ記載)

○住宅金融公庫

- ・特約火災保険の解約返還保険料について

貸付金債権の償却に当たり、任意売却された建築物に付されている特約火災保険を解約すれば、解約返還保険料を残債権に充当できることが見込まれるのに、債権の回収を図ることについての認識が十分でなかったことなどのため、その解約手続を行っておらず、償却に係る債権の回収が適切に行われていなかった。

(指摘金額 6800 万円)

(378 ページ記載)

○日本銀行

- ・航空機を利用した出張旅費に係る会計経理について

航空機を利用した出張旅費について、現に支払った航空賃を証明する書類により実費額を確認するなどの審査方法が内部規程において定められていなかったことなどのため、出張者が実際には旅費支給額と異なる割安な航空賃の航空券を購入するなどしていたのに、旅費の精算が適正に行われておらず、出張旅費が過大に支給されていた。

(指摘金額 7372 万円)

(384 ページ記載)

- ・銀行券自動鑑査機等の保守契約に係る保守料について

銀行券自動鑑査機等の保守料について、保守作業の実績及び保守対象機器の範囲に応じて基本料金を減額する条項等が契約上定められていなかったため、保守員が日常保守時間帯に日常保守以外の作業を長時間行っていたり、保守対象に無償保守期間中の鑑査機が含まれていたりしているのに、基本料金がそのまま支払われていた。

(指摘金額 7280 万円)

(386 ページ記載)

○商工組合中央金庫

- ・貸付金の繰上償還に伴う期限前弁済手数料の徴求について

貸付金の繰上償還に伴う期限前弁済手数料の徴求に当たり、手数料の計算システムが計算方式の適用及び計算要素の入力を自動的に行うような機能を有していなかったことなどのため、計算方式の適用又は計算要素の入力を誤るなどし、手数料の徴求に過不足が生じていて、適正に徴求されていなかった。

(指摘金額 6096 万円)

(390 ページ記載)

○独立行政法人国立博物館

・有形固定資産の認識・計上について

財務諸表の作成に当たり、会計基準等に準拠した会計処理に対する理解が十分でなかったため、工事で取得した資産及びファイナンス・リース取引によるリース資産を有形固定資産として貸借対照表に計上しておらず、また、資産の製作・取得に要した設計料を有形固定資産の取得原価に含めていなかったことから財務諸表の表示が適正なものとなっていなかった。

(指摘金額 2億0026万円)

(419 ページ記載)

○独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

・電気設備、機械設備等に係る運転保守管理業務における労務費の積算について

電気設備、機械設備等に係る運転保守管理業務における労務費の積算に当たり、常駐技術者の業務の実態の把握等が十分でなかったことなどのため、仮眠をとっている時間について適切に減額した単価としていなかったり、深夜割増しの基礎となる賃金に算入しない手当等を含んだ単価に割増率を乗じていたりなどして、労務費の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 2780万円)

(422 ページ記載)

○自動車検査独立行政法人

・自動車検査用機械器具の定期点検に係る予定価格の積算について

自動車検査用機械器具の定期点検に係る予定価格の積算に当たり、検討が十分でなかったため、作業単価を算定する過程で請負業者に発生しない経費が含まれており、定期点検に係る予定価格の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 4883万円)

(425 ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

・開削トンネル等の築造工事に使用するコンクリートの仕様について

地下高速鉄道等における開削トンネル等の築造工事に使用するコンクリートの仕様について、開削トンネルのコンクリートに高炉セメント B 種を使用しても支障がないのにこれより高価なセメントを使用することとしたり、シールドトンネル内側の基礎コンクリートに必要以上の圧縮強度を有するコンクリートを使用することとしたりしていたため、コンクリート材料費の積算額が過大となっていた。

(指摘金額 4170万円)

(432 ページ記載)

○独立行政法人労働者健康福祉機構

・未払賃金立替払事業における事業主等に対する求償債権の管理事務について

未払賃金立替払事業の実施に当たり、事実上の倒産と認定された事案における事業主に対する求償債権について、その管理に係る事務処理要領が整備されていなかったことなどのため、事業主の資産保有状況に対する調査確認等が十分に行われていなかったり、内部決裁を経ることなく求償債権の管理事務が停止されたりするなどして、債権管理が適切なものとなっていなかった。

〔背景金額 232億7537万円〕  
〔労働基準監督署長が認定した倒産に係る機構の平成17年度末現在の求償債権の残高〕

(439 ページ記載)



○独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・普通預金等で保有している資金について

一般勘定(一般経理)の資金の管理及び運用に当たり、保有している資金の状況を適時適切に把握して資金収支を的確に予測するための取扱基準を整備していなかったり、資金管理の担当部門と、各部門、各支部等との相互の連絡、調整が十分にできるような体制を整備していなかったりなどしていたため、資金需要に比べて常時多額の資金を普通預金として保有しており、効率的な運用が行われていなかった。

背景金額	219 億 4671 万円
(一般勘定(一般経理)において多額に保有) されていた普通預金の平均残高	

(444 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算について

境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算に当たり、型枠の形状や施工の実態が擁壁等の基礎部の均しコンクリートに係る型枠の工事と差異があるとは認められないことなどから、均し基礎コンクリート型枠の歩掛かりを適用すべきなのに、施工の実態を積算に反映させるための検討が十分でなかったため、小型構造物型枠の歩掛かりを適用して、型枠工費の積算額が過大になっていた。(指摘金額 5450 万円)

(447 ページ記載)

○首都高速道路株式会社

- ・用地保全工事における防じん処理工費の積算について

用地保全工事における防じん処理工費の積算に当たり、用地の面積、形状等の現場条件に応じて機械を使用している施工の実態を積算に反映させていなかったため、防じん処理工費の積算額が過大となっていた。(指摘金額 2330 万円)

(461 ページ記載)

○日本放送協会

- ・事業所等におけるテレビジョン受信機の設置状況の把握について

事業所等との受信契約の締結に当たり、官公庁等について、協会本部の法人営業センターと地方放送局等との担当区分が明確となっていなかったことなどのため、受信機の設置状況の把握の手段としているテレビ調査票が保管されていなかったり、その記載内容が十分なものとなっていなかったりしており、また、ホテル等について、協会本部の指導による統一的な取組が行われていなかったため、ホテルグループ等の契約率が区々となっているなどして、テレビジョン受信機の設置状況が適切に把握されていなかった。

背景金額	350 億円
(事業所との受信契約に係る推計受信料収) 入額	

(464 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

- ・ひかり電話対応機器等を加入者宅に配送する業務について(2件)

ひかり電話対応機器等をひかり電話の加入者宅に配送する業務において、設備部門と営業部門との間で配送方法についての調整が行われていなかったことなどのため、加入の状況に応じた経済的な配送が行われておらず、ひかり電話対応機器等の配送費が不経済となっていた。

(指摘金額 計2億4320万円)

(484ページ記載)

○放送大学学園

- ・放送大学の運営に必要な業務の委託契約について

業務委託契約の締結に当たり、契約の相手方が受託業務の大半を再委託先に実施させていて当該業務の履行能力が十分でないにもかかわらず、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして随意契約方式により契約を締結して、契約方式が適切なものとなっていなかった。

(指摘金額 10億0744万円)

(489ページ記載)

(特に掲記を要すると認めた事項)

「特に掲記を要すると認めた事項」として4件掲記した。

- (1) 相続税物納制度において、物納申請された財産に係る収納・引受事務及び引受け後の処分が長期化しており、処理未済事案が累積しているなどの事態について

物納申請された財産に係る事務処理の状況を税務署等及び財務局等において検査したところ、物納不動産について収納・引受事務が長期化して処理未済事案が累積していたり、物納不動産のうち権利付財産や物納有価証券のうち非公開株式の引受け後の処分が長期化して、長期間経過したものが多数保有されたりしているなどの事態が見受けられた。このような事態は、相続税の納税処理が長期にわたり完結せず、物納財産の収納・引受け後の国有財産としての利活用や売却等の機会が遅延するとともに、納税者間の公平性を損なうことにもつながる。については、早期処理の重要性について物納申請者等の関係者に理解を求めるとともに、税務署等及び財務局等の関係部門において、今後、より緊密な連携のもとに的確な進行管理を行うなど、早期処理に向けて一層の事務処理の促進に努めることが必要である。

背景金額	5028億円
(引受済みの物納不動産の収納価額、処理未済の物納申請不動産の収納見込価額及び物納により引き受けた非公開株式の台帳価格の合計額)	

(492ページ記載)

- (2) 道路工事を鉄道事業者へ委託するに当たって、委託後の事業の進捗状況等の把握を適切に行う必要がある事態について

道路工事を鉄道事業者へ委託するに当たって、道路管理者は国等の会計制度に基づいた会計処理及び予算執行を行うこととされ、また、国土交通省では、平成16年7月の透明性通知により、工事の内容、費用等について協議、把握するよう通知している。そこ

で、道路管理者が鉄道事業者に工事を委託して行っている場合の委託費の支払状況等を検査したところ、①検査した1,039件のうち336件において1回目の概算払の額が委託費の額の9割以上となっているなど、委託費の支払について、概算払に当たって付された条件である事業の進捗よくに応じたものとなっていなかったり、②委託内容の把握について、工事内容、工事費を把握するための詳細な設計内訳書、進捗よく状況を把握するための出来高調書等の資料の提出が十分でなかったり、③委託費に係る消費税の取扱いにおいて、課税対象外として処理すべきものを課税対象として整理していたり、④道路整備特別会計における消費税の取扱いにおいて、仕入税額控除の対象とならない非課税等対象額が課税仕入れに計上されていたりしている事態が見受けられた。このような事態に対し、国土交通省では、所要の処置を講じて対応を図っているところである。しかし、従前からの慣行もあって、必要とされた資料の鉄道事業者からの提出は依然として進んでおらず、なお十分ではない状況であった。については、国土交通省において、委託事業の実施に当たって、鉄道事業者に対し、国等の会計制度について積極的に説明し、十分な理解を求めるなどして、事業の進捗よくに応じた概算払を行うための出来高予定調書、消費税対象額が明確に把握できる資料等の提出を適時に受けるなど十分な協力を求めることが重要である。そして、これに基づいた適切な会計処理を行い、事業の透明性の確保及び効率的な予算の執行を確保することが必要である。

背景金額	1289 億円
(150 事業主体の平成 13 年度から 17 年度 までの鉄道事業者に委託した道路工事に 係る国費の額	

(509 ページ記載)

(3) 道路管理者が整備した有料駐車場が低利用となっているなどのため、駐車場の利用方法の改善等について検討することが必要な事態について

国土交通省では、地方生活圏中心都市等において、駐車需要の増大に対処するとともに、無秩序な路上駐車を解消し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、有料駐車場を整備する道路管理者に対し融資事業や補助事業を実施しているが、道路交通法の改正による違法路上駐車対策の取組強化や地方自治法による公共施設の指定管理者制度の創設など有料駐車場を取り巻く環境が著しく変化してきている。そこで、有料駐車場は事業目的に沿って有効に利用されているか、収支の実績について、特に融資事業においては償還計画に影響を及ぼすことからどのような状況になっているか、道路管理者は有料駐車場を取り巻く環境の変化に対応してどのような対策を執っているかなどについて検査した。検査したところ、137 有料駐車場中 73 有料駐車場(整備に係る貸付金額 549 億円、同補助金額 286 億円)において、利用台数等の実績が計画に比べ 50% に満たず低利用となっていたり、収支が悪化していて料金収入で維持管理費さえも賄えなかったり、利用者の立場に沿った細やかなサービスの提供が図られていなかったりしている事態が見受けられた。利用状況等が十分でない駐車場が存在する背景には、大規模店舗の撤退による集客力の低下なども大きな要因となっていて、国土交通省、地方公共団体等の取組のみでは有料駐車場の利用状況等を改善することは困難であると認められる。したがって、道路管理者、交通管理者、地元商店街、駐車場利用者等の関係者が一体と

なって取り組み、一層の利用促進が図られることが必要である。また、有料駐車場行政を取り巻く環境が著しく変化してきていることから、これらの状況を的確に把握して利用向上のための改善策を講じていくことが必要である。

背景金額	835 億円
(73 駐車場における貸付金及び国庫補助 金の合計額)	

(519 ページ記載)

(4) 関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について

関西国際空港株式会社においては、平成6年の関西国際空港開港当初から約1兆円の長期有利子債務があり、累積損失が多額に上っていた(14年度末で2068億円)。このようなことから、国は、14年の財務大臣と国土交通大臣の合意に基づき、同会社の経営改善を進め、補給金制度を創設して、15年度から毎年度90億円の政府補給金を交付している。また、同会社では、上記の合意を踏まえ、15年度から17年度までの3箇年を経営改善集中期間として運営経費の削減や収入の増加を図るなどの経営改善計画を策定している。そこで、経営改善計画の達成状況、長期有利子債務の償還実績等について検査したところ、運営経費の削減については目標を達成しているものの、経営改善集中期間終了後の18年度の収支見通しについては、目標の達成が困難な状況となっていた。また、補給金制度導入後の16、17両年度における長期有利子債務の減少額は、制度導入時の予測を下回っていて(減少額と予測額との差 16年度105億円、17年度165億円)、同会社が18年4月に公表した新中期計画の業績目標に基づく長期有利子債務の減少額もこの予測を下回ることが見込まれる。したがって、同会社においては、①長期有利子債務の償還計画を策定した上で、これに対する償還状況を的確に把握し、確実な償還に努めること、②新中期計画に基づき、経費の削減に努めるとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、新規需要の開拓等により収入の増加を図るなど、引き続き経営改善に努めること、③2期事業のうち、先送りした施設の整備は、需要動向等を十分見極めながら、必要不可欠なものについて行うことといった方策を講ずるなどして、長期有利子債務の確実な償還を図り、もって政府補給金等に頼る必要のない安定的な経営基盤を確立することが必要である。

背景金額	1兆0322億円
(関西国際空港株式会社の平成17年度末 における長期有利子債務残高及び同会社 に対する15年度から17年度までの政府 補給金交付額の合計額)	

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成18年10月11日に、国会及び内閣に報告している。]

(532 ページ記載)

### 3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

#### (国会及び内閣に対する報告)

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したものは5件である。このうち、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」にその概要を記載したものは、「第3章 個別の検査結果」に掲記した<sup>(注)</sup>2件を除く次の3件である。

(注) 「第3章 個別の検査結果」に掲記した2件 「土地改良負担金総合償還対策事業における土地改良負担金対策資金の資金規模について」(24ページ及び260ページ参照)及び「関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について」(35ページ及び532ページ参照)

#### (1) 高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について

東日本高速道路株式会社ほか4高速道路会社等が実施する高速道路の建設事業に係る入札・契約制度について、日本道路公団の鋼橋上部工工事での談合事件を契機として実施された見直しの状況等を検査したところ、次のような状況が見受けられた。①見直し後においては、入札者が多いほど落札率が低下している傾向が見受けられる。また、入札者数については、見直し後に減少している状況が見受けられるが、入札参加資格の要件は変更されていない。②総合評価落札方式については、実績の拡大を図ることとしているが、実質的には試行段階である。③工事費内訳書等の確認については、公正な入札の確保に効果があると認められるが、比較的簡易な確認に止まっている状況も見受けられる。④工事発注単位の設定については、民営化され債務負担行為に関する年限等の制約がなくなり、より柔軟な発注工期の設定が可能となっている。

したがって、各会社においては、入札・契約制度の見直し策の内容等を実践するとともに、更に有効なものとするため、①入札参加資格の要件については、適切な施工の確保を図ることに十分配慮しつつ、更に競争性の高い入札となることを指向して、その見直しについて検討すること、②総合評価落札方式の実施に当たっては、実績の増加を図っていくとともに、導入目的に沿った効果が得られるよう、実施方法等にも十分配慮して適用していくこと、③工事費内訳書等については、事務負担を考慮した上で、より効果的な活用方法を検討すること、④工事発注単位の設定に当たっては、工事の実態を考慮しつつ、民営化の利点を生かしたより弾力的かつ経済的な発注単位を検討することが望まれる。さらに、談合事件により被ったと認められる損害については、まだ違約金等の請求を行っていない契約について適時に適正な違約金等の請求を行い、その速やかな回復に努める要があると認められる。

(555ページ記載)

#### (2) 成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等について

成田国際空港株式会社では、平成17年12月に、受変電設備工事の発注に関し競売入札妨害罪で社員2名が逮捕、起訴されるという事件の発生を受け、「工事発注事務の適正化策」を策定し、公表した。このような状況を踏まえ、空港施設等の整備に係る工事の入札・契約の実施状況等について検査したところ、受変電設備工事については、主要機器について自ら製作することを競争参加の条件としているため、入札者が限定的となっていた。また、受変電設備工事の予定価格の

積算で使用する見積りの値引率については、その根拠資料がなく、実勢価格を反映した値引率となっているかを確認できない状況であった。そして、18年1月に上記の適正化策を実施するまで、違約金条項を契約書に明記する措置を執っていなかった。

したがって、同会社においては、適正化策を確実に実施すること、上記の事件に係る3件(契約金額計7億6576万円)の工事について損害賠償の請求を検討すること、契約事務等に係る国の通知等に対しては適時適切に対応することはもとより、①受変電設備工事の入札に当たっては、競争性を高めるため、参加条件の見直しをするなどして競争参加者の一層の拡大に努めること、②予定価格の積算のうち受変電設備工事における機器費の算定については、定期的に物価調査会社等に価格調査を依頼するなどして、より実勢価格を反映できる積算方法を検討することが望まれる。

(568 ページ記載)

(3) 財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について

本院は、平成12年度決算検査報告において、「財投機関の決算分析について」を掲記している。その後、財投機関とそれを取り巻く環境は、財政投融资改革や特殊法人等改革等により大きく変化した。そこで、39法人を対象として財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について検査したところ、①旧法人の資産等を承継した新規設立法人では、資産評価等による新たな損失が発生しており、こうした損失や承継前の累積欠損金を政府出資金の償却(2兆1106億円)等で解消した法人がある一方、累積欠損金が更に拡大した法人もある。また、廃止事業については、最終の決算において総額で3560億円の欠損金が発生し、2988億円の政府出資金が回収不能となっている。さらに、廃止予定事業については、16年度決算で総額945億円の累積欠損金が計上されている。②財政投融资改革により、財投機関における資金調達方法も多様化し、検査対象とした財投機関に対する財政投融资は改革前の約5割(12年度20兆7302億円に対し、16年度11兆3539億円)の水準まで低下する一方、財投機関債の発行による市場からの資金調達は約3倍(13年度1兆0004億円に対し、16年度3兆3019億円)に拡大した。また、財投機関債は、その発行自体が新たなコストの増加要因になるとともに、法人の事業スキーム等の相違によりその発行金利には格差が生じている。③財投機関が抱える債務償還リスクへの対応についてみると、独立行政法人化に際して発生した損失の多くは資産等の承継の過程で処理され、また、政策金融法人に係る繰上償還リスクについてリスク回避のための取組もなされているが、総じて基本的なリスク構造には大きな変化はない。

したがって、①新規設立法人については、将来更なる財政負担が生ずることのないよう効率的な事業運営に努めることが重要である。今後組織改革や財投事業の廃止が予定されている法人については、改廃に伴う財政負担の有無の状況を含め、今後の事業の運営状況及び収支の推移について注視していくこととする。また、②今後の財投機関債の発行に当たっては、資金調達コストを可能な限り抑えるよう努めることが重要であり、その発行状況と併せて、法人の事業運営等の状況を注視していくこととする。さらに、③今後の社会経済情勢の変化に伴ってリスクが増大するおそれはないか、引き続き注視していくこととする。

(577 ページ記載)

(国会からの検査要請事項に関する報告)

国会から国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査を実施し、会計検査院法第30条の3の規定により検査の結果を報告したものは次の7件である。

(1) 政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について

本院は、参議院からの検査要請を受け、政府開発援助(ODA)に関し、①開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況、②草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況、③スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について検査を実施した。

検査したところ、①については、独立行政法人国際協力機構等との契約に基づきコンサルタントが実施した調査において、再委託契約の精算に当たり適正を欠くなどの事態があった(コンサルタントによる不正請求等の額計3966万余円)。については、同機構等において、再委託契約を伴うコンサルタントとの委託契約について適正な契約の履行の確保に徹底を期する必要がある。また、今回の検査によって、同機構の委託契約に係る再委託契約で経理処理等が事実と異なっていることが判明した案件(11箇国13案件)については、同機構による精査の結果の報告を踏まえ、引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとする。

②については、贈与契約上の終了期日までに終了していないものが多く見受けられたり、現場の視察による終了時の確認が十分に実施されていないものがあったりするなどの事態が見受けられた。また、本院の調査時において当初の目的に即して利用されているとは認められなかった事業も見受けられた(4事業計3163万余円)。したがって、贈与契約の締結等の際には、被供与団体に対し制度の趣旨を一層周知徹底することなどについて、外務本省において在外公館に対し指示を徹底し、また、在外公館においては、今後の業務運営等に当たり更に留意することが必要である。本院としては、今後とも草の根・人間の安全保障無償援助が制度の趣旨に沿って適切に実施されているかなどについて注視していくこととする。

③については、被災国に対するノン・プロジェクト無償資金協力事業において、施設の工事に係る契約が多く、契約締結及び工事完了までに時間を要し、工事の進捗よくに応じて資金を支払うことになっていることから、資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、18年3月末現在、インドネシア共和国では20.5%、モルディブ共和国では30.2%、スリランカ共和国では42.8%となっていた。本件事業は緊急援助として実施されたものであるため、速やかに災害復旧・復興のために使用されることが必要である。したがって本院としては、資金の執行状況について引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとする。(599ページ記載)

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧・中小企業総合事業団)の実施する高度化事業に関する会計検査の結果について

本院は、参議院からの検査要請を受け、独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する高度化事業に関し、①中小企業者による制度利用の状況、②貸付条件の状況、③中小企業者に対する貸付金の返済状況、④余裕金の発生及び資金運用状況について検査を実施した。検査したところ、中小企業者にとって貸付事務手続等が煩雑であること、民間金融機関からも低金利で融資を受けられる状況にあること、都道府県にとって貸付時又はその後の事務負担が大きく、その取組が消極化していることなどから、新規の貸付けが減少している(平成11年度805億円に対し17年度110億円)。一方、繰上償還の増加に伴って償還金が毎年度多額に上り(11年度から17年度まで、毎年度810億円から1582億円)、貸付残高が急激に減少(11年度末1兆1421億円に対し17年度末6113億円)していることから、貸付財源と貸付残高との間にかい離が生じ、余裕金が増加(預金及び有価証券の16年7月から18年3月までの間の増加額922億円、18年3月末の残高3839億円)している。また、貸付残高に占める不良債権の割合が依然として上昇傾向にある。

したがって、制度利用者の立場に立った貸付手続の一層の簡素化を図ることはもとより、機構が都道府県を介さず直接中小企業者等に貸付けを行う方式の適用拡大を検討するなどして制度の利用促進に努めるとともに、都道府県の取組が消極化しないようにするための支援体制の整備が可能か否かを含め、都道府県の担うべき役割を検討していくことが必要である。加えて、債権管理態勢のより一層の整備を図り、多額に上っている不良債権の処理を促進することが急務である。そして、余裕金については、解消が困難と見込まれる場合には、事業の実施状況に見合った財源の規模とするような措置を執ることも必要である。については、高度化事業に対する貸付制度の運営状況等について引き続き注視していくこととする。(617 ページ記載)

#### (3) 特別会計の状況に関する会計検査の結果について

本院は、参議院からの検査要請を受け、各府省が所管する各特別会計に関し、①情報公開等、透明性の状況、②繰越額・不用額、決算剰余金、積立金等残高の推移、③電源開発促進対策等3特別会計における予算の執行状況、④産業投資等2特別会計における政府出資法人への出資の状況、⑤財政統制の状況について検査を実施した。検査したところ、①財政状況の透明性の確保が十分に図られていなかったり、②多額の繰越額・不用額、決算剰余金が継続して発生していたり、③積立金等の保有規模に関する基準が具体的に定められていなかったり、④予算積算と執行実績とがかい離している状態が継続していたり、⑤出資法人において繰越欠損金を抱えていたりしているなどの、財政統制上の課題が見受けられた。

したがって、一般会計の厳しい財政の現状にかんがみ、特別会計を所管している各府省において、①更に分かりやすい情報提供に努め、各特別会計の透明性の向上を図ること、②予算の執行状況や決算の精査、分析を一層徹底し、その結果を的確に予算に反映させること、③決算剰余金及び積立金等の内容や残高に留意し、各特別会計やその財源の性格、事業に対する需要の動向等からみて可能な場合は、一般会計への繰入れも含めてその有効活用を図るなどの検討を行うこと、④事務事業の適切な管理を図り、歳出の合理化に向けた予算執行管理を徹底すること、⑤出資法人に対して、新規事業の採択の適正性、財務状況等について常に注視するなど出資者として適切な管理を行うことに留意して見直しを進めるとともに、政府一体として、財政状況の一覧性の確保、剰余金及び積立金の縮減等現在行っている特別会計の改革を着実に実施し、各特別会計における財政統制をより実効あるものにしていくことが重要である。本院としては、各特別会計における財政統制の状況について、今後とも多角的な観点から検査を実施していくこととする。

(628 ページ記載)

#### (4) 地方財政の状況に関する会計検査の結果について

本院は、参議院からの検査要請を受け、地方財政の状況に関し、総務省の資料等を活用して①地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況、②決算額に関するその他の事項として、職員に対する特殊勤務手当等の状況、職員の福利厚生事業への支出状況、職員の病気休暇等の制度の状況について、総務省、15道府県及び176市町村に赴くなどして検査を実施した。検査したところ、①地方財政計画額と普通会計決算額を歳出の区分別に昭和62年度から平成15年度まで比べると、一般行政経費については2年度以降決算額が6兆円以上、給与関係経費については恒常的に決算額が1兆円から2兆円、それぞれ計画額を上回るかい離が生じており、投資的経費(単独)については11年度以降決算額が5兆円以上計画額を下回るかい離が生じている。②職員に対す



る特殊勤務手当等の状況については、国家公務員に設けられていないもの(政令指定都市を除く市町村で、2,539 手当、135 億余円)、他の手当や給料で措置されている勤務内容に対して重複しているもの(同 534 手当、33 億余円)、業務に従事した場合ごとにはなく月額支給等となっているもの(同 1,441 手当、91 億余円)といった、検討を要すると思われる手当が支給されている。職員の福利厚生事業への支出状況については、ほとんどの地方公共団体で職員互助組合等に対して補助金が交付されており、現金給付のほか、商品券、旅行券、記念品等の物品給付が補助の対象となっている。職員の病気休暇等の制度の状況については、病気休暇では国と同様の制度である団体が全体の 21% となっており、特別休暇等では国より多くの特別休暇等を設けている団体が全体の 90% となっている。

したがって、①地方財政計画額と普通会計決算額のかい離の縮小を図るために、単独事業の地方財政計画額は、地方における標準的な経費の実態を十分に踏まえて計上することが求められる。また、②地方公務員に係る特殊勤務手当等、福利厚生事業への支出、病気休暇等の制度については、時代の変化を踏まえて必要性及び妥当性を改めて点検し、住民の理解が得られるものとなるよう見直しを実施するとともに、これらの事項の具体的内容や実施状況等を住民に対してより積極的に開示し公表することが求められる。本院としては、地方公共団体の決算の状況について、引き続き検査していくこととする。

(645 ページ記載)

(5) 各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について

本院は、参議院からの検査要請を受け、各府省等におけるコンピュータシステムに関し、主として、①契約の競争性、②システムの利用、③情報セキュリティ対策、④最適化計画の効果について検査を実施した(検査において分析の対象とした 16 年度の国の情報システム関係の支払金額 4773 億円)。検査したところ、①契約の競争性が低く、また、予定価格の算定において契約後の事後検証が必ずしも十分でない、②電子申請等関係システムの利用率が低調となっている、③情報セキュリティの管理体制が必ずしも十分でない、④業務・システムの最適化に当たって、最適化計画で算定されている効果を実現させるための課題があるなどの状況が見受けられた。

したがって、①情報システム関係の契約に当たり、仕様書の記載内容をより具体化するなどして契約の競争性、透明性を向上させること、また、契約後の事後検証を的確に行うなどして積算の合理性の向上を図ること、②電子申請等関係システムについて、オンライン利用促進行動計画に沿った方策を着実に実行していくなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めること、③情報セキュリティ対策に当たって、各セキュリティ対策の強化を図るとともに、そのための管理体制の整備を図ること、④業務・システムの最適化に向けて、最適化計画で示された経費削減効果が実現できるよう、最適化の実施状況を的確に管理するなどしてこれを円滑に進めるとともに、最適化計画が状況の変化に対応したものになっているかについても常に留意することなどにより、国の情報システム関係予算の経済的、効率的、効果的な執行を図ることが必要と考えられる。本院としては、国のコンピュータシステムについて、今後とも多角的な観点から検査を実施していくこととする。

(666 ページ記載)

(6) 社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について

本院は、参議院からの検査要請を受け、社会保障費支出の現状に関し、①医療保険等、②介護保険、③生活保護の状況について検査を実施した。検査したところ、①医療保険等についてみる

と、財政状況については、市町村が運営する国民健康保険において16年度で2,531保険者のうち204保険者の各年度の赤字額が保険給付費の5%を超える状態が続いているなど厳しい状況にあるものが多くなっている。保険給付の状況については、老人医療費を中心として増加傾向にある。地域格差の状況については、都道府県間で1人当たり医療費にかなりの格差(15年度で老人の場合、最高92万余円、最低61万余円)がみられ、その格差は固定化してきている。そして、この格差と病床数などの医療提供体制との間に相関が認められる。②介護保険についてみると、財政状況については、16年度において実質的な収支がプラスの市町村が870、マイナスの市町村が1,377などとなっている。保険給付の状況については、介護給付費が12年度(3兆2291億余円)から16年度(5兆5220億余円)までの間に1.7倍となるなど大きく増加している。地域格差については、認定率、1人当たり給付費及び第1号保険料それぞれについて格差(16年度の都道府県別の認定率、最高20.3%、最低11.9%)がある。③生活保護についてみると、16年度の都道府県別の保護率については、最高(23.1%)が最低(2.1%)の10.7倍となっているなど、地域格差がみられる。また、保護の実施体制及び実施状況についても格差がみられる。そして、保護率と完全失業率などの経済的要因及び高齢者単身世帯割合などの社会的要因との間に相関がみられた。

このような状況にかんがみ、①医療保険等については、財政状況改善のために、保険料の収納率向上や医療費適正化など収支両面にわたって一層の取組に努めること、負担の公平等の観点から、医療費や医療提供体制の地域格差の縮小に努めること、医療費適正化の努力が関係者の負担軽減につながるような仕組みを検討することが望まれる。本院としては、医療保険等の財政状況等について、今後も引き続き注視しながら検査していくこととする。②介護保険については、将来も安定的に介護保険財政を維持するため、利用者の動向等をよりの確に把握し、適時適切な対策をとる必要がある。介護給付費は、将来的には増加傾向になることが予想されていることから、介護サービスの利用動向を今後とも注視していく必要がある。認定率等の地域格差の拡大は好ましいものとは思われず、過度のサービス提供や極端な地域間の施設サービスの偏在等に起因する場合には是正を図る必要がある。本院としては、制度全般にわたる動向について、引き続き注視しながら検査していくこととする。③生活保護については、経済的要因及び社会的要因が生活保護の動向に与える影響を踏まえて各種の施策を実施機関との十分な連携のもとに的確に講じていくこと、保護の実施体制及び実施状況について事業主体間の格差を縮小することが望まれる。本院としては、本制度の適正な運用はもとより、生活保護の動向について引き続き注視しながら検査していくこととする。

(684 ページ記載)

#### (7) 中心市街地活性化プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について

本院は、参議院からの検査要請を受け、中心市街地活性化プロジェクトに関し、①平成10年度以降の省庁別事業費、国費負担額及び実施状況、②プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤、③中小企業の活性化等プロジェクトの有効性について検査を実施した。検査したところ、①10年度から16年度までの省庁別事業費(内閣府ほか8省)は5兆0183億円、国費負担額は2兆0028億円となっていた。そして、実施状況等については、10年度から12年度までに基本計画が作成された455地区のうち、137地区において計画作成に当たり市町村が地域住民等の意向を把握していなかったり、年間商品販売額等の具体的な数値目標を設定している地区が25地区にとどまっていたりなどしていた。また、新たな市街地を整備することとしている地区があったり、

基本計画作成後5年以内に着手できるとした事業を定めているほとんどの地区において、関係者等の合意形成が図られていないことなどのため、5年を経過しても着手していない事業が含まれていた。②プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤については、市区町村における民間組織との連携を円滑にするための協議会の設置が5割程度にとどまっているなどしていた。また、タウンマネジメント機関(TMO)では、専任従事者を1人も置いていないものが6割以上となっており、その活動に係る支出の5割以上を国等の補助で賄っている商工会等TMOが7割あるなどしていた。③中小企業の活性化等プロジェクトの有効性については、人口、事業所数、年間小売商品販売額等の指標のプロジェクト実施前後の増加率とプロジェクト事業費の関係を比較するなどして分析したところ、人口以外の指標については一部の地区を除いて下げ止まりがみられるとはいえない状況となっていた。そしてプロジェクトの有効性には、実施される事業の種別、用途地域の状況、大規模小売店舗や公共・公益施設の立地状況など地区の特性等が影響を与えていると思料された。

したがって、改正後のまちづくり三法及び新基本方針に基づく中心市街地活性化施策の実施に当たっては、①市区町村において、地域の実情に応じた適切かつ具体的な基本計画を作成し、施策を確実に実現するための体制の整備・充実を図り、明確な目標を定めて施策を実現していくこと、②国等において、中心市街地活性化のための取組を適切に評価する仕組みを整備し、都市機能の増進、経済活力の向上、「にぎわい」の回復等のための一体的な取組が効果的になされるよう効率的な国費等の投入を行っていくことが望まれる。本院としては、今後とも中心市街地活性化施策の効果が発現しているか引き続き注視していくこととする。(707 ページ記載)

#### (特定検査対象に関する検査状況)

特定検査対象に関する検査状況として14件掲記した。

##### (1) 防衛施設庁における建設工事及び委託業務に係る入札・契約の実施状況について

防衛施設庁では、毎年度多額の事業費を投入して各自衛隊及び在日米軍が使用する防衛施設等の各種建設工事を実施している。今回、防衛施設庁における官製談合事件を踏まえ、建設工事及び委託業務に係る入札・契約状況について検査したところ、建設工事では、18年3月の入札・契約手続の再開後の平均落札率が同年2月までと比べ約10ポイント程度下がっていたり、複数回入札が行われた場合、最初に1位で応札した業者が落札に至るまで1位となっていたものが98.5%に上っていたりしている状況であった。また、複数の入札参加業者が提出した工事費内訳明細書に共通の誤字があるなど不自然な規則性が見受けられたり、特別な機器類を設置する設備工事等の予定価格の積算に当たり、当該工事の施工可能な業者を指名した後にその指名業者からのみ見積りを徴していたりするなどの事態が見受けられた。さらに、委託業務では、防衛施設庁と財団法人防衛施設技術協会との契約はすべて随意契約となっており、これらのうち一部の業務が防衛施設庁に無断で再委託されていたり、現場技術業務の委託費の積算に当たり、必要な技術者の職階及び人員も明示することなく同技術協会からの見積りによっていたりするなどの事態が見受けられた。

したがって、防衛施設庁において、今回の官製談合事件によって失った国民の信頼を回復するために、国が被った損害の回復に努めるとともに、防衛本庁に設置された検討会の報告書にまとめられた新たな入札手続等を確実に実施し、併せて今回の検査結果を踏まえ、工事費内訳明細書

の効果的な活用方法を検討したり、技術協会に随意契約で委託していた業務が競争契約となることから、委託方法、積算方法等を検討したりするなど適切な対応を図っていく必要がある。

(724 ページ記載)

(2) 政府開発援助の状況について

政府開発援助について、外務省等の援助実施機関に対して検査を行うとともに、6箇国の32事業について現地調査を実施し、特に、独立行政法人国際協力機構が実施している技術協力プロジェクトに関し、相手国の執るべき諸措置の実施状況について検査したところ、相手国が執るべき諸措置が執られずにプロジェクトの効果が十分に発現していなかったり、供与した機材等が十分に活用されていないまま他の方途で事業が実施されていたりしたものが3事業あり、その事業執行に改善すべき点があると認められた。これらに関し、機構では、相手国が執るべき諸措置の実施状況を適時的確に把握していなかったり、相手国が執るべき諸措置が具体的に特定される文書を相手国と取り交わしていなかったりしていた。また、相手国が執るべき諸措置の実施を促すため、機構が相手国側に系統立てた働きかけを行ったかについて、本院は、確認することができなかった。

したがって、機構においては、①相手国が執るべき諸措置の実施状況について、事業終了後においても適時的確に把握し、援助効果の発現に有効な対策を検討すること、②相手国が執るべき諸措置について具体的な内容を記録に留め、必要に応じ相手国と文書で確認するなどすること、③相手国が執るべき諸措置が実施されていない場合、相手国に対して系統立てた働きかけを行うこと、また、相手国との交渉の経緯を継続的に記録することに留意し、より着実に事業を執行することが必要である。

(746 ページ記載)

(3) 公益法人の営む収益事業に対する法人税の課税状況について

公益法人制度は、民法の制定以来、抜本的な見直しが行われておらず、従来から公益法人の在り方に対する批判や問題点の指摘が行われてきた。平成18年5月に公益法人制度改革関連3法が成立し、新たな公益法人制度での具体的な税制については、政府等において上記3法の施行日までに検討することとなっている。そこで、公益法人が営む収益事業に対する現行の法人税の課税がどのような状況になっているかについて、997法人を抽出して検査したところ、①公益法人が営んでいる収益事業の業種は、請負業、物品販売業、不動産貸付業等となっており、業種を確認できた978法人のうち半数の公益法人が2業種以上を営んでいた。②収入に占める収益事業の割合が100%となっている法人が20法人見受けられた。③みなし寄附金の規定を適用した公益法人487法人の中には、実質的な法人税負担割合が22%よりも軽減されているものが434法人見受けられた。④非収益事業会計への繰入れがある487法人の収支の状況をみると、153法人において収益事業会計の収支が0又は赤字となっており、88法人において非収益事業会計に繰越剰余金が生じていた。⑤非課税とされている事業等に係る収入についてみると、法人数が最も多いのは受取利息・配当金、金額が最も多いのは有価証券売却収入となっていた。⑥収益事業会計及び非収益事業会計の両会計の貸借対照表等を提出していた538法人の1法人当たりの平均総資産額は、社団法人962億余円、財団法人129億余円となっていた。

今回の公益法人制度改革は、民法に基づく公益法人制度に代えて新たな非営利法人制度を創設したものであり、今後は新たな制度への円滑な移行に向けて、必要な準備がなされ、みなし寄附

金など現行の公益法人における税制上の措置の適用状況の把握に努めつつ、専門的な検討が進められることが重要である。(756 ページ記載)

(4) 租税特別措置(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)の適用状況等について

租税特別措置は、特定の政策目的を達成するための手段として、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外として設けられているものであり、また、厳しい財政状況の下で減収をもたらすものである。そこで、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(平成17年度における減収見込額810億円)について、その適用状況及び検証状況について検査した。その結果、適用状況については、①減額された課税価格の地域別平均をみると、東京都(23区)が政令指定都市の2.4倍、その他の市の4.6倍、町村の10.6倍となっており、地価の高い地域ほど減額された課税価格は大きくなっている。②事業の継続状況をみると、特定事業用宅地等の適用相続人及びその他事業用宅地等の適用相続人のうち、相続した事業用宅地等を譲渡するなどしている適用相続人も7.7%いる。③事業の規模をみると、小規模な事業(事業と称するに至らないような不動産の貸付けなどを含む。)も見受けられる。④居住継続等の要件を満たす相続人との共同相続により、要件を満たさない相続人が減額割合が80%である特定居住用宅地等などとして適用しているもので、当該相続人の適用面積が特定居住用宅地等などの適用面積全体の大部分又はすべてを占めているものが32件見受けられた。⑤1棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等に該当することにより、相続人が居住を継続するなどしている居住用部分以外の貸付用等部分に対応する敷地部分を含めたその敷地全体に特定居住用宅地等として適用しているものが83件見受けられた。⑥譲渡された小規模宅地等が193件見受けられ、このうち相続税の申告期限までの保有継続の要件があったものは30件あり、30件のうち申告期限の翌日以後12箇月以内に譲渡されたものが19件ある。

また、検証状況については、税制改正の要望の際の検証では、適用状況に関するデータなどによる具体的な政策効果の分析を行っていないなどの課題が見受けられた。また、政策評価では、小規模宅地等の特例については17年度まではいずれの施策にも含まれておらず、政策評価においては検証を行っていなかった。経済産業省においては、小規模宅地等の特例の検証について、その内容をより一層充実することにより、政策の実効性を高めていくとともに国民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。また、財務省においても、小規模宅地等の特例について今後とも十分に検証していくことが肝要である。(768 ページ記載)

(5) 都道府県労働局の会計経理の状況について

本院では、広島、兵庫両労働局の不正経理を念頭に置き、17年次及び18年次の2箇年にわたり、都道府県労働局の会計経理について重点的な検査を行った。その結果、25労働局において、庁費、謝金、旅費等を不正に支出するなどしており、そのうち16労働局では、不正支出等によりねん出した資金を別途に経理するなどしていた。また、物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなどの事実と異なる不適正な会計処理を行い、庁費等を支出していた事態は、47労働局のすべてで見受けられた。さらに、超過勤務手当の不適正支給の事態、求人情報自己検索システムの取得等に当たり会計法令に違反して契約の締結及び経費の支払をしていた事態、競争入札の実施を偽装して契約を締結していた事態などが見受けられた。協議会に対する委

託費についても、協議会事務局が設置された労働局において委託費を不正に支払い、別途に経理するなどしていた事態が見受けられた。

労働局では、会計法令及び基本的な会計事務手続等を遵守し、もって適正な会計経理の規律を確保することの重要性が十分認識されておらず、従前からの違法又は不正な会計経理が慣行的に行われていた。本院では、労働局の会計経理の適正化、規律の確保の状況等を注視しつつ、会計経理を監督し、その是正を図り、もって不正な会計経理等の根絶を図るなどの使命を果たすべく、引き続き厳正に検査を実施していくこととする。(787 ページ記載)

(6) 国民年金保険料の申請免除及び若年者の免除特例の実施状況について

社会保険庁では、国民年金法に基づき、国民年金事業を運営している。同事業の被保険者は、保険料を納付しなければならないが、一定の要件の下に保険料の全額又は半額の保険料の納付を要しない申請免除及び若年者の免除特例等が認められている。平成18年2月に、第1号被保険者からの申請がないまま免除等の承認を行っていた事態が社会保険庁の調査により判明し、5月に至り、国民年金保険料の免除等に係る不適正な処理の事態が新聞等で報道され、国会でも取り上げられた。本院においても事態の重要性にかんがみ、社会保険庁による全件調査等と並行して、社会保険庁の調査において適正な処理とされている申請書の中に不適切に処理されている申請書がないかなどについて検査したところ、申請免除等の審査に当たり、法令等に定められた要件を満たしていないのに承認するなど事務処理等が適切を欠いていた事態が180件(免除保険料相当額2385万円)見受けられた。

社会保険庁では、本院の検査において適切を欠くと認められた事態については、第3次調査報告書において、改善を図っていくとしている。

国民年金事業は今後も健全な国民生活の維持及び向上に寄与するために存続させなければならず、その前提として、本事業に対する国民の信頼を維持することが肝要である。そのためには法令等を遵守した事務処理の徹底が強く求められており、社会保険庁においては、上記報告書における改善策を着実に実施する必要がある。本院としては、今後、国民年金保険料の申請免除等を適切に実施するために社会保険庁が執ることとしている改善策の実施状況について注視しながら検査していくこととする。(819 ページ記載)

(7) 社会保険庁が設置した年金・健康保険福祉施設の整理合理化の実施状況について

社会保険庁では、年金の福祉施設及び政府管掌健康保険の保健・福祉施設を設置・運営してきたが、この年金・健康保険福祉施設は、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境、国民のニーズの変化等を踏まえ整理合理化を行うこととされた。このため、社会保険庁では平成17年3月に整理合理化計画を取りまとめ、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を同年10月に設立した上で、これに整理合理化の対象となる年金・健康保険福祉施設を出資し、機構成立後5年以内に民間等に譲渡し又は廃止することとした。そこで、機構への出資価額の算定状況、機構における年金・健康保険福祉施設の廃止、譲渡状況等について分析するとともに、今後の機構における年金・健康保険福祉施設の譲渡等に当たり留意すべき点がないかなどについて検査を実施した。

検査したところ、機構成立時に出資された年金・健康保険福祉施設に係る政府出資金の額(1921億円)は、年金・健康保険福祉施設の台帳価格(6651億円)を下回り、厚生保険特別会計及

び国民年金特別会計において多額の固定資産承継損を生じている。また、出資された年金・健康保険福祉施設には、敷地内に旧法定外公共有存在するものが10施設あるなど、今後の譲渡に影響を与えると考えられる要因を含むものが見受けられた。一方、機構における18年4月までの譲渡状況については、出資された288施設等のうち入札を実施したものは21施設等であり、そのうち落札されたものは10施設等にとどまっていた。

したがって、社会保険庁においては、①年金資金等への損失の最小化の観点から、機構において適正な価格での譲渡が実施されるために必要な情報提供等の支援、②敷地内に旧法定外公共有存在する年金・健康保険福祉施設等について、機構において必要となる業務の支援、③今後の落札状況の推移について注視し、その上で必要となる入札方法の改善等についての助言等、④今後予定されている、社会保険診療所、保養ホーム等の医療関係施設や終身利用老人ホーム等の施設の譲渡に際し必要な情報提供等の支援について取組を検討する必要があると認められる。また、機構においては、今後の譲渡に影響を与えると考えられる要因を含む資産について適切に対応するとともに、施設の特性に応じた適時適切な譲渡を行うことが望まれる。(826ページ記載)

(8) 外国産米の在庫及び損益の状況について

農林水産省では、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、国内における米穀の需給に関係なく、平成7年度からミニマム・アクセス米を輸入している。そして、毎年度の売渡数量が買入数量を下回っているため、17年度末現在の在庫数量は181万tとなっている。その保管料が170億円と多額に上っているなどのため、ミニマム・アクセス米に係る損益については、17年度に207億円の損失が生じている。そこで、ミニマム・アクセス米に係る損失の発生原因に留意しつつ、在庫数量を削減して保管料を節減することができないかなどについて検査したところ、米政策改革が推進され、農業者等が主体的に需要に応じた生産に取り組む需給調整に移行している中で、在庫数量を削減するために主食用としてミニマム・アクセス米を販売することは、困難な状況となっていた。また、加工用途については、需要量の減少傾向にある中では今後大幅な売渡数量の増加が見込めず、援助用途についても、売渡数量の増加が必ずしも望める状況とはなっていなかった。このような需要状況の中、主食用又は加工用の需要が見込めないミニマム・アクセス米については、年度末の在庫評価に当たり、援助用等の評価単価で評価するため、買入単価を大幅に下回り、評価損が発生していた。しかも、17年度には評価損を考慮しなくても43億円の損失が生じていた。

したがって、農林水産省においては、今後もガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の受入れに当たっては、ミニマム・アクセス米に係る損益の悪化要因に対応して、保管料の節減、新規需要の拡大等損益の健全化に向けた更なる努力が望まれる。

(842ページ記載)

(9) 中小企業金融安定化特別保証制度の実施状況について

中小企業金融安定化特別保証制度は、いわゆる貸し渋りにより中小企業の資金繰りが悪化したことなどの対策の一環として、平成10年10月から13年3月までの間に30兆円の保証規模を確保するべく、臨時異例の措置として創設された。国は、同制度の運営に必要な財政負担額を算定するに当たり、保証枠25兆円に係る事故率を10%、残り5兆円に係る事故率を8%とし、回収率については、一般保証と同様の50%として、その損失額を1兆4500億円と設計した。そ

して、中小企業金融公庫に対し1兆1599億円を出資するとともに、全国52の信用保証協会に対しては、都道府県等を通じて計2900億円を特別基金として出せした。同制度の取扱終了後5年が経過したことなどから、制度設計上想定した事故率及び回収率と実績とのかい離等について検査したところ、17年度末現在で、事故率は8.1%と想定した率に近いものの、回収率は12.1%と想定した率を著しく下回っていた。この結果、公庫においては、同制度に係る保険収支は11年度以降毎年度大幅な赤字を計上し続け、累計で1兆4489億円となっていて、前記の出資金1兆1599億円を2889億円上回っている。一方、52協会においては、各協会ごとに事故率、回収率に著しい差があることなどにより、特別基金を既に全額取り崩している協会が10協会あるものの、残りの42協会では計560億円の残高を保有しており、保証債務残高等から判断すると、その相当部分が将来長期にわたって取り崩されることなく保有されるものと見込まれる。

したがって、国等においては、協会の特別基金の最終的な処理方針を検討すること、また、今後、協会に対して補助する場合は、各協会の保証承諾額などに応じた適切な補助金額の配分に努めるとともに、あらかじめ補助金の返還などについて規定しておくことなどの対応を図っていくことが重要である。

(859 ページ記載)

(10) 農林漁業金融公庫における林業公社の分収林事業に対する貸付け等の状況について

農林漁業金融公庫では、林業公社の分収林事業に対し多額の貸付けを行っている(平成17年度末現在の貸付金残高4171億円)が、昨今、多額の債務を抱えるなど厳しい財務状況下にある林業公社が多数に上っている。そこで、林業公社の分収林事業に対する貸付け等の状況について検査したところ、木材価格の低迷等の林業情勢が大きく変化中、木材販売収入により公庫等の借入金を返済するという分収林事業の前提は崩れる状況となっており、各林業公社の16年度決算に基づき公庫が作成した長期収支計画では、39林業公社のうち過半の林業公社において、将来の伐採時の木材販売収入では公庫や都府県等からの借入金を償還できない財務状況にあることが見込まれている。したがって、今後も、公庫の既往の貸付金について施業転換資金への借換えや任意繰上償還が増加して、一般会計からの補給金が増加する要因となったり、損失補償契約を締結している都府県等から返済猶予等を求められることにより、公庫の資金運用等に影響が出たりすることも懸念される。

については、公庫及び関係機関において、より適切な長期収支計画を基にした林業公社の財務状況等の検証、それらを踏まえた業務運営が行われることが望まれる。

(877 ページ記載)

(11) 長岡郵便局等における別後納郵便物の料金の不適正な収納等に関する検査状況について

日本郵政公社では、料金適正収納マニュアル等において、別後納郵便物の取扱いについて定めており、同一形状かつ同一重量の郵便物ごとに重量を計測し、この重量を1通当たりの平均重量で除して全体の差出通数を算出する方法である重量換算などにより差出通数を確認し、その料金については、差出日に収納することなどとしている。公社が、平成18年5月に、多数の郵便局において別後納郵便物に係る料金不適正収納事案が発生したことを公表したことなどから、郵便局における別後納郵便物についての差出通数の確認や料金の収納は適切かなどについて検査した。検査したところ、料金不適正収納事案が発生したとして公社が公表した長岡郵便局ほか3局においては、マニュアル等に定められた基本的手続を逸脱した取扱いが常態化していたことが判明し、その中で郵便物を不適正に引き受けていたり、郵便料金を不適正に割引いていたりす



るなどの事態が生じていた。また、他の郵便局においても、別納料金を後日に収納していたり、形状・重量が同一でない郵便物をまとめて重量換算により通数確認を行っていたりするなどの事態が多数見受けられた。このような状況を放置すれば、他の郵便局でも同様の不適正な事態が生じる可能性が高くなると認められる。

したがって、公社においては、別後納郵便物の引受け及び料金収納を含め、郵便事業における法令等の遵守の徹底、マニュアル等に定められた手続の徹底等に従来にも増して取り組む必要がある。(891 ページ記載)

(12) 郵便貯金における預金者ごとの貯金総額の管理状況について

日本郵政公社では、郵便貯金法で定められた預金者ごとの預入限度額について、定期的に預金者ごとの名寄せを行い、預入限度額の超過者に対する減額処理の手続を定めて貯金総額の管理を行っている。この預入限度額制度の適切な運用は公社の重要な課題であるとともに、公社の民営・分社化後においては、郵便貯金の大部分は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に承継され、政府保証が継続されることから、それらの郵便貯金に預入限度額の超過分が含まれることがないように、貯金総額を適切に管理することが必要となっている。そこで、公社が行っている預金者ごとの貯金総額の管理に関し、違法な事態の是正は適正かつ効率的に行われているか、実施に当たって留意すべき点はないか、預入限度額を超過した貯金に関し、その募集に際して職員等に支給された手当等の返納処理が適切に行われているかなどについて検査した。検査したところ、なお減額処理が未済となっている超過者が個人預金者、法人等預金者のいずれにおいても多数見受けられ、その超過額も多額(個人預金者 18 年 3 月末現在 2131 億円、法人等預金者 18 年 4 月末現在 377 億円)に上っている状況である。そして、これらの処理未済者への減額要請の実施状況をみると、催告書を発送する必要があるなど厳正な対応が必要な者が見受けられるのに、その発送に必要な事務が手続どおり行われていなかった。また、貯金総額の現在の管理方法では、なお新たな超過者が発生する場合があります、さらに、職員等に支給された手当等も返納の要否等をほとんど検証できない状況となっている。

したがって、公社においては、今後、貯金総額の管理を適正に実施していくため、催告書の発送手続を迅速に進めるなどして超過者の解消を図るとともに、名寄せの精度を高めたり、新たな超過者の発生を防止したりするなどの施策を一層推進することが必要である。(899 ページ記載)

(13) 株式会社産業再生機構による事業再生支援の実施状況について

産業再生機構は、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、15 年 4 月に設立された時限的な組織である。同年 5 月の営業開始以降、産業再生機構は 41 案件の支援決定を行い、政府保証が付された金融機関からの借入金等を原資として、債権買取り、新規融資及び出資等(計 9763 億円)により支援対象事業者の再生支援を実施した。産業再生機構は、18 年 6 月までに再生支援が終了した 34 案件に係る債権等について、すべて回収又は処分を行っており、また、再生支援は不良債権処理の促進に貢献してきた。そして、産業再生機構の財務状況の推移をみると、解散時において国民負担が生じる可能性は相対的に低くなっているものと思料される。

本院としては、同年同月末時点で、産業再生機構に、回収又は処分していかなければならない 7 案件に係る債権等が残っていることから、産業再生機構の再生支援の状況、保有している債権

等の処分等の状況及び財務の状況について、引き続き注視していく。また、本来であれば民間で実施すべき事業再生を、産業再生機構が実施したことをかんがみると、我が国の事業再生において、産業再生機構に蓄積された債権者間調整及び事業再生の手法に関する知見が十分に活用されることが肝要である。(912 ページ記載)

#### (14) 政府出資法人における内部監査等の状況について

内部統制の充実強化はすべての政府出資法人に求められており、内部監査にはその一端を担うことが期待されている。そこで、政府出資法人における内部監査の実施体制や実施状況、他の監査組織の活動と監査組織間の連携、業務リスクの監査への取り込み状況等について、50 法人を対象に検査した。検査したところ、①内部監査組織が会計部門など特定部門に所属している、監査権限等を定めた規程等が整備されていない、内部監査職員が自ら兼任する業務を監査していたり監事監査業務を実質的に補助する場合に日常業務の大半が監事監査業務に費やされていたりしている事態が見受けられた。また、②会計士監査を含めた監査組織間の連携が図られていなかったり、業務リスクを取り込んだ監査や本院の指摘事項、法人で発生した不祥事に対応した監査等が十分に行われていなかったりしている事態も見受けられた。さらに、③監査結果の周知や改善措置の定着状況の確認が十分でない法人や、④職員数や支出規模が小さいなどの事情から、内部監査組織を設置していない法人も見受けられた。

したがって、各法人においては、①内部監査業務における独立性、客観性を確保するため、内部監査組織を監査対象部署から独立させるとともに、規程等において監査権限等を明確化すること、内部監査職員が現在兼任する業務等に対する監査には一定の配慮をするほか、監事監査業務を実質的に補助する場合などには両監査の役割等の相違に留意すること、②効率的、効果的な内部監査等を実施するため、業務リスク等を踏まえて適切な監査計画を策定すること、必要な監査水準を確保するなどのためマニュアル等を整備すること、他の監査組織と必要な連携を図り監査の品質向上等に努めること、本院の指摘や重大な不祥事を受けての監査等を適切に実施するとともに、講じられた措置の有効性についても監査すること、③内部監査等の有効性を確保するため、監査結果を法人組織内に周知するとともに、改善措置の定着状況を確認すること、④内部監査組織を設置していない法人においては、内部牽制の充実や業務リスクへの適切な対応等を含めて内部統制の有効性の確保に一層留意することが望まれる。(930 ページ記載)

## 第2 観点別の検査結果

会計検査院は、前節に記載した「平成18年次会計検査の基本方針」のとおり、正確性の観点、合规性の観点、経済性・効率性の観点、有効性の観点等の多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

### 1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関は、その執行した予算や管理する財産について、法令や各種会計基準に従って、適正に経理処理を行うとともに、その状況を適切に計算書や財務諸表に表示しなければ

ならない。この経理処理が適正に行われ、予算執行や財産管理の状況が計算書や財務諸表に適切に表示されているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 独立行政法人に出資された国有物品の時価評価額や公団の民営化に伴って承継された資産の評価額が適切に算定されているかなどに着眼して検査した。その結果、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された物品の時価評価額の算定について」(216 ページ参照)や「民営化に伴う資産の承継・評価について」(451 ページ参照)として是正改善の処置を要求した。
- ② 国の出資法人の財政状態及び運営状況が財務諸表に適切に表示され、財務諸表の真实性が確保されているかに着眼して検査した。その結果、「有形固定資産の認識・計上処理を適切に行い財務諸表を適正な表示に是正させたもの」(419 ページ参照)を掲記した。

## 2 主に合规性の観点から検査したもの

検査対象機関は、予算、法令等に従って適正に業務を実施しなければならない。業務の実施に際し、予算、法令等が守られているか、さらには予算、法令等の趣旨に適合した制度の運用が行われているかという合规性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 会計に関する事務を処理する職員は、予算や会計法令等の定めるところに従って、収入金の受入、支出金の支払、契約手続等の事務を適正に行うとともに、その経理処理を確実に行うべきものであるため、これらが予算や会計法令等に従って適正確実に行われているか、また、適正確実に行うような事務処理体制が執られているかに着眼して検査した。その結果、「現場技術業務に係る予算執行が会計法令等に違背し、誤った歳出科目から支出しているもの」(65 ページ参照)や「研究機関における研究用物品の納品検査に係る事務処理体制を整備することなどにより、科学研究費補助金の経理の適正化が図られるよう改善させたもの」(114 ページ参照)、「物品の購入等に当たり、競争入札の実施を偽装して契約を締結していたもの」(124 ページ参照)、「虚偽の内容の関係書類を作成し、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等を不正に支出するなどし、これを別途に経理して業務の目的外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりするなどしていたもの」(130 ページ参照)、「航空機を利用した出張に係る旅費の精算手続及び審査を適切に行うための規定を整備するなどして、旅費の支給が適正に行われるよう改善させたもの」(384 ページ参照)を掲記した。
- ② 租税及び保険料は適正に徴収すべきものであるため、個々の徴収額に過不足がないかに着眼して検査した。その結果、「租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(91 ページ参照)や「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」(151 ページ参照)、「労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(154 ページ参照)を掲記した。
- ③ 老齢厚生年金、失業等給付金等の支給は適正なものとなっているかに着眼して検査した。その結果、「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」(157 ページ参照)や、「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」(160 ページ参照)、「雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの」(163 ページ参照)を掲記した。

- ④ 医療機関からの診療報酬や労災診療費の請求に対する支払が適正かに着目して検査した。その結果、「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(168 ページ参照)や「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの」(179 ページ参照)を掲記した。
- ⑤ 役務の調達に当たり、支払額が適正なものとなっているか、また、公正性、競争性が確保されるよう契約事務が適切に行われているかに着目して検査した。その結果、「雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクトに係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の物品購入費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(147 ページ参照)や「調査・研究等に係る委託事業の委託費の算定について、事業に従事する者の人件費が委託先の実支額や勤務実態を反映した適正なものとなるよう改善させたもの」(312 ページ参照)、「業務委託契約に係る委託費の精算に当たり、労務費の計上が適切を欠いたため、委託費の支払が不当と認められるもの」(409 ページ参照)、「大学運営に必要な業務の委託に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、契約方式を競争契約に改めるなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」(489 ページ参照)を掲記した。
- ⑥ 補助金の交付申請や実績報告に係る経理が適正に行われているか、また、補助事業が適正に実施されているかに着目して検査した。その結果、「私立高等学校等経常費助成費補助金の加算単価の対象となる生徒等数の確認を適切に行うことにより、補助金の算定を適正なものとするよう改善させたもの」(109 ページ参照)や「国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの」(208 ページ参照)、「不要漁船・漁具処理対策事業の実施に当たり、事業の要件とされている残存漁業者等の資金負担が行われていないものに対して補助金が交付されているもの」(257 ページ参照)、「中小企業経営革新等対策費補助金等の経理が不当と認められるもの」(301 ページ参照)、「公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの」(320 ページ参照)、「公共交通移動円滑化設備整備費補助金等の算定に当たり、公営バス事業者が補助対象経費に消費税額を含めた場合の通常車両価格に係る消費税額の取扱いを適切に行うよう改善させたもの」(361 ページ参照)を掲記した。
- ⑦ 貸付金について、繰上償還の際に期限前弁済手数料の徴求対象であるかの確認等が適切に行われているかに着目して検査した。その結果、「貸付金の繰上償還に伴う期限前弁済手数料を適正に徴求するよう改善させたもの」(390 ページ参照)を掲記した。

### 3 主に経済性・効率性の観点から検査したもの

検査対象機関は、その業務を経済的・効率的に実施しなければならない。業務の実施に際し、経費は節減できないか、同じ費用でより大きな成果が得られないかという経済性・効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 貿易再保険事業において、外貨建回収金及び外貨建代位取得債権収入等を邦貨建てにする際の外国為替取引手数料の節減を図ることができないかに着目して検査した。その結果、「貿易再保険事業における外貨建回収金等を邦貨建てにする際に市中の取引慣行を踏まえて外国為替取引手数料の節減を図るよう改善させたもの」など(315、389 ページ参照)を掲記した。

- ② 工事の設計や積算は経済的・効率的なものとなっているかに着目して検査した。その結果、「国が設置及び管理する空港の滑走路等に設置された管路等の埋設深さを切削・打換え工法を用いる補修工事に対応した適切かつ経済的な設計とするよう改善させたもの」(368 ページ参照)や「境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの」(447 ページ参照)を掲記した。
  - ③ 物品の調達に経済的・効率的なものとなっているかに着目して検査した。その結果、「陸上、海上、航空各自衛隊が使用する食器の調達に当たり、仕様を統一し数量を合わせて一本化して調達することにより、調達額の節減を図るよう改善させたもの」(71 ページ参照)を掲記した。
  - ④ 役務の仕様や積算は経済的・効率的なものとなっているかに着目して検査した。その結果、「銀行券自動鑑査機等の保守契約について、保守作業の実績及び保守対象機器の範囲に応じて基本料金を減額する条項等を定めることにより、保守料の節減を図るよう改善させたもの」(386 ページ参照)や「ひかり電話対応機器等を加入者宅に配送する業務について、加入の状況に応じて、事業便又は宅配便のいずれかを使用する方法に見直すことにより、配送費の節減を図るよう改善させたもの」(484 ページ参照)、「電気設備、機械設備等に係る運転保守管理業務における労務費の積算について、業務の実態に適合させるなどして適切なものとするよう改善させたもの」(422 ページ参照)、「自動車検査用機械器具の定期点検に当たり、合理的な方法で費用を計上して作業単価を算定することにより経済的な積算を行うよう改善させたもの」(425 ページ参照)を掲記した。
  - ⑤ 国等からの補助金や助成金等が合理的に算定されているか、事務・事業の実施に対して必要以上に交付されることとなっていないか、国の補助事業により整備した設備等が効率的に利活用されているかに着目して検査した。その結果、「地籍簿の数値情報化経費の積算に当たり、既存の電磁的記録を利用することにより、経費の低減を図るよう改善させたもの」(354 ページ参照)や「除雪工事において使用する凍結防止剤の購入費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの」(366 ページ参照)、「市町村合併により遊休化している、地域イントラネット基盤施設整備事業等で整備した設備等について効率的な利活用を図るよう改善させたもの」(85 ページ参照)を掲記した。
  - ⑥ 事業に対して貸し付ける資金が適切に管理され効率的に運用されているか、受け入れた貸付金の回収金等の国庫納付が適時適切に行われているかに着目して検査した。その結果、「貸付事業等の業務を経理する一般勘定(一般経理)において、普通預金等で保有している資金を適切に管理することにより、効率的な資金運用を行うよう改善させたもの」(444 ページ参照)や「厚生労働省において独立行政法人労働者健康福祉機構が受け入れた貸付金の回収金等を速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの」(224 ページ参照)を掲記した。
- 4 主に有効性の観点から検査したもの
- 検査対象機関の事業の中には、一定の目的の下に、社会資本を整備したり、財政援助・助成措置を講じたり、財産を保有・活用したりなどしているものがあるが、これらが所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかなどの有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 多額の資金を投下して実施した事業がその目的を達成しているか、事業が投資効果を発現しているかに着眼して検査した。その結果、「農村総合整備モデル事業の実施に当たり、整備した農道が通行可能な道路に接続していないため、補助の目的を達していないもの」(246 ページ参照)や「公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金の交付又は公営住宅供給促進緊急助成事業無利子貸付金の貸付けを受けて取得しながら公営住宅等が建設されていない土地について、住宅事情等を踏まえた公営住宅等の供給が行われるなどするよう改善させたもの」(358 ページ参照)、「二酸化炭素排出抑制対策事業で設置した小型風力発電機の発電量が消費電力量を下回っていたため、二酸化炭素排出量が削減されず、交付金交付の目的を達していないもの」(376 ページ参照)を掲記した。
- ② 事業を取り巻く環境や状況の変化を踏まえつつ事業が適切に実施されているかに着眼して検査した。その結果、「偽造クレジットカード解析システムの運用状況が著しく低調となっていたため、その運用の廃止を行うなどの改善をさせたもの」(62 ページ参照)や「学校給食用食肉流通・消費改善対策事業について、学校給食を取り巻く環境の変化を踏まえて事業を終了し基金の残額を返還するよう改善させたもの」(290 ページ参照)を掲記し、「土地改良負担金総合償還対策事業における土地改良負担金対策資金の資金規模について」(260 ページ参照)として改善の処置を要求した。
- ③ 事業により整備した施設、設備等について、適切に管理され、計画に沿って有効に活用されているかに着眼して検査した。その結果、「トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが運用されず、停止していて補助の目的を達していないもの」(238 ページ参照)や「農村総合整備事業等の実施に当たり、事業計画を適切に作成するなどして公共施設等の建設のため整備する施設用地の遊休化を防止し、事業効果が発現するよう改善させたもの」(273 ページ参照)、「ほ場整備事業等により整備された農地が良好な状態で維持・保全され、その有効利用が図られるよう改善させたもの」(276 ページ参照)、「農地情報管理システム整備事業等を適切に実施させるとともに、農地情報管理システムの活用を図るため、当該システムに入力された情報を適時適切に更新するよう改善させたもの」(286 ページ参照)、「自動車事故患者の治療のために国からの出資金により取得した医療機器が、長期間一度も使用されていない状況が継続していたにもかかわらず有効活用を図るための対策が執られず、また、適切な維持管理が行われないうまま、遊休化していたもの」(437 ページ参照)、「道路管理者が整備した有料駐車場が低利用となっているなどのため、駐車場の利用方法の改善等について検討することが必要な事態について」(519 ページ参照)を掲記した。

なお、上記のほか、第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」においても、前記の各観点から検査を実施しその結果又は状況を掲記している。

## 第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

### 第1節 国の決算の確認

#### 第1 一般会計

会計検査院は、下記の決算額を確認した。

歳	入	89,000,271,286,722	円
歳	出	85,519,592,207,203	

#### 第2 特別会計

会計検査院は、下記の特別会計の決算額を確認した。

所管及び会計名	歳	入 円	歳	出 円
内閣府、総務省及び財務省				
交付税及び譲与税配付金				
交付税及び譲与税配付金勘定	72,778,263,528,316		70,760,007,608,441	
交通安全対策特別交付金勘定	97,893,645,448		79,851,630,552	
法務省				
登記	197,137,643,555		170,078,370,590	
財務省				
財政融資資金	47,875,387,693,248		43,924,590,362,774	
国債整理基金	223,649,535,427,489		189,143,496,929,455	
外国為替資金	3,015,033,083,548		49,692,381,545	
産業投資				
産業投資勘定	467,454,882,180		299,646,842,542	
社会資本整備勘定	1,389,721,466,470		1,330,085,725,392	
地震再保険	58,799,500,462		102,663,031	
財務省、文部科学省及び経済産業省				
電源開発促進対策				
電源立地勘定	268,008,143,789		181,826,122,806	
電源利用勘定	309,855,875,587		207,361,959,790	
財務省、経済産業省及び環境省				
石油及びエネルギー需給構造高度化対策				
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	2,549,937,417,695		2,180,885,536,427	
石炭勘定	120,498,368,258		51,153,734,918	

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
財務省及び国土交通省		
特定国有財産整備	93,040,149,706	65,729,844,686
厚生労働省		
厚生保険		
健康勘定	8,963,740,174,834	8,839,219,852,694
年金勘定	38,573,966,680,444	37,606,752,076,270
児童手当勘定	458,044,124,679	446,003,188,641
業務勘定	4,597,357,606,210	4,554,993,395,226
船員保険	71,378,711,074	63,681,384,007
国立高度専門医療センター	165,248,547,827	164,296,498,578
国民年金		
基礎年金勘定	18,430,180,541,753	17,015,999,287,794
国民年金勘定	6,117,461,244,806	6,224,524,547,679
福祉年金勘定	21,294,601,198	18,386,285,290
業務勘定	424,985,149,577	409,482,629,208
労働保険		
労災勘定	1,396,880,659,013	1,111,024,623,433
雇用勘定	3,423,188,357,446	1,898,679,765,572
徴収勘定	4,087,151,209,595	4,056,153,500,895
農林水産省		
食糧管理		
国内米管理勘定	544,290,631,329	543,203,796,042
国内麦管理勘定	104,421,714,772	104,421,714,772
輸入食糧管理勘定	333,576,963,015	325,828,064,490
農産物等安定勘定	0	0
輸入飼料勘定	30,469,021,104	27,832,938,487
業務勘定	109,582,226,036	109,267,316,681
調整勘定	1,215,093,406,072	1,215,093,406,072
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	15,302,086,436	0
農業勘定	33,537,151,375	10,568,249,931
家畜勘定	44,670,860,598	32,050,229,118
果樹勘定	6,155,774,333	1,273,188,175
園芸施設勘定	5,759,568,960	4,504,664,994
業務勘定	1,116,526,528	1,116,526,179
森林保険	13,821,264,094	3,989,111,785
漁船再保険及漁業共済保険		
漁船普通保険勘定	7,455,911,984	7,837,673,041
漁船特殊保険勘定	99,532,781	81,000,000
漁船乗組員給与保険勘定	5,118,034	1,707,685
漁業共済保険勘定	8,171,855,296	7,498,224,389
業務勘定	1,037,646,198	1,037,645,812
農業経営基盤強化措置	104,773,504,076	23,463,951,548
国有林野事業		
国有林野事業勘定	357,617,399,647	356,927,789,925
治山勘定	185,686,294,291	171,021,801,454
国营土地改良事業	590,642,852,276	562,576,372,903



所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
経済産業省		
貿易再保険	574,151,966,566	5,913,051,037
特許	209,508,958,915	104,624,096,354
国土交通省		
自動車損害賠償保障事業		
保障勘定	73,987,524,162	7,664,084,989
自動車事故対策勘定	16,484,925,181	16,104,904,659
保険料等充当交付金勘定	195,588,025,620	195,497,174,083
道路整備	4,979,467,616,654	4,117,214,630,330
治水		
治水勘定	1,431,920,851,737	1,237,868,569,338
特定多目的ダム建設工事勘定	258,826,968,081	207,888,918,487
港湾整備		
港湾整備勘定	400,502,975,789	376,828,340,226
特定港湾施設工事勘定	8,397,952,438	7,989,977,453
自動車検査登録	60,475,141,163	45,373,437,610
都市開発資金融通	82,513,371,693	54,952,979,384
空港整備	534,481,383,472	442,343,379,827
計	452,141,039,404,913	401,183,565,665,496

第2章 第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了 第3節 政府関係機関の決算の検査完了

## 第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

受入	収納済額	60,696,673,260,778	円
支払	支払命令済額	8,559,779,251,675	
	歳入組入額	51,412,653,561,608	

## 第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収入 円	支出 円
国民生活金融公庫	175,012,315,918	122,798,921,930
住宅金融公庫	2,032,737,647,783	2,019,862,905,005
農林漁業金融公庫	115,982,750,750	110,303,314,881
中小企業金融公庫	520,674,064,799	644,467,677,369
公営企業金融公庫	779,745,991,183	432,248,320,541
沖縄振興開発金融公庫	40,436,589,427	34,892,498,106
日本政策投資銀行	404,031,383,795	314,428,688,794
国際協力銀行	641,855,093,462	423,843,388,132
計	4,710,475,837,117	4,102,845,714,758

## 第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

### 第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

### 第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

## 第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

平成17年度における予備費使用決定額については、すべて国会の承諾を受ける手続を了している。また、18年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、18年10月25日現在で次表のとおりである。

			平成18年度分	
1 一般会計			2 特別会計	
所	管	使用決定額 千円		
皇	室	1,780	(該当なし)	
内	閣	9,584,220		
総	務	646,771		
法	務	451,255		
経	済	1,299,032		
	産			
	業			
	省			
	計	11,983,058		

## 第3章 個別の検査結果

### 第1節 省庁別の検査結果

#### 第1 裁判所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

**自動車等を使用して通勤する職員等に対する通勤手当の認定等を適切に行い、適正な支給額となるよう改善させたもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)裁判所 (項)最高裁判所 (項)下級裁判所	
部局等の名称	最高裁判所ほか 79 裁判所	
自動車等に係る通勤手当の概要	裁判所において、裁判所職員臨時措置法等に基づき、自動車等を使用して通勤する職員等が一定の要件を満たした場合に、通勤に係る手当を支給するもの	
自動車等に係る通勤手当の支給人数及び金額	5,543 人	3 億 4738 万余円(平成 17 年度)
上記のうち過大に支給されていた通勤手当支給人数及び金額	398 人	913 万円(平成 17 年度)
上記の者に対し平成 13 年度から 16 年度までに過大に支給されていた金額		1827 万円(平成 13 年度～16 年度)
	計	2740 万円(平成 13 年度～17 年度)

#### 1 通勤手当の概要

##### (1) 支給要件の概要

最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所(簡易裁判所を含む。)及び家庭裁判所(以下「各裁判所」という。)では、裁判所職員臨時措置法(昭和 26 年法律第 299 号)、裁判所職員に関する臨時措置規則(昭和 27 年最高裁判所規則第 1 号)等に基づき、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)等の法令を準用して、それぞれの職員等に対して俸給及び通勤手当等の諸手当を支払っている。

そして、給与法によれば、通勤手当については、通勤のため、電車等の交通機関等を利用することを常例とする職員及び自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員に支給することとされている。このうち自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当(以下「自動車等に係る通勤手当」という。)に

については、徒歩により通勤した場合の距離が片道2km以上であるときなどに支給することとされ、その支給額については、自動車等の使用距離により定められた次表の区分に応じて支払われることとなっている。

表 自動車等の使用距離別の通勤手当支給額

使用距離 (片道)	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満
手当額	2,000 円	4,100 円	6,500 円	8,900 円	11,300 円	13,700 円	16,100 円
使用距離 (片道)	35 km以上 40 km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満	60km以上	
手当額	18,500 円	20,900 円	21,800 円	22,700 円	23,600 円	24,500 円	

(注) 給与法の改正により平成16年4月から45km以上の4区分が追加された。

## (2) 自動車等に係る通勤手当の認定

全国の109裁判所では、自動車等に係る通勤手当の支給に当たり、給与法第12条等に定められた所定の基準(以下「認定基準」という。)によって、通勤の方法、経路、距離及び支給額の認定を行うこととなっている。

認定基準によれば、徒歩により通勤した場合の距離及び自動車等の使用距離(以下、両者を併せて「計測距離」という。)は、一般的に利用することができる経路のうち、最短の経路の長さとしてされている。そして、経路の長さを測定する方法については、職員等から提出された通勤届等を基に、実測によるほか、便宜的に一定条件の下で国土地理院発行の地形図等を用いて測定できることとされている。

## (3) 支給額及び事後の確認等

平成17年度に、全国の109裁判所において通勤手当を支給した23,650人の職員等のうち、自動車等を使用して通勤する職員等6,842人に対して支払った自動車等に係る通勤手当は4億0942万余円である。そして、各裁判所は、現に通勤手当の支給を受けている職員等について、その者が支給要件を具備しているか及び支給額が適正であるかについて、事後に随時確認を行う(以下「事後確認」という。)こととされている。

また、最高裁判所は、下級裁判所として設置されている高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における職員等の給与等の司法行政に関する事項を定め、監督することとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

裁判所では、自動車等を使用して通勤する職員等が多く見受けられるため、合規性等の観点から、通勤手当の認定が適切に実施されているか、支給要件及び支給額に関する事後確認は適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象)

検査に当たっては、前記の109裁判所における17年度の自動車等に係る通勤手当を対象とした。そして、17年度分の通勤手当について適切でない事態が見受けられた者については、職員別給与簿が保存されている13年度から16年度までの4箇年度分についても遡って検査することとした。

**(検査の結果)**

検査の結果、次のような事態となっていた。

各裁判所において17年度に支給した自動車等に係る通勤手当のうち、職員等2,072人に係る通勤手当について、一般的に利用することができる経路のうち最短の経路を検討せず、職員等が届け出た経路や計測距離をそのまま用いたり、地図の縮尺を誤って計測距離を求めていたりなどしていたため、経路や計測距離の認定が適切に行われていなかった。

そこで、改めて正しい経路及び計測距離により通勤手当を算定すると、最高裁判所ほか<sup>(注)</sup>79裁判所(17年度の支給人数5,543人、これに対する通勤手当支給額3億4738万余円)の398人に係る通勤手当については、自動車等の使用距離区分が下位の区分に該当することとなり、この結果、17年度において9,135,570円、遡って検査した13年度から16年度までの間において18,274,008円、計27,409,578円が過大に支給されていた。

また、前記のとおり、通勤手当の支給要件を具備しているかなどについて事後確認を行うこととされているのに、ほとんどの裁判所では、自動車等を使用して通勤する職員等について経路等の事後確認が十分行われていなかった。

以上のように、法令等で定められた認定及び事後確認が適切に行われておらず、自動車等に係る通勤手当が過大に支給されており、改善の必要があると認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、主として、次のようなことによると認められた。

ア 各裁判所において、

- (ア) 自動車等に係る通勤手当の支給に当たって、法令等の理解が十分でなく、経路や計測距離の認定が適切でなかったこと
- (イ) 当初の認定が行われた後において、事後確認が十分行われていなかったこと

イ 最高裁判所において、

各裁判所における通勤手当の認定等の実態の把握が十分でなく、各裁判所に対する指導監督が適切に行われていなかったこと

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、最高裁判所では、各裁判所における自動車等に係る通勤手当について各裁判所の実態を把握した上で18年9月に事務連絡を発して、適切な認定及び事後確認の徹底を期すよう運用基準等を示してこれを周知するなどし、適正な支給が行われるよう処置を講じた。

(注) 最高裁判所ほか79裁判所 最高裁判所、広島、高松両高等裁判所、東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、大阪、京都、神戸、和歌山、名古屋、津、岐阜、福井、金沢、富山、広島、山口、岡山、松江、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、那覇、福島、山形、盛岡、秋田、青森、札幌、函館、釧路、高松、徳島、高知、松山各地方裁判所、東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、神戸、大津、和歌山、岐阜、福井、金沢、富山、山口、岡山、松江、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、那覇、福島、盛岡、札幌、函館、釧路、高松、徳島、松山各家庭裁判所

## 第2 内 閣 府

### (警 察 庁)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

偽造クレジットカード解析システムの運用状況が著しく低調となっていたため、その運用の廃止を行うなどの改善をさせたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察庁
部局等の名称	警察庁
偽造クレジットカード解析システムの概要	クレジットカードの電磁的記録の不正作出等の犯罪に対する捜査に利用するため、偽造クレジットカード等を検査等するシステム
偽造クレジットカード解析システムに係る調達 の経費	6億5139万円(平成13年度)
偽造クレジットカード解析システムに係る保守 の経費	2億6146万円(平成14年度～17年度)
上記の合計額	9億1286万円

#### 1 偽造クレジットカード解析システムの概要

警察庁では、クレジットカードの電磁的記録を不正に作るなどの犯罪に対する取締りを強化するため、情報端末装置、情報収集装置及びライブラリ装置をそれぞれネットワークで結ぶ偽造クレジットカード解析システム(以下「解析システム」という。)を平成13年度に構築し、14年2月からこれを一元的に管理、運用している。

このうち情報端末装置は、犯罪捜査の過程で偽造の疑いがあるとして押収等したクレジットカード(以下「偽造クレジットカード」という。)を検査する装置で、51箇所の都道府県警察(北海道警察旭川、釧路、北見、函館各方面本部を含む。以下同じ。)の各本部に設置されているほか、都道府県警察を支援するために警察庁及び7管区警察局<sup>(注1)</sup>にも設置されている。

情報収集装置は、スキマー(クレジットカードの電磁的記録の情報を不正に取得するための機器)に蓄積された情報を解析する装置で、都道府県警察の依頼により解析を行うために警察庁の地方機関である51箇所の都道府県情報通信部(北海道警察情報通信部旭川、釧路、北見、函館各方面情報通信部を含む。以下同じ。)に設置されているほか、都道府県情報通信部を支援するために警察庁及び7管区警察局にも設置されている。

ライブラリ装置は、上記の各装置により検査又は解析した結果を登録する装置で、警察庁に設置されており、ライブラリ装置に登録されたデータについては情報端末装置及び情報収集装置から検索、閲覧ができるものとなっている。

そして、警察庁は、13年度においてこれらの装置等を合計6億5139万余円で調達しており、また、これらの装置等の保守費として、14年度から17年度までに合計2億6146万余円を支出し、18年度では8130万余円の予算額を計上している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

解析システムは、前記のとおり14年2月の運用開始から3年以上経過していることから、有効性等の観点から、その運用状況等に着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

解析システムの14年2月(注2)から18年3月(注3)までの間の運用状況について、警察庁、13都府県情報通信部及び13都府県警察において確認するとともに、これ以外の7管区警察局、38都府県情報通信部(注4)及び38都府県警察(注5)についても警察庁を通じて報告を求めるなどして検査を実施した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 都道府県警察における情報端末装置の利用状況

前記の都道府県警察51箇所のうち、押収等した偽造クレジットカードが全くなかったのは19箇所であった。これらを除いた32箇所において押収等した偽造クレジットカード約4万1千枚についてみると、このうち20箇所において押収等した約2万5千枚については検査及び登録を全く行っていなかった。そして、残りの12箇所において押収等した約1万6千枚について情報端末装置を利用して検査した実績は197枚、その検査結果を情報端末装置からライブラリ装置に登録した実績は195枚にすぎなかった。

#### (2) 都道府県情報通信部における情報収集装置の利用状況

前記の都道府県情報通信部51箇所のうち、押収したスキマーが全くなかったのは34箇所であった。これらを除いた17箇所において押収したスキマー204台についてみると、このうち11箇所において押収した37台については都道府県警察の依頼がなかったため、解析及び登録を全く行っていなかった。そして、残りの6箇所において押収した167台について情報収集装置を利用して解析した実績は56台、その解析結果を情報収集装置からライブラリ装置に登録した実績は3台にすぎなかった。

#### (3) 警察庁及び7管区警察局における情報端末装置及び情報収集装置の利用状況

警察庁及び7管区警察局においては、都道府県警察及び都道府県情報通信部の支援を必要とする事態がなかったことから、情報端末装置及び情報収集装置は利用されていなかった。

上記のとおり、解析システムの運用状況は著しく低調となっていたが、警察庁では、システムの運用を従来と同様に続けていた。

このように、解析システムの運用状況が著しく低調なものとなっていた事態は適切とは認められず、警察庁において、解析システムの今後の運用について、継続の可否を含め、抜本的な見直しを早急に行う必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、近年、捜査の際にクレジットカード会社の協力が十分得られるようになってきたり、ICカード化により解析システムが利用できないクレジットカードが増加してきていたりするなど、偽造クレジットカードに係る犯罪を取り巻く情勢が変化してきたことにもよるが、次のことなどによると認められた。

ア 都道府県警察において、捜査上の時間的な制約があることなどから、情報端末装置及び

情報収集装置を利用できる事案が多くなかったこと

イ 警察庁において、解析システムの運用が著しく低調なものとなっている状況について、その実態を十分把握していなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、警察庁では、偽造クレジットカードに係る犯罪を取り巻く情勢変化等を踏まえ、解析システムの運用を抜本的に見直した結果、18年度の保守費に係る予算執行を停止するとともに、18年6月に通達を発して解析システムの運用を廃止し、前記の各装置を構成する機器については別途利活用を図るなどの処置を講じた。

(注1) 7管区警察局 東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各管区警察局

(注2) 13都府県情報通信部 東京都警察情報通信部、大阪府情報通信部、青森、岩手、山形、茨城、神奈川、富山、福井、奈良、和歌山、岡山、鹿児島各県情報通信部

(注3) 13都府県警察 警視庁、大阪府警察、青森、岩手、山形、茨城、神奈川、富山、福井、奈良、和歌山、岡山、鹿児島各県警察

(注4) 38道府県情報通信部 北海道警察情報通信部、北海道警察情報通信部旭川、釧路、北見、函館各方面情報通信部、京都府情報通信部、宮城、秋田、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡、石川、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄各県情報通信部

(注5) 38道府県警察 北海道警察、北海道警察旭川、釧路、北見、函館各方面本部、京都府警察、宮城、秋田、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、静岡、石川、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄各県警察



(防 衛 庁)

不 当 事 項

予 算 経 理

- (1) 現場技術業務に係る予算執行が会計法令等に違背し、誤った歳出科目から支出しているもの  
 (8)

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本庁 (項)施設整備費 (組織)防衛施設庁 (項)施設運営等関連諸費 (項)提供施設移設整備費
部局等の名称	防衛施設庁仙台防衛施設局ほか2防衛施設局
契 約 名	三沢米軍(15)現場技術業務委託契約ほか7契約(平成15、16両年度)
契 約 の 概 要	工事計画等に係る資料の収集・整理、工程等の調整などの支援業務等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	財団法人防衛施設技術協会
契 約	平成16年3月～17年3月 随意契約
契 約 額	324,450,000円(平成15、16両年度)
上記のうち誤った歳出科目から支出した額	99,668,681円(平成16、17両年度)

## 1 現場技術業務に係る予算執行の概要

### (1) 現場技術業務委託

防衛施設庁の各防衛施設局では、管内に所在する自衛隊の基地等、在日米軍基地等において、格納庫、隊舎、庁舎等の建設工事を毎年度多数実施している。そして、各防衛施設局では、これらの建設工事の適正かつ円滑な実施等を確保するため、一つの契約で複数の建設工事を対象とする次のような現場技術業務を、財団法人防衛施設技術協会(以下「協会」という。)に委託している。

- ① 工事計画等に係る資料の収集・整理、工程等の調整などの支援業務
- ② 工事監督官が工事着手前及び工事施工中に月一回程度実施する施工体制に関する点検の補助業務

### (2) 現場技術業務に係る予算執行

国の予算の執行に当たっては、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)等(以下「会計法令等」という。)に基づき行うこととされている。

会計法令等によれば、歳出予算については、その目的に従って項に区分し、各項の経費の金額については、当該各項に定める目的のほかに使用することができないなどとされており、前記の工事を実施するために必要な経費に係る歳出科目については、工事の目的に従って、次のア、イ、ウ等に区分されている。

ア 各自衛隊等に係る土木建築等の請負工事 (組織)防衛本庁(項)施設整備費

イ 在日米軍のための提供施設等の整備工事（組織）防衛施設庁（項）施設運営等関連諸費  
ウ 在日米軍のための提供施設を移転して当該提供施設の返還を受けるため必要となる施設整備工事（組織）防衛施設庁（項）提供施設移設整備費

そして、現場技術業務を実施するために必要な経費は、その対象工事を実施するために必要な経費に該当することから、現場技術業務に係る予算執行においても、その対象工事に対応した歳出科目から支出しなければならないこととなっている。

## 2 検査の結果

防衛施設庁仙台、福岡、那覇各防衛施設局（以下「仙台局等」という。）が平成 15、16 両年度に締結した三沢米軍（15）現場技術業務委託契約ほか 7 契約計 324,450,000 円について、それぞれの契約がその対象工事に対応した適正な歳出科目から支出されているかなどを支出決定決議書等により検査したところ、次のとおり会計法令等に违背した事態が見受けられた。

すなわち、仙台局等では、上記 8 契約の現場技術業務に係る委託費を（組織）防衛施設庁の（項）施設運営等関連諸費又は（項）提供施設移設整備費の歳出科目から支出することとして、予算を執行するため支出負担行為、支出決定等の各種手続を行っていた。しかし、これらの契約は、対象工事の中に前記アの各自衛隊等に係る土木建築等の請負工事が含まれていたり、前記イとウのそれぞれ目的の異なる工事が同一の歳出科目から支出する業務委託契約の対象工事の中に混在していたりしており、このような場合は、各対象工事に対応した歳出科目から現場技術業務に係る委託費を支出すべきであると認められた。

したがって、上記の現場技術業務に係る予算執行は会計法令等に违背しており、本院の指摘を受けて支出負担行為の変更等を行い適正な歳出科目から支出された 35,414,000 円を除く計 99,668,681 円は誤った歳出科目から支出されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、仙台局等において、目的の異なる対象工事が混在している現場技術業務に係る予算執行に当たり、会計法令等を遵守して適正に執行すべきであることへの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

### <事例>

仙台防衛施設局では、平成 15 年度に、三沢地区において実施する 126 件の建設工事を対象工事として、三沢米軍（15）現場技術業務委託契約を協会と 39,900,000 円で締結し、16 年度に、同額を（組織）防衛施設庁（項）施設運営等関連諸費の歳出科目から支出していた。

しかし、当該対象工事の中には、（組織）防衛本庁（項）施設整備費の歳出科目から支出している 31 件の航空自衛隊に係る建設工事が含まれており、これに係る現場技術業務委託費 6,903,140 円については、（組織）防衛本庁（項）施設整備費の歳出科目から支出すべきであった。

これらを契約別に示すと次のとおりである。

防衛施設局名	契約名	契約金額 千円	支出年	支出度	支出すべき歳出科目	誤って支出した歳出科目	誤って支出した金額 円
(1) 仙台防衛施設局	三沢米軍(15)現場技術業務委託契約	39,900	16		(組織)防衛本庁(項)施設整備費	(組織)防衛施設庁(項)施設運営等関連諸費	6,903,140
(2) 同	三沢米軍(16)建設工事技術業務委託契約	39,795	17		(組織)防衛本庁(項)施設整備費	(組織)防衛施設庁(項)施設運営等関連諸費	7,868,855
(3) 福岡防衛施設局	佐世保地区(15)建設工事技術業務(その2)委託契約	6,300	16		(組織)防衛本庁(項)施設整備費	(組織)防衛施設庁(項)施設運営等関連諸費	3,526,690
(4) 同	佐世保地区(15)建設工事技術業務委託契約	93,450	16、17		(組織)防衛本庁(項)施設整備費	(組織)防衛施設庁(項)施設運営等関連諸費	24,593,668
(5) 那覇防衛施設局	沖縄地区(15)技術業務委託契約	42,630	16		(組織)防衛施設庁(項)提供施設移設整備費	(組織)防衛施設庁(項)施設運営等関連諸費	3,854,979
(6) 同	沖縄地区(15)建設工事技術業務委託契約	15,120	16		(組織)防衛本庁(項)施設整備費	(組織)防衛施設庁(項)施設運営等関連諸費 (項)提供施設移設整備費	41,225 3,583,617
(7) 同	沖縄地区(16)技術業務委託契約	70,455	17		(組織)防衛施設庁(項)施設運営等関連諸費	(組織)防衛施設庁(項)提供施設移設整備費	40,140,665
(8) 同	沖縄地区(16)建設工事技術業務委託契約	16,800	17		(組織)防衛本庁(項)施設整備費 (組織)防衛施設庁(項)施設運営等関連諸費	(組織)防衛施設庁(項)提供施設移設整備費	9,155,842
(1)-(8)の計		324,450					99,668,681

第3章  
第1節  
第2  
内閣府(防衛庁)

## 不正行為

### (9) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名	一般会計
部局等の名称	海上自衛隊阪神基地隊本部
不正行為期間	平成16年9月～17年3月
損害金の種類	前渡資金
損害額	2,246,527円

本件は、海上自衛隊阪神基地隊本部において、経理科経理係の自衛官が、分任資金前渡官吏の補助者として小切手の作成、旅費の支払等の事務に従事中、平成16年9月から17年3月までの間に、分任資金前渡官吏の会計機関印等を無断で使用して小切手を作成し、これを現金化するなどして、前渡資金計2,246,527円を領得したものである。

なお、本件損害額については、17年5月末までに全額が同人から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

任期制自衛官に係る退職手当制度において、職務に従事しない期間を退職手当の算定上考慮するよう改善の意見を表示したもの

第3章  
第1節  
第2  
内閣府(防衛庁)

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁
部局等の名称	内部部局(防衛庁の退職手当制度の所掌部局) 陸上自衛隊(支払部局)
任期制自衛官に対する退職手当の概要	任用期間を満了した任期制自衛官に対して防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)の規定により支給される退職手当
退職手当の支給を受けた者の数及び支給額	21,258人 205億4853万円(平成16、17両年度)
上記のうち任用期間中に職務に従事していない期間が1月以上あった者の数及び支給額	126人 1億4909万円
職務に従事していない期間を考慮して減額することになる額	1610万円(平成16、17両年度)

【改善の意見表示の全文】

任期制自衛官に係る退職手当制度について

(平成18年10月13日付け 防衛庁長官あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の意見を表示する。

記

1 任期制自衛官に係る退職手当制度等の概要

(1) 任期制自衛官に係る退職手当制度

貴庁では、防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第28条の規定に基づき、2年又は3年を任用期間として任用される自衛官(以下「任期制自衛官」という。)に対して、任用期間の満了時に退職手当を支給している。

この退職手当は、退職時の俸給日額(俸給月額 $\times$ 30分の1に相当する額)に各任期ごとに定められた支給日数(最初の任用期間が2年である者にあつては100日、引き続き1回2年を任用期間として任用された者にあつては200日等)を乗じて得た額を支給するものである。そして、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)に基づく退職手当と同様に勤続に対する報償としての性格を基本的には有するものの、短期任用という極めて特殊な任期制自衛官の任用形態を考慮して任期満了時に所定の額を一律に支給するものとなっている。

(2) 育児休業及び休養休職

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」とい

う。)により、子を養育する国家公務員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的として、育児休業制度が設けられている。そして、自衛官は、防衛庁長官又はその委任を受けた者(以下「任命権者」という。)の承認を受けて、当該自衛官の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができることとなっている。

また、任命権者は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第43条の規定により、心身の故障のため長期の休養を要する自衛官について、3年を超えない範囲内において休職させることができる(以下、この休職を「休養休職」という。)こととなっている。

そして、上記の育児休業をしている自衛官又は休養休職をしている自衛官は、いずれも自衛官としての身分を保有するが、職務に従事しないこととなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

任期制自衛官は平成17年度末現在39,150人となっており、任期制自衛官に対して支給した退職手当は17年度13,948人分、143億6694万余円と多額に上っている。また、育児休業については、その期間は4年4月の育児休業法の施行当初には子の年齢が1歳に達する日までとされていたが、14年4月の同法の改正により子の年齢が3歳に達する日まで延長されるとともに、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の施行等により、今後、育児休業をする者の増加が見込まれている。

そこで、経済性・効率性等の観点から、育児休業等により職務に従事しない期間のある者の増加が見込まれることに対応して任期制自衛官に係る退職手当制度を改める要がないかについて着眼し、各駐屯地において退職手当支給調書等を確認することなどにより退職手当の支給を受けた任期制自衛官の職務への従事状況を検査した。

### (検査の対象)

陸上自衛隊の17年度末現在の任期制自衛官は26,659人と全任期制自衛官の過半数を占めていることから、陸上自衛隊の任期制自衛官に対して支給した退職手当、16年度10,534人分、98億5947万余円、17年度10,724人分、106億8906万余円、計21,258人分、205億4853万余円を対象として検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、退職手当の支給を受けた任期制自衛官の職務への従事状況は、次のようになっていた。

すなわち、16、17両年度に退職手当の支給を受けた任期制自衛官のうち、任用期間中に育児休業等により職務に従事していない期間が1月以上あった者は、次表のとおり、計126人(退職手当支給額計1億4909万余円)となっていた。そして、これらの者の任用期間計3,360月のうち職務に従事していない期間の月数は計706月、一人当たりでは任用期間26.6月のうち職務に従事していない期間が5.6月となっていた。

年度	職務に従事していない理由	人数	左に係る退職手当支給額	任用期間(一人当たり)	職務に従事していない期間(一人当たり)
16	育児休業	53人	65,446,819円	1,464月(27.6月)	305月(5.7月)
	休養退職	16人	14,169,998円	384月(24.0月)	86月(5.3月)
	計	69人	79,616,817円	1,848月(26.7月)	391月(5.6月)
17	育児休業	45人	56,704,988円	1,200月(26.6月)	249月(5.5月)
	休養退職	12人	12,775,998円	312月(26.0月)	66月(5.5月)
	計	57人	69,480,986円	1,512月(26.5月)	315月(5.5月)
合計	育児休業	98人	122,151,807円	2,664月(27.1月)	554月(5.6月)
	休養退職	28人	26,945,996円	696月(24.8月)	152月(5.4月)
	計	126人	149,097,803円	3,360月(26.6月)	706月(5.6月)

そして、上記のように職務に従事していない期間のあった者に対しても、所定の額の退職手当が減額することなく支給されていた。

<事例>

A 任期制自衛官は、13年3月に2年を任用期間として任用され、15年3月に支給日数100日の退職手当が支給された。そして、同月に引き続き2年を任用期間として任用された後、15年8月から16年6月までの10箇月間育児休業したが、任用期間が満了した17年3月に支給日数200日の退職手当1,264,666円が支給されていた。

しかし、このように育児休業等により職務に従事していない期間のある任期制自衛官に対しても所定の退職手当を減額することなく支給していることは、任用期間の全期間にわたり職務に従事した任期制自衛官との間に不均衡を生じさせており、勤続に対する報償という任期制自衛官の退職手当の基本的性格に照らし、適切とは認められない。

そして、育児休業等により現実に職務を執ることを要しない期間が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を退職手当の算定の基礎となる勤続期間から除算するなどして退職手当の額を算定することとしている国家公務員退職手当法に準じて、職務に従事していない期間のある任期制自衛官の退職手当を計算すると、16年度約860万円、17年度約740万円、計約1610万円を減額することになると認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、職務に従事していない期間のある任期制自衛官に対して退職手当を減額することなく支給している事態は、任用期間の全期間にわたり職務に従事した任期制自衛官と不均衡を生じており、陸上自衛隊と同様に任期制自衛官を任用している海上自衛隊及び航空自衛隊においても同様であることから、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、現行の任期制自衛官に係る退職手当制度では、育児休

業等により職務に従事しない期間を退職手当の算定上考慮することとなっていないことによると認められる。

### 3 本院が表示する改善の意見

貴庁では、自衛隊の精強性を維持するため、今後も引き続き多数の任期制自衛官を任用することが見込まれるとともに、次世代育成支援対策推進法の施行に伴い男性職員の育児休業取得促進に取り組んでおり、今後、男性自衛官の育児休業取得も予想される。

については、前記の事態にかんがみ、貴庁において、任期制自衛官に係る退職手当制度において、職務に従事しない期間を退職手当の算定上考慮するよう適切な処置を講ずる必要があると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

#### (1) 陸上、海上、航空各自衛隊が使用する食器の調達に当たり、仕様を統一し数量を合わせて一本化して調達することにより、調達額の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁
部局等の名称	内部部局(装備品等調達制度の所掌部局) 契約本部(契約部局) (平成18年7月31日以降は装備本部) 陸上、海上、航空各幕僚監部(要求部局)
契約名	「飯わん(絵柄付)」製造請負契約ほか37契約
契約の概要	陸上、海上、航空各自衛隊が駐屯地、基地等で使用する食器を調達するもの
契約	平成16年6月～17年11月 一般競争契約、一般競争後の随意契約
契約金額	1億3144万余円(平成16、17両年度)
節減できた調達額	5881万円(平成16、17両年度)

#### 1 食器の調達の概要

防衛庁では、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)に基づき、陸上、海上、航空各自衛隊が駐屯地、基地等で使用する合成樹脂製の食器を毎年度多数調達している。

食器の調達に当たっては、各自衛隊は、品名、数量、納期等を記載した調達要求書に寸法、材質、性能等を定めた仕様書等を添付し、これを契約本部(平成18年7月31日以降は装備本部)に送付して調達要求することとされている。契約本部では、各自衛隊から送付された調達要求書等に基づき、それぞれの調達要求ごとに食器の品目別に契約を行って食器を調達している。

#### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点及び方法)

契約本部では、各自衛隊がそれぞれ独自に定めた仕様書等に基づいて食器を調達している

ことから、経済性・効率性等の観点から、各自衛隊の食器の調達が適切なものとなっているかなどに着眼し、契約本部において調達の状況等进行检查するとともに、各自衛隊における調達要求の手續と内容及び駐屯地、基地等における食器の使用状況等进行检查した。

(検査の対象)

16、17両年度に契約本部が調達した食器のうち、同一年度に複数の自衛隊の要求により調達した飯わん、汁わん、菜皿、洋皿、小鉢、小皿及び湯呑の7品目の食器の調達に係る38件の契約(陸上自衛隊365,810個、海上自衛隊48,750個、航空自衛隊110,207個、契約金額計1億3144万余円)を対象として検査した。

(検査の結果)

検査したところ、契約本部が16、17両年度に調達した上記7品目の食器の品目ごとの数量は、陸上自衛隊が海上自衛隊及び航空自衛隊の約2～8倍となっており、調達数量が大幅に異なっていた。そして、これらの食器の調達単価は次表のとおり、海上自衛隊及び航空自衛隊に係る調達単価は陸上自衛隊に係る調達単価の約3～5倍と大幅な開差が生じていた。

(注) 調達単価 調達単価は契約金額を数量で割り戻し、円未満を切り上げた金額

表 食器の調達単価

区分 品目名	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
飯わん	147 円	583 円	579 円
	136	580	576
汁わん	146	566	579
	132	566	576
菜 皿	216	—	620
	173	—	618
洋 皿	200	770	646
	187	732	644
小 鉢	153	—	497
	147	507	493
小 皿	87	417	332
	82	415	330
湯 呑	94	—	335
	89	332	333

注(1) 上段：平成16年度、下段：17年度

注(2) 「—」は調達実績がないことを示す。

一方、7品目の食器の使用状況等についてみると、各自衛隊の駐屯地、基地等の隊員食堂において同様の条件の下で使用されており、また、食器の寸法、材質、性能等も各自衛隊間でほぼ同様のものであると認められた。

したがって、各自衛隊の食器の仕様を統一して共通の食器を使用することも十分可能であるのに、各自衛隊ごとに仕様を定め、それぞれ別個に契約して食器の調達単価に大幅な開差が生じている事態は、全体としてより経済的な調達を図るという趣旨から適切とは認め



られず、改善の必要があると認められた。

(節減できた調達額)

前記7品目の食器について、各自衛隊の仕様を統一し、品目ごとに各自衛隊の要求数量を合わせて一本化してより経済的な陸上自衛隊の単価により調達したとすると、16、17両年度の38件の契約に係る契約金額計1億3144万余円は7263万余円となり、5881万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛庁において、各自衛隊が使用する食器の調達状況等を把握した上、全体としてより経済的な方法で調達するための検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛庁では、18年7月に各自衛隊が統一的に使用し得る食器の仕様書を作成するとともに、品目ごとに各自衛隊の要求数量を合わせて一本化し、契約本部が一括して調達することとする処置を講じた。

(2) 部隊輸送の経費に使用することとして購入した旅行券の購入状況及び使途について、  
予算統制上生じていた不適切な事態を改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁 (項)装備品等整備諸費 (項)施設整備等附帯事務費
部局等の名称	海上自衛隊横須賀、佐世保両地方総監部、鹿屋、那覇、大村、小月各航空基地隊、沖縄基地隊及び航空補給処
部隊輸送に係る経理処理の概要	出勤、訓練、演習等の目的で部隊及び隊員を輸送する場合に、あらかじめ購入した旅行券により航空券等を調達して現物支給しているもの
旅行券の購入に係る支出額	1億5974万余円(平成13年度～17年度)
上記に係る券面額	1億6080万余円
購入時期等が不適切だったため翌年度へ繰り越した旅行券の券面額(平成17年度末)	5252万円
一般の業務出張に使用し、使途が不適切だった旅行券の券面額	809万円(平成14年度～17年度)

1 部隊輸送に係る経理等の概要

(1) 部隊輸送に係る経理処理

海上自衛隊では、出勤、訓練、演習等の目的で部隊輸送を行っており、その場合の経理処理について、「出勤、災害派遣、地震防災派遣、訓練、演習等のために部隊輸送をする

場合における経費等の処理要領について(通知) (平成17年海幕監査第625号。以下「処理要領」という。)を定め、これにより運用している。

処理要領によれば、部隊及び隊員を輸送するに当たって、その任務及び行動の本質上、輸送、宿泊及び給食等はすべて現物をもって処理するのが適当と認められる場合には、部隊輸送として取り扱い、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に基づく旅費を支給しないこととしている。

そして、部隊輸送に伴う経費については、防衛本庁歳入歳出予算科目表(以下「予算科目表」という。)で定める(項)防衛本庁のうち、(目)運搬費から輸送経費を、(目)糧食費から給食経費を、(目)教育訓練費から宿舍借上経費をそれぞれ支出することとしている。

また、輸送手段については、極力自衛隊の輸送機関等を利用することとしているが、鉄道<sup>(注1)</sup>その他有料交通機関を利用する場合には、自衛隊旅客運賃料金後払証により調達した乗車券等<sup>(注1)</sup>を利用し、又は当該部隊輸送に係る経費を所轄する資金前渡官吏(分任官を含む。以下同じ。)が購入した旅行券により、当該輸送に必要な航空券、乗船券、高速バス券等(以下「航空券等」という。)を調達し利用することなどとしている。

以上のように、旅行券は、部隊及び隊員の輸送に必要な航空券等を調達するために購入するものであることから、購入に要する費用は(目)運搬費から支出することとなっている。そして、この旅行券は、旅行会社等によって有効期限を定めないで発行され、旅行会社を通じて手配した航空券代、乗車券代、宿泊代等の支払に現金同様に使用できるものである。

(注1) 自衛隊旅客運賃料金後払証 旅客鉄道株式会社各社と防衛庁の協定により、後払証と引換えに乗車券、急行券等の引渡しを受け、乗車後に各自衛隊で、各部隊等の利用額を一括して各社へ支払うもの

## (2) 旅行券の購入等

海上自衛隊では、各地方総監部等の経理課等の経理部署が、旅行券による航空券等の発注・支払を担当するとともに、旅行券を保管して受払簿で残額の管理をしていることから、旅行券の購入に当たっては経理部署が調達請求元となっている。

経理部署では、旅行券を購入する必要があると判断した場合は、物品供用官へ請求し、物品供用官は当該部隊等の物品を所轄する分任物品管理官へ請求している。分任物品管理官は、旅行券の種類、枚数、支出科目等の請求内容を審査の上、資金前渡官吏を兼務している契約担当官へ調達要求を行い、契約担当官は旅行券の購入時期や購入額を決定し購入している。

そして、海上自衛隊の説明によれば、旅行券を購入する理由は、購入時に1%の割引を受けられるなど航空券等を現金で購入する場合より経済的であること、旅行会社と協定を結ぶことにより1箇月分を一括して旅行券で支払うことなどが可能となり、現金払で個々の航空券等を購入する場合に比べて事務の簡素化が図れることなどとしている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点及び方法)

国の予算の執行に当たっては、財政法(昭和22年法律第34号)等の法令に基づき、当該年度における収入支出は他の年度の収入支出と区分したり、予算科目の目的に従って支出したりすることなど適切に行うこととなっている。

そこで、部隊輸送の経費を支払う方法の一つとして使用されている旅行券について、合規性等の観点から、その購入時期、購入額、翌年度への繰越し、使途等が適切であるかなどに着眼して、各地方総監部等において契約差引簿等で旅行券の購入状況を確認することなどにより検査した。

**(検査の対象)**

検査に当たっては、横須賀地方総監部ほか<sup>(注2)</sup>17箇所において、平成13年度から17年度までの間に購入した旅行券を対象として検査を実施した。

(注2) 横須賀地方総監部ほか17箇所 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部、鹿屋、八戸、厚木、那覇、館山、大村、岩国、下総、徳島、小月各航空基地隊、沖縄基地隊及び艦船、航空両補給処

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) 旅行券の購入状況**

横須賀、佐世保両地方総監部、鹿屋、那覇、大村、小月各航空基地隊、沖縄基地隊及び航空補給処(以下「横須賀地方総監部ほか7箇所」という。)では、13年度から17年度までの間に旅行券を購入しており、各年度ごとの旅行券の購入額、使用額及び翌年度への繰越額(これらの額はすべて券面額。以下同じ。)は、表1のとおり、いずれも年々増加傾向にあった。

表1 旅行券の年度別購入額、使用額及び翌年度への繰越額

(単位：千円)

年度	購入額	使用額	翌年度への繰越額
13	2,000	—	2,000
14	20,000	8,365	13,634
15	33,521	26,116	21,038
16	54,492	29,038	46,492
17	50,788	44,757	52,522
計	160,801	108,278	—

**ア 旅行券の購入時期及び購入額**

横須賀地方総監部ほか7箇所では、13年度から17年度までの間における旅行券の購入額1億6080万余円(支出額1億5974万余円)のうち、各年度末の3月に購入した額が購入額全体の約70%に当たる計1億1536万余円となっていた。そして、箇所別・年度別に当該年度の購入額に対する3月の購入割合を算定し、年度別に集計したところ、表2のとおり、3月の購入割合が50%以上となっているものが延べ22箇所のうち延べ19箇所あり、購入時期が3月に集中しており、その箇所数も年々増加している状況であった。

表2 年間購入額に対する3月購入率の年度別発生箇所数

(単位：延べ箇所)

3月購入率 年度	50%未満			50%以上					計
	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	
13	—	—	—	—	—	—	—	1	1
14	—	1	—	—	—	—	1	1	3
15	1	—	—	—	—	2	—	2	5
16	—	—	—	—	1	—	3	1	5
17	—	—	1	—	1	1	—	5	8
計	1	1	1	—	2	3	4	10	22
	3			19					

イ 旅行券の翌年度への繰越し

横須賀地方総監部ほか7箇所について、箇所別・年度別に当該年度の使用可能額(前年度からの繰越額に当該年度の入金額を加えた額)のうち翌年度に繰り越している割合を算定し、年度別に集計したところ、表3のとおり、当該年度の使用可能額のうち50%以上を翌年度へ繰り越しているものが延べ22箇所のうち延べ16箇所あるなど、7割を超える延べ箇所で使用可能額の半数以上を繰り越している状況であった。

表3 旅行券の年度別・繰越率別の発生状況

(単位：延べ箇所)

繰越率 年度	50%未満			50%以上					計
	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	
13	—	—	—	—	—	—	—	1	1
14	—	—	1	—	—	—	—	2	3
15	—	1	1	1	—	—	—	2	5
16	—	—	—	2	2	1	—	—	5
17	—	1	2	1	1	1	—	2	8
計	—	2	4	4	3	2	—	7	22
	6			16					

上記のとおり、横須賀地方総監部ほか7箇所では、年度末に多額の旅行券を購入し、多額の繰越しを行っていた。

しかし、旅行券は、必要な都度、必要な額だけを購入することが可能な物品であり、当該年度内に使用できないような多額の旅行券を年度末に購入する必要性は認められない。また、旅行券をそのまま航空券等として使用することはできず、旅行券で航空券等を調達して初めて最終的な目的を達成するものであるから、多額の旅行券を購入して、翌年度に繰り越して使用することは、当該年度の予算を実質的に翌年度以降の経費として使用することになり、財政法で定める会計年度独立の原則の趣旨を逸脱するものであると認められた。

したがって、横須賀地方総監部ほか7箇所において、旅行券の購入に当たって、購入時点での残高、購入時期、購入額を十分検討しないまま年度末に多額の旅行券を購入し翌年度へ繰り越している事態は、適切とは認められない。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

横須賀地方総監部では、表4のとおり、平成16年度から17年度へ2325万余円の旅行券を繰り越していた。一方、17年度における購入は18年3月29日まで行われず、それまでの使用額は1499万余円であったことから、同日現在でなお826万余円の残額が生じていた。しかし、3月30日に1300万円、31日に500万円を新たに購入したため、これらの合計2626万余円が18年度に繰り越される結果となっていた。

表4 横須賀地方総監部における平成17年度の旅行券の購入額等  
(単位：千円)

年度	年 月	購入額	使用額	残 高	繰越額
16	17年3月				23,255
17	17年4月～18年2月	—	13,910	9,344	—
	18年3月1日～29日	—	1,081	8,262	—
	18年3月30、31日	18,000	—	26,262	26,262

また、横須賀地方総監部ほか7箇所では、前記のとおり、13年度から17年度までの間に旅行券の購入のために計1億5974万余円(券面額1億6080万余円)を支出しているが、表5のとおり、このうち横須賀地方総監部及び鹿屋航空基地隊では、2606万余円(券面額2632万円)を、処理要領で旅行券購入の経費に充てることとしている(目)運搬費以外の予算科目から支出していた。そして、これらの旅行券は複数の予算科目の予算を併せて購入されたことから、支出した予算科目を個々の旅行券ごとに特定できない状況となっており、各予算科目が定める目的ごとに区分して使用することは困難となっていた。

表5 旅行券を購入した予算科目別支出額及び券面額  
(単位：千円)

予算科目	(項)	防 衛 本 庁						装 備 品 等 整 備 諸 費	施 設 整 備 等 附 帯 事 務 費	合 計	
	(目)	運搬費	糧食費	教 育 訓 練 費	職 員 旅 費	入 校 講 習 旅 費	帰 住 招 集 等 旅 費	諸 器 材 等 維 持 費	艦 船 建 造 旅 費		
年 度	13	990	—	990	—	—	—	—	—	合 計	
	14	10,970	1,980	2,970	—	—	—	3,960	—		
	15	25,407	990	2,970	645	10	994	1,980	330		
	16	46,932	1,980	2,871	—	—	—	2,277	—		
	17	49,376	—	1,120	—	—	—	—	—		
支 出 額			4,950	10,921	645	10	994	8,217	330	159,744	
		133,676	26,068								
券 面 額		134,481	26,320								160,801

## (2) 旅行券の使途

横須賀地方総監部ほか7箇所における13年度から17年度までの間の旅行券の使途は、航空券代、乗船券代、高速バス券代等の交通費等として合計1億0827万余円となっていた。

このうち、移動の目的及び行程を指示した命令書等の資料により検査したところ、国家公務員等の旅費に関する法律に基づく旅費を支給すべき、会計監査、物品管理検査等の一般的な業務出張の移動等に使用しており、その額について確認できた範囲内では、横須賀、佐世保両地方総監部で、37件809万余円となっていた。

しかし、これらの一般的な業務出張は、予算科目表で定める(目)運搬費の内容に該当せず、旅費の類の予算科目から支出すべきと認められ、上記の事態は、予算科目の区別による予算統制の趣旨に照らして不適切であると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上幕僚監部及び地方総監部等において、旅行券の購入等に当たり、財政法等の法令についての理解が十分でなく、これらを遵守して予算を適切に執行すべき認識に欠けていたことなどによると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部では、旅行券の購入等について、18年9月に各地方総監部等の会計担当者に対する会議を開催するとともに同年10月に各地方総監部等に対して通知を発し、予算執行に当たって財政法等の法令を遵守するとともに、今後は旅行券の購入を行わないことなどを周知徹底する処置を講じた。

## (3) 海上自衛隊の艦艇が利用しているインマルサットサービスについて、通話等料金の割引を受けることにより、その節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本庁 (項)装備品等整備諸費
部局等の名称	横須賀地方総監部ほか3地方総監部
契約の概要	日本国外に派遣されている海上自衛隊の艦艇と各部隊等との通信手段を確保するため、インマルサットサービスを利用するもの
契約の相手方	KDDI株式会社
通信料等の支払額	5億5417万余円(平成16、17両年度)
上記のうち通話等料金	8049万余円
節減できた通話等料金	1482万円(平成16、17両年度)

## 1 インマルサットサービスの概要

### (1) 海上自衛隊におけるインマルサットサービスの利用

海上自衛隊では、遠洋練習航海、米国派遣訓練、インド洋での協力支援活動等のため、国外に護衛艦、補給艦、輸送艦等の艦艇を派遣している。そして、これらの派遣海域では日本周辺海域で使用している通信手段が利用できないことから、各艦艇では、海上幕僚監

部及び海上自衛隊の各部隊、在外公館、派遣先の港湾当局等との間において、高速データ通信を中心に、電話、ファックス等の通信手段を確保するなどのため、インマルサット静止衛星を使用した通信サービス(以下「インマルサットサービス」という。)を利用している。

インマルサットサービスは、各国の電気通信事業者が、インマルサット社と衛星利用契約を締結した上で各利用者に提供するもので、日本国内では、KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)<sup>(注1)</sup>が、インマルサット静止衛星と通信を行う地上設備の運営及び各種インマルサットサービスの提供を行っている。そして、インマルサットサービスの利用に当たっては、利用者は、船舶にアンテナ、電話機等の機器を設置し、KDDI との間で海事衛星通信サービス使用契約等(以下「インマルサットサービス使用契約」という。)を締結することになっている。

## (2) 各地方総監部のインマルサットサービス使用契約

海上幕僚監部では、各地方総監部に対しインマルサットサービスの運用、契約に関する指示を行っており、これに基づき各地方総監部では、それぞれの地方総監部に在籍する艦艇についてKDDI との間でインマルサットサービス使用契約を締結し、その利用に応じた通信料等を毎月支払っている。

(注1) インマルサット社 「国際海事衛星機構に関する条約」に基づき設立された国際海事衛星機構(平成6年に国際移動通信衛星機構と名称変更)から11年に同機構の通信衛星等を移管された民間の国際衛星通信事業者

## (3) インマルサット割引サービス

KDDI は、平成16年2月から船舶に係るインマルサットサービス使用契約を対象として割引サービスを開始している。この割引サービスは、使用契約者が申込みを行って定額料(月額5,250円)を支払えば、高速データ通信等の料金を除く電話、ファックス等の料金(以下「通話等料金」という。)が月額10万円以上である場合、その額に応じて段階的に12%~20%の割引を受けることができるとするものである。そして、同一使用契約者が複数の船舶に係るインマルサットサービス使用契約を締結している場合は、使用契約者ごとに上記の定額料を支払えば、各船舶の通話等料金を合算して割引を受けることができることとなっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

海上自衛隊では、近年、インド洋での協力支援活動により国外での洋上活動が増加しており、インマルサットサービスに係る通信料等が毎年多額に上っている。そこで、経済性・効率性等の観点から、これに係る通信料等の支払が経済的なものとなっているかに着眼して、各地方総監部においてKDDI からの請求書等の内容を検査した。

### (検査の対象)

海上自衛隊横須賀地方総監部ほか4地方総監部<sup>(注2)</sup>が、インマルサットサービス使用契約に基づいて支払った通信料等16年度3億0826万余円、17年度2億5842万余円、計5億6669万余円を対象として検査を実施した。

### (検査の結果)

検査したところ、上記の各地方総監部のうち、横須賀地方総監部ほか3地方総監部<sup>(注3)</sup>(以下

「4 地方総監部」という。)においては、通信料等 16 年度 3 億 0218 万余円、17 年度 2 億 5198 万余円、計 5 億 5417 万余円のうち前記の割引サービスの適用を受けることが可能であるものについて、これを受けていなかった。

すなわち、4 地方総監部における 16、17 両年度に係る各艦艇の通話等料金の月ごとの合算額を算出したところ、各年度の 6～12 箇月分の通話等料金について割引サービスを受けることができる額に達していた。このため、4 地方総監部において割引サービスの申込みを行えば、多くの月で割引を受けることができ、前記の定額料を支払ったとしても、通話等料金を節減することが可能であったと認められた。

#### (節減できた通話等料金)

4 地方総監部が締結しているインマルサットサービス使用契約について、16 年 4 月から割引サービスの適用を受けていたとすると、毎月の定額料が 16 年度で 25 万余円、17 年度で 25 万余円、計 50 万余円増加するものの、通話等料金の支払額 16 年度 4751 万余円、17 年度 3298 万余円、計 8049 万余円は、16 年度 3831 万余円、17 年度 2684 万余円、計 6516 万余円となり、差し引き 16 年度 894 万余円、17 年度 588 万余円、計 1482 万余円節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上幕僚監部において、各地方総監部に対しインマルサットサービス使用契約に係る経済的な支払を行うよう十分指導していなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部では、18 年 6 月に各地方総監部に対して、割引サービスの適用を受けることで通話等料金の節減を図ることが可能となる場合は、割引サービスの申込みを行うよう事務連絡を発し、これに基づき、4 地方総監部では、同月に KDDI に対して割引サービスの申込みを行い、同月の利用に係る通話等料金から割引サービスの適用を受ける処置を講じた。

(注 2) 横須賀地方総監部ほか 4 地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部

(注 3) 横須賀地方総監部ほか 3 地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部



第3 総 務 省

不 当 事 項

補 助 金

- (10) 情報通信格差是正事業等の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (15)

会計名及び科目	総務省所管 一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 (項)情報通信格差是正事業費 財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定) (項)改革推進公共投資情報通信格差是正事業資金貸付金
部局等の名称	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業	情報通信格差是正 地域イントラネット基盤施設整備 地域情報通信ネットワーク基盤整備 加入者系光ファイバ網設備整備 情報通信システム整備促進
補助事業の概要	地域における高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、高度情報通信ネットワーク等先導的な情報通信基盤の施設等を整備するもの
補助事業者(事業主体)	市1、町4、村1、計6事業主体
事業費の合計	1,284,371,835 円(平成14年度～16年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	500,575,000 円
不当と認める事業費	52,635,377 円(平成14年度～16年度)
不当と認める国庫補助金交付額	18,928,000 円(平成14年度～16年度)

1 補助金の概要

総務省では、地域における情報基盤を整備し高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、情報通信格差是正事業等の一環として、次のような地域イントラネット基盤施設整備事業等を行う都道府県等に対し、その事業に要する経費の一部として情報通信格差是正事業費補助金等<sup>(注)</sup>を交付し又は無利子貸付金を貸し付けている。

(1) 地域イントラネット基盤施設整備事業

地域イントラネット基盤施設整備事業は、都道府県、市町村、連携主体(複数の市町村にまたがる区域において、都道府県又は市町村で構成される事業主体)等が地域における

LAN(地域イントラネット)等の施設及び設備を整備するものであり、その補助対象事業費は、当該事業に必要なセンター施設、光ファイバケーブル(以下「光ケーブル」という。)等からなる伝送施設、送受信装置等の設備の整備に要する経費等とされている。

このうち、補助事業の実施に併せて単独事業(事業主体が全額を負担して行う整備)を行う場合には、補助対象事業費の算定に当たり、実際に要した経費を、補助事業と単独事業の割合等によりあん分することになっている。

そして、補助金の交付額は、当該事業を市町村が行う場合は補助対象事業費の3分の1に相当する額、また、連携主体が行う場合は同事業費の2分の1に相当する額となっている。

## (2) 加入者系光ファイバ網設備整備事業

加入者系光ファイバ網設備整備事業は、町村が地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して加入者系光ケーブル網を整備するものであり、その補助対象事業費は、当該事業に必要な光ケーブル、送受信装置等の設備の整備や試験に要する経費等とされている。このうち、光ケーブルの試験に要する経費については、その敷設完了後に行う試験に係る経費とされている。

そして、補助金の交付額は、補助対象事業費の3分の1に相当する額となっている。

## (3) 情報通信システム整備促進事業

情報通信システム整備促進事業は、市町村が情報通信格差是正事業等により地域のインターネット導入を図った場合に、その利用に資するための情報通信システム(ソフトウェア)を企画・開発するものであり、その補助対象事業費は、プログラムの企画・開発等に要する経費とされている。このうち、企画・開発行為を加えずにそのまま使用する場合のアプリケーションソフトウェアの購入費は補助の対象とならないこととなっている。

そして、補助金の交付額は、補助対象事業費の3分の1に相当する額となっている。

そして、事業主体は、事業内容等を記載した交付申請書を総務省に提出し、同省ではその内容を審査した上で交付決定を行うこととしている。また、事業主体は事業完了後に実績報告書を同省に提出し、同省はその内容の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行うこととなっている。

(注) 無利子貸付金 日本電信電話株式会社の株式の売払収入を財源とする財務省所管産業投資特別会計社会資本整備勘定からの無利子貸付金。この無利子貸付金については、その償還時に償還額に相当する額の国の補助金が交付されることになっていることから、補助金と同様に取り扱われている。

## 2 検査の結果

秋田県ほか12県において、市町村等の計196事業主体について実績報告書等により検査したところ、6事業主体が実施した6件の補助事業(補助対象事業費計1,284,371,835円)において、事業主体が、交付決定の内容に含まれていないシステムの整備費や必要のない試験費を補助対象事業費に含めていたり、補助対象経費を単独事業との割合であん分して算定していなかったりなどしていた。このため、補助対象事業費52,635,377円が過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額18,928,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、総務省において事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が

十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体の所在する県別に示すと次のとおりである。

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める 補助対象事業費 千円	不当と認める 国庫補助金 千円	摘要
(10) 秋田県	(注) 湯沢市	地域インターネット基盤施設整備	16	438,864 (434,752)	217,376	8,324	4,162	精算過大

この補助事業は、上記の事業主体が、広域行政情報提供システム等を構築するため、市庁舎におけるセンター施設の整備や公共施設への情報端末の設置、これに伴い必要となる光ケーブルの敷設工事等を行ったものである。事業主体は、本件事業費を単独事業費を含め 438,864,300 円(補助対象事業費 434,752,500 円)とし、国庫補助金 217,376,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、光ケーブルの敷設に係る労務費等の補助対象経費の算定に当たって、補助事業と単独事業それぞれの心数の割合によりあん分すべきであったのに、その全額を補助対象経費とするなどしていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 426,428,087 円となり、8,324,413 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 4,162,000 円が過大に交付されていた。

(注) 平成 17 年 3 月 21 日以前は湯沢市、雄勝郡稲川町、雄勝町及び皆瀬村からなる連携主体

(11) 山梨県	(注) 中巨摩郡 芦安村	地域インターネット基盤施設整備	14	222,000 (222,000)	74,000	17,526	5,843	精算過大
----------	--------------	-----------------	----	----------------------	--------	--------	-------	------

この補助事業は、上記の事業主体が、小・中学校等に学習教材となる映像情報を提供するなどのため、センター施設へのスクリーン、液晶プロジェクタ等の設置及びセンター施設と小・中学校等との間の光ケーブルの敷設工事を行ったものである。事業主体は、本件事業費を 222,000,000 円(補助対象事業費同額)とし、国庫補助金 74,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、虚偽の実績報告を行って、交付決定の内容に含まれていない山岳医療システムに係る整備費 17,526,753 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 204,473,247 円となり、17,526,753 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 5,843,000 円が過大に交付されていた。

(注) 平成 15 年 4 月 1 日以降は南アルプス市

(12) 福岡県	糟屋郡粕屋町	地域インターネット基盤施設整備	14	117,201 (111,000)	37,000	6,994	2,332	精算過大
----------	--------	-----------------	----	----------------------	--------	-------	-------	------

この補助事業は、上記の事業主体が、町の情報をホームページ等を利用して発信するなどのため、町庁舎におけるセンター施設の整備や町庁舎等への情報端末の設置、これに伴い必要となるセンター施設等の床上げ工事等を行ったものである。事業主体は、本件事業費を単独事業費を含め 117,201,000 円(補助対象事業費

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘要
----	------	------	----	------------------------	----------------------	-------------------------	-----------------------	----

111,000,000 円)とし、国庫補助金 37,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、床上げ工事等に係る人件費等の補助対象経費の算定に当たって、補助事業と単独事業それぞれの床面積の割合によりあん分すべきであったのに、その全額を補助対象経費としていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 104,005,957 円となり、6,994,043 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 2,332,000 円が過大に交付されていた。

(13)	福岡県	田川郡添田町	情報通信システム整備促進	14	15,750 (15,000)	5,000	5,772	1,925	補助の対象外
------	-----	--------	--------------	----	--------------------	-------	-------	-------	--------

この補助事業は、上記の事業主体が、町のホームページを作成したり、大容量サーバを用いて映像教材を配信したりなどするため、情報通信システム(ソフトウェア)を企画・開発したものである。事業主体は、本件事業費を 15,750,000 円(補助対象事業費 15,000,000 円)とし、国庫補助金 5,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体では、企画・開発行為を加えていないため補助の対象とならない市販のアプリケーションソフトウェアの購入に係る経費 5,772,956 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 9,227,044 円となり、前記の補助対象事業費 15,000,000 円との差額 5,772,956 円に係る国庫補助金 1,925,000 円が過大に交付されていた。

(14)	長崎県	(注)南高来郡南串山町	地域インターネット基盤施設整備	14	83,832 (81,921)	27,300	4,114	1,365	目的不達成
------	-----	-------------	-----------------	----	--------------------	--------	-------	-------	-------

この補助事業は、上記の事業主体が、ホームページ等を利用して児童・生徒が広く学校内の活動等の情報を発信する学校間交流システム等を構築するため、小・中学校等に情報端末を設置するなどしたものである。事業主体は、本件事業費を 83,832,000 円(補助対象事業費 81,921,000 円)とし、国庫補助金 27,300,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、補助事業で小・中学校の普通教室に設置した情報端末 18 台のうち 17 台を平成 16 年 4 月に町庁舎に移設し、行政事務に利用しており、児童・生徒が情報端末を利用して学校間交流を行うことができない状況となっていた。

したがって、本件事業により設置した情報端末 17 台(16 年 3 月末現在残存価額 4,114,356 円)は補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 1,365,000 円が不当と認められる。

(注) 平成 17 年 10 月 11 日以降は雲仙市

県名	事業主体	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金 千円	摘要
(15) 宮崎県	児湯郡木城町	加入者系光ファイバ網設備整備	15	420,000 (419,698)	139,899	9,902	3,301	精算過大
<p>この補助事業は、上記の事業主体が、地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して、超高速インターネットアクセスが可能な環境を地域住民に提供するため、民間会社のビル内に送受信装置を設置するとともに、同ビルを拠点として町内全域に光ケーブルを敷設したものである。事業主体は、本件事業費を420,000,000円(補助対象事業費419,698,335円)とし、国庫補助金139,899,000円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、光ケーブル敷設工事の施工途中に実施した必要のない試験に係る経費10,760,554円を上記の補助対象事業費に含めていた。</p> <p>したがって、適正な補助対象事業費は409,795,479円となり、9,902,856円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金3,301,000円が過大に交付されていた。</p>								
(10)-(15)の計				1,297,647 (1,284,371)	500,575	52,635	18,928	

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

市町村合併により遊休化している、地域イントラネット基盤施設整備事業等で整備した設備等について効率的な利活用を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	総務省所管 一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 (項)情報通信格差是正事業費
	財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定) (項)改革推進公共投資電気通信格差是正施設整備資金貸付金 (項)改革推進公共投資情報通信格差是正事業資金貸付金
部局等の名称	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	市3、町42、村10、連携主体4、計59事業主体
補助事業	情報通信格差是正、電気通信格差是正、地域公共ネットワーク基盤整備、情報通信システム整備促進
補助事業の概要	地域における高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、高度情報通信ネットワーク等先導的な情報通信基盤の施設等を整備するもの
事業費の合計	50億3675万余円(平成13年度～15年度)

上記に対する国庫補助金交付額	20億 2518万 余円
遊休している設備等の残存価額	2億 3550万 余円(平成13年度～15年度)
上記に対する国庫補助金交付額	9250万 円

## 1 事業の概要

総務省では、地域における高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、IT関連施策としての情報通信格差是正事業、電気通信格差是正事業、地域公共ネットワーク基盤整備事業、情報通信システム整備促進事業等を行う都道府県、市町村、連携主体(複数の市町村にまたがる区域において市町村等で構成される事業の実施主体)等(以下、これらを「事業主体」という。)に対し、その事業に要する経費の一部として情報通信格差是正事業費補助金等を交付し又は無利子貸付金<sup>(注1)</sup>を貸し付けている。

上記の情報通信格差是正事業費補助金等の交付又は無利子貸付金の貸付けを受けて事業主体が実施する事業のうち、地域におけるLAN(地域イントラネット)等の施設、設備及びソフトウェア(以下「設備等」という。)を整備するものは、①情報通信格差是正事業のうちの地域イントラネット基盤施設整備事業、②情報通信格差是正事業のうちの広域的な地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業、③電気通信格差是正事業のうちの地域インターネット導入促進基盤整備事業、④地域公共ネットワーク基盤整備事業及び⑤情報通信システム整備促進事業の5事業である(以下、これらを「公共ネットワーク事業」という。)

事業主体は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)のほか、上記の情報通信格差是正事業等の各事業ごとに総務省が定めている補助金交付要綱に基づき事業を実施することとなっている。

そして、上記の補助金交付要綱によると、事業主体は、公共ネットワーク事業により整備した設備等について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的な運営を図ることとされている。また、事業主体が、取得価格が単価50万円以上の設備等について、補助金の交付の目的に反して使用したり譲渡したりなどするときは、あらかじめ総務省の承認を受けることとされている。

ただし、内閣に設置された市町村合併支援本部が平成13年8月に決定し、14年8月に改定した「市町村合併支援プラン」では、合併前の旧市町村が国庫補助金等により整備した施設(補助施設)について、合併後の新市町村において類似施設が複数あり、当該補助施設を他の公共又は公用施設に転用したとしても、類似施設の活用により当該補助施設に係る行政需要への対応が十分可能な場合には、当該補助金等の所管省庁は、当該補助施設の有効活用を図るため、他の公共又は公用施設への転用に係る承認の判断に当たり、合併という事情について十分考慮するものとされている。

## 2 検査の結果

(検査の対象、観点、着眼点及び方法)

地方分権を目指し、少子高齢化、広域行政、構造改革等に対処できるよう行財政基盤を強化するため、11年に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)が一部改正さ

れ、地方行財政上の支援策を拡充するなどの措置が執られた。その結果、市町村合併が促進され、市町村数は、上記法律の一部改正法が施行される前の11年3月末日現在の3,232団体から、18年3月末日には1,821団体にまで1,411団体(43.6%)減少している。

このような近年における市町村合併に伴い、公共ネットワーク事業により整備した設備等が不要となるなどの事態が生じることが考えられ、この場合には、事業主体は、当該設備等を補助金の交付の目的に従って使用することができなくなることとなる。

そこで、秋田県ほか<sup>(注2)</sup>12県における、合併を行った市町村に係る139事業主体が13年度から17年度までの間に実施した公共ネットワーク事業197事業(補助対象事業費240億2312万余円、国庫補助金107億1702万余円)を対象として、経済性・効率性等の観点から、市町村合併前に整備した設備等が市町村合併後においても利活用が図られているかなどに着眼し、市町村等において、実績報告書等に基づき、設備等の使用状況を確認するなどして検査を実施した。

#### (検査の結果)

検査したところ、秋田県ほか<sup>(注3)</sup>11県の59事業主体による73事業(補助対象事業費50億3657万余円、国庫補助金20億2518万余円)において、合併前に旧市町村でそれぞれ作成・管理されていたホームページが新市町村で1つに統合されたり、市町村におけるイントラネットの方式が合併の前と後とで異なったり、旧市町村の議会が廃止され議会中継用の装置が不要になったりなどしたことから、公共ネットワーク事業により整備した設備等が使用されなくなり、その後も利活用が図られていない事態が見受けられた。そして、取得価格が単価50万円以上の288件の設備等(残存価額2億3550万余円(国庫補助金相当額9250万余円))については、他の公共又は公用の設備等に転用するなどして、効率的な利活用を図ることが可能であったのに、その検討が十分に行われず、遊休化したままとなっていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

A村では、平成14年度に、住民に対して役場との双方向の行政サービスを提供するなどのため、地域インターネット導入促進基盤整備事業(補助対象事業費2625万円、国庫補助金1312万余円)により役場庁舎への各種サーバの設置や公共施設等への情報端末の配備等を行うとともに、情報通信システム整備促進事業(補助対象事業費525万円、国庫補助金175万円)により同村の行政情報提供用ソフトウェア等の整備を行っていた。

そして、A村は、16年8月に近隣の3町村と合併してB町になったことにより、同村のホームページを廃止するなどしていた。このため、上記の事業により整備した設備等のうち住民用情報端末、ホームページ用のサーバ等(残存価額900万余円(国庫補助金相当額394万余円))が不要となり、使用されないままとなっていた。しかし、これらの設備等については、住民用情報端末を町立美術館に移設したり、ホームページ用のサーバを管理用のサーバとして転用したりなどして利活用を図ることが可能であったと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務省において、補助事業により整備した設備等が市町村合併により使用されなくなった場合に、当該設備等の利活用を図ることについての取扱いを定めていなかったこと、また、事業主体において、補助事業により整備した設備等で市町村合併により使用されなくなったものについて、利活用を図ることの認識が十分でなかつ

たことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省では、18年10月に管下の各総合通信局等及び都道府県に対して通知を発し、補助事業により整備した設備等を遊休化させることなく、効率的に活用するよう、次のような処置を講じた。

ア 市町村合併により当初の目的どおり使用されなくなった設備等の利活用について、具体的な利活用の範囲や活用する際の手続等を、補助事業の実施マニュアル等に明確に定めることとした。

イ 事業主体に対し、補助事業により整備した設備等が市町村合併により当初の目的どおり使用されなくなった場合には、その利活用を図ること及び利活用する際の手続等を周知徹底した。

(注1) 無利子貸付金 日本電信電話株式会社の株式の売払収入を財源とする財務省所管産業投資特別会計社会資本整備勘定からの無利子貸付金。この無利子貸付金については、その償還時に償還額に相当する額の国の補助金が交付されることになっていることから、補助金と同様に取り扱われている。

(注2) 秋田県ほか12県 秋田、茨城、石川、山梨、愛知、島根、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、宮崎、鹿児島各県

(注3) 秋田県ほか11県 秋田、茨城、石川、山梨、愛知、島根、徳島、愛媛、福岡、長崎、宮崎、鹿児島各県



## 第4 外 務 省

平成15年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

## 在外公館における出納事務の執行について

〔平成15年度決算検査報告114ページ参照〕  
〔平成16年度決算検査報告90ページ参照〕

## 1 本院が要求した是正改善の処置

## (検査結果の概要)

外務省の大使館、政府代表部及び総領事館(以下「在外公館」という。)における会計機関については、原則として、歳入徴収官には在外公館の長(以下「館長」という。)がなり、また、出納官吏には、大使館及び政府代表部では館長の代理となる者が、総領事館では館長が、それぞれなっている。

館長は、在外公館会計規程(昭和27年決定)に基づき歳入徴収官や出納官吏等の事務を分掌又は補助させるため、会計担当者を1人又は複数定めることとなっていて、会計担当者は、歳入徴収官及び出納官吏の事務について、収納及び支払に係る関係書類の調査、現金及び預金の出納保管、帳簿への登記、証拠書類の整理並びに各種報告書の作成などの事務を担当している。そして、在外公館には、会計事務等を担当する官房班があり、官房班に属する現地採用職員等もこれらの会計事務を補助している(以下、この会計事務を補助する職員を「補助職員」という。)

また、毎年3月31日に出納官吏の帳簿金庫の検査を行う検査員には、上記の規程により、原則として出納官吏の次席の者が任命されている。

この在外公館における出納事務の執行状況について検査したところ、歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったり、補助職員の範囲及びその事務の範囲が明確でないまま公金を取り扱われていたり、会計法令等に従った会計事務の処理が行われていなかったりして、出納事務の執行において必要不可欠な内部統制や相互牽制が十分機能していない状況が見受けられた。

このような事態が生じているのは、外国において我が国と商慣習が異なることなどの事情はあるものの、外務省において、在外公館の出納事務に関する規定を十分整備していないこと、在外公館において、指揮命令系統としての内部統制及び出納官吏と検査員との相互牽制が十分機能するように出納事務の執行体制を整備していないこと、また、外務省において、出納事務の執行に当たり、会計法令等の理解及び遵守に対する認識が十分でなく、在外公館に対する指導監督が十分でないことなどによると認められた。

## (検査結果により要求した是正改善の処置)

外務省において、在外公館における出納事務の執行について、内部統制、相互牽制を十分機能させ、会計法令等に従って適切及び適正に出納事務を執行するよう、次のとおり、外務大臣に対し平成16年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

(ア) 在外公館における歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき事務の範囲を明確にして徹底を図ること、及び、代理官制度の運用を図るため、代理官の任命に関する運

用細則等を定め、その徹底を図ること

- (イ) 補助職員の範囲及びその事務の範囲を明確にして、この徹底を図り、館長及び出納官吏が会計事務について適時、適切に指揮、監督を行うよう体制を整備すること
- (ウ) 外務省において、在外公館の出納事務に関する規定の見直しをするなどの整備を行うなどして、在外公館において適正に会計法令に従って出納事務を行えるよう適切に指導監督すること
- (エ) 歳入徴収官、弁償責任を負っている出納官吏、及び会計担当者等における会計法令等の理解及び遵守に対する認識の向上を図るため、外務省の指導、出納官吏及び会計担当者等への研修の実施等の措置を更に充実させ、会計法令等を遵守して、出納事務を適切及び適正に執行するよう周知徹底させること、また、査察時に、出納事務の執行状況をより詳細に把握して、改善を要する事項について提言、勧告するとともに、改善状況の事後確認を十分行い、その徹底をより一層図ること

## 2 当局の処置状況

外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、17年10月までに所要の処置を執った事項以外の事項について、同月後18年10月までに次のような処置を執り、又は引き続き検討を行っている。

(ア)について

資金前渡官吏が自ら行うべき事務の範囲の明確化とその徹底に関しては、小切手の署名を資金前渡官吏又は資金前渡官吏代理が自ら行うことが厳格に運用されるよう、その具体的な取扱いについて引き続き検討を行っていくこととしている。

(イ)について

補助職員の範囲及びその事務の範囲の明確化に関しては、銀行からの預金の引出し等について、18年9月に外務大臣名で各館長あてに「在外経理(銀行からの現金の引出等に係る留意事項(ガイドライン))(訓令)」を発し、銀行からの預金の引出し等は会計担当者が行うことを原則としつつも、治安状況又は館務の状況等により、会計担当者が銀行に赴くことが困難であると館長及び出納官吏が判断する場合には、補助職員に行わせるための具体的方法を周知徹底する処置を執った。

また、前渡資金の支払を行う際の補助職員の範囲等の明確化について、在外公館における出納事務の実態を踏まえ、引き続き検討を行っていくこととしている。

(ウ)について

公金以外の資金(以下「非公金」という。)の出納保管をしている事態に関しては、18年6月に外務大臣名で各館長あてに「在外経理(在外公館における非公金口座の取扱いに係るガイドライン)(訓令)」を発するなどして、非公金の具体的な取扱方法を指示し、非公金が公金と厳格に区分して取り扱われるよう周知徹底する処置を執った。

また、実際の現金の出納が現金出納簿への登記と相違している事態に関しては、前渡資金で支払っているのに私金で立替払したこととしているものなどの改善策及び現金出納簿の書式の見直しについて、小切手振出しの帳簿が整理されていない事態に関しては、当該帳簿の導入について、それぞれ引き続き検討を行っていくこととしている。

## 第5 財 務 省

### 不 当 事 項

#### 租 税 (16) (17)

#### (16) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款) 歳入組入資金受入 (項) 各税受入金
部局等の名称	札幌中税務署ほか 109 税務署
納 税 者	182 人
徴収過不足額	徴収不足額 485,585,381 円(平成 11 年度～17 年度) 徴収過大額 30,164,200 円(平成 12 年度～17 年度)

#### 1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告・納付の手続などが定められている。

平成 17 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 61 兆 2492 億余円となっている。このうち源泉所得税は 15 兆 6617 億余円、申告所得税は 3 兆 0745 億余円、法人税は 14 兆 2735 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 6858 億余円、消費税及地方消費税は 16 兆 8005 億余円となっていて、これら各税の合計額は 51 兆 4961 億余円となり、全体の 84.0% を占めている。

#### 2 検査の結果

##### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記の各税に重点をおいて、合规性の観点等から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、札幌中税務署ほか 189 税務署等において提出された申告書等により検査した。

##### (徴収過不足の事態)

検査したところ、札幌中税務署ほか 109 税務署において、納税者 182 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、173 事項 485,585,381 円(11 年度～17 年度)不足していたり、9 事項 30,164,200 円(12 年度～17 年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別にみると次表のとおりである。

税 目	徴収不足の事項数 徴収過大の事項数	徴収不足額 徴収過大額 (△)
源泉所得税	4 —	円 37,036,681 —
申告所得税	58 1	148,460,300 △ 1,000,000
法人税	64 2	182,232,400 △ 18,156,700
相続税・贈与税	22 5	45,588,700 △ 6,664,900
消費税	25 1	72,267,300 △ 4,342,600
計	173 9	485,585,381 △ 30,164,200

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、前記の110税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集・活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによるものである。

(税目ごとの態様)

この182事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

(1) 源泉所得税に関するもの

源泉所得税では徴収不足になっていたものが4事項あった。これらは、いずれも配当に関するものである。

配当の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月10日(休日等の場合はその翌日)までに国に納付しなければならないこととなっている。また、法人が、自己株式の取得(市場取引による取得等を除く。)に際し、株主に対し金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本等の金額を超える部分の金額は、配当とみなされ、源泉所得税を徴収して、上記の法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、支払者に対して、納税の告知をしなければならないこととなっている。

この配当に関し、徴収不足になっている事態が4事項37,036,681円あった。その主な内容は、自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていないのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったため、納税の告知をしていなかったものである。

<事例1> 配当に関する源泉所得税について納税の告知をしていなかったもの

A会社は、平成14年2月に株主3名から市場取引等によらないで自己株式432,000株を取得し、総額200,016,000円を支払っていたが、これに対する源泉所得税を納付していなかった。

しかし、同会社から提出された13年4月から14年3月までの事業年度分の法人税の申告書等によれば、同会社の取得株数432,000株に対応する資本等の金額は25,713,989円となることから、支払金額のうちこれを超える部分の金額174,302,011円は配当とみなされる。そして、この金額は14年2月に支払われているので、これに対する源泉所得税が同年3月11日までに納付されていなければならないのに、上記の申告書等の活用が的確でなくこの事実を把握していなかったため、納税の告知をしておらず、源泉所得税額34,860,401円が徴収不足になっていた。

## (2) 申告所得税に関するもの

申告所得税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが59事項あった。この内訳は、不動産所得に関するもの26事項、事業所得に関するもの18事項、譲渡所得に関するもの9事項及びその他に関するもの6事項である。

### ア 不動産所得に関するもの

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。

個人が有する減価償却資産につきその償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その者が当該資産について定められた償却の方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。そして、10年4月1日以後に取得した建物等についての償却の方法は定額法で行うこととなっている。また、不動産の貸付けについて、収入、経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めて経理している場合には、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を超えるときに生ずる消費税等の還付金は、不動産所得の計算上、総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関し、徴収不足になっている事態が26事項88,030,900円あった。その主な内容は次のとおりである。

- (ア) 総収入金額から差し引く減価償却費等の必要経費の額を誤って過大としているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた。
- (イ) 収入及び経費に消費税等を含めて経理している場合の消費税等の還付金が総収入金額に算入されていないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた。

### <事例2> 不動産所得の必要経費を過大としていたもの

納税者Bは、平成15年分から17年分までの3年分の申告に当たり、不動産所得の計算において、貸付けの用に供している2棟の建物について、定率法に基づき計算した減価償却費40,130,519円、38,204,253円及び36,370,449円を必要経費に算入し、各年分の総収入金額からこれらの減価償却費を含めた必要経費等を差し引き、不動産所得の金額をそれぞれ54,945,763円、58,371,718円及び61,429,892円としていた。

しかし、同人の青色申告決算書等によれば、当該2棟の建物は13年4月に取得したものであり、減価償却費の計算は定額法に基づき行わなければならない。そして、取得直後の償却費が定率法に比べて少額となる定額法により計算すると減価償

却費は各年分 24,782,841 円となる。したがって、これにより計算すると、不動産所得の金額は 70,293,441 円、71,793,130 円及び 73,017,500 円となるのに、これを見過ごしたため、申告所得税額 5,678,800 円、4,965,800 円及び 4,287,500 円、計 14,932,100 円が徴収不足になっていた。

#### イ 事業所得に関するもの

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、青色申告書の提出について税務署長の承認を受けている事業所得者が、同人の営む事業に専ら従事する生計を一にする親族(以下「青色事業専従者」という。)に対して支払った給与(以下「青色事業専従者給与」という。)については、税務署長に青色事業専従者の氏名、青色事業専従者給与の金額等を記載した届出書を提出し、届出書に記載された金額の範囲内で労務の対価として相当と認められる金額が支払われた場合に必要経費に算入することとなっている。

この事業所得に関し、徴収不足になっている事態が 18 事項 35,949,700 円あった。その主な内容は、総収入金額から差し引く必要経費について、青色事業専従者給与の規定の適用を誤ったり、減価償却費の額を誤ったりしているなど必要経費の額を過大としているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものである。

#### <事例 3> 事業所得の必要経費を過大としていたもの

納税者 C は、平成 15 年分の申告に当たり、事業所得の計算において、青色事業専従者給与として三男に対して支給した 17,400,000 円及び妻に対して支給した 6,200,000 円を必要経費に算入し、必要経費の額を 251,459,117 円としていた。そして、総収入金額からこの必要経費の額を差し引き、事業所得の金額を 1,536,806 円としていた。

しかし、同人から提出された届出書に記載され、労務の対価として相当と認められる三男の青色事業専従者給与の金額は年 8,000,000 円であり、この金額を超える 9,400,000 円は必要経費に算入することはできない。また、妻は届出書に青色事業専従者として記載されていないこと及び他の法人の事業に従事していて同人の事業に専ら従事していないことから、妻に対して青色事業専従者給与として支給した 6,200,000 円は必要経費に算入することはできない。したがって、このことなどにより計算すると、事業所得の金額は 21,826,045 円となるのに、これを見過ごしたため、申告所得税額 7,506,900 円が徴収不足になっていた。

#### ウ 譲渡所得に関するもの

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額などを差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、国又は地方公共団体へ土地等を譲渡した場合など、一定の土地等の譲渡による所得に対しては、軽減された税率を適用することとなっている。

この譲渡所得に関し、徴収不足になっている事態が 8 事項 15,402,900 円、徴収過大に

なっている事態が1事項1,000,000円あった。その主な内容は、軽減税率の適用に誤りがあるのに、これを見過ごしたため、税額を過小又は過大のままとしていたものである。

エ その他に関するもの

上記アからウのほか、雑所得等に関し、徴収不足になっている事態が6事項9,076,800円あった。

(3) 法人税に関するもの

法人税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが66事項あった。この内訳は、同族会社の留保金に関するもの21事項、法人税額の特別控除に関するもの18事項、減価償却費の計算に関するもの10事項及びその他に関するもの17事項である。

ア 同族会社の留保金に関するもの

3人以下の株主等(株主等に同族会社でない法人がある場合はその法人を除く。)並びにこれらと特殊の関係にある個人及び法人が発行済株式総数又は出資金額(その会社が有する自己の株式数又は出資金額を除く。)の100分の50を超える株式数又は出資金額(注1)を有している同族会社(以下「特定の同族会社」という。)(注2)については、通常<sup>(注3)</sup>の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額(以下「課税留保金額」という。)(注3)に対し特別税率の法人税を課することとなっている。

(注1) 100分の50を超える株式数又は出資金額 平成15年4月1日前開始事業年度分については、100分の50以上の株式数又は出資金額

(注2) 特定の同族会社 平成18年4月1日以後開始事業年度分については、1人の株主等並びにこれと特殊の関係にある個人及び法人が発行済株式総数又は出資金額(その会社が有する自己の株式数又は出資金額を除く。)の100分の50を超える株式数又は出資金額を有しているなどの同族会社をいう。

(注3) 特別税率 課税留保金額が年3000万円以下の部分については100分の10、年3000万円を超え1億円以下の部分については100分の15、年1億円を超える部分については100分の20

この同族会社の留保金に関し、徴収不足になっている事態が20事項97,953,300円、徴収過大になっている事態が1事項15,179,200円あった。その主な内容は、特定の同族会社に該当し課税留保金額が算出されるのに、これを見過ごしたため、特別税率の法人税を課していなかったものである。

<事例4> 同族会社の課税留保金額に対して特別税率の法人税を課していなかったもの

D会社は、平成15年4月から17年3月までの2事業年度分の申告に当たり、上位3人の株主及びこれらの親族が発行済株式総数の100分の42.3及び100分の42.6を所有しており、特定の同族会社には該当しないとして、利益のうち社内に留保した金額に対し特別税率の規定による税額計算をしていなかった。

しかし、申告書等によれば、同会社は自己株式を所有しており、自己株式数を発行済株式総数から除くと、上位3人の株主及びこれらの親族が発行済株式総数の100分

の54.5及び100分の51.6を所有する特定の同族会社となる。そして、所定の計算をすれば、課税留保金額が37,985,000円及び84,345,000円算出されるのに、これを見過ごしたため、特別税率の法人税を課しておらず、法人税額4,197,700円及び11,151,700円、計15,349,400円が徴収不足になっていた。

イ 法人税額の特別控除に関するもの

法人税額から税額を控除する各種の特別控除が設けられており、中小企業者等<sup>(注4)</sup>が一定の減価償却資産を賃借(賃借期間が5年以上であり、かつ、その期間が当該減価償却資産の耐用年数を超えないものに限る。)して事業の用に供した場合には、その最初の事業年度において、当該事業年度の法人税額の一定の割合の金額を限度として、賃借期間中に支払う賃借料の総額に一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除できることなどとなっている。

また、青色申告書を提出する法人が試験研究費として損金経理をした金額について、当該事業年度の法人税額の一定の割合の金額を限度として、試験研究費に一定の割合を乗じた金額(以下「税額控除限度額」という。)を法人税額から控除できることとなっている。そして、当該事業年度において控除できなかった税額控除限度額があるときには、翌事業年度の試験研究費の額が当該事業年度の試験研究費の額を超える場合において、翌事業年度に繰り越して控除できることなどとなっている。

(注4) 中小企業者等 資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人(発行済株式総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大規模法人が所有しているなどの法人を除く。)又は農業協同組合等で青色申告書を提出する法人をいう。

この法人税額の特別控除に関し、徴収不足になっている事態が18事項27,616,300円あった。その主な内容は次のとおりである。

- (ア) 賃借期間が5年未満の減価償却資産又は賃借期間が耐用年数を超えている減価償却資産について、誤って控除しているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。
- (イ) 試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていない事業年度において、前事業年度から繰り越した税額控除限度額を誤って控除するなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていた。

<事例5> 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていたもの

E会社は、平成16年4月から17年3月までの事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、同事業年度の税額控除限度額67,388,126円及び前事業年度から繰り越した税額控除限度額6,158,974円の合計額73,547,100円を法人税額から控除していた。

しかし、申告書等によれば、同事業年度の試験研究費の額は、前事業年度の試験研究費の額を超えていないことから、繰り越した税額控除限度額については上記特別控除の規定を適用できず、同事業年度の法人税額から誤って控除しているのに、これを見過ごしたため、法人税額6,158,900円が徴収不足になっていた。

ウ 減価償却費の計算に関するもの

法人がその有する減価償却資産につき償却費として損金経理をした金額のうち、その



法人が当該資産について定められた償却の方法に基づき当該資産の耐用年数等に応じて計算した金額に達するまでの金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとなっている。そして、10年4月1日以後に取得した建物等についての償却の方法は定額法で行うこととなっている。

この減価償却費の計算に関し、徴収不足になっている事態が10事項27,504,500円あった。その主な内容は、償却の方法を誤り、償却費を過大に計上しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、損金算入額を過大のままとしていたものである。

#### エ その他に関するもの

上記アからウのほか、受取配当等の益金不算入、役員賞与の損金不算入等に関し、徴収不足になっている事態が16事項29,158,300円、徴収過大になっている事態が1事項2,977,500円あった。

### (4) 相続税・贈与税に関するもの

相続税・贈与税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが27事項あった。この内訳は、相続税については有価証券の価額に関するもの11事項、土地建物等の価額に関するもの9事項及びその他に関するもの3事項、贈与税については有価証券の価額に関するものなど4事項である。

#### ア 相続税に関するもの

##### (ア) 有価証券の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し相続税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、相続又は遺贈により取得したときの時価とされており、有価証券のうち取引相場のない株式又は出資の価額については、株式を発行した会社等の各資産の価額の合計額から各負債の金額の合計額を差し引いた純資産価額等を基にして計算することとなっている。

この有価証券の価額に関し、徴収不足になっている事態が8事項17,183,700円、徴収過大になっている事態が3事項4,403,400円あった。その内容は、取引相場のない同族会社の出資等の価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、出資等の価額を過小又は過大のままとしていたものである。

##### (イ) 土地建物等の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により取得した土地建物等の価額については、路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が事業又は居住の用に供していた宅地等のうち用途区分に応じて所定の方法により計算した一定の面積までの部分については、小規模宅地等として、次に掲げる区分に応じ、土地等の価額にその割合を乗じた額を減額できることとなっている。

- ① 被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が事業(不動産貸付業等は除く。)の用に供していた宅地等で、その宅地等を相続又は遺贈により取得した者のうちに、申告期限まで事業を継続しているなどの要件に該当する親族がいる場合の宅地等(以下「特定事業用宅地等」という。)などに該当するもの 100分の80

② 上記以外のもの

100分の50

この土地建物等の価額に関し、徴収不足になっている事態が9事項19,496,100円あった。その主な内容は、土地の価額の計算において、特定事業用宅地等などに該当しない小規模宅地等について減額割合を誤って100分の80としていたり、小規模宅地等に該当しない宅地について減額していたりしているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)、(イ)のほか、相続税額の加算等に関し、徴収不足になっている事態が1事項685,800円、徴収過大になっている事態が2事項2,261,500円あった。

<事例6> 有価証券の価額の計算を誤っていたもの

納税者Fは、平成14年11月相続分の申告に当たり、相続により取得した取引相場のないG会社の出資16,800口の価額を、同会社の14年10月期末における現金・預金等の資産の価額の合計額から借入金等の負債の金額の合計額を差し引いた純資産価額等を基にして計算した出資1口当たりの価額3,020円により、50,736,000円としていた。

しかし、申告書等によれば、上記資産のほかに、被相続人の死亡により同会社が受ける生命保険金70,568,675円があり、また、上記負債のほかに、被相続人に対して支払う退職金20,000,000円及び保険差益に対する法人税等6,437,000円があった。したがって、これらを上記純資産価額の計算における資産及び負債に含めるなどして出資1口当たりの価額を計算すると4,740円となり、当該出資の価額は79,632,000円となるのに、これを見過ごしたなどのため、相続税額7,317,000円が徴収不足になっていた。

イ 贈与税に関するもの

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、贈与により取得したときの時価とされている。

この贈与税に関し、徴収不足になっている事態が4事項8,223,100円あった。その主な内容は、取引相場のない同族会社の株式の価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしていたものである。

(5) 消費税に関するもの

消費税では徴収不足又は徴収過大になっていたものが26事項あった。この内訳は、納税義務の免除に関するもの10事項、課税仕入れに係る消費税額の控除に関するもの8事項及びその他に関するもの8事項である。

ア 納税義務の免除に関するもの

基準期間(個人事業者は課税期間<sup>(注5)</sup>の前々年、法人は課税期間の前々事業年度)における課税売上高が1000万円以下<sup>(注6)</sup>の事業者は、課税期間の課税売上げについて納税義務が免除されることとなっている。

(注5) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度

(注6) 1000万円以下 平成16年4月1日前に開始した課税期間については、納税義務が免除される基準期間における課税売上高は3000万円以下となっている。

この納税義務の免除に関し、徴収不足になっている事態が10事項43,814,200円あった。その内容は、基準期間の課税売上高が3000万円を超えていて納税義務が免除されないため申告の必要があるのに、これを見過ごしたため、消費税を課していなかったものである。

〈事例7〉 消費税を課していなかったもの

納税者Hは、平成12年1月から15年12月までの4課税期間分の消費税の申告をしていなかった。

しかし、同人の12年から15年までの申告所得税の申告書に添付された書類等によれば、同人の課税売上高は、55,601,142円、53,841,142円、47,215,826円及び195,790,178円となっている。そして、上記の4課税期間に係る基準期間の課税売上高は、いずれも30,000,000円を超えていて納税義務は免除されない。したがって、上記の4課税期間分について申告の必要があるのに、これを見過ごしたため、消費税を課しておらず、消費税額2,000,200円、1,885,800円、1,781,500円及び7,616,900円、計13,284,400円が徴収されていなかった。

イ 課税仕入れに係る消費税額の控除に関するもの

事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付し、また、課税仕入れに係る消費税額が課税売上高に対する消費税額を上回る場合には控除不足税額の還付を受けることができることとなっている。この課税仕入れに係る消費税額の控除額は、課税期間における課税売上割合(課税売上高を総売上高で除した割合)が100分の95以上のときは、課税仕入れに係る消費税額の全額、100分の95未満のときは課税売上高に対応する部分の金額となっている。

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関し、徴収不足になっている事態が8事項21,273,900円あった。その主な内容は、課税売上割合の計算を誤り、同割合が100分の95未満であるにもかかわらず、建物の取得等に係る消費税額の全額を控除額としたり、課税売上高に対応する課税仕入れに係る消費税額の金額を過大に計算して控除額としたりしているのに、これを見過ごしたため、消費税額を過小のままとしていたものである。

(注7) 課税仕入れに係る消費税額 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)は、消費税額(税率100分の4)と地方消費税額(消費税額の100分の25。消費税率換算で100分の1)に相当する額を含んだ額とすることとされているので、課税仕入れに係る消費税額は、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)に105分の4を乗ずることとなる。

ウ その他に関するもの

上記ア、イのほか、課税売上高の計上等に関し、徴収不足になっている事態が7事項7,179,200円、徴収過大になっている事態が1事項4,342,600円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税		消費税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	札幌中 ほか4			1	△ 1,000	3	5,403			1	1,450	4	6,854 1 △ 1,000
仙台国税局	大船渡 ほか4	1	1,000	2	1,836	2	17,128	1	4,285			6	24,250
関東信越国税局	古河 ほか18	1	500	15	32,596	12 1 △	31,612 15,179	5	18,714	4	29,600	37 1 △	113,023 15,179
東京国税局	千葉東 ほか36	1	34,860	22	54,348	20	82,578	9 3 △	12,410 3,814	12	26,870	64 3 △	211,067 3,814
金沢国税局	武生			1	688							1	688
名古屋国税局	高山 ほか8			6	21,206	14	20,842	1	△ 1,000	2	1,652	22 1 △	43,701 1,000
大阪国税局	大津 ほか14			5	8,173	6 1 △	9,923 2,977	1	1,160	4	10,588	16 1 △	29,845 2,977
広島国税局	新見 ほか5	1	676	1	546	2	3,452	2 1 △	1,450 1,850			6 1 △	6,125 1,850
高松国税局	松山 ほか1			2	24,711	1	708			1	△ 4,342	3 1 △	25,419 4,342
福岡国税局	福岡 ほか2			1	584	2	1,468			1	1,563	4	3,615
熊本国税局	熊本西 ほか7			3	3,770	2	9,114	4	7,567	1	541	10	20,993
計	110 税務署	4	37,036	58 1 △	148,460 1,000	64 2 △	182,232 18,156	22 5 △	45,588 6,664	25 1 △	72,267 4,342	173 9 △	485,585 30,164

(17) 相続税に係る連帯納付義務者の財産調査等が十分でなかったため、租税債権が消滅したものの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部局等の名称	川崎北税務署
債権発生の原因 となった国税の 種別	相続税
納税者	1人
消滅した租税債 権の額	6,883,100円

1 滞納処分の概要等

(1) 滞納処分の概要

税務署では、納税者がその納付すべき国税をその納付の期限までに納付せず、督促後も納付しない場合には、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、滞納者の財産を調査し、差し押さえるなどの滞納処分を行っている。

また、同法第153条によると、税務署長は、滞納者に滞納処分を執行することができる財産がないなどと認める場合には、滞納処分の執行を停止(以下「執行停止」という。)する

ことができることとなっていて、その執行停止の状態が3年間継続したときなどには、滞納となっている租税債権は消滅することとなっている。

## (2) 相続税の連帯納付義務

相続税法(昭和25年法律第73号)第34条によると、同一の被相続人から財産を相続したすべての者は、その財産に係る相続税について、当該相続により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯して納付する義務を負うこととなっている。

## 2 検査の結果

川崎北税務署が行った執行停止について、その事績を記録した書類等により検査したところ、次のような事態が見受けられた。

滞納者Aは、平成2年1月に相続開始した被相続人Bの相続(相続人は滞納者Aのほか、被相続人Bの妻C及び子3人の計5名)により現金4000万円を取得したが、これを借入金の返済に充てたため、相続税6,883,100円(納期限2年7月の当初申告分5,681,900円、納期限3年12月の修正申告分1,201,200円)の納付が困難となり、全額滞納していた。

川崎北税務署長は、滞納者Aに督促状等を発しても当該税額が納付されず、また、同人にはわずかな銀行預金のほかに差押え可能な財産がないことなどから、同人には滞納処分を執行することができる財産がないと判断し、他の相続人が滞納者Aの相続税の連帯納付義務を履行できる財産を有しているかなどについて十分に調査、検討しないまま、13年10月31日に執行停止を行っていた。そして、滞納者Aに対する相続税に係る租税債権6,883,100円は、執行停止から3年が経過した16年11月1日に消滅していた。

しかし、被相続人Bの相続人のうち、土地及び建物等の財産すべてを相続した相続人Cは、川崎北税務署に提出された10年分以降の同人の所得税の確定申告書等によると、連帯納付義務の履行が可能な財産を有していたと認められた。

したがって、同税務署において、少なくとも相続人Cが連帯納付義務の履行が可能な財産を有していたことは容易に把握できる状況であったにもかかわらず、同人に対してその履行を求めるなどすることなく、13年10月に執行停止を行ったことは、適切とは認められず、その状態が3年間継続したことにより滞納者Aに対する租税債権6,883,100円が消滅したことは、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同税務署において、執行停止を行うに当たり、連帯納付義務の履行を求めることについての調査及び検討が十分でなかったことによると認められる。

## 第6 文部科学省

### 不 当 事 項

### 補 助 金

#### (18) 公立学校等施設整備費補助金の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 文部科学本省 (項) 公立文教施設整備費
部局等の名称	埼玉県
補助の根拠	地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)、予算補助
補助事業者 (事業主体)	埼玉県川越市
補助事業	川越市立高階西小学校地震補強
補助事業の概要	小学校の校舎の地震補強のため、主にK型鉄骨ブレースを設置する 工事
上記に対する国 庫補助金交付額	20,689,000 円
不当と認める国 庫補助金交付額	4,270,000 円

#### 1 補助金の概要

公立学校等施設整備費補助金(地震補強事業)(以下「補助金」という。)は、学校建物の耐震性能を確保し、地震防災対策の促進を図るため、公立の小中学校等の木造以外の校舎の地震補強を行う地方公共団体に対し、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、柱、壁、梁等の補強に必要な工事、それらに伴い必要となる設備、電気等の工事等に係る経費を補助対象として算定した補助対象事業費に、2分の1の補助率を乗じて得た額とすることとなっている。

本件事業は、川越市が、平成17年度に高階西小学校の校舎の地震補強事業として、耐震補強工事、その他の工事を実施したものである。

そして、同市では、補助対象事業費の算定に当たり、耐震補強工事については、K型鉄骨ブレースを設置し無収縮モルタルを注入して固定するなどの工事費を補助対象経費として、補助対象事業費を41,378,000円と算定し、国庫補助金20,689,000円の交付を受けていた。

#### 2 検査の結果

本件事業について、実績報告書等により検査したところ、同市では、耐震補強工事における無収縮モルタルの所要量を $4.3\text{m}^3$ とすべきところ、誤って、その10倍の $43\text{m}^3$ としていたため工事費が過大となっており、その結果、補助対象事業費が過大に算定されていた。

このような事態が生じていたのは、同市において補助対象事業費の算定についての確認が十分でなく、同事業費を過大に算定したまま実績報告書を作成し提出したこと、また、埼玉県において実績報告書に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、適正な工事費により補助対象事業費を修正計算すると、32,839,000 円となる。これに基づき国庫補助金相当額を算定すると 16,419,000 円となり、交付額 20,689,000 円との差額 4,270,000 円が過大となっていて、不当と認められる。

- (注1) K型鉄骨ブレース K型の形状をした鉄骨筋かいの外周に鉄骨枠を取り付けたもの  
 (注2) 無収縮モルタル 硬化時に膨張して乾燥後も収縮せず、主に充填用や補修用に用いられるモルタル

意見を表示し又は処置を要求した事項

国立大学法人の財務諸表として開示されている附属病院に係るセグメント情報について、法人間で統一的な取扱いが行われるよう改善の意見を表示したもの

部局等の名称	文部科学本省
検査の対象	文部科学本省 国立大学法人北海道大学ほか 24 法人
財務諸表作成の根拠	国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)
統一的な取扱いが行われないまま開示されているセグメント情報の額	(1) 業務費用 5241 億 6059 万円 (2) 業務収益 5546 億 8638 万円 (3) 帰属資産 7966 億 9983 万円

【改善の意見表示の全文】

国立大学法人の附属病院に係るセグメント情報について

(平成 18 年 10 月 23 日付け 文部科学大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の意見を表示する。

記

## 1 附属病院に係るセグメント情報の概要

### (1) 国立大学法人の設立

国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき、平成 16 年 4 月 1 日、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人北海道大学ほか 88 国立大学法人が設立された。

これに伴い、同日、国立学校設置法(昭和 24 年法律第 150 号)が廃止され、これまでは同法の定めるところにより貴省の施設等機関として設置されていた国立大学は、国立大学法人が設置する国立大学となった。

### (2) 権利義務の承継

国立大学法人の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、各国立大学法人が行う

国立大学を設置しこれを運営するなどの所定の業務に関するものは、当該国立大学法人が承継するとされている。

### (3) 国立大学法人の会計及び決算

国立大学法人の会計は、原則として企業会計原則によることとなっている。そして、文部科学大臣は、国立大学法人会計基準(平成16年文部科学省告示第37号。以下「会計基準」という。)を定めて公示しているが、この会計基準は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されることとなっている。

そして、国立大学法人の会計は会計基準等により、国立大学法人の業務運営については、その自律性及び自発性の発揮の観点から、国による事前統制を極力排除し、事後チェックに重点を置くこととされているが、適切に事後チェックを行うためには、業績評価が適正に行われなければならないとされている。さらに、国立大学法人は、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における財務情報の比較可能性の確保が強く要請されていることから、一定の事項については個々に判断するのではなく統一的な取扱いをする必要があるとされている。

また、国立大学法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととされている。

### (4) セグメント情報

財務諸表のうち附属明細書に記載されているセグメント情報<sup>(注1)</sup>は、国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため、業務ごとのセグメントに係る財務情報を開示して、貸借対照表や損益計算書では得られない損益や資産に関する事業の内訳について補足的情報を提供することによって、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することを目的として作成されるものである。

そして、会計基準等において、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報については、すべての国立大学法人等において共通に開示する必要があるとされており、「国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針」(平成15年7月国立大学法人会計基準等検討会議。以下「実務指針」という。)において、附属病院については、固有かつ多額の診療収入があること、医学部及び歯学部を有するすべての国立大学法人に置かれていること等から、附属病院を有するすべての国立大学法人において共通にセグメント情報を開示する取扱いとするとされている。

また、実務指針において、附属病院における診療行為については、当該診療行為に対する収入という観点から経営状況を加味した運営状況の開示が必要となっており、附属病院に関するセグメント情報を開示することにより経営成績を加味した運営状況の開示を行うこととなるとされている。

すなわち、前記のとおり、国立大学法人においては、その自律性及び自発性の発揮が求められているものの、国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たし、また、業績評価が適正に行われるため、適正な財務情報を開示することが求められている。特に、附属病院については、国民その他の利害関係者が各附属病院やそれを設置する国立大学法人の



財政状態及び運営状況を比較するため、共通的な考え方によって附属病院に係るセグメント情報が開示されることが求められている。

そして、実務指針によれば、開示すべきセグメント情報は、下図のように示されており、各セグメントごとの情報は、当該セグメントにおいて行われる一切の活動に係る損益及び帰属資産について表示することとしている。また、このうち業務損益の合計は損益計算書の経常損益と一致することとされているため、業務費用は損益計算書の経常費用を、業務収益は損益計算書の経常収益を記載することになる。

図 開示すべきセグメント情報の16年度の様式

(単位：千円)

区 分	附属病院	△△△	×××		合 計
業 務 費 用					
業 務 収 益					
運営費交付金収益					
学生納付金収益					
附属病院収益					
外 部 資 金					
そ の 他					
業 務 損 益					
帰 属 資 産					

(注) 上記の様式については、業務費用を教育経費、診療経費、人件費等の区別に表示するなどの実務指針の改訂が、平成18年1月17日に行われている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点及び対象)

附属病院は42国立大学法人に設置されており、各附属病院に係る損益及び資産の状況は、開示すべきセグメント情報として財務諸表に記載され公表されている。その16事業年度における計上額の合計は、業務費用7719億9190万余円、業務収益8147億3930万余円、帰属資産1兆1377億2404万余円となっている。この額は42国立大学法人全体の業務費用や業務収益の合計額の40%を超えるものとなっており、附属病院の財政状態及び運営状況は、各国立大学法人の財政状態及び運営状況に大きな影響を与えている。このため、セグメント情報において、附属病院の財務情報を正しく開示することは、附属病院のみならず各国立大学法人全体の運営を考慮したり、評価を行ったりする上でも重要なこととなっている。

そこで、貴省のほか、国立大学法人北海道大学ほか24法人を対象として、正確性等の観点から、附属病院に係るセグメント情報に記載された業務費用計5241億6059万余円、業務収益計5546億8638万余円、帰属資産計7966億9983万余円が統一的方法で把握され表示されているかなどに着眼して検査した。

### (検査の結果)

上記セグメント情報の記載額について、科目別内訳の根拠資料や資産の使用状況を実地に確認するなどして検査したところ、次のとおり、計上内容が区々となっているなどの事態が見受けられた。

(1) 業務費用について

ア 教員人件費について

附属病院においては、附属病院に所属する教員のほかに、医学部等には所属しているものの附属病院には所属していない多数の教員が診療を行っているが、各国立大学法人が附属病院のセグメントに計上している教員人件費については、次のとおりとなっていた。

- ① 附属病院に所属する教員に係る人件費のみを計上しているもの

14 法人（計上している教員人件費の額 計 274 億 6999 万余円）

- ② ①に加え、医学部等に所属していて附属病院に所属していない教員について、附属病院で診療に従事した際の宿日直勤務に対する手当等一部の人件費を計上しているもの

9 法人 

}	計上している教員人件費の額 計 157 億 4806 万余円
	上記のうち、附属病院に所属していない教員の人件費の額 計 5 億 4184 万余円

- ③ ①に加え、医学部等に所属していて附属病院に所属していない教員のうち診療に従事している者について、その人件費をすべて計上しているもの

2 法人 

}	計上している教員人件費の額 計 93 億 8744 万余円
	上記のうち、附属病院に所属していない教員の人件費の額 計 32 億 6868 万余円

上記は、いずれも統一的な方法により勤務実績を把握するなどして、附属病院において診療を行っている医学部等に所属する教員の人件費を附属病院のセグメントに計上したのではなく、必ずしも病院運営に必要とした人件費が明らかにされない状況となっている。

イ 職員人件費について

附属病院の業務に従事している事務職員は、附属病院の収益獲得に貢献していることから、23 法人において、その人件費を当該職員の所属に関わらず全額附属病院のセグメントに職員人件費として計上している（計上額計 202 億 0258 万余円）一方で、2 法人（職員人件費の計上額計 15 億 6984 万余円）においては、事務職員のうち附属病院の業務に従事しているが附属病院に所属していない者の人件費（計 3 億 8080 万余円）を附属病院のセグメントに計上していなかった。

ウ 徴収不能引当金繰入額について

前記のとおり、国立大学法人の成立の際、現に国が有する権利のうち、所定の業務に関するものは、当該国立大学法人が承継するとされている。

そして、国から承継した 15 年度以前の診療報酬債権については、承継に当たって徴収不能引当金を設定することとなるが、14 法人において、その繰入りに要する費用は臨時的なもので経常費用に含まれないとして繰入額（計 11 億 6800 万余円）を附属病院のセグメントに計上していない一方で、11 法人においては、繰入額（計 6 億 1758 万余円）を附属病院のセグメントに計上していた。

## (2) 業務収益について

## ア 運営費交付金収益について

会計基準において、国立大学法人等が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、運営費交付金債務は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うとされている。

そして、各国立大学法人が附属病院のセグメントに運営費交付金収益として計上している額は計 1144 億 6917 万余円となっているが、附属病院のセグメントへの計上方法に関する共通の取扱いが示されていないため、附属病院の事業に要する額として見積もった額を計上していたり、附属病院に所属している教職員の人件費及び附属病院の施設整備に係る借入金に対する支払利息の実績額の一部を計上していたりなど、各法人によって計上方法が区々となっていた。

また、各国立大学法人の附属病院のセグメントにおける運営費交付金収益の計上額は、法人ごとに 14 億 6015 万余円から 150 億 7129 万余円となっており、業務費用と業務収益の差額として算出される業務損益への影響も大きいものとなっているが、各法人の計上方法については特段の記述がなく、事業年度ごとに変更されても明らかにされない状況となっている。

## イ 附属病院収益について

前記のとおり、国立大学法人の成立の際、現に国が有する権利のうち、所定の業務に関するものは、当該国立大学法人が承継するとされている。

そして、国から承継した 15 年度以前の診療報酬債権のうち、保険者等への請求又は再請求を保留していたもの等に係る収益については、次のとおりとなっていた。

## ① 収益を附属病院のセグメントに計上していないもの

10 法人（計上していない収益の額 計 44 億 2027 万余円）

## ② 収益の一部を附属病院のセグメントに計上しているもの

11 法人	〔計上している収益の額 計 21 億 5618 万余円〕 〔計上していない収益の額 計 42 億 7559 万余円〕

## ③ 収益のすべてを附属病院のセグメントに計上しているもの

4 法人（計上している収益の額 計 19 億 7585 万余円）

## (3) 帰属資産について

## ア 土地及び建物について

前記のとおり、セグメント情報における帰属資産は各セグメントにおいて行われる一切の活動に係る帰属資産について表示することとされており、各国立大学法人が附属病院のセグメントに土地及び建物として計上している額は計 4820 億 7229 万余円となっている。しかし、計上方法に関する共通の取扱いが明確に示されていないため、11 法人において、附属病院の敷地や看護師宿舍等、附属病院の活動に係ると思料される施設の土地及び建物(計 51 億 8155 万余円)を附属病院のセグメントに計上していなかったり、13 法人において、附属病院以外の医学部等が恒常的に使用している施設の土地及び建物(計 347 億 7777 万余円)を附属病院のセグメントに計上していたりしていた。

## イ 預金について

各国立大学法人が保有している預金を附属病院のセグメントにどのように計上するかについては共通の取扱いが示されていないため、次のとおりとなっていた。

- ① 預金は法人全体で管理しているとして、附属病院のセグメントには計上していないもの

16 法人

- ② 法人全体の経費の支払口座に資金移動するまでの間、附属病院における診療報酬の入金額を一時的に管理する口座の残高などを計上しているもの

4 法人（計上している預金の額 計 41 億 5818 万余円）

- ③ ②に加え、法人本部で資金を管理している外部からの寄附金のうち附属病院に係るものの残高についても計上しているもの

5 法人（計上している預金の額 計 111 億 5049 万余円）

**（改善を必要とする事態）**

上記のように、附属病院に係るセグメント情報として開示されている業務費用、業務収益及び帰属資産の計上内容が国立大学法人ごとに区々となっているなどの事態が見受けられ、国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため会計基準等が求めている財務情報の比較可能性が十分に確保されていないなどの状況は改善の要があると認められる。

**（発生原因）**

このような事態が生じているのは、各国立大学法人において、16 事業年度が初めての財務諸表の作成であったことにもよるが、貴省において、一定の事項については、財務情報の比較可能性の確保という視点から、各国立大学法人が会計経理を行うに際して、統一的な取扱いを行うための指針等の整備及び情報提供が必要であるのに、これらを十分に行っていないことなどによると認められる。

**3 本院が表示する改善の意見**

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設立されたものである。

そして、国立大学法人においては、その自律性及び自発性の発揮が求められているものの、国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たし、また、業績評価が適正に行われるため、適正な財務情報を開示することが求められている。

特に、附属病院については、固有成り多額の診療収入があることなどからセグメント情報が開示されているが、国民その他の利害関係者が各附属病院やそれを設置する国立大学法人の財政状態及び運営状況を比較するため、共通的な考え方によって附属病院に係るセグメント情報が開示されることが求められている。

については、貴省において、実務指針をより明確なものとするよう指針等の整備を行うことも含め、統一的な取扱い及び適切な処理を行うための情報提供を積極的に行うなどして、各国立大学法人がセグメント情報に実態を反映した額を計上することなどにより、各法人における経年比較を可能とするほか、各法人間における財政状態及び運営状況の比較可能性を確保するとともに、今後の国立大学法人の適正かつ健全な会計経理を一層推進する必要があると認められる。

（注1） セグメント情報 経常費用、経常収益、経常損益その他の財務情報を業務内容等に  
応じた区分単位(セグメント)に分別したもの

（注2） 国立大学法人北海道大学ほか 24 法人 北海道、東北、筑波、群馬、東京、東京医  
科歯科、新潟、富山医科薬科(平成 17 年 10 月以降は他法人と統合して国立大学

法人富山大学)、金沢、信州、浜松医科、名古屋、三重、滋賀医科、京都、大阪、神戸、島根、岡山、愛媛、九州、長崎、大分、鹿児島、琉球各大学の各国立大学法人

(注3) 金額については、使用面積等によりあん分するなどして集計した。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 私立高等学校等経常費助成費補助金の加算単価の対象となる生徒等数の確認を適切に行うことにより、補助金の算定を適正なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)私立学校助成費 〔平成12年度は、 (組織)文部本省 (項)私立学校助成費〕
部局等の名称	文部科学本省(平成13年1月5日以前は文部本省)、岩手県ほか16都府県
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
補助事業	私立高等学校等経常費助成費補助
補助事業の概要	私立の小学校、中学校、高等学校等の専任教職員給与費等の経常的経費を補助する都道府県に対し、その一部を国が補助するもの
都府県において加算単価の対象として過大に報告していた生徒等数	(1) 岩手県ほか16都府県 延べ1,059,980人(平成12年度～17年度)
文部科学省において加算単価の対象として過大に算定していた生徒等数	(2) 246,322人(平成13年度～16年度)
上記に対する国庫補助金相当額	(1) 37億8101万円 (2) 3億8289万円

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

私立高等学校等経常費助成費補助金(以下「補助金」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、都道府県が、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園(以下「私立学校」という。)の専任教職員給与費等の経常的経費について補助する場合に、その一部を国が補助するものである。この補助金は、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒又は幼児(以下「生徒等」という。)に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めることを目的として交付されるものである。

## (2) 補助金の額の算定方法

補助金の額は、私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付要綱(昭和51年文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、各都道府県において、小学校、中学校等の学校の区分及び全日制・定時制等の課程の区分(以下「学校等の区分」という。)ごとに次の算式により算定した額の合計額となっている。

$$\boxed{\text{生徒等1人当たりの国庫補助単価}} \times \boxed{\text{学校等の区分ごとの各学校の定員内実員(注1)の合計数}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注1) 定員内実員 学則で定められた収容定員と当該年度の5月1日現在の生徒等の実員(ただし、幼稚園については、当該年度中に満3歳に達し5月2日以降に入園するなどの園児数を含んだ数)のうちいずれか少ない数をいう。

上記算式の「生徒等1人当たりの国庫補助単価」は、次のア及びイを合算したものである。

ア 学校等の区分ごとの生徒等1人当たりの都道府県の助成額を基に算定した都道府県ごとの生徒等1人当たりの補助単価

イ 情報教育の推進を図るなど交付要綱に定められた特定の事由に該当する施策を行っている私立学校に対して都道府県が特別な助成を実施している場合に加算される、学校等の区分別、特定の事由別に算定した額(以下「加算単価」という。)の合計

そして、この加算単価の制度は国が特定の事由の定着を政策的に誘導するためのもので、交付要綱及び「平成14年度私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)の配分方法について(通知)」(平成14年文部科学省高等教育局私学部私学助成課長通知。以下「配分通知」という。)等によれば、加算単価の対象となる特定の事由は、平成14年度以降についてみると次表のとおりとされている。

表

加算単価の対象となる特定の事由	内 容
レンタル又はリース方式による教育用コンピュータ等整備の推進	教育用コンピュータ等をレンタル又はリース方式により整備するもの
インターネット接続の推進	インターネットを利用した教育活動を実践するもの
教員の能力開発及び資質向上の促進	現職教員の大学院修士課程への派遣、各種研修事業への派遣(新学習指導要領への対応)等を行うもの
教員の情報教育に関する研修への派遣	情報教育を主とした研修への派遣を行うもの
チーム保育の推進	幼稚園において複数の教員が学級の担任となるなどチーム保育の推進を図るもの
少人数教育等の推進	私立学校(幼稚園を除く。)において少人数教育等きめ細かな学習指導の推進を図るため教職員を配置するもの
情報処理技術者等の活用	授業の補助や教員の教材作成等に対して補助・助言等を行う情報処理技術者等を活用するもの
教育用コンテンツの研究及び開発	学校独自の教育用コンテンツを研究及び開発するもの
体験学習の推進	私立学校(幼稚園を除く。)において社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験学習の推進を図るもの

### (3) 加算単価の算定方法

文部科学省は、毎年度、都道府県に対して「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）の事業計画書の提出について（通知）」（文部科学省高等教育局長通知）を発しており、この通知に基づき、都道府県は、上記各事由の実施の有無、各事由に該当する学校名、生徒等の定員内実員数等を記載した事業計画書を文部科学省に提出している。

そして、文部科学省は、各都道府県の事業計画書に記載された生徒等の定員内実員数等に基づき、学校等の区分別、加算単価の対象となる特定の事由別に、年度ごとに定めた全国一律の生徒等1人当たりの配分単価を基に、各都道府県ごとに次のとおり加算単価を算定することとしている。

$$\frac{\text{配分単価} \times \text{学校等の区分ごとの加算単価の対象となる生徒等数}}{\text{学校等の区分ごとの各学校の定員内実員の合計数}} = \text{加算単価}$$

上記の算式における「学校等の区分ごとの加算単価の対象となる生徒等数」は、加算単価の対象となる特定の事由に該当する施策を行っている私立学校に対し、都道府県が特別な助成をしている場合の当該私立学校の生徒等数とされている。

## 2 検査の結果

### （検査の観点及び着眼点）

本院は、昨年次、本件補助事業について検査し、4道県において加算単価の対象とならない私立学校の生徒等数であるのに、これらを含めていたため補助金が過大に交付されていた事態を、平成16年度決算検査報告に掲記したところである。

そこで、本年次においては、合规性、有効性等の観点から、他の都府県においても同様の事態がないか、また、文部科学省において審査が十分行われているか、再発防止のための措置を講じているかなどについて着眼して検査した。

### （検査の対象）

岩手県ほか<sup>(注2)</sup>17都府県において、12年度から17年度までの6箇年度に本件補助金の加算単価の対象（17年度までに終了した加算事由に係る分を除く。）になると事業計画書で報告した生徒等数延べ8,479,614人（国庫補助金相当額222億0943万余円）について、事業計画書等により検査した。

また、文部科学省において、12年度から17年度までの6箇年度に本件補助金の加算単価の対象とした生徒等数延べ22,760,566人（国庫補助金相当額544億3537万円）を対象として事業計画書及び加算単価の配分のための基礎資料により検査した。

### （検査の結果）

検査したところ、岩手県ほか<sup>(注3)</sup>16都府県及び文部科学省において、次のような不適切な事態が見受けられた。

- (1) 都府県において特別な助成をしていない私立学校の生徒等数や、加算単価の対象となる特定の事由に該当する施策を行っていない私立学校の生徒等数を加算単価の対象となる生徒等数に含めて報告していたため、加算単価が過大に算定されていたもの

17 都府県	{	過大となっていた生徒等数	1,059,980 人
	}	過大となっていた国庫補助金相当額	37 億 8101 万余円

<事例1>

A県は、事業計画書において平成14年度から16年度までの教育用コンテンツの研究及び開発分の加算単価の対象となる高等学校等の生徒数を延べ9校の8,126人と報告し、文部科学省は、この加算事由に係る国庫補助金相当額を1億4249万余円と算定していた。

しかし、上記のうち8校において教育用コンテンツとしているソフトウェアは、校内の事務処理を行うためのもので教育用コンテンツに該当しないものなどであった。

したがって、上記8校の生徒数7,340人を除外してこの加算事由に係る国庫補助金相当額を算定すると1346万円となり、国庫補助金相当額1億2903万余円が過大となっていた。

- (2) 文部科学省において都府県から報告を受けた加算単価の対象となる生徒等数を配分のための基礎資料に誤って転記するなどしたことから生徒等数が過大になっていたため、加算単価が過大に算定されていたもの

文部科学省	{	過大となっていた生徒等数	246,322 人
		過大となっていた国庫補助金相当額	3 億 8289 万円

<事例2>

B県は、事業計画書において平成16年度の体験学習の推進分の加算単価の対象となる高等学校の生徒数を21,875人と報告していた。

しかし、文部科学省は、誤ってB県のこの加算単価の対象となる生徒数を218,875人とし、これに基づき加算単価を算定し、この加算事由に係る国庫補助金相当額を1億1097万余円と算定していた。

したがって、過大となっていた生徒数197,000人を除外してこの加算事由に係る国庫補助金相当額を算定すると1112万余円となり、国庫補助金相当額9985万余円が過大となっていた。

これらを加算単価の各事由別に示すと次表のとおりである。

表

加算単価の対象となる特定の事由	都府県等の別	過大となっていた生徒等数	過大となっていた国庫補助金相当額
レンタル又はリース方式による教育用コンピュータ等整備の推進	11 都府県	77,613 <sup>人</sup>	380,474 <sup>千円</sup>
	文部科学省	3,797	9,053
インターネット接続の推進	3 県	31,684	7,089
	文部科学省	515	120
教員の能力開発及び資質向上の促進	14 都府県	838,695	2,897,579
	文部科学省	8,084	37,369
教員の情報教育に関する研修への派遣	1 県	25,979	101,756
	文部科学省	14,662	94,581
ティーム保育の推進	7 都府県	28,389	83,531



加算単価の対象となる特定の事由	都府県等の別	過大となっていた生徒等数	過大となっていた国庫補助金相当額
少人数教育等の推進	6 府県	8,478	13,893
情報処理技術者等の活用	3 県	37,799	150,749
	文部科学省	8,230	29,604
教育用コンテンツの研究及び開発	2 県	7,940	139,463
	文部科学省	14,034	112,312
体験学習の推進	5 県	3,403	6,485
	文部科学省	197,000	99,851
計	17 都府県	1,059,980	3,781,019
	文部科学省	246,322	382,890
	計	1,306,302	4,163,909

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

ア 文部科学省において

- (ア) 交付要綱、配分通知等で各加算事由を示しているものの、その内容が必ずしも明確でなかったこと
- (イ) 現行の事業計画書の様式では、各加算単価の生徒等数を記載している私立学校に対して都道府県が特別の助成を実施しているかなどの確認が十分に行えないものとなっていたこと
- (ウ) 加算単価の算定に当たり、計数の照合・確認が十分行われていなかったこと、また、各事由別の加算単価の算定結果等を都道府県に対して開示していないなど、加算単価の算定についての透明性が確保されていなかったこと

イ 都府県において

- (ア) 事業計画書に記載された数値が加算単価の算定に直接反映されることについての認識が十分でなかったこと
- (イ) 交付要綱、配分通知等に定められた加算単価の対象となる各事由についての理解が十分でなかったり、関係資料の確認が十分でなかったりしていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省では、都道府県に対し、18年9月に、通知を発するとともに、同年10月に同省主催の会議を開催して同通知の周知徹底を図ることとするなどして、加算単価が適正に算定されるよう次のような処置を講じた。

- ア 補助対象となる要件に該当する具体例を示すなどして加算単価の対象となる各事由の内容を明確に示した。
- イ 加算単価の対象となる生徒等数の確認が適切に行えるよう事業計画書の様式を見直し、都道府県の特別な助成額の記載欄を新たに設けるなどした。
- ウ 都道府県に対し、事業計画書に記載する各加算事由の生徒等数は、加算単価の算定額に直接反映される数値であることを十分認識し、その提出に当たっては、各事由の補助対象となる要件を十分理解し、かつ、関係資料を十分確認するよう指導を徹底した。

エ 加算単価の算定結果等について文部科学省内の複数の部署で十分確認作業を行うなどするとともに、補助金の内定通知の際に加算単価の算定結果等を開示することとし、その算定についての透明性を確保した。

また、文部科学省は、国庫補助金が過大に交付されていた事態について既に一部の県に対し国庫補助金の返還措置を講じ、その他の都府県に対しても18年11月以降順次返還措置を講じることとした。

(注2) 岩手県ほか17都府県 東京都、大阪府、岩手、山形、茨城、千葉、新潟、長野、三重、奈良、和歌山、広島、山口、福岡、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注3) 岩手県ほか16都府県 東京都、大阪府、岩手、山形、茨城、千葉、新潟、長野、奈良、和歌山、広島、山口、福岡、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(2) 研究機関における研究用物品の納品検査に係る事務処理体制を整備することなどにより、科学研究費補助金の経理の適正化が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)科学技術振興費
部局等の名称	文部科学本省
補助の根拠	予算補助
補助金の交付先	9大学長、3研究代表者
補助事業の概要	我が国の学術を振興するため、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を行うもの
納品検査が適切に行われていなかった研究機関数	9研究機関(平成14年度～16年度)
上記に対する国庫補助金交付額	11億5564万円(平成14年度～16年度)
うち補助事業の期間外に納品されていて補助の対象とならない研究用物品に対する国庫補助金交付額	2億1874万円(平成15、16両年度)

1 補助金の概要

(1) 科学研究費補助金の概要

文部科学省は、我が国の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする研究助成費として科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。そして、平成14年度から16年度までの補助金交付額の合計額は、4900億6500万円となっている。

補助金の交付申請をすることができる者は、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。)において定められており、①大学、大学共同利用機関等の学術研究を行う機関(以下「研究機関」という。)に所属する研究者が1人で科学研究を行う場合は、当該研究機関の代表者、②研究者2人以上が同一の研究課題について

共同して科学研究を行う場合は、当該研究者の代表者又は当該研究者の代表者の所属する研究機関の代表者などとされている。

補助の対象となる経費は、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」(平成15年文科振第92号文部科学省研究振興局長通知。以下「局長通知」という。)等において定められており、研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめなどに必要な経費(直接経費)のほか、一部の研究種目については、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費(間接経費)も補助の対象とされている。

そして、取扱規程によると、補助金の交付を受けた者は、科学研究を完了したとき又は補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了したときは、実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならないとされている。

## (2) 補助金の管理方法

交付された補助金の管理方法は、局長通知等において定められている。これらによると、研究代表者<sup>(注1)</sup>又は研究分担者<sup>(注2)</sup>(以下「研究代表者等」という。)は、所属する研究機関に補助金の管理を行わせることとされている。そして、設備備品及び消耗品(以下「研究用物品」という。)を購入する場合は、この補助金管理の一環として、その納品、検査等の会計経理についても所属する研究機関において適切に行うこととされている。

## (3) 補助事業の期間等

局長通知等によると、補助金による研究の実施期間は、研究実態に応じ、1年から6年とされている。しかし、補助事業の期間は、補助金の交付対象年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間で区切られているので、この期間内に研究代表者等は当該年度の交付申請書に記載した研究計画を実施することとされている。

このため、当該研究計画を実施するために使用する研究用物品を研究機関等において購入することができる期間は、補助金の交付対象年度の4月1日から翌年の3月31日までとなる。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、文部科学省が毎年度研究代表者等<sup>(注3)</sup>に対して交付する補助金は多額に上っている。そして、近年、本件補助金を含む競争的研究資金<sup>(注3)</sup>の経理について、複数の研究機関で不適切な事態が相次いで生じているところである。

そこで、合規性等の観点から、交付された補助金は研究機関において取扱規程、局長通知等に従って適切に管理されているか、特に研究用物品の購入に係る納品検査は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

研究用物品の購入に多額の補助金が充てられている研究課題のうち、国立大学法人北海道大学ほか<sup>(注4)</sup>34研究機関に所属する研究代表者等が行っている131研究課題、補助金交付額合計91億7786万余円(14年度2億1647万円、15年度76億3369万余円、16年度13億2770万余円)を対象とし、さらに、補助金が適切に管理されていないと思料される事態が見受けられた場合には、当該研究課題の他の年度に係る分も対象として検査した。

検査に当たっては、研究用物品を納品していた業者の協力を得て、当該業者が保管している納品書(控)等の日付と研究機関が管理している納品書等の日付とを対照するなどして、研究用物品の納品状況を確認するなどした。

**(検査の結果)**

検査したところ、次のように研究機関において補助金が適切に管理されていないと認められる事態が、国立大学法人東北大学ほか8研究機関<sup>(注5)</sup>に所属する18研究代表者の18研究課題(補助金交付額合計37億5369万余円(14年度7億9350万円、15年度24億6769万余円、16年度4億9250万円))で見受けられた。

すなわち、上記18研究課題の実施に当たり購入された29億3199万余円(14年度6億9087万余円、15年度18億9677万余円、16年度3億4434万余円)相当の研究用物品のうち11億5564万余円(14年度2億7877万余円、15年度7億2125万余円、16年度1億5561万余円)相当の研究用物品については、次表のとおり、業者が保管している納品書(控)等の日付と研究機関が管理している納品書等の日付とが30日を超えてかい離していた。そして、この中には、補助事業の期間外に納品されていて補助の対象とならない研究用物品2億1874万余円(15年度1億1538万余円、16年度1億0336万余円)も見受けられた。

表 業者が保管している納品書(控)等の日付と研究機関が管理している納品書等の日付とがかい離している期間の区分ごとの研究用物品の金額(平成14年度～16年度) (単位：千円)

年度	期間	30日を超え 90日以下	90日を超え 180日以下	180日を超え 360日以下	360日を超え 720日以下	720日を超え るもの	合計
14		140,642	97,057	36,738	4,126	205	278,770
15		391,883	185,613	105,508	36,382	1,871	721,259
16		30,108	21,739	54,339	48,133	1,294	155,615
合計		562,635	304,410	196,586	88,641	3,372	1,155,645

(注) 端数整理のため、合計が一致しない。

これらの納品書等の日付にかい離が見受けられた研究用物品について、その購入に係る事務処理をみると、研究代表者等が業者から研究用物品を直接納品させて日付欄が空白の納品書等を受領し、これを所属する研究機関に提出していた。そして、研究機関では、この納品書等に補助事業の期間内の適当日付の受付印を押印するなどしてその日に納品検査を適切に行ったように装い、業者に購入代金を支払っていた。

このように研究用物品の購入について事実と異なる会計経理を行っていたのは適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**<事例>**

A大学大学院教授を研究代表者とする研究課題を対象として平成16年度に交付された補助金の管理を行っているA大学では、研究代表者から同年度に2億1681万余円相当の研究用物品を購入したとする納品書等の提出を受け、これに同年度内の適当日付の受付印を押印するなどして、購入代金を業者に支払っていた。

しかし、上記のうち1億1871万余円相当の研究用物品については、納品書等の日付が30日を超えてかい離していて、最大のもの1,336日となっていた。そして、この中には、補助事業の期間外の12年度から15年度に納品されていて補助の対象とならない研究用物品1億0223万余円(12年度に納品されていたもの8万余円、13年度46万余円、14年度1310万余円、15年度8858万余円)が見受けられた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、研究者及び研究機関において、事実に基づく適正な会

計経理を行うという基本的な認識が十分でなかったことにもよるが、次のことなどによると認められた。

ア 研究機関において、研究用物品の納品検査に係る事務処理体制の整備が十分でなかったこと

イ 文部科学省において、研究機関の補助金管理に関するルールについての周知徹底が十分でなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省では、適正に経理されていないと認めた補助金については返還措置を講ずるとともに、18年9月に研究機関に対して通知を発するなどして、補助金の経理の適正化が図られるよう次のような処置を講じた。

ア 研究用物品の納品検査を確実に実施する事務処理体制の整備を行うことなどを具体的に明示し、各研究機関における事務処理体制を見直させることとした。特に前記の9研究機関については、納品検査の機能を強化する処置を講じさせることとした。また、研究機関に対して適切に指導、助言を行うため、同年11月の補助金応募時から、各研究機関における納品検査体制の整備状況を報告させることとした。

イ 各研究機関における説明会等を通じて、納品検査の徹底に関する趣旨等について周知徹底することとした。

(注1) 研究代表者 研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者

(注2) 研究分担者 研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行について責任を持つ研究者

(注3) 競争的研究資金 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金

(注4) 国立大学法人北海道大学ほか34研究機関 北海道、北海道教育、弘前、東北、筑波、千葉、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京農工、東京工業、金沢、福井、山梨、岐阜、静岡、名古屋、名古屋工業、京都、大阪、神戸、奈良教育、鳥取、広島、山口、徳島、高知、九州、熊本、宮崎、鹿児島各大学の各国立大学法人(平成16年3月31日以前は各国立大学)、東京都立、横浜市立、慶應義塾、早稲田各大学

(注5) 国立大学法人東北大学ほか8研究機関 東北、千葉、東京、東京医科歯科、岐阜、京都、大阪、山口、熊本各大学の各国立大学法人(平成16年3月31日以前は各国立大学)

平成16年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

### 国立大学法人の賃借物品等及び診療報酬債権に係る会計経理について

(平成16年度決算検査報告125ページ参照)

#### 1 本院が表示した改善の意見

##### (検査結果の概要)

国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき、平成16年4月、89国立大学法人が設立され、国立大学は国立大学法人が設置するものとなった。国立大学法人の会計は、原則として企業会計原則によることとされ、国立大学法人会計基準(平成16年文部科学省告示第37号)が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されることとなっている。

国立大学法人は、法人化に伴って国の会計制度から企業会計原則による会計制度に移行している。そこで、会計処理の原則及び手続は每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならないとされていることから、財務諸表等に資産、負債、資本等が適正に計上されているかなどに着眼して検査した。特に、国立大学法人は、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性の確保を強く要請されることから、一定の事項については統一的な取扱いをする必要があるとされていることに留意した。

##### (1) 賃借物品について

賃借物品に係る会計処理については、ファイナンス・リース取引に該当する場合は、借り手は物件の取得価額相当額を資産として、賃借料の残存支払額から求めたリース債務を負債として計上することとなる。

そこで、教育研究用等のコンピュータ機器の賃借物品の資産計上について検査したところ、これを計上している法人及び計上していない法人が見受けられた。これらは、契約の方法及び内容もほぼ同様のものであるのに、会計経理が統一的な取扱いとなっておらず、会計情報の比較可能性が確保されていないものと認められた。

##### (2) ソフトウェアについて

ソフトウェアの資産計上の取扱いについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、無形固定資産として計上することとなる。

そこで、教育・研究用ソフトウェアの資産計上について検査したところ、これをすべて計上している法人及び一部計上している法人を含め計上していない法人が見受けられた。これらは、利用目的が同じ教育・研究用ソフトウェアであるのに、会計経理が統一的な取扱いとなっておらず、会計情報の比較可能性が確保されていないものと認められた。

##### (3) 診療報酬債権について

附属病院の診療報酬は、患者負担分を除き、保険者等に毎月1回請求するが、請求書類の作成等に時間を要するなどのため請求を保留する場合等がある。診療報酬債権は実現主義の原則から診療行為を行った時に認識することとされているため、請求を保留するなどした未請求の診療報酬債権も資産及び収益として計上することとなる。

そこで、未請求の診療報酬債権の資産等への計上について検査したところ、一部の診療報酬債権を計上していない法人並びに期末にのみ計上している法人及び毎月計上している

法人が見受けられた。これらは、会計経理が統一的な取扱いとなっておらず、会計情報の比較可能性が確保されていないものと認められた。

このような事態が生じているのは、文部科学省において、一定の事項については、会計情報の比較可能性の確保という視点から、各国立大学法人が会計経理を行うに際して統一的な取扱いを行うための指針等の整備及び企業会計原則等の理解の促進のための情報提供が必要であるのに、これらを十分に行っていないことなどによると認められた。

**(検査結果により表示した改善の意見)**

国立大学法人は、業務実績の適正な評価を得るなどのため、正確な財務情報を開示することが求められていることから、一定の事項については必要に応じて統一的な取扱いが行われ会計情報の比較可能性を確保することとされている。「国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針」(平成15年7月国立大学法人会計基準等検討会議)をより明確なものとするよう同検討会議に諮るなどして整備するとともに、統一的な取扱い及び適切な処理を行うための情報提供を積極的に行うなどして、今後の国立大学法人の適正かつ健全な会計経理を一層推進するよう、文部科学大臣に対し17年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の意見を表示した。

## 2 当局が講じた改善の処置

文部科学省では、本院指摘の趣旨に沿い、会計情報の比較可能性を確保し、今後の国立大学法人の適正かつ健全な会計経理を一層推進するため、同検討会議の了解を得て18年1月に上記の実務指針を改訂し、以下のように取扱いを明確にした上で、さらに説明会等を通じて、これを各国立大学法人に対して周知する処置を講じた。

ア 賃借物品については、対象となる物件ごとに所有方針や発注の前提等の諸要因を総合的に勘案した上で、ファイナンス・リース取引に当たるか否かを判断して資産に計上することとした。

イ 教育・研究用ソフトウェアについては、例外的なものを除き、資産には計上しないこととした。

ウ 診療報酬債権の保険者等への請求分については、基本的に月を単位として発生を認識し、資産等に計上することとした。

## 第7 厚生労働省

### 不当事項

#### 予算経理 (19)-(99)

- (19) (65) 物品の購入等に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、庁費等を支出していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)都道府県労働局	(項)都道府県労働局 (項)都道府県労働局施設費 (項)厚生労働統計調査費
	<p>平成 11 年度以前は、</p> <p>(組織)労働保護官署</p> <p>平成 12 年度は、</p> <p>(組織)都道府県労働局</p>	<p>(項)労働保護官署 (項)労働統計調査費</p> <p>(項)都道府県労働局 (項)労働官署 (項)労働官署施設費 (項)労働統計調査費</p>
	労働保険特別会計(労災勘定)	(項)業務取扱費 (項)施設整備費 (項)労働福祉事業費
	(雇用勘定)	(項)業務取扱費 (項)施設整備費 (項)雇用安定等事業費
	(徴収勘定)	(項)業務取扱費
部局等の名称	北海道労働局ほか 46 労働局(平成 11 年度以前は都道府県、都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室)	
不適正な会計経理により支出された経費の概要	物品の購入等に係る庁費等	
不適正な会計経理により支出した金額	2,705,188,073 円(平成 11 年度～16 年度)	

### 1 物品の購入等に係る会計経理の概要

都道府県労働局(平成 11 年度以前は都道府県、都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室。以下「労働局」という。)は、労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることなどを任務としており、その一環として、事業場に対する監督指導、職業紹介、高年齢者の雇用の確保等の業務を行っている。そして、その所掌事務の一部については、管下の公共職業安定所



及び労働基準監督署(以下、これらを「安定所等」という。)に行わせている。

労働局では、上記業務の実施に当たり、一般会計並びに労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定において毎年度多額の予算を執行している。このうち、業務で使用する消耗品、備品等の物品の購入、パンフレット等の印刷物の作成等(以下「物品の購入等」という。)に係る経費については庁費等の予算科目から支出している。

労働局の物品の購入等に係る契約、支払等の会計事務手続は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に基づき、総務部総務課又は会計課において、おおむね次のとおり行われることとなっている。

- ① 物品管理官(総務課長又は会計課長)は、労働局の各課室から物品の取得要求を受けたときは、在庫を確認し、所要の品目、規格、数量等を明らかにした上、支出負担行為担当官(総務部長)に取得措置請求を行う。
- ② 支出負担行為担当官は、競争契約による場合は入札、随意契約による場合は複数の業者から見積書を提出させ見積合わせを行うなどした上、契約業者を決定し、支出負担行為決議を行って契約を締結する。
- ③ 支出負担行為担当官は、上記の契約が適正に履行されたかを確認するため、自ら又は補助者として委任した検査職員に命じて、納入された物品の品目、規格、数量、納品時期等について、契約書、仕様書等に基づき、必要な検査(以下「検収」という。)を行う。
- ④ 支出官(労働局長)は、業者から代金の支払請求を受けたときは、上記の検収が適正に行われたことを確認の上、請求書等に基づき支出決議を行い、業者に代金を支払う。

また、労働局管下の安定所等では、労働局から前渡資金の交付を受け、物品の購入等に係る経費の支払を行っている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

全国の47労働局(管下の安定所等を含む。以下同じ。)が11年度から16年度までの間に支出した物品の購入等に係る庁費等を対象として、支出等の会計事務手続が会計法令等に基づき適正に行われているかについて、労働局保管の物品取得伺、契約書、見積書・請求書、支出決議書等により検査した。

(本件の検査の背景等については別掲特定検査対象に関する検査状況787ページ参照)

### (2) 検査の結果

検査したところ、47労働局すべてにおいて、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、庁費等を支出していたものが、計8,464件、2,705,188,073円あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである。

ア 契約した物品とは異なる物品を納入させていたのに、契約した物品が納入されたこととするなどして支出していたもの

39労働局 5,206件 529,090,721円

ア 業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととし、虚偽の内容の関係書類を作成するなどして庁費等を支出し、当該支出金を業者に預け金として保有させ、後日これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

(30労働局 2,694件 332,182,472円)

(イ) 支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなどし、庁費等から購入代金を一括して支払うなどしていたもの

(30 労働局 2,356 件 175,674,788 円)

(ウ) 業者に虚偽の請求書等を提出させ、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととし、虚偽の内容の関係書類を作成するなどして庁費等を支出し、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させるなどしていたもの

(20 労働局 156 件 21,233,461 円)

イ 契約した物品が納入される前に、これらが納入されたこととし、関係書類に虚偽の検収日付を記載するなどし、庁費等を支出していたもの

46 労働局 3,258 件 2,176,097,352 円

(うち納入が翌年度以降になったもの 46 労働局 2,721 件 1,814,637,422 円)

上記の事態は、47 労働局において、会計法令等に違反し、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い庁費等を支出していたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、厚生労働本省(13 年 1 月 5 日以前は労働本省)において、各労働局に対する会計経理の適正化についての指導監督等が著しく欠如していたこと、労働局において、物品の購入等に係る会計処理に当たり、会計法令等に基づき検収を適正に行っていなかったこと及び会計法令等を遵守することの認識が著しく欠如していたことなどによると認められる。

これを労働局別に示すと、次のとおりである。

労働局名	年度	件数 件	不適正な会計経理により支出した金額 円	摘要
(19) 北海道	11~16	554	202,198,070	ア(ア)、(イ)、イ
(20) 青森	11~16	37	22,456,109	ア(ア)、イ
(21) 岩手	11~16	321	43,137,729	ア(ア)、(イ)、イ
(22) 宮城	11~16	84	84,425,738	イ
(23) 秋田	11~15	60	80,056,931	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(24) 山形	11~16	49	42,430,435	ア(イ)、イ
(25) 福島	11~16	782	88,669,972	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(26) 茨城	11~16	994	150,648,709	ア(ア)、(イ)、イ
(27) 栃木	11~15	31	36,096,682	ア(イ)、イ
(28) 群馬	11~16	275	31,177,854	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(29) 埼玉	11~15	197	261,925,664	ア(ア)、(ウ)、イ
(30) 千葉	11~16	519	144,399,460	ア(ア)、(イ)、イ
(31) 東京	11~15	74	139,959,847	ア(ウ)、イ
(32) 神奈川	11~16	335	128,693,877	ア(ア)、(イ)、イ

労働局名	年度	件数 件	不適正な会計経理により支出した金額 円	摘要
(33) 新潟	11~13、15、16	24	29,548,296	イ
(34) 富山	13~15	38	15,822,870	イ
(35) 石川	11~16	241	59,416,875	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(36) 福井	11~16	99	14,474,702	ア(ア)、(イ)、イ
(37) 山梨	11~15	105	56,035,096	ア(ア)、イ
(38) 長野	11~16	391	184,495,250	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(39) 岐阜	12~16	47	5,551,479	ア(ア)、(イ)、イ
(40) 静岡	11~16	142	157,680,889	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(41) 愛知	11~16	93	30,550,037	ア(イ)、(ウ)、イ
(42) 三重	11~16	643	121,099,359	ア(ア)、(イ)、イ
(43) 滋賀	11~16	46	19,435,926	ア(ア)、(ウ)、イ
(44) 京都	11~15	55	24,469,448	ア(イ)、イ
(45) 大阪	11~15	319	25,459,108	ア(イ)
(46) 兵庫	11~16	128	20,749,606	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(47) 奈良	11~15	33	23,658,659	ア(ウ)、イ
(48) 和歌山	11~16	321	36,875,051	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(49) 鳥取	11~15	53	21,307,449	ア(ア)、(イ)、イ
(50) 島根	11~16	181	66,920,527	ア(ア)、(イ)、イ
(51) 岡山	11~16	317	42,919,799	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(52) 広島	14、16	8	125,464	イ
(53) 山口	11~16	37	22,210,054	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(54) 徳島	11~15	112	32,376,042	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(55) 香川	11~16	139	42,418,063	ア(ア)、(イ)、イ
(56) 愛媛	11~15	57	22,684,106	イ
(57) 高知	11~14	10	4,051,355	ア(ウ)、イ
(58) 福岡	12~14	21	7,407,482	イ
(59) 佐賀	11~16	246	68,088,913	ア(ア)、(イ)、イ
(60) 長崎	11~15	28	14,029,003	イ
(61) 熊本	11~15	48	12,373,547	ア(ア)、(イ)、(ウ)、イ
(62) 大分	12~14	22	11,895,030	イ
(63) 宮崎	11~15	86	9,623,971	ア(ア)、(イ)、イ
(64) 鹿児島	12~15	16	4,201,604	ア(ア)、(ウ)、イ
(65) 沖縄	11~15	46	40,955,936	ア(ウ)、イ
(19)-(65)の計		8,464	2,705,188,073	

第3章 第1節 第7 厚生労働省

(注) 件数は重複しているものがある。

- (66) 物品の購入等に当たり、競争入札の実施を偽装して契約を締結していたもの  
 (67)

会計名及び科目	一般会計 (組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局
	〔平成12年度は、 (組織)都道府県労働局 (項)労働官署 (項)労働官署施設費〕
	労働保険特別会計(労災勘定) (項)業務取扱費
	(雇用勘定) (項)労働福祉事業費
	(徴収勘定) (項)業務取扱費
	(項)施設整備費
	(項)雇用安定等事業費
部局等の名称	(1) 静岡労働局(平成11年度以前は静岡県) (2) 愛知労働局(平成11年度以前は愛知県)
契約の概要	物品の購入、局舎の修繕等
競争入札の実施を偽装していた契約の件数及び契約金額	(1) 15件 106,799,280円(平成11年度～15年度) (2) 68件 496,415,777円(平成11年度～14年度) 計83件 603,215,057円

## 1 業務の概要

### (1) 都道府県労働局の概要

都道府県労働局(平成11年度以前は都道府県、都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室。以下「労働局」という。)は、労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることなどを任務としており、その一環として、事業場に対する監督指導、職業紹介、高年齢者の雇用の確保等の業務を行っている。

### (2) 競争入札の事務処理の概要

労働局では、上記業務の実施に当たり、一般会計並びに労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定において毎年度多額の予算を執行している。このうち、労働局における物品の購入、局舎の修繕等の請負その他の契約に係る会計事務手続については、おおむね次のとおりとなっている。

#### ア 国の契約に係る会計事務手続について

国の物品の購入、局舎の修繕等の請負その他の契約に係る会計事務手続は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に基づき行われるとされており、契約の方式については、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないとされている。そして、この競争は、原則として、入札の方法(以下「競争入札」という。)により行われなければならないとされており、また、競争入札では、原則として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとされている。

## イ 労働局における競争入札に係る会計事務手続について

上記アのほか、労働局における競争入札に係る会計事務手続については、総務部総務課において、次のように行っている。

- ① 競争入札に付す契約に係る契約書案、仕様書案等を作成し、一般競争に付する場合には必要に応じ、また、指名競争に付する場合には必ず入札参加者の資格を定めるとともに、予定価格を算定する。そして、これらについて、支出負担行為担当官(総務部長)の決裁を受ける。
- ② 一般競争に付する場合には、入札公告を行う。また、指名競争に付する場合には、指名業者に必要事項を通知する。
- ③ 一般競争に付する場合には入札公告に、また、指名競争に付する場合には上記②の通知に、それぞれ記載した競争入札の執行日時及び執行場所に入札者を立ち合わせて開札し、落札者を決定する。そして、入札の状況について、書面(以下「入札調書」という。)に記録する。
- ④ 競争入札の結果に基づき、入札書、入札調書等の関係書類を支出負担行為担当官に提出し、その決裁を経て当該契約を締結する。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

静岡、愛知両労働局が11年度から16年度までの間に締結した一般競争契約及び指名競争契約244件、契約金額1,681,834,473円を対象として、これらの競争入札に係る会計事務手続が適正に行われているかについて、契約書、入札書、入札調書等により検査した。

(本件の検査の背景等については別掲特定検査対象に関する検査状況787ページ参照)

### (2) 検査の結果

検査したところ、11年度から15年度までの間に、実際には競争入札を行っていないのに、虚偽の関係書類を作成するなどして競争入札が行われたように偽装し、契約の相手方に内定していた業者等と契約を締結していたものが、計83件、契約金額603,215,057円あった。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

#### <事例1>

静岡労働局では、平成12年度にノート型パーソナルコンピュータ85台等を購入する契約を一般競争契約により16,955,715円でA社と締結したとしていた。

しかし、実際には、入札公告等の一般競争契約の手続を行わずに、同局内のLANシステムを保守運用していた同社を契約の相手方に内定し、同社の担当者に自社名義の入札書のほか、他業者名義の入札書を持参させ、虚偽の内容の入札調書等の関係書類を作成するなどして競争入札の実施を偽装した上、支出負担行為担当官の決裁を受け、同社と契約を締結していた。

#### <事例2>

愛知労働局では、平成12年度に名古屋南公共職業安定所事務室のOAフロアの敷設替えをする工事の契約を一般競争契約により19,097,522円でB社と締結したとしていた。

しかし、実際には、入札公告等の一般競争契約の手続を行わずに、他の安定所庁舎で施工実績のある同社を契約の相手方に内定し、下見積りを提出させ、この下見積りを基

に工事の仕様等の詳細について打合せを行うとともに、必要な図面等の作成についても依頼していた。そして、同社の担当者に自社名義の入札書のほか、他業者名義の入札書を持参させ、虚偽の内容の入札調書等の関係書類を作成するなどして競争入札の実施を偽装した上、支出負担行為担当官の決裁を受け、同社と契約を締結していた。

上記の事態は、会計法令等に違反し、競争入札の実施を偽装して契約を締結していたもので、著しく適正を欠いていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、厚生労働本省(13年1月5日以前は労働本省)において、両労働局の契約に係る事務の実態把握が十分でなく、当該事務の適正な執行に関する指導監督が十分でなかったことにもよるが、主として、両労働局において、契約に係る事務は会計法令等の定めるところに従い適正に行わなければならないとの認識に著しく欠けていたことによると認められる。

これを労働局別に示すと、次のとおりである。

労働局名	年度	競争入札の実施を偽装していた件数	左の契約金額 円
(66) 静岡労働局	11～15	15	106,799,280
(67) 愛知労働局	11～14	68	496,415,777
(66)(67)の計		83	603,215,057

- (68) 求人情報自己検索システムの取得等に当たり、会計法令に違反し、複数年度にわたる  
 (99) 役務の提供等に係る契約を締結するなどして当該経費の全額を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局 〔平成11年度以前は、 (組織)職業安定官署 (項)職業安定官署 平成12年度は、 (組織)都道府県労働局 (項)都道府県労働局 (項)労働官署〕 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)業務取扱費 (項)雇用安定等事業費
部局等の名称	北海道労働局ほか31労働局(平成11年度以前は都道府県)
求人情報自己検索システムに係る契約の概要	求人情報自己検索システムの本体機器等の取得、保守サービスの提供、消耗品の購入等に係る契約
上記に係る契約件数及び金額	160件 5,917,272,545円(平成11年度～16年度)
契約金額のうち会計法令に違反する役務の提供等の件数及び支払額	160件 2,358,467,988円(平成11年度～16年度)

## 1 求人情報自己検索システムの概要等

### (1) 都道府県労働局の概要

都道府県労働局(平成11年度以前は都道府県、都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室。以下「労働局」という。)では、労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることなどを任務としており、その一環として、求職者にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、産業に必要な労働力を充足するなどのため、職業紹介等の業務を行っている。そして、その所掌事務の一部については、管下の公共職業安定所(以下「安定所」という。)に行わせている。

### (2) 求人情報自己検索システムの概要

求人情報自己検索システム(以下「自己検索システム」という。)は、安定所に来所した求職者が自ら端末を操作してサーバに蓄積された求人情報を電子的に検索し、検索結果を表示・印刷するもので、サーバ、ネットワーク、端末等の各種機器及びソフトウェアで構成されている(以下、これらを併せて「自己検索システムの本体機器等」という。)

労働局では、厚生労働本省(13年1月5日以前は労働本省。以下「本省」という。)から予算の示達を受け、また、その指導に基づき、10年度より順次、売買契約又は賃貸借契約により自己検索システムの本体機器等を調達するなどして、安定所に自己検索システムを設置し、運用している。

自己検索システムの運用に当たっては、点検・修理等の保守サービスが必要となるほか、求人情報の検索結果をプリンタで印刷することから多量のトナーカートリッジ、印刷用紙等の消耗品が必要となる。このため、労働局では、これらの保守サービスの提供及び消耗品の購入に係る契約締結の手続を執ることが必要となる。

### (3) 契約の締結等に関する会計法令の規律

財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)等(以下「会計法令」という。)の規定によると、国の会計については、財政活動を適切に規律するとともにその実績を明確にするため、会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)が定められており(予算の単年度主義)、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないなどとされている(会計年度独立の原則)。また、国が当該年度を越えて債務を負担する行為をするときは、特例的に認められる所定の長期継続契約を除き、原則として、予め予算をもって国会の議決を経なければならないものとされている。そして、国の会計機関が契約を締結した場合には、原則として、給付の完了を確認するため必要な検査を行い所定の検査調書を作成しなければならないが、この検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

このように、国の会計機関は、会計法令上所定の場合を除き、原則として、翌年度以降にわたる債務を負担する契約を締結することはできず、また、このような契約を締結した場合であっても、翌年度以降における役務の提供等の経費を当年度予算から支出することはできないこととなっている。

また、会計法の規定によると、国の会計機関は、契約の相手方を決定したときは、原則として、契約の目的、契約金額、履行期限等の契約内容を記載した契約書を作成しなければならないものとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

11年度から16年度までの間における47労働局の自己検索システムの設置・運用に係る契約を対象として、契約の締結及び経費の支払が会計法令に従い適切に行われているかについて、当該契約書等により検査した。

(本件の検査の背景等については別掲特定検査対象に関する検査状況787ページ参照)

### (2) 検査の結果

検査したところ、北海道労働局ほか31労働局<sup>(注)</sup>(以下「32労働局」という。)において、次のような事態が見受けられた。

32労働局では、本省の指導に従い、11年度から16年度までの間に、自己検索システムの本体機器等を売買により取得する契約(以下「自己検索システム取得契約」という。)等の契約(契約件数計160件、契約金額計5,917,272,545円)を締結していたが、その際、自己検索システムの運用に係る保守サービスの提供又は消耗品の納入について、業者との間で、次のような合意をしていた。

- ① 労働局は、自己検索システム取得契約等の締結後、当年度以降の複数年度にわたり、必要に応じ、随時、業者から自己検索システムの運用に係る保守サービスの提供又は消耗品の納入を受けること
- ② 労働局は、自己検索システム取得契約等の締結年度内(出納整理期間を含む。以下同じ。)に、これらの複数年度にわたる保守サービスの提供又は消耗品の納入に係る経費の全額を支払うこと

そして、32労働局では、上記の合意が自己検索システム取得契約等の契約内容の一部を構成しているのに、その内容を明示せず又は当年度以降の複数年度にわたる保守サービスの提供に係る経費を関連ソフトウェアの購入に係る経費等の名目で記載して契約書を作成するなどし、当該契約を締結していた。

その上で、32労働局では、当該契約の締結後、自己検索システムの本体機器等の納入をもってすべての契約内容が履行されたとして検査調書を作成するなどした上、当年度内に、当年度以降の複数年度にわたる保守サービスの提供又は消耗品の納入に係る経費を含む契約金額の全額を業者に支払っていた。そして、当年度以降の複数年度にわたり、必要に応じ、随時、業者から保守サービスの提供又は消耗品の納入を受けていた。

このような役務の提供等の件数及び支払額は、32労働局において、計160件、2,358,467,988円となっている。

(注) 北海道労働局ほか31労働局 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、香川、高知、長崎、鹿児島各労働局

上記の事態は、自己検索システム取得契約等の締結に当たり、契約締結年度以降の複数年度にわたる役務の提供等及びこれに係る経費全額の当年度内の支払について業者と合意した上、当該合意の内容を契約書に明示せずに契約を締結するなどし、当該合意に従い当年度内にその経費の全額を支払っていたもので、会計法令に違反し、著しく適正を欠いていて不当と認められる。



このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 本省において、自己検索システム取得契約等の締結に当たり、労働局に対し、保守サービスの提供及び消耗品の納入に係る経費については、契約締結の年度内に、当年度以降の複数年度にわたる経費の全額を支払うことも可能であるとするような不適切な指導をしていたり、労働局に当年度以降の複数年度にわたる当該経費の全額を積算させ、これに基づき当年度の予算の示達を行ったりしていたこと

イ 上記の各労働局において、本省から上記アのような指導又は予算の示達を受けていたことにもよるが、契約の締結等に当たっては会計法令を遵守しなければならないことについて職員に徹底させていないなどのため、職員の会計法令の遵守及びこれに基づく予算の適正執行に対する認識が著しく欠如していたこと

これを労働局別に示すと、次のとおりである。

	労働局名	年 度	件 数	保守サービスの	消耗品の納入に	合 計
				提供に係る額	係る額	
			件	円	円	円
(68)	北海道	12、13	3	16,536,611	19,404,552	35,941,163
(69)	青 森	11、12、14	6	51,029,160	19,288,500	70,317,660
(70)	岩 手	11、12	3	8,040,690	4,096,680	12,137,370
(71)	宮 城	12～14	10	55,484,100	14,017,500	69,501,600
(72)	秋 田	13、14	3	17,718,580	—	17,718,580
(73)	山 形	12～14	7	30,229,888	—	30,229,888
(74)	福 島	12、14	6	26,932,500	45,030,090	71,962,590
(75)	茨 城	13～15	6	65,027,004	51,920,305	116,947,309
(76)	栃 木	11	1	9,830,100	—	9,830,100
(77)	埼 玉	12～14	6	146,017,725	91,961,688	237,979,413
(78)	千 葉	12、14	3	79,444,887	21,785,428	101,230,315
(79)	東 京	11～13	17	137,037,180	—	137,037,180
(80)	神 奈 川	12～14、16	8	39,992,820	18,992,925	58,985,745
(81)	新 潟	13、14、16	7	45,317,017	5,258,400	50,575,417
(82)	長 野	11、13、14	6	44,716,637	17,640,000	62,356,637
(83)	静 岡	11	1	19,766,880	—	19,766,880
(84)	愛 知	12～14	5	191,519,628	—	191,519,628
(85)	三 重	14	1	2,403,807	—	2,403,807
(86)	滋 賀	12～14	5	30,340,703	11,138,220	41,478,923
(87)	京 都	12	1	13,052,063	—	13,052,063
(88)	大 阪	12～16	20	364,243,788	347,425,218	711,669,006
(89)	兵 庫	14	3	28,789,740	—	28,789,740
(90)	奈 良	12～14	8	43,481,544	40,766,985	84,248,529
(91)	和 歌 山	11、13～15	10	26,200,909	—	26,200,909
(92)	島 根	12、13	2	23,033,338	11,832,528	34,865,866

	労働局名	年 度	件 数	保守サービスの	消耗品の納入に	合 計
				提供に係る額	係る額	
				円	円	円
第3章 第1節 第7 厚生労働省	(93) 岡 山	11	1	7,879,410	3,037,387	10,916,797
	(94) 広 島	12、15	3	5,082,840	—	5,082,840
	(95) 山 口	12～14	3	10,074,357	20,326,087	30,400,444
	(96) 香 川	14	1	4,200,000	—	4,200,000
	(97) 高 知	12	1	22,554,000	15,254,400	37,808,400
	(98) 長 崎	14	1	3,906,000	—	3,906,000
	(99) 鹿 児 島	13、14	2	29,407,189	—	29,407,189
	(68)–(99)の計		160	1,599,291,095	759,176,893	2,358,467,988

予算経理・不正行為

- (100) 虚偽の内容の関係書類を作成し、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等を不正に支出するなどし、これを別途に経理して業務の目的外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりするなどしていたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)都道府県労働局	(項)都道府県労働局 (項)厚生労働統計調査費
		〔平成11年度以前は、	〕
		(組織)労働保護官署	(項)労働保護官署 (項)労働統計調査費
		(組織)職業安定官署	(項)職業安定官署
		平成12年度は、	
		(組織)都道府県労働局	(項)都道府県労働局 (項)労働官署 (項)労働統計調査費
	労働保険特別会計	(労災勘定)	(項)業務取扱費 (項)労働福祉事業費
		(雇用勘定)	(項)業務取扱費 (項)施設整備費 (項)雇用安定等事業費
		(徴収勘定)	(項)業務取扱費
部局等の名称	宮城労働局ほか17労働局(平成11年度以前は県、県労働基準局及び県女性少年室)		
不正に支出された経費等の概要	(1) 物品の購入等に係る庁費等 (2) 相談員等に対する謝金等		

不正行為による 損害金の種類	(3) 職員等に対する旅費	
	(4) 職員に対する超過勤務手当	
	(5) 前渡資金	
不当と認められ る金額	(1) 物品の購入等に係る庁費等の不正支出額	38,632,961 円(平成 9 年度～15 年度)
	(2) 謝金等の不正支払額	48,552,353 円(平成 11 年度～16 年度)
	(3) 旅費の不正支払額	100,208,665 円(平成 10 年度～16 年度)
	(4) 超過勤務手当の不適正支給額	117,458,706 円(平成 11 年度～16 年度)
	(5) 国庫金の領得による損害額	3,951,227 円(平成 11 年度)
	計	308,803,912 円

## 1 業務の概要

### (1) 都道府県労働局の概要

都道府県労働局(平成 11 年度以前は都道府県、都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室。以下「労働局」という。)は、労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることなどを任務としており、その一環として、事業場に対する監督指導、職業紹介、高年齢者の雇用の確保等の業務を行っている。そして、その所掌事務の一部については、管下の公共職業安定所及び労働基準監督署(以下、これらを「安定所等」という。)に行わせている。

### (2) 労働局における支出等の概要

労働局では、上記業務の実施に当たり、一般会計並びに労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定において毎年度多額の予算を執行している。このうち、業務で使用する物品の購入、印刷物の作成等(以下「物品の購入等」という。)に係る経費については庁費等の予算科目から支出している。また、職業相談員等の非常勤職員(以下「相談員等」という。)に対して支払う謝金・賃金(以下「謝金等」という。)については諸謝金等、職員・相談員等の出張に係る経費については職員旅費等、職員の職員が正規の勤務時間を超えて勤務(以下「超過勤務」という。)した場合に支給される手当については超過勤務手当の予算科目からそれぞれ支出している。また、労働局管下の安定所等では、労働局から前渡資金の交付を受け、この資金から庁費、謝金、旅費等の支払を行っている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象

本院では、宮城労働局ほか 21 労働局(管下の安定所等を含む。)が 11 年度から 16 年度までの間に支出するなどした物品の購入等に係る庁費等、謝金等、旅費及び超過勤務手当を対象として検査した。なお、検査の過程において不正な事態等が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度まで検査を実施した。

(本件の検査の背景等については別掲特定検査対象に関する検査状況 787 ページ参照)

(2) 検査の方法

上記の22労働局に対し物品の購入等に係る庁費等、謝金等及び旅費については、見積書、請求書、支出決議書、支給調書、旅行命令簿、旅費請求書等により、また、超過勤務手当については、超過勤務等命令簿、勤務時間報告書等のほか、労働局(管下の安定所等を含む。)の庁舎警備を行っている警備会社の機械警備記録により検査した。

(3) 検査の結果

検査したところ、宮城労働局ほか17労働局(管下の安定所等を含む。)において、①物品の購入等に係る庁費等の不正支出、②謝金等の不正支払、③旅費の不正支払、④超過勤務手当の不適正支給、⑤職員による国庫金の領得の事態が次表のとおり見受けられた。

(単位：円)

事態の態様 労働局名	物品の購入等に係る庁費等の不正支出	謝金等の不正支払	旅費の不正支払	超過勤務手当の不適正支給	職員による国庫金の領得(不正行為)	合計
(100) 宮城労働局				3,860,369		3,860,369
(101) 秋田労働局	290,724		2,729,412	6,865,715	3,951,227	13,837,078
(102) 福島労働局		19,860,400	7,747,414	2,673,691		30,281,505
(103) 栃木労働局		2,093,440	1,875,693	704,681		4,673,814
(104) 群馬労働局				256,713		256,713
(105) 神奈川労働局	421,285	353,600	11,402,440	10,563,043		22,740,368
(106) 新潟労働局		27,655	127,240	28,258,036		28,412,931
(107) 石川労働局	458,146	1,330,400	1,256,184	95,434		3,140,164
(108) 福井労働局		576,240	9,080,415			9,656,655
(109) 長野労働局	1,933,155		497,197	191,987		2,622,339
(110) 静岡労働局	3,955,090	11,712,590	26,007,962			41,675,642
(111) 愛知労働局		5,152,760	16,647,143	26,955,231		48,755,134
(112) 和歌山労働局	18,332,201	451,588	9,960,651			28,744,440
(113) 鳥取労働局	13,242,360		2,567,310	19,225,676		35,035,346
(114) 島根労働局			2,056,778	58,424		2,115,202
(115) 広島労働局		6,993,680	3,010,505			10,004,185
(116) 香川労働局			5,242,321	640,257		5,882,578
(117) 高知労働局				17,109,449		17,109,449
合計	38,632,961	48,552,353	100,208,665	117,458,706	3,951,227	308,803,912

(注)

そして、上記18労働局のうち、秋田労働局ほか12労働局(管下の安定所等を含む。)では、物品の購入等に係る庁費等、謝金等及び旅費の不正支出によりねん出した資金等の計162,662,100円を別途に経理し、これを職員の懇親会費等の目的外の用途に使用するなどしていた(ただし、上記の13労働局における別途経理資金の用途等については関係者の申告によるものであり、その裏付けとなる関係資料は既に廃棄されているとのことであるので、その詳細について正確に確認することはできなかった。)

(注) 秋田労働局ほか12労働局 秋田、福島、栃木、神奈川、石川、福井、長野、静岡、愛知、和歌山、鳥取、広島、香川各労働局

上記の事態は、会計法令等に違反し、著しく適正を欠いていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

- ア 厚生労働本省(13年1月5日以前は労働本省。以下「本省」という。)において
- (ア) 各労働局及び安定所等の予算執行に対する実態把握が不十分であり、また、その適正な執行に十分注意を払っていなかったこと
  - (イ) 会計経理の適正化、公務員倫理の徹底及び綱紀の保持を図るなどの指導監督が著しく欠けていたこと
- イ 前記の労働局において
- (ア) 予算の執行は会計法令等の定めるところに従い適正に行わなければならないとの認識に著しく欠けていたこと
  - (イ) 労働局の内部及び安定所等に対する統制が十分機能していなかったこと
  - (ウ) 超過勤務手当はその支給に関する法令等の定めるところに従い各職員ごとに適正に算定した額を支給しなければならないとの認識に著しく欠けていたこと
- 上記の不正な事態を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

#### 〈1〉 宮城労働局

(注)  
宮城労働局管下の6安定所等では、12年度から16年度までの間に、職員が超過勤務命令に基づき超過勤務に従事したとして支給された超過勤務手当のうち、超過勤務等命令簿に記録された超過勤務命令時間が各庁舎の機械警備による庁舎警備の開始時刻を超えているものが、計2,238件、1,395時間(計2,607,089円)見受けられた。

これらの超過勤務手当は、機械警備による庁舎警備が開始された後も一部の職員が各庁舎において超過勤務に従事していたとして支給されていたものである。

しかし、各庁舎の機械警備は、当日の最終退庁者により庁舎等の施錠が行われる際に開始されるものであるから、機械警備による庁舎警備が開始された時刻を超えて職員が各庁舎において超過勤務に従事していたとは認められない(以下、このように超過勤務等命令簿に記録された超過勤務命令時間が機械警備による庁舎警備の開始時刻を超えているのに、当該超過時間について職員に超過勤務手当が支給されている事態を「超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合」という。)

また、上記の事態が見受けられたことから、同労働局等の職員計336人から、各年度を通じて支給された超過勤務手当の額の過不足の有無を聴取するなどして検査した結果(以下「聴取の結果」という。)、同労働局及び仙台公共職業安定所において、延べ10人の職員について、12年度から16年度までの間に、計1,306,817円が過大に支給されていた。

上記2つの事態で重複している分を整理すると、同労働局及び6安定所等では、12年度から16年度までの間に、超過勤務手当計3,860,369円が職員に対し不適正に支給されていた。

(注) 6安定所等 仙台、塩釜両公共職業安定所及び石巻、古川、大河原、気仙沼各労働基準監督署

## 〈2〉 秋田労働局

### ア 旅費の不正支払

秋田労働局及び8安定所<sup>(注1)</sup>では、11年度から14年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員を出張させたこととして、旅費計55件、2,290,512円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局及び6安定所等<sup>(注2)</sup>では、11年度から15年度までの間に、出張日程を短縮するなどしていたのに、それに伴う差額の精算が行われないうまま、差額分の旅費計43件、438,900円が支給されていた。

上記旅費の不正支払の合計額は、計2,729,412円となっている。

同労働局及び8安定所<sup>(注1)</sup>では、上記の不正支払によりねん出した2,290,512円を別途に経理していたほか、3安定所等<sup>(注3)</sup>においても、10年度以前に不正支払によりねん出した資金を別途に経理していた。

そして、同労働局及び11安定所等<sup>(注4)</sup>では、上記の2,290,512円を10年度以前における別途経理資金の残額1,666,000円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計3,956,512円のうち3,854,206円を職員の懇親会費、物品の購入費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(17年11月)、残額102,306円を現金で保有していた。

(注1) 8安定所 秋田、男鹿(平成15年4月1日以降は秋田公共職業安定所男鹿出張所。

以下同じ。)、能代、大館、大曲、横手、湯沢、鹿角各公共職業安定所

(注2) 6安定所等 秋田、大館、横手各公共職業安定所及び秋田、横手、大曲各労働基準監督署

(注3) 3安定所等 本荘公共職業安定所及び秋田、横手両労働基準監督署

(注4) 11安定所等 秋田、男鹿、能代、大館、大曲、本荘、横手、湯沢、鹿角各公共職業安定所及び秋田、横手両労働基準監督署

### イ 超過勤務手当の不適正支給

同労働局及び5安定所等<sup>(注5)</sup>では、12年度から16年度までの間に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計1,452件、726時間(計1,501,797円)見受けられた。

また、同労働局等の職員計298人から聴取の結果、同労働局及び12安定所等<sup>(注6)</sup>において、延べ111人の職員について、11年度から16年度までの間に、計5,723,830円が過大に支給されていた。

上記2つの事態で重複している分を整理すると、同労働局及び12安定所等では、11年度から16年度までの間に、超過勤務手当計6,865,715円が職員に対し不適正に支給されていた。

(注5) 5安定所等 大館、鹿角両公共職業安定所及び大館、大曲、本荘各労働基準監督署

(注6) 12安定所等 秋田、男鹿、能代、大館、本荘、鹿角各公共職業安定所及び秋田、能代、大館、横手、大曲、本荘各労働基準監督署

### ウ 国庫金の領得及び物品の購入等に係る庁費等の不正支出

ふるさと定住総合雇用対策推進協議会(同労働局職業安定部職員が同協議会事務局職員を兼務。)<sup>(注7)</sup>が本省から委託を受けて実施した委託事業について検査したところ、13年3月に同協議会が委託費で購入した郵券計1,511,000円を、当時、同労働局職業安定部職業対策課雇用開発担当官として在任し、同協議会事務局職員を兼務していた畠

山某が領得し、換金の上、個人で費消していた事実が判明した。

上記の事態を踏まえ、畠山某による他の不正行為の有無等を調査したところ、同人は、11年度に鹿角公共職業安定所管理課長として在任中の11年12月から12年3月までの間に、国庫金振込明細票の差替えを行うなどの手口により、物品の購入等に係る庁費等計3,951,227円を領得していた。

また、同様の手口により、庁費等290,724円を鹿角公共職業安定所における職員の飲食費に充てるなど目的外の用途に使用していた。

(注7) 委託事業 本省がふるさと定住総合雇用対策推進協議会に委託した雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクト

### 〈3〉 福島労働局

福島労働局では、11年度以降の超過勤務手当等について、関係書類の確認、関係者に対する聴き取り等の調査を実施し、その結果を17年10月に公表した。

これによると、同労働局及び13安定所等<sup>(注1)</sup>では、超過勤務実績時間を上回る額の超過勤務手当が支給されていたとされている。そして、これに係る過大な超過勤務手当の支給額計2,673,691円については、17年12月までに全額返還された。

(注1) 13安定所等 福島、平、会津若松、郡山、白河、須賀川、相馬、二本松、富岡、  
勿来各公共職業安定所及び福島、郡山、会津各労働基準監督署

同労働局の調査結果を踏まえ検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### ア 謝金等の不正支払

同労働局及び10安定所等<sup>(注2)</sup>では、11年度から14年度までの間に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして、謝金等計209件、19,841,800円を不正に支払い、源泉所得税相当額374,704円を控除した19,467,096円を別途に経理していた。

また、同労働局管下の相馬労働基準監督署では、11年度に、相談員等が実際には日帰りで出張用務を終了し、翌日は勤務していなかったのに1泊2日の出張をしたこととして、謝金等計3件、18,600円を不正に支給していた。

上記謝金等の不正支払の合計額は、計19,860,400円となっている。

(注2) 10安定所等 福島、富岡両公共職業安定所及び福島、郡山、いわき、会津、白河、須賀川、相馬、富岡各労働基準監督署

#### イ 旅費の不正支払

同労働局及び17安定所等<sup>(注3)</sup>では、11年度から14年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員・相談員等を出張させたこととして、旅費計286件、5,700,714円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局及び13安定所等<sup>(注4)</sup>では、11年度から16年度までの間に、出張日程を短縮していたのに、それに伴う差額の精算が行われないうまま、差額分の旅費計178件、2,046,700円が支給されていた。

上記旅費の不正支払の合計額は、計7,747,414円となっている。

(注3) 17安定所等 福島、平、会津若松、郡山、白河、須賀川、相馬、二本松、富岡、  
勿来各公共職業安定所及び福島、郡山、いわき、会津、白河、相馬、富岡各労働基準監督署

(注4) 13 安定所等 平、会津若松、相馬、喜多方、富岡、勿来各公共職業安定所及び福島、郡山、いわき、会津、白河、相馬、富岡各労働基準監督署

そして、同労働局及び18 安定所等<sup>(注5)</sup>では、上記ア及びイの不正支払によりねん出した計25,167,810円を、10年度以前における別途経理資金の残額3,171,753円及び預金利息437円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計28,340,000円のうち26,976,589円を職員の懇親会費、物品の購入費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18年3月)、残額1,363,411円を現金で保有していた。

(注5) 18 安定所等 福島、平、会津若松、郡山、白河、須賀川、相馬、二本松、富岡、勿来各公共職業安定所及び福島、郡山、いわき、会津、白河、須賀川、相馬、富岡各労働基準監督署

#### ウ 超過勤務手当の不適正支給

同労働局が実施した超過勤務手当の支給に関する前記の調査結果(職員542人に対する聴き取り調査)を検証しつつ検査したところ、当該調査結果のとおり、同労働局及び13 安定所等<sup>(注1)</sup>に在籍していた延べ108人について、11年度から16年度までの間に、超過勤務手当計2,673,691円が過大に支給されていたことを確認した。

### 〈4〉 栃木労働局

#### ア 謝金等の不正支払

<sup>(注1)</sup> 栃木労働局管下の7 安定所では、11年度から14年度までの間に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして、謝金等計70件、2,093,440円を不正に支払い、別途に経理していた。

(注1) 7 安定所 佐野、足利、真岡、矢板、大田原、小山、黒磯各公共職業安定所

#### イ 旅費の不正支払

<sup>(注2)</sup> 同労働局管下の11 安定所では、11年度から14年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員を出張させたこととしたり、雇用した事実のない相談員等を出張させたこととしたりして、旅費計192件、1,875,693円を不正に支払い、別途に経理していた。

(注2) 11 安定所 宇都宮、栃木、佐野、足利、真岡、矢板、大田原、小山、烏山(平成17年10月1日以降は那須烏山。以下同じ。)、今市(18年4月1日以降は日光)、黒磯各公共職業安定所

そして、11 安定所では、上記ア及びイの不正支払によりねん出した計3,969,133円を、10年度以前における別途経理資金の残額469,391円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計4,438,524円のうち4,397,493円を職員の懇親会費、夜食代等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18年2月)、残額41,031円を現金で保有していた。

#### ウ 超過勤務手当の不適正支給

<sup>(注3)</sup> 同労働局管下の5 安定所等では、15、16両年度に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計301件、409時間(計664,334円)見受けられた。

また、同労働局等の職員計360人から聴取の結果、2 監督署<sup>(注4)</sup>において、延べ9人の職員について、14年度から16年度までの間に、計632,335円が過大に支給されていた。



上記2つの事態で重複している分を整理すると、6安定所等<sup>(注5)</sup>では、14年度から16年度までの間に、超過勤務手当計704,681円が職員に対し不適正に支給されていた。

(注3) 5安定所等 栃木、小山、烏山各公共職業安定所及び栃木、今市(平成18年4月1日以降は日光。以下同じ。)両労働基準監督署

(注4) 2監督署 佐野、今市両労働基準監督署

(注5) 6安定所等 栃木、小山、烏山各公共職業安定所及び栃木、佐野、今市各労働基準監督署

#### 〈5〉群馬労働局

群馬労働局では、14年度から16年度までの間に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計250件、123時間見受けられた。このため、超過勤務手当計256,713円が職員に対し不適正に支給されていた。

#### 〈6〉神奈川労働局

ア 物品の購入等に係る庁費等の不正支出

神奈川労働局管下の5安定所<sup>(注1)</sup>では、事務用品販売業者であるA社に架空の請求書等を提出させ、虚偽の内容の支払決議書を作成するなどして支払い、このうち421,285円を、11、12両年度に、職員に配布するための図書券の購入費に充て目的外の用途に使用していた。

(注1) 5安定所 横浜、戸塚、横須賀、横浜南、港北各公共職業安定所

イ 謝金等の不正支払

同労働局管下の2安定所<sup>(注2)</sup>では、11年度に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして、謝金等計5件、353,600円を不正に支払い、別途に経理していた。

(注2) 2安定所 藤沢、松田両公共職業安定所

ウ 旅費の不正支払

同労働局及び15安定所<sup>(注3)</sup>では、11年度から15年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員・相談員等を出張させたこととしたり、雇用した事実のない相談員等を出張させたこととしたりなどして、旅費計7,760件、11,355,046円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局管下の川崎公共職業安定所では、11、12両年度に、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして、旅費計65件、47,394円を不正に支払い、これを相談員等に対し支給していた。

上記旅費の不正支払の合計額は、計11,402,440円となっている。

(注3) 15安定所 横浜、鶴見、戸塚、川崎、横須賀、平塚、小田原、藤沢、相模原、厚木、松田、横浜南、川崎北、港北、大和各公共職業安定所

そして、同労働局及び15安定所では、上記イ及びウの不正支払によりねん出した計11,708,646円を、10年度以前における別途経理資金の残額3,862,175円、委託事業<sup>(注4)</sup>における不正支払によりねん出した1,757,158円及び預金利息1,695円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計17,329,674円を職員の懇親会費、物品の購入費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18年2月)までにその全額を費消していた。

(注4) 委託事業 本省が神奈川県雇用安定・創出対策協議会に委託した雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクト

エ 超過勤務手当の不適正支給

(注5)  
同労働局管下の13安定所では、15、16両年度に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計4,611件、3,314時間(計6,001,043円)見受けられた。

(注6)  
また、同労働局等の職員計881人から聴取の結果、15安定所において、延べ114人の職員について、11年度から16年度までの間に、計4,613,637円が過大に支給されていた。

上記2つの事態で重複している分を整理すると、15安定所では、11年度から16年度までの間に、超過勤務手当計10,563,043円が職員に対し不適正に支給されていた。

(注5) 13安定所 横浜、鶴見、戸塚、川崎、横須賀、平塚、小田原、藤沢、相模原、厚木、横浜南、川崎北、港北各公共職業安定所

(注6) 15安定所 横浜、鶴見、戸塚、川崎、横須賀、平塚、小田原、藤沢、相模原、厚木、松田、横浜南、川崎北、港北、大和各公共職業安定所

〈7〉 新潟労働局

ア 謝金等の不正支払

新潟労働局では、14年度から16年度までの間に、相談員等の勤務の実態が半日勤務であるのに1日勤務したこととして、謝金等計9件、27,655円を不正に支給していた。

イ 旅費の不正支払

(注1)  
同労働局管下の6安定所では、11年度から13年度までの間に、出張日程を短縮するなどしていたのに、それに伴う差額の精算が行われないうまま、差額分の旅費計12件、127,240円が支給されていた。

(注1) 6安定所 新潟、上越、柏崎、十日町、小千谷、佐渡(平成16年3月31日以前は両津。以下同じ。)各公共職業安定所

ウ 超過勤務手当の不適正支給

(注2)  
同労働局及び24安定所等では、13年度から16年度までの間に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計14,404件、13,287時間(計24,655,621円)見受けられた。

また、同労働局等の職員計395人から聴取の結果、延べ120人の職員について、13年度から16年度までの間に、計6,394,633円が過大に支給されていた。

上記2つの事態で重複している分を整理すると、同労働局及び24安定所等では、13年度から16年度までの間に、超過勤務手当計28,258,036円が職員に対し不適正に支給されていた。

(注2) 24安定所等 新潟、長岡、上越、三条、新津、十日町、小千谷、糸魚川、巻、六日町(平成18年4月1日以降は南魚沼)、佐渡、村上、新井(17年4月1日以降は妙高)各公共職業安定所及び新潟、長岡、高田、三条、柏崎、新発田、新津、小出、十日町、糸魚川、佐渡(16年3月31日以前は両津)各労働基準監督署

〈8〉 石川労働局

ア 物品の購入等に係る庁費等の不正支出

石川労働局及び金沢公共職業安定所では、11年度から14年度までの間に、印刷業者であるB社、C社及びD社に架空の請求書等を提出させ、虚偽の内容の支出決議

書を作成するなどして支出し、このうち 458,146 円で一部職員の挨拶状を納品させるなど目的外の用途に使用していた。

#### イ 謝金等の不正支払

同労働局及び加賀公共職業安定所では、11、12 両年度に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととしたり、実際には勤務していない日に勤務したこととしたりして、謝金等計 33 件、1,330,400 円を不正に支払い、源泉所得税相当額 35,904 円を控除した 1,294,496 円を別途に経理していた。

#### ウ 旅費の不正支払

同労働局管下の 4 安定所<sup>(注)</sup>では、11、12 両年度に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員・相談員等を出張させたこととしたり、雇用した事実のない相談員等を出張させたこととしたりして、旅費計 773 件、1,245,784 円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局では、14 年度に、出張日程を短縮していたのに、それに伴う差額の精算が行われないまま、差額分の旅費 1 件、10,400 円が支給されていた。

上記旅費の不正支払の合計額は、計 1,256,184 円となっている。

(注) 4 安定所 金沢、小松、七尾、加賀各公共職業安定所

そして、同労働局及び 4 安定所では、上記イ及びウの不正支払によりねん出した計 2,540,280 円を、10 年度以前における別途経理資金の残額 1,590,777 円及び預金利息 1,956 円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計 4,133,013 円のうち 3,346,113 円を職員の懇親会費や物品の購入費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18 年 2 月)、残額 786,900 円を現金で保有していた。

#### エ 超過勤務手当の不適正支給

同労働局及び小松公共職業安定所では、15、16 両年度に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合等が、計 38 件、43 時間見受けられた。このため、超過勤務手当計 95,434 円が職員に対し不適正に支給されていた。

### 〈9〉 福井労働局

#### ア 謝金等の不正支払

福井労働局管下の敦賀公共職業安定所では、12 年度から 15 年度までの間に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして、謝金等計 16 件、576,240 円を不正に支払い、源泉所得税相当額 850 円を控除した 575,390 円を別途に経理していた。

#### イ 旅費の不正支払

同労働局及び 4 安定所<sup>(注1)</sup>では、11、12 両年度に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員を出張させたこととしたり、雇用した事実のない相談員等を出張させたこととしたりして、旅費計 60 件、2,821,972 円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局及び 6 安定所<sup>(注2)</sup>では、11 年度から 13 年度までの間に、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして、旅費計 3,547 件、6,258,443 円を不正に支払い、これを相談員等に対し支給していた。

上記旅費の不正支払の合計額は、計 9,080,415 円となっている。

(注1) 4 安定所 福井、武生、敦賀、小浜各公共職業安定所

(注2) 6 安定所 福井、武生、大野、三国、敦賀、小浜各公共職業安定所

そして、同労働局及び4安定所<sup>(注1)</sup>では、上記ア及びイの不正支払によりねん出した計 3,397,362 円を、10 年度以前における別途経理資金の残額 158,000 円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計 3,555,362 円を職員の懇親会費、交際費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18 年 2 月)までにその全額を費消していた。

#### 〈10〉 長野労働局

##### ア 物品の購入等に係る庁費等の不正支出

長野労働局及び篠ノ井公共職業安定所では、10 年度から 14 年度までの間に、印刷業者である E 社及び事務用品販売業者である F 社に架空の請求書等を提出させ、虚偽の内容の支出決議書を作成するなどして支出し、このうち 510,720 円を不正に返金させ同労働局が主催した会議等に要した飲食費に充てたり、1,422,435 円を職員の引越に伴う宿舍の修繕費に充てたりするなど目的外の用途に使用していた。

上記庁費等の不正支出の合計額は、計 1,933,155 円となっている。

##### イ 旅費の不正支払

同労働局管下の松本公共職業安定所では、11 年度に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員を出張させたこととして、旅費計 11 件、497,197 円を不正に支払い、別途に経理し、これを地域祭事の参加費用、職員の懇親会費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(17 年 12 月)までにその全額を費消していた。

##### ウ 超過勤務手当の不適正支給

同労働局及び須坂公共職業安定所では、12 年度から 15 年度までの間に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計 130 件、80 時間(計 130,403 円)見受けられた。

また、上記のほか、松本公共職業安定所では、11 年度に、一部の職員に対し、超過勤務実績時間を水増しし、超過勤務手当計 61,584 円を過大に支給していた。

以上のとおり、同労働局及び松本、須坂両公共職業安定所では、11 年度から 15 年度までの間に、超過勤務手当計 191,987 円が職員に対し不適正に支給されていた。

#### 〈11〉 静岡労働局

##### ア 物品の購入等に係る庁費等の不正支出

静岡労働局では、9 年度から 11 年度までの間に、印刷業者である G 社に水増しした請求書等を提出させ、虚偽の内容の支出決議書を作成するなどして支出し、このうち 3,955,090 円を不正に返金させ別途に経理していた。

##### イ 謝金等の不正支払

同労働局管下の 11 安定所<sup>(注1)</sup>では、11 年度から 15 年度までの間に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして、謝金等計 142 件、11,712,590 円を不正に支払い、別途に経理していた。

(注1) 11 安定所 静岡、浜松、沼津、清水、三島、富士宮、島田、磐田、富士、下田、焼津各公共職業安定所

## ウ 旅費の不正支払

同労働局管下の11安定所では、11年度から15年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、雇用した事実のない相談員等を出張させたこととして、出張の事実がないのに職員を出張させたこととして、旅費計589件、1,077,537円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局管下の12安定所<sup>(注2)</sup>では、11年度から14年度までの間に、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして、旅費計16,234件、24,930,425円を不正に支払い、これを当該相談員等に対し支給していた。

上記旅費の不正支払の合計額は、計26,007,962円となっている。

(注2) 12安定所 静岡、浜松、沼津、清水、三島、掛川、富士宮、島田、磐田、富士、下田、焼津各公共職業安定所

そして、同労働局では、上記アの不正支出によりねん出した3,955,090円を別途に経理し、これを夜食代、職員の懇親会費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(17年12月)までにその全額を費消していた。

また、11安定所<sup>(注1)</sup>では、上記イ及びウの不正支払によりねん出した計12,790,127円を、10年度以前における別途経理資金の残額1,194,500円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計13,984,627円を職員の懇親会費、夜食代等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(17年12月)までにその全額を費消していた。

## (12) 愛知労働局

愛知労働局では、11年度以降の旅費、超過勤務手当等について、関係書類の確認、関係者に対する聴き取り等の調査を実施し、その結果を17年10月に公表した。

これによると、旅費について架空の出張は認められなかったものの、同労働局及び20安定所等<sup>(注1)</sup>において、出張日程を短縮していたのに、これに伴う差額の精算が行われていなかったり、11安定所等<sup>(注2)</sup>において、超過勤務実績時間を上回る額の超過勤務手当が支給されたりしていたとされている。

そして、上記に係る旅費計467,300円及び超過勤務手当計5,416,712円については、18年1月までに全額返還された。

(注1) 20安定所等 名古屋中、名古屋南、名古屋東、名古屋北、豊橋、岡崎、半田、瀬戸、豊田、津島、刈谷、犬山、新城、春日井、蒲郡各公共職業安定所及び名古屋北、豊橋、名古屋西、岡崎、刈谷各労働基準監督署

(注2) 11安定所等 名古屋中、名古屋南、名古屋東、名古屋北、岡崎、半田、瀬戸、豊田、豊川各公共職業安定所及び豊橋、瀬戸両労働基準監督署

同労働局の調査結果を踏まえ検査したところ、次のような事態が見受けられた。

## ア 謝金等の不正支払

同労働局管下の8安定所<sup>(注3)</sup>では、11、12両年度に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして、謝金等計44件、5,152,760円を不正に支払い、源泉所得税相当額138,160円を控除した5,014,600円を別途に経理していた。

(注3) 8安定所 名古屋中、名古屋東、豊橋、岡崎、一宮、刈谷、犬山、新城各公共職業安定所

#### イ 旅費の不正支払

同労働局及び8安定所<sup>(注4)</sup>では、11年度から14年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員を出張させたこととしたり、雇用した事実のない相談員等を出張させたこととしたりして、旅費計129件、2,617,397円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局管下の17安定所<sup>(注5)</sup>では、11年度に、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして、旅費計10,603件、13,549,346円を不正に支払い、これを当該相談員等に対し支給していた。

さらに、同労働局及び21安定所<sup>(注6)</sup>等では、11年度から16年度までの間に、出張日程を短縮していたのに、それに伴う差額の精算が行われないうまま、差額分の旅費計41件、480,400円が支給されていた。なお、この480,400円は、同労働局の調査結果(467,300円)よりも13,100円多くなっている。

上記旅費の不正支払の合計額は、計16,647,143円となっている。

(注4) 8安定所 名古屋中、名古屋南、名古屋東、豊橋、岡崎、西尾、新城、春日井各公共職業安定所

(注5) 17安定所 名古屋中、名古屋南、名古屋東、名古屋北、豊橋、岡崎、半田、瀬戸、豊田、津島、刈谷、西尾、犬山、豊川、新城、春日井、蒲郡各公共職業安定所

(注6) 21安定所等 名古屋中、名古屋南、名古屋東、名古屋北、豊橋、岡崎、半田、瀬戸、豊田、津島、刈谷、犬山、新城、春日井、蒲郡各公共職業安定所及び名古屋北、豊橋、名古屋西、岡崎、刈谷、江南各労働基準監督署

そして、同労働局及び11安定所<sup>(注7)</sup>では、上記ア及びイの不正支払によりねん出した計7,631,997円を、10年度以前における別途経理資金の残額824,842円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計8,456,839円のうち7,336,839円を物品の購入費、職員の懇親会費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18年2月)、残額1,120,000円を現金で保有していた。

(注7) 11安定所 名古屋中、名古屋南、名古屋東、豊橋、岡崎、一宮、刈谷、西尾、犬山、新城、春日井各公共職業安定所

#### ウ 超過勤務手当の不不正支給

同労働局管下の5安定所<sup>(注8)</sup>では、11年度から16年度までの間に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計10,661件、9,989時間(計21,990,251円)見受けられた。

また、同労働局が実施した超過勤務手当の支給に関する前記の調査結果(職員1,162人に対する聴き取り調査)を検証しつつ検査したところ、当該調査結果のとおり、管下の11安定所<sup>(注2)</sup>等に在籍していた延べ60人について、11年度から16年度までの間に、超過勤務手当計5,416,712円が過大に支給されていたことを確認した。

上記2つの事態で重複している分を整理すると、12安定所<sup>(注9)</sup>等では、11年度から16年度までの間に、超過勤務手当計26,955,231円が職員に対し不適正に支給されていた。

(注8) 5安定所 名古屋中、名古屋東、豊橋、岡崎、半田各公共職業安定所

(注9) 12安定所等 名古屋中、名古屋南、名古屋東、名古屋北、豊橋、岡崎、半田、瀬戸、豊田、豊川各公共職業安定所及び豊橋、瀬戸両労働基準監督署

### 〈13〉 和歌山労働局

和歌山労働局では、17年7月に実施された本省による特定監査の結果、不正支出等及びこれによりねん出した資金の別途経理の事実が発覚したことから、11年度以降の行政経費及び委託事業に係る委託費<sup>(注1)</sup>について、関係書類の確認、関係者に対する聴き取り等の調査を実施し、その結果を同年12月に公表した。

これによると、同労働局及び8安定所<sup>(注2)</sup>において、11年度から15年度までの間に、物品の購入等に係る庁費等8,516,567円、謝金等409,988円、旅費9,331,469円及び委託費12,337,130円の計30,595,154円が不正に支出されるなどし、別途に経理されて目的外の用途に使用されたなどとされている。

(注1) 委託事業 本省が和歌山県地域雇用開発協議会に委託した雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクト

(注2) 8安定所 和歌山、新宮、田辺、御坊、湯浅、海南、橋本、串本各公共職業安定所  
同労働局の調査結果を踏まえ検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### ア 物品の購入等に係る庁費等の不正支出

同労働局及び7安定所<sup>(注3)</sup>では、9年度から15年度までの間に、事務用品販売業者であるH社、I社及び印刷業者であるJ社に架空の請求書等を提出させ、虚偽の内容の支出決議書を作成するなどして支出し、このうち18,115,901円を不正に返金させ別途に経理したり、216,300円で他団体に貸与する物品を納入させ目的外の用途に使用したりしていた。

上記のとおり、物品の購入等に係る庁費等の不正支出額は計18,332,201円となっており、同労働局において公表した調査結果の計8,516,567円よりも9,815,634円多くなっている。

(注3) 7安定所 和歌山、新宮、田辺、湯浅、海南、橋本、串本各公共職業安定所

#### イ 謝金等の不正支払

同労働局管下の4安定所<sup>(注4)</sup>では、11年度から14年度までの間に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして、謝金等計32件、451,588円を不正に支払い、別途に経理していた。

上記のとおり、謝金等の不正支払額は計451,588円となっており、同労働局において公表した調査結果の計409,988円よりも41,600円多くなっている。

(注4) 4安定所 御坊、湯浅、海南、橋本各公共職業安定所

#### ウ 旅費の不正支払

同労働局及び7安定所<sup>(注5)</sup>では、11年度から14年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員を出張させたこととしたり、雇用した事実のない相談員等を出張させたこととしたりして、旅費計245件、9,345,691円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局管下の和歌山公共職業安定所では、11、12両年度に、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして、旅費計176件、614,960円を不正に支払い、これを当該相談員等に対し支給していた。

上記のとおり、旅費の不正支払額は計9,960,651円となっており、同労働局において公表した調査結果の計9,331,469円よりも629,182円多くなっている。

(注5) 7安定所 和歌山、新宮、田辺、御坊、湯浅、海南、橋本各公共職業安定所

上記ア、イ及びウのとおり、同労働局及び8安定所<sup>(注2)</sup>では、9年度から15年度までの間に庁費等、謝金等及び旅費計28,744,440円を不正に支出するなどしていた。

そして、同労働局及び8安定所では、11年度以降の不正支出等によりねん出した20,825,928円を、10年度以前における別途経理資金の残額10,024,908円、委託事業における不正支払によりねん出した10,892,813円及び預金利息1,347円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計41,744,996円のうち27,345,941円を交際費、職員の懇親会費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18年1月)、残額14,399,055円を現金で保有していた。

#### (14) 鳥取労働局

##### ア 物品の購入等に係る庁費等の不正支出

鳥取労働局では、10、11両年度に、印刷業者であるK社に水増しした請求書等を提出させ、虚偽の内容の支出決議書を作成するなどして支出し、このうち12,074,160円を不正に返金させ別途に経理していた。

また、同労働局では、11年度に事務用品販売業者であるL社から額面金額1,026,000円の郵券を不正に納品させて換金した923,400円及び10年度に同労働局が賃借していた執務室の移転に伴い返還された敷金142,200円を別途に経理していた。

上記庁費等の不正支出の合計額は、計13,242,360円となっている。

##### イ 旅費の不正支払

同労働局及び2安定所<sup>(注1)</sup>では、10年度から12年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員・相談員等を出張させたこととして、旅費計142件、1,916,643円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局管下の3安定所<sup>(注2)</sup>では、11、12両年度に、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして、旅費計514件(うち倉吉公共職業安定所に係るものは上記と重複している。)、650,667円を不正に支払い、これを当該相談員等に対し支給していた。

上記旅費の不正支払の合計額は、計2,567,310円となっている。

(注1) 2安定所 倉吉、境港両公共職業安定所

(注2) 3安定所 鳥取、倉吉、郡家各公共職業安定所

そして、同労働局及び2安定所<sup>(注1)</sup>では、上記ア及びイの不正支出等によりねん出した計15,056,403円を、9年度以前における別途経理資金の残額2,300,000円、委託事業<sup>(注3)</sup>における不正支払によりねん出した3,763,615円及び預金利息3,903円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計21,123,921円のうち18,894,015円を職員の懇親会費、タクシー代等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18年1月)、残額2,229,906円(実地検査後に銀行預金の解約をした際に付された預金利息を含む。)を現金又は銀行預金で保有していた。

(注3) 委託事業 本省が鳥取県雇用安定・創出対策協議会(平成12年3月31日以前は鳥取県雇用対策協議会)に委託した雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクト



## ウ 超過勤務手当の不適正支給

(注4)  
同労働局及び8安定所等では、12年度から16年度までの間に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計9,222件、9,654時間(計18,687,116円)見受けられた。

また、同労働局等の職員計177人から聴取の結果、延べ23人の職員について、12年度から16年度までの間に、計2,215,498円が過大に支給されていた。

上記2つの事態で重複している分を整理すると、同労働局及び8安定所等では、12年度から16年度までの間に、超過勤務手当計19,225,676円が職員に対し不適正に支給されていた。

(注4) 8安定所等 鳥取、米子、倉吉、郡家、境港各公共職業安定所及び鳥取、米子、倉吉各労働基準監督署

## 〈15〉 島根労働局

## ア 旅費の不正支払

(注)  
島根労働局管下の7安定所では、11年度に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして、旅費計1,060件、2,056,778円を不正に支払い、これを相談員等に対し支給していた。

(注) 7安定所 松江、浜田、出雲、益田、木次(平成16年11月1日以降は雲南。以下同じ。)、石見大田、川本各公共職業安定所

## イ 超過勤務手当の不適正支給

同労働局管下の木次公共職業安定所では、14年度から16年度までの間に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計135件、36時間見受けられた。このため、超過勤務手当計58,424円が職員に対し不適正に支給されていた。

## 〈16〉 広島労働局

本院では、16年次に実施した広島労働局に対する会計実地検査の結果、物品の購入を偽装して虚偽の内容の関係書類を作成するなどし、庁費等を不正に支出し、これによりねん出した資金を別途に経理して目的外の用途に使用するなどしていた事態を指摘し、平成15年度決算検査報告に不当事項として掲記したところである。

上記及びその後の他の労働局に対する検査の状況を踏まえ改めて検査したところ、次のような事態が見受けられた。

## ア 謝金等の不正支払

(注1)  
同労働局管下の10安定所では、11年度から15年度までの間に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして、謝金等計130件、6,993,680円を不正に支払い、源泉所得税相当額71,010円を控除した6,922,670円を別途に経理していた。

(注1) 10安定所 広島、広島西条、竹原(平成17年4月1日以降は広島西条公共職業安定所竹原出張所。以下同じ。)、呉、尾道、福山、三原、三次、可部、広島東各公共職業安定所

## イ 旅費の不正支払

同労働局管下の10安定所では、11年度から15年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに相談員等を出張さ

せたこととして、雇用した事実のない相談員等を出張させたこととして、旅費計 967 件、1,420,195 円を不正に支払い、別途に経理していた。

また、同労働局管下の 9 安定所<sup>(注2)</sup>では、11 年度から 13 年度までの間に、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして、旅費計 1,106 件、1,590,310 円を不正に支払い、これを当該相談員等に対し支給していた。

上記旅費の不正支払の合計額は、計 3,010,505 円となっている。

(注2) 9 安定所 広島、広島西条、竹原、呉、福山、三原、可部、府中、広島東各公共職業安定所

そして、10 安定所<sup>(注1)</sup>では、上記ア及びイの不正支払によりねん出した計 8,342,865 円を別途に経理し、これを職員の懇親会費、物品の購入費等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18 年 3 月)までにその全額を費消していた。

#### 〈17〉 香川労働局

##### ア 旅費の不正支払

香川労働局では、11 年度から 13 年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員を出張させたこととして、旅費計 48 件、2,735,490 円を不正に支出し、別途に経理していた。

また、同労働局管下の高松公共職業安定所では、11 年度に、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして、旅費計 193 件、240,658 円を不正に支払い、これを当該相談員等に対し支給していた。

さらに、同労働局及び 8 安定所<sup>(注)</sup>等では、11 年度から 15 年度までの間に、出張日程を短縮するなどしていたのに、それに伴う差額の精算が行われないうまま、差額分の旅費計 181 件、2,266,173 円が支給されていた。

上記旅費の不正支払の合計額は、計 5,242,321 円となっている。

そして、同労働局では、上記の 2,735,490 円を 10 年度以前における別途経理資金の残額 67,990 円と合わせて別途に経理し、この別途経理資金の計 2,803,480 円を職員の懇親会費、夜食代等の目的外の用途に使用し、会計実地検査当時(18 年 3 月)までにその全額を費消していた。

(注) 8 安定所等 高松、丸亀、観音寺、長尾(平成 14 年 4 月 1 日以降はさぬき)各公共職業安定所及び高松、丸亀、観音寺、大内(15 年 4 月 1 日以降は東かがわ)各労働基準監督署

##### イ 超過勤務手当の不適正支給

同労働局及び丸亀公共職業安定所では、12、13、15 各年度に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計 243 件、249 時間見受けられた。このため、超過勤務手当計 640,257 円が職員に対し不適正に支給されていた。

#### 〈18〉 高知労働局

高知労働局及び 8 安定所<sup>(注)</sup>等では、14 年度から 16 年度までの間に、超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合が、計 6,418 件、8,672 時間(計 16,770,274 円)見受けられた。

また、同労働局等の職員計 112 人から聴取の結果、延べ 76 人の職員について、14 年度から 16 年度までの間に、計 5,546,601 円が過大に支給されていた。

上記2つの事態で重複している分を整理すると、同労働局及び8安定所等では、14年度から16年度までの間に、超過勤務手当計17,109,449円が職員に対し不適正に支給されていた。

(注) 8安定所等 高知、中村、安芸、伊野各公共職業安定所及び高知、須崎、中村、安芸各労働基準監督署

## 役 務

(118) 雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクトに係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の物品購入費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計(組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費 〔平成11年度以前は、 (組織)労働本省 (項)職業転換対策事業費〕 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部局等の名称	厚生労働本省(平成13年1月5日以前は労働本省)
契約名	(1) 雇用安定・創出対策事業等委託(平成9年度～12年度。10年度以前は、雇用安定・創出対策事業委託及び都道府県地域雇用開発促進事業委託) (2) 緊急地域就職促進プロジェクト委託(平成11、12両年度)
契約の概要	産業構造の変化に対応した雇用対策に関する協議及び周知、特に就職が困難な中高年の離職者等に対する職場体験講習の実施等
契約の相手方	社団法人北海道雇用開発協会及び財団法人大分県総合雇用推進協会並びに青森県地域雇用開発協議会ほか32協議会
契約時期等	(1) 平成9年4月ほか 随意契約 (2) 平成11年4月ほか 随意契約
支払額	(1) 548,395,873円(平成9年度～12年度) (2) 3,800,030,741円(平成11、12両年度) 計 4,348,426,614円
過大になっている支払額	(1) 35,556,729円(平成9年度～12年度) (2) 31,654,586円(平成11、12両年度) 計 67,211,315円

### 1 委託事業の概要

#### (1) 委託事業の概要

厚生労働本省(平成13年1月5日以前は労働本省。以下「本省」という。)では、昭和63年度から平成12年度までの間に、各都道府県ごとに設置された雇用安定・創出対策協議会等(以下「協議会」という。)に対し、雇用安定・創出対策事業等(10年度以前は、雇用安

定・創出対策事業及び都道府県地域雇用開発促進事業)及び緊急地域就職促進プロジェクト(以下、これらを併せて「本件委託事業」という。)の実施を委託している。

このうち、雇用安定・創出対策事業等は、昭和63年度から平成12年度までの間に実施されたものであり、その内容は、産業構造の変化に対応した雇用対策に関する協議及び周知等となっている。また、緊急地域就職促進プロジェクトは、10年度から12年度までの間に実施されたものであり、その内容は、特に就職が困難な中高年の離職者等に対する職場体験講習等となっている。そして、協議会では、本件委託事業の一部の事業について、地域における主要な事業主団体等(商工会議所等)に再委託して実施している。

## (2) 協議会の概要

協議会は、都道府県内における主要な関連事業主団体の役員、主要労働団体の役員、都道府県労働局(11年度以前は都道府県。以下「労働局」という。)職業安定部長等の関係行政機関職員及び学識経験者から構成されている。そして、協議会には、本件委託事業の事務を処理するため事務局(以下「協議会事務局」という。)が設置されることとなっており、協議会が公益法人に置かれた北海道及び大分県では当該各法人の事務局の職員が、協議会が任意団体となっているその他の都府県では労働局の職業安定部の職員が、それぞれ協議会事務局の職員を兼務して本件委託事業の委託費の経理その他の事務を行うこととなっている。

## (3) 委託費の交付、精算等の手続

本省における委託費の交付、精算等の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 本件委託事業の実施に当たり、あらかじめ協議会との間で委託契約を締結した上、当該委託契約書等に基づき、国の支払計画額の範囲内で、原則として概算払により、協議会の預金口座への振込みにより委託費を交付する。
- ② 本件委託事業が終了したときは、協議会から委託事業費精算報告書(以下「精算報告書」という。)等を提出させて内容を審査し、適正と認めたものについて委託費の支払額を確定する。そして、協議会に交付した委託費に残額等が生じた場合にはその返還を受け、委託費を精算する。

また、本件委託事業の再委託についても、上記と同様に再委託先から精算報告書等を提出させ、協議会において内容を審査し、適正と認めたものについて再委託事業に係る支払額を確定するなどして委託費を精算する。

## (4) 委託費の支払額

本省において、9年度から12年度までの間に、毎年度、全国47都道府県の協議会から本件委託事業に係る精算報告書等の提出を受け、これに基づき確定し精算した委託費の支払額は、計10,726,252,143円となっている。

## (5) 広島雇用安定・創出対策協議会及び兵庫県地域雇用開発協議会の不正経理事案

本省が16年度に実施した広島、兵庫両労働局に対する特定監査において、広島雇用安定・創出対策協議会及び兵庫県地域雇用開発協議会の各協議会事務局の職員(広島、兵庫両労働局の職業安定部の職員が兼務)が、本件委託事業の実施に必要な物品を購入したとして両協議会の預金口座から委託費計50,182,500円を不正に引き出すなどし、委託事業の目的外に使用していたなどの事態が判明した。本院では、広島、兵庫両労働局に対する検査を行い、上記の委託費の不正支払の事実を確認し、これを15、16両年度の決算検査報告に不当事項として掲記した。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

広島雇用安定・創出対策協議会及び兵庫県地域雇用開発協議会を除く全国の45都道府県の協議会に対し、11、12両年度に、本省が支払った委託費を対象として、委託費が委託事業の目的外に使用されていないかなどについて、精算報告書、協議会事務局の支払決議書、出納簿等により検査した。なお、検査の過程において不正な事態等が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度まで検査を実施した。

(本件の検査の背景等については別掲特定検査対象に関する検査状況787ページ参照)

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省では、社団法人北海道雇用開発協会及び財団法人大分県総合雇用推進協会並びに青森県地域雇用開発協議会ほか32協議会<sup>(注)</sup>(以下「35協議会」という。)が9年度から12年度までの間に実施した本件委託事業について、各協議会から提出された精算報告書等の内容を審査した上、委託費の支払額を計4,348,426,614円と確定し精算していた。

しかし、35協議会では、協議会事務局が、本省から交付された委託費を不正に支払い、これを協議会事務局等において別途に経理したり、委託事業ではなく労働局の業務で使用する物品を購入したりするなどして、計67,211,315円を委託事業の目的外の用途に使用するなどしていた。

これを態様別に示すと、次のとおりである。

ア 委託費から、次の(ア)から(ウ)のような方法により、物品の購入費、謝金、旅費を不正に支払い、これを協議会事務局等において別途に経理して職員の飲食費に充てるなど委託事業の目的外の用途に使用するなどしていたもの

13 協議会 35,348,799 円

#### (ア) 物品の購入等に係る不正返金

委託事業の実施に必要な物品を購入するなどの名目により業者に架空請求等を行わせ、委託費から業者に支払った購入代金の全部又は一部を不正に返金させていた。

#### (イ) 謝金及び旅費の不正支払

雇用していない非常勤職員を雇用したこととし又は出張の事実がないのに職員を出張させたこととして、謝金又は旅費を、委託費から支払ったように偽装し、協議会の預金口座から不正に引き出していた。

#### (ウ) 郵券等の不正換金

委託費で購入した郵券等を不正に換金していた。

イ 委託事業で使用する物品を購入するなどの名目で委託費から代金の支払を行い、実際はこれを労働局で使用する物品の購入費に充てるなど委託事業の目的外の用途に使用していたもの

8 協議会 5,777,357 円

ウ 委託費で購入した郵券を、本件委託事業の終了時の12年度末においても未使用のまま保有するなどしていたのに、これを精算していなかったもの

15 協議会 4,178,424 円

エ 本件委託事業のコーディネーター等として雇用した非常勤職員に対する謝金の支払額の算定に際し、勤務日数を誤るなどしていたため、委託費から謝金を過大に支払っていたもの

8 協議会 986,040 円

オ 再委託事業について、協議会事務局が再委託先から提出された精算報告書等の内容を十分に審査していなかったなどのため、再委託事業に要した経費よりも過大に委託費を支払っていたもの

18 協議会 20,920,695 円

したがって、次表のとおり、35 協議会が9年度から12年度までの間に実施した本件委託事業に係る適正な委託費の額は計4,281,215,299円となり、前記の委託費の支払額計4,348,426,614円との差額計67,211,315円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会事務局において、再委託先から提出された精算報告書等の内容を十分に審査しないまま委託費の支払額を確定し精算していたこと及び事実と相違する内容の精算報告書等を作成して本省に提出するなどしていたこと、本省において、協議会から提出された精算報告書等の内容を十分に審査しないまま委託費の支払額を確定し精算していたことなどによると認められる。

(注) 青森県地域雇用開発協議会ほか32協議会 青森県、岩手県、和歌山県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県各地域雇用開発協議会、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県(平成12年3月31日以前は奈良県雇用創出拡大協議会)、鳥取県(12年3月31日以前は鳥取県雇用対策協議会)、岡山県、山口(12年3月31日以前は山口県雇用安定・創出対策協議会)、香川県、長崎各雇用安定・創出対策協議会及びふるさと定住総合雇用対策推進協議会(秋田県)

表 雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクトにおける過大な支払額  
(単位：円)

年度	事業	委託費の支払額	適正な委託費の額	過大な支払額
9	雇用安定	38,922,857	38,446,368	476,489
10	雇用安定	64,842,965	56,680,971	8,161,994
11	雇用安定	207,820,066	192,735,913	15,084,153
	緊急地域	1,397,252,938	1,382,491,907	14,761,031
12	雇用安定	236,809,985	224,975,892	11,834,093
	緊急地域	2,402,777,803	2,385,884,248	16,893,555
計	雇用安定	548,395,873	512,839,144	35,556,729
	緊急地域	3,800,030,741	3,768,376,155	31,654,586
	合計	4,348,426,614	4,281,215,299	67,211,315

注(1) 事業欄の「雇用安定」は雇用安定・創出対策事業等、「緊急地域」は緊急地域就職促進プロジェクトをそれぞれ示すものである。

注(2) 委託費の支払額は、本省が精算報告書等により確定し精算した委託費の額で、概算払交付額から委託費残額等を控除した額である。

## 保 険 料 (119) (120)

### (119) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計(健康勘定)	(款) 保険収入	
		(項) 保険料収入	
	(年金勘定)	(款) 保険収入	
		(項) 保険料収入	
部局等の名称	北海道社会保険事務局ほか 27 社会保険事務局(187 社会保険事務所及び 28 社会保険事務局社会保険事務室)		
保険料納付義務者	1,111 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	831,939,815 円(平成 15 年度～18 年度)	
	厚生年金保険保険料	1,955,935,220 円(平成 15 年度～18 年度)	
	計	2,787,875,035 円	

#### 1 保険料の概要

##### (1) 健康保険及び厚生年金保険

健康保険は、常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負傷、出産等に関して医療、療養費、傷病手当金、出産手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の 70 歳未満の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とするものとされている。

##### (2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、地方社会保険事務局の社会保険事務所等に対し、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年 7 月には、同月 1 日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた社会保険事務所等は、その記載内容を審査するととも

に、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額を、それぞれ決定しこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として徴収している。

保険料の平成17年度の収納済額は、健康保険保険料6兆5720億余円、厚生年金保険保険料20兆0584億余円、計26兆6304億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級98,000円から第39級980,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では200万円、厚生年金保険では150万円が上限とされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の着眼点及び対象

本院では、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を使用している事業主や特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者(後掲157ページの「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」参照)を使用している事業主が届出を適正に行っていなかったなどのため多額の保険料が徴収不足となっている事態を掲記している。

そして、短時間就労者が増加傾向にあることから、検査に当たっては、北海道社会保険事務局ほか27社会保険事務局の223社会保険事務所等管内の事業主のうち、短時間就労者を多数使用している事業主を中心に選定し、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者を使用している事業主等も含めた2,508事業主について、社会保険事務所等における15年度から18年度までの間の保険料の徴収の適否を検査した。

(注3) 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険において行う保険給付であり、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あって老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等に60歳以上65歳に達するまでの間支給される。そして、受給権者が厚生年金保険の適用事業所に使用されて被保険者である間は、その者の標準報酬月額等が一定額を超える場合等には年金の額の一部又は全部の支給が停止される。

### (2) 検査の方法

社会保険事務所等や事業所において、事業主が使用する従業員の賃金台帳、出勤簿、雇用契約書等を調査することなどにより検査した。

### (3) 徴収不足の事態

検査したところ、前記28社会保険事務局の215社会保険事務所等管内における短時間就労者又は特別支給の老齢厚生年金の受給権者を使用しているなどの2,473事業主のうち1,111事業主について、徴収額が2,787,875,035円(健康保険保険料831,939,815円、厚生年金保険保険料1,955,935,220円)不足していた。

このような事態が生じていたのは、事業主が次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の215社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。



ア 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

899 事業主 徴収不足額 2,434,572,195 円

イ 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

163 事業主 徴収不足額 325,008,726 円

ウ 被保険者資格喪失届を誤って提出していたものなど

49 事業主 徴収不足額 28,294,114 円

このように事業主が届出を適正に行っていなかったのは、制度を十分に理解していなかったり、従業員が受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止となる事態を避けようとしたりしていたことなどによる。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、すべて徴収決定の処置が執られた。

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態についての事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 短時間就労者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

A 会社は、人材派遣等の業務に従事する従業員 3,700 人を使用していた。同会社は、これら従業員のうち 2,774 人については、勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、社会保険事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 2,774 人について賃金台帳、出勤簿、雇用契約書等を調査したところ、同会社はこのうち 83 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 13,075,365 円、厚生年金保険保険料 20,336,828 円、計 33,412,193 円が徴収不足になっていた。

＜事例2＞ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

B 会社は、建設等の業務に従事する従業員 17 人を使用していた。同会社は、これら従業員のうち 12 人については、年金の受給権者である従業員から被保険者資格取得届が提出されると受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止になるとの申出を受けるとしたため、社会保険事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 12 人について賃金台帳、出勤簿、雇用契約書等を調査したところ、同会社はこれら 12 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 679,765 円、厚生年金保険保険料 1,032,506 円、計 1,712,271 円が徴収不足になっていた。

#### (4) 地方社会保険事務局ごとの徴収不足額

これらの徴収不足額を地方社会保険事務局ごとに示すと次のとおりである。

第3章 第1節 第7 厚生労働省	地方社会 保険事務 局名	社会保険事務所 等	本院が調 査した事 業主数	徴収不足 があった 事業主数	徴収不足額		計 千円
					健康保 険料	厚生年金保 険料	
					千円	千円	
北海道	札幌東ほか	8	88	27	9,215	15,235	24,451
宮城	仙台東ほか	5	80	36	32,797	55,061	87,859
秋田	秋田ほか	3	77	33	10,203	17,414	27,617
福島	東北福島ほか	5	60	28	20,456	31,667	52,124
茨城	水戸南ほか	4	71	30	11,111	19,302	30,414
栃木	宇都宮東ほか	4	88	43	14,881	38,567	53,449
埼玉	浦和ほか	5	65	40	63,623	140,453	204,077
千葉	千葉ほか	5	89	29	22,050	72,013	94,064
東京	麹町ほか	27	233	141	153,971	714,422	868,393
神奈川	鶴見ほか	12	112	38	26,692	59,537	86,229
新潟	新潟東ほか	7	89	44	30,640	53,760	84,400
石川	金沢南ほか	3	87	35	25,369	37,759	63,128
静岡	静岡ほか	8	123	58	25,469	53,371	78,841
愛知	大曽根ほか	14	168	55	36,062	60,683	96,746
京都	上京ほか	5	73	25	25,392	40,314	65,707
大阪	天満ほか	16	95	39	41,050	72,136	113,186
兵庫	三宮ほか	9	134	58	42,500	75,222	117,723
島根	松江ほか	2	42	13	9,028	14,627	23,656
岡山	岡山東ほか	5	85	35	19,532	30,439	49,971
広島	広島東ほか	7	86	48	45,637	69,619	115,257
山口	山口ほか	4	65	14	1,817	3,141	4,958
愛媛	松山東ほか	4	62	28	9,065	16,460	25,526
福岡	東福岡ほか	10	121	77	64,957	115,362	180,319
佐賀	佐賀ほか	2	51	13	5,996	9,285	15,281
長崎	長崎南ほか	3	60	18	5,099	8,220	13,319
大分	大分ほか	2	53	38	26,682	42,321	69,003
鹿児島	鹿児島南ほか	5	66	40	40,040	69,797	109,838
沖縄	那覇ほか	3	50	28	12,591	19,734	32,326
計	215箇所		2,473	1,111	831,939	1,955,935	2,787,875

(120) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
部局等の名称	北海道労働局ほか 17 労働局	
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	259 事業主
	徴収過大があった事業主数	141 事業主
徴収過不足額	徴収不足額	205,968,828 円(平成 15 年度～18 年度)
	徴収過大額	48,051,200 円(平成 15 年度～18 年度)

## 1 保険料の概要

### (1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用されるすべての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で引き続き1年以上雇用されることが見込まれるなどの要件を満たす労働者などが被保険者となる。

### (2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担し、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 毎年度の初めに、事業主は、都道府県労働局に対し、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に<sup>(注)</sup>保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告し、納付する。

イ 次の年度の初めに、事業主は、都道府県労働局に対し、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて計算した確定保険料申告書を提出する。

ウ 都道府県労働局は、この申告書の記載内容を審査し、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成17年度の収納済額は3兆9824億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

① 労災保険率は、労災保険の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成15年度から17年度までの場合は最低1000分の5から最高1000分の129となっている。

② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、15、16両年度の場合は1000分の17.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の19.5、建設の事業は1000分の20.5)、17年度の場合は1000分の19.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の21.5、建設の事業は1000分の22.5)となっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

近年、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等が増加していることから、北海道労働局ほか17労働局管内の事業主のうち、これらの労働者を雇用している割合の高い事業主等551事業主を選定し、15年度から18年度までの間における保険料の徴収の適否について、事業主が提出した確定保険料申告書等により検査した。

### (2) 徴収過不足の事態

検査したところ、上記551事業主のうち、259事業主について徴収額が205,968,828円不足しており、141事業主について徴収額が48,051,200円過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が次のように事実と相違するなどしていたのに、前記の18労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

ア 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たすパートタイム労働者等を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。

イ 労災保険分の保険料の算定において、事業所に使用されるすべての労働者に支払われた賃金により保険料を算定すべきところ、パートタイム労働者等に支払われた賃金が算入漏れとなっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院が調査した 事業主数	徴収不足があっ た事業主数 徴収過大があっ た事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
北海道労働局	66	26 21	千円 19,324 △ 8,704
宮城労働局	18	8 3	11,031 △ 1,594
栃木労働局	27	8 11	2,445 △ 2,539
群馬労働局	29	18 2	10,044 △ 177
千葉労働局	27	11 8	7,300 △ 2,395
東京労働局	60	30 15	31,707 △ 5,429
神奈川労働局	20	9 4	1,031 △ 1,421
新潟労働局	28	12 10	6,626 △ 2,851
石川労働局	18	14 7	5,682 △ 1,159
岐阜労働局	28	7 13	1,291 △ 3,559
愛知労働局	38	26 3	27,368 △ 1,076
大阪労働局	75	41 17	47,719 △ 8,692
兵庫労働局	12	3 4	189 △ 515
和歌山労働局	16	11 3	12,150 △ 1,904
島根労働局	23	6 8	6,273 △ 3,602

労働局名	本院が調査した 事業主数	徴収不足があっ た事業主数 徴収過大があっ た事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
香川労働局	23	6 2	千円 2,471 △ 321
高知労働局	19	6 6	4,159 △ 841
長崎労働局	24	17 4	9,148 △ 1,264
計 18 労働局	551	259 141	205,968 △ 48,051

第3章  
第1節  
第7  
厚生労働省

## 保険給付(121)-(124)

### (121) 厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計(年金勘定)	(項) 保険給付費
	国民年金特別会計(基礎年金勘定)	(項) 基礎年金給付費
部局等の名称	社会保険庁	
支給の相手方	(1) 厚生年金保険	531 人
	(2) 国民年金	4 人
	計	535 人
老齢厚生年金等の 支給額の合計	(1) 厚生年金保険	699,272,983 円(平成 15 年度～18 年度)
	(2) 国民年金	1,420,845 円(平成 16、17 両年度)
	計	700,693,828 円
不適正支給額	(1) 厚生年金保険	189,981,309 円(平成 15 年度～18 年度)
	(2) 国民年金	1,420,845 円(平成 16、17 両年度)
	計	191,402,154 円

## 1 保険給付の概要

### (1) 厚生年金保険及び国民年金の給付

厚生年金保険(前掲 151 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。また、国民年金は、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者等を被保険者として、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行うものであり、この給付には、老齢基礎年金等がある。

### (2) 厚生年金保険の老齢厚生年金

#### ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の

適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、65歳未満であっても60歳(坑内員及び船員については56歳から60歳までの一定の年齢)以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、①受給権者の被保険者期間及びその期間における報酬を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と②配偶者等について加算される額との合計額となっている。

なお、基本年金額は定額部分及び報酬比例部分からなっており、定額部分及び上記②の加算額の支給開始年齢は平成13年度から25年度(女子は18年度から30年度)にかけて3年ごとに1歳ずつ60歳から65歳に引き上げられることとなっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

(ア) 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に新たに使用されて被保険者となったときなどには、次のとおり、年金の支給を停止することとなっている。

a 17年4月以降の支給の停止

総報酬月額相当額<sup>(注)</sup>と基本月額(基本年金額を12で除して得た額)との合計額が280,000円を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額とを用いて、一定の方式により算定した額に応じ、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給停止

b 17年3月以前の支給の停止

① 総報酬月額相当額(16年3月までは標準報酬月額。以下同じ。)と基本月額(基本年金額の100分の80に相当する額を12で除して得た額。以下同じ。)との合計額が280,000円(16年3月までは220,000円)以下のときは基本年金額の100分の20に相当する額の支給停止

② 上記の合計額が280,000円(16年3月までは220,000円)を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額とを用いて、一定の方式により算定した額に応じ、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給停止

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

(イ) この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、新たに使用した者等が受給権者であるときは、その者の生年月日、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届に、その者から提出を受けた年金手帳を添えて地方社会保険事務局の社会保険事務所等に提出する。

② 社会保険事務所等は、これを調査確認の上、届出内容を社会保険庁にオンラインで伝送し、同庁は、これに基づいて受給権者に係る年金の支給停止額を算定の上、支給額を決定する。

(3) 国民年金の老齢基礎年金

老齢基礎年金では、保険料納付済期間が25年以上ある者等が65歳に達したとき、又は65歳に達する前に繰上げ支給の請求をしたときは、そのときから受給権者となる。そして、繰上げ支給の請求をした者(昭和16年4月1日以前に生まれた者に限る。)が、その後、厚生年金保険の被保険者となったときは、年金の額の全部が支給停止されることとなっていて、その手続は特別支給の老齢厚生年金の場合とほぼ同様である。

2 検査の結果

(1) 検査の対象及び着眼点

北海道社会保険事務局ほか27社会保険事務局の217社会保険事務所等管内において、平成15年に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者等655,222人のうち、厚生年金保険の適用事業所からの給与収入が確認されて調査の要があると認められた者が2,321人見受けられた。そこで、上記の217社会保険事務所等において、これらの受給権者等を使用している1,159事業所について、厚生年金保険の被保険者資格取得届等の提出の必要性の有無に着眼して、15年度から18年度までの間における特別支給の老齢厚生年金、老齢基礎年金等の支給の適否を検査した。

(2) 検査の方法

社会保険事務所等や事業所において、事業主が使用する従業員の賃金台帳、出勤簿、雇用契約書等を調査することなどにより検査した。

(3) 不適正支給の事態

検査したところ、北海道社会保険事務局ほか22社会保険事務局の161社会保険事務所等管内における366事業所の535人については当該事業所において常用的に使用されていて、年金の額の一部又は全部の支給を停止すべきであったのに被保険者資格取得届が提出されなかったなどのため、年金の支給停止の手続が執られていなかった。このため、特別支給の老齢厚生年金等の受給権者531人に対する支給(支給額699,272,983円)について189,981,309円、老齢基礎年金の受給権者4人に対する支給(支給額1,420,845円)について1,420,845円、計191,402,154円が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を怠るなどしていたのに、上記の161社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を地方社会保険事務局ごとに示すと次のとおりである。

地方社会保険事務局名	社会保険事務所等	本院が調査した受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に支給した年金の額	左のうち不適正支給額
		人	人	千円	千円
北海道	札幌 東ほか	7	62	25,068	6,564
宮城	仙台 東ほか	5	50	14,301	4,023
秋田	秋田 ほか	3	41	6,438	1,049
福島	東北福島 ほか	4	58	18,395	2,690
茨城	水戸 北ほか	3	56	22,551	3,957

地方社会保険事務局長名	社会保険事務所等	本院が調査した受給権者数	不適正受給権者数	左の受給権者に支給した年金の額	左のうち不適正支給額	
		人	人	千円	千円	
栃 木	宇都宮東ほか	4	73	26	33,980	12,272
埼 玉	浦 和ほか	5	55	35	49,860	18,035
千 葉	千 葉ほか	3	46	8	7,384	2,118
東 京	麹 町ほか	18	395	93	136,318	40,989
神 奈 川	鶴 見ほか	10	69	18	41,503	14,740
新 潟	新 潟 東ほか	6	53	16	17,063	4,793
石 川	金 沢 南ほか	3	63	17	25,207	8,290
静 岡	静 岡ほか	7	114	28	33,208	8,260
愛 知	大 曾 根ほか	9	105	27	35,356	8,925
京 都	上 京ほか	4	48	15	8,138	1,664
大 阪	福 島ほか	10	116	26	26,165	7,462
兵 庫	三 宮ほか	9	140	34	48,950	15,555
岡 山	岡 山 東ほか	3	46	13	11,318	3,520
広 島	広 島 東ほか	7	84	16	13,650	2,744
愛 媛	松 山 西ほか	2	27	11	18,170	4,882
福 岡	東 福 岡ほか	9	215	54	61,085	11,173
佐 賀	佐 賀ほか	2	22	3	6,026	1,116
鹿 児 島	鹿児島南ほか	5	52	19	40,548	6,572
計	161箇所		1,990	535	700,693	191,402

(122) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費		
部局等の名称	厚生労働本省(支給庁)		
	札幌公共職業安定所ほか 111 公共職業安定所(支給決定庁)		
支給の相手方	293 人		
失業等給付金の支給額の合計	求職者給付	185,318,657 円(平成 15 年度～18 年度)	
	就職促進給付	10,112,859 円(平成 15 年度～17 年度)	
	計	195,431,516 円	
不適正支給額	求職者給付	54,555,608 円(平成 15 年度～17 年度)	
	就職促進給付	10,112,859 円(平成 15 年度～17 年度)	
	計	64,668,467 円	

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者とし、被保険者が失業した場合及び被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、その生活及び雇用の安定を図るなどのため失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行う保険である。



## (2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち、

(ア) 基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めかつ失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、<sup>(注1)</sup>受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

(イ) 特例一時金は、被保険者であって季節的に雇用される者等が失業した場合に支給される。

イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就いた場合<sup>(注2)</sup>に支給される。

(注1) 受給資格者 被保険者が、離職し労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以上あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(注2) 平成15年3月1日から17年3月31日までの間に所定給付日数の3分の2以上残して再就職した場合には、再就職手当に代えて財団法人高齢者雇用開発協会から早期再就職支援金(後掲184ページの「早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給が不当と認められるもの」参照)が支給される。

## (3) 失業等給付金の支給

上記の手当等は、公共職業安定所が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が支給することとなっている。

ア 基本手当及び特例一時金については、受給資格者等から提出された失業認定申告書等に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認し、失業の認定を行った上、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査確認の上、支給決定を行う。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

北海道労働局ほか22労働局の札幌公共職業安定所ほか213公共職業安定所管内において、平成14年度から18年度までの間に失業等給付金の支給を受けた者(以下、失業等給付金の支給を受けた者を「受給者」という。)のうち9,655人を対象として、公共職業安定所における失業等給付金の支給決定の適否について、受給者が提出した失業認定申告書等により検査した。

### (2) 不適正支給の事態

検査したところ、北海道労働局ほか19労働局の札幌公共職業安定所ほか111公共職業安定所管内における15年度から18年度までの間の受給者293人に対する失業等給付金(支給額195,431,516円)のうち、64,668,467円が適正に支給されていなかった。これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

札幌公共職業安定所ほか111公共職業安定所管内の受給者292人に対する基本手当及

び特例一時金(支給額 185,318,657 円)のうち、54,555,608 円(基本手当 53,589,858 円、特例一時金 965,750 円)が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職していながらその事実を失業認定申告書等に記載していないなどのため、同申告書等の内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の 112 公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

#### イ 就職促進給付

札幌公共職業安定所ほか 34 公共職業安定所管内の受給者 45 人に対する再就職手当の支給額 10,112,859 円全額が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職手当支給申請書に事実と相違した雇入年月日を記載するなどしていたのに、上記の 35 公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院が調査した受給者数	不適正受給者数		左の受給者に支給した失業等給付金 千円	左のうち不適正失業等給付金 千円
			人	人		
北海道	札幌ほか	9	699	38	23,815	7,129
	札幌ほか	2	77	3	357	357
	小計				24,173	7,487
栃木	佐野ほか	3	105	4	3,519	577
	小計				3,519	577
群馬	前橋ほか	3	279	7	7,487	2,000
	小計				7,487	2,000
千葉	千葉ほか	1	137	7	4,099	1,868
	小計				4,099	1,868
東京	上野ほか	10	410	21	12,780	7,128
	渋谷ほか	4	117	7	1,783	1,783
	小計				14,564	8,912
神奈川	横浜ほか	4	195	6	3,365	2,998
	須賀		11	1	79	79
	小計				3,445	3,078
新潟	新潟ほか	3	281	19	7,159	2,013
	岡		17	2	628	628
	小計				7,788	2,642
石川	金沢		108	8	8,365	1,843
	小計		29	4	926	926
	小計				9,291	2,770
岐阜	岐阜ほか	3	307	12	9,560	1,202
	治見		5	1	201	201
	小計				9,762	1,404
愛知	名古屋中ほか	9	270	18	13,302	5,257
	名古屋東ほか	3	45	5	1,154	1,154
	小計				14,457	6,412
京都	京都西陣ほか	3	238	14	6,378	2,599
	京都西陣		43	2	613	613
	小計				6,991	3,212

労働局名	公共職業安定所	本院が調査した受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不適正失業等給付金
		人	人	千円	千円
大 阪	大 阪 東 ほか 8	380	28	14,872	4,636
	大 阪 東 ほか 4	79	6	1,512	1,512
	小 計			16,384	6,149
兵 庫	灘 ほか 5	187	14	7,764	2,607
	姫 路 ほか 1	2	2	541	541
	小 計			8,306	3,149
島 根	松 江 ほか 3	227	12	6,561	1,160
	小 計			6,561	1,160
香 川	高 松 ほか 3	274	7	3,465	908
	高 松 ほか 1	36	2	387	387
	小 計			3,853	1,296
高 知	高 知 ほか 3	256	15	13,620	1,474
	須 崎 計	10	1	140	140
	小 計			13,760	1,614
福 岡	福 岡 中 央 ほか 6	472	13	4,986	1,647
	大 牟 田 ほか 1	55	3	631	631
	小 計			5,618	2,279
長 崎	長 崎 ほか 6	371	17	14,582	3,262
	諫 早 ほか 2	27	3	761	761
	小 計			15,343	4,023
鹿 児 島	鹿 児 島 ほか 6	476	20	12,706	1,848
	川 内 計	9	1	84	84
	小 計			12,790	1,932
沖 縄	那 覇 ほか 4	336	13	6,925	2,389
	那 覇 ほか 1	33	2	306	306
	小 計			7,232	2,696
求職者給付計	112箇所	6,007	292	185,318	54,555
就職促進給付計	35箇所	595	45	10,112	10,112
合 計				195,431	64,668

- 注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。
- 注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、各給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ112箇所、293人である。
- 注(3) 求職者給付計の本院が調査した受給者数及び不適正受給者数については、同一の受給者が複数の労働局で失業等給付金の支給を受けているものがあるため、労働局別の受給者数を集計した数とは一致しない。

(123) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定)	(項)雇用安定等事業費
部局等の名称	北海道労働局ほか 10 労働局	
支給の相手方	37 事業主	
不適正な支給となっていた特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金	
特定就職困難者雇用開発助成金の支給額の合計	30,337,010 円(平成 16 年度～18 年度)	
不適正支給額	20,141,781 円(平成 16 年度～18 年度)	

## 1 保険給付の概要

### (1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲160ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、特定求職者(60歳以上65歳未満の高年齢者等就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。))及び雇用に関する状況が全国的に悪化した場合等に就職支援が必要な者の雇用機会の増大を図るため、特定求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。))及び緊急就職支援者雇用開発助成金の2つがある。

### (2) 就職困難者助成金の支給

就職困難者助成金は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに常用労働者として雇い入れたことなどが支給要件となっている。そして、支給額は、支給対象期間(雇入れ後1年、重度身体障害者等については1年6箇月)内に当該雇用労働者に支払った賃金に相当するものとして厚生労働大臣が定める方法により算定した額<sup>(注1)</sup>に所定の支給率<sup>(注2)</sup>を乗じて得た額となっている。

就職困難者助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書を公共職業安定所を通じて都道府県労働局に、また、当該雇用労働者に係る出勤簿等の添付書類を公共職業安定所に提出することとなっている。そして、公共職業安定所では、支給申請書等に記載されている当該雇用労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、支払賃金額等を審査する。さらに、都道府県労働局では、不正受給を行った事業主でないことなどを審査した上支給決定を行い、これに基づいて就職困難者助成金の支給を行うこととなっている。

(注1) 厚生労働大臣が定める方法により算定した額 当該事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額から計算される年間一人当たりの平均賃金額等から算定される額

(注2) 所定の支給率 支給率は、次表のとおりである。

区分	企業区分	
	中小企業事業主以外の事業主	中小企業事業主
60歳以上65歳未満の高年齢者等	1 / 4	1 / 3
重度身体障害者等	1 / 3	1 / 2

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

北海道労働局ほか22労働局の札幌公共職業安定所ほか168公共職業安定所管内において、平成16年度から18年度までの間に就職困難者助成金の支給を受けた事業主のうち1,053事業主を対象として、労働局における支給決定の適否について、事業主が提出した支給申請書等により検査した。

### (2) 不適正支給の事態

検査したところ、北海道労働局ほか10労働局の札幌公共職業安定所ほか29公共職業安定所管内における37事業主に対する就職困難者助成金の支給(支給額30,337,010円)のう

ち、20,141,781円が適正に支給されていなかった。

上記の不適正支給の主な態様は、既に事実上雇入れが決定している者又は雇い入れている者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせ、その紹介により雇い入れたこととして申請した事業主に対して支給していたものである。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の30公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま、前記の11労働局において支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院が調査した事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した就職困難者助成金		
				千円	千円	
北海道労働局	札幌ほか	3	31	4	3,250	1,401
千葉労働局	船橋		10	2	1,146	824
東京労働局	渋谷ほか	4	23	6	9,970	5,635
神奈川労働局	横須賀ほか	1	8	2	1,536	1,089
岐阜労働局	大垣ほか	2	18	3	1,414	986
愛知労働局	春日井		4	1	771	771
兵庫労働局	神戸ほか	1	20	2	2,479	1,782
香川労働局	高松ほか	2	25	4	1,238	742
福岡労働局	福岡中央ほか	4	50	7	6,335	5,117
佐賀労働局	佐賀ほか	1	26	4	1,597	1,195
鹿児島労働局	伊集院ほか	1	7	2	595	595
計	30箇所		222	37	30,337	20,141

(124) 雇用保険の地域雇用開発促進助成金等の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費	
部局等の名称	(1) 大阪労働局	
	(2) 沖縄労働局(支給決定庁 沖縄公共職業安定所)	
支給の相手方	(1) 1事業主	
	(2) 1事業主	
助成金	(1) 地域雇用開発促進助成金	
	(2) 沖縄若年者雇用開発助成金	
不適正な支給となっていた地域雇用開発促進助成金等	(1) 地域高度人材確保奨励金	
	(2) 沖縄若年者雇用奨励金	
上記の奨励金の支給額の合計	(1)	3,650,000円(平成17年度)
	(2)	114,110,769円(平成16年度)
	計	117,760,769円

不適正支給額	(1)	2,100,000 円(平成 17 年度)
	(2)	1,359,803 円(平成 16 年度)
	計	3,459,803 円

## 1 保険給付の概要

地域雇用開発促進助成金及び沖縄若年者雇用開発助成金(沖縄若年者雇用開発助成金は、平成 17 年度に地域雇用開発促進助成金に統合された。)は、雇用保険(前掲 160 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用に関する状況を改善する必要がある地域における雇用の安定を図るために、新たに労働者を雇い入れるなど必要な措置を講ずる事業主に対して支給されるものである。

地域雇用開発促進助成金には、地域高度人材確保奨励金(以下「高度人材奨励金」という。)等が、沖縄若年者雇用開発助成金には、沖縄若年者雇用奨励金(以下「沖縄奨励金」という。)等がある。これらのうち、高度人材奨励金及び沖縄奨励金の概要は次のとおりである。

### (1) 高度人材奨励金

高度人材奨励金は、同意高度技能活用雇用安定地域<sup>(注1)</sup>に所在する事業所の事業主が、当該事業所を管轄する都道府県労働局に提出した「地域高度人材確保奨励金受入れ等計画書」に沿って、製品・技術の開発担当者(製品・技術開発等の業務に所定の期間従事していたなどの要件を満たす者。以下同じ。)等の高度技能人材を雇用等の契約により受け入れたことなどが支給要件となっている。そして、支給対象期間は 1 年、支給額は、中小企業事業主にあつては、受け入れた高度技能人材 1 人につき総額で 140 万円、当該受入れに伴い雇い入れた当該同意高度技能活用雇用安定地域に居住する求職者 1 人につき総額で 30 万円となっている。

高度人材奨励金の支給を受けようとする事業主は、高度技能人材の受入れ後に高度技能人材であることを証明する履歴書等を添付した「地域高度人材確保奨励金高度技能人材受入れ等申告書」(以下「受入れ等申告書」という。)を、また、受入れ後 6 箇月を経過するごとに当該奨励金に係る支給申請書を、それぞれ公共職業安定所を通じて都道府県労働局に提出することとなっている。そして、都道府県労働局では、受入れ等申告書、支給申請書等に記載されている当該高度技能人材の氏名、受入れ年月日、高度技能人材の該当の有無等を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて高度人材奨励金の支給を行うこととなっている。

(注 1) 同意高度技能活用雇用安定地域 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者を雇用する事業所が集積し、かつ、雇用機会が不足するおそれがあると認められる地域として、都道府県が当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画を策定し、厚生労働大臣の同意を得た地域をいう。

### (2) 沖縄奨励金

沖縄奨励金は、沖縄県内に所在する事業所の事業主が、当該事業所を管轄する公共職業安定所に提出し、その認定を受けた「沖縄若年者等の雇用に関する計画書」(以下「計画書」という。)に沿って、同県内において事業所の設置・整備を行い、それに伴って沖縄若年求職者<sup>(注2)</sup>を常用労働者として雇い入れたこと(ただし、過去 3 年間に当該事業主の事業所にお

いて雇用されていた者等の雇入れを除く。)などが支給要件となっている。そして、支給対象期間は3年、支給額は、雇い入れた沖縄若年求職者に対して支払った賃金の額に所定の助成率<sup>(注3)</sup>を乗じて得た額などとなっている。

沖縄奨励金の支給を受けようとする事業主は、事業所の設置・整備及び沖縄若年求職者の雇入れ後に「沖縄若年者雇用開発助成金雇入れ労働者申告書」(以下「雇入れ申告書」という。)等を、また、事業所の設置・整備及び雇入れ後6箇月を経過するごとに当該奨励金に係る支給申請書を、それぞれ公共職業安定所に提出することとなっている。そして、公共職業安定所では、雇入れ申告書、支給申請書等に記載されている当該雇入れ労働者の氏名、生年月日、雇用保険の被保険者資格取得年月日、過去3年以内の雇用歴等を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて沖縄奨励金の支給を行うこととなっている。

(注2) 沖縄若年求職者 沖縄県内に居住する30歳未満の求職者

(注3) 所定の助成率 計画書を提出した日が平成10年6月から12年9月までの間である場合には暫定措置として2分の1、それ以外の場合は3分の1となっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

大阪、沖縄両労働局の淀川公共職業安定所ほか2公共職業安定所管内において、16、17両年度に高度人材奨励金又は沖縄奨励金の支給を受けた事業主のうち9事業主を対象として、大阪労働局及び那覇、沖縄両公共職業安定所における支給決定の適否について、事業主が提出した支給申請書等により検査した。

### (2) 不適正支給の事態

検査したところ、大阪労働局淀川公共職業安定所管内における1事業主に対する高度人材奨励金の支給(支給額3,650,000円)のうちの2,100,000円及び沖縄労働局沖縄公共職業安定所管内における1事業主に対する沖縄奨励金の支給(支給額114,110,769円)のうちの1,359,803円、計3,459,803円が適正に支給されていなかった。

上記の不適正支給の態様は、高度人材奨励金については、製品・技術の開発担当者等に該当しない者を高度技能人材に含めて申請した事業主に対して、また、沖縄奨励金については、当該事業主の事業所において過去3年以内に雇用されていた者を新たに雇い入れた沖縄若年求職者に含めて申請した事業主に対して、それぞれ支給していたものである。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったため、提出された受入れ等申告書又は雇入れ申告書に、支給要件に該当しない者を誤って記載していたのに、大阪労働局及び沖縄公共職業安定所において、これらに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

## 医 療 費 (125) (126)

### (125) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

第3章  
第1節  
第7  
厚生労働省

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)精神保健費 (項)生活保護費 (項)身体障害者保護費 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)児童保護費 (項)国民健康保険助成費 (項)障害者自立支援給付諸費
	厚生保険特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	船員保険特別会計	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
部局等の名称	社会保険庁、北海道ほか 25 都府県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)等	
医療給付の種類	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、老人保健法、生活保護法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体障害者福祉法等に基づく医療	
実施主体	国、都道府県 21、市 386、特別区 23、町 351、村 55、国民健康保険組合 52、計 889 実施主体	
医療機関及び薬局	医療機関 171、薬局 36	
不適切に支払われた医療費に係る診療報酬等	入院基本料、在宅医療料、調剤報酬等	
不適切に支払われた医療費の件数	211,461 件(平成 14 年度～18 年度)	
不適切に支払われた医療費の額	742,273,685 円(平成 14 年度～18 年度)	
不当と認める国の負担額	409,927,740 円(平成 14 年度～18 年度)	



## 1 医療給付の概要

### (1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、老人保健制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 老人保健制度の一環として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が老人保健法に基づき、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)のうち、当該市町村の区域内に居住する老人(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。注1)に対して行う医療

イ 医療保険制度の一環として、医療保険各法に規定する保険者が、医療保険各法に基づき被保険者(老人を除く。)に対して行う医療

ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法に基づき要保護者に対して行う医療、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者に対して行う医療、身体障害者福祉法に基づき身体障害者に対して行う医療等

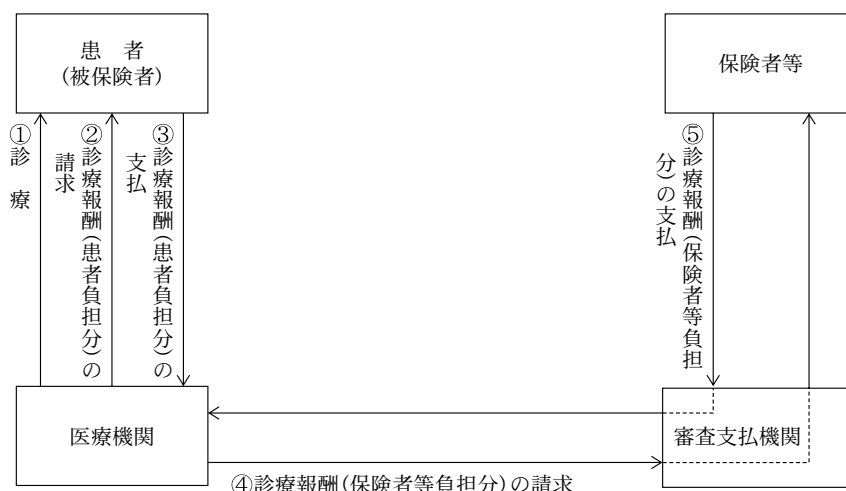
(注1) 75歳以上の者 老人保健制度の対象年齢は、平成14年10月の老人保健法の改正により、原則として70歳以上から75歳以上に引き上げられたが、14年9月30日の時点において70歳以上である者については、その者が75歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日までの間は、その者を75歳以上の者とみなすこととされている。

### (2) 診療報酬又は調剤報酬

これらの医療給付においては、被保険者(上記ウの要保護者、精神障害者、身体障害者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受け又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、市町村、保険者又は都道府県(以下「保険者等」という。)及び患者がこれらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬の支払の手続は、図1のとおりとなっている。

図1 診療報酬の支払の手続



(注) 調剤報酬の支払の手続についても同様となっている。

ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数又は調剤点数に単価(10円)を乗じるなどして算定する。

イ 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、老人保健法に係るものは市町村に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、公費負担医療制度に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に診療報酬等の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトに基づき請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定し、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認の上、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

### (3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 老人保健法に係る医療費(以下「老人医療費」という。)については、老人の居住する市町村が審査支払機関を通じて支払うものであるが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が以下のように負担している(図2参照)。

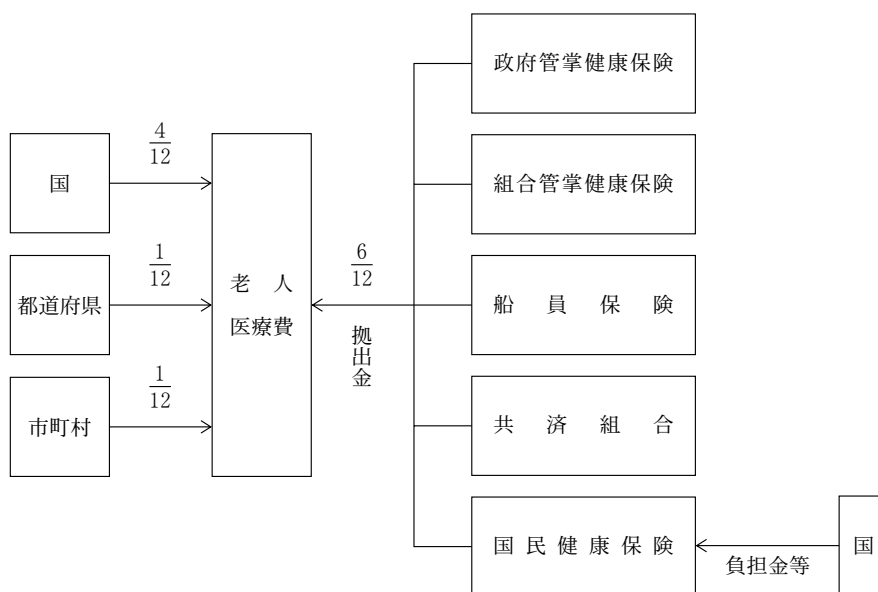
(ア) 老人保健法により、老人医療費については、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1<sup>(注2)</sup>ずつを負担しており、残りの12分の6については各保険者が拠出する老人医療費拠出金が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として拠出する老人医療費拠出金の納付に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法等により、国は政府管掌健康保険等の保険者として老人医療費拠出金を納付している。

(注2) 国、都道府県及び市町村が負担する割合の合計は、従来3割であったが、平成14年10月の老人保健法の改正により、段階的に引き上げられ、18年10月1日からは5割となっている。

図2 老人医療費の負担



イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①政府管掌健康保険等の被保険者である場合の医療費は保険者としてその全額を、②市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の43%<sup>(注3)</sup>を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%を、それぞれ負担している。

(注3) 国の負担割合は、平成16年度は50%であったが、17年4月の国民健康保険法の改正により、17年度は45%、18年度以降は43%に引き下げられている。

ウ 生活保護法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体障害者福祉法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の着眼点

国民医療費は平成11年度以降毎年30兆円を超えており、このうち老人医療費は16年度では約36%を占め、高齢化が急速に進展する中でその占める割合は高くなっている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院では従来から老人医療費を中心に診療報酬の請求が適正に行われているかに着眼して検査を行っている。

そして、近年では医療機関において、医師、看護師等の医療従事者が不足して要件を満たしていなかったり、必要な各種届出を行っていなかったりしているのにこれらを満たすことが要件とされている診療報酬を請求したり、介護保険制度の介護給付として行われるものを診療報酬として請求したりしている不適正と認められる事態が多く見受けられる。また、昨今の医薬分業の進展に伴い増加傾向にある調剤報酬についても、算定要件を満たしていないのに請求しているなど不適正と認められる事態が多く見受けられる。そこで、本年の検査に当たっても、これらの点を中心に検査をすることとした。

(2) 検査の対象及び方法

(注4) (注5)  
社会保険庁の26社会保険事務局及び26都道府県において、市町村等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等により検査した。

(3) 不適切な支払の事態

検査の結果、旭川市ほか888実施主体が171医療機関及び36薬局に対して行った14年度から18年度までの間における医療費の支払について、211,461件、742,273,685円が適切でなく、これに対する国の負担額409,927,740円が不当と認められる。

(注4) 26社会保険事務局 北海道、青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、福井、山梨、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、広島、福岡、大分、沖縄各社会保険事務局

(注5) 26都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、福井、山梨、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、広島、福岡、大分、沖縄各県

これを診療報酬等の別に整理して示すと、次のとおりである。

診療報酬等	実施主体 (医療機関等数)	不適切に支払 われた医療費 の件数	不適切に支払 われた医療費	不当と認める 国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	旭川市ほか286 市区町村等 <sup>(39)</sup>	17,347	206,497	113,886
②在宅医療料	旭川市ほか80 市区町村等 <sup>(42)</sup>	8,332	112,002	62,601
③入院基本料等加算	札幌市ほか138 市区町村等 <sup>(21)</sup>	6,161	99,166	55,483
④初診料・再診料	旭川市ほか124 市区町村等 <sup>(16)</sup>	17,758	70,238	37,689
⑤検査料	小樽市ほか101 市区町村等 <sup>(12)</sup>	15,429	39,327	21,538
⑥指導管理料	雨竜郡秩父別 町ほか111市区 町等 <sup>(10)</sup>	6,769	29,731	16,451
⑦処置料	岩見沢市ほか 56市区町村等 <sup>(10)</sup>	4,101	24,634	13,768
⑧特定入院料等	虻田郡豊浦町 ほか188市区町 村等 <sup>(21)</sup>	6,888	64,069	34,683
①-⑧の計	709実施主体 (171)	82,785	645,668	356,103
⑨調剤報酬	函館市ほか374 市区町村等 <sup>(36)</sup>	128,676	96,605	53,824
①-⑨の計	889実施主体 (207)	211,461	742,273	409,927

注(1) 複数の診療報酬について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多い診療報酬で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 医療機関等から不適正と認められる診療報酬等の請求があったのに、これに対する実施主体及び審査支払機関の審査点検が十分でなかったこと

- 特に、診療報酬請求上の各種届出についての確認が必ずしも十分でなかったこと
- イ 地方社会保険事務局及び都道府県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握する資料があるにもかかわらずその活用が必ずしも十分でなかったこと
  - ウ 地方社会保険事務局及び都道府県における医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

#### (4) 各事態の詳細

上記の医療費の支払が適切でない事態について、診療報酬等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

##### ① 入院基本料

入院基本料は、患者が入院した場合に1日につき所定の点数が定められている。この入院基本料は、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の数並びに看護補助者の数が入院患者数に対して所定の割合以上であること、看護職員の数に占める看護師の数が所定の割合以上であることなどの厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。

また、療養病棟に入院している患者の身体障害の状態等が厚生労働大臣の定める基準に適合している場合に算定する日常生活障害加算等は、患者の身体障害の状態等を評価し、これを定期的に見直すことが算定要件とされている。

検査の結果、旭川市ほか33市区町に所在する39医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが17,347件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 入院患者数に対する看護職員の数若しくは看護補助者の数又は看護職員の数に占める看護師の数が所定の割合以上となっていないのに、高い点数の区分の入院基本料の点数を算定していた。

イ 患者の身体障害の状態等の評価について定期的に見直し等を行っていないのに、日常生活障害加算等を算定していた。

このため、上記17,347件の請求に対し旭川市ほか286市区町村等が支払った医療費について206,497,879円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額113,886,509円は負担の必要がなかったものである。

##### ② 在宅医療料

在宅医療料のうち在宅患者訪問看護・指導料等は、医療機関が、居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、看護師等を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合等に算定することとされている。また、歯科診療の訪問歯科衛生指導料は、訪問歯科診療を行った患者に対して、歯科衛生士等が療養上必要な実地指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、これらの診療は別途介護保険制度の介護給付として行われるものであることから、在宅患者訪問看護・指導料、訪問歯科衛生指導料等は算定できないこととされている。

検査の結果、旭川市ほか 23 市町に所在する 42 医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが 8,332 件あった。その主な態様は、介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問看護・指導料又は訪問歯科衛生指導料等を算定していたものである。

このため、上記 8,332 件の請求に対し旭川市ほか 80 市区町村等が支払った医療費について 112,002,340 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 62,601,975 円は負担の必要がなかったものである。

### ③ 入院基本料等加算

入院基本料等加算には、療養病棟療養環境加算、超重症児(者)入院診療加算等がありそれぞれ所定の点数が定められている。

そして、これらの加算は厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、それぞれの届出に係る所定の点数を算定することとされている。ただし、これらの加算の多くは、医師等の数が医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていないなどの場合には算定できないこととされている。

また、超重症児(者)入院診療加算等は、厚生労働大臣が定める超重症等の状態にある患者に対して算定することとされている。ただし、この加算は、一般病棟等に入院している老人の患者に対しては、算定できないこととされている。

検査の結果、札幌市ほか 17 市区町に所在する 21 医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが 6,161 件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 医師等の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算を算定していた。

イ 一般病棟等に入院している老人の患者に対して、超重症児(者)入院診療加算等を算定していた。

このため、上記 6,161 件の請求に対し札幌市ほか 138 市区町村等が支払った医療費について 99,166,596 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 55,483,164 円は負担の必要がなかったものである。

### ④ 初診料・再診料

初診料は、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があった場合に、再診料はその後の診療行為の都度それぞれ算定することとされている。

ただし、特別養護老人ホームほか<sup>(注6)</sup>9施設(以下「老人ホーム等」という。)に配置されている医師(以下「配置医師」という。)がこれら施設の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、初診料、再診料は算定できないこととされている。

(注6) 特別養護老人ホームほか 9 施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(定員 111 名以上の場合)、指定短期入所生活介護事業所、身体障害者更生施設(旧重度身体障害

者更生援護施設)、身体障害者療護施設、救護施設(定員111名以上の場合)、知的障害者入所更生施設(定員150名以上の場合)、知的障害者入所授産施設(定員150名以上の場合)、乳児院(定員100名以上の場合)及び情緒障害児短期治療施設

検査の結果、旭川市ほか14市町に所在する16医療機関において、初診料、再診料等の請求が不適正と認められるものが17,758件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

イ 配置医師でない医師が、定期的に特別養護老人ホームの入所者の診療に当たっている場合、その医師は実質的には配置医師と認められるのに、初診料、再診料を算定していた。

このため、上記17,758件の請求に対し旭川市ほか124市区町等が支払った医療費について70,238,754円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額37,689,886円は負担の必要がなかったものである。

#### ⑤ 検査料

検査料には、血液化学検査等の検体検査料等があり、それぞれの検査の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、診療の具体的方針として、検査は診療上必要があると認められる範囲内において選択して行うこと、同一の検査はみだりに反復して行うてはならないこととされている。

また、健康診断は、医療給付の対象として行ってはならないこととされている。

検査の結果、小樽市ほか9市町に所在する12医療機関において、検査料等の請求が不適正と認められるものが15,429件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 特別養護老人ホーム等の多くの入所者に対して血液化学検査等を画一的に実施して検査料を算定していた。

イ 健康診断として行った血液化学検査等を診療報酬として算定していた。

このため、上記15,429件の請求に対し小樽市ほか101市区町村等が支払った医療費について39,327,733円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額21,538,250円は負担の必要がなかったものである。

#### ⑥ 指導管理料

指導管理料のうち特定疾患療養指導料等は、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な指導を行った場合等に算定することとされている。ただし、前記④(174ページ参照)と同様に、配置医師が老人ホーム等の入所者に対して行っている診療については、算定できないこととされている。

また、歯科診療の老人訪問口腔指導管理料は、居宅等において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して訪問歯科診療を行い、かつ、当該訪問歯科診療に際して、療養上必要な指導を行った場合に算定することとされている。ただし、前記②(173ページ参照)と同様に、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては算定できないこととされている。

検査の結果、深川市ほか9市区町に所在する10医療機関において、指導管理料等の請求が不適正と認められるものが6,769件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養指導料等を算定していた。

イ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して老人訪問口腔指導管理料を算定していた。

このため、上記6,769件の請求に対し雨竜郡秩父別町ほか111市区町等が支払った医療費について29,731,518円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額16,451,881円は負担の必要がなかったものである。

#### ⑦ 処置料

処置料には、一般処置料、皮膚科処置料等があり、それぞれの処置ごとに所定の点数が定められている。そして、老人ホーム等の職員が入所者に対して行った処置は、処置料として算定できないこととされている。

検査の結果、岩見沢市ほか7市区に所在する10医療機関において、処置料等の請求が不適正と認められるものが4,101件あった。その主な態様は、特別養護老人ホームの職員が入所者に対して行った皮膚科軟膏処置等を処置料として算定していたものである。

このため、上記4,101件の請求に対し岩見沢市ほか56市区町村等が支払った医療費について24,634,468円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額13,768,682円は負担の必要がなかったものである。

#### ⑧ 特定入院料等

特定入院料には、精神療養病棟入院料等があり、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、その基準に定める区分に従い所定の点数を算定することとされている。そして、精神療養病棟入院料等は、医師等の数が標準人員を満たしていない場合には、算定できないこととされている。

注射料は、中心静脈注射等の注射の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、老人ホーム等の職員が入所者に対して行った注射は、注射料として算定できないこととされている。

リハビリテーション料のうち言語聴覚療法は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、言語聴覚療法を行った患者に対して所定の点数を算定することとされている。

検査の結果、伊達市ほか20市町に所在する21医療機関において、特定入院料等の請求が不適正と認められるものが6,888件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 医師の数が標準人員を満たしていないのに、精神療養病棟入院料を算定していた。

イ 特別養護老人ホームの職員が入所者に対して行った中心静脈注射等を注射料として算定していた。



ウ 地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、言語聴覚療法の点数を算定していた。

このため、上記 6,888 件の請求に対し虻田郡豊浦町ほか 188 市区町村等が支払った医療費について 64,069,254 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 34,683,093 円は負担の必要がなかったものである。

⑨ 調剤報酬

調剤報酬のうち在宅患者訪問薬剤管理指導料は、薬局において、居宅で療養を行っている患者に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が患家を訪問して薬学的管理指導を行うなどした場合に算定することとされている。ただし、前記②(173 ページ参照)と同様に、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては算定できないこととされている。

また、薬剤服用歴管理・指導料の特別指導加算は、処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用等に関し必要な指導を行った場合に算定することとされている。

検査の結果、函館市ほか 29 市区町に所在する 36 薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが 128,676 件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していた。

イ 薬剤服用歴の記録に基づき薬剤の服用等に関し必要な指導を行うなどの算定要件を満たしていないのに、特別指導加算を算定していた。

このため、上記 128,676 件の請求に対し函館市ほか 374 市区町村等が支払った医療費について 96,605,143 円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額 53,824,300 円は負担の必要がなかったものである。

以上を医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関等 数)	不適切に支払 われた医療費 の件数	不適切に支払 われた医療費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
北海道	旭川市ほか 106市町村等 (23)	22,889	97,499	53,795	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨
青森県	黒石市ほか30 市町村等(3)	7,605	11,872	6,609	⑧⑨
岩手県	一関市ほか37 市町村等(5)	8,352	16,197	8,718	①②⑧⑨
山形県	鶴岡市ほか18 市区町村等(2)	1,389	16,959	9,249	①⑧
福島県	会津若松市ほ か34市町村等 (1)	7,547	1,785	1,103	⑤
茨城県	古河市ほか 121市区町等 (9)	57,605	47,197	26,095	①③④⑧⑨

都道府県名	実施主体 (医療機関等 数)	不適切に支払 われた医療費 の件数	不適切に支払 われた医療費 の件数	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
栃 木 県	芳賀郡茂木町 ほか27市区町 等(3)	5,895	9,653	5,291	⑥⑨
群 馬 県	高崎市ほか48 市区町村等(6)	1,837	13,981	7,929	①②③⑥⑧⑨
埼 玉 県	狭山市ほか74 市区町村等(8)	4,607	41,280	22,169	①③④⑤⑥⑧⑨
千 葉 県	松戸市ほか54 市区町村等(10)	6,001	22,524	12,301	②③⑤⑥⑧⑨
東 京 都	北区ほか63市 区町等(18)	6,533	61,539	34,449	①③⑥⑦⑨
神 奈 川 県	厚木市ほか33 市区町等(5)	3,931	11,743	6,472	①②⑥⑨
富 山 県	富山市ほか11 市町村等(1)	932	10,769	5,592	①
福 井 県	大野市ほか 6 市町等(1)	530	7,866	4,322	⑧
山 梨 県	南巨摩郡身延 町ほか13市町 等(5)	2,263	19,150	10,667	①③⑧⑨
愛 知 県	知立市ほか52 市町村等(8)	3,997	71,007	38,728	①②③④⑧
三 重 県	津市ほか 5 市 等(2)	258	4,474	2,460	④⑦
京 都 府	京都市ほか22 市町等(6)	7,276	17,815	10,362	②⑨
大 阪 府	大阪市ほか73 市町村等(30)	13,945	113,971	63,646	①②③④⑤⑥⑦⑧
兵 庫 県	神戸市ほか 110市町等(28)	22,510	50,546	28,095	①②③④⑤⑥⑨
和 歌 山 県	和歌山市ほか 29市町村等(4)	913	14,494	7,480	①②⑧
鳥 取 県	東伯郡三朝町 ほか52市区町 村(3)	5,711	4,964	2,865	⑧⑨
広 島 県	広島市ほか 1 市(6)	716	14,703	8,027	②
福 岡 県	嘉麻市ほか45 市町等(11)	8,725	39,501	22,064	①②③④⑧⑨
大 分 県	国東市ほか55 市町村等(7)	8,982	13,435	7,467	①②⑦⑧⑨
沖 縄 県	石垣市ほか 5 市町村(2)	512	7,333	3,961	③④
計	889 市区町村 等(207)	211,461	742,273	409,927	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の①～⑨は、本文(172 ページ)の不適切な支払の事態の診療報酬等の別に対応している。

(126) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部局等の名称	厚生労働本省(支出庁) 北海道労働局ほか14労働局(審査庁)
支払の相手方	279 医療機関
不適正な支払となっていた労災診療費	手術料、入院料、指導管理料等
不適正支払額	50,295,565 円(平成16年度)

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対し療養の給付等の保険給付を行うほか、労働福祉事業を行う保険である。

(2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求に基づき、都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所又は労働福祉事業で設置された病院において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの医療機関は、都道府県労働局に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、都道府県労働局で請求の内容を審査し、その結果に基づき、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号労働省労働基準局長通達)に基づき算定することとなっている。この算定基準によれば、労災診療費は、労災診療の特殊性などを考慮して、①健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数又は金額を別に定め、これにより算定することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の対象及び方法

労災診療費のうち手術料、入院料等について、北海道労働局ほか14労働局の審査に係る平成16年度の労災診療費の支払の適否を診療費請求内訳書等により検査した。

(2) 不適正支払の事態

検査したところ、上記15労働局の審査に係る労災診療費のうち、手術料、入院料、指導管理料、処置料、リハビリテーション料等が適正に支払われていなかったものが、279医療機関について50,295,565円あった。

これらの事態について、その主なものを示すと次のとおりである。

ア 手術料に関するもの

手術料は、創傷処理、植皮術等の区分ごとの所定点数により算定することとなってい

る。そして、1回の皮切により手術を行い得る範囲(以下「同一手術野」という。)の手術につき、2以上の手術を同時に行った場合の手術料は、主たる手術の所定点数のみにより算定することとなっている。

しかし、前記15労働局管内の217医療機関では、本来算定すべき区分の所定点数によらず、異なる区分のより高い所定点数により手術料を算定したり、同一手術野につき2以上の手術を同時に行っているのに、主たる手術の所定点数によらず、それぞれの手術の所定点数により手術料を算定したりするなどしていた。このため、手術料318件、32,799,107円が適正に支払われていなかった。

イ 入院料に関するもの

入院料のうち特定入院料は、救命救急入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料等の区分ごとに算定できる要件を満たす場合に、当該区分の所定点数により算定することとなっている。また、入院室料加算は、傷病労働者が医師又は看護師の常時監視を要する症状であるなどの要件に該当する場合に算定できることとなっている。

しかし、前記15労働局管内の57医療機関では、算定できる要件を満たしていないのに特定入院料を算定したり、傷病労働者が医師又は看護師の常時監視を要する症状でないなど入院室料加算を算定できる要件に該当しないのに、入院室料加算を算定したりするなどしていた。このため、入院料162件、13,695,237円が適正に支払われていなかった。

ウ 指導管理料に関するもの

指導管理料のうち手術後医学管理料は、病院又は診療所に入院している患者について、入院の日から起算して10日以内に行われたマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔<sup>(注)</sup>を伴う手術の後に必要な医学管理を行った場合に、当該手術日の翌日から起算して3日に限り算定することとなっている。

しかし、群馬労働局ほか11労働局管内の28医療機関では、入院の日から起算して10日を超えた期間に行われた手術の後に行った医学管理について手術後医学管理料を算定するなどしていた。このため、指導管理料40件、1,214,379円が適正に支払われていなかった。

(注) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

このような事態が生じていたのは、医療機関が労災診療費を誤って算定し請求していたのに、前記の15労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことによると認められる。

上記の適正に支払われていなかった労災診療費の額を都道府県労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	医療機関数	不適正支払件数 件	不適正支払額 千円
北海道労働局	20	33	3,446
群馬労働局	12	34	2,225
埼玉労働局	23	39	2,573
千葉労働局	22	37	2,666
東京労働局	36	65	5,553

労働局名	医療機関数	不適正支払件数 件	不適正支払額 千円
山梨労働局	8	16	2,475
大阪労働局	36	111	6,486
奈良労働局	20	115	10,570
岡山労働局	8	62	1,624
広島労働局	20	39	3,466
徳島労働局	9	43	1,492
香川労働局	9	30	615
愛媛労働局	18	33	1,989
長崎労働局	23	42	3,336
大分労働局	15	37	1,772
計	279	736	50,295

### 補助金 (127)-(282)

(127) 医療施設近代化施設整備事業による電子カルテシステム等の整備に当たり、同システムが稼働しておらず、事業の一部が実施されていないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生施設整備費
部局等の名称	東京都
補助の根拠	予算補助
補助事業者	東京都
間接補助事業者 (事業主体)	社団法人衛生文化協会
補助事業	医療施設近代化施設整備事業
補助事業の概要	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境等の改善等のための施設整備を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額	232,509,000 円(平成 15、16 両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	20,855,000 円(平成 15、16 両年度)

#### 1 補助金の概要

医療施設等施設整備費補助金(医療施設近代化施設整備事業分)は、医療施設における患者の療養環境、医療従事者の職場環境等の改善等を図るため、市町村、社団法人等が事業主体となって医療施設等を整備する事業に対して、都道府県が補助する場合等に、その費用の一部を国が補助するものである。

社団法人衛生文化協会(以下「法人」という。)では、平成 15、16 両年度に医療施設近代化施設整備事業として、病院の病棟、電子カルテシステム等の整備を事業費 15 年度 648,374,998 円、16 年度 536,025,002 円、計 1,184,400,000 円で実施し、東京都から 15 年度 190,903,000

円、16年度157,861,000円、計348,764,000円の補助金の交付を受けていた。そして、東京都は、これに対し15年度127,268,000円、16年度105,241,000円、計232,509,000円の国庫補助金の交付を受けていた。

上記補助事業のうち電子カルテシステムの整備は、15年度に、診察時に発生する処方、検査、入院等の情報をコンピュータに入力するためのシステム(以下「オーダリングシステム」という。)等を、16年度に、カルテ等の診療情報をコンピュータ等の電子媒体に入力、保存する診療録システム、各種検査の結果を時系列に閲覧する電子温度板システム等を事業費計81,900,000円(国庫補助金計20,855,000円)で導入するものである。

法人では、上記システムの納入契約をシステム開発業者(以下「業者」という。)と締結し、15年度分の納期を16年3月末、16年度分の納期を17年3月末とし、両年度末までに補助事業を完了したとしていた。そして、東京都では、16年3月及び17年3月に法人から本件補助事業に係る事業実績報告書の提出を受け、審査確認の上、16年4月及び17年4月に国庫補助金に係る事業実績報告書を国に提出し、額の確定を受けていた。

## 2 検査の結果

事業実績報告書等により検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、法人では補助事業が完了したとしていたが、17年3月までに電子カルテシステムのシステム機器の整備は完了していたものの、業者によるソフトウェアに係る作業の遅れから、オーダリングシステムの一部、診療録システム及び電子温度板システムが稼働していない状態となっていた。そして、18年3月には、業者が電子カルテシステムの事業から撤退したため、オーダリングシステム等の未稼働部分について稼働のめどが立たなくなり、その結果、法人は、業者との協議に基づき電子カルテシステムの納入契約を合意解約し、電子カルテシステムのシステム機器すべての撤去を求めている。

したがって、本件補助事業のうち電子カルテシステムの整備は、オーダリングシステム等が稼働しないまま、システム機器のすべてが撤去されることとなっていて、本件補助事業の一部が実施されておらず、これに係る国庫補助金計20,855,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、法人において、補助事業の適正な実施についての認識が欠けていたこと、東京都において、上記システムの未稼働の状況を把握していたのに、事業実績報告書を了とするなど、本件補助事業の審査、確認及び法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

### (128) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保健衛生施設整備費 (項)保健衛生諸費
部局等の名称	京都府
補助の根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
補助事業者	京都市
間接補助事業者 (事業主体)	医療法人社団ウエノ診療所

補助事業	精神障害者社会復帰施設の施設及び設備整備事業
補助事業の概要	精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設の施設及び設備を整備するもの
上記に対する国庫補助金交付額	15,508,000 円(平成 15、16 両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	7,949,000 円(平成 15、16 両年度)

## 1 補助金の概要

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金(精神障害者社会復帰施設分)は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)等により、医療法人等が設置する精神障害者地域生活支援センター(以下「支援センター」という。)等の精神障害者社会復帰施設の施設及び設備の整備に要する費用に対して、都道府県又は政令指定都市が補助する場合等に、その費用の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 施設整備事業及び設備整備事業の経費の種目ごとに、所定の基準額と補助対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額に4分の3を乗じて得た額と都道府県又は政令指定都市が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費とし、これに3分の2を乗じるなどして得た額を交付額とする。

京都市に所在する医療法人社団ウエノ診療所では、平成 15、16 両年度に既存の施設を改築して整備した支援センターに係る施設整備事業及び設備整備事業について、基準額、実支出額及び差引額を比較して、それぞれ基準額が最も少ない額であるとして、京都市から補助を受け、同市に事業実績報告書を提出していた。そして、同市では、補助対象事業費を、基準額に4分の3を乗じた額よりも少ない額の 15 年度 18,072,368 円、16 年度 5,191,734 円とし、これを基に国庫補助金 15 年度 12,048,000 円、16 年度 3,460,000 円、計 15,508,000 円の交付を受けていた。

## 2 検査の結果

本件事業について、事業実績報告書等により検査したところ、同法人では、支援センターの工事費について、同一建物内に整備した他の福祉施設との共用部分に係る費用を適正にあん分していなかったり、他の福祉施設の専用部分に係る費用の一部を含めたりなどしていたため、両年度における基準額、実支出額及び差引額が過大に算定されていた。

したがって、適正な基準額、実支出額及び差引額を基に補助対象事業費を算定すると、15 年度 8,069,279 円、16 年度 3,272,504 円となり、補助対象事業費が過大に精算されていた。そして、適正な補助対象事業費に基づき国庫補助金額を算定すると、15 年度 5,379,000 円、16 年度 2,180,000 円となり、交付額との差額 15 年度 6,669,000 円、16 年度 1,280,000 円、計 7,949,000 円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、同市において同法人から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(129) 早期再就職者支援基金事業における早期再就職者支援金の支給が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業転換対策事業費
部局等の名称	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者等	財団法人高年齢者雇用開発協会 (支給要件確認庁 佐野公共職業安定所ほか 21 公共職業安定所)
事業の概要	早期再就職者支援基金事業 失業者の早期再就職を促すため、早期再就職者支援金の支給を行うもの
不適正な支給となっていた早期再就職者支援金	早期再就職支援金
支給の相手方	25 人
上記の相手方に対する早期再就職支援金の支給額の合計	10,599,039 円(平成 15 年度～17 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	10,599,039 円
不適正支給額	10,599,039 円(平成 15 年度～17 年度)
不当と認める国庫補助金相当額	10,599,039 円(平成 15 年度～17 年度)

1 事業の概要

(1) 早期再就職者支援基金事業の概要

厚生労働省では、緊急雇用対策の一環として、緊急雇用創出特別基金事業実施要領(平成 11 年労働省発職第 1 号労働事務次官通達)に基づき、緊急雇用創出特別基金事業を実施する財団法人高年齢者雇用開発協会(以下「協会」という。)に対し、緊急雇用創出特別基金補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

協会では、補助金を財源として緊急雇用創出特別基金を造成しているが、平成 14 年度からは大量の失業が発生する場合に備えるため基金を拡充し、上記事業の一環として、早期再就職者支援基金事業実施要領(平成 15 年厚生労働省発職第 0227001 号厚生労働事務次官通達)に基づき、失業者の早期再就職を促すための早期再就職者支援金を支給する早期再就職者支援基金事業を実施している。なお、この事業は 16 年度末までに職業に就いた者を対象としており、17 年度においても支給事務が行われている。

(2) 早期再就職支援金の支給要件及び支給額

上記の早期再就職者支援金には、早期再就職支援金と早期就業支援金がある。このうち



早期再就職支援金(以下「支援金」という。)は、雇用保険の基本手当の受給資格者(前掲160ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就くことなどの再就職手当の支給要件を満たす場合において、15年3月1日から17年3月31日までの間にこの基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して再就職した場合に、上記の再就職手当に代えて支給するものである。

支給額は、次により算定することとなっていて、再就職手当の支給額が基本手当日額に支給残日数を乗じて得た額の3割相当額であるのに比べ、支援金の支給額は4割相当額と多くなっている。

$$\boxed{\text{支給額}} = \boxed{\text{基本手当日額}} \times \boxed{\text{基本手当の支給残日数に相当する日数}} \times 4/10$$

### (3) 支援金の支給手続

支援金の支給を受けようとする受給資格者は、就職日の翌日から起算して1箇月以内に、雇入年月日等を記載した早期再就職支援金支給申請書(以下「支給申請書」という。)を住居所を管轄する公共職業安定所に提出することとなっている。

公共職業安定所では、提出された支給申請書等について支給要件を満たしているかなどの調査確認を行い、協会ではこの結果を基に支給決定及び支給を行うこととなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

15年度から17年度までの間に支援金の支給を受けた者(以下、支援金の支給を受けた者を「受給者」という。)のうち1,679人を対象として、これらの者の住居所を管轄する北海道労働局ほか22労働局の札幌公共職業安定所ほか179公共職業安定所における支援金の支給要件の調査確認の適否及び協会における支援金の支給決定の適否について、受給者が提出した支給申請書等により検査した。

### (2) 不適正支給の事態

検査したところ、栃木労働局ほか13労働局の佐野公共職業安定所ほか21公共職業安定所<sup>(注)</sup>管内における15年度から17年度までの間の受給者25人に対する支援金10,599,039円(国庫補助金相当額同額)全額が適正に支給されていなかった。したがって、これに係る国庫補助金相当額10,599,039円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、支給申請書に事実と相違した雇入年月日を記載するなどしていたのに、協会の支給決定に先立ち上記の22公共職業安定所が行ったこれに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

(注) 佐野公共職業安定所ほか21公共職業安定所 佐野、船橋、上野、町田、新潟、新発田、金沢、岐阜、大垣、刈谷、豊川、池田、河内長野、田辺、益田、雲南、高松、さぬき、鹿島、諫早、沖縄、八重山各公共職業安定所

(130) 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの  
 (137)

第3章 第1節 第7 厚生労働省

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)社会福祉諸費
部局等の名称	千葉県ほか4県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	千葉県ほか3県 県1、市2、計3事業主体
間接補助事業者 (事業主体)	市3、町1、村1、計5事業主体
補助事業	在宅福祉事業(在宅介護支援センター運営事業及び介護予防・地域支え合い事業)
補助事業の概要	在宅の老人等の福祉の向上を図るため、在宅介護等に関する総合的な相談に応じるなどの業務を行う在宅介護支援センターを運営するもの及び要介護状態にならないための介護予防や生活支援等のサービスを提供したり、生きがい活動の普及啓発等を行ったりするもの
上記に対する国庫補助金交付額	265,636,000円(平成15、16両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	38,042,000円(平成15、16両年度)

1 補助金の概要

在宅福祉事業費補助金(以下「補助金」という。)は、在宅の老人等の福祉の向上を図ることを目的として、市町村(政令指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)が行う在宅介護支援センター運営事業又は介護予防・地域支え合い事業に対して都道府県が補助する場合に要する費用、都道府県、政令指定都市及び中核市が行う介護予防・地域支え合い事業に要する費用等について、その一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額の算定等を上記の各事業ごとに示すと以下のとおりである。

(1) 在宅介護支援センター運営事業

この事業は、市町村が、在宅の要援護高齢者等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じるなどの業務を行う在宅介護支援センターを運営する事業である。

そして、この事業に係る補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

ア 運営費の上限額として定められている基準額と補助の対象とされている経費(以下「対象経費」という。)の実支出額とを基幹型在宅介護支援センター(以下「基幹型センター」という。)及び地域型在宅介護支援センターの各箇所ごとに比較し、各箇所における少ない方の額を算定上の基準額(以下「算定基準額」という。)として選定する。

イ アにより選定した算定基準額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較し、少ない方の額を補助対象事業費として、この額に3分の2を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

(2) 介護予防・地域支え合い事業

この事業は、要援護高齢者等に対し、要介護状態にならないための介護予防や生活支援

等のサービスを提供するもので、都道府県が実施する痴呆性高齢者地域生活支援事業等のうちの老人性痴呆指導対策事業等、及び市町村等(政令指定都市、中核市及び市町村。以下同じ。)が実施する介護予防・生きがい活動支援事業等のうちの生きがい活動支援通所事業等である。

そして、これらの事業に係る補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

ア 都道府県、政令指定都市又は中核市が行うものについて補助する場合

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を差引額と比較し、少ない方の額を補助対象事業費として、この額に2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

イ 市町村が行うものについて補助する場合

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を差引額と比較し、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費として、この額に3分の2を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

2 検査の結果

(1) 検査の対象及び方法

秋田県ほか20府県及び北海道ほか23都府県の248市町村等について、実績報告書等により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、千葉県及び岐阜市ほか4市1町1村の計8事業主体において、補助金の交付額の算定を誤ったため、補助金交付額計265,636,000円のうち計38,042,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、県において事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業別・事業主体別に示すと次のとおりである。

	県名	事業主体	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円
ア 在宅介護支援センター運営事業							
(130)	千葉県	鴨川市	16	14,850	9,900	2,096	1,398
(131)	島根県	簸川郡 斐川町	15、16	29,835	19,890	6,418	4,281
(132)	高知県	安芸市	16	16,931	11,287	4,240	2,827

基幹型センターには、社会福祉士等又は保健師のいずれかの資格を有する職員と、看護師又は介護福祉士のいずれかの資格を有する職員を配置することとされている。そして、資格を有しない職員の人件費は、対象経費の実支出額に含めることができないこととされている。

しかし、上記の2市1町では、補助金の交付額の算定に当たり、上記の資格を有

県名	事業主体	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円
----	------	----	---------------	------------------	---------------------	-------------------

しない者の人件費を対象経費の実支出額に含めるなどしていたため、補助対象事業費が計 12,756,214 円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると、2市1町で計 32,571,000 円となり、計 8,506,000 円が過大に交付されていた。

アの計			61,616	41,077	12,756	8,506	
イ 介護予防・地域支え合い事業							
(133)	千葉県	千葉県	15、16	39,362	19,680	31,806	15,903
(134)	熊本県	熊本市	15	230,530	115,265	14,870	7,435
(135)	同	宇土市	15	22,959	15,306	4,631	3,088
(136)	同	阿蘇郡 西原村	15	10,941	7,294	2,677	1,785

老人性痴呆指導対策事業及び生きがい活動支援通所事業(平成15年度実施分のみ)に係る補助金の交付額の算定に当たっては、事業に従事する者の給料や手当等の人件費(以下「給料等人件費」という。)は、都道府県又は市町村等が一般財源により措置すべきものであるため、対象経費の実支出額に計上できないこととされている。

しかし、上記の1県2市1村では、補助金の交付額の算定に当たり、上記2事業のそれぞれの対象経費の実支出額に給料等人件費を計上するなどしていたため、補助対象事業費が計 53,984,836 円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると、1県2市1村で計 129,334,000 円となり、計 28,211,000 円が過大に交付されていた。

(137)	岐阜県	岐阜市	15	134,028	67,014	2,649	1,325
-------	-----	-----	----	---------	--------	-------	-------

生きがい活動支援通所事業に係る補助金の交付額の算定に当たっては、老人に関する相談や健康の増進等のための便宜を供与する施設である老人福祉センターの運営に要する経費は、通所事業の実施のためのもの以外を対象経費の実支出額に計上できないこととされている。

しかし、岐阜市では、補助金の交付額の算定に当たり、老人福祉センターの通所事業以外の事務費を計上するなどしていたため、補助対象事業費が 2,649,969 円過大に算出されていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額に基づいて補助金の交付額を算定すると 65,689,000 円となり、1,325,000 円が過大に交付されていた。

イの計			437,821	224,559	56,634	29,536
ア、イの計			499,437	265,636	69,391	38,042

(138) 児童保護費等補助金が過大に交付されているもの  
 (145)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)児童保護費
部局等の名称	北海道ほか6都府県
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	都、県3、市4、計8事業主体
補助事業	産休等代替職員制度事業
補助事業の概要	児童福祉施設等の職員の出産又は疾病による休業期間に、産休等代替職員を臨時的に任用するために要する経費に対して補助するもの
上記に対する国庫補助金交付額	444,059,000円(平成15、16両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	25,467,000円(平成15、16両年度)

1 補助金の概要

(1) 児童保護費等補助金(産休等代替職員制度事業分)

児童保護費等補助金(産休等代替職員制度事業に係る分。以下「補助金」という。)は、児童福祉施設等の保育士等が出産又は傷病のため長期間の休暇を必要とする場合、当該保育士等(以下「産休等職員」という。)の母体の保護又は療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的として、都道府県又は政令指定都市若しくは中核市(以下「都道府県等」という。)が産休等代替職員(以下「代替職員」という。)の任用に係る費用を負担した場合に、国がその費用の3分の1に相当する額を補助するものである。

(2) 民間保育所における代替職員

児童福祉施設等のうち、社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)における代替職員は、「産休等代替職員制度の実施について」(昭和51年厚生省児発第68号厚生省児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、民間保育所に勤務する常勤の職員が長期間にわたる休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるため臨時的に任用するもので、保育士、看護師等の職種ごとに産休等職員と同一の資格を有する者とされている。

そして、実施要綱によると、上記のように代替職員を任用する場合の期間は、出産では、出産予定日の6週間前の日から産後8週間(当該都道府県等の条例等で休業の期間を定めたときは、その期間)の日までの期間内、傷病では、31日以上療養を継続する場合で休暇開始後30日を経過した日から起算して60日までの期間内とされている。

(3) 交付申請及び交付額の算定

民間保育所が代替職員を任用する場合においては、事前に産休等代替職員任用承認申請書を都道府県等に提出して承認を受け、任用期間終了後に、都道府県等に対して交付申請を行うこととされている。

そして、補助金の交付額は、「特別保育事業費等補助金交付要綱」(平成7年厚生省発児第133号)に基づき、代替職員の基準単価1人1日当たり平成15年度6,000円、16年度5,940円に当該民間保育所に勤務した日数を乗じて得た額を基準額として、次のとおり算定する

こととなっている。

- ① 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫補助基本額とし、これに3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

北海道ほか14都府市の15事業主体に交付された15、16両年度の補助金について、事業実績報告書等により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、東京都ほか3県4市の8事業主体において、①代替職員は臨時的に任用するものであるのに、従前から当該民間保育所に勤務する常勤職員を代替職員としていたり、②代替職員は産休等職員と同一の資格を有する者であるとされているのにその資格を有していない者を任用したりなどしていた。このため、173民間保育所に係る補助金が過大に交付されており、国庫補助金計25,467,000円が不当と認められる。

上記の事態について、それぞれ一例を示すと次のとおりである。

#### <事例1> 常勤職員を代替職員としていたもの

A市では、B社会福祉法人が運営するC保育園において、保育士Dが平成16年4月から7月までの期間に出産休暇を必要とすることになったため保育士Eを代替職員として任用するとしていたことから、任用に係る費用として基準単価5,940円に勤務日数71日を乗じて得た額421,740円を交付していた。

しかし、保育士Eは11年4月から同保育園に勤務している常勤職員であって、保育士Dの職務を行わせるため臨時的に任用された者ではないことから、本件補助の対象とは認められないものであり、上記の交付額に係る国庫補助金相当額140,580円が過大となっていた。

#### <事例2> 産休等職員と同一の資格を有しない者を任用していたもの

F市では、G社会福祉法人が運営するH保育園において、保育士Iが平成16年10月から17年1月までの期間に出産休暇を必要とすることになったため保育士Jを代替職員として任用するとしていたことから、任用に係る費用として基準単価を上回る1人1日当たり6,990円に勤務日数62日を乗じて得た額433,380円を交付していた。

しかし、保育士Iの職務を行わせるために任用したJは保育士の資格を有しない者であることから、本件補助の対象とは認められないものであり、上記の交付額に対する基準額(基準単価5,940円に勤務日数を乗じて得た額)368,280円に係る国庫補助金相当額122,760円が過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、実施要綱等についての理解が十分でなかったこと、民間保育所から提出された実績報告書等の審査、確認が適切でなかったことなどによると認められる。

これを都道府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都道府県名	事業主体	年 度	国庫補助基本 額	左に対する国 庫補助金	左のうち不当 と認める国庫 補助金	摘 要
			千円	千円	千円	
(138) 北海道	札幌市	15、16	59,680	19,893	1,914	常勤職員を代 替職員として いたものなど
(139) 福島県	福島県	15、16	54,787	18,261	2,303	同
(140) 東京都	東京都	15、16	811,633	270,543	3,033	産休等職員と 同一の資格を 有していない 者を任用して いたものなど
(141) 京都府	京都市	15、16	133,667	44,555	7,902	常勤職員を代 替職員として いたものなど
(142) 島根県	島根県	15、16	67,450	22,482	2,197	産休等職員と 同一の資格を 有していない 者を任用して いたものなど
(143) 岡山県	倉敷市	15、16	44,038	14,612	2,003	常勤職員を代 替職員として いたものなど
(144) 福岡県	福岡県	15、16	113,534	37,844	2,604	同
(145) 同	福岡市	15、16	47,608	15,869	3,511	常勤職員を代 替職員として いたもの
(138)-(145)の計			1,332,400	444,059	25,467	

第3章  
第1節  
第7  
厚生労働省

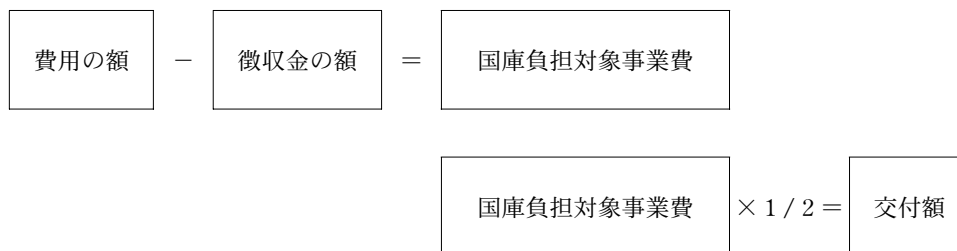
(146) 児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの  
(181)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)児童保護費
部局等の名称	北海道ほか19都府県
国庫負担の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
補助事業者 (事業主体)	市31、特別区2、町3、計36市区町
国庫負担対象事業	保育所運営事業
国庫負担対象事業の概要	保護者の労働や疾病等により保育に欠ける児童の保育の実施を民間保育所に委託するもの
上記に対する国庫負担金交付額の合計	25,051,204,736円(平成16年度)
不当と認める国庫負担金交付額	50,200,495円(平成16年度)

1 負担金の概要

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分)は、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を、社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、その委託に要した費用の一部を国が負担するものである。

そして、この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。



この費用の額及び徴収金の額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗じるなどして算出した年間の額による。

この保育単価については、民間施設給与等改善費として、当該民間保育所に勤務するすべての常勤職員を対象として算出した当該年度の4月1日現在における職員1人当たりの平均勤続年数<sup>(注)</sup>に応じた次表の加算率の区分ごとに別途設定される額を加算している。

職員1人当たりの平均勤続年数	加算率の区分
10年以上	12%
7年以上10年未満	10%
4年以上7年未満	8%
4年未満	4%

(注) 職員1人当たりの平均勤続年数 個々の常勤職員の勤続年数(他の社会福祉施設における通算勤続年数がある場合には、その年数を合算した勤続年数)について、全常勤職員分を合計(以下「合算総勤続年数」という。)し、これを常勤職員数で除して得た年数(6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てる。)

- ② 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額などから算出した年間の額による。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合などには、階層に応じ、徴収金の額を軽減する。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

北海道ほか23都府県の112事業主体において、平成16年度に交付されたこの負担金について事業実績報告書等により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、北海道ほか19都府県の36事業主体では、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定していたり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定していたりしていた。

このため国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金50,200,495円が不当と認められる。

上記の徴収金の額を過小に算定していた事態及び費用の額を過大に算定していた事態について、それぞれ一例を示すと次のとおりである。



＜事例1＞ 扶養義務者の所得税額を誤認していたもの

A事業主体では、平成16年度に、児童B(5歳)について、その扶養義務者である母の15年分の所得税額及び15年度分の市町村民税額はないこと、母子世帯であることから、徴収金の額を0円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童Bの扶養義務者として祖父がいることから、祖父の15年分の所得税額625,400円を基に算定すべきであり、これにより計算すると徴収金の額は589,380円となり、同額が過小となっていた。

そして、A事業主体ではこのように扶養義務者の所得税額を誤認していた事態が上記を含め、児童13人について見受けられ、徴収金の額が7,639,660円過小となっていた。

＜事例2＞ 民間施設給与等改善費の加算を誤っていたもの

C事業主体では、平成16年度に、財団法人Dが設置するE保育園に係る保育単価について、同園の常勤職員数が22人、合算総勤続年数が209年1月、平均勤続年数が10年となっていることから、前記の表の加算率の区分12%に該当するとして、この区分に該当する額を民間施設給与等改善費として加算し、同園に係る費用の額を110,390,600円と算定していた。

しかし、実際は、同園の16年4月1日現在における常勤職員は、上記22人のほかに3人おり、常勤職員数は25人、合算総勤続年数は222年であった。そして、この常勤職員数、合算総勤続年数により平均勤続年数を算出すると9年となることから、これに応じた加算率の区分は10%となり、この区分に該当する民間施設給与等改善費の額により計算すると、費用の額は108,655,560円となり、費用の額が1,735,040円過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額及び費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、また、都道府県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都道府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都道府県名	事業主体	年 度	国庫負担対象事業費 千円	左に対する国庫負担金 千円	不当と認める国庫負担対象事業費 千円	不当と認める国庫負担金 千円	摘 要
(146) 北海道	釧路市	16	630,628	315,314	1,920	960	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(147) 秋 田 県	由利本荘市	16	723,359	361,679	4,005	2,002	保育単価の適用を誤っていたものなど
(148) 同	南秋田郡五城目町	16	73,228	36,614	1,419	709	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(149) 栃 木 県	宇都宮市	16	2,125,046	1,062,523	1,974	987	保育単価の適用を誤っていたものなど
(150) 同	小山市	16	505,046	252,523	1,110	555	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(151) 千 葉 県	松戸市	16	1,183,876	591,938	1,573	786	同
(152) 同	鎌ヶ谷市	16	129,098	64,549	1,659	829	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(153) 東 京 都	大田区	16	652,326	326,163	7,048	3,524	同
(154) 同	板橋区	16	1,847,409	923,704	6,683	3,341	同
(155) 同	東村山市	16	350,960	175,480	4,676	2,338	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど

	都道府県名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第7 厚生労働省	(156)	東京都	西東京市	16	251,498	125,749	1,343	671	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(157)	神奈川県	藤沢市	16	891,407	445,703	4,784	2,392	同
	(158)	石川県	金沢市	16	4,616,061	2,308,030	1,308	654	保育単価の適用を誤っていたもの
	(159)	岐阜県	美濃市	16	163,439	81,719	1,166	583	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(160)	静岡県	富士市	16	719,127	359,563	5,339	2,669	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(161)	滋賀県	大津市	16	1,437,028	718,514	3,487	1,743	保育単価の適用を誤っていたものなど
	(162)	京都府	福知山市	16	819,872	409,936	3,746	1,873	同
	(163)	同	舞鶴市	16	452,612	226,306	1,843	921	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(164)	同	宇治市	16	898,258	449,129	1,077	538	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(165)	同	亀岡市	16	512,053	256,026	2,160	1,080	同
	(166)	大阪府	大阪市	16	15,394,904	7,697,452	2,705	1,352	保育単価の適用を誤っていたものなど
	(167)	兵庫県	西宮市	16	978,320	489,160	9,046	4,523	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(168)	和歌山県	新宮市	16	287,298	143,649	1,770	885	同
	(169)	同	那賀郡 岩出町	16	122,072	61,036	1,705	852	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(170)	島根県	松江市	16	1,513,511	756,755	5,267	2,633	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(171)	同	出雲市	16	1,564,070	782,035	3,461	1,730	同
	(172)	同	益田市	16	1,144,949	572,474	3,370	1,685	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(173)	岡山県	倉敷市	16	3,488,425	1,744,212	1,707	853	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(174)	同	笠岡市	16	387,759	193,879	1,412	706	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(175)	山口県	下関市	16	1,595,745	797,872	1,364	682	保育単価の適用を誤っていたものなど
	(176)	同	宇部市	16	1,126,465	563,232	1,889	944	保育単価の適用を誤っていたもの
(177)	同	防府市	16	971,245	485,622	1,356	678	保育単価の適用を誤っていたものなど	
(178)	同	熊毛郡 田布施町	16	129,045	64,522	1,121	560	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの	
(179)	福岡県	直方市	16	636,303	318,151	1,728	864	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど	
(180)	熊本県	人吉市	16	807,811	403,905	2,058	1,029	同	
(181)	大分県	別府市	16	972,141	486,070	2,104	1,052	保育単価の適用を誤っていたものなど	
	(146)-(181)の計			50,102,409	25,051,204	100,400	50,200		

(注) 平成18年4月1日以降は岩出市

(182) 児童扶養手当給付費負担金の交付が不当と認められるもの  
 (189)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)児童扶養手当給付諸費
部局等の名称	北海道ほか2県
国庫負担の根拠	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)
補助事業者 (事業主体)	8市
国庫負担対象事業	児童扶養手当給付事業
国庫負担対象事業の概要	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その児童を監護する母等に児童扶養手当を支給するもの
支給すべきでなかった児童扶養手当の額	167,690,940円(平成15年度～18年度)
不当と認める国庫負担金交付額	110,549,562円(平成15年度～18年度)

1 事業の概要

(1) 制度の概要

児童扶養手当(以下「手当」という。)は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を管理する町村が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、<sup>(注1)</sup>児童の父母が婚姻を解消したり、父が死亡したりなどしている場合に、これらの児童を監護する母又は養育する者(以下「受給資格者」という。)に対して支給するもので、国は、手当の支給に要する費用の4分の3(平成18年度からは3分の1)を負担している。

手当は、毎年3回、所定の額(児童1人の場合は月額で15年度42,000円、16、17両年度41,880円、18年度41,720円)を支給することとなっているが、受給資格者の前年の<sup>(注2)</sup>所得が、次表(a)欄の「全部支給」の所得制限限度額(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族等の数に応じて定められている額)以上で「一部支給」の所得制限限度額未満の場合は、受給資格者の所得に応じて手当を減額して支給し、「一部支給」の所得制限限度額以上の場合は、手当の全部を支給しないこととなっている。

また、受給資格者と生計を同じくする<sup>(注3)</sup>扶養義務者等の前年の所得が、次表(b)欄の所得制限限度額以上の場合は、受給資格者の前年の所得が所得制限限度額未満であっても、手当の全部を支給しないこととなっている。

なお、同一の住居に居住している者は、原則として生計を同じくする者とする事になっている。

扶養親族等の数	受給資格者の所得制限限度額 (a)		生計を同じくする扶養義務者等の所得制限限度額 (b)
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円

注(1) 受給資格者が孤児等の養育者の場合は(b)欄の所得制限限度額が適用される。

注(2) 扶養親族等が1人増えるごとに380,000円を加算する。

(注1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で所定の障害の状態にある者

(注2) 前年の所得 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する総所得金額等の合計額から8万円を控除した額。なお、地方税法で規定する医療費控除等を受けている場合は、それらに相当する額を更に控除した額。また、申請が6月以前の場合は、前々年の所得とする。

(注3) 扶養義務者 民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する直系血族及び兄弟姉妹

## (2) 手当の支給手続等

事業主体は、受給資格者から児童扶養手当認定請求書が提出された場合、受給資格者の婚姻関係や受給資格者と生計を同じくする扶養義務者等の有無、これらの者の所得等を調査確認して、支給要件を満たすと認定したときは、手当を支給することとなっている。

また、事業主体は、毎年8月に、手当の受給者から児童扶養手当現況届(以下「現況届」という。)を提出させ、受給資格や受給者等の前年の所得等について調査確認して、受給者等の前年の所得が所得制限限度額以上である場合には、支給制限等の手続を行うこととなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

北海道ほか18県の63事業主体において、15年度から18年度までの間における手当の支給の適否について、事業実績報告書等により検査した。

### (2) 不適正支給の事態

検査したところ、北海道ほか2県の8事業主体では、受給者である母が、所得制限限度額以上の所得がある扶養義務者と同一の住居に居住しているなどして生計を同じくしているのに、両者は生計を同じくしていないとして手当を支給していた。

したがって、支給すべきではなかった手当の額15年度15,378,140円、16年度54,886,960円、17年度60,901,110円、18年度36,524,730円、計167,690,940円に対する国庫負担金15年度11,533,604円、16年度41,165,219円、17年度45,675,832円、18年度12,174,907円、計110,549,562円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

A市では、児童B及び児童Cを監護する母Dについて、平成14年12月に、手当の受給資格があると認定していた。そして、15、16、17各年に母Dから提出された現況届等によると、母Dの14、15、16各年の所得はいずれも所得制限限度額未満であるが、祖父E及び祖母Fと同一の住居に居住していることになっていた。そこで、A市では、祖父E及び祖母Fの所得等を調査したところ、祖父Eの各年の所得が所得制限限度額以上であることから、各年の所得が所得制限限度額未満である祖母Fのみを母Dと生計を同じくする扶養義務者とする事として、15年8月以降、15年度188,740円、16年度563,040円、17年度562,560円、18年度374,400円、計1,688,740円の手当を支給していた。

しかし、母Dと生計を同じくする扶養義務者から祖父Eを除外する理由はなく、祖父Eの各年の所得は、いずれも所得制限限度額以上となっていることから、上記の手当の額計1,688,740円は全額支給の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、所得制限限度額以上の所得がある扶養義務者の取扱いなど制度についての理解が十分でなかったこと、受給資格者と生計を同じくする扶養義務者の調査確認が十分でなかったこと、道県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを道県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

道 県 名	事業主体	年 度	児童扶養手当 支給額	左に対する国 庫負担金	支給すべきで なかった児童 扶養手当の額	不当と認める 国庫負担金
			千円	千円	千円	千円
(182) 北 海 道	小樽市	15~18	53,846	34,758	40,809	26,553
(183) 同	室蘭市	15~18	39,195	25,988	31,584	20,671
(184) 同	北見市	15~18	41,225	26,564	26,733	17,229
(185) 同	岩見沢市	15~18	36,714	24,045	32,658	21,699
(186) 同	深川市	15~18	12,374	8,461	11,181	7,734
(187) 同	石狩市	15~18	29,868	19,527	21,571	14,296
(188) 山 口 県	岩国市	15~17	1,699	1,274	1,512	1,134
(189) 鹿 児 島 県	出水市	16、17	1,639	1,229	1,639	1,229
(182)-(189)の計			216,564	141,851	167,690	110,549

(190) 生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの  
(203)

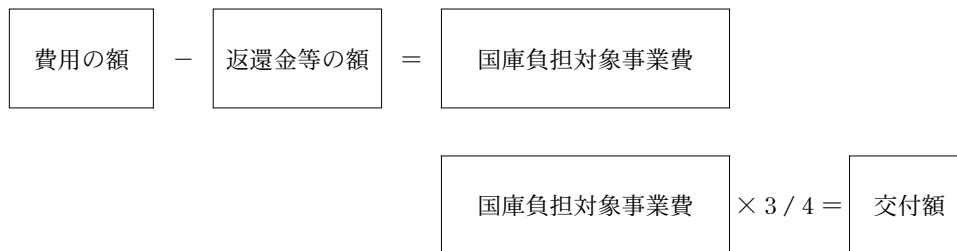
会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
	{平成11年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)生活保護費}
部局等の名称	岩手県ほか9都県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和25年法律第144号)
補助事業者 (事業主体)	県3、市10、特別区1、計14県市区

国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
上記のうち指摘対象被保護世帯に対する国庫負担金交付額の合計	174,270,209 円
不当と認める国庫負担金交付額	68,679,357 円

## 1 負担金の概要

生活保護費負担金は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としている。

そして、この負担金の各事業主体に対する交付額は、次により算定することとなっている。



この費用の額及び返還金等の額は、それぞれ次により算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護費の額の合計額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用(診療報酬等)について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額
- ③ 事業主体の事務経費

イ 返還金等の額は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者が、資産を売却するなどして収入を得たときに返還した保護費の額等の合計額とする。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の着眼点、対象及び方法

生活保護は、生活に困窮するすべての者に対しひとしく最低限度の生活を保障する制度であり、公正な運営が強く求められていることから、事業主体において、収入の認定等が適切に行われ保護が適正なものとなっているかに着眼し、北海道ほか 26 都府県の 153 事業主体について、事業実績報告書等により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、岩手県ほか9都県の岩手県ほか13事業主体では、次のとおり、保護費の支給が適正でなかったため、国庫負担金68,679,357円が過大に交付されていて不当と認められる。

上記の14事業主体では、被保護者が就労して収入を得ていたり、年金を受給していたり、一時金収入を得ていたりしているのに、被保護世帯から事実と相違した届出がなされ、これにより収入を実際の額より過小に認定するなどして保護費の額を決定していた。

このような事態が生じていたのは、被保護世帯において事実と相違した届出を行っているのに事業主体において収入の認定等に当たっての調査確認が十分でなかったこと、都県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都 県 名	事業主体	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(190) 岩手県	岩手県	8～17	9,933	7,450	2,915	2,186	年金収入を過小に認定していたもの
(191) 同	盛岡市	12～17	11,500	8,625	4,838	3,629	就労収入を過小に認定していたもの
(192) 栃木県	宇都宮市	15～17	5,852	4,389	2,761	2,071	就労収入を認定していなかったもの
(193) 同	那須塩原市	14～17	16,244	12,183	2,895	2,171	就労収入を過小に認定していたものなど
(194) 東京都	足立区	13～17	10,781	8,086	2,669	2,002	就労収入を認定していなかったもの
(195) 同	清瀬市	14～17	4,502	3,377	3,698	2,774	年金収入を過小に認定していたものなど
(196) 神奈川県	神奈川県	13～17	9,301	6,976	5,547	4,160	就労収入を認定していなかったもの
(197) 同	藤沢市	11～17	10,771	8,078	3,438	2,579	同
(198) 岐阜県	岐阜県	16、17	7,842	5,882	3,013	2,260	就労収入を認定していなかったものなど
(199) 愛知県	名古屋市	14～16	13,385	10,039	5,319	3,989	就労収入を過小に認定していたもの
(200) 滋賀県	草津市	14～17	24,430	18,322	12,740	9,555	就労収入を認定していなかったものなど
(201) 兵庫県	川西市	12～17	19,780	14,835	10,178	7,633	一時金収入を認定していなかったものなど
(202) 福岡県	筑紫野市	12～17	76,831	57,623	26,433	19,825	就労収入を認定していなかったものなど
(203) 長崎県	長崎市	14～17	11,200	8,400	5,121	3,840	同
(190)～(203)の計			232,360	174,270	91,572	68,679	

(204) 精神保健対策費補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの  
 (207) の

第3章 第1節 第7 厚生労働省

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)精神保健費
部局等の名称	静岡県ほか3府県
補助の根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
補助事業者	府1、県2、市1、計4補助事業者
間接補助事業者(事業主体)	4医療法人
補助事業	精神障害者社会復帰施設運営事業
補助事業の概要	精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を運営するもの
上記に対する国庫補助金交付額	128,790,010円(平成14年度～16年度)
不当と認める国庫補助金交付額	22,478,184円(平成14年度～16年度)

## 1 補助金の概要

精神保健対策費補助金(精神障害者社会復帰施設運営事業分)は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)等に基づき、市町村、医療法人等が行う精神障害者生活訓練施設、精神障害者地域生活支援センター等の精神障害者社会復帰施設の運営事業に対し、都道府県又は政令指定都市(以下「県等」という。)が補助する場合等に、その費用の一部を国が補助するものである。

この補助金の補助対象経費は、精神障害者社会復帰施設を運営するために必要となる職員の給料等の人件費、各所修繕費、その他事務の執行に伴う需用費(食糧費、光熱水料等)、備品購入費等となっており、このうち各所修繕費は、故障や老朽化が生じたものを原状に回復するための費用とされている。また、入所者個人の生活に必要な給食費や光熱水費等の経費、施設整備の費用、施設開所時までに必要な設備整備(以下「初度設備整備」という。)の費用は、補助対象経費に含めないことになっている。

そして、この補助金の交付額は、所定の月額単価を用いるなどして算出される基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額を選定し、これと県等が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費とし、これに補助率2分の1を乗じて得た額とすることとなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

秋田県ほか19都府県及び千葉市ほか2市の39事業主体について、事業実績報告書等により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、静岡県ほか2府県及び京都市の4事業主体が実施した精神障害者社会復帰施設の運営事業に係る補助対象事業費が過大に精算されていて国庫補助金22,478,184



円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、府県市において事業主体から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを府県市別に示すと次のとおりである。

府県市名	事業主体 (所在地)	施設の種 類	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(204) 静 岡 県	医療法人 社団辰糸 会 (沼津市)	精神障害 者生活訓 練施設	15、16	68,884	34,442	12,700	6,350	精算過大

上記の医療法人では、補助対象経費の実支出額の備品購入費に、冷暖房設備等の施設整備の費用を含めていたり、避難器具等の初度設備整備の費用を含めていたりなどしたため、補助対象事業費が計 12,700,422 円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると計 28,091,789 円となり、交付額との差額計 6,350,211 円が過大となっていた。

(205) 京 都 市	医療法人 社団ウエ ノ診療所 (京都市)	精神障害 者地域生 活支援セ ンター	16	19,747	9,873	3,316	1,658	精算過大
-------------	-------------------------------	-----------------------------	----	--------	-------	-------	-------	------

上記の医療法人では、補助対象経費の実支出額の備品購入費に、平成 16 年度の精神障害者社会復帰施設設備整備事業の初度設備整備の補助対象としていた机、椅子等の購入費を計上するなどしていたため、補助対象事業費が 3,316,077 円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると 8,215,474 円となり、交付額との差額 1,658,038 円が過大となっていた。

(206) 大 阪 府	医療法人 白水会 (泉南市)	精神障害 者生活訓 練施設	14~16	101,903	50,951	21,273	10,636	精算過大
-------------	----------------------	---------------------	-------	---------	--------	--------	--------	------

上記の医療法人では、補助対象経費の実支出額の需用費及び備品購入費に、入所者個人の生活に必要な給食費や光熱水費等の経費を含めていたり、平成 13 年度の精神障害者社会復帰施設整備事業の補助対象としていた冷暖房設備の施設整備の費用を計上していたりなどしたため、補助対象事業費が計 21,273,869 円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると計 40,315,063 円となり、交付額との差額計 10,636,935 円が過大となっていた。

(207) 高 知 県	医療法人 祥星会 (宿毛市)	精神障害 者生活訓 練施設	15、16	67,045	33,522	7,666	3,833	精算過大
-------------	----------------------	---------------------	-------	--------	--------	-------	-------	------

上記の医療法人では、補助対象経費の実支出額の各所修繕費に、当該施設を原状に回復するための費用には該当しない 2 人部屋を個室にする改修工事の費用を含めるなどしていたため、補助対象事業費が計 7,666,000 円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象事業費に基づいて国庫補助金を算定すると計 29,689,500 円となり、交付額との差額計 3,833,000 円が過大となっていた。

(204)~(207) の計				257,580	128,790	44,956	22,478	
----------------	--	--	--	---------	---------	--------	--------	--

(208) 介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの  
 (210)

第3章  
 第1節  
 第7  
 厚生労働省

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)老人医療・介護保険給付諸費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 岐阜県ほか2県(支出庁)
交付の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
交付先 (保険者)	岐阜市ほか2市
普通調整交付金の概要	65歳以上の者に占める75歳以上の者の割合等の市町村間における格差による介護保険財政の不均衡を是正するため、市町村に交付するもの
上記に対する交付金交付額の合計	1,428,793,000円(平成15、16両年度)
不当と認める交付金交付額	16,722,000円(平成15、16両年度)

1 交付金の概要

(1) 介護保険の財政調整交付金

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態などに関し、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担し、それを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

(2) 普通調整交付金の概要

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村における第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び所得段階の区分(第1段階から第5段階)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)が、市町村間で格差があることによって生じる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

(3) 交付金の算定方法

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{(注1) 調整率}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注1) 調整率 当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとされている。

- ① 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおける居宅介護サービス費、施設介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用及び居宅支援サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用(以下、これらの費用を「介護給付費等」という。)などの合計額とする。
- ② 普通調整交付金交付割合は、当該市町村における後期高齢者加入割合を国から示されるすべての市町村における後期高齢者加入割合と比較した係数と当該市町村における所得段階別加入割合を国から示されるすべての市町村における所得段階別加入割合と比較した係数(以下「所得段階別加入割合補正係数」という。)を用いるなどして算出した割合とする。

(4) 交付手続

交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び実績報告書を提出し、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出し、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の対象及び方法

北海道ほか23都府県の255市町村において、平成15、16両年度に交付された交付金について実績報告書等により検査した。

(2) 検査の結果

岐阜県ほか2県の3市において、交付金交付額計1,428,793,000円のうち計16,722,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

ア 調整基準標準給付費額を過大に算出しているもの

2市 13,752,000円

イ 普通調整交付金交付割合を過大に算出しているもの

1市 2,970,000円

このような事態が生じていたのは、市において制度を十分に理解していなかったこと、県において実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

県名	交付先 (保険者)	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円
ア 調整基準標準給付費額を過大に算出しているもの				
(208)	岐阜県 岐阜市	16	724,005	3,705
(209)	鹿児島県 名瀬市	15、16	543,643	10,047
アの計			1,267,648	13,752

(注2) 平成18年3月20日以降は奄美市

上記の2市では、調整基準標準給付費額の算出に当たり、介護給付費等の額を誤るなどしていたため、調整基準標準給付費額が過大に算出されていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

名瀬市では、平成16年度の調整基準標準給付費額の算出に当たり、16年1月から12月までの12箇月分の介護給付費等の額で算出すべきところを、誤って、介護給付費等の一部について15年11月から16年11月までの13箇月分で算出するなどしていたため、調整基準標準給付費額が過大に算出されていた。

したがって、適正な調整基準標準給付費額に基づいて交付金の交付額を算定すると266,743,000円となり、9,974,000円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金交付割合を過大に算出しているもの

(210)	大分県 佐伯市	15	161,145	2,970
-------	---------	----	---------	-------

佐伯市では、所得段階別加入割合補正係数を算出するに当たり、その算出の基礎となる所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を、第4段階に該当する者は市町村民税課税で合計所得金額が250万円未満の者、第5段階に該当する者は市町村民税課税で合計所得金額が250万円以上の者として算出し、これにより普通調整交付金交付割合を6.51%と算出していた。

しかし、上記の算出の基礎となる所得段階の区分ごとの第1号被保険者数は、15年度からは第4段階は合計所得金額が200万円未満の者、第5段階は合計所得金額が200万円以上の者となっており、これに基づいて算出した所得段階別加入割合補正係数により普通調整交付金交付割合を算出すると6.39%となり、普通調整交付金交付割合が過大に算出されていた。

したがって、適正な普通調整交付金交付割合に基づくなどして交付金の交付額を算定すると158,175,000円となり、2,970,000円が過大に交付されていた。

ア、イの計	1,428,793	16,722
-------	-----------	--------

- (211) 国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの  
(228)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁) 福島県ほか12都府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先	市9、町8、村1、計18市町村(保険者)

療養給付費負担金の概要	市町村の国民健康保険事業運営の安定化を図るために交付するもの
上記に対する国庫負担金交付額の合計	24,758,198,380 円(平成 15、16 両年度)
不当と認める国庫負担金交付額	159,217,849 円(平成 15、16 両年度)

## 1 負担金の概要

### (1) 国民健康保険の療養給付費負担金

国民健康保険は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

### (2) 国庫負担金の交付対象

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者<sup>(注1)</sup>及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。そして、国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)とされている。退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

そして、一般被保険者に係る医療費については、老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出する老人保健医療費拠出金等で負担)を除き、国庫負担金の交付の対象とされている。

一方、退職被保険者等に係る医療費については、国庫負担金の交付の対象とはせずに、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費交付金等で負担されている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に老人保健法による医療を受けるまでの間において適用される資格を有する者である。

### (3) 国庫負担金の算定方法

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」(昭和34年政令第41号)等により、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定線入金}^{(注2)} \text{の} 1/2} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times 40/100 = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定繰入金 市町村が一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るため減額した保険料又は保険税の総額について当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

このうち一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額とされている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格が遡って確認された場合は、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(4) 交付手続

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出し、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。

そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の対象及び方法

北海道ほか 27 都府県の 376 市区町村において、平成 15 年度又は 16 年度に交付を受けた国庫負担金について、実績報告書及びその基礎資料等により検査した。

(2) 過大交付の事態

検査したところ、福島県ほか 12 都府県の 18 市町村において、国庫負担金交付額計 24,758,198,380 円のうち計 159,217,849 円が過大に交付されていて不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

- ア 遡及して退職被保険者等となった者に係る遡及期間の医療給付費を控除していないもの 16 市町村 153,007,919 円
- イ 一般被保険者に係る医療給付費の算定において、基礎資料からの転記を誤り過大に算定しているもの 2 市町 6,209,930 円

このような事態が生じていたのは、上記の 18 市町村において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたため、適正な交付申請及び実績報告を行ってなかったこと、また、これに対する前記 13 都府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の各態様を都府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

都府県名	交付先(保険者)	年度	国庫負担対象費用額 千円	左に対する国庫負担金 千円	不当と認める国庫負担対象費用額 千円	不当と認める国庫負担金 千円
ア	遡及して退職被保険者等となった者に係る遡及期間の医療給付費を控除していないもの					
(211)	福島県 双葉郡 大熊町	16	481,658	192,663	6,149	2,459
(212)	茨城県 牛久市	16	2,087,204	834,881	3,992	1,597

	都府県名	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担対象 費用額	左に対する国 庫負担金	不当と認める 国庫負担対象 費用額	不当と認める 国庫負担金
				千円	千円	千円	千円
(213)	茨城県	那珂郡 東海村	16	960,241	384,096	17,001	6,800
(214)	千葉県	市川市	16	13,441,078	5,376,431	13,633	5,453
(215)	同	長生郡 陸沢町	16	327,374	130,949	18,596	7,438
(216)	東京都	西東京市	15	5,412,057	2,164,822	149,274	59,709
(217)	山梨県	甲府市	15	7,377,961	2,951,184	41,947	16,778
(218)	愛知県	(注3) 海部郡 佐屋町	16	851,177	340,470	6,201	2,480
(219)	大阪府	富田林市	16	3,539,197	1,415,678	8,527	3,410
(220)	同	箕面市	16	3,530,061	1,412,024	5,788	2,315
(221)	和歌山県	(注4) 西牟婁郡 串本町	16	819,531	327,812	24,776	9,910
(222)	同	(注4) 東牟婁郡 古座町	16	309,857	123,943	3,916	1,566
(223)	岡山県	倉敷市	16	11,983,902	4,793,561	43,899	17,559
(224)	高知県	高岡郡 中土佐町	16	321,888	128,755	22,982	9,193
(225)	福岡県	中間市	16	1,775,005	710,002	8,941	3,576
(226)	沖縄県	中頭郡 西原町	15	1,271,161	508,464	6,889	2,755
	アの計			54,489,358	21,795,743	382,520	153,007

第3章  
第1節  
第7  
厚生労働省

(注3) 平成17年4月1日以降は愛西市

(注4) 平成17年4月1日以降は東牟婁郡串本町

上記の16市町村では、国庫負担金の交付申請等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費の一部又は全部を控除しておらず、その結果、国庫負担対象費用額が過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫負担対象費用額に基づいて国庫負担金の交付額を算定すると、計21,642,735,716円となり、計153,007,919円が過大に交付されていた。

イ 一般被保険者に係る医療給付費の算定において、基礎資料からの転記を誤り過大に算定しているもの

(227)	神奈川県	中郡 大磯町	15	948,603	379,077	9,274	3,709
(228)	大阪府	守口市	16	6,558,889	2,583,376	6,250	2,500
	イの計			7,507,493	2,962,454	15,524	6,209

上記の2市町では、国庫負担金の交付申請等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、基礎資料から高額療養費の額を転記する際、誤って療養費等の額を転記したなどのため、高額療養費の額を過大に計算しており、その結果、国庫負担対象費用額が過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫負担対象費用額に基づいて国庫負担金の交付額を算定すると、計2,956,244,815円となり、計6,209,930円が過大に交付されていた。

	ア、イの計			61,996,851	24,758,198	398,045	159,217
--	-------	--	--	------------	------------	---------	---------

(229) 国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの  
 (282)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費
部局等の名称	厚生労働本省(交付決定庁)(平成13年1月5日以前は厚生本省) 北海道ほか24都府県(支出庁)
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先	市32、区1、町16、村5、計54市区町村(保険者)
財政調整交付金の概要	市町村の国民健康保険に係る財政力の不均衡を調整するために交付するもので、一定の基準により財政力を測定してその程度に応じて交付する普通調整交付金と、特別の事情を考慮して交付する特別調整交付金がある。
上記に対する交付金交付額の合計	31,121,228,000円(平成12年度～17年度)
不当と認める交付金交付額	219,428,000円(平成12年度～17年度)

1 交付金の概要

(1) 国民健康保険の財政調整交付金

国民健康保険(前掲204ページの「国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

(2) 普通調整交付金

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費、保健事業費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対し、その不足を公平に補うことを目途として交付するものである。そして、平成12年度からは、介護保険制度の導入に伴い、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)に介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)を加えて交付されている。

普通調整交付金の交付額は、当該市町村の調整対象需要額から当該市町村の調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(3) 特別調整交付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものであり、レセプト点検特別交付金、医療費通知特別交付金、収納割合確保・向上特別交付金、保健事業費多額特別交付金、地域における包括的な保健・医療推進モデル事業特別交付金(以下「地域モデル事業特別交付金」という。)などがある。

(4) 交付手続

財政調整交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び実績報告書



を提出し、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出し、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

北海道ほか 33 都府県の 392 市区町村において、12 年度から 17 年度までに交付を受けた財政調整交付金について、実績報告書及びその基礎資料等により検査した。

### (2) 過大交付の事態

検査したところ、北海道ほか 24 都府県の 54 市区町村において、交付金交付額計 31,121,228,000 円のうち計 219,428,000 円が過大に交付されていたり交付の必要がなかったりしていて不当と認められる。

これを態様別に示すと次のとおりである。

#### ア 普通調整交付金の交付が過大と認められるもの

##### (ア) 調整対象需要額を過大に算定しているもの

(注1)  
25 市区町村 66,840,000 円

##### (イ) 調整対象収入額を過小に算定しているもの

(注1)  
5 市 70,466,000 円

#### イ 特別調整交付金の交付が過大と認められるもの

##### (ア) レセプト点検の実施に係る交付要件を満たしていないもの

15 市町村 28,000,000 円

##### (イ) 医療費通知の調整基準額を過大に算定しているもの

1 市 1,614,000 円

##### (ウ) 交付要件である事業運営の広域化を行っていないもの

2 市町 7,862,000 円

##### (エ) 保健事業費対象額を過大に算定しているもの

(注1)  
9 市町村 33,940,000 円

##### (オ) モデル事業に係る費用を過大に算定しているもの

1 市 10,706,000 円

(注1) ア(ア)、ア(イ)及びイ(エ)のうちの各1市は重複している。また、ア(ア)のうちの1市1町とイ

(エ)のうちの1市1町は重複している。

このような事態が生じていたのは、上記の 54 市区町村において制度の理解が十分でなかったり、事務処理が適切でなかったりなどしたため適正な交付申請等を行っていなかったこと、また、これに対する北海道ほか 24 都府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

### (3) 各態様の詳細

前記の各態様について検査した結果の詳細を示すと次のとおりである。

#### ア 普通調整交付金の交付が過大と認められるもの

##### (ア) 調整対象需要額を過大に算定しているもの

調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をい

う。(注2)に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金及び保健事業費の合計額から療養給付費等負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、保健事業費は、健康相談、保健施設の運営等被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に係る費用である。そして、その額は、①年間の保健事業費支出額から保健事業に係る国庫補助金、保健施設に係る利用料等の収入額を控除した額(以下「保健事業費対象額」という。)と、②当該市町村の年間平均被保険者数に700円を乗じて得た額(以下「保健事業費基準額」という。)のうちいずれか少ない方の額とすることとなっている。

(注2) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額

北海道ほか12都府県の25市区町村では、普通調整交付金の交付申請等に当たり、被保険者の健康の保持増進に資するとは認められないレセプト点検に係る経費を含めるなどして保健事業費を過大に算定したり、退職被保険者及びその被扶養者に係る医療給付費を含めて医療給付費を過大に算定したりしていたため、調整対象需要額が過大に算定されていた。

この事態を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘 要
			千円	千円	
(229) 北海道	室蘭市	14	950,919	1,351	保健事業費を過大にしていたもの
(230) 同	登別市	15、16	809,686	2,337	同
(231) 同	北広島市	16	311,424	2,954	同
(232) 岩手県	花巻市	13～16	1,913,090	4,917	同
(233) 茨城県	日立市	14	763,221	1,523	同
(234) 同	ひたちなか市	15、16	1,187,793	2,980	同
(235) 同	那珂郡東海村	16	135,878	2,389	医療給付費を過大にしていたもの
(236) 千葉県	富里市	15	159,910	1,239	保健事業費を過大にしていたもの
(237) 同	(注3) 匝瑳郡光町	14～16	268,044	2,843	同
(238) 東京都	練馬区	15	171,387	3,173	医療給付費を過大にしていたもの
(239) 福井県	敦賀市	14	291,050	1,540	保健事業費を過大にしていたもの
(240) 静岡県	沼津市	15	796,105	3,675	同
(241) 同	富士市	16	399,461	1,740	同
(242) 愛知県	岡崎市	16	227,883	1,310	同
(243) 同	西尾市	16	83,816	1,478	同
(244) 三重県	(注4) 度会郡小俣町	14	82,989	1,039	同
(245) 大阪府	池田市	15、16	661,276	4,527	同
(246) 同	枚方市	15、16	3,526,920	3,396	同
(247) 同	大東市	15、16	1,533,928	3,188	同
(248) 奈良県	橿原市	12～15	2,781,407	4,733	同
(249) 同	桜井市	12～15	2,015,233	2,821	同

	都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘 要
(250)	奈良県	香芝市	12～16	千円 1,430,415	千円 5,527	保健事業費を過大にしていたもの
(251)	同	磯城郡田原本町	13～15	664,558	1,927	同
(252)	島根県	浜田市	14～16	791,997	2,492	同
(253)	長崎県	壱岐市	16	514,584	1,741	同
	(ア)の計			22,472,974	66,840	

(注3) 平成18年3月27日以降は山武郡横芝光町

(注4) 平成17年11月1日以降は伊勢市

(イ) 調整対象収入額を過小に算定しているもの

調整対象収入額は、医療分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定される。

そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額とすることとなっているが、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を、上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額を算定することとなっている。

北海道ほか3県の5市では、普通調整交付金の交付申請等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額を過大にしたり、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額を過小に計算したりしていたため、算定基礎所得金額が過小に計算されるなどし、その結果、調整対象収入額が過小に算定されていた。

この事態を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

(229)	北海道	室蘭市	15～17	2,350,453	13,346	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたもの
(254)	同	網走市	15～17	307,543	8,091	同
(255)	福島県	いわき市	15、16	5,410,769	6,193	所得金額を過小にしていたもの
(256)	長野県	千曲市	16	341,649	8,299	所得金額の計算上控除される金額を過大にしていたもの
(257)	静岡県	菊川市	16	105,265	34,537	同
	(イ)の計			8,515,679	70,466	

イ 特別調整交付金の交付が過大と認められるもの

(ア) レセプト点検の実施に係る交付要件を満たしていないもの

レセプト点検特別交付金は、レセプト点検に積極的に取り組み、定められた内容点検を行っている市町村において、当年の1月から12月までの間にレセプト点検により過誤調整を行った額(以下「財政効果評価額」という。)があり、この財

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
-------	----------	-----	--------------	-------------------	-----

政効果評価額を年間平均被保険者数で除した額(以下「一人当たり財政効果評価額」という。)が2年連続して前年以上となっているなどの交付要件を満たす場合に交付するものである。

青森県ほか10都県の15市町村では、レセプト点検特別交付金の交付申請等に当たり、定められた内容点検を行っていなかったり、一人当たり財政効果評価額が2年連続して前年以上となっていなかったりしていたため、上記の交付要件を満たしていなかった。

この事態を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

(258)	青森県	(注5) 東津軽郡 蟹田町	14	1,900	1,500	一人当たり財政効果評価額が2年連続して前年以上となっていないもの
(259)	同	(注6) 北津軽郡 中里町	14	3,000	3,000	同
(260)	山形県	東村山郡 中山町	15	2,000	2,000	同
(261)	福島県	田村市	16	1,500	1,500	同
(262)	千葉県	印旛郡 本埜村	13	1,500	1,500	同
(263)	東京都	大島町	13	3,750	3,000	定められた内容点検を行っていなかったもの
(264)	富山県	黒部市	13	3,000	3,000	一人当たり財政効果評価額が2年連続して前年以上となっていないもの
(265)	同	(注7) 上新川郡 大山町	13	1,900	1,500	同
(266)	福井県	(注8) 南条郡 南条町	14	1,500	1,500	同
(267)	同	(注9) 丹生郡 清水町	14	2,000	2,000	同
(268)	岐阜県	本巣市	15	1,500	1,500	同
(269)	同	(注10) 吉城郡 上宝村	15	1,500	1,500	同
(270)	鳥取県	(注11) 東伯郡 赤碕町	14	2,000	2,000	定められた内容点検を行っていなかったもの
(271)	山口県	(注12) 玖珂郡 本郷村	14	1,000	1,000	一人当たり財政効果評価額が2年連続して前年以上となっていないもの
(272)	愛媛県	今治市	16	1,500	1,500	同
(ア)の計				29,550	28,000	

(注5) 平成17年3月28日以降は東津軽郡外ヶ浜町

(注6) 平成17年3月28日以降は北津軽郡中泊町

(注7) 平成17年4月1日以降は富山市

(注8) 平成17年1月1日以降は南条郡南越前町

(注9) 平成18年2月1日以降は福井市

(注10) 平成17年2月1日以降は高山市

(注11) 平成16年9月1日以降は東伯郡琴浦町

(注12) 平成18年3月20日以降は岩国市

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
-------	----------	-----	--------------	-------------------	-----

(イ) 医療費通知の調整基準額を過大に算定しているもの

医療費通知特別交付金は、当年の1月から12月までの間に、請求月ごとのレセプトの全数について6回以上医療費通知を実施したなどの場合に交付するものである。

そして、この交付額は、①医療費通知を実施した世帯数に50円又は55円の単価を乗じて得た額及び②減額通知(被保険者の一部負担金等の過払い額を付記した医療費通知をいう。)の通知世帯数に60円の単価を乗じて得た額の合算額(以下「医療費通知の調整基準額」という。)となっている。

福井県小浜市では、医療費通知特別交付金の交付申請等に当たり、一世帯当たりの単価50円に、医療費通知を実施した世帯数ではなく医療費通知に係るレセプトの総数を乗じていたため、医療費通知の調整基準額が過大に算定されていた。

(273)	福 井 県	小 浜 市	16	4,029	1,614	医療費通知の通知世帯数を誤っていたもの
-------	-------	-------	----	-------	-------	---------------------

(ウ) 交付要件である事業運営の広域化を行っていないもの

収納割合確保・向上特別交付金は、14年4月2日から15年4月1日の間に国民健康保険の事業運営の広域化(市町村合併による広域化を含む。)を行っており、かつ、当該広域化を行った市町村間において保険料(税)に格差があり、保険料(税)の平準化を行っている場合で、15年度の収納率が14年度を上回っているなどの交付要件を満たす場合に交付するものである。

高知県ほか1県の2市町では、収納割合確保・向上特別交付金の交付申請等に当たり、事業運営の広域化を行っていなかったため、上記の交付要件を満たしていなかった。

この事態を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

(274)	高 知 県	須 崎 市	16	8,000	3,862	事業運営の広域化を行っていないもの
(275)	長 崎 県	(注13) 南松浦郡 新上五島町	16	6,000	4,000	同
	(ウ)の計			14,000	7,862	

(注13) 平成16年7月31日以前は南松浦郡有川町

(エ) 保健事業費対象額を過大に算定しているもの

保健事業費多額特別交付金は、保健事業費対象額が保健事業費基準額を超える場合に交付するものである。

そして、この交付額は、保健事業費対象額から保健事業費基準額を控除して得た額の2分の1(15年度以前は4分の1)の額となっている。

北海道ほか6県の9市町村では、保健事業費多額特別交付金の交付申請等に当たり、14年度からは保健事業費支出額から除くこととなった健康診査事業に係る経費を含めるなどしていたため、保健事業費対象額が過大に算定されていた。

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
この事態を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。					
(229)	北海道 室蘭市	14~16	9,951	7,088	保健事業費支出額を過大にしていたもの
(276)	同 美唄市	16	1,570	1,538	同
(277)	山形県 最上郡真室川町	15、16	5,487	4,752	同
(237)	千葉県 匝瑳郡 匠光町 (注3)	14~16	4,162	4,162	同
(278)	和歌山県 日高郡 美山村 (注14)	13~16	9,345	7,288	同
(252)	島根県 浜田市	14、16	2,202	2,202	同
(279)	福岡県 嘉穂郡 穂築町 (注15)	16	5,682	2,928	同
(280)	長崎県 北松浦郡 鹿町町	15	2,849	2,358	同
(281)	同 南松浦郡 新上五島町 (注16)	16	1,826	1,624	同
(エ)の計			43,074	33,940	

(注14) 平成17年5月1日以降は日高郡日高川町  
(注15) 平成18年3月27日以降は嘉麻市  
(注16) 平成16年7月31日以前は南松浦郡奈良尾町

(オ) モデル事業に係る費用を過大に算定しているもの

地域モデル事業特別交付金は、開業医が中心となって健康相談、健康教育等を実施したり、健康管理に必要な情報を共有するシステムを構築したりなどして、地域における包括的な保健・医療の推進体制を構築するモデル事業(以下「地域モデル事業」という。)を実施し、その分析・評価を行った場合に交付するものである。

そして、この交付額は、現に要した費用(以下「対象経費」という。)の2分の1などとなっている。

長野県茅野市では、地域モデル事業特別交付金の交付申請等に当たり、健康相談を計画の一部しか実施していないのに、計画どおり実施したとして未実施の健康相談に係る費用を含めていたため、地域モデル事業の対象経費が過大に算定されていた。

(282)	長野県 茅野市	15~17	41,922	10,706	対象経費を過大にしていたもの
ア、イの合計			31,121,228	219,428	

不正行為

(283) 職員の不正行為による損害が生じたもの  
 (284)

会計名及び科目	厚生保険特別会計(健康勘定) (款) 保険収入 (項) 保険料収入 (年金勘定) (款) 保険収入 (項) 保険料収入 (業務勘定) (款) 児童手当収入 (項) 児童手当収入  国立高度専門医療センター特別会計 (項) 医療技術開発等研究費  〔平成15年度は、 国立病院特別会計(病院勘定) (項) 医療技術開発等研究費〕
部局等の名称	浜松東社会保険事務所、国立がんセンター東病院
不正行為期間	平成15年8月～17年12月
損害金の種類	健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拋出金、支出金
損害額	12,232,172円

浜松東社会保険事務所ほか1部局において、関係職員の不正行為による損害が生じたものが、次のとおり2件12,232,172円(いずれも全額補てん済み)ある。

部局等の名称	不正行為期間 年月	損害額 円
(283) 浜松東社会保険事務所	16.8から 17.3まで	3,983,005

本件は、上記の部局において、徴収課長が、収入官吏として厚生年金保険料等の収納事務に従事中、滞納事業主から直接現金で受領した同保険料等計3,983,005円を国庫に払い込まずに領得したものである。

なお、本件損害額については、平成17年6月に全額が同人から返納されている。

(284) 国立がんセンター東病院	15.8から 17.12まで	8,249,167
-------------------	-------------------	-----------

本件は、上記の部局において、同センター運営局会計第二課会計班長が、支出負担行為担当官等の補助者として消耗品の購入に関する事務に従事中、販売業者に作成させた架空の請求書等に基づき虚偽の支出関係書類を作成し、上記販売業者の銀行口座に支出金を振り込ませた上、その一部を領得するなどして、計8,249,167円の損害を国に与えたものである。

なお、本件損害額については、平成18年6月に全額が同人から返納されている。

(283)(284)の計	2件	12,232,172
--------------	----	------------

意見を表示し又は処置を要求した事項

**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された国有の物品の時価評価額の算定が適切なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの**

会計名	厚生保険特別会計 国民年金特別会計
部局等の名称	社会保険庁
国有の物品の時価評価額の算定の概要	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された国有の物品の時価評価額を減価償却の計算を行うなどして算定するもの
国有の物品に係る政府出資金の額	14億9818万余円
過小となっている時価評価額	1億3416万円

**【是正改善の処置要求の全文】**

**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された物品の時価評価額の算定について**

(平成18年10月30日付け 社会保険庁長官あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を要求する。

記

**1 出資された物品の概要**

**(1) 年金・健康保険福祉施設の概要**

貴庁では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び健康保険法(大正11年法律第70号)に基づき、厚生年金保険、国民年金及び政府管掌健康保険の被保険者、年金受給者等の健康の保持増進、福祉の増進等を目的として、年金の福祉施設及び政府管掌健康保険の保健・福祉施設(以下「年金・健康保険福祉施設」という。)を多数設置し、運営してきた。

これらの年金・健康保険福祉施設については、年金の福祉施設の抜本的な見直しを行うこととした与党年金制度改革協議会の合意等を踏まえ、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等にかんがみ、整理合理化を行うとされたことから、貴庁では、平成17年3月に「年金・健康保険福祉施設(病院を除く)に係る整理合理化計画」を取りまとめた。そして、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)を同年10月に設立して、これに整理合理化の対象となる年金・健康保険福祉施設を出資し、機構成立後5年以内に民間等に譲渡し又は廃止することとした。

**(2) 出資に係る時価評価額等**

機構がその成立時に国から承継する年金・健康保険福祉施設に係る土地、建物その他の財産の価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に出資されたものとするとき、こ



の金額(以下「政府出資金の額」という。)は、機構の成立の日現在における時価を基準として厚生労働大臣が任命した評価委員が評価した価額とするとされている。

そして、この評価委員による評価のため、貴庁では、各地方社会保険事務局に対して通知等を発し、機構が承継する288の年金・健康保険福祉施設ごとに、国有財産又は国有の物品(電話加入権等の無形固定資産を含む。以下「国有物品」という。)の別に時価評価額を算定するよう指示しており、その算定結果に基づき、機構が承継する288施設の時価評価額を計192,180,453,870円と算定している。

このうち、国有物品の時価評価額については、「年金の福祉施設等の国有物品について」(平成16年庁文発第1220009号社会保険庁総務部経理課長・運営部企画課長通知)等の通知により、上記の288施設で供用しているすべての国有物品を対象として、物品管理簿上の取得価格を基に税法上の減価償却を適用して算定することとしており、各地方社会保険事務局では、物品管理簿と現有の国有物品を突合・確認の上、貴庁が表計算ソフトにより作成した「物品減価償却試算表」(以下「試算表」という。)に、対象となる国有物品の品名、取得年月日、単価、数量等のデータを入力して、国有物品ごとに時価評価額を算定することとされている。その際、減価償却については、上記の通知に添付されている耐用年数表において物品の所属分類(「家具、電気機器(ガス機器を含む)及び家庭用品」、「その他有形固定資産」等)ごとに設けられた適用区分の入力コード(以下「区分コード」という。)を試算表に入力することにより、区分コードごとにあらかじめ設定された耐用年数を適用した定額法で、国有物品の取得時点から出資時点までの減価償却が自動的に計算されるようになっており、各地方社会保険事務局は、その減価償却後の価額をそれぞれの国有物品の時価評価額としている。

そして、貴庁では、独立行政法人において、取得価格が50万円未満の資産は原則として資産計上しないとされていることなどから、上記の時価評価額が50万円以上となる国有物品の価額を政府出資金の額に計上することとし、出資された国有物品の時価評価額を計1,498,189,650円と算定している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

機構に出資された国有物品の時価評価額は、政府出資金の額及び機構の資本金の額の基礎となり、ひいては、今後、機構が年金・健康保険福祉施設の譲渡等の業務を行うに当たり、その入札を実施する際の予定価格にも反映されるものであることから適正に算定されることが必要である。

そこで、正確性等の観点から、機構に出資された国有物品の時価評価額が適正に算定されているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

前記288施設の国有物品について、貴庁及び北海道社会保険事務局ほか27社会保険事務局並びに機構(年金・健康保険福祉施設を含む。)を対象として、貴庁においては全国47社会保険事務局分の試算表を精査して、北海道社会保険事務局ほか27社会保険事務局においては試算表と物品管理簿等とを照合するなどして、また、機構においては承継された国有物品を実際に確認するなどして検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、試算表に不適切な部分があったため、国有物品の時価評価額が過小となっていた。

すなわち、貴庁では、国有物品のうち美術品等については、前記通知の耐用年数表において「その他有形固定資産」に分類し、減価償却を行わない資産に該当するものとしていた。そして、北海道社会保険事務局ほか24社会保険事務局<sup>(注2)</sup>では、美術品等の時価評価額を算定するに当たり、試算表に「その他有形固定資産」の区分コードを入力していた。

しかし、試算表には、「その他有形固定資産」の区分コードが入力されたときは、減価償却の計算を行わない計算式とすべきところ、既に耐用年数が経過したものとして減価償却の計算を行う計算式が設定されていたため、美術品等の時価評価額は残存価格である取得価格の10%となり、減価償却の計算を行わない場合と比べて過小となっていた。また、そのうち、時価評価額が50万円未満と算定されたものは政府出資金の額に計上されていなかった。

<事例>

東京社会保険事務局では、管理していた国民年金健康保養センターの国有物品のうち油絵2点(30号・取得価格100万円、40号・取得価格150万円)について、「その他有形固定資産」の区分コードを試算表に入力した。しかし、試算表では、既に耐用年数が経過したものとして減価償却の計算が行われたため、時価評価額は、それぞれ10万円、15万円と算定され、いずれも政府出資金の額に計上されていなかった。

上記について、「その他有形固定資産」に分類された国有物品を減価償却しないこととして修正計算すると、前記の25社会保険事務局における国有物品(88点、取得価格138,485,452円)の時価評価額は、次表のとおり、計134,161,052円過小になっていると認められる。

表 過小と認められる時価評価額

(単位：円)

国有物品1点当たりの取得価格	国有物品の取得価格	貴庁の算定した時価評価額	適切と認められる時価評価額	過小と認められる時価評価額
50万円以上 500万円未満	95,241,452	(注) (9,524,146)	95,241,452	95,241,452
500万円以上	43,244,000	4,324,400	43,244,000	38,919,600
計	138,485,452		計	134,161,052

(注) この金額は1点当たりの金額が50万円未満のため政府出資金の額には含まれていない。

また、貴庁及び青森社会保険事務局ほか10社会保険事務局<sup>(注3)</sup>において、国有物品の時価評価額を算定するに当たり、室内装飾品等として「家具、電気機器(ガス機器を含む)及び家庭用品」の区分コードを試算表に入力していたものの中には、取得価格が高額な絵画、彫刻等が相当数見受けられ、これらの中には、美術品等として、減価償却の計算を行う必要のないものがあると認められる。したがって、室内装飾品等とされた絵画、彫刻等については、美術品等に該当するかどうかを貴庁において確認し、時価評価額について必要な修正を行う必要があると認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、機構に出資された国有物品の時価評価額の算定が適正となっていないた

め、機構に対する政府出資金の額及び機構の財務諸表等における資本金等の額が正しく表示されていない事態は、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、主として、貴庁において試算表を作成して各地方社会保険事務局に送付する際に、十分確認していなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する是正改善の処置

機構に出資された年金・健康保険福祉施設の国有物品の時価評価額は、政府出資金の額及び機構の資本金の額の基礎となり、ひいては、今後、機構が年金・健康保険福祉施設の譲渡等の業務を行っていくに当たり、その入札を実施する際の予定価格に反映されるものであることから適正に算定されることが必要である。

また、貴庁では、機構に対して今後も年金・健康保険福祉施設 15 施設及び厚生年金病院 10 施設の追加出資を予定していることから、国有物品の時価評価額を正しく算定することが求められる。

については、貴庁において、政府出資金の額を適切なものとするため、次のような処置を講ずる要があると認められる。

ア 本院の指摘により判明した時価評価額に係る誤りを修正して適正なものにすること

イ 修正した時価評価額を基に評価委員による再評価を受けるなどして政府出資金の額等を適切なものに改めること、及び、これに基づき修正した政府出資金の額を機構に通知すること

ウ 今後機構に追加出資する年金・健康保険福祉施設等の国有物品の時価評価額の算定に当たり、同様の事態が生じないように、算定方法を改善するとともに美術品等の適切な評価について周知徹底を図ること

(注1) 北海道社会保険事務局ほか 27 社会保険事務局 北海道、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島、沖縄各社会保険事務局

(注2) 北海道社会保険事務局ほか 24 社会保険事務局 北海道、宮城、秋田、山形、茨城、東京、新潟、富山、石川、福井、長野、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、高知、福岡、宮崎各社会保険事務局

(注3) 青森社会保険事務局ほか 10 社会保険事務局 青森、岩手、群馬、埼玉、千葉、静岡、愛知、島根、佐賀、熊本、大分各社会保険事務局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 被保護者の年金受給及び精神保健法に基づく公費負担医療に係る他法他施策の活用を図ることにより、生活保護費負担金の交付が適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費	
部局等の名称	厚生労働本省、北海道ほか 19 都府県	
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)	
補助事業者(事業主体)	道、府 1、県 16、市 98、特別区 4、計 120 事業主体	
国庫負担対象事業	生活保護事業	
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの	
検査対象とした被保護者の数	64,537 人	
上記のうち他法他施策の活用が十分でない被保護者の数	(1) 年金受給	376 人
	(2) 公費負担医療	914 人
	計	1,281 人(重複者 9 人)
上記の被保護者に対する支給済保護費のうち低減できると認められる保護費	(1) 年金受給	3 億 4140 万円(平成 12 年度～18 年度)
	(2) 公費負担医療	1 億 7742 万円(平成 16、17 両年度)
	計	5 億 1883 万円
上記に係る国庫負担金交付額	(1) 年金受給	2 億 5605 万円
	(2) 公費負担医療	4435 万円
	計	3 億 0040 万円

1 事業の概要

(1) 制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。そのため、保護の実施に当たっては、各種の社会保障施策による支援、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が前提となっている。

厚生労働省では、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、保護を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護費の一部(4分の3)について生活保護費負担金(以下「負担金」という。)を交付しており、全国における負担金の交付額は、平成 16 年度で 1 兆 9324 億余円、17 年度で 1 兆 9715 億余円に上っている。

(2) 保護費の支給基準

保護は、厚生労働大臣の定める「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)により、保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として算定される生

活費の額(以下「最低生活費」という。)から被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護費の額を支給することとなっている。

また、保護は、その内容によって、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類に分けられている。このうち医療扶助は、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関等において被保護者が診療を受ける場合の費用等について行われるものである。被保護者が健康保険等の被用者保険の被保険者等でない場合は、診療費の全額が医療扶助の対象として現物給付されることになる。

### (3) 他法他施策

事業主体が保護を実施するに当たっては、前記のとおり、各種の社会保障施策等の活用が前提となっていることから、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知)等により、他の法律又は制度による保障、援助等(以下「他法他施策」という。)を受けることができる者については極力その利用に努めさせることとなっている。

他法他施策については、上記の実施要領等により厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。)など38の法律等について、特にその活用を図ることとなっている。これらの他法他施策のうち、厚生年金保険法等の年金受給及び精神保健法に基づく公費負担医療については次のとおりとなっている。

#### ア 年金受給について

厚生年金については、厚生年金保険の被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者は、65歳以上である場合に老齢厚生年金の受給権者となる。ただし、当分の間の特例として、65歳未満であっても厚生年金保険の被保険者期間を1年以上有する場合には、60歳から特別支給の老齢厚生年金を受給できることになっている。また、国民年金については、保険料納付済期間が25年以上ある者などは65歳以上である場合に老齢基礎年金の受給権者となる。そして、これらの受給権者は、その申請に基づいて社会保険庁の裁定手続を経てこれらの年金を受給できることとなっている。

事業主体では、保護費の算定に当たっては、被保護者の年金受給資格の有無等を関係官署と連携を図るなどして把握し、被保護者が年金を受給した場合には、その額を収入として認定し、最低生活費からこれを控除することとなっている。

#### イ 精神保健法に基づく公費負担医療について

精神保健法第32条によると、統合失調症等の精神障害者が通院により医療を受ける場合、都道府県が、その医療に必要な費用の100分の95に相当する額を負担することができることとなっており、国は都道府県に対してその費用の2分の1を精神保健対策費補助金として交付することとなっている(以下、このように精神障害者に対し公費によって医療に必要な費用を負担する制度を「32条公費負担医療」という。)

事業主体が医療扶助を実施するに当たっては、医療機関等に対して、十分な指導、連絡又は協力依頼を行うこととなっている。そして、被保護者が上記の公費負担の対象となる精神障害者であると思われるときは、直ちに32条公費負担医療の申請手続を行う

よう被保護者を指導することとなっている。また、被保護者が32条公費負担医療の適用を受けた場合には、医療に必要な費用の100分の5に相当する額(自己負担額)を医療扶助として現物給付することになる。

なお、32条公費負担医療については、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行に伴い、18年4月1日より、同法に基づく自立支援医療(精神通院医療)となり、原則1割の自己負担が導入されたが、被保護者については自己負担はなく、全額が自立支援医療費として支給されることとなった。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

16年度における被保護世帯の総数は約99万世帯で、そのうち高齢者世帯の数は約46万世帯と約半数を占めており、この割合は年々増加している。また、医療扶助人員の総数約115万人のうちの統合失調症等の精神疾患による入院外の医療扶助人員は約13万人で、その数も年々増加している。

そこで、他法他施策のうち、高齢者世帯等における年金受給及び32条公費負担医療について、合規性等の観点から、他法他施策の活用が適時、適切に行われているかに着眼し、北海道ほか19都府県の127事業主体の145福祉事務所における被保護者64,537人を抽出し、事業実績報告書等により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、年金受給及び32条公費負担医療について、他法他施策の活用が図られていない事態が次のとおり見受けられた。

#### ア 特別支給の老齢厚生年金等の受給について活用が図られていないもの

上記の被保護者64,537人のうち、60歳以上70歳以下の被保護者で年金を受給していない被保護者8,309人について、厚生年金等の加入状況を検査したところ、北海道ほか19都府県の101事業主体の113福祉事務所における被保護者376人について、特別支給の老齢厚生年金等の受給権を有していたのに、これらの年金の裁定請求手続きが行われず、年金を受給していなかった。

これらについて、被保護者が裁定請求手続きを行って、年金を受給していれば、これらの年金を収入として認定することにより、12年度から18年度までの支給済保護費が3億4140万余円(負担金相当額2億5605万余円)低減することになる。このうち、特別支給の老齢厚生年金に係るものは、北海道ほか19都府県の89事業主体の98福祉事務所における被保護者257人で、低減することとなる支給済保護費は2億5083万余円(負担金相当額1億8812万余円)となっていて、上記の73.4%を占める状況となっていた。

#### <事例>

A市では、被保護者B(平成10年12月保護開始)は年金の受給権を有していないとしていたが、実際には、保護開始前の職歴等から国民年金71月、厚生年金保険265月、計336月(28年)の加入期間があつて、13年11月に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生していた。しかし、事業主体では被保護者Bの年金受給権の有無を十分に調査していなかったため、裁定請求手続きが行われておらず、年金を受給していなかった。被保護者Bが裁定請求手続きを行っていれば313万余円(13年12月分~18年3月分)の年金を受給できたことになる。

したがって、上記の特別支給の老齢厚生年金を収入として認定すれば支給済保護費が313万余円(うち負担金相当額235万余円)低減されることになる。

イ 32条公費負担医療の適用を受けていないなど公費負担医療制度の活用が図られていないもの

前記の被保護者64,537人を検査したところ、北海道ほか19都府県の107事業主体の120福祉事務所における被保護者914人について、32条公費負担医療の対象となり得るのに、その適用を受けていなかったり、保護開始後又は診療開始後速やかに適用申請が行われなかったりしていた。

上記の被保護者914人について、32条公費負担医療を適切に活用したとすれば、16、17両年度の支給済保護費が1億7742万余円低減され、32条公費負担医療の適用に伴って国から交付されることになる精神保健対策費補助金相当額を考慮しても、国庫負担相当額が4435万余円低減されることになる。

#### <事例>

C市において、被保護者D(平成6年3月保護開始)が保護開始前の5年12月に統合失調症に罹患し、10年9月から通院による治療を受けていたが、事業主体では、医療機関との連携が十分でなかったため、32条公費負担医療の適用申請を行うよう指導しておらず、被保護者Dは、この適用を受けていなかった。そして、16、17両年度の医療扶助による給付額107万余円には、32条公費負担医療の適用を受けると認められる通院精神療法等に係る診療費が93万余円含まれていた。

したがって、被保護者Dが32条公費負担医療の適用を申請し、その適用を受けたとすれば、上記診療費の95%に当たる88万余円の支給済保護費が低減され、国から交付されることとなる精神保健対策費補助金を考慮しても国庫負担相当額が22万余円低減されることになる。

以上のように、年金受給及び32条公費負担医療について、他法他施策の活用が十分に図られていない事態は、生活保護制度の趣旨からみて適切とは認められず、生活保護費負担金の交付が適切なものとなるよう改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 事業主体において、年金受給については、被保護者の年金受給資格、特に特別支給の老齢厚生年金の受給資格についての理解が不足していたなどのため、これに係る調査、確認が十分でなかったこと、また、32条公費負担医療については、被保護者の病状等を的確に把握していなかったこと、その適用の有無について医療機関等との連携が十分でなかったこと、被保護者に対する適用の申請の指導が十分でなかったこと
- イ 厚生労働省において、年金受給及び32条公費負担医療に係る他法他施策の活用について、事業主体に対して具体的な指示等が十分でなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、18年9月に通知を発するなどして、年金受給及び32条公費負担医療に係る他法他施策の活用を図るような処置を講じた。

ア 事業主体が策定する生活保護業務の実施方針に、年金の受給資格等の調査、特に特別支給の老齢厚生年金に係る受給資格の調査には留意する旨を、32条公費負担医療(18年4月以降は障害者自立支援法に基づく自立支援医療(精神通院医療))の適用のために必要な病状把握等の調査を医療機関等と連携して確実にを行う旨を、それぞれ明記するなど改善に向けた取組を行うよう指導した。

また、年金受給及び32条公費負担医療に係る他法他施策についての業務を統一的に実施し、その進ちよく管理を行うため、調査結果を記録する様式を事業主体に示した。

イ 厚生労働省及び都道府県等が実施する指導監査の際に、年金受給及び32条公費負担医療に係る他法他施策の活用状況を重点事項とし、福祉事務所に対して指導を徹底することとした。

(注1) 北海道ほか19都府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、福島、千葉、神奈川県、石川、岐阜、静岡、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、高知、福岡、熊本、大分各県

(注2) 被保護者376人 複数の年金を併給できた者が2人いる。

(2) 厚生労働省において独立行政法人労働者健康福祉機構が受け入れた貸付金の回収金等を速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (款) 独立行政法人納付金 (項) 独立行政法人労働者健康福祉機構納付金 (款) 雑収入 (項) 雑収入
部局等の名称	厚生労働本省
貸付金の回収金等の概要	労働福祉事業団(平成16年4月解散)が労働福祉事業の一環として行っていた貸付業務に係る元利償還金等
貸付金残高	2億6680万円(平成18年6月末現在)
国庫に納付されていない回収金等の額	7805万円(平成18年6月末現在)

1 貸付金の回収金等の概要

厚生労働省では、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対し療養の給付等の保険給付を行うほか、労働者等の福祉の増進を図るため労働福祉事業を行っており、その業務の一部を労働福祉事業団(平成16年4月解散。以下「事業団」という。)に行わせていた。

そして、事業団では、労働福祉事業の一環として業務災害又は通勤災害による重度の障害を有する者に対する各種の資金の貸付けを行っていた。この貸付けは、労働保険特別会計からの交付金及び貸付金の元利償還金等を原資として、貸付日から2箇月の据置期間経過後15年以内に元利均等額を月賦により償還するなどの貸付条件により行われていた。しかし、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)への移行に伴い、事業団が行っ



ていた貸付業務は、他の独立行政法人に移管されるものを除き、15年度をもって廃止することとされ、機構は、事業団が行っていた在宅介護住宅資金貸付金、社会復帰資金貸付金及び自動車購入資金貸付金(以下、これらの貸付金を「援護関係貸付金」という。)の貸付けに係る債権管理及び回収業務を行うこととされた。

この援護関係貸付金の貸付件数及び残高は、機構設立時の16年4月1日現在でそれぞれ計231件、3億3189万余円、18年6月末現在で計187件、2億6680万余円となっている。

そして、援護関係貸付金に係る元利償還金等(以下「回収金等」という。)については、「労働福祉事業団業務方法書に基づき貸し付けた貸付金の取扱について」(平成16年基労発第0401001号厚生労働省労災補償部長通達)により、機構から国庫に納付することとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構が受け入れた回収金等について、経済性・効率性等の観点から、その国庫納付が適時適切に行われているかに着眼し、決算関係書類等により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構が回収業務を始めてから現在までに受け入れた回収金等の額は、16事業年度3631万余円、17事業年度3196万余円、18事業年度976万余円(18年6月末現在)、計7805万余円となっていた。

そして、機構では、回収金等の全額を他の資金と区分して専用の銀行預金口座で管理するとともに、国庫納付を予定して各事業年度末において回収金等に相当する額を預り金勘定に計上していた。

しかし、厚生労働省では、回収金等を国庫に納付させることとしていたものの、国庫納付の時期については特に指示していなかった。このため、機構において回収金等を国庫に納付することが困難な事情は認められないのに、回収金等が国庫に納付されない事態が継続していた。

したがって、今後も回収金等の受入れが見込まれるのに、これらの資金が早期に国庫に納付されない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、回収金等については速やかに国庫に収納する必要があるとの認識が十分でなかったため、機構に対し、回収金等を国庫に納付すべき時期について適切な指示を行っていなかったことによると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、18年8月に機構に対し通達を発し、16、17両事業年度に機構が受け入れた回収金等については、同年9月に国庫に歳入として収納し、また、18事業年度以降の各事業年度における回収金等については、翌年度の4月末までに回収金等の額を報告させるとともに、速やかに国庫に納付させることとする処置を講じた。

(3) 港湾 EDI システムの稼働に必要な設備の提供等のサービスを受けるための費用の積算に当たり、専門業者が提供するサービスの内容、料金等を十分把握するなどして適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)検査所 (項)検査所
部局等の名称	厚生労働本省
契約名	港湾 EDI システムの管理・運營業務
契約の概要	国土交通省、海上保安庁及び厚生労働省の三省庁が合同で運用を行う港湾諸手続を電子申請するためのシステムに係る管理・運営を行わせるもの
契約の相手方	財団法人港湾空間高度化環境研究センター
契約	平成 16 年 4 月、17 年 4 月 随意契約
設備提供費の積算額	5040 万円(平成 16、17 両年度)
低減できた設備提供費の積算額	2100 万円(平成 16、17 両年度)
上記のうち、厚生労働省に係る額	258 万円

(372 ページの国土交通省の項に掲記)

平成 16 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

(1) データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額について

(平成 16 年度決算検査報告 243 ページ参照)

1 本院が要求した是正改善の処置

(検査結果の概要)

社会保険庁では、社会保険業務センターに設置されたホストコンピュータ等と各社会保険事務所等に設置された専用端末機を専用の通信回線で接続した社会保険オンラインシステムの運用に当たり、データ通信サービス契約を締結している。

データ通信サービス契約は、同庁が、ハードウェア、ソフトウェア等の各種システムサービスを利用し、その対価として使用料を毎月支払うものであり、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける長期継続契約としている。

データ通信サービス契約に係る使用料のうち、ソフトウェア使用料の毎月の支払額(月額使用料)は、ソフトウェアの開発に係る人件費などの費用(以下「ソフトウェア開発費」という。)に減価償却費率、利子相当額率等から構成されている年経費率を乗ずるなどして算出されている。この年経費率は、契約相手方と協議の上、使用料算定の基礎となる基本的な事項(以下「基本的事項」という。)として毎年度決定されており、このうち、利子相当額率については、ソフトウェア開発費を 10 年間の分割払で支払うことに伴って生じる利子負担に相当

する額を算出するためのものとして設定され、長期プライムレートの直近2年分の加重平均値(以下「長期プライムレート平均値」という。)が用いられている。

そこで、ソフトウェア使用料における利子相当額が適正に算出されているかについて検査したところ、同庁では、ソフトウェア使用料の算出に当たって、その月額使用料を一定額とするため、月額使用料における元金と利子がそれぞれ一定の額になるアドオン方式を採用しているにもかかわらず、借入利率を一定の算式により変換して算出した率(以下「アドオン率」という。)を用いることなく、長期プライムレート平均値をそのまま利子相当額率として用いて、本来負担すべき額を超える利子相当額が算出されている事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、同庁においてソフトウェア使用料を算出するに当たり、利子相当額の計算方法についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

#### (検査結果により要求した是正改善の処置)

社会保険庁において、基本的事項として決定される年経費率のうちの利子相当額率の協議に当たっては、借入利率として適切な率を設定した上で、アドオン方式による場合の利子相当額率を適切に設定するなどして、ソフトウェア使用料における利子相当額を適正に算出するよう、社会保険庁長官に対し平成17年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

### 2 当局が講じた是正改善の処置

社会保険庁では、本院指摘の趣旨に沿い、18年3月に契約相手方と合意書を交わして、17年10月以降新たに使用を開始したソフトウェアの使用料について、アドオン率を用いて利子相当額を算出する処置を講じた。

## (2) 国民健康保険組合の組合員の被保険者資格手続の適正化について

(平成16年度決算検査報告247ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

#### (検査結果の概要)

国民健康保険は、都道府県知事の認可を受けた国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となることができることとなっている。

国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員等となっている。

一方、健康保険法(大正11年法律第70号)により、常時5人以上の従業員を使用する建設、医療等の事業を行う事業所又は法人の事業所に使用される者は健康保険の適用を受けることとなっており、これらの事業所(以下「適用事業所」という。)に常時使用される者は、健康保険の被保険者となることとされている。ただし、適用事業所に使用される者が社会保険事務所等(政府管掌健康保険の保険者)に政府管掌健康保険の適用を受けないこと(以下「適用除外」という。)とする申請を行い、承認を受けた場合には、国民健康保険の被保険者となることができることとされている。

そして、国保組合が行う国民健康保険に対する国庫助成としては、療養給付費補助金がある。その交付額は、原則として、各国保組合の被保険者の療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額等の100分の32に相当する額とすることとなっているが、平成9年9月1日以降国保組合の組合員となった者のうち適用除外の承認を受けた者等に係る同補助金の補助率は、政府管掌健康保険との均衡を図る

観点から、上記の100分の32ではなく、国が政府管掌健康保険に補助する率を勘案した100分の13.7(16年度からは100分の13)とすることとされている。

そこで、国保組合の被保険者のなかに、本来健康保険の被保険者となるべき者で前記の適用除外の承認を受けないまま国保組合の被保険者となっている者はないかなどに着眼して検査したところ、本来健康保険に加入すべき者であるのに、適用除外の承認を受けないまま国保組合に加入していて、これに係る療養給付費補助金を国保組合の一般の被保険者に係る補助率(100分の32)により算定している事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、主として次のことによると認められた。

- ア 都道府県、国保組合及び事業所において、本制度の趣旨を十分に理解していないこと
- イ 被保険者台帳や保険医療機関台帳等により、事業所が適用事業所としての要件を満たしているか否かを確認できるのに、国保組合において、これらの活用が十分でなかったため、事業所の状況を把握していないこと
- ウ 国保組合において、法令に違反した状態にある組合員に適正な手続を執るよう勧奨していないこと、また、勧奨してもこれに応じない組合員に対して、過怠金を課したり、除名したりする手続を執っていないこと
- エ 厚生労働省における都道府県に対する指導及び都道府県における国保組合に対する指導が十分でないこと

(検査結果により要求した改善の処置)

健康保険の適用除外の承認に係る手続が適切に行われるよう、次のとおり、厚生労働大臣に対し17年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

- ア 都道府県、国保組合及び事業所に対して、本制度の周知徹底を図ること
- イ 国保組合に対して、適用事業所としての要件を満たしているか否かの確認については、被保険者台帳や保険医療機関台帳等を活用して事業所の状況を把握するよう指導すること
- ウ 適用事業所としての要件を満たしている事業所の事業主であるのに適用除外の申請をしていない事業主である組合員に対して、各国保組合において法令に則った手続を勧奨するよう指導すること、また、これに従わない場合は、組合の規約に基づいて過怠金を課したり、除名したりする手続を執るよう指導すること

## 2 当局が講じた改善の処置

厚生労働省では、本院指摘の趣旨に沿い、17年12月に都道府県に対して通知を発するなどして、健康保険の適用除外の承認に係る手続が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

- ア 都道府県に対し、本制度の周知を図るとともに、国保組合及び事業所への制度の周知徹底が的確に図られるよう指導した。
- イ 国保組合に対して、被保険者台帳や保険医療機関台帳等により、適用事業所としての要件を満たしているか否かについて定期的な確認を行い、事業所の状況を把握するよう指導した。
- ウ 国保組合に対して、適用事業所としての要件を満たしている事業所の事業主であるのに適用除外の申請をしていない事業主である組合員に、早急に適用除外の承認申請等の法令に則った手続を執ることを勧奨するよう指導した。また、これに従わない場合は、組合の規約に基づき除名等の所要の措置を講ずるよう指導した。

第8 農林水産省

不 当 事 項

予 算 経 理

(285) 水田農業構造改革対策の事務処理に使用するプログラムの開発委託契約に係る会計経理が適正を欠くと認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産振興費
部局等の名称	農林水産本省
契 約 名	(1) 平成16年度水田農業構造改革対策電算処理システム開発委託事業 (2) 平成17年度水田農業構造改革対策電算処理システム開発委託事業
契 約 の 概 要	水田農業構造改革対策の事務処理に使用するプログラムの開発を行うもの
契 約 金 額	(1) 11,957,000 円 (2) 10,698,000 円 計 22,655,000 円
契 約 の 相 手 方	株式会社インテック
契 約	(1) 平成16年5月 随意契約 (2) 平成17年5月 随意契約
支 払	(1) 平成17年4月 (2) 平成18年4月
適正を欠くと認められる契約金額	(1) 11,957,000 円 (2) 10,698,000 円 計 22,655,000 円

1 契約の概要

農林水産省では、米の過剰基調に対応した施策の一環として、その生産調整を円滑に行うため、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的かつ戦略的に展開することなどを目的として、水田農業構造改革対策(以下「構造改革対策」という。)を実施している。この構造改革対策においては、米の生産調整に協力している農業者等に対し助成金を交付していて、助成金の交付及びこれに係る事務処理は、市町村の区域を基本に設置される地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という。)が行うこととされている。

そして、同省は、この事務処理の合理化・省力化に資するため、水田農業構造改革対策電算処理システムのプログラム(以下「プログラム」という。)の開発を随意契約により、株式会社インテック(以下「会社」という。)に委託して行わせている。

この契約では、委託費として、委託費の実支出額と委託費の限度額のいずれか低い額を会社に支払うこととしている。そして、同省では、平成16、17両年度において、会社から提

出された実績報告書等に基づき、委託費の実支出額が両年度の限度額をそれぞれ上回っていたことから、限度額と同額の16年度11,957,000円、17年度10,698,000円、計22,655,000円を会社に支払っている。

また、この契約により取得した著作権は、同省が取得するものとされている。

## 2 検査の結果

契約書、実績報告書等により検査したところ、次のような事態が見受けられた。

### (1) 契約について

農林水産省では、会社との打合せにおいて、プログラムの開発等に約2億円の経費が必要とされ、同省からの委託費だけでは多額の経費が不足することを承知した上で、会社がプログラムを製品化して全国の地域協議会等に販売し、その売上額を委託費の不足額に充当することを認めていた。

しかし、同省が会社との契約により取得したプログラムの著作権は、国の財産である。そして、財政法(昭和22年法律第34号)第9条第1項の規定によれば、国の財産は、法律に基づく場合を除くほかは、これを支払の手段として使用してはならないとされている。これは、国の財産を支払手段として使用すると、歳出予算に計上して支出すべきものを予算を通さずに支払うことになるからである。

したがって、16、17両年度の契約は、必要とされるプログラムの開発等の経費を大幅に下回った額で契約し、その不足額については、国の財産であるプログラムの著作権を無償で使用させて、製品販売の売上を充当することを前提として締結されたもので、これは国の財産を支払手段として使用していることになり、財政法第9条第1項に反して、適切とは認められない。

### (2) 国有財産の管理について

国有財産法(昭和23年法律第73号)の規定によれば、国の負担において国有となった著作権は、国有財産になるとされている。そして、金銭的価値を有することが客観的に明白な著作権は、国有財産として管理すべきものである。

しかし、農林水産省では、この契約により取得したプログラムの著作権は、前記のように、プログラムを製品化して販売することによって金銭的価値が発生するのに、これを国有財産として認識していなかった。そして、会社に対して正規の手続によらずにプログラムを製品化して全国の地域協議会等に販売することを認めていた。

したがって、同省は、16、17両年度の契約に基づき取得したプログラムの著作権を、国有財産として管理する必要があるのに適正に管理しておらず、適切とは認められない。

以上のとおり、16、17両年度の契約(16年度11,957,000円、17年度10,698,000円)に係る会計経理は、財政法等に反して不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、財政法等に則した適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠如していることなどによると認められる。

役 務

(286) 森林資源データの分析・利用に関する調査等に係る委託事業の実施に当たり、他の業務に従事していた日数等を含めて人件費を算出したり、事業に要した実支出額によることなく電子計算機の使用料を算出したりしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)林業振興費
部局等の名称	林野庁
契 約 名	(1) 森林資源モニタリング調査データ地理解析事業(平成 14、15 両年度) (2) 森林資源調査データ解析事業(平成 16、17 両年度)
契 約 の 概 要	森林資源に関するデータの収集、データ解析システムの開発等
契 約 の 相 手 方	社団法人日本森林技術協会(平成 16 年 6 月 10 日以前は社団法人日本林業技術協会)
契 約 時 期 等	(1) 平成 14 年 8 月ほか 随意契約 (2) 平成 16 年 5 月ほか 随意契約
支 払 額	(1) 332,786,000 円(平成 14、15 両年度) (2) 283,989,000 円(平成 16、17 両年度) 計 616,775,000 円
過大になっている支払額	(1) 25,445,247 円(平成 14、15 両年度) (2) 10,718,408 円(平成 16、17 両年度) 計 36,163,655 円

1 委託事業の概要

林野庁では、森林資源に関するデータの収集を行うとともに、森林の動態変化の解析のためのシステムを開発することにより、我が国の森林の基礎的データの充実を図ることなどを目的として、平成 14 年度から 17 年度までの各年度において、森林資源モニタリング調査データ地理解析事業等を社団法人日本森林技術協会(16 年 6 月 10 日以前は「社団法人日本林業技術協会」。以下「協会」という。)に委託して行わせている(以下、委託した事業を「委託事業」という。)

委託事業に係る契約書では、林野庁は、委託事業が終了し、協会から事業の成果を記載した実績報告書の提出を受けたときは、当該事業が契約の内容に適合するものであるかについて検査を行い、適合すると認めたときは、契約で定められた限度額(以下「支払限度額」という。)と人件費、直接経費、諸経費の区別に算出した額の合計額(以下「算出合計額」という。)とのいずれか低い額を委託費の額と確定し、協会に支払うこととされている。そして、人件費については、協会職員の委託事業に従事した日数等が記載された人件費明細書により確認された額、直接経費については、委託事業に要した実支出額、また、諸経費については、人件費に契約締結の際に定めた諸経费率 30%を乗じて算出された額とされている。

林野庁では、14 年度から 17 年度まで、毎年度、協会から支払限度額を超える算出合計額

で事業を実施したとする実績報告書の提出を受け、これに基づき支払限度額を委託費の額と確定しており、その支払額は計 616,775,000 円となっている。

## 2 検査の結果

この委託事業について、実績報告書、会計帳簿等により検査したところ、次のような事態が見受けられた。

### (1) 人件費等について

協会では、協会職員が委託業務に従事した日数を 14 年度から 17 年度までの合計で 7,651 日とし、これに基づいて人件費を計 290,242,256 円、諸経費を計 87,072,675 円と算出していた。

しかし、前記の人件費明細書等を精査したところ、協会職員は委託事業に従事したとしている日に他の業務に従事するなどしており、委託業務に従事した実際の日数は計 7,403 日となっていた。

このため、14 年度から 17 年度までの人件費等を修正計算すると、人件費は計 280,395,654 円となり、前記の算出額との差額計 9,846,602 円が過大となっていた。また、諸経費は計 84,118,694 円となり、前記の算出額との差額計 2,953,981 円が過大となっていた。

### (2) 直接経費について

協会では、委託事業のために使用した協会所有の電子計算機の使用料を直接経費に計上していた。そして、その使用料は、電子計算機の減価償却費に、電算機諸経費、電算機技術料、保守料等を加算した額を基に月額使用料を決定し、これに年間稼働月数を乗ずるなどして、14 年度から 17 年度までの合計で 56,790,000 円となっていた。

しかし、上記のうち電算機諸経費、電算機技術料については、事業に要した実支出額ではなく、減価償却費等に一定率を乗じて算出した額となっていた。

このため、14 年度から 17 年度までの電子計算機の使用料を修正計算すると、計 31,261,800 円となり、前記の算出額との差額計 25,528,200 円が過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、協会において委託事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったことなどから事実と相違する内容の実績報告を行っていたこと、これに対する林野庁の検査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、前記の適正な人件費等及び電子計算機の使用料により算出合計額を修正計算すると、14 年度から 17 年度までの委託事業に係る適正な委託費の額は、次表のとおり、計 580,611,345 円となり、前記の支払額計 616,775,000 円との差額計 36,163,655 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

表

(単位：円)

年度	算出合計額	支払限度額 (委託費支払額)	適正な算出合計額 (適正な委託費の額)	過大な支払額
14	176,392,787	175,899,000	163,214,203	12,684,797
15	157,090,085	156,887,000	144,126,550	12,760,450
16	150,285,803	149,733,000	144,019,000	5,714,000
17	135,171,453	134,256,000	129,251,592	5,004,408
計	618,940,128	616,775,000	580,611,345	36,163,655

(注) 適正な算出合計額が支払限度額を下回っているため、その額が適正な委託費の額となる。



補助金 (287)-(302)

1 補助金の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省では、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

北海道ほか 42 都府県及びその管内の市町村等並びに 62 団体を検査した結果、4 道県、6 都府県管内の 9 町等及び 3 団体計 16 事業主体が実施したトレーサビリティシステム導入促進対策事業、不要漁船・漁具処理対策事業等の 16 事業に係る国庫補助金 598,749,412 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- ① 補助の目的を達していないもの
 

5 事業	不当と認める国庫補助金	169,229,607 円
------	-------------	---------------
- ② 補助の対象とならないもの
 

3 事業	不当と認める国庫補助金	260,224,599 円
------	-------------	---------------
- ③ 工事の設計が適切でないもの
 

3 事業	不当と認める国庫補助金	71,309,749 円
------	-------------	--------------
- ④ 補助対象事業費を過大に精算しているもの
 

1 事業	不当と認める国庫補助金	73,594,957 円
------	-------------	--------------
- ⑤ 委託費の積算が過大となっているもの
 

1 事業	不当と認める国庫補助金	11,359,740 円
------	-------------	--------------
- ⑥ 補助金を過大に受給しているもの
 

1 事業	不当と認める国庫補助金	6,050,000 円
------	-------------	-------------
- ⑦ 補助金の交付額の算定が適切でないもの
 

1 事業	不当と認める国庫補助金	3,520,124 円
------	-------------	-------------
- ⑧ 工事の施工が適切でないもの
 

1 事業	不当と認める国庫補助金	3,460,636 円
------	-------------	-------------

また、これを個別に示すと次のとおりである。

(287) 畑地帯総合農地整備事業の実施に当たり、環境保全型ブロックにより築造した護岸の施工が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)北海道農業生産基盤整備事業費
部局等の名称	農林水産本省
補助の根拠	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)
補助事業者 (事業主体)	北海道

補助事業	畑地帯総合農地整備
補助事業の概要	農道を整備するため、平成16年度に橋りょう工、護岸工等を施工するもの
事業費	44,719,500 円
上記に対する国庫補助金交付額	23,254,140 円
不当と認める事業費	6,655,071 円
不当と認める国庫補助金交付額	3,460,636 円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、北海道が、畑地帯総合農地整備事業の一環として、余市郡赤井川村赤井川地区において農道を整備するため、平成16年度に、橋りょう工、護岸工等を工事費44,719,500円(国庫補助金23,254,140円)で実施したものである。

このうち護岸工(直高2.5m、延長計54m)は、橋りょうの新設に伴い撤去される既存の河川の護岸に代わるものとして、兩岸の橋台前面の周辺に環境保全型ブロック(環境に配慮したコンクリート製の工場製品。以下「ブロック」という。)を5段積み上げ、各ブロックの上下左右をボルト等で相互に結合し、ブロックの中に現地発生材等の中詰材を詰めることにより、植生機能等を持たせた護岸を築造するものである(参考図1参照)。

そして、本件護岸は、この中詰材により所要の重量を確保することとして転倒や滑動等に対する安定計算を行い、安全であるとして、これにより施工していた。

## 2 検査の結果

本件工事について、契約図書等により設計内容を、現地調査等により施工状況をそれぞれ検査したところ、護岸工の施工が、次のとおり適切でなかった。

本件工事の発注に当たり、北海道は、ブロックに複数の種類の工場製品があることから、契約図書では参考図を示すにとどめ、実際に使用するブロックについては、請負業者に製品カタログ等を添付した材料使用承諾願を提出させることとしていた。この手続により実際に使用することとしたブロックは、1個当たり高さ0.5m、長さ1.65m、幅0.75mで、前面にスリットが12孔設けられているものなどであった。そして、上記の製品カタログ等によれば、河川の流水等によりブロックの前面のスリットや上側の露出面(以下、これらを併せて「スリット等」という。)から中詰材が流出しないように、ブロック前面等に粒径の大きな石材を充てんする必要があるとされていた。

しかし、本件護岸工の施工において、請負業者は、契約図書に現地発生材を中詰材とすると記載されていたことから、現地のシルト層から採取した粒径が非常に細かい土砂を中詰材として使用し施工していた。

このため、ブロック内部の中詰材が河川の流水等によってスリット等から流出するものとなっており、現に、18年5月の会計実地検査時点において、既に多数のブロックにおいて中詰材の一部がスリット等から流出しており、この中には、24.5%の中詰材が流出しているブロックも見受けられる状況であった。

そこで、本件護岸工について、ブロックの中詰材が流出した場合における転倒及び滑動に係る安定計算を行うと、次のとおりとなる。

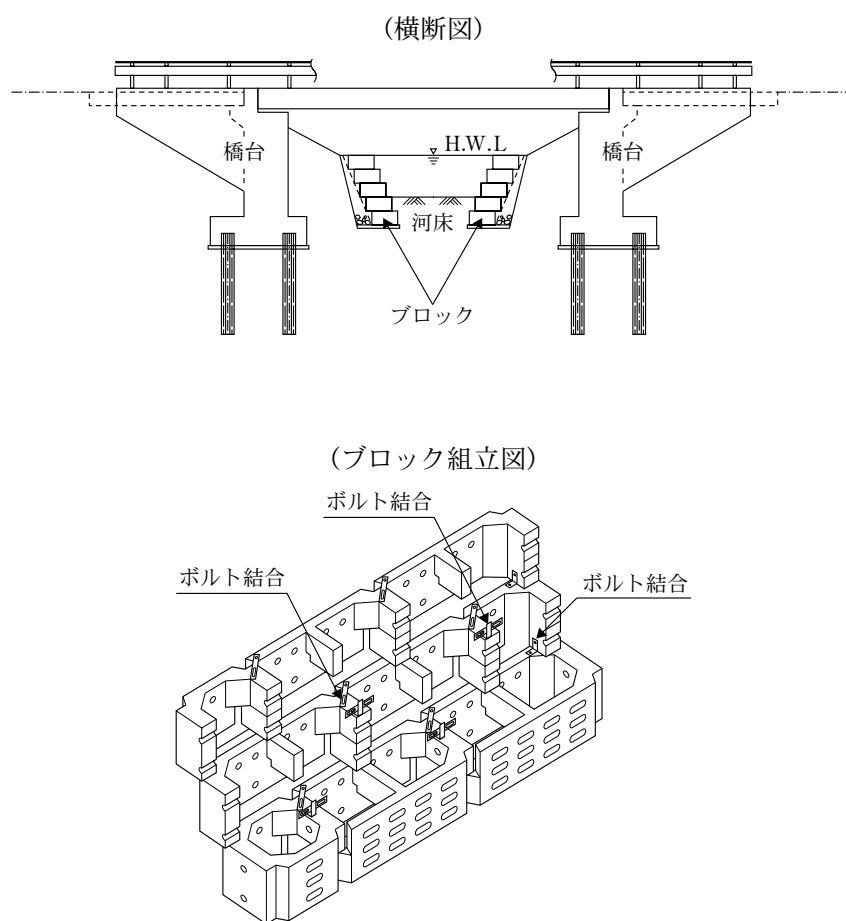
ア 転倒に対する安定については、河川の流水によりブロックに浮力を生ずる場合に、より安定を欠くこととなる。この場合には、全体の28.56%以上の中詰材が流出すると、水平荷重及び鉛直荷重の合力の作用位置が、安全な範囲の上限値0.250mを逸脱することとなる(参考図2の①参照)。また、河川の流水がなくブロックに浮力を生じない場合には、全体の46.27%以上の中詰材が流出すると、上記荷重の合力の作用位置が安全な範囲の上限値0.125mを逸脱することとなる(参考図2の②参照)。

イ 滑動に対する安定については、ブロックに浮力を生じない場合には、全体の60.43%以上の中詰材が流出すると、下から2段目のブロックの安全率が許容値である1.0を下回ることとなる(参考図2の②参照)。

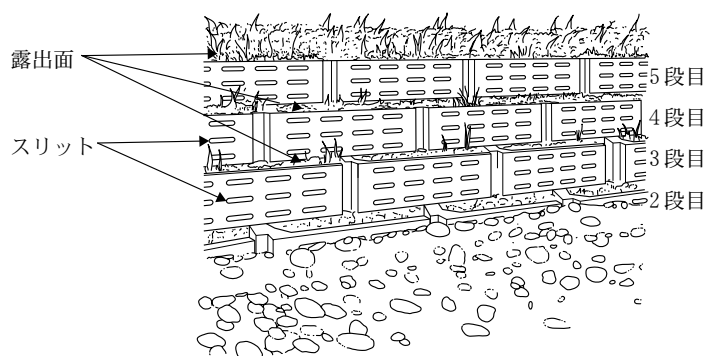
このような事態が生じていたのは、請負業者が製品カタログ中の中詰材の粒径に関する記載内容についての理解が十分でないまま施工していたことにもよるが、これに対する北海道の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件護岸工(工事費相当額6,655,071円)は、施工が適切でなかったため、中詰材の流出の進行に伴って護岸そのものが転倒等するおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額3,460,636円が不当と認められる。

(参 考 図 1)



(ブロック概念図)

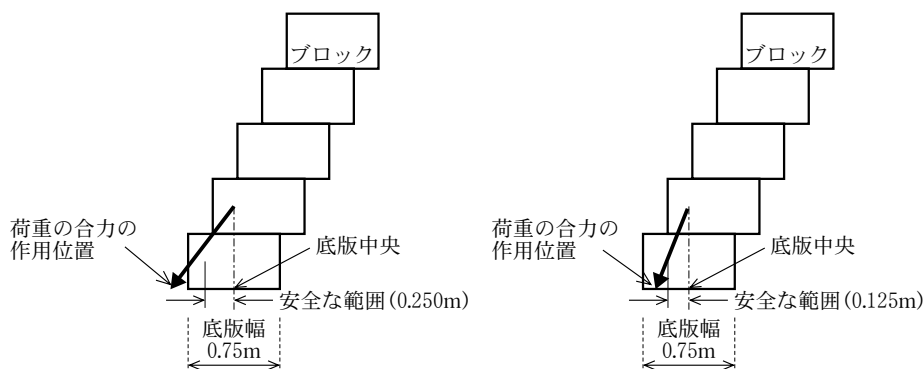


(参考図 2)

① 転倒に対する安定について

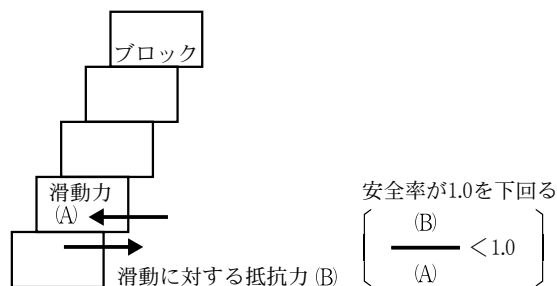
(浮力が生ずる場合)

(浮力が生じない場合)



② 滑動に対する安定について

(浮力が生じない場合)



(288) 国営造成施設県管理費補助事業の実施に当たり、土地改良施設の運転操作を行う操作員の直接人件費の積算を誤ったため、委託契約額が割高となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 農林水産本省 (項) 農地等保全管理事業費
部局等の名称	東北農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)
補助事業者 (事業主体)	秋田県

補助事業	国営造成施設県管理費補助
補助事業の概要	国営土地改良事業によって整備された土地改良施設の管理業務を実施するもの
事業費	559,552,350 円(平成 13 年度～17 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	223,820,940 円
不当と認める事業費	28,399,350 円(平成 13 年度～17 年度)
不当と認める国庫補助金交付額	11,359,740 円(平成 13 年度～17 年度)

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、秋田県が、国営造成施設県管理費補助事業の一環として、国営八郎潟干拓事業によって整備された土地改良施設の管理業務を委託により実施するもので、平成 13 年度から 17 年度における委託契約額は計 559,552,350 円(国庫補助金計 223,820,940 円)となっている。

上記の管理業務は、土地改良施設の基幹施設である南部、北部両排水機場に、主任操作員及び操作員を配置し、排水機等を運転操作することにより、干拓地の排水を行うなどのものである。

そして、主任操作員及び操作員の直接人件費については、毎年度同様の方法で積算しており、このうち操作員の直接人件費の積算については、17 年度委託契約(委託契約額 112,862,400 円)を例にとると、次のとおりとなっていた。

南部、北部両排水機場に、操作員をそれぞれ 2 人年間 365 日配置することとし、所要人日数を 1,460 人日(2 施設×2 人×365 日)と算定していた。そして、この 1,460 人日に操作員の 1 日当たりの労務単価 19,700 円を乗じた 28,762,000 円に、休日手当 8,928,000 円、特定手当(宿直手当)3,570,000 円、時間外手当等 537,688 円を加算し、直接人件費を計 41,797,688 円と積算していた。このうち休日手当 8,928,000 円は、土日及び祝日等(年間 120 日)における操作員の配置に必要な直接人件費として、延配置時間 3,840 時間(2 施設×2 人×8 時間×120 日)に休日勤務の場合の 1 時間当たりの労務単価 2,325 円を乗じて算定したものである。

## 2 検査の結果

本件委託契約について、契約書、仕様書、積算書等により契約内容、業務の実施状況等を検査したところ、操作員の直接人件費のうち休日手当の積算が次のとおり適切でなかった。

すなわち、17 年度の委託契約における操作員の 1 日当たりの労務単価 19,700 円は、週 2 日及び祝日等の合計日数に相当する日数(120 日)を休日とする勤務条件に基づく所定労働日 1 日当たりの労務単価である。そして、前記のとおり、2 施設にそれぞれ 2 人を 365 日配置することとして 1,460 人日分計 28,762,000 円が計上されている。これは各操作員が勤務条件どおりに休日をとりながら、交替勤務により毎日 2 人が 2 施設にそれぞれ配置されることに対応する経費であることから、休日手当の対象となる休日勤務の配置は生じず、休日手当 8,928,000 円を計上する必要はなかったものである。

このような事態が生じていたのは、同県において、管理業務の委託費の積算に当たり、直

接人件費の積算に対する理解及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、17年度委託契約において、操作員に係る休日手当8,928,000円を計上しないこととして委託費を修正計算すると、積算過小となっていた清掃業務の直接人件費等3,047,000円を考慮するなどしても、諸経費を含めて107,205,000円となり、委託契約額112,862,400円はこれに比べて5,657,400円割高になっている。

そして、13年度から16年度までの委託契約についても同様の事態であり、13年度から17年度までの委託費を修正計算すると計531,153,000円となり、本件委託契約額計559,552,350円はこれに比べて28,399,350円割高になっており、これに係る国庫補助金相当額11,359,740円が不当と認められる。

(289) トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが運用されず、停止していて補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費
部局等の名称	東北農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	山形県
間接補助事業者(事業主体)	山形県豚肉トレーサビリティ協議会
補助事業	トレーサビリティシステム導入促進対策
補助事業の概要	トレーサビリティシステムを構築するため、平成15年度にバーコード認証システム等を導入するもの
事業費	120,960,000円
上記に対する国庫補助金交付額	56,680,000円
不当と認める事業費	120,960,000円
不当と認める国庫補助金交付額	56,680,000円

1 補助事業の概要

この補助事業は、山形県豚肉トレーサビリティ協議会(山形県山形市)が、トレーサビリティシステム<sup>(注)</sup>導入促進対策事業として、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するため、豚肉加工食品の生産から販売までのトレーサビリティシステム(以下「システム」という。)を構築することとし、平成15年度に、これに必要なバーコード認証システム、バーコードラベリングシステムを構成する機器等を事業費120,960,000円(国庫補助金56,680,000円)で導入したものである。

同協議会は、食品会社等5者で構成されており、これら会社の工場等に本件機器等を設置し、山形県産の豚について年間飼育頭数2万頭を対象として、豚肉加工食品の生産履歴・加工流通情報を入力し、これを消費者に提供することとしていた。

## 2 検査の結果

この補助事業について、実績報告書等により本件システムの利用状況等を検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、同協議会では、導入した機器等の一部しか設置しておらず、残りの機器等は倉庫に保管されたままとなっていた。また、生産履歴・加工流通情報の入力については、豚肉加工食品に加工した豚 11 頭相当分について行っていたにすぎず、その後、豚肉加工食品の販売が不振であったことなどから、本件システムの運用を停止し、設置した機器等についても、そのほとんどを撤去していた。

このような事態が生じていたのは、同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、山形県において、本件補助事業の審査、確認及び同協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するため構築した本件システムが運用されずに停止して補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金 56,680,000 円が不当と認められる。

(注) トレーサビリティシステム 食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報とを追跡及び遡及できるようにする仕組み

### (290) トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが運用されず、停止して補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費
部局等の名称	関東農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	東京都
間接補助事業者 (事業主体)	金印グループトレーサビリティ導入委員会
補助事業 補助事業の概要	トレーサビリティシステム導入促進対策 トレーサビリティシステムを構築するため、平成 15 年度にパーソナルコンピュータ等の機器等を導入するもの
事業費	26,366,760 円
上記に対する国庫補助金交付額	8,733,000 円
不当と認める事業費	26,366,760 円
不当と認める国庫補助金交付額	8,733,000 円

### 1 補助事業の概要

この補助事業は、金印グループトレーサビリティ導入委員会(東京都中央区)が、トレーサビリティシステム<sup>(注)</sup>導入促進対策事業として、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するた

め、加工食品の原料生産から製造・卸売までのトレーサビリティシステム(以下「システム」という。)を構築することとし、平成15年度に、これに必要なパーソナルコンピュータ、ソフトウェア等の機器等を事業費26,366,760円(国庫補助金8,733,000円)で導入したものである。

同委員会は、加工食品の製造・卸売等の企業グループ5社、システム開発会社等計9者で構成されており、当該企業グループの製造会社等に本件機器等を設置し、加工食品の原材料調達、製造等の情報を入力し、これを消費者に提供することとしていた。

## 2 検査の結果

この補助事業について、実績報告書等により本件システムの利用状況等を検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、同委員会では、本件システムの導入後、上記の企業グループ内において、本件システムとは別に販売・生産管理システムを16年度中に開発することとしたことから、これと本件システムとを連携させて運用することとし、販売・生産管理システムの開発が完了するまで本件システムの運用の開始時期を延期していた。そして、18年1月の会計実地検査時点においても、販売・生産管理システムの開発の見通しが立っておらず、本件システムは利用の見込みが立たない状況で、その運用は停止されたままとなっていた。

このような事態が生じていたのは、同委員会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、東京都において、本件補助事業の審査、確認及び同委員会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するため構築した本件システムが運用されずに停止して補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金8,733,000円が不当と認められる。

(注) トレーサビリティシステム 食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報とを追跡及び遡及できるようにする仕組み

### (291) トレーサビリティシステム導入促進対策事業で構築したシステムが運用されず、停止して補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費
部局等の名称	関東農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	東京都
間接補助事業者(事業主体)	安心フードネット協議会
補助事業	トレーサビリティシステム導入促進対策
補助事業の概要	トレーサビリティシステムを構築するため、平成15年度にパーソナルコンピュータ等の機器等を導入するもの
事業費	3,937,500円
上記に対する国庫補助金交付額	1,491,000円



不当と認める事業費	3,937,500 円
不当と認める国庫補助金交付額	1,491,000 円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、安心フードネット協議会(東京都千代田区)が、トレーサビリティシステム<sup>(注)</sup>導入促進対策事業として、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するため、米の生産から販売までのトレーサビリティシステム(以下「システム」という。)を構築することとし、平成15年度に、これに必要なパーソナルコンピュータ、ソフトウェア等の機器等を事業費3,937,500円(国庫補助金1,491,000円)で導入したものである。

同協議会は、米の生産者、販売業者、システム開発業者等6者で構成されており、このうち生産者とシステム開発業者に本件機器等を設置し、米の栽培、出荷等の情報を入力し、米を購入する消費者に提供することとしていた。

## 2 検査の結果

この補助事業について、実績報告書等によりシステムの利用状況等を検査したところ、同協議会では、システム導入当初より米の取引価格、輸送費等について構成員相互間で調整がつかなかったことから、消費者へのシステムを利用した米の販売を行えないまま16年度にその運用を停止して、導入した機器等は使用されておらず、また、同協議会の活動も休止していた。

このような事態が生じていたのは、同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、東京都において、本件補助事業の審査、確認及び同協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するため構築したシステムが運用されずに停止して補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金1,491,000円が不当と認められる。

(注) トレーサビリティシステム 食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報とを追跡及び遡及できるようにする仕組み

### (292) 食品産業機能高度化特別対策事業が補助事業年度に実施されておらず、補助の対象とならないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費
部局等の名称	近畿農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	大阪府
間接補助事業者(事業主体)	こつまなんきん普及推進協議会
補助事業	食品産業機能高度化特別対策

補助事業の概要	地域の特性を活かした食品産業の事業展開を促進するため、平成16年度に醸造機器を設置するなどして、伝統野菜を原料とした焼酎を新たに製造するもの
事業費	6,861,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	2,861,000 円
不当と認める事業費	6,861,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	2,861,000 円

### 1 補助事業の概要

この補助事業は、こつまなんきん普及推進協議会(大阪府大阪市)が、食品産業機能高度化特別対策事業として、地域の特性を活かした食品産業の事業展開を促進し、新製品の開発等を行うため、平成16年度に大阪府下の伝統野菜である勝間<sup>こつまなんきん</sup>南瓜を原料とした「なにわの伝統野菜焼酎」を新たに製造するための回転型<sup>こしき</sup>甌等一式(以下、これらを「醸造機器」という。)の設置等を行うものである。

そして、同協議会では、本件事業を事業費6,861,000円で実施したとして、大阪府に実績報告書を提出し、これにより国庫補助金2,861,000円の交付を受けていた。

### 2 検査の結果

この補助事業について、実績報告書等により検査したところ、同協議会では、16年度に醸造機器の設置を行わず、事業を実施していなかったにもかかわらず、16年度に事業を実施し完了したとする虚偽の内容の実績報告書を同府に提出していた。

このような事態が生じていたのは、同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、また、同府において、本件補助事業の完了の確認及び同協議会に対する指導監督が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件補助事業は、補助事業年度の16年度に実施されていなかったことから、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金2,861,000円が不当と認められる。

### (293) 復旧治山事業の実施に当たり、鋼製土留工の設計が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	国有林野事業特別会計(治山勘定) (項)治山事業費
部局等の名称	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者(事業主体)	和歌山県
補助事業	復旧治山
補助事業の概要	荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るため、平成16年度に土留工等を施工するもの
事業費	15,697,500 円

上記に対する国庫補助金交付額	7,848,750 円
不当と認める事業費	13,125,688 円
不当と認める国庫補助金交付額	6,562,844 円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、和歌山県が、復旧治山事業の一環として、東牟婁郡本宮町(平成17年5月1日以降は田辺市)野竹字定夕地内において、荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るため、16年度に土留工2基及び仮設工を工事費15,697,500円(国庫補助金7,848,750円)で実施したものである。

このうち土留工2基(延長計42.2m、高さ1.5m～3.0m)は、山腹斜面に堆積した不安定土砂の滑落を抑止することを目的として、次のように設計し、これにより施工するなどしていた(参考図1参照)。

ア 土留工は、基礎部に不同沈下などの地盤の変形が予想されたため、地盤の変形に対応できるよう、鋼製の枠組みの内部に中詰材として石材等を詰める構造の鋼製土留工とする(参考図2参照)。

イ 鋼製土留工の中詰材については、現地発生の土砂(粘性・礫質土)を使用する。

## 2 検査の結果

本件工事について、設計図書等及び現地の状況を検査したところ、鋼製土留工の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、鋼製土留工の中詰材には通常、玉石や割栗石を使用するが、本件のように土砂を使用する場合には、「鋼製砂防構造物設計便覧」(財団法人砂防・地すべり技術センター鋼製砂防構造物委員会編集)によれば、設計に当たって、吸出し防止材を利用するなどして、中詰材の確実な流出防止対策を講じなければならないとされている。

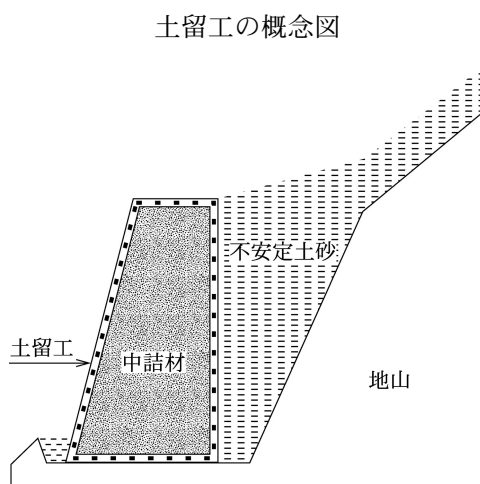
しかし、同県では、本件鋼製土留工について、上記のような流出防止対策を講ずることなく設計し、これにより施工していた。

このため、本件鋼製土留工は、中詰材である土砂が流出することにより内部に空げきが生じ、その目的としている不安定土砂の滑落を抑止する機能が損なわれるおそれがあるものとなっていた。現に18年2月の会計実地検査時において、鋼製土留工2基の前面の数箇所から、雨水等の影響により中詰材が流出している状況であった。

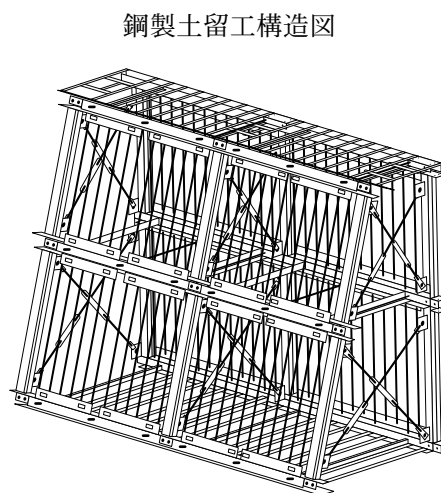
このような事態が生じていたのは、同県において、鋼製土留工の設計に当たり、中詰材の確実な流出防止対策についての検討が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件鋼製土留工等(工事費相当額13,125,688円)は設計が適切でなかったため、その機能が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額6,562,844円が不当と認められる。

(参 考 図 1)



(参 考 図 2)



(294) 漁港施設災害復旧事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、防波堤の波止板の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)漁港施設災害復旧事業費
部局等の名称	岡山県
補助の根拠	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)
補助事業者(事業主体)	岡山県
補助事業	漁港施設災害復旧
補助事業の概要	被災した防波堤を復旧するため、平成16、17両年度にコンクリート製波止板を製作、設置等するもの
事業費	5,557,650円
上記に対する国庫補助金交付額	4,446,120円

不当と認める事業費	3,033,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	2,426,400 円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、岡山県が、漁港施設災害復旧事業の一環として、備前市日生町(平成 17 年 3 月 21 日以前は和気郡日生町)頭島地内において、16 年 8 月の台風により被災した頭島漁港の防波堤を原形に復旧するため、16、17 両年度にコンクリート製波止板の製作、設置等を工事費 5,557,650 円(国庫補助金 4,446,120 円)で実施したものである。

上記の工事は、防波堤の上部工の下側を通過しようとする波浪を止め、防波堤背後の静穏度を確保するために設置された波止板 296 枚のうち、破損したコンクリート製波止板(長さ 2.4m から 3.2m、幅 50cm、厚さ 12cm)17 枚を新たに製作、設置等するものである(参考図参照)。

同県では、本件工事の工事用図面の作成等の業務を設計業者に委託して工事の契約図面を作成していた。

## 2 検査の結果

本件工事について、契約図面等を検査したところ、設置されたコンクリート製波止板の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、同県では、コンクリート製波止板にはあらかじめ工場生産された汎用性のある製品があり、これを使用すれば原形に復旧できると誤認して、波力に対する応力計算を委託業務に含めていなかった。このため、設計業者は、コンクリート製波止板の構造について応力計算を行っていなかった。

また、施工業者は汎用性のある製品がなかったことから、同県の承諾を受け、上記の応力計算がなされないまま設置時等のひび割れ対策のための鉄筋を配置したコンクリート製波止板を製作し、設置していた。

しかし、「漁港・漁場の施設の設計の手引」(水産庁監修)によれば、波止板の設計に当たっては、波浪等による水平力等の外力に対して安定するものでなければならぬとされていることから、本件工事で設置したコンクリート製波止板については波力に対する応力計算を行った上でその構造を決定すべきものであった。

そこで、実際に設置されたコンクリート製波止板について応力計算を行うと、次のとおり、応力計算上安全な範囲を超えている。

ア コンクリートに生ずる曲げ圧縮応力度が<sup>(注1)</sup>20.40N/mm<sup>2</sup>から<sup>(注1)</sup>37.43N/mm<sup>2</sup>となり、許容曲げ圧縮応力度<sup>(注1)</sup>9 N/mm<sup>2</sup>を大幅に上回っている。

イ 鉄筋に生ずる引張応力度が<sup>(注2)</sup>381.87N/mm<sup>2</sup>から<sup>(注2)</sup>700.65N/mm<sup>2</sup>となり、許容引張応力度<sup>(注2)</sup>176N/mm<sup>2</sup>を大幅に上回っている。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件コンクリート製波止板についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

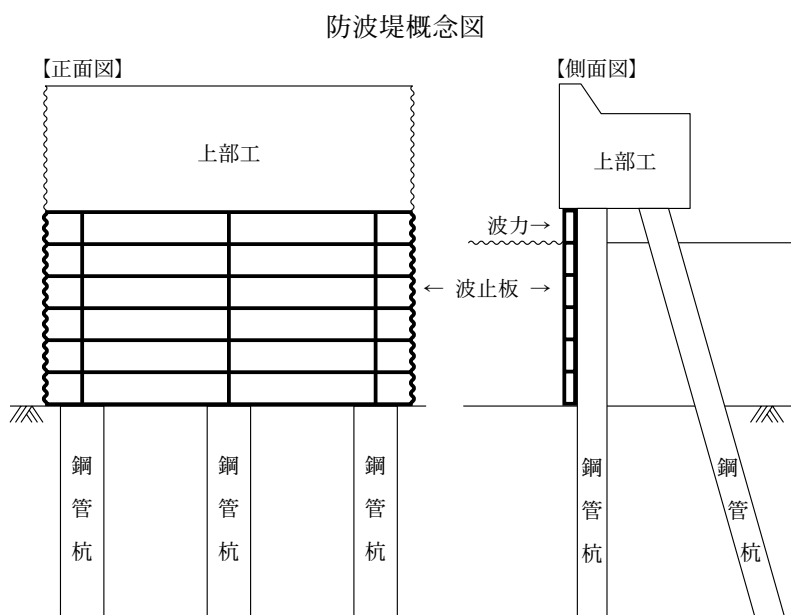
したがって、本件コンクリート製波止板 17 枚(工事費相当額 3,033,000 円)は設計が適切で

なかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 2,426,400 円が不当と認められる。

(注1) 曲げ圧縮応力度・許容曲げ圧縮応力度 「曲げ圧縮応力度」とは、材の外から曲げようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち圧縮側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げ圧縮応力度」という。

(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参 考 図)



(295) 農村総合整備モデル事業の実施に当たり、整備した農道が通行可能な道路に接続していないため、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村整備事業費
部局等の名称	中国四国農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)
補助事業者	広島県
間接補助事業者(事業主体)	広島県佐伯郡湯来町(平成17年4月25日以降は広島市)
補助事業	農村総合整備モデル
補助事業の概要	住民の生活行動と関連する道路網整備の一環として、平成7年度から12年度までの間に農道を整備するもの
事業費	197,760,000円
上記に対する国庫補助金交付額	98,880,000円

不当と認める事業費	197,760,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	98,880,000 円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、広島県佐伯郡湯来町(平成17年4月25日以降は広島市)が、農村総合整備モデル事業の一環として、同町湯来地区において7年度から12年度までの間に事業費計197,760,000円(国庫補助金計98,880,000円)で農道(計画延長620m、幅員4m)を整備したものである。

本件農道は、事業実施計画において、同町における住民の生活行動と関連する道路網整備の一環として、起点が里道に、終点が既設の農道にそれぞれ接続する道路として計画されたものである。上記の里道は、町道に接続しており、その幅員は町道側が約3m、本件農道の起点側が約1mで、この幅員約1mの区間については本件農道の整備に合わせて3mに拡幅する予定とされていた。

そして、同町では、この計画に基づいて、本件農道用地と里道の拡幅用地について、6年度にすべての土地所有者から土地の無償譲渡の同意を得るとともに、本件農道の整備については、7年度に事業に着手し、12年度に計画どおり完了したとしていた。

## 2 検査の結果

本件補助事業について、事業実施計画書、事業実績報告書等及び現地の状況を検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた(参考図参照)。

### (1) 起点側について

同町では、里道の拡幅を予定していた区間に隣接する民有地において、6年度に、別途に実施していた残土処理工事のために土地所有者から土地の無償貸与を受けて幅員3mの仮設道路を築造していたことから、里道の拡幅工事を行わないで、この仮設道路を里道の代替道路として利用することとした。

しかし、この仮設道路は、無償貸与期間の経過等により、10年頃から利用できない状況となった。このため、再び里道の拡幅工事が必要となったのに、同町では、その後、同工事を行っておらず、里道は車両の通行ができないままとなっていた。なお、この里道の一部は、その位置、幅員が確認できなかったり、法面が崩壊したりなどしていた。

### (2) 終点側について

同町では、本件農道のうち起点から440mまでの区間の整備を9年度に終了した。しかし、当初無償譲渡の同意を得ていた残りの区間の農道用地の一部について、同年度に、土地所有者の都合により取得できなくなった。このため、終点を既設の農道から付近の町営グラウンドに変更し、同グラウンドを介して町道に接続することとして、10年度から12年度までの間に、起点から340mの地点から同グラウンドまでの区間(延長202m、幅員4m)の工事を実施した。そして、この状態をもって本件農道の整備工事を終了しているばかりでなく、町営グラウンドの町道に通じる出入口の門扉は通常施錠されていることから、本件農道に一般車両が進入できないものとなっていた。

上記(1)及び(2)の結果、本件農道は、整備が完了したとしていた12年度以降、町営グラウ

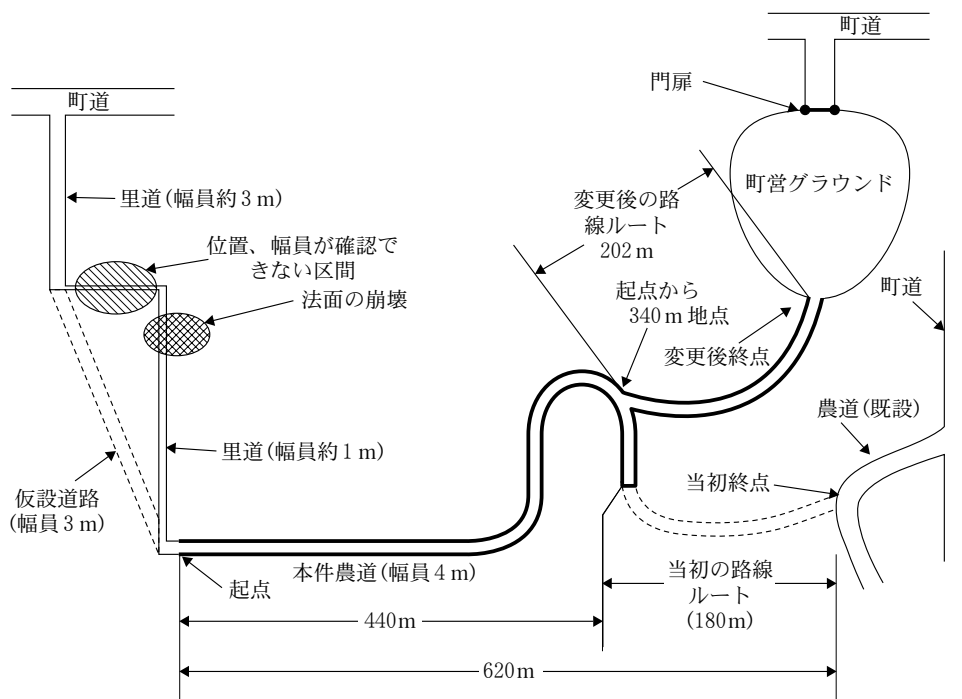
ンドの門扉の鍵を借り受けた耕作者のみが、本来車両が通行する場所ではない同グラウンドを通過して利用しているにすぎない状況となっていた。

このような事態が生じていたのは、同町が、起点側について、仮設道路が利用できなくなったのに、その後里道の拡幅工事を実施しなかったこと、終点側について、土地の無償譲渡の同意を得た時点で速やかに土地を取得すべきであったのにこれを行わなかったり、既設の農道等に接続するための他の方策を採らなかったりしたこと、また、同町に対する広島県の指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業(事業費計 197,760,000 円)は、整備した農道が通行可能な道路に接続していないため、長期間にわたり車両が自由に通行できない状況となっていて、道路網整備という補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金計 98,880,000 円が不当と認められる。

(参 考 図)

農道の概念図



(296) 農地情報管理システム整備事業が補助事業年度に実施されておらず、補助の対象とならないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 農林水産本省 (項) 農業経営対策費
部局等の名称	九州農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	宮崎県
間接補助事業者 (事業主体)	宮崎県南那珂郡北郷町
補助事業	農地情報管理システム整備



補助事業の概要	農業委員会において、農地等の情報を効率的・効果的に管理・活用するため、平成14年度に農地基本台帳のデータなどを電子情報化するもの
事業費	7,964,250円
上記に対する国庫補助金交付額	6,685,000円
不当と認める事業費	7,964,250円
不当と認める国庫補助金交付額	6,685,000円

### 1 補助事業の概要

この補助事業は、宮崎県南那珂郡北郷町が、農地情報管理システム整備事業として、農業委員会において農地等の情報を効率的・効果的に管理・活用するため、平成14年度に農地の所在地、面積、所有者等の情報を管理している農地基本台帳のデータなどを電子情報化するものである。

そして、同町では、本件事業を事業費7,964,250円で実施したとして、宮崎県に実績報告書を提出し、これにより補助金6,685,000円の交付を受けていた。

### 2 検査の結果

この補助事業について、実績報告書等により検査したところ、同町では、14年度に農地基本台帳のデータ入力等を委託する業者の選定を行わず、事業を全く実施していなかったにもかかわらず、14年度に事業を実施し完了したとする虚偽の内容の実績報告書を同県に提出していた。

このような事態が生じていたのは、同町において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、また、同県において、本件補助事業の完了の確認及び同町に対する指導監督が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件補助事業は、補助事業年度の14年度に全く実施されていなかったことから、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金6,685,000円が不当と認められる。

### (297) 農用地利用調整特別事業で整備した農作業受委託支援システムが全く活用されていなかったため、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	農業経営基盤強化措置特別会計 (項)農地保有合理化促進対策費
部局等の名称	九州農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	宮崎県
間接補助事業者(事業主体)	宮崎県児湯郡川南町
補助事業	農用地利用調整特別
補助事業の概要	効率的な農用地の利用調整活動の支援を図るため、平成11年度に地図情報システム、農作業受委託支援システム等を整備するもの

事業費	44,598,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	22,299,000 円
不当と認める事業費	6,891,213 円
不当と認める国庫補助金交付額	3,445,607 円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、宮崎県児湯郡川南町が、農用地利用調整特別事業の一環として、効率的な農用地の利用調整活動の支援を図るため、平成 11 年度に地図情報システム、農作業受委託支援システム(以下「受委託システム」という。)等の整備を事業費 44,598,000 円(国庫補助金 22,299,000 円)で実施したものである。

このうち受委託システムは、農用地一筆ごとの農家の農作業受委託に関する情報を入力し、画面上の地図に表示するものである。そして、同町では、農作業受委託の調整等に資するため、受委託システムを活用することとしていた。

## 2 検査の結果

この補助事業について、実績報告書等により受委託システムの活用状況等を検査したところ、同町では、受委託システムに必要な情報を把握しておらず、情報を全く入力しないまま耐用年数(5年)が経過した後も活用していないままとなっている。

このような事態が生じていたのは、同町において、受委託システムに必要な情報を把握するなどして入力し、農作業受委託の調整等に活用することについての認識が十分でなかったこと、宮崎県において、本件補助事業の審査、確認及び同町に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、農作業受委託の調整等に資するために整備された受委託システム(事業費相当額 6,891,213 円)が全く活用されていなかったため、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 3,445,607 円が不当と認められる。

### (298) 経営体質強化施設整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費
部局等の名称	沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	沖縄県
間接補助事業者	沖縄県宮古郡城辺町(平成 17 年 10 月 1 日以降は宮古島市)
間接補助事業者(事業主体)	有限会社野菜工房すなかわ
補助事業	経営体質強化施設整備
補助事業の概要	農業経営の規模を拡大し経営の安定を図るため、平成 16 年度(15 年度事業を繰越し)に野菜栽培用の温室施設を設置するもの
事業費	190,575,000 円

上記に対する国庫補助金交付額	127,050,000 円
不当と認める事業費	9,075,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	6,050,000 円

## 1 補助事業の概要

### (1) 補助事業の概要

この補助事業は、有限会社野菜工房すなかわ(沖縄県宮古郡城辺町(平成17年10月1日以降は宮古島市))が、経営体質強化施設整備事業の一環として、農業経営の規模を拡大し経営の安定を図るため、16年度(15年度事業を繰越し)に野菜栽培用の温室施設を設置したものである。

同会社では、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費190,575,000円(国庫補助金127,050,000円)で実施している。そして、16年9月に城辺町に実績報告書を提出し、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

### (2) 補助事業における消費税の取扱い

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の施設等を取得することも課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、「農業経営対策事業費補助金等交付要綱」(平成12年12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)等により、実績報告書の提出後に、消費税の申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

## 2 検査の結果

この補助事業について、実績報告書等により検査したところ、同会社は17年5月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額9,075,000円を課税仕入れに係る消費税額として控除し、同年7月に消費税の還付を受けていた。

しかし、同会社では、上記の消費税仕入控除税額9,075,000円のうち本件補助金に係る額6,050,000円を報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、沖縄県及び城辺町において、本件補助事業の消費税の取扱いについての指導及び確認が十分でなかったことによると認められる。

(29) 畜産環境総合整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、発酵施設の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

第3章 第1節 第8 農林水産省

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)沖縄開発事業費
部局等の名称	沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	沖縄県
間接補助事業者(事業主体)	財団法人沖縄県農業開発公社
補助事業	畜産環境総合整備
補助事業の概要	堆肥化施設を整備するため平成 13、14 両年度に混合施設、乾燥施設、発酵施設の建築等を実施するもの
事業費	279,594,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	167,756,400 円
不当と認める事業費	103,867,509 円
不当と認める国庫補助金交付額	62,320,505 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、財団法人沖縄県農業開発公社(以下「公社」という。)が、畜産環境総合整備事業の一環として、沖縄市倉敷地内において、家畜排せつ物を処理し堆肥を製造する堆肥化施設を整備するため、平成 13、14 両年度に、混合施設、乾燥施設、発酵施設各 1 棟の建築及び発酵攪拌機、変電配電設備の設置を工事費 279,594,000 円(国庫補助金 167,756,400 円)で実施したものである。

このうち、発酵施設は、建築面積 2,250.3m<sup>2</sup>、延床面積 3,915.6m<sup>2</sup>の 2 階建構造で、基礎は杭構造、1 階部分は鉄筋コンクリート造のピロティ等、2 階部分は鉄骨造となっており、2 階部分に発酵槽及び発酵攪拌機が設けられている(参考図参照)。

そして、設計図面等によれば、発酵施設の 2 階部分の床、床上に設置された発酵槽、発酵槽内部の家畜排せつ物、発酵攪拌機、鉄骨建屋等の荷重は、発酵施設の 1 階部分ピロティの梁及び柱並びに基礎杭により支持する構造としている。

これらの部材の区分ごとの寸法、本数は次表のとおりである。

表 部材の区分ごとの寸法、本数

部材の区分			寸法	本数
1 階部分 ピロティ	梁	建物の短辺方向の梁 大梁	長さ 12m 又は 12.14m、高さ 60cm、幅 45cm	21
		小梁	長さ 12m 又は 12.14m、高さ 60cm、幅 35cm	42
		建物の長辺方向の梁	長さ 6.5m、高さ 60cm、幅 40cm 又は 45cm	28
	柱	高さ 3.25m、幅 50cm×50cm	28 本	
基礎	基礎杭	直径 35cm、長さ 10m～15m	51 本	

そして、構造計算書において、次のような設計条件を設定するなどして計算を行った結

果、本件発酵施設は構造計算上安全であるとし、これにより施工することとしていた。

#### (1) 家畜排せつ物による積載荷重について

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)では、建築物に作用する荷重及び外力としては、床の自重のように建築物の供用期間を通じてその作用が一定である固定荷重、その作用が一定ではなく変動する可能性がある積載荷重等を採用しなければならないこととなっている。そこで、本件については、発酵槽内部の家畜排せつ物による荷重を、2階部分の床を通じて1階部分ピロティの梁及び柱並びに基礎杭に作用する積載荷重とする。そして、家畜排せつ物の積上げ高さを1.5mとした場合に2階部分の床1㎡あたりに作用する積載荷重は、 $1,000\text{kg}/\text{m}^2$ と計算されるが、家畜排せつ物の処理に伴い、積上げ高さが1.5mより低くなる可能性もあることを考慮し、<sup>(注2)</sup>常時の積載荷重は $500\text{kg}/\text{m}^2$ 、地震時の積載荷重は $300\text{kg}/\text{m}^2$ とする。

#### (2) 使用する主鉄筋の種類について

1階部分ピロティの柱及び梁に使用する主鉄筋(径22mm又は19mm)の種類については、すべて異形棒鋼のSD345とする。

## 2 検査の結果

本件工事について、設計図面、構造計算書等及び施設の現況を検査したところ、発酵施設の設計が次のとおり適切でなかった。

#### (1) 家畜排せつ物による積載荷重について

積載荷重について、施行令では、建築物の各部の積載荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならないこととなっている。そして、本件発酵施設は、24時間連続稼働で使用されるものであり、発酵槽の搬入側の端部に搬入され1.5mの高さに積み上げられた家畜排せつ物が、発酵攪拌機により攪拌されながら徐々に搬出側の端部に移動する間に発酵して堆肥となり、搬出側の端部で発酵槽から落下する仕組みとなっている。このため、発酵施設においては、積上げ高さ1.5mの家畜排せつ物が発酵槽全面にわたって存在する状態が常に継続することとなる。

したがって、常時及び地震時の積載荷重は、本件設計の $500\text{kg}/\text{m}^2$ 、 $300\text{kg}/\text{m}^2$ ではなく、いずれも $1,000\text{kg}/\text{m}^2$ となる。

#### (2) 使用する主鉄筋の種類について

1階部分ピロティの柱及び梁の主鉄筋の種類については、構造計算書においては異形棒鋼のSD345を使用することとして計算していたが、設計図面等においては、誤ってSD345よりも強度の小さいSD295Aとしており、施工もこの設計図面等によってSD295Aを使用していた。

そこで、本件発酵施設について、家畜排せつ物による積載荷重を常時及び地震時のいずれも $1,000\text{kg}/\text{m}^2$ 、主鉄筋の種類は実際に使用されているSD295Aとして、改めて構造計算を行うと、次のとおり、発酵施設の梁及び柱に発生する曲げモーメント並びに基礎杭に作用する鉛直力が構造計算上安全な範囲を大幅に超えている。

- ① 1階部分ピロティの梁91本のうち84本(92%)、また柱28本のうち18本(64%)において、発生する曲げモーメントが許容曲げモーメント<sup>(注3)</sup>を超えており、最大のもので許容曲げモーメントの4.36倍(許容曲げモーメント<sup>(注3)</sup>149.5kN・mに対して652.0kN・m)になっている。

② 基礎杭は51本のうち44本(86%)において、作用する鉛直力が許容鉛直支持力を超えており、最大のものが許容鉛直支持力の2.12倍(許容鉛直支持力480.0kNに対して1,016.8kN)になっている。

現に、18年2月の会計実地検査時点において、発酵施設の1階部分ピロティの梁及び柱には多数のき裂が生じており、短辺方向の梁(大梁)に最大5.05cmのたわみが生じていたり、2階部分の床にも多数のき裂が生じていて家畜排せつ物が床下ににじみ出ていたりしている状況であった。

このような事態が生じていたのは、公社において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと及び公社に対する沖縄県の指導及び監督が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件発酵施設(工事費相当額103,867,509円)は設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額62,320,505円が不当と認められる。

(注1) ピロティ 壁によって囲われず、独立柱が並ぶ吹放ちの空間をいう。

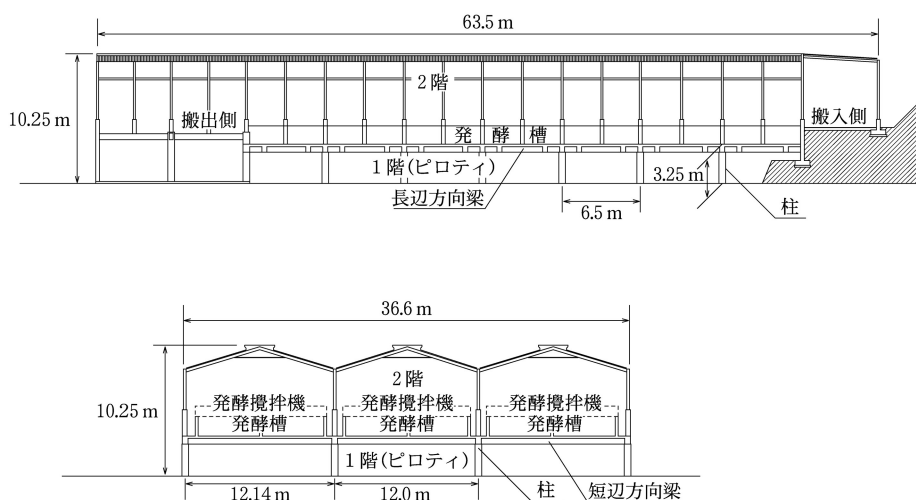
(注2) 常時・地震時 「常時」とは、建築物に作用する荷重及び外力について想定する状態のうち通常の状態をいい、固定荷重及び積載荷重を考慮する。また、「地震時」とは、地震時の状態をいい、固定荷重及び積載荷重に加え、地震力を考慮する。

(注3) 曲げモーメント・許容曲げモーメント 「曲げモーメント」とは、外力が材に作用し、これを曲げようと材に生ずる力をいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げモーメント」という。

(注4) 鉛直力・許容鉛直支持力 「鉛直力」とは、構造物の自重等が基礎杭に対し鉛直方向に働く力をいう。その数値が設計上許される上限を「許容鉛直支持力」という。

(参 考 図)

発酵施設(断面図)



(300) 国際林業協力事業の実施に当たり、事業に要した実支出額によることなく人件費及び電子計算機使用料を算出していたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)林業振興費
部局等の名称	林野庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	社団法人日本森林技術協会(平成16年6月10日以前は社団法人日本林業技術協会)
補助事業	国際林業協力
補助事業の概要	開発途上地域における持続可能な森林経営の推進に資するなどのための必要な調査等を行うもの
事業費	790,977,590円(平成13年度～17年度)
上記に対する国庫補助金	785,261,000円
不当と認める事業費	79,311,547円(平成13年度～17年度)
不当と認める国庫補助金交付額	73,594,957円(平成13年度～17年度)

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、社団法人日本森林技術協会(平成16年6月10日以前は社団法人日本林業技術協会、以下「協会」という。)が、国際林業協力事業の一環として、開発途上地域における持続可能な森林経営の推進に資するなどのため、13年度から17年度までの各年度において、アジア東部地域の森林政策の立案を支援するために必要な調査等を実施したものである。

国際林業協力事業費補助金交付要綱(平成2年2林野計第382号農林水産事務次官依命通達)等(以下「要綱等」という。)によれば、補助事業に要する経費に対する国の補助率は定額とされており、さらに、毎年度、補助事業に要した経費の実支出額と、国庫補助金交付決定額とのいずれか低い額を算出し、補助金の確定額とすることとされている。

協会では、本件補助事業において、補助対象事業費として、技術料、使用料及び賃借料、旅費、諸謝金等の経費を計790,977,590円要したとして林野庁に実績報告書を提出し、これに対して国庫補助金計785,261,000円の交付を受けていた。

## 2 検査の結果

本件補助事業について、実績報告書等により検査したところ、次のとおり適切でないと認められる事態が見受けられた。

### (1) 技術料について

協会では、補助事業に従事した協会職員の人件費を技術料に計上していた。人件費の額については、林野庁等が治山・林道事業に係る調査・測量・設計等を外注する場合の予定価格の積算に用いる技術者基準日額の職種単価を適用し、これに協会職員が補助事業に従事した日数(以下「補助事業従事日数」という。)を乗ずるなどして算出していた。そして、

13年度から17年度までの間の補助事業従事日数を計10,601.5日とし、これに職種単価を乗じて計467,870,442円とする実績報告を行っていた。

しかし、補助事業従事日数について精査したところ、協会職員が補助事業に従事したとしている日に他の業務に従事するなどしており、13年度から17年度までの補助事業に従事した実際の日数は計10,565.5日となっていた。

また、実支出額の算出に当たって、適用する人件費単価は、技術者基準日額によるのではなく、実際に職員に支払われた基本給、諸手当、賞与、社会保険料等事業主負担の合計額を各職員の年間勤務日数で除して算出すべきであった。

このため、13年度から17年度までの人件費を修正計算すると、計432,034,895円となり、前記の実績報告の額との差額計35,835,547円が過大となっていた。

(2) 使用料及び賃借料等について

協会では、補助事業で使用した電子計算機の使用等に係る経費(以下「電算機使用料」という。)を使用料及び賃借料等に計上していた。そして、電算機使用料は、電子計算機の減価償却費に、電算機諸経費、電算機技術料、保守料等を加算した額を基に月額使用料を決定し、これに年間稼働月数を乗ずるなどして、13年度から17年度までの合計で80,688,000円と算出していた。

しかし、上記のうち減価償却費、電算機諸経費、電算機技術料については、事業に要した実支出額とはなっていなかった。すなわち、減価償却費は、協会の会計処理に基づく金額ではなく、償却期間を一律5年とするなど実際とは異なる方法により算出した額となっていた。また、電算機諸経費、電算機技術料は、支出の実績がないのに減価償却費等に一定率を乗じて算出した額を計上していた。

このため、13年度から17年度までの電算機使用料を修正計算すると、計37,212,000円となり、前記の実績報告の額との差額計43,476,000円が過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、協会において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったことなどから事実と相違する内容の実績報告を行っていたこと、これに対する林野庁の審査、確認及び協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業に係る13年度から17年度までの適正な補助対象事業費は、次表のとおり、計711,666,043円となり、前記の補助対象事業費計790,977,590円との差額計79,311,547円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金計73,594,957円が不当と認められる。

表 (単位：円)

年度	補助対象事業費	国庫補助金交付額	適正な補助対象事業費	過大となっていた補助対象事業費	左に係る国庫補助金
13	203,140,263	202,219,000	188,191,857	14,948,406	14,027,143
14	169,378,820	167,838,000	147,648,583	21,730,237	20,189,417
15	150,546,937	149,986,000	132,620,035	17,926,902	17,365,965
16	135,750,967	134,590,000	118,481,988	17,268,979	16,108,012
17	132,160,603	130,628,000	124,723,580	7,437,023	5,904,420
計	790,977,590	785,261,000	711,666,043	79,311,547	73,594,957



(301) 不要漁船・漁具処理対策事業の実施に当たり、事業の要件とされている残存漁業者等の資金負担が行われていないものに対して補助金が交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産業振興費
部局等の名称	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	社団法人大日本水産会
間接補助事業者 (事業主体)	北部太平洋まき網漁業協同組合連合会
補助事業	不要漁船・漁具処理対策
補助事業の概要	資源水準に見合った漁業の体制を構築するため、漁船及び漁具のスクラップ処分等を行った者に対し助成金を交付するもの
事業費 (助成金)	(1) 129,105,900 円 (平成 15 年度)
	(2) 434,920,949 円 (平成 16 年度)
	計 564,026,849 円
上記に対する国 庫補助金交付額	(1) 57,380,400 円
	(2) 193,298,199 円
	計 250,678,599 円
不当と認める事 業費(助成金)	(1) 129,105,900 円 (平成 15 年度)
	(2) 434,920,949 円 (平成 16 年度)
	計 564,026,849 円
不当と認める国 庫補助金交付額	(1) 57,380,400 円 (平成 15 年度)
	(2) 193,298,199 円 (平成 16 年度)
	計 250,678,599 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、資源水準に見合った漁業の体制を構築するため、漁船及び漁具のスクラップ処分等(以下「減船」という。)を行った者に対して助成金の交付を行う事業(不要漁船・漁具処理対策事業。以下「減船事業」という。)で、国は、漁業協同組合連合会等の事業主体に事業資金助成金を交付する社団法人大日本水産会(以下「水産会」という。)に補助金を交付している。

減船事業の実施に当たって、事業主体は、資源回復推進等再編整備事業費補助金交付要綱(平成 14 年 13 水漁第 2926 号農林水産事務次官依命通知)等(以下「要綱等」という。)に基づき、減船を行った者に対する助成金の交付に充てるため、事業資金を造成することとされている。この事業資金の造成割合は、漁業者が営む漁業の許可等の区分に応じ、残存漁業者等の<sup>(注)</sup>拠出金が事業資金の 9 分の 5、水産会の事業資金助成金が事業資金の 9 分の 4 以内などとされている。また、事業主体は、減船対象漁船の概要、助成総額、助成金の交付に充てる事業資金の負担者、負担金額等を記載した事業計画を水産庁に提出し、水産庁は、事業計画の内容が残存漁業者等が事業資金を負担することなどの要件を満たしている場合に当該事業計画を承認することとされている。

このように、減船事業において残存漁業者等が事業資金を負担することが要件とされているのは、減船に伴い、将来、資源回復の利益を受ける残存漁業者等が、減船を行う者の漁船等の資産の滅失額を補償することが前提とされているためである。そして、事業資金を造成する事業主体に対して水産会が交付する事業資金助成金は、残存漁業者等の負担の軽減措置として交付されるものであり、国は、水産会に対し、事業資金助成金の全額を補助している。

事業主体は、水産会から事業資金助成金の交付を受けようとするときは、減船を行った者が作成した助成金の交付申請書を取りまとめて水産会に提出し、水産会は、事業主体に対し事業資金助成金の交付を行っている。

(注) 残存漁業者等 漁業協同組合連合会等が作成する事業計画の対象漁業を営む漁業者のうち当該漁業から撤退する者以外の者、地方公共団体、漁業協同組合連合会等

## 2 検査の結果

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会(以下「連合会」という。)が事業主体となり、減船を行い漁業から撤退した A、B 両会社に係る平成 15、16 両年度の減船事業について、連合会の経理関係書類等により検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

### (1) A 会社に係る減船事業について

連合会は、15 年度の A 会社に係る減船事業の実施に当たり、16 年 3 月、助成金の額を 129,105,900 円(減船による資産の滅失額)とした事業計画を水産庁に提出し、承認を受けていた。そして、同年 6 月に水産会に対し交付申請を行い、事業資金助成金 57,380,400 円(事業資金の 9 分の 4)の交付を受け、これに残存漁業者等に該当する宮城県<sup>まきあみ</sup>旋網漁業協同組合(以下「宮城県旋網漁協」という。)から送金された 71,725,500 円(事業資金の 9 分の 5)を合わせて事業資金 129,105,900 円を造成し、同額を助成金として同年同月に宮城県旋網漁協を通じて A 会社に交付したとしていた。

しかし、宮城県旋網漁協から連合会に送金された 71,725,500 円は、連合会が A 会社から助成金の交付を条件に返済する旨の借用証書を徴した上で、連合会が金融機関から借り入れた資金であり、いったん宮城県旋網漁協に送金したものであった。そして、A 会社は、助成金の交付を受けて、上記の借用証書に基づき 71,725,500 円を連合会に返済し、連合会は金融機関に返済していた。このため、連合会及び宮城県旋網漁協はいずれも事業資金を実質的に負担しておらず、また、その他の残存漁業者等も事業資金を負担していないことから、本件事業は、減船事業の要件を満たしていなかった。

### (2) B 会社に係る減船事業について

連合会は、16 年度の B 会社に係る減船事業の実施に当たり、17 年 2 月、助成金の額を 434,920,949 円(減船による資産の滅失額)とした事業計画を水産庁に提出し、承認を受けていた。そして、同年 5 月に水産会に対し交付申請を行い、事業資金助成金 193,298,199 円(事業資金の 9 分の 4)の交付を受け、これに残存漁業者等に該当する千葉県旋網漁業協同組合(以下「千葉県旋網漁協」という。)から送金された 241,622,750 円(事業資金の 9 分の 5)を合わせて事業資金 434,920,949 円を造成し、同額を助成金として同年 6 月に千葉県旋網漁協を通じて B 会社に交付したとしていた。

しかし、千葉県旋網漁協から連合会に送金された 241,622,750 円は、B 会社が所属して

いた銚子市漁業協同組合(以下「銚子市漁協」という。)がB会社から回収することを前提として千葉県旋網漁協に送金したものであった。そして、B会社は、助成金の交付を受けて、241,622,750円を銚子市漁協に送金していた。このため、連合会、千葉県旋網漁協及び銚子市漁協はいずれも事業資金を実質的に負担しておらず、また、その他の残存漁業者等も事業資金を負担していないことから、本件事業は、減船事業の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、連合会において、事業の適正な実施に対する基本認識が欠けていたこと、水産庁において、事業計画の審査、連合会に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、連合会が実施したA、B両会社に係る減船事業(助成金計564,026,849円)は、事業の要件を満たしておらず、これに係る事業資金助成金15年度57,380,400円、16年度193,298,199円、計250,678,599円(国庫補助金同額)が不当と認められる。

**(302) 水産物安全・安心対策事業及び漁協系統組織・事業改革促進事業の実施に当たり、補助金の額の算定を誤るなどしていたため、補助金が過大に交付されていたり、補助対象事業費の精算が過大となっていたりしているもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産業振興費
部局等の名称	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	全国漁業協同組合連合会
補助事業	(1) 水産物安全・安心対策 (2) 漁協系統組織・事業改革促進(平成15年度は漁業協同組合等特別対策)
補助事業の概要	(1) 消費者に対して水産物の安全・安心消費に関する普及啓発を行うもの (2) 漁業協同組合等の監査体制の強化等を行うもの
事業費	(1) 59,678,327円(平成15年度～17年度) (2) 192,417,193円(平成15、17両年度) 計 252,095,520円
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 40,614,000円 (2) 126,797,319円 計 167,411,319円
不当と認める国庫補助金交付額	(1) 1,499,668円(平成15年度～17年度) (2) 2,020,456円(平成15、17両年度) 計 3,520,124円

**1 補助事業の概要**

これらの補助事業は、全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」という。)が、①平成15年度から17年度に、消費者に安全・安心消費に関する普及啓発を行う水産物安全・安心対策事

業(以下「安全・安心事業」という。)、②15、17両年度に、漁業協同組合等の監査体制の強化等を行う漁協系統組織・事業改革促進事業(15年度は漁業協同組合等特別対策事業。以下「改革促進事業」という。)を実施したものである。

補助金の額は、水産業振興民間団体関係補助金交付要綱(平成10年10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。15、16両年度は水産業振興総合対策事業関係等補助金交付要綱。以下「交付要綱」という。)により、補助対象事業費に補助率(経費区分ごとに定額又は2分の1以内等)を乗じて算定することとされている。

全漁連では、①安全・安心事業については講演会の開催等を事業費59,678,327円、②改革促進事業については漁協監査強化指導等を事業費192,417,193円、計252,095,520円で実施している。そして、全漁連では各年度の事業終了後に、水産庁に実績報告書を提出し、これにより①安全・安心事業に係る補助金40,614,000円、②改革促進事業に係る補助金126,797,319円、計167,411,319円の交付を受けていた。

## 2 検査の結果

これらの補助事業について、実績報告書等により検査したところ、補助金の額の算定が次のとおり適切ではなかった。

- ① 安全・安心事業においては、交付要綱に補助率が2分の1以内と定められている講演会開催費等について、2分の1を上回って補助金の額を算定していた。
- ② 改革促進事業においては、漁協監査強化指導費等について、自らが負担したものではない監査経費を含めて過大に補助対象事業費を精算するなどしていた。

このような事態が生じていたのは、全漁連において、補助金の額の算定方法等に対する理解が十分でなかったこと、水産庁において、全漁連から提出させた実績報告書等の審査に当たり、補助金の額の算定について適切な確認を行っていなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、補助金の額の算定を誤るなどしていたため、補助金が過大に交付されていたり、補助対象事業費の精算が過大となっていたりして、①に係る国庫補助金1,499,668円、②に係る国庫補助金2,020,456円、計3,520,124円が不当と認められる。

### 意見を表示し又は処置を要求した事項

**土地改良負担金総合償還対策事業のために国庫補助金により造成された土地改良負担金対策資金について、資金規模を資金需要に対応したものに改めるよう改善の処置を要求したもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村振興費 (平成2年度は(項)土地改良事業等諸費、3年度から5年度は(項)農業生産基盤整備事業等諸費、6年度から11年度は(項)農業振興費)
部局等の名称	農林水産本省

補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	財団法人全国土地改良資金協会
補助事業の概要	国庫補助金により造成された土地改良負担金対策資金により、土地改良負担金に係る借入金の償還が困難な土地改良区等を対象に、当該借入金の償還に際して一部を借り換えた場合の借換資金に係る利子補給を行うなどのもの
国庫補助金交付額	2000 億円(平成2年度～12年度)
上記の協会における土地改良負担金対策資金残高	1658 億円(平成16年度末)
上記に対する国庫補助金	1658 億円

【改善の処置要求の全文】

土地改良負担金総合償還対策事業における土地改良負担金対策資金の資金規模について

(平成18年7月13日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 土地改良事業の概要と費用負担

土地改良事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的として、農業用排水施設等の新設、管理、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成等の事業等を行うものである。そして、土地改良事業は、その施行を目的として受益農家が土地改良区を設立するとともに、事業の規模、性格に応じて国、都道府県等が事業主体になるなどして実施されている。

土地改良事業に要する費用については、土地改良法等に基づき、国、都道府県、市町村、受益農家等がそれぞれ負担することとされている。そして、受益農家の負担金(以下「土地改良負担金」という。)については、受益農家が組合員となっている土地改良区が、土地改良事業の実施状況に応じて、農林漁業金融公庫等からの借入金により事業主体に支払い、その後、当該借入金について農林漁業金融公庫等への償還を行うなどしている。

(2) 土地改良負担金総合償還対策事業の概要

土地改良事業は、平成2年度以前から、労務費、資材費等の増こう、さらに、工期の長期化に伴う建設利息の増こう等により、事業費が増大しつつあり、農産物の価格の低迷、需給調整の強化、輸入農産物の増加等厳しい農業情勢の下で、土地改良負担金についてその軽減を図ることが課題とされるようになった。

このため、貴省では、土地改良負担金の軽減と計画的償還の一層の推進に資することを目的として、2年度から、国庫補助事業により、土地改良負担金総合償還対策事業(以下「総合償還対策事業」という。)を実施することとし、新たに設立された財団法人全国土地改

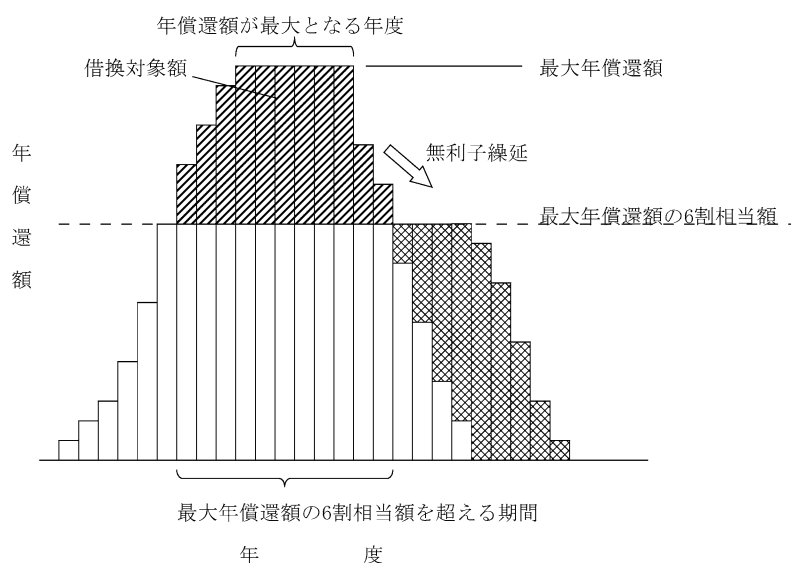
良資金協会(以下「資金協会」という。)を事業主体として、資金協会に土地改良負担金対策資金(以下「対策資金」という。)を造成し、土地改良負担金に係る借入金の償還が困難な土地改良区を対象に、この借入金の償還に際して一部を借り換えた場合の借換資金に係る利子補給を行うなどすることとした。そして、「土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱」(平成2年2構改B第813号農林水産事務次官依命通知)を定めるなどして、2年度以降、総合償還対策事業として、次の5事業を実施してきている。

① 土地改良負担金償還平準化事業(以下「平準化事業」という。)

平準化事業は、土地改良区等が、土地改良負担金に係る借入金の年償還額が最大年償還額の6割相当額を超える期間内において、その超える額について農業協同組合等の融資機関(以下「融資機関」という。)から借換資金を借り入れて当該償還を行い、後年度に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、当該借換資金に係る借入利率が無利子となるよう資金協会が融資機関に対して利子補給を行うものであり、資金協会と都道府県が利子補給金のそれぞれ2分の1の額を負担している(図1参照)。

本事業は2年度から開始され、事業の対象となる地区の認定期間は16年度までとなっている。

図1 平準化事業の概念図



② 土地改良負担金償還円滑化事業(以下「円滑化事業」という。)

円滑化事業は、土地改良区が、土地改良負担金に係る借入金の償還金の一部について融資機関から借換資金を借り入れて償還の円滑化を図る場合に、当該借換資金の利子の一部について資金協会が融資機関に対して利子補給を行うものであり、資金協会と都道府県が利子補給金のそれぞれ2分の1の額を負担している。

本事業は2年度から開始され、資金の借入期間は16年度までとなっている。

③ 特別型国営事業計画償還助成事業(以下「計画償還助成事業」という。)

計画償還助成事業は、特別型国営土地改良事業等に係る土地改良負担金を償還する土地改良区等に対して、償還利率が4%を超える場合に当該超える部分の利子相当額を資金協会が助成するものであり、資金協会が助成金の全額を負担している。

本事業は2年度から開始され、元年3月31日以前に上記の土地改良負担金の支払を開始した地区等が対象となっている。

④ 平成5年度及び平成15年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業(以下「冷災害特別事業」という。)

冷災害特別事業は、平成5年の天災又は15年の天災の被災地域に係る土地改良負担金に係る借入金の償還の円滑化を図るため、被災土地改良区等が5年度又は15年度の償還金を融資機関から借換資金を借り入れて後年に繰り延べした場合に、当該借換資金に係る借入利率が無利子となるよう、資金協会が融資機関に対して利子補給を行うなどのもので、資金協会と都道府県が利子補給金等のそれぞれ2分の1の額を負担している。

本事業は5年度から開始され、上記5年又は15年の冷災害により特別被害地域の指定を受けているものが対象となっている。

⑤ 担い手育成支援事業(以下「育成支援事業」という。)

育成支援事業は、担い手への農用地利用集積に積極的に取り組むなど一定の条件を満たす地区に対して、土地改良負担金に係る借入金の年償還額が最大年償還額の7割相当額を超える期間内において、償還利率が2.0%を超える場合などに当該超える部分の利子相当額を資金協会が助成するもので、資金協会と都道府県が助成金のそれぞれ2分の1の額を負担している。

本事業は7年度から開始され、事業の対象となる地区の認定期間は12年度までとなっている。

これらの事業を実施するため、貴省では、「土地改良負担金総合償還対策事業補助金交付要綱」(平成2年2構改B第814号)を定め、2年度から6年度までの間に一般会計から計1000億円の国庫補助金を資金協会に対して交付している。また、5年12月のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴う新たな国際環境の下で、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な農業経営を営む者等へ農用地の利用集積を進めるなど農用地の効率的利用を促進することが緊急の課題となってきたことなどから、7年度から12年度までの間に一般会計から更に1000億円の国庫補助金を資金協会に対して交付している。

そして、資金協会では、交付された国庫補助金により対策資金を造成し、対策資金の運用によって生ずる果実(以下「運用益」という。)を対策資金に繰り入れるとともに、毎事業年度、事業計画、資金計画及び収支予算を農林水産大臣に提出するなどし、貴省農村振興局長の指導監督の下、47都道府県の土地改良事業団体連合会(以下「都道府県連合会」という。)に事務を委託するなどして総合償還対策事業を実施している。

(3) 16年度における利子補給金交付額等

16年度において対策資金から交付された利子補給金及び助成金並びに対策資金から支出された管理運営等経費の額(以下、これらを「対策資金事業費」という。)は、表1のとおりとなっている。

表1 平成16年度における対策資金事業費

(単位：億円)

利子補給金及び助成金の交付額						管理運営等経費 (B)	対策資金事業費 (A) + (B)
平準化事業	円滑化事業	計画償還助成事業	冷災害特別事業	育成支援事業	計(A)		
8	0	24	0	28	60	4	65

2 本院の検査結果

(検査の着眼点及び方法)

本院では、17年10月に、参議院からの検査要請に基づき、参議院議長に対して、「国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について」を報告したところである。そして、同報告において、検査の対象とした116資金についての今後の具体的な見直しの状況を含めて、この種資金の運営状況について、引き続き検査していくこととしたところである。

本件総合償還対策事業については、2年度の事業開始から15年以上が経過している状況であるが、今後の事業の実施に要する対策資金事業費について上記の報告時点では十分に把握されていなかった。そこで、今回、今後の事業の実施に要する対策資金事業費がどのような状況になっているかなどの点に着眼して、資金協会に対して対策資金の収入支出に係る決算等について検査を行うとともに、都道府県連合会において事業の実施状況等について調査を行うなどの方法で対策資金の現在の資金規模が将来の資金需要に対応したものとなっているかについて検査した。

(検査の結果)

(1) 総合償還対策事業の実施に係る対策資金の収支と16年度末資金残高について

総合償還対策事業の実施に伴う2年度から16年度までの対策資金の収入支出に係る決算額は、次のとおりとなっている。

国は、前記のとおり、2年度から12年度までの間において資金協会に対して計2000億円の国庫補助金を交付しており、その年度別の交付金額は表2のとおりである。

表2 資金協会に対する国庫補助金の交付金額

(単位：億円)

年度	2	3	4	5	6	2~6年度計	7	8	9	10	11	12	7~12年度計	合計
交付金額	150	200	200	200	250	1000	250	250	200	170	82	48	1000	2000

資金協会では、2年度に交付された国庫補助金150億円のうち5000万円については基本財産の造成に充当し、土地改良事業団体から拠出された5000万円を合わせた1億円を基本財産としている。そして、国から交付された国庫補助金2000億円のうち1999億5000万円については、これを対策資金に充当し、対策資金として管理している。

一方、対策資金事業費についてみると、

- ① 利子補給金及び助成金については、資金協会は都道府県連合会を通じて融資機関又は土地改良区等に対して利子補給金又は助成金の交付を行っており、その交付額の合計額は2,709地区(土地改良事業の事業認定地区をいう。以下同じ。)に係る780億余



円(平準化事業 816 地区 101 億余円、円滑化事業 27 地区 2 億余円、計画償還助成事業 57 地区 290 億余円、冷災害特別事業 118 地区 11 億余円、育成支援事業 1,691 地区 374 億余円)、

- ② 管理運営等経費については、都道府県連合会及び道府県に対する事務委託費も含めて、対策資金から支出された管理運営等経費の額は 61 億余円であり、表 3 のとおり計 841 億余円となっている。

表 3 総合償還対策事業に要した対策資金事業費(平成 2～16 年度)

(単位：億円)

利子補給金及び助成金の交付額						管理運営等経費 (B)	対策資金事業費 (A) + (B)
平準化事業	円滑化事業	計画償還助成事業	冷 災 害特別事業	育成支援事業	計(A)		
101	2	290	11	374	780	61	841

また、資金協会は、国債、地方債等により対策資金の運用を行っており、その運用益は 500 億余円に上っている。

以上の結果、16 年度末における対策資金の資金残高は、国庫補助金による収入 1999 億余円と運用益 500 億余円との合計額 2499 億余円から対策資金事業費 841 億余円を控除した 1658 億余円となっている。

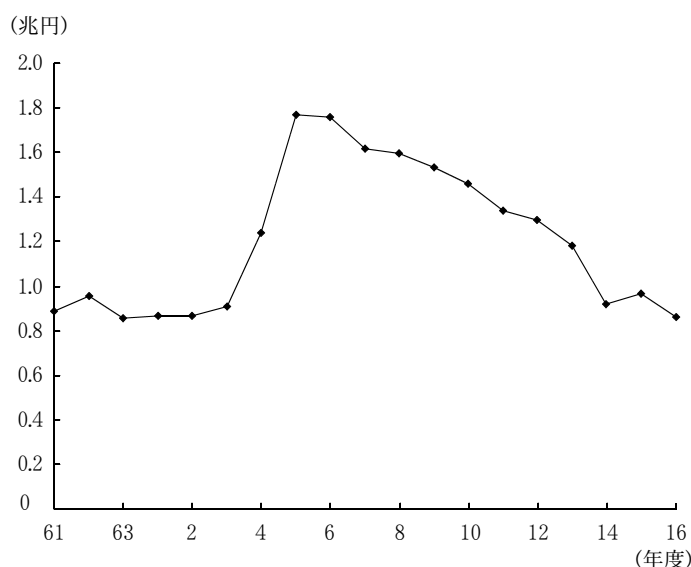
## (2) 土地改良事業とそれを取り巻く状況の変化について

総合償還対策事業の対策資金事業費は、土地改良事業の事業費の増減や土地改良区等における土地改良負担金に係る繰上償還の多寡にその支出額を左右される面がある。そこで、いわゆる公共事業に分類される土地改良事業の事業費が主な内容となっている主要経費別の農業農村整備事業費の決算額の推移と土地改良区等における土地改良負担金に係る繰上償還の状況をみると、それぞれ、以下のとおりとなっている。

### ア 農業農村整備事業費の推移と総合償還対策事業

農業農村整備事業費の決算額の推移をみると、図 2 のとおりであり、総合償還対策事業が開始された 2 年度には 8673 億余円であったものが、5 年度には 1 兆 7671 億余円に増加しており、土地改良負担金も増加傾向にあった。そして、総合償還対策事業においても、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴い 7 年度からは、新たに育成支援事業を開始したり、平準化事業において採択要件を緩和するなどの措置を講じたりするために、国庫補助金 1000 億円の追加交付が開始された。しかし、その前後から農業農村整備事業費の決算額は継続して減少傾向となり、16 年度には 8629 億余円とほぼ 2 年度の水準まで減少している。

図2 農業農村整備事業費の決算額の推移



イ 土地改良区等における土地改良負担金に係る繰上償還の状況

土地改良区等における土地改良負担金に係る繰上償還の状況を、事業認定地区数が多い平準化事業、冷災害特別事業及び育成支援事業の3事業について調査したところ、受益農家による早期支払の意向や金利低下に伴う借入金の借換え等により繰上償還することとして償還計画を変更していたものが、7年度以降、多数見受けられる状況となっていた。そして、この繰上償還を理由とする償還計画の変更件数の推移をみると、2年度から6年度の間においては年度平均29件であったのに対し、7年度から16年度の間においては年度平均374件と大きく増加していた。

(3) 17年度以降の総合償還対策事業の実施に要する対策資金事業費について

前記のとおり、平準化事業は事業の対象となる地区の認定期間が16年度で終了していることなどから、総合償還対策事業の今後の実施については、把握が可能なものとなっている。そこで、17年度以降に資金協会から融資機関又は土地改良区等へ交付されることとなる利子補給金及び助成金並びに対策資金から支出されることとなる管理運営等経費について本院において推計するなどしたところ、次のような状況となっている。

- ① 平準化事業は、対象となる地区の認定期間が16年度で終了しているものの、一部の土地改良区等については、年償還額が最大年償還額の6割相当額を超える期間が残っているものがあり、今後も融資機関から資金を借り入れることが予想される。そして、仮に今後の資金の借入金利を18年1月現在の平準化資金の借入金利(2.65%)と同率として推計すると、17年度以降の利子補給金交付額は741地区に係る93億余円となる。
- ② 円滑化事業は、対象となる資金の借入れが16年度までとされていることから、償還利息が確定している。これにより算定すると、17年度以降の利子補給金交付額は1地区に係る82万余円となる。
- ③ 計画償還助成事業は、17年度以降新たに対象となる事業実施地区は予定されておらず、償還利息も確定している。これにより算定すると、17年度以降の助成金交付額は54地区に係る106億余円となる。
- ④ 冷災害特別事業は、対象となる資金の借入れが5年度及び15年度のみとされてい

る。そして、5年度の資金の借入れについては16年度に利子補給が終了しており、また、15年度の資金の借入れはなかったことから、17年度以降の利子補給金等の交付は現在のところ予定されていない。

- ⑤ 育成支援事業は、対象となる地区の認定期間が12年度までとされていることから、新たに対象となる地区はなく、償還利息も確定している。これにより算定すると、17年度以降の助成金交付額は824地区に係る99億余円となる。
- ⑥ 管理運営等経費は、17年度から総合償還対策事業が終了すると見込まれる53年度までの間について過去の支出実績に基づき推計すると、30億余円となる。

以上のことから、17年度以降の総合償還対策事業の実施に要する対策資金事業費は、表4のとおり330億余円と推計される。

表4 平成17年度以降の総合償還対策事業の実施に要すると推計される対策資金事業費  
(単位：億円)

利子補給金及び助成金の交付額						管理運営等経費 (B)	対策資金事業費 (A) + (B)
平準化事業	円滑化事業	計画償還助成事業	冷災害特別事業	育成支援事業	計(A)		
93	0	106	—	99	300	30	330

(4) 対策資金の資金規模について

前記のとおり、16年度末における対策資金の資金残高は1658億余円であり、17年度以降の総合償還対策事業の実施に要する対策資金事業費は330億余円と推計される。また、平準化事業における17年度以降の利子補給金交付額は今後の資金の借入金利が上昇した場合上記の推計額よりも増加することとなるが、一方で対策資金の運用金利も上昇して運用益も増加することとなることなどから、仮に対策資金の保有規模を相当程度縮小したとしても、今後の金利動向が資金協会の事業の遂行に大きな影響を及ぼすおそれは少ないものと見込まれる。

したがって、対策資金の16年度末資金残高1658億余円は、17年度以降の総合償還対策事業の実施に要する対策資金事業費の推計額が330億余円であることなどを考慮すると、資金需要に対応した資金規模を大きく上回るものとなっており、このまま推移すると、国庫補助金を原資とした対策資金において多額の余裕資金が今後継続して生じることとなる。

(改善を必要とする事態)

資金協会において、現行の規模の対策資金を今後とも保有することにより、対策資金に多額の余裕資金が継続して生じることが想定される事態は、対策資金が国庫補助金を原資としていることを考慮すると適切ではなく改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによる。

(1) 土地改良事業とそれを取り巻く状況の変化

前記のように、総合償還対策事業の初期においては、農業農村整備事業費が増加傾向にあり、また、金利低下が繰上償還に及ぼす影響がまだ顕著ではなく、これらのことを背景として対策資金の資金規模が決定されていた。しかし、その後、農業農村整備事業費が減少傾向に転じるなど、土地改良事業とそれを取り巻く状況が大きく変化しており、このこ

とが、対策資金の資金規模が16年度末において資金需要に対応した資金規模を大きく上回るものとなった要因の一つと史料される。

(2) 資金需要に対応した資金規模の検討不十分

総合償還対策事業は事業実施期間が長期に及ぶことから、その間に土地改良事業とそれを取り巻く状況が大きく変化する可能性があった。しかし、前記の事業実施要綱、事業実施要領及び補助金交付要綱においては、事業の途中における資金需要の見直しに関する規定が設けられていないなど、適時適切な資金規模の検討を行うために必要な体制が十分に整備されていないことなどから、貴省において、資金協会の保有する対策資金が今後の事業の実施に要する対策資金事業費を勘案して資金需要に対応した資金規模のものとなっているかどうかについて十分な検討を行っていなかったことが、発生原因の一つであると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省においては、対策資金の資金規模を資金需要に対応したものに改めるよう、次のような処置を講ずる要があると認められる。

- ア 早急に今後の総合償還対策事業の実施に要する対策資金事業費について推計を行うなどして、資金需要に対応した対策資金の資金規模の把握を行うこと
- イ 不測の冷災害、事業の見直し等に係る資金需要を勘案してもなお多額の余裕資金の発生が想定される場合には、対策資金の資金規模の縮小を図ること
- ウ 事業実施期間が今後も長期に及ぶことから、事業実施要綱等に事業の途中における資金需要の見直しに関する規定を設けることとするなど、適時適切な資金規模の検討を行うために必要な体制の整備を図ること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 中山間地域等直接支払制度の実施に当たり、対象農用地の選定等を適切に行うことなどにより、制度の適切かつ効果的な実施が確保されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村振興費
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局(平成13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁沖縄総合事務局)
補助の根拠	予算補助
補助事業者	北海道ほか16府県
間接補助事業者(事業主体)	市16、町34、村11、計61市町村
中山間地域等直接支払制度の概要	中山間地域等における農業生産の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止し、その多面的機能を確保する観点から、平地地域と中山間地域等との農業生産条件の不利性を直接的に補正するため、中山間地域等において農業生産活動等を行う農業者等に対し交付金を交付するもの

交付の対象とならない農用地等に係る交付金交付額	2億1409万余円(平成12年度～16年度)
上記に対する国庫補助金相当額	1億0415万円

## 1 事業の概要

### (1) 中山間地域等直接支払制度の創設

農林水産省では、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)等を制定し、平成12年度から16年度までの5年間を実施期間として、中山間地域等直接支払制度を創設した。

本制度は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能を確保する観点から、平地地域と中山間地域等との農業生産条件の不利性を直接的に補正するため、中山間地域等の農業者等に対して中山間地域等直接支払交付金(以下「交付金」という。)を交付するものである。交付金の負担割合は、原則として国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされており、12年度から16年度までの交付額は2566億余円(国庫補助金相当額1240億余円)となっている。

そして、本制度は、基本的な枠組み及び要件は従来どおりとしつつ、17年度から21年度までの5年間を実施期間とした新たな対策として引き続き実施されている。

### (2) 交付金の交付要件及び交付額

交付金は、中山間地域等において、農業者等が継続して農用地における耕作、水路、農道等の維持管理等の農業生産活動等を行う場合に、農用地の地目、生産条件の不利性及び面積に応じて交付されるもので、その具体的な要件及び交付額は実施要領等により次のようになっている。

#### ア 制度の対象となる農用地

本制度の対象となる農用地(以下「対象農用地」という。)は、山村振興法(昭和40年法律第64号)等に基づき振興山村地域等に指定されている地域等内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に定める農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。)内に存する1ha以上の面積を有する一団の農用地であって、①勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地(以下「急傾斜農用地」という。)、②勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地(以下「緩傾斜農用地」という。)であって市町村長が特に必要と認めるものなどのいずれかの基準を満たすものとされている。

この場合において、農用地の勾配については、原則として、一つの農用地又は畦畔等を境に隣接している農用地(以下「団地」という。)ごとに判定することなどとされている。

また、対象農用地の面積については、国土調査による地籍図又は土地改良法(昭和24

年法律第195号)に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等(以下「地籍図等」という。)がある場合には、それらに基づく台帳の面積とし、地籍図等がない場合は1/2,500程度以上の縮尺図面等の図測によることなどとされている。

#### イ 交付金の交付対象となる農業者等及び農用地

交付金の交付対象となる者は、対象農用地において農業生産活動等を行う農業者等の間で締結される集落協定、又は対象農用地の所有者等と農業者等との間で締結される個別協定(以下、これらの協定を「集落協定等」という。)に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等とされている。

上記の集落協定等では、対象農用地のうち協定の対象となる農用地(以下「協定農用地」という。)の範囲、農業生産活動等として取り組むべき事項等が定められ、その協定農用地が交付金の交付対象となる。

なお、12年3月31日までに耕作放棄地となった農地(以下「既耕作放棄地」という。)については、16年度までに耕作し得る状態に復旧又は林地化することを条件として、協定農用地に含め交付金の交付対象とすることができることとされている。

#### ウ 交付金の交付額

農業者等への毎年度の交付金の交付額は、協定農用地10a当たり田の急傾斜農用地21,000円、緩傾斜農用地8,000円、畑の急傾斜農用地11,500円、緩傾斜農用地3,500円などとされている。

### (3) 市町村等の事務

本制度の実施に当たり、対象農用地の選定及び面積の測定は市町村において行うことになっている。そして、市町村長は、実施要領等に基づき、対象農用地の範囲、交付金の使用方法等の事項を内容とする基本方針を策定し、都道府県知事の審査、認定を受けるとともに、集落協定等の審査、認定を行うこととされている。

また、市町村は、協定農用地について、毎年度、勾配の基準等に基づく審査を行うとともに、農業生産活動等の実施状況の現地確認を行うこととされている。

そして、集落協定等に違反した場合には、市町村長は交付金の返還等の措置を講ずることとされている。このうち、協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還することとされている。また、協定農用地に含まれる既耕作放棄地の復旧等が行われなかった場合は、既耕作放棄地分については協定認定年度に遡って返還し、その他の協定農用地については、当該年度以降の交付金の交付対象としないこととされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

本制度は、中山間地域等における農業生産条件の不利性を直接的に補正するために農業者等に交付金を交付するものであり、実施要領では、広く国民の理解を得るためには実施に当たって明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保していくことが必要であるなどとされている。そして、本制度は17年度以降も引き続き実施されているところである。

そこで、法規性、有効性等の観点から、本制度がその趣旨を踏まえ実施要領等に基づき適切に実施されているか、農業生産活動等の確保が図られているかなどに着眼して、市町村の基本方針、農業者等の集落協定等及び協定農用地の現況等について検査した。

(検査の対象)

<sup>(注1)</sup>  
 北海道ほか 23 府県 489 市町村が 12 年度から 16 年度までの間に交付した交付金 955 億 1094 万余円(国庫補助金相当額 461 億 5945 万余円)を対象に検査を実施した。

(検査の結果)

<sup>(注2)</sup>  
 検査したところ、北海道ほか 16 府県 61 市町村において適切とは認められない事態(交付金交付額計 2 億 1409 万余円、国庫補助金相当額計 1 億 0415 万余円)が見受けられた。

これらを態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 対象農用地の選定や面積の測定が適切に行われていなかったため、協定農用地の中に交付金の交付対象とならない農用地が含まれていたり、協定農用地の面積が過大になっていたりなどしていたもの

北海道ほか 16 府県	56 市町村	交付金交付額計	1 億 7892 万余円
		国庫補助金相当額計	8801 万余円

- ア 農用地区域外の農用地が協定農用地に含まれていたもの

北海道ほか 5 県	13 市町村	交付金交付額計	3680 万余円
		国庫補助金相当額計	1819 万余円

対象農用地は農用地区域内の農用地とされているのに、市町村が農用地区域外の農用地を対象農用地としていたため、協定農用地の中に交付金の交付対象とならない農用地が含まれていた。

- イ 勾配に係る基準を満たさない農用地が協定農用地に含まれていたり、協定農用地の傾斜区分が実際と異なっていたりしていたもの

北海道ほか 10 府県	23 市町村	交付金交付額計	1 億 2787 万余円
		国庫補助金相当額計	6273 万余円

農用地の勾配は団地ごとに判定することとされているのに、市町村が複数の団地を併せて加重平均して算出した勾配により判定するなどして対象農用地としていたため、急傾斜農用地及び緩傾斜農用地のいずれにも該当しない農用地が協定農用地に含まれていたり、緩傾斜農用地に該当する農用地が急傾斜農用地とされていたりしていた。

- ウ 協定農用地の面積が過大となっていたもの

北海道ほか 8 県	24 市町村	交付金交付額計	1424 万余円
		国庫補助金相当額計	708 万余円

対象農用地の面積は、地籍図等がある場合にはそれらに基づく台帳の面積とすることとされているのに、市町村が地籍図等ではなく縮尺図面等により面積を測定するなどしていたため、協定農用地の面積が過大となっていた。

- (2) 集落協定において取り組むこととされていた農業生産活動等が適切に行われていなかったもの

福島県ほか 2 県	5 町	交付金交付額計	3516 万余円
		国庫補助金相当額計	1614 万余円

- ア 協定農用地の一部について農業生産活動等が行われていなかったもの

鳥取県	3 町	交付金交付額計	2464 万余円
		国庫補助金相当額計	1232 万余円

協定農用地において集落協定の締結後5年間以上継続して農業生産活動等を行うことが交付金の交付要件とされているのに、その一部が5年経過前に宅地にされており、農業生産活動等が行われていなかった。また、これについて町では交付金の返還等の措置を講じていなかった。

- イ 協定農用地に含めていた既耕作放棄地の一部について復旧が行われていなかったもの
- |         |    |           |         |
|---------|----|-----------|---------|
| 福島県ほか1県 | 2町 | 交付金交付額計   | 1052万余円 |
|         |    | 国庫補助金相当額計 | 382万余円  |

集落協定において、既耕作放棄地を16年度までに耕作し得る状態に復旧することとして協定農用地に含めていたのに、その一部が16年度までに復旧されていなかった。また、これについて町では交付金の返還等の措置を講じていなかった。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、集落協定等を締結している農業者等、市町村及び道府県において制度の趣旨に対する理解が十分でないことにもよるが、次のことなどによると認められた。

ア 市町村において、

- (ア) 対象農用地の選定等に当たり、制度の内容の理解が十分でなく、農用地区域内の農用地であることの確認が十分でなかったり、団地の勾配の判定方法や対象農用地の面積の測定方法を誤ったりしていたこと
- (イ) 協定農用地について、勾配の基準等に基づく審査や農業生産活動等の実施状況の現地確認、及び現地確認等に基づく農業者等に対する適切な指導が十分に行われていなかったこと

イ 道府県において、市町村における対象農用地の選定及び面積の測定や、協定農用地に係る審査及び現地確認の実態の把握、並びにこれらに基づく市町村に対する適切な指導が十分に行われていなかったこと

ウ 農林水産省において、道府県及び市町村に対する制度の趣旨及び内容についての周知徹底、道府県及び市町村における制度の実施状況の把握並びに制度の適切な実施に資する情報提供及び指導助言が十分に行われていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記に対する本院の指摘に基づき、農林水産省では、18年9月に各地方農政局等に対して通知を発し、制度が適切に実施されていなかった前記の事態について所要の措置を講ずるとともに、都道府県及び市町村に対し制度の趣旨及び内容について周知徹底を図り、制度の適切かつ効果的な実施を確保するために次のような処置を講じた。

ア 市町村に対し、対象農用地の選定及び面積の測定や協定農用地に係る審査及び現地確認がそれぞれ適切に行われているかについて具体的な調査方法を明記したチェックシートにより実態調査を実施させるとともに、その調査結果を都道府県を経由して地方農政局等に報告させることとした。

イ 都道府県に対し、上記の実態調査により是正が必要と判明した事態について、市町村に是正計画を策定するよう指導を行い、当該是正計画についてその適否を判断の上、地方農政局等に報告させることとした。



(注1) 北海道ほか23府県 北海道、京都府、秋田、山形、福島、茨城、富山、山梨、長野、静岡、三重、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄各県

(注2) 北海道ほか16府県 北海道、京都府、秋田、山形、福島、富山、山梨、長野、三重、兵庫、鳥取、島根、広島、香川、大分、宮崎、沖縄各県

**(2) 農村総合整備事業等の実施に当たり、事業計画を適切に作成するなどして公共施設等の建設のため整備する施設用地の遊休化を防止し、事業効果が発現するよう改善させたもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費 (項)農村整備事業費
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、東海、近畿、中国四国、九州各農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、予算補助
補助事業者	秋田県ほか12県(うち事業主体、茨城県ほか8県)
間接補助事業者(事業主体)	市5、町2、村1、計8事業主体
補助事業	農村総合整備、中山間地域総合整備、ほ場整備、畑地帯総合整備、農地還元資源利活用、山村振興等農林漁業特別対策、中山間地域農村活性化総合整備、農村総合整備モデル、農村基盤総合整備、農村活性化住環境整備、農村振興総合整備
補助事業の概要	農村総合整備事業等において、地域住民の生活環境の改善等を図るため、公共施設等を建設する施設用地の整備を行うもの
事業効果が十分発現していない施設用地	27件
上記に係る事業費相当額	2億3987万余円(平成2年度～16年度)
上記に対する国庫補助金相当額	1億2383万円

**1 事業の概要**

農林水産省では、土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき、農村総合整備事業、中山間地域総合整備事業、ほ場整備事業等(以下、これらの事業を「農村整備事業等」という。)の一環として、地域住民の生活環境の改善等を図るため、農業施設、住宅団地、社会福祉施設、保健医療施設等の公共施設等の建設の用に供する用地(以下、これを「施設用地」という。)の整備を国庫補助事業により多数実施している。

この施設用地の整備は、都道府県、市町村等が事業主体となって土地を整地し、フェンスを設置し、排水路、進入通路、駐車場等を施工するなどして造成するものである。

そして、施設用地を整備するに当たり事業主体では、農村整備事業等ごとにそれぞれ定められた実施要綱等に基づき、事業の円滑な推進を図るため、地域住民等の意向を十分に考慮

し、関係行政機関等と密接な連携を保つなどして、施設用地の整備目的、内容及び事業費や施設用地に建設を予定する公共施設等(以下、この公共施設等を「計画施設」といい、これを建設する者を「建設主体」という。)などについて記載した事業計画を作成することとされている。

この事業計画の作成に当たっては、計画施設は、農村整備事業等の実施に併せて建設されることが確実なもので、建設主体が実施する他の事業等において計画施設の速やかな建設が予定されていることとされている。

そして、事業計画の作成の際、都道府県及び農林水産省は当該事業計画における計画施設が確実に建設されることを確認することとされており、さらに、事業実施の際には、事業主体は、建設主体が計画施設を確実に建設することを検証し、都道府県及び農林水産省は、計画施設が確実に建設されることを確認することとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

施設用地の整備については、長年にわたり多くの農村整備事業等において実施されており、その経費も多額に上っていることから、施設用地の整備に併せて計画施設が建設され、その効果が早期に発現されることが重要である。

そこで、有効性等の観点から、施設用地に事業計画どおり計画施設が建設されているかなどの点に着眼し、施設用地に係る事業計画と現地の状況とを対比するなどして検査した。

### (検査の対象)

北海道ほか<sup>(注2)</sup>23府県管内の248事業主体が平成元年度から17年度までの間に整備した施設用地計756件(用地面積計4,309,086㎡、事業費計184億1564万余円、国庫補助金等計98億2179万余円)を対象として検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、農業用機械格納庫、Uターン者用住宅、特別養護老人ホーム等の計画施設を建設するために整備した施設用地において、当該計画施設の全部又は一部が施設用地整備後1年以上にわたり建設されておらず、施設用地が遊休してその効果が十分に発現していないものが、次表のとおり、秋田県ほか<sup>(注3)</sup>12県において、27件(遊休面積計88,945㎡、これに係る事業費相当額計2億3987万余円、国庫補助金相当額計1億2383万余円)見受けられた。

表 遊休している施設用地

(平成17年度末現在)

遊休期間	件数	遊休面積(㎡)	左に係る事業費相当額 (千円)	左のうち国庫補助金相当額 (千円)
10年以上	9	39,626	83,735	44,466
5年以上10年未満	10	30,833	97,197	49,165
1年以上5年未満	8	18,486	58,945	30,202
計	27	88,945	239,878	123,834

これらの施設用地の中には、10年以上の長期にわたって遊休しているものが9件見受けられた。また、10年未満であっても、計画施設の建設費が計画どおりに確保できなかったり、計画施設の建設が遅れている間に社会・経済情勢等が変化して当初計画していた計画施

設の需要が低くなったりなどして、建設のめどが立たないものも見受けられた。

#### <事例>

A県は、中山間地域総合整備事業の一環として、平成10、11両年度に、県内のB村において、同村が建設を予定している保健福祉センター、特別養護老人ホーム及び診療所のための施設用地19,232㎡を事業費2600万余円(国庫補助金1430万余円)で整備していた。

そして、建設主体である同村は、12年度に当該施設用地に保健福祉センターを建設したが、特別養護老人ホーム及び診療所については、建設費が計画どおりに確保できなかったことから、しばらく建設を見送っており、その後、周辺市町村の同種施設の整備状況も考慮するなどした結果、両施設を建設しないこととした。

このように、事業主体において、事業計画時及び実施時における建設主体の建設資金計画の検証が十分でなかったことなどにより、整備した施設用地の一部(面積7,800㎡、事業費相当額1054万余円、国庫補助金相当額580万余円)が遊休していた。

以上のように、事業主体において、施設用地を整備したにもかかわらず、事業計画で予定していた計画施設が施設用地に建設されていないなどして施設用地が遊休している事態は、農村整備事業等により整備した施設用地の効果が十分に発現しておらず、改善を図る必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、施設用地整備後の社会・経済情勢等の変化にもよるが、次のことなどによると認められた。

- ア 事業主体である県及び市町村において、事業計画の作成に当たり、計画施設は農村整備事業等の実施に併せて建設することが確実なものとされているのに、その検証が十分でなかったこと、また、事業実施時における建設主体に対する計画施設の建設についての検証が十分でなかったこと
- イ 県及び農林水産省において、事業計画時及び事業実施時における計画施設の建設が確実であるとの確認が十分でなかったこと、また、施設用地整備後の利用状況の把握が十分でなく事業主体に対する指導が十分でなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、18年9月、各地方農政局等に対して通知を発し、前記の27件については国庫補助金の返還も含めた是正措置を図るとともに、今後施設用地の整備を適切に実施するよう、次のような処置を講じた。

- ア 都道府県及び市町村等の事業主体は、事業計画時のほか事業実施時にも計画施設が確実に建設されることを十分に検証する。また、都道府県及び農林水産省は、事業計画時及び事業実施時に事業主体と建設主体との調整・連携状況なども含めて計画施設の建設が確実であることの確認を行うとともに、事業計画を適切に作成するなどするよう事業主体に対して指導する。
- イ 事業主体は、計画施設の建設が予定どおり進まなかったり、変更する必要性が生じたりした場合には、速やかに都道府県に報告を行う。これに対して都道府県は指導・助言を行い、その結果を農林水産省に報告する。
- ウ 事業主体は、元年度以降に整備したすべての施設用地及び今後整備する施設用地について、施設用地の利用に関する調書等を作成して都道府県に報告し、都道府県は改善が必要

と認められる場合には事業主体を指導し、改善が困難と認められる場合には国庫補助金の返還も含めた措置等を検討する。

(注1) 農村総合整備事業、中山間地域総合整備事業、ほ場整備事業等 農村総合整備事業、中山間地域総合整備事業、ほ場整備事業、畑地帯総合整備事業、経営体育成基盤整備事業、農地還元資源利活用事業、農地再編関連整備事業、土地改良総合整備事業、地域開発関連総合整備事業、地域開発関連基盤整備事業、新山村振興農林漁業対策事業、山村振興等農林漁業特別対策事業、新山村振興等農林漁業特別対策事業、中山間地域農村活性化総合整備事業、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、集落環境整備事業、農村活性化住環境整備事業、農地環境整備事業、農村振興総合整備事業、集落地域整備事業、田園空間整備事業、集落地域整備統合補助事業、集落基盤整備事業、美しいむらづくり総合整備事業、むらづくり交付金、元気な地域づくり交付金、都市近郊交流基盤整備事業、農村振興都市近郊交流基盤整備事業、都市農業支援総合対策事業

(注2) 北海道ほか23府県 北海道、京都府、秋田、山形、福島、茨城、富山、山梨、長野、静岡、三重、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄各県

(注3) 秋田県ほか12県 秋田、茨城、長野、三重、兵庫、奈良、島根、広島、山口、香川、福岡、佐賀、宮崎各県

(3) ほ場整備事業等により整備された農地が良好な状態で維持・保全され、その有効利用が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費 (項)農村整備事業費 (項)沖縄開発事業費
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局(平成13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁沖縄総合事務局)
補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)
補助事業者(事業主体)	秋田県ほか22府県
補助事業	ほ場整備、土地改良総合整備、干拓地等農地整備、高生産性大区画ほ場整備、担い手育成基盤整備
補助事業の概要	農業生産性の向上を図るなどのため、狭小な農地を区画整理するなどしてほ場条件が備わった農地を整備するなどのもの
良好な状態で維持・保全されていない優良農地	遊休農地 1,384区画(1,431,548m <sup>2</sup> ) 違反転用農地 283区画(306,661m <sup>2</sup> )
上記の優良農地の整備に係る事業費相当額	27億9971万余円(平成7年度～16年度)

## 1 ほ場整備事業等の概要等

### (1) ほ場整備事業等の概要

農林水産省では、都道府県が、ほ場条件が備わった農地を整備するため、ほ場整備、土地改良総合整備、干拓地等農地整備、高生産性大区画ほ場整備、担い手育成基盤整備の各事業(以下、これらを併せて「ほ場整備事業等」という。)を実施する場合に、それらの事業に要する費用の一部について補助を行っている。

ほ場整備事業等は、狭小な農地を区画整理するなどし、農業用排水施設、農業用道路等のほ場条件が備わった農地(以下「優良農地」という。)の整備を目的とするものであるが、平成5年度以降は、農地を集団化し、これを担い手に集積することにより効率的かつ安定的な経営体による農業構造を確立することなどもその目的として追加されている。

そして、ほ場整備事業等は、農地、採草放牧地等として利用すべき土地の区域である農用地区域において実施されており、この農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画において定められている。

### (2) 農地の維持・保全と有効利用

地方公共団体は、農振法において、農用地区域内にある土地について農業上の利用が確保されるように努めなければならないとされており、また、農振法に基づき農林水産大臣が定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」(平成11年度制定)等においても、整備された優良な農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要であるとされている。このため、地方公共団体は、農地の現状を把握し、その利用に関する農家への適切な指導に努めることが肝要となる。

### (3) 農地の遊休化防止策

都道府県知事は、ほ場整備事業等の実施に当たり、事業の目的等を記載した事業計画を作成することとなっており、また、ほ場整備事業等のうち農地を担い手に集積することも目的としている事業の場合には、農地の担い手への集積の見通しや農地の流動化計画などを内容とした農用地利用集積促進土地改良整備計画(以下「集積促進整備計画」という。)を作成することとされている。この集積促進整備計画は、担い手の経営規模を拡大するための対象農地を明らかにするものであり、同計画により集積された農地は担い手により営農されることから、農地の遊休化を防止する側面を有している。

### (4) 農地の違反転用に対する取扱い

農地法(昭和27年法律第229号)においては、都道府県知事は、農用地区域内の農地を農地以外のものに転用することは、原則として許可できないとされ、また、農振法においても、農用地区域内において宅地造成等の開発行為を行う者は都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。そして、農地法等の規定に違反して、農地が転用されたり、開発行為が行われたりした場合(以下、これらを「違反転用」という。)には、都道府県知事は、農業委員会からの報告に基づき、違反転用者に対し、工事その他の行為の停止や原状回復その他違反を是正するための必要な措置を命じたり、市町村からの報告に基づ

き、開発行為を行う者に対し、その開発行為の中止や復旧に必要な行為を命じたりすることができるなどとされている。

そして、農業委員会及び市町村は、違反転用の事態を知ったときは、速やかに事情を調査し、その結果を都道府県知事に遅滞なく報告することとされており、都道府県知事は、この報告に基づき、工事の停止、原状回復等を求める勧告を行い、事態がなお是正されない場合には、上記の命令を行うこととされている。

また、優良農地を転用する場合には、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和44年44農地A第826号。以下「返還措置通知」という。)等により、その転用(公用、公共用等を除く。)がほ場整備事業等の工事完了後8年を経過しない場合で、転用地の面積が10a以上であるときは、都道府県は、当該転用地に係る国庫補助金の返還措置を執ることとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

ほ場整備事業等は、長年にわたり多額の国費を投下して実施されてきた事業である。そして、優良農地が良好な状態で維持・保全されることにより、食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展等に資することとなるものである。

しかし、近年、農村地域における過疎化、高齢化、無秩序な混住化等により、耕作放棄による農地の遊休化や農地面積の減少が進んでおり、耕作されている農地についても良好な状態での維持・保全に支障が生ずる状況となっている。

そこで、北海道ほか<sup>(注1)</sup>23府県において、7年度から16年度までの間にはほ場整備事業等が完了した、349市町村の1,000地区に所在する優良農地523,822区画(面積計103,122ha、事業費計1兆6317億7400万余円、国庫補助金計7770億8201万余円)を対象に、合規性、有効性等の観点から、優良農地が良好な状態で維持・保全され、有効に利用されているかなどに着眼して、事業計画書等により、また、現地の状況を確認するなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、秋田県ほか<sup>(注2)</sup>22府県において、135市町村の244地区(197,376区画310,333,261㎡)に所在する優良農地1,667区画1,738,209㎡(事業費相当額計27億9971万余円、国庫補助金相当額計12億9161万余円)が、耕作されず遊休していたり、違反転用されていたりして、良好な状態で維持・保全されておらず、適切とは認められない事態が次のとおり見受けられた。

#### (1) 優良農地が遊休しているもの

秋田県ほか<sup>(注3)</sup>19府県において、耕作されず遊休している優良農地(以下「遊休農地」という。)が、103市町村の189地区(154,641区画238,489,912㎡)で1,384区画1,431,548㎡(事業費相当額23億0365万余円、国庫補助金相当額10億6403万余円)見受けられた。そして、当該府県及び市町村における遊休農地の実態の把握や農家に対する指導等の状況は、次のとおりとなっていた。

#### ア 遊休農地の実態把握と農家に対する指導の状況

上記の1,384区画のうち、府県及び市町村において遊休農地の実態を把握していたのは、17府県68市町村の820区画(59%)にすぎなかった。

そして、この820区画に係る遊休農地の所有農家に対する市町村の指導状況について

みると、①営農拡大の意向のある農家に対し農地の貸与を行う利用権設定のあっせんを行っているものが211区画(26%)、②耕作要請を行っているものが508区画(62%)、③指導を全く行っていないものが101区画(12%)となっていた。また、②の耕作要請を行っている508区画の中には、後継者不足等により営農を継続することが困難な農家に対して耕作要請を行っているものが329区画あり、指導の効果が十分に上がることが期待できない状況となっていた。

#### イ 農家の営農に関する意向の把握の状況

優良農地は、いったん遊休農地になると荒廃が進み、農地として再利用するためには改めて多大な費用が必要となるとともに、借り手を探すことが困難となる。このため、市町村において、農家の営農に関する意向を調査することにより遊休化のおそれのある優良農地を事前に把握し、当該農地を貸し出す意向がある場合には営農拡大の意向のある農家への貸与のため利用権設定のあっせんを行うなど、遊休農地の発生防止のための対策を講ずることなどが重要となる。

そこで、本院において、遊休農地が発生している103市町村の189地区のうち25市町の26地区を抽出して、優良農地の貸借に関する農家の意向を調査したところ、次のような結果となっていた。

- ① 19地区において、現在遊休農地を発生させている農家のほとんどが遊休農地を貸与する意思を有している一方で、このうちの15地区においては営農拡大のために優良農地を必要としている農家(1地区当たり平均2.9戸)が見受けられた。
- ② 16地区において、現在営農していても、今後、高齢化等により離農する可能性のある農家(1地区当たり平均7.6戸)が見受けられる一方で、このうちの12地区においては、今後の営農拡大のために優良農地を必要としている農家(1地区当たり平均1.9戸)が見受けられた。

上記のことから、農家の営農に関する意向を把握し、その結果に基づき利用権設定のあっせんを行うことは、遊休農地の解消や発生防止に有効であると思料されたが、103市町村において農家の営農に関する意向調査を実施しているのは27市町(26%)にとどまっていた。

#### ウ 優良農地の遊休化防止策

前記のとおり、集積促進整備計画は、担い手の経営規模拡大の対象とされている優良農地について、将来的に担い手により営農されることを明らかとしていることから、当該優良農地の遊休化を防止する側面を有している。しかし、担い手の経営規模拡大の対象となっていない優良農地については、同計画はそのような側面を有していない。

このため、遊休農地は、主として、担い手の経営規模の拡大の対象となっていない優良農地において見受けられる状況となっていた。

#### (2) 優良農地が違反転用されているもの

福島県ほか<sup>(注4)</sup>19府県において、87市町村の114地区(97,793区画157,349,230㎡)に所在する優良農地283区画306,661㎡(事業費相当額4億9605万余円、国庫補助金相当額2億2757万余円)が違反転用され、資材置場、駐車場等となっている事態が見受けられた。そして、当該府県及び市町村における違反転用された優良農地(以下「違反転用農地」という。)の実態把握等の状況は、次のとおりとなっていた。

#### ア 違反転用農地の実態把握の状況

上記の283区画のうち、府県及び市町村において違反転用農地の実態を把握していたのは、16府県53市町村の139区画(49%)にすぎず、違反転用農地の実態把握が十分ではなかった。

#### イ 違反転用農地に対する処理の状況

農地の違反転用に対する取扱いについては前記のとおり農地法等に定められているが、府県及び市町村がその実態を把握していた違反転用農地139区画について、府県、市町村及び農業委員会が行った処理の状況をみると、次のようになっていた。

すなわち、市町村及び農業委員会が府県に違反転用事案に係る報告書を提出していたものは33区画(24%)にすぎないことなどから、府県においては違反転用農地の実態を十分把握しておらず、このため工事の停止、原状回復等を求める勧告を行っていたのは19区画(14%)にとどまっていて、命令まで行っていたものはなかった。そして、違反転用農地は、時間の経過とともに原状回復が困難となることから、速やかに所要の処理を行う必要があるが、府県及び市町村が違反転用農地139区画を把握してから会計実地検査時までに経過した年数を調査したところ、平均約4年となっており、違反転用農地に対する速やかな処理が行われているとは認められない状況となっていた。

また、前記の返還措置通知には農地が違反転用された場合の取扱いが明確にされていないことから、上記の283区画について、府県において国庫補助金の返還措置を含めた処理を行っているものは見受けられなかった。

したがって、違反転用農地については、農地法等に基づき迅速かつ適切な処理を十分に行うとともに、原状回復が困難と判断されるものについては、国庫補助金を返還させるなどの措置を執る必要があると認められた。

上記のように、優良農地について、府県及び市町村がその利用状況や農家の営農に関する意向を的確に把握し、良好な状態で維持・保全するための必要な措置を十分に講じていないことなどから、優良農地が遊休していたり、違反転用されていたりして、その結果、優良農地が有効に利用されていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、府県及び市町村において、優良農地の現状把握が十分に行われていなかったことのほか、次のようなことによると認められた。

#### (1) 遊休農地について

ア 市町村において、遊休農地を解消及び防止するための農家の営農に関する意向の把握が十分に行われていなかったこと

イ 農林水産省において、都道府県が作成する集積促進整備計画に、担い手の経営規模拡大の対象とならない優良農地についても遊休化防止策を明らかにさせることとしていなかったこと

#### (2) 違反転用農地について

ア 市町村及び農業委員会において、把握した違反転用事案に係る府県への報告が適切に行われていなかったこと

イ 府県において、違反転用農地に対する迅速かつ適切な処理が十分に行われていなかった



たこと

ウ 農林水産省において、違反転用があった場合の国庫補助金の返還手続を明確にしていなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、18年9月に各地方農政局等に対して通知を発し、府県において前記の遊休農地及び違反転用農地の是正処理を図り、その結果を地方農政局等に報告させるとともに、都道府県及び市町村に対し、ほ場整備事業等の趣旨を一層周知徹底し、優良農地が良好な状態で維持・保全され、その有効利用が図られるよう、次のような処置を講じた。

#### (1) 遊休農地について

ア 都道府県及び市町村に対し、関係機関と連携しながら優良農地の現状について情報の共有化を図り、利用状況の的確な把握を徹底させることとした。

イ 市町村に対し、農家の営農に関する意向を把握するなどして遊休農地の解消、発生防止を図るよう、遊休農地対策を的確に講じさせることとした。

ウ 都道府県に対し、集積促進整備計画の様式を改正して、担い手の経営規模拡大の対象とならない優良農地についても、遊休化防止策としてその保全に向けた取組方法を記載させることとした。

#### (2) 違反転用農地について

ア 都道府県及び市町村に対し、関係機関と連携しながら優良農地の現状について情報の共有化を図り、利用状況の的確な把握を徹底させることとした。

イ 都道府県に対し、市町村及び農業委員会が違反転用の事実を把握した場合の都道府県への報告を徹底させることとした。

ウ 都道府県に対し、違反転用農地を優良農地に原状回復させるために迅速かつ適切な処理の確保を図るよう、違反転用対策を的確に講じさせるとともに、違反転用があった場合の国庫補助金の返還手続を明示し、違反転用者に原状回復の意思が認められないと判断される場合には、ほ場整備事業等に係る国庫補助金の返還措置を講じさせることとした。

(注1) 北海道ほか23府県 北海道、京都府、秋田、山形、福島、茨城、富山、山梨、長野、静岡、三重、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄各県

(注2) 秋田県ほか22府県 京都府、秋田、山形、福島、茨城、富山、山梨、長野、静岡、三重、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄各県

(注3) 秋田県ほか19府県 京都府、秋田、山形、福島、茨城、山梨、長野、静岡、三重、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、山口、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄各県

(注4) 福島県ほか19府県 京都府、福島、茨城、富山、山梨、長野、静岡、三重、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄各県

(4) 緑の雇用担い手育成対策事業における委託事業費の算定及び物品・役務調達の契約手続に関する不適切な事態を踏まえ、その後継事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)林業振興費
部局等の名称	林野庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	全国森林組合連合会
補助事業	緑の雇用担い手育成対策
補助事業の概要	森林整備の担い手の確保及び育成を図るとともに、山村地域を活性化することなどを目的として、林業就業希望者を対象に森林作業を現場で行う実地研修等を実施するもの
検査した事業費	85億0176万余円(平成15、16両年度 国庫補助金同額)
(1) 収益事業地で実施された実地研修に係る国庫補助金交付額	11億2518万円(平成15、16両年度)
(2) 適切な謝金単価を用いることで低減できた国庫補助金交付額	4911万円(平成15、16両年度)
(3) 手続上適切を欠いた物品・役務調達契約に係る国庫補助金交付額	11億6521万円(平成15、16両年度)

1 事業の概要

(1) 緑の雇用担い手育成対策事業の概要

林野庁では、林業生産流通総合対策事業実施要領(平成10年林野政第241号農林水産事務次官依命通知)及び「林業担い手育成確保対策事業の実施について」(平成10年林野組第70号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。)に基づき、雇用のセーフティネットの構築と森林整備の担い手の確保・育成及び山村地域の活性化を図ることなどを目的として、全国森林組合連合会(以下「全森連」という。)に国庫補助金を交付して資金を造成させ、平成14年度から17年度まで緑の雇用担い手育成対策事業を実施させている。

本件事業は、都市部からのU・Iターン者等で、厚生労働省の緊急地域雇用創出特別交付金事業<sup>(注1)</sup>により就業した者のうち森林作業に従事し、本件事業の実施後に森林組合等に本格就業し地域に定着することが見込まれる者を対象に、林業就業に必要な専門的な知識・技能を習得させるために講義や実習を行う集合研修(20日程度)及び本格的に森林の整備等を担うことができる能力を習得させるために植栽、刈払い、間伐等の森林作業を現場で行う実地研修(180日程度)を実施するとともに、これらの者の募集を円滑に行うための林業就業相談会、広報活動等を実施するものである。

(2) 研修等の実施

全森連では、林野庁の指導の下、本件事業の実施要領(以下「全森連実施要領」という。)

を定めている。そして、長官通知及び全森連実施要領に基づき、集合研修と実地研修の監督・検査等業務を各都道府県の林業労働力確保支援センター、森林組合連合会等の取りまとめ団体(以下「取りまとめ団体」という。)に、実地研修を各森林組合等の林業事業体(以下「林業事業体」という。)に、それぞれ委託して事業を実施している。また、これらの研修に必要な教材、研修参加者の作業服等は、全森連が調達して各取りまとめ団体等に支給している。

一方、林業就業相談会、広報活動等については、全森連が、民間事業者等とパンフレット等の物品や相談会の企画運営等の役務の調達契約を締結して実施している。

### (3) 実地研修の実施場所及び委託事業費

本件事業のうち実地研修は、長官通知により、管理不十分な公有林等を実施場所とすることとされている。

そして、全森連は、林業事業体が作成し全森連が適正と認めた事業計画に基づき、林業事業体に実地研修を委託し、林業事業体は、その事業計画に従って実地研修を行い、取りまとめ団体を通じて全森連に実績報告書を提出するとともに委託事業費の請求を行うこととなっている。この委託事業費は、全森連実施要領により、講師及び補助員の謝金、技術習得費(研修参加者に支給する手当)、チェーンソー等の各種林業機械経費等とされ、それぞれ標準単価が示されている。

### (4) 事業実績と後継事業

林野庁では、全森連に対して、14、16、17の各年度にそれぞれ95億円、70億円、70億円、計235億円の国庫補助金を交付しており、全森連では、これにより資金を造成し、14年度から17年度までに203億余円を取り崩して本件事業を実施した。そして、このうち15、16両年度の研修参加者が研修を受託していた林業事業体に本格雇用され林業に本格就業した実績は、全森連が長官通知に基づき林野庁に提出した報告書によると、研修参加者計4,582人に対し、研修修了者は4,090人で、そのうち林業に本格就業した者は翌年度4月時点で3,581人(研修参加者の78.1%、研修修了者の87.5%)となっている。

そして、18年度から、本件事業の後継事業として、本件事業と基本的に同様の目的及び内容の緑の雇用担い手対策事業が実施されている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

本件事業について、法規性、経済性・効率性等の観点から、研修の委託事業費の算定は実態に即した適切なものとなっているか、全森連の本件事業に係る物品・役務調達契約の契約事務は適切に行われているかなどに着眼し、事業計画書、実績報告書等により検査を実施した。

### (検査の対象)

14年度から16年度までに行われた88取りまとめ団体及び599林業事業体における研修(研修参加者計4,582人)並びに全森連における物品・役務調達契約のうち、15、16両年度に実施された北海道ほか<sup>(注2)</sup>20県の45取りまとめ団体及び319林業事業体における研修(研修参加者計2,427人、委託事業費計69億1696万余円(全額国庫補助金。))並びに全森連における物品・役務調達契約のうち契約金額が100万円以上の契約72件(契約金額計15億8480万余円。これに係る国庫補助金同額。)を対象として検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、実地研修に係る委託事業費の算定及び物品・役務調達の契約手続について、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた((1)、(2)の事態には重複しているものがある。)

(1) 実地研修が収益事業地で実施された場合の委託事業費の算定について

長官通知では、実地研修について、管理不十分な公有林等を実施場所とすることとされている。これは、林業事業体が実地研修のために森林所有者から当該森林を借り上げるなどして実施場所を確保し、相当数の規模(30人程度)の研修参加者を対象に複数の職員及び作業員を配置して専ら研修を行うとともに、当該森林の整備にも役立てることを想定したものである。

そして、全森連実施要領においては、委託事業費として講師等謝金や林業機械経費等を計上できるとしていたが、研修で行う森林作業により収益が生じる場合の取扱いについては特に定めていなかった。

そこで、実地研修の実施状況についてみたところ、林野庁の想定とは異なり、林業事業体が森林所有者から造林事業等を請け負った作業地や立木を購入する契約を締結した作業地など、林業事業体が収益を得ることを目的とした作業地(以下「収益事業地」という。)において、少数の研修生を対象に実施されているものが、北海道ほか<sup>(注3)</sup>18県の163事業体(収益事業地で実施された実地研修に係る委託事業費11億2518万余円)で見受けられた。そして、これら収益事業地に係る委託事業費の算定についてみると、借り上げるなどした公有林等で森林作業による収益が生じない作業地(以下「非収益事業地」という。)が実施場所の場合と同様となっていた。

しかし、収益事業地における研修は、林業事業体の職員や作業員が収益を目的とする通常業務として植栽、間伐等の作業を行いながら、併せて、講師や補助員として通常業務で使用する林業機械等を使用して研修を行っているのであるから、非収益事業地を想定して示されている講師等謝金、林業機械経費等の標準単価を基に算定された経費のすべてを収益事業地における研修においても同様に委託事業費の対象としているのは適切とは認められない。

(2) 実地研修の講師等謝金の算定について

各林業事業体は、委託事業費の算定に当たり、講師及び補助員の謝金について、全森連実施要領に示された標準単価を用いるなどして算出している。この標準単価は、講師の謝金については林業事業体の現場監督等の職員の、補助員の謝金については林業事業体の作業員の給与水準を踏まえるなどして、それぞれ20,000円、12,000円などと設定されていたが、その単価を適用する講師及び補助員の資格・条件については明記されていなかった。

そして、一部の実地研修で林業事業体の作業員が講師を務めている場合が見受けられたことから、その場合の講師謝金の算定についてみたところ、作業員の給与水準を踏まえるなどして設定された標準単価を用いずに、林業事業体の現場監督等の職員の給与水準を踏まえるなどして設定された標準単価等を用いて講師謝金の額を算出し計上している事態が、岩手県ほか<sup>(注4)</sup>14県の52事業体(これに係る委託事業費8億7720万余円)で見受けられた。

しかし、このような事態は、実地研修に従事した作業員の給与水準を上回る経費を委託事業費として算定しているもので、適切とは認められない。そして、作業員の給与水準を踏まえるなどして設定された標準単価 12,000 円を用いた場合、委託事業費を 4911 万余円低減できたと認められる。

### (3) 物品・役務の調達に係る契約手続について

補助事業者が、補助事業の実施に当たり、物品や役務に関する調達業務を実施する場合、自らの会計規程等に従って当該業務を実施することとなる。

そして、本件事業においては、全森連が多額の物品・役務の調達を多数行っているが、その契約手続についてみたところ、会計規程等が整備されておらず、次のとおり、補助事業の適正かつ経済的な執行を期する上で適切とは認められない事態が、前記 72 件の契約のうち 64 件の契約(契約金額 11 億 6521 万余円)で見受けられた。

- ① 調達契約に当たって、特定の事業者からのみ見積書を徴し、その事業者と随意契約をしていたもの
- ② 契約書を作成していないため、契約相手との間で契約内容について疑義や紛争を生ずるおそれがあるもの
- ③ 契約の適正な履行を確認するための成果品の検収を行わないまま、契約代金を支払っていたもの

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 実地研修は、多くの場合、小規模な林業事業体によって少数の研修生を対象に実施されているが、このような林業事業体では、実地研修のために、管理不十分な公有林等を借り上げるなどして、相当数の規模の研修生に対し複数の職員及び作業員を配置して研修を行うのが困難な場合があること、地域によっては適当な公有林等がないことなどから、多くの林業事業体では林野庁の想定と異なり収益事業地において研修が実施されていたのに、同庁及び全森連において、この実態を把握しておらず、この場合の委託事業費の算定方法を示していなかったこと、また、取りまとめ団体及び林業事業体において、実地研修の実施方法についての理解が十分でなかったこと
- イ 林野庁及び全森連において、講師及び補助員の資格・条件と適用されるべき謝金単価の区分について、明確に定めていなかったこと
- ウ 林野庁において、全森連に対し、国庫補助事業に関する契約事務の事務処理体制を整備させるための指導及び監督が十分でなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、林野庁では、18 年 3 月に、長官通知を改正するなどして、本件事業の後継事業として 18 年度から実施する緑の雇用担い手対策事業において、次のような処置を講じた。

- ア 実地研修の実施場所及び委託事業費の取扱いについては、改正後の長官通知において、収益事業地での実施も想定した仕組みとし、その場合の講師等の謝金、及び講師等の使用する林業機械の経費等を補助の対象外とした。また、全森連が主催する会議等を通じて取りまとめ団体及び林業事業体に対して長官通知等の内容の周知を図った。
- イ 講師等謝金の算定については、改正後の長官通知に基づき全森連に内規を定めさせ、そ

の中で職種区分に応じた単価を設定することとした。また、全森連が主催する会議等を通じて取りまとめ団体及び林業事業体に対してその内容の周知を図った。

ウ 全森連が行う補助事業に係る物品・役務調達の契約手続については、全森連に対し事務処理体制を整備するよう指導を行った。これを受け、全森連においては、会計規程の制定及び組織の見直しを行い、契約事務の適正化のための体制を整備した。

(注1) 緊急地域雇用創出特別交付金事業 厳しい雇用失業情勢にかんがみ、構造改革の集中調整期間中の臨時応急の措置として、都道府県に国庫補助金による基金を造成し、この基金を活用することにより、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図ることを目的として13年度から16年度まで実施された事業

(注2) 北海道ほか20県 北海道、岩手、宮城、山形、栃木、群馬、富山、石川、山梨、長野、岐阜、鳥取、岡山、山口、徳島、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎各県

(注3) 北海道ほか18県 北海道、岩手、宮城、山形、栃木、群馬、富山、山梨、長野、岐阜、鳥取、岡山、山口、徳島、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎各県

(注4) 岩手県ほか14県 岩手、宮城、栃木、富山、石川、岐阜、鳥取、岡山、山口、徳島、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎各県

(5) 農地情報管理システム整備事業等を適切に実施させるとともに、農地情報管理システムの活用を図るため、当該システムに入力された情報を適時適切に更新するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費 農業経営基盤強化措置特別会計 (項)農地保有合理化促進対策費
部局等の名称	農林水産本省、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局(平成13年1月5日以前は総理府沖縄開発庁沖縄総合事務局)
補助の根拠	予算補助
補助事業者	北海道ほか27府県
間接補助事業者(事業主体)	市60、町174、村32 計266事業主体
補助事業	農地情報管理システム整備、農地流動化地域総合推進、農地調整円滑化対策等
補助事業の概要	農業委員会が整備している農地基本台帳等の情報を電子化して管理し、さらに、この情報を地図上で表示することなどができる農地情報管理システムの整備等を行うもの
事業を適切に実施していなかったなどしていた事業主体数	(1) 事業を適切に実施していなかった事業主体数 81事業主体 (2) 農地情報管理システムの情報を適時適切に更新していなかった事業主体数 231事業主体
上記に係る事業費	(1) 2億0192万円(平成12年度～16年度) (2) 13億1771万円(平成12年度～16年度)
上記に対する国庫補助金相当額	(1) 1億2279万円 (2) 11億1983万円

## 1 事業の概要

### (1) 農地情報管理システム整備事業等の概要

農林水産省では、農業委員会等補助事業実施要領(昭和42年42農政A第958号農林事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、優良農地の確保及びその有効利用等の推進、農地の流動化の促進等を図るため、平成8年度から15年度までは農地情報管理システム整備事業、12年度から16年度までは農地流動化地域総合推進事業、16年度は農地調整円滑化対策等事業(以下、これらの事業を「農地情報管理システム整備事業等」という。)をそれぞれ実施している。

農地情報管理システム整備事業等は、市町村が事業主体となって、農業委員会が農業委員会交付金事業実施要領(昭和60年60農経A第1141号。以下「交付金実施要領」という。)等に基づいて整備している農地基本台帳を電子システム化してその情報を管理し、さらに、地図上で表示することなどができるシステム(以下「農地情報管理システム」という。)の整備等を実施するものである。

### (2) 補助金の交付手続等

農林水産省では、農地情報管理システム整備事業等の実施に要する経費について都道府県が市町村に対して補助する場合に、その経費の一部又は全部について都道府県に対して国庫補助金を交付している。

この補助金の交付申請に当たって、市町村では、都道府県から交付する補助金の限度額の通知(以下「内示通知」という。)を受けた後、補助事業の目的、内容、経費等を記載した交付申請書を作成して都道府県に提出し、都道府県ではこれを審査した上、補助金の交付決定を行っている。

そして、補助の対象となる経費については、農地情報管理システムの導入に要する経費等とされており、導入後に要するシステムの保守料等は補助の対象とされていない。

### (3) 農地情報管理システムの入力情報の更新

農地情報管理システムに入力する情報の内容は、農地・農家等に関する「世帯員及び就業(氏名、年間農業従事日数等)、営農の状況(主要農機具の台数、農用施設の種類等)、土地総括表(経営面積、貸付地面積等)、経営農地等の筆別表(所有者氏名、所在、作付状況等)、貸付地の筆別表(借受人等)」などである。

これらの情報のうちには、農業委員会が農地法(昭和27年法律第229号)に基づいて農地に係る権利の移転や利用関係の調整等の業務を行う際に必要な情報が含まれており、交付金実施要領等において、この情報に変更があった場合には、毎年必ず更新し、常に使用できる状態にしておくこととされている。そして、農林水産省では、毎年度、事業主体のこの更新に要する経費等を負担している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

農林水産省では、従来から、農地情報管理システム整備事業等を実施しており、引き続き17年度以降も担い手総合緊急支援事業等により同種システムの整備を進めていて、今後もその整備が見込まれる。また、市町村や農業委員会が各種農業施策を実施するに当たって、整備した農地情報管理システムを活用するためには、入力された情報が更新され、常に使用できる状態にあることが必要である。

そこで、合規性、有効性等の観点から、農地情報管理システム整備事業等は実施要領等に基づき適切に実施されているか、また、農地情報管理システムの情報が適時適切に更新されているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象及び方法)

北海道ほか27府県において、12年度から16年度までに農地情報管理システム整備事業等を実施した296事業主体、事業費20億6233万余円(国庫補助金相当額15億2187万余円)を対象に、実績報告書等により検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、農地情報管理システム整備事業等の実施や農地情報管理システムの情報の更新について、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 農地情報管理システム整備事業等を適切に実施していなかったもの(下記のア、イ、ウの事業主体には重複しているものがある。)

81事業主体 事業費2億0192万余円(国庫補助金相当額1億2279万余円)

ア 事業計画時において、事業実施の前提となる現状の把握が十分でなかったため、適切に事業を実施していなかったもの

5事業主体 事業費1625万余円(国庫補助金相当額1295万余円)

<事例>

A町では、平成12年度に農地流動化地域総合推進事業における農地情報管理システム整備の一環として、農地の耕作可能面積を把握するシステムを事業費3,251,263円(国庫補助金相当額1,571,611円)で整備したとしていた。

この事業の計画に当たり、同町では、別途保有している地籍図の電子データを利用し、これを農地情報管理システムで使用可能なデータに変換することとしていた。

しかし、実際には、地籍図の電子データには農地の耕作可能面積を把握するために必要なデータが欠けていたため、農地情報管理システム用のデータを作成することができず、農地の耕作可能面積を把握するシステムは整備されていなかった。

イ 補助の対象となる経費が明確に示されていなかったため、補助の対象とならない農地情報管理システム導入後の保守料等を補助対象事業費に含めていたもの

63事業主体 事業費9466万余円(国庫補助金相当額4984万余円)

ウ 補助金の交付申請書の提出に先立って道府県から示される内示通知の前に、当該事業に係る契約を締結し、事業に着手して補助の対象とはならないもの

38事業主体 事業費9100万余円(国庫補助金相当額5999万余円)

(2) 農地情報管理システムに入力された情報が適時適切に更新されていなかったもの(上記(1)の態様と重複しているものがある。)

231事業主体 事業費13億1771万余円(国庫補助金11億1983万余円)

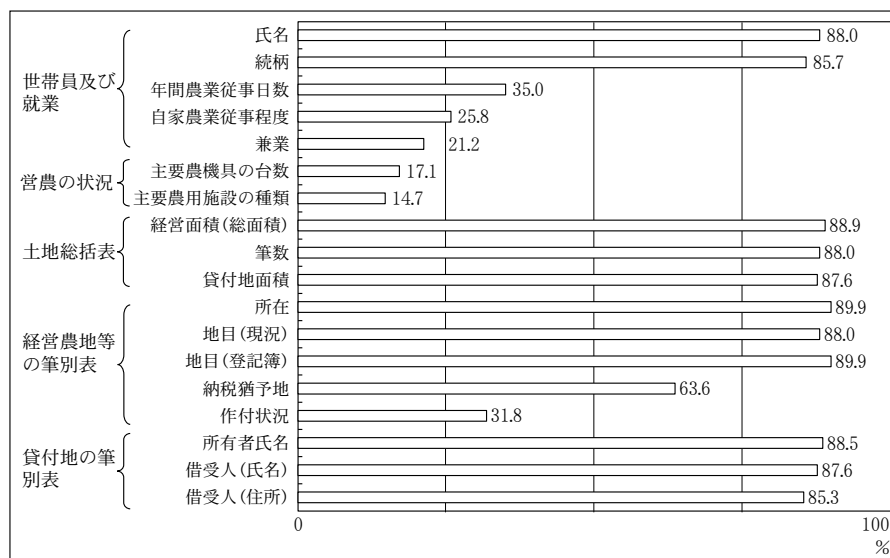
検査を実施した296事業主体のうち、248事業主体が整備した農地情報管理システム(事業費14億1700万余円、国庫補助金12億0117万余円)には、農業委員会が業務を行う際に必要となる情報が入力されており、この情報について、17年度における更新状況を見ると、過去1年間に変更があった情報すべてについて更新していたのは17事業主体にとどまっており、残りの231事業主体(事業費13億1771万余円、国庫補助金11億1983



万余円)については情報の全部又は一部の更新が行われていなかった。

そこで、農地情報管理システムの主な情報別に、248事業主体のうち情報を更新していた事業主体の割合についてみると、次の図のとおりとなっている。

図 農地情報管理システムの主な情報の更新状況



これをみると、農地情報管理システムを活用する上で重要な情報である農家の世帯員や農地の面積、貸借等の情報でさえも更新していない事業主体が見受けられた。また、例えば、農地法では、農業委員会が農地の所有権の移転を許可する要件として、権利を取得しようとする者がその取得後農地を耕作の用に供し、農作業に常時従事すると認められることなどを定めている。しかし、これらの要件を農業委員会が確認する際に必要となる情報のうち、営農の状況、作付状況、年間農業従事日数等の情報を更新している事業主体の割合は、14.7% から 35.0% と著しく低いものとなっていた。

以上のように、農地情報管理システム整備事業等を適切に実施していなかった事態や、農地情報管理システムの情報が適時適切に更新されていなかった事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 事業主体において

(ア) 農地情報管理システム整備事業等の実施に当たり、事業計画等の適切な策定、補助対象経費の範囲及び事業の着手時期についての理解が十分でなかったこと

(イ) 農地情報管理システムの情報の更新が必要であるとの認識が十分でなかったこと

イ 道府県において、補助事業の審査・確認及び事業主体に対する指導・監督が十分でなかったこと

ウ 農林水産省において

(ア) 農地情報管理システム整備事業等の実施に当たり、事業計画等を適切に策定することについて道府県に対する指導及び周知徹底が十分でなかったこと

(イ) 実施要領等において補助対象経費の範囲を明確にしていなかったこと、また、事業の着手時期について道府県に対する指導及び周知徹底が十分でなかったこと

(ウ) 農地情報管理システムの情報を更新することについて、道府県に対する指導及び周知徹底が十分でなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、18年8月及び9月に、都道府県等に対して通知を発するなどし、今後も実施する同種の事業を適切に行い、また、農地情報管理システムの活用を図るため、次のような処置を講じた。

ア 事業主体に対し事業計画等を適切に策定させるとともに、補助対象経費の範囲及び補助事業の着手時期を明確にし、その指導及び周知徹底を図ることとした。

イ 事業主体に対し農地情報管理システムの活用を図るため、速やかにその情報を更新させることとし、適時適切な情報の更新について指導及び周知徹底を図るとともに、今後、同種のシステムを整備するに当たっては、農地基本台帳の情報を適時適切に更新していることを事業採択の条件とすることとした。

ウ 都道府県等に対し、補助事業の審査・確認及び事業主体に対する指導・監督を徹底させることとした。

(注) 北海道ほか27府県 北海道、京都府、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、富山、福井、長野、静岡、愛知、三重、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄各県

### (6) 学校給食用食肉流通・消費改善対策事業について、学校給食を取り巻く環境の変化を踏まえて事業を終了し基金の残額を返還するよう改善させたもの

科 目	独立行政法人農畜産業振興機構(畜産勘定) 〔平成15年9月30日以前は、 農畜産業振興事業団(畜産助成勘定) (項)畜産助成事業費〕
部局等の名称	農林水産本省 独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年9月30日以前は農畜産業振興事業団)本部
補助の根拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号) 〔平成15年9月30日以前は、 農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号)〕
補助事業者(事業主体)	財団法人学校給食研究改善協会(平成15年7月17日以降) 日本体育・学校健康センター(平成15年7月16日以前)
補助事業 補助事業の概要	学校給食用食肉流通・消費改善対策 学校給食用牛肉の安定的な供給が著しく困難となる状況を回避し、学校給食の安定と改善を図るため、基金を造成し、輸入牛肉の使用を条件として、学校給食用輸入牛肉等の配送、貯蔵等に必要な設備の整備経費等を補助等するもの
事業の終了に伴い 機構に返還させた 基金残額	1億6560万円

## 1 事業の概要

### (1) 学校給食用食肉流通・消費改善対策事業の趣旨と仕組み

農林水産省では、学校給食用牛肉の安定的な供給が著しく困難となる状況を回避し、学校給食の安定と改善を図るため、学校給食用食肉流通・消費改善対策事業を、独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年9月30日以前は農畜産業振興事業団。以下「機構」という。)に、機構の畜産業振興事業の一環として実施させている。

学校給食用食肉流通・消費改善対策事業は、3年の牛肉の輸入自由化に伴い、学校給食用輸入牛肉の特別割当が廃止され、関税率が25%から70%へと引き上げられたことにより、学校給食用輸入牛肉の価格が上昇し、安定的な供給が著しく困難となることなどが予想されたため、実施されているものである。本事業は、機構が定めた「学校給食用食肉流通・消費改善対策事業実施要綱」(平成15年15農畜機第48号。以下「要綱」という。15年9月30日以前については農林水産省が定めた「学校給食用食肉流通・消費改善対策事業実施要綱」(平成3年3畜A第768号農林水産事務次官依命通知。))等に基づき、財団法人学校給食研究改善協会(以下「改善協会」という。15年7月16日以前は別組織である日本体育・学校健康センターが実施。)が事業主体となって、次に掲げる事業(以下「基金事業」という。)の実施に要する経費に充てるため、機構の補助を受け、食肉流通・消費改善基金(以下「基金」という。)を造成するものである。

#### ① 食肉流通施設改善事業

都道府県の学校給食会等(以下「給食会」という。)に対し学校給食用輸入牛肉等の配送、貯蔵等に必要な設備を整備する経費を補助する事業

#### ② 輸入牛肉安定供給推進事業

学校給食用輸入牛肉の一律価格での供給を図るため、給食会に対し一定の保管経費及び給食会から給食実施校までの配送経費を補助する事業

#### ③ 食肉給食普及促進事業

食肉給食の普及のため、輸入牛肉を含む献立の開発・普及、調理講習会等を行う事業

#### ④ 食肉供給安定確保緊急対策事業

16年度に新設された事業で、米国産牛肉の輸入停止措置等による食肉の価格の高騰時に、学校給食用食肉の安定的な調達を確保するため、給食会に対し一定の輸入牛肉等の購入経費を補助する事業

そして、事業主体では、輸入牛肉の使用を条件として基金事業を実施することとしている。

### (2) 基金の造成等

農林水産省では、3年度に造成した基金31億6876万余円を運用元本としてその運用益を基金事業の実施に要する経費に充てることとしていた。しかし、金利の低下による運用益の減少を踏まえて基金の運営方法について見直し、14年度に基金の規模を3億2829万余円とし、同年度以降順次基金を取り崩すことにより、基金事業の実施に要する経費に充てることとした。

そして、14年度から17年度までの事業主体から給食会に対する補助金等の支出額は、表1のとおり、計1億7166万余円となっており、17年度末時点の基金残高は、1億6557万余円となっている。

表1 年度別基金管理及び補助金等支出の状況

(単位：千円)

年度	運用益	戻入額	補助金等支出額					計	年度末 基金残高
			食肉流通 施設改善 事業	輸入牛肉 安定供給 推進事業	食肉給食 普及促進 事業	食肉供給安 定確保緊急 対策事業			
14	—	—	70,004	15,291	2,992	—	88,288	240,002	
15	0	—	26,711	10,059	2,514	—	39,284	200,718	
16	72	8,800	—	7,850	9,378	2,684	19,913	189,676	
17	77	—	—	9,732	3,217	11,231	24,181	165,572	
計			96,715	42,933	18,103	13,915	171,668		

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

牛肉の輸入自由化から10年以上が経過し、輸入牛肉は国民生活の中に定着してきている。また、牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の発生等を契機とした消費者の食品に対する安全・安心志向の高まりなどにより学校給食を取り巻く環境も大きく変化してきている。そして、17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率の向上等のため、学校給食も活用した「食育」や、地元農産物の生産振興及び消費拡大を図る「地産地消」の推進等が重点施策とされている。

このような状況の中で、有効性等の観点から、学校給食用輸入牛肉を安定的に供給し、学校給食の安定と改善を図ることを目的に実施されている本事業が環境の変化を踏まえつつ適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、輸入自由化が学校給食に与えた影響について、輸入自由化後の輸入牛肉の価格の推移を調査するとともに、事業主体から補助金等の交付を受けた財団法人北海道給食会<sup>(注1)</sup>ほか42給食会における輸入牛肉の取扱状況、基金事業の実施状況等について、実績報告書と調査票の分析等により検査を実施した。

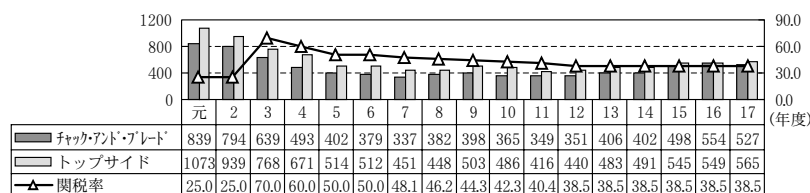
### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 輸入自由化後の輸入牛肉の価格の推移について

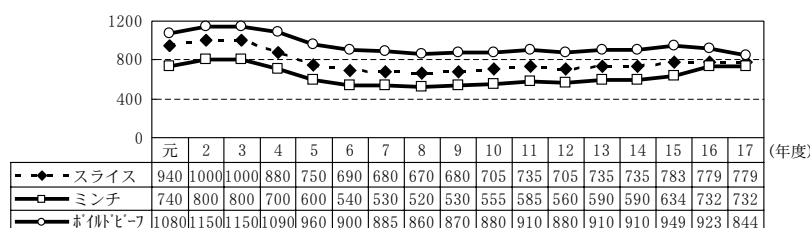
元年度以降の輸入牛肉の国内市場における卸売価格については、図1のとおり、3年の輸入自由化当初において高率の関税が賦課されたものの、輸入量が増大したこと、円高が進展したこと、漸次、関税率が引き下げられたことなどから輸入自由化以前と比較すると低価で推移している。そして、給食会では、給食会の連合体組織である全国学校給食会連合会が輸入し、スライスなどの製品に加工させた牛肉を学校給食用輸入牛肉として供給を受けているが、その価格は、図2のとおり、輸入自由化以前よりも低価で推移している。

図1 輸入牛肉の卸売価格の推移 (単位：円/kg、%)



(注) チャック・アンド・ブレードは「かた」、トップサイドは「もも」に当たる部分であり、価格は機構が公表している仲間相場(卸業者間で行われている取引での価格)である。

図2 給食会に供給された輸入牛肉の価格の推移 (単位：円/kg)



このように、輸入牛肉の価格は自由化以前と比較すると低価で推移している状況であり、懸念された牛肉の輸入自由化に伴う学校給食の輸入牛肉の価格の高騰は生じていない。

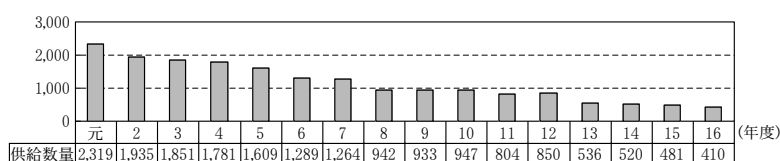
(2) 給食会における給食用物資の取扱状況について

給食会では、給食実施校からの発注に応じ、給食用物資を給食実施校に供給している。11年度から16年度までの給食会における給食用物資の取扱状況は、次のとおりとなっていた。

ア 給食会への輸入牛肉の供給量について

43 給食会への輸入牛肉の供給量の推移についてみると、図3のとおり、輸入自由化以降大幅に減少しており、特に、13年度以降においては、輸入自由化以前と比較すると供給量が4分の1以下に減少している。これは、13年度に国内でBSEが発生したため牛肉に対する不安感が高まり、多くの給食実施校で輸入牛肉の使用を停止し、現在も使用を自粛している給食実施校があることなどによる。そして、牛肉の消費が回復してきた15年度には、米国及びカナダでBSEが発生したため、米国産及びカナダ産の牛肉が輸入停止になったことなどから、16年度は、輸入牛肉の供給量は約410tにまで落ち込む状況となっていた。

図3 給食会への輸入牛肉の供給量の推移 (単位：t)



イ 給食会から給食実施校への給食用物資の供給状況について

11年度から16年度までの43給食会から給食実施校へ供給された輸入牛肉の供給量の推移をみると、図4のとおり、12年度の842tを最高に16年度には294tと65%減少していた。さらに、輸入牛肉の取扱額についてみると、表2のとおり、16年度には4億0239万余円で、取扱額が最大であった12年度の7億4318万余円と比較すると

45.9% 減少していた。また、給食会が供給した給食用物資の取扱額に占める輸入牛肉の割合は、11年度から16年度において0.4%から0.7%と著しく低い状況となっていた。

一方で、43給食会のうち財団法人北海道給食会ほか28給食会では、輸入牛肉のほか国産牛肉、豚肉、鶏肉等(以下「その他の食肉」という。)についても給食実施校へ供給しているが、輸入牛肉とは逆に、11年度以降の供給量は増加傾向にあり、15年度から輸入牛肉の供給量を上回る状況となっていた。同様に、取扱額についても、16年度の取扱額8億1520万余円は11年度の6億1333万余円と比較すると32.9%増加していた。

このような状況は、国内外のBSEの影響等により、学校給食用食肉については、輸入牛肉に替えてその他の食肉の供給量を増加させていることを示している。

図4 給食会から給食実施校への輸入牛肉及びその他の食肉の供給量の推移(単位：t)

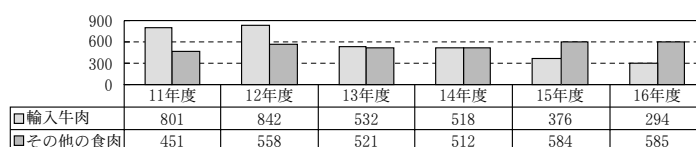


表2 給食会の給食用物資の取扱状況 (単位：千円、%)

年度	輸入牛肉		その他の食肉		基本物資等		計
	取扱額	割合	取扱額	割合	取扱額	割合	
11	648,329	0.6	613,339	0.6	102,708,021	98.8	103,969,689
12	743,182	0.7	762,880	0.8	99,274,477	98.5	100,780,539
13	425,815	0.4	704,640	0.7	99,825,523	98.9	100,955,979
14	378,245	0.4	763,305	0.8	98,245,523	98.9	99,387,074
15	414,882	0.4	824,726	0.8	98,287,788	98.8	99,527,397
16	402,394	0.4	815,204	0.9	94,621,300	98.7	95,838,899
11年度と16年度の増減	△ 245,934 (△ 37.9)		201,864 (32.9)		△ 8,086,720 (△ 7.9)		△ 8,130,790 (△ 7.8)

注(1) 基本物資等とは、主として米、パン、加工食品等である。

注(2) 割合については四捨五入しているため、合計が100とならないものもある。

以上のように、本事業により学校給食への安定的な供給を図ることとしている輸入牛肉は供給量が減少しており、給食用物資全体の供給量に占める割合も著しく低くなっている。

### (3) 給食会における基金事業の実施状況等について

基金事業の実施状況について検査したところ、14年度以降、すべての事業が輸入牛肉の使用を前提に実施されていた。

しかし、前記(1)及び(2)のとおり、輸入自由化以降に輸入牛肉の価格の高騰は生じておらず、給食会における給食用物資全体の供給量に占める輸入牛肉の割合が著しく低くなっていることから、輸入牛肉の価格高騰により学校給食の安定と改善に著しい影響を及ぼす可能性は、ほとんどない状況となっている。

特に、補助金等の支出総額の過半を占める食肉流通施設改善事業の実施状況について検査したところ、同事業により整備した冷凍車等による物資輸送実績を有していた財団法人

(注3)  
岩手県給食会ほか19給食会のうち、11年度から16年度において、給食用物資輸送量に対する輸入牛肉の占める割合が最も高い県給食会でも年度別にみると最高の率は11年度の3.4%と著しく低くなっていた。

以上のとおり、輸入牛肉の使用を条件として実施されている本事業は、輸入自由化への対応策としての役割を既に終え、学校給食用輸入牛肉を安定的に供給し、学校給食の安定と改善を図ることを目的とする本事業は、学校給食を取り巻く環境が変化した現状では事業の終了を含めた抜本的な見直しを行う必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、学校給食を取り巻く環境の変化を踏まえた事業の見直しの検討が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省では、本事業を17年度末をもって終了することとし、18年5月に機構に対して基金の閉鎖を要請する旨の通知を発した。この要請に基づき、機構では、同年同月に要綱を廃止して基金を閉鎖し、基金の残額1億6560万余円を改善協会から機構に返還させた。

(注1) 財団法人北海道給食会ほか42給食会 東京都給食会、北海道給食会、京都府給食会、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県給食会、兵庫県体育協会の各財団法人

(注2) 財団法人北海道給食会ほか28給食会 北海道給食会、京都府給食会、青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、石川、長野、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県給食会、兵庫県体育協会の各財団法人

(注3) 財団法人岩手県給食会ほか19給食会 岩手、秋田、福島、茨城、栃木、千葉、長野、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、沖縄各県給食会、兵庫県体育協会の各財団法人

平成14年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

#### 一般国道の道路敷となっている国有林野の取扱いについて

平成14年度決算検査報告319ページ参照  
平成15年度決算検査報告374ページ参照  
平成16年度決算検査報告324ページ参照

### 1 本院が要求した是正改善及び改善の処置

#### (検査結果の概要)

林野庁では、国有林野事業特別会計所属の行政財産である国有林野を国道(道路法(昭和27年法律第180号)に基づく一般国道をいう。以下同じ。)の道路敷として使用させる場合には、

国道の管理を道路整備特別会計において行う国土交通省に対して、原則として所管換をすることとしている。また、同省の事務又は事業の遂行上、所管換の手続前に、又は臨時に一定期間に限って国有林野を使用させる必要がある場合には使用承認をすることとしている。

そして、所管換は、森林管理署が所管換を受けようとする部局等から所管換の協議を受け、森林管理局がこれを行うこととなっている。また、使用承認は、使用しようとする部局等から申請書を提出させ、森林管理署がこれを行うこととなっている。

異なる会計間において所管換又は使用承認をする場合には、国有財産法(昭和23年法律第73号。以下「法」という。)等の規定により、財産価額が3000万円以上のものは有償によることとなっている。また、財産価額が3000万円に達しないものについては、所管換又は使用承認を有償とするか無償とするかについて、それぞれの会計の長が決定することとなっている。

林野庁では、平成9年に、使用承認をしているすべての国道の道路敷について財産価額の調査を行い、財産価額が3000万円以上の36路線に係る国有林野及び財産価額が3000万円に達しない183路線に係る国有林野について、早期に有償により所管換をすることとし、所管換までの間は有償による使用承認とすることとしている。

そこで、国道の道路敷となっている9森林管理局管内の国有林野について検査したところ、5森林管理局管内の財産価額が3000万円以上の路線に係る約558万㎡及び9森林管理局管内の財産価額が3000万円に達しない路線に係る約624万㎡について、有償による所管換がされていなかったり、これらの一部について無償のまま使用承認が継続されていたりしている事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められた。

ア 森林管理局及び森林管理署において、法の規定に関する認識が十分でなく、所管換までの期間中の使用承認の更新の際、使用承認を有償へ切り替える取扱いが十分徹底されていなかったこと

イ 使用承認をしている路線に係る森林管理局と国土交通省の地方整備局(北海道開発局を含む。)との間及び森林管理署と道路管理者(指定区間内については国土交通大臣、指定区間外については都道府県等をいう。以下同じ。)との間において、計画的な所管換をするための定期的な連絡調整を行う場が設けられていなかったこと

(検査結果により要求した是正改善及び改善の処置)

林野庁では、本院の検査の進行に伴い、国道の道路敷として使用承認をしている国有林野の取扱いについて、国土交通省と協議し、森林管理署及び道路管理者間の定期的な連絡調整の場を設け、所管換に係る年次計画の策定等の措置を講ずることで同省と合意するなどした。

本院では、林野庁において、森林管理局及び森林管理署に対し、法の規定に基づく取扱いの徹底を図るなどし、更に次のような処置を講じて、有償による所管換の推進及び無償による使用承認の早期解消を図るよう、林野庁長官に対し15年11月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求し、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

ア 森林管理署において、現に国道の道路敷として使用承認をしている国有林野であって財産価額が3000万円以上のものについて、道路管理者と引き続き協議して、法の規定によ



り早期に有償により所管換をするよう年次計画を策定すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置要求)

- イ 森林管理署において、現に国道の道路敷として使用承認をしている国有林野であって財産価額が3000万円に達しないものについて、道路管理者と引き続き協議して、国有林野事業特別会計の独立性に影響を及ぼすことなく早期に有償により所管換をするよう年次計画を策定すること(同法第36条による改善の処置要求)

## 2 当局の処置状況

林野庁では、本院指摘の趣旨に沿い、国土交通省と引き続き協議している。また、森林管理署では、同省との合意に基づき、道路管理者との定期的な連絡調整の場において年次計画の策定に関し協議するなどしている。そして、本院が是正改善及び改善の処置を要求した15年11月から18年8月末までの間における、本院が検査を行った前記の9森林管理局にその他の森林管理局を加えた全森林管理局に係る年次計画の策定状況は以下のとおりである。

- ア 森林管理署では、財産価額が3000万円以上の39路線<sup>(注)</sup>に係る約691万㎡のうち33路線に係る約487万㎡について年次計画を策定しており、残りについても年次計画を策定して早期に有償により所管換などをするよう道路管理者と引き続き協議していくこととしている。

- イ 森林管理署では、財産価額が3000万円に達しない195路線<sup>(注)</sup>に係る約924万㎡のうち123路線に係る約426万㎡について年次計画を策定しており、残りについても年次計画を策定して早期に有償により所管換などをするよう道路管理者と引き続き協議していくこととしている。

(注) 新設等により新たに使用承認をするなどしたため、財産価額が3000万円以上のものは前記の平成9年における36路線から39路線へ、財産価額が3000万円に達しないものは同183路線から195路線へと、それぞれ増加している。

平成16年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況

### 沖縄の復帰に伴う国有林野に係る国有財産台帳の整備について

(平成16年度決算検査報告289ページ参照)

## 1 本院が要求した是正改善の処置

(検査結果の概要)

林野庁では、国有財産である国有林野を適正に管理及び処分するため、各森林管理局において、行政財産及び普通財産の分類ごとに国有財産台帳を備えるとともに、国有林野を地番ごとに整理することによって国有財産台帳の内訳簿としての機能を持つ国有林野地籍台帳を備えている。

沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)の国有財産については、「沖縄の復帰に伴う国有財産の国有財産台帳への新規登録及び国有財産台帳価格の改定等の取扱いについて」(昭和47年蔵理第2721号大蔵省理財局長通達)等に基づき、各省各庁の長において、昭和47年度中を目途

として現況に基づき国有財産台帳を整備するとともに国有財産の数量及び価格を記載した調書を作成し、大蔵省理財局長に提出することとされた。しかし、戦前の上記の両台帳に登録されていた地番や面積と戦後作成された土地台帳及び公図の地番や面積が異なっており、期限内に戦前の地番の位置の特定や面積の確定を行い現況に基づいて両台帳を整備することが困難であったなどのため、現況に基づく国有財産台帳の整備が行われなかった。

そこで、沖縄の国有林野について検査したところ、沖縄が復帰してから現在に至るまで長期にわたり沖縄の普通財産(国有財産台帳の面積約1346万 $\text{m}^2$ )及び行政財産(国有財産台帳の面積約3億6492万 $\text{m}^2$ のうち約45万 $\text{m}^2$ )に係る国有財産台帳が適正に整備されておらず、このため、同台帳を基に作成される国有財産増減及び現在額報告書等が現況を正しく反映したものとなっていなかったり、普通財産について、有効活用を十分に図ることができないこととなっていたり、適正な額による国有資産所在市町村交付金の交付ができないこととなっていたり、誤って国以外の者から第三者に売り払われているものがあつたりなどしている事態が見受けられた。

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められた。

ア 普通財産については、林野庁において、56年以降大蔵省(平成13年1月6日以降は財務省)理財局及び沖縄開発庁(13年1月6日以降は内閣府)沖縄総合事務局との間で国有財産台帳の整備方針について協議を行ってきたものの、長期にわたり、実態調査における調査事項や調査結果に基づき作成すべき関係資料の記載事項を明確にするなどの具体的な国有財産台帳の整備方針が定められなかったこと

イ 行政財産については、熊本営林局(11年3月1日以降は九州森林管理局)において、測量及び境界確定を行って面積を確定したものの、国有財産台帳の整備に当たり、普通財産として整理すべき面積の一部を行政財産の面積として誤って計上したこと

(検査結果により要求した是正改善の処置)

林野庁において、沖縄の特殊性を考慮しつつ関係機関と十分調整して、国有財産台帳を正当な権利関係や現況の面積等に基づく適正なものとするよう、次のとおり、林野庁長官に対し17年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

ア 普通財産については、財務省所管の普通財産に係る処理方法との整合性を図った上で、実態調査における調査事項及び作成すべき関係資料の記載事項を具体的に定めた国有財産台帳の整備方針を策定し、これに基づく実態調査を促進して、同台帳の整備を図ること

イ 行政財産については、国有財産台帳を訂正するなど、同台帳の所要の整備を速やかに行うこと

## 2 当局が講じた是正改善の処置

林野庁では、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じた。

ア 普通財産については、実態調査における調査事項及び作成すべき関係資料の記載事項を具体的に定めた国有財産台帳の整備方針を17年10月に策定し、これに基づき市町村の区域ごとに順次実態調査に着手し国有財産台帳の整備を開始した。そして、19年度中を目途に、すべての区域について同台帳の整備が完了することとなった。

イ 行政財産については、18年3月に国有財産台帳を訂正するなど、同台帳の所要の整備を行った。

## 第9 経済産業省

### 不当事項

#### 役 務

- (303) 原子力発電所緊急時連絡網システムに係る賃貸借、保守等の契約において、長期間にわたり履行状況を確認しないまま契約に基づく保守点検等が行われたものとして契約金額を支払って適切を欠いているもの

会計名及び科目	電源開発促進対策特別会計 (電源立地勘定) (項)事務取扱費
部局等の名称	原子力安全・保安院(平成13年1月5日以前は資源エネルギー庁)
契 約 名	(1) 原子力発電所緊急時連絡網システム装置賃貸借 (2) 原子力発電所緊急時連絡網システム装置保守請負 (3) 原子力発電所緊急時連絡網システム装置改修
契 約 の 概 要	原子力安全・保安院と各保安検査官事務室等との間を結ぶ電話、ファックス、同報装置等の原子力発電所の防災に係るシステムに使用する機器の賃貸借及びこれらの保守点検並びに蓄電池の交換
契 約 の 相 手 方	(1)~(3)株式会社日立製作所
契 約	(1) 平成16年4月、17年4月 随意契約 (2) 平成10年4月~17年4月 随意契約 (3) 平成17年2月 随意契約
支 払 額	(1) 13,419,350円(平成16、17両年度) (2) 87,397,275円(平成10年度~17年度) (3) 1,220,100円(平成16年度)
不当と認める支払額	(1) 855,561円(平成16、17両年度) (2) 4,074,604円(平成10年度~17年度) (3) 1,220,100円(平成16年度)
	計 6,150,265円

#### 1 契約の概要

原子力安全・保安院(平成13年1月5日以前は資源エネルギー庁、以下「保安院」という。)では、「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」(昭和54年7月12日中央防災会議決定)を受け、原子力発電所と国の機関及び地方公共団体との間の緊急時連絡体制を常時整備し、維持することを目的として、原子力発電所緊急時連絡網システム(以下「システム」という。)を設計・構築し、その運用を行っている。システムは、保安院と原子力発電所内の保安検査官事務室(18年3月現在17箇所)、緊急事態応急対策拠点施設内の保安検査官事務所(18年3月現在17箇所)及び原子力発電所が立地しているなどの道府県との間を専用回線で接続し、ファックス及び電話により情報の伝達や相互の連絡を行うものであり、原子力発電所の事故・トラブル等の緊急事態の際には、システムに装備されている同報装置を

通じ、保安院から各保安検査官事務室等に対して同時刻に一斉にファックスにより上記情報の伝達等を行うこととしている(参考図参照)。

保安院では、システムの構築に必要となる電話、ファックス、同報装置、交換機等の機器について、株式会社日立製作所(以下「会社」という。)と賃貸借契約(16、17両年度の契約金額計14,028,636円)を締結(以下、この契約を「機器等賃貸借契約」という。)するとともに、システムの保守点検について、会社と請負契約(10年度から17年度までの契約金額計88,288,200円)を締結(以下、この契約を「保守点検契約」という。)し、これを行わせている。

機器等賃貸借契約によれば、会社は、契約期間中、装置に故障が生じた場合には、誠意をもって善処し、速やかにこれを修理しなければならないこととされており、また、保守点検契約によれば、会社は、上記機器の機能の状態を点検し、その点検結果を報告書に記載し提出しなければならないこととされている。

また、保安院では、16年度に、泊保安検査官事務室ほか6保安検査官事務室(以下「7保安検査官事務室」という。)において、停電時にもシステムを稼働できるようにするために交換機に取り付けられている蓄電池の容量が著しく不足しているなどの状況となっていたことから、これらの蓄電池の交換作業を1,220,100円で会社に請け負わせている。

## 2 検査の結果

本件契約について、契約内容、機器の状況、支払の状況等を検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 保安院では、16年4月から18年2月までの間、機器等賃貸借契約がすべて履行されたとして、この間に係る契約金額13,419,350円全額を会社に支払っていた。

しかし、機器等賃貸借契約により賃借している機器のうち、同報装置は、16年6月に不具合が発生し使用できない状況となったため一時的に使用を停止することとしたが、その後も、18年3月の会計実地検査時まで会社によって修理されないまま、放置された状態となっていた。

イ 保安院では、10年4月から18年2月までの間、保守点検契約がすべて履行されたとして、この間に係る契約金額87,397,275円全額を会社に支払っていた。

しかし、会社は、同報装置に上記のとおり16年6月に不具合が発生してから18年2月まで、同報装置について保守点検を行っておらず、点検結果を記録した報告書も保安院に提出していなかった。また、会社は、福島第一及び福島第二保安検査官事務室に設置されているファックスについては10年12月から18年2月までの間、川内保安検査官事務室に設置されているファックスについては10年6月から18年2月までの間、志賀保安検査官事務室に設置されているファックスについては10年4月から18年2月までの間、いずれも保守点検を行っておらず、点検結果を記録した報告書も提出していなかった。

ウ 保安院では、16年度に、7保安検査官事務室の蓄電池の交換作業がすべて履行されたとして、同作業に係る契約金額を会社に支払っていた。

しかし、実際には、すべての箇所蓄電池の交換が実施されていなかった。

上記のように、同報装置が修理されずに放置され機能が回復されないままとなったり、ファックスの保守点検が長期間にわたって行われていなかったり、蓄電池の交換作業が実施されていなかったりしているのに、これらを確認しないままそれぞれの契約に係る契約金額を全額支払っていたのは、適切とは認められない。また、このような事態が長期間継続

していたことは、システムの機能が長期間にわたり発現せず、システムを構築した目的が達成されていないもので、原子力発電所の防災対策の重要性にかんがみても、適切とは認められない。

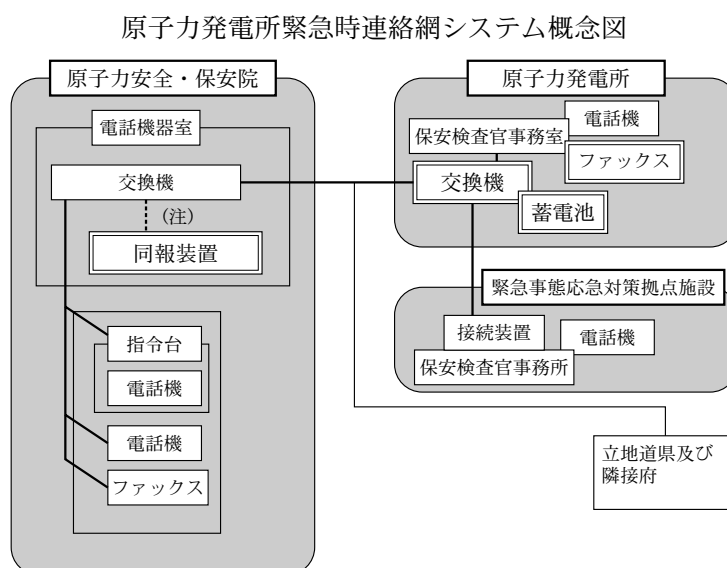
このような事態が生じていたのは、保安院において、契約履行状況の確認など基本的な会計経理を適切に行う認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

したがって、各契約が履行されたとして支払っていた前記の同報装置に係る賃貸借料855,561円、同報装置及びファックスに係る保守点検料4,074,604円並びに蓄電池の交換作業料1,220,100円、計6,150,265円が不当と認められる。

(注1) 緊急事態応急対策拠点施設 原子力緊急事態において国、地方公共団体等が一体となった応急対策を実施するための共同の対策本部を設置する場所となる施設(通常、オフサイトセンターと呼称している。)

(注2) 泊保安検査官事務室ほか6保安検査官事務室 泊、女川、東海、浜岡、高浜、志賀、伊方各保安検査官事務室

(参 考 図)



(注)…は緊急時の同時刻一斉連絡の際使用

### 補 助 金 (304)-(315)

(304) 中小企業経営革新等対策費補助金等の経理が不当と認められるもの  
 (313)

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費
部局等の名称	関東、近畿、中国、四国、九州各経済産業局、沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	7会社等(事業主体)及び栃木県ほか2県

間接補助事業者 (事業主体)	3 会社
補助事業	創造技術研究開発等
補助事業の概要	中小企業者等が自ら新製品、新技術等に関する研究開発等を行うもの
事業費の合計	178,856,923 円(平成 13 年度～16 年度)
補助対象事業費 の合計	166,501,195 円(平成 13 年度～16 年度)
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	88,604,319 円
不当と認める補 助対象事業費	119,778,626 円(平成 13 年度～16 年度)
不当と認める国 庫補助金交付額	60,217,661 円(平成 13 年度～16 年度)

### 1 補助金の概要

中小企業庁では、中小企業者等に対して、創造技術研究開発費補助金、中小企業経営革新等対策費補助金、地場産業等活力強化事業費補助金、地域産業集積中小企業等活性化補助金、地域活性化創造技術研究開発費補助金及び中小企業経営資源強化対策費補助金を交付している。

これらの補助金に係る補助事業、交付の目的、補助の対象、補助の対象となる事業費及び補助率は次表のとおりである。

補助金名	補助事業	交付の目的	補助の対象	補助の対象となる事業費	補助率
創造技術研究開発費補助金	創造技術研究開発	中小企業の技術開発を促進し、中小企業の技術改善を図り、もって中小企業製品の高付加価値化、中小企業の新分野進出等の円滑化等に資すること	中小企業者等が自ら行う新製品、新技術等の研究開発に要する経費の一部を国が直接補助するもの	研究開発に直接関与する研究者の person 費等	当該経費の 2 分の 1 以内など
中小企業経営革新等対策費補助金	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発	中小企業の技術開発を促進し、中小企業の技術改善を図り、もって中小企業製品の高付加価値化、中小企業の新分野進出等の円滑化等に資すること	中小企業者等が克服すべき技術的課題の解決のために新規の考案を行い、開発終了後速やかに当該技術を実施又は製品化することを目的として行う試験研究に要する経費の一部を国が直接補助するもの	機械装置等の購入費、研究開発に直接関与する研究者の person 費等	当該経費の 3 分の 2 以内
	IT 活用革新モデル	中小企業の経営革新の促進に資すること	中小企業者等が地域でのビジネスモデルとなりうる IT を活用した経営革新を行うために有効なシステムの開発・導入事業等に要する経費の一部を国が直接補助するもの	システムエンジニア等の person 費等	当該経費の 2 分の 1 以内
	中小商業モデル支援	中小商業者等が行う消費者ニーズや社会的要請に対応した新たなビジネスモデルの開発を支援し、中小商業者の競争力強化に資すること	中小商業者等が行うビジネスモデルの策定に必要な調査等を実施する事業に要する経費の一部を国が直接補助するもの	謝金等	当該経費の 2 分の 1 以内

補助金名	補助事業	交付の目的	補助の対象	補助の対象となる事業費	補助率
地域産業等活力強化事業費補助金	地域産業等活力強化	地域産業に属する地域中小企業の事業活動の活力強化等による全国的又は国際的な事業の展開が図られ、地域産業の活性化及び地域中小企業の振興に寄与すること	中小企業者等が行う地域産品等開発・高付加価値化支援事業等に要する経費の一部を国が直接補助するもの	委託費等	当該経費の2分の1以内
地域産業集積中小企業活性化補助金	地域産業集積中小企業活性化	地域の中小企業の基盤的技術の高度化等を図り、地域産業集積の活性化及び地域中小企業の振興と経営の安定化に寄与すること	中小企業者等が行う新商品、新技術等の研究開発等に要する経費の一部を国が都道府県を通じて補助するものなど	機械装置等の購入費等	当該経費の3分の1以内で、かつ都道府県が事業主体へ補助する額の2分の1以内など
地域活性化創造技術研究開発費補助金	地域活性化創造技術研究開発	中小企業の技術開発を促進し、中小企業の技術改善を図り、もって中小企業製品の高付加価値化及び中小企業の新分野進出等の円滑化等に資すること	中小企業者等が自ら行う新製品、新技術等の研究開発等に要する経費の一部を国が都道府県を通じて補助するもの	機械装置等の購入費等	当該経費の3分の1以内で、かつ都道府県が事業主体へ補助する額の2分の1以内
中小企業経営資源強化対策補助金					

そして、事業主体は、事業完了後に、実績報告書を経済産業局若しくは内閣府沖縄総合事務局又は都道府県に提出し、経済産業局若しくは内閣府沖縄総合事務局又は都道府県はこれに基づいて事業の実施状況を確認することとなっている。

## 2 検査の結果

北海道経済産業局ほか7経済産業局及び北海道ほか25都府県の445件の補助事業について実績報告書等により検査を実施した。その結果、関東経済産業局ほか4経済産業局及び栃木県ほか2県の10件の補助事業(補助対象事業費計166,501,195円)において、事業主体が、支払の実績がない機械装置の購入費等を補助対象事業費に含めたり、補助金の交付決定前に発注した事業を補助の対象としたり、自ら行う研究開発とは認められない他の会社から受託した業務を補助事業としていたりなどしていた。このため、補助対象事業費119,778,626円が過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額60,217,661円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体が事実と相違した内容の実績報告を行っていたこと、経済産業局又は県の指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを経済産業局又は県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

経済産業局又は県名	事業主体(所在地)	補助事業	年度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
(304) 関東経済産業局	スーパーウエーブ株式会社(東京都港区)	創造技術研究開発	14	32,146 (31,233)	20,820	2,588	1,725	精算過大

この補助事業は、パソコンなどと個人の所持するIDカードなどとの間で双方向通信を行うことにより個人認証することができるワイヤレス認証モジュールの開発

経済産業局又は県名	事業主体(所在地)	補助事業	年度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
								<p>を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、研究者の人件費等に要したとする事業費 32,146,751 円(補助対象事業費 31,233,659 円)に対して、国庫補助金 20,820,155 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、実際には研究者が本件補助事業に従事していない時間に係る人件費 2,588,917 円を上記の補助対象事業費に含めていた。</p> <p>したがって、適正な補助対象事業費は 28,644,742 円となり、前記の補助対象事業費 31,233,659 円との差額 2,588,917 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 1,725,944 円が過大に交付されていた。</p>
(305) 関東経済産業局	東横テクノプラン株式会社(山梨県南都留郡鳴沢村)	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発	16	22,509 (22,509)	15,000	22,509	15,000	精算過大
								<p>この補助事業は、従来の壁体の強度・耐久性を維持しながら自然環境・生態系を復元する機能を持った緑化ブロック擁壁の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の購入費、構築物の基礎工事費等に要したとする事業費 22,509,000 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 15,000,000 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、機械装置の購入費 18,830,000 円は、全額返金を受けていたり、構築物の基礎工事費等 3,679,000 円は、すべて第三者が負担していたりしたため、実際には事業主体は事業費を全く負担していなかった。</p> <p>したがって、本件国庫補助金 15,000,000 円は交付の必要がなかった。</p>
(306) 近畿経済産業局	株式会社フジキン(大阪市)	IT活用型経営革新モデル	16	28,584 (28,584)	14,292	28,584	14,292	補助の対象外
								<p>この補助事業は、工場における生産工程等を一元管理するシステムの開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、開発に従事した者の人件費に要したとする事業費 28,584,091 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 14,292,045 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、事業主体は、補助事業の対象としたシステムの開発を、補助金の交付決定(平成 16 年 8 月)前の 15 年 7 月に発注していることから、本件事業はすべて補助の対象とならないものであった。</p> <p>したがって、本件国庫補助金 14,292,045 円は交付の必要がなかった。</p>
(307) 中国経済産業局	協同組合魁(鳥取市)	中小商業ビジネスモデル支援	15	6,424 (6,205)	3,102	6,094	3,047	精算過大
								<p>この補助事業は、飲食と物品販売の融合店舗において扱う商品、その販売方法、提供するサービス等の新たなビジネスモデルの調査研究を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、外部の専門家に対する謝金、旅費等に要したとする事業費 6,424,200 円(補助対象事業費 6,205,200 円)に対して、国庫補助金</p>



経済産業局又は県名	事業主体(所在地)	補助事業	年度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認められる補助対象事業費 千円	不当と認められる国庫補助金 千円	摘要
(308)	中国経済産業局	公協産業株式会社(岡山市)	16	13,611 (13,035)	8,661	2,599	1,703	精算過大及び無断処分

3,102,600 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、支払に係る虚偽の領収書等を作成するなどしており、支払等の事実を証明できない謝金、旅費等 6,094,640 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 110,560 円となり、前記の補助対象事業費 6,205,200 円との差額 6,094,640 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 3,047,320 円が過大に交付されていた。

(注1) この補助事業は、産業廃棄物である硫酸ピッチの経済的かつ安全な処理方法の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の購入費及び人件費に要したとする事業費 13,611,129 円(補助対象事業費 13,035,904 円)に対して、国庫補助金 8,661,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際には研究者が本件補助事業に従事していない時間等に係る人件費 730,391 円を上記の補助対象事業費に含めていた。また、本件補助事業で取得した機械装置の一部(購入金額 2,300,000 円)を、平成 17 年 7 月に経済産業局に無断で他の企業に譲渡していた(譲渡時点での残存価額 1,868,750 円)。

したがって、適正な補助対象事業費は 10,436,763 円となり、前記の補助対象事業費 13,035,904 円との差額 2,599,141 円に係る国庫補助金相当額 1,703,833 円が不当と認められる。

(注1) 硫酸ピッチ 硫酸と廃油の混合物であるタール状の物質

(309)	四国経済産業局	バイオソリューション株式会社(徳島市)	16	28,869 (28,371)	14,185	28,371	14,185	補助の対象外
-------	---------	---------------------	----	--------------------	--------	--------	--------	--------

この補助事業は、タンパク質の数値データを視覚化して解析するシステムの開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、システム開発のための人件費等に要したとする事業費 28,869,787 円(補助対象事業費 28,371,376 円)に対して、国庫補助金 14,185,688 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際には他の会社から受託した業務を本件事業として実施したことにしており、中小企業者が自ら行う研究開発とは認められないことから、本件事業はすべて補助の対象とならないものであった。

したがって、本件国庫補助金 14,185,688 円は交付の必要がなかった。

(310)	九州経済産業局	株式会社トライ・ウッド(日田市)	16	6,735 (6,735)	3,367	5,985	2,992	精算過大
-------	---------	------------------	----	------------------	-------	-------	-------	------

この補助事業は、未利用木材の木粉化装置及び木粉利用商品の開発を行うもので

経済産業局又は県名	事業主体(所在地)	補助事業	年度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
-----------	-----------	------	----	--------------------	------------------	---------------------	-------------------	----

ある。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の開発のための委託費等に要したとする事業費 6,735,451 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 3,367,725 円の交付を受けていた。

しかし、実際には事業主体は本件事業に係る経費の一部である 750,000 円を負担していたにすぎず、残りの経費のすべては事業主体が構成員の一員となっている団体が負担していた。

したがって、適正な補助対象事業費は 750,000 円となり、前記の補助対象事業費 6,735,451 円との差額 5,985,451 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 2,992,725 円が過大に交付されていた。

(311)	栃木県	株式会社タスク(栃木市)	地域産業集積中小企業活性化	14	13,058 (12,308)	3,700	6,500	1,995	精算過大
-------	-----	--------------	---------------	----	--------------------	-------	-------	-------	------

この補助事業は、<sup>(注2)</sup>超音波診断装置を用いて生検針を使用する際に助手を必要としない全自動式片手操作可能生検針の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置等の購入費等に要したとする事業費 13,058,000 円(補助対象事業費 12,308,000 円)に対して、国庫補助金 3,700,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、返金を受けるなどしていたため実際には支払の実績がない機械装置等の購入費 6,500,000 円を上記の補助対象事業費に含めていた。

したがって、適正な補助対象事業費は 5,808,000 円となり、前記の補助対象事業費 12,308,000 円との差額 6,500,000 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 1,995,000 円が過大に交付されていた。

(注2) 生検針 生検(生きた身体から組織を採取して、その組織を顕微鏡等で見て診断を行うこと)の際、この組織採取に使用する針

(312)	山梨県	ララ果汁工業株式会社(東山梨郡勝沼町) (注3))	地域活性化創造技術研究開発	13	19,172 (9,772)	3,000	8,800	2,800	補助の対象外
-------	-----	------------------------------	---------------	----	-------------------	-------	-------	-------	--------

この補助事業は、非加熱高品位天然果汁の試作開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、機械装置の購入費等に要したとする事業費 19,172,514 円(補助対象事業費 9,772,514 円)に対して、国庫補助金 3,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体が購入したとしていた機械装置は、支払完了日が補助事業期間を超えて設定され、支払完了まで事業主体に所有権が移転しない割賦販売契約によっており、補助事業期間内に購入したとは認められないことから、上記の補助対象事業費のうち機械装置の購入費 8,800,000 円は補助の対象とならないものであった。

したがって、適正な補助対象事業費は 972,514 円となり、前記の補助対象事業費 9,772,514 円との差額 8,800,000 円に係る国庫補助金 2,800,000 円が過大に交付され

経済産業局又は県名	事業主体(所在地)	補助事業	年 度	事業費(補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認められる補助対象事業費 千円	不当と認められる国庫補助金 千円	摘 要
								ていた。
								(注3) 平成17年11月1日以降は甲州市
(313)	沖縄県 株式会社エコ・エンジニアリング研究所(那覇市)	地域活性化創造技術研究開発	16	7,746 (7,746)	2,475	7,746	2,475	補助の対象外
								この補助事業は、ペットボトル、廃油等の廃棄物から精製された重油代替燃料に含まれる有害物質の除去技術の開発を行うものである。事業主体は、本件事業の実施に当たり、技術開発のための機械装置の購入費等に要したとする事業費7,746,000円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金2,475,106円の交付を受けていた。
								しかし、事業主体は機械装置を設置当初から別会社が販売している軽油代替燃料の精製のために使用させており、技術開発のために購入したものと認められないことから、本件事業はすべて補助の対象とならないものであった。
								したがって、本件国庫補助金2,475,106円は交付の必要がなかった。
(304)-(313)の計				178,856 (166,501)	88,604	119,778	60,217	

**(314) 電源立地地域対策交付金の交付を受けた事業の実施に当たり、保育所建設工事の設計、施工等が適切でなかったため工事の目的を達していないもの**

会計名及び科目	電源開発促進対策特別会計 (電源立地勘定) (項)電源立地対策費
部局等の名称	中国経済産業局
交付の根拠	発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)
補助事業者	島根県
間接補助事業者(事業主体)	島根県松江市(平成17年3月30日以前は島根県八束郡島根町)
交付金	電源立地地域対策交付金
交付金の概要	発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備等を推進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置等の円滑化に資することを目的に、発電用施設が設置される市町村等に対して交付されるもの
交付対象事業	保育所建設事業
事業の概要	保育環境を充実させ、児童福祉の向上を図るため、平成16年度に保育所を建設するもの
事業費	288,555,750円
上記に対する交付金交付額	282,700,000円

不当と認める事業費	282,345,000 円
不当と認める交付金交付額	276,592,643 円

## 1 事業の概要

この事業は、島根県松江市(平成 17 年 3 月 30 日以前は島根県八束郡島根町)が電源立地地域対策交付金の交付を受け、保育環境を充実させ、児童福祉の向上を図るため、16 年度に保育室、遊戯室及び事務室等を備えた保育所(木造平屋建て、延べ面積 952.4m<sup>2</sup>)を建設するため、建設工事(請負契約額 267,750,000 円)及びこれに係る設計・工事監理業務(委託契約額 14,595,000 円)等を事業費 288,555,750 円(全額交付金交付対象、これに係る交付金 282,700,000 円)で実施したものである。

上記建物の建設に当たり、市では、設計コンサルタント会社に設計・工事監理業務を委託し、成果品として検査の上受領した設計図書等に基づき本件工事を施工している。

上記の設計図書等によると、建設工事は、土台や柱・梁・筋かいなどの構造材を組んで骨組みを構成する木造軸組工法で施工することとし、各室の屋根を支える小屋組については、ろくばり陸梁(水平梁)、(注1)合掌等を接合したトラス構造としたことから、しんつか小屋組の真束と陸梁との接合部には、通常、せん断力はほとんど生じないものとしていた。そして、遊戯室の陸梁については、強度等を考慮して長さ約 10m の一本物の平角材べいまつ(米松)を使用することとしていた(参考図 1 参照)。

また、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び同法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)では、地震時等に生ずる水平力に対する耐力を確保するため、木造建物の場合、床面積等に応じた耐力壁を配置することとされている。そして、本件工事の耐力壁の配置においては、同法施行令で定められた所定の木材を筋かいとして使用することとし、また、耐力壁の構造上の検討に際しては、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」(国土交通省住宅局建築指導課監修。以下「木造軸組設計」という。)により、耐力壁の高さを幅で除した値が 3.5 以内となるように設計していた(参考図 2 参照)。

そして、市では、工事監理業務の適正な履行を確保するため、設計変更を行う場合には、市の承認の下、設計・工事監理業務の委託業者が施工業者に対し指示を行うこととしていた。

## 2 検査の結果

本件保育所建設事業について、設計図書等により設計内容を、現地調査等により施工状況をそれぞれ検査したところ、設計、施工等について、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

### (1) 小屋組の設計、施工等について

前記のとおり、遊戯室の小屋組はトラス構造として設計されているが、真束を中心とした左右対称な小屋組ではない不整形なトラス構造であるため、トラス構造では通常想定されない大きなせん断力が真束下部に生ずることとなるのに、これに対する耐力の検討等を行っていないかった。

また、遊戯室の陸梁については、長さ約 10m の一本物の平角材の調達が困難となった

ため、市の承認を受けずに設計変更を行い、長さ約5mの平角材2本を継手により接合していた。そして、この設計変更を行う際に、建築基準法施行令等に基づく、継手の接合部の耐力等について十分な検討を行っていなかった。

そこで、遊戯室の小屋組及び陸梁について改めて応力計算を行ったところ、次のとおり、真束と陸梁との接合部及び陸梁の継手の接合部は、<sup>(注2)</sup>常時、応力計算上安全な範囲を超えていると認められた。

- ① 小屋組における真束と陸梁との接合部に生ずるせん断応力<sup>(注3)</sup>(常時)は25.6kNとなり、許容せん断応力<sup>(注3)</sup>(常時)2.3kNを大幅に上回っている。
- ② 陸梁の継手の接合部に生ずる引張応力<sup>(注4)</sup>(常時)は41.6kNとなり、許容引張応力<sup>(注4)</sup>(常時)36.6kNを上回っている。

なお、遊戯室の陸梁上に電気配線を敷設するに当たり、真束下部に電気配線孔(20mm)を開けるなどしたため、上記①の真束と陸梁との接合部における許容せん断応力(常時)は更に小さい値となる。

上記のほか、保育室等の陸梁と合掌の接合部等他の接合部においても、耐力が十分確保されない状況となっていた。

## (2) 耐力壁の設計、施工等について

耐力壁の構造上の検討に当たり、誤って低い設計高で算定していたことから、正しい設計高を用いて改めて木造軸組設計により計算を行ったところ、全92箇所のうち24箇所において、耐力壁の高さを幅で除した値が3.54から4.33となり、前記3.5以内の値を満たしていなかった。

また、耐力壁を構成する筋かいの施工に当たり、全92箇所のうち22箇所では、建築基準法施行令で定められた寸法の木材を使用せず、断面積の小さな木材を使用して施工していた。

上記により、全92箇所のうち46箇所の耐力壁は、建築基準法施行令等に基づく耐力壁として水平力に対する耐力を確保していないと認められた。

以上のことから、本件保育所は、設計、施工等が適切でなかったことにより、陸梁の継手等の接合部にずれやたわみが生ずるなどしており、特に、遊戯室の陸梁は、その中央の継手接合部が最大で水平位置より約14cm沈下するなどしていた。そして、17年12月に保育所は全面的に閉鎖され、18年1月の会計実地検査時においても使用されていない状況であった。

このような事態が生じていたのは、事業主体である市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、小屋組や耐力壁の施工等が適切でなかったのに、これに対する監督が十分でなかったこと、また、島根県において市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件保育所建設工事(工事費等相当額282,345,000円)は、設計、施工等が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金276,592,643円が不当と認められる。

(注1) トラス構造 部材が三角形を単位とした構造骨組みで構成され、荷重が加わると各部材には軸方向力(引張及び圧縮力)だけが伝達される。

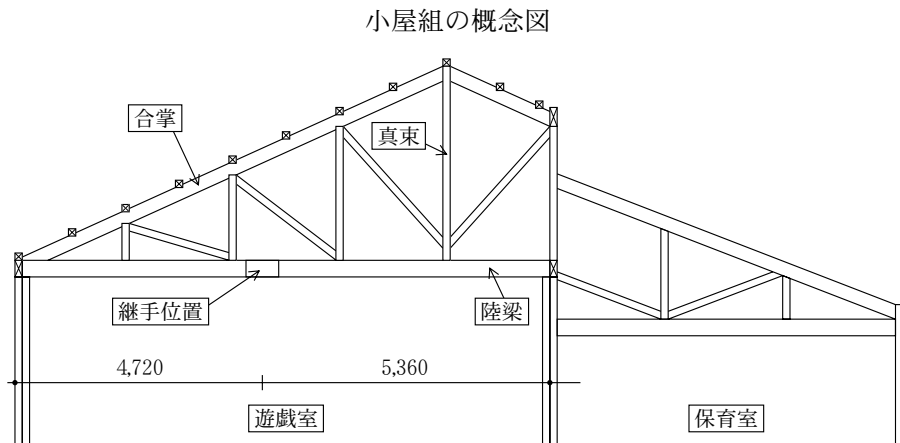
(注2) 常時 地震時などに対応する表現で、常に作用している建物の自重など作用頻度が比

較的高い荷重を考慮する場合をいう。

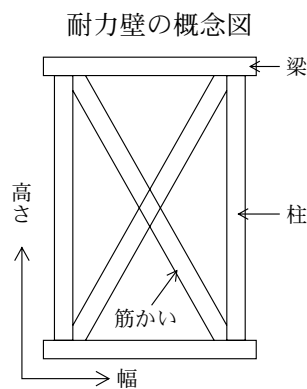
(注3) せん断応力・許容せん断応力 「せん断応力」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力」という。

(注4) 引張応力・許容引張応力 「引張応力」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力」という。

(参考図 1)



(参考図 2)



(315) エネルギー使用合理化技術開発事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

会計名及び科目	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部局等の名称	経済産業本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	株式会社神戸製鋼所
補助事業	エネルギー使用合理化技術開発

補助事業の概要	エネルギーの使用の合理化に資するため、平成 15、16 両年度に電気炉で発生したダストに含まれる亜鉛等を回転炉床炉を用いて高効率に回収するための技術開発を実施するもの
事業費	305,956,537 円(平成 15、16 両年度)
補助対象事業費	305,956,537 円(平成 15、16 両年度)
上記に対する国庫補助金交付額	281,955,658 円
不当と認める事業費	10,663,662 円(平成 15、16 両年度)
不当と認める国庫補助金交付額	9,774,380 円(平成 15、16 両年度)

## 1 補助事業の概要

### (1) 補助事業の概要

この補助事業は、株式会社神戸製鋼所が、国からエネルギー使用合理化鉄鋼関連技術等開発費補助金等の交付を受け、エネルギーの使用の合理化に資するため、平成 15、16 両年度に電気炉で発生したダストに含まれる亜鉛、鉛、鉄分等を回転炉床炉を用いて高効率に回収するための技術開発を実施したものである。

同会社では、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費計 305,956,537 円(補助対象事業費同額、これに対する国庫補助金計 281,955,658 円)で実施している。そして、経済産業省に対し 16 年 4 月及び 17 年 4 月に実績報告書を提出するなどし、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

### (2) 補助事業における消費税の取扱い

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の設備を取得することなども課税仕入れに該当し、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は補助事業で取得した設備等に係る消費税を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、「エネルギー使用合理化鉄鋼関連技術等開発費補助金交付要綱」(平成 15・04・25 財製第 4 号)等により、実績報告書の提出後に、消費税の申告により課税売上高に対する消費税額から補助事業に係る消費税額を課税仕入れに係るものとして控除し、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに経済産業大臣に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

## 2 検査の結果

この補助事業について、実績報告書等により検査したところ、同会社は 16 年 5 月及び 17 年 5 月に両年度の消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額計 10,663,662 円を課税仕入れに係る消費税額として控除していた。

しかし、同会社では、上記の消費税仕入控除税額のうち本件補助金に係る額計 9,774,380 円を経済産業大臣に報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、経済産業省において、本件補助事業の消費税の取扱いについての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 調査・研究等に係る委託事業の委託費の算定について、事業に従事する者の人件費が委託先の実支出額や勤務実態を反映した適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)経済産業本省 (項)地域経済活性化対策費 (項)経済協力費 (項)産業技術振興費 (項)情報処理振興対策費 (組織)経済産業局 (項)都市再生プロジェクト推進調査費 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部局等の名称	経済産業本省、関東経済産業局
委託事業	アジア産業基盤強化等事業(AMEICC・COE-FU プログラム評価及び COE-PDP プログラム基礎調査)ほか 23 事業
委託事業の概要	調査・研究等の事業等を他の団体に委託して実施するもの
委託契約の相手方	財団法人日本経済研究所ほか 5 公益法人
契約	平成 15 年 6 月～17 年 2 月 随意契約
支払額	6 億 6394 万余円(平成 15、16 両年度)
節減できた委託費	7517 万円(平成 15、16 両年度)

1 事業の概要

(1) 委託事業と委託費の算定

経済産業省では、調査・研究等の事業等をその執行の便宜性、効率性等にかんがみて他の団体に委託して行わせているものが毎年度多数あり、その支払額は平成 15 年度 581 億余円、16 年度 620 億余円となっている。

これら他の団体に委託している事業等(以下「委託事業」という。)に係る委託費の支払額



は、委託先で委託事業に従事する者の人件費、委託事業に要する旅費交通費、一般管理費等の経費の区分ごとに委託契約で定めた上限額の範囲内で、委託先の実支出額とされている。

このうち人件費は、従事者の1時間当たりの人件費単価に当該委託事業に従事した時間を乗じて算定することになっている。そして、この場合の人件費単価は、従事者に実際に支払われた給与等の額から算出される単価(以下「実績単価」という。)を原則とし、委託先において事業等を受託する場合に適用する人件費単価(以下「受託単価」という。)を定めている場合には、これを用いることもできることにしている。

## (2) 委託事業に係る帳簿等の整備及び審査・確認

委託先は、委託事業に係る収支を明らかにした帳簿等を備えるとともに、従事者が実際に委託事業に従事した時間を明らかにするため、業務日誌を作成しなければならないこととされている。

そして、経済産業省では、委託事業終了後、委託先から提出された実績報告書及びその添付書類や現地調査等により、委託事業が当初の目的を達成しているか、支出した内容が適正であるかなどについて審査・確認を行うこととしている。その際、特に人件費については、委託先の出勤簿、給与台帳、業務日誌等により、実績報告書に記載されている従事者の人件費単価や委託事業への従事時間は適正かなどについて審査・確認することとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

経済産業省が調査・研究等を目的として実施する委託事業は、毎年件数、支払額とも多くなっており、委託費の中に占める人件費の割合の高いものが多い。また、本院のこれまでの検査の結果、同省所管の公益法人が実施する委託事業において人件費の算定が不適切となっている事態が見受けられており、決算検査報告にも掲記しているところである。

そこで、合規性等の観点から、委託費における人件費の算定は適切なものとなっているかなどに着眼し、経済産業本省及び8<sup>(注1)</sup>経済産業局が15、16両年度に25公益法人に委託して実施した64件の委託事業(支払額計36億3978万余円)について、その実績報告書、給与台帳、業務日誌等により検査を実施した。

### (検査の結果)

検査したところ、経済産業本省及び関東経済産業局が財団法人日本経済研究所ほか5公益<sup>(注2)</sup>法人に委託して実施した委託事業24件(支払額15年度3億0598万余円、16年度3億5796万余円、計6億6394万余円)において、次のような事態が見受けられた((1)、(2)の事態には重複しているものがある。)

### (1) 出向者等の人件費の算定が委託先の実支出額を反映していないもの

4公益法人に委託した15件の委託事業において、委託先では、受託単価に委託事業の従事時間を乗じて、人件費を計2億0999万余円と算定していた。しかし、その際、委託先では、他の団体からの出向者等であって、委託先が給与等の全部又は一部を負担していない従事者についても、受託単価をそのまま適用するなどしていたため、当該従事者に係る人件費は委託先が実際に支払った給与等の額を反映したものとなっていなかった。そして、これらの従事者に係る人件費計1億1200万余円について実績単価により算定する

と、計 7247 万余円となり、計 3953 万余円が過大に算定されていた。

(2) 同時期に他の用務にも従事した場合の業務日誌の記載が従事者の勤務実態を反映していないもの

5 公益法人に委託した 17 件の委託事業において、委託先では、従事者の実績単価等に委託事業の従事時間を乗じて、人件費を計 2 億 6973 万余円と算定していた。しかし、この人件費の算定に当たり、委託先では、従事者が本件委託事業に従事したとする時間に実際には他の委託事業等に従事していたのに、これらの時間も本件委託事業に従事したものとして業務日誌に記載していた。そして、実際には本件委託事業に従事していない時間を除いて人件費を算定すると、計 2 億 4049 万余円となり、計 2924 万余円が過大に算定されていた。

このように、委託先が給与等を負担していない出向者等である従事者の人件費について受託単価を適用していて、委託先の実支出額を反映していないなどの事態や、委託事業以外の用務に従事した時間を委託事業に従事したこととして業務日誌に記載していて、従事者の勤務実態を反映していない事態が数多く見受けられたことは適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められた。

(節減できた委託費)

6 公益法人の 24 件の委託事業について、出向者等の実際の給与等及び従事者の実際の従事時間に基づいて人件費を算定し、これに一般管理費を加えるなどして委託費を修正計算すると、計 5 億 8876 万余円となり、前記の委託費支払額計 6 億 6394 万余円を計 7517 万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 経済産業省において、委託事業の従事者が他の団体から給与等が支払われている出向者等である場合の人件費の算定や同時期に他の用務にも従事する場合の業務日誌の記載などの取扱いを明確に示していないこと
- イ 委託先において、委託事業の実施に現に要した費用を委託費として計上することについての認識が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、経済産業省では、委託事業の適正な遂行を図るため、18 年 9 月、次のようなことを定めた実施要領等を整備し、これらについて担当部局及び委託先に周知徹底を図ることとする処置を講じた。

- ア 委託先において受託単価を定めている場合であっても、従事者が他の団体から給与等が支払われている出向者等の人件費については、受託単価ではなく当該出向者等に対する実支出額によること
- イ 従事者が同時期に他の用務にも従事する場合の業務日誌の記載に当たっては、当該他の各用務に従事した時間についても明確に区分して記載すること

(注 1) 8 経済産業局 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各経済産業局

(注 2) 財団法人日本経済研究所ほか 5 公益法人 財団法人日本経済研究所、社団法人日本ロジスティクスシステム協会、財団法人産業創造研究所、財団法人社会経済生産性本部、財団法人エンジニアリング振興協会、社団法人日本プラント協会

(2) 貿易再保険事業における外貨建回収金等を邦貨建てにする際に市中の取引慣行を踏まえて外国為替取引手数料の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	貿易再保険特別会計	(款)再保険収入 (款)雑収入 (項)再保険費	(項)回収金 (項)雑収入
部局等の名称	(1) 経済産業本省 (2) 経済産業本省(収入又は支出庁) 日本銀行本店(国庫金取扱庁)		
業務の概要	(1) 平成13年度以降に支払われた貿易保険の保険金に係る債権のうち再保険に係る部分を回収金として回収する業務 (2) 平成12年度以前に支払われた貿易保険の保険金に係る債権のうち国が代位取得した債権を代位取得債権収入等として回収する業務		
回収金又は代位取得債権収入等の額	(1) 回収金 (2) 代位取得債権収入等	155億7990万余円(平成16、17両年度) 2357億0839万余円(平成16、17両年度)	
上記のうち外貨建回収金等を邦貨建てにする際に節減できた外国為替取引手数料の額	(1) 外貨建回収金に係る外国為替取引手数料の額 (2) 外貨建代位取得債権収入等に係る外国為替取引手数料の額	4247万円 2億3445万円	

1 貿易再保険事業の概要

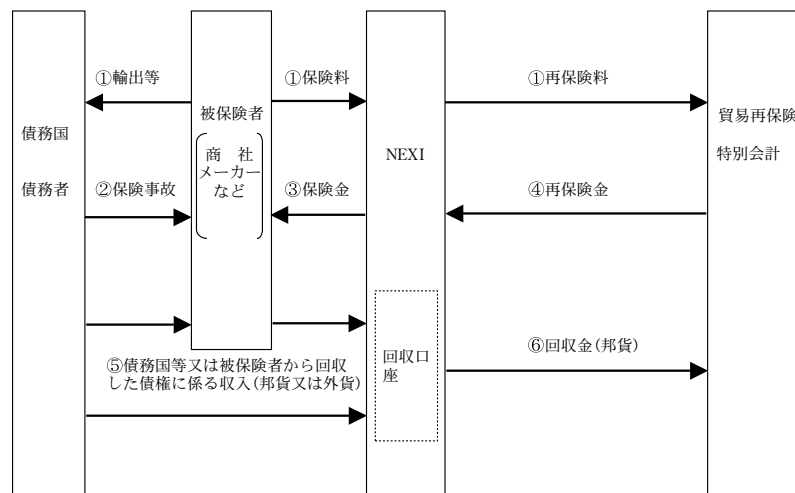
貿易保険は、貿易上生ずる危険のうち、通常の保険では補償されない、戦争・内乱、収用、外貨送金停止等の非常危険及び取引相手方の破産、債務不履行等の信用危険をてん補し、被保険者である海外取引企業等に対して信用を供与し、我が国の貿易の健全な発展に資するなどの役割を担っている。

従来、国が特別会計で実施していた貿易保険の引受け等の基本的業務は、平成13年4月に発足した独立行政法人日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance。以下「NEXI」という。)が行うこととなった。そして、国は、貿易保険法(昭和25年法律第67号)に基づき、NEXIとの間で貿易再保険契約を締結し、その再保険を引き受けることとし、旧貿易保険特別会計は13年度から貿易再保険特別会計に改編された。貿易再保険特別会計の主な歳入は、再保険料収入、回収金及び代位取得債権収入等、また、主な歳出は再保険金となっている。主な歳入のうち、回収金及び代位取得債権収入等の概要は次のとおりとなっている。

ア 回収金の概要

回収金は、13年度の貿易再保険特別会計への改編以降に貿易保険に係る保険金が被保険者に対して支払われた後、NEXIが貿易保険の契約により回収義務のある被保険者又は債務国等から回収した債権に係る収入のうち、再保険に係る部分が貿易再保険契約に基づきNEXIから同特別会計に納付されたものである(図1参照)。

図1 回収金の流れ



そして、NEXI が、貿易再保険契約に基づき、回収金を国庫へ納付する手続は、次のとおりとなっている。

① NEXI は、毎月の入金額のうち再保険に係る金額を翌月 20 日までに一括して国に通知する。この通知書には、邦貨で回収された場合にはその邦貨額が記載され、また、米ドル等の外貨で回収された場合にはその外貨額、外貨を邦貨に換算した際の換算率及び同換算率に基づき算出された邦貨額が記載されている。この外貨での回収金(以下「外貨建回収金」という。)を外貨から邦貨に換算する際の換算率(以下「邦貨換算率」という。)は、NEXI が回収した日における取扱金融機関が公示する TTB の始値とする<sup>(注1)</sup>こととなっている。

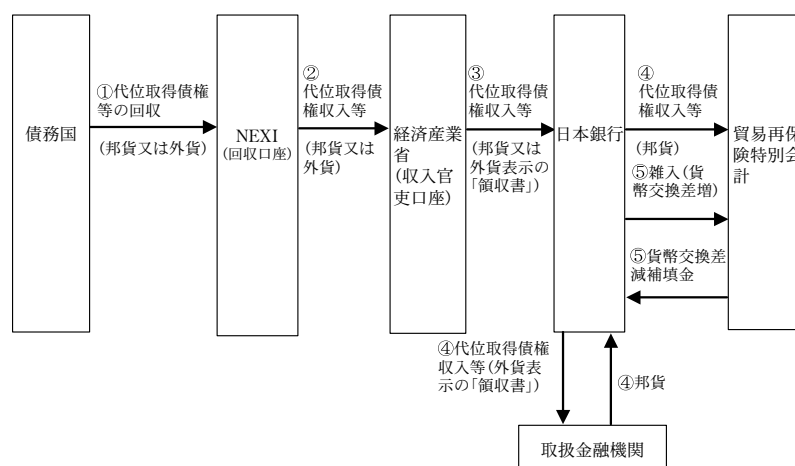
② 歳入徴収官は上記の通知書に記載された邦貨額を合算した金額により納入告知書を送付し、NEXI はこれを受けて貿易再保険特別会計に回収金として納付する。

(注1) TTB Telegraphic Transfer Buying Rate(銀行等の対顧客電信買相場)の略で、米ドル貨を邦貨に両替する場合には、外国為替取引手数料として1米ドル当たり通常1円を銀行間市場で取引される電信相場の仲値に転嫁した外国為替レート

イ 代位取得債権収入等の概要

代位取得債権収入等は、12年度までの旧貿易保険特別会計の下で被保険者に対して支払われた保険金に係る債権のうち、国が被保険者から代位取得し、その後債務救済措置に関する日本国政府と外国政府との間の交換公文により行われた取極めに基づく債権を債務国から回収したもので、代位取得債権収入及びこれに付される代位取得債権利子収入からなる(図2参照)。

図2 代位取得債権収入等の流れ



代位取得債権収入等の回収に当たって、NEXIは、国とNEXIとの間の覚書に基づき、債務国から入金された都度、経済産業省の収入官吏名義の口座に送金することとなっている。

そして、収入官吏は、邦貨建ての代位取得債権収入等の送金を受けた場合には、現金払込書を添えてそのまま日本銀行に払い込むことになるが、外貨建ての代位取得債権収入等(以下「外貨建代位取得債権収入等」という。)の送金を受けた場合は、次のとおり国庫納付の手續を執ることとされている。

- ① 収入官吏は、取扱金融機関が作成した外貨表示の「領収書」(取扱金融機関に提示することによって当該書面に記載された金額の外貨の支払を受けることができるもの)の受領欄に記名し、同「領収書」に現金払込書を添えて日本銀行本店に払い込む。<sup>(注2)</sup>
- ② これを受けて日本銀行本店では、現金払込書に記載された外貨額を、出納官吏レートで換算した邦貨額で国庫に収納する。
- ③ 日本銀行本店では、手形交換所を通じて同「領収書」を取扱金融機関に提示し、外貨の払出しを受けると同時に、「外国貨幣其ノ他ノ返納金又ハ歳入金ノ払込ヲ受ケタル場合ノ整理方」(大正11年大蔵大臣達官房秘乙876)により同金融機関との外国為替取引によって同外貨を邦貨に交換(以下「円転」という。)する。そして、円転により得た邦貨額が出納官吏レートで換算した邦貨額を上回る場合は、発生の都度同差額を貿易再保険特別会計に納付し、また、円転により得た邦貨額が出納官吏レートで換算した邦貨額を下回る場合は、四半期ごとに同差額を貿易再保険特別会計に請求し、同特別会計から支払を受ける。
- ④ 貿易再保険特別会計では、上記の納付額を歳入科目(目)雑入で、また、支払額を歳出科目(目)貨幣交換差減補填金で経理する。

(注2) 出納官吏レート 直近の実勢相場の平均値を基に各国等通貨の換算率を算定したもので、米ドルの場合1米ドル当たり平成16年度110円、17年度107円となっている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貿易再保険事業においては、近年、過去に支払った保険金に係る債権が回収されるケース

が増えてきており、多額の外貨建回収金や外貨建代位取得債権収入等が、邦貨額に換算された後に貿易再保険特別会計の歳入として計上されている。

そこで、16、17両年度の回収金(16年度89億8851万余円、17年度65億9139万余円、計155億7990万余円)及び代位取得債権収入等(16年度706億2566万余円、17年度1650億8273万余円、計2357億0839万余円)のうち、外貨建回収金及び外貨建代位取得債権収入等を対象に、経済性・効率性等の観点から、これらを邦貨建てにする際の外国為替取引手数料に着眼して、外貨売却に関する書類等により検査した。

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) NEXIが外貨建回収金を貿易再保険特別会計へ邦貨で納付する際に適用する邦貨換算率について**

NEXIでは、前記のとおり外貨建回収金を貿易再保険契約に基づく邦貨換算率であるTTBで換算した邦貨額で国庫納付していた。

一方、NEXIでは、上記の外貨建回収金は他の事業資金とともに適時に邦貨交換取引を行っており、その際に適用される外国為替レートについては、次のとおりの取扱いとなっていた。

すなわち、市中の金融機関が顧客と外国為替取引を行う際の外国為替レートは、銀行間市場で取引される電信相場の仲値に、金融機関が外貨を売る場合には外国為替取引手数料を上乗せして、また、外貨を買う場合には同手数料を差し引いて決定されている。そして、市中の金融機関では、顧客からこの外国為替取引手数料の割引の要請があった場合に、その顧客との間で取引している他の取引内容等も総合的に勘案し、顧客ごとに外国為替取引手数料の水準を決定している。このような取引慣行を背景に、NEXIにおいても、同手数料の水準について取扱金融機関と交渉を行っていた。その結果、16年4月からNEXIが行う事業資金の邦貨交換取引の際に適用する外国為替レートは、TTBではなく外国為替取引手数料について一定の割引により算出された外国為替レートを適用することになっていた。

**(2) 日本銀行本店が収納した外貨建代位取得債権収入等を円転する際に適用する外国為替レートについて**

日本銀行本店では、収入官吏から外貨建代位取得債権収入等に係る「領収書」により当該領収書に記載された外貨が払い込まれた都度、出納官吏レートで換算した邦貨額で国庫に収納していた。そして、「領収書」に記載の外貨を円転する際に適用する外国為替レートについては、国庫金の取扱事務において特段の定めがないことなどから、収入官吏が日本銀行本店に払い込んだ日の取扱金融機関が公示するTTBによっていた。これにより得た邦貨額と出納官吏レートで換算した現金払込書に記載の額との間に開差が生じたことから、貨幣交換差増額を貿易再保険特別会計に納付し、また、貨幣交換差減補填金の支払を同特別会計から受けていた。

一方、日本銀行本店では、市中金融機関を通じて行っている国庫金の外国送金の際に行う邦貨から米ドル等の外貨への交換の際に適用する外国為替レートについて、昭和55年から、市中金融機関との交渉を経て割り引かれた外国為替取引手数料により算出された外国為替レートを適用する取扱いが執られており、その後も市中の取引慣行の変化を踏まえ

て、適宜上記の外国為替レートに転嫁される外国為替取引手数料の水準などの見直しを行って外貨への交換を行っている状況となっていた。

以上のことから、NEXI が貿易再保険特別会計に納付する際に適用する邦貨換算率については、TTB によることなく NEXI における邦貨交換取引の実態を勘案し、また、外貨建代位取得債権収入等を円転する際に適用されている外国為替レートについても市中の取引慣行を踏まえて、割引によって外国為替取引手数料の節減を図る必要があると認められた。

#### (節減できた外国為替取引手数料の額)

外国為替取引手数料の一定の割引により算出された外国為替レートを適用して外貨建回収金の国庫納付額を修正計算すると、外貨建回収金に係る外国為替取引手数料の額を平成 16 年度 2409 万余円、17 年度 1837 万余円、計 4247 万余円節減できることから、貿易再保険特別会計の歳入が同額増加すると認められた。

また、同様に外貨建代位取得債権収入等を円転して得られる邦貨額を修正計算すると、外貨建代位取得債権収入等に係る外国為替取引手数料の額を 16 年度 2390 万余円、17 年度 2 億 1055 万余円、計 2 億 3445 万余円節減でき、当該節減できた外国為替取引手数料相当分の邦貨額が増加することになるので、これに応じて歳入において貨幣交換差増額に係る雑入が増加し又は歳出において貨幣交換差減補填金が減少すると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 経済産業省において、NEXI との貿易再保険契約の締結に当たり、市中の取引慣行を踏まえた NEXI における外国為替取引手数料の割引の実態を把握しておらず、外貨建回収金を邦貨に換算する際の換算率についての検討が十分でなかったこと
- イ 外貨建代位取得債権収入等の円転の際に適用される外国為替レートを市中の取引慣行を踏まえた水準にするよう、日本銀行本店と経済産業省との間で相互に連携、協力して検討が行われていなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、経済産業省及び日本銀行本店では、18 年 8 月に、貿易再保険事業における外貨建回収金等を邦貨建てにする際の外国為替取引手数料の節減を図るよう、次のような処置を講じた。

- ア NEXI が外貨建回収金を貿易再保険特別会計へ納付する際に適用する邦貨換算率については、経済産業省では、貿易再保険契約を改定し、NEXI が取扱金融機関との間で約定した外国為替取引手数料の割引により算出された外国為替レートによることとした。
- イ 日本銀行本店が外貨建代位取得債権収入等を国庫収納する際に円転する外国為替レートの取扱いについても、日本銀行本店と経済産業省との間で連携、協力して取扱金融機関と交渉を行い、NEXI が取扱金融機関との間で約定した外国為替取引手数料の割引により算出された外国為替レートによることとした。

第10 国土交通省

第3章 第1節 第10 国土交通省

不 当 事 項

補 助 金 (316)-(338)

1 補助金の概要

国土交通省(平成13年1月5日以前は、北海道開発庁、国土庁、運輸省、建設省)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省では、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

北海道ほか45都府県及びその管内の市町村等を検査した結果、9道県及び10県管内の13市町等計22事業主体が実施した公営住宅家賃対策補助、道路改築事業等の23事業に係る国庫補助金248,631,073円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- ① 補助金の交付額の算定が適切でないもの
 

12事業	不当と認める国庫補助金	92,994,883円
------	-------------	-------------
- ② 工事の設計が適切でないもの
 

8事業	不当と認める国庫補助金	145,591,700円
-----	-------------	--------------
- ③ 工事費の積算が過大となっているもの
 

2事業	不当と認める国庫補助金	5,296,000円
-----	-------------	------------
- ④ 補償費の算定が適切でないもの
 

1事業	不当と認める国庫補助金	4,748,490円
-----	-------------	------------

また、これを個別に示すと次のとおりである。

(316) 公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの  
 (325)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅対策諸費 (項)北海道住宅対策諸費
部局等の名称	北海道ほか7県
補助の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)
補助事業者 (事業主体)	道、県3、市4、町2、計10事業主体
補助金	公営住宅家賃対策補助金
補助金の概要	公営住宅を管理する地方公共団体に対して、家賃に係る補助を行うために交付するもの
上記に対する国庫補助金交付額	3,664,073,000円(平成12年度~17年度)
不当と認める国庫補助金交付額	80,782,000円(平成12年度~17年度)



## 1 補助金の概要

公営住宅家賃対策補助金(以下「家賃対策補助金」という。)は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的として、公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に基づき建設された公営住宅を管理する地方公共団体に対し国が交付するものである。

家賃対策補助金の交付額は、公営住宅の団地別、管理開始年度別、入居者の収入の区分別等に次のとおり補助基本額を算定し、これらを合計した後に2分の1を乗ずるなどして算定することとなっている。

$$\text{補助基本額} = \left( \begin{array}{c} \text{近傍同種の住宅} \\ \text{の家賃の額} \\ \text{(近傍住宅家賃)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{入居者負担} \\ \text{基準額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{補助対象} \\ \text{月数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{補助対象} \\ \text{戸数} \end{array}$$

このうち、近傍同種の住宅の家賃の額(以下「近傍住宅家賃」という。)及び入居者負担基準額は、それぞれ次により毎年度算定することとなっている。

### (1) 近傍住宅家賃

近傍住宅家賃は、建物・土地部分の複成価格等により構成されており、それぞれ「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」(平成8年建設省住総発第135号建設省住宅局長通知。以下「運用通知」という。)等により、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{l} \text{近傍同種の住宅の家賃の額} \\ \text{(近傍住宅家賃)} \end{array} = \left( \begin{array}{c} \text{建物部分の複成価格} \\ \times \text{利回り} \\ + \text{土地部分の複成価格} \\ \times \text{利回り} \\ + \text{修繕費等} \end{array} \right) \div 12$$
  

$$\begin{array}{c} \text{建物部分の複成価格} \\ = \end{array} \begin{array}{c} \text{推定再} \\ \text{建築費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{年平均} \\ \text{減価額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{経過} \\ \text{年数} \end{array}$$
  

$$\begin{array}{c} \text{推定再} \\ \text{建築費} \end{array} = \begin{array}{c} \text{近傍同種の住宅の} \\ \text{建設に要した費用} \\ \text{(戸当たり建設費)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{建築物価の変動} \\ \text{を考慮して毎年} \\ \text{定める率} \end{array}$$
  

$$\begin{array}{c} \text{土地部分の複成価格} \\ = \end{array} \begin{array}{c} \text{1m}^2\text{当りの固定資産税} \\ \text{評価額相当額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{戸当たり} \\ \text{敷地面積} \end{array}$$
  

$$\begin{array}{c} \text{戸当たり} \\ \text{敷地面積} \end{array} = \begin{array}{c} \text{戸当たり} \\ \text{床面積} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{容積率} \end{array}$$
  

$$\begin{array}{c} \text{容積率} \\ = \end{array} \begin{array}{c} \text{公営住宅の} \\ \text{総床面積} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{総敷地面積} \end{array}$$

ア 建物部分の複成価格については、次のとおり算出することとなっている。

- (ア) 推定再建築費から経過年数に応じた減価相当額を控除して算出する。
- (イ) 推定再建築費は、近傍同種の住宅の建設に要した費用(以下「戸当たり建設費」という。)に国土交通大臣が建築物価の変動を考慮して住宅の地域別に毎年定める率を乗じて算出する。
- (ウ) 戸当たり建設費は、当該公営住宅の建設に要した実際の費用を用いたり、近隣地域等に存する類似の住宅の建設に要した費用を用いたりして算出することとなっている。

る。そして、当該公営住宅の建設に要した費用を用いる場合には、当該公営住宅の総工事費を共用部分(廊下、階段等)を含めた当該公営住宅の総床面積で除して、これに住戸タイプごとの戸当たり床面積を乗じて戸当たり建設費を算出することなどとなっている。また、建設に要した費用には、共同施設(児童遊園、駐車場等)の工事費は含めないこととなっている。

(エ) 建設後、相当程度の年数が経過したことなどにより戸当たり建設費の確定が困難な場合等には、事業主体が、建設年度別等の標準的な費用の額を設定することも許容されているが、標準的な費用が実際の費用を上回ることがないように十分に配慮して適切な額を設定することとなっている。

イ 土地部分の複成価格については、次のとおり算出することとなっている。

(ア) 1 m<sup>2</sup>当たりの固定資産税評価額相当額に戸当たり敷地面積を乗じて算出する。

(イ) 戸当たり敷地面積は、共用部分の床面積を含む戸当たりの床面積を当該公営住宅の容積率で除して算出する。

(ウ) 容積率は、公営住宅の共用部分の床面積を含む総床面積を総敷地面積で除して算出する。そして、本趣旨の周知徹底を図るために、容積率については、建築基準法(昭和25年法律第201号)における延べ面積<sup>(注)</sup>を用いることにより土地部分の複成価格が過大に算定されることがあるので取扱いに注意するよう、事業主体に通知されている。また、総敷地面積には、共同施設の敷地に相当する部分は含めないこととなっている。

(注) 延べ面積 建築基準法上の延べ面積は、各階の床面積の合計によることとしており、床面積には、原則として吹きさらしの廊下等の面積は含めない。

## (2) 入居者負担基準額

入居者負担基準額は、入居者の収入、当該公営住宅の立地条件及び規模等に応じて、次のとおり算定することとなっている。

ア 既設の公営住宅の入居者が建て替えにより新たに整備された公営住宅に戻り入居する場合(以下、当該入居者を「戻り入居者」という。)には、新たに入居する公営住宅(以下「新住宅」という。)の家賃が従前に入居していた公営住宅(以下「従前住宅」という。)の最終の家賃を超えることとなる。このため、事業主体が戻り入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、戻り入居者に係る家賃について負担調整措置を講ずることにより5年間減額することとなっている。

このため、家賃対策補助金の算定に当たり、戻り入居者に係る入居者負担基準額についても、次のとおり5年間減額することとなっている。

$$\boxed{\text{戻り入居者に係る入居者負担基準額}} = \boxed{\text{新住宅の入居者負担基準額}} - \left[ \boxed{\text{新住宅の入居者負担基準額}} - \boxed{\text{従前住宅の最終の入居者負担基準額}} \right] \times \boxed{\text{新住宅の入居期間に応じて定める率}}$$

イ 公営住宅の建設に係る土地の取得費については補助対象外となっているが、平成10年12月から15年3月までの間に事業主体が取得した公営住宅の建設に係る土地の取得費については、公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金交付要綱(平成10年建設省住備発第150号建設省住宅局長通知)に基づき、特例的に公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金(以下「緊急助成事業費補助金」という。)の対象としている。そして、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅については、後年度において家賃対策補助金の額が

ら緊急助成事業費補助金に相当する額を、家賃対策補助金の対象となる期間(20年間)にわたって減額することとなっている。

この減額の方法は、補助基本額の算定要素である入居者負担基準額に、次のとおり、土地の取得費などから算出した額(以下「加算額」という。)を加算したものを入居者負担基準額とすることにより、補助基本額を減額することとなっている。

$$\boxed{\text{加算額}} = \boxed{\text{土地の取得費}} \times \boxed{\text{戸当たりの住戸面積}} \div \boxed{\text{住戸面積計}} \times \boxed{\text{所定の率}}$$

また、戻り入居者についても同様に、戻り入居者に係る入居者負担基準額に加算額を加算したものを入居者負担基準額とすることにより、補助基本額を減額することとなっている。

## 2 検査の結果

北海道ほか25都府県及び管内の303市区町村、計329事業主体について検査した結果、北海道ほか9事業主体において、補助基本額の算定に当たり、建物部分や土地部分の複成価格の算出を誤っていたり、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る入居者負担基準額に加算額を加算していなかったりなどしていた。その結果、補助基本額が過大に算定されており、これに係る国庫補助金計80,782,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の10事業主体において補助基本額の算定に当たり、近傍住宅家賃及び入居者負担基準額の算定についての理解が十分でなかったこと及び補助金交付申請書の受理、審査を行う道県の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを態様別・事業主体別に示すと次のとおりである。

道 県 名	事 業 主 体	年 度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金交付額 千円
-------	---------	-----	----------------	----------------------

### (1) 近傍住宅家賃の算定等を誤っていたもの

(316)	秋 田 県	秋 田 市	16, 17	99,489	5,018
-------	-------	-------	--------	--------	-------

秋田市では、補助基本額の算定に当たり、建物部分の複成価格を算出する際に、戸当たり建設費として当該公営住宅の建設に要した実際の費用を用いることとしており、その際に、総床面積に共用部分を含めるべきところ、誤って、共用部分の一部を含めずに戸当たり建設費を算出するなどしていた。このため、近傍住宅家賃が過大に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な近傍住宅家賃により家賃対策補助金の額を算定すると、計94,471,000円となり、交付額との差額、計5,018,000円が過大に交付されていた。

(317)	岡 山 県	(注) 浅 口 郡 船 穂 町	16	9,260	2,977
-------	-------	-----------------------	----	-------	-------

船穂町では、補助基本額の算定に当たり、建物部分の複成価格を算出する際に、戸当たり建設費として当該公営住宅の建設に要した実際の費用を用いることとしており、その際に、建設に要した費用から共同施設に係る工事費を除くべきところ、誤って、共同施設に係る工事費を含めて算出するなどしていた。このため、近傍住宅家賃が過大に算定されるなどし、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

道 県 名	事 業 主 体	年 度	国庫補助金交 付額 千円	不当と認める国庫補助金 交付額 千円
-------	---------	-----	--------------------	--------------------------

したがって、適正な近傍住宅家賃等により家賃対策補助金の額を算定すると、6,283,000円となり、交付額との差額2,977,000円が過大に交付されていた。

(注) 平成17年8月1日以降は倉敷市

(318)	広島県	広島県	15、16	358,081	1,685
-------	-----	-----	-------	---------	-------

広島県では、補助基本額の算定に当たり、建物部分の複成価格を算出する際に、戸当たり建設費として当該公営住宅の建設に要した実際の費用を用いることとしていたが、誤って、これより高額な仮の建設費用を用いるなどしていた。このため、近傍住宅家賃が過大に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な近傍住宅家賃により家賃対策補助金の額を算定すると、計356,396,000円となり、交付額との差額、計1,685,000円が過大に交付されていた。

(319)	福岡県	糸島郡 志摩町	13～17	31,864	5,263
-------	-----	------------	-------	--------	-------

志摩町では、補助基本額の算定に当たり、土地部分の複成価格を算出する際に、公営住宅の共用部分を含む総床面積を用いるべきところ、誤って、建築基準法上における延べ面積を用いて算出するなどしていた。このため、近傍住宅家賃が過大に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な近傍住宅家賃により家賃対策補助金の額を算定すると、計26,601,000円となり、交付額との差額、計5,263,000円が過大に交付されていた。

(320)	大分県	大分県	12～16	724,948	22,015
-------	-----	-----	-------	---------	--------

大分県では、補助基本額の算定に当たり、建物部分の複成価格を算出する際に、戸当たり建設費として当該公営住宅の建設に要した実際の費用を用いることとしており、その際に、総床面積に共用部分を含めるべきところ、誤って、共用部分の一部を含めずに戸当たり建設費を算出したり、土地部分の複成価格を算出する際に、誤って、総敷地面積を過大に計上したりしていた。このため、近傍住宅家賃が過大に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な近傍住宅家賃により家賃対策補助金の額を算定すると、計702,933,000円となり、交付額との差額、計22,015,000円が過大に交付されていた。

## (2) 入居者負担基準額の算定を誤っていたもの

(321)	北海道	北海道	17	834,450	3,160
-------	-----	-----	----	---------	-------

北海道では、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る補助基本額の算定に当たり、戻り入居者に係る入居者負担基準額に加算額を加算すべきところ、誤って、戻り入居者に係る入居者負担基準額を算出する際に新住宅の入居者負担基準額に加算額を加算していた。このため、入居者負担基準額が過小に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な入居者負担基準額により家賃対策補助金の額を算定すると、831,290,000円となり、交付額との差額3,160,000円が過大に交付されていた。

道 県 名	事 業 主 体	年 度	国庫補助金交 付額	不当と認める国庫補助金 交付額
			千円	千円
(322)	岩 手 県 陸前高田市	13~17	83,729	15,101

陸前高田市では、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る補助基本額の算定に当たり、戻り入居者に係る入居者負担基準額に加算額を加算すべきところ、誤って、戻り入居者に係る入居者負担基準額を算出する際に新住宅の入居者負担基準額に加算額を加算していたり、土地の取得費を用いて加算額を算出すべきところ、誤って、土地の取得費に補助率を乗じるなどした緊急助成事業費補助金相当額を用いたりしていた。このため、入居者負担基準額が過小に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な入居者負担基準額により家賃対策補助金の額を算定すると、計 68,628,000 円となり、交付額との差額、計 15,101,000 円が過大に交付されていた。

(323)	宮 城 県 仙 台 市	16、17	422,028	11,900
-------	-------------	-------	---------	--------

仙台市では、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る補助基本額の算定に当たり、入居者負担基準額に加算額を加算していなかったり、戻り入居者に係る入居者負担基準額に加算額を加算すべきところ、誤って、戻り入居者に係る入居者負担基準額を算出する際に新住宅の入居者負担基準額に加算額を加算したりしていた。このため、入居者負担基準額が過小に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な入居者負担基準額により家賃対策補助金の額を算定すると、計 410,128,000 円となり、交付額との差額、計 11,900,000 円が過大に交付されていた。

(324)	同 白 石 市	15~17	48,974	7,159
-------	---------	-------	--------	-------

白石市では、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る補助基本額の算定に当たり、入居者負担基準額に加算額を加算していなかったり、住戸面積総計を用いて加算額を算出すべきところ、誤って、これよりも大きい土地取得面積を用いていたなどしていた。このため、入居者負担基準額が過小に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な入居者負担基準額により家賃対策補助金の額を算定すると、計 41,815,000 円となり、交付額との差額、計 7,159,000 円が過大に交付されていた。

(325)	福 岡 県 福 岡 県	16	1,051,250	6,504
-------	-------------	----	-----------	-------

福岡県では、緊急助成事業費補助金の交付を受けた公営住宅に係る補助基本額の算定に当たり、入居者負担基準額に加算額を加算していないなどしていた。このため、入居者負担基準額が過小に算定され、その結果、補助基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な入居者負担基準額により家賃対策補助金の額を算定すると、1,044,746,000 円となり、交付額との差額 6,504,000 円が過大に交付されていた。

(316)~(325)の計			3,664,073	80,782
---------------	--	--	-----------	--------

(326) 土地区画整理事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路環境整備事業費
部局等の名称	宮城県
補助の根拠	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
補助事業者	宮城県
間接補助事業者 (事業主体)	名取市関下土地区画整理組合
補助事業	名取市関下土地区画整理
補助事業の概要	都市計画道路を整備するため、平成16、17両年度に、橋台、上部工等を施工するもの
事業費	279,586,650円
上記に対する国庫補助金交付額	139,793,325円
不当と認める事業費	71,039,000円
不当と認める国庫補助金交付額	35,519,500円

1 補助事業の概要

この補助事業は、名取市関下土地区画整理組合(以下「組合」という。)が、土地区画整理事業の一環として、名取市増田字関下地内において、建設中の仙台空港アクセス鉄道の軌道の高架下に都市計画道路大手町下増田線を整備するため、平成16、17両年度に、土工、橋りょうの築造等を工事費279,586,650円(国庫補助金139,793,325円)で実施したものである。

このうち、橋りょうは、大手町下増田線が既存の農業用承水路を横断する箇所に、1号橋(上り線部、橋長8.5m、幅員8.7~9.3m)、2号橋(下り線部、橋長8.5m、幅員18.7~19.0m)等を築造するものである。

そして、上記の1号橋及び2号橋の橋台の基礎工については、鉄道の橋脚が近接している現場条件等を勘案して「PC-壁体工法」を採用している。この工法は、等辺角形の高強度プレストレストコンクリート杭(縦、横ともに0.6m、長さ15m。以下「PC-壁体<sup>(注1)</sup>」という。)を連続して地中に打ち込んで基礎を作り、その上に橋台を施工するものである(参考図参照)。

本件橋台の設計の基礎となっている設計計算書によると、PC-壁体に作用する曲げモーメント<sup>(注2)</sup>、PC-壁体の有効プレストレス等を基に、PC-壁体に生ずる曲げ引張応力度を計算していた。その結果、1号橋については、右岸側橋台、左岸側橋台のいずれについてもA種のPC-壁体を、また、2号橋については、右岸側橋台にA種のPC-壁体、左岸側橋台にB種のPC-壁体を、それぞれ使用すれば、表1のとおり<sup>(注5)</sup>、常時<sup>(注4)</sup>においては曲げ引張応力度が生じず、地震時においては曲げ引張応力度が許容曲げ引張応力度を下回っていることから安全であるとして、これにより施工していた。

表1 PC-壁体の応力計算 (単位：N/mm<sup>2</sup>)

項目 箇所	種類	常時		地震時	
		曲げ引張 応力度	許容曲げ 引張応力度	曲げ引張 応力度	許容曲げ 引張応力度
1号橋右岸側橋台	A	0.7	0	-0.1	-3.0
同 左岸側橋台	A	0.7	0	-2.5	-3.0
2号橋右岸側橋台	A	0.4	0	-0.4	-3.0
同 左岸側橋台	B	0.7	0	-2.7	-3.0

(注) 曲げ引張応力度の数字のプラス表示は圧縮が、マイナス表示は引張が生じていることを示している。

## 2 検査の結果

本件工事について、設計図面、設計計算書等を検査したところ、橋台の基礎工の設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、A種のPC-壁体を使用することとした1号橋の両橋台及び2号橋右岸側橋台の3基については、設計計算書において、有効プレストレスと地震時の許容曲げ引張応力度の数値に、誤って、これらの数値がA種のPC-壁体より高いB種のPC-壁体の数値を用いていた。

そこで、これらのB種のPC-壁体の数値を実際に施工に用いたA種のPC-壁体の数値に修正して改めて応力計算を行うと、表2のとおり、常時及び地震時において、いずれも曲げ引張応力度が許容曲げ引張応力度を大幅に上回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

表2 PC-壁体の修正応力計算 (単位：N/mm<sup>2</sup>)

項目 箇所	種類	常時		地震時	
		曲げ引張 応力度	許容曲げ 引張応力度	曲げ引張 応力度	許容曲げ 引張応力度
1号橋右岸側橋台	A	-3.3	0	-4.1	-2.0
同 左岸側橋台	A	-3.3	0	-6.5	-2.0
2号橋右岸側橋台	A	-3.6	0	-4.4	-2.0

(注) 曲げ引張応力度の数字のマイナス表示は引張が生じていることを示している。

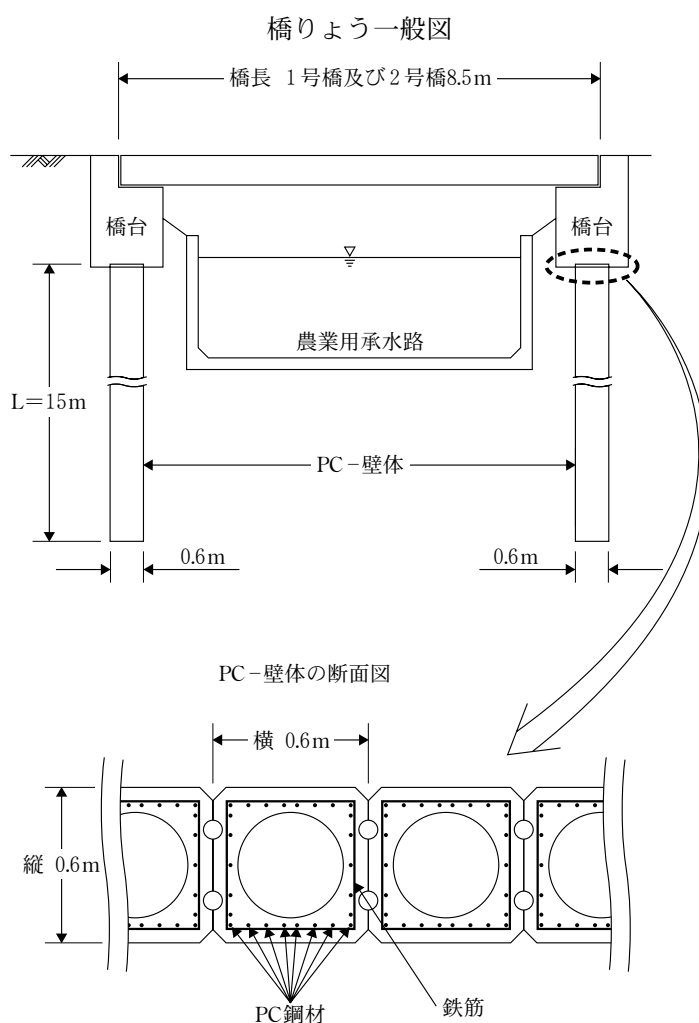
このような事態が生じていたのは、組合において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと及び組合に対する宮城県の指導が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件橋りょうは、設計が適切でなかったため、1号橋の両橋台及び2号橋右岸側橋台並びにこれらに架設された上部工等(これらの工事費相当額 71,039,000 円)は所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 35,519,500 円が不当と認められる。

(注1) PC-壁体 壁体の引張強度を高めるため、あらかじめ緊張したPC鋼材を配置することにより、コンクリートに圧縮応力を与え、引張応力を打ち消すように設計された断面形状が等辺角形のコンクリート杭。A種、B種及びC種の3種類があり、このうちA種は有効プレストレス及び地震時の許容曲げ引張応力度が最も低いものである。

- (注2) 曲げモーメント 外力が材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいう。
- (注3) 有効プレストレス コンクリートにPC鋼材の緊張力で圧縮応力を与えると、時間とともにPC鋼材の引張力の減少やコンクリートの乾燥収縮などにより圧縮応力が減少するため、これらを考慮してあらかじめ与えた圧縮応力のことをいう。
- (注4) 曲げ引張応力度・許容曲げ引張応力度 「曲げ引張応力度」とは、材の外から曲げようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち引張側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げ引張応力度」という。
- (注5) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

(参 考 図)





(327) 災害防除対策事業の実施に当たり、共通仮設費等の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (1) (項)改革推進公共投資道路事業資金貸付金 (2) (項)道路事業費
部局等の名称	宮城県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)
補助事業者 (事業主体)	宮城県仙台市
補助事業	(1) (13年度)災防第1号一般国道286号道路災害防除対策工事(その2) (2) (14年度)災防第1号一般国道286号道路災害防除対策工事
補助事業の概要	一般国道の災害防除のため、平成13年度から15年度にかけて法面工等を施工するもの
事業費	(1) 51,225,300円(うち国庫補助対象額 49,927,500円) (2) 302,198,400円(うち国庫補助対象額 295,000,000円) 計 353,423,700円(うち国庫補助対象額 344,927,500円)
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 24,963,750円 (2) 147,500,000円 計 172,463,750円
不当と認める事業費	(1) 2,902,000円(全額国庫補助対象額) (2) 3,350,000円(全額国庫補助対象額) 計 6,252,000円(全額国庫補助対象額)
不当と認める国庫補助金交付額	(1) 1,451,000円 (2) 1,675,000円 計 3,126,000円

1 補助事業の概要

この補助事業は、仙台市が、災害防除事業の一環として、同市太白区坪沼字赤石山地区において、一般国道286号の山側法面に現場吹付法砕工、ロックボルト工等を、「(13年度)災防第1号一般国道286号道路災害防除対策工事(その2)」(以下「①工事」という。)においては、平成13、14両年度に工事費51,225,300円(国庫補助金24,963,750円)で、「(14年度)災防第1号一般国道286号道路災害防除対策工事」(以下「②工事」という。)においては、14、15両年度に工事費302,198,400円(国庫補助金147,500,000円)で実施したものである。

同市では、これら工事の工事費の積算に当たり、宮城県制定の土木工事標準積算基準書(以下「積算基準」という。)等により、直接工事費を算定し、共通仮設費及び現場管理費の算定に当たっては、法面工の維持・補修に関する工事に適用する工種区分である「道路維持工事」を選定し、これにより共通仮設費率を①工事10.58%、②工事11.53%、現場管理費率を①工事26.76%、②工事24.68%と算出していた。そして、直接工事費にこれら乗ずるな

どして共通仮設費及び現場管理費を算定し、一般管理費等を加えて、工事費を①工事で49,981,050円、②工事で300,580,350円と積算していた。

## 2 検査の結果

これらの工事について、工事費内訳書及び現地の状況等を検査したところ、工事費の積算が次のとおり適切ではなかった。

すなわち、積算基準によれば、共通仮設費及び現場管理費の算定に当たっては、工種内容によって適切な工種区分を選定することとなっており、本件工事は、法面工の維持・補修ではなく、法面工を新設するものであることから、工種区分は「道路改良工事」を適用すべきところ、誤って前記のとおり「道路維持工事」を適用していた。

したがって、これら工事の工種区分を「道路改良工事」とすると、共通仮設費率は①工事8.88%、②工事10.16%、現場管理費率は①工事21.65%、②工事21.70%となっており、工種区分を「道路維持工事」とした場合の率を大幅に下回ることとなり、これにより工事費は、①工事で47,261,550円、②工事で290,028,900円となる。

このような事態が生じていたのは、同市において積算内容に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

上記により、これら工事の工事費を修正計算すると、積算過小となっていた現場吹付法枠工費、①工事で406,300円、②工事で2,008,800円を考慮するなどしても、工事費総額は、①工事で47,025,300円、②工事で291,649,050円となり、これら工事の工事費はこれに比べて、①工事で2,902,000円、②工事で3,350,000円、計6,252,000円割高になっており、これに係る国庫補助金相当額が①工事で1,451,000円、②工事で1,675,000円、計3,126,000円が不当と認められる。

### (328) 道路改築事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費
部局等の名称	群馬県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)
補助事業者 (事業主体)	群馬県
補助事業	一般国道354号道路改築
補助事業の概要	道路及び河川の拡幅に伴い、橋りょうを架け替えるため、平成14、15両年度に橋りょう上部工の製作、架設等を行うもの
事業費	45,475,500円
上記に対する国庫補助金交付額	22,737,750円
不当と認める事業費	45,475,500円
不当と認める国庫補助金交付額	22,737,750円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、群馬県が、道路改築事業の一環として、邑楽郡邑楽町大字篠塚地区において、道路及び河川の拡幅に伴い、一級河川孫兵衛川に架かる一般国道354号の橋りょうを新橋(橋長12.8m、幅員26.8m)に架け替えるため、平成14、15両年度に、橋りょう上部工としてプレストレストコンクリート桁(以下「PC桁」という。)の製作、架設等を工事費45,475,500円(国庫補助金22,737,750円)で実施したものである。

この橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行っている。そして、示方書によると、設計で想定されない地震動が作用したり、周辺地盤の破壊や構造部材の予期しない損傷が生じたりした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システム<sup>(注)</sup>を設けることとされている。この落橋防止システムは、落橋防止構造、桁かかり長等から構成されていて、橋りょうの形式、地盤条件等に応じ適切に選定することとされている。

このうち落橋防止構造は、上部構造の両端が剛性の高い橋台に支持され、上部構造の長さが25m以下の橋りょうについては、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当し、その設置を省略することができることとされている。

本件橋りょうは、PC桁の両端が剛性の高い橋台に支持されていること、PC桁の長さが12.74mであることから、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当するので、落橋防止構造の設置を省略しても安全であるとして、これにより施工していた。

## 2 検査の結果

本件工事について、設計図面、設計計算書等を検査したところ、落橋防止システムの設計が次のとおり適切でなかった。

示方書によると、前記の橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうであっても、地震時に不安定となる地盤がある場合には、予期しない大きな変位が生じることがあるため、落橋防止構造の設置を省略してはならないとされている。

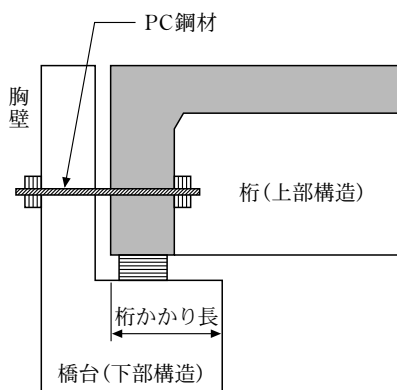
そして、示方書で規定している地盤の液状化の判定式によると、本件橋りょうを設置する地盤のうち2層の砂質土層は地震時に橋りょうに影響を与える液状化が生じると判定され(参考図参照)、地震時に不安定となる地盤がある場合に該当することから、本件橋りょうは落橋防止構造を設置する必要があると認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

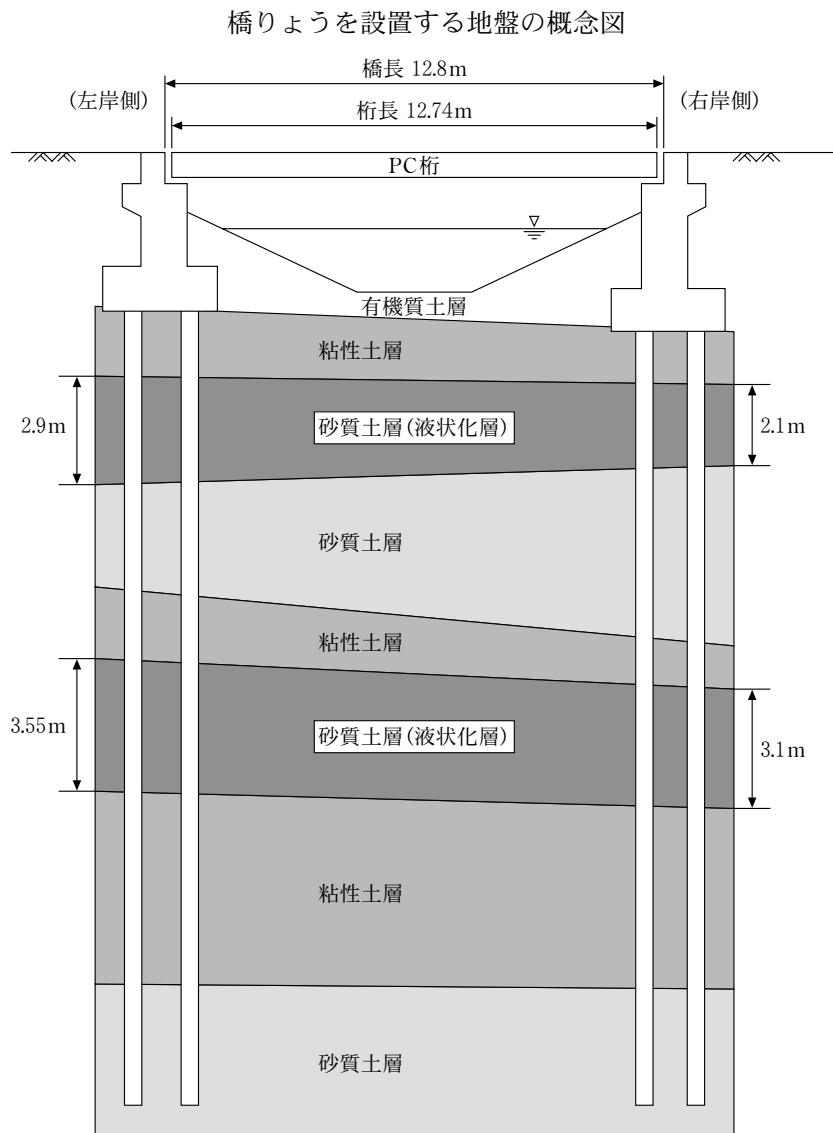
したがって、本件橋りょう上部工(これらの工事費45,475,500円)は、設計が適切でなかったため落橋防止構造が設置されておらず、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金22,737,750円が不当と認められる。

(注) 落橋防止構造、桁かかり長 桁と橋台の胸壁をPC鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端までの長さ)を超えないようにする構造

(参考例)



(参考図)



(329) 緊急地方道路整備事業の実施に当たり、ボックスカルバートの設計が適切でなかったなどのため、ボックスカルバート等が工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項) 地方道路整備臨時交付金
部局等の名称	石川県
補助の根拠	道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号)
補助事業者(事業主体)	石川県
補助事業	主要地方道高松津幡線緊急地方道路整備
補助事業の概要	道路改良工事のため、平成16年度に、ボックスカルバート等を施工するもの
事業費	37,800,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	20,790,000 円
不当と認める事業費	26,521,000 円
不当と認める国庫補助金交付額	14,586,550 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、石川県が、緊急地方道路整備事業の一環として、かほく市鉢伏地内において、道路を新設するため、平成16年度に、ボックスカルバート(以下「カルバート」という。)の築造、排水工等を、工事費37,800,000円(国庫補助金20,790,000円)で実施したものである。

このうち、カルバートは、県道の盛土により遮断される既存の農道及び水路の機能を維持するため、これらの農道及び水路が道路下(最大土被り厚6.9m)を横断する延長39m(3スパン)にわたって築造するもので、高さ4.0m、幅3.5m(内空断面の高さ3.0m、幅2.5m)の直接基礎による現場打ちの鉄筋コンクリート構造物となっている。また、カルバート内の下部中央には、沢水用の水路(高さ32cm、幅50cm)及び道路排水用の水路(高さ20cm、幅30cm)を設置し、これらの水路の両側には軽自動車等の通行のために舗装工(表層厚3cm、路盤厚15cm)を施工している(参考図参照)。

そして、本件カルバートの基礎部の設計に当たっては、本件道路整備工事の盛土の地盤等に及ぼす影響を判断するために、同県が8年度にカルバートの設置箇所より20m程度離れた場所において実施したボーリング調査及びカルバートの設置箇所で行ったスウェーデン式サウンディング調査(以下「サウンディング調査」という。)(注)の2つの調査結果があったことから、同県では、これらの調査結果を設計コンサルタントに提供し、当該工事現場の地層図を作成させるなどしていた。設計コンサルタントは、これらの調査結果を基に、カルバートの設置箇所の下部には軟弱な粘性土の地層(厚さ1.1mから2.4m)があり、その下層には支持地盤となり得る良質な砂質土(厚さ6.3m)が存在すると推定した。そして、軟弱な粘性土についてはセメント安定処理により地盤改良を実施すれば、カルバート及び盛土施工後の砂質土に対する即時沈下量が、カルバートの両端部で37mm、中央部で74mmとなると算定し、中央部と端部の沈下量の差もわずかであることなどから、カルバート内の農道及び水路の機能

に支障は生じないとして設計し、同県ではこれにより施工していた。

そして、カルバートの上部等の盛土については、別途工事で4.5mの高さまで施工していた。

## 2 検査の結果

本件工事について、現地調査等により施工状況を、契約図書等により設計内容をそれぞれ検査したところ、カルバートの基礎地盤や沈下等に対する設計等が適切でなかったため、カルバートが次のような状態になっていた。

すなわち、本件カルバートには、16mmから203mmの不等沈下が生じていた。このため、カルバートの2箇所が目地部において1mmから37mmの隙間が生じていたり、2mmから33mmのずれが生じていたり、水路の目地部においても最大25mmの隙間が生じていたりしていた。

このような状態になっていたのは、次のことなどによると認められる。

カルバートの基礎部の設計に当たっては、「道路土工カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編)によることとされており、これによれば、地盤調査については、ボーリング及びサンプリングが特に有効な調査方法となっており、調査頻度については、「両端で各1箇所程度」行うこととなっている。しかし、同県では、本件カルバートの基礎部の設計において必要な両端でのボーリング調査等を実施しておらず、前記のとおり、8年度の調査でカルバートの設置箇所から20m程度離れた場所で実施したボーリング調査と土の試料が採取できないなどの短所があるサウンディング調査とで得られた結果を設計コンサルタントに提供し、設計させていた。

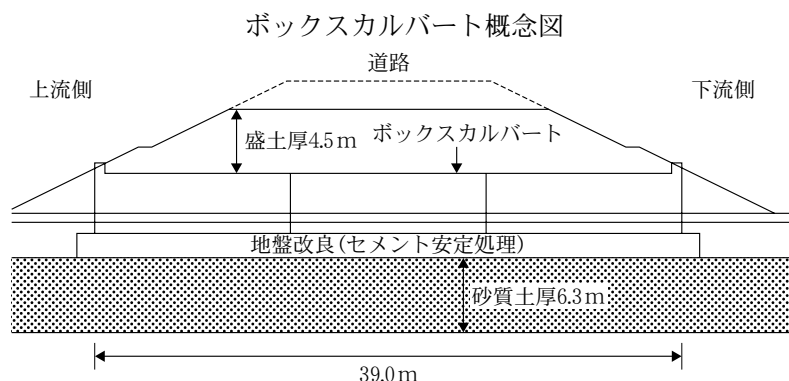
そこで、カルバートの隙間が生じていた目地部付近の2箇所を選定し、ボーリング調査を実施したところ、セメント安定処理により改良された地盤の下部は、設計コンサルタントが推定していた支持地盤となり得る良質な砂質土の地層ではなく、シルト分の多い軟弱な砂質土の地層となっていた。また、別途工事で実施していた前記の盛土工事についても、カルバートの両側から均等に締め固めなければならないのに、片側の盛土を先行して施工してカルバートの片側に不均等な荷重が加わる施工となっていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件カルバートの設計に当たり、「道路土工カルバート工指針」の理解が十分でなく、必要なボーリング調査等を実施していなかったことなどによると認められる。

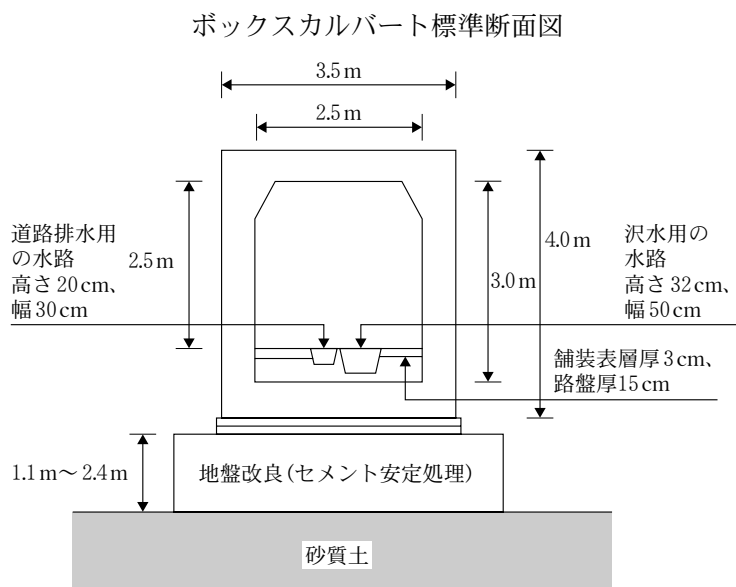
したがって、本件カルバート等(工事費相当額26,521,000円)は、設計が適切でなかったなどのため、大幅な不等沈下を生じ、水路の目地部に隙間が生じており、出水時等には水路の目地部の隙間から舗装下の土砂が吸い出されたり、カルバート内の舗装部が破損したりするなど、水路及び農道としての機能を損なうおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額14,586,550円が不当と認められる。

(注) スウェーデン式サウンディング調査 スウェーデン国有鉄道が不良路盤の実態調査の方法として使用し始めたものであり、土の試料を直接採取せずに土の硬さや層厚等を測定する簡易な地盤調査方法

(参 考 図)



(注) ボックスカルバート上部の点線は後年度施工部分



(330) 港湾改修事業の実施に当たり、漁業権等の先行補償に要した費用を支払うに際して利子支払額の算定を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	港湾整備特別会計(港湾整備勘定) (項)港湾事業費
部局等の名称	北陸地方整備局
補助の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)
補助事業者(事業主体)	福井県
補助事業	敦賀港港湾改修
補助事業の概要	昭和56年度に実施された漁業権等の消滅等に対する先行補償について、平成15年度に当該補償に要した費用を支払うもの
事業費	44,625,745円
上記に対する国庫補助金交付額	22,312,872円

不当と認める事業費	18,323,767 円
不当と認める国庫補助金交付額	9,161,883 円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、福井県(一般会計)が、平成 15 年度に、同県港湾整備事業特別会計に対し、同特別会計の行った損失補償 711,000,000 円のうち、敦賀港臨港道路 4 号線に係る分に要した費用 44,625,745 円(国庫補助金 22,312,872 円)を支払ったものである。

当該損失補償 711,000,000 円は、同特別会計が、昭和 56 年度に、同港<sup>まりやまみなみ</sup>鞠山南地区等で実施する港湾改修事業に係る漁業権等の消滅又は制限に対する損失を補償するため、当該港湾改修事業の実施に先行して漁業権者である敦賀市漁業協同組合に対し行ったものである。

この漁業権等の消滅又は制限に対する損失補償については、「港湾関係国庫補助事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくものを除く。)の施行に伴う漁業権等の先行補償の取扱いについて」(昭和 47 年港管第 761 号港湾局長通達)等により行うこととされている。これによれば、地方公共団体、公社、協会等の法人は、漁業権者から一括全面補償要求があった場合等に、事業実施に先行して補償(以下「先行補償」という。)を行うことができることとされている。そして、港湾事業等の事業者は、当該事業に着手する場合には、先行補償を行った者に対し、当該事業実施区域に係る先行補償費、先行補償のための事務費及びこれらの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額の合計額を支払うこととされている。

同県は、前記の港湾改修事業の実施に当たり敦賀市漁業協同組合から一括全面補償要求を受けたことから、同特別会計が、上記の通達等に基づき、昭和 57 年 3 月、同組合に対し 711,000,000 円を先行補償していた。そして、この補償費のうち 477,000,000 円は金融機関等から借り入れたものであった。

## 2 検査の結果

本件補助事業について、補償費相当額算定調書、利子支払額計算表等により検査したところ、利子支払額の算定が、次のとおり適切でなかった。

同県は、前記の先行補償費 711,000,000 円のうち臨港道路 4 号線に係る先行補償費 17,453,922 円に、前記の借入金 477,000,000 円と先行補償費 711,000,000 円との比率を乗じて、利子の計算の対象となる元金相当額を 11,709,593 円と算定していた。そして、これに係る利子支払額については、元金相当額を借入期間(10 年～20 年)中は全く返済することなく据え置き 6 箇月複利で利子が増加するものとして、27,049,081 円と算定していた。

しかし、同特別会計は、実際には、定められた支払期日ごとに借入金の元金及び利子を支払っており、このため、償還期限の平成 14 年 3 月までに実際に支払われた利子の額は 8,725,314 円にすぎず、利子支払額が過大に算定されていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、先行補償に係る利子支払額の算定に対する基本的な理解が十分でなかったことによると認められる。

したがって、実際の利子支払額に基づき先行補償に要した費用を適正に算定すると 26,301,978 円となり、前記の 44,625,745 円との差額 18,323,767 円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 9,161,883 円が不当と認められる。



(331) 地方道路交付金事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋脚の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項) 地方道路整備臨時交付金
部局等の名称	長野県
補助の根拠	道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号)
補助事業者 (事業主体)	長野県伊那市(平成18年3月30日以前は上伊那郡長谷村)
補助事業	市道上中尾線地方道路交付金
補助事業の概要	橋りょうを架け替えるため、平成17年度に橋脚、橋台を築造するもの
事業費	43,249,500円
上記に対する国庫補助金交付額	23,787,225円
不当と認める事業費	28,132,000円
不当と認める国庫補助金交付額	15,472,600円

1 補助事業の概要

この補助事業は、長野県伊那市(平成18年3月30日以前は上伊那郡長谷村)が、市道上中尾線地方道路交付金事業の一環として、伊那市長谷中尾地内において、三峰川に架かる橋りょう(橋長94.0m、幅員10.2m)を架け替えるため、17年度に、橋台1基及び橋脚1基の築造等を工事費43,249,500円(国庫補助金23,787,225円)で実施したものである。

このうち、橋脚(高さ10.9m)については、鉄筋コンクリート構造の直接基礎とし、底版の大きさが橋軸方向8.0m、橋軸直角方向12.0m、高さ2.0mとなっている。そして、配筋図によれば、底版下面の橋軸方向に配置される主鉄筋については、径19mmの鉄筋を25cm間隔に配置することとして設計し、これにより施工していた。

2 検査の結果

本件工事について、設計図面、設計計算書等を検査したところ、橋脚の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、本件橋脚の設計の基礎となっている設計計算書では、橋脚の設計計算を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編)に基づき行うこととされており、これによると、①配置される鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応力度を上回らないこと、②配置される鉄筋量が最小鉄筋量を下回らないことなどの条件を満たすように設計することとなっている。

しかし、前記の設計計算書では、橋脚の底版下面の主鉄筋である25cm間隔に配置する径19mmの鉄筋に生ずる引張応力度は、常時244.9N/mm<sup>2</sup>、地震時577.7N/mm<sup>2</sup>となっていて、許容引張応力度常時160N/mm<sup>2</sup>、地震時300N/mm<sup>2</sup>を大幅に上回っていた。また、配置する鉄筋量は13,752mm<sup>2</sup>となっていて、地震時に必要な最小鉄筋量24,209.8mm<sup>2</sup>を大幅に下回っていた。

このように、設計計算書では、前記①及び②の設計条件を満足していないことが明確になっているのに、これにより、配筋図を作成し施工したため、本件橋脚は設計計算上安全な

範囲を大幅に超えている。

このような事態が生じていたのは、委託した設計業務の成果品が明らかに設計条件を満足しないものであったのに、これに対する同市の検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件橋脚(工事費相当額 28,132,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 15,472,600 円が不当と認められる。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 最小鉄筋量 コンクリート断面に比較して軸方向引張鉄筋量が極端に少ない部材は、設計で想定していない大きな曲げ荷重を受けると、コンクリートのひび割れとともに耐力を減じ急激に破壊するおそれがある。このような急激な破壊を防ぐために必要とされる最小の鉄筋量を「最小鉄筋量」という。

(注3) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

(332) 除雪事業の実施に当たり、共通仮設費等の積算を誤ったなどのため、工事費が割高となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費
部局等の名称	兵庫県
補助の根拠	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和31年法律第72号)
補助事業者(事業主体)	兵庫県
補助事業	一般国道312号等除雪
補助事業の概要	一般国道等の道路除雪のため、平成16年度に凍結防止剤を散布するなどのもの
事業費	82,422,033 円(うち国庫補助対象額 28,790,000 円)
上記に対する国庫補助金交付額	19,193,333 円
不当と認める事業費	9,320,190 円(うち国庫補助対象額 3,255,000 円)
不当と認める国庫補助金交付額	2,170,000 円

1 補助事業の概要

この補助事業は、兵庫県が、一般国道312号ほか10路線の除雪事業の一環として、養父市、及び朝来郡朝来、生野両町(両町は平成17年4月1日以降は合併により朝来市)内において、冬期間(12月～3月)における交通を常時確保するために、16年度に、凍結防止剤(塩化ナトリウム)を路面に散布(散布延長85.6km)するなどの凍結防止剤散布工事を工事費

82,422,033 円(うち国庫補助対象額 28,790,000 円、国庫補助金 19,193,333 円)で実施したものである。

本件凍結防止剤散布工事は、凍結防止剤散布車(ホッパ容量 2.5 $\text{m}^3$ から 4.0 $\text{m}^3$ )又は凍結防止剤散布装置(同県が装置を請負人に貸与)を搭載した積載量 2t のトラックにより、別途契約で購入した凍結防止剤を路面に散布したり、車両によりパトロールを行ったりなどするものである。

同県では、本件工事費の積算に当たり、県制定の土木工事標準積算基準書(以下「積算基準」という。)等により、次のとおり、各工費の直接工事費を算定していた。

すなわち、凍結防止剤散布工費については、凍結防止剤散布車の規格等に応じて1時間当たりの直接工事費を 9,613 円から 32,984 円とし、また、パトロールに係る工費については、巡回距離に応じて1回当たりの直接工事費を 4,117 円から 20,968 円などとしていた。

また、同県では、上記各工費の直接工事費に対応する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率(以下「共通仮設費率等」という。)については、工種区分を「道路維持工事」とし、共通仮設費率 22.71%、現場管理費率 28.14%、一般管理費等率 14.38% としていた。

そして、本件工事が単価契約となっていることから、前記のそれぞれの直接工事費に上記の共通仮設費率等を乗ずるなどして共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を算出し、これらを含めて凍結防止剤散布工1時間当たりの積算単価を 18,581 円から 59,320 円、パトロール1回当たりの積算単価を 7,402 円から 37,709 円などと算定していた。

同県では、上記の積算単価を基にした契約単価に実績数量(凍結防止剤散布工計 1,811 時間、パトロール計 180 回等)を乗ずるなどして、本件工事費を支払っていた。

## 2 検査の結果

この補助事業について、積算関係資料等により検査したところ、本件工事費の積算が次のとおり適切でなかった。

すなわち、前記の共通仮設費率等の算出に当たり、同県では、本件工事は、凍結防止剤散布、パトロール等の作業が1日ごとに完了する工事と考えていた。そして、1日に係る直接工事費が 600 万円以下であることから、共通仮設費率については、共通仮設費の対象額が 600 万円以下の場合に対応する上限値である 22.71% を適用していた。また、現場管理費率及び一般管理費等率についても、同様に考え、それぞれの率の上限値である 28.14% 及び 14.38% をそれぞれ適用していた。

しかし、本件凍結防止剤散布工事は、数箇月にわたりほぼ毎日連続して行われる工事であり、作業が1日ごとに完了する工事として1日に係る直接工事費に対応する共通仮設費率等を適用していることは適切ではなく、数箇月にわたる工事全体を一つの工事として共通仮設費率等を算出すべきであったと認められる。

本件工事全体を一つの工事として算出すると、直接工事費は計 43,230,714 円となることなどから、共通仮設費率等は、共通仮設費率 13.93%、現場管理費率 25.12%、一般管理費等率 11.55% となり、それぞれ、本件工事に適用した率を大幅に下回ることとなる。

また、凍結防止剤散布装置を貸与する場合の凍結防止剤散布工費の積算についても、トラックの機械損料を運転1時間当たり換算損料 879 円とすべきであるのに、機械の損料表を読み誤って供用1日当たり損料 2,210 円を適用したため、過大に積算されていた。

このような事態が生じていたのは、同県において、積算基準の共通仮設費率等の算定方法

に対する理解が十分でなかったこと及び積算内容に対する審査が十分でなかったことによる  
と認められる。

上記により、本件工事の工事費を修正計算すると、労務単価の誤りなどによる積算過小を  
考慮しても、工事費総額は73,101,843円となり、本件工事費はこれに比べて9,320,190円(う  
ち国庫補助対象額3,255,000円)割高になっており、これに係る国庫補助金相当額2,170,000  
円が不当と認められる。

(333) 都市公園事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確  
保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費
部局等の名称	広島県
補助の根拠	都市公園法(昭和31年法律第79号)
補助事業者 (事業主体)	広島県尾道市(平成17年3月27日以前は御調郡向島町)
補助事業	都市公園等統合補助
補助事業の概要	都市公園を整備するため、平成15、16両年度に土工及び調整池工を 施工するもの
事業費	58,695,000円
上記に対する国 庫補助金交付額	29,347,500円
不当と認める事 業費	32,450,000円
不当と認める国 庫補助金交付額	16,225,000円

1 補助事業の概要

この補助事業は、広島県尾道市(平成17年3月27日以前は御調郡向島町)が、都市公園事  
業の一環として、同市向島町地内において、運動の用に供する公園を整備するため、15、16  
両年度に土工及び調整池工を工事費58,695,000円(国庫補助金29,347,500円)で実施したもの  
である。

このうち、調整池工は逆T型擁壁(高さ6m、延長70m)及びブロック積擁壁(高さ  
0.5m～5m、延長計186.1m)の築造を行うものである(参考図1参照)。

そして、逆T型擁壁(以下「擁壁」という。)のつま先版の下面側に配置する主鉄筋につい  
ては、配筋図によると、径13mmの鉄筋を25cm間隔で配置することとなっており、これにより  
施工していた(参考図2参照)。

2 検査の結果

本件工事について、設計図面、設計計算書等を検査したところ、擁壁のつま先版の設計が  
次のとおり適切でなかった。

すなわち、本件擁壁の設計の基礎となっている設計計算書によると、つま先版の下面側に  
配置する主鉄筋については、径16mmの鉄筋を25cm間隔で配置すれば、主鉄筋に生ずる引張

(注1) 応力度が許容引張応力度を下回ることから、応力計算上安全であるとしていた(参考図2参照)。

しかし、配筋図を作成する際、つま先版下面側の主鉄筋について、設計計算書どおりの径とすべきところを、誤って前記のとおり径 13mmとしていた。

そこで、擁壁について改めて応力計算を行うと、<sup>(注2)</sup>常時において、つま先版下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度は  $226.08\text{N}/\text{mm}^2$  となり、許容引張応力度  $180\text{N}/\text{mm}^2$  を大幅に上回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

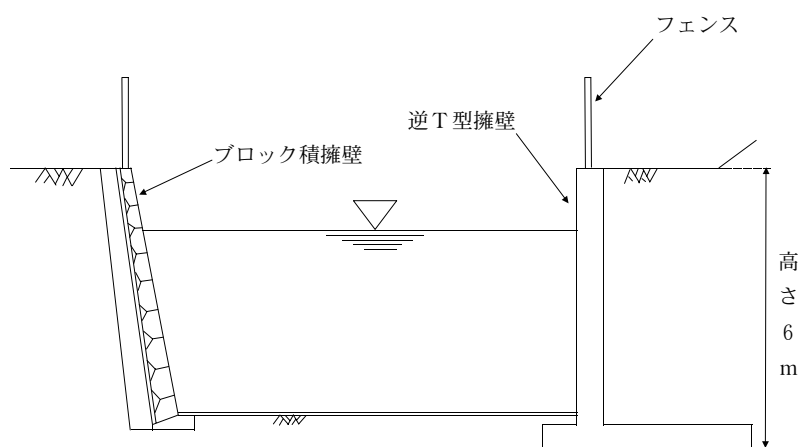
したがって、本件擁壁(工事費相当額 32,450,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 16,225,000 円が不当と認められる。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

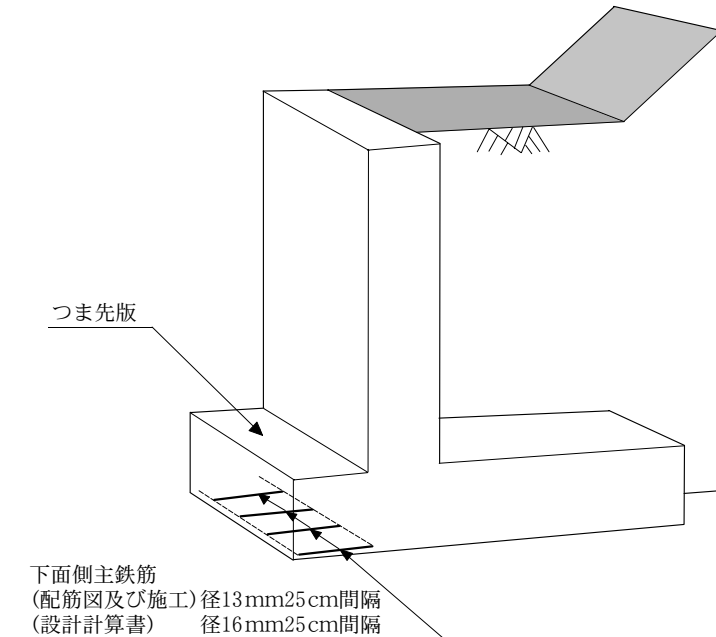
(参 考 図 1)

(調整池断面概念図)



(参考図 2)

(逆 T 型擁壁概念図)



(334) 街路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路環境整備事業費
部局等の名称	福岡県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)
補助事業者 (事業主体)	福岡県北九州市
補助事業	都市計画道路前田熊手線道路改築
補助事業の概要	橋りょうを新設するため、平成16、17両年度に、橋台、上部工等を施工するもの
事業費	155,697,150円(うち国庫補助対象額132,419,700円)
上記に対する国庫補助金交付額	66,209,850円
不当と認める事業費	46,153,000円(全額国庫補助対象額)
不当と認める国庫補助金交付額	23,076,500円

1 補助事業の概要

この補助事業は、福岡県北九州市が、都市計画道路前田熊手線の街路事業の一環として、同市八幡西区東浜町地区及び田町地区において、本件道路と都市計画道路城山東線とが立体交差する箇所に、橋りょう(橋長25.0m、幅員15.4m)を新設するなどのため、平成16、17両年度に、下部工として橋台2基の築造及び上部工としてプレストレストコンクリート桁

(以下「PC桁」という。)の製作・架設等を工事費155,697,150円(うち国庫補助対象額132,419,700円、国庫補助金66,209,850円)で実施したものである。

本件橋りょう上部工の設計に当たっては、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行っている。そして、示方書によると、設計で想定されない地震動が作用したり、周辺地盤の破壊や構造部材の予期しない複雑な振動により、想定を超える地震力等が生じた場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設けることとされている。この落橋防止システムは、変位制限構造、桁かか<sup>(注1)</sup>り長等<sup>(注2)</sup>から構成されていて、橋りょうの形式、支承のタイプ等に応じて適切に選定することとされている。

そして、本件橋りょうの落橋防止システムのうち変位制限構造は、上部構造のPC桁と下部構造の橋台をアンカーバーで連結する構造とし、その設計の基礎となっている設計計算書によると、次のとおりとなっており、耐震設計上安全であるとして、これにより施工していた。

ア 両橋台に設置するアンカーバーの本数については、PC桁19本の間に設置することから18本ずつとする。

イ アンカーバーに作用する設計地震力については、設計水平震度を0.14とするなどして算出する。<sup>(注3)</sup>

ウ 上記のア及びイから応力計算上アンカーバーのせん断応力度が許容せん断応力度を下回るために必要なアンカーバー1本当たりの断面積を満たすものとして径38mmのアンカーバーとする。<sup>(注4)</sup>

## 2 検査の結果

本件工事について、設計図面、設計計算書等を検査したところ、変位制限構造の設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、設計地震力の算出過程において、設計水平震度を0.18と算出していて、この数値を使用すべきであるのに、誤って0.14としていた。

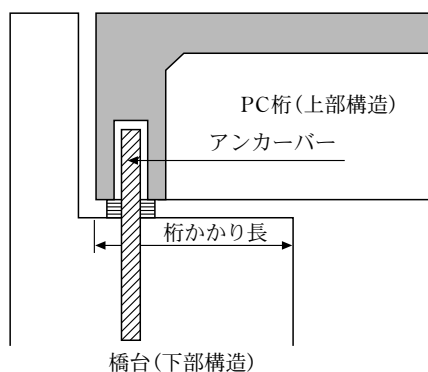
そこで、設計水平震度を0.18として設計地震力を算出し、改めて応力計算を行うと、アンカーバーのせん断応力度は $110.5\text{N}/\text{mm}^2$ となり、許容せん断応力度 $90.0\text{N}/\text{mm}^2$ を大幅に上回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件橋りょう上部工(これらの工事費相当額46,153,000円)は、変位制限構造の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額23,076,500円が不当と認められる。

(注1) 変位制限構造 支承と補完し合って、上下部構造間の相対変位が大きくなるようにするためのもので、桁と橋台をアンカーバーで連結するなどしてその相対変位を制限する構造

(参考例)



(注2) 桁かかり長 桁端部から下部構造頂部縁端までの長さをいう。

(注3) 設計水平震度 耐震設計において、水平方向の慣性力を算定するために橋りょうなどの重量に乗ずる係数

(注4) せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

(335) 公共下水道事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、吐出槽の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費
部局等の名称	佐賀県
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)
補助事業者(事業主体)	佐賀県鹿島市
補助事業	鹿島市公共下水道
補助事業の概要	雨水ポンプ場を新設するため、平成15、16両年度に吐出槽等を築造するもの
事業費	144,753,000円
上記に対する国庫補助金交付額	72,376,500円
不当と認める事業費	28,038,000円
不当と認める国庫補助金交付額	14,019,000円

1 補助事業の概要

この補助事業は、佐賀県鹿島市が、公共下水道事業の一環として、同市大字常広字大手小路地内において、雨水ポンプ場を新設するため、平成15、16両年度に、沈砂池、ポンプ井、吐出槽等の築造を工事費計144,753,000円(国庫補助金72,376,500円)で実施したものである。



このうち吐出槽(幅 4.7m~8.2m、長さ 16.8m、高さ 9.5m)は、雨水を鹿島川に排水する際の主ポンプの運転・停止により生ずる急激な水圧変化の影響を水槽内の水位の変化により吸収し、河川堤防の安全性を確保するなどのために設置するもので、鉄筋コンクリート構造となっている(参考図1参照)。

そして、吐出槽の配筋図によると、底版上面側に配置する主鉄筋のうち、左隅角部の外側、左隅角部の内側及び右隅角部の内側の各部分については、いずれも径 22mmの鉄筋を 20cm間隔で配置することとなっており、これにより施工していた(参考図2参照)。

## 2 検査の結果

本件工事について、設計図面、設計計算書等を検査したところ、吐出槽の底版の設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、本件吐出槽の設計の基礎となっている設計計算書によると、底版上面側の主鉄筋については、左隅角部の外側では径 19mm、左隅角部の内側では径 22mm、右隅角部の内側では径 25mmの鉄筋を、それぞれ 10cm間隔に配置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張<sup>(注1)</sup>応力度を下回ることなどから、応力計算上安全であるとしていた(参考図2参照)。

しかし、配筋図を作成する際、底版上面側の主鉄筋について、設計計算書どおりの径及び間隔とすべきところ、誤って、前記のとおり径を 22mmとし、間隔を 20cmとしていた。

そこで、底版上面側に配置する主鉄筋について改めて応力計算を行うと、次表のとおり、<sup>(注2)</sup>常時、地震時とも、それぞれ応力計算上安全な範囲を大幅に超えている。

表 応力計算上安全な範囲を超えている底版上面側の主鉄筋の配置箇所

箇所	主鉄筋に生ずる引張応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	鉄筋の許容引張応力度 (N/mm <sup>2</sup> )
左隅角部の外側	302.4(常時)	200.0(常時)
	421.7(地震時)	300.0(地震時)
左隅角部の内側	365.6(常時)	200.0(常時)
	633.5(地震時)	300.0(地震時)
右隅角部の内側	249.1(常時)	200.0(常時)
	771.8(地震時)	300.0(地震時)

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

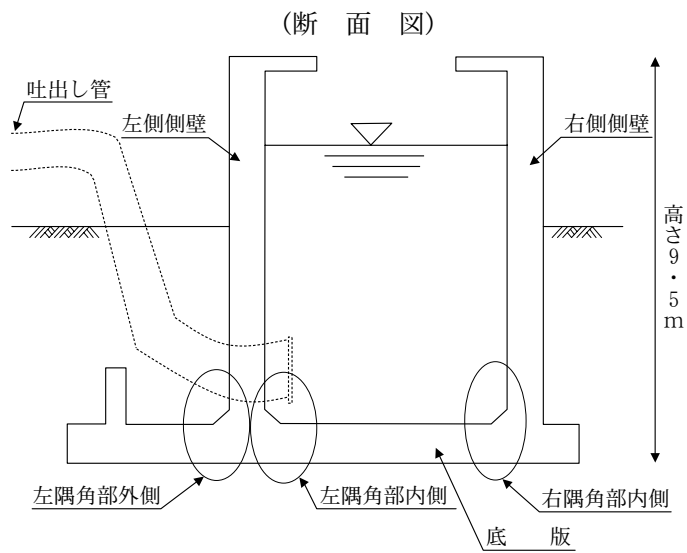
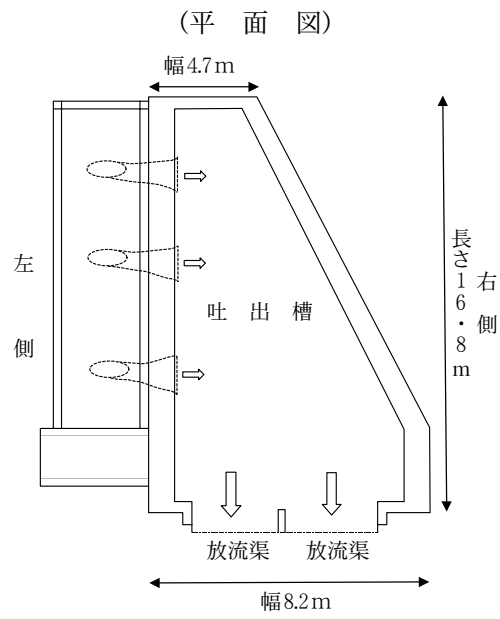
したがって、本件吐出槽(工事費相当額 28,038,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 14,019,000 円が不当と認められる。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

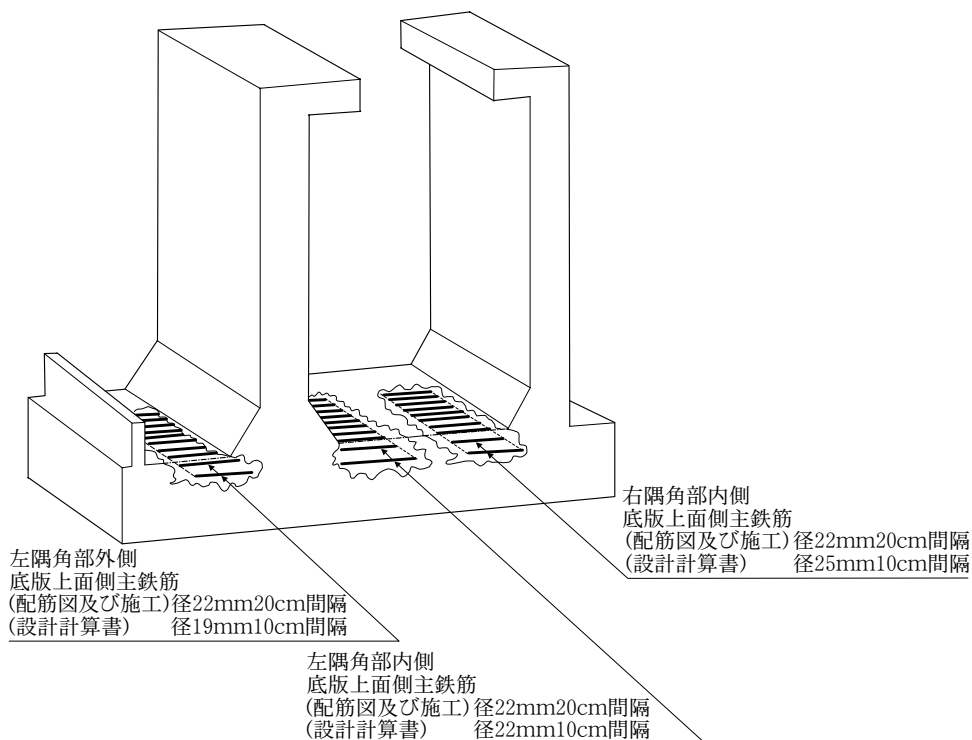
(参 考 图 1)

第3章 第1節 第10 国土交通省



(参考図 2)

(吐出槽底版上面側主鉄筋の配置概念図)



(336) 都市下水路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ボックスカルバートの  
所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費
部局等の名称	長崎県
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)
補助事業者 (事業主体)	長崎県佐世保市
補助事業	佐世保市都市計画下水道
補助事業の概要	都市下水路を整備するため、平成15、16両年度にボックスカルバート等を築造するもの
事業費	33,926,550円
上記に対する国庫補助金交付額	13,570,620円
不当と認める事業費	9,887,000円
不当と認める国庫補助金交付額	3,954,800円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、長崎県佐世保市が、都市下水路事業の一環として、同市中里町と竹辺町の境界に沿って、都市下水路を新設するため、平成 15、16 両年度に、ボックスカルバート（以下「カルバート」という。）、護岸等の築造を工事費 33,926,550 円（国庫補助金 13,570,620 円）で実施したものである。

このうち、カルバートは、都市下水路が市道と交差する箇所に築造するもので、延長 13.2m、内空断面の幅 3.3m、高さ 1.6mの現場打ち鉄筋コンクリート構造となっている（参考図参照）。

そして、頂版下面側及び底版上面側に配置する主鉄筋については、配筋図によると、径 19mmの鉄筋を 25cm間隔で配置することとなっており、これにより施工していた。

## 2 検査の結果

本件工事について、設計図面、設計計算書等及び現地の状況を検査したところ、カルバートの設計が次のとおり適切でなかった。

すなわち、本件カルバートの設計の基礎となっている設計計算書によると、頂版下面側及び底版上面側に配置する主鉄筋については、径 19mmの鉄筋を 12.5cm間隔で配置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)<sup>(注1)</sup>が許容引張応力度(常時)<sup>(注2)</sup>を下回ることから、応力計算上安全であるとしていた。

しかし、配筋図を作成する際、頂版下面側及び底版上面側の主鉄筋について、設計計算書どおりの間隔とすべきところを、誤って前記のとおり 25cm間隔としていた。

そこで、カルバートについて改めて応力計算を行うと、頂版下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)は 232.19N/mm<sup>2</sup>、底版上面側の主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)は 228.79N/mm<sup>2</sup>となり、いずれも許容引張応力度(常時)160N/mm<sup>2</sup>を大幅に上回っていて、応力計算上安全な範囲を超えている。

そして、カルバートの頂版下面側中央部には、縦断方向にき裂が生じている状況であった。

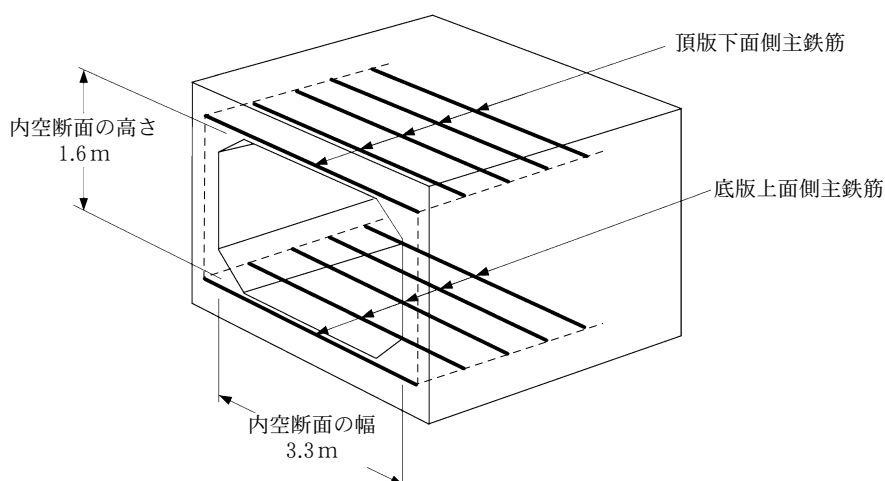
このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

したがって、本件カルバート(工事費相当額 9,887,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 3,954,800 円が不当と認められる。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

(参考図)



(337) 公営住宅家賃収入補助金の経理において、収入超過者入居戸数を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅対策諸費
部局等の名称	鹿児島県
補助の根拠	公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)附則第4項の規定により、なおその効力を有するものとされている改正前の公営住宅法(昭和26年法律第193号)
補助事業者(事業主体)	鹿児島県大島郡瀬戸内町
補助金	公営住宅家賃収入補助金
補助金の概要	公営住宅入居者の家賃負担の軽減を図るため、公営住宅を管理する地方公共団体に対して交付するもの
上記に対する国庫補助金交付額	23,433,000円(平成15年度～17年度)
不当と認める国庫補助金交付額	3,051,000円(平成15年度～17年度)

1 補助金の概要

公営住宅家賃収入補助金(以下「家賃収入補助金」という。)は、昭和44年に公営住宅の用地取得に対する国の補助が廃止されたことに伴って生じる家賃の上昇を避け、公営住宅の家賃を低廉に維持するため、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)附則第4項の規定により、なおその効力を有するものとされている改正前の公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「旧法」という。)の規定に基づき建設された公営住宅を管理する地方公共団体に国が交付するものである。その交付額は、公営住宅の建設事業年度別及び旧法上の種別(第1種公営住宅、第2種公営住宅)ごとに補助基本額を算出し、これらにそれぞれの補助対象率を乗じて得た額を合算して算定することとされている。そして、この補助対象率は、次の計算式により算出することとされている。

$$\boxed{\text{補助対象率}} = 1 - \frac{\text{収入超過者入居戸数}}{\text{基準日戸数}}$$

上記の計算式における基準日戸数は、毎年度、基準日である10月1日現在の管理戸数とされ、また、収入超過者入居戸数は、基準日現在において公営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ公営住宅の旧法上の種別に応じて国土交通省が毎年度定める基準額(平成15年度から17年度において、第1種公営住宅は月収200,000円、第2種公営住宅は月収137,000円)を超える収入を有する者(以下「収入超過者」という。)が入居している住戸等の数とされている。

鹿児島県大島郡瀬戸内町では、昭和44年度から60年度までの間に建設した公営住宅に係る家賃収入補助金として、平成15年度9,758,000円、16年度9,071,000円、17年度4,604,000円、計23,433,000円の交付を受けている。

## 2 検査の結果

この家賃収入補助金について、実績報告書等により検査したところ、同町では、旧法上の種別が第2種公営住宅である住戸に係る収入超過者入居戸数の算出に当たり、収入超過者の基準額を137,000円とせず200,000円とするなどして、収入超過者入居戸数を過小に算出しており、その結果、補助対象率が過大に算定されていた。

このような事態が生じていたのは、同町において、収入超過者入居戸数の把握に当たり、収入超過者の基準額についての認識が十分でなかったこと、補助金交付申請書の受理、審査を行う鹿児島県の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、適正な収入超過者入居戸数により補助金額を算定すると、15年度8,818,000円、16年度7,420,000円、17年度4,144,000円となり、前記交付額との差額、15年度940,000円、16年度1,651,000円、17年度460,000円、計3,051,000円が過大となっていて不当と認められる。

### (338) 道路改築事業の実施に当たり、損失の補償の対象とならない消費税額を補償費に計上していたため、補償費が過大となっているもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項) 沖縄道路事業費
部局等の名称	沖縄県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号) 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)
補助事業者 (事業主体)	沖縄県
補助事業	県道宜野湾南風原線道路改築
補助事業の概要	道路を拡幅するため、平成16、17両年度に支障となる建物等の移転補償を行うもの
事業費	112,307,700円
上記に対する国庫補助金交付額	101,076,930円

不当と認める事業費	5,276,100 円
不当と認める国庫補助金交付額	4,748,490 円

## 1 補助事業の概要

この補助事業は、沖縄県が、県道宜野湾南風原線道路改築事業の一環として、道路を拡幅するため、島尻郡南風原町字新川地内に所在する鉄筋コンクリート造り3階建ての事務所(延床面積442.9m<sup>2</sup>)及び鉄骨造り2階建ての倉庫(延床面積277.8m<sup>2</sup>)の移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用(以下、これらを「物件移転料」という。)として、平成16、17両年度に112,307,700円(国庫補助金101,076,930円)を当該物件の所有者である合資会社(以下「会社」という。)に補償したものである。この補償金の算定に当たっては、物件移転料107,031,600円に、これに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額5,276,100円を加算している。

国土交通省道路局所管の国庫補助事業の施行に伴う損失の補償においては、消費税について、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(平成9年建設省経整発第67号の3)に準じ、次のように取り扱うこととされている。

すなわち、土地等の権利者等が補償金により代替施設を建設することなどを前提に算定している補償金については、建設業者等に支払うこととなる消費税を考慮して適正に補償金を算定することとされている。そして、土地等の権利者等が消費税法(昭和63年法律第108号)上の事業者である場合においては、補償金により建設業者等から資産の譲渡等を受け、消費税を負担しても、当該事業者の消費税納付税額の計算上、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額として控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)の対象となるときは、当該事業者は実質的に消費税を負担しないこととなるため、補償金の算定に当たり消費税を積算上考慮しないこととされている。

そして、消費税法によれば、事業者の課税売上割合が95%以上となっている場合、事業者は、課税仕入れに係る消費税の全額を仕入税額控除することができることとなっている。<sup>(注)</sup>

## 2 検査の結果

この補助事業について、物件移転補償契約書等により検査したところ、補償金の算定が次のとおり適切でなかった。

すなわち、会社は消費税法上の事業者該当し、会社の消費税の確定申告書等によれば、課税売上割合が95%以上であることから、課税仕入れに係る消費税の全額を仕入税額控除することができることとなる。したがって、会社は建物等の移転に係る消費税を実質的に負担しないこととなるので、補償金の算定に当たり消費税額を加算していたのは適切でない。

このような事態が生じていたのは、同県において、補償金の算定に当たり消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことによると認められる。

上記により、本件事業に要する適正な費用は107,031,600円であり、消費税額5,276,100円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額4,748,490円が不当と認められる。

(注) 課税売上割合 総売上高に占める課税売上高の割合

## 不正行為 (339)(340)

### (339) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方運輸局 (項)地方運輸局 自動車検査登録特別会計 (項)業務取扱費
部局等の名称	関東運輸局千葉運輸支局
不正行為期間	平成16年5月～17年3月
損害金の種類	前渡資金
損害額	4,478,552円

本件は、関東運輸局千葉運輸支局において、総務企画課総務係長が、資金前渡官吏の補助者として小切手の作成等の事務に従事中、平成16年5月から17年3月までの間に、非常勤職員に対して支払う給与の額を水増しした支払決議書や架空の旅費請求書による支払決議書により小切手を作成し、これを現金化して、計4,478,552円を領得したものである。

なお、本件損害額については、18年1月に全額が同人から返納されている。

### (340) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	治水特別会計(治水勘定) (項)河川事業費
部局等の名称	猪名川河川事務所、姫路河川国道事務所(平成15年3月31日以前は猪名川工事事務所、姫路工事事務所)
不正行為期間	平成13年3月～15年4月
損害金の種類	前渡資金、支出金
損害額	2,493,042円

本件は、猪名川河川事務所(平成15年3月31日以前は猪名川工事事務所)ほか1河川国道事務所において、国土交通技官坂田某が、分任支出負担行為担当官の補助者として構造物の写真撮影等の発注事務に従事中、13年3月から15年4月までの間に、虚偽の支出関係書類を作成し、架空の業務を発注したり請負会社に代金を水増しして請求させたりし、請負会社からこれらの架空の支払額等に相当する額の金券を受け取るなどして、国に計2,493,042円の損害を与えたものである。

なお、本件損害額については、18年9月末までに345,376円が同人から返納されている。



## そ の 他

## (341) 航空機に対する地上作業を監視する業務に係る分担金の支払に当たり、分担金の対象とならない監視時間を含めて算定していたため、支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	空港整備特別会計 (項) 空港等維持運営費
部局等の名称	東京航空局
契約名	国が管理する空港(共用空港を含む)における航空機への地上作業監視業務の費用分担
契約の概要	航空機に対する地上作業を監視する業務を警備会社に委託する場合に、その費用の一部を分担するもの
契約の相手方	株式会社日本航空ジャパン(平成18年10月1日以降は株式会社日本航空インターナショナル)
契約	平成17年4月 随意契約(単価契約)
支払額	79,016,565円(平成17年度)
過大になっている支払額	14,012,584円(平成17年度)

## 1 分担金の概要

東京航空局(以下「東京局」という。)では、国が管理する空港等において、航空会社が国内旅客便を対象としてスポット(駐機場)に駐機する航空機に対する地上作業を監視する業務(以下「監視業務」という。)を警備会社に委託する場合に、その費用の一部を分担している。

この監視業務は、平成13年9月の米国同時多発テロ事件発生後、国土交通省が、ハイジャック防止等のため全国の空港の警戒体制を最高水準に強化したことに伴い航空会社に対して実施するように指示したもので、その目的は航空機に対する地上作業の輻輳<sup>ふくそう</sup>に紛れて持込禁止品が旅客等に手渡され、あるいは機内に搬入されることを防止することにある。

そして、監視の対象は、国土交通省が定めた「地上作業監視業務に関する指針」(平成16年国空総第1178号。以下「指針」という。)によると、出発便及び到着便の地上作業とされているが、上記の目的から、到着便については、到着の地上作業に引き続き出発の地上作業が行われる場合に限るとされている。

この監視業務に係る費用の分担は、東京局と航空会社との間の費用分担契約によっており、分担金の額は、監視業務1時間当たりの単価に監視時間数を乗じた額の2分の1の額となっている。そして、費用分担契約が、指針で定めた監視業務を実施する場合の費用分担に係るものであることから、到着便に対して引き続いて出発の地上作業が行われない場合、航空会社がこの到着便に対して監視業務を実施したとしても、これに係る時間数は、費用分担契約上の監視時間数に含めないこととなっている。

東京局では、航空会社から監視業務の実施状況(警備会社による監視時間数、支払金額等)を集計した業務報告書の提出を受け、これを審査、確認した後、請求に基づき分担金を支払うこととなっている。

(注) 地上作業 駐機場で行われる旅客の乗降、受託手荷物・貨物積込み(積降ろし)、給油、清掃、点検・整備などの作業

## 2 検査の結果

17年度に株式会社日本航空ジャパン(18年10月1日以降は株式会社日本航空インターナショナル。以下「JAL」という。)が東京国際、新千歳両空港において実施した監視業務に係る分担金79,016,565円(東京国際空港分57,027,600円、新千歳空港分21,988,965円)について、業務報告書、国内旅客便の運航状況に関する資料等により検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、各スポットにおいて、最終出発便が出発し、その後に到着する便に対して出発の地上作業が行われていないのに、JALでは、警備会社との委託契約により、最終出発便の出発後も一定の時刻まで監視を実施し、これに係る時間数を、費用分担契約上の監視時間数に含めて分担金を請求していた。そして、東京局では、この請求による誤った監視時間数に基づき分担金を支払っており、その支払額が過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、JALにおいて、指針に対する理解が十分でなかったことにもよるが、東京局において、JALから提出される業務報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、東京国際、新千歳両空港について、適正な分担金を算定すると、東京国際空港分で45,889,391円、新千歳空港分で19,114,590円となり、東京国際空港分で11,138,209円、新千歳空港分で2,874,375円、計14,012,584円が過大に支払われていて、不当と認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

### (1) 地籍簿の数値情報化経費の積算に当たり、既存の電磁的記録を利用することにより、経費の低減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)国土調査費
部局等の名称	国土交通本省 北海道ほか18都県
国庫負担の根拠	国土調査法(昭和26年法律第180号)
補助事業者	北海道ほか18都県
間接補助事業者 (事業主体)	市46、町31、村6、計83事業主体
国庫負担対象事業	地籍簿等の数値情報化
国庫負担対象事業の概要	地籍調査後の土地の異動等について継続的に補正するため、地籍簿等の情報を電磁的に記録するもの
事業費	163件 9億1874万余円(平成15年度～17年度)
上記に対する国庫負担金交付額	4億5937万余円
数値情報化経費の積算額	7億7341万余円(平成15年度～17年度)

上記に対する国庫負担金相当額	3億8670万余円
低減できた積算額	1億1390万円(平成15年度～17年度)
上記に対する国庫負担金相当額	5690万円

## 1 事業の概要

### (1) 数値情報化事業の概要

国土交通省では、国土調査法(昭和26年法律第180号)等に基づき、地籍簿等の数値情報化事業を実施する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、都道府県を通じて、毎年度多額の国庫負担金(事業費の2分の1)を交付している。

この数値情報化事業は、市町村が実施した地籍調査終了後の土地の異動等について、電磁的記録を用いて継続的に補正を行うなどのため、地籍調査で作成した地籍簿等について、地籍簿等に記載されている土地の所有者等の情報や境界点等の情報を電磁化し、所定のフォーマットに変換するなどして磁気記録媒体に記録するもので、平成14年度から実施されている。そして、市町村は、この数値情報化作業を専門の業者に請け負わせるなどして実施している。

(注1) 地籍調査 国土調査法に基づき、市町村等が地籍の明確化を図るなどのため、一筆ごとの土地について、その所有者等の調査及び境界等に関する測量を行い、その結果に基づき地籍簿等を作成するもので、この地籍調査を実施する市町村等に対して、国は国庫負担金を交付している。

### (2) 数値情報化事業の実施経費の積算

数値情報化事業の実施経費は、国土交通省土地・水資源局制定の「地籍調査費算定要領」等(以下「算定要領」という。)に基づき、数値情報化作業に係る直接経費、打合せ経費等を合算した経費(以下「数値情報化経費」という。)の額に、消費税相当額を加えて積算することとされている。

このうち、直接経費の積算は、土地一筆当たりの単価(以下「単価」という。)に筆数を乗ずるなどして行うこととされている。単価は、地籍簿等の情報が簿冊等の紙媒体に記録されているアナログ形式のものと、当該情報が電磁的に記録されているデジタル形式のものとで異なり、アナログ形式ではコンピュータに入力する作業が必要である一方、デジタル形式では地籍簿等の既存の電磁的記録を利用できることから、アナログ形式の単価に比べてデジタル形式の単価の方が安価となっている。

### (3) 地籍簿以外の既存の電磁的記録

市町村の税務担当部門では、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、土地等の固定資産の状況等を明らかにするため、所有者等の情報を固定資産課税台帳(以下「課税台帳」という。)に登録している。この課税台帳は、大半の市町村において、課税業務を効率的に実施するなどのためコンピュータ化されており、電磁的記録により情報を登録している。また、一部の市町村の地籍調査担当部門においては、土地行政に利活用するため、独自に土地の所有者等の情報を電磁的に記録しており、これを地籍簿の補助簿等として保有している。

そして、これらの課税台帳等の電磁的記録には、地籍簿の数値情報化に必要な土地情報の大部分が含まれている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

上記のとおり、課税台帳等の電磁的記録には地籍簿の数値情報化に必要な土地情報の大部分が含まれている。そして、数値情報化作業に係る直接経費の単価は、アナログ形式に比べデジタル形式の方が安価となっている。

そこで、経済性・効率性等の観点から、地籍簿の数値情報化作業に係る直接経費の積算に当たり、課税台帳等の既存の電磁的記録が十分に利用されているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

北海道ほか<sup>(注2)</sup>23都府県の221市町村が15年度から17年度において実施した数値情報化事業に係る契約723件、事業費44億5298万余円(国庫負担金22億2649万余円)のうち、数値情報化経費に係る積算額12億0122万余円(国庫負担金相当額6億0061万余円)を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、検査の対象とした事業主体において、契約書、特記仕様書等に基づき、数値情報化作業の内容、地籍簿等の貸与の状況等について検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、北海道ほか<sup>(注3)</sup>18都府県の83市町村が実施した契約163件、事業費9億1874万余円(国庫負担金4億5937万余円)のうち、数値情報化経費に係る積算額7億7341万余円(国庫負担金相当額3億8670万余円)において、次のような事態が見受けられた(①、②の事態には、事業主体が重複しているものがある)。

① 課税台帳等に電磁的に記録された情報を電子媒体で請負業者等に貸与していたことから、地籍簿の数値情報化作業に係る直接経費を安価なデジタル形式の単価で積算するべきであったのに、アナログ形式で積算していたもの

北海道ほか9県22市町 契約数32件

数値情報化経費に係る積算額	2億5553万余円
国庫負担金相当額	1億2776万余円

これらの事業主体は、個人情報の保護等を行った上で、課税台帳等の電磁的記録から地籍簿の数値情報化に必要な情報を抽出し、地籍簿に代えて、これを請負業者等に電子媒体で貸与していた。そして、上記の各事業主体では、地籍簿が簿冊等の紙媒体であったことから、アナログ形式の単価を適用して数値情報化経費を計2億5553万余円と積算していた。

しかし、事業主体において請負業者等に貸与した課税台帳等の電磁的記録には、地籍簿の数値情報化に必要な土地情報の大部分が含まれていた。

したがって、事業主体において、請負業者等がこれらの電磁的記録に基づいた作業を行うこととしてデジタル形式の単価により積算するべきであった。

- ② 課税台帳等に電磁的に記録された情報を電子媒体で請負業者等に貸与することにより、地籍簿の数値情報化作業に係る直接経費を安価なデジタル形式の単価で積算することが可能であったのに、アナログ形式で積算していたもの

北海道ほか 18 都県 64 市町村 契約数 131 件

数値情報化経費に係る積算額	5 億 1787 万余円
国庫負担金相当額	2 億 5893 万余円

これらの事業主体は、地籍簿の数値情報化に必要な情報として、紙媒体の地籍簿や、既に電磁的に記録されている課税台帳の情報を個人情報保護等を行った上で紙に印字したものなどを請負業者等に貸与していた。このことから、上記の各事業主体では、アナログ形式の単価を適用して数値情報化経費を計 5 億 1787 万余円と積算していた。

しかし、上記各事業主体の保有する課税台帳等は既に電磁的に記録されており、事業主体において、この課税台帳等から地籍簿の数値情報化に必要な情報を抽出して電子媒体で請負業者等に貸与することにより、請負業者等がこれらの電磁的記録に基づいた作業を行うこととしてデジタル形式の単価により積算することが可能であった。

したがって、地籍簿の数値情報化作業に係る直接経費の積算に当たり、上記のとおり、課税台帳等の既存の電磁的記録を電子媒体で請負業者等に貸与していたり、貸与することが可能であったりしていることから、安価なデジタル形式の単価で積算することが可能であったのに、アナログ形式の単価を適用して積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (低減できた積算額)

上記のことから、前記の 163 件における数値情報化経費をデジタル形式の単価により積算することとして修正計算すると 6 億 5941 万余円となり、積算額 7 億 7341 万余円を約 1 億 1390 万円(国庫負担金相当額約 5690 万円)低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 各事業主体において、課税台帳等の既存の電磁的記録が数値情報化に利用可能な場合には、その作業内容は、地籍簿がデジタル形式である場合の作業内容とほぼ同様であるのに、その認識が十分でなかったこと
- イ 国土交通省において、算定要領に、課税台帳等の既存の電磁的記録が利用可能な場合には、地籍簿の数値情報化作業に係る直接経費を安価なデジタル形式の単価で積算できることについて明示していなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、18 年 9 月に各都道府県に対し通知を発し、数値情報化経費の積算が経済的に行われるような処置を講じた。

- ア 地籍簿の数値情報化に利用可能な既存の電磁的記録がある場合には、関係部署と調整し、個人情報保護等に留意の上、その電磁的記録を利用するよう事業主体に対して周知徹底を図った。
- イ 算定要領において、数値情報化作業を上記アにより実施する場合は、デジタル形式の単価を適用して積算することを明示した。

(注2) 北海道ほか23都府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、秋田、栃木、群馬、千葉、新潟、富山、福井、愛知、兵庫、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、熊本、大分、鹿児島各県

(注3) 北海道ほか18都府県 東京都、北海道、岩手、宮城、栃木、群馬、千葉、新潟、富山、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、熊本、大分、鹿児島各県

(2) 公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金の交付又は公営住宅供給促進緊急助成事業無利子貸付金の貸付けを受けて取得していながら公営住宅等が建設されていない土地について、住宅事情等を踏まえた公営住宅等の供給が行われるなどするよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	国土交通省所管 一般会計 (組織)国土交通本省(平成11年度以前は建設本省) (項)住宅建設等事業費 財務省所管 産業投資特別会計(社会資本整備勘定) (項)改革推進公共投資住宅建設等事業資金貸付金
部局等の名称	国土交通本省(平成13年1月5日以前は建設本省) 千葉県ほか5府県
補助の根拠	予算補助
事業主体	府1、県2、市10、町2、計15事業主体
補助金等	(1) 公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金 (2) 公営住宅供給促進緊急助成事業無利子貸付金
補助金等の概要	公営住宅等の効率的な供給の促進を図ることを目的として、土地の取得費の一部を助成するために補助金等を交付等するもの
公営住宅等が建設されていない団地	21団地
上記の土地に係る国庫補助金等の額	(1) 70億3859万円(平成10年度～14年度) (2) 5318万円(平成13年度) 計 70億9178万円(平成10年度～14年度)

1 事業の概要

(1) 補助金等の概要

国土交通省では、公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金交付要綱(平成10年建設省住備発第150号建設省住宅局長通知)に基づき、平成10年12月から15年3月までの間に取得した、公営住宅又は特定公共賃貸住宅(以下、<sup>(注1)</sup>両者を併せて「公営住宅等」という。)の建設用地(以下「公営住宅等用地」という。)の取得費について、公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金(以下「緊急助成事業費補助金」という。)を事業主体である地方公共団体に対し交付している。

また、同省では、公営住宅供給促進緊急助成事業無利子貸付金貸付要綱(平成14年国住

備第238号国土交通省住宅局長通知)に基づき、14年2月から15年3月までの間に取得した、公営住宅の建設用地の取得費について、公営住宅供給促進緊急助成事業無利子貸付金(以下「緊急助成事業無利子貸付金」という。)を事業主体である地方公共団体に対し貸し付けている。そして、この緊急助成事業無利子貸付金の償還期間を5年としていて、貸付金償還時に償還金に相当する金額を補助することとなっている。

緊急助成事業費補助金及び緊急助成事業無利子貸付金(以下、両者を併せて「緊急助成事業費補助金等」といい、これに係る事業を「緊急助成事業」という。)は、景気対策の一環として、10年度第3次補正予算において予算補助制度として創設されるなどしたものである。そして、公営住宅等用地の取得等に要する費用については公営住宅法(昭和26年法律第193号)等では補助対象外とされているが、地価の高騰等により用地取得が困難な都市の既成市街地で、地方公共団体が緊急に用地を取得して公営住宅等を建設し供給する場合において、特例的に、土地の取得費の一部を助成することにより、公営住宅等の効率的な供給の促進を図ることを目的として交付等されたものである。

## (2) 補助金等の交付申請等

事業主体は、緊急助成事業費補助金の交付を受けようとするときは、各地方整備局長等に交付申請を行うこととなっている。

そして、交付申請に当たっては、補助対象となる公営住宅等用地の取得に先立ち、その用地に建設される公営住宅等の戸数、住戸規模、戸当たり建設費等についてあらかじめ計画することとされている。また、交付申請書の添付書類として、「公営住宅の建設開始までのスケジュール表」(以下「事業計画」という。)を作成して提出することとなっている。

なお、緊急助成事業無利子貸付金の貸付申請に当たっても、同様の手続を執ることとなっている(以下、緊急助成事業無利子貸付金の貸付けについても「交付」という。)

## (3) 補助金等の額

緊急助成事業費補助金等の額は、所定の方法により算定される額を上限とした土地の取得費等を対象事業費とし、これに2分の1あるいは3分の1以内の率を乗じて算定することとなっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、緊急助成事業の目的は、緊急に公営住宅等用地を取得し、公営住宅等を効率的に供給することによって達せられるものである。

他方、国土交通省では、17年8月、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅等の整備・管理に関する国としての基本的な方向を定めた「地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本的な方針」(平成17年国土交通省告示第739号)を策定している。これによれば、住宅の総数が世帯数を大きく上回ってきていることや少子高齢化が急速に進行していることなどから、公的賃貸住宅等の整備に当たっては、当該地域における住宅の需要及び既存住宅などの住宅事情等を的確に把握した上で、新規の建設、建替え、既存住宅の改良など適切な手法を選択することが必要であるとして、公的賃貸住宅等の整備方針の転換を図ることとしている。

このようなことを背景として、有効性等の観点から、緊急助成事業費補助金等の交付を受けて取得した土地について、地域の住宅事情等を踏まえた公営住宅等の効率的な供給がなされているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象)

<sup>(注3)</sup>  
北海道ほか23都府県における106事業主体が交付を受けた緊急助成事業費補助金等計644億7593万余円(緊急助成事業費補助金618億9556万余円、緊急助成事業無利子貸付金25億8037万円)を対象として検査した。

(検査の方法)

検査に当たっては、検査の対象とした106事業主体が取得した土地の利用状況等について、補助金交付申請書及びその添付資料等の提出を受け、また、実地に現場に赴き事業主体から直接説明を受けるなどして検査した。

(検査の結果)

<sup>(注4)</sup>  
検査したところ、上記の106事業主体のうち、千葉県ほか5府県における15事業主体において、公営住宅等用地として21団地分計約157,500㎡の土地を取得したが、緊急助成事業費補助金等の交付申請時に作成した事業計画における建設開始予定時期を経過するなどしているのに、公営住宅等の建設に着手しておらず、公営住宅等の供給がなされていない事態が見受けられた。また、これらの土地については、住宅事情等を踏まえた公営住宅等の建設の必要性の検討や建設の計画の見直しなどを行っていない状況となっている。

そして、これらの公営住宅等が建設されていない土地に係る緊急助成事業費補助金等の額は、計70億9178万余円(緊急助成事業費補助金70億3859万余円、緊急助成事業無利子貸付金5318万余円)となっていた。

<事例>

A県では、平成11年度、12年度及び13年度に、公営住宅の建設に係る土地として3団地分計約45,300㎡(用地取得契約額等計59億5071万余円)をA県土地開発公社から取得し、緊急助成事業費補助金計29億6495万余円の交付を受けている。

しかし、上記の土地については、事業計画において、それぞれ14年度、16年度及び17年度から建設工事を開始することとしていたが、18年8月現在においても、当該用地は空地のまま公営住宅は建設されておらず、住宅事情等を踏まえた検討も十分に行われていなかった。

上記の事態は、公営住宅等用地として取得した土地について公営住宅等が建設されていないため、事業の趣旨に沿った土地の利用がなされておらず、また、住宅事情等を踏まえた公営住宅等の建設の計画の見直しも行われていないなど、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体である地方公共団体における近年の厳しい財政状況等にもよるが、事業主体において、住宅事情等を踏まえた建設の計画の見直しなどを行っていなかったこと、また、国土交通省において、土地取得後の公営住宅等の建設状況を把握しておらず、事業主体に対し当該地域の住宅事情等を踏まえた適切な指導を行っていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、18年9月に、都道府県等に対して通知を発し、緊急助成事業費補助金等の交付を受けて取得した土地について、当該地域における住宅需要及び既存住宅などの住宅事情等を踏まえた公営住宅等の供給が行われるなどするよう、次のような処置を講じた。



ア 公営住宅等の建設が事業計画より遅延するなどしているものについて、各事業主体において、財政状況、既存住宅の活用等も勘案の上、公営住宅等の建設の必要性等を再検討させることとした。

イ 再検討の結果、事業主体において公営住宅等の建設が必要と判断した土地については、合理的な住戸規模、戸数、建設予定時期等とするよう公営住宅等の建設の計画を新たに策定させるなどして、その実効性が確保されるようにした。

ウ 公営住宅等の建設を行わないこととした土地については、緊急助成事業費補助金等相当額を事業主体が返還するなどの対応方針を決定させることとした。

エ 国土交通省において、上記アからウについての確に把握するため、それぞれの実施状況を報告させ、適切な指導を行うこととした。

(注1) 特定公共賃貸住宅 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅のうち、地方公共団体が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に基づき建設及び管理を行うもの

(注2) 公的賃貸住宅等 地方公共団体が整備する住宅、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅、民間の土地所有者等が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき建設及び管理を行う特定優良賃貸住宅等をいう。

(注3) 北海道ほか23都府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、秋田、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、富山、愛知、兵庫、島根、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

(注4) 千葉県ほか5府県 大阪府、千葉、神奈川、兵庫、島根、鹿児島各県

(3) 公共交通移動円滑化設備整備費補助金等の算定に当たり、公営バス事業者が補助対象経費に消費税額を含めた場合の通常車両価格に係る消費税額の取扱いを適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)国土交通本省 自動車損害賠償保障事業特別会計 (自動車事故対策勘定) (項)自動車事故対策費 〔平成13年度以前は、 自動車損害賠償責任再保険特別会計 (保障勘定) (項)保障費〕
部局等の名称	国土交通本省
補助の根拠	予算補助 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)
事業主体	仙台市ほか4市
補助事業	(1) 公共交通移動円滑化設備整備 (2) 低公害車普及促進対策 (3) 自動車事故対策
補助事業の概要	以下の(1)~(3)を目的として、バス事業者等がノンステップバス、CNGバス等を導入する場合の経費の一部を補助するもの

	(1) 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上
	(2) 大都市部等の大気汚染問題の解決
	(3) 都市交通の安全・円滑化に資するバス利用の促進
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 4億9486万余円(平成14年度～16年度)
	(2) 3億3800万余円(平成14年度～16年度)
	(3) 3億9528万余円(平成13年度～16年度)
	計 12億2815万余円
過大に交付された国庫補助金交付額	(1) 7070万円(平成14年度～16年度)
	(2) 1889万円(平成14年度～16年度)
	(3) 3397万円(平成13年度～16年度)
	計 1億2358万円

## 1 事業の概要

### (1) 公共交通移動円滑化設備整備費補助金等の概要

国土交通省では、乗合バス事業者等(以下「バス事業者等」という。)<sup>(注1)</sup>がノンステップバス、CNGバス等<sup>(注2)</sup>を導入する場合の経費の一部を直接補助するため、次の各国庫補助金を交付している。

ア 「公共交通移動円滑化設備整備費補助金交付要綱」(平成12年運計第153号)に基づく、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的とした、公共交通移動円滑化設備整備費補助金(以下「移動円滑化補助金」という。)

イ 「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」(平成14年国自総第10068号、国自貨第135号、国自環第336号)等に基づく、窒素酸化物、二酸化炭素等の排出削減を図り、もって地球環境及び地域環境の保全を図ることを目的とした、低公害車普及促進対策費補助金(以下「低公害車補助金」という。)

ウ 「自動車事故対策費補助金交付要綱」(昭和55年自保第151号)に基づく、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用の促進を図ることを目的とした、自動車事故対策費補助金(以下「事故対策補助金」という。)

そして、ノンステップバス、CNGバス等の導入に係る平成13年度以降の移動円滑化補助金、低公害車補助金及び事故対策補助金(以下、これらの国庫補助金を総称して「移動円滑化補助金等」という。)の交付額は表1のとおりとなっている。

表1 ノンステップバス、CNGバス等に係る移動円滑化補助金等の交付状況 (単位：台、千円)

	移動円滑化補助金(A)		低公害車補助金(B)		事故対策補助金(C)		合計(A)+(B)+(C)	
	台数	国庫補助金額	台数	国庫補助金額	台数	国庫補助金額	台数	国庫補助金額
13年度	483	764,290			291	824,272	774	1,588,562
14年度	742	1,088,844	115	622,005	179	764,560	1,036	2,475,410
15年度	832	1,356,212	82	464,298	127	744,873	1,041	2,565,383
16年度	861	1,464,980	107	535,773	104	572,160	1,072	2,572,913
計	2,918	4,674,327	304	1,622,076	701	2,905,866	3,923	9,202,270

(注) 移動円滑化補助金は、平成13年度については運輸施設整備事業団が補助事業者であり、また、低公害車補助金については、14年度から本件補助制度が開始されている。

(注1) ノンステップバス 地上面からバスの床面までの高さがおおむね30cm以下であるなどのバス

(注2) CNG(Compressed Natural Gas)バス 内燃機関の燃料として圧縮天然ガスを用いるバス

**(2) 移動円滑化補助金等の算定方法等**

国土交通省では、移動円滑化補助金等の交付手続については、地方運輸局を通じて行っている。そして、バス事業者等が導入するノンステップバス、CNGバス等に係る移動円滑化補助金等の交付額は、車両本体等の購入価格を補助対象経費として、

- ① 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額、
- ② 補助対象経費と通常車両価格(事故対策補助金については、バス車両査定基準額。以下、これらを総称して「通常車両価格」という。)との差額に2分の1を乗じて得た額等を比較して最も少ない金額以内としている。

この通常車両価格は、移動円滑化補助金、低公害車補助金及び事故対策補助金の別に定められている運用方針において、車両の長さを基準として、7m未満1110万円、7m以上9m未満1260万円、9m以上1670万円などと規定されている。そして、各運用方針において明示されていないが、これらの価格には消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額は含まれていない。

**(3) 補助事業における消費税の取扱い**

消費税法(昭和63年法律第108号)等によれば、消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除する額を「消費税仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の設備等を取得することも課税仕入れに該当し、当該課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除の対象とすることができる。ただし、地方公共団体が特別会計を設けて運営する事業者の場合については、補助金収入など売上以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を売上高と特定収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5を超える場合、課税仕入れに係る消費税額から特定収入により賄われる消費税額を控除した残額を消費税仕入控除税額とすることとされている。

#### (4) 移動円滑化補助金等に係る消費税額の取扱い

移動円滑化補助金等に係る消費税額については、各交付要綱によると仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税額については補助対象としないこととなっている。そして、その実際の取扱いについては、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととし、消費税額を仕入税額控除できない場合についてのみ補助対象経費に消費税額を含めることとしている。また、このような場合には、消費税額を仕入税額控除できない理由書を申請書に添付することとしている。

このように、原則として補助対象経費に消費税額を含めない取扱いとしているのは、移動円滑化補助金等に係る消費税額を仕入税額控除できる民間バス事業者が事業主体の大半を占めるためである。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

移動円滑化補助金等の交付を受けるバス事業者等のうち、地方公共団体が特別会計を設けて運営する公営バス事業者については、特定収入割合が100分の5を超えることがあるため、移動円滑化補助金等に係る消費税額を仕入税額控除できない場合もあり、この場合は例外的に補助対象経費に消費税額を含める取扱いとしている。そこで、合規性等の観点から公営バス事業者を対象に、実績報告書、確定申告書等により、移動円滑化補助金等の算定が適切に行われているかに着眼して検査した。

### (検査の対象)

東北運輸局ほか<sup>(注3)</sup>5運輸局管内に所在する東京都交通局ほか<sup>(注4)</sup>11市交通局に交付された14年度から16年度までの間の移動円滑化補助金12億6084万余円及び低公害車補助金5億2830万余円、13年度から16年度までの間の事故対策補助金4億1165万余円を対象として検査した。

(注3) 東北運輸局ほか5運輸局 東北、関東、中部、近畿、四国、九州各運輸局

(注4) 東京都交通局ほか11市交通局 東京都交通局、仙台、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、尼崎、姫路、徳島、熊本各市交通局

### (検査の結果)

検査したところ、仙台市交通局ほか<sup>(注5)</sup>4市交通局では、当該特別会計に係る13年度から16年度までの間の各年度における特定収入割合は100分の5を超え特定収入により賄われる消費税額は仕入税額控除ができないと見込まれるとして、それぞれ、その旨を説明した理由書を添付して、補助対象経費に消費税額を含めて申請し、表2のとおり移動円滑化補助金等計12億2815万余円の交付を受けていた。そして、上記の5公営バス事業者は、移動円滑化補助金等の前記②の算定に当たり、消費税額を含めた補助対象経費から各運用方針に示された通常車両価格をそのまま控除し2分の1を乗じていた。

しかし、通常車両価格は、前記のとおり各運用方針に明示されていないものの消費税額が含まれていないものであり、前記②の算定において、上記のようにこの通常車両価格をそのまま消費税額を含めた補助対象経費から控除すると、通常車両価格に含まれていない消費税額に2分の1を乗じて得た額が過大となる。そして、上記の5公営バス事業者は、このような方法によって前記②を算定するなどして移動円滑化補助金等の実績報告を行っていたため補助金が過大に交付されていた。

したがって、移動円滑化補助金等の算定において、補助対象経費に消費税額を含めた場合には、通常車両価格にも消費税額を含めた適切な算定方法とするよう改善の必要があると認められた。

(注5) 仙台市交通局ほか4市交通局 仙台、名古屋、大阪、神戸、尼崎各市交通局

(過大に交付された額)

仙台市交通局ほか4市交通局に交付された移動円滑化補助金等について、通常車両価格に消費税額を含めた上で適正な交付額を算定すると、表2のとおり、移動円滑化補助金等は、計11億0457万余円となり、前記の交付額計12億2815万余円との差額計1億2358万余円が過大に交付されていると認められた。

表2 過大交付額 (単位：千円)

補助金名	年度	交付額(A)	適正な交付額(B)	過大交付額(A)-(B)
移動円滑化補助金	14	92,361	72,943	19,417
	15	249,504	213,109	36,395
	16	153,000	138,103	14,896
	計	494,865	424,155	70,709
低公害車補助金	14	168,146	159,128	9,017
	15	88,936	83,926	5,010
	16	80,923	76,055	4,868
	計	338,005	319,109	18,895
事故対策補助金	13	135,366	118,656	16,710
	14	124,800	113,613	11,187
	15	53,953	51,713	2,240
	16	81,161	77,321	3,840
	計	395,283	361,305	33,977
	合計	1,228,153	1,104,571	123,582

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、上記の5公営バス事業者において、移動円滑化補助金等を算定する際に用いる通常車両価格に消費税額が含まれていないことについての認識が十分でなかったことにもよるが、次のことによると認められた。

- ア 国土交通省において、移動円滑化補助金等の交付を受けるのは、消費税額を仕入税額控除ができる民間バス事業者が大半を占めることから、各交付要綱に、仕入税額控除ができない場合の取扱いについて明示していなかったこと、及び各運用方針に、通常車両価格に消費税額が含まれていないことを明示していなかったこと
- イ 国土交通省において、移動円滑化補助金等の交付申請の窓口である地方運輸局及び交付申請者である公営バス事業者に対して、補助対象経費に消費税額を含める場合の取扱いについての周知徹底が十分でなかったこと
- ウ 国土交通省及び地方運輸局において、補助金交付申請書及び実績報告書の審査が十分でなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、移動円滑化補助金等の算定に当たり、公営バス事業者が補助対象経費に消費税額を含めた場合の通常車両価格の消費税額の取扱いを適切に行うよう、次のような処置を講じた。

- ア 18年4月に各運用方針において、通常車両価格に消費税額が含まれていないことを明示し、また、各交付要綱において、仕入税額控除ができない場合の移動円滑化補助金等の算定方法を明示することとした。
- イ 18年9月に補助対象経費に消費税額を含めた場合の通常車両価格の取扱いに関する通知を地方運輸局に発し、同通知の周知徹底を図った。
- ウ 上記の通知において、仕入税額控除ができない場合などの計算方法を例示するなどして具体的な審査方法を示した。

#### (4) 除雪工事において使用する凍結防止剤の購入費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費 (項)北海道道路事業費
部局等の名称	北海道ほか7県
補助の根拠	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和31年法律第72号)
補助事業者(事業主体)	北海道ほか7県
補助事業の概要	除雪工事で使用する凍結防止剤を購入するもの
事業費	11億1406万余円(平成16、17両年度)
上記に対する国庫補助金交付額	4億9907万余円
国庫補助対象とした凍結防止剤購入費の積算額	9億4354万余円(平成16、17両年度)
低減できた凍結防止剤購入費の積算額	1億9790万円(平成16、17両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	1億3190万円

### 1 事業の概要

#### (1) 除雪事業の概要

国土交通省では、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和31年法律第72号)に基づき、積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通を確保することを目的として、除雪事業を実施しており、その一環として、一般国道及び地方道の除雪事業を行う地方公共団体に対し、毎年度多額の国庫補助金を交付している。そして、除雪事業のうち除雪工事は、管理する道路の冬期間における交通を常時確保するとともに、路面凍結によるスリップ事故等の防止を図るなどのために、道路維持工事とし

て、除雪機械により道路上の雪を排除したり、凍結防止剤を散布したりなどする作業を行うものである。

そして、北海道ほか<sup>(注1)</sup>7県(以下「8道県」という。)では、除雪工事とは別途の契約により凍結防止剤を購入しており、平成16、17両年度に、凍結防止剤の購入契約を計139契約(購入額計11億1406万余円(国庫補助金計4億9907万余円))締結し、除雪基地等に納入させている。これらの契約により購入した凍結防止剤は、除雪工事の際に必要な都度、除雪工事業者に支給されている。

## (2) 凍結防止剤の種類

凍結防止剤には、塩化ナトリウム(以下「塩」という。)、塩と塩化マグネシウムの混合物、塩化カルシウム、塩と塩化カルシウムの混合物等の種類がある。そして、除雪工事では、これらの凍結防止剤の中から、地域性、路面状況等を勘案して使用している。

## (3) 凍結防止剤の購入費の積算

8道県では、前記の139契約において、凍結防止剤の購入費の積算に当たり、地域、規格別の1kg当たりの単価を、塩は15.0円から42.0円(国庫補助対象数量計29,585,646.8kg)、塩と塩化マグネシウムの混合物は25.0円から36.0円(同1,339,649.3kg)、塩化カルシウムは31.0円から44.0円(同3,997,347.4kg)、塩と塩化カルシウムの混合物は30.0円から36.0円(同571,023.5kg)と決定し、各単価にそれぞれの使用数量を乗ずるなどして、国庫補助対象とした凍結防止剤の購入費の積算額を計9億4354万余円と算定している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

除雪工事に使用する凍結防止剤として、塩が凍結防止効果の持続性が高いことや経済性に優れていることなどから、塩や塩の混合物が多く使用されている。

塩事業法(平成8年法律第39号)により、14年度から、塩の取引が完全自由化されたことなどから、凍結防止剤として使用する塩についても、多数の業者が市場に参入したり、安価な輸入塩が流通したりすることなどによって、価格の低下が期待できる状況となってきた。

そこで、14年度の塩の取引の完全自由化から数年経過したことなどから、経済性・効率性等の観点から、前記の8道県が締結した139契約における凍結防止剤の購入費の積算について、凍結防止剤の単価が市場の実勢を反映したものとなっているかに着眼して、予定価格の内訳書等により検査を実施した。

### (検査の結果)

8道県では、本件凍結防止剤の単価の決定に当たり、一般の物品購入等と同様に、それぞれの財務規則等に基づいて、複数の業者からの見積りにより決定していた(以下、見積りにより決定した単価を「見積単価」という。)

一方、国土交通省の各地方整備局及び北海道開発局(以下「地方整備局等」という。)では、8道県と同様に除雪工事とは別途の契約により凍結防止剤を購入しているが、凍結防止剤は道路維持工事に使用するものであることから、その単価については、同省制定の土木工事標準積算基準書に基づき、市場における実際の取引価格(以下「市場価格」という。)<sup>(注2)</sup>を、種類、地域等ごとによりの確に把握するため、特別調査を行って決定していた(以下、特別調査を行って決定した単価を「特別調査単価」という。)

そして、8道県が使用している凍結防止剤の純度、粒径等の仕様については、地方整備局等が同一の地域において使用しているものと同水準になっており、その期待する凍結防止効果についても違いがなかった。そこで、本件凍結防止剤の見積単価と、地方整備局等の特別調査単価を、種類、地域等ごとに比較したところ、1kg当たりの特別調査単価は、塩で13.0円から26.0円、塩と塩化マグネシウムの混合物で22.0円から27.0円、塩化カルシウムで30.0円から37.0円、塩と塩化カルシウムの混合物で23.0円から27.0円となっており、特別調査単価の方が見積単価より安価となっていた。

このように特別調査単価の方が見積単価より安価になるのは、物価調査機関では、凍結防止剤の特別調査に当たり、専門業者等に見積りの提出を依頼し、これに加えてヒアリング調査等を行って収集したデータの分析をするなどして市場価格を把握するとしていることによると思料された。

以上のことから、凍結防止剤の単価については、見積りにより決定するよりも、特別調査を行って決定した方がより市場の実勢を反映した経済的なものになると認められた。

(低減できた凍結防止剤の購入費の積算額)

上記のことから、本件凍結防止剤の購入費について、同一の種類、地域等における地方整備局等の特別調査単価により修正計算すると、計7億4561万余円となり、前記の積算額9億4354万余円を約1億9790万円(国庫補助金相当額約1億3190万円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、凍結防止剤の単価の決定に当たり、地方整備局等では市場価格をよりの確に把握するために特別調査を行っているのに、8道県においては、業者からの見積りによっていて、市場価格の把握、検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、8道県では、18年6月以降、除雪工事に使用する凍結防止剤の単価の決定に当たり、市場価格をよりの確に把握するために特別調査を行うこととする旨の通知を順次発し、各道県内の関係各機関に対して特別調査の活用等を周知することにより、凍結防止剤の購入費の積算が適切に行われるよう処置を講じた。

また、国土交通省では、18年9月、除雪工事を実施している道府県等に対し、同省では凍結防止剤の購入費の単価の決定に当たり、市場価格をよりの確に把握するために特別調査を行っていることを周知した。

(注1) 北海道ほか7県 北海道、青森、福島、石川、福井、長野、滋賀、兵庫各県

(注2) 特別調査 材料単価の決定に当たり、物価調査機関に特定の品目を指定して市場価格の調査をさせるものをいう。

(5) 国が設置及び管理する空港の滑走路等に設置された管路等の埋設深さを切削・打換え工法を用いる補修工事に対応した適切かつ経済的な設計とするよう改善させたもの

会計名及び科目	空港整備特別会計	(項)空港整備事業費
		(項)北海道空港整備事業費



部局等の名称	東京、大阪両航空局、近畿地方整備局、北海道開発局札幌、釧路両開発建設部
工事名	新千歳空港滑走路北側改良工事ほか 15 件
工事の概要	滑走路及び誘導路のアスファルト舗装を補修するもの並びに舗装内に埋設している管路等を撤去し新たに設置するもの
工事費	30 億 7020 万円(平成 14 年度～17 年度)
契約	平成 15 年 3 月～17 年 10 月 公募型指名競争契約、指名競争契約
節減できると見込まれる工事費	1 億 0790 万円

## 1 滑走路等に設置された管路等の概要

国土交通省では、設置及び管理している空港のうちジェット機の定期便が就航している東京国際空港ほか 19 空港において、航空機の航行を援助するための各種航空灯火を設置している。<sup>(注1)</sup>

これらの航空灯火の設置及び管理は、東京、大阪両航空局(以下「地方航空局」という。)が所掌しており、滑走路の滑走路中心線灯及び接地帯灯、誘導路の誘導路中心線灯の設置に当たっては、航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号)等に基づき、航空機の離着陸等に支障のないよう滑走路及び誘導路の舗装内に埋め込む構造とされている。そして、上記の滑走路中心線灯等は、灯器、基台、電力ケーブル、電力ケーブルを収容するための管路(以下、基台、電力ケーブル及び管路を合わせて「管路等」という。)等から構成されている(参考図参照)。

一方、滑走路及び誘導路のアスファルト舗装については、地方整備局、北海道開発局開発建設部、沖縄総合事務局(以下、これらを合わせて「地方整備局等」という。)等が所掌して、航空機の離着陸等に伴う損傷、経年劣化等に対処するための工事(以下「補修工事」という。)が実施されている。この補修工事の工法については、「空港舗装補修要領(案)」(平成 11 年運輸省航空局制定。以下「補修要領」という。)に基づき、既設のアスファルト舗装の破損の種類(わだちぼれ、ひび割れなど)やその程度により、空港の運用時間等による制約、経済性、将来計画等も考慮して、オーバーレイ工法(既設舗装上に新しい層を打ち足す工法)、切削・打換え工法(既設舗装の一部を切削し、その部分を再度舗装する工法)等のうちから総合的に判断して決定することとされている。

滑走路及び誘導路の補修工事においては、従来、オーバーレイ工法を採用することが一般的となっていた。しかし、平成 12 年 7 月に名古屋空港において、プリスタリング現象の発生によりアスファルト舗装の一部が剥離したために滑走路が使用できない事態が発生し、更に新千歳空港等においても同現象の発生と思われる状況が確認されたことから、13 年度以降、補修要領に記載はないものの、オーバーレイ工法がその発生の一因とされていることを考慮するなどして切削・打換え工法を用いた補修工事が増加している状況となっていた。<sup>(注2)</sup>

そして、補修工事で切削・打換え工法を用いる場合は、既設のアスファルト舗装の切削が行われ、その切削深さについては舗装の破損の種類やその程度により決定される。そのため、アスファルト舗装内に埋設されている管路等が切削作業に支障を来す場合があり、その場合には、既設の管路等を撤去し、新たに設置する工事(以下、これらを合わせて「撤去・再設置工事」という。)が実施される。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

滑走路及び誘導路の補修工事に当たっては、切削深さより管路等が十分深い位置に埋設されていれば撤去・再設置工事は実施する必要のないものであり、管路等は補修工事の実施に伴い撤去されなければ長期間使用できるものである。

そこで、経済性・効率性等の観点から、撤去・再設置工事の設計において管路等の埋設位置が、既設舗装の切削深さに対して適切なものとなっているかに着眼して検査した。

検査に当たっては、管路等の撤去・再設置工事が切削・打換え工法を用いる補修工事の実施に伴い必要となる工事であることから、航空灯火に係る電気設備工事を実施している地方航空局と補修工事を実施している地方整備局等の双方に赴き、それぞれの設計書、図面等の提出を受け、管路等の埋設深さと補修工事における切削深さの考え方を聴取するなどして、それぞれの工事の実施状況を検査した。

### (検査の対象)

14年度から17年度までの間に、関東地方整備局ほか7地方整備局等が東京国際空港ほか9空港で実施した滑走路及び誘導路の補修工事42件、契約額98億8823万余円及びこれらの工事の実施に伴い地方航空局が実施した航空灯火に係る電気設備工事34件、契約額16億6121万余円を対象に検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、滑走路及び誘導路の補修工事、管路等の撤去・再設置工事の実施状況は、次のような状況となっていた。

すなわち、上記の補修工事42件のうち、切削・打換え工法を用いた補修工事は、29件と多数を占めていた。このうち15件の工事では、管路等が切削作業の支障となることから、撤去・再設置工事が必要となり、地方航空局及び地方整備局等(地方整備局等では、補修工事を実施する際に管路の撤去工事を合わせて施工するなど、地方航空局と分担して撤去・再設置工事の一部を実施する場合がある。)において実施されていた。

そして、大阪国際空港ほか2空港で実施した補修工事9件に伴う撤去・再設置工事についてみると、再設置した管路等は、埋設深さに関する特段の定めがなかったことから、基層下面直下に設置することなどとして、補修工事の切削深さと同程度の深さ又は浅い位置に埋設されていた。この撤去・再設置工事は、地方航空局及び3地方整備局等が実施した航空灯火に係る電気設備工事及び補修工事(16件、契約額30億7020万余円)において、工事費相当額1億4287万余円で実施されていた。

このため、将来、今回と同程度の切削深さが必要となる補修工事が実施される際には、上記補修工事9件に伴い再設置した管路等が切削作業に支障を生じ、再び撤去・再設置工事を実施する必要性が生じることとなる。

したがって、管路等の埋設深さについては、切削・打換え工法を用いる補修工事に対応した設計とするよう改善を図る必要があると認められた。

### (節減できると見込まれる工事費)

上記のことから、航空灯火に係る電気設備工事及び補修工事16件において、切削作業の支障とならない深さに管路等を設置していたとすれば、今回の切削・打換え工法を用いる補修工事において、管路等を撤去・再設置するための工事費相当額約1億4280万円が不要と

なり、本件工事で深く埋設することにより工事費相当額約 3490 万円が必要となるものの、差引き約 1 億 0790 万円が節減できると見込まれる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

- ア 地方航空局等において、補修要領にブリスタリング現象についての記載がなかったため、同現象により切削・打換え工法を用いる補修工事が今後も引き続き実施されると見込まれることについて十分把握していなかったこと
- イ 国土交通省において、管路等の埋設深さに関する特段の定めがなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、18年9月に、管路等の埋設深さを切削・打換え工法を用いる補修工事に対応した適切かつ経済的な設計とするよう、次のような処置を講じた。

- ア 補修要領において、ブリスタリング現象に関する調査方法を示すなどの改定を行うとともに、補修工事の計画及び施工時に、管路等の埋設深さについて地方航空局と十分な調整を図るよう地方整備局等に対し通知文書を発した。
- イ 管路等の埋設深さについては、切削・打換え工法を用いる補修工事に対応した設置位置とするよう地方航空局に対し通知文書を発した。

(注1) 東京国際空港ほか19空港 東京国際、大阪国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港

(注2) ブリスタリング現象 オーバーレイ工法により施工した場合等において、既設のアスファルト舗装面と新設した舗装面との間に付着していた水分が、蒸発する際に舗装内で膨張し表層を押し上げるなどして空隙が発生する現象

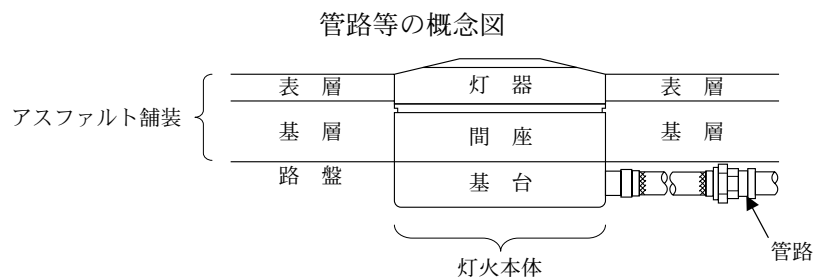
(注3) 関東地方整備局ほか7地方整備局等 関東、近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局札幌、釧路両開発建設部、沖縄総合事務局及び東京航空局

(注4) 東京国際空港ほか9空港 東京国際、大阪国際、新千歳、釧路、広島、福岡、熊本、大分、宮崎、那覇各空港

(注5) 大阪国際空港ほか2空港 大阪国際、新千歳、釧路各空港

(注6) 地方航空局及び3地方整備局等 東京、大阪両航空局、近畿地方整備局、北海道開発局札幌、釧路両開発建設部

(参 考 図)



(6) 港湾 EDI システムの稼働に必要な設備の提供等のサービスを受けるための費用の積算に当たり、専門業者が提供するサービスの内容、料金等を十分把握するなどして適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	港湾整備特別会計(港湾整備勘定) (項) 港湾事業費 一般会計 (組織) 海上保安庁 (項) 海上保安官署
部局等の名称	国土交通本省 海上保安庁
契約名	港湾 EDI システムの管理・運營業務
契約の概要	国土交通省、海上保安庁及び厚生労働省の三省庁が合同で運用を行う港湾諸手続を電子申請するためのシステムに係る管理・運営を行わせるもの
契約の相手方	財団法人港湾空間高度化環境研究センター
契約	平成 16 年 4 月、17 年 4 月 随意契約
設備提供費の積算額	5040 万円(平成 16、17 両年度)
低減できた設備提供費の積算額	2100 万円(平成 16、17 両年度)
上記のうち、国土交通省に係る額	1841 万円

1 契約の概要

(1) 港湾 EDI システムの管理・運營業務の概要

国土交通省及びその外局である海上保安庁では、港湾諸手続の情報化・簡素化を図るため、港湾管理者と協力して、港湾諸手続を電子申請するためのシステム(以下「港湾 EDI システム」という。EDI: Electronic・Data・Interchange)を開発し、平成 11 年 10 月から運用を開始している。港湾 EDI システムにより電子申請が可能な手続は、当初、港湾管理者及び港長<sup>(注)</sup>に係る手続のみであったが、順次拡大され、これに伴うシステム改修を順次行っており、15 年 7 月からは、厚生労働省の検疫所長に係る手続を対象に加えたことにより、港湾 EDI システムは、国土交通省、海上保安庁及び厚生労働省(以下「三省庁」という。)が合同で運用を行っている。

そして、15 年 7 月から、三省庁は下記の①～⑤を内容とした港湾 EDI システムの管理・運營業務(以下、単に「管理・運營業務」という。)を外部に請け負わせている。

- ① システム構成機器の稼働に必要な設備の提供
- ② システム運営の総括的管理、動作状況の監視等のシステムの監視・運営
- ③ 利用者からの問い合わせへの対応等の利用者支援
- ④ ハードウェア等の保守
- ⑤ システムに障害が発生した場合の関係省庁及び利用者等に対する対応、障害復旧等の利用障害時の処理

上記の管理・運營業務に係る契約事務手続及び経費の負担については、三省庁の各支出負担行為担当官が文書を取り交わし、次のように取り扱うこととしている。

① 国土交通省が代表者となり、仕様書の作成、業者の選定、予定価格の作成、監督・検査等の事務手続を行う。

② 契約は、三省庁が連名により契約し、それぞれの経費の負担額は、契約額に三省庁の港湾 EDI システムに係る業務量等に応じて算出した負担割合を乗じた額とする。

これを受けて国土交通省は、仕様書の作成、業者の選定、予定価格の積算、契約書案の作成等の契約に係る一連の事務を行い、海上保安庁及び厚生労働省に対し、支出負担行為に必要な関係書類を送付している。そして、三省庁は連名により管理・運營業務を、港湾 EDI システムに関する調査、開発等を当初より実施している財団法人港湾空間高度化環境研究センター(以下「センター」という。)に随意契約により請け負わせており、16、17 両年度における契約額及びそれぞれの負担額(契約額の負担割合)は、表1のとおりとなっている。

表1

年 度	契 約 額	負担額(負担割合)			
		国土交通省		厚生労働省	
		国土交通本省	海上保安庁		
16	当 初	1億2862万余円	5878万余円 $\left(\frac{457}{1000}\right)$	5132万余円 $\left(\frac{399}{1000}\right)$	1852万余円 $\left(\frac{144}{1000}\right)$
	変更契約に伴う負担増加額	294万円	—	294万円(注)	—
	計	1億3156万余円	5878万余円	5426万余円	1852万余円
		1億1304万余円			
17	1億2862万余円	5170万余円 $\left(\frac{402}{1000}\right)$	6379万余円 $\left(\frac{496}{1000}\right)$	1311万余円 $\left(\frac{102}{1000}\right)$	
		1億1550万余円			
合 計	2億6019万円	1億1048万余円	1億1805万余円	3164万余円	
		2億2854万余円			

(注) 平成16年度海上保安庁の負担増加額は、同庁分の機能追加によるものであることから、同庁のみの負担となっている。

**(2) 設備提供費の積算の概要**

国土交通省では、管理・運營業務のうち、港湾 EDI システムのシステム構成機器の稼働に必要な設備の提供のサービス(以下、単に「設備提供サービス」という。)については、下記の5項目の条件を満足することとしていた。

- ① 停電、瞬電に対応するための無停電電源装置又は同等の施設設備を備えていること
- ② 港湾 EDI システムのすべての機能を実現する上で、必要な回線設備を利用できること
- ③ 施設には、ハードウェアを設置する上で必要な地震対策等の環境が整備されていること
- ④ サーバ等が設置されている部屋は、ID カード等により不正な入退室を防ぐ管理が行われていること

- ⑤ 運転中の各装置が正常に動作しているかを監視し、異常発生を速やかに感知できると

そして、国土交通省では、予定価格の積算のうち、設備提供サービスを受けるための費用(以下「設備提供費」という。)については、上記の条件が港湾 EDI システム向けの特別な条件であるとして、センターから見積りを徴し、この見積価格を参考にして得た一式当たりの月額単価 100,000 円にサーバ等の数量 21 式を乗じるなどして、16、17 両年度ともに 2520 万円、計 5040 万円と積算していた。

(注) 港長 海上保安庁長官の指揮監督を受け、港内における船舶交通の安全などを定めた港則法(昭和 23 年法律第 174 号)に規定する事務を行う者で、喫水の深い船舶が出入りできる港等に置かれている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

港湾 EDI システムは、港湾諸手続を電子申請するためのシステムとして重要なものであり、その管理・運營業務費も多額に上っている。また、近年、各種コンピュータシステムのシステム構成機器の稼働に必要な設備の提供等のサービスは、通信事業者等の専門業者に委託することが広く普及してきている。これは、システム構成機器を個々に設置するより、複数のシステム構成機器を集中して設置する方が経済的かつ効率的であることから、セキュリティ対策等を備えた場所に顧客のシステム構成機器を設置させ、必要に応じてシステムの監視等を行うサービス(以下「ハウジングサービス」という。)等を複数の専門業者が提供するようになったことによるものである。そこで、経済性・効率性等の観点から、設備提供費の積算が実態に即したものとなっているかなどに着眼して、システム構成機器の設置状況を調査し、当該調査結果と仕様書の内容とを比較するなどの方法により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

管理・運營業務を請け負ったセンターでは、前記の国土交通省が定めた条件を満足する設備を保有している会社に設備提供サービスを請け負わせていたが、当該会社も、専門業者として、広く一般の顧客に対してハウジングサービスを提供していた。そして、このサービスにおいても、無停電電源装置を備えていたり、回線設備を利用できたりするなど、前記の国土交通省が定めた条件を満たしていると認められ、その料金をみると前記の設備提供費の積算額より安価となっていた。

また、港湾 EDI システムのシステム構成機器の設置状況を確認したところ、港湾 EDI システムのシステム構成機器は上記の会社が一般の顧客に対してハウジングサービスを提供している場所に設置されている状況であった。

したがって、設備提供費の積算に当たっては、一般の顧客を対象とする専門業者によって必要な条件を満足するサービスが提供されているのであるから、複数の専門業者のハウジングサービスの内容、料金等についても比較検討するなどして、経済的な積算を行う必要があると認められた。

### (低減できた積算額)

港湾 EDI システムの設備提供費の積算について、専門業者が一般の顧客向けに提供しているハウジングサービスの料金を参考にすると修正計算すると、16、17 両年度とも

に1470万円、計2940万円となり、国土交通省の積算額に比べ、両年度とも1050万円、計2100万円が低減できたと認められた。また、三省庁ごとの低減できた積算額を契約額の負担割合を基に算定すると表2のとおりとなる。

表2

年 度	低減できた積算額(負担割合)			
	計	国土交通省		厚生労働省
		国土交通本省	海上保安庁	
16	1050万円	479万余円 $\left(\frac{457}{1000}\right)$	418万余円 $\left(\frac{399}{1000}\right)$	151万余円 $\left(\frac{144}{1000}\right)$
		898万余円		
17	1050万円	422万余円 $\left(\frac{402}{1000}\right)$	520万余円 $\left(\frac{496}{1000}\right)$	107万余円 $\left(\frac{102}{1000}\right)$
		942万余円		
計	2100万円	901万余円	939万余円	258万余円
		1841万余円		

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、港湾 EDI システムの設備提供費の積算に当たり、専門業者によって一般の顧客に対してハウジングサービスが提供されているなどの近年の状況に対する認識が十分でなかったこと、ハウジングサービスに係る市場価格を適切に把握していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省では、18年3月に、関係部署に対し、同年4月以降の設備提供費の積算については、複数の専門業者が提供するサービスの内容、料金を十分把握して積算に反映させることなどを内容とした文書を定めて周知・徹底を図るとともに、同年4月以降に積算する契約に適用することとする処置を講じた。

## 第11 環 境 省

### 不 当 事 項

#### 補 助 金

- (342) 二酸化炭素排出抑制対策事業で設置した小型風力発電機の発電量が消費電力量を下回っていたため、二酸化炭素排出量が削減されず、交付金交付の目的を達していないもの

会計名及び科目	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部局等の名称	環境省
交付の根拠	予算補助
交付金事業者 (事業主体)	茨城県つくば市
交付金事業	二酸化炭素排出抑制対策
交付金事業の概要	地球温暖化対策のため、風力、太陽光等の石油代替エネルギーを利用した発電設備等の設置を行うもの
事業費	298,609,500 円(平成 16、17 両年度)
上記に対する交付金交付額	185,000,000 円
不当と認める事業費	298,609,500 円(平成 16、17 両年度)
不当と認める交付金交付額	185,000,000 円(平成 16、17 両年度)

### 1 交付金の概要

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金は、二酸化炭素排出抑制対策事業交付金交付要綱(平成 16 年環政計発第 040326012 号)に基づき、地球温暖化対策に資する二酸化炭素排出削減の取組を強力に推進することなどを目的として、風力、太陽光等の石油に代替するエネルギーを利用した発電設備等を設置する市町村等に対し、国が必要な経費を交付するものである。

茨城県つくば市では、平成 16 年度(17 年度に繰越し)の二酸化炭素排出抑制対策事業として、市内 19 校の小中学校に 23 基の小型風力発電機等の設置を工事費 298,609,500 円(交付金 185,000,000 円)で実施している。

### 2 検査の結果

この事業について事業実績報告書等により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

同市では、事業計画において、10kW 出力するのに風速 11m/s を必要とする小型風力発電機を設置することとして、年間発電量を 1 基当たり平均約 7,900kWh、23 基合計で約 181,800kWh と試算し、約 69t の二酸化炭素排出量の削減効果があるとしていた。



しかし、同市が実際に設置した小型風力発電機は、10kW 出力するのに風速 15m/s を必要とするものであり、これにより年間発電量を算定すると1基当たり平均で約 1,800kWh、23基合計で約 42,500kWh となる。また、小型風力発電機は制御盤等で消費される電力(以下「消費電力」という。)が年間1基当たり平均で約 2,600kWh、23基合計で約 60,400kWh が必要であるのに、このことを考慮していなかった。その結果、小型風力発電機設置前より二酸化炭素排出量を約 6.7t 増加させることになっていた。

したがって、本件事業は、小型風力発電機の発電量が消費電力量を下回っていたため、二酸化炭素排出量を削減するという目的を達しておらず、交付金 185,000,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において事業計画を策定する際の小型風力発電機の発電量等についての検討が適切でなかったこと、環境省において交付金事業の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

## 第2節 団体別の検査結果

### 第1 住宅金融公庫

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

貸付金債権の償却に当たり、任意売却された建築物に付されている特約火災保険を解約し、解約返還保険料を残債権に充当するよう改善させたもの

科 目	(貸付金)個人住宅貸付等
部局等の名称	住宅金融公庫
貸付けの根拠	住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)
特約火災保険の概要	貸付金債権を保全確保するため、債務者等に対し、貸付金に係る建築物について付させる住宅金融公庫融資住宅等火災保険特約に基づく火災保険等
貸付金償却申請債権の件数及び未回収元金	5,081件、370億4165万余円(平成17年度)
上記のうち特約火災保険を解約し解約返還保険料を残債権に充当できた件数及び金額	961件、6800万円

#### 1 制度の概要

##### (1) 特約火災保険

住宅金融公庫(以下「公庫」という。)では、住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)に基づき、個人や事業者に対し、住宅の建設及び購入に必要な資金の貸付け等の業務を行っている。公庫では、貸付けを行うに当たり、住宅金融公庫業務方法書(昭和40年住公規程第19号)等に基づき、公庫から資金の貸付けを受けた者(以下「債務者」という。)等に対し、原則として、貸付金に係る建築物又は土地について、公庫を第1順位とする抵当権を設定させるとともに、貸付金に係る建築物について、貸付金の償還が完了するまでの期間中火災保険を付させ、その保険金請求権の上に公庫のために第1順位の質権を設定させることとしている。

この火災保険について、公庫では、原則として公庫が火災保険会社との間に締結した住宅金融公庫融資住宅等火災保険特約に基づく火災保険を付させることとしている。また、火災保険の契約者である債務者等から、公庫が火災保険会社との間に締結した住宅金融公庫融資住宅等地震保険特約に基づく地震保険を付帯する旨の申し出があったときは、当該地震保険を付させることとしている(以下、上記の特約に基づく火災保険及び地震保険を併せて「特約火災保険」という。)

そして、債務者等は、特約火災保険の保険期間(最長36年)に応じた保険料を、特約火災保険契約の締結時に一括するなどして支払うこととなっている。

## (2) 解約返還保険料

上記の特約によると、保険契約者は、保険金請求権に質権が設定されているときは、質権者の書面による同意を得た後でなければ保険契約の解除手続を行えないこととなっている。そして、保険契約を解除したときは、火災保険会社は保険契約者が支払った保険料のうち、特約火災保険の未経過期間に応じた未経過料率等により算出される保険料(以下「解約返還保険料」という。)を保険契約者に返還することとなっている。

## (3) 延滞債権の処理

公庫では個人に対する貸付けを行うに当たり、平成17年3月までに申込みがあったものについては、連帯保証人があることを条件としていた。そして、公庫が保有する個人に対する貸付金債権のほとんどは、財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)の保証した債権(以下「協会保証の債権」という。)となっている。

公庫では、協会保証の債権の回収に当たり、割賦金の延滞が継続するなどして、その回収が困難とされるときには、保証協会に対し保証債務の履行を請求し、弁済を受ける(以下、この弁済を「代位弁済」という。)こととなっている。しかし、近年になって、公庫では、延滞債権の増加等に伴い、債務者等の任意による担保物件の売却(以下「任意売却」という。)を債務者の立ち直りを促すための支援策の一つと位置付けるとともに、不良債権の削減や回収の極大化を図るため、協会保証の債権についても公庫において任意売却を促進してきている。そして、任意売却による回収によっても債権が残存した場合に保証協会から代位弁済を受けていた。

## (4) 協会保証の債権の償却

19年4月に独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)が公庫の既往の債権を引き継いで設立される際に、保証協会も主務大臣の認可を得て権利及び義務を機構に承継して解散することとされている。このことなどから、公庫では、17年度から、協会保証の債権について、任意売却により一部を弁済しその余について公庫の定める一定の基準に該当し回収できないと認められる場合には、保証協会に対して代位弁済を請求しないこととなった。そして、公庫の各支店等では、上記の回収できないと認められた残債権について本店に償却を申請し(以下、この申請した債権を「貸付金償却申請債権」という。)、本店では、貸付金償却申請債権について審査・認定の上、償却金額を確定し、財務大臣の承認を受けて償却することとなっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

公庫では、17年度から、協会保証の債権のうち、上記の回収できないと認められた残債権については、保証協会に対して代位弁済を請求せず償却を行うこととなり、今後、公庫における債権の償却金額は多額になるものと見込まれている。そこで、経済性・効率性等の観点から、償却に係る債権の回収が適切に行われているかなどに着眼し、貸付金償却申請債権に係る書類等を徴するなどして検査した。

### (検査の対象)

17年度の貸付金償却申請債権5,081件(これらに係る未回収元金370億4165万余円)を対象として検査した。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

公庫では、任意売却による回収に当たって、「受託金融機関が行う任意売却手続に係る事務処理等について」(平成17年住公債発第73-1号(管業)債権管理部長通ちょう)に基づき、債務者等から「任意売却に関する申出書」等を提出させている。この申出書等において、債務者等は、当該債務に係る担保物件を売却し、売却代金を返済に充てることなどを申し出るとともに、公庫が債権者代位権を行使して特約火災保険を解約し解約返還保険料を残債務に充当することについても同意している。

しかし、公庫では、貸付金償却申請債権には特約火災保険が付されており保険期間の終期までに相当な期間を残しながら任意売却による回収に至った物件が多数見受けられるのに、特約火災保険の解約を行っておらず、解約返還保険料を残債権に充当していなかった。

上記のように、任意売却による回収に当たり、債務者等の破産等により債権者代位権を行使できないなどの場合を除き、特約火災保険を解約すれば、解約返還保険料を残債権に充当できることが見込まれるのに、その解約手続を行っていない事態は適切とは認められず、是正改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、公庫において、協会保証の債権の償却に当たり、特約火災保険を解約し、解約返還保険料を残債権に充当して債権の回収を図ることについての認識が十分でなかったこと、特約火災保険を解約して解約返還保険料を残債権に充当する手続を定めていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公庫では、17年12月に、各支店等に対して、特約火災保険が付されている建築物が任意売却された後に償却を申請する協会保証の債権について、当該特約火災保険の解約手続及び解約返還保険料の回収の取扱いを定めた通ちょうを発し、特約火災保険を解約して解約返還保険料を残債権に充当することとする処置を講じた。

そして、貸付金償却申請債権のうち債権者代位権を行使した961件について、特約火災保険を解約し、18年2月までに解約返還保険料6800万余円を残債権に充当した。

## 第2 日本私立学校振興・共済事業団

### 不 当 事 項

#### 補 助 金

(343) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの  
 (344)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部局等の名称	日本私立学校振興・共済事業団
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事業主体	学校法人湘南工科大学ほか1学校法人
補助の対象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額の合計	1,281,574,000円(平成15、16両年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	2,891,000円(平成15、16両年度)

### 1 補助金の概要

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等<sup>(注1)</sup>を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。この補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

そして、補助の対象となる経常的経費は、私立大学等経常費補助金・政府開発援助私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等において、専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等とされている。

上記のうち教育研究経常費については、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のため、特別補助として補助金を増額して交付することができることとなっている。この特別補助の対象となる項目には「単位互換」<sup>(注2)</sup>、「科目等履修生」<sup>(注3)</sup>、「編入学による学生受入れ」、「外国人留学生の受入れ」などがある。

- ① 「単位互換」については、国内の大学、短期大学及び高等専門学校間において協定を締結した上で単位互換を実施している私立大学等に対し、単位互換の受入学生数に応じて増額する。この受入学生数については、当該年度内に私立大学等に在籍する実人員数とする。
- ② 「科目等履修生」については、科目等履修生制度により学生の受入れを実施している私立大学等に対し、科目等履修生のうち社会人(大学院等の学籍を有しない者)の受入人数に応じて増額する。
- ③ 「編入学による学生受入れ」については、編入学定員を設定し編入学生を受け入れている私立の大学(短期大学を除く。)に対し、その受入学生数に応じて増額する。

④ 「外国人留学生の受入れ」については、外国人留学生を受け入れている私立大学等に対し、その受入学生数及び日本語科目の担当教員数に応じて増額する。この担当教員数については、同一学校法人内に複数の私立大学等で日本語科目を担当している専任教員がいる場合は、専任となっている私立大学等に計上する。

そして、事業団では、これらの項目ごとに算定対象となる受入学生数等の資料を各学校法人から提出させて額を算定し、特別補助として補助金を増額している。

(注1) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(注2) 単位互換 他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該大学等における授業科目の履修により修得したものとみなすこと

(注3) 科目等履修生 当該大学等の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者

## 2 検査の結果

### (1) 検査の着眼点及び方法

検査に当たっては、特別補助の額の算定対象である教員、学生の数等の算定が適切に行われているかなどに着眼し、各学校法人から事業団に提出された資料等により検査した。

### (2) 検査の結果

事業団が補助金を交付している学校法人のうち49学校法人について検査したところ、2学校法人において、補助金交付の申請に当たり、特別補助の対象とならない学生等を含めた受入学生数等の資料を提出していたのに、事業団では、この誤った資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金が過大に交付された結果となっていて、補助金2,891,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2学校法人が、制度を十分に理解しておらず誤った資料を提出しているのに、事業団において、これらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

これを学校法人別に示すと次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年 度	補 助 金 交 付 額		不当と認める補助金額
			千円	千円	
(343)	学校法人 湘南工科大学 (神奈川県藤沢市)	15	233,243	500	
		16	236,029	1,000	
		小 計	469,272	1,500	

上記の学校法人は、事業団に提出した資料に、湘南工科大学における平成15年度の科目等履修生に係る特別補助の対象となる社会人の数を5人と記入していたが、このうち1人は、同大学大学院に学籍を有する学生であって算定の対象とはならないことから、同特別補助の額は1,000,000円から500,000円に減少することになる。

また、16年度の編入学による学生受入れに係る特別補助の対象となる編入学生数を33人と記入していたが、このうち6人は、同大学を退学又は除籍後再入学を許可されたり、同大学の学科を転籍したりしていた学生であって、編入学定員に基づく学生の受入れに該当しないため算定の対象とはならないことから、同特別補助の額は2,000,000円から1,000,000円に減少することになる。

したがって、適正な補助金は15年度232,743,000円、16年度235,029,000円となり、それぞれ500,000円、1,000,000円、計1,500,000円が過大に交付されていた。

事業主体 (本部所在地)	年 度	補助金交付額	不当と認める補助金額
		千円	千円
(344) 学校法人 大阪成蹊学園 (大阪府大阪市)	15	421,668	391
	16	390,634	1,000
	小 計	812,302	1,391
<p>上記の学校法人は、事業団に提出した資料に、大阪成蹊大学における平成15年度の外国人留学生の受入に係る特別補助の対象となる日本語科目の担当教員数を1人と記入していたが、この教員は、同学校法人が設置している大阪成蹊短期大学で日本語科目を担当する専任教員であって、同大学の算定の対象とはならないことから、同特別補助の額は2,347,000円から1,956,000円に減少することになる。</p> <p>また、同短期大学における16年度の単位互換に係る特別補助の対象となる単位互換の受入人数を20人と記入していたが、この20人は、前期受入人数18人と後期受入人数2人の合計を記入したものであって、このうち1人は前期及び後期で重複しており実際の受入人数は19人であったことから、同特別補助の額は2,500,000円から1,500,000円に減少することになる。</p> <p>したがって、適正な補助金は15年度421,277,000円、16年度389,634,000円となり、それぞれ391,000円、1,000,000円、計1,391,000円が過大に交付されていた。</p>			
(343) (344) の計		1,281,574	2,891

### 第3 日本銀行

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 航空機を利用した出張に係る旅費の精算手続及び審査を適切に行うための規定を整備するなどして、旅費の支給が適正に行われるよう改善させたもの

科目	交通通信費
部局等の名称	日本銀行本店及び釧路支店ほか 21 支店
旅費の概要	本支店間の事務打合せ、職員の研修等を行うための旅費
航空機を利用した旅費の合計額	9 億 4717 万余円(平成 11 年度～17 年度(18 年 1 月))
上記のうち支給が過大となっていた旅費の合計額	7372 万円

#### 1 旅費支給の概要

##### (1) 国内出張に係る航空賃の支給の概要

日本銀行では、職員が国内において本店及び各支店間の事務打合せ、職員の研修等を行うために出張する場合等において、内国旅費規則(昭和 28 年文総第 670 号)及び内国旅費規則取扱要項(昭和 28 年文総第 671 号)等(以下「内国旅費規則等」という。)に基づき、旅費として航空賃、鉄道賃等の交通費、旅行雑費、宿泊料等を支給することとしており、平成 11 年度から 17 年度(18 年 1 月末まで。以下同じ。)までの間に計 27 億 0585 万余円を支給している。

このうち航空賃については、内国旅費規則等によると、実際に利用する経路に従い、実費を支給することとなっている。そして、航空機を利用する場合において、出張者が往復割引運賃で搭乗する場合は、これにより計算した旅費を支給することとなっているが、往復割引運賃に比べて更に割安な運賃で搭乗する場合は、当該運賃で計算した旅費を支給することとなっている。

##### (2) 国内線の航空賃の割引運賃

国内線の航空賃には、普通運賃と割引運賃があり、割引運賃には同一区間を往復することを条件とした往復割引運賃のほか、利用する一定期間前までに航空券を予約することなどを条件とした事前購入運賃、航空賃と宿泊代をセットにしたパック料金で販売される運賃等各種の割引運賃(以下、往復割引運賃以外のこれらの割引運賃を「割安航空賃」という。)がある。

##### (3) 旅費の支給手続等

内国旅費規則等によると、本店及び支店(以下「各店」という。)の職員が航空機を利用して出張する場合、出張者は出張期間、利用経路、金額等が記載された所定の出張旅費明細書を各店の旅費支給担当者に提出し、旅費支給担当者は内容を審査の上、原則として出張前に旅費を支給することとされている。この場合、本店においては、出張者は、指定旅行



業者から出張者の申請に基づく航空券の現物支給を受け、その航空賃を控除した旅費の支給を受けている。また、支店においては、出張者は、申請した航空賃を含めた旅費の支給を受けている。そして、出張者は、日程変更等により支給された旅費に過不足が生じたときは、出張後精算することとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

近年の国内線の航空賃制度の自由化に伴い、同一区間の同一日の航空券において複数の運賃が存在する状況にかんがみ、合規性等の観点から、日本銀行における航空賃に係る旅費の支給及び精算が内国旅費規則等に従い適正に行われているかに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

11年度から17年度までの各店における国内出張のうち、航空機を利用した出張がある本店及び釧路支店ほか<sup>(注1)</sup>25支店における、航空機を利用した出張10,333件、出張者2,185人、これに係る旅費合計9億4717万余円を対象として、出張者から実際の航空賃等を確認したり、旅費支給担当者から旅費の支給及び審査の状況を聴取したり、各店を通じて旅行業者等に航空券等の販売価額等を問い合わせたりするなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、日本銀行では、内国旅費規則等において、航空賃は実費支給である旨を定めているのに、出張者から搭乗券、領収書等の現に支払った実費額を証明する書類を提出させる旨の規定は定められておらず、航空賃に係る実費額の審査及びこれに基づく精算は、日程変更等による例外的な場合を除いて行われていなかった。

このように、実費支給に係る審査等が行われていない状況において、11年度から17年度までの間の航空機を利用した出張に対し支給した旅費9億4717万余円のうち、出張4,756件、出張者1,336人に支給した旅費3億8094万余円の精算が行われておらず、旅費計7372万余円が過大に支給されていた。これらの態様等を示すと以下のとおりである。

ア 本店において、出張者が、現物支給された往復割引運賃等の航空券をキャンセルしてそれと異なる割安航空賃の航空券を購入するなどしていたのに、出張後に旅費の精算が行われていなかったもの

出張1,073件、出張者312人、過大支給額1606万余円

イ 前記26支店のうち釧路支店ほか<sup>(注2)</sup>21支店において、出張者が、旅費支給額と異なる割安航空賃の航空券を購入するなどしていたのに、出張後に旅費の精算が行われていなかったもの

出張3,683件、出張者1,099人、過大支給額5766万余円

このように、日本銀行において、実費支給とされている航空賃について、現に支払った実費額を証明する領収書等の書類の提出を義務付けていない状況の下、精算が行われないまま旅費が過大に支給されていた事態は適正とは認められず、是正改善を図る必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

ア 日本銀行において、航空賃は実際に利用した経路に従い実費を支給することと定めているのに、現に支払った実費額について、それを証明する書類によって確認するなどの具体

的な審査方法を内国旅費規則等で定めていなかったこと

イ 出張者及び各店の旅費支給担当者において、内国旅費規則等の規定についての理解が十分でなく、同規定に基づき適正に旅費の申請、支給及び精算を行うという意識が欠けていたこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本銀行は、過大支給となっている旅費を出張者から返納させるとともに、旅費の支給が適正に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 18年8月に、内国旅費規則等を改正し、航空機を利用する出張については、実費による精算が適正に行われるよう、搭乗券、領収書等の現に支払った航空賃を証明する書類を提出させ審査することなどを定めた。

イ 18年9月に、研修会等を実施し、職員に対して航空賃等の申請及び精算を適正に行うよう、また、各店の旅費支給担当者に対して内国旅費規則等を遵守し、審査の徹底を図り、実費の支給及び精算を適正に行うよう周知を図った。

(注1) 釧路支店ほか25支店 釧路、札幌、函館、青森、秋田、仙台、福島、横浜、新潟、金沢、大阪、神戸、岡山、広島、松江、下関、高松、松山、高知、北九州、福岡、大分、長崎、熊本、鹿児島、那覇各支店

(注2) 釧路支店ほか21支店 釧路、札幌、函館、青森、横浜、新潟、金沢、大阪、岡山、広島、松江、下関、高松、松山、高知、北九州、福岡、大分、長崎、熊本、鹿児島、那覇各支店

## (2) 銀行券自動鑑査機等の保守契約について、保守作業の実績及び保守対象機器の範囲に応じて基本料金を減額する条項等を定めることにより、保守料の節減を図るよう改善させたもの

科目	一般事務費
部局等の名称	日本銀行本店
契約名	現物関係機器保守契約
契約の概要	各店に設置された銀行券自動鑑査機等の日常保守及び定期保守を行うもの
契約の相手方	日本特殊機器株式会社
契約	平成15年4月 随意契約 平成16年4月 随意契約 平成17年4月 随意契約
保守料の支払額	46億1008万余円(平成15~17年度)
節減できた保守料	7280万円(平成15~17年度)

### 1 保守契約の概要

#### (1) 日本銀行券の鑑査

日本銀行では、日本銀行法(平成9年法律第89号)の規定に基づき銀行券(以下「日本銀行

券」という。)を発行している。そして、本店及び全国の32支店(以下「各店」という。)において、取引先金融機関との間で日本銀行券の受入れ・支払を行い、受け入れた日本銀行券の真偽の鑑定、枚数の確認、汚損の度合い等再流通可能性の判別などを行う鑑査業務を行っている。

日本銀行では、鑑査業務を確実かつ効率的に行うため、鑑査機や排除券処理機等から構成される自動鑑査機、銀行券裁断片処理設備、銀行券裁断機等(以下「自動鑑査機等」という。)を各店に設置している。

このうち、鑑査機は日本銀行券の真偽等を鑑定する主要な機器であり、日本銀行では、各店が取り扱う日本銀行券の数量に応じた台数を設置した上で償却期間が終了した鑑査機を新規製作等により更新したり、偽札の検知能力向上や新様式の日本銀行券に対応するための改造作業を実施したりしている。

## (2) 自動鑑査機等の保守

### ア 保守作業の概要

日本銀行では、本店の戸田分館を除く各店に設置した自動鑑査機等の保守作業を行うに当たり、現物関係機器保守契約(以下「保守契約」という。)を保守対象機器の技術の特殊性から毎年度随意契約で日本特殊機器株式会社(以下「日本特殊機器」という。)と締結しており、平成12年度以降各店に保守員を常駐させ、日常保守及び定期保守を行わせている。

このうち日常保守は、日本特殊機器から派遣された保守員が営業日の8時40分から17時10分までの時間帯(以下「日常保守時間帯」という。)に、主として自動鑑査機の稼動状況を監視するほか、故障を未然に防ぐための調整、清掃、各店の操作担当職員に対する支援等を行うことになっている。

また、定期保守は、保守員が自動鑑査機等を停止させて定期的に保守・点検作業を実施することになっている。各店では、このような定期保守を、原則として自動鑑査機が稼動していない日常保守時間帯以外の時間に行っているが、日常保守時間帯に自動鑑査機を停止させても、受け入れた日本銀行券を支障なく処理することが可能な場合は、その間、定期保守を行うこともある。

そして、日常保守及び定期保守を各店で行う保守員は、17年度において、各店に設置した鑑査機の台数に応じて、本店及び6支店において2名から7名、26支店において各1名、計47名が配置されている。

### イ 保守契約の内容

保守契約では、毎月支払う保守料として、保守員1人当たりの月額労務費等に相当する基本料金と、定期保守に係る労務費等に相当する加算金が定められている。

このうち基本料金は、保守員が日常保守時間帯に自動鑑査機等全体の日常保守を行うこととして、保守員の技術レベルごとに定められており、17年度では月額113万余円から126万円となっている。この17年度の基本料金は、16年度において前記のとおり日常保守時間帯に自動鑑査機を停止させて4,950時間定期保守が行われていたことから、17年度も同程度の定期保守が日常保守時間帯に行われると見込んで見直しが見られ、この時間数に見合う額の引下げが行われている。

しかし、保守契約には日常保守の実績に応じて基本料金を減額する条項が定められて

いないことから、日常保守時間帯に自動鑑査機を停止させて4,950時間以上の定期保守を行ったとしても、基本料金が減額されることはない。

#### ウ 新規製作した鑑査機の保守

日本銀行では、鑑査機を新規製作するための製作契約を自動鑑査機製作者（以下「製作者」という。）と締結しており、この製作契約により、鑑査機納入後1年間は製作者が無償で当該鑑査機の保守を行うこととなっている。

## 2 検査の結果

### （検査の観点及び着眼点）

近年、現金の還流が大都市に集中するなどの事情により、地方都市に立地する支店においては日本銀行券の受入量が減少し、日常保守時間帯に自動鑑査機等を停止させて定期保守を行っても支障がない支店が見受けられるようになった。また、各店では、16年11月に発行を開始した新様式の日本銀行券に対応するため、自動鑑査機を停止させて改造作業を実施している。

そこで、経済性・効率性等の観点から、保守契約が日常保守時間帯における日常保守の作業実績、新規製作鑑査機の製作者による保守期間等を反映した適切なものとなっているかなどの点に着眼して検査した。

### （検査の対象及び方法）

日本銀行が支払った保守料15年度17億5299万余円、16年度14億9281万余円、17年度13億6428万余円、計46億1008万余円を対象として、本店において契約書類、各店の履行状況を示す常駐保守日報、定期点検保守報告書等を精査したり、14支店において自動鑑査機等の保守作業の実態等について職員から聴取したりするなどして検査した。

### （検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 日常保守時間帯における定期保守及び改造作業等について

31支店では、17年度に保守員が日常保守時間帯に定期保守を行っており、その時間数は、前記の基本料金見直しの際に見込んだ4,950時間を大幅に上回る7,307時間となっていた。

また、26支店では、自動鑑査機が1台しか設置されていないことから、15、16両年度に行われた改造作業等により自動鑑査機が停止している期間に、保守員が主としてこの作業に関連した据付け、試運転等の作業に日常保守時間帯に従事しており、その日数は、15年度103日、16年度299日、計402日となっていた。

#### (2) 鑑査機の製作者による無償保守期間中の基本料金について

3支店では、16年度に鑑査機3台を新規製作により更新しており、日本銀行では当該鑑査機に係る相当額を含めた基本料金全額を支払っていた。しかし、製作契約により製作者が1年間無償で保守を行うとされていることから、製作者が日常保守と同一の内容の保守作業を日本特殊機器に委託していた。

このように、保守員が日常保守時間帯に前記の基本料金見直しの際に見込んだ時間数以上定期保守や改造作業等に関連した作業を行っていたり、製作者による無償保守期間中の鑑査機に係る相当額を含めた基本料金全額を支払っていたりしていた。

したがって、保守契約が日常保守時間帯における日常保守の作業実績や鑑査機の製作者

による無償保守期間を反映していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた保守料)

保守契約に、日常保守時間帯に保守員が定期保守、改造作業等に関連した作業を行った場合の基本料金の減額条項を定めていたとすると約 4190 万円、保守契約の対象機器に 1 年間保守が無償とされた鑑査機が含まれている場合の基本料金を定めていたとすると約 3080 万円、合計で約 7280 万円の保守料を節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として次のことによると認められた。

- ア 保守員が日常保守時間帯に自動鑑査機の定期保守を行っていたり、改造作業等により自動鑑査機が停止している期間に別の作業を行っていたりしているのに、保守契約に作業の実績に応じて基本料金を減額する条項を定めていなかったこと
- イ 製作契約により無償保守の対象とされている鑑査機が含まれている場合の基本料金を定めていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本銀行では、次のような処置を講じた。

- ア 保守員が日常保守時間帯に定期保守を行った時間数や改造作業等によって自動鑑査機が停止した日数に応じて基本料金を減額する条項を 18 年 4 月から適用されている保守契約において定めた。
- イ 18 年 9 月に 18 年度保守契約の確認書を作成し、製作契約により無償保守の対象とされている鑑査機等が日常保守の対象に含まれる場合の基本料金を定めた。

(3) 貿易再保険事業における外貨建代位取得債権収入等を邦貨建てにする際に市中の取引慣行を踏まえて外国為替取引手数料の節減を図るよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	経済産業省 貿易再保険特別会計 (款)雑収入 (項)雑収入 (項)再保険費
部局等の名称	日本銀行本店(国庫金取扱庁) 経済産業本省(収入又は支出庁)
業務の概要	平成12年度以前に支払われた貿易保険の保険金に係る債権のうち国が代位取得した債権を代位取得債権収入等として回収する業務
代位取得債権収入等の額	2357億0839万余円(平成16、17両年度)
上記のうち外貨建代位取得債権収入等を日本銀行本店が邦貨建てにする際に節減できた外国為替取引手数料の額	2億3445万円

## 第4 商工組合中央金庫

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

### 貸付金の繰上償還に伴う期限前弁済手数料を適正に徴求するよう改善させたもの

科 目	役務取引等収益
部局等の名称	商工組合中央金庫本店ほか 84 支店
期限前弁済手数料の概要	長期固定金利証書貸付を受けた貸付先が貸付金を繰上償還する際に支払うもの
徴求した期限前弁済手数料の額	14 億 3154 万余円(平成 16、17 両年度)
適正に徴求していない期限前弁済手数料の額	6096 万円(平成 16、17 両年度)

#### 1 期限前弁済手数料の概要

##### (1) 貸付金の貸付け及び回収

商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)では、商工組合中央金庫法(昭和 11 年法律第 14 号)に基づき、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑化を図るため必要な業務を営むことを目的として、これらの団体のうち商工中金に出資を行っている団体又はその構成員等に対し、事業運営に要する運転資金及び設備資金の貸付けを行っている。そして、貸付けの実行額は、平成 16 年度 12 兆 4862 億余円、17 年度 12 兆 9231 億余円、年度末残高は、16 年度 9 兆 5888 億余円、17 年度 9 兆 4276 億余円となっている。

一方、貸付金の回収には、約定償還と繰上償還があり、貸付金の回収額 16 年度 12 兆 6714 億余円、17 年度 13 兆 0530 億余円のうち繰上償還された額はそれぞれ 1987 億余円、2395 億余円となっている。

##### (2) 期限前弁済手数料

商工中金が貸付金の全部又は一部の繰上償還を受けた際、償還を受けた資金を再運用するときの利率が当該貸付金の約定利率を下回っていると、再運用を行っても当該貸付金の貸付時に期待した利益を得ることができず、逸失利益が生じることになる。

そこで、商工中金は、この逸失利益に対応するため、2 年 11 月、「期限前弁済手数料の徴求について」(平成 2 年 61 業一融第 98 号(平成 8 年 66 業一融第 372 号により全部改正)。以下「通ちょう」という。)等により、貸付先から貸付金の繰上償還を受けるときには期限前弁済手数料(以下「手数料」という。)を徴求する制度を設けた。そして、貸付金の全部又は一部を繰上償還しようとする貸付先は、金銭消費貸借契約等により、繰上償還時に手数料を支払うことになっている。

##### (3) 手数料の徴求対象及び徴求手続

手数料の徴求対象となる貸付金は、原則として長期固定金利証書貸付となっているが、このうち貸付金の原資の一部を地方公共団体からの預託金によっているなどの特性を有するものについては、徴求対象とならない。また、貸付先の状況により繰上償還による回収

を必要とするなどの事情がある場合も、手数料の徴求対象とならない。

そして、手数料を徴求すべき貸付金の繰上償還を受ける場合には、通ちょう等に基づき、本店及び国内各支店(以下「本支店」という。)の担当者が繰上償還手数料計算システムを用いて手数料を計算し、手数料徴求に係るりん議書に計算結果等を添付して決裁を経た後に、貸付先から手数料を徴求している。

このようにして徴求した手数料の額は、16年度7億2645万余円、17年度7億0508万余円、計14億3154万余円となっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

商工中金は、政府系金融機関の一つとして、貸付けや回収等の各業務を通じて収入及び支出の金額の正確性に十分留意し、適正な業務処理を行う必要があり、貸付先から徴求する手数料等についても、適正に徴求することが必要である。

また、近年、長期プライムレートなど市中金利が低水準で推移していることから、金利が高い水準にあったときに貸し付けた貸付金の繰上償還が増加する傾向にあり、徴求する手数料も多額に上っている。

そこで、合規性等の観点から、繰上償還を受けようとする貸付金が手数料徴求の対象であるか否かの確認が適切に行われているか、手数料が通ちょう等に基づき適正に計算されているかなどに着眼して、手数料を徴求した際のリん議書等を検査した。

### (検査の対象)

17年11月から18年3月までの間に、5本支店において、貸付金の繰上償還に伴って徴求した16年度分の手数料について検査したところ、徴求が過大となっていたり、不足していたりして、5本支店すべてにおいて手数料が適正に徴求されていない事態が見受けられた。このようなことから、商工中金の全92本支店において、りん議書等が保存されている16年4月から18年3月までの2箇年度分の繰上償還事案に係る手数料の徴求状況を検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、85本支店において、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 徴求対象の確認状況について

商工中金では、繰上償還を受ける貸付金が手数料の徴求対象となるか否かを判断した上で、徴求対象となると判断した貸付金について、りん議を行うことにしていた。

そして、貸付先の状況等を考慮して徴求しない場合についてもりん議を行うことにしていたが、貸付金の特性により徴求対象とならない貸付金については、それを確認するためのりん議を行うことにしていなかった。

このように徴求対象の確認体制が十分でなかったことなどから、徴求対象となるか否かの判断を誤っていた事態が281口座2711万余円の手数料についてあった。

#### (2) 手数料の計算について

手数料の計算に当たっては、担当者が、繰上償還手数料計算システムにおいて、計算方式を選択した上で、貸付金に関するデータを入力していたが、計算方式の選択及びデータの輸入は、ホストコンピュータに保有している貸付金のデータ(以下「貸付金データ」という。)などを確認しながら行う手作業となっていた。

このように同システムが貸付金データを自動的に読み取る機能を有していなかったこと

などから、計算方式の適用を誤っていた事態及び計算要素の入力を誤っていた事態がそれぞれ 263 口座 2941 万余円、225 口座 442 万余円の手数料についてあった。

以上のように、手数料の徴求対象の判断を誤っていたり、計算方式の適用又は計算要素の入力を誤っていたりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(適正に徴求していなかった手数料)

適正に徴求していなかった手数料を年度別に、過大又は不足の別に示すと、次表のとおりであり、計 6096 万余円が適正に徴求されていなかったと認められた。

表 適正に徴求していなかった手数料 (単位：口座、千円)

		16 年度	17 年度	計
徴求過大 (78 本支店)	口座数	267	201	468
	手数料	19,153	23,884	43,038
徴求不足 (69 本支店)	口座数	174	127	301
	手数料	10,336	7,585	17,922
過不足計 (85 本支店)	口座数	441	328	769
	手数料	29,490	31,470	60,960

(注) 同一本支店に徴求過大と徴求不足があるため、徴求過大欄と徴求不足欄の本支店数の合計と過不足計欄の本支店数は一致しない。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として次のことによると認められた。

- ア 手数料の徴求対象とならない貸付金についてはりん議を行わないことにしているものがあるなどして、手数料の徴求に対する確認体制が十分でなかったこと
- イ 手数料の徴求担当者において、手数料の徴求対象や計算方式等に対する認識が十分でなかったこと
- ウ 繰上償還手数料計算システムが、ホストコンピュータから貸付金データを自動的に読み取り、通ちょう等に規定されている計算方式の適用及び計算要素の入力を自動的に行うような機能を有していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、商工中金では、手数料を適正に徴求することができるよう次のような処置を講じた。

- ア 18 年 5 月に、通ちょうを改正し、繰上償還を受ける貸付金のすべてについて、手数料の徴求の要否を確認するためのりん議を行うこととするなど手数料の徴求に対する確認体制を整備した。
- イ 同年 6 月に、手数料の徴求担当者に対して研修を実施し、手数料の徴求対象や計算方式等を周知徹底した。
- ウ 同年 10 月に、ホストコンピュータから貸付金データを自動的に読み取り、手数料を自動計算できる機能を有した新しい計算システムを稼働させた。

なお、商工中金では、手数料の徴求が過大となっていたものについては当該貸付先に返戻し、不足していたものについては商工中金の手数料の誤計算等により生じたものであることから徴求しないこととした。



## 第5 関西国際空港株式会社

### 不 当 事 項

#### 工 事

- (345) 大阪航空局から委託を受けて施行する進入灯点検橋設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、進入灯点検橋支承部の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

科 目	(款)建設仮勘定 (項)受託事業
部局等の名称	関西国際空港株式会社本社
工 事 名	(1) 進入灯点検橋工事(その1) (2) 進入灯点検橋工事(その2)
工 事 の 概 要	関西国際空港2期事業において、大阪航空局からの委託を受けて進入灯火を管理するための進入灯点検橋を、平成17、18両年度に整備するもの
工 事 費	(1) 967,575,000 円 (当初契約額 918,750,000 円) (2) 975,975,000 円 (当初契約額 924,000,000 円)
請 負 人	(1) 東亜・新日鐵・国土総合進入灯点検橋工事(その1)共同企業体 (2) 若築・日立造船・吉田進入灯点検橋工事(その2)共同企業体
契 約	(1) 平成17年5月 公募型競争契約 (2) 平成17年6月 公募型競争契約
支 払	(1) 平成17年8月 (前払金 330,448,472 円) (2) 平成17年8月 (前払金 344,443,912 円)
不適切な設計となっている工事費	(1) 24,456,000 円 (2) 23,827,000 円
	計 48,283,000 円

### 1 工事等の概要

関西国際空港株式会社(以下「関空会社」という。)では、平成9年4月に、国土交通省大阪航空局(13年1月5日以前は運輸省大阪航空局。以下「大阪局」という。)との間で、大阪局が施行する関西国際空港2期事業における進入灯整備に関する事業について、関空会社が委託を受けて実施することとする協定を締結している。

関空会社では、上記の協定に基づき、進入灯点検橋、進入灯施設等の実施設計、風洞試験等業務について、16年9月に大阪局との間で委託契約を締結してこれら業務を17年3月に完了し、その後、進入灯点検橋、進入灯施設等の設置工事について、同年4月に大阪局との間で委託契約を締結して当該工事を19年3月に完了させることとしている。このうち進入灯点検橋については、17年5月に進入灯点検橋工事(その1)(以下「その1工事」という。)を

工事費 918,750,000 円で、同年 6 月に進入灯点検橋工事(その 2) (以下「その 2 工事」という。)を工事費 924,000,000 円でそれぞれ発注し、いずれも 18 年 6 月に完了させることとしていた。

上記 2 件の工事は、関西国際空港 2 期事業において建設する 2 本目の滑走路に係る進入灯点検橋 2 橋(いずれも全橋長 519.0m)を、その 1 工事では大阪府側に、その 2 工事では和歌山県側にそれぞれ設置するものである。そして、その 1 工事及びその 2 工事の下部工については橋台 1 基及び受台 9 基の築造を、上部工については単純鋼管桁(桁長 68.9m)、単純トラス桁(桁長 50.8m)、3 径間連続トラス桁(桁長 170.8m)及び 4 径間連続トラス桁(桁長 227.9m)の製作及び架設を、また、上部工と下部工の接点には上部工の荷重等を下部工に伝達する支承部の設置等を、それぞれ実施するものである(参考図参照)。

本件進入灯点検橋の設計は、16 年 9 月に大阪局との間で締結した委託契約の実施計画書(以下「実施計画書」という。)によると、「空港土木施設設計基準」(国土交通省航空局監修、財団法人港湾空港建設技術サービスセンター編)、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に準拠して行うこととされている。

上記の示方書によると、設計で想定されない地震動が作用したり、周辺地盤の破壊や構造部材の予測しない複雑な振動によって、想定を超える変位、変形等が生じたりした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設置することとされている。そして、この落橋防止システムは、落橋防止構造、桁かかり長等<sup>(注)</sup>から構成されていて、橋りょうの形式、地盤条件等に応じて適切に選定することとされている。ただし、このうち落橋防止構造は、上部構造の両端が剛性の高い橋台に支持され、上部構造の長さが 25m 以下の橋りょうなどについては省略してもよいとされている。

## 2 検査の結果

本件工事について、実施計画書、設計図面、設計計算書等を検査したところ、本件進入灯点検橋の設計は、前記の落橋防止システムを設置することとしておらず、適切でなかった。

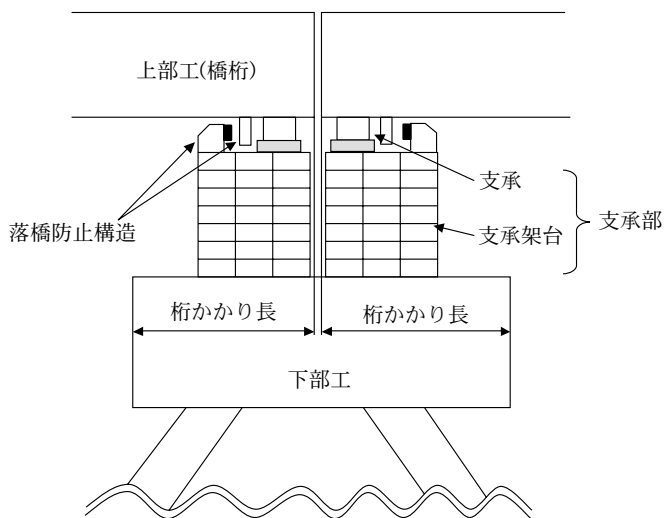
すなわち、実施計画書においては、本件進入灯点検橋の設計に当たり示方書に準拠して実施するとされていることから、本院において、示方書に基づき、本件進入灯点検橋について、橋りょうの形式、地盤条件等に応じた落橋防止システムの必要性等について検討したところ、各桁の桁長がそれぞれ 25m を超えていて、示方書において設置を省略してもよいとされている場合に該当しないことなどから、各桁の端部(1 橋当たり 8 箇所、計 16 箇所)の支承部には落橋防止構造を設置する必要があると認められる。

このような事態が生じていたのは、関空会社において、落橋防止システムに関し、示方書の適用に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件進入灯点検橋支承部は、設計が適切でなかったため、落橋防止構造が設置されておらず、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る工事費相当額 48,283,000 円(その 1 工事の工事費相当額 24,456,000 円及びその 2 工事の工事費相当額 23,827,000 円)が不当と認められる。

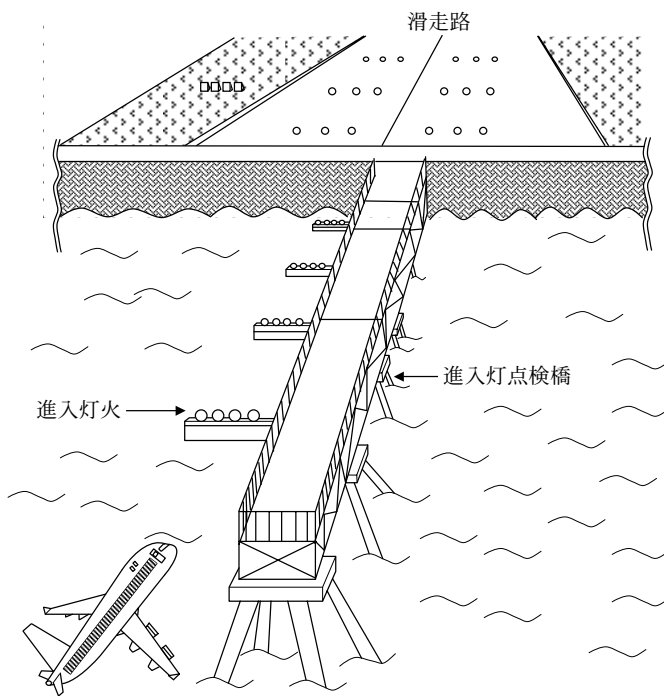
(注) 落橋防止構造、桁かかり長 上部工と下部工に突起を設けるなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端までの長さ)を超えないようにする構造(参考例参照)

(参考例)

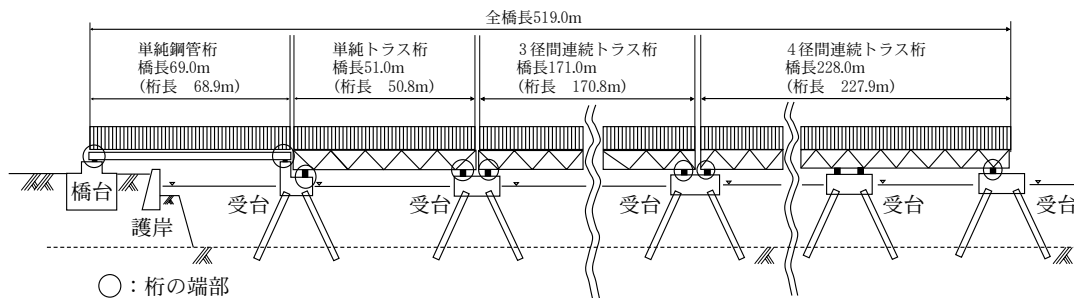


(参考図)

橋りょう概念図



橋りょう側面図



## 第6 預金保険機構

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

##### (346) 航空機を利用した出張に係る旅費の支給が過大となっているもの

科 目	経常費用 一般管理費
部局等の名称	預金保険機構
旅費の概要	金融機関の調査、債務者等に係る財産調査、買取資産の管理、回収、処分等のための旅費
航空機を利用した旅費の合計額	242,545,099 円(平成 12 年度～17 年度(17 年 12 月))
上記のうち支給が過大となっていた旅費の合計額	6,311,300 円

### 1 旅費支給の概要

#### (1) 旅費の概要

預金保険機構では、役職員が金融機関の調査、債務者等に係る財産調査、買取資産の管理、回収、処分等の業務のために出張する場合において、預金保険機構旅費規程(平成8年規程第7号。以下「旅費規程」という。)に基づき、旅費として鉄道賃、航空賃、日当、宿泊料等を支給している。

#### (2) 旅費の計算

旅費は、旅費規程により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することとされ、このうち内国旅行の航空賃については、現に支払うこととなる運賃の額によることとなっており、宿泊料については、定額によることとなっている。

#### (3) 航空賃の割引運賃及び搭乗券

国内線の航空賃には、普通運賃と割引運賃があり、さらに割引運賃には同一区間を往復することを条件とした往復運賃のほか、利用する一定期間前までに航空券を予約することなどを条件とした事前購入運賃、航空賃と宿泊代をセットにしたパック料金で販売される運賃等各種の割引運賃がある。そして、通常は、このような航空賃の種別に応じた記号(以下「運賃種別の記号」という。)が、搭乗の際、航空券から切り離される搭乗券に印字されている。

#### (4) 旅費の請求手続

旅費規程によると、概算払又は精算払により旅費の支給を受けようとする者及び概算払により支給を受けた旅費の精算をしようとする者(以下、これらの者を「旅費請求者」という。)は、必要な書類を添えた所定の請求書を当該旅費の支払をする者に提出することとなっている。

そして、航空機を利用した出張については、平成12年4月以降、出張旅費支給基準(預

金保険機構制定)の定めにより、旅費の精算に際し、実際に支払った額を証明する書類として航空賃の領収書及び搭乗券を提出しなければならないこととなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の対象及び方法

預金保険機構が12年度から17年度(17年12月末まで。以下同じ。)までの間に支給した航空機を利用した旅費計242,545,099円を対象として、請求された航空賃と搭乗券に印字された運賃種別の記号から推定される航空賃とを突合したり、預金保険機構を通じて旅行者等に航空券等の販売価額等を問い合わせたりするなどして検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、12年度から17年度までの間において、計429件(これに係る旅費支給額35,834,546円)について、実際には旅費請求者がパック料金や事前購入運賃等で航空券を購入して出張していて、支給した旅費と差額が生じているにもかかわらず、実際に支払った金額と異なる航空賃の領収書を旅行者から入手し、それを旅費の精算のために所定の請求書に添付して提出するなどして、旅費が計6,311,300円過大に支給されていた。

このような事態が生じていたのは、旅費請求者において、旅費規程等に基づき航空賃の請求及び精算を適正に行うという認識が欠如していたことにもよるが、預金保険機構において旅費の支給及び精算に当たり審査が十分行われていなかったことなどによると認められる。

第7 日本郵政公社

第3章  
第2節  
第7

不 当 事 項

不 正 行 為

- (347) 職員の不正行為による損害が生じたもの  
(381)

部局等の名称	東北支社管内仙台南郵便局ほか 37 郵便局(職員 35 人) (平成 15 年 3 月 31 日以前は、各支社は各郵政局)
不正行為期間	平成 4 年頃～18 年 1 月
損害金の種類	郵便貯金預入金、資金等
損 害 額	753,461,639 円

東北支社管内仙台南郵便局ほか 37 郵便局において、関係職員の不正行為による損害が生じたものが 35 件、損害額で 753,461,639 円ある。このうち平成 18 年 9 月末現在で損害の補てんが終わっていないものが 13 件、損害額で 645,921,861 円(うち同月末現在補てんされた額 41,086,654 円)、損害額のすべてが補てん済みとなっているものが 22 件、損害額で 107,539,778 円となっている(同一人が複数の郵便局において損害を与えたものがあるため、件数と郵便局数は符合しない。)

この 35 件を補てんが終わっていないものと補てん済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

ア 平成 18 年 9 月末現在で損害の補てんが終わっていないもの

- |  | 部局等の名称              | 不正行為期間<br>年月         | 損 害 額<br>円 |
|--|---------------------|----------------------|------------|
| (347)  | 東北支社管内<br>仙台南郵便局    | 16. 1 から<br>17. 6 まで | 9,210,251  |
| <p>本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員小野寺某が保険外務事務に従事中、契約者から受領した保険料や受取人に支払うべき保険還付金を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、平成 18 年 9 月末までに 2,000,000 円が同人から返納されている。</p>  |                     |                      |            |
| (348)  | 同<br>五戸郵便局          | 15. 1 から<br>17. 3 まで | 6,509,812  |
| <p>本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成 15 年 3 月 31 日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15 年 3 月 31 日以前は総務事務官)佐々木某が貯金保険外務事務に従事中、預金者から受領した定額郵便貯金預入金や定期郵便貯金預入金等を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、18 年 9 月末までに 1,674,207 円が同人から返納されている。</p> |                     |                      |            |
| (349)  | 同<br>庭坂郵便局<br>月舘郵便局 | 16. 7 から<br>17.12 まで | 15,183,263 |

部局等の名称	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
--------	---------------	------------

本件は、上記の両部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員藤巻某が貯金保険外務事務に従事中、預金者から預かった通帳等を使用して払戻しの手続を行い、交付を受けた定額郵便貯金払戻金や通常郵便貯金払戻金等を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成18年9月末までに6,932,833円が同人から返納されている。

(350)	東北支社管内 大川目郵便局	16. 7から 17. 6まで	185,271,076
-------	------------------	--------------------	-------------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員新山某が貯金内務事務に従事中、預金者の通常郵便貯金の通帳を不正に作成して、貯金の払戻しの手続を行って払い出したり、自己の通常郵便貯金口座に電信送金して払い出したりして通常郵便貯金払戻金や通常郵便貯金預入金を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成18年9月末までに2,325,754円が同人から返納されている。

(351)	関東支社管内 越谷郵便局	16. 3から 17. 4まで	94,552,913
-------	-----------------	--------------------	------------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員安藤某が保険外務事務に従事中、契約者に対する貸付けに必要な書類を不正に作成して払出しを受けた保険貸付金や、受取人に支払うべき解約還付金等を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成18年9月末までに4,102,667円が同人から返納されている。

(352)	同 下仁田郵便局	17. 8から 17.10まで	8,248,056
-------	-------------	--------------------	-----------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員星野某が貯金保険外務事務に従事中、受取人に支払うべき保険金や、預金者から預かった通帳を使用して払戻しの手続を行い交付を受けた定額郵便貯金払戻金等を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成18年9月末までに1,248,056円が同人から返納されている。

(353)	東京支社管内 江戸川郵便局	16.10から 17. 8まで	2,834,000
-------	------------------	--------------------	-----------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者所属の出納員である職員小林某が貯金外務事務に従事中、預金者から受領した積立郵便貯金預入金を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成18年9月末までに2,121,000円が同人から返納されている。

(354)	同 渋谷郵便局 代々木郵便局	12. 6から 17. 7まで	106,884,285
-------	----------------------	--------------------	-------------

本件は、上記の両部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分

部局等の名称	不正行為期間 年月	損害額 円
--------	--------------	----------

任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15年3月31日以前は総務事務官。ただし、13年1月5日以前は郵政事務官)勝某が保険外務事務に従事中、契約者から受領した保険貸付弁済金や保険料等を領得したものである。

(355)	東京支社管内 中央勝どき三郵便局	17.2から 17.10まで	5,200,000
-------	---------------------	-------------------	-----------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成17年7月19日以前は現金出納責任者所属の出納員)である職員茂呂某が資金管理事務に従事中、その保管に係る資金を領得したものである。

なお、本件損害額については、18年9月末までに2,600,000円が同人から返納されている。

(356)	同 品川豊郵便局	17.4から 17.11まで	93,380,000
-------	-------------	-------------------	------------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者である職員西尾某が資金管理事務に従事中、その保管に係る資金を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成18年9月末までに400,000円が同人から返納されている。

(357)	東海支社管内 浅羽郵便局	13.11から 17.11まで	54,882,244
-------	-----------------	--------------------	------------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15年3月31日以前は総務事務官)鈴木某が貯金保険外務事務に従事中、預金者から窃取した貯金証書を使用して払戻しの手続きを行い交付を受けた定額郵便貯金払戻金や、契約者から窃取した保険証書を使用して解約に必要な書類を不正に作成して払出しを受けた解約還付金等を領得したものである。

なお、本件損害額については、18年9月末までに11,739,898円が同人から返納されている。

(358)	四国支社管内 川之江郵便局	4年頃から 17.2まで	30,343,524
-------	------------------	-----------------	------------

本件は、上記の部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15年3月31日以前は総務事務官。ただし、13年1月5日以前は郵政事務官)薦田某が貯金保険外務事務に従事中、契約者から受領した保険料や、契約者に対する貸付けに必要な書類を不正に作成して払出しを受けた保険貸付金等を領得したものである。

なお、本件損害額については、18年9月末までに552,239円が同人から返納されている。

(359)	九州支社管内 福岡中央郵便局 折尾郵便局	13.4から 17.5まで	33,422,437
-------	----------------------------	------------------	------------

本件は、上記の両部局において、現金出納責任者(平成15年3月31日以前は分任繰替払等出納官吏)所属の出納員である職員(15年3月31日以前は総務事務官)有田某が貯金外務事務に従事中、預金者から預かった貯金証書等を使用して払戻し



の手続を行い、交付を受けた定額郵便貯金払戻金や通常郵便貯金払戻金を領得したものである。

なお、本件損害額については、18年9月末までに5,390,000円が同人から返納されている。

(347)-(359)の計		13件	645,921,861		
イ 平成18年9月末現在で損害額のすべてが補てん済みとなっているもの					
部局等の名称	不正行為者の職務	不正行為期間 年月	損害金の種類	損害額 円	補てん済み 年月
(360) 北海道支社管内 月形郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	17.4から 17.5まで	資金	5,000,000	17.6
(361) 同 足寄郵便局	現金出納責任者所 属出納員(15年3 月以前は分任繰替 払等出納官吏所属 出納員)(貯金保険 外務事務)	13.2から 18.1まで	保険料等	17,633,351	18.3
(362) 同 計根別郵便局	現金出納責任者又 は現金出納責任者 所属出納員(貯金 保険外務事務又は 資金管理事務)	17.3から 17.8まで	定額郵便 貯金預入 金等	3,710,268	17.9
(363) 東北支社管内 一迫郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金外 務事務)	17.4及び 17.5	通常郵便 貯金払戻 金	5,250,000	17.7
(364) 同 常磐郵便局	現金出納責任者所 属出納員(郵便内 務事務)	16.8から 17.2まで	切手類販 売代金等	1,513,612	17.3
(365) 関東支社管内 上尾郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	17.6	資金	2,000,000	17.11
(366) 東京支社管内 神田郵便局	現金出納責任者所 属出納員(郵便内 務事務)	17.4から 17.6まで	課税収納 金	1,375,800	17.6
(367) 同 足立西郵便局	現金出納責任者所 属出納員(郵便外 務事務)	15.10から 17.1まで	料金別納 郵便物の 料金	4,977,869	17.7
(368) 同 大崎郵便局	現金出納責任者所 属出納員(保険内 務事務)	17.7	保険貸付 金	4,000,000	17.8
(369) 同 東松原駅前郵便局	現金出納責任者所 属出納員(資金管 理事務)	17.9から 17.12まで	資金	5,320,000	18.1
(370) 南関東支社管内 大船郵便局	現金出納責任者所 属出納員(保険外 務事務)	16.1及び 16.3	保険金等	4,975,728	16.6
(371) 同 白根郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金内 務事務)	15.9から 16.11まで	定額郵便 貯金払戻 金	5,142,000	16.12
(372) 同 開成郵便局	現金出納責任者 (15年3月以前は 分任繰替払等出納 官吏)(郵便外務事 務)	13.10から 17.5まで	料金別納 郵便物の 料金等	2,153,970	17.12
(373) 東海支社管内 枇杷島郵便局	現金出納責任者所 属出納員(保険外 務事務)	16.11から 17.11まで	保険料	5,509,893	18.2
(374) 同 豊山郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金保 険内務事務)	15.12から 17.4まで	保険貸付 金等	7,275,942	17.6
(375) 近畿支社管内 阪南郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金内 務事務)	17.1	定額郵便 貯金預入 金	2,000,000	18.3
(376) 同 都島北通郵便局	現金出納責任者所 属出納員(資金管 理事務)	17.10から 17.11まで	資金	6,970,000	17.12

部局等の名称	不正行為者の職務	不正行為期間 年月	損害金の種類	損害額 円	補てん済み 年月
(377) 近畿支社管内 神戸板宿郵便局	現金出納責任者所 属出納員(郵便内 務事務)	16. 8 から 17. 8 まで	切手類販 売代金	4,544,670	17. 9
(378) 中国支社管内 秋穂郵便局	現金出納責任者所 属出納員(保険外 務事務)	17. 9	保険金	5,343,663	17.12
(379) 同 広島鶴江郵便局	現金出納責任者所 属出納員(郵便貯 金内務事務)	17. 9	郵便振替 払込金等	2,443,336	17.10
(380) 九州支社管内 吉野郵便局	現金出納責任者所 属出納員(貯金保 険外務事務)	17. 4 から 17. 5 まで	定額郵便 貯金払戻 金等	5,925,854	17. 7
(381) 同 西出水郵便局	現金出納責任者 (資金管理事務)	16. 9 から 17. 4 まで	資金等	4,473,822	17. 5
(360)-(381)の計		22 件		107,539,778	
ア、イの計		35 件		753,461,639	

## 第8 成田国際空港株式会社

### 不 当 事 項

#### 工 事

(382) 橋りょうの架替え工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの

科 目	建仮直接費(工事費)
部局等の名称	成田国際空港株式会社本社
工 事 名	第1 PTB 南側アプローチ橋上下部工事
工 事 の 概 要	成田国際空港第1 旅客ターミナルビル南棟の増築に伴い、平成 16、17 両年度に架け替える橋りょうの上部工及び下部工を整備するもの
工 事 費	1,052,100,000 円 (当初契約額 1,071,000,000 円)
請 負 人	横河・住重第1 PTB 南側アプローチ橋上下部工事特定建設工事共同企業体
契 約	平成 16 年 7 月 公募型競争契約
支 払	平成 16 年 11 月、17 年 9 月 2 回
不適切な設計となっている工事費	210,252,000 円

### 1 工事の概要

この工事は、成田国際空港株式会社(平成 16 年 3 月 31 日以前は新東京国際空港公団。以下「成田会社」という。)が、成田国際空港第1 旅客ターミナルビル南ウイング棟の増築に伴い、構内道路から南ウイング棟に接続する橋りょう<sup>(注1)</sup>を架け替えるため、16、17 両年度に、橋りょう(橋長 272.3m、幅員 8.4m~13.0m、交角 83.5 度の曲線橋)の上部工として 5 径間連続鋼床版箱桁の製作及び架設、下部工として橋台支承部の設置、鋼製橋脚 5 基(P1、P2、P3、P4 及び P5 橋脚)の製作及び設置等を工事費 1,052,100,000 円で実施したものである(参考図参照)。

本件橋りょうの構造は、構内道路側の端支点である既設の橋台及び中間支点である橋脚 1 基(P4 橋脚)については支承部を介して上部工と下部工を結合する構造とし、南ウイング棟側の端支点である橋脚 1 基(P5 橋脚)及び中間支点である橋脚 3 基(P1、P2 及び P3 橋脚)については支承を介することなく上部工と下部工を直接剛結する構造としている(参考図参照)。

成田会社では、この工事の設計に当たり、15 年に設計コンサルタント会社に設計業務を委託し、成果品を検査し、これに基づき本件工事を実施している。

そして、本件橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行っている。示方書によると、設計で想定されない地震動が作

用したり、周辺地盤の破壊や構造部材の予測しない複雑な振動によって、想定を超える変位、変形等が生じたりした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設置することとされている。この落橋防止システムは、橋軸方向の落橋を防止するための落橋防止構造及び桁かかり長並びに橋軸直角方向の落橋を防止するための変位制限構造等から構成されていて、橋りょうの形式等に応じて適切に選定することとされている。

成田会社では、前記の設計業務の成果品に基づき、本件橋りょうは、前記のとおり橋脚4基(P1、P2、P3及びP5橋脚)については上部工と下部工が直接剛結されていて上部工が落橋しにくい構造であると考えたことなどから、橋台の支承部に橋軸方向の落橋を防止するための落橋防止構造及び桁かかり長を設置すれば、橋軸直角方向の変位制限構造を設置しなくても所要の安全度が確保されるものとして、これにより施工していた。

## 2 検査の結果

本件工事について、設計図面、設計計算書等を検査したところ、落橋防止システムの設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、示方書によると、橋りょうが曲線橋であって、上部構造が橋軸直角方向に移動するときに端支点で拘束されない場合には、落橋する可能性があることから、その場合には端支点に橋軸方向の落橋防止システムに加えて橋軸直角方向の同システムとして変位制限構造の設置を検討することとされている。そして、上部構造が橋軸直角方向に移動することにより落橋の可能性はあるか否かは判定式<sup>(注4)</sup>により判定することとなっている。

そこで、この判定式に、本件橋りょうの上部構造の長さや全幅員等の条件を当てはめて計算すると、上部工は橋軸直角方向に移動することにより落橋の可能性があるので、橋りょうの端支点には変位制限構造を設置する必要があることとなる。このため、上部工と下部工を直接剛結する構造とした南ウイング棟側の端支点であるP5橋脚には設置する必要はないものの、構内道路側の端支点である橋台の支承部には変位制限構造を設置する必要があると認められる。

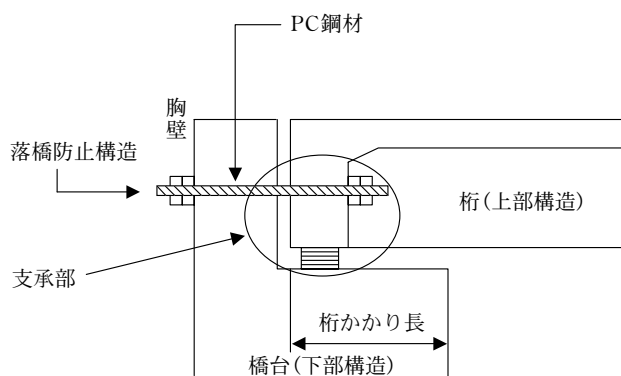
このような事態が生じていたのは、成田会社において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件橋りょう上部工(橋台から隣接するP1橋脚までの間の上部工(橋長54.3m))等は、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、橋軸直角方向の変位制限構造が設置されておらず、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る工事費相当額210,252,000円が不当と認められる。

(注1) 交角 橋りょう上部工の両端からの橋軸に直交する線が交わってできる角度

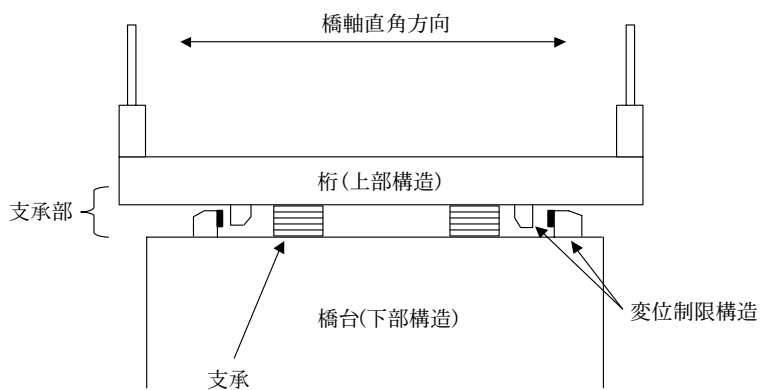
(注2) 落橋防止構造及び桁かかり長 桁と橋台の胸壁をPC鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端までの長さ)を超えないようにする構造(参考例参照)

(参考例)



(注3) 変位制限構造 支承と補完し合って、上下部構造間の相対変位が大きくなるようにするためのもので、桁と橋台部に突起を設けるなどしてその相対変位を制限する構造(参考例参照)

(参考例)



(注4) 判定式

$$\frac{115}{\phi} \frac{1 - \cos \phi}{1 + \cos \phi} > \frac{b}{L}$$

$L$  : 一連の上部構造の長さ (m)  
 $b$  : 上部構造の全幅員 (m)  
 $\phi$  : 交角 (度)



そ の 他

(383) 空港用地の取得のため保有している代替地用地のうち不動産管理会社等に管理させていた土地について、土地賃貸借契約を締結せず、賃料を収納していないもの

科 目	雑収入(その他・資金取引)
部局等の名称	成田国際空港株式会社本社
土地の貸付けの相手方	トータルコンサルティングサービス株式会社、臨空開発整備株式会社
土地賃貸借契約を締結せず、賃料を収納していなかった代替地用地	3件 4,476.25m <sup>2</sup>
上記に係る賃料相当額	6,420,000 円(平成 16 年度)

1 代替地用地の概要

成田国際空港株式会社(平成 16 年 3 月 31 日以前は新東京国際空港公団。以下「成田会社」という。)では、成田国際空港の設置及び管理に必要な空港施設用地及び航空保安施設用地(以下「空港用地」という。)のうち、未買収の空港用地(以下「未買収用地」という。)の取得を進めている。そして、未買収用地を取得する際には、原則として、未買収用地の所有者(以下「用地所有者」という。)に対し適正な損失補償を金銭により行うこととしているが、用地所有者が金銭に代えて、代替地の提供を要望する場合には、必要に応じ当該取得に係る未買収用地の価格の範囲内で代替地を提供することとしている。

このため、成田会社では、代替地を要望する用地所有者に提供するための土地(以下「代替地用地」という。)を保有していて、これら代替地用地の中には、用地所有者が賃料等の収入を継続的に得られる代替地を要望した場合に備えて、あらかじめ不動産管理会社等に駐車場等として整備させ、管理、運営させている土地がある。

成田会社では、15 年度以前は、上記の代替地用地の整備等の初期費用については、不動産管理会社等が駐車場等の使用者から収受する使用料等で賄わせることとし、不動産管理会社等に対し当該代替地用地の賃料を請求していなかった。しかし、成田会社では、16 年 4 月に民営化されたことに伴い、従来の方法のまま不動産管理会社等に代替地用地を管理させた場合、税務上、当該代替地用地を無償で貸し付けたとみなされ賃料相当額が寄附金として取り扱われることから、不動産管理会社等と協議の上、16 年度から土地賃貸借契約を締結し、賃料を請求することとした。

2 検査の結果

成田会社の代替地用地に係る契約状況について、土地賃貸借契約書等により検査したところ、次のとおり適切でないと認められる事態が見受けられた。

すなわち、成田会社では、不動産管理会社等に管理させていた 9 件(計 20,145 m<sup>2</sup>)の代替地用地のうち、6 件については 16 年度から土地賃貸借契約を締結していたが、3 件(計 4,476.25m<sup>2</sup>)について、土地賃貸借契約を締結していなかった。

そして、上記 3 件の代替地用地について、17 年 6 月、17 年度分の土地賃貸借契約を同年

4月に遡って締結し賃料を収納していたにもかかわらず、16年度分については土地賃貸借契約を締結することなく、賃料を請求していなかった。

このような事態が生じていたのは、成田会社において、代替地用地に係る契約事務についての認識等が十分でなく、本件土地賃貸借契約を締結することを失念したことなどによると認められる。

したがって、前記3件の代替地用地に係る16年度分の土地賃貸借契約が締結されておらず、賃料相当額6,420,000円が収納されない事態となっていて、不当と認められる。



## 第9 独立行政法人情報通信研究機構

### 不 当 事 項

#### 役 務

#### (384) 業務委託契約に係る委託費の精算に当たり、労務費の計上が適切を欠いたため、委託費の支払が不当と認められるもの

科 目	一般勘定 (項) 委託費
部局等の名称	独立行政法人情報通信研究機構本部
契 約 名	ブロードバンド・プラットフォームにおける異機種混在システムの資源統合連携の動作状況モニタリング技術および自律制御技術の研究開発
業務委託契約の概要	ブロードバンド・プラットフォームにおける異機種混在システムの資源の動作状況をモニタリングし、負荷分散により限られた ICT 資源をより有効に活用できるようにするもの
契約の相手方	日本アイ・ビー・エム株式会社
契 約	平成 16 年 12 月 随意契約
支 払	平成 17 年 3 月、7 月 2 回
支 払 額	52,408,440 円
不当と認められる支払額	52,408,440 円

#### 1 業務委託契約の概要

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)では、平成 16 年度に、「ブロードバンド・プラットフォームにおける異機種混在システムの資源統合連携の動作状況モニタリング技術および自律制御技術の研究開発」に係る業務委託契約を日本アイ・ビー・エム株式会社との間で契約金額 52,408,440 円で締結している。この契約金額は、委託研究開発の実施に要する経費の額とされ、労務費等の直接経費の額と直接経費以外に必要となる間接経費の額等の合算額となっている。

本件業務委託契約によれば、委託費の支払額は、契約金額と受託者が委託業務の実施に要した経費の額(以下「経費発生額」という。)のいずれか少ない額とすることとなっている。そして、経費発生額のうち、労務費については、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の標準報酬の等級区分に基づく労務費標準単価に委託業務従事日誌により証明された研究開発に従事した時間数を乗じた額とし、間接経費については、労務費の額に一定の率を乗じた額とすることとなっている。

機構では、本件業務委託契約について、同会社から提出された実績報告書等に基づき経費発生額を 52,506,482 円と審査・確認し、その金額が契約金額を上回っていることから、契約金額を支払額として確定している。

## 2 検査の結果

この業務委託契約について実績報告書等により検査したところ、労務費に係る経費発生額の算出の根拠とした委託業務従事日誌は委託業務の実態に基づいて作成されたものではなく、また、同会社では、同日誌のほかに本件委託業務に係る従事時間を説明する書類は存在しないとしていたため、本件業務委託契約に係る支払の実態を確認することができない状況となっていた。

このような事態が生じていたのは、同会社において本件委託研究開発制度に対する基本的な認識が不足していたため事実と相違した内容の実績報告を行っていたことにもよるが、機構において同会社から提出された実績報告書等の審査・確認が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件業務委託契約にあつては、労務費の計上が適切を欠いたため、本件業務委託契約に係る労務費の確認ができず、委託費 52,408,440 円の支払が不当と認められる。

### そ の 他

- (385) 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成事業の実施に当たり、外注費が実績報告書の額より低額で支払われていたため、助成対象事業費の精算が過大となっているもの

科 目	一般勘定 (項)助成金
部局等の名称	独立行政法人情報通信研究機構本部
助成の根拠	独立行政法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)
助成事業者 (事業主体)	株式会社プロシード
助成事業	高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発
助成事業の概要	通信・放送事業分野における新規事業の創出を図るため、平成16年度に、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の開発を実施するもの
事業費	57,766,683 円
上記に対する助成金交付額	28,776,500 円
不当と認める事業費	18,639,995 円
不当と認める助成金交付額	9,320,000 円

### 1 助成事業の概要

この助成事業は、株式会社プロシード(東京都港区)が、通信・放送事業分野における新規事業の創出を図るため、平成16年度に、視覚障害者等が利用可能なアプリケーションソフトを開発したものである。

同会社では、本件開発に必要なプログラムの設計、構築に係る外注費 36,878,095 円を含め、事業費 57,766,683 円で本件助成事業を実施したとしていた。そして、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、17年4月に上記の外注費に係る契約書等を添付した実績報告書の提出を受け、助成金 28,776,500 円を同会社に交付していた。

## 2 検査の結果

この助成事業について実績報告書等により検査したところ、機構では、実績報告書に添付された外注費に係る契約書によると同会社は外注費の一部を実績報告書の提出後に支払うこととなっていたため、未払額を支払うこと及びその支払に係る証拠書類の写しを、後日機構に提出することを条件として、同会社に上記の助成金を交付していた。

しかし、機構は、18年7月の会計実地検査時まで、未払額の支払に係る証拠書類を提出させておらず、外注費の支払等の状況を確認していなかった。そして、実際には、同会社では事業の途中で本件開発に必要なプログラムの仕様を変更し、外注費に係る契約金額を減額しており、外注費として業者に支払っていたのは 18,238,095 円であることなどから、結局、同会社は実績報告書記載の事業費より低額な 39,126,688 円で本件助成事業を実施していた。

このような事態が生じていたのは、同会社において助成事業の適切な実施に対する認識が十分でなかったことにもよるが、機構において本件助成事業の審査・確認が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、適正な助成対象事業費は 39,126,688 円となり、前記の事業費 57,766,683 円との差額 18,639,995 円が過大に精算されていて、これに係る助成金 9,320,000 円が不当と認められる。

## 第10 独立行政法人国立美術館

意見を表示し又は処置を要求した事項

物品の購入、業務の委託等の契約の実施に当たり、契約事務の公正性、透明性を確保し競争の利益を享受するため、随意契約について見直すなど契約事務を適切に実施するよう改善の意見を表示し及び是正改善の処置を要求したもの

科 目	経常費用		
部局等の名称	独立行政法人国立美術館		
契約の概要	美術館を設置して、美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するなどの事業等を行うに当たり、物品の購入、業務の委託等を行うもの		
検査対象とした契約件数及び契約金額	平成16年度	443件	27億4446万余円
	平成17年度	541件	31億6311万余円
	計	984件	59億0758万余円
少額を理由とした随意契約における予定価格の限度額を見直す必要があると認められる契約件数及び契約金額	平成16年度	221件	6億1648万円
	平成17年度	279件	8億9536万円
	計	500件	15億1185万円
随意契約に係る見積書の徴取が適切でなかった契約件数及び契約金額	平成16年度	99件	2億6384万円
	平成17年度	114件	3億7239万円
	計	213件	6億3623万円

### 【改善の意見表示及び是正改善の処置要求の全文】

独立行政法人国立美術館における随意契約の適正化等について

(平成18年10月30日付け 独立行政法人国立美術館理事長あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第36条の規定により改善の意見を表示し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を要求する。

記

#### 1 国立美術館の概要

##### (1) 国立美術館の設立の概要

貴法人は、美術館を設置して、美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的としている。そして、貴法人は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び独立行政法人国立美術館法(平成11年法律第177号)の定めるところにより、国の機関であった東京国立近代美術館、国立西洋美術館、京都国立近代美術館及び国立国際美術館を統合して設立され、その後平成18年7月に国立新美術館が設置されている。

## (2) 国の機関当時の契約方式

国では、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3の規定により、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないとされている。しかし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとされている。また、契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合には、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができることとされている(以下、予定価格が少額であることを理由とした随意契約を「少額随契」という。)。そして、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条の規定により、少額随契によることができる場合は、①予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき、②予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき、③工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外(以下「役務等」という。)の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするときなどの場合とされている(以下、少額随契によることができる場合の予定価格の限度額を「随契限度額」という。)

また、予決令第99条の6の規定により、随意契約にしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。これは、随意契約においても、2者以上から見積書を徴取することにより、より有利な価格で契約を締結することが可能となるためであり契約の相手方となるべき者が事実上1人で他にいない場合には当該1人だけから見積書を徴取すれば足り、法令に基づいて取引価格(料金)が定められている場合には見積書の徴取を省略することができることと解されている。

## (3) 国立美術館における契約方式

独立行政法人の業務運営については各法人の自主性に委ねられており、貴法人においても、国の機関当時とは異なる独自の規則等を制定しており、財務及び会計に関して、業務の適正かつ効率的な運営と予算の適正な執行を図ることなどを目的として独立行政法人国立美術館会計規則(平成13年国立美術館規則第49号。以下「会計規則」という。)を制定している。そして、貴法人の契約事務については、会計規則の規定により、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争に付し、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格による入札者と契約しなければならないとしている。しかし、契約の性質又は目的が競争を許さないとき、契約に係る予定価格が随契限度額を超えないときなどにおいては、随意契約によることができるとしている。

また、貴法人では、随契限度額を当初「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)の適用対象となる場合の下限額を参考にして1000万円と設定していたが、17年7月の会計実地検査を契機として同年12月に会計規則を改正し、他の独立行政法人や国立大学法人の状況を勘案して18年4月1日以後を履行期限とする契約から500万円に引き下げている。

また、見積書の徴取については、前記の国の予決令の規定に準拠し、随意契約にしようとするときには、なるべく2人以上の者から見積書を取らなければならないとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

貴法人は、その業務運営について国から多額の運営費交付金の交付を受けており、美術品の購入・修理、土地・建物の賃貸借、役務等の契約に係る支払額が毎年度多額に上っている。そして、独立行政法人の業務運営に当たっては、効率的かつ効果的に行うとともに、業務運営の透明性を高めることが求められており、契約事務においても公正性、透明性を確保するとともに競争の利益を享受することが求められている。

本院の昨年の検査結果(「独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果についての報告書」(17年10月)。以下「報告書」という。)では、検査した45独立行政法人のうち、国の随契限度額と同じ額としているもの7法人、国の随契限度額を超える金額を設定しているもの37法人(約8割)となっており、このうち貴法人の随契限度額1000万円は最も高額な設定となっていた。

そこで、本院では法規性、経済性・効率性等の観点から、契約事務が、会計規則に基づいて適切に処理されているか、公正性、透明性を確保し競争の利益を享受したものになっているかなどに着眼し、16、17両年度における貴法人全体の契約のうち、契約金額が1件100万円以上のものについて、契約書等の提出を求めて検査した。

### (検査の結果)

貴法人が16、17両年度に締結した全契約の件数及び契約金額は、16年度5,432件、40億8566万余円、17年度5,806件、44億0216万余円と多額に上っている。このうち、1件100万円以上の契約は、表1のとおり、16年度470件、30億2645万余円、17年度558件、35億6097万余円となっている。

1件100万円以上の契約のうち随意契約によるものが、16年度443件(100万円以上の契約に占める割合は94.2%)、27億4446万余円(同90.6%)、17年度541件(同96.9%)、31億6311万余円(同88.8%)となっていて、件数、金額ともに100万円以上の契約の大宗を占めている。

上記の随意契約の中から、美術品の購入・修理、土地・建物の賃貸借等といった契約の相手方が特定されていて、明らかに契約の性質又は目的が競争を許さないなど随意契約によることがやむを得ないと認められる契約を除くと、残りは16年度230件(随意契約に占める割合は51.9%)、6億8670万余円(同25.0%)、17年度291件(同53.7%)、9億6981万余円(同30.6%)となり、これらはすべて競争に付することが可能な契約(以下「競争性のある契約」という。)と認められる。

表1 契約の状況

(単位：件、千円、%)

年 度	区 分	100万円以上の契約 (A)	左のうち随意契約 (B)	随意契約の割合 (B/A)	Bのうち競争性のある契約 (C)	競争性のある契約の割合 (C/B)
16	件 数	470	443	94.2	230	51.9
	金 額	3,026,452	2,744,465	90.6	686,709	25.0
17	件 数	558	541	96.9	291	53.7
	金 額	3,560,977	3,163,116	88.8	969,812	30.6
合 計	件 数	1,028	984	95.7	521	52.9
	金 額	6,587,430	5,907,582	89.6	1,656,521	28.0

そして、競争性のある契約のうち、少額随契についてみると、以下のとおり、適切でない事態となっていた(1)及び(2)の態様には重複している事態の契約がある。)

(1) 随契限度額の設定について

ア 少額随契(随契限度額 1000 万円)の状況

少額随契の場合、契約に係る予定価格が随契限度額を下回っていれば、競争性のある契約であっても、競争契約に付することなく随意契約とすることができることから、随契限度額の設定如何によって、競争契約の件数が増減することとなる。

そこで、貴法人の競争性のある契約に占める少額随契の状況をみると、表2のとおり、16年度221件、6億1648万余円、17年度279件、8億9536万余円であり、競争性のある契約に占める割合は、件数では95%、金額では90%を超えている。

表2 少額随契の状況 (単位：件、千円、%)

契約の種類別	年度	競争性のある契約 (A)		少額随契(随契限度額 1000万円) (B)		少額随契の占める割合 (B/A)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
工事又は製造	16	63	167,949	63	167,949	100.0	100.0
	17	65	203,990	64	191,600	98.4	93.9
財産の買入れ	16	57	168,951	57	168,951	100.0	100.0
	17	87	310,231	87	310,231	100.0	100.0
役務等	16	110	349,809	101	279,589	91.8	79.9
	17	139	455,590	128	393,532	92.0	86.3
合計	16	230	686,709	221	616,489	96.0	89.7
	17	291	969,812	279	895,364	95.8	92.3
	計	521	1,656,521	500	1,511,853	95.9	91.2

イ 随契限度額の設定と少額随契の比率

貴法人は、前記のとおり、本院の会計実地検査を契機として17年12月に会計規則を改正し、随契限度額をそれまでの1000万円から500万円に引き下げている。

そこで、随契限度額を500万円に引き下げたことにより、競争の機会をどの程度高める効果が生じるかを16、17両年度における契約実績をもとに試算したところ、随契限度額がはじめから500万円であったとした場合でも、なお少額随契となる件数及び契約金額は、表3のとおり、16年度195件、4億3512万余円、17年度248件、6億4360万余円となる。これは、少額随契のうち、16年度では26件、1億8136万余円、17年度では31件、2億5175万余円が競争契約に付されることとなるのみであり、随契限度額を500万円に引き下げても件数で11%程度、金額でも28%程度にとどまり、競争契約に付されるものは、未だ少ない状況のままとなっている。

表3 随契限度額を500万円とした場合の競争契約への移行割合(試算) (単位: 件、千円、%)

契約の種別	年度	少額随契(随契限度額1000万円)(A)		随契限度額を500万円とした場合の少額随契(B)		割合(B/A)		競争契約に付される契約(A-B=C)		割合(C/A)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
工事又は製造	16	63	167,949	57	127,823	90.4	76.1	6	40,125	9.5	23.8
	17	64	191,600	62	173,540	96.8	90.5	2	18,060	3.1	9.4
財産の買入れ	16	57	168,951	51	120,807	89.4	71.5	6	48,143	10.5	28.4
	17	87	310,231	74	200,216	85.0	64.5	13	110,015	14.9	35.4
役務等	16	101	279,589	87	186,494	86.1	66.7	14	93,094	13.8	33.2
	17	128	393,532	112	269,852	87.5	68.5	16	123,679	12.5	31.4
合計	16	221	616,489	195	435,125	88.2	70.5	26	181,363	11.7	29.4
	17	279	895,364	248	643,608	88.8	71.8	31	251,755	11.1	28.1
	計	500	1,511,853	443	1,078,734	88.6	71.3	57	433,119	11.4	28.6

国の場合、随契限度額は、前記のとおり、工事又は製造にあつては250万円、財産の買入れにあつては160万円、役務等にあつては100万円とされている。そこで、随契限度額を国の基準に準拠した場合に、競争に付されるものの件数、金額がどの程度になるかについても試算したところ、件数で80%程度、金額で90%程度となり、これに比べ、上記の500万円とした場合に競争に付されるものは著しく少ないものとなっている。

ウ 随契限度額設定の際の考え方

独立行政法人においては、業務の効率的実施等の観点から、国の機関当時は法令で定められていた随契限度額を自らの判断で設定出来ることとなっており、各法人の実情に応じて随契限度額を弾力的に設定することは独立行政法人制度の主旨に沿うものである。一方、随契限度額を引き上げることについては、競争の利益を享受できなくなるデメリットもあることなどから、このことに留意した上での検討が必要である。

しかし、貴法人が独立行政法人移行の際に採用した随契限度額1000万円及びその後の見直しによる随契限度額500万円については、貴法人にとっての業務の効率的実施等と競争の利益を享受できなくなるデメリットとの比較検討が十分に行われたものとは言えず、改めて検討を行う余地があると認められる。

(2) 見積書の徴取が適切でなかった契約

貴法人は、会計規則において随意契約によるうとするときには、前記のとおり、なるべく2人以上の者から見積書を取らなければならないとしている。これは、国と同様の理由に基づく取扱いとなっている。

しかし、貴法人が少額随契としているものについて、見積書の徴取状況をみると、2者以上から見積書を徴取することが可能であるのに、1者からしか徴取せず、見積書の徴取が適切でない契約が、表4のとおり、16年度99件(少額随契に占める割合は44.7%)、2億6384万余円(同42.7%)、17年度114件(同40.8%)、3億7239万余円(同41.5%)見受けられた。



表4 少額随契における見積書の徴取状況

(単位：件、千円、%)

契約の種類別	年度	少額随契 (随契限度額 1000 万円) (A)		左のうち、見積書の徴取 が適切でない契約 (B)		割合 (B/A)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
工事又は製造	16	63	167,949	23	60,099	36.5	35.7
	17	64	191,600	10	39,456	15.6	20.5
財産の買入れ	16	57	168,951	8	22,016	14.0	13.0
	17	87	310,231	24	71,096	27.5	22.9
役務等	16	101	279,589	68	181,733	67.3	65.0
	17	128	393,532	80	261,837	62.5	66.5
合計	16	221	616,489	99	263,849	44.7	42.7
	17	279	895,364	114	372,390	40.8	41.5
	計	500	1,511,853	213	636,239	42.6	42.0

<事例1>

国立国際美術館は、「国際美術館常駐警備業務」を委託する際の予定価格を作成するに当たり、同美術館において、平成16年度中に警備業務に係る見積書を徴取した実績のある業者が6者あるのに、この中の1者からしか見積書を徴取せず、当該業者が提出した見積価格を予定価格とし、この予定価格と同額の見積書を提出した当該業者と契約を締結していた(上期の契約金額8,001千円、下期の契約金額7,537千円)。

<事例2>

東京国立近代美術館は、平成17年度に「伊砂展カタログ」の製造を発注するに当たり、同美術館において、16、17両年度中にポスターやカタログ等の印刷物の製造に係る契約を締結したり、見積書を徴取したりした実績のある業者が19者あるのに、この中の1者からしか見積書を徴取せず、当該業者が提出した見積価格を予定価格とし、この予定価格と同額で見積書を提出した当該業者と契約を締結していた(契約金額2,192千円)。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

独立行政法人の業務運営に当たっては、効率的かつ効果的に行うとともに、業務運営の透明性を高めることが求められており、契約事務においても公正性、透明性を確保するとともに競争の利益を享受することが求められている。

しかし、前記(1)のとおり、競争性のある契約であるにもかかわらず、随契限度額を1000万円と高額に設定したため、競争性のある契約に占める少額随契の割合が95%超となっており、その後の随契限度額の500万円への引下げでも競争性を確保する上で十分な水準となっていない事態は、契約事務の公正性及び透明性が確保されておらず競争の利益を享受できないものとなっており、改善の要があると認められる。また、前記(2)のとおり、多くの随意契約において、2者以上から見積書を徴取することが可能であるのに1者からしか徴取していない事態は会計規則等の趣旨に照らして適切でなく、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 独立行政法人に移行する際及びその後の随契限度額の引下げに当たり業務の効率的実施等と競争性の確保についての比較検討が十分でなかったこと
  - イ 同一の美術館においても見積書を徴取すべき複数の業者が存在していること
- 3 本院が表示する改善の意見及び本院が要求する是正改善の処置
- 国の契約事務とりわけ随意契約の適正化については、国会等で様々な議論、指摘がなされており、現在、各府省においては、政府の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外であるとの原点に立ち返り、国民の目線に立って厳格かつ徹底的に見直すとの方針に基づき随意契約の見直しを行っているところであり、効率的かつ公平な政府調達を確保し歳出の無駄を徹底的に排除しようと努めているところである。
- については、貴法人においても、その業務運営のための財源の大部分を国からの運営費交付金で賄っている実態にかんがみ、契約事務の公正性及び透明性を確保し、これにより競争の利益を享受できるよう、次のような処置を講ずる要がある。
- ア 独立行政法人の契約についても一般競争入札を原則とすることが求められていることにかんがみ、随契限度額の設定については、業務の効率的実施等と競争の利益を享受できなくなるデメリットとを比較検討した上で適切な水準になるよう、改めて検討を行うこと(会計検査院法第36条による改善の意見表示)
  - イ 見積書を徴取すべき業者が複数存在しているかについて、同一の美術館において同種の契約実績等を十分確認するなどして、見積書の徴取を会計規則等の趣旨に照らして適切に行うこと(同法第34条による是正改善の処置要求)

## 第11 独立行政法人国立博物館

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

### 有形固定資産の認識・計上処理を適切に行い財務諸表を適正な表示に是正させたもの

科	目	有形固定資産	
		建物及び工具器具備品	
部局等の名称		独立行政法人国立博物館	
財務諸表作成の根拠		独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)	
平成16事業年度の貸借対照表に計上すべきであった有形固定資産の額		2億0026万円	
		〔建物	1億0291万円〕
		〔工具器具備品	9734万円〕

#### 1 財務諸表の作成及び有形固定資産の計上の概要

##### (1) 独立行政法人国立博物館の所有する建物及び工具器具備品の概要

独立行政法人国立博物館(以下「国立博物館」という。)は、独立行政法人国立博物館法(平成11年法律第178号)に基づき、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的として、博物館を設置して、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行っている。

そして、国立博物館では、上記の事業等に用いるため、様々な資産を所有しており、このうち、有形固定資産である建物及び工具器具備品の平成16事業年度の貸借対照表に計上されている額(取得価額)は、建物456億8716万余円、工具器具備品22億9733万余円、計479億8449万余円となっている。

##### (2) 財務諸表の作成と会計処理の準則

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)により、毎事業年度、貸借対照表等の財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3箇月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。また、主務大臣の承認を受けたときは、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置き、一般の観覧に供しなければならないとされている。

そして、独立行政法人がその会計を処理するに当たっては、独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準を定める「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月改訂。独立行政法人会計基準研究会等。以下「会計基準」という。)に従わなければならないものとされ、会計基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められている企業会計原則に従うものとされている。会計基準によれば、貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならないとされている。

##### (3) 有形固定資産を新たに取得した場合の会計処理

会計基準によれば、独立行政法人がその業務目的を達成するために所有し、かつ、加工

又は販売を予定しない財貨は、固定資産に属することとされている。そして、国立博物館では、上記の要件を満たし、かつ、耐用年数が1年以上の財貨を新たに取得した場合には、重要性が乏しいとして固定資産に計上しない1個又は1組の金額が50万円未満の償却資産を除き固定資産として認識し、貸借対照表に計上することとしている。

また、固定資産の製作に係る設計料は、固定資産の取得原価の一部を構成するものとして、当該製作した固定資産の取得原価に含めるのが企業会計における一般的な会計処理となっている。

#### (4) リース取引を行った場合の会計処理

会計基準によれば、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引(以下「ファイナンス・リース取引」という。)については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。

そして、会計処理を行うに当たり参考にすることとされている「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(平成6年日本公認会計士協会会計制度委員会。以下「実務指針」という。)によれば、リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借り手に移転することとされているリース取引は、ファイナンス・リース取引に該当するとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

独立行政法人は、制度の基本として国による事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとする事とされた。この事後チェックのためには業績評価が正しく行われるための情報が提供されなければならないとされており、このような目的に資するため正確な財務報告が求められるところである。

そこで、正確性等の観点から、国立博物館の財政状態及び運営状況が財務諸表に適切に表示され、財務諸表の真実性が確保されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、本部事務局、東京国立博物館及び17年10月に開館した九州国立博物館に実地に赴き、総勘定元帳、契約書、見積書等の書類とともに現場の確認を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のとおり、適正を欠く事態が見受けられた。

#### (1) 東京国立博物館本館展示リニューアル工事費に係る会計処理について

国立博物館は、16事業年度に、東京国立博物館本館の展示スペースを改修するため、柱や梁を築造したり、展示用ウォールケースを設置したりなどする展示リニューアル工事を実施し、その工事費として1億7850万円を支払っている。そして、国立博物館では、当該工事費全額を費用(業務経費)として処理していた。

しかし、上記の展示リニューアル工事により取得した資産のうち、柱や梁、展示用ウォールケースなど計33点、取得原価計1億1268万余円については、耐用年数が1年以上でかつ1個又は1組の金額が50万円以上であり、これらについては、前記の固定資産として計上する基準を満たしていることから、有形固定資産(建物1億0291万余円、工具

器具備品 977 万余円)として認識して貸借対照表に計上するのが適正であると認められた。

### (2) 九州国立博物館展示実施設計費に係る会計処理について

国立博物館は、14 事業年度に、九州国立博物館の展示実施設計業務を委託し、その委託費として 6759 万余円を支払っている。そして、国立博物館では、このうち、展示室自体の設計に要した 4000 万円については固定資産の取得原価に含めて固定資産として計上し、常設展示場の展示映像システム・音声ガイドシステム等の設計に要した 2759 万余円については費用(業務経費)として処理していた。

しかし、上記の費用処理した設計料 2759 万余円は、当該設計に基づいて製作・取得して有形固定資産(工具器具備品)に計上した展示映像システム・音声ガイドシステム等に係るものであることから、前記の企業会計における一般的な会計処理に従い、当該展示映像システム・音声ガイドシステム等の取得原価に含めて有形固定資産(工具器具備品)として計上するのが適正であると認められた。

### (3) 九州国立博物館収蔵品管理システムの賃貸借契約に係る会計処理について

国立博物館は、17 年 3 月に、九州国立博物館で使用する収蔵品管理システム(以下「管理システム」という。)の賃貸借契約を月額 104 万余円で締結した。そして、国立博物館では、16 事業年度分の賃借料を費用(業務経費)として処理し、当該賃貸借契約に係るリース物件である管理システムを 16 事業年度の貸借対照表に有形固定資産として計上していなかった。

しかし、本件賃貸借契約は、契約書等によれば期間満了後は当該システムの所有権は国立博物館に帰属するとされており、実務指針によればファイナンス・リース取引に該当することから、通常の売買取引に係る方法に準じ、リース物件である管理システムを取得価額 5997 万余円で有形固定資産(工具器具備品)として貸借対照表に計上するのが適正であると認められた。

そして、上記(1)、(2)及び(3)のことから、貸借対照表に計上すべき有形固定資産計 2 億 0026 万余円(建物 1 億 0291 万余円、工具器具備品 9734 万余円)が 16 事業年度の貸借対照表に計上されていないと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、国立博物館において会計基準等に準拠した会計処理に対する理解が十分でなかったことによると認められた。

## 3 当局が講じた是正の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国立博物館では、17 事業年度決算において次のような処置を講じた。

ア 展示リニューアル工事のうち耐用年数が 1 年以上で取得価額が 50 万円以上の柱や梁、展示用ウォールケースなど計 33 点、取得原価計 1 億 1268 万余円については、有形固定資産(建物又は工具器具備品)として認識して貸借対照表に計上した。

イ 展示映像システム・音声ガイドシステム等に係る設計料 2759 万余円については、当該設計に基づいて製作・取得した展示映像システム・音声ガイドシステム等の取得原価に含めて有形固定資産(工具器具備品)として貸借対照表に計上した。

ウ リース物件である管理システムについては、取得価額 5997 万余円で有形固定資産(工具器具備品)として貸借対照表に計上した。

## 第12 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

電気設備、機械設備等に係る運転保守管理業務における労務費の積算について、業務の実態に適合させるなどして適切なものとするよう改善させたもの

科 目	(農業技術研究業務勘定) 研究業務費
部局等の名称	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成18年4月1日以降は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構)中央農業総合研究センターほか3研究所
契 約 名	筑波農林研究団地(7号団地)電気設備及び機械設備等に係る運転保守管理業務ほか5件
契 約 の 概 要	電気設備、機械設備等の運転保守管理業務を行わせるもの
契 約 金 額	10億1730万余円(平成16、17両事業年度)
契 約 の 相 手 方	財団法人農林弘済会
契 約	平成16年4月、17年4月 随意契約
常駐技術者の労務費の積算額	7億9698万余円(平成16、17両事業年度)
低減できた積算額	2780万円(平成16、17両事業年度)

### 1 契約の概要

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成18年4月1日以降は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構。以下「機構」という。)では、各研究所等において農業に関する技術上の試験及び研究等を実施するため、電気設備、機械設備等を多数設置している。そして、筑波農林研究団地に所在する機構の中央農業総合研究センターほか3研究所(以下、これらの研究所を「4研究所」という。)では、エネルギーの供給状況、温度等の状況を管理するため、電気設備、機械設備等に係る運転保守管理業務を、随意契約により財団法人農林弘済会に請け負わせて実施しており、16、17両事業年度の契約金額は計10億1730万余円となっている。

4研究所が作成した仕様書によると、上記の業務は、いずれも管理業務、運転監視業務(異常対応を含む)、点検及び保守業務の3つの業務に分かれていて、運転監視業務については、施設等の運転計画に基づき設備機器等の操作を行い、適切な制御を行うとともに、設備機器等が正常に作動しているかを監視し、異常が認められた場合は必要な操作又は連絡を行うこととなっている。そして、運転監視業務は午前8時30分から翌日午前8時30分までの24時間勤務とし、これらの業務のために常駐して業務を遂行する監督者、電気主任、機械主任及び技術員(以下、これらの技術者を「常駐技術者」という。)を配置することとなっている。

4研究所では、運転保守管理業務の予定価格の積算に当たり、いずれも農林水産省農林水産技術会議事務局筑波事務所(以下「筑波事務所」という。)が策定した「電気設備及び機械設備

等に係る運転保守管理業務予定価格算出基礎」を参考にしている。

これによると、運転監視業務は、24時間常時拘束による3交替制(日勤、夜間、深夜)勤務で行うこととしていて、常駐技術者1人当たりの単価は、積算参考資料を基に筑波事務所が監督者等の職種別に設定した基準日額を法定労働時間8時間で除して得た1時間当たりの労務単価に、年間労働時間(日勤勤務の場合2,080時間(40時間×52週)、夜間又は深夜勤務の場合2,920時間(8時間×365日))を乗じて算出した額とされている。また、深夜勤務の場合の単価は、上記の1人当たりの単価に、深夜勤務の割増率100分の25を乗じて得た額(以下、割増部分を「深夜割増額」という。)を加算した額とされている。

そして、4研究所では、上記のとおり職種別等に算出された単価にそれぞれの配置人数を乗じて、常駐技術者の労務費を計7億9698万余円と積算している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

4研究所において毎年行われている運転保守管理業務の契約金額は、毎事業年度多額に上っており、このうち常駐技術者の労務費が大部分を占めている。そこで、4研究所が16、17両事業年度に締結した運転保守管理業務に係る契約における常駐技術者の労務費(積算額7億9698万余円)を対象として、経済性・効率性等の観点から、積算が業務の実態に適合した経済的なものとなっているかなどに着眼して、予定価格の積算書、日報等により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

#### (1) 運転監視業務に係る労務費等について

4研究所では、深夜勤務の常駐技術者を2人から3人とそれぞれ算定し、これに前記のとおり24時間常時拘束により運転監視業務を行うこととして算出された単価を乗じて労務費を積算していた。

しかし、実際の勤務体制をみると、4研究所に配置された深夜勤務の常駐技術者は、いずれも各中央監視室に隣接した部屋で4時間から6時間の仮眠をとっており、積算とは異なる勤務体制となっていた。また、4研究所では、従来から業務に支障が生じない範囲で常駐技術者が仮眠をとっていることを容認していた。そして、常駐技術者は、仮眠中に中央監視装置に警報が出た場合には現場に急行できることから、運転監視業務については、上記の勤務体制でも異常対応は十分可能であると認められた。

したがって、深夜勤務の常駐技術者の労務費の積算においては、仮眠をとっている時間については仮眠という勤務の実態にふさわしい減額した単価を設定し適用すれば足りると認められた。

このほか、果樹研究所では、ボイラー設備を単独で設置しており、エネルギーセンターとしての機能を有しているとして、常駐技術者のうちボイラーの点検等を行う機械主任の労務費の積算については、割高な大規模主任の単価を適用していた。しかし、ボイラーの容量が小さいことや業務の実態などを考慮すると、中小規模主任の単価を適用すれば足りると認められた。

#### (2) 深夜割増額の算出について

深夜割増額については、前記のとおり、1人当たりの単価に深夜勤務の割増率100分の

25 を乗じて算出されていたが、この1人当たりの単価の算出の基礎となる1時間当たりの労務単価には、基本給のほか、家族手当、通勤手当等の手当及び賞与が含まれていた。そして、割増しの対象とする労働時間は8時間としていた。

しかし、深夜割増額の算出の基礎となる1時間当たりの労務単価については、労働基準法(昭和22年法律第49号)等において深夜割増しの基礎となる賃金に算入しないことが認められている家族手当、通勤手当等の手当及び賞与を除いた額とし、また、割増しの対象とする労働時間については、同法において深夜割増しの対象とされている午後10時から午前5時までの7時間とすれば足りると認められた。

#### (低減できた積算額)

上記の(1)及び(2)により、業務の実態に適合させるなどして運転保守管理業務における労務費を修正計算すると計7億6912万余円となり、前記の積算額7億9698万余円を約2780万円低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、4研究所において、運転保守管理業務における労務費の積算に当たり、常駐技術者の業務の実態の把握等が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、18年4月に機構から業務を承継した独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構では、同年9月に4研究所に事務連絡を発し、これに基づき4研究所では、具体的な積算の指針を定め、運転保守管理業務における労務費の積算を業務の実態に適合した適切なものとし、19事業年度の契約から適用することとするなどの処置を講じた。

(注) 中央農業総合研究センターほか3研究所 中央農業総合研究センター、果樹研究所、畜産草地研究所及び動物衛生研究所



## 第13 自動車検査独立行政法人

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

自動車検査用機械器具の定期点検に当たり、合理的な方法で費用を計上して作業単価を算定することにより経済的な積算を行うよう改善させたもの

科 目	維持・修繕費
部局等の名称	自動車検査独立行政法人
契 約 名	自動車検査用機械器具の定期点検請負契約ほか 88 件
契 約 の 概 要	自動車検査場内に設置されている自動車検査用機械器具の定期点検
契 約 の 相 手 方	株式会社イヤサカほか 3 社
契 約	平成 16 年 4 月～18 年 2 月 随意契約
定期点検に係る 予定価格の積算 額	2 億 6211 万余円(平成 16、17 両年度)
低減できた定期 点検に係る予定 価格の積算額	4883 万円(平成 16、17 両年度)

### 1 定期点検の概要

自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。)では、従来国が行っていた自動車検査に関する業務のうち、自動車が道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)で規定する保安基準(注1)に適合するかどうかの審査を地方組織である全国 9 検査部及び 84 検査事務所の検査場(以下「自動車検査場」という。)で実施している。そして、各検査部等では、各自動車検査場内に設置されている自動車検査用機械器具(以下「検査用機械器具」という。)の定期点検を株式会社イヤサカほか 3 業者(注2)に請け負わせて実施しており、平成 16、17 両年度の契約金額はそれぞれ 1 億 3745 万余円、1 億 1733 万余円となっている。

上記契約の予定価格の積算に当たっては、検査法人の本部が毎年定めている「自動車検査用機械器具の定期点検費積算基礎」に基づいて、作業員 1 人の 1 時間当たりの作業単価(以下「作業単価」という。)に点検項目の作業時間を乗ずるなどして算定することとしており、16、17 両年度の積算額はそれぞれ 1 億 4189 万余円、1 億 2022 万余円、計 2 億 6211 万余円となっている。

検査法人では、作業単価の算定に当たっては、検査用機械器具の定期点検の作業内容に適合するような積算基準がないことから、民間の自動車整備事業者の財務状況の数値を参考にして整備作業に係る整備原価と一般管理費を合計し、これを平均整備要員数及び 1 人当たりの年間稼働時間で除するなどして算定している。そして、上記の整備作業に係る整備原価は整備要員人件費、工場費及び減価償却費の 3 つの費用で構成されている。

### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点及び方法)

検査用機械器具の定期点検については、検査法人が定めている「自動車検査用機械器具の管理要領」により、3 箇月ごと及び 6 箇月ごとにそれぞれ定められた項目について点検を行

うこととされており、その契約金額も毎年多額に上っている。

そこで、経済性・効率性等の観点から、検査法人の作業単価の算定方法が定期点検の作業実態を反映しているかに着目して、定期点検の作業環境や使用する機材等を自動車検査場において確認するなどして検査した。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

#### (1) 工場費について

工場費には、民間の自動車整備工場の運営に要する電気、ガス、消耗品等の経費が含まれており、前記の整備要員人件費に対する工場費の割合は約30%となっていた。しかし、本件定期点検作業は、請負業者の作業員が検査法人の自動車検査場に赴いて点検作業を行うため、検査用機械器具の定期点検の作業時に請負業者に発生する経費は、潤滑油等の消耗品、検査に用いる工具、計測器の損料等の限られたものであり、電気、ガス等に係る経費は請負業者には発生しない。したがって、工場費をそのまま作業単価の算定に含めることは適切とは認められない。

本件業務に類似する建築、機械設備等の点検保守等保全業務に係る積算について定めている「建築保全業務積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)によれば、保全業務を行う際に必要な物品を消費することによって発生する費用である直接物品費は、機械設備の定期点検及び保守の場合は直接人件費の8%~12%とされている。

#### (2) 減価償却費について

減価償却費には、民間の自動車整備工場で整備業務を行うための建物、機械設備等の減価償却費が計上されているが、検査用機械器具の定期点検では、前記のとおり作業員が検査法人の自動車検査場に赴いて点検作業を行うため、このような費用は請負業者には発生しない。したがって、減価償却費を作業単価の算定に含めることは適切とは認められない。

上記のように、検査法人において作業単価を算定する過程で、検査用機械器具の定期点検では請負業者に発生しない経費が含まれており、これを基に算定された作業単価は、作業実態に照らして割高なものとなっていたと認められた。

したがって、定期点検に係る予定価格の積算に当たり、請負業者に発生しない経費を除くなどして合理的な方法で費用を計上して作業単価を算定することにより、経済的な積算を行うよう改善する必要があると認められた。

#### (低減できた定期点検に係る予定価格の積算額)

上記のとおり、検査用機械器具の定期点検に係る予定価格の積算について、定期点検では発生しない工場費及び減価償却費を除くなどして合理的な方法で費用を計上し、作業単価を見直して修正計算すると、16、17両年度の積算額はそれぞれ1億1685万余円、9643万余円、計2億1328万余円となり、前記の積算額2億6211万余円を4883万余円低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、検査法人において、作業単価が合理的な方法で費用を計上して算定されているかなどの検討が十分でなかったことによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、検査法人では、検査用機械器具の定期点検に係る予定価格の積算に当たり、定期点検では発生しない費用を除くなどした合理的な作業単価の算定方法に改め、18年9月に各検査部等に通知を発し、同年10月から改定した作業単価の算定方法により積算を行うこととする処置を講じた。

(注1) 全国9検査部 北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州各検査部

(注2) 株式会社イヤサカほか3業者 株式会社イヤサカ、株式会社アルティア橋本、株式会社バンザイ及び安全自動車株式会社

第14 独立行政法人農畜産業振興機構

第3章 第2節 第14 独立行政法人農畜産業振興機構

不 当 事 項

補 助 金

(386) 酪農ヘルパー利用拡大推進事業の実施に当たり、事業主体が酪農ヘルパーを利用した酪農経営者に対して交付すべき補助金を交付しておらず、不当と認められるもの

科 目	(畜産勘定)(項) 畜産振興事業費 〔平成 15 年 9 月 30 日以前は、 農畜産業振興事業団(畜産助成勘定) (項) 畜産助成事業費〕
部局等の名称	独立行政法人農畜産業振興機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は農畜産業振興事業団)本部
補助の根拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号) 〔平成 15 年 9 月 30 日以前は、 農畜産業振興事業団法(平成 8 年法律第 53 号)〕
補助事業者	社団法人酪農ヘルパー全国協会
間接補助事業者(事業主体)	全国農業協同組合連合会埼玉県本部
補助事業	酪農ヘルパー利用拡大推進
補助事業の概要	酪農経営における労働負担の軽減等を図ることを目的として、搾乳作業等を請け負う酪農ヘルパーを利用した酪農経営者に対し、その利用料金を軽減するため補助金を交付するもの
不当と認める補助金交付額	11,279,885 円(平成 13 年度～16 年度)

1 事業の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は農畜産業振興事業団。以下「機構」という。)では、12 年度から、毎日の搾乳・給餌作業等が必須である酪農経営における労働負担の軽減及び休日の確保を図るため、酪農経営者からこれらの作業等を請け負う酪農ヘルパーの普及・定着を推進する酪農ヘルパー利用拡大推進事業を実施している。

この事業は、酪農ヘルパー利用拡大推進事業実施要綱(平成 15 年 15 農畜機第 48 号。15 年 9 月以前は酪農ヘルパー利用拡大推進事業助成実施要綱(平成 12 年 12 農畜団第 538 号。))等に基づき、酪農ヘルパーを利用した酪農経営者に対し、その利用料金を軽減するため、利用実績に応じて補助金(以下「利用拡大補助金」という。)を交付するものである。

そして、この利用拡大補助金の交付に当たっては、上記の実施要綱等に基づき、次のとおり行うこととされている。

- ① 機構は、社団法人酪農ヘルパー全国協会(以下「協会」という。)に対し、酪農ヘルパー利用拡大中央基金を造成するために必要な経費を補助する。
- ② 協会は、①の基金を取り崩し、都道府県知事が指定する団体(以下「都道府県団体」という。)に対し、酪農ヘルパー利用拡大基金を造成するために必要な経費を補助する。

- ③ 都道府県団体では、②の基金を取り崩し、酪農ヘルパーを利用した酪農経営者に対し、酪農経営者からの申込みに応じて酪農ヘルパーを出役させる酪農ヘルパー利用組合等を通じて利用拡大補助金を交付する。

そして、埼玉県内において都道府県団体と酪農ヘルパー利用組合を兼ねる全国農業協同組合連合会埼玉県本部(以下「全農埼玉県本部」という。)では、12年度から16年度までの間に酪農経営者223戸が酪農ヘルパー延べ16,492名を利用したとして、協会から補助を受けた酪農ヘルパー利用拡大基金を取り崩し、利用拡大補助金12年度1,339,100円、13年度1,474,970円、14年度2,114,231円、15年度3,484,084円、16年度4,206,600円を酪農経営者に交付したとする実績報告書等をそれぞれ翌年度に協会に提出していた。

## 2 検査の結果

本件事業の実施について、実績報告書等により検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、全農埼玉県本部では、上記利用拡大補助金のうち、13年度から16年度までの間に酪農経営者211戸が酪農ヘルパー延べ12,480名を利用した分の利用拡大補助金計11,279,885円(13年度1,474,970円、14年度2,114,231円、15年度3,484,084円、16年度4,206,600円)については、実際には、酪農経営者に交付しておらず、全農埼玉県本部の別口座に移し替えるなどして保有していた。

このような事態が生じていたのは、全農埼玉県本部において、適正に本件事業を実施するという認識が十分でなかったこと、協会において、全農埼玉県本部に対する審査、指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件事業は13年度から16年度まで実施されておらず、利用拡大補助金計11,279,885円(機構補助金相当額同額)が不当と認められる。

## 第15 独立行政法人日本貿易振興機構

### 不 当 事 項

#### 役 務

- (387) 役職員の福利厚生に資する事業に係る委託費について、委託対象となる各種事業の事業費に過不足が生じていたのにこれを反映した変更を行っていないため、支払額が過大となっているもの

科 目	一般管理費・本部維持経費 一般管理費・共通経費
部局等の名称	独立行政法人日本貿易振興機構
契 約 名	業務委託契約(平成16年度)
委託契約の概要	出張に関する事業など役職員の福利厚生に資する事業を実施するもの
契約の相手方	財団法人ジェトロ厚生会
契 約	平成16年12月 随意契約
支 払 額	76,797,414 円
過大になっている支払額	7,295,389 円

#### 1 委託契約の概要

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)は、平成16年度に、財団法人ジェトロ厚生会(以下「厚生会」という。)と業務委託契約を締結し、出張に関する事業、健康相談室の管理運営事業など役職員の福利厚生に資する事業を行わせており、委託費76,797,414円を支払っている。

そして、委託費の交付額については、上記の業務委託契約において、機構と厚生会で協議の上決定するものとされている。具体的には、機構は、厚生会から提出された「業務委託事業費交付申請書」等に基づき、本件委託事業における各種事業の実施に必要な経費(以下「委託事業費」という。)の合計額を委託費の交付額として決定し、委託事業費に過不足が見込まれる場合は、これを反映した交付申請額の変更願等の提出を受け、再度協議の上交付額を変更している。

#### 2 検査の結果

厚生会は、出張に関する事業に係る委託事業費の中に直接当該事業に従事した役員に係る人件費として7,200,000円を計上していた。しかし、厚生会の帳簿等により検査したところ、実際には当該役員に係る人件費の支出額は4,922,036円であり、これを反映した交付申請額の変更願等が提出されず、交付額変更のための協議が行われなかったため、2,277,964円が過大となっていた。

このように委託事業費と厚生会の実際の支出額が異なるなどの事態が、他の事業でも見受けられ、これらも含めると、委託事業費が過大となっているものが計8,272,271円、過小となっているものが計976,882円あった。

したがって、本件委託費は、前記の支払額 76,797,414 円と上記の過不足額により算出した適正な支払額 69,502,025 円との差額 7,295,389 円が過大となっており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、厚生会において委託事業の適正な実施に対する認識が十分でなく、委託事業費に過不足が生じていたのにこれを反映した交付申請額の変更願等を提出しなかったことにもよるが、機構における指導、審査及び確認が十分でなかったことによると認められる。

## 第16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

### 開削トンネル等の築造工事に使用するコンクリートの仕様を経済的なものとするよう改善させたもの

科 目	(助成勘定) (項)業務経費
部局等の名称	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (平成15年9月30日以前は「運輸施設整備事業団」)
補助の根拠	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)(平成15年9月30日以前は運輸施設整備事業団法(平成9年法律第83号))
事業主体	横浜市ほか5鉄道事業者
補助事業	地下高速鉄道整備事業 ニュータウン鉄道等整備事業
補助事業の概要	大都市及びその周辺において主として地下に建設される地下高速鉄道等の整備を行うもの
事業費	2248億0590万余円(平成13年度～17年度)
上記に対する機構の補助金相当額	532億2184万余円
指摘の対象となったコンクリート材料費の積算額	37億7081万余円(平成13年度～17年度)
上記に対する機構の補助金相当額	9億0656万余円
低減できた材料費の積算額	1億6870万円(平成13年度～17年度)
上記に対する機構の補助金相当額	4170万円

### 1 補助事業の概要

#### (1) 地下高速鉄道整備事業費補助等の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)では、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)等に基づき、大都市及びその周辺における通勤・通学輸送を目的として主として地下に建設される地下高速鉄道及び主としてニュータウンの居住者の利用のために建設されるニュータウン鉄道の整備を行う地方公共団体等の鉄道事業者に対し、毎年度多額の地下高速鉄道整備事業費補助等(以下「補助金」という。)を交付している。また、機構は国土交通省から同額の国庫補助金の交付を受けている。

#### (2) 地下高速鉄道等の工事の概要



地下高速鉄道及びニュータウン鉄道(以下「地下高速鉄道等」という。)の建設工事の主なものは、大都市及びその周辺の地下において、開削工法によって築造される駅部の開削トンネル及びシールド工法によって築造される駅間のシールドトンネルを施工するものである。

開削トンネルは、地上から土留杭を打ち、その土留杭に桁や覆工板をかけて路面交通を確保し、地下の掘削を行い、地中に箱形の鉄筋コンクリート構造物を築造し、その後、上部を土砂などで埋め戻した地下構造物である。この開削トンネルは、一般的に、プラットホームだけでなくコンコースなど地下に複数の層を有する構造であり、部材断面も大きい大型のコンクリート構造物となっている(参考図参照)。

シールドトンネルは、シールドと呼ばれる鋼鉄製の外筒を推進させて掘削し、シールド後部で鋼製又は鉄筋コンクリート製のセグメントをリング状に順次組み立てて覆工を行い築造する地下構造物であり、このセグメントで土圧等の外力を負担している。そして、地下高速鉄道等の軌道を敷設するため、シールドトンネルの内側下部には基礎コンクリート(以下「インバート」という。)を施工している(参考図参照)。

これらのコンクリート構造物に使用するコンクリートの仕様については、各鉄道事業者が使用区分、セメントの種類、圧縮強度等について定めた標準仕様書等によることとしている。

そして、横浜市ほか<sup>(注1)</sup>5鉄道事業者では、平成13年度から17年度にかけて、上記の開削トンネル及びシールドトンネル工事を主な施工内容とする33工事を、工事費総額2248億0590万余円(補助金総額532億2184万余円)で施行している。

(注1) 横浜市ほか5鉄道事業者 横浜市、名古屋市、大阪市、福岡市、中之島高速鉄道株式会社及び奈良生駒高速鉄道株式会社

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び対象)

地下高速鉄道等の建設工事におけるコンクリート構造物に使用するコンクリートの仕様については各鉄道事業者で区々となっている状況である。また、近年の循環型社会に向けた取組の一環として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)が制定されるなどしており、国、独立行政法人、地方公共団体等は、再生資源である高炉スラグを使用した高炉セメント<sup>(注2)</sup>を積極的に使用するよう求められている。

そこで、前記の6鉄道事業者が施行した33工事を対象に、経済性・効率性等の観点から開削トンネル等のコンクリート構造物に使用されるコンクリートの仕様について、とりわけ他のセメントに比べ安価となっている高炉セメントのコンクリートの使用状況に着眼して検査した。

(注2) 高炉セメント 石灰質原料と粘土質原料を混ぜ、熔融するまで焼成したもの(クリンカー)と高炉スラグ(高炉で鉄鉄をつくる際に生成する鉱さい)にせっこうを加え、混合粉砕してつくったセメントで、スラグの混合分量が5%を超え30%以下のものをA種、30%を超え60%以下のものをB種、60%を超え70%以下のものをC種といい、このうち、B種が流通量の大部分を占めている。

### (検査の結果)

本件各工事について、設計書、標準仕様書及び現地の状況等を検査したところ、開削トン

ネル等のコンクリート構造物に使用するコンクリートについて次のような事態が見受けられた。

ア 開削トンネルのコンクリートに使用するセメントの種類について

前記の6 鉄道事業者のうち横浜市ほか2 鉄道事業者<sup>(注3)</sup>では、開削トンネルに使用するコンクリートについて、高炉セメント B 種のコンクリートよりも高価(1 m<sup>3</sup>当たり 100 円高価)な普通ポルトランドセメント<sup>(注4)</sup>のコンクリートを使用することとしていた。また、中之島高速鉄道株式会社では更に高価(1 m<sup>3</sup>当たり 1,700 円程度高価)な低発熱ポルトランドセメント<sup>(注5)</sup>のコンクリートを使用することとしていた。

そして、上記の4 鉄道事業者では、これらのコンクリートの材料費を合計約 30 万 m<sup>3</sup>で 34 億 1283 万余円(補助金相当額 8 億 2293 万余円)と積算していた。

このように、開削トンネルのコンクリートに使用するセメントの種類について、普通ポルトランドセメント及び低発熱ポルトランドセメントを使用することとして設計していたことについて、上記の4 鉄道事業者は、主として次のような理由によることとしていた。

- ① 普通ポルトランドセメントは、高炉セメント B 種に比較してコンクリートの硬化が早いこと
- ② 普通ポルトランドセメントは、高炉セメント B 種に比較してコンクリートの中性化<sup>(注6)</sup>がより進行しにくいこと
- ③ 低発熱ポルトランドセメントは、普通ポルトランドセメント及び高炉セメント B 種に比較してコンクリートのひび割れがより生じにくいこと

しかし、以下のことなどから、普通ポルトランドセメント及び低発熱ポルトランドセメントに代えて高炉セメント B 種を使用することとしても支障はないと認められた。

- ① 高炉セメント B 種は、普通ポルトランドセメントと比較してコンクリートの硬化に多少時間がかかるものの、長期的には高炉セメント B 種のコンクリートの方が強度が大きくなること
- ② 地下構造物は地上の構造物に比べてコンクリートの中性化が進行しにくいこと
- ③ 高炉セメントは、普通ポルトランドセメントに比べコンクリートの耐海水性や化学抵抗性が大きく、アルカリ骨材反応<sup>(注7)</sup>を抑制する効果があること
- ④ 他の鉄道事業者等においても、現に、開削トンネルのコンクリートには高炉セメント B 種を積極的に使用し、有害なひび割れもなく高品質のコンクリート構造物を築造していること

(注3) 横浜市ほか2 鉄道事業者 横浜市、福岡市及び奈良生駒高速鉄道株式会社

(注4) 普通ポルトランドセメント クリンカーに、せつこうを加え、粉砕してつくったセメントで、土木、建築工事に最も一般的に使用されているもの

(注5) 低発熱ポルトランドセメント クリンカーの組成を変えて水和反応に伴う発熱速度及び発熱量が小さくなるように調整したセメント

(注6) コンクリートの中性化 コンクリート表面から内部に侵入した大気中の二酸化炭素がコンクリートの主成分である水酸化カルシウムと反応して炭酸カルシウムが生じ、これがコンクリートのアルカリ度を弱めて中性化させることをいう。中性化したコンクリートは、鉄筋を錆から守る機能が低下する。

(注7) アルカリ骨材反応 骨材中のシリカ質物質が、セメント中のアルカリ成分(ナトリウム)

ム、カリウム)と反応して膨張し、コンクリートがひび割れを起こす現象。高炉スラグはアルカリ成分と結合して、これを抑制する効果がある。

イ シールドトンネルにおけるインバートの仕様について

(注8)  
横浜市ほか3鉄道事業者では、シールドトンネルのインバートについて圧縮強度が21N/mm<sup>2</sup>、24N/mm<sup>2</sup>及び27N/mm<sup>2</sup>の高炉セメントB種のコンクリートで施工することとし、そのコンクリート材料費を約3.2万m<sup>3</sup>で合計3億5797万余円(補助金相当額8362万余円)と積算していた。

上記の4鉄道事業者がインバートを上記の圧縮強度で設計していたのは、シールドトンネルのセグメントの内側に、防水性を高めるなどのため上記の圧縮強度の現場打ち覆工コンクリートを施工していたが、インバートとこの覆工コンクリートを同時に施工することとしていたことなどから、インバートに使用するコンクリートについても同様の圧縮強度としていたものである。

しかし、インバートは、セグメントの内側に施工することから土圧等の外力が作用せず、上記の4鉄道事業者も構造計算をしていないことから、インバートに、刊行物である積算参考資料に掲載されている中で最も安価な18N/mm<sup>2</sup>のコンクリートを使用することとしても支障はないと認められた。現に他の鉄道事業者等においても圧縮強度18N/mm<sup>2</sup>の高炉セメントB種のコンクリートで設計している状況であった。

(注8) 横浜市ほか3鉄道事業者 横浜市、名古屋市、大阪市及び福岡市

(低減できた材料費の積算額)

上記のことから、アについては高炉セメントB種のコンクリートを使用することとし、また、イについてはインバートに圧縮強度が18N/mm<sup>2</sup>のコンクリートを使用することとしてコンクリート材料費を修正計算すると、前記の積算額アの34億1283万余円(補助金相当額8億2293万余円)、イの3億5797万余円(補助金相当額8362万余円)計37億7081万余円(補助金相当額9億0656万余円)は、アについては32億7240万余円(補助金相当額7億8756万余円)、イについては3億2961万余円(補助金相当額7722万余円)となり、それぞれアで1億4040万円(補助金相当額3530万円)、イで2830万円(補助金相当額640万円)計1億6870万円(補助金相当額4170万円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、各鉄道事業者において、開削トンネル等のコンクリート構造物の設計に当たり、使用するコンクリートの仕様について経済性等の面から十分な検討を行わないまま設計してきたことにもよるが、機構において、各鉄道事業者に対して十分な周知を行っていなかったことによると認められた。

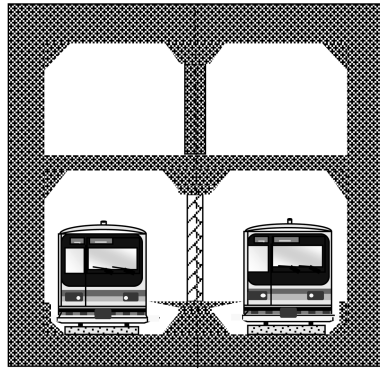
3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構では、18年9月に各鉄道事業者に通知を発し、補助事業として施工する開削トンネル等のコンクリート構造物に使用するコンクリートのセメントの種類については原則として高炉セメントB種を使用し、また、インバートについては原則として18N/mm<sup>2</sup>以下の圧縮強度のコンクリートを使用することとする処置を講じた。

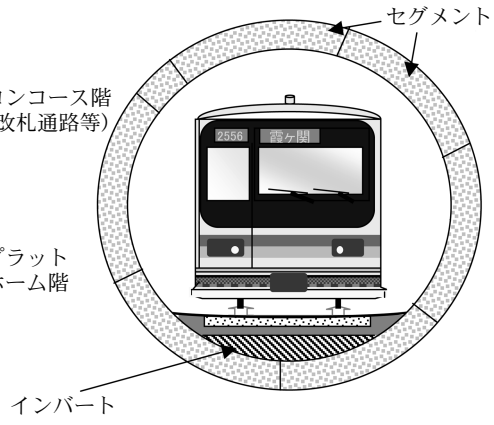
(参 考 図)

第3章  
第2節  
第16  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

開削トンネル断面図  
(駅 部)



シールドトンネル断面図



第17 独立行政法人自動車事故対策機構

不 当 事 項

物 件

(388) 自動車事故患者の治療のために国からの出資金により取得した医療機器が、長期間一度も使用されていない状況が継続していたにもかかわらず有効活用を図るための対策が執られず、また、適切な維持管理が行われないまま、遊休化していたもの

科 目	機械装置
部局等の名称	独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年9月30日以前は自動車事故対策センター)
物 件 名	核医学画像診断装置
物 件 の 概 要	放射線を放出する元素を含む薬剤を用いて患者の脳血流量を測定する装置
取 得 価 格	126,000,000 円
取 得 年 月 日	平成13年3月30日
取得価格のうち不当と認められる減価償却相当額	91,176,944 円

1 事態の概要

独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年9月30日以前は自動車事故対策センター。以下「機構」という。)は、自動車事故による被害者で、脳損傷等による重度の後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とする者を収容して治療及び養護を行う療護センターを4箇所設置している。また、療護センター以外の患者(以下「外部患者」という。)も療護センターの医療機器による検査が受けられるように、外部患者の検査を受託して行うことにしている。

そして、機構は、入院患者の脳血流量を測定することにより治療の増進を図るため核医学画像診断装置(以下「RI」という。)を導入している。このうち千葉療護センター(以下「千葉センター」という。)に導入したRIについては、経年等による損耗が著しいことから更新することとし、13年3月に国からの出資金を原資として新たなRIを取得している。

2 検査の結果

千葉センターに導入されたRIについて、その使用及び維持管理の状況を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) RIの使用状況について

本件RIは、取得から18年2月までの5年間、入院患者の治療については一度も使用されず、また、外部患者のRI検査の受託についても、他の療護センターにおいては実績があるものの、千葉センターにおいては地域医療機関との連携が図られていなかったことから実績がなく、結局一度も使用されていない状況となっていた。

また、機構は中期計画(15年10月1日から19年3月31日までの期間)等においても、地域医療機関との連携を図り、医療機器による外部患者の検査を積極的に受託することとされていたが、千葉センターにおけるRIの外部患者への利用を促進するための特段の取組がされていなかった。

## (2) RIの維持管理の状況について

機構は、千葉センターにおいて、14年9月にRI使用時に発生する放射能を含んだ汚水を処理する排水槽等の定期点検を実施した際、排水槽のポンプに故障が発見されたことから、ポンプを修理しなければRIを使用できないと判断したが、当面はRIを使用する予定が無いとして修理を行っていなかった。

また、RIの保守点検は、15年度までは年間4回実施されていたが、16、17両年度は行われておらず、RIの機能を維持するための管理がなされていなかった。

上記のように、国からの出資金で取得したRIについて、取得から18年2月までの5年間、入院患者の治療に用いられていない状況が継続していたにもかかわらず外部患者の検査の受託など有効活用を図るための対策が執られず、また、RIの機能を維持するための管理も行われないまま、遊休化していた事態は適切とは認められない。

このような事態が生じていたのは、機構においてRIの有効活用及び適切な維持管理についての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件RI(取得価格126,000,000円、18年2月末時点の帳簿価格34,823,056円)については、取得の目的が達成されておらず、取得から5年間の遊休化していた期間における減価償却相当額91,176,944円が不当と認められる。

## 第18 独立行政法人労働者健康福祉機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

未払賃金立替払事業の実施に当たり、事務処理要領を整備し、認定事業場通知書を活用することなどにより、事業主等に対する求償債権の管理事務を適切に行うよう改善させたもの

科 目	投資その他の資産 未払賃金代位弁済求償権
部局等の名称	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年3月31日以前は労働福祉事業団)
事業の根拠	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)等
事業の概要	事業主が倒産した場合において、労働者の請求に基づき、事業主に代わり、未払賃金の一部を労働者に弁済する事業
求償債権の残高	832億6791万余円(平成17年度末現在)
上記のうち労働基準監督署長が認定した倒産に係る求償債権の残高	232億7537万円

### 1 未払賃金立替払事業の概要

#### (1) 事業の概要

独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年3月31日以前は労働福祉事業団。以下「機構」という。)では、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)等に基づき、事業主が倒産した場合において、一定の期間内に退職した労働者に係る未払の賃金(退職手当を含む。以下「未払賃金」という。)があるときに、当該労働者の請求に基づき、事業主に代わり、当該未払賃金に係る債務のうち一定の範囲内のものを労働者に弁済(以下「立替払」という。)する未払賃金立替払事業を行っている。

立替払額は、機構に立替払を請求した労働者(以下「立替払請求者」という。)に係る未払賃金総額の100分の80に相当する額とされており、また、未払賃金総額の限度額については、立替払請求者の年齢区分ごとに110万円から370万円までとされている。

(注) 未払賃金総額 未払賃金のうち、退職日の6箇月前から立替払請求日の前日までの間に支払期日が到来し、当該支払期日後も未払となっている額の総額

この事業の原資は、国の労働保険特別会計の労災勘定から機構に交付される未払賃金立替払事業費補助金(15年度以前は労働福祉事業団交付金。以下「補助金」という。)である。そして、補助金の交付額は、立替払請求者に対する立替払額と、立替払により代位取得した賃金債権(以下「求償債権」という。)により事業主等に求償し回収した金額等との差額となっており、17年度の補助金交付額は、123億5457万余円となっている。

#### (2) 立替払の手続

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第26号)等によると、立替払請求者が機構に対し立替払を請求する際の手続は、おおむね次のとおりとなっている。

#### ア 法律上の倒産

立替払請求者は、事業主が裁判所から破産手続、特別清算、再生手続又は更生手続の開始の決定等を受けたとき(以下「法律事案」という。)は、未払賃金の額等に係る裁判所の証明書等を立替払請求書に添付し、機構に対し当該未払賃金の立替払を請求する。

#### イ 事実上の倒産

立替払請求者の申請に基づき、中小企業事業主の事業活動が停止し、再開の見込みがなく、賃金を支払う能力がない状態(以下「事実上の倒産」という。)であることを労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が認定したとき(以下「認定事案」という。)は、監督署長は、立替払請求者に当該認定に係る通知書を交付するとともに、会社等の概要及び認定した事項の詳細を記載した認定事業場通知書を機構に送付する。

上記の認定に係る通知書の交付を受けた立替払請求者は、未払賃金の額等について監督署長に対し確認を申請し、これらの事項を記載した確認通知書の交付を受けたときは、これを立替払請求書に添付して機構に立替払を請求する。

機構では、立替払の請求を受けたときは、立替払請求書等の記載内容について審査の上、立替払請求者に対し、立替払額の振込みを行う。

そして、機構は、求償債権を適切に管理し、事業主等に求償するなどして、立替払額の回収を図ることになっている。

### (3) 事業の実績

#### ア 求償債権の残高等

機構が行った立替払の件数(事業主数)及び金額(17年度末現在の累計)は、計47,400件、2933億6464万余円(うち法律事案19,048件、1962億0300万余円、認定事案28,352件、971億6164万余円)となっている。

そして、機構が保有する求償債権の件数及び残高は、17年度末現在で、計8,180件、832億6791万余円となっており、このうち法律事案に係る求償債権は、3,964件、599億9253万余円、認定事案に係る求償債権は、4,216件、232億7537万余円となっている。

また、機構において、立替払後に事業主等に対して求償し回収した額は、17年度末現在の累計で、631億8794万余円、回収率(回収額の累計を立替払額の累計で除したものの。以下同じ。)は21.5%となっている。このうち法律事案に係る回収額は、623億2964万余円、回収率は31.7%となっており、認定事案に係る回収額は、8億5829万余円、回収率は0.8%となっている。

#### イ 求償債権の整理

独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書(平成15年10月制定。以下「業務方法書」という。)によると、事業主が消滅時効(賃金の場合は2年、退職金の場合は5年。)を援用する見込みがある場合や事業主の清算手続が終結したなどの場合には、回収できなかった求償債権は、消滅したものとみなして整理するものとされている。また、事業主の所在が不明である場合や回収に係る費用が回収見込額を大きく上回ることが予想される場合には、求償債権の保全等の債権管理事務を停止することができるとされている。そして、債権管理事務を停止した求償債権については、その後事情の変更等が生じた場合を除き、消滅時効の完成を待ってこれを整理することとしている。



機構において整理した求償債権の額は、17年度で151億4377万余円(うち法律事案90億2426万余円、認定事案61億1951万余円)となっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、未払賃金立替払事業に係る求償債権の残高が多額に上っている一方、整理した求償債権の額も多額となっていること、認定事案に係る回収率が法律事案に比べて著しく低い状況となっていることなどから、機構の保有する認定事案に係る求償債権について、合規性等の観点から、その管理事務が適切に行われているかなどに着眼し、認定事業場通知書等により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、機構では、未払賃金立替払事業における求償債権の管理に係る事務処理要領を整備していないことから、次のとおり、その管理が適切とは認められない事態が見受けられた。

#### (1) 認定事案の求償債権の管理について

18年2月末現在において機構が保有する認定事案に係る求償債権計5,849件(求償債権額計288億7081万余円)のうち620件(同34億7732万余円)を選定し、個々の求償債権の保全、行使等の状況を検査したところ、次のとおりとなっていた。

##### ア 事業主の資産保有状況等の把握について

監督署長は、事業主が債権、不動産等の資産を保有していても3箇月以内に当該資産の換価等による回収等を見込めない場合には、賃金を支払う能力がないとして事実上の倒産を認定することがある。この場合、事業主の資産保有状況や公租公課等の債務状況は、認定した事項の詳細として、機構に送付される認定事業場通知書に記載されている。そして、この認定事業場通知書により確認したところ、事業主が資産を保有している旨の記載が前記620件中46件(求償債権額計4億7613万余円)で見受けられた。

しかし、機構では、認定事案について認定事業場通知書により事業主の資産保有状況等を調査確認し、把握することとしていなかったため、認定事業場通知書に記載された情報は債権の保全等に活用されていなかった。

##### イ 督促について

機構では、すべての認定事案について事業主の住所に関係書類を郵送し、求償債権を取得したことを通知するとともに、当該求償債権に基づく支払請求を行っており、即時の支払ができない場合には事業主に債務承認及び弁済計画書(以下「債務承認書」という。)を提出することを要求している。

そして、機構では、求償債権の管理に係る事務処理要領が整備されていないため、支払請求後の督促に関する明確な定めはないものの、次のような場合には督促を行うこととしていた。

- ① 支払請求後おおむね3箇月を経過しても弁済がなされないとき
- ② ①の督促後おおむね1年を経過しても弁済がなされないとき
- ③ 求償債権の消滅時効が完成する年度に至ったとき

しかし、上記①については、前記620件から支払請求後に債権管理事務停止となったものなどを除いた352件のうち、実際に督促が行われていたものは209件となってお

り、また、上記②については、督促を行う必要があった224件のうち、実際にこの督促が行われていたものは6件のみとなっていた。

さらに、上記①から③のほか、事業主が一部弁済をしたり、期限を定めて弁済の約束をしたり、弁済猶予願を提出したりした場合には、一定期間経過後に督促を行う必要があると認められるが、前記の620件中に、これを行った事例はほとんど見受けられなかった。

そして、機構では、求償債権の取得通知の際における支払請求時のみならず、督促に際しても、即時の支払ができない場合には、その都度時効を中断するために債務承認書を提出することを事業主に要求しているが、実際に事業主からその提出を受けていたものは、前記620件中75件となっていた。

#### ウ 求償債権の保全等について

機構において、事業主に対する支払請求及び督促以外に、関係先への照会、実地調査、差押え、抵当権の設定等の債権保全手続を執っていたものは、前記の620件中には全くなかった。また、620件以外の認定事案について、これらの債権保全手続を執っていたものは、16年度では、実地調査を実施した例が1件あったのみとなっていた。

そこで、本院の検査を踏まえ、機構において、認定事案のうち1件当たりの求償債権額が高額で、17年度末までに消滅時効の期限が到来するもの13件(求償債権額計8億0381万余円)について、関係先への照会、実地調査等を実施したところ、8件(求償債権額計4億7854万余円)について、事業主の新住所が判明したり、債務承認書の提出により時効の中断の措置が執られたりした。

#### (2) 債権管理事務の停止に係る事務処理について

管理事務を停止した求償債権は、督促等の債権保全措置の手続が執られないまま消滅時効の完成を待って整理されることから、債権管理事務の停止には慎重を期す必要がある。

そこで、機構における求償債権の管理事務の停止に係る事務処理について検査したところ、次のとおりとなっていた。

ア 機構では、求償債権の管理事務の停止に当たり、内部決裁が行われておらず、担当者の判断により当該事務が停止されていた。また、このため、機構では、各年度において債権管理事務を停止した求償債権額を把握していなかった。

なお、その後、機構において調査したところ、17年度において管理事務が停止された求償債権は、計974件、49億3967万余円であることが判明した。

イ 機構では、監督署長から送付された認定事業場通知書に事業主の所在が不明と記載されており、支払請求時に当該事業主の住所に郵送した関係書類が返戻された場合には、当該求償債権の管理事務を一律に停止することとしていた。

しかし、賃金未払の事案については労働基準監督署が継続して調査し、その過程で所在が不明であった事業主の住所等が判明し、求償債権の管理保全につながる場合もあることから、上記のように一律に当該管理事務を停止するのは適当でないと認められた。

上記(1)、(2)のとおり、求償債権の管理に係る事務処理要領が整備されておらず、また、事業主の資産保有状況の調査確認等が十分に行われていなかったり、内部決裁を経ることなく求償債権の管理事務が停止されたりするなどしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、機構では、認定事案における求償債権の管理に当たっては、認定事案における立替払額の回収には困難が伴うという事情も踏まえ、具体的な事務処理の手順等を定めた要領を整備し、これに基づき当該管理事務を適切に行う必要があるのに、これに対する認識が十分でなかったことのほか、次のことによると認められた。

ア 認定事業場通知書の情報を活用することなどにより、事業主の資産保有状況等について適時適切な調査確認を行い、その把握に努める必要があることについての認識が十分でなかったこと

イ 債権管理事務の停止に当たっては慎重を期す必要があることについての認識が十分でなかったこと

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、機構では、認定事案に係る求償債権の適切な管理を行うため、18年9月、認定事案に係る事務処理要領を整備し、次のように取り扱うこととする処置を講じた。

ア 事務処理要領に基づき、認定事業場通知書を活用することなどにより、個々の債権額、回収可能性及び費用効率を勘案しつつ、認定事案に係る事業主の資産保有状況等については適時適切な調査確認を行い、その把握に努めることとした。

イ 求償債権の管理事務停止に当たっては、内部決裁を経ることとして慎重を期するとともに、管理事務を停止した求償債権額についても把握することなどとした。

## 第19 独立行政法人中小企業基盤整備機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

貸付事業等の業務を経理する一般勘定(一般経理)において、普通預金等で保有している資金を適切に管理することにより、効率的な資金運用を行うよう改善させたもの

科 目	一般勘定(一般経理)
部局等の名称	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部、北海道支部ほか8支部、中小企業大学校旭川校ほか8校
経理の根拠	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)
一般勘定(一般経理)の業務の概要	中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために行う高度化事業に対する資金の貸付け、中小企業大学校における人材育成等の研修等
一般勘定(一般経理)において多額に保有されていた普通預金の平均残高	219億4671万円(平成17年度)

### 1 制度の概要

#### (1) 一般勘定の経理

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な資金の貸付け、研修、出資、助成、債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行っている。

機構の会計は、8勘定に区分されており、このうち、一般勘定については、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために行う高度化事業に対する資金の貸付け(以下、この貸付金を「高度化貸付金」という。)、中小企業大学校における人材育成等のための研修、ベンチャー企業等への出資などの業務を経理する「一般経理」と、繊維事業者に対する助成、債務保証等を経理する「繊維関連業務経理」の2つの経理単位に区分されている。

#### (2) 一般経理における資金の管理及び運用

一般経理の資金について、機構の本部では、入金した資金及び当座の支払に必要な資金は、主に業務区分ごとに普通預金口座を設けて管理している。

また、機構が全国に設置している北海道支部ほか8支部及び中小企業大学校旭川校ほか8校(以下、支部及び中小企業大学校を併せて「支部等」という。)においても一般経理に係る業務を行っており、業務に必要な資金は、普通預金口座を設けて管理し、収入金を充てて不足する分は本部から定期又は随時に送金を受けている。

そして、機構では、年間の資金収支計画1年以上の長期にわたり運用可能となる資金を余裕金として、「独立行政法人中小企業基盤整備機構余裕金運用要領」(平成17年要領第33号。以下「運用要領」という。)に基づき、本部が金融債等の有価証券等により運用している。

(注) 北海道支部ほか8支部及び中小企業大学校旭川校ほか8校 北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州各支部及び旭川、仙台、三条、東京、瀬戸、関西、広島、直方、人吉各中小企業大学校

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、高度化貸付金に係る貸付額が償還額を大幅に下回っていることなどにより、機構の一般経理においては、保有する資金が著しく増加している(別掲第4章第2節国会からの検査要請事項に関する報告617ページ参照)。

そこで、経済性・効率性等の観点から、本部及び支部等において、資金が適切に管理され、かつ効率的に運用されているかなどに着眼し、現金・預金残高報告書、預金通帳等により検査した。

### (検査の結果)

平成17年度における一般経理の主な資金の受払状況についてみると、定期預金、譲渡性預金、金融債等の満期到来額及び高度化貸付金の償還額の合計が月平均781億1668万余円に上っていたのに対し、高度化貸付金の貸付額、出資金の交付額及び借入金の返済額の合計は月平均34億8147万余円にすぎない状況となっていた。

機構では、このように、毎月、事業に必要な資金を大幅に超過する入金があるため、運用が可能となった資金については、前記のとおり、運用要領に基づき、本部で一元的に運用を行うこととし、定期預金や譲渡性預金に預け入れたり、金融債等の購入に充てたりしていた。しかし、普通預金にも常時多額の残高があり、その17年度の平均残高は219億4671万余円に上っていて、資金需要を大幅に上回っていた(次表参照)。

表 一般経理における平成17年度の資金の管理及び運用状況 (単位：百万円)

区 分	16年度末 残 高	17年度		17年度末 残 高
		平均残高(構成割合(%))	運用利回り(%)	
普 通 預 金	14,448	21,946 (6.2)	0.001	8,295
うち本部管理分	13,862	19,877		7,672
うち支部等管理分	585	2,068		622
定 期 預 金	—	23,593 (6.6)	0.068	86,700
譲 渡 性 預 金	171,500	120,624 (34.2)	0.042	20,000
金 融 債 等	153,000	186,041 (52.8)	0.682	269,000
計	338,948	352,206 (100.0)	0.379	383,995

(注) 機構の支部では会計情報システム上、一般経理分の普通預金残高について各月末時点のものしか把握できないため、普通預金の平均残高は各月末の残高の平均とした。

また、前記のとおり、普通預金の一部は支部等において管理されているが、各支部等の平均残高は、毎月の事業の運営等に要する経費(平均2487万余円)の4.6箇月分に相当する1億1493万余円に上っており、多額の資金が常時滞留している状況となっていた。

以上のように、機構において、一般経理の資金の管理及び運用に当たり、毎月の資金の受払いの時期やその額を的確に把握していなかったことから、多額の資金を普通預金として保

有している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、資金の管理及び運用に関し、機構において、17年9月に運用要領を定めていたものの、保有している資金の状況を適時適切に把握し、資金収支を的確に予測するための取扱基準を整備していなかったこと、また、資金管理の担当部門と、高度化貸付金の貸付けや償還業務、研修業務等を行う各部門、各支部等との相互の連絡、調整が十分にできるような体制を整備していなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、機構では、18年5月に、資金の管理、運用に関する準則を整備するなどして、定期的な資金収支の予測の下に資金を適切に管理することにより、運用可能な資金額や期間を的確に把握し、効率的に運用する体制を整備するとともに、支部等における資金の滞留を解消する処置を講じた。

そして、機構が改善の処置を講じた結果、18年8月末現在の一般経理の普通預金残高は、前年同月末の113億3470万余円(保有資金残高の3.2%)から14億5592万余円(同0.3%)へと大幅に減少し、保有する資金が、定期預金や金融債等によって、より効率的に運用されるようになっている。

## 第20 独立行政法人都市再生機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの

科 目	(都市再生勘定)	(項)賃貸住宅業務費 (項)賃貸住宅事業費 (項)居住環境整備事業費 (項)都市機能更新事業費 (項)防災公園街区整備事業費 (項)土地有効利用事業費 (宅地造成等経過勘定) (項)ニュータウン整備(大都市圏)事業費 (項)受託経費 (項)市街地整備特別業務費
部局等の名称	独立行政法人都市再生機構(平成16年6月30日以前は都市基盤整備公団)東日本支社ほか8支社	
工 事 名	サンヴァリエ桜堤(第3期)基盤整備その他工事ほか127工事	
工 事 の 概 要	宅地等の造成に併せて道路等を築造などするもの	
工 事 費	262億6761万余円(平成16、17両年度)	
請 負 人	日特建設株式会社ほか100会社、福田・西武特定建設工事共同企業体ほか11共同企業体及び三ツ和総合建設業協同組合ほか1組合	
契 約	平成16年6月～17年11月 一般競争契約、公募型指名競争契約、指名競争契約、随意契約	
型枠工費の積算額	1億2334万余円(平成16、17両年度)	
低減できた型枠工費の積算額	5450万円(平成16、17両年度)	

### 1 事業の概要

#### (1) 工事の概要

独立行政法人都市再生機構(平成16年6月30日以前は都市基盤整備公団。以下「機構」という。)東日本支社ほか8支社<sup>(注)</sup>では、居住環境整備事業等の一環として、16、17両年度に、サンヴァリエ桜堤(第3期)基盤整備その他工事ほか127工事を、工事費総額262億6761万余円で施行している。

上記の各工事では、宅地等の造成に併せて道路等を築造するため、舗装工、縁石工、側溝工を施工するなどしており、このうち縁石工及び側溝工(以下「縁石工等」という。)は、道路と宅地を区分する地先境界や歩道と車道を区分する歩車道境界等に、工場製品である地先境界ブロック、歩車道境界ブロック、L型側溝等(以下「境界ブロック等」という。)を設置するなどのものである。

## (2) 縁石工等の施工

境界ブロック等を用いた縁石工等の施工は、次のとおり行うこととなっている。

- ① 境界ブロック等を設置する延長にわたって所定の位置に碎石を敷き均す。
- ② 碎石の上に築造する基礎コンクリートの高さ、幅に応じた合板を立て、これを角材等で固定して型枠を施工し、コンクリートを打設する(参考図参照)。
- ③ コンクリートが硬化した後に型枠を取り外す。
- ④ 境界ブロック等と基礎コンクリートを密着させるため、モルタルを基礎コンクリートの上に敷き均し、その上に境界ブロック等を設置する。

そして、機構では、これら縁石工等の基礎コンクリートの施工に当たり、機構が定める出来形管理基準により、その出来形について、高さ、幅等の許容される誤差を定め、施工の精度を確保することとしている。

## (3) 境界ブロック等の基礎コンクリート型枠工費の積算

機構では、境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算に当たっては、前記の施工の精度を確保するため必要であるとして、機構制定の「土木・造園工事積算要領」(以下「積算要領」という。)に基づき、現場打ちの側溝、集水柵など主に本体構造物を施工する際に適用される「小型構造物型枠」の歩掛かりを適用し、これにより、前記の128工事における型枠工費を総額1億2334万余円と積算していた。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び対象)

積算要領では、擁壁や函渠等の基礎部に設置するコンクリートの型枠工費に適用される「均し基礎コンクリート型枠」の歩掛かりを別途定めており、この歩掛かりは「小型構造物型枠」に比べて各作業に係る人工数が少なく経済的な歩掛かりとなっている。そこで、機構が施行した前記の各工事を対象に、経済性・効率性等の観点から、境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算に当たり、「小型構造物型枠」の歩掛かりを適用することが施工の実態に適合しているかなどに着眼して検査した。

### (検査の結果)

本件各工事について、設計書、積算基準及び現地において施工の状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

積算要領によれば、「小型構造物型枠」の歩掛かりの対象となる「小型構造物」とは、コンクリートの断面積が1㎡以下の連続している現場打ちの側溝や、コンクリート量が1㎡以下の集水柵等となっている。これらの構造物は、現地の形状に合わせ、高さ、幅などが個々に設計されるため、その施工に使用される型枠は形状が複雑で、加工、組立などに手間を要するものである。そして、前記のとおり機構では、境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算に当たっては、「小型構造物型枠」の歩掛かりを適用している。

一方、機構では、擁壁等の基礎部に設置するコンクリートについては、「均しコンクリート」に分類されるとして、その型枠工費の積算に当たっては、「小型構造物型枠」に比べ経済的な「均し基礎コンクリート型枠」の歩掛かりを適用している。この「均しコンクリート」は、擁壁等の構造物の基礎部に高さ10cm程度のコンクリートを打設して築造するものであり、その型枠は、コンクリートの高さに合わせて、全延長にわたりほぼ同じ断面で順次据え付けるもので、本件各工事で施工している境界ブロック等の基礎コンクリートと同様の形状で、



型枠の設置も同様の施工実態となっている。

このように、機構では、この擁壁等の均しコンクリートと、本件境界ブロック等の基礎コンクリートの施工の精度に差異があるとして、その型枠の積算に当たって異なる歩掛かりを適用しているが、両者の型枠工事における施工方法及び型枠材料に差異があるとは認められなかった。

また、機構が制定している歩掛かりは、国土交通省制定の「土木工事標準歩掛」を準用したものであるが、国土交通省では、境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠の工事と擁壁等の基礎部の均しコンクリートに係る型枠の工事には大きな差異がないとして、境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算に当たっては、「均し基礎コンクリート型枠」の歩掛かりを適用している状況である。

したがって、機構において、境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算に当たり、「小型構造物型枠」の歩掛かりを適用しているのは適切とは認められず、「均し基礎コンクリート型枠」の歩掛かりを適用して、経済的な積算をすべきであると認められた。

#### (低減できた積算額)

上記により、本件各工事における境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費について、「均し基礎コンクリート型枠」の歩掛かりを適用して修正計算すると、6874 万余円となり、前記の積算額 1 億 2334 万余円を約 5450 万円低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算に当たって、施工の実態を反映させるための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

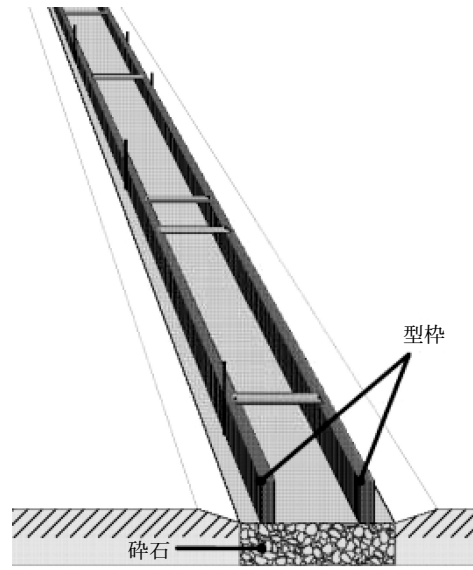
### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構では、18 年 9 月に、境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算に当たっては、積算要領の「均し基礎コンクリート型枠」の歩掛かりを適用して積算することとする文書を発し、同年 10 月以降発注する工事から適用することとする処置を講じた。

(注) 東日本支社ほか 8 支社 東日本、東京都心、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、茨城地域、中部、西日本、九州各支社

(参 考 図)

境界ブロック等の基礎コンクリート型枠の概念図



第21 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、第22 東日本高速道路株式会社、第23 首都高速道路株式会社、第24 中日本高速道路株式会社、第25 西日本高速道路株式会社、第26 阪神高速道路株式会社、第27 本州四国連絡高速道路株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとするにより、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの

法人名	(1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	(2) 東日本高速道路株式会社	(3) 首都高速道路株式会社	(4) 中日本高速道路株式会社	(5) 西日本高速道路株式会社	(6) 阪神高速道路株式会社	(7) 本州四国連絡高速道路株式会社
<b>事態の概要</b>							
<b>ア 承継資産の価額の算定について</b>							
		過大額計		過小額計			
機構の承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたもの	(1)	5537万円		4億5898万円			
		東会社管理分	4695万円	1億9857万円			
		首都会社管理分	—	2億4919万円			
		阪神会社管理分	841万円	1120万円			
道路会社の承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたもの	(2)	2530万円		2079万円			
	(3)	66億9414万円		8594万円			
	(4)	6132万円		1億7005万円			
	(5)	14億2754万円		19億2545万円			
	(7)	1158万円		309万円			
計		82億7527万円		26億6433万円			
<b>イ 資産の承継先について</b>							
			件数	金額			
機構が承継すべき資産が道路会社の資産とされていたもの	(2)		130件	1億9874万円			
	(4)		376件	9億3178万円			
	(5)		141件	8億7525万円			
道路会社が承継すべき資産が機構の資産とされていたもの	(1)		642件	4億0121万円			
		東会社管理分	400件	2億3818万円			
		中会社管理分	173件	9050万円			
		西会社管理分	69件	7251万円			

計		1,289 件	24 億 0700 万円
ウ 土地の使用に係る権利関係について			
		箇所数	金額
機構と道路会社との間で、土地の所有者と使用者が一致していないもの	(2)	7 箇所	584 万円
	(4)	6 箇所	6367 万円
	(5)	13 箇所	2999 万円
	計	26 箇所	9952 万円

本院では、道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、平成18年10月30日に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)の理事長並びに東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。)、阪神高速道路株式会社(以下「阪神会社」という。)及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。また、以下、これらの6会社を総称して「道路会社」という。)それぞれの代表取締役社長に対し、「民営化に伴う資産の承継・評価について」として、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、機構及び道路会社の検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

## 1 道路関係4公団の民営化の概要

### (1) 道路関係4公団の解散と機構・道路会社の設立

日本道路公団、首都高速道路公団(以下「首都公団」という。)、阪神高速道路公団(以下「阪神公団」という。)及び本州四国連絡橋公団(以下、これらの4公団を総称して「公団」という。)は、30年以上にわたり高速道路を建設・管理するなどして社会資本を整備する役割を遂行してきた。

しかし、高速道路の整備のあり方について検討が行われた結果、16年6月に公布された日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号。以下「施行法」という。)等の規定により、17年10月1日、公団は解散するとともに、高速道路に係る道路資産の保有、貸付け、債務の早期の確実な返済等を行うことなどを目的として機構が設立され、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどを目的として道路会社が設立された。

### (2) 機構及び道路会社が承継する資産

#### ア 公団が保有する資産の機構及び道路会社への承継

公団から機構及び道路会社に承継させる資産に関する基本的な事項については、施行法第13条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成17年国土交通省告示第712号。以下「承継基本方針」という。)に定められている。承継基本方針では、原則として、高速道路に係る固定資産(以下「道路資産」という。)は機構に承継させることとされ、その管理は道路会社において実施することとされた。一方、道路会社の事業を適切かつ円滑に運営する上で必要な料金徴収施

設等の固定資産は、道路会社に承継させることとされた。公団はこの承継基本方針を受け、民営化に先立ち、施行法第14条第3項の規定に基づき「業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画書」(以下「承継実施計画」という。)を作成し、17年9月、国土交通大臣の認可を受けた。そして、公団の資産は、承継実施計画に基づいて機構又は道路会社に承継されることとなり、その承継区分は次のとおりとされた。

(ア) 道路資産及び料金徴収施設

高速道路に係る道路区域に存する建物(管理事務所建物等)、構築物(土工、トンネル、橋りょう等)、土地等は、道路資産として機構が承継し、料金徴収施設である構築物、機械装置等は道路会社が承継する。

(イ) サービスエリア等

サービスエリア及びパーキングエリア(以下「サービスエリア等」という。)に存する資産のうち、道路管理上必要な駐車場、洗面所等に係る施設については機構が承継し、サービスエリア等における道路会社による自由な事業展開を可能にするために必要となる施設については道路会社が承継する。また、民営化以前は道路区域とされていたサービスエリア等の土地のうち、営業用施設や園地に係る部分については、原則として、公団において道路区域から除外するための変更を行った上で、道路会社が承継する。

(ウ) 庁舎等

道路会社の事業運営上必要となる支社等の庁舎、工事事務所、職員宿舍等(以下「庁舎等」という。)は道路会社が承継する。

イ 機構及び道路会社が承継する資産の価額の算定

(ア) 承継資産の評価方針

機構及び道路会社が承継する資産(以下「承継資産」という。)の価額については、機構及び道路会社の設立時における時価を基準として、国土交通大臣が任命した評価委員により構成された「高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会」(以下「評価委員会」という。)が評価した価額とすることとされた。

そして、承継資産の時価評価方法については、原則として再調達原価方式を採用することとされた。再調達原価方式とは、資産を新たに取得する場合の金額(以下「再調達原価」という。)を算定し、これを基に耐用年数と経過年数に応じて減価償却した後の未償却残高を評価額とする方法である。

(イ) 個々の承継資産の価額の算定方法

公団においては、道路資産に係る会計処理として、償還準備金積立方式と呼ばれる方法が採用されていた。この方式では、道路資産の減価償却及び除却を行わず、土地、構築物等について、個々の資産ごとの価額は把握されないものとなっていた。

一方、機構及び道路会社における会計処理に当たっては、減価償却及び除却を行うため、個々の資産ごとの価額を算定することが必要となった。

したがって、承継資産の価額は、個々の資産ごとに算定されることとなり、その方法は、前記の評価方針を踏まえ、次の方式により行われた。

① 標準的単金方式

個々の資産の当初の取得原価を把握できない構築物等については、近年の工事の実績を調査・集計して、資産の種類ごとに標準的な単位当たりの金額(以下「標準的単金」という。)を設定し、それぞれの数量を乗ずるなどして価額を算定する方式

② デフレーター調整方式

個々の資産の当初の取得原価を把握できる構築物等については、「国土交通省所管土木工事費デフレーター」等のデフレーター<sup>(注)</sup>を使用するなどして価額を算定する方式

(注) デフレーター 物価変動を修正するために用いられる指数

③ 鑑定評価等による方式

土地、建物等の不動産について、原則として不動産鑑定士による鑑定評価もしくは鑑定評価に準じた方法(以下「鑑定評価等」という。)により価額を算定する方式

④ 簿価方式

工具器具備品、料金徴収施設に係る機械装置等について、減価償却後の簿価により価額を算定する方式

(ウ) 承継資産の価額の決定

承継資産の価額の決定に当たっては、道路会社が機構への承継資産も含めて、上記(イ)の算定方法に従って算定した。そして、機構は道路会社からの報告を基に、また、道路会社は自らの算定結果を基にして、承継資産の数量、価額を路線別、箇所別等に記載した評価調書及び評価内訳書(以下「評価調書等」という。)を作成して、評価委員会に提出した。

評価委員会の評価を経て決定された機構及び道路会社の承継資産の主な内訳は下表のとおりである。

表 機構及び道路会社の承継資産の価額 (単位：億円)

	道路資産	料金徴収施設	サービスエリア等 注(1)	庁舎等	その他	資産合計
機構	427,539			0	12,288	439,828
東会社	1,332	795	775	292	2,266	5,462
首都会社	1,595	448	4	396	917	3,363
中会社	2,407	486	1,104	299	2,041	6,339
西会社	689	751	727	260	2,509	4,938
阪神会社	595	337	7	101	401	1,443
本四会社	7	86	54	61	111	322
道路会社計	6,628 注(2)	2,906	2,674	1,412	8,248	21,870
合計	434,167	2,906	2,674	1,413	20,537	461,699

注(1) サービスエリア等の資産のうち、機構が承継した駐車場の土地や洗面所の建物等、道路区域に存するものについては道路資産としている。

注(2) 道路会社の道路資産は高速道路の新設等のために投下した資本で、工事受注者又は地権者から引渡しがなされていないものである。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

機構及び道路会社は、その設立時に公団から多額の資産を承継している。これらの資産は、今後の高速道路事業の運営を確実に実施するために必要な財産的基礎となるものであることから、正確性、合規性等の観点から、承継資産の価額が適切に算定されているか、資産の承継先は適切なものとなっているかなどに着眼して検査を実施した。

### (検査の対象及び方法)

機構及び道路会社の評価調書等を基に、機構及び道路会社が承継した構築物、機械装置等について、鑑定評価書との照合を行ったり、現地確認を行ったりするなどの方法により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたもの

承継資産の価額の算定及び算定結果の確認が十分に行われておらず、過大又は過小に算定されていたものが、次のとおり見受けられた。

##### ア 標準的単金方式により価額を算定した資産について

(ア) 評価調書等の作成の際に資産の計上漏れがあったため、承継資産の価額が過小に算定されていたもの

西会社	構築物(料金所上屋)	2件	4413万余円(過小)
機構(首都会社管理)	構築物(浄化槽く体)	3件	2億3921万余円(過小)
機構(首都会社管理)	機械装置(浄化槽設備)	4件	998万余円(過小)

##### <事例>

機構が首都公団より承継した資産で、首都会社が管理している八潮上りパーキングエリアほか2箇所の構築物(浄化槽く体)については、別に計上されている建物に含めて評価したものと誤認したため、評価調書等を作成する際に計上漏れとなり、2億3921万余円が過小に算定されていた。

(イ) 誤った標準的単金を適用して資産を評価していたため、承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたもの

首都会社	構築物(料金所上屋)	4件	57億5346万余円(過大)
首都会社	構築物(料金所ブース)	8件	8594万余円(過小)
首都会社	機械装置(防犯無線装置)	16件	9億4067万余円(過大)

##### <事例>

首都会社が承継した空港中央料金所ほか1箇所における構築物(料金所上屋)評価額計59億3710万余円については、料金所上屋1㎡当たりの標準的単金(35万余円)を適用すべきところ、誤って料金所ブース1基当たりの標準的単金(775万余円又は2629万余円)又は料金所アイランド1組当たりの標準的単金(319万余円)を適用していたり、取得年月を誤って減価償却の計算を行っていたりして算定していた。このため、正しい標準的単金及び取得年月を基に評価額を算定すると計1億8363万余円となり、57億5346万余円が過大に算定されていた。

イ デフレーター調整方式により価額を算定した資産について

誤った取得年月によりデフレーター及び減価償却の計算を行っていたため、承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたもの

機構(阪神会社管理) 機械装置(自家発電設備)	1 件	1120 万余円(過小)
機構(阪神会社管理) 機械装置(防災設備ほか2装置)	3 件	841 万余円(過大)

<事例>

機構が阪神公団より承継した資産で、阪神会社が管理している湊町パーキングエリアにおける機械装置(自家発電設備)評価額 258 万余円については、取得年月を昭和 45 年 3 月として、取得価額にデフレーターを乗ずるなどして再調達原価を求め、これに減価償却の計算を行って算定している。しかし、上記資産の正しい取得年月は平成 14 年 3 月であり、これにより評価額を算定すると 1379 万余円となり、1120 万余円が過小に算定されていた。

ウ 鑑定評価等による方式により価額を算定した資産について

(ア) 誤った数量集計に基づいて鑑定評価等を行ったため、承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたもの

東会社	土地	19 箇所	2530 万余円(過大)
東会社	土地	11 箇所	689 万余円(過小)
中会社	土地	8 箇所	1284 万余円(過大)
中会社	土地	5 箇所	447 万余円(過小)
西会社	土地	6 箇所	4508 万余円(過大)
西会社	土地	6 箇所	1100 万円(過小)
本四会社	土地	8 箇所	1090 万円(過大)
本四会社	土地	1 箇所	30 万円(過小)
本四会社	建物	1 箇所	12 万余円(過大)
本四会社	建物	6 箇所	269 万余円(過小)

<事例>

東会社が承継した友部下りサービスエリアほか 29 箇所における休憩施設や園地に係る土地(面積計 270,760 m<sup>2</sup>)評価額計 98 億 7571 万余円については、サービスエリア等の箇所ごとに集計した面積により鑑定評価等を行って評価額を算定している。しかし、鑑定評価等の対象となる土地面積の集計等を誤っていたため、友部下りサービスエリアほか 18 箇所について 2530 万余円(面積計 6,977.70 m<sup>2</sup>)が過大に算定され、横須賀下りパーキングエリアほか 10 箇所について 689 万余円(面積計 3,626.40 m<sup>2</sup>)が過小に算定されていた。

(イ) 箇所ごとに一体として評価された鑑定評価等の額を個々の資産の価額に配分する際の計算等を誤ったため、承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたもの

東会社	庁舎等 1 箇所の建物	1390 万余円(過小)
中会社	サービスエリア等 42 箇所の構築物	1 億 6557 万余円(過小)
西会社	庁舎等 19 箇所の土地、建物及び構築物	12 億 2250 万余円(過大)
西会社	庁舎等 103 箇所の土地、建物及び構築物	18 億 4569 万余円(過小)



西会社	サービスエリア等 4 箇所	の建物	1 億 5995 万余円(過大)
西会社	サービスエリア等 2 箇所	の構築物	2462 万余円(過小)
機構(東会社管理)	料金所 6 箇所	の建物	4695 万余円(過大)
機構(東会社管理)	料金所 12 箇所	の建物	1 億 9857 万余円(過小)

＜事例＞

西会社が承継した中国支社緑井庁舎ほか 121 箇所における土地、建物及び構築物評価額計 188 億 3807 万余円については、各庁舎等の箇所ごとに土地、建物及び構築物を一体として鑑定評価等を行っている。そして、鑑定評価等の額を個々の資産(減価償却及び除却を行う単位となる資産)に配分し、それぞれの資産の評価額を算定している。しかし、鑑定評価等の額を個々の資産に配分する際の計算等を誤ったため、中国支社緑井庁舎ほか 18 箇所については 12 億 2250 万余円が過大に算定され、広島技術事務所ほか 102 箇所については 18 億 4569 万余円が過小に算定されていた。

エ 簿価方式により価額を算定した資産について

評価調書等の作成の際に資産の計上漏れや二重計上等があったため、承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたもの

中会社	工具器具備品(事務機器等)	71 件	4848 万余円(過大)
本四会社	構築物(プランター等)	3 件	55 万余円(過大)
本四会社	構築物(立入防止柵)	1 件	10 万余円(過小)

＜事例＞

中会社が承継した御殿場管理事務所ほか 10 箇所における工具器具備品(事務機器等)142 件、評価額計 9697 万余円については、評価調書等を作成する際に同じ資産の価額を二重に計上していたため、71 件、4848 万余円が過大に算定されていた。

(2) 資産の承継先が適切でないもの

東会社、中会社、西会社管内のサービスエリア等全 750 箇所(東会社 293 箇所、中会社 173 箇所、西会社 284 箇所)における資産のうち、個々の施設の機能や現況についての把握が十分に行われておらず、構築物等の償却資産の承継先が適切でないものが、次のとおり見受けられた。

ア 機構が承継すべき構築物等が道路会社の資産とされていたもの

東会社	78 箇所	構築物等	130 件	1 億 9874 万余円
中会社	119 箇所	構築物等	376 件	9 億 3178 万余円
西会社	118 箇所	構築物等	141 件	8 億 7525 万余円

＜事例＞

東会社管内の田山下りパーキングエリア及び湯瀬上りパーキングエリアにおける洗面所の建物及び建物付属設備(評価額計 4231 万余円)は、道路管理上必要な施設であるため機構が承継すべきものであるが、東会社の資産とされていた。

イ 道路会社が承継すべき構築物等が機構の資産とされていたもの

東会社管理分	223 箇所	構築物等	400 件	2 億 3818 万余円
中会社管理分	80 箇所	構築物等	173 件	9050 万余円
西会社管理分	67 箇所	構築物等	69 件	7251 万余円

#### <事例>

東会社管内の大谷下りパーキングエリアほか 118 箇所における店舗や園地の利用者のために設置されている照明設備(評価額計 6272 万余円)は、東会社が承継すべきものであるが、機構の資産とされていた。

#### (3) 機構と道路会社との間で生じた土地の使用に係る権利関係が整理されないままとなり、適切でないもの

東会社、中会社、西会社管内のサービスエリア等における資産のうち、土地の使用状況についての把握が十分に行われておらず、土地の使用に係る権利関係が整理されていないままとなっているものが、次のとおり見受けられた。

すなわち、東会社、中会社、西会社が保有する計 666 箇所のサービスエリア等の土地のうち、東会社 7 箇所(土地面積計 112.88 ㎡、評価額計 584 万余円)、中会社 6 箇所(同 390.60 ㎡、同 6367 万余円)、西会社 13 箇所(同 806.56 ㎡、同 2999 万余円)の計 26 箇所(同 1,310.04 ㎡、同 9952 万余円)において、機構に帰属させるべき駐車場等が造成されていて、土地の所有者と使用者が一致していない状態となっているのに、土地の使用に係る権利関係が整理されないままとなっていた。

また、上記 666 箇所のうち東会社 260 箇所、中会社 156 箇所、西会社 234 箇所、計 650 箇所においては、機構が承継した施設(駐車場照明等)が道路会社の承継した土地にあたり、道路会社が承継した施設(ごみ仮置場等)が機構の承継した土地にあたりしているものも見受けられた。

#### (是正改善を必要とする事態)

前記のように、承継資産の価額が過大又は過小に算定されていたり、資産の承継先が適切でなかったりなどしている事態は適切でなく、是正改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、資産の評価や承継区分の作業が膨大であったことにもよるが、機構及び道路会社において、次のことなどによると認められる。

- ① 承継資産の価額を算定するに当たり、その算定及び算定結果の確認に係る事務処理を適切に行う体制が十分でなかったこと
- ② 資産の承継先を機構と道路会社に区分し、機構と道路会社との間で生じた土地の使用に係る権利関係を整理するに当たり、個々の施設の機能や現況等についての把握に係る事務処理を適切に行う体制が十分でなかったこと

### 3 本院が要求する是正改善の処置

機構及び道路会社に対しては、将来にわたって国民共有の財産となる高速道路について、今後新設等により取得する資産も含め、適切に把握・管理するとともに、事業の効率化と高速道路利用者が享受する利便性等の維持・向上の両立を適切に図った上で、債務の返済を早期に確実に達成することが求められている。

については、機構及び道路会社において、資産の価額を修正し、資産の承継先を適切なものとする措置を講じ、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、今後とも、新たに取得する資産についても、その把握・管理が適切に行われるよう、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うための体制の整備を図る要があると認められる。

上記の是正改善を必要とする事態を機構及び道路会社別に示すと、次のとおりである。

## 1 機構

### (1) 承継資産の価額の算定について

	過大	過小
東会社管理の機構資産	4695 万余円	1 億 9857 万余円
首都会社管理の機構資産	—	2 億 4919 万余円
阪神会社管理の機構資産	841 万余円	1120 万余円
計	5537 万余円	4 億 5898 万余円

### (2) 資産の承継先について

#### ア 機構が承継すべき構築物等が道路会社の資産とされていたもの

	件数	金額
東会社資産	130 件	1 億 9874 万余円
中会社資産	376 件	9 億 3178 万余円
西会社資産	141 件	8 億 7525 万余円
計	647 件	20 億 0579 万余円

#### イ 道路会社が承継すべき構築物等が機構の資産とされていたもの

東会社管理の機構資産	400 件	2 億 3818 万余円
中会社管理の機構資産	173 件	9050 万余円
西会社管理の機構資産	69 件	7251 万余円
計	642 件	4 億 0121 万余円

### (3) 土地の使用に係る権利関係について

機構と道路会社との間で、土地の所有者と使用者が一致していないもの

	箇所数	金額
東会社資産	7 箇所	584 万余円
中会社資産	6 箇所	6367 万余円
西会社資産	13 箇所	2999 万余円
計	26 箇所	9952 万余円

## 2 東会社

### (1) 承継資産の価額の算定について

	過大	過小
会社資産	2530 万余円	2079 万余円
(会社管理の機構資産	4695 万余円	1 億 9857 万余円)

### (2) 資産の承継先について

#### ア 機構が承継すべき構築物等が道路会社の資産とされていたもの

	件数	金額
会社資産	130 件	1 億 9874 万余円

#### イ 道路会社が承継すべき構築物等が機構の資産とされていたもの

(機構資産	400 件	2 億 3818 万余円)
-------	-------	---------------

### (3) 土地の使用に係る権利関係について

機構と道路会社との間で、土地の所有者と使用者が一致していないもの

	箇所数	金額
会社資産	7 箇所	584 万余円

### 3 首都会社

(1) 承継資産の価額の算定について

		過大	過小
会社資産	66億9414万余円		8594万余円
(会社管理の機構資産)	—		2億4919万余円)

### 4 中会社

(1) 承継資産の価額の算定について

		過大	過小
会社資産	6132万余円		1億7005万余円

(2) 資産の承継先について

ア 機構が承継すべき構築物等が道路会社の資産とされていたもの

	件数	金額
会社資産	376件	9億3178万余円

イ 道路会社が承継すべき構築物等が機構の資産とされていたもの

(機構資産)	173件	9050万余円)
--------	------	----------

(3) 土地の使用に係る権利関係について

機構と道路会社との間で、土地の所有者と使用者が一致していないもの

	箇所数	金額
会社資産	6箇所	6367万余円

### 5 西会社

(1) 承継資産の価額の算定について

		過大	過小
会社資産	14億2754万余円		19億2545万余円

(2) 資産の承継先について

ア 機構が承継すべき構築物等が道路会社の資産とされていたもの

	件数	金額
会社資産	141件	8億7525万余円

イ 道路会社が承継すべき構築物等が機構の資産とされていたもの

(機構資産)	69件	7251万余円)
--------	-----	----------

(3) 土地の使用に係る権利関係について

機構と道路会社との間で、土地の所有者と使用者が一致していないもの

	箇所数	金額
会社資産	13箇所	2999万余円

### 6 阪神会社

(1) 承継資産の価額の算定について

		過大	過小
(会社管理の機構資産)	841万余円		1120万余円)

### 7 本四会社

(1) 承継資産の価額の算定について

		過大	過小
会社資産	1158万余円		309万余円

(注) ( )書きは、機構と道路会社に重複していることを示している。

(第23 首都高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

**用地保全工事における防じん処理工費の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの**

科 目	仕掛道路資産 〔平成17年9月30日以前は、〕 〔(項)高速道路建設事業費〕 〔(項)社会資本整備事業費〕 〔(項)受託関連街路建設費〕
部局等の名称	首都高速道路株式会社(平成17年9月30日以前は首都高速道路公団) 東京、神奈川両建設局
工 事 名	(高関)平成16年度用地保全工事(東京地区)ほか3工事
工 事 の 概 要	用地の砂じんの飛散を防止するため、アスファルト混合物の舗装等を施工するもの
工 事 費	1億2180万余円(平成16、17両年度)
請 負 人	株式会社三共土木ほか2会社
契 約	平成16年5月～18年3月 指名競争契約(単価契約)
防じん処理工費の積算額	4833万余円(平成16、17両年度)
低減できた防じん処理工費の積算額	2330万円(平成16、17両年度)

1 工事の概要

(1) 防じん処理工事の内容

首都高速道路株式会社(平成17年9月30日以前は首都高速道路公団。以下「会社」という。)東京建設局及び神奈川建設局(以下「両建設局」という。)では、中央環状新宿線、横浜環状北線等の建設事業を施行しており、これらの事業に必要な用地等を買収等により取得している。そして、両建設局は、取得した用地を良好に管理する目的で、保全柵設置工、防じん処理工等の用地保全工事を単価契約で請け負わせ実施しており、その工事費は、16年度6431万余円、17年度5748万余円、計1億2180万余円となっている。

このうち、防じん処理工は、用地の砂じんが周辺住宅等に飛散するのを防止するため、現地盤の整地工を行った後、路盤工として再生砕石を敷き均して転圧した上に表層工として再生アスファルト混合物の舗装等を施工するもので、16年度4,328.8㎡、17年度10,306.3㎡、計14,635.1㎡の用地について実施している。

(2) 防じん処理工費の積算

両建設局では、防じん処理工費の積算に当たり、会社が制定した「事業用地等管理保全業務委託積算基準」(以下「用地等積算基準」という。)を適用している。この基準において、防じん処理工は、個人住宅等の小規模用地を前提としていることから、整地工は人力で、

路盤工及び表層工は人力に小型機械を併用することとしている。そして、防じん処理工 1 m<sup>2</sup>当たりの単価を、東京建設局、神奈川建設局において、それぞれ16年度3,475円、3,364円、17年度3,485円、3,247円と積算し、この単価にそれぞれの施工面積を乗ずるなどして、防じん処理工費を16年度1469万余円、17年度3363万余円、計4833万余円と算定している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点及び方法)

中央環状新宿線等の建設事業では、トンネルに接続させるための地上施設等の規模が大きくなることなどから、個人住宅等の小規模用地だけでなく、工場等の一箇所当たりの面積が広い用地も取得対象となっている。そこで、経済性・効率性等の観点から防じん処理工費の積算が施工の実態に適合した適切なものとなっているかなどに着眼し、本社及び両建設局において設計書の内容や施工の状況等を検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、防じん処理工の施工実態について次のような事態が見受けられた。

すなわち、用地等積算基準では、前記のとおり、防じん処理工は原則として人力で施工するとしているが、その施工実態をみると、用地の面積、形状等の現場条件に応じて、機械を使用し、効率的に施工している状況となっていた。

機械を使用して施工している事例を示すと次のとおりである。

#### <事例1>

トンネル出入口として取得した用地(3,634.5m<sup>2</sup>)は、施工面積が広いことから、整地工、路盤工及び表層工を、それぞれブルドーザ、タイヤローラ及びアスファルトフィニッシャーなどの大型機械を使用して施工していた。

#### <事例2>

住宅跡地である2箇所の用地(155.0m<sup>2</sup>及び164.4m<sup>2</sup>、計319.4m<sup>2</sup>)は、障害物等がなく隣接して一体として工事が可能であることから、整地工、路盤工及び表層工を、それぞれバックホウ、振動ローラなどの機械を使用して施工していた。

#### <事例3>

住宅密集地域で取得した用地(61.9m<sup>2</sup>)は、狭い箇所であることから、路盤工及び表層工を、上記のように機械を使用して施工することが困難であるため、主として人力で施工していたが、整地工では小型のブルドーザを使用して施工していた。

したがって、防じん処理工費の積算に当たっては、会社が制定している道路の舗装工事の積算基準や、同種工事を実施している地方公共団体の積算基準を適用して、用地の面積、形状等の現場条件に適合した機械施工による工事費を算定することができたと認められた。

### (低減できた防じん処理工費)

本件各工事における防じん処理工費について、施工箇所を施工面積等の現場条件により使用機械等を区分し、上記の積算基準等に基づき計算すると、施工単価は16年度1,929円から2,712円、17年度1,454円から2,751円、工事費は16年度930万余円、17年度1570万余円、計2500万余円となり、前記の防じん処理工費4833万余円を約2330万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防じん処理工費の積算に当たり、会社において施工の実態を反映した用地等積算基準が定められていなかったり、両建設局の積算担当部門において関係部署との連絡調整が十分でなく、施工の実態等の認識が不足していたりしていたことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、会社では、道路の舗装工事等の積算基準を準用し、18年6月に、防じん処理工費の積算を施工の実態に適合させた「用地保全工事積算基準」を制定したり、両建設局内において関係部署間の連絡調整の体制を見直したりするなどし、同月以降契約する工事から適用する処置を講じた。

## 第28 日本放送協会

### 不 当 事 項

#### 不 正 行 為

##### (389) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部局等の名称	日本放送協会本部、札幌放送局
不正行為期間	平成12年10月～18年4月
損害金の種類	旅費等
損 害 額	19,959,846 円

本件は、日本放送協会(以下「協会」という。)の本部及び札幌放送局において、スポーツ報道番組の制作に当たるチーフ・プロデューサーが、スポーツ中継や取材等を行う際の旅費等の支払請求に関する事務に従事中、平成12年10月から18年4月までの間に、出張を要する用務があるように装って請求決定者である上司に旅費が必要であると誤信させ、旅費請求書を作成し、支払決定を受けて本人の銀行口座に振り込ませるなどして旅費等を領得し、協会に計19,959,846円の損害を与えたものである。

本件損害額については、18年7月までに全額が同人から返納されている。

なお、15、16両年度決算検査報告に掲記したとおり、協会では、不正行為の再発防止を図ることを目的とした処置を講じてきたところであるが、さらに、18年4月以降、旅費に関し、出張内容の正確な把握と管理を徹底するための体制の強化を図ったり、航空機を利用する出張について搭乗後の半券の提出を義務化したりするなどの処置を講じている。

本院においても、協会における内部統制の実効性が確保されているかに留意しつつ、番組制作費、旅費等の会計経理が適切に処理されているか引き続き検査していくこととする。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

#### 事業所等におけるテレビジョン受信機の設置状況を適切に把握するなどして、受信契約の締結を促進するよう改善させたもの

科 目	一般勘定 (款)事業収入 (項)受信料
部局等の名称	日本放送協会
受信契約の概要	日本放送協会の放送を受信することのできるテレビジョン受信機を設置した者が、放送法に基づき日本放送協会とその放送の受信について締結する契約
事業所等との受信契約件数	2,114千件(平成17年度末現在)
上記の契約に係る受信料収入(推計額)	350億円(平成17年度)



## 1 事業所等との受信契約の概要

### (1) 受信契約の単位

日本放送協会(以下「協会」という。)は、放送法(昭和25年法律第132号)により、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的として設立された法人で、その財政は、主として協会の放送を受信することのできるテレビジョン受信機(以下「受信機」という。)を設置した者が支払う受信料で賄われている。

放送法では、受信機を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約(以下「受信契約」という。)をしなければならないとされている。そして、協会が総務大臣の認可を受けて制定した日本放送協会放送受信規約では、受信契約は、個人がその世帯に受信機を設置する場合には原則として世帯ごとに、法人等がその事業所等に受信機を設置する場合には、当該事業所等の部屋、自動車等、受信機の設置場所ごとに行うこととなっている。

### (2) 事業所等との受信契約

協会では、受信契約のうち事業所等との受信契約(以下「事業所契約」という。)の対象件数を総務省の「事業所・企業統計調査」の事業所数等を基に推計しており、平成17年度の対象件数は286万件としている。

一方、17年度末の事業所契約の契約件数は、211万4千件(このほか受信料の支払を免除しているものが81万件)となっており、「ホテル・旅館」(45万件)、「官公庁」(25万件)が上位を占めている。なお、事業所契約に係る17年度の受信料収入を契約件数から推計すると約350億円となる。

### (3) 事業所等における受信機の設置状況の調査

協会では、上記の事業所契約の締結に当たり、受信機の設置状況を調査している。その方法は、協会は事業所等内に立ち入って調査する権限がないことから、協会職員等が事業所等の担当者から受信機の設置場所・台数等を聴取するなどのほか、国、地方公共団体等の大規模な事業所等については、「テレビ設置状況調査票」(以下「テレビ調査票」という。)を配布又は郵送し、これに施設の名称・住所・電話番号、受信機の設置場所・台数等を記載するよう依頼している。そして、協会では、上記の聴取結果やテレビ調査票に記載された受信機の設置状況に基づいて受信契約を締結している。

### (4) 事業所契約に係る協会の事務処理体制

協会では、事業所契約を重点的に担当するための部署として、16年6月に本部内に「法人営業センター」を設置し、同センターに、全国各地の放送局や営業センター(以下「地方放送局等」という。)が行う事業所契約についての指導と支援等を行わせることとしている。また、事業所等のうち、国、東京都、独立行政法人等は法人営業センターが担当し、その他の地方公共団体、ホテル、旅館等は、その所在地域の地方放送局等が担当することとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

事業所契約の締結に当たっては、前記のとおり、協会は事業所等内に立ち入って調査する権限がないため、事業所等の担当者からの聴き取りやテレビ調査票への記載依頼等により、受信機の設置状況を把握し、これに基づいて受信契約を締結している。

そこで、経済性・効率性等の観点から、協会において受信機の設置状況を的確に把握し、受信契約の締結の促進に努めているかなどに着眼して、事業所契約件数の上位を占めており、組織の詳細又は客室数が公表されていて受信機の設置場所・台数が比較的容易に把握できる国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等(以下「官公庁等」という。)並びにホテル及び旅館(以下「ホテル等」という。)を対象として検査した。

そして、検査に当たっては、官公庁等については、受信契約の管理システム上、官公庁等ごとの契約状況を一覧で把握することが困難な状況であるため、協会が官公庁等における受信機の設置状況の把握の手段としているテレビ調査票に着目し、法人営業センター及び全国の地方放送局等からテレビ調査票を取り寄せ、これに記載された受信機の設置場所等と公表されている官公庁等の組織を対照するなどの方法により検査を行った。一方、ホテル等については、ホテル等ごとの契約件数が受信契約の管理システムで把握でき、また、各客室に受信機が設置されていることが想定されることから、検査を実施した地方放送局等において、出版物等に掲載されている各ホテルの客室数と受信契約の管理システムに登録されている契約件数を突合するなどの方法により検査を行った。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 国の省庁等について

国の機関である省庁等については、前記のとおり、その地方支分部局も含め法人営業センターが担当することとし、同センターは、毎年、それぞれの本省庁等に地方支分部局も含めたすべての組織の受信機の設置状況について、テレビ調査票の記載を依頼していた。

しかし、地方支分部局を含めたすべての組織の受信機の設置状況を記載したテレビ調査票が提出されていたのは5省庁等のみで、その他の省庁等については、協会職員等のテレビ調査票に記載すべき事項、記載の方法等についての説明が十分でないなど依頼の仕方が適切でなかったことなどから、本省庁等の内部部局やその附属機関等における設置状況のみを記載したテレビ調査票しか提出されていなかった。

このため、テレビ調査票に記載されていない省庁等の地方支分部局について、法人営業センターでは、東京近郊に所在する地方支分部局は自ら担当し、東京近郊以外の地域に所在する地方支分部局は地方放送局等に担当させることにしていた。

そこで、これらの地方支分部局のテレビ調査票の保管状況を検査したところ、地方放送局等に担当させることにした地方支分部局約4,300箇所分のテレビ調査票については、法人営業センターと地方放送局等との間の連絡・調整が十分でなかったなどのため、地方放送局等で約1,900箇所分のしか保管されておらず、半数以上の地方支分部局については受信機の設置状況を的確に把握しているとはいえない状況となっていた。

#### (2) 独立行政法人について

独立行政法人については、すべて法人営業センターが担当することとしているが、113法人のうち3法人についてはテレビ調査票が保管されていなかった。

また、国の省庁等と同様に、提出されたテレビ調査票に地方に所在する機関の受信機の設置状況が記載されていない法人も見受けられた。そして、独立行政法人は法人営業センターの担当としていることもあり、これらの法人の地方に所在する機関の設置状況は、地方放送局等でもほとんど把握していなかった。

### (3) 国立大学法人について

国立大学法人については、東京都に所在する11法人は法人営業センターが担当し、残りの78法人は地方放送局等が担当することとしていた。

しかし、地方放送局等が担当する78法人のうち28法人については、テレビ調査票が保管されておらず、受信機の設置状況を的確に把握しているとはいえない状況となっていた。

### (4) 地方公共団体について

地方公共団体については、東京都のみ法人営業センターが担当し、他の道府県、市区町村については地方放送局等が担当することとしていた。そして、各地方公共団体のテレビ調査票の保管、記載等の状況について検査したところ、地方放送局等が担当している地方公共団体について、以下のとおり、受信機の設置状況の把握が十分できていなかった。

#### ア 道府県について

道府県の場合、テレビ調査票は、本庁、警察、病院及び高校等の機関別に提出されているものが多い。そこで、地方放送局等における機関別の保管状況をみたところ、本庁分で3県、警察分で11県、病院分で14道府県、高校等分で7県についてテレビ調査票が保管されていなかった。また、保管されているテレビ調査票の調査年度について、本庁分で見ると、10年度から17年度まで区々となっていた。

さらに、テレビ調査票の記載内容をみたところ、警察分で警察署・交番等に設置されている受信機に関する記載がないもの、病院分で病室に設置されている受信機に関する記載がないもの、高校等分で高校、専門学校、大学等の一部の学校しか記載されていないものなどが多数見受けられた。

#### イ 市区町村について

市区町村の場合も、テレビ調査票は、本庁、消防、小中学校及び保育所の機関別に提出されているものが多い。そこで、地方放送局等における機関別の保管状況をみたところ、協会がテレビ調査票の記載を依頼した時点で存在した全国2,574市区町村のうち、本庁分で352市区町村、消防分で1,348市区町村、小中学校分で633市区町村、保育所分で1,517市区町村についてテレビ調査票が保管されていなかった。

また、テレビ調査票の記載内容をみると、道府県の場合と同様に、消防分で消防署、消防団等に設置されている受信機に関する記載がないものが見受けられた。さらに、保育所分では、受信機の設置場所により受信料が有料(事務室)又は免除(保育室等)と扱いが分かれるが、受信機の具体的な設置場所の記載がないのに全数を免除扱いとしているものなどが多数見受けられた。

### (5) ホテル等について

ホテル等との受信契約は、各地方放送局等が担当することとしていた。そして、その契約の締結に当たっては、ホテル等の新設又は増設時に地方放送局等の職員が訪問して受信契約の交渉を行っており、受信契約件数は、ホテル等からの申告に基づいたものとなっていた。

今回、検査を実施した地方放送局等が所在している北海道ほか15都府県<sup>(注)</sup>に所在するホテルのうち、5つのホテルグループに属する128ホテルについて、公表されている数の客室にすべて受信機が設置されていると仮定して、その契約率(客室数に対する受信契約件

数の比率)を試算したところ、各ホテルグループごとの契約率には最大で80ポイント以上の差がある状況となっていた。

また、契約率が最も高いホテルグループに属する各ホテルについて、その所在する地方放送局等ごとに契約率を試算したところ、その契約率は区々となっており、最大50ポイント以上の差がある状況となっていた。

上記のように、官公庁等について、地方放送局等でテレビ調査票が保管されていなかったり、テレビ調査票の記載内容が十分なものとなっていなかったり、また、ホテル等について、ホテルグループや地方放送局等の間で契約率が区々となっていたりなどしている事態は、受信契約の締結を促進する上で適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 全国的な規模を有する事業所等の地方組織との受信契約について、協会職員のテレビ調査票の重要性に対する認識が十分でなく、法人営業センターと地方放送局等との担当区分が明確となっていなかったこと
- イ 事業所等の担当者に、受信機を設置した者は協会と受信契約をしなければならないとの放送法等の定め趣旨が徹底されていなかったことや、テレビ調査票について、記載すべき事項、記載の方法、記載された内容の確認方法、記載依頼の周期等が明確にされていなかったこと
- ウ ホテル等との受信契約について、法人営業センターの指導による統一的な取組が行われていなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、協会では、事業所等における受信機を設置状況を適切に把握するなどして、受信契約の締結を促進するよう、18年7月以降、次のような処置を講じた。

- ア 事業所契約について、法人営業センターと地方放送局等との間の担当区分を明確化した。
- イ 受信機を設置状況の調査について、事業所等の担当者に放送法等の趣旨を理解してもらうための文書やテレビ調査票の標準的な書式を定めるとともに、協会の担当者会議を開催するなどして、テレビ調査票の記載依頼等を適切に行うよう地方放送局等に周知徹底をした。
- ウ ホテル等との受信契約について、全国に展開しているホテルグループのうち、契約率の低いホテルグループについては法人営業センターが計画的に対応することとするとともに、その他のホテルについても法人営業センターの指導により地方放送局等に統一的な取組を行わせることとした。

(注) 北海道ほか15都府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、埼玉、石川、福井、長野、愛知、鳥取、広島、香川、愛媛、福岡、長崎各県

第29 中部国際空港株式会社

不 当 事 項

工 事

(390) 空港の場周警戒システム整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、センサーを設置した場周柵の所要の強度が確保されていない状態になっているもの

会計名及び科目	(項)空港建設費
部局等の名称	中部国際空港株式会社本社
工 事 名	(1) 空港運用管理・警備システム (2) 運用管理支援システム・場周警戒システム(第一ゲート対応) (3) 空港土木付帯施設等工事(その1) (4) 空港土木付帯施設等工事(その3) (5) 護岸築造及び仮設物撤去他工事
工 事 の 概 要	中部国際空港の制限区域境界に整備された場周柵に場周警戒システム等を設置するもの
工 事 費	(1) 3,622,923,150 円 (2) 158,453,400 円 (3) 1,346,415,000 円 (4) 1,344,945,000 円 (5) 3,659,250,000 円 計 10,131,986,550 円
請 負 人	(1) 松下・三菱空港運用管理・警備システム共同企業体 (2) 松下電器産業株式会社 (3) 戸田・福田・ピーエス三菱共同企業体 (4) 佐伯・村本・吉川共同企業体 (5) 五洋・前田共同企業体
契 約	(1) 平成14年3月 公募型指名競争契約 (2) 平成17年7月 随意契約 (3) 平成15年1月 公募型指名競争契約 (4) 平成15年1月 公募型指名競争契約 (5) 平成16年6月 公募型指名競争契約
支 払	(1) 平成15年5月～17年3月 3回 (2) 平成17年10月、18年2月 2回 (3) 平成15年6月、16年8月 2回 (4) 平成15年4月、16年8月 2回 (5) 平成16年8月～17年12月 9回
不適切な設計となっている工事費	(1) 72,031,000 円 (2) 42,024,000 円

(3)	17,517,000 円
(4)	17,903,000 円
(5)	39,764,000 円
計	189,239,000 円

## 1 工事等の概要

中部国際空港株式会社(以下「中部会社」という。)では、空港建設事業の一環として、運用管理支援システム、場周警戒システム等を整備するため、平成14年3月から18年1月までの間に、「空港運用管理・警備システム」(以下「①工事」という。)、 「運用管理支援システム・場周警戒システム(第一ゲート対応)」(以下「②工事」という。)をそれぞれ工事費3,622,923,150円、158,453,400円、計3,781,376,550円を実施している。

このうち、場周警戒システムは、空港の制限区域内に人、車両等の外部からの侵入を防ぐなどのため、15年10月から17年5月までの間に、「空港土木付帯施設等工事(その1)」(以下「③工事」という。)、 「空港土木付帯施設等工事(その3)」(以下「④工事」という。)、 「護岸築造及び仮設物撤去他工事」(以下「⑤工事」という。)において整備された場周柵(標準的な支柱間隔2m、標準的な高さ3.48m)にセンサーワイヤーを張り巡らせ、これに侵入者等が触れることにより生ずる張力の変化を感知するセンサーを取り付けるなどして、侵入者等を即時に感知するシステムであり、17年1月、①工事の契約を変更し、また、同年7月、②工事を契約して実施している。

このセンサーは、2m間隔で整備されている鋼製の場周柵の支柱に取り付けられた次の3種類のポール(以下「センサーポール等」という。)にセンサーワイヤーを張り込んでいるものである(参考図参照)。

- ア センサーワイヤーの一端を接続したセンサー本体を取り付けるためのセンサーポール
- イ センサーポールから伸ばされたセンサーワイヤーの一端を固定するため、センサーポールから左右両側に約50m離して取り付けるジョイントポール
- ウ センサーワイヤーの設置高を保持するため、ジョイントポールとセンサーポールとの間の各支柱に取り付けるスライダポール

中部会社では、当初、場周柵の強度設計に当たっては、国土交通省航空局監修の「空港土木施設設計基準」(以下「設計基準」という。)<sup>(注1)</sup>で示されている風の速度圧 $3,000\text{N}/\text{m}^2$ を基に部材の形状に応じて風荷重を算出し、これが場周柵に作用した場合、支柱の最下部に生ずる曲げ応力度が支柱部材の許容曲げ応力度を下回る<sup>(注2)</sup>ことから所要の強度が確保されているとし、これにより施工していた。

そして、場周柵の支柱にセンサーポール等を取り付けると、センサーポール等に作用する荷重はそのまま支柱に作用することになるため、支柱を設置したときよりも荷重は大きくなるが、本件場合は直ちに補強する必要はないものとして、そのまま取り付けていた。

## 2 検査の結果

本件工事について、契約図書等を検査したところ、センサーを取り付けた場周柵のうち高さ3.48mのもの強度設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、上記場周柵2,047mのうち空港の北側延長556m及び南側延長1,470m、計2,026mについては、センサーポール等の取付後に作用する風荷重等を設計基準で示されて

いる風の速度圧  $3,000\text{N}/\text{m}^2$ により算出するなどして強度計算を行うと、支柱の最下部に生ずる曲げ応力度は、ジョイントポール取付箇所では  $345\text{N}/\text{mm}^2$ 、センサーポール取付箇所では  $344\text{N}/\text{mm}^2$ 、スライダーポール取付箇所では  $271\text{N}/\text{mm}^2$ となり、いずれも支柱部材の許容曲げ応力度  $235\text{N}/\text{mm}^2$ を大幅に上回っていて、当初の場周柵の設計で見込んでいた支柱の所要の強度が確保されていない状態となっていた。

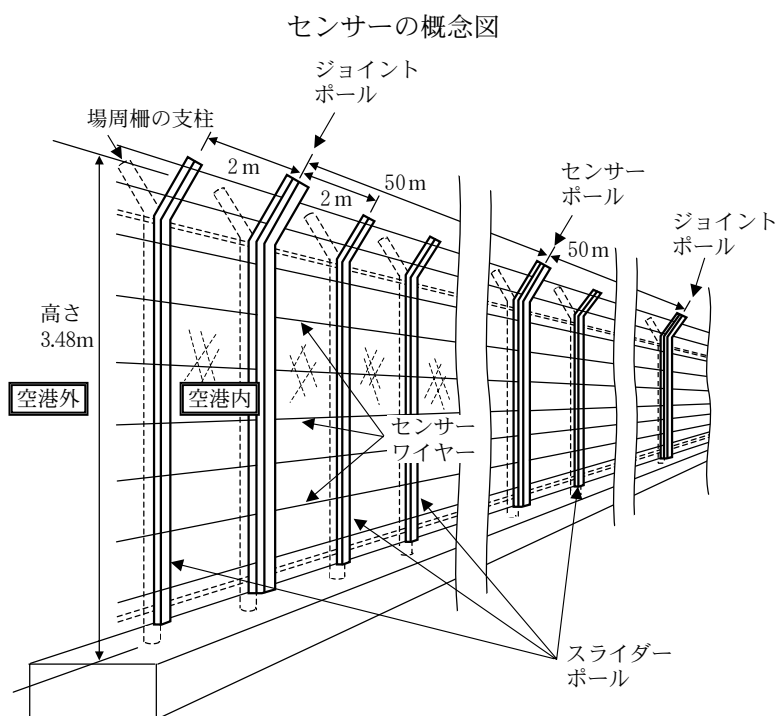
このような事態が生じていたのは、中部会社において、本件場周柵の強度についての認識が十分でなく、①工事の契約を変更し、また、②工事を契約した際に、場周柵の当初設計の強度計算の基にしていた速度圧  $3,000\text{N}/\text{m}^2$ については標準の数値で幅があるものとして、場周柵の支柱について直ちに補強する必要はないものと考えていたことなどによると認められる。

したがって、本件場周柵は、所要の強度が確保されていない状態となっており、場周柵及びこれに取り付けられたセンサーに係る工事費相当額①工事  $72,031,000$  円、②工事  $42,024,000$  円、③工事  $17,517,000$  円、④工事  $17,903,000$  円、⑤工事  $39,764,000$  円、計  $189,239,000$  円が不当と認められる。

(注1) 速度圧 流体の密度と流速により生じた圧力の単位面積当たりの大きさをいう。

(注2) 曲げ応力度・許容曲げ応力度 「曲げ応力度」とは、材が曲げられたとき、曲がった内側に生じる圧縮力又は外側に生じる引張力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ応力度」という。

(参 考 図)



第30 東日本電信電話株式会社、第31 西日本電信電話株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)(2) 基礎的電気通信役務とされる第1種公衆電話に係るサービスが効率的に実施され、その役割を果たすよう改善の意見を表示したもの

会社名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
科目	営業費用
部局等の名称	(1) 東日本電信電話株式会社本社 (2) 西日本電信電話株式会社本社
第1種公衆電話に係るサービスの概要	社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台を目安とする基準により公衆電話を設置して公衆の利用に供する電話サービス
公衆電話事業の営業費用	(1) 130億円(平成17年度) (2) 115億円(平成17年度)
上記のうち第1種公衆電話に係る営業費用	(1) 44億円 (2) 29億円

本院では、基礎的電気通信役務とされる第1種公衆電話の設置及び管理等について、平成18年10月30日に、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)それぞれの代表取締役社長に対し、「第1種公衆電話の設置及び管理等について」として、会計検査院法第36条の規定により改善の意見を表示した。

これらの意見表示の内容は、それぞれの株式会社の検査の結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 第1種公衆電話の概要

(1) 公衆電話事業の概要

NTT東日本及びNTT西日本(以下「両会社」という。)は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)において、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国において適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するように努めなければならないとされている。そして、両会社では、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づき、それぞれ電話サービス契約約款等を定め、街頭その他の場所に電話機及びそれに付随する設備を設置して公衆の利用に供する電話サービスを提供する事業(以下「公衆電話事業」という。)を実施している。

両会社の公衆電話事業に係る平成17年度の収支についてみると、NTT東日本では営業



収益 52 億余円、営業費用 130 億余円、NTT 西日本では営業収益 49 億余円、営業費用 115 億余円となっていて、それぞれ 77 億余円、66 億余円の営業損失を生じている。

## (2) 公衆電話の設置及び管理

両会社では、日本電信電話公社時に定められた「公衆電話の設置について」(昭和 57 年電業電第 39 号)等(以下「社内基準」という。)に基づき、公衆電話を、①公衆電話の利用度にかかわらず、社会生活上の安全及び戸外において最低限の通信手段を確保することを目的とした第 1 種公衆電話と、②多くの収益を上げることを目的とした第 2 種公衆電話とに区分して設置し、管理している。

このうち、第 1 種公衆電話は、市街地にあつてはおおむね 500m 四方の範囲内(おおむね歩いて 3～4 分圏内)に 1 台設置し、その他の地域にあつてはおおむね 1 km 四方の範囲内(おおむね歩いて 7～8 分圏内)に 1 台設置することを目安とする基準により設置している。また、第 1 種公衆電話の設置場所については、原則として 24 時間不特定多数の者が利用できる場所としている。

そして、両会社が設置している公衆電話の台数は、17 年度末現在、NTT 東日本では第 1 種公衆電話 57,983 台、第 2 種公衆電話 129,453 台、計 187,436 台、NTT 西日本では第 1 種公衆電話 50,672 台、第 2 種公衆電話 154,958 台、計 205,630 台となっていて、両会社では、15 年 4 月以降、第 1 種公衆電話の新設は行わないこととしている。また、14 年度以降、公衆電話事業の収支の改善を図るため、月平均利用額が 4,000 円未満の第 2 種公衆電話を、半数程度廃止している。そして、第 2 種公衆電話については、18 年度において、NTT 東日本では 56,174 台(第 2 種公衆電話の 43.4%)、また、NTT 西日本では 57,797 台(第 2 種公衆電話の 37.3%)を、それぞれ月平均利用額が 4,000 円未満であるとして、廃止を検討することとしている。

## (3) 基礎的電気通信役務としての第 1 種公衆電話等

地域通信市場における競争が激化してきたことなどから、両会社の経営努力のみでは、あまねく日本全国において適切、公平かつ安定的な電話サービスの提供を確保できなくなるおそれがあるとされるようになった。

このような状況を踏まえ、国は、電話サービスについて国民生活に不可欠なサービスであり、誰もが利用可能な料金など適切な条件で、あまねく日本全国において公平かつ安定的な提供が確保されるユニバーサルサービスの提供を確保するため、13 年 6 月に電気通信事業法の一部を改正し、これに基づき、14 年 6 月、両会社を含む各電気通信事業者が負担金を納付し、同サービスに係る費用の一部をその負担金から交付するユニバーサルサービス基金制度を創設した。

現在、このユニバーサルサービスの対象となる範囲は、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)において、基礎的電気通信役務として規定されていて、①加入電話(加入者回線アクセス、離島特例通信、緊急通報)、②第 1 種公衆電話(市内通信、離島特例通信、緊急通報)とされている。

このうち、第 1 種公衆電話は、両会社が提供している第 1 種公衆電話に係るサービスを前提として、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、全国において一定数の公衆電話を面的に整備する必要がある、不採算であっても維持する必要があるなどの理由から基礎的電気通信役務とされたものである。

そして、電気通信事業者が、ユニバーサルサービス基金制度に基づいて費用補てんを受けようとする場合には、総務大臣から適格電気通信事業者の指定を受けることとなっている。この適格電気通信事業者の指定を受けるには、第1種公衆電話について、市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台とする施行規則で規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、平成17年総務省告示第1379号(以下「告示」という。)で定められた都道府県ごとの設置台数の基準に適合していることとされている。

告示で定められた第1種公衆電話の設置台数は、都道府県ごとに、市街地に係る二分の一地域メッシュ<sup>(注1)</sup>の数及び市街地以外の地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。)に係る基準地域メッシュ<sup>(注1)</sup>の数の合計数(以下「メッシュの総数」という。)に、都道府県ごとに定められた率を乗じて算出される台数を下回らないものとされている。この率は、両会社が14年6月の時点で第1種公衆電話を設置していた二分の一地域メッシュ及び基準地域メッシュの合計数をメッシュの総数で除して算出されたものであり、最高は東京都の85.9%、最低は大分県の12.9%となっている。

両会社では、告示で定める率と同様の方法により算出した率を都道府県ごとの「メッシュ・カバー率」として、このメッシュ・カバー率が告示で定められた率を下回らないように第1種公衆電話を設置することとしている。

両会社では、18年3月、総務大臣から適格電気通信事業者の指定を受けたことから、両会社が設置している第1種公衆電話から発信される市内通信、離島特例通信、緊急通報に係る営業費用を営業収益で賄えない赤字分の一部について、ユニバーサルサービス基金から費用補てんを受けられることとなった。

両会社における17年度の第1種公衆電話に係る基礎的電気通信役務の収支についてみると、NTT東日本では営業収益18億余円、営業費用44億余円、NTT西日本では営業収益9億余円、営業費用29億余円となっていて、それぞれ26億余円、19億余円の営業損失を生じている。

(注1) 二分の一地域メッシュ・基準地域メッシュ 二分の一地域メッシュは約500m四方の区画に、基準地域メッシュは約1km四方の区画になっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点及び対象)

両会社の経営環境は、他の電気通信事業者が直収電話サー<sup>(注2)</sup>ビスを開始したことから、固定電話の基本料部分においても競争が開始されるなど厳しいものとなってきている。また、両会社では、前記のとおり、適格電気通信事業者の指定を受けたことから、第1種公衆電話から発信される市内通信、離島特例通信、緊急通報に係る赤字分の一部についてユニバーサルサービス基金からの費用補てんが受けられることとなった。

このような状況を踏まえ、経済性・効率性、有効性等の観点から、両会社における公衆電話事業の運営、特にユニバーサルサービス基金から費用補てんを受けられる第1種公衆電話の配置や設置場所が効率的となっているか、また、情報提供の状況等も含め、その役割を有効に果たしている状況となっているかなどに着眼し、両会社から主として第1種公衆電話の設置場所等に関するデータの提出を受けて分析するとともに、公衆電話の設置場所に実際に赴くなどして検査した。

(注2) 直収電話サービス NTT 東日本又は NTT 西日本を介さずに、利用者が直接、各々の電気通信事業者と加入契約を締結し、基本料と通話料を直接各々の電気通信事業者に対して支払う固定電話サービス

(検査の結果)

検査したところ、次のような状況となっていた。

(1) 第1種公衆電話の配置状況

ア 第1種公衆電話の設置台数

両会社における第1種公衆電話の総設置台数についてみると、直近5年間は、NTT 東日本 57,983 台、NTT 西日本 50,672 台で変化していない。

両会社では、第1種公衆電話の総設置台数及びメッシュ・カバー率を維持することとしている。このため、道路の拡張工事等により第1種公衆電話を廃止した場合、同一メッシュ内に設置されている第2種公衆電話あるいは近接のメッシュ内に設置されている第2種公衆電話(同一メッシュ内に第2種公衆電話が設置されていない場合)を、第1種公衆電話に指定替えすることとしている。

そこで、第2種公衆電話から第1種公衆電話に指定替えしたものについて調査したところ、17年度においては、NTT 東日本では 2,033 台(第1種公衆電話の 3.5%)、NTT 西日本では 1,467 台(第1種公衆電話の 2.9%)を、それぞれ指定替えしていた。

また、NTT 東日本の業務区域である北海道ほか 1 都 15 県のメッシュ・カバー率は、平均で 35.8%、最高は東京都の 85.9%、最低は秋田県の 15.4% となっており、NTT 西日本の業務区域である富山県ほか 2 府 27 県のメッシュ・カバー率は、平均で 34.1%、最高は大阪府の 74.4%、最低は大分県の 12.9% となっている。

イ メッシュごとの第1種公衆電話の設置状況

メッシュごとの公衆電話の設置状況について調査したところ、次表のとおりとなっていて、同一メッシュ内に第1種公衆電話が多数設置されているメッシュがある一方で、第2種公衆電話のみが設置されているメッシュや公衆電話が全く設置されていないメッシュも相当数ある状況となっていた。

表 公衆電話の設置状況によるメッシュの分類(平成 18 年 3 月末現在)

① NTT 東日本の業務区域の状況

(単位：メッシュ)

都道県	第1種公衆電話のみが設置されているメッシュの数		第1種公衆電話と第2種公衆電話の両方が設置されているメッシュの数		第1種公衆電話が設置されているメッシュの数 C=A+B	第2種公衆電話のみが設置されているメッシュの数 D	公衆電話が設置されているメッシュの数 E=C+D	公衆電話が設置されていないメッシュの数 F	メッシュの総数 G=E+F
	A	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数	B	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数					
北海道	1,957 (2,125) [2,125]	115 (283) [283]	2,020 (2,374) <9,581> [11,955]	168 (522) <849> [1,371]	3,977 (4,499) <9,581> [14,080]	1,588  <2,954> [2,954]	5,565 (4,499) <12,535> [17,034]	19,605	25,170 (4,499) <12,535> [17,034]
青森県	879 (954) [954]	54 (129) [129]	673 (799) <2,496> [3,295]	62 (188) <423> [611]	1,552 (1,753) <2,496> [4,249]	371  <645> [645]	1,923 (1,753) <3,141> [4,894]	2,374	4,297 (1,753) <3,141> [4,894]
岩手県	657 (658) [658]	1 (2) [2]	634 (657) <2,459> [3,116]	14 (37) <86> [123]	1,291 (1,315) <2,459> [3,774]	490  <801> [801]	1,781 (1,315) <3,260> [4,575]	5,512	7,293 (1,315) <3,260> [4,575]
宮城県	1,135 (1,150) [1,150]	11 (26) [26]	1,057 (1,174) <4,316> [5,490]	58 (175) <949> [1,124]	2,192 (2,324) <4,316> [6,640]	258  <370> [370]	2,450 (2,324) <4,686> [7,010]	3,127	5,577 (2,324) <4,686> [7,010]
秋田県	278 (294) [294]	16 (32) [32]	412 (413) <1,703> [2,116]	1 (2) <2> [4]	690 (707) <1,703> [2,410]	577  <994> [994]	1,267 (707) <2,697> [3,404]	3,209	4,476 (707) <2,697> [3,404]
山形県	666 (669) [669]	2 (5) [5]	587 (637) <1,862> [2,499]	31 (81) <289> [370]	1,253 (1,306) <1,862> [3,168]	267  <378> [378]	1,520 (1,306) <2,240> [3,546]	2,494	4,014 (1,306) <2,240> [3,546]
福島県	998 (1,023) [1,023]	14 (39) [39]	927 (957) <3,366> [4,323]	21 (51) <241> [292]	1,925 (1,980) <3,366> [5,346]	422  <691> [691]	2,347 (1,980) <4,057> [6,037]	5,200	7,547 (1,980) <4,057> [6,037]
茨城県	1,800 (1,962) [1,962]	101 (263) [263]	1,337 (1,763) <4,133> [5,896]	182 (608) <777> [1,385]	3,137 (3,725) <4,133> [7,858]	218  <291> [291]	3,355 (3,725) <4,424> [8,149]	3,391	6,746 (3,725) <4,424> [8,149]
栃木県	949 (965) [965]	11 (27) [27]	953 (1,012) <3,296> [4,308]	28 (87) <192> [279]	1,902 (1,977) <3,296> [5,273]	332  <477> [477]	2,234 (1,977) <3,773> [5,750]	3,152	5,386 (1,977) <3,773> [5,750]

都道県	第1種公衆電話のみが設置されているメッシュの数		第1種公衆電話と第2種公衆電話の両方が設置されているメッシュの数		第1種公衆電話が設置されているメッシュの数 C=A+B	第2種公衆電話のみが設置されているメッシュの数 D	公衆電話が設置されているメッシュの数 E=C+D	公衆電話が設置されていないメッシュの数 F	メッシュの総数 G=E+F
	A	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数	B	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数					
群馬県	984 (984) [984]	0 (0) [0]	1,013 (1,021) 〈3,350〉 [4,371]	3 (11) 〈41〉 [52]	1,997 (2,005) 〈3,350〉 [5,355]	318  〈455〉 [455]	2,315 (2,005) 〈3,805〉 [5,810]	1,969	4,284 (2,005) 〈3,805〉 [5,810]
埼玉県	1,345 (1,386) [1,386]	29 (70) [70]	2,439 (2,895) 〈10,431〉 [13,326]	270 (726) 〈1,946〉 [2,672]	3,784 (4,281) 〈10,431〉 [14,712]	763  〈1,423〉 [1,423]	4,547 (4,281) 〈11,854〉 [16,135]	2,045	6,592 (4,281) 〈11,854〉 [16,135]
千葉県	1,971 (2,374) [2,374]	260 (663) [663]	2,091 (3,444) 〈9,485〉 [12,929]	529 (1,882) 〈3,477〉 [5,359]	4,062 (5,818) 〈9,485〉 [15,303]	515  〈1,060〉 [1,060]	4,577 (5,818) 〈10,545〉 [16,363]	3,189	7,766 (5,818) 〈10,545〉 [16,363]
東京都	947 (1,519) [1,519]	303 (875) [875]	3,222 (13,154) 〈33,563〉 [46,717]	2,239 (12,171) 〈29,993〉 [42,164]	4,169 (14,673) 〈33,563〉 [48,236]	88  〈575〉 [575]	4,257 (14,673) 〈34,138〉 [48,811]	596	4,853 (14,673) 〈34,138〉 [48,811]
神奈川県	1,405 (1,661) [1,661]	193 (449) [449]	2,990 (4,462) 〈18,065〉 [22,527]	719 (2,191) 〈7,994〉 [10,185]	4,395 (6,123) 〈18,065〉 [24,188]	269  〈576〉 [576]	4,664 (6,123) 〈18,641〉 [24,764]	1,164	5,828 (6,123) 〈18,641〉 [24,764]
新潟県	1,505 (1,589) [1,589]	55 (139) [139]	942 (1,198) 〈3,147〉 [4,345]	118 (374) 〈630〉 [1,004]	2,447 (2,787) 〈3,147〉 [5,934]	179  〈267〉 [267]	2,626 (2,787) 〈3,414〉 [6,201]	4,058	6,684 (2,787) 〈3,414〉 [6,201]
山梨県	552 (552) [552]	0 (0) [0]	513 (513) 〈1,611〉 [2,124]	0 (0) 〈0〉 [0]	1,065 (1,065) 〈1,611〉 [2,676]	90  〈107〉 [107]	1,155 (1,065) 〈1,718〉 [2,783]	1,013	2,168 (1,065) 〈1,718〉 [2,783]
長野県	698 (771) [771]	55 (128) [128]	723 (874) 〈2,727〉 [3,601]	77 (228) 〈342〉 [570]	1,421 (1,645) 〈2,727〉 [4,372]	945  〈1,798〉 [1,798]	2,366 (1,645) 〈4,525〉 [6,170]	4,093	6,459 (1,645) 〈4,525〉 [6,170]
合計	18,726 (20,636) [20,636]	1,220 (3,130) [3,130]	22,533 (37,347) 〈115,591〉 [152,938]	4,520 (19,334) 〈48,231〉 [67,565]	41,259 (57,983) 〈115,591〉 [173,574]	7,690  〈13,862〉 [13,862]	48,949 (57,983) 〈129,453〉 [187,436]	66,191	115,140 (57,983) 〈129,453〉 [187,436]

(注) ( )内は第1種公衆電話、〈 〉内は第2種公衆電話、[ ]内は公衆電話全体の台数を、それぞれ表示している。

② NTT 西日本の業務区域の状況

(単位：メッシュ)

府 県	第1種公衆電話のみが設置されているメッシュの数	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数	第1種公衆電話と第2種公衆電話の両方が設置されているメッシュの数	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数	第1種公衆電話が設置されているメッシュの数	第2種公衆電話のみが設置されているメッシュの数	公衆電話が設置されているメッシュの数	公衆電話が設置されていないメッシュの数	メッシュの総数
	A		B		C=A+B	D	E=C+D	F	G=E+F
富 山 県	340 (340) [340]	0 (0) [0]	434 (434) 〈1,635〉 [2,069]	0 (0) 〈0〉 [0]	774 (774) 〈1,635〉 [2,409]	279  〈490〉 [490]	1,053 (774) 〈2,125〉 [2,899]	1,586  〈2,125〉 [2,899]	2,639 (774) 〈2,125〉 [2,899]
石 川 県	417 (440) [440]	20 (43) [43]	497 (584) 〈2,097〉 [2,681]	67 (154) 〈331〉 [485]	914 (1,024) 〈2,097〉 [3,121]	276  〈557〉 [557]	1,190 (1,024) 〈2,654〉 [3,678]	1,767  〈2,654〉 [3,678]	2,957 (1,024) 〈2,654〉 [3,678]
福 井 県	403 (403) [403]	0 (0) [0]	457 (457) 〈1,511〉 [1,968]	0 (0) 〈0〉 [0]	860 (860) 〈1,511〉 [2,371]	62  〈75〉 [75]	922 (860) 〈1,586〉 [2,446]	1,334  〈1,586〉 [2,446]	2,256 (860) 〈1,586〉 [2,446]
岐 阜 県	751 (760) [760]	9 (18) [18]	904 (955) 〈3,164〉 [4,119]	49 (100) 〈494〉 [594]	1,655 (1,715) 〈3,164〉 [4,879]	487  〈816〉 [816]	2,142 (1,715) 〈3,980〉 [5,695]	3,393  〈3,980〉 [5,695]	5,535 (1,715) 〈3,980〉 [5,695]
静 岡 県	366 (369) [369]	3 (6) [6]	1,141 (1,161) 〈5,426〉 [6,587]	18 (38) 〈224〉 [262]	1,507 (1,530) 〈5,426〉 [6,956]	1,860  〈4,253〉 [4,253]	3,367 (1,530) 〈9,679〉 [11,209]	3,168  〈9,679〉 [11,209]	6,535 (1,530) 〈9,679〉 [11,209]
愛 知 県	1,880 (1,933) [1,933]	51 (104) [104]	3,007 (3,168) 〈13,971〉 [17,139]	151 (312) 〈1,736〉 [2,048]	4,887 (5,101) 〈13,971〉 [19,072]	481  〈1,065〉 [1,065]	5,368 (5,101) 〈15,036〉 [20,137]	3,079  〈15,036〉 [20,137]	8,447 (5,101) 〈15,036〉 [20,137]
三 重 県	371 (375) [375]	4 (8) [8]	658 (663) 〈2,584〉 [3,247]	5 (10) 〈84〉 [94]	1,029 (1,038) 〈2,584〉 [3,622]	831  〈1,615〉 [1,615]	1,860 (1,038) 〈4,199〉 [5,237]	2,480  〈4,199〉 [5,237]	4,340 (1,038) 〈4,199〉 [5,237]
滋 賀 県	598 (641) [641]	38 (81) [81]	582 (688) 〈2,165〉 [2,853]	68 (174) 〈396〉 [570]	1,180 (1,329) 〈2,165〉 [3,494]	111  〈174〉 [174]	1,291 (1,329) 〈2,339〉 [3,668]	1,301  〈2,339〉 [3,668]	2,592 (1,329) 〈2,339〉 [3,668]
京 都 府	600 (627) [627]	23 (50) [50]	988 (1,125) 〈5,868〉 [6,993]	110 (247) 〈1,110〉 [1,357]	1,588 (1,752) 〈5,868〉 [7,620]	245  〈413〉 [413]	1,833 (1,752) 〈6,281〉 [8,033]	1,900  〈6,281〉 [8,033]	3,733 (1,752) 〈6,281〉 [8,033]
大 阪 府	880 (1,058) [1,058]	155 (333) [333]	3,057 (5,579) 〈25,715〉 [31,294]	1,642 (4,164) 〈19,926〉 [24,090]	3,937 (6,637) 〈25,715〉 [32,352]	269  〈664〉 [664]	4,206 (6,637) 〈26,379〉 [33,016]	1,084  〈26,379〉 [33,016]	5,290 (6,637) 〈26,379〉 [33,016]

府 県	第1種公衆電話のみが設置されているメッシュの数	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数	第1種公衆電話と第2種公衆電話の両方が設置されているメッシュの数	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数	第1種公衆電話が設置されているメッシュの数	第2種公衆電話のみが設置されているメッシュの数	公衆電話が設置されているメッシュの数	公衆電話が設置されていないメッシュの数	メッシュの総数
	A		B		C = A + B	D	E = C + D	F	G = E + F
兵庫県	1,386 (1,700) [1,700]	235 (549) [549]	1,727 (2,856) 〈8,450〉 [11,306]	655 (1,784) 〈5,033〉 [6,817]	3,113 (4,556) 〈8,450〉 [13,006]	483 (820) [820]	3,596 (4,556) 〈9,270〉 [13,826]	3,518	7,114 (4,556) 〈9,270〉 [13,826]
奈良県	560 (609) [609]	38 (87) [87]	616 (680) 〈2,869〉 [3,549]	44 (108) 〈307〉 [415]	1,176 (1,289) 〈2,869〉 [4,158]	205 (382) [382]	1,381 (1,289) 〈3,251〉 [4,540]	1,192	2,573 (1,289) 〈3,251〉 [4,540]
和歌山県	454 (456) [456]	2 (4) [4]	498 (509) 〈1,943〉 [2,452]	11 (22) 〈197〉 [219]	952 (965) 〈1,943〉 [2,908]	134 (211) [211]	1,086 (965) 〈2,154〉 [3,119]	1,729	2,815 (965) 〈2,154〉 [3,119]
鳥取県	329 (415) [415]	61 (147) [147]	248 (613) 〈767〉 [1,380]	181 (546) 〈618〉 [1,164]	577 (1,028) 〈767〉 [1,795]	53 (80) [80]	630 (1,028) 〈847〉 [1,875]	1,252	1,882 (1,028) 〈847〉 [1,875]
島根県	612 (746) [746]	95 (229) [229]	324 (540) 〈1,127〉 [1,667]	123 (339) 〈573〉 [912]	936 (1,286) 〈1,127〉 [2,413]	114 (175) [175]	1,050 (1,286) 〈1,302〉 [2,588]	3,417	4,467 (1,286) 〈1,302〉 [2,588]
岡山県	879 (889) [889]	5 (15) [15]	950 (982) 〈4,064〉 [5,046]	19 (51) 〈490〉 [541]	1,829 (1,871) 〈4,064〉 [5,935]	248 (404) [404]	2,077 (1,871) 〈4,468〉 [6,339]	3,737	5,814 (1,871) 〈4,468〉 [6,339]
広島県	1,214 (1,376) [1,376]	133 (295) [295]	1,316 (1,756) 〈6,053〉 [7,809]	288 (728) 〈2,920〉 [3,648]	2,530 (3,132) 〈6,053〉 [9,185]	178 (316) [316]	2,708 (3,132) 〈6,369〉 [9,501]	4,272	6,980 (3,132) 〈6,369〉 [9,501]
山口県	864 (965) [965]	92 (193) [193]	772 (1,067) 〈2,957〉 [4,024]	222 (517) 〈1,209〉 [1,726]	1,636 (2,032) 〈2,957〉 [4,989]	222 (391) [391]	1,858 (2,032) 〈3,348〉 [5,380]	3,441	5,299 (2,032) 〈3,348〉 [5,380]
徳島県	218 (222) [222]	4 (8) [8]	310 (322) 〈1,332〉 [1,654]	11 (23) 〈171〉 [194]	528 (544) 〈1,332〉 [1,876]	293 (495) [495]	821 (544) 〈1,827〉 [2,371]	1,560	2,381 (544) 〈1,827〉 [2,371]
香川県	147 (147) [147]	0 (0) [0]	395 (395) 〈1,842〉 [2,237]	0 (0) 〈0〉 [0]	542 (542) 〈1,842〉 [2,384]	410 (733) [733]	952 (542) 〈2,575〉 [3,117]	1,128	2,080 (542) 〈2,575〉 [3,117]

府 県	第1種公衆電話のみが設置されているメッシュの数		第1種公衆電話と第2種公衆電話の両方が設置されているメッシュの数		第1種公衆電話が設置されているメッシュの数 C = A + B	第2種公衆電話のみが設置されているメッシュの数 D	公衆電話が設置されているメッシュの数 E = C + D	公衆電話が設置されていないメッシュの数 F	メッシュの総数 G = E + F
	A	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数	B	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数					
愛媛県	408 (408) [408]	0 (0) [0]	504 (514) 〈2,238〉 [2,752]	8 (18) 〈115〉 [133]	912 (922) 〈2,238〉 [3,160]	559  〈1,245〉 [1,245]	1,471 (922) 〈3,483〉 [4,405]	2,423	3,894 (922) 〈3,483〉 [4,405]
高知県	477 (485) [485]	8 (16) [16]	444 (480) 〈1,829〉 [2,309]	30 (66) 〈118〉 [184]	921 (965) 〈1,829〉 [2,794]	167  〈335〉 [335]	1,088 (965) 〈2,164〉 [3,129]	2,223	3,311 (965) 〈2,164〉 [3,129]
福岡県	587 (587) [587]	0 (0) [0]	1,919 (1,919) 〈11,467〉 [13,386]	0 (0) 〈0〉 [0]	2,506 (2,506) 〈11,467〉 [13,973]	1,280  〈2,727〉 [2,727]	3,786 (2,506) 〈14,194〉 [16,700]	2,826	6,612 (2,506) 〈14,194〉 [16,700]
佐賀県	180 (180) [180]	0 (0) [0]	391 (397) 〈1,572〉 [1,969]	6 (12) 〈37〉 [49]	571 (577) 〈1,572〉 [2,149]	249  〈422〉 [422]	820 (577) 〈1,994〉 [2,571]	1,295	2,115 (577) 〈1,994〉 [2,571]
長崎県	300 (311) [311]	6 (17) [17]	637 (669) 〈3,704〉 [4,373]	20 (52) 〈469〉 [521]	937 (980) 〈3,704〉 [4,684]	552  〈1,013〉 [1,013]	1,489 (980) 〈4,717〉 [5,697]	2,262	3,751 (980) 〈4,717〉 [5,697]
熊本県	275 (277) [277]	2 (4) [4]	613 (640) 〈2,961〉 [3,601]	23 (50) 〈198〉 [248]	888 (917) 〈2,961〉 [3,878]	783  〈1,863〉 [1,863]	1,671 (917) 〈4,824〉 [5,741]	3,251	4,922 (917) 〈4,824〉 [5,741]
大分県	162 (163) [163]	1 (2) [2]	433 (446) 〈2,256〉 [2,702]	11 (24) 〈108〉 [132]	595 (609) 〈2,256〉 [2,865]	707  〈1,504〉 [1,504]	1,302 (609) 〈3,760〉 [4,369]	3,293	4,595 (609) 〈3,760〉 [4,369]
宮崎県	541 (568) [568]	21 (48) [48]	689 (849) 〈2,681〉 [3,530]	111 (271) 〈786〉 [1,057]	1,230 (1,417) 〈2,681〉 [4,098]	218  〈348〉 [348]	1,448 (1,417) 〈3,029〉 [4,446]	2,716	4,164 (1,417) 〈3,029〉 [4,446]
鹿児島県	712 (712) [712]	0 (0) [0]	802 (807) 〈3,478〉 [4,285]	5 (10) 〈25〉 [35]	1,514 (1,519) 〈3,478〉 [4,997]	307  〈442〉 [442]	1,821 (1,519) 〈3,920〉 [5,439]	4,171	5,992 (1,519) 〈3,920〉 [5,439]
沖縄県	391 (393) [393]	1 (3) [3]	770 (862) 〈3,200〉 [4,062]	79 (171) 〈809〉 [980]	1,161 (1,255) 〈3,200〉 [4,455]	4  〈4〉 [4]	1,165 (1,255) 〈3,204〉 [4,459]	815	1,980 (1,255) 〈3,204〉 [4,459]



府 県	第1種公衆電話のみが設置されているメッシュの数	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数	第1種公衆電話と第2種公衆電話の両方が設置されているメッシュの数	うち第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュの数	第1種公衆電話が設置されているメッシュの数	第2種公衆電話のみが設置されているメッシュの数	公衆電話が設置されているメッシュの数	公衆電話が設置されていないメッシュの数	メッシュの総数
	A		B		C=A+B	D	E=C+D	F	G=E+F
合 計	17,302 (18,555) [18,555]	1,007 (2,260) [2,260]	26,083 (32,117) <130,926> [163,043]	3,957 (9,991) <38,484> [48,475]	43,385 (50,672) <130,926> [181,598]	12,067 <24,032> [24,032]	55,452 (50,672) <154,958> [205,630]	71,613	127,065 (50,672) <154,958> [205,630]

(注) ( )内は第1種公衆電話、< >内は第2種公衆電話、[ ]内は公衆電話全体の台数を、それぞれ表示している。

第1種公衆電話が設置されているメッシュの数は、上記表のとおり、NTT 東日本 41,259 メッシュ、NTT 西日本 43,385 メッシュで、これらのメッシュに設置されている第1種公衆電話の台数はメッシュの数を上回り、それぞれ 57,983 台、50,672 台となっている。そこで、①メッシュの数を上回って設置されている両会社の第1種公衆電話 16,724 台、7,287 台をそれぞれ第2種公衆電話に指定替えし、②第2種公衆電話のみが設置されているメッシュに設置されている第2種公衆電話を①により指定替えした台数分第1種公衆電話に指定替えするなどしたとすれば、NTT 東日本の業務区域全体の平均のメッシュ・カバー率は、現在の 35.8% から 50.3% に、また、NTT 西日本の業務区域全体の平均のメッシュ・カバー率は、現在の 34.1% から 39.8% に、それぞれ引き上げることが可能となる。

そこで、両会社合わせた業務区域全体でメッシュ・カバー率が 85.9% と最も高い東京都と、メッシュ・カバー率が 12.9% と最も低い大分県についてみると、次のような状況となっている。

(ア) 東京都における公衆電話の設置状況

第1種公衆電話のみが設置されているメッシュにおいては、最多で9台の第1種公衆電話が設置されており、第1種公衆電話と第2種公衆電話の両方が設置されているメッシュにおいては、最多で20台の第1種公衆電話(第2種公衆電話は469台)が設置されていた。また、第1種公衆電話の総設置台数は14,673台となっており、これは、メッシュの総数(4,853メッシュ)の約3倍となっていた。

このため、第1種公衆電話が設置されているメッシュの数(4,169メッシュ)を上回って設置されている10,504台分について、そのまま第1種公衆電話としておく必要性が乏しいと認められるものについて第2種公衆電話に指定替えしたとすれば、指定替えした台数分については、NTT 東日本の業務区域において第2種公衆電話のみが設置されているメッシュ内の第2種公衆電話を第1種公衆電話に指定替えすることなどが可能となる。

(イ) 大分県における公衆電話の設置状況

大分県におけるメッシュ・カバー率は12.9%となっているが、公衆電話全体では、メッシュの総数(4,595メッシュ)の28.3%に当たる1,302メッシュに公衆電話が設置されていた。そして、第2種公衆電話のみが設置されているメッシュは707メッ

シュ(メッシュの総数の15.4%)となっていて、大分県においては公衆電話が設置されている地域の54.3%が第2種公衆電話のみの設置となっている。

また、NTT西日本では、前記のとおり、月平均利用額が4,000円未満の第2種公衆電話は廃止することとしており、上記の707メッシュに設置されている第2種公衆電話の利用状況についてみると、372メッシュについては、すべての第2種公衆電話の月平均利用額が4,000円未満となっている。また、残り335メッシュについても、公衆電話の利用は減少してきており、将来、すべての第2種公衆電話の月平均利用額が4,000円を下回る可能性がある。このため、これら707メッシュについては、将来、公衆電話がなくなる可能性がある。

以上のような状況から、基礎的電気通信役務である第1種公衆電話に係るサービスが効率的に実施され、その役割を果たしていくためには、利用状況等を勘案した上で指定替えを行うなど、第1種公衆電話等の適正な配置等について検討する必要があると認められる。

(注3) 北海道ほか1都15県 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

(注4) 富山県ほか2府27県 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

## (2) 第1種公衆電話の設置場所の実態

前記のとおり、第1種公衆電話の設置場所は、両会社では、社内基準において、原則として24時間利用が可能な場所とすることとしている。

そこで、第1種公衆電話の設置場所についてみると、NTT東日本では第1種公衆電話の12.4%、NTT西日本では第1種公衆電話の13.3%が、その多くは屋内に設置されているなど、24時間利用が可能な設置状況となっていなかった。そして、これらの中には、民間会社の独身寮内や遊技場内等に設置されているなどして、不特定多数の者にいつでも利用できるように供されているとは認められない状況となっているものも見受けられた。

## (3) 第1種公衆電話に係る情報提供の状況

両会社では、ユニバーサルサービス基金制度が創設されるまでは、どの公衆電話が第1種公衆電話に該当するかなどについて公表しないこととしてきたが、これは、ユニバーサルサービス基金制度創設後も基本的に変わっていない。

ただし、第1種公衆電話の設置台数については、<sup>(注5)</sup>情報通信審議会におけるユニバーサルサービス基金制度に関する議論の中で総設置台数を公表し、その後、適格電気通信事業者の指定を受けるための申請に際して、都道府県ごとの設置台数を公表した。

しかし、第1種公衆電話は、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保することを目的として設置されるものであることから、情報の提供をより一層進めていく必要があると認められる。

(注5) 情報通信審議会 総務省組織令第121条に基づき、平成13年1月、総務大臣の諮問に依りて、電気通信事業法等の法令によりその権限に属された事項を調査審議することなどを目的として設置された審議会

(改善を必要とする事態)

上記のように、基礎的電気通信役務とされる第1種公衆電話について、その指定や設置が効率的でなく、必ずしもその役割を有効に果たしているとは認められない事態及び第1種公衆電話に関する情報が十分に提供されていない事態は、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、両会社において、第1種公衆電話の設置及び管理について、現状の総設置台数とメッシュ・カバー率を維持することを重視し、第1種公衆電話の役割を有効に果たすことなどについての検討が十分に行われてこなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する改善の意見

両会社は、国民生活に不可欠な電話サービスのあまねく日本全国において適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与しなければならないとされており、今後も、基礎的電気通信役務とされる第1種公衆電話を設置し、管理していくことになる。また、両会社における第1種公衆電話に係るサービスを含む基礎的電気通信役務については、多額の営業損失が生じていることから、ユニバーサルサービス基金から費用補てんを受けることが見込まれている。さらに、両会社では、第1種公衆電話を適切に設置すれば、社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段が確保されるとして、月平均利用額が4,000円未満となっている第2種公衆電話の廃止を進めている。

については、両会社において、次のとおり、第1種公衆電話を含めた公衆電話の設置及び管理等について検討し、基礎的電気通信役務とされる第1種公衆電話に係るサービスが効率的に実施され、その役割を有効に果たすようにする必要があると認められる。

ア 公衆電話が設置されているメッシュについて、次のようなことを検討すること

(ア) 第1種公衆電話が複数台設置されているメッシュについて、複数台設置の状況を再検討し、現在の台数をそのまま残しておく必要性が乏しいと認められる場合には、同一メッシュ内に設置している公衆電話のうち、利便性が高く、多くの利用が見込まれるものの中から、必要な台数分を選択して第1種公衆電話とし、残りの第1種公衆電話は第2種公衆電話に指定替えすること

(イ) 第2種公衆電話のみが設置されているメッシュについて、地域の必要性、利用状況等を勘案し必要と認められる場合には、(ア)により第1種公衆電話から第2種公衆電話に指定替えした台数のうちの1台分により、同メッシュ内で利便性が高く、多くの利用が見込まれる1台を第1種公衆電話に指定替えするなどし、ユニバーサルサービスの充実を図ること

なお、公衆電話が未設置となっているメッシュについては、地域の必要性、効率性を勘案するなどして、公衆電話を設置しなくても特に支障はないか再度確認すること

イ 24時間利用可能な場所に設置されていない第1種公衆電話については、利用者の利便性や路上用地の確保等を踏まえつつ、24時間利用可能な場所に移設するなどして、不特定多数の者が戸外における通信手段として有効に利用できるようにすること

ウ 第1種公衆電話が、両会社において、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保することを目的として設置するとしていることに加え、施行規則等においても設置の目的及び基準が規定されたことなどにかんがみ、第1種公衆電話に係る情報のうち、両会社の業務の遂行に支障を来すおそれがある情報等を除き、情報の提供をより一層進めること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)(2) ひかり電話対応機器等を加入者宅に配送する業務について、加入の状況に応じて、事業便又は宅配便のいずれかを使用する方法に見直すことにより、配送費の節減を図るよう改善させたもの

会 社 名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
科 目	(1) 営業費用 (2) 営業費用
部局等の名称	(1) 東日本電信電話株式会社本社 (2) 西日本電信電話株式会社本社
配送業務の概要	ひかり電話対応機器及び利用の手引きなどの冊子を同梱した荷物をひかり電話の加入者宅に配送する業務
荷物の配送数量	(1) 285,519 個(平成 17 年 11 月～18 年 3 月) (2) 293,024 個(平成 17 年 11 月～18 年 3 月)
配 送 費	(1) 3 億 3100 万余円(平成 17 年 11 月～18 年 3 月) (2) 3 億 0939 万余円(平成 17 年 11 月～18 年 3 月)
節減できた配送費	(1) 8460 万円(平成 17 年 11 月～18 年 3 月) (2) 1 億 5860 万円(平成 17 年 11 月～18 年 3 月)

## 1 ひかり電話の概要

### (1) サービスの概要

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)では、光ファイバケーブルとインターネットプロトコルを使用した通信サービスとして、B フレッツハイパーファミリータイプ、光プレミアムファミリータイプ等の月額固定料金の光ブロードバンドサービスを提供しており、これらの加入者を対象として IP 電話サービスの一種である「ひかり電話」の提供を平成 16 年 9 月から順次開始している。

ひかり電話は、IP 通信網を通じて音声データをデータとして送信するサービスであり、既存の固定電話サービスで使用していた電話番号が<sup>(注1)</sup>使え、固定電話サービスに比べて割安な料金設定となっていて、17 年度末の利用回線数は 891,438 回線(NTT 東日本 493,821 回線、

NTT 西日本 397,617 回線) となっている。

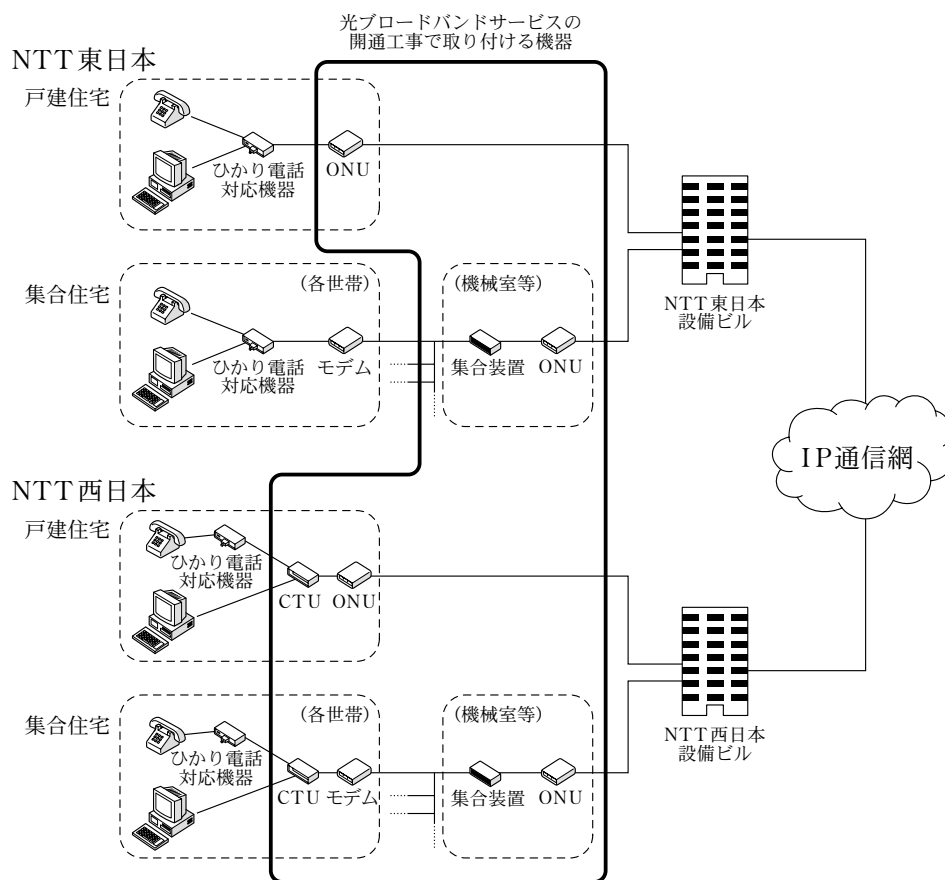
(2) 機器の配送及び設置方法

ひかり電話を利用するには、光ブロードバンドサービスに加入しておく必要があり、これに必要な光回線終端装置(以下「ONU」という。NTT 西日本では ONU に加えて加入者回線網終端装置(以下「CTU」という。)の設置が必要となる。)及び、従来の電話機をひかり電話用として使用するために必要なひかり電話対応機器を設置しなければならない。さらに、IP 通信網上でデータ送信のあて先を特定するため、設置した ONU 及びひかり電話対応機器にあらかじめ設定されている MAC アドレス<sup>(注2)</sup>(以下「アドレス」という。)を電話番号の管理を行うサーバ等にそれぞれ登録する必要がある。

上記の ONU 及び CTU(以下「ONU 等」という。)は、光ファイバケーブル等の資材とともに、資材・物流業務の受託会社(以下「物流会社」という。)による定期又は随時の資材配送便(以下「事業便」という。)により、必要に応じてあらかじめ、光ブロードバンドサービス、ひかり電話等の開通工事を請け負っている工事業者(以下「工事業者」という。)の倉庫まで一括して大量に配送され、工事業者の倉庫に保管される。

そして、光ブロードバンドサービスの開通工事は、次のように行われている(参考図参照)。

(参 考 図)



- ① NTT 東日本においては、設備部門から開通工事の指示を受けた工事業者が、開通工事のために倉庫から持ち出す ONU のアドレスを工事業者が使用するシステムに入力して前記のサーバ等に登録した後、当該 ONU を戸建住宅の加入者宅又は加入者が居住す

る集合住宅の機械室等の共有部分まで持ち込み、光ファイバケーブルを配線して ONU の設置・確認試験を行っている。

- ② NTT 西日本においては、ONU については上記と同様の工事内容となっているが、別途 CTU の取付けが必要なため、集合住宅の各加入者宅にも工事業者が赴いて CTU の設置・確認試験を行っている。

一方、ひかり電話の開通に当たっては、両会社とも、申込みを受けた後、物流会社が、ひかり電話対応機器のアドレスを同会社が使用するシステムに入力して前記のサーバ等に登録した後、当該ひかり電話対応機器及び利用の手引きなどの冊子を同梱した荷物(以下「ひかり電話対応機器等」という。)を宅配便により加入者宅に配送している。

そして、光ブロードバンドサービスの既加入者がひかり電話に加入する場合は、加入者自らがひかり電話対応機器を設置して開通の確認を行うことになっているが、ひかり電話と光ブロードバンドサービスを同時に加入する場合は、光ブロードバンドサービスの開通工事のために同時加入者宅(NTT 東日本では戸建住宅、NTT 西日本では戸建住宅及び集合住宅をいう。以下同じ。)に赴いた工事業者が、ひかり電話対応機器を設置して開通の確認を行っている。

両会社が物流会社に委託している契約により、宅配便で送る場合と事業便で送る場合のそれぞれのひかり電話対応機器等 1 個当たりの配送費をみると、次表のとおりとなる。

表 ひかり電話対応機器等 1 個当たりの配送費

		宅配便の場合		事業便の場合	
		出庫費	輸送費	出庫費(注)	輸送費
NTT 東日本	出荷時 2.2 kg、50 km 内の場合	520 円	610 円	600 円/件	16 円
NTT 西日本	出荷時 1.2 kg、50 km 内の場合		470 円		9 円

(注) 事業便における出庫費は、数十個から数百個の配送指示伝票 1 枚で 1 件となる。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

NTT 東日本及び NTT 西日本では、「既存の固定電話サービスから光ケーブルを使用した IP 電話サービスへの移行」を NTT グループの経営目標の 1 つとして掲げ、推進している。特にひかり電話は、既存の固定電話サービスに代わるものとして、今後も需要増が見込まれ、それに伴う機器の配送数量の増加も予測されるため、経済性・効率性等の観点から、ひかり電話の開通に伴う機器が加入動向を反映した適切な方法により配送されているかに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

NTT 東日本の東京支店ほか 12 支店及び NTT 西日本の大阪支店ほか 13 支店を対象として、光ブロードバンドサービスとひかり電話の加入情報が照合できるようになった 17 年 11 月から 18 年 3 月までの 5 箇月間のひかり電話の開通実績等に基づき、ひかり電話の開通に伴う機器の配送状況について検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、両会社では、17 年 11 月から 18 年 3 月までに上記の各支店におけるひ

かり電話の開通に必要なひかり電話対応機器等 578,543 個 (NTT 東日本 285,519 個、NTT 西日本 293,024 個) を配送する費用として宅配便による配送経費 6 億 4039 万余円 (NTT 東日本 3 億 3100 万余円、NTT 西日本 3 億 0939 万余円) を支払っていた。

しかし、この中には、光ブロードバンドサービスと同時に加入した場合に設置したひかり電話対応機器 387,492 台 (NTT 東日本の戸建住宅分 138,070 台、NTT 西日本の戸建住宅及び集合住宅分 249,422 台) に係る経費が含まれている。そして、これらについては、工事業者が同時加入者宅まで赴き、ONU 等の設置工事と併せてひかり電話対応機器を設置していることから、ひかり電話対応機器等を ONU 等と同様に事業便により工事業者の倉庫まで配送し、工事業者が同時加入者宅まで持ち込むことができたと認められた。ただし、この場合には、工事業者が使用するシステムに、ひかり電話対応機器のアドレスを入力して前記のサーバ等に登録できる機能を付加する必要があるが、この作業は数箇月でできると認められた。

したがって、ひかり電話の加入者が光ブロードバンドサービスと同時に加入し、工事業者が ONU 等の設置工事と併せてひかり電話対応機器を設置する場合には、事業便によりひかり電話対応機器等を工事業者の倉庫まであらかじめ一括して大量に配送することとすれば、ひかり電話対応機器等 1 個当たりの配送費は安価となって、これに係る配送費を節減できると認められた。

現に、両会社の法人営業を担当する部門、各支店の故障対応の部門等においては、ひかり電話対応機器を事業便で取り寄せておき、各担当者がそれぞれの顧客まで持参するなどしている状況であった。

#### (節減できた配送費)

本件について、前記のとおり、ひかり電話対応機器等を ONU 等と同様に事業便により工事業者の倉庫まで配送しておき、工事業者がこれを同時加入者宅に持ち込むこととすれば、ひかり電話対応機器等を加入者宅に配送する費用は NTT 東日本で約 1 億 7880 万円、NTT 西日本で約 6420 万円であり、工事業者が使用するシステムに新たな機能を付加することに伴う費用等を見込んだとしても、NTT 東日本で約 8460 万円、NTT 西日本で約 1 億 5860 万円の配送費が節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、同時加入者宅には、ONU 等及びひかり電話対応機器を併せて設置することとなるにもかかわらず、ONU 等を担当する設備部門とひかり電話対応機器を担当する営業部門との間で、機器の設置方法に対する考え方が異なっていて、事業便を使用した経済的な配送について調整が行われていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両会社では、設備部門及び営業部門がひかり電話対応機器等の配送について経済的な方法となるように部内で調整し、併せて、工事業者が使用するシステムにひかり電話対応機器のアドレスを入力して、前記のサーバ等に登録できる機能を付加するようシステム改良を行い、加入の状況に応じて、事業便又は宅配便のいずれかを使用することで経済的な配送とする処置を講じた。

(注 1) 利用回線数 利用者に割り振られた電話番号数

- (注2) MACアドレス ネットワーク上でデータの送り先を特定するため、ネットワーク機器の出荷時に設定される通信上の固有番号
- (注3) 東京支店ほか12支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、宮城、福島、岩手、青森、北海道各支店
- (注4) 大阪支店ほか13支店 大阪、みやこ、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、広島、山口、四国、福岡、熊本、沖縄各支店



## 第32 放送大学学園

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

大学運営に必要な業務の委託に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、契約方式を競争契約に改めるなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

科 目	業務費
部局等の名称	放送大学学園
契約名	平成16年度放送教材の複製及び配送業務ほか30件
契約の概要	放送教材の複製及び発送、通信指導問題等の編集及び印刷、印刷教材等の梱包及び発送など大学運営に必要な業務の一部を委託するもの
上記に係る契約件数及び契約金額	31件 10億8697万余円(平成16、17両年度)
適切な契約事務を実施する必要があると認められた契約件数及び契約金額	24件 10億0744万円

### 1 契約等の概要

放送大学学園(以下「学園」という。)は、放送大学学園法(平成14年法律第156号)に基づき、放送大学を設置し、同大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行っている。そして、学園では、放送大学の運営に必要な業務の一部について、毎年、随意契約により財団法人放送大学教育振興会(以下「振興会」という。)に委託して実施している。

学園の契約事務は、放送大学学園会計規程(平成15年放送大学学園規程第21号。以下「会計規程」という。)等に基づき行うこととされている。

会計規程等によると、業務の委託契約を締結する場合には、原則として競争に付することとされているが、契約の性質又は目的が競争を許さないときなどの場合には随意契約によることができることとされている。

### 2 検査の結果

#### (検査の観点及び着眼点)

学園の事業については、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)において、子会社等を相手として行われている外部発注には原則として競争条件を導入することが講ずべき措置の一つとして定められている。

そこで、学園が締結している契約のうち、学園の子会社等(関連公益法人)に該当する振興会と締結している業務委託契約について、合規性等の観点から、契約方式の決定等の契約事務が会計規程等に基づき適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているかに着眼して検査した。

#### (検査の対象及び方法)

学園が平成16、17両年度に随意契約により振興会と締結している契約のうち、1件の契

約金額が100万円以上の業務委託契約31件(契約金額10億8697万余円)を対象として検査を実施した。検査に当たっては、学園において契約書等の関係書類の内容を把握した上で、振興会等に協力を求めて業務の実施状況を確認するなどした。

(検査の結果)

検査したところ、上記31件の契約のうち、①ビデオテープ等の放送教材の複製及び発送、②通信指導問題等の編集及び印刷及び③印刷教材等の梱包及び発送に係る業務委託契約、計24件(契約金額10億0744万余円)において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、学園では、上記①、②及び③の業務委託契約については、次の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして随意契約によっていた。

- ① 放送授業の開始時期に間に合うように放送教材を短期間で複製し、発送することができるのは、学園の運営の趣旨等を理解している振興会しかない。
- ② 通信指導問題等の編集、印刷及び発送を一連の業務として円滑かつ確実に実施できるのは、学園の運営の趣旨等を理解している振興会しかない。
- ③ 放送授業の実施に間に合うように短期間で膨大な量の印刷物を発送することができるのは、施設環境及び人材を備えている振興会しかない。

しかし、これらの業務の実施状況を見ると、振興会は、いずれも業務の実施に必要な施設、設備等を保有しておらず、②のうちの編集業務を除く大半の業務を再委託先に実施させて、自らは再委託先との連絡調整、監督等の業務を行っている程度であった。そして、上記①、②及び③について、振興会が再委託先に実際に支払った額についてみると、次表のとおり、学園が振興会に対して支払った額(②については編集業務に要する額を除いた額)の、いずれも約90%となっていた。

表 再委託先への支払割合 (単位：件、千円、%)

年度	契 約	件数	振興会への支払金額 (A)	左のうち、編集費相当額 (B)	振興会から再委託先への支払額 (C)	割 合 (C/(A-B))
16	①放送教材の複製及び発送	1	239,676	/	217,877	90.9
	②通信指導問題等の編集及び印刷	10	165,501	5,966	145,031	90.9
	③印刷教材等の梱包及び発送	1	94,746	/	86,278	91.0
	計	12	499,924	5,966	449,188	90.9
17	①放送教材の複製及び発送	1	252,318	/	229,492	90.9
	②通信指導問題等の編集及び印刷	10	167,367	6,898	145,863	90.8
	③印刷教材等の梱包及び発送	1	87,836	/	79,820	90.8
	計	12	507,522	6,898	455,176	90.9
合 計		24	1,007,446	12,865	904,365	90.9

また、これらの業務は、いずれもその実施状況等からみて、特殊な技術等を要するものではなく、当該業務の実施に必要な仕様書を整備するなどすれば、振興会でなくても実施できるものであると認められた。

上記のように、受託業務の大半を再委託先に実施させていて当該業務の履行能力が十分でないにもかかわらず、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして振興会と

随意契約を締結している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、学園において、契約事務の執行に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、学園では、契約事務における公正性、競争性及び透明性を確保するため、18年9月に、契約方式が適切かなどについて審議する「契約方式等審議委員会」を設置した。そして、同委員会で審議した結果、前記の①、②及び③の業務委託契約については、直近の契約から競争契約等によることとし、同年同月から順次競争契約等に移行するために必要な作業を開始する処置を講じた。

## 第3節 特に掲記を要すると認めた事項

### 第1 相続税物納制度において、物納申請された財産に係る収納・引受事務及び引受け後の処分が長期化しており、処理未済事案が累積しているなどの事態について

検査対象	財務省、国税庁
会計名	一般会計
部局等の名称	関東財務局ほか2財務局及び5財務事務所等 関東信越国税局ほか2国税局及び6税務署
物納制度の概要	相続税を金銭で納付することを困難とする事由がある場合に納税義務者の申請により、金銭納付の例外として一定の相続財産をもって税務署等へ納付することを認めた制度。税務署等に収納された物納財産は、財務局等が国有財産として引き受け、一元的に管理・処分されている。
平成16、17両年度に引受済みの物納不動産の件数及び収納価額	4,909件 2616億円
平成17年度末時点で処理未済の物納申請不動産の件数及び収納見込価額	5,748件 2181億円
平成17年度末時点で保有している物納により引き受けた非公開株式の法人数及び台帳価額	59法人 231億円

#### 1 制度の概要

##### (1) 相続税物納制度の概要

相続又は遺贈により財産を取得した者等は、相続税法(昭和25年法律第73号)に基づき、原則として、相続の開始(被相続人の死亡)があったことを知った日の翌日から10箇月以内に相続税の申告及び納付を行うこととなっている。相続税は、納期限までに金銭で一括して納付することが原則であるが、所定の要件に該当する場合は延納が認められている。そして、相続税を延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合は、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、金銭以外の一定の相続財産をもって納付すること(以下「物納」という。)ができることとなっている。これは、相続財産のほとんどが不動産等で売却しなければ納付できない場合において、当該財産を担保とした資金調達や当該財産の売却が任意にできないときには、相続税の納付が困難となること、また、相続財産を売り急ぐことによって不利益を被ることにもなりかねないことから、金銭納付の例外としてその相続財産をもって納付に充てることを特に認めたものである。

物納される財産は、土地、建物等の不動産及び公社債、株式等の有価証券がほとんどであり、税務署等で物納が許可され収納された後、財務(支)局、財務事務所等(以下「財務局等」という。)が国有財産としてこれを引き受け、管理・処分を行うこととなっている。

## (2) 税務署等における物納申請財産の審査事務及び補正

相続税の物納を申請する納税義務者(以下「物納申請者」という。)は、納期限までに、被相続人の死亡の時における住所地の所轄税務署に物納申請書を提出することとなっている。そして、「相続税法基本通達」(昭和34年直資10)等(以下「国税庁通達」という。)によると、物納申請書を受理した税務署又は当該税務署から物納に関する事務の引継ぎを受けた国税局(以下「税務署等」という。)では、相続税を延納によっても金銭で納付することを困難とする事由等の審査とともに、当該物納申請財産が国有財産として管理・処分するのに適当な財産であるかどうかについて所要の審査を行うこととなっている。

税務署等では、その審査の中で、物納申請書やその添付書類に提出漏れ、記載誤り等の不備がある場合には、物納申請者に対し、必要な期間を定めて補正を求めることとされており、定められた期間内に正当な理由がなく補正されないものについては物納申請の却下を行うこととなっている。そして、審査の結果、税務署等限りで収納適当と判断可能なもの(I類型財産)については、物納財産の管理官庁である財務局等に対して物納許可の事前通知を行い、収納の適否を判断するために財務局等との協議を要するもの(II類型財産)については、財務局等に対して調査依頼を行うこととされている。また、税務署等限りで収納不適当と判断可能なもの(III類型財産)については、申請財産の変更要求(変更可能な財産がない場合には却下)を行うこととなる。

## (3) 財務局等における物納申請財産の調査事務及び補完整備

財務局等では、物納申請財産について税務署等から事前通知又は調査依頼(以下「調査依頼等」という。)を受理した場合には、不動産については「物納等不動産事務取扱要領」(平成13年財理第1265号。平成13年以前は「物納等不動産事務処理要領について」(平成4年蔵理第2351号))、有価証券については「物納等有価証券の取扱要領について」(平成13年財理1299号)(以下、これらを併せて「理財局通達」という。)に基づき、当該物納申請財産が国有財産として管理・処分するのに適当な財産であるかどうかについて所要の調査を行っている。調査の結果、管理・処分を行うのに不適当とする事由を消滅させるために措置すべき事項又は整備すべき書類(以下「補完事項」という。)がある場合は、税務署等を通じ物納申請者に対して補完事項の整備(以下「補完整備」という。)を求めることとなっている。そして、税務署等が財務局等から連絡を受けた補完事項を物納申請者に通知する場合には、補完事項の内容に応じて、原則として3箇月以内の補完すべき期限を定めて通知することとなっており、物納申請者が正当な理由なく期限内に補完整備を行わないときには、物納申請の却下を行うこととなっている。

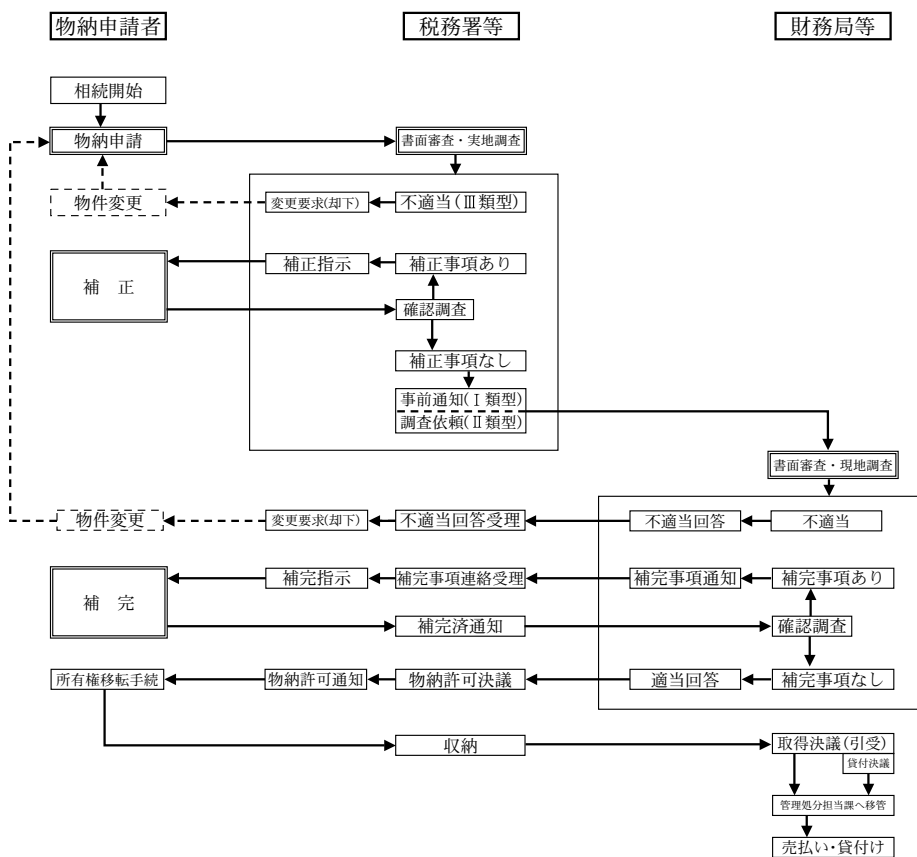
## (4) 物納財産の収納・引受事務及び税務署等と財務局等との連携体制

財務局等は、税務署等から当該財産に係る補完整備済みの通知を受けた場合には、当該補完事項について確認調査を行い、補完整備されたことが確認できたときには、当該物納申請財産を管理・処分することが適当である旨の回答を税務署等へ行うこととなっている。この適当である旨の回答を受けた税務署等では、当該財産の物納を許可し、許可を受けた申請財産は、所有権移転の登記を行うなどすることにより国に収納される。そして、

財務局等では、税務署等から物納財産引継書の送付を受け、収納の日付で引受けを行い普通財産として国有財産台帳に登載することとなる。

このような物納財産の収納・引受けの事務処理について、国税庁通達では、物納申請財産の管理・処分の適否等に関し財務局等と協議を要すると見込まれた事案については、速やかに協議を実施し、一般的事項についても事務連絡会を開催し、一層の事務処理の促進を図ることなどとされている。また理財局通達では、長期間、補完整備が未済となっている事案の進捗状況及び原因について、適宜、税務署等へ照会の上、処理促進に努めることなどとされている。

物納に関する事務処理の流れ



### (5) 財務局等における物納財産の管理・処分等

財務局等は、引き受けた物納財産のうち不動産(以下「物納不動産」という。)の管理・処分に当たり、借地権等の権利の目的となっていない不動産(以下「未利用財産」という。)については、まず、公用、公共用の利用を優先することとし、この利用が見込まれないものは、財政収入の確保を図るなどのために原則として一般競争契約により早期に売却することとしている。また、借地権等の権利の目的となっている不動産(以下「権利付財産」という。)については、従前からの借地権者等の事情を考慮し権利者に対し買受勧奨を行い、随意契約により売却の促進を図ることとされている。そして、これら物納不動産を売却するまでの間は、従前からの権利者への貸付けの継続を行うなど適切な管理に努めることとされている。

また、引き受けた物納財産のうち有価証券の処分に当たり、公開株式については、原則として当該株式の取引市場において速やかに売却することとされている。そして、非公開株式については、原則として競争契約により売却することとされているが、特別な事情がある場合は随意契約適格者に対し適宜買受勧奨を行うなど随意契約により売却の促進を図ることとされている。

#### (6) 相続税法の改正による物納制度の見直し

従来の相続税法の下では、物納不適格財産(管理・処分をするのに不適格な財産)について、法令上明確に定められていなかったり、また、物納申請から許可又は却下されるまでに長期間を要していたりする事態が見られた。そこで、平成18年度税制改正大綱によれば、制度に関する信頼を確保するとともに納税者の利便に資するよう、物納許可基準の明確化や手続の迅速化・明確化等の観点から、物納制度について抜本的な見直しを行うこととなり、18年4月に相続税法が一部改正され、同月以降に相続等により取得された財産に係る相続税について適用されることとなった。改正内容は物納不適格財産を明確に規定したほか、物納手続に関して、次のような事項が規定された。

##### ① 物納手続の明確化

物納申請財産を国が収納するために必要な書類を法令で明確に定めるとともに、書類の提出がなかった場合等には、提出等の補完を申請者に求め、その期限を20日以内と定め、期限までに補完が行われない場合は物納申請は取り下げられたものとみなすこととなった。また、廃材の撤去その他の物納財産を収納するために必要な措置を講ずべきことを物納申請者に求める場合、1年以内の期限を定め、期限までに措置が講じられない場合は却下できることとされた。これらの期限は、申請者からの届出により延長することができるが、その期限はいずれも補完又は措置を求める通知を申請者が受理した日の翌日から最長1年間とされた。

なお、従来、物納申請書等に不備がある場合に税務署等が物納申請者に対して求めていた補正についても、新制度の下では、補完という名称に統一された。

##### ② 物納申請の許可等に係る審査期間の法定

税務署等は、物納申請の許可又は却下を物納申請期限等から3箇月(物納申請財産の物件が多数となるなど調査に相当の期間を要すると見込まれる場合には6箇月又は9箇月)以内(①の物納申請者が補完又は措置に要する期間等を除く)に行い、この期間内に許可又は却下をしない場合には物納を許可したものとみなすこととなった。

##### ③ 物納申請者の利子税の負担

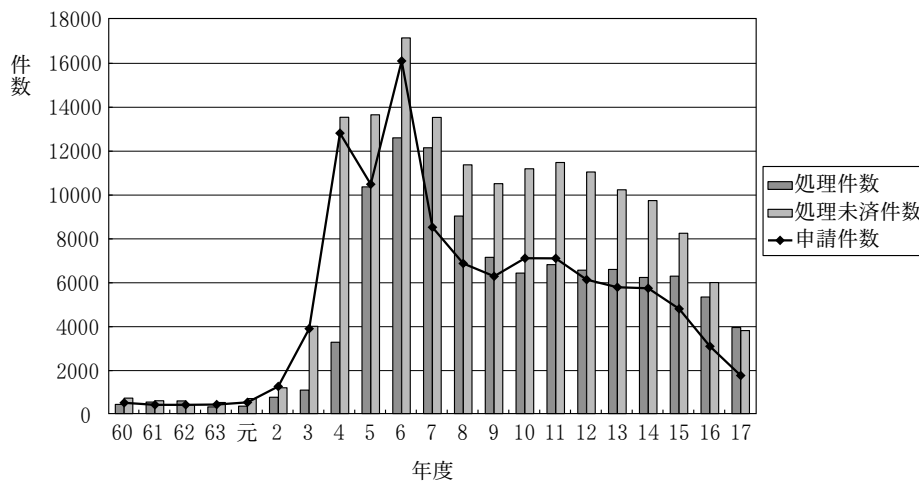
物納により納付が完了されるまでの間(②の審査期間等を除く)について、物納申請者に対し利子税の負担を求めることとなった。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

物納申請件数は、図1のとおり、元年度以前までは、毎年度400件から500件程度で推移していたが、バブル経済の破綻により地価が下落し、経済環境が悪化し、金銭納付が困難な納税者が増えたことなどから、その後特に4年度から6年度にかけて急激に増加している。

図1 物納申請件数と処理件数及び処理未済件数



そして、税務署等に収納される以前の物納申請に対する処理の状況について、税務署等で把握している物納申請書単位の処理件数でみると、4年度から6年度にかけて物納申請件数が急増したため、4年度以降は処理未済件数についても急増し、高い水準で推移していた。その後、物納申請件数が減少していることもあり近年では処理件数が申請件数を上回って推移しているため、処理未済の件数は減少傾向にある。しかし、4年度から6年度にかけての申請件数の急増のため、その一部については処理が追いつかず、その後の処理に長期間を要したり、処理未済が長期化していたりする事態が見受けられた。

このため、物納制度については、前記のとおり18年4月に相続税法の改正が行われた。この改正により、同月以降に開始された相続に係る物納申請については、補完整備等の期間が事前に明確化されるなど新制度の適用を受けることとなり、これまでのように事務処理が長期化するものは少なくなると見込まれる。しかし、17年度末時点で処理未済となっている物納申請財産については、今後も旧制度の枠組みの中で事務処理が行われることから、事案によっては更に長期化するおそれもある。

また、物納財産は金銭に代えて納付されるものであり、収納・引受け後に売却等処分されることで金銭に換価され、初めて国の収入となることから、できるだけ早期に処分し換価されることが重要であると認められる。

そこで、有効性等の観点から、物納財産の収納・引受け及び引受け後の処分が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

**(検査の対象及び方法)**

物納財産に係る事務処理は、前記のように物納申請から税務署等に収納されるまでと、その後財務局等に引き受けられた後の管理・処分の2段階に大別することができる。また、物納財産は、不動産及び有価証券がそのほとんどを占めていることから、①物納不動産の収納・引受事務及び②物納不動産の引受け後の処分等並びに③物納有価証券の収納・引受け、処分等の状況の3点に大別し、関係各部署において、それぞれの事務処理段階において作成された関係書類等を確認するなどして検査した。

なお、上記の各検査事項に関しては、財務省及び国税庁からの説明を聴取した。

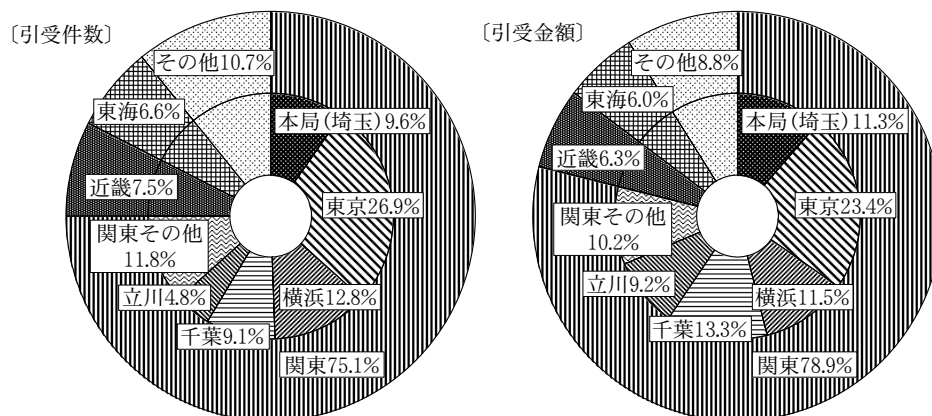
**(1) 物納不動産の収納・引受けの事務処理の状況**

物納財産のうち、物納不動産の収納・引受けについては、図2のとおり、引受件数ペー



ス、引受金額ベースのいずれにおいても、全国の75%程度が関東財務局管内に集中しており、これに近畿、東海両財務局管内を加えた地域において、全国の90%程度が集中している状況にある。

図2 平成16、17両年度に引き受けた物納不動産の財務局等別割合



そこで、このような状況を踏まえ、16、17両年度に国に収納され、関東財務局ほか2財務局、千葉財務事務所ほか3財務事務所及び立川出張所(以下「8財務局等」という。)において引き受けた物納不動産(以下「引受済みの物納不動産」という。)4,909件(未利用財産2,249件、権利付財産2,660件)、収納価額2616億余円(未利用財産1845億余円、権利付財産771億余円)を対象として、物納申請されてから収納・引受けに至るまでの一連の事務処理の状況について検査した。また、8財務局等において税務署等から調査依頼等がなされたが17年度末時点では許可又は却下等の処理が未済となっている物納申請不動産(以下「処理未済の物納申請不動産」という。)5,748件(未利用財産1,015件、権利付財産4,733件)、収納見込価額2181億余円(未利用財産998億余円、権利付財産1182億余円。ただし、収納見込価額が把握できなかった未利用財産50件、権利付財産113件に係るものを除く。)を対象として検査した。なお、検査は、8財務局等のほか、上記の引受済みの物納不動産及び処理未済の物納申請不動産を所管する税務署等のうち、関東信越国税局ほか2国税局及び浦和税務署ほか5税務署においても実施した。

検査に当たっては、物納申請があった不動産について、8財務局等では電子計算システムを使用して物件単位で進行管理を行っていることから、そのデータを活用し、物件単位で物納申請から収納・引受けまでの事務処理期間等を整理するなどした。このため、前記図1の税務署等における物納申請単位で把握した件数とは異なっており、また、後述する申請から収納・引受けまでの事務処理に要した平均期間等についても、上記のデータを活用し物件単位で集計を行ったものである。

## (2) 物納不動産の処分等の状況

財務局引受け以後の物納不動産の管理・処分状況については、平成10年度決算検査報告において、4年度から10年度までに引き受けた物納不動産を対象として検査したところ、各年度の処分件数が引受件数を下回っていることから保有件数等が毎年増加しており、物納不動産のより一層の処分の促進等に努めていくことが必要である旨を「特定検査対象に関する検査状況」として掲記したところである。そこで、8財務局等が15年度から17年度までに引き受けた物納不動産7,639件(未利用財産3,789件、権利付財産3,850件)等を対象として、引受件数と処分件数を比較するなどして検査した。

(3) 物納株式の収納・引受け及び管理・処分の状況

物納財産のうち、有価証券については、表1のとおり、その大部分を株式が占めていることから、これら物納株式の引受け及び管理・処分の状況について検査を実施した。物納株式については、公開株式は、各財務局等において引き受けられた後、すべて関東財務局東京財務事務所へ所属替えされて管理・処分され、非公開株式は、発行会社の本社所在地を所管する財務局へ所属替えされて管理・処分されることとなっている。そこで、公開株式については東京財務事務所が17年度末に保有している16法人(台帳価格26億7406万余円)、非公開株式については関東、東海、近畿の3財務局が17年度末に保有している59法人(台帳価格231億6769万余円)を対象として検査した。

表1 物納有価証券の各年度ごとの引受け、処分及び年度末保有の状況

(単位：百万円)

	引受け(取得)				処分(売却)				年度末保有							
	株 式			その他 証券	株 式			その他 証券	株 式						その他証券	
	公開株式	非公開 株式	小 計		公開株式	非公開 株式	小 計		公開株式	非公開株式	小 計					
台帳価格	台帳価格	台帳価格	台帳価格	台帳価格	台帳価格	台帳価格	台帳価格	銘柄	台帳価格	銘柄	台帳価格	銘柄	台帳価格	銘柄	台帳価格	
平成15年度	17,470	8,152	25,622	160	12,124	4,208	16,333	0	315	16,870	90	30,286	405	47,157	305	5,048
平成16年度	800	2,979	3,780	37	13,430	6,137	19,568	11	61	4,241	82	27,127	143	31,369	293	5,035
平成17年度	2,141	2,258	4,399	1	3,710	5,176	8,887	0	16	2,674	73	24,052	89	26,726	152	3,869

(注1) 関東財務局ほか2財務局 関東、東海、近畿各財務局

(注2) 千葉財務事務所ほか3財務事務所 千葉、東京、横浜、岐阜各財務事務所

(注3) 関東信越国税局ほか2国税局 関東信越、東京、名古屋各国税局

(注4) 浦和税務署ほか5税務署 浦和、所沢、新宿、東京上野、渋谷、横浜中各税務署

(検査の結果)

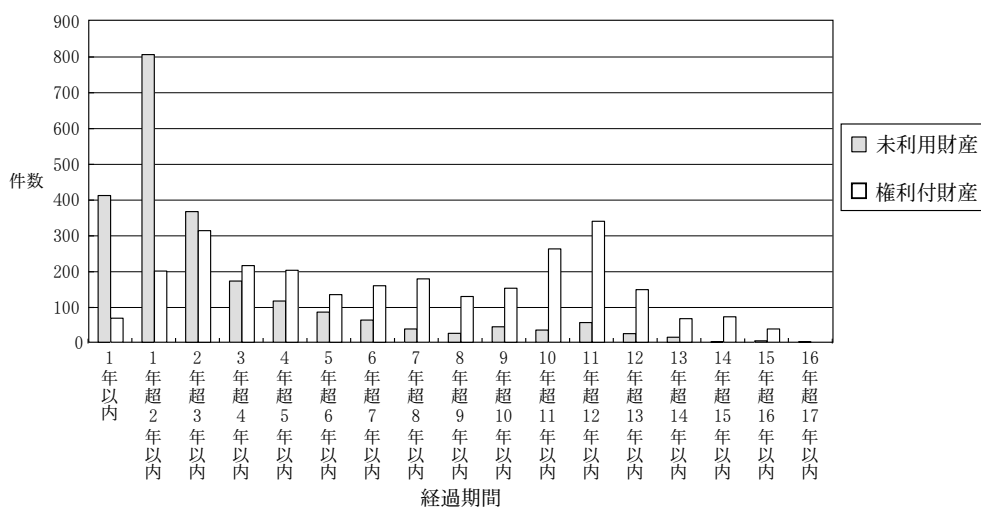
(1) 物納不動産の収納・引受けの事務処理の状況

ア 物納申請から収納・引受け等までの事務処理の状況

前記の引受済みの物納不動産4,909件について、物納申請されてから収納・引受けまでの事務処理に要した期間(以下「総所要期間」という。)をみると、平均で5年3箇月(未利用財産3年、権利付財産7年3箇月)、最長は未利用財産で16年1箇月、権利付財産で15年11箇月となっていた。

引受済みの物納不動産の総所要期間の期間別の分布は図3のとおりであり、未利用財産についてみると、近年物納申請件数が減少している中で、2年以内に収納されたものが多数を占め、総所要期間が10年超のものは5.9%(133件)であるのに対し、権利付財産については、総所要期間が10年超となっているものは34.5%(920件)となっており、未利用財産に比べて処理が長期化している傾向がみられた。

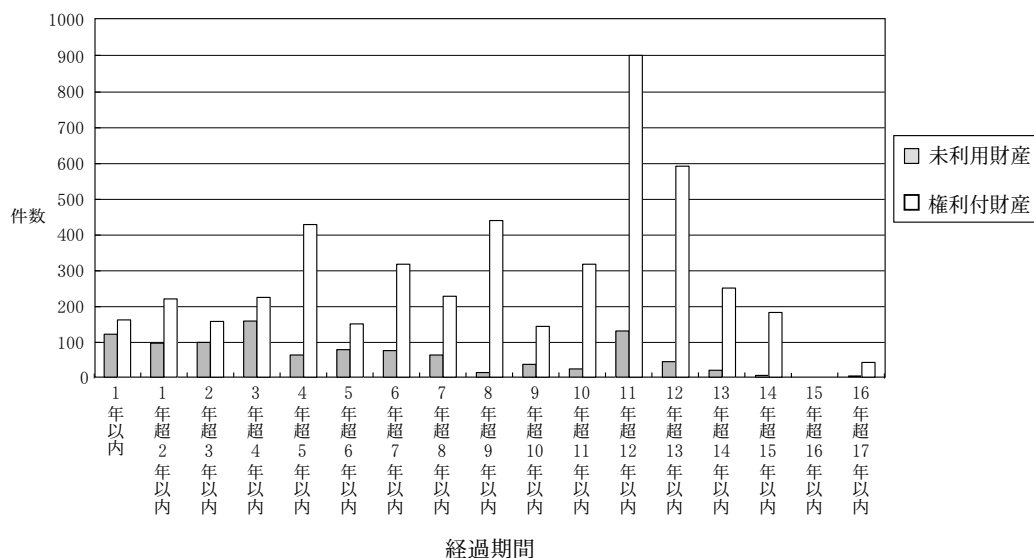
図3 物納申請から収納・引受けまでに要した期間別の件数分布(引受済みの物納不動産)



また、処理未済の物納申請不動産 5,748 件については、事務処理が完了しなければ要した期間が確定しないため、物納申請されてから 17 年度末時点までの経過期間(以下「総経過期間」という。)について集計したところ、平均で 8 年 1 箇月(未利用財産 5 年 7 箇月、権利付財産 8 年 8 箇月)、最長は未利用財産で 16 年 7 箇月、権利付財産で 16 年 7 箇月となっていた。

処理未済の物納申請不動産の総経過期間の期間別の分布は図 4 のとおりであり、未利用財産についてみると、総経過期間が 10 年超となっているものは 21.8% (222 件) となっているのに対し、権利付財産については、総経過期間が 10 年超となっているものは 48.1% (2,277 件) となっており、特に権利付財産においては、未利用財産に比べて処理が長期化している事案が多数累積している傾向が顕著にみられた。

図4 物納申請から平成 17 年度末までの期間別の件数分布(処理未済の物納申請不動産)



このように、権利付財産について、未利用財産に比べて処理期間が長期化する傾向がみられるとともに、未利用財産、権利付財産いずれも処理未済の物納申請不動産については、いまだ処理が完結していないにもかかわらず、17 年度末時点での総経過期間の

平均が、既に引受済みの物納不動産の総所要期間の平均を超えて処理が長期化しており、処理完了までには今後更に日時を要するおそれもある。

物納財産は金銭に代えて納付するものであり、速やかに収納し換価される必要があるが、上記のように、物納申請財産の収納・引受けの事務処理に長期間を要したり、処理未済が長期化したりすることは、その分、当該財産の売却の機会又は国による当該財産の貸付けの開始も遅延する結果となっている。

イ 収納・引受けの事務段階別の状況

収納・引受けの事務処理が長期化している原因を分析するために、事務段階別に要した期間を集計したところ、以下のような状況であった。

引受済みの物納不動産については、図5のとおり、未利用財産は総所要期間36.1箇月のうち、物納申請から調査依頼等までが16.8箇月(46.5%)、補完整備が15.0箇月(41.5%)で両者で88.0%、権利付財産は総所要期間87.3箇月のうち、物納申請から調査依頼等までが34.5箇月(39.5%)、補完整備が45.2箇月(51.7%)で両者で91.2%を占めていた。なお、物納申請から調査依頼等までの期間の中には、物納申請者が補正に要した期間が含まれている。

処理未済の物納申請不動産については、図6のとおり、未利用財産は総経過期間67.6箇月のうち、物納申請から調査依頼等までが25.8箇月(38.1%)、補完整備が37.2箇月(55.0%)で両者で93.1%、権利付財産は総経過期間104.1箇月のうち、物納申請から調査依頼等までが42.0箇月(40.3%)、補完整備が55.2箇月(53.0%)で両者で93.3%を占めており、引受済みの物納不動産と同様、物納申請から調査依頼等まで及び補完整備に時間を要している状況がみられた。

図5 物納申請から収納・引受けまでの各段階別の平均期間(引受済みの物納不動産)

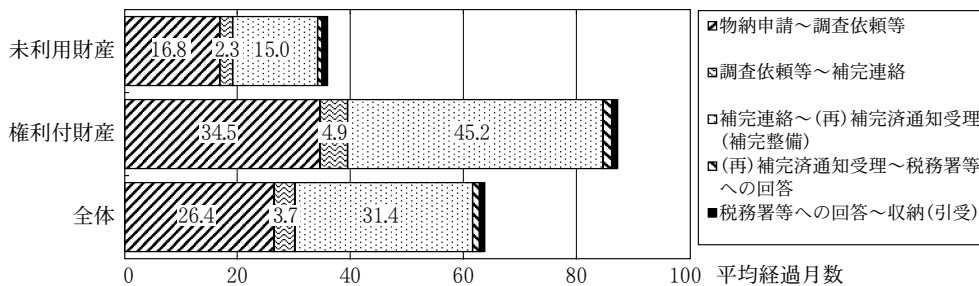
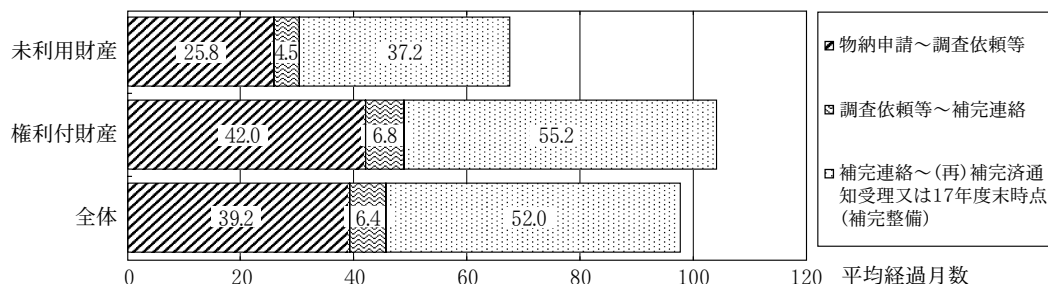


図6 物納申請から平成17年度末までの各段階別の平均期間(処理未済の物納申請不動産)



ウ 権利付財産の物納申請から収納・引受けまでの期間の貸付料の状況

権利付財産については、当該財産が国に収納されるまでの期間についての所有権は物納申請者が引き続き有しているため、物納申請から収納までの期間の貸付料についても物納申請者が引き続き収受することとなり、その財産が国に収納された時点で、国が物

納申請者の借地権者等に対する賃貸借契約を承継し、国の貸付料収入となる制度となっている。このため、物納申請財産の収納・引受けまでの事務処理に要する期間が長期化すれば、その間、物納申請者は、固定資産税等の維持管理費用等の負担を伴うものの、貸付料についても長期間にわたり収受する結果となる。

引受済みの物納不動産のうち、権利付財産 2,660 件についてみると、物納申請者が収受していた貸付料の年額合計は 14 億 6169 万余円となっており、このうち、申請から 10 年を超える権利付財産 920 件に係る貸付料年額は、4 億 5083 万余円となっていた。

また、処理未済の物納申請不動産のうち、権利付財産 4,733 件については、賃貸借契約書の写し等が物納申請時等に提出されていて貸付料が把握できた 2,761 件をみると、物納申請者が収受していた貸付料の年額合計は 13 億 1701 万余円となっており、このうち、申請から 10 年を超える権利付財産 1,351 件に係る貸付料年額は、5 億 9409 万余円となっていた。

## エ 収納・引受けまでの事務処理が長期化している要因

物納不動産の物納申請から収納・引受けまでの事務処理が長期化している要因については、次のとおり、個別の財産に係る要因と、制度及び運用面での要因があると認められた。

### (ア) 個別の財産に係る要因

前記イのとおり、物納申請から調査依頼等までの段階及び補完整備の段階での事務処理に長期間を要していることから、その要因について、物納申請者と直接対応している税務署等において検査したところ、個別の財産に係る要因として、主なものは以下のとおりであると認められた。

#### ① 賃貸借関係の整備に長期間を要していたこと

権利付財産において、土地所有者である被相続人と借地権者との借地契約が口頭で行われていたなどのため、相続後に物納申請者である相続人と借地権者との間の契約関係を明確にする必要があり、そのための賃貸借契約書の作成、貸付料の決定等、賃貸借関係の整備に長期間を要していた。また、登記簿上一筆の土地に複数の権利者がいる場合、引受け後の管理・処分を円滑に行うため、それぞれの権利者ごとに借地範囲を確定する必要があるが、借地権者間の争いなどにより確定できず、借地範囲の確定を前提として整備が可能となる賃貸借契約書の提出等に長期間を要していた。

#### ② 申請物件が多数であったことから書類の整備等に長期間を要していたこと

物納申請不動産が数十から百を超えるような多数物件であったため、物納申請者においてすべての財産の書類整備、測量等を行うことができないまま物納申請が行われ、これらの書類の提出等を指示したが、費用の捻出が困難等の理由により同時に行えず、ブロックごとに行うなどしたため書類の提出等に長期間を要していた。

#### ③ 境界確定に長期間を要していたこと

隣接地主から境界線に異議のない旨の了解が得られていることを確認するため「隣接地主の境界に関する同意書」を提出するよう指示したところ、隣接地主との間でトラブルが発生したり、隣接地主において相続が発生し財産未分割の状態であるため確認を取るべき者が特定されなかったりしたなどの理由で、提出に長期間を要していた。

④ 物納申請不動産の分筆が必要となり、その処理に長期間を要したこと

物納申請不動産の評価額が物納申請額を大幅に上回っているため、収納価額を物納申請額に合わせるため分筆が必要となったり、申請地の一部が物納不適格であるため分筆が必要となったりしたなどのため、分筆案の作成を指示した。しかし、その作成に長期間を要したり、作成されても接道条件、画地の形状に処分上の問題があるなどしたため再度分筆案の作成を指示したりしたことなどにより、分筆に長期間を要していた。

⑤ 財産分割に長期間を要していたこと

相続人の中で相続財産の分割協議がまとまらず、財産未分割の状態で物納申請がされたため、物納申請者に対して財産分割を行うよう指示していたが、協議がまとまるのに長期間を要していた。

上記について、事務処理が長期化していた事例を示すと以下のとおりである。

<事例1-1>

物納申請者Aが平成9年5月に物納申請した財産は、宅地等245件(総面積26,885㎡、収納(見込)価額50億余円)の権利付財産等であるが、申請財産が多数であり測量費用の捻出が困難であることから測量に長期間を要した。また、登記簿上1筆の土地に複数の権利者がおり、引受け後の管理・処分を円滑に行うため、それぞれの権利者ごとに借地範囲を確定する必要があったが、借地権者間の争いなどにより確定できず、借地範囲の確定を前提として整備が可能となる賃貸借契約書の提出等に長期間を要した。そして、上記の245件をブロックごとに整備することとし、物納申請から7年から8年経過した16年6月から18年2月にかけて、およそ4回に分けて57件が収納され、その間、28件については物納申請を取り下げなどされ、残り160件については物納申請から8年10箇月経過した17年度末現在においても補完整備が完了しておらず、処理未済となっているものである。

なお、当該財産の貸付料年額は収納済みの財産に係るもので1471万余円、処理未済の財産160件中、貸付料が把握できた71件に係るもので1582万余円あり、固定資産税等の維持管理費用等の負担が伴うものの、物納申請者が収受していた貸付料年額は、合計3053万余円となっていた。

(イ) 背景並びに制度及び運用面での要因

物納申請不動産の収納・引受けに係る事務処理の長期化については、背景として、前記図1のとおり、バブル経済の破綻以降、物納申請が急増したことから、税務署等、財務局等において、処理体制の改善に取り組んできたものの、その職員数は限られているため、税務署等、財務局等における処理が追いつかなかった状況などがあるが、その制度及び運用面での要因として以下のようなものがあると認められた。

① 物納申請者に早期に補完整備を行う動機付けが働きにくいこと

権利付財産については、財産が収納され所有権が国へ移転されるまでの間は、物納申請者が所有権を持つことから、補完整備が長期化するほど、固定資産税等の維持管理費用等の負担が伴うものの、貸付料については物納申請者が収受し続けることとなり、早期に補完整備を行うという動機付けが物納申請者に働きにくい状況であった。

## ② 物納申請者の個別の事情に配慮した運用がなされていたこと

国税庁通達によれば、物納申請者が税務署等から定められた補完期間等を過ぎても正当な理由なく補完整備等が行われないときは却下することとなっている。しかし、補完整備には第三者が関係し物納申請者単独で対応できないものも多いことなどから、一律の基準で却下することは困難であったこと。また、測量などの補完整備に要する費用については物納申請者の負担で行われていることなどから、申請からの期間が長期化するほど物納申請者の経済的負担が増大すること、物納制度が不動産を大量に相続した納税者を救済する趣旨のものであることなどから、税務署等において物納申請者の個別の事情に配慮した運用がなされていた。

## (2) 物納不動産の処分等の状況

### ア 引受件数と処分件数の状況

平成10年度決算検査報告以降、財務局等においては、未利用財産の売却について、一般競争入札に当たり、最低売却価格を公表した入札制度を導入し、個人や中小企業の購入希望者が参加しやすい環境を整備することにより、入札参加者の拡大を促し売却促進を図ったり、現状のままでは売却困難な財産について造成工事等により付加価値を高めて分譲を実現する信託方式を採用したりするなど、処分促進に向けた方策を講じてきた。また、権利付財産の売却についても、権利者に対し、概算売却価格や延納を活用した場合の支払例等を具体的に提示する方法で買受勧奨を積極的に行うなどの方策を講じてきた。

その結果、表2のとおり、未利用財産においては処分が進み年度末保有件数も年々減少してきており、一定の改善が図られている。

しかし、権利付財産については、収納から処分までの事務処理に要した平均期間をみると、処分までに長期間かかっている状況であり、また、年度末保有件数の推移をみても10年度末より増加しており、近年では若干の減少がみられるものの、いまだ保有件数が多数となっている状況である。これは、権利付財産については、原則として、当該権利者に対し買受勧奨を行い随意契約により処分することとしているため、売却の成否は権利者に買い受けの意向や資力があるかどうかによって左右されることなどから、早期に一般競争入札に付すこととされている未利用財産に比べて売却されるまでに長期間を要するためである。

なお、18年4月の国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の改正により、未利用財産や権利付財産の売却の促進を図るための交換制度が導入された。これは、未利用財産のうち、立地条件が劣る不整形地等については、隣接地と土地の一部を交換して土地の整形化等を行うことや、また、権利付財産のうち借地権の目的となっている土地については、借地権と底地である国有地の一部を交換して当該国有地の借地権を消滅させることで、売却の促進を図ろうとするものである。

表2 物納不動産の引受け及び処分状況

(単位：件)

区分・年度		10年度(参考)	15年度	16年度	17年度
未 利 用 財 産	引受件数(A)	1,434	1,540	1,266	983
	処分件数(B)	993	3,928	3,625	2,247
	収納から処分までの 平均期間(年)	—	—	3.8	3.3
	(A)－(B)	441	△ 2,388	△ 2,359	△ 1,264
	年度末保有件数	9,539	5,045	3,395	2,240
権 利 付 財 産	引受件数(A)	1,930	1,190	1,185	1,475
	処分件数(B)	531	1,139	1,473	2,016
	収納から処分までの 平均期間(年)	—	—	8.2	11.9
	(A)－(B)	1,399	51	△ 288	△ 541
	年度末保有件数	11,901	19,609	19,357	18,802
計	引受件数(A)	3,364	2,730	2,451	2,458
	処分件数(B)	1,524	5,067	5,098	4,263
	収納から処分までの 平均期間(年)	—	—	5.3	8.0
	(A)－(B)	1,840	△ 2,337	△ 2,647	△ 1,805
	年度末保有件数	21,440	24,654	22,752	21,042

注(1) 10年度の処分件数は、4年度から10年度に引き受けた物納財産に係るものだけを計上している。

注(2) 上記の処分件数は、売却と信託による処分件数の合計であり、それ以外の方法により処分した件数が含まれていないなどのため、前年度末保有件数＋本年度引受件数－本年度処分件数＝本年度末保有件数とはならない。

注(3) 10年度の件数は、今回の検査対象箇所分以外に神戸、京都両財務事務所分を含んでいる。

### (3) 物納株式の収納・引受け及び管理・処分

#### ア 公開株式の状況

公開株式については、前記のとおり、全国の財務局等において引き受けられた後、東京財務事務所において一括して管理されている。これらの物納により引き受けられ17年度末に保有している公開株式は16法人(台帳価格26億7406万余円)であり、物納申請から収納・引受けまでの事務処理に要した平均期間は、16.2箇月となっていた。

また、引受け後の状況については、公開株式は原則として引受け後に当該株式の取引市場において速やかに売却することとされていることから、引き受けた公開株式の大半が当該年度中に売却されていた。ただし、特定の株式について多量に物納された場合などにおいて、一度にまとめて売却することが市場における価格形成に重大な影響を及ぼすと懸念される場合には、市場への影響を抑えながら少量ずつ分割して売却することとしており、このような事情から、17年度末において1年以上継続して保有している公開株式は11法人(台帳価格24億1905万余円)であった。



イ 非公開株式の状況

(ア) 物納申請から収納・引受けまでの状況

前記の3財務局が17年度末に保有している物納により引き受けた非公開株式は59法人(台帳価格231億6769万余円)であり、物納申請から収納・引受けまでの事務処理に要した平均期間は27.6箇月となっていた。

非公開株式は、売却できる見込みがないものは物納不適格財産とされていることから、財務局等では、税務署等から調査依頼等を受けた場合には、発行会社の経営内容や物納後に買い受ける希望を有する者がいるかどうかなどについての調査を行っている。そして、これらの確認等に日時を要するため、公開株式に比べると物納申請から収納・引受けまでの事務処理に要した平均期間は長期化する傾向がみられたが、物納申請からほぼ3年以内には収納・引受事務が行われている状況であった。

(イ) 引受け後の管理・処分の状況

上記の3財務局が17年度末に保有している59法人の非公開株式について、引受けからの経過期間とその処分状況についてみると、表3のとおり、56法人(台帳価格226億2452万余円)については、1年超継続して保有しており、3年超となっているものが39法人、5年超となっているものが34法人あり、なかには10年を超えているものが14法人となっていて、財務局等が引き受けてから長期間経過した非公開株式を多数保有している状況であった。

そして、59法人のうち17年度に配当のあった法人は22法人、配当金額は5521万余円であるが、残り37法人は無配当であった。

また、これらの非公開株式の処分状況についてみると、59法人のうち、一部売却した14法人を除き45法人については財務局等が引受け後に全く売却が行われていない状況であり、その引受けからの経過期間別の内訳は表3下段のとおりとなっている。

表3 17年度末に保有している非公開株式の引受け(取得)後の経過期間等の状況

(単位：円)

引受け(取得)からの経過期間	1年以内		1年超		うち3年超		うち5年超		うち10年超		合計	
	法人数	台帳価格	法人数	台帳価格	法人数	台帳価格	法人数	台帳価格	法人数	台帳価格	法人数	台帳価格
所管財務局												
関東財務局	1	3億1923万	47	214億9134万	34	150億9336万	30	114億2510万	13	18億8212万	48	218億1057万
近畿財務局	2	2億2393万	3	1億4436万	2	7658万	2	7658万			5	3億6830万
東海財務局			6	9億8881万	3	6億2907万	2	3億5706万	1	1600万	6	9億8881万
合計	3	5億4317万	56	226億2452万	39	157億9903万	34	118億5876万	14	18億9812万	59	231億6769万
引受け後の処分状況												
一部売却有り	0	0	14	121億2856万	12	103億0011万	11	73億0373万	1	6億7744万	14	121億2856万
全く売却無し	3	5億4317万	42	104億9595万	27	54億9891万	23	45億5503万	13	12億2067万	45	110億3913万
合計	3	5億4317万	56	226億2452万	39	157億9903万	34	118億5876万	14	18億9812万	59	231億6769万

(ウ) 処分が長期化している背景及び制度的要因

財務局における非公開株式の売却については、理財局通達によれば、原則として一般競争契約により処分することとされており、特別な事情がある場合は随意契約による処分が認められている。そして、前記のように財務局等では、非公開株式の発行会社の経営内容や物納後に買い受ける希望を有する者の有無などについて調査を行い、

物納後に買い受ける希望を有する者がいる場合には物納申請者に「物納株式買受けに関する申出書」(12年度以前は「物納株式買受けに関する確約書」等。以下「買受け申出書」という。)の提出を求めており、引受け後は、まず、原則的に当該買受け申出書に署名した物納株式を買受けすることを申し出た者(以下「買受け申出人」という。)に対し買受勧奨を行った上、売却することとしている。

しかし、前記のように、非公開株式については財務局等において引受け後に売却できる見込みがあることを事前に確認したとしているにもかかわらず、引受け後に売却されずに長期間経過したものが多数保有されている状況であった。このように処分が長期化している背景及び制度的要因として、主として以下のことがあると認められた。

① 買受け申出人が物納後の買受けに応じないこと

財務局等では、非公開株式の物納に当たっては、物納後に売却できる見込みがあることを確認する手段の一つとして、物納後に買い受ける希望を有する者がいる場合には、物納申請者から買受け申出書の提出を受けることにしており、近年物納されたすべての非公開株式については、物納許可の際にこの買受け申出書が提出されていた。

しかし、この買受け申出書は買受けの履行を法的に義務付ける性格のものではないため、買受け申出人が買受けに応じない場合について特段のペナルティーもなく、このような事情から、買受け申出人の資金繰りが困難など自らの財務状況等を理由として、物納後に買受けに応じないまま長期間を経過している状況が見受けられた。

このように、買受け申出人が買受けに応じない場合には、当該株式の発行会社を通じて、会社の役職員など縁故者に対して別途買受勧奨を行った上で、合意が得られたものについては売却することとしているが、それでも買受希望者がいない場合は、一般競争契約により処分することとされている。しかし、従来は、法制上で一般競争契約を行うのに必要な財務諸表等を発行会社が提出することを確約する書類の提出が義務付けられていなかったため、一般競争に付する際に必要な財務諸表が法人から提出されなかったり、一般競争に付したものの購入希望者が現れなかったりなどの事情により、近年では非公開株式を一般競争契約により処分した事例はなく、すべての非公開株式が上記の買受け申出人や縁故者等に対する随意契約のみにより売却されている状況であった。なお、今回の相続税法改正において、18年度以降は物納許可の条件として、財務諸表等を発行会社が提出することを確約する書類の提出を義務付けることとなった。

<事例3-1>

V社株式7万2800株(台帳価格6777万余円)は、平成14年2月に相続人Pから物納申請され、V社役員であるQを買受け申出人とする買受け申出書が提出されたことから物納許可され、15年7月に財務局へ引き受けられた。財務局では、物納許可する際に16年度から20年度までの5年間での分割購入を認めていたが、買受け申出人であるQの資金事情により16年度は買取りができなかった。その後、買取り期間を17年度から20年度までの4年間とする変更の申し出

がなされ、買取り価格算定のため17年9月に株式価値を再評価したところ、V社は債務超過状態であり算定上の株式価値は0円となった。このような経緯により、17年度末までに全く買取りはされておらず、財務局では今後民間精通者に対し株式価値の再評価を依頼することとしている。また、当該株式については財務局引受け後の16、17両年度において配当は全く行われていない状況であった。

② 物納許可時点で、買受け申出人に長期間の分割購入の申出を認めていること

財務局では、買受け申出書の提出を受ける際に、買受け申出人の財政事情などによっては、物納後の購入方法について複数年度の分割による購入を認めており、理財局通達によれば13年度以降においては分割の期間は原則5年以内とされている。

しかし、このように分割購入を認めた場合においても、買受け申出人の事情により、当初の予定どおりに買い受けできずに、買受け期間の繰延べ(リスケジュール)を行っていたり、12年度以前のもの納申請においては、5年超や10年超など極めて長期間にわたる分割購入を認めていたりしている事例も見受けられた。

<事例3-2>

W社株式15万7300株(台帳価格2億5403万余円)は、平成10年6月に相続人R外1名から物納申請され、W社のグループ会社X社及びW社の役員である相続人R自身外1名が買受け申出人となり買受け申出書が提出されたことから物納許可され、11年8月に財務局へ引き受けられた。財務局では、物納許可する際に11年度から24年度までの14年間の分割購入を認めており、17年度までの7年間で121,900株(台帳価格1億9686万余円、売却価格7927万余円)が買い取られたが、17年度末において35,400株(台帳価格5717万余円)が保有されていた。また、当該株式について17年度における配当は54万余円であった。

③ 物納後も国の経営関与を受けずに、従来どおり経営が継続できること

非公開株式については、特定の法人の株式が集中的に物納された結果、財務局における物納後の株式保有比率が極めて高いものも一部に見られ、持ち株比率が30%超のものが11法人、うち50%超のものが2法人見受けられた。

財務局では、物納株式については早期の処分を前提に一時的に保有しているとの理由から、物納株式の価値、利益の保全及び実現を図る立場から株主権を行使するものとしており、当該発行人の経営の安定への配慮から、株主権を積極的に行使するのは定款の変更や法令違反があった場合などの重要事項に限定されている。このため、物納以後においても当該発行人の通常の経営上の意思決定等は、物納以前からの経営陣により引き続き行われており、物納により持ち株比率が低下した場合でも経営上は特段の影響が及ばないことから、買受け申出人や縁故者等が早期に株式を買受けることに対し積極的な動機付けを生じさせにくい状況となっていた。

<事例3-3>

Y社株式4万株(評価額11億3204万円)は、平成13年12月に相続人S外2名から物納申請され、Y社の関連会社Z社外1社及びY社株主である相続人S自身外2名が買受け申出人となり買受け申出書が提出されたことから物納許可され、16年4月に財務局へ引き受けられた。しかし、財務局ではその後Z社及び

S等へ買受勧奨を行っているものの、買受け申出人は自身の財務状況等を理由に買受けに応じていない状況であった。なお、財務局引受けの4万株の保有比率は、Y社の発行済株数の66.7%となっていた。また、当該株式については、財務局引受け後の16、17両年度において配当は全く行われていない状況であった。

### 3 本院の所見

物納財産の収納・引受けの事務処理や引受け後の処分が長期化するなどの事態は、相続税の納税処理が長期にわたり完結せず、物納財産の収納・引受け後の国有財産としての利活用や売却、貸付等の機会が遅延するとともに、納税者間の公平性を損なうことにもつながる事態と認められる。

18年4月以降に開始された相続に係る物納申請不動産については、相続税法の改正が行われ、補完整備等の期間が事前に明確化されるなど新制度の適用を受けることとなるが、17年度末時点で多数累積している処理未済の物納申請不動産については、今後も引き続き旧制度の枠組みの中で処理が進められることになる。

また、物納不動産や物納有価証券について、財務局引受け後に処分が長期化していることについても、早期に処分を図ることが今後の検討課題である。

については、税務署等及び財務局等の関係部門において、相続税物納制度は金銭納付困難な納税義務者を救済するための特例措置であり、収納・引受け後に処分され換価されることを目的とするものであることから、早期処理の重要性について物納申請者等の関係者に理解を求めるとともに、今後、次のような点に留意し、適切な事務運営に努める必要がある。

ア 17年度末時点で処理未済の物納申請不動産のうち、特に申請から10年超経過しているなど長期間にわたり処理未済となっている事案については、今後も更に長期化するおそれもあることから、このような事案については、物納申請者に対して迅速な補完整備を促すとともに、個別の事情を考慮の上、補完整備の完了の見込みのない事案は早期に却下するなど、今後の処理促進に努めること

上記の事務に当たっては、税務署等において、物納申請者の補完整備の進捗状況を的確に把握し処理困難な事案についてはより早期に財務局等と協議し、財務局等においても、特に長期間にわたり補完未済となっている事案については税務署等を通じて物納申請者に積極的に働きかけるなどの確な進行管理を行い、税務署等、財務局等の両者においてより緊密な連携に努めること

イ 物納不動産の引受け後の処分等の状況については、近年、財務局等において売却促進に向けた方策を講じてきたことにより一定の改善が図られているものの、権利付財産については、なおも多数の物件が保有されている状況であり、買受勧奨や交換制度の活用などにより、今後も引き続き一層の処理促進に努めること

ウ 物納有価証券の引受け後の管理・処分状況については、特に非公開株式について、売却できる見込みがあることを前提に物納許可したにもかかわらず引受け後に売却できずに長期間保有し続けている事態が見受けられるので、より積極的な買受勧奨を行うとともに、一般競争契約による売却方法も活用できるよう発行会社等に一層の協力を促し、今後の処理促進に努めること

第2 道路工事を鉄道事業者へ委託するに当たって、委託後の事業の進ちょく状況等の把握を適切に行う必要がある事態について

検査対象	国土交通省	
会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)道路事業費 (項)北海道道路事業費 (項)道路環境整備事業費 (項)北海道道路環境整備事業費 (項)改革推進公共投資道路事業費 (項)都市再生プロジェクト事業推進費	
部局等の名称	東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局	
事業及び補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号。平成15年3月31日以前は「道路整備緊急措置法」)	
事業主体	地方整備局8、国道事務所等33、道、県21、市49、町34、村4、計150事業主体	
事業の概要	道路管理者が管理するこ線橋の維持、修繕、新設工事等を鉄道事業者へ委託する事業	
鉄道事業者へ委託した道路工事の件数及び事業費	直轄事業	550件 1018億8136万円(平成13年度～17年度)
	国庫補助事業	489件 547億7888万円(平成13年度～17年度) (国庫補助金相当額 270億7959万円)
	計	1,039件 1566億6025万円
(1) 第1回概算払額が委託費の9割以上となっている件数及び金額	直轄事業	169件 149億8000万余円(平成13年度～17年度)
	国庫補助事業	167件 154億1000万余円(平成13年度～17年度) (国庫補助金相当額 79億0960万余円)
	計	336件 303億9000万余円
(2) 事業の進ちょく状況等を把握するための資料が十分でない件数	直轄事業	96件 (平成16、17両年度)
	国庫補助事業	81件 (平成16、17両年度)
	計	177件
(3) 鉄道施設分の消費税相当額が含まれていると思料される件数及び金額	直轄事業	147件 146億8383万余円(平成13年度～17年度)
	国庫補助事業	125件 189億1388万余円(平成13年度～17年度) (国庫補助金相当額 97億7533万余円)
	計	272件 335億9772万余円
(4) 特別会計の消費税の算定に当たり仕入税額控除の対象とならないと思料される委託費の額	直轄事業	386億1664万余円(平成13年度～17年度)

## 1 事業の概要

### (1) 道路事業の仕組みと工事の実施

国土交通省では、道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号。平成15年3月以前は道路整備緊急措置法。)等に基づいて、直轄事業及び国庫補助事業により道路事業を実施している。

道路の種類及びその道路管理者は、道路法等により、政令で指定する区間内の一般国道については国土交通大臣、これ以外の一般国道及び都道府県道については都道府県又は政令指定都市、市町村道については市町村が道路管理者とされている。

そして、道路に関する工事は道路管理者が行うのが原則であり、一般に建設者との請負契約によって施行されている。

### (2) 道路管理者と鉄道事業者との協議

道路管理者が管理する線橋の維持、修繕、新設等の道路施設と鉄道施設が交差する箇所において工事を実施する場合は、道路法第31条の規定により、道路管理者と鉄道事業者が工事の施行方法及び費用負担等について協議することとされている。この協議事項の基準として、昭和62年に日本国有鉄道が民营化されたことに伴い、それまでの建設省と日本国有鉄道との間で締結されていた協定に代わり、「道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省協定」及び「道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省細目協定」が63年5月に締結され、その後、平成15年3月に「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」及び「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る細目要綱」(以下、これらを「要綱」という。)に継承されている。

要綱によると、道路と鉄道との交差等に要する工事は、費用負担の額が多い側が実施することとされている。ただし、鉄道事業者の運転保安上若しくは施設の維持管理上又は道路管理者の施設の維持管理上これによらないことが必要である場合は協議の上決定することとされている。また、要綱に規定されていない事項については、道路管理者と鉄道事業者が個別に協議することとされ、要綱継承以前から種々の覚書が締結されている。

### (3) 委託協定の締結

道路管理者は、道路施設と鉄道施設が交差する箇所で事業を実施するに当たって、計画から実施までの各段階において、鉄道事業者と協議を行っている。これらの協議の結果、要綱等に基づき事業の施行方法、費用負担及びその支払方法等について定めた委託協定(委託契約を含む。以下同じ。)を道路管理者と鉄道事業者との間で締結し、道路事業であっても鉄道の運転保安上等の理由により、道路管理者が鉄道事業者に委託して鉄道事業者が施行するケースが多く見受けられる。

協定では、鉄道事業者から工事の位置図、概略設計書、工程表、資金計画書等を道路管理者に提出すること、道路管理者が資金計画書等に基づく鉄道事業者からの請求により委託費の支払を行うことなどが取り決められている。

### (4) 委託費の支払方法

上記委託費の支払については、経費の性質上概算によって支払をしなければ事務に支障を及ぼすことから、国が事業主体となる場合は会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条の規定により、また、都道府県等が事業主体となる場合はこれらの法令のほか地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の5及

び同法に基づく都道府県等の財務規則等により、債務金額の確定前に支払を行う会計制度上の特例措置として概算払を行うことができるとされている。

この支払に当たって、直轄事業においては、国土交通大臣は毎年度財務大臣と協議を行い、委託費の1割以上を保留し、事業の進ちよく状況を勘案して、必要に応じ各四半期の所要額を受託者からの請求に基づいて道路整備特別会計から交付することとしており、都道府県等が行う国庫補助事業においても同様に補助金等交付決定額の1割以上を保留し、事業の進ちよく状況を勘案して、交付することとしている。

#### (5) 道路整備特別会計における委託費に係る消費税の会計処理

消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の課税事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)した額を消費税として納付することとされており、国等が特別会計を設けて行う事業についても、消費税法第60条の規定により、特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなされ、納税義務があるとされている。国土交通省では、「建設省所管道路整備特別会計等における消費税に係る経理上の取扱いについて」(平成2年建設省会発第305号)により、毎年度、支出官等の置かれている地方整備局等(以下「地方整備局等」という。)から仕入税額控除の計算に必要な「消費税の納付税額計算基礎歳出報告書」(以下「消費税計算報告書」という。)等を提出させ、これに基づき毎年度の支出済歳出額を課税対象額と非課税又は不課税対象額(以下「非課税等対象額」という。)に区分するなどして道路整備特別会計の消費税の確定申告を行っている。

そして、これらの会計事務を処理するため、国土交通省では、独自の会計処理システムとして建設事業予算執行管理システム(Ministry of Construction Accounting Management System。以下「CAMS」という。)を導入している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

近年の厳しい財政状況の下、事業の計画、実施から事業費の精算までを含めた公共事業に対する透明性の確保が強く求められている。一方、道路事業として行うこ線橋の維持、修繕、新設工事等については、多くの場合、要綱等に基づき鉄道事業者との間で協定を締結し、道路管理者が費用を負担することにより、鉄道事業者に委託して実施している。

そして、上記の委託事業の実施に当たって、道路管理者は国等の会計制度に基づいた会計処理及び予算執行を行うこととされ、また、国土交通省では、16年7月に、「都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」(平成16年国道国防第91号ほか道路局国道・防災課長ほか通知。以下「透明性通知」という。)により、工事の内容、費用等について協議、把握するよう通知している。

そこで、合规性、経済性・効率性等の観点から、道路管理者が鉄道事業者に工事を委託して行っている場合の委託費の支払は会計制度に基づいて適切に行われているか、また、そのための協議、実施状況等の把握は適切に行われているか、さらに、道路整備特別会計における委託費に係る消費税の会計処理は適切かなどに着眼して検査を実施した。

### (検査の対象)

東北地方整備局ほか7地方整備局<sup>(注1)</sup>、青森河川国道事務所ほか32国道事務所等<sup>(注2)</sup>(以下「事務所」という。)、北海道ほか21県及び管内87市町村<sup>(注3)</sup>(以下、これらを「事業主体」という。)が、

13年度から17年度までの間に締結した協定1,039件(直轄事業550件、国庫補助事業489件)、これに係る事業費1566億6025万余円(直轄事業1018億8136万余円、国庫補助事業547億7888万余円(国庫補助金相当額270億7959万余円))について検査を実施した。

(検査の方法)

検査は、鉄道事業者による委託事業の実施及び道路整備特別会計における消費税の取扱いについて、道路管理者と鉄道事業者との間で締結された協定書及び資金計画書、事業主体別の協定に関する調書等を徴し、これらを精査するとともに、上記の事業主体における委託工事現場に赴いて実地検査を実施した。

(検査の結果)

(1) 委託費の支払状況

委託費の支払は、その大部分が概算払で行われている。

そして、鉄道事業者への委託費については、前記のとおり、1割以上を保留し、事業の進ちょく状況を勘案して支払うこととされている。

ア 鉄道事業者への支払状況

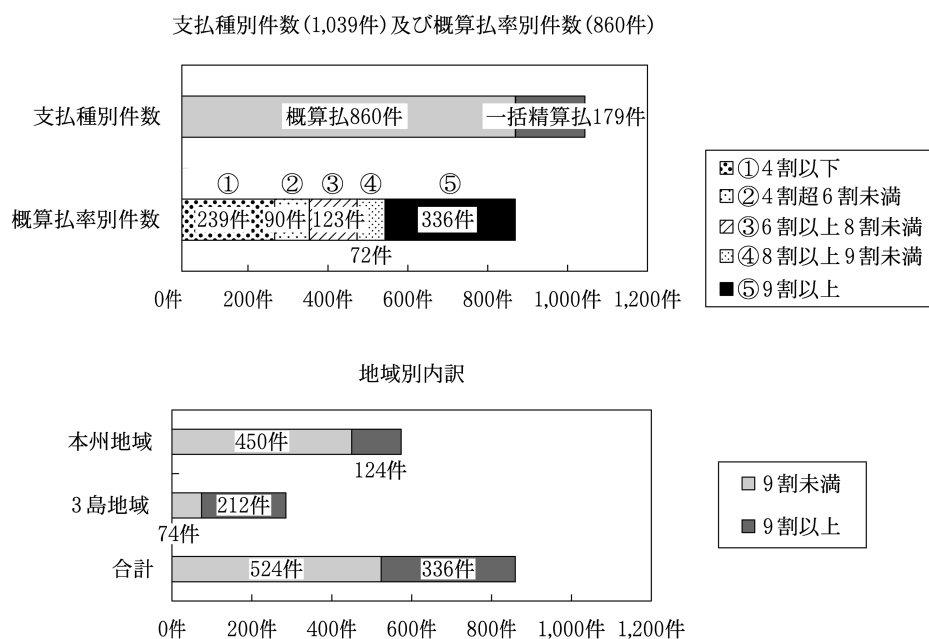
道路管理者から鉄道事業者への委託費の支払の種別等について検査したところ、表1及び図1のとおり、1,039件(直轄事業550件、国庫補助事業489件)の協定のうち概算払を行っているものは860件、このうち336件は1回目の概算払(以下「第1回概算払」という。)額の委託費に占める割合(以下「概算払率」という。)が9割以上となっており、全体の39.1%を占めていた。336件の委託費は303億9000万余円(直轄事業149億8000万余円、国庫補助事業154億1000万余円(国庫補助金相当額79億0960万余円))、これに係る第1回概算払額は294億0128万余円に上っている。

表1 支払種別件数及び委託費等 (単位：千円)

支払種別	概算払率	件数	委託費	本州地域		3島地域	
				件数	委託費	件数	委託費
概算払	9割未満	524件	118,640,191	450件	113,151,651	74件	5,488,539
	9割以上	336件	30,390,006	124件	9,226,608	212件	21,163,397
	計	860件	149,030,197	574件	122,378,259	286件	26,651,937
一括精算払	—	179件	7,630,054	161件	7,335,650	18件	294,404
合計		1,039件	156,660,252	735件	129,713,910	304件	26,946,341



図1 支払種別件数、概算払率別件数及び地域別内訳



これを地域別にみると、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社のJR 3社と近畿日本鉄道株式会社ほか41社、計45社の本州地域を営業範囲としている鉄道事業者(以下「本州地域」という。)の場合、概算払をしている574件の協定のうち概算払率が9割以上となっているのは124件であり、その割合は21.6%となっている。これに対し、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社のJR 3島会社と高松琴平電気鉄道株式会社ほか7社、計11社のいわゆる3島地域を営業範囲としている鉄道事業者(以下「3島地域」という。)の場合、概算払をしている286件の協定のうち概算払率が9割以上となっているのは212件であり、その割合は74.1%に上っていた。212件の委託費は211億6339万余円、これに係る第1回概算払額は198億8483万余円に上っている。

イ 鉄道事業者から請負業者への支払状況

道路管理者から鉄道事業者への委託費の支払状況は上記のとおりであるが、17年度までに精算が完了している協定979件のうち、鉄道事業者から請負業者への工事代金の支払状況が把握できたのは協定396件に係る1,702件の請負工事の分となっている。そして、1,702件のうち請負業者に前金払を行っているのは59件にとどまっており、大部分の1,643件については、工事費の前金払は行っておらず、工事完了後に一括精算払を行っていた。

そして、鉄道事業者から請負業者への支払時期等の状況を上記の協定396件についてみたところ、表2のとおり、協定締結後、鉄道事業者において、道路管理者からの第1回概算払の受入れから1回目の請負業者への支払まで1箇月以内となっているものが74件ある一方、支払までの期間が6箇月を超えているものが106件あり、これに係る委託費は102億2045万余円(直轄事業53億1918万余円、国庫補助事業49億0127万余

円(国庫補助金相当額 25 億 5101 万余円))で、委託費の第 1 回概算払額は 80 億 9676 万余円に上っている。

表 2 鉄道事業者から請負業者への支払時期 (単位：件、千円)

	第 1 回概算払から鉄道事業者の支払までの期間									合 計		
	1 箇月以内			1 箇月超			左のうち 6 箇月超					
	件数	委託費	第 1 回概算払額	件数	委託費	第 1 回概算払額	件数	委託費	第 1 回概算払額	件数	委託費	第 1 回概算払額
本土地域	65	15,762,849	7,181,750	147	14,885,525	7,677,669	47	4,504,590	2,436,779	212	30,648,375	14,859,420
3 島地域	9	816,300	651,720	175	14,931,140	13,767,128	59	5,715,864	5,659,981	184	15,747,440	14,418,848
合 計	74	16,579,150	7,833,470	322	29,816,665	21,444,797	106	10,220,455	8,096,760	396	46,395,816	29,278,268

上記のように、委託費の支払に当たって、協定締結後、事業の進ちよくを十分に把握しないまま、委託費の 9 割相当額を支払っていたり、受託者である鉄道事業者から請負業者への支払が、第 1 回概算払額を受け入れてから相当期間経過し、その間資金が鉄道事業者に滞留していたりするなど、概算払に当たって付された条件である事業の進ちよく状況に応じた支払となっていない事態が見受けられた。

したがって、道路管理者は、概算払をするに当たって、鉄道事業者と十分な協議を行い、鉄道事業者における事業の進ちよく状況及び資金需要の動向を把握することが必要である。特に、委託費が多額になるものについては、国の予算執行に与える影響も大きいことから、各四半期の所要額を十分に把握するなどして、会計制度に沿った適切な会計処理を行うとともに効率的な予算の執行に努めることが必要である。

(2) 道路管理者における委託内容の把握状況

工事を委託して行う場合、道路管理者が請負業者に発注して行う工事とは異なり、請負契約では直接把握できる出来高管理等の状況についても、受託者からの報告が必要となる。このため、道路工事を鉄道事業者に委託する場合においても、必要な資料が十分に提出されるように、国土交通省、道路管理者と鉄道事業者との間で種々の覚書等を締結するなどして委託事業の円滑な実施に努めてきている。しかし、鉄道事業者との協議の過程で工事の実施時期、施工方法等様々な内容について打合せを行ってはいらぬものの、工事内容、工事費を把握するための詳細な設計内訳書、進ちよく状況を把握するための出来高調書等、事業の実施状況を把握するために必要な資料が十分に提出されていない状況であった。

そこで、国土交通省では、道路管理者に対して 16 年 7 月に前記の透明性通知を発し、次のとおり、直轄事業及び国庫補助事業を鉄道事業者に委託する場合には事業の実施状況を把握するよう通知している。

- ① 鉄道事業者との協定締結時に工程表、資金計画書等を提出させ、事業の工程、負担額について協議、把握する。
- ② 鉄道事業者が行う請負契約締結時及び委託事業の精算時に、請負契約一覧等及び請負金額の内容を把握する請負金額内訳書等並びに進ちよく状況を確認する出来高調書等を提出させ、その内容を確認する。

上記の透明性通知で示された確認事項に係る資料の提出状況についてみると、①の工程表や資金計画書等は協定に明記されており、おおむね提出されていた。

しかし、②の鉄道事業者の請負契約締結時及び委託事業の精算時に提出することとされている資料の提出状況について、17年度までに精算が完了している協定979件についてみたところ、表3のとおり、それぞれの資料が提出されている協定数は、請負契約一覧等246件、請負金額内訳書等245件であり、協定の合計件数に対する割合はそれぞれ25.1%、25.0%となっており、出来高調書等にいたっては118件、12.0%にすぎない状況となっている。

上記の資料の提出状況について、透明性通知を発した16年度以降と15年度以前に分けてみると、いずれの場合も16年度以降の提出状況が高率となっているが、依然として十分とはいえない状況となっている。

また、これら資料の提出状況について地域別にみると、本州地域の提出状況は、請負契約一覧等及び請負金額内訳書等についてはいずれも50%以上となっているのに対し、3島地域の提出状況はいずれも20%以下になっていた。さらに、3島地域の出来高調書等は16年度以前と同様ほとんど提出されていなかった。

そして、これら資料の提出が十分でない協定数は177件(直轄事業96件、国庫補助事業81件)となっていた。

表3 鉄道事業者からの資料提出状況 (単位：件、%)

	年 度	協 定 数	請負契約一覧等		請負金額内訳書等		出来高調書等	
			件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
本州地域	13～15	407	46	11.3	51	12.5	23	5.6
	16、17	282	173	61.3	162	57.4	88	31.2
	計	689	219	31.7	213	30.9	111	16.1
3島地域	13～15	187	10	5.3	17	9.0	5	2.6
	16、17	103	17	16.5	15	14.5	2	1.9
	計	290	27	9.3	32	11.0	7	2.4
合 計	13～15	594	56	9.4	68	11.4	28	4.7
	16、17	385	190	49.3	177	45.9	90	23.3
	計	979	246	25.1	245	25.0	118	12.0

上記のように、協定締結時に提出させる資料については、透明性通知のとおりおおむね提出を受けているものの、請負契約締結時及び委託事業の精算時の資料の提出が十分でない事態が見受けられた。

したがって、公共事業に求められている事業の透明性確保の見地から、委託事業の場合であっても透明性を確保するため必要な資料を充実させることが重要であり、そのため、道路管理者は鉄道事業者との協議、調整をより積極的に行うことが必要である。

### (3) 委託費に係る消費税の取扱い

鉄道事業者は消費税法上の事業者に当たり、対価を得て行う委託事業については、資産の譲渡等に該当し消費税の課税対象となることから、鉄道事業者では、工事費の請求に当たっては消費税相当額を含めて請求している。ただし、委託事業の実施に伴い行われる鉄

道事業者の電気設備の移設等の費用については、工事の対象が鉄道施設であり資産の帰属が鉄道事業者となることから資産の譲渡等の対価に該当しないこととなる。このため、当該移設費用については、委託費に含めて請求するものの消費税については、消費税法等に基づいて課税対象外として処理することとされている。

上記の消費税の取扱いについて、17年度までに精算が完了している協定979件についてみたところ、委託費の精算調書等によると、道路施設である橋脚の補強工事等と鉄道施設である軌道の整備工事、踏切の設置工事等に区分して記載されているが、すべての施設を消費税の課税対象として整理していたり、鉄道施設に該当すると思料される工事内容が道路施設に含まれていたりする事態が見受けられた。これらの協定数は272件、委託費は335億9772万余円(直轄事業146億8383万余円、国庫補助事業189億1388万余円(国庫補助金相当額97億7533万余円))であり、この中には消費税相当額14億7100万余円が含まれていた。

したがって、工事内容によっては道路施設に係る部分と鉄道施設に係る部分とを区分するには、鉄道事業者の理解と協力が得られなければ困難な面もあるが、委託費の精算に当たっては、鉄道事業者と協議するなどして消費税相当額を把握した上で支出することとし、会計処理を適切に行うことが必要である。

#### (4) 道路整備特別会計における消費税の取扱い

国土交通省では、前記のとおり、毎年度、道路整備特別会計の消費税額を確定するために地方整備局等から消費税計算報告書等を提出させている。地方整備局等のうち8地方整備局<sup>(注4)</sup>では、消費税計算報告書の作成に当たって、前年度のCAMSのデータを基に、非課税等対象額を予算科目ごとに集計し、これを支出済額から差し引いた額を仕入税額控除の対象となる課税仕入れ(課税対象額)として報告している。

CAMSでは、支出負担行為決議書等の単位でデータを入力しており、支出負担行為決議書等の作成に当たっては、支払相手方のほか、予算科目、消費税課税の有無、概算払等の支払種別等を電算入力している。このうち、消費税課税の有無については、CAMSの区分コードに基づいて入力しているが、システム上1つの支出負担行為決議書等を課税対象額と非課税等対象額の2つに区分することができないため、上記の8地方整備局では、委託費の支払については、区分コードを「課税対象額」に区分して入力していた。そのため、CAMSのデータをそのまま集計すると、委託費の中に電気設備の移設等の鉄道施設に係る工事費が含まれている場合、仕入税額控除の対象とならない非課税等対象額が課税仕入れに計上され、仕入税額控除の対象となる課税仕入れの額が過大に集計されることとなる。

上記について、13年度から17年度までの間の課税対象額の合計は9兆1362億余円、これに基づく仕入税額控除の額は222億0734万余円となっており、また、9兆1362億余円のうち、13年度から17年度までの間に支出した鉄道事業者に対する委託費895億5767万余円には、鉄道事業者から提出された精算調書等により区分できると思料される委託費に限ってみても、仕入税額控除の対象とならない非課税等対象額386億1664万余円が含まれていた。

しかし、上記の8地方整備局では、CAMSについて、上記の事態を補完する方法を考慮することなく消費税計算報告書を作成しており、これにより、国土交通省が道路整備特別会計の確定申告に当たって算出した消費税額は過少に算出される事態となっていると認められる。

したがって、消費税計算報告書の作成に当たっては、委託費に係る消費税の課税対象額と非課税等対象額を区分した上で消費税計算報告書を作成できるようCAMSを補完するなどの方法を検討し、会計処理を適切に行うことが必要である。

### 3 本院の所見

近年、道路事業においては、我が国経済の高度成長期に大量に建設された橋りょう等道路施設の老朽化の進行に対する施設の維持、修繕費用の低減や施設の耐久性の向上が重要な課題とされている。また、大規模地震時等における緊急物資輸送のための緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化対策についても重要課題の一つとして推進しており、特に、阪神淡路大震災を教訓にこ線橋等を中心に橋りょうの耐震補強工事を17年度から集中的に実施している。一方、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあり、道路事業においても公共事業としての事業の透明性及び効率的な予算の執行が求められている。

しかし、事業主体における鉄道事業者への委託費の支払状況や委託内容の把握状況、委託費に係る消費税の取扱い及び道路整備特別会計における消費税の取扱いについて、前記「検査の結果」で記述したとおり、適切でない事態が見受けられた。

このような事態に対し、国土交通省では、①概算払の支払に当たっては、鉄道事業者から出来高予定調書を提出をさせ必要に応じて各四半期の所要額を支出する、②鉄道事業者との協定締結に当たっては、鉄道事業者と十分協議を行い、事業の透明性の確保に必要な資料の提出について協定に明記する、③消費税の対象額と非課税等対象額の区分が明確になるよう、消費税対象額が明確に把握できる様式を示す、④消費税計算報告書の作成に当たって、適宜補助簿で整理を行うなどして適正な仕入税額控除の対象となる課税仕入れの額等を報告させるなどの処置を講じて対応を図っているところである。また、補助事業者に対しても同様の処置を講じるよう周知することとしている。

しかし、長年の慣行に基づき実施してきている鉄道事業者への委託事業にあっては、鉄道事業者からの積極的な資料の提出が得られなければ事業の進捗状況、消費税の対象額の内訳等の把握が行えないなど、鉄道事業者の委託事業に対する理解と協力が不可欠である。この点については、道路管理者において、これまでもJR各社が日本国有鉄道であった当時から種々多数の覚書等を締結するなどして委託内容の把握方法等を含めた委託事業の円滑な実施に努めてきたところであり、国土交通省においても、透明性通知により、鉄道事業者が行う請負契約締結時及び委託事業の精算時に請負契約の内容を確認することなどとしたが、従前からの慣行もあって、必要とされた資料の鉄道事業者からの提出は依然として進んでおらず、なお十分ではない状況であった。

については、国土交通省において、委託事業の実施に当たって、鉄道事業者に対し、国等の会計制度について積極的に説明し、十分な理解を求めるなどして、事業の進捗よくに応じた概算払を行うための出来高予定調書、消費税対象額が明確に把握できる資料等の提出を適時に受けるなど十分な協力を求めることが重要である。そして、これに基づいた適切な会計処理を行い、事業の透明性の確保及び効率的な予算の執行を確保することが必要である。

- (注1) 東北地方整備局ほか7地方整備局 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局
- (注2) 青森河川国道事務所ほか32国道事務所等 青森河川、岩手河川、三陸、仙台河川、秋田河川、湯沢河川、能代河川、山形河川、酒田河川、郡山、高田河川、新潟、多治見砂防、沼津河川、浜松河川、静岡、名古屋、愛知、三重河川、北勢、倉吉河川、松江、岡山、広島各国道事務所、札幌、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、網走、留萌各開発建設部
- (注3) 北海道ほか21県 北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、千葉、石川、福井、長野、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、広島、香川、高知、佐賀、宮崎、鹿児島各県
- (注4) 8地方整備局 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

**第3 道路管理者が整備した有料駐車場が低利用となっているなどのため、駐車場の利用方法の改善等について検討することが必要な事態について**

検査対象	国土交通省(平成13年1月5日以前は建設省)
会計名及び科目	道路整備特別会計 (項)有料道路整備等資金貸付金 (項)道路事業資金貸付金 (項)道路環境整備事業費 (平成12年度以前は、(項)道路事業費) (項)北海道道路環境整備事業費 (平成12年度以前は、(項)北海道道路事業費)
部局等の名称	国土交通本省(平成13年1月5日以前は建設本省)
貸付け及び補助の根拠	道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号) 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)
融資事業及び補助事業の概要	路上駐車を解消し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、有料駐車場を整備するもの
事業主体	融資事業 東京都ほか16府県の市33、道路公社5、計38事業主体 補助事業 東京都、大阪府及び愛知県、東京都ほか12道府県の市19、計22事業主体
事業の効果が十分発現していないなどの駐車場	融資事業 45駐車場 補助事業 28駐車場
上記に対する貸付金及び国庫補助金	融資事業 549億0190万円(昭和50年度～平成12年度) 補助事業 286億8800万円(平成3年度～14年度)

**1 制度の概要**

**(1) 貸付金の概要**

国土交通省では、地方生活圏中心都市等において、駐車需要の増大に対処するとともに、無秩序な路上駐車を解消し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく無利子の有料道路整備資金貸付金又は日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)に基づく無利子の道路事業資金収益回収特別貸付金(以下、これらを併せて「貸付金」という。)を有料の自動車駐車場(以下「有料駐車場」という。)を整備する道路管理者(地方公共団体又は地方道路公社)に貸し付けている(貸付率は貸付対象事業費の15%から50%、以下、貸付金を受けて有料駐車場を整備する事業を「融資事業」という。)

そして、昭和48年度から平成12年度までの間に、融資事業を実施する道路管理者に対して、計1027億余円の貸付金を貸し付けており、道路管理者からは17年度末までに計471億余円の償還を受け、同年度末現在の貸付金残高は555億余円となっている。

道路管理者は、融資事業を実施する場合には、道路整備特別措置法に基づき、工事方法、収支予算の明細等を記載した許可申請書に推定利用量及びその算出の基礎等を記載した書面等を添付して国土交通大臣に提出することとなっている。そして、国土交通大臣は、有料駐車場の利用者がその利用により利益を受けるものであること、許可申請書に記載された料金の額及びその徴収期間、資金の調達及び償還の計画等の事項が同法の要件に適合することを確認して許可することとなっている。

## (2) 補助金の概要

また、同省では、路上駐車車両による交通機能の阻害を防止するため、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)に基づく国庫補助金(以下「補助金」という。)を有料駐車場を整備する道路管理者に交付している(補助率は50%、以下、補助金を受けて有料駐車場を整備する事業を「補助事業」という。)

そして、3年度から17年度までの間に、補助事業を実施する道路管理者(地方公共団体)に対して計816億余円の補助金を交付している。

補助事業は、多数の路上駐車のため安全で円滑な道路交通が阻害され、交通事故が多発するおそれが大いだと認められる都市内の道路において、緊急に整備が必要ではあるものの、採算性を考慮すると融資事業が困難である駐車場に対し実施するものである。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

国土交通省では、交通機能の阻害を防止するため有料駐車場を積極的に整備してきたところであり、有料駐車場の利用状況は、融資事業、補助事業の区別なく重要な事項となっている。

特に、道路交通法(昭和35年法律第105号)の改正により18年6月から新たな違法駐車対策が実施されたことに伴い、駐車場に対する需要の高まりが見られたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により公の施設の管理に、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下「指定管理者」という。)を活用する制度が導入されたりするなど、有料駐車場を取り巻く環境が変化してきている。

そこで、有効性等の観点から、多額の資金を貸し付け、あるいは多額の補助金を投下して整備された有料駐車場について、次のような点に着眼して検査を実施した。

- ① 無秩序な路上駐車を解消し路上駐車車両による交通機能の阻害を防止するという事業目的に沿って有効に利用されているか。
- ② 有料駐車場の収支の実績について、特に融資事業においては貸付金等の償還計画に影響を及ぼすことからどのような状況になっているか。
- ③ 道路管理者は有料駐車場を取り巻く環境の変化に対応してどのような対策を執っているか。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、北海道ほか25都府県において、昭和48年度から平成12年度までの間に融資事業により整備された71有料駐車場(貸付金額858億円(17年度末までに貸付金の償還を終了した17駐車場を含む。)(注1)、17年度末貸付金残高471億円)を、また、3年度から14年度までの間に補助事業により整備された66有料駐車場(補助金額755億円)を対象とした。



検査は、有料駐車場の設置状況、供用開始以降の利用状況及び収支状況に関する調書を徴し、これらの調査、分析を行うとともに、上記の都道府県において有料駐車場の立地条件、利用状況、周辺の民間駐車場の状況を現地に赴いて検査するなどの方法により実施した。

(注1) 北海道ほか25都府県 東京都、北海道、大阪府、青森、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、石川、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、広島、香川、高知、福岡、沖縄各県

(検査の結果)

(1) 利用状況について

有料駐車場が有効に活用されているかについて毎年度の利用台数及び修正回転率のデータ<sup>(注2)</sup>を収集し、供用開始から17年度までの間の総計で計画と実績を比較した。その結果は表1のとおりとなっている。

(注2) 修正回転率 駐車場の利用状況の指標であり、1日1駐車スペース当たりの利用回数を回転率とし、これに1台当たりの平均駐車時間を乗じて算出した値を修正回転率としている。

表1 供用開始から平成17年度までの間の総計の利用台数及び修正回転率

(単位：箇所、億円)

			実績/計画											
			30%未満			30%以上50%未満			計			小計	100%以上	合計
			30%未満	30%以上50%未満	計	50%以上80%未満	80%以上100%未満	計						
融資事業	利用台数	箇所数	17	15	32	21	11	32	64	7	71			
		貸付金額	196	191	387	303	144	448	836	21	858			
		貸付金残高	106	110	217	169	74	243	460	10	471			
	修正回転率	箇所数	13	13	26	23	6	29	55	16	71			
		貸付金額	172	181	354	288	93	382	736	122	858			
		貸付金残高	103	99	203	166	50	216	419	51	471			
補助事業	利用台数	箇所数	8	11	19	12	10	22	41	15	56			
		補助金額	96	99	195	128	118	247	443	200	643			
	修正回転率	箇所数	5	5	10	19	4	23	33	20	53			
		補助金額	60	33	93	193	39	232	326	291	618			

注(1) 1日当たりの計画上の利用台数は、当該駐車場の整備台数に周辺駐車場の利用状況等を勘案して算出した回転率を乗じて、また、1日当たりの計画上の修正回転率は回転率に平均駐車時間を乗じて算定している。

注(2) 補助事業の合計が検査対象と一致しないのは、計画値が不詳となっているなどの理由から実績との比較が不可能なものを集計から除外したためである。

ア 利用台数

利用台数の実績と計画を融資事業及び補助事業別に比較すると、次のとおりである。

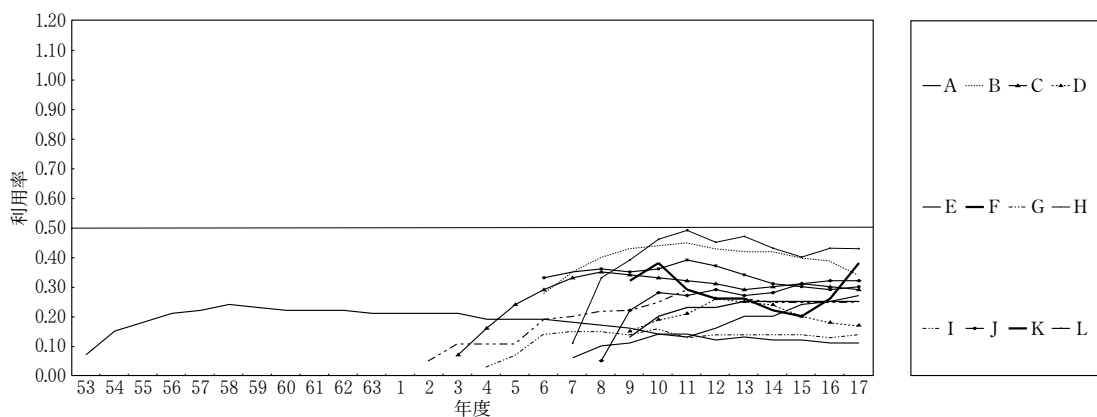
(ア) 融資事業においては、検査を実施した71駐車場のうち、供用開始から17年度までの間の総計の利用台数の実績が計画を下回っているのは、64駐車場(貸付金額836億円、17年度末貸付金残高460億円)である。このうち、実績が計画の50%を下回っていて低利用となっているのは、32駐車場(同387億円、217億円)であり、全体の約45%を占めている。

(イ) 補助事業においては、56 駐車場のうち、供用開始から 17 年度までの総計の利用台数の実績が計画を下回っているのは、41 駐車場(補助金額 443 億円)である。このうち、実績が計画の 50% を下回っていて低利用となっているのは、19 駐車場(同 195 億円)であり、全体の約 33% を占めている。

そこで、供用開始から 17 年度までの間の総計の利用台数の実績が計画の 50% を下回っていて低利用となっている融資事業の 32 駐車場及び補助事業の 19 駐車場、計 51 駐車場を次のとおり、利用率(計画利用台数に対する実績利用台数の割合)により、大きく①供用開始から 50% を下回った利用となっているものと②計画の 50% を上回った年度のあるものに分類した。また、計 51 駐車場のうち、供用開始当初と比べ近年の状況が上昇又は下降傾向にあるものを③及び④に分類した。

- ① 供用開始から 50% を下回った利用となっているもの

図 1 融資事業 24 駐車場  
(融資事業 1)



(融資事業 2)

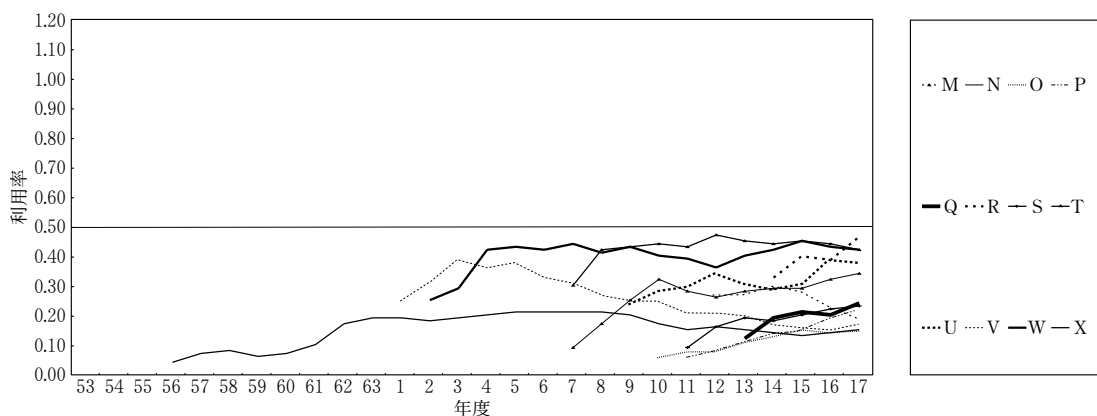


図 1 のとおり、昭和 50 年代に供用開始した 2 駐車場は、利用率の向上が供用後数年間見受けられるものの、近年は 20% 未満と低調に推移している。また、平成元年度以降に供用開始した他の駐車場も同様に利用率の向上が供用後数年間見受けられるものの、20% から 40 数%の範囲で推移しており、利用率に目立った動きはない。

図2 補助事業14 駐車場  
(補助事業)

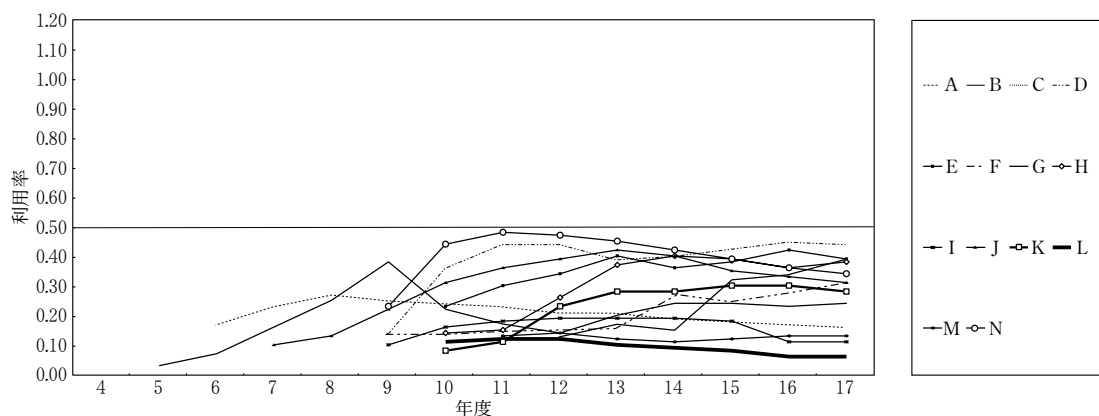


図2のとおり、ほとんどの駐車場で供用年数は10年程度経過しているものの、利用率に目立った特徴は見受けられない。

② 計画の50%を上回った年度のあるもの

図3 融資事業8 駐車場  
(融資事業)

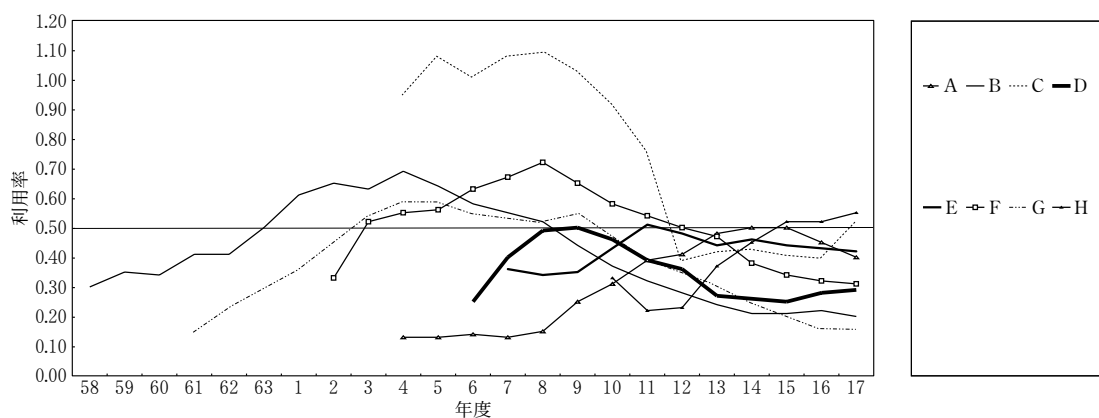


図3のとおり、昭和の末期に供用開始した駐車場は、バブル期には50%を超える利用率となったものの、その後は利用率の低下に歯止めがかからない状況である。また、平成の初期に供用開始した駐車場は、供用後数年で50%超えのピークを迎え、近年は利用率が低下しているものも多く見受けられる。

図4 補助事業5駐車場  
(補助事業)

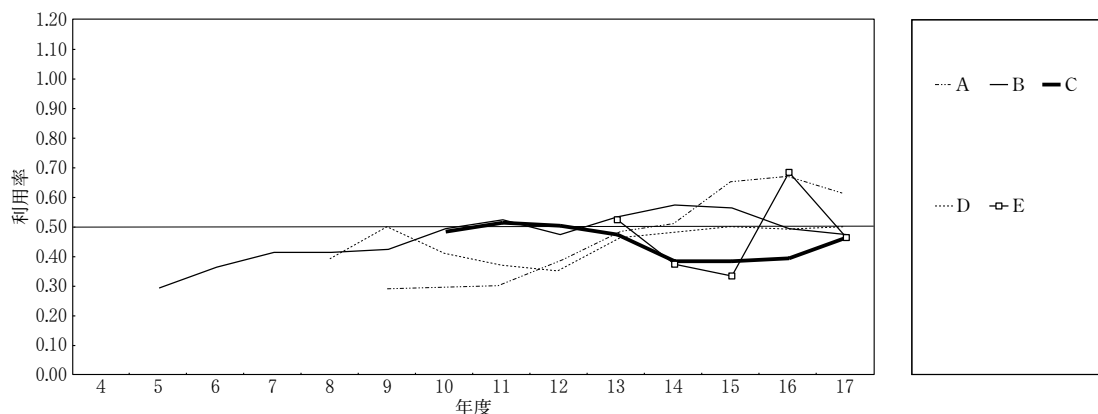


図4のとおり、すべての駐車場で近年の利用率は50%程度で推移しているが、17年度は3駐車場で利用率の低下が見受けられる。

③ 供用開始当初と比べ近年上昇傾向にあるもの

図5 融資事業7駐車場  
(融資事業)

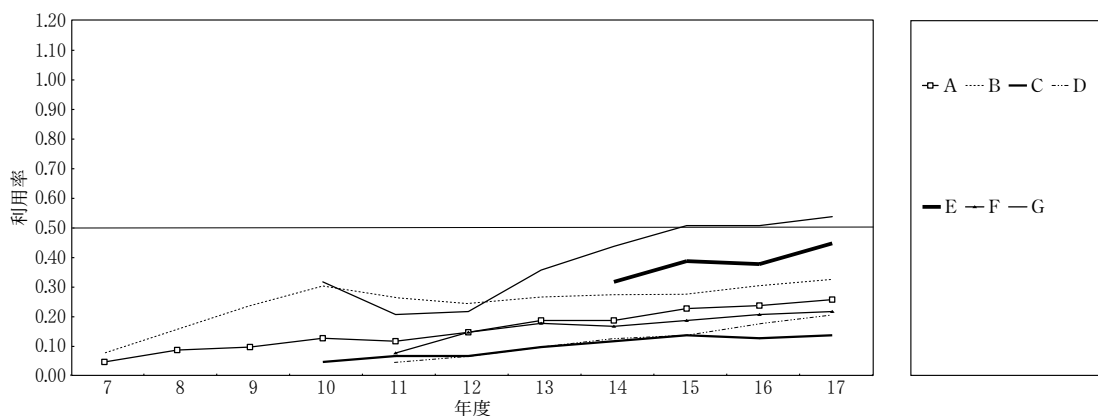


図5のとおり、すべて7年度以降に供用開始された比較的新しい駐車場であり、利用率は、供用開始当初よりも徐々にではあるが上昇傾向にある。

図6 補助事業3駐車場  
(補助事業)

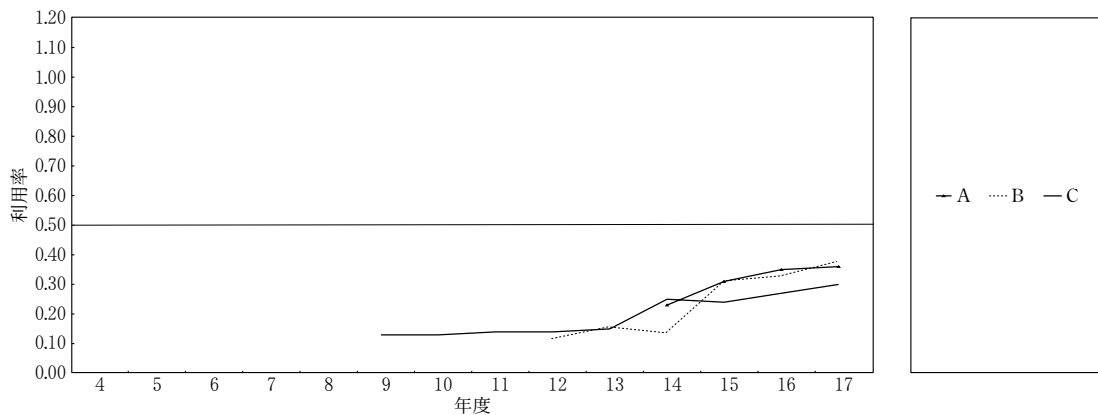


図6のとおり、すべて9年度以降に供用開始された比較的新しい駐車場であり、利用率は、供用開始当初よりも徐々にではあるが上昇傾向にある。

④ 供用開始当初と比べ近年下降傾向にあるもの

図7 融資事業5駐車場  
(融資事業)

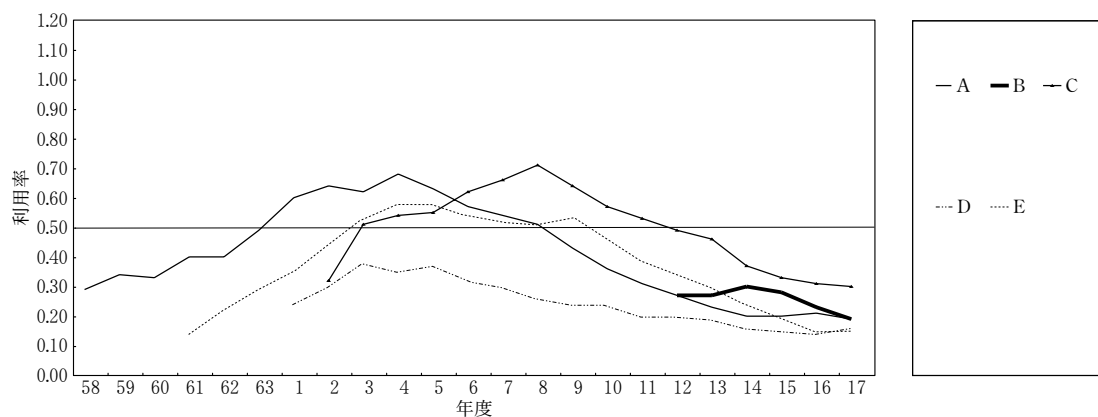


図7のとおり、利用率のピーク時がバブル期にあるものが多く見受けられ、近年の利用率はいずれも30%以下となっている。

図8 補助事業2駐車場  
(補助事業)

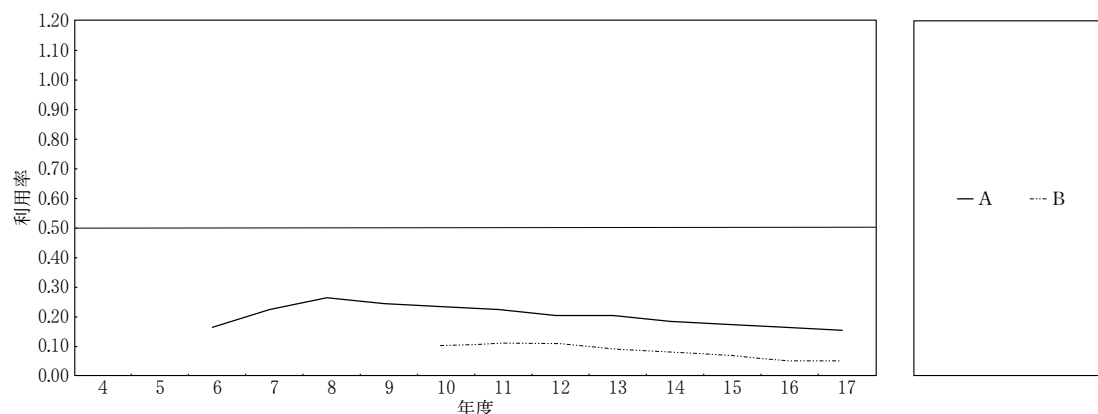


図8のとおり、利用率は低迷しており供用開始当初よりも減少傾向である。

このように、供用開始当初から継続して低利用となっているものも多く見受けられた。

イ 修正回転率

修正回転率の実績と計画を融資事業及び補助事業別に比較すると、次のとおりである。

- (ア) 融資事業においては、検査を実施した71駐車場のうち、供用開始から17年度までの間の総計の修正回転率の実績が計画を下回っているのは、55駐車場(貸付金額736億円、17年度末貸付金残高419億円)である。このうち、実績が計画の50%を下回っていて低利用となっているのは、26駐車場(同354億円、203億円)であり、全体の約36%を占めている。

(イ) 補助事業においては、53 駐車場のうち、供用開始から 17 年度までの間の総計の修正回転率の実績が計画を下回っているのは、33 駐車場(補助金額 326 億円)である。このうち、実績が計画の 50% を下回っていて低利用となっているのは、10 駐車場(同 93 億円)であり、全体の約 18% を占めている。

したがって、前記アの利用台数及びイの修正回転率の値が共に、供用開始から 17 年度までの間の総計の実績が計画に比べて 50% に満たず低利用となっているものは、融資事業で 24 駐車場(貸付金額 333 億円、17 年度末貸付金残高 187 億円)、補助事業で 8 駐車場(補助金額 84 億円)となっていた。

＜事例 1＞ 利用実績が計画に比べて低利用となっているもの

A 市では、平成 2、3 両年度に、融資事業により事業費 16 億円(貸付金額 4 億円(貸付率 25%))で、B 駅から約 300m の場所に、地上 3 階 4 層の鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)で整備台数 389 台(自走式 261 台、機械式 128 台)の有料駐車場を整備し、4 年 4 月から供用を開始している。

4 年度以降の利用状況を見ると、1 日当たりの計画の利用台数 1,118 台に対し、実績は 4 年度 39 台、17 年度 158 台となっており、最大でも 10 年度の 188 台(16.8%)にとどまっている。

このような状況となっているのは、A 市の説明によると、当該駐車場より駅に近い場所に新たな民間駐車場ができたことや大型店舗の移転、廃業により利用台数が伸び悩んだためであるとしている。

(2) 収支の状況について

駐車場の利用状況に加えて収支状況から駐車場の経営状況を見ると次のとおりとなっている。

ア 融資事業の収支

融資事業における供用開始から 17 年度までの間の総計の収支の状況は、表 2 のとおりである。

表 2 供用開始から平成 17 年度までの間の総計の収入と支出の比較

(単位：箇所、億円)

		収入／支出の割合								合計
		30%未満			30%以上 50%未満			小計	100%以上	
		30%未満	30%以上 50%未満	計	50%以上 80%未満	80%以上 100%未満	計			
融資事業	箇所数	19	12	31	24	6	30	61	10	71
	貸付金額	208	185	394	379	50	429	823	34	858
	貸付金残高	106	92	198	219	36	256	455	15	471

検査を実施した 71 の有料駐車場のうち、供用開始から 17 年度までの間の総計の収入が支出を下回っているのは、61 駐車場(貸付金額 823 億円、17 年度末貸付金残高 455 億円)である。このうち、収入と支出の割合(収入／支出)が 50% を下回っているのは、31 駐車場(同 394 億円、198 億円)であり、全体の約 43% を占めている。そして、これら 61 駐車場では、収入不足を補てんするため、地方公共団体の一般会計等から資金を繰り入れるなどしている。

さらに、供用開始から17年度までの間の総計の料金収入等と維持・管理費を比較したところ、表3のとおりとなっている。

表3 供用開始から平成17年度までの間の総計の料金収入等と維持・管理費の比較  
(単位：箇所、億円)

		料金収入等／維持・管理費						合計
		料金収入等で維持・管理費が 賄えていないもの			料金収入等で維持・管理費が 賄えているもの			
		50%未満	50%以上 100%未満	計	100%以上 150%未満	150%以上	計	
融資事業	箇所数	2	7	9	15	47	62	71
	貸付金額	31	57	88	191	578	769	858
	貸付金残高	16	30	47	103	319	423	471

料金収入等で維持・管理費を賄えていないものは、9駐車場(貸付金額88億円、17年度末貸付金残高47億円)であり、全体の約12%を占めている。

#### イ 補助事業の収支

補助事業は融資事業に比べ採算性が期待されていないことから、収支の比較は行われなかった。しかし、料金収入等で維持・管理費を賄うことは駐車場管理に必要なため、供用開始から17年度までの間の総計の料金収入等と維持・管理費を比較したところ、表4のとおりとなっている。

表4 供用開始から平成17年度までの間の総計の料金収入等と維持・管理費の比較  
(単位：箇所、億円)

		料金収入等／維持・管理費						合計
		料金収入等で維持・管理費が 賄えていないもの			料金収入等で維持・管理費が 賄えているもの			
		50%未満	50%以上 100%未満	計	100%以上 150%未満	150%以上	計	
補助事業	箇所数	3	19	22	19	24	43	65
	補助金額	30	198	228	234	292	527	755

(注) 合計数65は、近接した2つの駐車場を1つの管理者が一体管理しているものがあるため検査対象箇所数66とは一致しない。

上記のうち、供用開始から17年度までの間の総計の料金収入等で維持・管理費を賄えていないものは、22駐車場(補助金額228億円)であり、全体の約33%を占めている。そして、これら22駐車場では、収入不足を補てんするため、地方公共団体の一般会計等から資金を繰り入れるなどしている。

#### <事例2> 料金収入等で維持・管理費を賄えていないもの

C市では、平成3年度に、融資事業により、事業費35億円(貸付金額14億円(貸付率40%))で、D駅北口に、地下2階4層の鉄筋コンクリート造で整備台数301台(自走式66台、機械式235台)の有料駐車場を整備し、4年5月から供用を開始している。

17年度までの総計の収支状況をみると、料金収入は計画額の18%であり約27億円の不足となっていて、一般会計から約34億円を借り入れている。また、料金収入等と維持・管理費を比較すると、維持・管理費の49%しか賄えていない状況となっている。

このような状況となっているのは、C市の説明によると、駅周辺の再開発に伴う駐車場需要の拡大を予想して当該駐車場を整備したものの、集客施設が計画どおりに整備されていないことなどによるとしている。

(注3)

前記(1)の利用状況及び(2)の収支状況についてみると、北海道ほか21都府県において、供用開始から17年度までの利用台数の実績が計画に比べ50%に満たないものは、融資事業32駐車場、補助事業19駐車場、修正回転率の実績が計画に比べ50%に満たないものは、融資事業26駐車場、補助事業10駐車場、収入と支出の割合が50%を下回っているものは、融資事業31駐車場及び料金収入等で維持・管理費も賄えないものは、融資事業9駐車場、補助事業22駐車場となる。そして、それぞれに該当しているもののうち、重複している分を除いて集計すると、融資事業で45駐車場(貸付金額549億0190万円、17年度末貸付金残高304億4470万余円)、補助事業で28駐車場(補助金額286億8800万円)となっている。

なお、利用台数及び修正回転率の実績が計画に比べ50%に満たず、さらに料金収入等で維持・管理費も賄えないなどの駐車場は、融資事業で4駐車場(貸付金額29億円、17年度末貸付金残高12億円)、補助事業で6駐車場(補助金額56億円)となっている。

(3) 有料駐車場と周辺の民間駐車場の利用時間等の比較等について

ア 利用時間と利用料金の比較

民間駐車場の中には、道路交通法の改正により18年6月から違法駐車取締り関係事務の民間委託などの新たな違法駐車対策が強化された機会を捉えて、施設を増設したり、24時間営業を行うなど利用時間を拡大したり、利用料金を引き下げたり、基本料金の単位を数十分単位ときめ細かく設定したりするなど利用者の立場に立った使い勝手のよい利用条件の提供に努め、利用者に対するサービスの向上を図ったところもある。

一方、表5のとおり、道路管理者の整備した有料駐車場には、供用開始以降、近隣の民間駐車場が24時間営業としていたり、いわゆるコインパーキング等における単位料金が低下していたりしているなどの状況を勘案して、利用時間を拡大したものが11駐車場(うち24時間営業としたもの5駐車場)、利用料金の見直しを行い近隣駐車場との格差の解消を図ったものが23駐車場あり、利用しやすい環境を整えつつあるものも見受けられるが、道路管理者の整備した有料駐車場は利用時間、利用料金等がそれぞれの地方公共団体の条例により定められている場合が多いため民間駐車場に比べ必ずしも柔軟な対応が採りにくいものとなっていると認められる。

表5 道路管理者の整備した有料駐車場の利用条件等の変更状況

(単位：箇所)

	検査対象箇所数	利用時間を拡大しているもの	利用料金の見直しをしているもの	純 計	見直しを全く行っていないもの	指定管理者制度の導入
融資事業	71	9	13	20	51	30
補助事業	65	2	10	12	53	34
合 計	136	11	23	32	104	64

(注) 補助事業の検査対象箇所数65は、近接した2つの駐車場を1つの管理者が一体管理しているものがあるため検査対象箇所数66とは一致しない。

すなわち、利用料金については、道路法により、近隣の民間駐車場と著しく均衡を失わないように設定することとされていることから、民業圧迫につながるのとことから料



金の引下げに慎重な道路管理者が多いと認められる。特に融資事業の場合は、利用料金の引下げは減収につながり、借入金等の償還計画に影響を及ぼすことが予想されること、また、利用料金の変更は国土交通省の許可事項であることなどから近隣の民間駐車場に比べて柔軟な対応が採りにくいものとなっている。

#### イ 指定管理者への委託

地方公共団体等の有する公共施設等の管理・運営については、従来より、一定の要件を満たした第3セクターなどへの管理委託により実施しているところも多く見受けられた。しかし、前記のとおり、地方自治法の改正により、公の施設の設置目的をより効果的に達成するため、公共施設等の管理・運営に民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、効率的かつ効果的にサービスを提供するために必要があると認めるときは、当該施設の管理を条例の定めるところにより、指定管理者に行わせることができることとなった。

道路管理者が整備した有料駐車場のうち地方公共団体が管理する119箇所については、本制度を導入することができる施設ではあるが、経費の節減を図ることなどを目的に、条例を改正し、18年4月までに本制度を導入しているのは、表5のとおり半数程度となっている。

#### ウ 路上駐車の実態

道路管理者では、有料駐車場周辺の路上駐車状況を把握するために13年度から路上駐車の実態調査を実施している。その調査結果をみると、表6又は図9のとおり、調査開始年度と直近の調査年度を比較した結果、路上駐車台数が減少している箇所は多くあるものの、逆に増加傾向にある箇所も26駐車場の周辺で見受けられ、全体として駐車場への転換が必ずしも十分とは認められない。

したがって、路上駐車を解消し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保するため有料駐車場の積極的な利用促進が望まれる。

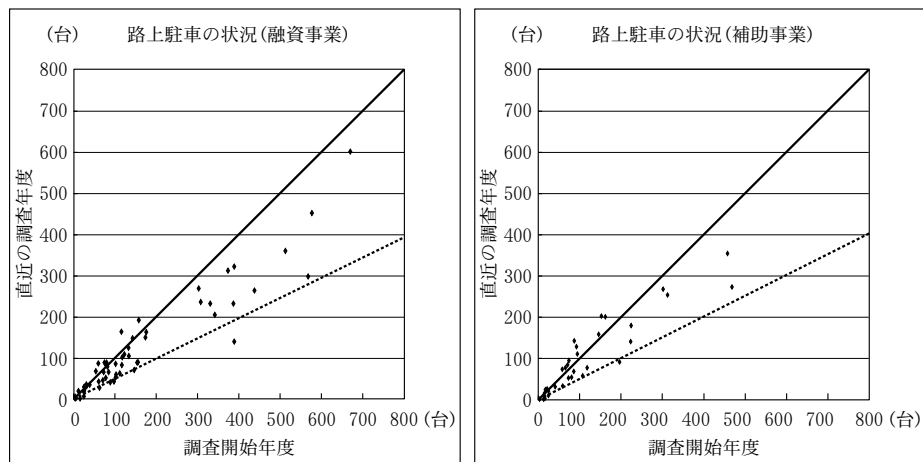
表6 路上駐車の実態調査の状況

(単位：箇所)

	箇所数	調査実施箇所	直近の値が調査開始年度より増加しているもの	直近の値が調査開始年度より減少しているもの	未調査
融資事業	71	58	13	45	13
補助事業	65	39	13	26	26
合計	136	97	26	71	39

(注) 補助事業の箇所数は、近接した2つの駐車場を1つの管理者が一体管理しているものがあるため検査対象箇所数66とは一致しない。

図9 路上駐車の状態



(注) 横軸に調査開始年度の路上駐車台数を、縦軸に直近の調査年度の路上駐車台数をとり、グラフ化したものである。したがって、実線より下側にポイントがある場合は路上駐車台数の減少を、実線より上側にポイントがある場合は路上駐車台数の増加を表している。なお、実線と破線に囲まれた部分にあるポイントは、路上駐車台数の減少率が5割に満たない箇所を表している。

<事例3> 利用時間を拡大していないもの

E市では、平成5年度から7年度までに、補助事業により、補助対象事業費6億円(補助金額3億円)で、F駅前地下2階2層の鉄筋コンクリート造で整備台数200台(機械式(一部自走式))の有料駐車場を整備し、8年4月から供用を開始している。

近年の駐車台数の実績をみると、計画台数の約半分程度となっていた。

このような状況となっているのは、E市の説明によると、F駅前西地区再開発計画で想定されていた商業系施設の規模が大幅に縮小され駐車需要が減少したこと、本件駐車場から約500mの所にE市の公共施設に附帯した無料駐車場(駐車台数883台、7年8月から供用)があること、また、周辺駐車場は24時間入出庫が可能であるのに対し、本件駐車場は深夜0時から午前5時までの入出庫はできないことになっており、利用者の利便性が劣っていることなどによるとしている。

前記の利用台数及び修正回転率の実績が計画に比べ50%に満たず低利用となっていたり、料金収入等で維持・管理費が賄えなくなっていたりするなどの融資事業で45駐車場、補助事業で28駐車場について、利用時間、利用料金等の状況をみると、条件を変更していない駐車場は、融資事業で28駐車場(貸付金額355億円、17年度末貸付金残高171億円)、補助事業で20駐車場(補助金額202億円)となっている。

3 本院の所見

上記のように①有料駐車場の利用台数及び修正回転率の実績が計画に比べて低くなっていたり、②有料駐車場の収支が悪化していて維持・管理費さえも料金収入で賄えていなかったり、③利用者の立場に沿った細やかなサービスの提供が図られていなかったりしている事態は、施設の有効利用という観点からみて適切とは認められず、ひいては、駐車需要の増大に対処するとともに無秩序な路上駐車を解消し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保するという目的のために実施している有料駐車場の整備事業の効果が十分発現していないと認められる。

このような事態が生じていた一因としては、次のことなどが考えられる。

ア 国土交通省において、融資事業の場合は、毎年度、道路管理者から事業実績報告書を徴して有料駐車場の利用状況等を把握しているものの、低利用となっている有料駐車場の利用増進策あるいは収支の改善策等について、道路管理者に対する指導が十分でなかったこと

また、補助事業の場合は、供用後の有料駐車場の利用状況等を把握することなく、低利用となっている有料駐車場の利用増進策あるいは収支の改善策等について、道路管理者に対する助言が十分でなかったこと

イ 道路管理者である地方公共団体等において、近隣の民間駐車場の利用料金等の状況を勘案して有料駐車場を取り巻く環境等の変化を的確に把握し、利用時間の拡大、駐車時間と単位料金が連動するよう料金を細分化するなど、利用者の要望に応えられるような利用条件の変更についての検討が十分でなかったこと

上記の事態について、国土交通省では、地方整備局等に対して地方公共団体等に周辺の民間駐車場の利用時間、利用料金等の実態を把握させ、その結果を踏まえた改善計画を策定するなど内容を通知を発し、地方整備局等は地方公共団体等に対して指導・助言をすることとしたところである。

しかし、利用状況等が十分でない有料駐車場が存在する背景には、大規模店舗の撤退による集客力の低下なども大きな要因となっている。したがって、国土交通省、地方公共団体等の取組のみでは有料駐車場の利用状況等を改善することが困難であると認められることから、道路管理者、交通管理者、地元商店街、駐車場利用者等の関係者が一体となって取り組み、一層の利用促進が図られることが必要である。また、道路交通法の改正による違法路上駐車対策の取組強化や地方自治法の改正による公共施設の指定管理者制度の創設など、有料駐車場行政を取り巻く環境が著しく変化してきていることから、これらの状況を的確に把握して利用向上のための改善策を講じていくことが必要である。

(注3) 北海道ほか21都府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、秋田、福島、栃木、埼玉、千葉、神奈川、石川、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、広島、香川、高知、福岡各県

第4 関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について

第3章 第3節 特に掲記を要すると認めた事項 第4

検査対象	関西国際空港株式会社		
関西国際空港の概要	大阪国際空港の騒音問題、関西地区の航空輸送需要の増加等に対処するために設置された第1種空港		
関西国際空港株式会社の概要	関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどを目的として設立された法人		
貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)	資産合計	1兆8372億円	
	負債合計	1兆2775億円	
	〔うち長期借入金・社債残高〕	1兆2430億円	
	資本合計	5597億円	
	〔うち政府出資金残高〕	5233億円	
	〔うち欠損金残高〕	2288億円	
関西国際空港株式会社に対する政府補給金交付額	270億円(平成15年度～17年度)		
関西国際空港株式会社の長期有利子債務残高	1兆0052億円(平成17年度末)		

1 事業の概要

(1) 関西国際空港及び関西国際空港株式会社の概要

関西国際空港(以下「関西空港」という。)は、大阪国際空港(以下「伊丹空港」という。)の騒音問題、関西地区の航空輸送需要の増加等に対処するため、空港整備法(昭和31年法律第80号)に規定する国際航空路線に必要な第1種空港として平成6年9月から供用されている。

関西国際空港株式会社(以下「関空会社」という。)は、関西国際空港株式会社法(昭和59年法律第53号)に基づき、航空輸送の円滑化を図り、航空の総合的な発達に資するため、関西空港の設置及び管理を効率的に行うことなどを目的として、国、地方公共団体及び民間の出資により昭和59年10月に設立されたものである。

そして、国は、関空会社の平成17年度末現在の資本金7885億円のうちおおむね3分の2に当たる5233億円を出資している。

(2) 12年度までの関西空港の状況

ア 事業の実施状況

関空会社は、昭和59年7月に運輸大臣が策定した基本計画に基づき、1期事業として大阪湾泉州沖に空港島(約510ha)を造成して滑走路1本(3,500m)と当面開港に必要な年間発着回数12万回に対応する施設を整備し、平成6年9月に24時間運用可能な空港として関西空港の供用を開始(開港)している。その後、更に発着回数16万回に対応す

る機能利便施設、エプロン等を整備してきている。

また、2期事業については、7年12月の大蔵大臣と運輸大臣の合意に基づき、空港施設の整備主体と用地造成の整備主体とを分離した「上下主体分離方式」で行うこととされており、施設整備は関空会社が、用地造成は関西国際空港用地造成株式会社(以下「用地造成会社」という。)がそれぞれ事業主体となり、8年5月に改定された基本計画により同年度に事業に着手している。なお、用地造成会社が用地造成のために調達する有利子資金(事業費の45%)の償還及び金利に要する費用については、関空会社が用地賃借料及び譲渡代金として用地造成会社に支払うこととなっている。

関空会社では、改定された基本計画に基づき、19年に2本目の滑走路及び年間発着回数18万回に対応する施設を、23年に同23万回に対応する施設を供用することとしていたが、12年12月の大蔵大臣と運輸大臣の合意において、当面の2期事業の対象が、2本目の滑走路供用開始時において必要な施設整備に限定することとされた。

#### イ 事業費の状況

関西空港の開港までに整備する1期事業の予定事業費(前記の16万回に対応する施設整備分を除く。)は、昭和61年12月時点では1兆0676億円とされていたが、旅客ターミナルビルの規模拡大等の旅客サービスレベルの向上(1700億円)や空港島の沈下対策等予想できなかった事態への対応(1100億円)等のため、平成2年12月の事業費の見直しにより、3600億円増加して1兆4300億円となっていた(その後6年12月までに予定事業費は1兆4582億円となった。)

そして、関空会社が12年度までに執行した1期事業の事業費は、滑走路1本及び年間発着回数12万回対応施設の整備に1兆4996億円(昭和59年度～平成8年度)、同16万回対応施設の整備に458億円(8年度～12年度)、計1兆5454億円に上っていた。

また、2期事業の予定事業費の総額は、用地造成分1兆円、施設整備分4200億円、計1兆4200億円となっており、12年度までに関空会社及び用地造成会社が執行した事業費は、用地造成費2883億円、施設整備費49億円、計2933億円(8年度～12年度)となっていた。

#### (3) 本院の平成12年度決算検査報告

本院では、平成12年度決算検査報告において、関西空港の設置運営及び関空会社の経営状況について、関西空港の利用実績が需要予測を下回っていること、関空会社の経営成績が予測を下回っていて、単年度黒字化の経営上の目標が達成できていないことなどから、次のことが望まれる旨を特定検査対象に関する検査状況として掲記している。

ア 関西空港の需要予測及び関空会社の経営予測について、関空会社において、今後なお一層の精度向上を図ること、また、国土交通省において、関西空港に係る需要予測及び経営予測の一層の精度向上を確保できるよう、必要に応じて適切な指導等を行うこと、また、関空会社において、需要予測及び経営予測の根拠資料について確実に保存し活用すること

イ 事業部門別損益は経営改善にとっても重要な情報であることから、事業部門別損益を把握した上で、経営改善に努めること

ウ 関空会社において、特に航空輸送需要の将来動向を一層的確に予測した上で、需要の規模と発現時期に対応する施設整備を行うとともに、的確な経営予測と償還計画に基づ

いて、適切な事業運営を行うこと

その後、これを受けて、国土交通省は需要予測の手法の見直しを行い、需要予測の精度向上に努めており、関空会社は関西空港の需要予測及び関空会社の経営予測に際し国土交通省の需要予測を活用している。また、関空会社においては、事業部門別損益の把握を行い、損益改善方策を検討するために活用するなどしている。

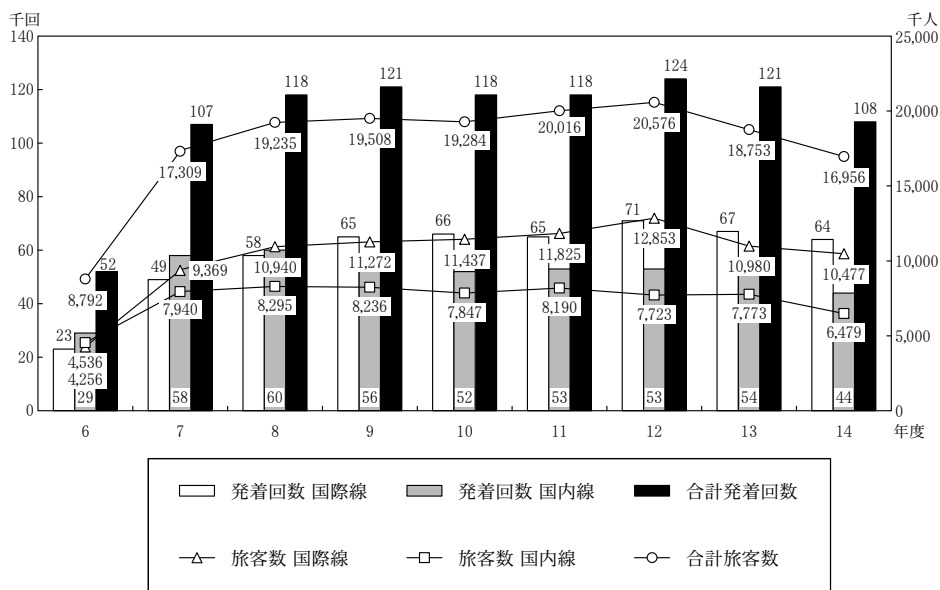
(4) 14年度までの関西空港及び関空会社の状況

14年度までの関西空港の運用状況についてみると、図1のとおり、12年度を最高として、航空機発着回数、航空旅客数及び貨物取扱量はいずれも減少傾向を示している。

この結果、関空会社の経営状況については、図2、表1のとおり、13年度以降も営業損益は黒字を確保しているものの、黒字額は減少傾向となっている。そして、有利子債務に係る毎年度の支払利息が多額に上っていることなどのため、経常損益は毎年度赤字が続いている状況となっていて、次期繰越損益の赤字額(累積損失額)は14年度末で2068億円と多額に上っていた。

図1 航空機発着回数、航空旅客数及び貨物取扱量の推移

① 航空機発着回数、航空旅客数



② 貨物取扱量

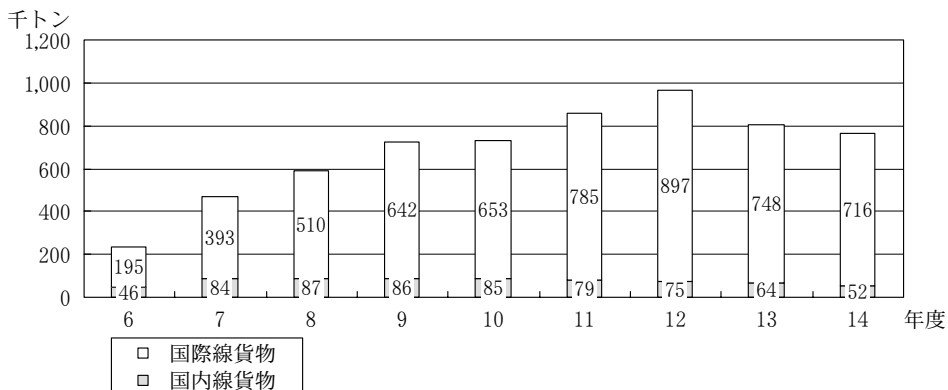


図2 営業収益等の推移

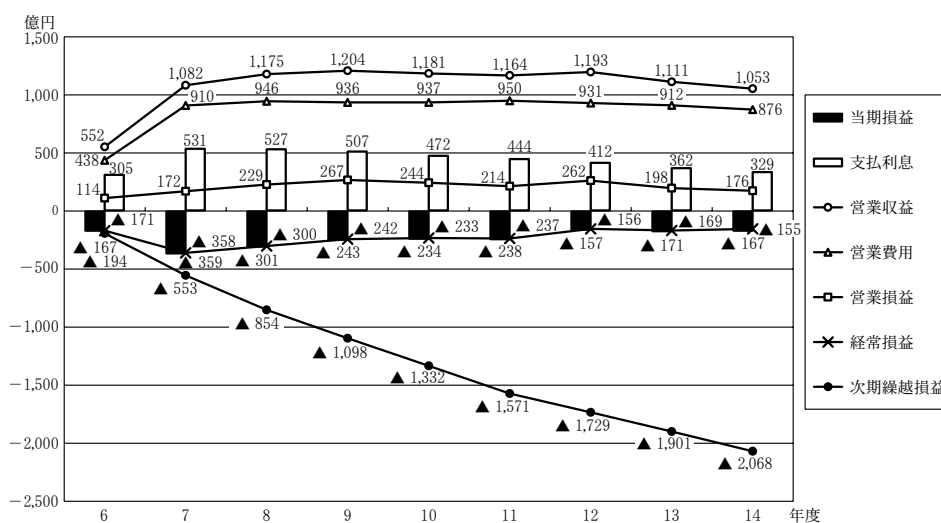


表1 損益の状況 (単位：億円)

年 度	6	7	8	9	10
営業収益	552	1,082	1,175	1,204	1,181
営業費用	438	910	946	936	937
運営経費	262	590	619	607	594
減価償却費	175	320	327	328	342
営業損益	114	172	229	267	244
営業外収益	29	9	2	2	3
営業外費用	315	539	532	513	481
支払利息	305	531	527	507	472
その他	9	8	4	5	9
経常損益	△ 171	△ 358	△ 300	△ 242	△ 233
特別損益	3	0	0	0	0
当期損益	△ 167	△ 359	△ 301	△ 243	△ 234
次期繰越損益	△ 194	△ 553	△ 854	△ 1,098	△ 1,332

年 度	11	12	13	14
営業収益	1,164	1,193	1,111	1,053
営業費用	950	931	912	876
運営経費	600	581	569	550
減価償却費	349	350	343	326
営業損益	214	262	198	176
営業外収益	2	2	2	4
営業外費用	454	421	371	336
支払利息	444	412	362	329
その他	9	9	8	6
経常損益	△ 237	△ 156	△ 169	△ 155
特別損益	△ 1	0	△ 2	△ 12
当期損益	△ 238	△ 157	△ 171	△ 167
次期繰越損益	△ 1,571	△ 1,729	△ 1,901	△ 2,068

(注) 金額は億円未満を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても一致しない場合がある。

(5) 15年度以降の関西空港及び関空会社の状況

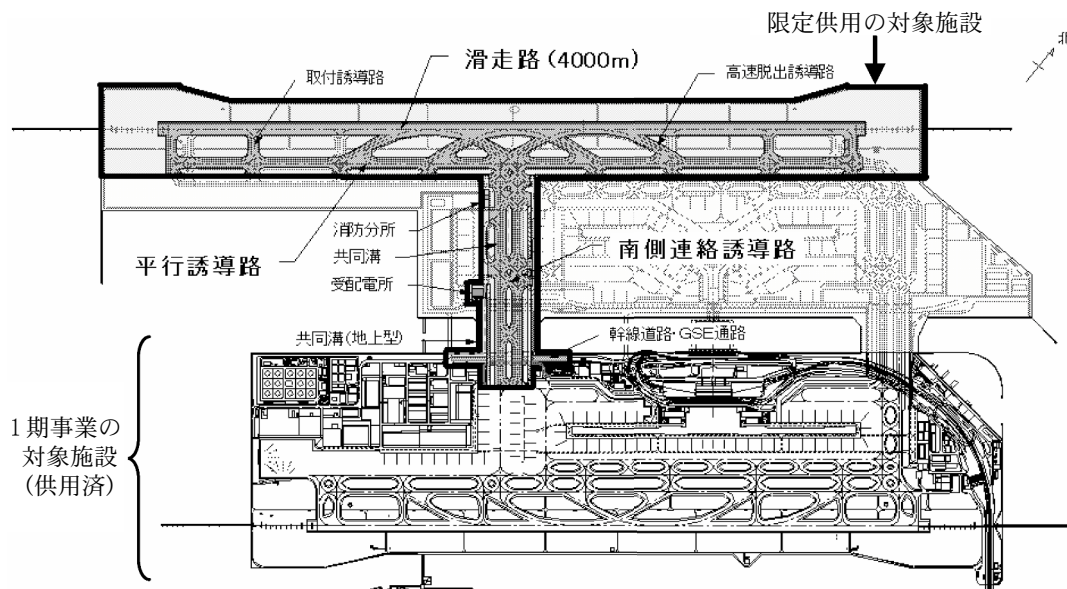
ア 関西空港に関する財務大臣と国土交通大臣の合意

上記の状況及び「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成14年12月17日閣議決定)を踏まえ、14年12月に、次のような措置を講ずる旨の財務大臣と国土交通大臣の合意がなされている。

- ① 関空会社において、15年度から3箇年を経営改善集中期間とする経営改善計画を策定し、これを着実に実施する。また、関係地方公共団体及び民間と一体となって、一層の利用促進に引き続き取り組む。
- ② 19年の供用開始を目標として進められている2期事業については、予定どおり用地造成を進めることとし、供用開始に必要な施設の整備については、今後の需要動向や会社の経営状況等を見つつ行う。
- ③ 国において、関空会社の安定的な経営基盤を確立し、有利子債務の確実な償還を期すため、新たな補給金制度を創設し、毎年度の予算の範囲で継続的に措置する。

そして、上記②の2期事業の施設整備については、16年12月の財務大臣と国土交通大臣の合意において、2本目の滑走路を供用するために必要不可欠なものに限定して行うこと(以下「限定供用」という。)とされている(図3参照)。

図3 限定供用の対象施設



イ 経営改善計画

関空会社は、前記ア①を踏まえ、抜本的な経費削減等の諸施策を実施して早期に安定的な経営基盤を確立するなどのために、15年度から3箇年を経営改善集中期間とする経営改善計画を策定し、15年3月に公表している。

この経営改善計画においては、次のことなどを目標としている。

- ① 経営改善集中期間に社員50人以上を削減する。
- ② 人件費約6億円、その他の経費約24億円、計30億円の運営経費を削減する。



③ 着陸料等の航空系収入及び土地・建物貸付料等の非航空系収入を増大させる。

そして、関空会社では、経営改善計画を踏まえた収支見通しとして、単年度経常黒字達成年度を遅くとも17年度、有利子債務完済年度を39年度とし、さらに、経営改善集中期間終了後の18年度における収支見通しとして、営業収益1307億円、営業利益389億円及び経常利益238億円を見込んでいる。これらの収支見通しは、14年6月に国土交通省が公表した需要予測(以下「14年予測」という。)に基づく需要の伸び、下記ウの政府補給金の交付等を前提にしたとしている。

#### ウ 政府補給金

国は、前記ア③を踏まえ、15年度以降、関空会社に対して毎年度90億円の政府補給金を交付している。

この政府補給金の額は、15年度から継続して30年間交付すれば、関西空港の需要の伸び率が14年予測の伸び率より50%下回るなどして関空会社の経営が悪化した場合においても、49年度までに、2期事業の長期有利子債務を含む長期債務を完済できるとの国土交通省の試算結果により決定したものである。

#### エ 2期事業

2期事業のうち、用地造成については、11年7月に現地工事に着手し、17年度末現在、全体の96%に当たる約519haが陸化されている。そして、施設整備については、17年度に着手し、19年8月に限定供用する予定としている。

そして、17年度末までに執行した事業費は、用地造成分が7762億円、施設整備分が222億円、計7984億円となっている。

#### オ 国土交通省が公表した関西3空港の役割分担等

国土交通省では、関西空港、伊丹空港及び神戸空港の関西圏に所在する3空港(以下「関西3空港」という。)の役割分担等について、17年11月に次のような考え方を公表している。

- ① 関西空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港である。国際線が就航する空港は、今後とも関西空港に限定することが適当である。現在、関西空港の利用促進に向けた取組がなされているところであるが、引き続き、地元経済界、自治体、関空会社が一体となって、関西空港の集客・利用促進を実施する。
- ② 伊丹空港は国内線の基幹空港である。環境と調和した都市型空港とするという観点から、16年に運用見直しの方針を決定した。これにより、発着回数は総枠370(1日当たり。うちジェット機発着枠については200)を上限とし、運用時間は7時から21時までの14時間とする。また、空港整備法上の位置付けに関しては、国際航空路線に必要な飛行場としての第1種空港から主要な国内航空路線に必要な飛行場としての第2種A空港への変更について、次期社会資本整備重点計画の策定の中で、交通政策審議会航空分科会において検討を行う。
- ③ 神戸空港は150万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港であり、運用時間は15時間とする。3空港間の役割分担を踏まえつつ、安全かつ円滑な航空機の運航の観点から、1日の発着回数は60回、年間の発着回数は2万回程度が上限となる。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

関西空港は開港後10年余を経過しているが、関空会社の経営環境は依然として厳しい状況であり、関空会社では、15年度から3箇年にわたり、経営改善に取り組んできている。そして、国においては、補給金制度を創設し、15年度から関空会社に対して毎年度90億円の政府補給金を交付している。また、17年度から実施している2本目の滑走路の整備事業は、今後の関空会社の経営に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

そして、本院では、前記のとおり、平成12年度決算検査報告において、関空会社において経営上の目標が達成できていない事態等を特定検査対象に関する検査状況として掲記している。

このような状況を踏まえ、経済性・効率性、有効性等の観点から、経営改善計画で掲げた目標の達成状況はどうか、補給金制度を活用した長期有利子債務の償還計画と実績はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

検査は、関空会社本社の会計実地検査において、経営状況、需要予測等に関する調書を徴し、事業の実施状況や需要予測に対する実績を調査、分析したり、他の空港会社(成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。))及び中部国際空港株式会社(以下「中部会社」という。))の会計実地検査を行い、これらの会社の経営状況と比較したりする方法で実施した。さらに、大阪航空局及び神戸市の会計実地検査において、伊丹空港及び神戸空港の現状等を調査するなどして検査を実施した。

### (検査の結果)

#### (1) 経営改善計画の達成状況等

経営改善計画の達成状況等については、以下のとおりとなっていた。

##### ア 人件費の削減について

経営改善計画では、14年度末に定員488人であった社員数について、17年度末までにその約1割に当たる50人以上を削減することなどにより、総額約6億円の人件費削減を見込んでいた。

これに対して、17年度末の社員数は定員433人となっており、14年度末の定員から55人削減されている状況であった。このほか、関空会社では、経営改善集中期間中、全社員に一律2%の給与引下げを行うなどしていた。

これらの方策により、人件費は、3年間の累計で7億3000万円削減されていた。

##### イ その他の経費の削減について

経営改善計画では、その他の経費である業務委託費等について、15年度に13億円、16、17年度の2年間で11億円、3年間で計24億円削減することを見込んでいた。

これに対する実績としては、3年間の累計で42億円が削減されていた。

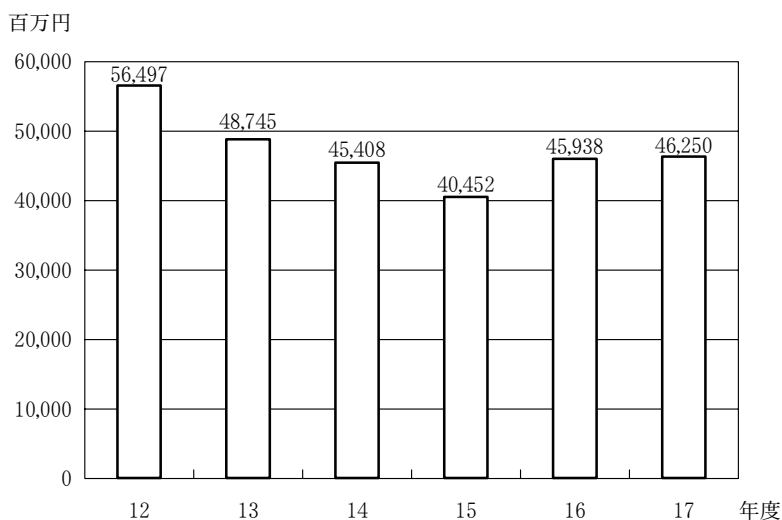
##### ウ 航空系収入及び非航空系収入の増大について

経営改善計画では、航空系収入及び非航空系収入の増大が目標とされているが、具体的な数値目標は示されていないことから、経営改善集中期間中の傾向を分析したり、当該期間前の収入額と17年度の収入額を比較したりしたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 航空系収入について

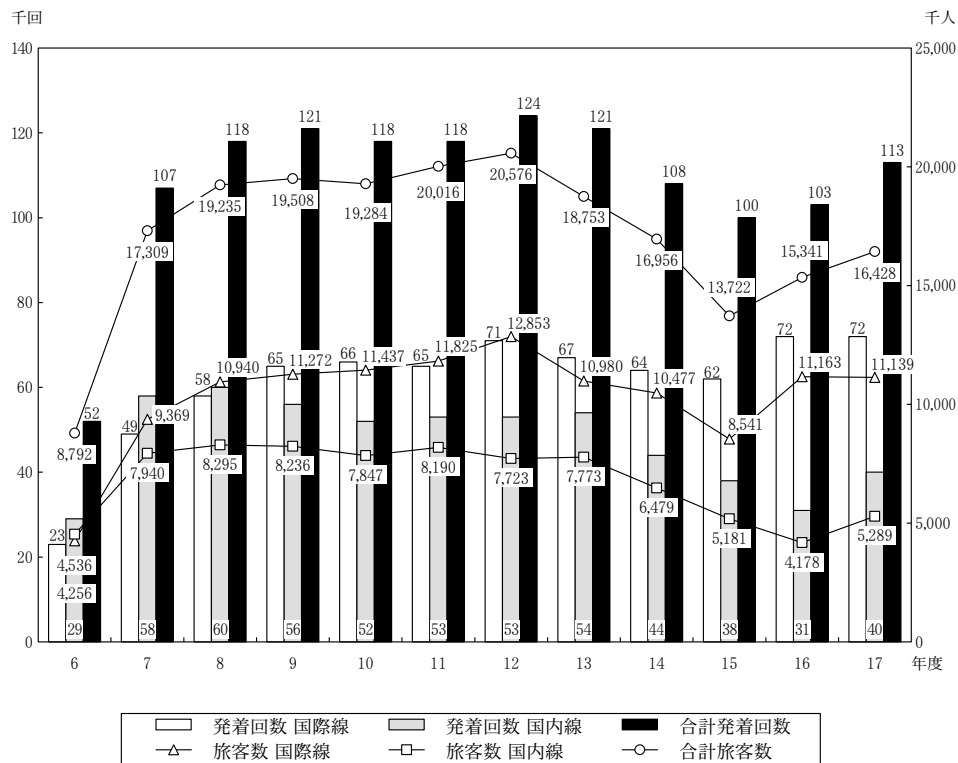
航空系収入は、図4のとおり、経営改善集中期間についてみると、増収傾向となっていた。

図4 航空系収入の推移



このように経営改善集中期間において増収傾向となっているのは、関空会社において、国内線関空単独路線割引(伊丹空港又は神戸空港では就航しておらず、関西空港でのみ就航している路線の着陸料を割り引く制度)等の割引制度を新設したこと、17年度から3年かけてジェット機発着枠50(1日当たり。便数では25便)を削減するとした16年12月の伊丹空港の運用見直しにより、17年度に削減された発着枠20(便数では10便)のすべてが関西空港へ移転したことにより、図5のとおり、国内線の航空機発着回数や航空旅客数が増加したことなどによると考えられる。

図5 航空機発着回数及び航空旅客数の推移

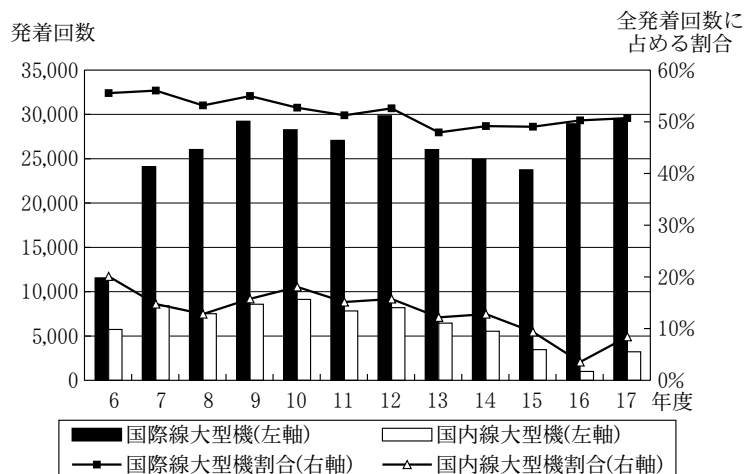


第3章 第3節 特に掲記を要すると認めた事項 第4

しかし、図4のとおり、17年度の航空系収入額は、経営改善集中期間前の水準には達していない状況であった。

そして、発着する航空機の種類についてみると、図6のとおり、国際線、国内線ともに、全発着回数に占める大型機の割合が、開港時より漸減している傾向が見受けられる。航空系収入のうち最も多い割合を占める着陸料等収入は、着陸する航空機の重量で決定されることから、今後ともこの傾向が続くと、発着回数が増加しても、着陸料等収入は発着回数の増加率ほどは増加しないことが考えられる。

図6 大型航空機の発着回数、割合の推移



また、貨物取扱量についてみると、図7のとおり、17年度の取扱量は16年度の取扱量を下回っている状況にある。これについて、関空会社では、図8のとおり、全国の空港と関西空港の貨物取扱量の前年同月比の差(△0.7% から△5.6%)が、17年2月に開港した中部国際空港(以下「中部空港」という。)による影響と推測している。

図7 貨物取扱量

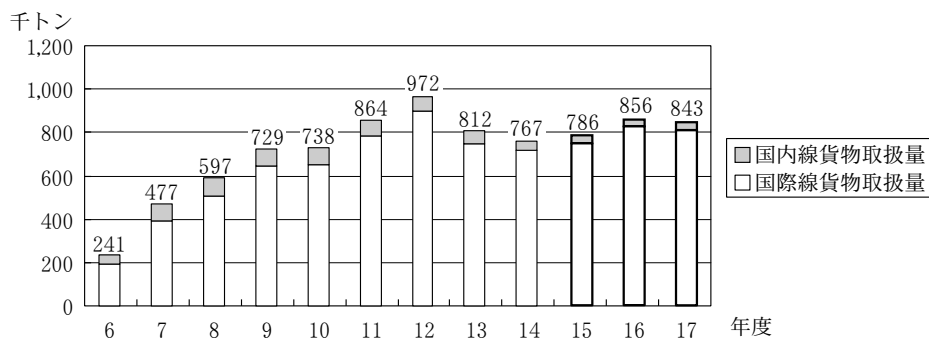
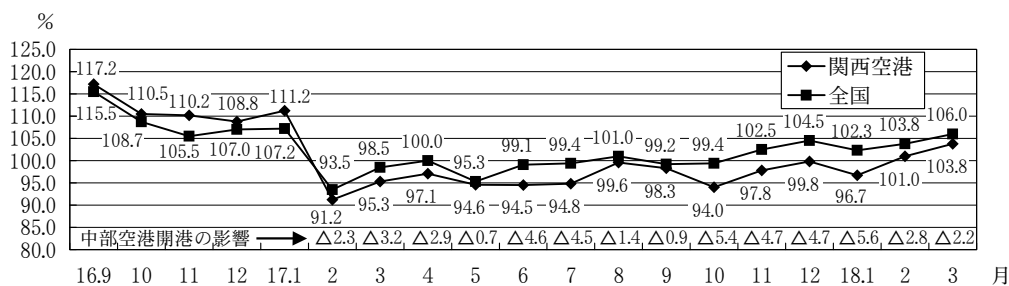


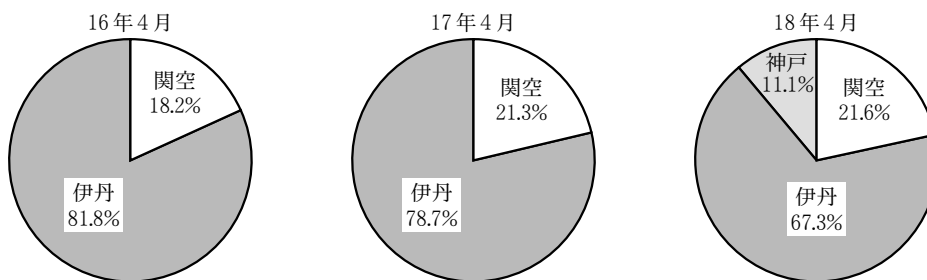
図8 貨物取扱量対前年同月比の推移



以上のように、航空系収入は、経営改善集中期間については増収傾向となっているものの、17年度の収入額は経営改善集中期間前の水準には達しておらず、航空機発着回数に占める大型機の割合が開港時より漸減していたり、17年度の貨物取扱量が16年度の取扱量を下回っていたりする状況が見受けられた。

なお、関西3空港の役割分担等については前記のとおりであるが、18年2月に開港した神戸空港の開港前後の関西3空港の利用実績として、17年4月と18年4月の国内航空旅客数を比較すると、図9のとおりとなっている。すなわち、関西3空港全体の国内航空旅客数は17年4月の189万人から18年4月の193万人と2%強増加している状況において、17年4月の関西空港と伊丹空港のシェアは関西空港21.3%、伊丹空港78.7%であったが、18年4月の関西3空港のシェアは、関西空港21.6%、伊丹空港67.3%、神戸空港11.1%となっており、神戸空港開港の影響は関西空港よりも伊丹空港に大きく及んでいると推測される。

図9 関西3空港の国内航空旅客数



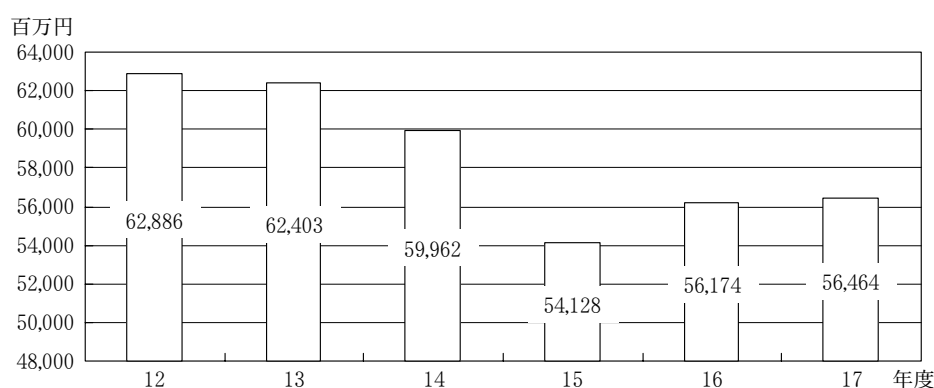
	関西空港		伊丹空港		神戸空港		合計	
		前年比		前年比		前年比		前年比
17年4月旅客数(人)	404,768	118.9%	1,493,394	97.8%	—	—	1,898,162	101.6%
シェア	21.3%		78.7%					
18年4月旅客数(人)	418,445	103.4%	1,305,847	87.4%	215,267	—	1,939,559	102.2%
シェア	21.6%		67.3%		11.1%			

(イ) 非航空系収入について

土地・建物貸付料、連絡橋道路通行料、直営事業収入等からなる非航空系収入については、収益性が高いとされている直営ブランドブティック(ジュエリー、アクセサリなどの販売)を、16年12月及び17年2月に2店舗ずつ増床リニューアルオープンするなどして、増収を図っていた。

しかし、非航空系収入は、図10のとおり、経営改善集中期間についてみると増収傾向にあるものの、経営改善集中期間前の水準には達していない状況であった。

図10 非航空系収入の推移



エ 経営改善計画を踏まえた収支見通しの達成見込みについて

関西会社では、前記のとおり、人件費等の運営経費の削減については、経営改善計画における削減目標を達成している。また、航空系収入及び非航空系収入については、上記のとおり、経営改善集中期間においてそれぞれ増収傾向にあるものの、いずれの収入も経営改善集中期間前の水準に達していない状況である。

そして、関空会社では、経営改善計画を踏まえた収支見通しとして、遅くとも17年度までに単年度経常黒字を達成することとし、また、経営改善集中期間終了後の18年度の収支見通しとして、営業収益1307億円、営業利益389億円及び経常利益238億円を見込んでいる。

これに対する実績は、図11、表2のとおり、経常損益については、15年度以降政府補給金が交付され営業外収益が増加したこともあり、16、17両年度は黒字となっている。しかし、17年度の実績と経営改善集中期間終了後の18年度の収支見通しにおける見込額を比較すると、図12のとおり、営業収益については280億円、営業利益については175億円、経常利益については154億円をそれぞれ上積みする必要があり、目標の達成は困難な状況となっている。

関空会社では、このように経営改善集中期間終了後の18年度の収支見通しの達成が困難な状況となっているのは、15年に勃発したイラク戦争、同年にアジアを中心に発生したSARS(重症急性呼吸器症候群)等の影響により、航空機発着回数等の実績が収支見通しの前提となっている14年予測を大幅に下回っていることによるとしている(図14参照)。

図11 営業収益等の推移

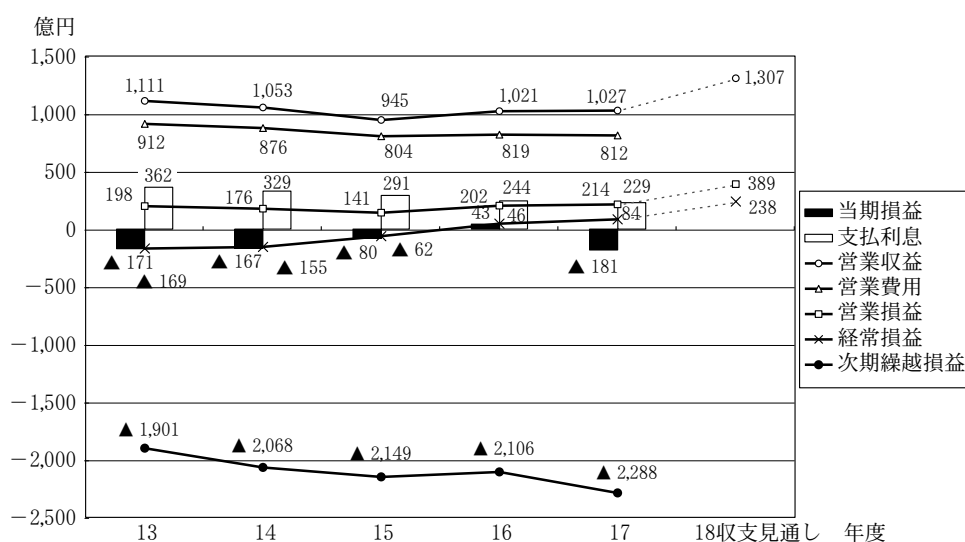


表2 損益の状況

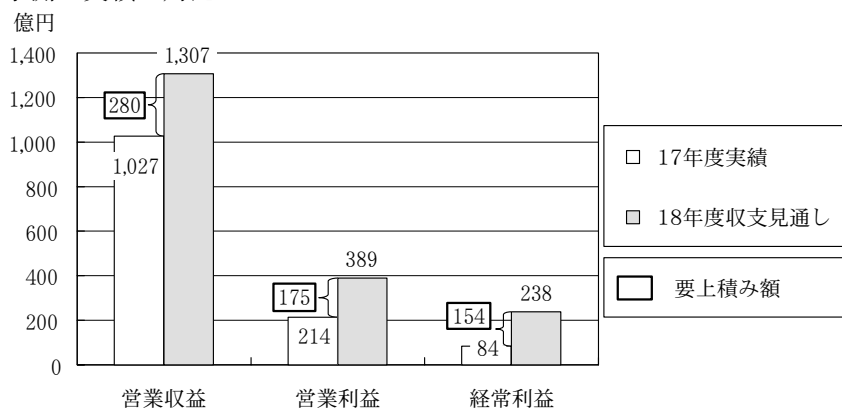
(単位：億円)

年 度	13	14	15	16	17	18 収支見通し
営業収益	1,111	1,053	945	1,021	1,027	1,307
営業費用	912	876	804	819	812	—
運営経費	569	550	486	508	538	—
減価償却費	343	326	318	311	273	—
営業損益	198	176	141	202	214	389
営業外収益	2	4	94	96	105	—
政府補給金収入	—	—	90	90	90	—
その他	2	4	4	6	15	—
営業外費用	371	336	298	251	236	—
支払利息	362	329	291	244	229	—
その他	8	6	7	7	6	—
経常損益	△ 169	△ 155	△ 62	46	84	238
特別損益	△ 2	△ 12	△ 18	△ 4	△ 267	—
当期損益	△ 171	△ 167	△ 80	43	△ 181	—
次期繰越損益	△ 1,901	△ 2,068	△ 2,149	△ 2,106	△ 2,288	—

注(1) 平成17年度の特別損失267億円のうち239億円は、収益性が低いため店舗部分を閉鎖した複合型商業施設エアロプラザについての減損処理によるものである。

注(2) 金額は億円未満を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても一致しない場合がある。

図12 経営予測と実績の対比



#### オ 経営改善集中期間後の状況

関空会社では、経営改善計画に続き、更なる経営基盤の安定化を図るため、18年度から3箇年を実施期間とする「関空新中期計画」(以下「新中期計画」という。)を策定し、18年4月に公表している。新中期計画では、次のことなどを事業方針として掲げている。



- ① 19年の2期限定供用開始に向けた整備の確実な実施及び2本の滑走路の安全かつ効率的な運用
- ② 容量拡大を活かした旅客便の誘致や旅客需要拡大に向けての取組等、複数滑走路化の利点を活かした強力なエアポートセールスの展開
- ③ 30億円の経費削減や40名の人員削減等、2期限定供用後も経常黒字を確実に確保すべく、徹底した経費の節減

そして、経営改善集中期間終了後の18年度の収支見通しの達成が困難な状況になったことなどから、新中期計画においては、図13のとおり、18年度の業績目標を、営業収益1067億円、営業利益240億円、経常利益110億円と下方修正し、また、20年度の業績目標を営業収益1153億円、営業利益206億円、経常利益82億円としている。

なお、関空会社では、16年11月に、中部空港及び神戸空港の開港や伊丹空港の運用見直しなどを踏まえた20年度までの需要予測(以下「16年予測」という。)を公表しているが、新中期計画ではこれを見直し、航空機発着回数については、図14のとおり、18年度の発着回数を11.9万回、20年度の発着回数を13.5万回と見込んでいる。

図13 平成17年度実績、18年度収支見通し及び新中期計画の対比

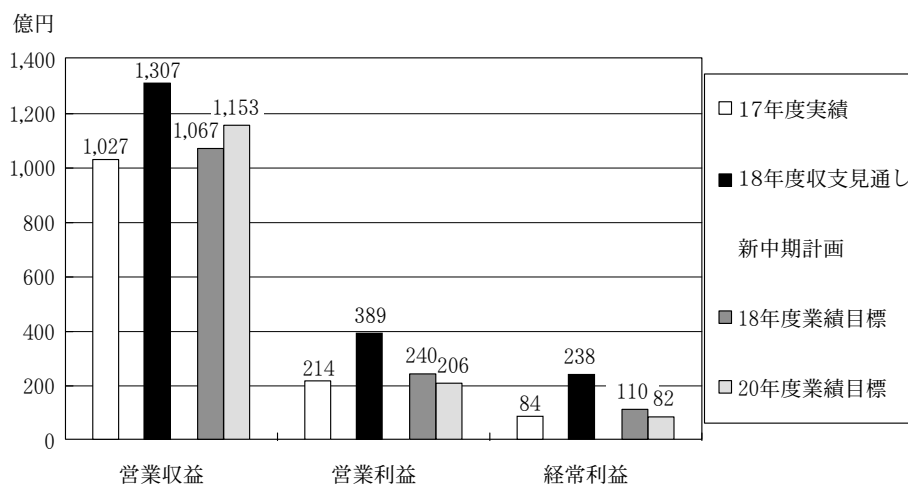
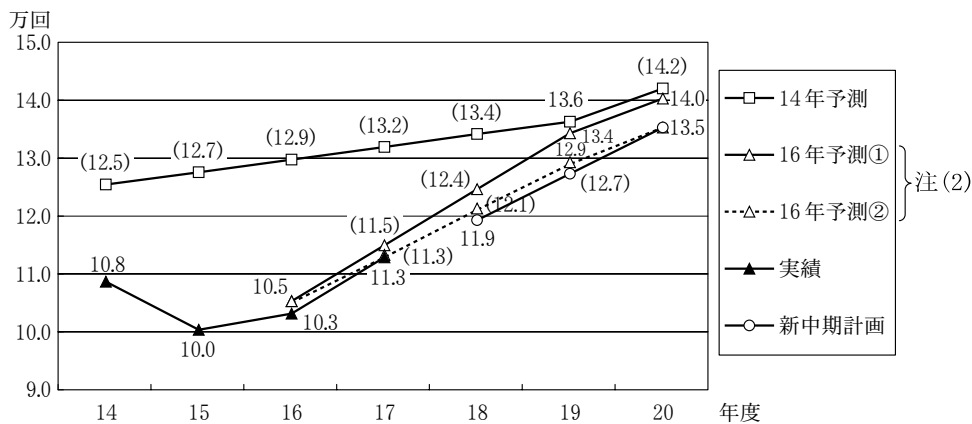


図14 需要予測と実績(航空機発着回数)



注(1) 14年予測では19年度を13.6万回、24年度を16.7万回と予測している。

注(2) 16年予測では16年度を10.5万回、19年度を12.9万回～13.4万回、20年度を13.5万回～14.0万回と予測しており、最高値で推移した場合を①、最低値で推移した場合を②で表している。

注(3) 各予測において予測値が示されていない年度(上図において( )書きで発着回数を示している年度)については、本院で前後の予測値から補完した。

## (2) 長期有利子債務残高と補給金制度

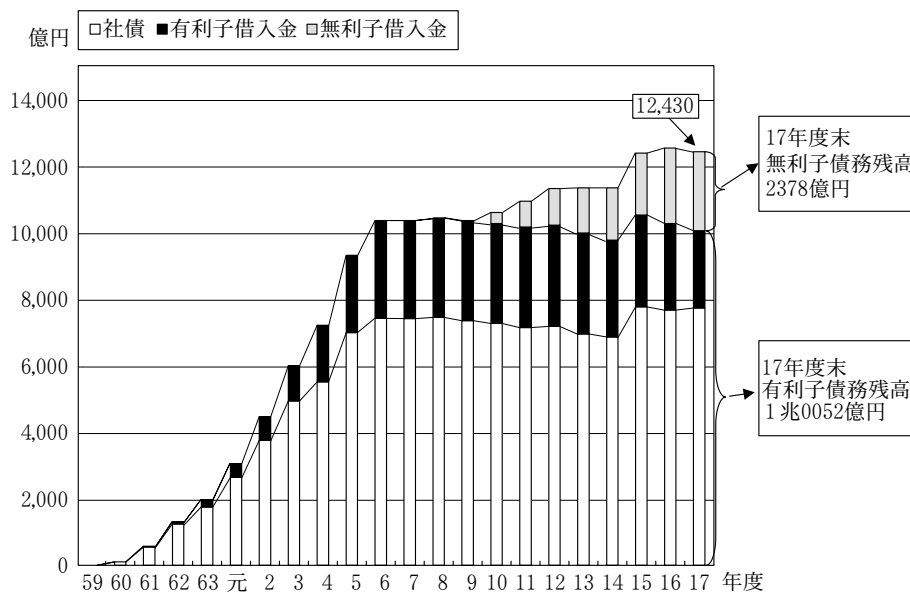
前記のとおり、関空会社においては、人件費、業務委託費等の運営経費の削減について、目標の数値を達成しているが、依然として固定的な費用が多額に上っており、中でも長期有利子債務に係る支払利息が大きな負担となっている。そして、前記のとおり、国は、長期有利子債務の確実な償還を期するため、関空会社に対し、15年度から毎年度政府補給金を交付している。

### ア 長期債務の償還

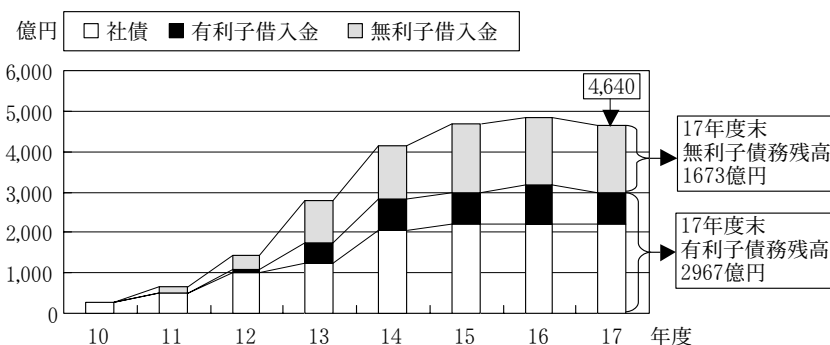
関空会社の長期債務残高は、1期事業の事業費が1兆5454億円と多額となったことなどから、図15のとおり、開港時(6年)から、1兆円を超える多額なものとなっており、これは、中部空港の開港時(17年)の中部会社の長期債務残高の2倍以上に相当する。そして、17年度末における長期債務残高計1兆2430億円のうち有利子債務残高は1兆0052億円(うち有利子借入金2325億円、社債7726億円)となっており、これは成田会社の同年度末の有利子債務残高の約2倍に相当する。

図15 長期債務残高の推移

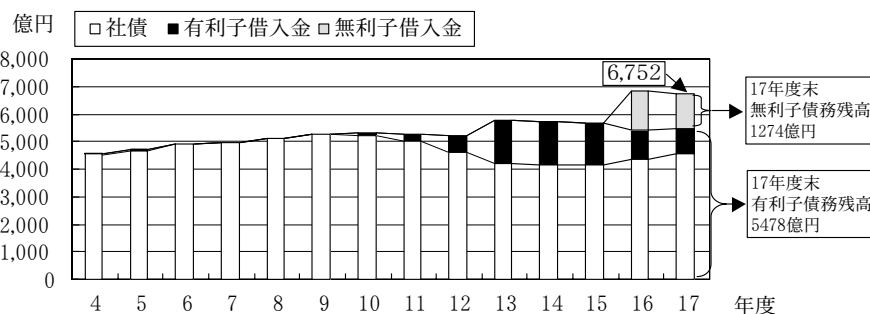
① 関空会社



② 中部会社



③ 成田会社



(注) 平成16年度から計上されている無利子債務は、新東京国際空港公団の民営化に伴い、国の同公団への出資金の一部が成田会社の無利子借入金に振り替えられたものである。

一般に、企業の債務返済能力をみる指標として、「負債/EBITDA 倍率」<sup>イービットディーエー (注1)</sup>が用いられる。多額の固定資産を保有する企業の例として、完全民営化された東日本、東海、西日本各旅客鉄道株式会社の同倍率をみると、5.2倍(16、17両年度の各社平均)になってい

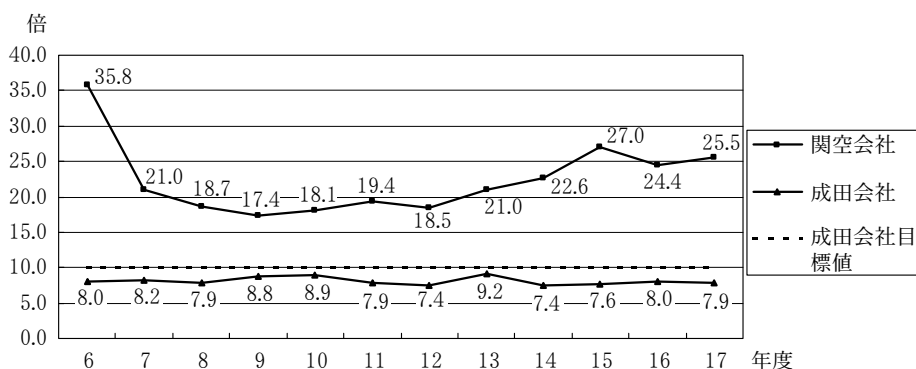
(注2) て、大手私鉄16社についてみると、8.8倍(16、17両年度の各社平均)になっている(いずれも、各社が公表している有価証券報告書等に基づく本院の試算による)。

そして、成田会社では、同社の中期経営計画目標の一つとして、健全な財務体質の確保を目指す観点から同倍率が10倍を超えないようにすることを掲げている。これに対して、関空会社における同倍率を試算すると、図16のとおり、2期工事が継続中であることなどから、12年度の18.5倍から17年度には25.5倍と増加しており、これを成田会社の数値7.9倍と比較すると17年度においては、約3倍の値となっていた。

(注1) 負債/EBITDA倍率 負債をEBITDA(Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortizationの略。利払前、税引前、償却前利益。企業の営業活動から生じたキャッシュフローを表す。)で除した指数。営業活動から生じたキャッシュフローの何倍の負債を有するかを示す。

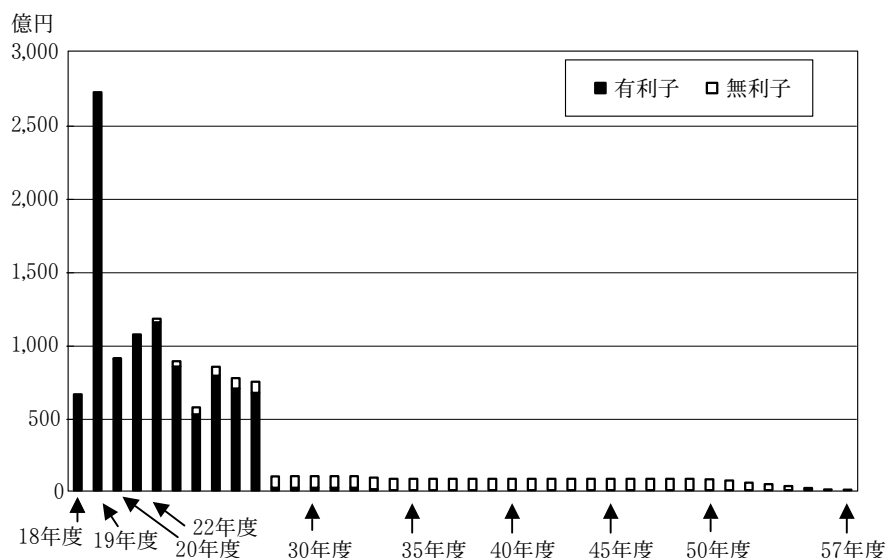
(注2) 大手私鉄16社 東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社

図16 負債/EBITDA倍率比較



今後の年度別の長期債務の要償還額のうち、有利子債務については、図17のとおり、19年度に償還のピークを迎え、同年度に2715億円償還する必要がある。また、20年度から22年度までの間については、毎年度895億円から1144億円程度を償還する必要がある。このため、これらの償還時期に応じて、財投機関債の発行等による多額の資金調達が必要となる。

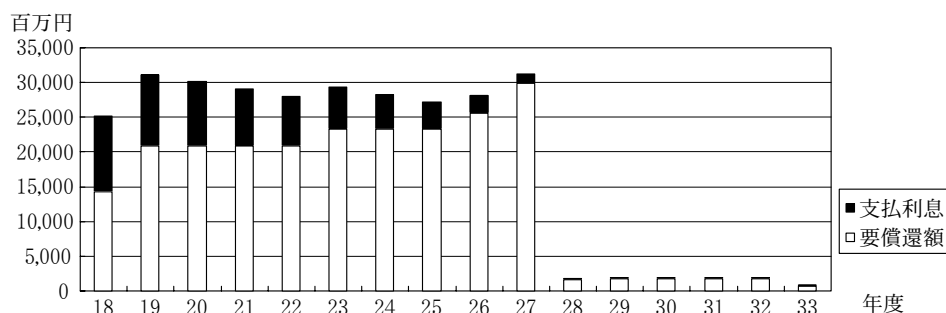
図17 長期債務の年度別の要償還額(18年3月末時点)



(注) 各年度の金額は、償還期日に基づく各年度の元本償還予定額であり、借換えのための新規調達は考慮していない。

そして、有利子債務のうち長期借入金の平均利率についてみると、17年度末で4.8%となっている。長期借入金の借入先は、16年度末では、日本政策投資銀行、大阪府及び大阪市となっていたが、このうち、同府及び同市からの長期借入金(16年度末借入残高142億円、借入利率2.6%から4.7%)については、より低利の資金を調達して17年度に繰上一括償還を行った。しかし、日本政策投資銀行からの長期借入金(17年度末借入残高2325億円、平均利率4.8%)については、期限前に償還する場合には繰上弁済補償金が必要となり、元利償還に係る負担が減少しないことから、繰上償還しておらず、このため高率の利息を今後も長期にわたって負担することとなっていた(図18参照)。

図18 日本政策投資銀行からの長期借入金の要償還額及び支払利息(18年3月末時点)



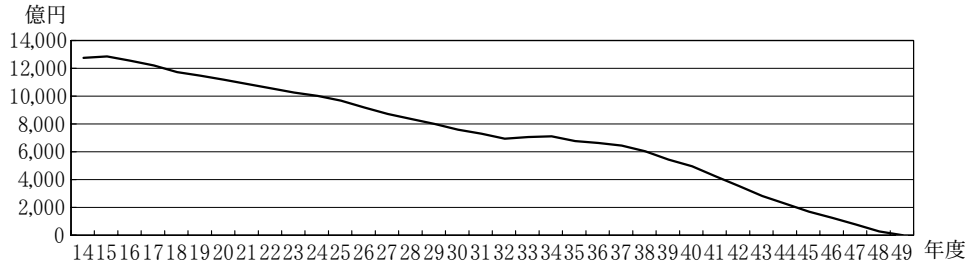
(注) 各年度の金額は、償還期日に基づく各年度の元利償還予定額であり、借換えのための新規調達は考慮していない。

#### イ 補給金制度導入による長期有利子債務残高の推移等

国土交通省では、14年度に補給金制度を創設する際に、航空需要の伸び率が14年予測の伸び率を50%下回るなど関空会社の経営が悪化しても、国が毎年度90億円の政府

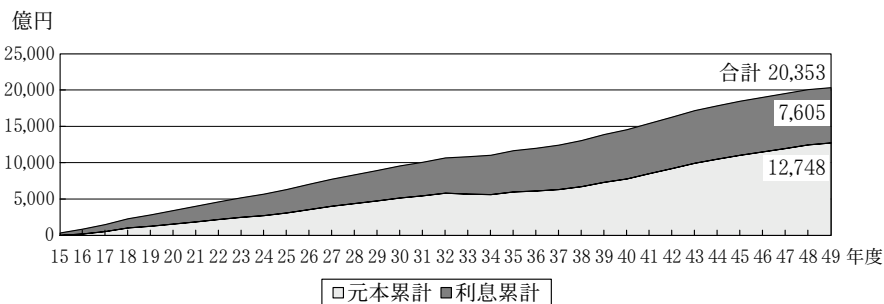
補給金を30年間にわたり交付した場合の、長期有利子債務残高(用地造成会社分を含む。)の毎年度の推移について試算している(図19参照)。

図19 補給金制度導入による長期有利子債務残高の推移(14年国土交通省試算)



この試算によると、長期有利子債務の15年度以降の元利償還額(償還元本に2.5%~4.0%で計算した利息を加算した額)は、毎年度280億円から880億円に上り、完済予定の49年度までに計2兆0353億円(償還元本1兆2748億円、支払利息7605億円。図20参照)を要することになる。

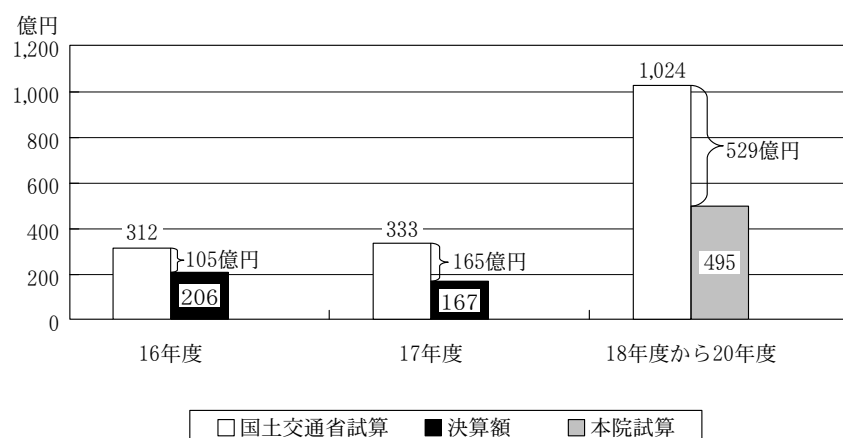
図20 元本償還額と支払利息の累計推移(14年国土交通省試算)



そして、この試算では、補給金制度導入後の16、17両年度における長期有利子債務の減少額を、それぞれ312億円、333億円としているが、実際の長期有利子債務の減少額についてみると、16年度は206億円、17年度は167億円にとどまっており、図21のとおり、既に16年度は105億円、17年度は165億円、それぞれ上記の試算額を下回っていた。

また、新中期計画で示されている前記業績目標に基づき、長期有利子債務の減少額を本院において試算すると、図21のとおり、18年度から20年度までの間の減少額は495億円となり、国土交通省が試算した減少額1024億円を529億円下回ることになる。

図21 長期有利子債務の減少額



このように、政府補給金は、長期有利子債務の確実な償還を期すために措置されているものであるが、前記のとおり、航空機発着回数等の実績が政府補給金算定の前提となっている14年予測を下回っており、収入額の実績も補給金制度創設時の見込みを下回っていることから、長期有利子債務の減少額は試算額を下回っている状況となっている。

そして、関空会社では、15年3月の経営改善計画公表時には、14年予測に基づく需要の伸びに応じた関空会社の有利子債務の完済目標年度を39年度としていたが、18年4月の新中期計画公表時においては、有利子債務完済目標年度を示していない。関空会社では、有利子債務の償還計画について、2期事業のうち先送りした施設の整備時期等と併せて慎重に検討中であるとしている。

(3) その他の固定的な費用等

関空会社においては、上記の長期有利子債務に係る支払利息の負担のほか、以下のとおり、毎年度多額に上る固定的な費用があり、また、今後、2期事業の施設供用後に新たな費用負担も見込まれている状況であった。

ア 固定的な費用

毎年度多額に上っている費用として、減価償却費並びに公租公課のうちの固定資産税及び都市計画税の負担が挙げられる。

(ア) 減価償却費

関空会社では、平成12年度決算検査報告の内容を踏まえ14年度決算から把握している「事業部門別損益」を活用するなどして、収益性の低いエアロプラザについて減損処理を行った結果(表2参照)、減価償却費の低減が図られているが、減価償却費が営業費用に占める割合は、依然として34%に上っている(17年度における減価償却費273億円、営業費用812億円)。空港の開港(昭和53年5月)後、相当期間が経過している成田会社においても同程度の割合になっていること、また、今後2期事業により施設が増加することを考慮すると、今後もこの高い割合が継続し、関空会社の収支に大きな影響を与えることが見込まれる。

(イ) 固定資産税及び都市計画税の負担

関空会社では、多額の固定資産を保有しているため、平成17年度で70億円に上る

固定資産税及び都市計画税を納付している。これらの費用は営業費用の9%程度を占めており、今後も同程度の負担が見込まれる。

イ 今後の費用負担増

今後費用負担が増加するものとして、2期事業の施設整備、1期事業で整備した施設の更新等が挙げられる。

(ア) 2期事業の施設整備

16年予測によれば、19年度に12.9万回から13.4万回、20年度に13.5万回から14.0万回の発着回数となり、成田国際空港の暫定平行滑走路供用前の最大発着回数の13.3万回を超えることとなる。この需要予測を前提として、2期事業の施設整備については、前記のとおり、16年12月の財務大臣と国土交通大臣の合意によって、2本の滑走路とこれを供用するために必要不可欠な施設に限定して行うこととされており、17年度は300億円、18年度はコスト縮減を見込んだ171億円、計471億円の事業費で実施されている。

そして、関空会社によると、限定供用される19年以降には、収入面では、16年予測に基づき毎年度30~40億円程度増加していくことが見込まれる一方、費用面では、新しく整備された施設に要する維持管理経費、固定資産税等が100億円程度増加することが見込まれている。

(イ) 1期事業で整備した施設の更新等

関西空港は、開港後10年以上が経過しているため、1期事業で整備した施設の中には、大規模な修繕や更新が必要なものが多数あり、これらに係る費用負担増が見込まれている。

### 3 本院の所見

関西空港は、6年に開港して以降、伊丹空港の騒音問題の根本的な解消や航空輸送の円滑化を図り、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与してきた。そして、関空会社においては、関西空港の整備について、国が定めた基本計画に基づき、我が国を代表する国際空港としてあるべき2本の滑走路を備えるものとし、19年8月の限定供用を目指して工事を実施しているところである。一方、1期事業の事業費が、旅客サービスレベルの向上や想定し得ない現場条件への対応等から多額に上ったことなどのため、関空会社においては、開港当初から約1兆円の長期有利子債務があり、これに係る支払利息の負担等により累積損失が多額に上っている状況にあった。

このようなことから、国は、厳しい財政状況の中で、関空会社の特殊会社としての経営形態を維持しつつ、将来の完全民営化に向けて安定的な経営基盤を確立するため、14年の財務大臣と国土交通大臣の合意により、関空会社の経営改善を進め、長期有利子債務の確実な償還を期すための補給金制度を創設して、15年度から継続して政府補給金を交付している。また、関空会社では、上記の合意を踏まえ、15年度から17年度までの3箇年を経営改善集中期間とする経営改善計画において、人件費、業務委託費等の運営経費の削減や収入の増加を図るなどの経営改善に努めてきた。

しかし、経営改善集中期間終了後の18年度の収支見通しについては、目標の達成は困難な状況となっている。これについて関空会社では、イラク戦争、SARSの影響等によるとし



ている。また、19年の2本目の滑走路の限定供用に係る2期事業の施設整備及び1期事業で整備した施設の更新事業等による費用負担増が見込まれている。

そして、補給金制度導入後の16、17両年度における長期有利子債務の減少額については、国土交通省が制度導入時に試算した減少額を下回っている状況であり、また、関空会社が18年4月に公表した新中期計画の業績目標に基づく長期有利子債務の減少額も国土交通省の予測を下回ることが見込まれる。

したがって、関空会社においては、国の財政が厳しい状況の中で政府補給金が継続して交付されていることに十分留意して、次のような方策を講ずるなどして、長期有利子債務の確実な償還を図り、もって政府補給金等に頼る必要のない安定的な経営基盤を確立することが必要である。

- ア 長期有利子債務の償還計画を策定した上で、これに対する償還状況を的確に把握し、確実な償還に努めること
- イ 新中期計画に基づき、経費の削減に努めるとともに、地方公共団体、地元経済界との連携を図りつつ、新規需要の開拓等により収入の増加を図るなど、引き続き経営改善に努めること
- ウ 2期事業のうち、先送りした施設の整備は、需要動向等を十分見極めながら、必要不可欠なものについて行うこと

## 第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

### 第1節 国会及び内閣に対する報告

平成17年11月から18年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は5件あり、それぞれの報告事項名、報告年月日及び報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況は、次表のとおりである。

表 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

	報告事項名	報告年月日	報告事項の第3章における掲記の状況
1	土地改良負担金総合償還対策事業のために国庫補助金により造成された土地改良負担金対策資金について、資金規模を資金需要に対応したものに改めるよう農林水産大臣に対して改善の処置を要求したもの	18年7月13日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (260ページ参照)
2	高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について	18年10月11日	—
3	成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等について	18年10月11日	—
4	関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について	18年10月11日	「特に掲記を要すると認めた事項」として掲記 (532ページ参照)
5	財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について	18年10月18日	—

上記の表に掲げた報告事項のうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した2件を除く3件についての概要は、次のとおりである。

#### 第1 高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について

検査対象	(1) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(これら3会社は平成17年9月30日以前は日本道路公団) (2) 首都高速道路株式会社(平成17年9月30日以前は首都高速道路公団) (3) 阪神高速道路株式会社(平成17年9月30日以前は阪神高速道路公団)
------	--

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社の概要	(4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の概要	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社
検査の対象とした契約年度	高速道路に係る道路資産の保有並びに各高速道路株式会社に対する貸付け、各公団から承継した債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、各高速道路株式会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする独立行政法人
上記の各検査対象に係る高速道路の建設事業の契約件数	平成 14 年度～17 年度 (1) 1,858 件 (2) 296 件 (3) 81 件 計 2,235 件
上記の各契約件数に係る契約金額	(1) 1 兆 9734 億円 (2) 3622 億円 (3) 612 億円 計 2 兆 3969 億円

## 1 検査の背景

### (1) 高速道路の建設事業の概要

高速道路の建設事業は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)等に基づき、日本道路公団(以下「道路公団」という。)、首都高速道路公団(以下「首都公団」という。)、阪神高速道路公団(以下「阪神公団」という。)、本州四国連絡橋公団等が実施してきたが、平成 17 年 10 月 1 日の日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号)等の施行により、同日以降は、高速道路の新規建設事業は新たに設立された東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社等が実施していくこととされた。

そして、現在、主な新規建設事業は、東日本高速道路株式会社ほか 4 会社(注 1)(以下「各会社」という。)により実施されている。

そして、高速道路の建設事業については、国の重要な施策の一部であることから、各公団の民営化後も公共工事として位置付けられて「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号)等の対象とされていて、その 1 件当たりの請負金額が大きく、入札・契約における競争性を高めることなどによりコスト縮減が見込まれるため、民営化を契機としてより経済的かつ効率的な工事の発注等による事業費の削減が期待

されている。

(注1) 東日本高速道路株式会社ほか4会社 東日本、中日本、西日本、首都及び阪神各高速道路株式会社

## (2) 談合事件の概要等

公正取引委員会は、17年6月及び8月、道路公団が発注した鋼橋上部工工事の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)第3条の不当な取引制限の禁止規定に違反した行為(以下「談合」という。)が行われたとして、鋼橋業者、道路公団副総裁等を検事総長に告発した。さらに、同委員会は、同年9月、鋼橋業者45社に対して違反行為の排除措置の勧告を行うと同時に、道路公団総裁に対し、鋼橋上部工工事の発注に関して道路公団の役員等が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたとして、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」(平成14年法律第101号)第3条第2項の規定に基づき、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するための改善措置を講ずるよう改善措置要求を行った。

## (3) 入札・契約制度の見直し

このような状況において、道路公団、首都公団及び阪神公団(以下「各公団」という。)では、談合等不正行為の再発を防止するなどのため、組織内における法令遵守や情報管理の徹底等と併せて、入札・契約制度の競争性、透明性、公正性をより高いものとするを目的として、17年8月に以下のような入札・契約制度についての見直し策を策定した。

- ① 従来、予定価格が「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)等に基づき定められた基準額である1500万SDR<sup>(注2)</sup>以上の工事に適用されていた一般競争入札(以下「一般競争入札(政府調達協定適用)」という。)に加えて、これまで指名競争入札を適用していた予定価格が1500万SDR未満の工事に適用する一般競争入札(以下、この一般競争入札を「一般競争入札」という。)を導入する。
- ② 試行的に実施している総合評価落札方式<sup>(注3)</sup>の適用の対象を拡大する。
- ③ 入札者が適正な見積りを行っているかどうかを確認するなどのため、入札価格の内訳を記載した工事費内訳書等の提出を求めてその内容を確認する対象を拡大する。

さらに、道路公団では、工事の発注単位について、決定基準や決定方法を明確化するとともに、その運用において透明性を確保するため、全工事を入札監視統一事務局等による事前審査の対象とすることとした。

(注2) 1500万SDR SDRはIMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)であり、米ドル、ユーロ、日本円、英ポンドの加重平均方式により決定されている。邦貨換算額は2年ごとに見直されており、平成14年度及び15年度は22.2億円、16年度及び17年度は24.3億円となっている。

(注3) 総合評価落札方式 競争契約における落札者の決定方法の1つであり、価格だけでなく、性能、機能等も併せて総合的に評価する方式

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

合規性、経済性・効率性等の観点から、道路公団(17年10月以降は東日本、中日本及び西日本各高速道路株式会社。以下、これらを総称する場合「道路公団等」という。)、首都

公団(17年10月以降は首都高速道路株式会社。以下、総称する場合「首都公団等」という。)及び阪神公団(17年10月以降は阪神高速道路株式会社。以下、総称する場合「阪神公団等」という。)が策定した入札・契約制度の見直し策が適正に実施されているか、入札・契約の競争性・透明性の確保や事業費のコスト縮減に寄与するなどの効果が上がっているかなどに着眼して、見直し策の適用前後(以下、見直し策の適用前を「見直し前」、見直し策の適用後を「見直し後」という。)の制度内容及び入札・契約状況の変化等を対比するなどして検査することとした。

## (2) 検査の対象

検査に当たっては、道路公団等、首都公団等及び阪神公団等(以下、これらを総称する場合「各公団等」という。)が14年度から17年度までの4年間に入札・契約を実施した建設に係る工事のうち、契約金額が1億円以上のもの計2,235件(当初契約金額計2兆3,969億5,806万余円)を対象とした(表1参照。なお、17年度については、17年9月1日以降に入札公告等を行った工事を見直し後、それ以前の工事を見直し前として整理した。以下の図表において同様。)

## (3) 検査の方法

検査は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された証拠書類のほか、契約状況等に関する調書を徴し、これらの調査、分析を行うとともに、各公団等の本社、支社等の実地検査において予定価格の算定状況や工事の発注状況を調査するなどの方法により実施した。

表1 検査対象とした工事

(単位：件、百万円)

発注者	14年度		15年度		16年度		17年度		計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
道路公団等	517	412,007	499	485,652	389	525,895	453	549,903	1,858	1,973,459
見直し前	517	412,007	499	485,652	389	525,895	193	282,133	1,598	1,705,688
見直し後							260	267,770	260	267,770
首都公団等	76	112,434	64	81,250	82	116,776	74	51,824	296	362,285
見直し前	76	112,434	64	81,250	82	116,776	46	39,178	268	349,639
見直し後							28	12,645	28	12,645
阪神公団等	32	20,568	26	26,671	17	9,271	6	4,702	81	61,213
見直し前	32	20,568	26	26,671	17	9,271	4	2,159	79	58,670
見直し後							2	2,542	2	2,542
合計	625	545,009	589	593,574	488	651,943	533	606,430	2,235	2,396,958
見直し前	625	545,009	589	593,574	488	651,943	243	323,470	1,945	2,113,998
見直し後							290	282,959	290	282,959

## 3 検査の状況

### (1) 入札・契約方式の推移

各公団等が、工事の発注に当たって適用している入札・契約方式は、表2に示したとおり、道路公団及び首都公団では公募型指名競争入札及び従来型指名競争入札のすべてが一般競争入札へ見直され、また、阪神公団では予定価格が2億円以上の工事は公募型指名競争入札から一般競争入札に見直されるなどしている。

表2 入札・契約方式の推移

予定価格	道路公団等		首都公団等					阪神公団等			
	6年度 以降	17年度の 見直し以降	6年度 以降	9年度 以降	12年度 以降	15年度 以降	17年度の 見直し以降	6年度 以降	13年度 以降	15年度 以降	17年度の 見直し以降
1500万SDR	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)	一般競争 (政府調達 協定適用)
7億円	公募型 指名競争 (10社 以上)		公募型 指名競争 (10社 以上)	公募型 指名競争 (10社 以上)	公募型 指名競争 (原則 全員 指名)	公募型 指名競争 (原則 全員 指名)		公募型 指名競争 (10社 以上)			
3億円		一般競争					一般競争	公募型 指名競争 (10社 以上)	公募型 指名競争 (原則全 員指名。 30社程 度に限 定可)		一般競争
2億円	従来型 指名競争 (10社 以上)		従来型 指名競争 (10社 以上)					従来型 指名競争 (10社 以上)			
1億円				従来型 指名競争 (10社 以上)	従来型 指名競争 (10社 以上)						公募型 指名競争 (原則全 員指名。 30社程 度に限 定可)
5000万円						従来型 指名競争 (10社 以上)		従来型 指名競争 (10社 以上)		従来型 指名競争 (20社 以上)	従来型 指名競争 (20社 以上)
250万円											

(注) 土木工事における入札・契約制度を記載した。なお、工事種別によって、予定価格の金額区分が異なる場合がある。

(2) 見直し前後の入札・契約方式の適用状況

各公団等において14年度から17年度の間に入札・契約を実施した工事の件数及び金額を、適用した入札・契約方式ごと、年度ごとに示すと、表3のとおりとなる。

表3 入札・契約方式の適用状況

(単位：件、百万円)

発注者	入札・契約方式	14年度		15年度		16年度		17年度				計			
		件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	見直し前		見直し後			
										件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
道	路公団等	517	412,007	499	485,652	389	525,895	453	549,903	193	282,133	260	267,770	1,858	1,973,459
	一般競争(政府調達協定適用)	28	96,358	41	162,570	61	241,255	54	207,322	28	114,710	26	92,612	184	707,506
	一般競争							224	161,445			224	161,445	224	161,445
	公募型指名競争	157	162,409	222	201,932	163	186,564	92	98,852	92	98,852	—	—	634	649,758
	従来型指名競争	308	79,168	202	49,486	144	42,009	64	19,073	62	18,527	2	546	718	189,738
	随意契約	24	74,070	34	71,662	21	56,066	19	63,209	11	50,042	8	13,167	98	265,009
首都公団等	路公団等	76	112,434	64	81,250	82	116,776	74	51,824	46	39,178	28	12,645	296	362,285
	一般競争(政府調達協定適用)	11	49,245	4	14,133	11	43,926	2	2,357	2	2,357	—	—	28	109,662
	一般競争							6	3,066			6	3,066	6	3,066
	公募型指名競争	29	37,869	14	11,565	32	24,217	14	9,115	13	7,991	1	1,123	89	82,767
	従来型指名競争	14	3,402	15	3,413	5	1,009	3	760	1	125	2	635	37	8,585
	随意契約	22	21,917	31	52,139	34	47,622	49	36,524	30	28,703	19	7,820	136	158,204
阪神公団等	路公団等	32	20,568	26	26,671	17	9,271	6	4,702	4	2,159	2	2,542	81	61,213
	一般競争(政府調達協定適用)	—	—	2	3,874	—	—	1	1,039	1	1,039	—	—	3	4,914
	一般競争							1	736			1	736	1	736
	公募型指名競争	27	14,402	13	10,164	13	7,276	2	468	2	468	—	—	55	32,312
	従来型指名競争	5	6,165	11	12,632	4	1,995	2	2,457	1	651	1	1,806	22	23,250
	随意契約	5	6,165	11	12,632	4	1,995	2	2,457	1	651	1	1,806	22	23,250
合	計	625	545,009	589	593,574	488	651,943	533	606,430	243	323,470	290	282,959	2,235	2,396,958
	一般競争(政府調達協定適用)	39	145,603	47	180,577	72	285,182	57	210,719	31	118,107	26	92,612	215	822,082
	一般競争							231	165,248			231	165,248	231	165,248
	公募型指名競争	213	214,681	249	223,662	208	218,058	108	108,436	107	107,312	1	1,123	778	764,838
	従来型指名競争	322	82,570	217	52,899	149	43,018	67	19,834	63	18,653	4	1,181	755	198,323
	随意契約	51	102,154	76	136,434	59	105,684	70	102,191	42	79,397	28	22,793	256	446,464

(注) 契約金額が1億円以上の契約を対象としているため、阪神公団等において従来型指名競争入札が適用された契約は対象外となることから、各表で記載欄を省略している。

各公団等が見直し後に入札を行った工事については、見直し策の内容に沿った入札・契約方式が適用されており、表3のとおり、ほとんどが一般競争入札とされている。

随意契約については、14年度以降、各公団等で年間数件から50件程度の契約が締結されているが、これらの大部分は、トンネル工事のように工事目的物の完成に要する期間が収入支出予算の予算総則に定められた当該事業年度に債務を負担することができる年限(以下「債務負担行為の年限」という。)である4箇年度を超過し、1つの契約で工事が完了しないため、残工事等を随意契約で追加発注したものとなっている。

### (3) 入札と落札の状況

#### ア 各入札・契約方式における入札者数の実績

各公団等では、競争入札への参加を希望する者について、経営の規模、経営の状況、工事経験、工事成績等を基にした評価点数に応じて定めた等級別に予定価格の範囲を定め、それぞれの等級に該当する者が入札に参加できることとしている。また、これに加えて、個々の工事を発注する際に、当該工事の規模又は必要な技術力の難易に応じて、各業者の施工実績、配置予定の技術者の工事経験等について、入札参加希望者を公募するに当たっての入札参加資格を定めたりしている。この技術的な要件の設定は適切な施工能力を有する者を選定して施工の確保を図ることに寄与する一方、入札に参加可能な

者の数が減少するため、要件の設定を厳しくした場合には競争性を低下させることとなる。各公団等においては、この要件の設定方法を、入札・契約制度の見直し前後で変更していない。

上記の等級及び技術的な要件による入札参加資格等を定めて入札を実施した際の道路公団等における入札者数は、表4のとおりである。

表4 道路公団等における入札者数等の実績

工事種別	入札・契約方式	見直し前		入札・契約方式	見直し後	
		件数	入札者数の 平均値(社) (初回)		件数	入札者数の 平均値(社) (初回)
土 木	一般競争(政府調達協定適用)	51	4.8	一般競争(政府調達協定適用)	7	3.9
	公募型指名競争	177	6.9	一般競争	81	6.4
	従来型指名競争	191	9.6	従来型指名競争	1	8.0
トンネル	一般競争(政府調達協定適用)	57	5.3	一般競争(政府調達協定適用)	15	3.9
	公募型指名競争	32	5.6	一般競争	14	6.4
	従来型指名競争	1	10.0			
鋼 橋	一般競争(政府調達協定適用)	25	7.1	一般競争(政府調達協定適用)	—	—
	公募型指名競争	95	7.6	一般競争	37	3.1
	従来型指名競争	35	9.7			
P C 橋	一般競争(政府調達協定適用)	25	4.7	一般競争(政府調達協定適用)	3	3.7
	公募型指名競争	105	6.4	一般競争	32	5.6
	従来型指名競争	33	9.7	従来型指名競争	1	7.0
その他の工 事種別	一般競争(政府調達協定適用)	—	—	一般競争(政府調達協定適用)	1	8.0
	公募型指名競争	225	5.4	一般競争	60	8.5
	従来型指名競争	456	9.7			
計	一般競争(政府調達協定適用)	158	5.3	一般競争(政府調達協定適用)	26	4.0
	公募型指名競争	634	6.3	一般競争	224	6.3
	従来型指名競争	716	9.6	従来型指名競争	2	7.5

入札者数は、従来型指名競争入札から一般競争入札へ移行した工事の入札において顕著に減少しているが、このように、発注者の指名による入札者数の制限を撤廃し、入札者を公募することにより入札参加希望者に門戸を広げた入札・契約方式となったと認められるにもかかわらず入札者数が減少しているのは、従来型指名競争入札では指名された業者のほぼすべてが参加していたのに対し、見直し後の一般競争入札においては、受注意欲のある入札者が自発的に参加するという状況が生じていることなどによるものと思料される。

首都公団等及び阪神公団等においては、見直し後の契約件数が少ないため、入札者数の状況がどのように変化しているかについて、現時点において判断できる段階でない。

イ 見直し前後の落札率の状況

(注4)  
入札・契約制度の見直し前後における落札率の状況について調査したところ、道路公団等では、表5のとおり、17年度の見直し前から低下してきており、見直し後は特に、トンネル、鋼橋、PC橋の各工事種別において更に低下傾向にある。

また、首都公団等及び阪神公団等では、17年度に落札率の状況が変化しているか否かは契約件数が少ないこともあり、現時点において判断できる段階でない。

(注4) 落札率 落札価格の予定価格に対する割合



表5 道路公団等における見直し前後の落札率の状況

工事種別	入札・契約方式	14年度		15年度		16年度		17年度		17年度			
		見直し前										見直し後	
		件数 (件)	平均落 札率 (%)	件数 (件)	平均落 札率 (%)	件数 (件)	平均落 札率 (%)	件数 (件)	平均落 札率 (%)	件数 (件)	平均落 札率 (%)	件数 (件)	平均落 札率 (%)
土 木	一般競争(政府調達協定適用)	8	98.3	13	98.2	20	97.9	10	96.5	7	94.8		
	一 般 競 争	/										81	90.2
	公募型指名競争	45	96.6	50	97.7	52	97.3	30	96.4	—	—		
	従来型指名競争	52	97.2	49	96.6	63	96.1	27	93.2	1	72.7		
トンネル	一般競争(政府調達協定適用)	10	97.4	14	97.9	21	97.7	12	95.7	15	90.5		
	一 般 競 争	/										14	87.2
	公募型指名競争	3	97.7	5	97.8	12	97.7	12	95.0	—	—		
	従来型指名競争	—	—	—	—	—	—	1	94.7	—	—		
鋼 橋	一般競争(政府調達協定適用)	7	92.1	5	97.3	13	96.6	—	—	—	—		
	一 般 競 争	/										37	82.9
	公募型指名競争	23	96.9	31	97.5	35	95.9	6	91.2	—	—		
	従来型指名競争	20	96.5	4	97.0	8	96.8	3	78.3	—	—		
P C 橋	一般競争(政府調達協定適用)	3	98.1	9	97.8	7	97.5	6	97.0	3	92.5		
	一 般 競 争	/										32	91.5
	公募型指名競争	21	97.5	24	96.5	40	97.2	20	96.1	—	—		
	従来型指名競争	17	97.2	5	97.6	10	97.1	1	88.9	1	95.6		
その他の 工事種別	一般競争(政府調達協定適用)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	97.8		
	一 般 競 争	/										60	83.3
	公募型指名競争	65	96.5	112	94.5	24	95.4	24	93.5	—	—		
	従来型指名競争	219	96.5	144	96.4	63	96.7	30	94.6	—	—		
計	一般競争(政府調達協定適用)	28	96.4	41	97.9	61	97.5	28	96.3	26	92.2		
	一 般 競 争	/										224	87.1
	公募型指名競争	157	96.8	222	95.9	163	96.7	92	95.0	—	—		
	従来型指名競争	308	96.6	202	96.5	144	96.4	62	93.1	2	84.2		

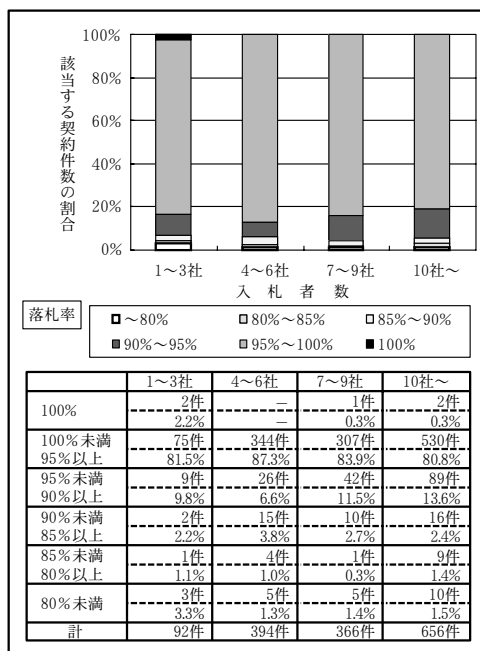
ウ 落札率と入札者数の関係

一般に、入札者が多いほど競争性が高く、その結果落札率も低下するのではないかと想定されたので、道路公団等における落札率と入札者数の関係について調査したところ、図1のとおり、見直し前においては特に一定の傾向は見受けられないが、見直し後においては入札者数が多いほど落札率が低下する傾向が見受けられ、特に落札率が80%未満の工事について、その傾向が見受けられる。

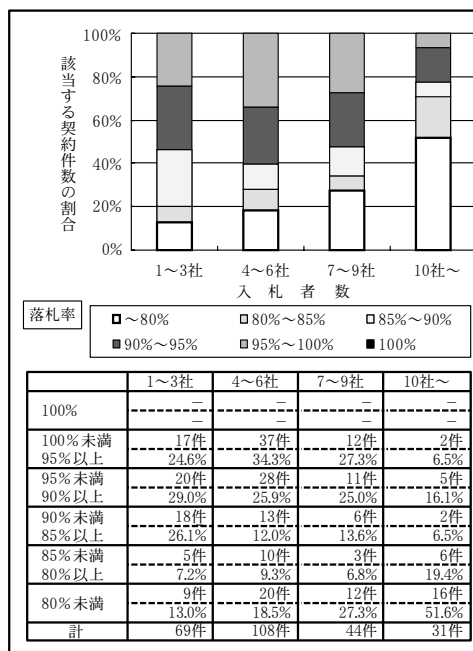
この傾向は、見直し前における主な入札・契約方式である従来型指名競争が、見直し後は原則として廃止され、一般競争となり、受注意欲のある入札者が自発的に参加するようになったことなどによると思料される。

図1 道路公団等における落札率と入札者数との関係

<見直し前>



<見直し後>



(注) 図1の表中の各契約件数の下に記載した割合は、入札者数の区分ごとの合計件数に占める各契約件数の割合を示したものである。

エ 落札率と入札率の状況

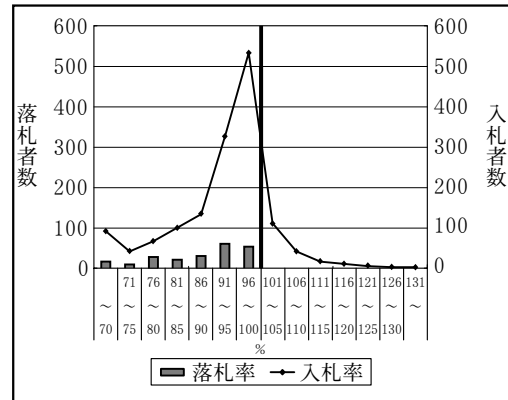
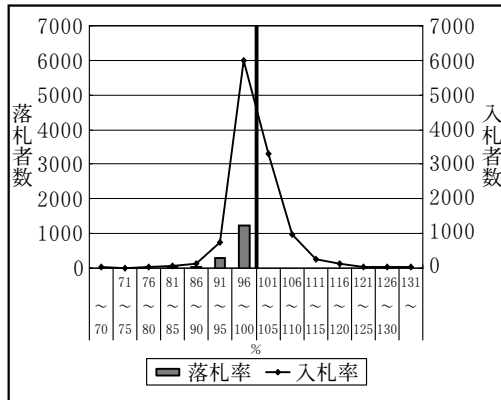
道路公団等における落札率については、図2のとおり、見直し前は95%を超える工事がほとんどであったが、見直し後は70%程度まで見受けられるようになり、また、<sup>(注5)</sup>入札率については、見直し後には100%以下が多くなり、さらに、見直し前にほとんど見受けられなかった70%程度のものまで幅広く見受けられるようになった。すなわち、見直し後においては、入札者数が減少しているものの、低額で入札する者が増加した結果、落札率が低下しているものと認められる。

(注5) 入札率 入札価格の予定価格に対する割合

図2 道路公団等における落札率・入札率の区分ごとの落札者数・入札者数の状況

<見直し前>

<見直し後>



オ 低入札価格調査の対象となった契約の状況

見直し後に落札率が低下している状況において、当該入札価格によって契約の適切な履行が確保されるかどうかを調査する低入札価格調査の対象となった契約(以下「低入札契約」という。)は、道路公団等では17年度の見直し前から、首都公団等では16年度から、それぞれ増加している。

なお、今回の検査の対象とした契約において、低入札価格調査の結果、適正な履行が確保されないとして落札者が変更された事例はない。

カ 予定価格に対する落札価格の内訳の状況

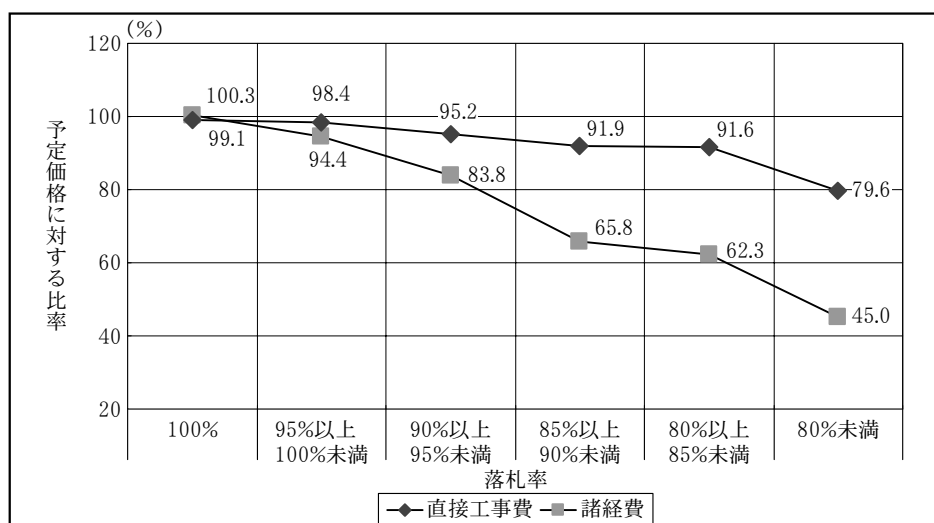
低入札契約が増加している状況において、落札者が低額で入札している事情の一因を調査するため、道路公団等における個々の契約金額の内訳について、予定価格上の内訳との比率(以下「予定価格に対する比率」という。)を算出し、この比率と落札率との関係について分析を行った。

その結果、図3のとおり、直接<sup>(注6)</sup>工事費の予定価格に対する比率は落札率とおおむね同様の率で推移していたが、諸経費<sup>(注7)</sup>の予定価格に対する比率は落札率が90%程度を下回ると急激に低下していて、低入札契約の工事等においては、施工に直接必要な材料費や労務費等を確保し、間接的に必要となる経費や企業の附加利益等を圧縮した形で入札が行われている。

(注6) 直接工事費 工事を施工するために直接投入される材料費、労務費等と仮設工事費の合計額

(注7) 諸経費 工事を施工するために間接的に必要となる工事共通の経費である共通仮設費と現場従業員の給与手当や法定福利費等の現場で必要とする経費である現場管理費と施工に当たる企業の継続運営に必要な本支店経費及び附加利益等の費用である一般管理費等の合計額

図3 道路公団等における落札率と予定価格に対する比率との関係



#### (4) 総合評価落札方式

総合評価落札方式については、企業が技術力競争を行うことにより優れた技術力と経営力を有した健全な建設業が育成されるとして、品質等の価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合等の不正行為が行われにくい環境の整備も期待されている。そして、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)において、公共工事の品質は、同方式を適用することなどにより価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって確保されなければならないとされている。

このような背景のもと、総合評価落札方式については、道路公団等では15年度から、首都公団等及び阪神公団等では16年度から試行的に実施してきており、各公団等では今回の見直し策において、その実績の拡大を図ることとしている。

各公団等の実績についてみると、道路公団等では、見直し前は3件59億余万円だったものが、見直し後は41件712億余万円と増加しているが、契約金額全体に占める割合は26.6%に止まっており、阪神公団等では見直し前1件5億余万円、見直し後1件7億余万円に止まっている。また、首都公団等では見直し前は3件85億余万円であり、見直し後の実績はなかった。

総合評価落札方式については、導入間もなく実質的には試行段階にあることなどから、各会社は実績の拡大を図るとともに、適用に当たっては、導入目的に沿った効果が得られるよう、実施方法等にも十分な配慮が必要である。

#### (5) 工事費内訳書等

各公団等では、工事費内訳書等の内容等について開札前に確認することにしており、道路公団等では、見直しの前後で主な確認の方法が目視によるものから電算等によるものへと移行し、見直し後に実施した4件の入札において、工事費内訳書等の内容を確認した結果、複数の会社間で単価項目の金額がほぼ一致しているなどの事態が見受けられたことなどから、公正な入札を確保できないおそれがあると判断して見直し後にこれらの入札を取りやめるなどしている。

工事費内訳書等の内容の確認は、限られた時間の中で膨大な量の単価等について確認を

行うなど、発注者に係る負担も大きいものとなっているが、各会社においては、特定の単価について電子データで提出を求めるなど、確認作業の効率化に努め、効果的にこれを活用することが必要である。

#### (6) 工事発注単位について

各公団等では、トンネル工事のように一連の長大な構造物を連続して施工する必要があり、その結果、一連の工事の完成に要する期間が債務負担行為の年限である4箇年度を超える場合には、当初から計画的に工事を分割して、年限内で終了できる工事については、競争入札によって先行工事として発注し、年限を超える工事についても同一の業者に随意契約により発注することとしている。そして、道路公団等及び首都公団等が16、17両年度に発注したトンネル工事等のうち、この事例に該当する工事は、それぞれ8件及び17件あり、契約金額で5.5%及び40.3%となっている状況である。

また、阪神公団等が発注した15件の工事については、一連の工事の完成に要する期間はすべて4箇年度以内として計画され、工事発注単位を分割して発注しているものはなかったが、今後の発注においては、長期間にわたる工事も想定される。

現在、各公団は民営化され、債務負担行為の年限等に関する制約がなくなり、より柔軟な発注工期の設定が可能となっている。したがって、今後、完成に長期間を要する工事を発注する場合には、競争性・透明性・客観性等に留意して、より経済的な発注が可能となっている。

#### (7) 鋼橋業者に対する違約金又は損害賠償の請求

道路公団が発注した各鋼橋上部工事で被った損害についての賠償請求の権利は、同公団から東日本、中日本及び西日本各高速道路株式会社(以下「3会社」という。)並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)に承継されている。

3会社及び機構は、既に課徴金納付命令が確定している契約のうち、工事が完了し最終契約金額等が確定した31契約分については18年9月に違約金の請求を行ったが、まだ工事が完了していないなどにより違約金等の請求を行っていない90件の契約について、違約金等の請求が可能となった時点で速やかに当該契約に係る鋼橋業者に対して違約金等の請求を行うとともに、勧告に応じていないなどの鋼橋業者が行った工事についても、事態の判明を待って適時に適正な違約金等の請求を行う要があると認められる。

## 4 本院の所見

高速道路の新規建設事業については、18年3月31日に各会社と機構との間で締結された協定において、民営化後も各会社により引き続き行われることとされた。そして、今後の建設事業における入札・契約制度については、建設費を抑制し、債務を確実に償還するなどのためにも、競争性、透明性を確保し、談合の防止とともに、事業費のコスト削減にも寄与することが求められている。

今回、各公団等における入札・契約制度の見直し策の実施状況について検査したところ、一般競争入札の導入や不落随契の廃止等の入札・契約方式の見直しについては、見直し策の内容に沿って実施されている。

そして、各公団等の見直し策の実施に当たっては、見直し後の期間が短く契約実績が少ないものの、次のような状況が見受けられた。

- ① 落札率については、17年度前半から低下している状況が見受けられる。また、見直し後においては、受注意欲のある入札者が自発的に参加したと史料されることなどにより入札者数が多いほど落札率が低下する傾向もある。
- ② 入札者数については、見直し後に減少している状況が見受けられるが、入札参加資格の要件については、変更されていない。
- ③ 総合評価落札方式については、見直し後において実績の拡大を図ることとしているが、導入後間もなく、実質的には試行段階にある。
- ④ 工事費内訳書等の確認については、内容の確認により入札を取りやめた事態もあり、公正な入札の確保に効果があると認められるが、膨大な量の単価等について限られた時間の中で行わなければならないことから、発注者に係る負担も大きいため、比較的簡易な確認に止まっている状況も見受けられる。
- ⑤ 工事発注単位の設定については、各公団は民営化され、債務負担行為に関する年限等の制約がなくなり、より柔軟な発注工期の設定が可能となっている。

したがって、各会社においては、今回取りまとめられた入札・契約制度の見直し策の内容等を実践に実施するとともに、更に有効なものとするため、以下のような対応を図っていくことが望まれる。

ア 入札参加資格の要件については、適切な施工能力を有する者を選定して施工の確保を図ることに十分配慮しつつ、多くの入札者の参加により更に競争性の高い入札となることを指向して、その見直しについて検討すること

イ 品確法等で求められている総合評価落札方式の実施に当たっては、実績の増加を図っていくとともに、導入目的に沿った効果が得られるよう、実施方法等にも十分に配慮して適用していくこと

ウ 工事費内訳書等については発注者である各会社の事務負担も考慮した上で、より効果的な活用方法を検討すること

エ 工事発注単位の設定に当たっては、工事の実態を考慮しつつ、民営化の利点を生かしたより弾力的かつ経済的な方法を検討すること

さらに、3会社及び機構においては、談合事件により被ったと認められる損害について、まだ違約金等の請求を行っていない契約については適時に適正な違約金等の請求を行い、その速やかな回復に努める要があると認められる。

本院としては、今後とも入札・契約制度の見直し策の効果の発現状況や談合事件により被ったと認められる損害の回復状況等について検査していくこととする。

## 第2 成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等について

検査対象	成田国際空港株式会社(平成16年3月31日以前は新東京国際空港公団)
成田国際空港株式会社の概要	成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として設立された法人
検査の対象とした契約年度	平成13年度～17年度
検査の対象とした空港施設等の整備事業に係る契約件数	320件
上記に係る契約金額	1927億円

### 1 検査の背景

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)は、成田国際空港株式会社法(平成15年法律第124号)に基づき、平成16年4月1日、同法の規定により解散した新東京国際空港公団(以下「空港公団」という。)の一切の権利及び義務を承継して、全額政府出資の特殊会社として設立された。

成田会社では、空港の設置及び管理のために、滑走路、エプロン及び旅客ターミナルビル等の空港施設や航空灯火等の航空保安施設(以下、これらを「空港施設等」という。)の整備事業を実施している。そして、旅客ターミナルビル等の各施設や航空灯火等に電力を供給するため必要となる受変電・配電設備、電源設備及び監視制御設備を設置する工事(以下「受変電設備工事」という。)を多数発注している。

空港公団及び成田会社においては、入札・契約制度に関して、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)等に基づき、一般競争入札等の導入、工事発注に関する情報公表の拡充等による透明性の向上等の入札・契約の適正化に資する措置が執られてきた。

このような状況にあつて、17年12月、空港公団が15年度に発注した受変電設備工事に関し、東京地方検察庁(以下「地検」という。)は、当時発注等の業務に従事していた成田会社の社員2名を刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項の規定による競売入札妨害罪の容疑で逮捕した。その後、地検は同月に、空港公団が15年7月に発注した「第1旅客ターミナルビル第5サテライト新築工事(受変電設備)」ほか2件の受変電設備工事(表1参照)の入札に関し、上記2名の社員を競売入札妨害罪で東京地方裁判所に起訴した。

そして、18年3月に、上記2名に対し有罪判決が下され、刑が確定した。

表1 競売入札妨害罪が確定した3件の受変電設備工事

工 事 件 名	入 札 公告日	入札日	契 約 年月日	契約金額（千円）		落 札 業 者
				当 初	最 終	
第1旅客ターミナルビル 第5サテライト新築工事 (受変電設備)	15. 5.21	15. 7. 9	15. 7.10	472,500	477,225	株式会社東芝
南部貨物上屋第2期受変 電設備工事	15.10.30	15.11. 7	15.11.10	204,750	209,790	日新電機株式会社
南部貨物官庁事務所受変 電設備工事	15.12. 5	15.12.15	15.12.15	78,750	78,750	富士電機システムズ株式会社
合 計				756,000	765,765	

上記の事態を踏まえ、成田会社では、17年12月に、従来、入札・契約方式の中心であった指名競争契約(以下「従来型指名競争契約」という。)を18年4月から廃止するなどの契約方式の改善等を内容とする「工事発注事務の適正化策」(以下「適正化策」という。)を策定し、公表した。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

上記のように、成田会社では今回の競売入札妨害事件を契機として適正化策を策定し公表しているが、このような状況を踏まえ、合规性、経済性・効率性等の観点から、空港公団及び成田会社が発注した空港施設等の整備に係る工事について、特に今回競売入札妨害事件の立件対象となった受変電設備工事に重点を置き、①入札・契約事務が適切に行われているか、②工事の予定価格(成田会社においては契約制限価格。以下同じ。)の積算が適切に行われているか、③この種事態の再発防止策が十分に執られているかなどに着眼して検査を実施した。

### (2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、空港公団及び成田会社が13年度から17年度までの間に発注した契約金額1億円以上の空港施設等の整備に係る建築、土木等の工事297件(当初契約金額計1855億2341万余円)及び契約金額1000万円以上の受変電設備工事23件(同72億0531万円)、計320件(同1927億2872万余円)を対象として検査した(表2参照)。

表2 検査対象とした工事

(単位：件、千円)

	空港公団 (13年度～15年度)		成田会社 (16、17両年度)		計 (13年度～17年度)	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
契約金額1億円以上の建築、土木等工事	205	133,849,977	92	51,673,436	297	185,523,414
契約金額1000万円以上の受変電設備工事	14	3,030,825	9	4,174,485	23	7,205,310
計	219	136,880,802	101	55,847,921	320	192,728,724

検査は、本院に提出された証拠書類のほか、契約状況等に関する調書を徴し、これらの調査、分析を行うとともに、成田会社本社の現地検査において工事の予定価格の算定状況や工事の発注状況を調査するなどの方法により実施した。



### 3 検査の状況

#### (1) 入札・契約事務の執行状況

##### ア 入札・契約方式

空港公団及び成田会社の工事請負契約に係る入札・契約方式は、工事の予定価格に応じて定められており、表3のとおり16年4月の成田会社移行後、公募型指名競争契約<sup>(注1)</sup>に代えて、公募型競争契約<sup>(注2)</sup>を導入し、併せて従来型指名競争契約の適用範囲を縮小した。そして、18年4月以降、従来型指名競争契約を廃止し、公募型競争契約の適用範囲を拡大した。

(注1) 公募型指名競争契約 あらかじめ発注者より競争に参加できることの認定を受けた有資格者から入札参加者を募り、その応募者の中から技術、能力等を審査して入札参加者を決定し、発注者が一定数の範囲内で入札者を指名し、入札して契約する制度

(注2) 公募型競争契約 あらかじめ発注者より競争に参加できることの認定を受けた有資格者のうち、応募資格がある者がすべて競争に参加でき、これら応募資格のある者から見積書を徴取して、原則として契約制限価格の範囲内で価格交渉後に契約する制度

表3 工事請負契約に係る入札・契約方式の推移

空港公団 (～16年3月)	成田会社 (16年4月～18年3月)	成田会社 (18年4月～)
一般競争契約 <sup>注(1)</sup> 1500万SDR以上	一般競争契約 1500万SDR以上	一般競争契約 1500万SDR以上
公募型指名競争契約 一般土木、建築、舗装工事 5億円以上1500万SDR未 満 その他の工事 4億円以上1500万SDR未 満	公募型競争契約 1億円以上1500万SDR未 満	公募型競争契約 250万円以上1500万SDR未 満
従来型指名競争契約 一般土木、建築、舗装工事 250万円以上5億円未 満 その他の工事 250万円以上4億円未 満	従来型指名競争契約 <sup>注(2)</sup> 250万円以上1億円未 満	
随意契約 ・250万円未満の場合 ・契約の性質又は目的が競 争を許さない場合	随意契約 ・250万円未満の場合 ・契約の性質又は目的が競 争を許さない場合	随意契約 ・250万円未満の場合 ・契約の性質又は目的が競 争を許さない場合

注(1) 1500万SDR SDRはIMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)であり、米ドル、ユーロ、日本円、英ポンドの加重平均方式により決定されている。邦貨換算額は2年ごとに見直されており、平成13年度は25億円、14、15両年度は22.2億円、16、17両年度は24.3億円となっている。

注(2) 1億円以上の工事においても、特殊な技術条件により、施行できる者が少数(10人以内)に限られることが明らかな工事を施行する場合等は従来型指名競争契約の方法を適用することとされていた。

##### イ 入札・契約方式の適用状況

空港公団及び成田会社において、13年度から17年度までの間に入札・契約した工事の件数及び金額を、適用した入札・契約方式ごとに示すと、表4のとおりであり、成田会社では、16年度から導入された公募型競争契約が、従来型指名競争契約に代わり、

多数を占めるようになってきている。

表4 入札・契約方式の適用状況

表4-1 契約金額1億円以上の建築、土木等工事 (単位：件、千円)

入札・契約方式	空港公団 (13年度～15年度)		成田会社 (16、17両年度)		計 (13年度～17年度)	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
一般競争	12	50,686,524	—	—	12	50,686,524
公募型指名競争	57	52,045,560			57	52,045,560
公募型競争					59	34,816,120
従来型指名競争	111	22,733,118	12	4,706,625	123	27,439,743
随意契約	25	8,384,775	21	12,150,690	46	20,535,465
計	205	133,849,977	92	51,673,436	297	185,523,414

表4-2 契約金額1000万円以上の受変電設備工事 (単位：件、千円)

入札・契約方式	空港公団 (13年度～15年度)		成田会社 (16、17両年度)		計 (13年度～17年度)	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
一般競争	—	—	—	—	—	—
公募型指名競争	3	1,608,600			3	1,608,600
公募型競争					6	2,058,000
従来型指名競争	11	1,422,225	3	2,116,485	14	3,538,710
随意契約	—	—	—	—	—	—
計	14	3,030,825	9	4,174,485	23	7,205,310

ウ 入札への参加状況

(ア) 入札への参加状況

工事種別ごと、入札・契約方式ごとの入札者数については、表5のとおりであり、建築、土木等工事と受変電設備工事とを比較すると、受変電設備工事における入札者数の平均は空港公団発注工事では5.9者、成田会社発注工事では5.8者で、建築、土木等工事における入札者数の平均の8.1者(空港公団発注工事)又は8.4者(成田会社発注工事)の7割程度となっていた。

さらに、これを建築、土木等工事のうち、受変電設備工事と同種の工事である電気設備工事における入札者数の平均の9.8者(空港公団発注工事)又は20.8者(成田会社発注工事)と比べると6割又は3割程度となっていた。

表5 入札者数等の実績

(単位：件、者)

工事種別	入札・契約方式	空港公団 (13年度～15年度)		成田会社 (16、17両年度)	
		件数	入札者数の平均値(初回)	件数	入札者数の平均値(初回)
建築、土木等	一般競争	12	6.8	—	—
	公募型指名競争	57	7.2		
	公募型競争				
	従来型指名競争	111	8.7	12	5.4
	計	180	8.1	71	8.4
上記のうち電気設備	一般競争	—	—	—	—
	公募型指名競争	6	9.3		
	公募型競争				
	従来型指名競争	18	9.9	—	—
	計	24	9.8	10	20.8
受変電設備	一般競争	—	—	—	—
	公募型指名競争	3	5.7		
	公募型競争				
	従来型指名競争	11	5.9	3	6.0
	計	14	5.9	9	5.8

(注) 建築、土木等は、契約金額1億円以上、受変電設備は、契約金額1000万円以上

(イ) 受変電設備工事における入札者数と競争参加条件

従来型指名競争で実施した受変電設備工事14件における指名業者数についてみると、空港公団及び成田会社の規程では「なるべく10社以上を指名する」こととなっているにもかかわらず、このうち13件については受変電機器製造会社である<sup>(注3)</sup>6社、1件については同6社のうちの5社が指名されていて入札者が限定的となっていた。このように入札者が限定的となっているのは、「変圧器等の主要機器について自ら製作し、設置する工事を実施した実績があること」を競争参加の条件としていることによる。

すなわち、「変圧器等の主要機器について自ら製作」している会社は少数であるため、受注能力、受注意欲を持つ業者があったとしても、入札に参加できない状況となっていた。

しかし、他団体の同種の工事において、入札談合事件を契機に、主要機器について自社製作能力を有することの条件を除外した結果、入札者が増加したことなどを考慮すると、今後成田会社においても競争参加条件について見直しをするなどして競争参加者の拡大を図ることが十分可能であると認められる。

(注3) 受変電機器製造会社である6社 株式会社東芝、日新電機株式会社及び富士電機システムズ株式会社(15年10月に富士電機株式会社の受変電機器製造部門を承継)のほか3社

エ 落札率の状況

(注4) 落札率の状況について、工事種別ごと、入札・契約方式ごとにみると表6のとおりであり、その平均についてみると、空港公団発注工事では95.7%、成田会社発注工事では95.0%となっていた。

(注4) 落札率 落札価格の予定価格に対する割合

表6 落札率の状況

(単位：件、%)

工事種別	入札・契約方式	空港公団 (13年度～15年度)		成田会社 (16、17両年度)	
		件数	平均落札率	件数	平均落札率
建築、土木等	一般競争	12	97.4	—	—
	公募型指名競争	57	95.5		
	公募型競争			59	94.0
	従来型指名競争	111	95.0	12	95.2
	随意契約	25	97.8	21	96.1
	計	205	95.6	92	94.7
上記のうち電気設備	一般競争	—	—	—	—
	公募型指名競争	6	95.1		
	公募型競争			10	94.9
	従来型指名競争	18	96.0	—	—
	随意契約	1	97.0	6	96.5
	計	25	95.8	16	95.5
受変電設備	一般競争	—	—	—	—
	公募型指名競争	3	98.1		
	公募型競争			6	98.1
	従来型指名競争	11	96.9	3	98.1
	随意契約	—	—	—	—
	計	14	97.1	9	98.1
合計		219	95.7	101	95.0

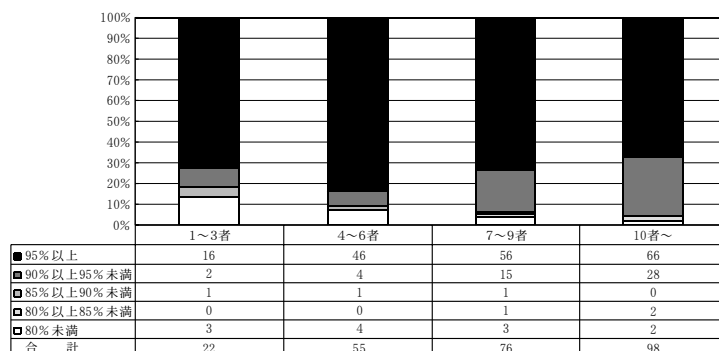
(注) 建築、土木等は、契約金額1億円以上、受変電設備は、契約金額1000万円以上

また、落札率と入札者数の関係についてみると図1のとおりであり、建築、土木等工事は「4～6者」以上については、入札者数が多いほど落札率が95%以上の高率な工事の割合が少なくなっている。一方、受変電設備工事については、入札者はすべて「4～6者」となっていて、落札率が95%以上のものが大半を占めている状況であった。また、平均落札率も表6のとおり、空港公団発注工事では97.1%、成田会社発注工事では98.1%と高率となっていた。

図1 落札率と入札者数との関係

図1-1 建築、土木等工事

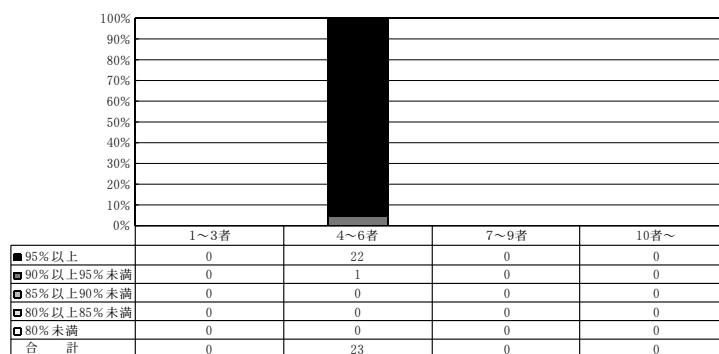
(単位：件)



(注) 随意契約 46 件を除く。

図1-2 受変電設備工事

(単位：件)



## (2) 受変電設備工事の予定価格の積算について

受変電設備工事を発注する場合の工事費の積算は、変圧器等の受変電機器の工場製作費(以下「機器費」という。)及び機器の据付費・運搬費などの現場工事費を合算して工事価格とし、これに消費税相当額を加えて積算価格を算定し、この金額を基に予定価格を設定することとしている。

このうち、各工事における工事価格の約90%を占めている機器費の積算は、原則として、3社以上の機器製造会社に対して、見積書の提出を求め、合計額で最低の価格の見積書を基に、機器ごとに値引額(値引率10%を基本とする)を控除の上、各機器の価格を合算した価格を積算価格とすることとされている。

空港公団及び成田会社では、受変電機器製造会社である6社から見積書を徴取しているが、実際に採用している値引率についてみると、機器の種類に応じて14年度までは10%から45%、15年度以降は30%から50%としていた。

このように、15年度以降積算基準で基本とされている値引率10%を大きく超えた値引率を採用していることについて、空港公団及び成田会社は、設計コンサルタント等からヒアリングにより得た民間取引の実勢価格を積算に反映させた結果であるとしているが、根拠資料はないとしていて、実勢価格を反映した値引率となっているかについては確認できない状況であった。

### (3) 入札談合等に対する対応策について

国土交通省では、15年5月15日に、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収する旨の違約金条項を制定し、同年6月1日以降に入札手続を開始する契約に適用することとし、空港公団に対して、同年5月19日付けで「工事における違約金に関する特約条項の制定等について」を参考通知している。その後、同省では、17年9月28日に、特に悪質性が際立っている事案については違約金の額を契約金額の15%に相当する額に引き上げるなどの違約金条項の強化を行い、これについても、成田会社に対し、同月30日付けで、「工事における違約金特約条項の強化について」を参考通知している。

しかし、違約金条項の必要性についての認識が十分でなかったため、15年に上記の違約金条項の制定についての参考通知があった際、空港公団では違約金条項を契約書に明記する措置を執っておらず、さらに、17年に上記の違約金条項の強化についての参考通知があった際も成田会社においてこれに対応していなかった。

前記の立件対象となった3件の工事のうち、15年11月及び12月に契約した2件については、同年6月1日以降に入札手続が行われていることから、同年5月の違約金条項の制定についての参考通知に基づき、違約金条項を契約書に明記する措置を執っていれば違約金を請求することが可能であったのにこの措置を執っていなかったため、違約金を請求できない状況となっている。

国土交通省等においては、違約金条項を契約書に明記していない契約についても、損害賠償の請求を行うこととしていることなどから、成田会社においては、立件対象となった3件(契約金額計7億6576万余円)の工事については、損害賠償の請求について検討することが必要である。

なお、成田会社では、前記の適正化策に基づき、18年1月から違約金条項を契約書に明記する措置を講じている。

## 4 本院の所見

成田会社は、16年4月に空港公団の一切の権利及び義務を承継して、全額政府出資の特殊会社として設立され、早期に株式を上場し、完全民営化することを目標としている。そして、効率的な企業活動を目指すとともに、「公正・透明な企業活動を通じて、健全経営を目指す」ことを経営ビジョンの一つとして掲げているところであるが、前記のとおり競売入札妨害事件が発生した。成田会社ではこれを受け契約に係る今後の不正防止の確立を目的として適正化策を策定し公表しているものの、適正化策のうち、総合評価方式の拡大や従来型指名競争契約の廃止など契約方式の改善については、18年4月から実施されていて、契約金額1億円以上の工事件数についてみると5月末時点で10件程度であり、入札・契約の実績が少ないため、現時点では、その有効性等について検証することは困難な状況である。

上記のような状況を踏まえ、空港公団及び成田会社が発注した工事における入札・契約事務の執行状況及び予定価格の積算について検査したところ、以下のような事態が見受けられた。

- ① 受変電設備工事について「変圧器等の主要機器について自ら製作」することを競争参加の条件としているため、入札者が限定的となっていた。
- ② 受変電設備工事の予定価格の積算で使用する見積りの値引率の根拠資料がなく、実勢価

格を反映した値引率となっているかについて確認できない状況であった。

- ③ 17年12月に適正化策を策定し、18年1月から実施するまで、違約金条項を契約書に明記する措置を執っていなかった。

したがって、今後、成田会社において、適正化策を確実に実施すること、立件対象となった3件の工事については、損害賠償の請求について検討すること、契約事務等に係る国の通知等に対しては適時適切に対応することはもとより、次のような処置を講じることが望まれる。

ア 受変電設備工事の入札に当たっては、競争性を高めるため、「変圧器等の主要機器について自ら製作」することの条件について見直しをするなどして、競争参加者の一層の拡大に努めること

イ 予定価格の積算のうち、受変電設備工事における機器費の算定については、定期的に物価調査会社等に価格調査を依頼するなどして、より実勢価格を反映できる積算方法を検討すること

本院としては、今後とも成田会社における適正化策の実施状況とその有効性等について検査するとともに、上記事態についての成田会社の処置状況等について検査していくこととする。

### 第3 財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について

検査対象	国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち、平成16年度において財政投融资の対象となっている37法人、及び12年度において財政投融资の対象となっていた法人で16年度までに財投事業を廃止するなどして財政投融资の対象ではなくなった2法人の計39法人
財政投融资の対象となっている37法人の資産合計(負債・資本合計)	286兆4079億円(平成16年度末) 〔負債合計 258兆4050億円(平成16年度末)〕 〔資本合計 28兆0029億円(平成16年度末)〕
上記の37法人に対して交付された政府出資金	5495億円(平成16年度)
上記の37法人に対して国から交付された補助金、交付金及び補給金	2兆1137億円(平成16年度)
財政投融资の対象ではなくなった事業(2法人)に係る最終決算時の欠損金合計	256億円
特殊法人等改革の過程で生じた政府出資金の減少額のうち財政負担となるものの額	2兆4095億円 〔うち事業の承継に伴うもの 2兆1106億円〕 〔うち事業の廃止等に伴うもの 2988億円〕

#### 1 検査の背景

本院は、平成12年度決算検査報告において、「財投機関の決算分析について」(以下「12年度報告」という。)を掲記している。財政投融资の対象となっている機関(以下「財投機関」という。)を取り巻く環境は、その後、財政投融资改革(以下「財投改革」という。)や特殊法人等改革が行われるなど大きく変化した。

両改革の概要は以下のとおりである。

##### (1) 財投改革等の概要

###### ア 財政投融资制度の概要

財政投融资は、財政政策の一環として、有償資金等を活用して、民間では実施が困難な大規模・超長期プロジェクトや長期資金の供給など特定の事業等を政策的に支援する仕組みである。

財政投融资は、①財政融資資金特別会計が発行する国債(以下「財投債」という。)により金融市場から調達した資金等を財源として財投機関に融資(財投機関の発行する債券の引受けを含む。)を行う財政融資、②財投機関が金融市場で資金を調達する際に、元利金の支払について政府が保証を付する政府保証、③産業投資特別会計(以下「産投特会」



という。)が、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源として、産業の開発及び貿易の振興のために出融資を行う産業投資の3つから成り立っている。

#### イ 財投改革の概要

財政投融资制度については、13年度に抜本的な改革が行われ、郵便貯金や年金積立金の全額を資金運用部に預託する制度が廃止された。そして、財投機関が財政投融资を利用して行う事業(以下「財投事業」という。)について民業補完の観点から見直しを行うとともに、真に必要な事業の資金調達については、財投機関が金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券(以下「財投機関債」という。)による自主調達に努め、財投機関債による資金調達では当該政策分野に必要な資金需要を満たすことができない機関又は資金コストが大幅に上昇してしまう機関に対しては、国民の負担を最小にする観点から、財投債により金融市場で調達した資金等を財政融資資金として財投機関に融資する仕組みに改められた。

また、政府保証債(政府保証が付された債券)については、財政規律の確保等の観点から、直ちには財投機関債を発行することが困難な機関等について、個別に厳格な審査を経た上で限定的に発行を認めることとされた。

なお、財投機関債は、財投機関に対して、ディスクロージャーを促進させ、市場との緊張関係を通じた業務効率化へのインセンティブを高める点において、効果があると考えられている。

#### (2) 特殊法人等改革等の概要

政府は、特殊法人等改革に関し、行政改革大綱(平成12年12月閣議決定)及び特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)に基づき、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)を策定している。この改革では、行政改革の一環として、全特殊法人等の事業の徹底した見直しを行っており、財投機関に関しては、16年度末までに、23の特殊法人等の組織・事業を統廃合するなどして18の独立行政法人を設立するなどの改革を行っている。そして、独立行政法人の会計については、企業会計原則に必要な修正を加えた独立行政法人会計基準を12年2月に策定(15年3月、17年6月改訂)しており、独立行政法人は、その会計を処理するに当たってこの基準に従わなければならないとしている。

なお、国民生活金融公庫ほか7公庫等<sup>(注1)</sup>については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)により、廃止、民営化を含めた組織形態の抜本的改革を行う政策金融改革が現在進められている。

(注1) 国民生活金融公庫ほか7公庫等 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫

## 2 検査の観点及び着眼点

本院は、12年度報告において、財投機関に係る財務及び資金調達の状況と既往債務の償還の見通しや将来の財政負担につながる可能性のあるリスクなどについて検査した結果を記述している。そして、資産価格(簿価)と時価の乖離、資金調達と運用の期間ミスマッチ、繰上償還や延滞債権等の増加、出資した相手先会社等(以下「出資先会社」という。)における欠損金の累積などの債務償還リスクに適切に対応し、安定的な財務基盤を構築することが喫緊の課題となっている旨を記述した。

そこで、その後の財投改革や特殊法人等改革後の財投機関の組織、事業及び財務状況の変化を整理した上、経済性・効率性、有効性等の観点から、財投機関の財務基盤はより安定的な方向へ改善されているか、財政負担は縮減されているか、既往債務の償還に係るリスクはどのように変化したかなどに着眼して検査を行うこととした。

### 3 検査の対象及び方法

#### (1) 検査の対象

12年度報告において検査対象とした財投機関45法人は、その後、特殊法人等整理合理化計画に基づき事業及び組織形態の見直しが進められた。このうち財政融資資金を原資として資金運用を行う法人で、他の財投機関とは財政投融資に係る資金(以下「財投資金」という。)の用途が異なる簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団並びに16年10月に完全民営化され本院の検査対象ではなくなった電源開発株式会社の3法人を除く42法人は、法人の統廃合に伴って、16年度末において35法人となっている。今回の検査に当たっては、上記の35法人のほか、国の機関から独立行政法人化した独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの2法人を加えた37法人を分析の対象として、主として13年度から16年度までの財務状況について検査を行うとともに、16年度末までに財投機関ではなくなった日本下水道事業団及び独立行政法人国際協力機構の2法人並びに財投事業が廃止されるなどした6勘定については、財投資金等の回収等について検査を行った。そして、これら39法人について、12年度報告と同様に、各法人の基本的な債務償還システム又は収支構造の特徴に着目して、社会資本整備法人、政策金融法人及び無償資金型法人の3つの事業類型に分類して分析を行った。

(注2) 社会資本整備法人 有償資金を財源として事業資産を取得し、施設利用料や譲渡代金等を償還原資とする事業スキームの法人。将来の債務償還は、収益性又は資産価格の変動などのリスクに影響される。

日本道路公団(平成17年10月1日以降は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)、首都高速道路公団(17年10月1日以降は、首都高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)、阪神高速道路公団(17年10月1日以降は、阪神高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)、本州四国連絡橋公団(17年10月1日以降は、本州四国連絡高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団(計16法人)

(注3) 政策金融法人 有償資金を財源として貸付けを行い、回収元利金等を償還原資に充てる事業スキームの法人。将来の債務償還は、貸倒損失や繰上償還による金利リスクなどの影響を受ける。

国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、日本私立

学校振興・共済事業団、商工組合中央金庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター(計15法人)

(注4) 無償資金型法人 重要な意義、高い公共性を有する一方、リスクも大きい事業であることから、国の資金助成を主な財源とする事業スキームの法人。収支構造上、債務償還の問題はないが、出資先会社における欠損金の累積等の問題を抱えている。

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成18年4月1日以降は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構(計8法人)

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略する。)

## (2) 検査の方法

検査に当たっては、上記の39法人すべてについて、決算関係資料等の提出を受け、説明の聴取等を行うとともに、各法人の本部等において実地検査を実施した。

## 4 検査の状況

### (1) 財投改革前と比べた財投機関の決算状況の変化

#### ア 財投機関の財務に関わる制度の変更

12年度以降に行われた財投機関の財務に関わる制度の変更のうち、会計基準と、財投機関に対する財政融資資金(12年度以前は資金運用部資金)の貸付金利(以下「財投金利」という。)の金利設定方式の変更についてみると、次のとおりである。

#### (ア) 適用される会計基準の変更

(注5) 12年度決算においては、3法人以外は、特殊法人等会計処理基準(昭和62年10月財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に準拠した会計処理を行い、これに基づき財務諸表を作成していたが、16年度決算においては、21法人が独立行政法人会計基準に従って財務諸表を作成している。

このため、特殊法人等から独立行政法人に移行した財投機関においては、移行の前後で、特に特別法上の引当金、貸倒引当金、退職給付引当金等の計上方法、有価証券等の会計処理方法等について大きな差異が生じており、これにより、資産の価額及び負債の金額に増減が生じている。また、独立行政法人固有の会計処理として、独立行政法人の業務運営に要する費用のうち、その発生額を後年度において財源措置することとされている特定の費用が発生したときは、財源措置が予定される金額を「財源措置予定額収益」の科目名で収益に計上するとともに、「未収財源措置予定額」の科目名で資産として計上することとされている。

(注5) 3法人 関西国際空港株式会社、帝都高速度交通営団、商工組合中央金庫

#### (イ) 財投金利設定方式の変更

財投機関の収支に大きな影響を与える財投金利は、財投改革により、以下のとおり金利設定方式が改められた。

すなわち、財投改革前における財投金利は、昭和62年3月の法定制から市場金利連動制への移行後、郵便貯金等が資金運用部に預託される場合の預託金利と同一の水

準とされ、貸付期間にかかわらず一律に設定されていた。

これに対し、平成13年4月の財投改革で、郵便貯金等について、資金運用部に対する全額預託義務を廃止するとともに、資金調達は、新たに国債の一種である財投債を発行して金融市場から市場金利に連動した条件で行うこととした。これにより財投金利は、貸付期間に応じ、国債の市場金利を基準として設定されることとなり、返済条件や据置期間の有無などの償還形態も反映した多様な金利設定が行われるようになった。

なお、上記のほか、特殊法人等整理合理化計画により、財投機関のうち政策金融法人では、コストに応じるなどした金利設定の導入が行われるなどしている。

#### イ 12年度及び16年度における決算の状況

12年度報告における検査対象42法人の12年度決算と今回の検査対象37法人の16年度決算について、財投事業を行っていない勘定も含めた全勘定の合計金額を比較すると、法人数の違いや会計基準の変更等により単純な比較はできないが、主として以下のような変化がみられる。

〔以下、数値の記述は、金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。〕

- ① 資産合計及び負債合計は、314兆0077億円及び286兆0812億円から286兆4079億円及び258兆4050億円へ、共に約27兆円減少している。また、資本合計は、27兆9264億円から28兆0029億円へ764億円増加しているが、資本のうち政府出資金は、25兆7942億円から21兆4551億円へ4兆3391億円の大幅な減少となっている。
- ② 損益については、当期損失金を計上している法人が28法人から8法人に減少する一方、当期利益金を計上している法人が7法人から24法人に増加しており、ほぼ12年度と逆転している。
- ③ 単年度ベースでみた国の財政支出による財政負担は、補助金、交付金及び補給金（以下「補助金等」という。）並びに政府出資金の合計額で4兆7065億円から2兆6632億円へとほぼ半減している。

以上のように、財投機関の財務は、資産、負債規模が縮小する中で、損失金を計上している法人は減少し、国の財政負担は軽減される状況となっている。

#### (2) 特殊法人等改革による財投機関の財務への影響

##### ア 新規設立法人への事業承継に伴う財務への影響

###### ア) 資産等承継の状況

旧法人から資産及び負債を承継(以下「資産等承継」という。)して設立された新規設立法人20法人のうち財投事業を<sup>(注6)</sup>経理する41勘定について、旧法人の最終貸借対照表と新規設立法人の開始貸借対照表とを比較すると、承継前の資産の総額52兆5648億円及び負債の総額45兆7399億円は、承継後において、それぞれ49兆7614億円及び45兆9000億円となっていて、資産が2兆8034億円減少する一方、負債は1600億円増加し、資産の減少が著しい。また、承継前の資本の総額6兆8248億円及び欠損金の総額1兆5292億円は、承継後において、それぞれ3兆8613億円及び1兆0808億

円となっていて、資本が2兆9634億円、欠損金が4484億円といずれも大きく減少している。

(注6) 41 勘定 成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、緑資源機構(造林勘定及び林道等勘定)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定、船舶勘定及び助成勘定)、水資源機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定及び金属鉱業一般勘定)、環境再生保全機構(承継勘定)、中小企業基盤整備機構(一般勘定、施設整備等勘定、工業再配置等業務特別勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定)、都市再生機構(都市再生勘定及び鉄道勘定)、福祉医療機構(一般勘定及び年金担保貸付勘定)、雇用・能力開発機構(一般勘定及び財形勘定)、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構、農業・生物系特定産業技術研究機構(民間研究促進業務勘定)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定、研究基盤出資経過勘定、鉱工業承継勘定及び特定事業活動等促進経過勘定)、科学技術振興機構(文献情報提供勘定)、情報処理推進機構(事業化勘定、特定プログラム開発承継勘定、地域ソフトウェア教材開発承継勘定及び地域事業出資業務勘定)、情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定、出資勘定及び通信・放送承継勘定)、医薬品医療機器総合機構(研究振興勘定及び承継勘定)、奄美群島振興開発基金

(イ) 資産評価等に伴う評価等損益の発生状況

資産の増減の主な内訳は、表1のとおり、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少1兆2496億円、国や他法人・他勘定が承継したことによる減少9044億円、貸倒引当金の積増しによる減少3592億円、他勘定への資金提供3733億円、未収財源措置予定額の新規計上2073億円などとなっている。

表1 資産及び負債の主な評価等損益の内訳 (単位：億円)

項目	区分	合計	左の内訳		
			社会資本整備法人(勘定)計	政策金融法人(勘定)計	無償資金型法人(勘定)計
資産の評価等損益		△ 28,034	△ 10,937	△ 16,181	△ 915
主な内訳	土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等増/減(△)額	△ 12,496	△ 11,174	△ 1,289	△ 32
	国や他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額	△ 9,044	△ 51	△ 8,861	△ 131
	出資先出資及び有価証券の評価等の増/減(△)額	△ 794	△ 130	△ 37	△ 627
	貸倒引当金の積増しによる減少(△)額	△ 3,592	△ 1,185	△ 2,386	△ 20
	未収財源措置予定額の新規計上額	2,073	1,759	314	—
	他勘定への資金提供(△)額	△ 3,733	—	△ 3,733	—
	他勘定からの資金注入額	1,208	1,208	—	—

項目	区分	合計	左の内訳		
			社会資本整備 法人(勘定)計	政策金融法人 (勘定)計	無償資金型法 人(勘定)計
負債の評価等損益		1,600	1,404	188	7
主な 内訳	負債のうち他法人・他勘定が承継 したことによる減少(△)額	△ 187	△ 42	△ 145	—
	特別法上の引当金の増/減(△)額	△ 881	△ 880	—	△ 1
	退職給付引当金の増/減(△)額	2,749	885	1,852	11
	補助金等資産見返負債の増/減 (△)額	△ 261	△ 304	42	△ 0

(注) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しない。

(ウ) 未収財源措置予定額の状況

独立行政法人会計基準によると、独立行政法人が未収財源措置予定額を計上する場合、後年度において国等が財源措置することとされている特定の費用の範囲と財源措置の時期、方法等を、中期計画等で明らかにしていなければならないとされている。

新規設立法人 20 法人 41 勘定のうち、5 法人 5 勘定<sup>(注7)</sup>においては、資産等承継時の開始貸借対照表に、貸倒引当金の繰入れに要する費用などのうち、将来、国から補助金等により財源措置されると見込まれる金額について、未収財源措置予定額 2073 億円が資産に計上されている。そして、16 年度末の未収財源措置予定額は 2134 億円であり、当初の計上額に比べて 61 億円増加している。

上記 5 法人のうち、環境再生保全機構、労働者健康福祉機構及び日本学生支援機構においては、未収財源措置予定額に対する財源措置は、いずれも計上後 10 年以上の長期にわたり毎年度の予算の範囲内で措置するとされていることから、これが予定されたとおり措置されない場合、法人の財務に影響を及ぼすことも考えられる。したがって、これらの法人については、今後、未収財源措置予定額の計上の状況とこれに対する財源措置の状況を注視していくこととする。

(注7) 5 法人 5 勘定 環境再生保全機構(承継勘定)、都市再生機構(都市再生勘定)、雇用・能力開発機構(一般勘定)、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構

(エ) 資本の増減状況

新規設立法人の資本は、その設立根拠法等によって資本の構成や政府出資金の額の決定方法が規定されており、資産の評価等に伴い発生する損益は、最終的には政府出資金の増減や積立金又は繰越欠損金として処理されることになる。なお、法令により、他勘定から資金を受け入れるなどして資産の評価に係る損失等を減少させている勘定もある。

(オ) 財政負担の状況

新規設立法人の資本のうち政府出資金及び一部の資本剰余金は国有財産であり、政府出資金が回収されることなく減少している場合には、国が出資する他の法人に承継される場合等を除き、新たな財政支出は伴わないものの、国有財産の減少という形で財政負担が生じることになる。

このような政府出資金の減少(以下「政府出資金の償却」という。)が生じているのは、表2のとおり、9法人13勘定で合計2兆1106億円となっている。

(注8) 9法人13勘定 成田国際空港株式会社、緑資源機構(造林勘定)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定及び金属鉱業一般勘定)、環境再生保全機構(承継勘定)、中小企業基盤整備機構(一般勘定、施設整備等勘定、工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定)、福祉医療機構(一般勘定)、雇用・能力開発機構(一般勘定)、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構

表2 政府出資金の償却 (単位：億円)

項目	区分	合計	左の内訳		
			社会資本整備法人(勘定)計	政策金融法人(勘定)計	無償資金型法人(勘定)計
資産の評価等損益		△ 28,034	△ 10,937	△ 16,181	△ 915
	資産のうち国が承継したことによる減少(△)額 <sup>(a)</sup>	△ 482	△ 3	△ 347	△ 131
	資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 <sup>(b)</sup>	△ 8,561	△ 48	△ 8,513	△ 0
負債の評価等損益		1,600	1,404	188	7
	負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 <sup>(c)</sup>	△ 187	△ 42	△ 145	—
	負債増のうち政府出資金からの振替額 <sup>(d)</sup>	1,496	1,496	—	—
	((a)+(b)-(c)-(d))	△ 10,353	△ 1,506	△ 8,716	△ 131
承継前政府出資金 (e)		67,834	22,955	41,385	3,493
承継後政府出資金 (f)		35,858	18,837	13,659	3,362
政府出資金の増/減(△)額 (g)=(f)-(e)		△ 31,976	△ 4,118	△ 27,726	△ 131
内訳	一般会計政府出資金の増/減(△)額	△ 4,671	△ 1,617	△ 3,053	—
	産投特会政府出資金の増/減(△)額	△ 180	△ 48	—	△ 131
	その他の特別会計政府出資金の増/減(△)額	△ 27,124	△ 2,452	△ 24,672	—
政府出資金の増減のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額 <sup>(h)</sup>		△ 10,869	△ 2,025	△ 8,712	△ 131
内訳	一般会計対応分の額	△ 215	△ 208	△ 7	—
	産投特会対応分の額	△ 133	△ 2	—	△ 131
	その他の特別会計対応分の額	△ 10,520	△ 1,815	△ 8,705	—
政府出資金の償却(△)/増加(国の財政負担) <sup>((g)-(h))</sup>		△ 21,106	△ 2,093	△ 19,013	—
内訳	一般会計政府出資金の償却(△)/増加額	△ 4,455	△ 1,409	△ 3,046	—
	産投特会政府出資金の償却(△)/増加額	△ 46	△ 46	—	—
	その他の特別会計政府出資金の償却(△)/増加額	△ 16,604	△ 636	△ 15,967	—

(注) 政府出資金以外の資本の内訳に係る増減については省略している。

このほか、日本学生支援機構は、新規設立に際して旧法人の一般会計からの借入金641億円について償還免除を受けており、国の債権の減額という形の財政負担が生じている。また、前記の16年度末における未収財源措置予定額2134億円についても、将来的には補助金等による補てん措置という形での財政負担が予定されているものである。

以上のように、特殊法人等改革を契機に、財投機関のうち一部の法人については財務基盤は改善されたものの、その過程においては多額の財政負担が生じている。

#### イ 廃止事業及び廃止予定事業に係る勘定の状況

(注9) 16年度末までに廃止されるなどした事業(以下「廃止事業」という。)は8勘定、16年度末時点で法令により廃止することが決定されている事業(以下「廃止予定事業」という。)(注10)に係る勘定(以下、それぞれ「廃止事業勘定」及び「廃止予定事業勘定」という。)は12勘定となっている。

(注9) 8勘定 日本下水道事業団(建設業務勘定)、都市再生機構(鉄道勘定)、基盤技術研究促進センター(うち他法人に承継した事業を除く。)、国際協力事業団(うち海外移住事業)、中小企業総合事業団信用保険部門(中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業)、情報処理振興事業協会(技術事業勘定)、情報処理推進機構(地域ソフトウェア教材開発承継勘定)、通信・放送機構(衛星所有勘定)

(注10) 12勘定 [社会資本整備法人]環境再生保全機構(承継勘定)、中小企業基盤整備機構(工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定)[政策金融法人]雇用・能力開発機構(一般勘定のうち雇用促進融資に係る債権管理事業)、労働者健康福祉機構(うち労働安全衛生融資に係る債権管理事業)[無償資金型法人]新エネルギー・産業技術総合開発機構(研究基盤出資経過勘定、鉱工業承継勘定及び特定事業活動等促進経過勘定)、情報処理推進機構(特定プログラム開発承継勘定)、情報通信研究機構(通信・放送承継勘定)、医薬品医療機器総合機構(承継勘定)、中小企業基盤整備機構(出資承継勘定)。なお、新エネルギー・産業技術総合開発機構の研究基盤出資経過勘定は、平成18年4月に廃止された。

#### ア) 廃止事業勘定に係る財投資金等の回収及び損失処理の状況

廃止事業勘定8勘定に係る財投資金等の回収及び損失処理の状況をみると、表3のとおり、最終決算においていずれも欠損金を計上しており、その総額は3560億円となっている。



表3 廃止事業勘定における財投資資金等の回収及び損失処理の状況

(単位：億円)

法人名 (勘定名)	最終決算時の資本金		最終決算時の欠損金	左の欠損金の処理				最終決算時の資本金のうち国庫納付額	
	政府出資金	うち産投特会政府出資金		政府出資金の減少(一般会計)	政府出資金の減少(産投特会)	政府出資金以外の出資金の減少	他勘定等へ欠損金を承継	一般会計政府出資金	産投特会政府出資金
社会資本整備法人(2勘定)(A)	29		427	0	—	29	389	—	—
	0	—							
無償資金型法人(6勘定)(B)	11,114		3,133	72	2,915	135	9	18	785
	10,967(注)	4,073							
合計(A)+(B)	11,144		3,560	2,988		165	398	803	
	10,967	4,073		72	2,915			18	785

(注) 他勘定が承継した額は7175億円

そして、廃止事業勘定8勘定のうち7勘定では、財投事業の廃止に伴い、産投特会政府出資金2915億円及び一般会計政府出資金72億円、計2988億円が欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

(イ) 廃止予定事業勘定の財務状況

廃止予定事業勘定12勘定に係る16年度決算の状況についてみると、8勘定において累積欠損金を総額945億円計上しており、このうち無償資金型法人の6勘定については、今後の収支が改善されない場合、出資金の全額回収は困難である。

また、社会資本整備法人における中小企業基盤整備機構の2勘定では、勘定廃止時に欠損金が生じた場合、工業再配置等業務特別勘定においては、欠損金処理のため同勘定の出資金を減少させることとなるほか、当該2勘定の権利及び義務を一般勘定に承継する際に、一般勘定に欠損金を承継するなどの処理を行うことになる。

また、社会資本整備法人3勘定及び政策金融法人2勘定では、借入金の償還時期までに売却等による資金の回収ができなかったり、貸付金の回収時期より借入金の償還時期が早い場合には、現預金の保有状況によっては、資金不足を生じたりするおそれがある。

このように、これらの廃止予定事業勘定についても廃止事業勘定と同様に、財投資資金等の回収ができなかったり、廃止後に損失を他の勘定が承継したりなどする場合もあることから、今後の収支等の推移等について注視していくこととする。

(3) 財投改革後の財投事業に係る資金調達状況

ア 財政投融資の縮減・重点化の状況

(ア) 財政投融資による資金調達実績の状況

12年度及び16年度それぞれの財政投融資計画(以下「財投計画」という。)において(注11) (注12) 財政投融資を予定していた35法人及び34法人について、財政投融資による資金調達(注13) 実績(以下「財投実績」という。)の総額を比較すると、16年度の財投実績11兆3539億円は12年度の20兆7302億円に対し54.8%となっている。そして、各年度の財投実績の推移をみると、12年度から14年度にかけての低下が顕著である。これは住宅金

融公庫における事業見直しの影響によるもので、13、14両年度における住宅金融公庫の財投実績の対前年度減少額は、全体の減少額のそれぞれ90.5%及び53.7%を占めている。

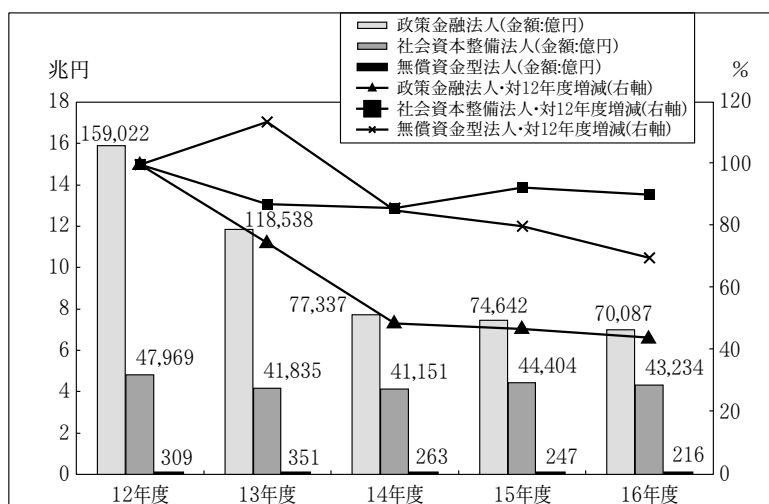
(注11) 35 法人 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、緑資源公団、水資源開発公団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、石油公団、日本鉄道建設公団、都市基盤整備公団、金属鉱業事業団、環境事業団、日本下水道事業団、運輸施設整備事業団、関西国際空港株式会社、帝都高速度交通営団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、社会福祉・医療事業団、日本私立学校振興・共済事業団、日本育英会、商工組合中央金庫、科学技術振興事業団、奄美群島振興開発基金、情報処理振興事業協会、基盤技術研究促進センター、生物系特定産業技術研究推進機構、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構

(注12) 34 法人 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、緑資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立病院機構、環境再生保全機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、商工組合中央金庫、福祉医療機構、日本学生支援機構、国立大学財務・経営センター、農業・生物系特定産業技術研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、情報処理推進機構、情報通信研究機構、医薬品医療機器総合機構、奄美群島振興開発基金

(注13) 政府保証債のうち外国債については、12年度以前の財政投融资計画には含まれていないが、ここでは各年度の比較のため、12年度分の計画及び実績に含めて計上している。

政策金融法人、社会資本整備法人及び無償資金型法人の事業類型別に財投実績の推移を示すと、図のとおりである。

図 事業類型別の財投実績及び対平成12年度増減率の推移



事業類型別の財投実績について12年度と16年度を比較すると、社会資本整備法人が4734億円減、9.9%減となっているのに対して、政策金融法人は金額で8兆8934億円減、55.9%減と大きく減少している。ただし、住宅金融公庫に係る財投実績の減少6兆5711億円を除いた政策金融法人では、24.9%減となっている。

(イ) 財投計画に対する財投実績の状況

12年度から16年度までの各年度の財投計画(当初計画。以下同じ。)と財投実績とのかい離の状況について事業類型別(政策金融法人については、前記の理由により、住宅金融公庫を除いて分析している。)にみると、社会資本整備法人についてはかい離幅が小さいが、政策金融法人については16.8%から32.2%、無償資金型法人については9.0%から20.2%のかい離がそれぞれ生じており、特に政策金融法人については、財投事業の計画に対して財投事業の実績が下回る法人が多かったことなどから、かい離幅の最大は12年度4兆4271億円、最小は16年度1兆4458億円で大きな開差を生じている。

(ウ) 財投資金の資金別の状況

財投実績に占める財政融資資金(本項においては、12年度以前は資金運用部資金及び簡保資金)、政府保証債及び産投特会からの出融資金(以下「産投出融資金」という。)の資金構成について、12年度と16年度の状況を比較すると、16年度の財投実績は9兆3762億円減少しているが、これは主として、財政融資資金が9兆1542億円減少していることによるもので、財政融資資金の構成割合は79.5%から64.6%へと低下している。これに対して、政府保証債の構成割合は20.0%から35.0%へと上昇している。これは、道路関係4公団の資金調達について、民営化に備えて財政融資資金から市場調達へ移行するに際し、政府保証債による調達を増加させていることにより急増したもので、この道路関係4公団の政府保証債発行額の増加については、過渡的に行われた措置とされていることから、今後の推移を注視していくこととする。

(注14) 本項では、特殊法人等改革の状況を踏まえて、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に係る財投実績を合計し、道路関係4公団として分析した。

イ 財投機関債の発行による資金の自主調達の状況

(ア) 財投機関債の発行実績の状況

財投機関債の発行法人数は、13年度から16年度までの間に、18法人から23法人に拡大しており、国からの資金助成を資金調達の主な財源とする無償資金型法人7法人を除くと、16年度に財投機関債を発行していない法人は、中小企業基盤整備機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立病院機構及び国立大学財務・経営センターの4法人だけである。また、発行総額は13年度から16年度までの間に1兆0004億円から3兆3019億円へと約3倍に増加しており、16年度では政策金融法人の発行額が2兆2864億円と発行総額の約3分の2を占めている。

(イ) 資金調達における財源構成の状況

財投機関における16年度の資金調達について、借入金(短期借入金を除く。)、債券発行等の外部資金調達額に占める財投機関債の割合(以下「財投機関債依存率」とい

う。)を、無償資金型法人及び住宅金融公庫ほか<sup>(注15)</sup>3法人を除く<sup>(注16)</sup>23法人28勘定について示すと、全体の財投機関債依存率は16.4%となっているが、勘定別にみると、0%から88.9%となっているなど、法人又は勘定の事業形態等により大きな開差がある。また、これを事業類型別にみると、政策金融法人12勘定は16.8%、社会資本整備法人16勘定は15.7%で、ほぼ同様の依存率となっている。一方、政策金融法人について、金利の逆ざや等による収支差や貸倒償却等による損失等を補てんするため、国から補助金等を受け入れることとなっている法人(以下「補給金型法人」という。)とそれ以外の法人(以下「非補給金型法人」という。)とに分類すると、非補給金型法人5勘定の財投機関債依存率は23.7%となっていて、補給金型法人7勘定の財投機関債依存率11.8%を大きく上回っている。

(注15) 住宅金融公庫ほか3法人 証券化支援事業として貸付債権担保住宅金融公庫債券の発行を行う住宅金融公庫及び従来から発行している商工債券の一定割合を財投機関債としている商工組合中央金庫については、その債券の性質が他の財投機関債と異なること、また、国立病院機構及び国立大学財務・経営センターについては、共に16年度が国の機関から独立行政法人化した初年度であることから、それぞれ分析の対象から除いている。

(注16) 23法人28勘定 [社会資本整備法人]日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、緑資源機構(造林勘定及び林道等勘定)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定及び船舶勘定)、水資源機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(金属鉱業一般勘定)、環境再生保全機構(承継勘定)、中小企業基盤整備機構(工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定)、都市再生機構(都市再生勘定)  
[政策金融法人][補給金型法人]国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫(融資勘定)、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行(海外経済協力勘定)、福祉医療機構(一般勘定)、日本学生支援機構 [非補給金型法人]公営企業金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行(国際金融等勘定)、日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定のうちの一般経理)、福祉医療機構(年金担保貸付勘定)

#### (ウ) 財投機関債の発行コストと対国債スプレッド

財投資金から財投機関債に財源構成がシフトすると、財投機関債の発行人においては、財投機関債の発行金利が財政融資資金や政府保証債の金利を上回ることによる支払利息の増加や、債券の引受けを行う証券会社等に対して支払う手数料等の経費の発生等により、直接的なコストが増加することになる。そして、このコストの増減に最も大きく影響するのが発行金利である。

16年度に発行された財投機関債のうち発行方法等が異なるものを除いた84件計2兆5366億円(社会資本整備法人11法人で35件計1兆0206億円、政策金融法人10法人で49件計1兆5160億円)に係る財投機関債の償還年限は、16年度において3年、4年、5年、7年、10年、12年、15年、20年及び30年と多くの種類があるが、償還年限が20年以上の超長期の財投機関債は、それより償還年限の短いものと比べて、<sup>(注18)</sup>相対的に対国債スプレッドが大きい傾向が見受けられる。

一方、対国債スプレッド別の発行金額の分布を事業類型別に示すと、社会資本整備法人が発行したもののほうが政策金融法人のものより相対的に信用リスクが高く、財投機関債の発行に伴う金利負担が大きい傾向が見受けられる。

(注17) 貸付債権担保住宅金融公庫債券、商工債券並びに他の財投機関とは利払いや償還の方法が異なる物価連動債及び定時償還債を除く。

(注18) 対国債スプレッド 償還までの期限等の償還に係る条件がほぼ等しく、指標となる国債の市場流通利回りとの金利差。bp(ベースポイント)単位で表される。1 bpは0.01%

(注19) 信用リスク 法人が発行する債券の元本、利息が回収できなくなる可能性

財投機関債は、これを発行する財投機関に対して、ディスクロージャーを促進させ、業務の効率化等を促進する効果があるとされているが、一方で、金利の逆ざや等による収支差を補てんする補助金等を受け入れる補給金型法人においては、財投機関債の発行に伴う支払利息の増こうや引受手数料等の発行経費の発生が財政負担の増加につながるおそれもある。また、「財政投融资改革の総点検について」(平成16年12月10日財政制度等審議会財政投融资分科会)においても、財投機関ごとに、ALMの<sup>(注20)</sup>効果、調達コスト、市場の状況等を勘案しながら、財政融資資金の借入れによる調達と財投機関債による調達の効果的な組み合わせを検討することが適当であるとされている。

したがって、財投機関債の発行については、発行法人におけるディスクロージャー、業務効率化、契約手続の透明性等の状況や財政負担の状況にも留意しつつ、発行法人の信用リスクや収支構造に応じて資金調達コストを可能な限り抑えるような適切な発行条件及び発行規模となっているか、今後の資金調達の実施状況について注視していくこととする。

(注20) ALM 資産負債の総合管理

#### (4) 12年度報告に掲記した課題、リスクへの対応状況

12年度報告に掲記した主な課題、リスクについて、その後の財投改革及び特殊法人等改革に伴う財投機関の財務構造等の変化がどのような影響を与えたのか、また、改善の方向に向かっているのか、前記(2)及び(3)の分析を踏まえて、事業類型別に検査した。

##### ア 社会資本整備法人

##### (ア) 資産の簿価と時価とのかい離のリスクの状況

独立行政法人化された社会資本整備法人7法人14勘定<sup>(注21)</sup>の資産の簿価について、承継前後における事業資産等の価額の増減をみると、承継前の価額は合計26兆7121億円であったのに対し、時価等を基準として評価した承継後の価額は合計25兆5947億円となっていて、承継前の価額と比較して1兆1174億円(4.2%)減少している。

これらの事業資産等の減少額については、政府出資金の償却等により処理された法人が多いが、欠損金として新規設立法人に承継されているものもあり、欠損金が承継されたことにより多額の累積欠損金を計上している法人については、今後累積欠損金が解消されていくか、収支状況を注視していくこととする。また、今後の経済情勢の変化によっては、資産の簿価と時価に再び大きなかい離が生じることもあり得ることなどから、資産の簿価と時価のかい離については、今後も注視していくこととする。

(注21) 7法人14勘定 緑資源機構(造林勘定及び林道等勘定)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定及び船舶勘定)、水資源機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定及び金属鉱業一般勘定)、環境再生保全機構(承継勘定)、中小企業基盤整備機構(一般勘定、施設整備等勘定、工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定)、都市再生機構(都市再生勘定及び鉄道勘定)

(イ) 特別法上の引当金等の状況

12年度末の時点で特別法上の引当金等を計上していた社会資本整備法人<sup>(注22)</sup>8法人のうち、16年度末までの間に特殊法人等改革により組織形態が変更され、最終貸借対照表において特別法上の引当金等を計上していたのは4法人<sup>(注23)</sup>である。これら4法人で計上されていた当該引当金等(最終貸借対照表計上額総額1511億円)は、新規設立法人に適用されることとなった独立行政法人会計基準等では、引当金の要件を満たさないものもあることなどから、16年度末では新規設立法人2法人(成田国際空港株式会社及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構)で総額512億円に縮小している。

このように、旧法人において特別法上の引当金等に対応していたリスクは、新規設立法人においてはリスクが顕在化したときの各期の損益に反映されることとなった。

(注22) 8法人 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、金属鉱業事業団

(注23) 4法人 新東京国際空港公団、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団

イ 政策金融法人

(ア) 貸倒リスクの状況

政策金融法人17法人<sup>(注24)</sup>21勘定のうち独立行政法人会計基準を適用している8法人<sup>(注25)</sup>10勘定について、資産等承継前後の貸借対照表を比較して貸倒引当金の計上額の増減の状況をみると、上記8法人10勘定のうち、日本私立学校振興・共済事業団及び国立大学財務・経営センターを除く6法人8勘定において貸倒引当金の積増しが行われており、貸倒引当金計上額の総額は543億円から2105億円へと約4倍に増加し、貸付金等残高に対する貸倒引当金計上額の割合(以下「引当率」という。)は法人平均で1.0%から8.5%へと上昇している。

貸倒引当金の積増しに伴う損失等に対応した財務処理についてみると、6法人8勘定<sup>(注26)</sup>のうち5法人5勘定においては、前記の(2)で記述したように、独立行政法人への資産等承継に際して、政府出資金の償却など資本の処理を行ったり、未収財源措置予定額を計上したり、他の勘定から資金を受け入れたりして、これらにより貸倒引当金の積増しに伴う損失等を解消している。なお、将来において財政負担が予定されている未収財源措置予定額として計上された額の総額は195億円である。

また、社会資本整備法人のうち、譲渡収入に係る割賦債権等<sup>(注27)</sup>について政策金融法人と同様な貸倒リスクを有する独立行政法人6法人10勘定について、独立行政法人への資産等承継前後の貸借対照表を比較して割賦債権等に係る貸倒引当金の計上額の増減の状況をみると、貸倒引当金計上額の総額は51億円から1255億円へと約24倍に増加し、引当率は法人平均で0.2%から9.1%へ上昇している。

以上のように、政策金融法人8法人10勘定及び社会資本整備法人6法人10勘定においては、独立行政法人会計基準の適用により、将来の貸倒見積高を反映した貸倒引当金が計上されることとなった。しかし、これに伴い、貸倒引当金の積増しにより生じた損失等を解消できずに欠損金を計上していたり、未収財源措置予定額を計上したりしている法人も見受けられることから、今後の決算及び財政負担の推移について注視していくこととする。

次に、12年度以降、組織形態に変更がない政策金融法人9法人<sup>(注28)</sup>についてみると、商工組合中央金庫は、従前から企業会計原則に基づいて貸倒引当金を算定している。残る8法人の貸倒リスクの状況について、法定貸借対照表と行政コスト計算財務書類の民間企業仮定貸借対照表にそれぞれ計上されている16年度末の貸倒引当金の額を比較すると、貸倒引当金計上額の総額は、法定貸借対照表では5360億円であるのに対し、民間企業仮定貸借対照表では2兆1597億円となっていて、法定貸借対照表の金額を1兆6236億円上回る額となっている。

したがって、これら8法人が、今後の政策金融改革等により民間会計基準等に移行する場合には、前記の独立行政法人に移行した政策金融法人等の場合と同様に、会計基準の変更に伴う貸倒引当金の積増しに対応した財務処理が必要になることが予測されることから、今後、これに伴う財政負担の発生の有無についても注視していくこととする。

(注24) 17法人21勘定 [補給金型法人]国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫(融資勘定)、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行(海外経済協力勘定)、福祉医療機構(一般勘定)、雇用・能力開発機構(一般勘定及び財形勘定)、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構[11勘定] [非補給金型法人]中小企業金融公庫(証券化支援買取業務勘定)、公営企業金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行(国際金融等勘定)、日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定のうちの一般経理)、商工組合中央金庫、福祉医療機構(年金担保貸付勘定)、国立大学財務・経営センター(施設整備勘定)、中小企業基盤整備機構(一般勘定)、奄美群島振興開発基金(うち出融資業務)[10勘定]。なお、中小企業基盤整備機構(一般勘定)及び奄美群島振興開発基金(うち出融資業務)については、当該勘定等の業務に着目して本項では政策金融法人に分類して分析した。

(注25) 8法人10勘定 日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定のうちの一般経理)、福祉医療機構(一般勘定及び年金担保貸付勘定)、雇用・能力開発機構(一般勘定及び財形勘定)、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構、国立大学財務・経営センター(施設整備勘定)、中小企業基盤整備機構(一般勘定)、奄美群島振興開発基金(うち出融資業務)

(注26) 5法人5勘定 福祉医療機構(一般勘定)、雇用・能力開発機構(一般勘定)、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構、中小企業基盤整備機構(一般勘定)

(注27) 6法人10勘定 緑資源機構(林道等勘定)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定、船舶勘定及び助成勘定)、水資源機構、環境再生保全機構(承継勘定)、中小企

業基盤整備機構(施設整備等勘定、工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定)、都市再生機構(都市再生勘定)

(注28) 9 法人 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、商工組合中央金庫

(イ) 繰上償還リスクの状況

政策金融法人では、繰上償還に伴う金利リスクを回避するため、<sup>(注29)</sup> 9 法人において、借受者が任意の繰上償還を行う場合はこれにより逸失した金利収入の全部又は一部を補う補償金(以下「繰上弁済補償金」という。)を徴収する制度を導入するなどの措置を13年度までに講じている。

また、9年度から順次、補償金を支払うことを条件に、財政融資資金特別会計(12年度以前は資金運用部。以下、本項において「国」という。)に対して財政融資資金を任意に繰上償還することが可能となっている。

そこで、12年度から16年度までの間において財政融資資金に係る借入残高(政府引受債によるものを除く。)を有する12法人<sup>(注30)</sup>13勘定について、当該期間の繰上償還回収額と財政融資資金の繰上償還額(任意の繰上償還。以下同じ。)との関係を、補給金型法人及び非補給金型法人に分類して比較すると、繰上償還回収額に対する国への繰上償還額の比率は、補給金型法人10勘定は0%から12.0%となっていて、このうち7法人については繰上償還の実績がないのに対して、非補給金型法人3勘定は0.5%から59.6%と相対的に高くなっている。これは、収支差の補助金等を受け入れている補給金型法人においては、国への補償金支払額に見合う繰上弁済補償金等の収入がなければ繰上償還を行うことが困難であることなどによる。

(注29) 9 法人 農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、私立学校振興・共済事業団、福祉医療機構、商工組合中央金庫。なお、このほかに奄美群島振興開発基金が17年度より導入している。

(注30) 12 法人 13 勘定 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫(融資勘定)、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行(国際金融等勘定及び海外経済協力勘定)、日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定のうちの一般経理)、福祉医療機構(一般勘定)、雇用・能力開発機構(一般勘定)、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構

ウ 無償資金型法人

(ア) 出資事業資産のリスクの状況

無償資金型法人8法人<sup>(注31)</sup>16勘定のうち、独立行政法人化に伴う資産等承継に際して、独立行政法人会計基準に基づき関係会社株式の資産評価が行われた6法人<sup>(注32)</sup>7勘定について、資産等承継前後の貸借対照表を比較して、法人の主たる事業資産である関係会社株式に係る価額の増減状況をみると、<sup>(注33)</sup>関係会社株式の承継前価額753億円は、承継後には134億円となっていて、承継前価額の17.9%にまで減少している。



これら6法人7勘定において、上記の評価損等により生じた損失は欠損金として承継され、承継法人の財務に大きな影響を与えており、また、16年度決算において資本金総額1170億円の55.5%に相当する649億円の欠損金を計上していることから、今後の収支の動向について注視していくこととする。特に、このうち法令により勘定を廃止することが決定されている3法人4勘定<sup>(注34)</sup>については、勘定廃止に際して、産投特会政府出資金の回収状況を注視していくこととする。

また、出資先会社の決算状況によっては、再び関係会社株式に係る評価損が生じることなどもあり得ることから、出資事業資産のリスクについては、今後も注視していくこととする。

(注31) 8法人16勘定 農業・生物系特定産業技術研究機構(民間研究促進業務勘定)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定、研究基盤出資経過勘定、鉱工業承継勘定及び特定事業活動等促進経過勘定)、科学技術振興機構(文献情報提供勘定)、情報処理推進機構(事業化勘定、特定プログラム開発承継勘定及び地域事業出資業務勘定)、情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定、出資勘定及び通信・放送承継勘定)、医薬品医療機器総合機構(研究振興勘定及び承継勘定)、中小企業基盤整備機構(出資承継勘定)、奄美群島振興開発基金

(注32) 6法人7勘定 農業・生物系特定産業技術研究機構(民間研究促進業務勘定)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(研究基盤出資経過勘定及び鉱工業承継勘定)、情報処理推進機構(地域事業出資業務勘定)、情報通信研究機構(出資勘定)、医薬品医療機器総合機構(承継勘定)、中小企業基盤整備機構(出資承継勘定)

(注33) 関係会社株式 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に定める関係会社に該当する会社の株式

(注34) 3法人4勘定 新エネルギー・産業技術総合開発機構(研究基盤出資経過勘定及び鉱工業承継勘定)、医薬品医療機器総合機構(承継勘定)、中小企業基盤整備機構(出資承継勘定)

(イ) 欠損金の状況

<sup>(注35)</sup>12年度における無償資金型法人16勘定は、特殊法人等改革等による事業の改廃後の16年度も同数の16勘定となっており、これら16勘定の12年度から16年度までの間の累積欠損金の総額の推移を示すと、表4のとおり、累積欠損金の総額は12年度から14年度にかけて約3倍に増加し、15年度には半分以下に減少したものの、16年度には再び増加している。

表4 累積欠損金の推移 (単位：億円)

区 分	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
対象勘定数	16勘定	18勘定	18勘定	18勘定	16勘定
累積欠損金 注(1)	1,327	2,380	4,271	1,981	2,511
うち委託事業に係る累積欠損金 注(2)	—	37	209	469	696

注(1) 対象勘定の剰余金合計額から累積欠損金合計額を差し引いている。

注(2) 平成13年度から新エネルギー・産業技術総合開発機構及び通信・放送機構が、16年度から医薬品医療機器総合機構がそれぞれ委託事業を実施している。

注(3) 各年度末をもって廃止された勘定を含む。

累積欠損金の増減の大きな要因となっているのは、基盤技術研究促進センターに係る累積欠損金であり、12年度247億円から14年度2774億円へと大幅に増加した後、15年4月に、同センターが廃止されたことから、15年度の累積欠損金の総額は大幅に減少している。

また、もう一つの増加要因は、13年度以降、新たな事業スキームとして、民間企業等による基盤技術の研究を支援するための委託事業が、新エネルギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定)及び情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定)においては13年度から、ベンチャー企業等による実用化段階の研究を支援するための委託事業が医薬品医療機器総合機構(研究振興勘定)においては16年度から、それぞれ開始されたことによるものである。

この研究開発に係る委託事業は、上記の研究に対する委託費として企業等に研究資金を供給し、研究終了後に研究成果により収益又は売上が生じたときに、その一部を納付させて資金回収を行う事業スキームとなっている。このため、費用計上から収益又は売上が生じるまでの期間は資金回収が行われない収支構造であることから、事業開始当初は、欠損金が発生し、委託事業に係る累積欠損金は、上記表4のとおり、13年度以降毎年度増加する状況となっている。

このように、無償資金型法人においても、関係会社株式や委託事業に起因する固有のリスクを抱えていることから、今後、上記の委託事業に係る収支の推移については注視していくこととする。

(注35) 16勘定 基盤技術研究促進センター、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(研究振興勘定)、生物系特定産業技術研究推進機構(民間研究促進業務勘定)、情報処理振興事業協会(地域事業出資業務勘定、振興業務勘定、技術事業勘定及び地域事業推進業務勘定)、通信・放送機構(研究開発出資勘定及び衛星所有勘定)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(産業技術研究基盤出資勘定)、中小企業総合事業団信用保険部門(中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業)、奄美群島振興開発基金、産業基盤整備基金(出資特別勘定及び再生資源利用等特別勘定のうちリサイクル等経理)、科学技術振興事業団(文献情報提供勘定)、国際協力事業団(うち海外移住事業)。なお、これらのうち基盤技術研究促進センター(うち他法人に承継した事業を除く。)、国際協力事業団(うち海外移住事業)、中小企業総合事業団信用保険部門(中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業)、情報処理振興事業協会(技術事業勘定及び地域事業推進業務勘定)、通信・放送機構(衛星所有勘定)については16年度末までに廃止するなどされている。

## 5 本院の所見

財投機関の財務状況は、特殊法人等改革や財投改革を経て、大きな変化を遂げた。

12年度報告における検査対象42法人の12年度決算と、統廃合や独立行政法人化等を経た後の今回の検査対象37法人の16年度決算は、法人数の違いや会計基準の変更等により単純な比較はできないが、資産及び負債の規模は大幅に縮小するとともに、損失金を計上している法人が減少し、国からの財政支出を伴う財政負担も軽減した。

(1) 特殊法人等改革による財投機関の財務への影響について

新規設立法人への資産等承継に際しては、会計処理方法の変更等により資産が2兆8034億円減少するなど、資産評価等による新たな損失が発生した。そして、こうした損失や承継前の累積欠損金は、政府出資金の償却2兆1106億円や、将来において財政負担が予定される未収財源措置予定額の計上2073億円などで解消した法人がある一方、累積欠損金が更に拡大した法人もある。

また、廃止事業については、最終の決算において総額で3560億円の欠損金が発生し、それに伴って2988億円の政府出資金が回収不能となっている。さらに、廃止予定事業については、16年度決算では、廃止予定事業勘定12勘定のうち8勘定において総額で945億円の累積欠損金が計上されている。

したがって、新規設立法人については、将来更なる財政負担が生ずることのないよう効率的な事業運営に努めることが重要である。また、今後組織改革や財投事業の廃止が予定されている法人については、上記の状況を踏まえた事業運営を行うことが重要であり、改廃に伴う財政負担の有無の状況を含め、今後の事業の運営状況及び収支の推移について注視していくこととする。

(2) 財投改革後の財投事業に係る資金調達の状況について

財投改革後の財投事業に係る資金調達の実施状況についてみると、財投債の発行など財政融資資金の資金調達方法の改革により、財投機関の財政融資資金に係る資金調達コストは低減するとともに、返済条件や据置期間の有無などの償還形態を反映した多様な財政融資資金の借入れが可能となり、財投機関債の発行等と併せて、財投機関における資金調達方法も多様化した。そして、検査対象とした財投機関に対する財政投融資は16年度で11兆円と改革前の12年度20兆円の約5割の水準まで低下する一方、財投機関債の発行による市場からの資金調達は約3兆円の規模に拡大した。

財投資金について、12年度と16年度の資金別の状況を比較すると、財政融資資金の調達は大幅に減少したのに対し、政府保証債は、道路関係4公団の資金調達の影響もあり、1654億円と小幅な減少にとどまっている。また、財投機関債は、その発行自体が新たなコストの増加要因になるとともに、財投機関債の発行金利は、法人の事業スキームや収支構造、資金調達方法の相違による格差が生じている。

したがって、政府保証債については、道路関係4公団の発行額について今後の推移を注視していくこととする。また、今後の財投機関債の発行に当たっては、その導入目的に沿って事業運営の透明性の向上と業務の一層の効率化を図るとともに、資金調達コストを可能な限り抑えるよう努めることが重要であり、その発行状況と併せて、法人の事業運営等の状況を注視していくこととする。

(3) 12年度報告に掲記した課題、リスクへの対応状況について

財投機関が抱える債務償還リスクへの対応についてみると、独立行政法人化に際して、固定資産や有価証券の評価、貸倒リスクに応じた貸倒引当金の積増し等の財務処理が行われ、これに伴って発生した損失の多くは資産等承継の過程で処理された。また、政策金融法人に係る繰上償還リスクについては、貸付条件の見直しが行われるなど、リスク回避のための取組もなされている。

しかし、社会資本整備法人や無償資金型法人を含めて、各法人の事業スキームに係る基本的なリスク構造には大きな変化はないことなどから、今後の社会経済情勢の変化に伴ってリスクが増大するおそれはないか、引き続き注視していくこととする。

弾力性のある財務運営を可能とする独立行政法人制度の導入や、財投改革による財投機関の資金調達方法の多様化により、財投機関の事業運営や資金調達に対する自由度は高まっている。このような改革の成果を生かすためには、法人自らが業務運営における透明性の確保と一層の効率化を図り、財投事業の健全かつ効率的な運営を行うことはもとより、法人の業績に対する事後の検証を十分に行い、事業に係る経営責任の明確化を図ることが一層重要となっている。

本院は、今後、政策金融改革等による組織形態や事業の見直し、財投事業の廃止等が予定されていることを踏まえて、上記のような観点に立って、今回の分析において抽出した課題について、今後の状況を注視していくとともに、個々の法人の事業運営についても、社会経済情勢の動向等を踏まえて、多角的な観点から検査を実施していくこととする。

## 第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

第4章 第2節 国会からの検査要請事項に関する報告 第1

平成17年11月から18年10月までの間に、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾した事項は3件あり、これら3件の検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請受諾年月日は、表1のとおりである。

表1 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項

	検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請受諾年月日
1	参議院決算委員会	各府省等が締結している随意契約に関する事項(参委発第133号)	18年6月8日
2	参議院決算委員会	我が国政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約に関する事項(参委発第134号)	18年6月8日
3	参議院決算委員会	日本放送協会における不祥事に関する事項(参委発第135号)	18年6月8日

また、17年11月から18年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は7件あり、これら7件の報告事項名、検査結果の報告年月日及び報告先は、表2のとおりである。

表2 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

	報告事項名	検査結果の報告年月日	報告先
1	政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について	18年9月21日	参議院
2	独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧・中小企業総合事業団)の実施する高度化事業に関する会計検査の結果について	18年9月21日	参議院
3	特別会計の状況に関する会計検査の結果について	18年10月18日	参議院
4	地方財政の状況に関する会計検査の結果について	18年10月18日	参議院
5	各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について	18年10月25日	参議院
6	社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について	18年10月25日	参議院
7	中心市街地活性化プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について	18年10月25日	参議院

上記の表2に掲げた7件についての検査結果の概要は次のとおりである。

## 第1 政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	外務省、国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構
検査の内容	政府開発援助(ODA)についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成18年9月21日

### 1 検査の背景

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。

<p>一、会計検査及びその結果の報告を求める事項</p> <p>(一) 検査の対象 外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)</p> <p>(二) 検査の内容 政府開発援助(ODA)についての次の各事項</p> <p>1 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について 特に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対コスタリカ ODA における株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に係る不祥事の概要、同種事案の有無</li> <li>・外務省、JICA 及び JBIC の PCI 等日本の開発コンサルタント会社に対する事務・業務の委託契約の状況</li> </ul> <p>2 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について</p> <p>3 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について</p>
--

#### (2) 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、以下のとおりである。

<p>12 ODAにおける不正事案について</p> <p>昨年9月、コスタリカへのODA事業「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」で、同国政府機関「国土地理院」への再委託料として(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に支払われた約231,000ドル(約2,500万円)のうち、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル(約1,800万円)が政府機関の口座に入金されないまま用途不明になっていることが、独立行政法人国際協力機構(JICA)の調査で明らかになった。JICAは、「不正又は不誠実な行為」があったとして、同年12月、指名停止6か月の処分を行った。なお、PCIは、コスタリカ側に支払われた約59,000</p>
---

ドルを除いた約172,000ドル(プラス利息分)を今年1月JICAに返還した。

上記事案を受けてJICAは、PCIが過去5年間に受注した類似の案件について調査を実施し、本委員会においてその結果を聴取した。それによれば、調査の結果4か国4案件において実態と異なる再委託契約を行いJICAに対して不正な請求を行っていたことが新たに判明したことを踏まえて、JICAはPCIに対して新たに9か月の指名停止措置をとり、不正請求額合計1,527万円相当及び利息分の返還を請求した。

ODAの実施に際して、再度開発コンサルタント会社の不祥事が起きることのないよう、外務省は、再発防止のためにより透明性の高い事業を遂行するように指導監督すべきであり、またJICAは、再委託契約手続の各段階を見直して、再委託先に関する情報のJICA在外事務所への報告の徹底、入札時の同事務所員による立会いの励行、再委託契約にかかわるすべての会計書類のJICAへの提出、JICA在外事務所が設置されていない地域への現地調査団派遣など監督体制強化の措置を講ずべきである。

PCIを始めとするODAに関するコンサルタント会社への委託業務についての会計検査については、過去に不正事案がなかったかなどの実態を十分に調査した上、実施すべきである。

### 13 草の根・人間の安全保障無償について

グローバル化が急進する中、感染症、環境問題といった国境を超える問題が世界中で広がっている。また、多発する地域紛争や経済的な要因により、難民や国内避難民などの非自発的な人の移動が大きな問題となっている。こうした問題を克服するためには、人間の生存、生活、尊厳を直接に脅かす深刻かつ広範な脅威から人々を保護し、個人やコミュニティが自立するための能力を育成することが必要である。これが「人間の安全保障」の考え方であり、我が国は、人間の安全保障分野における取組を推し進めるために、1999年3月国連に「人間の安全保障基金」を設置し、積極的に支援を行ってきた。

平成15年度予算から、開発途上国の現地住民に直接裨益するきめ細かな援助として高い評価を得てきている草の根無償資金協力(平成14年度予算100億円)に、人間の安全保障の考えをより強く反映させ、「草の根・人間の安全保障無償」として、主にNGOを被供与団体とし、迅速な実施が求められる緊急の支援にも対応していくこととした(平成15年度草の根・人間の安全保障無償資金協力予算150億円)。

供与限度額の原則1,000万円以下は草の根無償資金協力時と変更はないが、最大供与額を従来の5,000万円から1億円に引き上げた。

政府は、15年度から実施した「草の根・人間の安全保障無償」について、それまでの草の根無償と比較して、その意義、効果等について調査・検討する必要がある。

### 15 スマトラ沖地震に対する緊急援助の実施状況について

昨年末に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害に関し、我が国は5億ドルを限度とする協力を関係国及び国際機関等に対して無償で供与することを決定した。このうちの半分の2億5,000万ドルはユニセフ、世界食糧基金等の国際機関経由で、残りの2億5,000万ドルはインドネシア、スリランカ等の被災国に直接送金されている。しかし、後者の二国間供与分については、資金が相手側に届いているにもかかわらず、調達

がまだ実施されていない部分がある。

政府は、今後の緊急支援においてその趣旨が生かされないというものがないよう、スマトラ沖地震に関し緊急支援として供与した援助について、その実施状況を調査する必要がある。

## 2 開発コンサルタント、NPO 等への委託契約の状況について

### (1) 検査の対象、着眼点及び方法

#### ア 検査の対象及び着眼点

本院は、開発コンサルタント会社、特定非営利活動法人(Non Profit Organization。以下「NPO」という。)等(以下、これらを総称して「コンサルタント」という。)への委託契約の状況について、我が国の援助実施機関である外務省、国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation。以下「JBIC」という。)及び独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。)が、12年度から16年度までの5年間にコンサルタントと締結した事務・業務の委託契約を対象として検査した。

JICA がコスタリカ共和国(以下「コスタリカ」という。)で実施した開発調査「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」において、JICA が株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(以下「PCI」という。)と締結した委託契約に係る業務の一部の再委託契約の実施に関し不祥事が発覚した。この不祥事は、PCI がコスタリカ国土地院と締結した再委託契約に係る経費の一部が用途不明となったというものである。本院は、このことを踏まえ、JICA に対して事実関係及び現地における調査の結果について説明を求めるとともに、委託契約及び精算の適否に着眼して検査した。

また、同種事案の有無については、JICA 及びJBIC(以下「JICA 等」という。)がPCI と締結した委託契約のうち、現地で再委託契約が締結されているもののすべてを対象とし、現地における調査をJICA 等に求めるとともに、委託契約及び精算の適否に着眼して検査した。さらに、PCI 以外のコンサルタントと締結した契約についても、PCI に対して同様の現地における調査を行うようJICA 等に求めた。JICA 等はこれを受けて、現地で再委託契約が締結された委託契約の中から、契約年度、業務が実施された国における在外事務所の有無、委託契約の相手方であるコンサルタント、再委託された契約金額等を考慮した96契約を対象として、現地における調査等を行うこととした。そして、本院は、これらの96契約を対象として検査した。

#### イ 検査の方法

本院は、我が国の援助実施機関がコンサルタントと締結した委託契約の状況について、各援助実施機関から決算書等の関係書類に基づき業務実施等に関する説明を聴取した。また、対コスタリカODAにおけるPCIに係る不祥事や同種事案の有無については、JICA 等から委託契約書、PCI から提出された再委託契約書、領収書、成果品等関係する証拠の提示を受けるなどして国内での書類審査の状況を聴取するとともに、JICA 等に対し現地での再委託先に対する調査を実施するよう求めた。

また、PCI に対しては、本社に赴き、社員から社内の会計処理について関係書類に基づき説明を聴取し、また、同社が保存している本件「テンピスケ川中流域農業総合開発



計画」に関する銀行の出入金の記録等の証憑を精査するなどして検査を実施した。

さらに、会計検査院は、コスタリカに職員を派遣し、協力が得られた範囲で、再委託先等の関係者から事情を聴取するとともに、関係書類を確認している。

なお、本件事案の検査の過程において、外務本省、JBIC本店、JICA本部等に対する会計実地検査及びコスタリカにおける現地調査に要した人日数は41.2人日である。

## (2) 検査の結果

### ア コンサルタントへの委託契約の概要

我が国の援助実施機関が委託契約を締結しているコンサルタントには、開発コンサルタント会社のほかに、財団法人、社団法人、NPO、国立大学法人、個人等が含まれている。

援助実施機関ごとの委託契約の状況は、表1のとおりとなっている。

表1 援助実施機関ごとの委託契約状況表 (単位：件、百万円)

年 度	外 務 省		JBIC		JICA	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
12	21	230	141	3,406	890	33,976
13	31	343	123	3,667	914	32,220
14	11	98	201	4,873	861	29,182
15	24	391	260	5,326	964	29,038
16	18	315	191	3,206	1,173	26,380
計	105	1,380	916	20,480	4,802	150,798

(注) 外務省は1件100万円以上、JBICは1件200万円以上、JICAはすべての委託契約を対象として集計している。

表1に示した委託契約の状況を、①開発コンサルタント会社、財団法人及び社団法人並びに②NPO、国立大学法人、個人等のコンサルタントの態様別に示すと、表2のとおりとなっている。

表2 コンサルタント態様別の委託契約状況表 (単位：件、百万円)

年度	外務省				JBIC				JICA			
	①開発コンサルタント会社等		②NPO等		①開発コンサルタント会社等		②NPO等		①開発コンサルタント会社等		②NPO等	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
12	19	212	2	18	126	3,180	15	225	869	33,891	21	84
13	30	313	1	29	106	3,418	17	248	884	31,682	30	537
14	8	77	3	21	167	4,287	34	586	826	28,783	35	398
15	23	384	1	6	222	4,853	38	473	929	28,441	35	597
16	15	286	3	29	151	2,792	40	414	1,096	25,574	77	806
計	95	1,275	10	105	772	18,533	144	1,947	4,604	148,374	198	2,424

(注) 外務省は1件100万円以上、JBICは1件200万円以上、JICAはすべての委託契約を対象として集計している。

また、表2のコンサルタント態様別の委託契約のうち、①の開発コンサルタント会社等として示したもので契約の相手方がPCIであるものは、表3のとおりとなっている。

表3 契約の相手方が PCI であるもの

(単位：件、百万円)

年 度	外 務 省		JBIC		JICA	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
12	—	—	5	245	71	4,755
13	3	28	10	391	74	4,537
14	—	—	8	526	62	5,055
15	2	21	12	517	79	4,830
16	—	—	10	119	53	3,077
計	5	50	45	1,800	339	22,256

(注) 外務省は1件100万円以上、JBICは1件200万円以上、JICAはすべての委託契約を対象として集計している。

イ 対コスタリカ ODA における PCI に係る不祥事の概要、同種事案の有無

(ア) 「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」における JICA と PCI の契約及び精算

JICA は、「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」の実施に当たり、PCI と業務実施契約を締結していた。そして、PCI は、12年10月から14年10月までの間に本件調査を実施し、JICA に対して各年度ごとに精算報告書を提出していた。これによれば、精算金額は計419,349,000円でこのうち再委託分は計34,537,000円となっていた。

上記の再委託契約に係る精算金額計34,537,000円のうち、PCI がコスタリカ公共事業運輸省の附属機関である国土地理院(Instituto Geografico Nacional。以下「IGN」という。)と再委託契約を締結した地形図作成及び測量業務は、計26,213,000円となっていた。

当該再委託契約について、PCI は、計231,067米ドルの精算報告書に領収書等を添付し、同額をIGNに支払ったとして精算していた。

しかし、実際は、上記の再委託契約は、計49,047米ドルが水増しされたものであり、精算のためにJICAに提出していた再委託契約書及び領収書は、PCI側が偽造したものであった。

一方、IGN公金口座へのPCI側からの入金額は、計18,960,930コロンとなっており、これを米貨に換算すると58,613.31米ドルになるという説明を現地で聴取した。しかし、それ以外にPCIからIGNに支払われた額については確認できていない。

JICA は、PCI に支払っていた金額とIGN公金口座に実際に入金されていた金額との差額である不正請求額計19,589,455円及び利息分等の返還を請求し、17年1月までにPCIから27,238,113円を返還させた。

(イ) 参議院決算委員会に既に報告されている PCI との契約における同種事案

(注1)  
JICA による調査の結果、PCI との契約において、4箇国4案件について、JICA に提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在していたり、JICA に提出されていた再委託契約書、領収書等に記載のある再委託先が架空のものであったりなどして、適正を欠く行為があったことが判明した。

JICA は、PCI に対し、不正請求額計15,361,089円及び利息分等の返還を請求し、17年9月までにPCIから21,303,740円を返還させた。

(注1) 4箇国 エクアドル共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コスタリカ共和国、グアテマラ共和国

(ウ) JICAにおける再発防止策

JICAは、17年1月に、「コンサルタント契約の現地再委託業務に係る事故防止策について」と題する文書をコンサルタントに発した。さらに、同様の事案が発生することを防止するために、事後チェックの強化と事前手続の合理化、効率化等の面から手続の見直しを行い、17年12月に「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」を制定し、18年1月16日以降に業務実施契約を締結する案件から適用することとした。

(エ) 国会からの検査要請後に新たに判明した同種事案

a JICAとPCIの契約に係る同種事案

本院は、JICAがPCIと締結した契約のうち、再委託契約が締結されているものすべてを対象として、JICAに対し、調査を実施し、その結果を報告するよう求めた。

その結果、新たに11箇国13案件に係る再委託契約36件について、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在していたり、JICAに提出されていた再委託契約書に記載された再委託先と契約が締結されていなかったりして、経理処理や精算手続が事実と異なり適切でなかったものがあつた。

今後、JICAは、PCIが実施した業務の内容、証憑等の精査を引き続き行い、返還請求の要否の検討及びその額の確定をすることとしている。

本院としては、それらの精査が終了した段階で、その報告を受け検査を引き続き実施する。

b 外務省及びJBICとPCIの契約に係る同種事案

本院は、外務省が12年度から16年度までの過去5年間にPCIと締結したすべての委託契約を対象として検査したところ、PCIが再委託契約を締結していたものはなかった。

また、本院は、JBICに対し、JBICが12年度から16年度までの過去5年間にPCIと締結したすべての委託契約を対象として、JBICが保存していた精算報告書により再委託契約の有無の確認を調査するよう求めたところ、PCIが再委託契約を締結していたものが、5箇国6案件において見受けられた。

本院は、これらについて、JBICに対し、調査を実施し、その結果を報告するよう求めた。その結果、インドネシア共和国の2案件について、JBICに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在していて、経理処理や精算手続が事実と異なり適切でなかったことが判明した。JBICは、過大に支払われた額4,711,892円及び利息分等の返還を請求し、18年8月までにPCIから5,707,084円を返還させた。

c JICA等とPCI以外のコンサルタントの契約

本院は、PCI以外のコンサルタントとの委託契約についても同様に、再委託契約を含むものについて調査を実施するようJICA等に求めた。

JICAは、19案件31契約について、調査を実施した。それに加えて、JICAが上

記調査の対象とした案件に係るコンサルタント各社に対して、その他の案件についても自ら調査を行い、その結果をJICAに報告するよう求めたものが41案件54契約ある。

また、JBICは、PCI以外のコンサルタントと締結した契約で、再委託契約が締結されていたもののうち11契約について、調査を実施した。

本院は、これらの調査の結果として、契約又はその精算に当たり適切を欠いていた事態は見受けられなかったとの報告を18年5月までに受けている。本院としては、今後これらの調査結果について報告の内容を検証することとする。

#### ウ 外務省、JICA及びJBICのPCI等日本の開発コンサルタント会社に対する事務・業務の委託契約の状況

##### (ア) JICAにおけるコンサルタントとの契約の実績

JICAは、コンサルタントについて登録制度を設けており、開発調査等に係る契約においては、原則として、コンサルタントの能力等を評価することによって、競争的に契約の相手方を選定するプロポーザル方式によることとされている。

JICAにおけるコンサルタントとの委託契約のうち、開発調査等に係る契約の5年間の実績は、契約件数計1,578件、契約金額計1361億余円となっている。この1,578件のうち再委託契約を含む契約は、859件(54.4%)となっている。

そして、契約額の合計額の上位10社で契約件数の3分の2、契約額の2分の1を占めており、中でも、PCIを含む上位の2社で契約件数、契約額ともに3割前後を占める状況となっている。

##### (イ) 外務省及びJBICにおけるコンサルタントとの契約の状況

外務省は、ODA評価有識者会議による国別評価等、評価に係る調査等を、NPOを含むコンサルタントとの間で委託契約を締結し、実施している。

外務省がコンサルタントと締結する契約はいずれも随意契約によっているが、公平性、透明性等を確保するため、プロポーザル方式により契約の相手方を決定している。

JBICは、海外経済協力業務に関連して必要な調査として、有償資金協力促進調査を実施しているほか、円借款事業の評価等も実施しており、コンサルタントを活用している。

JBICでは、国内外の様々な知見を有効活用するとの理由から、コンサルタントの登録制度を設けていないが、公募により最もふさわしい調達先を選定することが適当と認められるものは、プロポーザル方式によることとされている。

### (3) 検査の結果に対する所見

ODAにおいては、対象となる分野が多岐にわたっており、高い技術力と援助ニーズの多様化に伴う専門性が従来にも増して要求されていることから、コンサルタントの果たす役割とそれに対する信頼が不可欠となっている。特に、JICAが開発調査等を実施するためにコンサルタントと締結する業務実施契約においては、その過半において再委託契約が締結される現状となっている。そうした中で、コンサルタントが現地で締結した再委託契約の精算に当たって、JICAにおいて、対コスタリカODAのPCIに係る不祥事が発覚し、さらに、4箇国4案件について適正を欠く事態があり、また、JBICにおいて1箇国

2 案件について適切でなかった事態があったことは遺憾である。

コンサルタントは、JICA から事前に承認を得て現地で再委託契約を締結することとされていたが、JICA は、承認後は、再委託先、再委託契約の実施状況の把握を十分行っていないかった。上記の事態を踏まえ、JICA は、前記のガイドラインを定め、再委託契約締結後の契約の確認の徹底と再委託契約業務完了後の第三者機関による抽出検査の導入等を図っているところである。また、JBIC は、運用指針に則した精算を行うよう指導を徹底しているところである。

JICA 等においては、再委託契約を伴うコンサルタントとの委託契約について、前記のガイドライン等に沿って、適正な契約の履行の確保に徹底を期する必要がある。また、外務省においては、このような事態が生じることがないように、JICA 等に対し指導監督等を十分に行う必要がある。

本院としては、今後とも、ODA に関するコンサルタントとの委託契約について、特に再委託契約に関しては、JICA 等が講じた再発防止策が有効に機能して、適正な契約の履行が確保されているか、引き続き注視していく。

そして、今回の検査によって、再委託契約に係る経理処理や精算手続が事実と異なっていることが判明した JICA と PCI との委託契約に係る 11 箇国 13 案件については、今後、JICA による精査の結果の報告を踏まえ、引き続き検査を実施する必要がある。

また、PCI 以外のコンサルタントとの委託契約について、現地での再委託契約の精算の適否について報告を求めたところ、JICA では 39 箇国における 20 コンサルタントに係る 60 案件、JBIC では 7 箇国における 8 コンサルタントに係る 11 案件の再委託契約の精算の適否について、特に問題がなかった旨の報告を受けている。これらの 71 案件については、JICA 等の報告における調査内容を検証する必要がある。

したがって、これら PCI に係る 13 案件の検査及び PCI 以外のコンサルタントに係る 71 案件の検証の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

### 3 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について

#### (1) 検査の対象、着眼点及び方法

##### ア 検査の対象

本院は、外務省が7箇国<sup>(注2)</sup>10在外公館において13年度から16年度までに実施した草の根・人間の安全保障無償資金協力(14年度以前は草の根無償資金協力。以下「草の根無償」という。)428件、計30億2234万余円(金額は邦貨換算額。以下同じ。)を対象として、援助の実施状況を検査した。

このうち、実施年度、分野、被供与団体等を勘案して選定した10在外公館の52件、計4億5303万余円について、援助の対象となった施設、機材等の利用状況を調査した。

(注2) 10在外公館 在バングラデシュ、在ブラジル、在クロアチア、在エチオピア、在レバノン、在東ティモール、在ベトナム各日本国大使館、在サンパウロ、在リオデジャネイロ、在ホーチミン各日本国総領事館

##### イ 検査の着眼点

本院は、次の点に着眼して検査した。

- (ア) 外務本省においては、制度の導入の背景や変遷、近年における援助の目的・対象はどのようなものか、援助実績及び実施手続はどのようになってきたか。
- (イ) 在外公館においては、外務本省が定めた実施手続に従い、契約の締結、資金の供与、案件の進捗を把握するモニタリングなどを適切に行い、案件の終了後、当初想定した事業効果が発現しているかを検証するフォローアップを実施しているか。
- (ウ) 援助の対象となった施設、機材等は、案件当初の目的に即して十分利用されているか。

#### ウ 検査の方法

本院は、外務本省から、援助実績の推移、実施手続等に関する各種資料の提出を受け、説明を聴取するとともに、10 在外公館に職員を派遣して、各案件の実施状況や援助の対象となった施設、機材等の利用状況について説明を受け、その一部については現場確認を行うなどして現地調査を実施した。

なお、本件事案の検査の過程において、外務本省及び10 在外公館に対する会計実地検査及び7 箇国における現地調査に要した人日数は96.2 人日である。

#### (2) 検査の結果

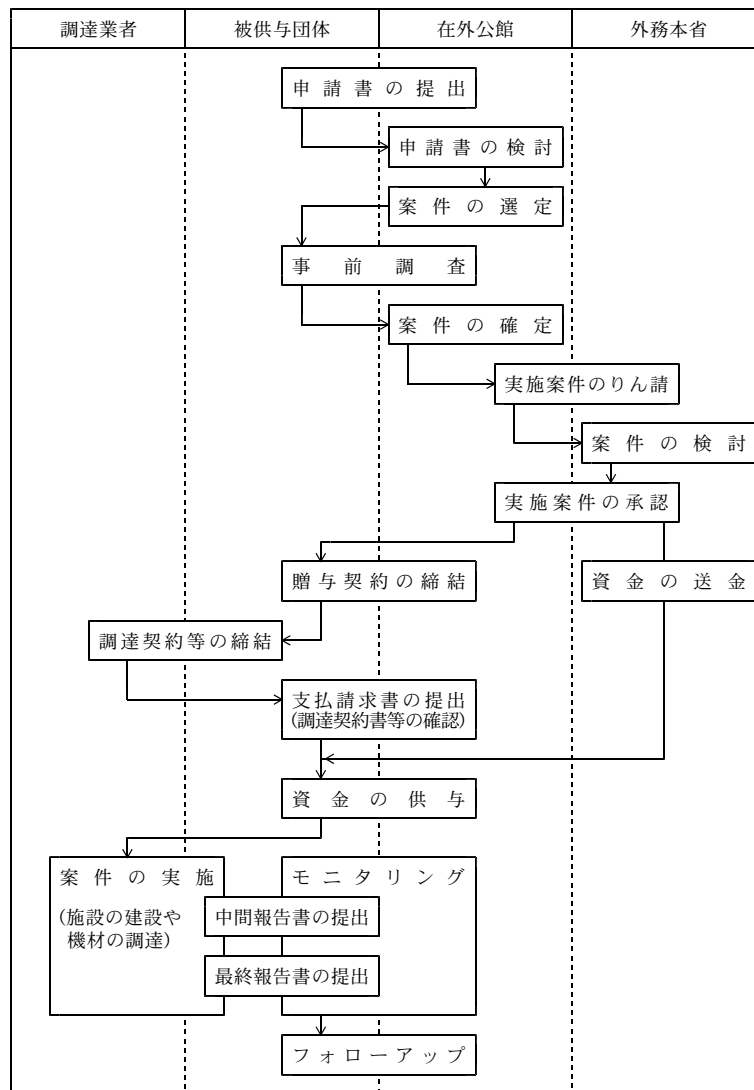
##### ア 制度の導入の背景や変遷、援助の目的、実施手続等

草の根無償は、我が国に対する信頼感を醸成させるとともに援助要請への機動的な対応が可能であるとして実施されてきたもので、開発途上国の所得水準などを考慮して決定した国又は地域(16年5月現在132 箇国(地域))を対象としている。そして、多様な開発要請に対し、当該国の経済・社会情勢に精通している我が国の在外公館が、当該国又は地域において活動している非政府団体(Non-Governmental Organization。以下「NGO」という。)、地方公共団体、教育・医療機関等の実施する比較的小規模な案件に資金を供与し、一般国民等のいわゆる草の根レベルに直接援助の効果が発現することを目的としている。そして、本制度の援助は、在外公館と被供与団体との間において贈与契約を締結すれば足り、我が国と被援助国との間において交換公文を締結する必要がないことなど、援助の実施手続が簡略化され迅速化が図られていることが特長となっている。また、案件1 件当たりの供与限度額については原則として1000 万円以下とされている。

外務本省では、草の根無償の制度の運用に当たり、14 年度までは、毎年度実施方針を決めてこれにより実施していた。そして、15 年度には、人間の安全保障の考えを反映して、草の根・人間の安全保障無償資金協力と改称され、事業規模が拡充されたことなどから、従来の実施方針に代え、「草の根・人間の安全保障無償資金協力実施ガイドライン」を策定し以後これにより実施している。

ガイドラインによると、15 年度以降の草の根無償の具体的な実施手順は、次のとおりとなっている(下図参照)。

図 草の根無償の実施手順



イ 在外公館における草の根無償の実施状況

(ア) モニタリングの実施状況

a 案件の実施期間

草の根無償は、贈与契約書において贈与契約の締結から1年以内の決められた期日まで(以下「契約期間」という。)に案件を終了することとされている。そして、前記の428件についてみると、18年1月1日現在で、贈与契約上の終了期日が到来している案件が405件あり、このうち最終報告書が提出されるなどして在外公館が案件の終了を確認したとしているものが382件(94.3%)、未終了となっていたものが23件(5.7%)となっている。

上記382件のうち、贈与契約の契約期間内に終了しているものは257件であった。残り125件は、贈与契約の契約期間内に終了していないものであり、このうち、契約締結日から案件終了までの期間が2年を超えているものは16件であった。

また、贈与契約上の終了期日が到来しているのに未終了となっていた23件につ

いて、贈与契約締結日からの経過期間をみると、すべて1年を超えており、2年を超えているものが4在外公館で7件あり、この中には、4年を超えるものもある状況となっている。

b 契約期間の変更

契約期間の延長についてみると、贈与契約の契約期間内に終了していなかった前記の125件と未終了となっていた23件の計148件のうち、被供与団体から在外公館に変更の申請が行われ、在外公館において承認する手続が執られていたのは4在外公館で14件(9.5%)に過ぎず、6在外公館では契約期間の延長手続が執られていなかった。

c 最終報告書の提出

最終報告書は、被供与団体が案件の終了したことや領収書等を添付して資金の使用状況などを在外公館に対して報告するため、案件の終了期日に沿って提出するものであり、在外公館はすべての案件についてこれを確実に受理する必要があるとされている。そして、前記428件のうち、18年1月1日現在で案件が終了している391件について、最終報告書の提出状況を見ると、案件の終了日から1箇月以内に提出を受けたものが195件、1箇月を超え3箇月以内のものが67件、3箇月を超え6箇月以内のものが49件となっていて、6箇月を超えたものが58件、未だ提出を受けていないものが22件あった。

d 終了時確認の実施

案件の終了については、建設した施設や調達した機材の案件現場の視察を行うなどして確認することとされている。

前記428件のうち、案件が終了している391件についてみると、案件現場の視察による終了時確認が実施されたものは270件で、全体の実施率は69.1%となっているものの、中には実施率が低い在外公館もある状況となっている。

(イ) フォローアップの実施状況

案件が終了し、一定の期間が経過した後、当初想定した事業効果が発現しているかを検証するフォローアップについては、在外公館の職員等が案件現場に赴き実施することとされている。そして、前記428件中、18年1月1日現在で終了期日が到来し案件の終了したもののうち、終了後一定期間が経過した13年度から15年度までに実施された330件のフォローアップの実施状況についてみると、実施しているものが110件(33.3%)、実施していないものが220件(66.7%)となっていた。これを在外公館別にみると、実施率が100%となっている在外公館がある一方で、50%に満たない在外公館も多く見受けられた。

ウ 援助の対象となった施設等の利用状況

(ア) 調査対象事業の選定及び調査の状況

前記428件の草の根無償のうち、贈与契約上の終了期日到来後一定期間が経過した13年度から15年度までに実施された341件から、実施年度、分野、被供与団体等を勘案して選定した10在外公館の52事業を対象として、10在外公館で現況について説明を受けるとともに、施設等の利用状況について実地に調査した。このうち、在リオデジャネイロ日本国総領事館の1事業は治安の問題により案件現場の確認ができな



かったが、残り 51 事業はすべて案件現場の確認を行った。その結果、表 4 の 4 事業は、本院の調査時において事業が完了していなかったり、事業は完了しているものの事業本来の目的で一度も施設等が利用されていなかったりして、案件当初の目的に即して利用されているとは認められなかった。

表 4 案件当初の目的に即して利用されているとは認められなかった事業

在外公館	年度	事業名	分野	被供与団体	金額(円)	態様
リオデジャネイロ	13	ムール貝・牡蠣養殖計画	農林水産	ローカル NGO	7,310,561	機材の売却など
エチオピア	15	アカキ青少年育成センター設置計画	教育研究	ローカル NGO	9,988,018	施設が未完成、機材が未調達
エチオピア	15	ギザウ博士記念総合病院建設計画	医療保健	ローカル NGO	9,645,442	施設が未完成
クロアチア	13	ヴェリキ・グラダツ村小学校再建計画	教育研究・医療保健	ローカル NGO	4,689,100	施設等が未利用

(イ) 過去に決算検査報告に掲記した草の根無償の現況について

草の根無償については、平成 14 年度決算検査報告及び平成 16 年度決算検査報告において援助の効果が十分発現されていないなどの事態を 3 事業及び 4 事業、計 7 事業掲記している。これらについて、18 年 5 月末現在における現況を、本院が外務省から説明を聴取するなどして確認したところ、1 事業については、施設が完成し、6 事業については、購入予定の機材の一部が納入されていなかったり、施設が完成していなかったり、供与機材が当時と同じ状態で保管されていたりするなどしているとのことである。

(3) 検査の結果に対する所見

草の根無償は、前記のとおり、15 年度に人間の安全保障の考えを反映させ草の根無償資金協力から草の根・人間の安全保障無償資金協力を改称され、予算額が増加され、供与限度額が拡充されており、在外公館においては、供与資金の適正な使用に対する説明責任の徹底が求められている。そして、外務本省では、15 年度以降、前記のガイドラインにより、在外公館における案件の申請、モニタリング、フォローアップ等に関する実施手順などを具体的に示している。

今般、本院は、草の根無償の実施状況について、外務本省及び 7 箇国 10 在外公館において検査を実施した結果、13、14 両年度に比べて 15、16 両年度では、案件現場の視察による事前調査が緊急案件を除きすべて実施されるようになっており、また、案件実施中における現場視察の実施率が増加している状況となっていたが、その一方で、以下のような事態が認められた。

- ① 草の根無償は、贈与契約の締結から 1 年以内の決められた期日までに案件を終了することとされているのに、案件終了まで 1 年以上経過しているものが少なからず見受けられ、贈与契約上の終了期日までに終了していないものも多く見受けられる一方、契約期間の変更に関する承認手続がほとんど行われていない状況となっている。

- ② 最終報告書の提出が遅延しているものがあったり、案件現場の視察による終了時の確認が十分に実施されていないものがあったり、一部の案件が未終了となっていたりしている。
- ③ 案件終了後の現場におけるフォローアップは、一部の在外公館を除き実施が低調となっている。

外務本省においては、以上の検査の結果を踏まえ、在外公館における草の根無償の実施の実態を把握した上で、草の根無償が制度の趣旨に沿って適正に実施され所期の目的を果たすよう、在外公館に対し以下の点について指示を徹底し、また、在外公館においては、今後の業務運営等に当たり以下の点に更に留意することが必要であると考えられる。

- ① 贈与契約の締結等の際には、契約上の期日以内に案件を終了すること、契約期間等の変更には承認手続が必要なこと、案件終了後速やかに最終報告書を提出することなど贈与契約の内容に沿った適切な案件の実施について被供与団体に対し十分に説明し、草の根無償の制度の趣旨を一層周知徹底すること
- ② 被供与団体との連絡を密に取り、案件の進捗よく状況や最終報告書の提出状況などを踏まえ、案件現場の視察を必要に応じて、遺漏がないよう実施し、施設、機材の現況を確認し同団体の活動状況を把握して案件が未終了のままとならないよう努めること
- ③ 案件終了後における事業効果の発現状況について、案件現場に赴き施設や機材の利用状況を把握するなどして、終了した案件を事後的に評価し、将来の案件形成にフィードバックすることが不可欠な業務であることを十分認識して、計画的、効率的なフォローアップに一層努めること

本院としては、開発途上国においては草の根無償の事業内容が多様化し、援助実績も増加してきていることにかんがみ、今後とも、草の根無償が制度の趣旨に沿って適切に実施され、当初想定したとおりの事業効果が発現しているかについて注視していくこととする。

#### 4 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

##### (1) 検査の対象、着眼点及び方法

###### ア 検査の対象

本院は、16年12月26日に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害(以下「津波等災害」という。)に際して、我が国が無償で供与することを決定した5億米ドルのうち、二国間供与分の緊急援助としてインドネシア共和国、モルディブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国(以下「スリランカ共和国」という。)及びタイ王国の4箇国(以下「4箇国」という。)に供与した次の財政的支援2億5000万米ドル相当を対象として検査した。

(ア) JICAが4箇国に対して実施した緊急援助物資供与

(イ) 外務省が4箇国のうちタイ王国を除く3箇国(以下「3箇国」という。)に対して実施した緊急無償資金協力事業及びノン・プロジェクト無償資金協力事業(以下「ノンプロ無償資金協力事業」という。)

###### イ 検査の着眼点

本院は、次の点に着眼して検査した。

- (ア) 津波等災害に対する被災国及び国際機関からの要請に対し、我が国政府はどのようにして財政的支援の規模、方法を決定したか。
- (イ) 緊急援助物資供与及び緊急無償資金協力事業については、相手国においてどのように受け入れられ実施されているか、供与された物資や資金は、その趣旨に沿って使用されているか。
- (ウ) ノンプロ無償資金協力事業として供与された資金(以下「ノンプロ無償資金」という。)については、国別に、
  - a 相手国において援助がどのように受け入れられ実施されているか、被災地における需要の把握及び事業内容の決定がどのようになされているか、
  - b 供与された資金は交換公文、附属文書等に従って使用されているか、各案件については決定された事業内容に従って契約手続が執られ資金の支払が行われているか、契約手続や資金の支払が遅延しているものはないか、
  - c 援助の対象となった施設及び機材は、当初決定された事業内容に即し被災地においてその趣旨に沿って使用されているか。

ウ 検査の方法

検査に当たっては、外務本省及びJICA本部において、我が国政府の対応状況、援助の制度的枠組み、実施手順等について説明を聴取したほか、在外公館及びJICAの在外事務所からの報告資料等に基づき説明を聴取した。また、職員を3箇国に派遣し、在外公館及びJICAの在外事務所において、相手国の実施機関等から提出された報告書等の関係書類等に基づき事業の実施状況について説明を聴取した。

また、本院の検査権限は相手国には及ばないが、協力が得られた範囲で、事業の実施状況について相手国の実施機関等から説明を聴取した。さらに、一部の案件については、概括的に事業の進捗よく状況を確認するなどの現地調査を外務省の職員等の立会いの下に実施した。

なお、本件事案の検査の過程において、外務本省、JICA本部等に対する会計実地検査及び3箇国における現地調査に要した人日数は55.5人日である。

(2) 検査の結果

ア 我が国政府の対応状況

津波等災害に対し我が国が行った緊急援助物資供与、緊急無償資金協力事業及びノンプロ無償資金協力事業の概要は、以下の表5から表7のとおりである。

表5 緊急援助物資供与による支援

(単位：円)

内訳	国名	インドネシア共和国	モルディブ共和国	スリランカ共和国	タイ王国	計
供与相当額		19,177,918	7,866,755	14,209,853	11,752,352	53,006,878
物資送付完了時期		16年12月30日	17年1月2日	16年12月31日	17年1月5日	

表6 緊急無償資金協力事業による支援

(単位：米ドル)

内訳	国名	インドネシア共和国	モルディブ共和国	スリランカ共和国	計
供与額		1,499,570	510,000	1,011,000	3,020,570
支出日		17年1月19日	17年1月6日	17年1月6日	
送金完了日		17年2月1日	17年1月10日	17年1月12日	

表7 ノンプロ無償資金協力事業による支援

(単位：億円)

内訳	国名	インドネシア共和国	モルディブ共和国	スリランカ共和国	計
供与額		146	20	80	246
送金完了時期		17年1月19日	17年1月19日	17年1月19日	

#### イ 緊急援助物資供与事業

4箇国に対する緊急援助物資供与についてみると、我が国が援助の要請に応じて供与した物資は、災害発生直後の17年1月5日までに4箇国に対してすべて引き渡されていた。本院は、このことを関係書類等で確認し、これらの物資は被災地に届けられその趣旨に沿って使用されているとの説明を受けた。

#### ウ 緊急無償資金協力事業

3箇国に対する緊急無償資金協力についてみると、我が国が援助の要請に応じて供与した資金は、使途報告書によれば、スリランカ共和国では17年4月、モルディブ共和国では同年6月までにその趣旨に沿って使用されたとしていた。そして、インドネシア共和国については、18年1月に提出された使途報告書によれば、17年2月1日に我が国から供与された資金は全額支出済みであるとしていたが、我が国以外から供与された資金も合わせた全体額について、津波等災害に関する援助のために使用されたとする報告となっており、我が国の供与した資金の具体的使途等を特定することができない状況となっていた。

#### エ ノンプロ無償資金協力事業

##### (ア) 事業の実施手順

17年1月17日に閣議決定され、外務省が、同日に3箇国と取り交わした交換公文及び附属文書によれば、資金は、相手国政府が開設した日本国内の銀行口座(以下「政府口座」という。)に、17年3月末までに円貨で支払うこととなっている。

そして、相手国政府は、この資金(この資金から発生した利息を含む。以下同じ。)による必要な資機材等の調達に当たっては、附属文書の規定によって、事業の円滑な実施と適切な調達の実施が確保できるように、調達代理機関を選定することとなっている。そして、相手国政府と調達代理機関とが締結した契約(以下「調達代理契約」という。)に基づき、調達代理機関が相手国政府に代わって資機材等の調達に必要な業務を行い、相手国政府は調達代理手数料を支払うこととなっている。

今回の津波等災害に対する支援に当たっては、外務省は、調達代理機関として財団法人国際協力システム(Japan International Cooperation System。以下「JICS」という。)を推薦し、17年1月及び2月に3箇国はJICSと調達代理契約を締結した。そし

て、JICSは、相手国政府から調達を希望する資機材等の品目の提示を受けた後、資機材等の代金の支払に必要な資金を政府口座から調達代理機関であるJICSの口座(以下「調達口座」という。)に受け入れ、調達口座から、業者に代金を支払うこととなっている。

(イ) 事業の実施状況

事業の実施状況について、18年3月末現在で案件実施のために締結した契約の契約締結率(資金供与額に対する契約締結済額の割合)、支払率(資金供与額に対する支払済額の割合)、及び調達口座における残高等についてみると表8のとおりとなっていた。

表8 資金の執行状況 18年3月末現在

国名	政府口座から調達口座への受入金額(円)	調達口座での資金の執行状況					
		契 約			支 払		支払後の残高 (無単位は円、\$は米ドル)
		件数	金額(円)	契約締結率(%)	金額(円)	支払率(%)	
インドネシア共和国	14,600,059,325	108	8,526,959,242	58.4	2,990,672,270	20.5	11,609,387,055
モルディブ共和国	2,000,002,235	20	1,956,669,286	97.8	604,208,723	30.2	136,066,407 \$10,504,212.91 邦貨換算額計 1,396,571,956
スリランカ共和国	8,000,009,316	86	7,506,743,290	93.8	3,423,649,226	42.8	4,576,364,911

- 注(1) 契約件数にはJICSとの調達代理契約が含まれ、契約金額にはその概算額(上限額)が含まれる。  
 注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金の他に、政府口座において発生し調達口座に入金された利息(インドネシア共和国 59,325 円、モルディブ共和国 2,235 円、スリランカ共和国 9,316 円)を含む。  
 注(3) モルディブ共和国及びスリランカ共和国における「支払後の残高」は、調達口座において発生した利息が含まれているため、「政府口座から調達口座への受入金額」から「支払」欄の金額を差し引いた金額とは一致しない。  
 注(4) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は小数点以下第2位を四捨五入している。

また、案件に係る契約の進ちょく状況についてみると、表9のとおりとなっていた。

表9 案件の契約進ちょく状況 18年3月末現在

国名	予定契約件数	契約進ちょくの段階		
		契約相手方の選定開始件数	契約締結の終了件数	契約に基づく給付の完了件数
インドネシア共和国(14 案件)	123	111	107	45
モルディブ共和国(3 案件)	19	19	19	8
スリランカ共和国(14 案件)	94	85	85	26

(ウ) 外務省における中間評価

外務省では、緊急援助のうちのノンプロ無償資金協力事業についてモニタリングを主体とした中間評価を行い、その結果を「スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害2 国間無償資金協力をに係る中間評価報告書」(以下「報告書」という。)として取りまとめ、

津波等災害の発生から1年後の17年12月26日に発表を行った。

報告書では、各案件について、案件の進ちよく状況、案件の妥当性、施設及び機材の活用度、案件完了後に期待される効果等について評価を行うとともに、提言、教訓等を記述している。

案件の進ちよく状況については、全体的な進ちよく状況、他の支援国等との比較、案件の進ちよくの遅れの原因、再入札などの入札プロセスとの関連等に関して、また、施設及び機材の活用度については、引き渡されている機材に関して、それぞれ評価を行っている。そして、提言及び教訓については、災害復興を迅速に行うための枠組みの整備、迅速な案件形成、着実な施工管理及びモニタリングを行うための体制作りの重要性、変化する被災地のニーズを把握し、時宜に合った調達・事業を行うことの重要性等を挙げている。

なお、外務省においては、今後とも各事業の完了後、数箇月以内を目途に事後評価を行うとしている。

### (3) 検査の結果に対する所見

本院は、前記のとおり、4箇国に対する緊急援助物資供与については、我が国が援助の要請に応じて供与した物資が、災害発生直後の17年1月5日までに4箇国に対してすべて引き渡されていたことを関係書類等で確認した。そして、これらの物資は、被災地に届けられその趣旨に沿って使用されているとの説明を受けた。

また、3箇国に対する緊急無償資金協力については、我が国が援助の要請に応じて供与した資金は、使途報告書によれば、スリランカ共和国では17年4月、モルディブ共和国では同年6月までにその趣旨に沿って使用されたとしていた。そして、インドネシア共和国については、18年1月に提出された使途報告書によれば、17年2月1日に我が国から供与された資金は全額支出済みであるとしていたが、我が国以外から供与された資金も合わせた全体額について、津波等災害に関する援助のために使用されたとする報告となっており、我が国の供与した資金の具体的使途等を特定することができない状況となっていた。

3箇国に対するノンプロ無償資金協力事業については、17年1月にインドネシア共和国に対しては146億円、モルディブ共和国に対しては20億円、スリランカ共和国に対しては80億円が供与されて以来、3箇国とも交換公文に定められた使用期限である12箇月以内に調達口座へ資金の移動がすべてなされ、我が国と各相手国との間における政府間協議会によって、分野ごとに実施する案件の内容が決定されていた。

そして、案件実施のために締結した契約の契約締結率は、18年3月末現在、モルディブ共和国及びスリランカ共和国では90%以上であるのに比べて、インドネシア共和国では58.4%となっている。

ノンプロ無償資金による事業の内容は、3箇国とも、施設の工事に係る契約が多く、契約締結に先立って工事前の詳細設計等が必要であり時間を要すること、また契約締結後も工事の完了までに相応の工期を要し、工事の進ちよくに応じて資金を支払うことになっていることから、資金供与額に対する支払率は、インドネシア共和国では20.5%、モルディブ共和国では30.2%、スリランカ共和国では42.8%となっていた。

また、3箇国とも、供与されたノンプロ無償資金はすべて政府口座から調達口座に移動

されていたが、調達口座における残高状況を見ると、ノンプロ無償資金が供与されて1年2箇月を経過した18年3月末において、インドネシア共和国では約116億円、モルディブ共和国では約14億円、スリランカ共和国では約46億円が残されていた。

ノンプロ無償資金協力事業は、津波等災害に対する緊急援助として実施されたものであるため、相手国において、速やかに、必要な施設が建設され機材が調達されて、被災地等で災害復旧・復興のために使用されることが必要である。

したがって、本院としては、本件ノンプロ無償資金協力事業によって施設が建設され、機材が調達されて完了することとなる事業について、施設の建設や機材の調達のための資金の執行状況について引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとする。

また、今回実施されたノンプロ無償資金協力事業は、従来のノンプロ無償資金協力事業と比べて大規模なものであり、対象となった事業のうちには、中長期的な事業効果が期待される施設の案件も含まれている。外務省においては、17年12月に中間評価を公表し、さらに、今後とも同様な評価を行うことにしている。

そして、本院としては、緊急援助の最終受益者である被災地の住民に援助が届き、また、中長期的な事業効果が発現されるかどうか、外務省が行う本件ノンプロ無償資金協力事業に対する評価を踏まえた上で、今後の利活用の状況について注視していく。

なお、本院は、我が国を含めた各国等からインドネシア共和国政府に供与された津波等災害の援助資金による復興再建事業に対して同国会計検査院が行う会計検査活動を支援するための国際会議等に参加し、協力を行ってきている。

## 第2 独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧・中小企業総合事業団)の実施する高度化事業に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年6月30日以前は中小企業総合事業団)
検査の内容	同機構の実施する高度化事業についての検査要請事項
平成17年度末貸付金残高	6113億円
報告を行った年月日	平成18年9月21日

### 1 検査の背景及び実施状況

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。

<p>一、会計検査及びその結果の報告を求める事項</p> <p>(一) 検査の対象 独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧・中小企業総合事業団)</p> <p>(二) 検査の内容 機構の実施する高度化事業についての次の各事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業者に対する貸付金の返済状況</li> <li>2 余裕金の発生及び資金運用状況</li> <li>3 貸付条件の状況</li> <li>4 中小企業者による制度利用の状況</li> </ol>
---

#### (2) 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、以下のとおりである。

<p>30 中小企業高度化資金の運用状況について</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧中小企業総合事業団)の実施する高度化事業は、中小企業者が組合等設立して行う中小企業構造の高度化に寄与する事業(集団化、施設集約化等)及び第三セクター等が地域の中小企業者を支援する事業(商店街整備等支援施設の設置・運営等)に対して融資を行うものであり、その主な原資は政府出資金及び債券発行により調達した資金である。</p> <p>同事業においては、①貸付資金残(手元資金)、②政府出資金を主な財源とすることによる順ざや収支差から積み上がった利益剰余金、③ほとんどが手元資金となっている出</p>
--



資事業資金が多額に上っていたため、総務省行政評価局の通知において、「資金需要の動向を踏まえつつ、余裕金の有効活用を図っていくこと」、「その際、追加出資の適切な抑制や必要に応じ更なる貸付金利の引下げ等の検討が必要」とされた。

これを受け、旧中小企業総合事業団は平成11年度から、融資対象条件の緩和や貸付割合の引上げ、追加出資の抑制等を行ったが、事業実績は伸びず、平成12年度の余裕金は4,199億円に達しており、総務省行政評価局は、平成14年7月の通知において、改めて余裕金の有効活用のための更なる対策を提起した。

同事業の余裕金の発生に関しては、景気の影響による中小企業の投資意欲の減退等、事業自体のニーズの問題や、中小企業者にとっての使い勝手の悪さなどが指摘されている。また、中小企業者の設立する組合の一部には、組合員の倒産等により必ずしも十分に機能していない状況や、実質的には貸付金の焦げ付きとなっている貸付金返済の停滞等が全国的に見られ、これに対し、各都道府県の対応も適切さを欠いている状況にある。このままでは、近い将来、地方公共団体や納税者に大きな負担を強いることも懸念されており、政府及び会計検査院は、調査・検討及び会計検査を行う必要がある。

### (3) 検査の対象

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資等の事業を行っている。

上記の資金の貸付けには、中小企業者が共同して組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設したり、第3セクター、商工会等が地域の中小企業者を支援したりする事業(以下「高度化事業」という。)に対し、都道府県と協力して長期・低利(特別の場合は無利子)の融資を行っているものがある。

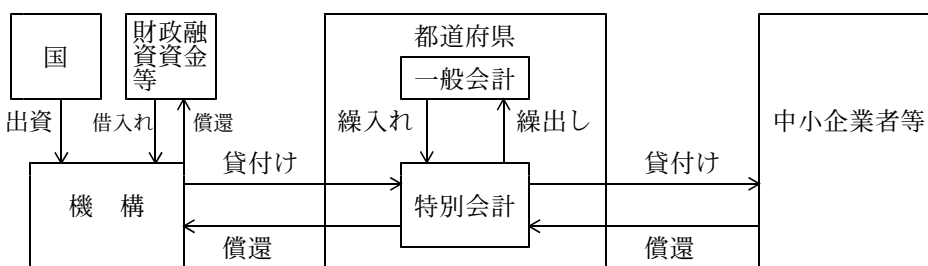
高度化事業に対する貸付けの方式には、一つの都道府県内で事業を行う中小企業者、第3セクター、商工会等(以下本文中において「中小企業者等」という。)に資金の貸付けを行う都道府県に対して機構がその貸付財源の一部を貸し付ける方式(以下「A方式」という。)と、中小企業者等が複数の都道府県にまたがる広域の事業を行う場合などに、機構が当該複数の都道府県から貸付財源の一部を借り入れ、業務委託先の金融機関(商工組合中央金庫)を通じて中小企業者等に貸し付ける方式(以下「B方式」という。)とがある。

この貸付けのほとんどはA方式によっており、B方式により貸し付けられたものの総貸付残高に占める割合は、17年度末現在、7.3%にすぎない。

高度化事業に対する貸付財源、貸付条件及び貸付手続は、次のとおりである。

機構の高度化事業に対する貸付けの財源は、国から受け入れた出資金(17年度末現在出資金総額9352億7618万余円)及び借入金等であるが、その大部分は出資金が占めている。上記のとおり、高度化事業に対する貸付けのほとんどは、都道府県から中小企業者等に対して貸し付けるA方式によっており、その仕組みは次のようになっている(図1参照)。

図1 A方式による高度化事業に対する貸付けの仕組み



- 注(1) 国からの出資は11年度まで、財政融資資金等の借入れは8年度まで、それぞれ行われていたが、その後の実績はない。
- 注(2) 機構から都道府県特別会計への貸付け及び都道府県一般会計から特別会計への繰入れは、一つの貸付けごとに行われ、償還の場合は逆の手続が同様に行われることとされており、都道府県には資金が滞留しない仕組みとなっている。

機構は都道府県が中小企業者等に貸し付ける財源の一部(おおむね3分の2)を都道府県に対して貸し付けている。18年3月末現在、その貸付条件は、貸付利率が無利子又は年1.15%(同年4月以降は年1.4%)、償還期限が20年以内となっている。

都道府県は、この借入金に都道府県の一般会計から繰り入れた自己資金を合わせて高度化資金として中小企業者等に貸し付けている。同年3月末現在、その貸付条件は、貸付金額が貸付対象施設の整備資金のおおむね80%以内、貸付利率が無利子又は年0.8%以内(同年4月以降は年0.95%以内)、償還期限が上記と同様20年以内となっている。

都道府県では、中小企業者等から借入れの希望があった場合、事業計画についての診断を実施するなどして、その妥当性を審査し、機構が事業認定を行うと、中小企業者等からの借入申請を受けて、機構と協議した上で貸付決定をし、その後、機構と都道府県、都道府県と中小企業者等、それぞれの間で金銭消費貸借契約が締結され貸付けが行われる。

また、機構から中小企業者等に対して貸付けを行うB方式についても、A方式における機構と都道府県の立場が入れ替わるだけで、都道府県から機構への貸付利率がすべて無利子となることを除き、貸付条件や貸付手続など融資の基本的な仕組みはおおむね同様となっている。

(4) 検査の観点及び方法

要請を受けた検査の内容の各事項について、制度利用の状況から余裕金の発生に至るまでの過程を明らかにするため、次のとおり、その過程の順に検査結果を取りまとめることとした。

- ア 中小企業者による制度利用の状況
- イ 貸付条件の状況
- ウ 中小企業者に対する貸付金の返済状況
- エ 余裕金の発生及び資金運用状況

そして、経済性・効率性、有効性等の観点から、機構及び47都道府県から高度化資金に係る調査表等の資料の提出を受け、説明の聴取等を行うとともに、このうち機構本部、<sup>(注1)</sup> 機構東北支部ほか2支部及び青森県ほか10府県については実地に検査を実施した。

(注1) 機構東北支部ほか2支部及び青森県ほか10府県 東北、中国、四国各支部及び京都府、青森、宮城、福島、静岡、奈良、広島、徳島、香川、長崎、熊本各県

## 2 検査の結果

### (1) 中小企業者による制度利用の状況

#### ア 貸付実績等の状況

機構の高度化事業に対する貸付実績は、日本経済のバブル期終えん直後の5年度の1697億6943万円をピークに、その後、減少する傾向にあり、11年度ではピーク時に比べ半減の805億3477万余円、17年度では11年度の13.7%に相当する110億3593万余円にまで急激に落ち込んでいる。

11年度以降の貸付実績及び貸付残高は表1のとおりである。

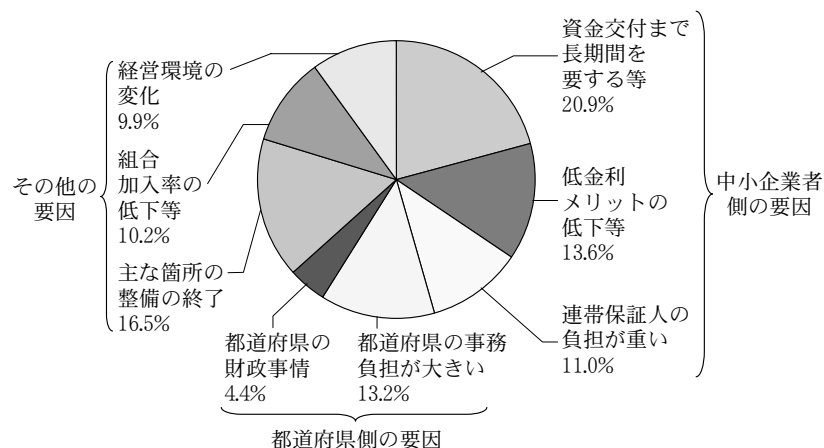
表1 機構の高度化事業に対する貸付実績及び貸付残高の推移 (単位：件、百万円)

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
貸付実績	件数	320	272	210	125	105	52
	金額	80,534	69,022	40,057	26,019	33,132	18,670
	〈指数〉	100.0	85.7	49.7	32.3	41.1	23.1
貸付残高	件数	6,580	6,264	5,776	5,211	4,864	4,528
	金額	1,142,118	1,071,754	953,434	853,482	775,954	686,235
	〈指数〉	100.0	93.8	83.4	74.7	67.9	60.0

このように貸付実績が減少していることについて、貸付けのほとんどを占めるA方式において中小企業者等に対する貸付事務や診断等を行っている都道府県にその要因をたざしたところ、その回答は図2のとおりであった。

図2 貸付実績が減少している要因

〔図中の数字(割合)は、1位から3位までの順位が付された複数の回答について、その順位に応じて3点から1点までの点数を付して各回答ごとに集計し、当該点数を全回答の点数合計で除して算出したもの〕



上記の回答のとおり、貸付実績減少の中小企業者側の要因としては、制度を利用するメリットに比べて事務手続等が煩雑であること、民間金融機関からも低金利で融資を受けられる状況にあること、連帯保証による多額の保証債務を負うことを避ける傾向があることなどが挙げられていた。

一方、貸付実績減少の都道府県側の要因としても、中小企業者側の要因と同様、貸付時又はその後の事務負担が大きいことが挙げられていた。特に貸付後、貸付金の償還が延滞するなどして不良債権となった場合の管理・回収の事務においては、豊富な経験や専門性が求められるが、都道府県には十分な経験や知識を有する職員が少なく、貸付先との回収交渉や抵当権実行、保証人への強制執行などに要する事務負担等が著しく大きいことを理由に新規貸付に消極的となっているところもあった。

#### イ 機構及び都道府県における新規案件の発掘状況

以上のような状況から、機構では、16年7月に設置した全国9箇所の支部を活用し、都道府県と連携するなどして、それまで主に都道府県に任せていた新規案件の発掘に取り組み、多数の新規貸付けにつながる案件を発掘したとしているが、このうち18年3月末までに実際に貸付けが行われたものは4件であり、貸付実績の減少傾向に歯止めがかかったかどうかを判断できる状況に至っていない。

また、19道県では、中小企業団体中央会などの関係団体と協力して新規案件の発掘に取り組んでいたが、28都府県では、積極的な取組が行われておらず、中には17年度から借入申込みの受付を休止している県もあった。

#### (2) 貸付条件の状況

高度化事業に対する貸付制度における事業の種類ごとの事業要件、貸付条件の概要は表2のとおりである。

表2 主な貸付対象事業と事業要件・貸付条件(18年3月末現在)

事業実施者		中小企業者				第3セクター等	
事業の種類		集団化事業	集積区域整備事業	共同施設事業	施設集約化事業	商店街整備等支援事業	地域産業創造基盤整備事業
事業内容		工業団地、卸団地等の整備	商店街等の整備	共同加工場、アーケード等の整備	ショッピングセンター等の整備	多目的ホール、駐車場等の整備	研究開発等を行う技術開発センター等の整備
事業要件	原則として参加が必要な事業者数	10人以上	10人以上	4人以上(アーケード等は10人以上)	4人以上	—	—
	貸付対象者	事業協同組合、協業組合等				第3セクター、商工会等	
	貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備					
貸付条件	貸付金額	整備資金の80%以内(特別の場合は90%以内)					
	貸付利率	年0.8%以内(特別の場合は無利子)					
	償還期間	20年以内(うち据置期間3年以内)					
	担保	貸付対象施設について第1順位の抵当権を設定					
	保証人	貸付先の代表者、組合役員等の連帯保証					

#### ア 事業要件の状況

高度化事業は中小企業者による共同事業を基本としていることから、上記表2のとおり、事業の種類ごとに参加が必要とされる中小企業者数が定められている。この必要事業者数の要件については、11年度に大幅な見直しが行われ、貸付対象となる事業者の範囲が拡大された。また、16年度に貸付対象となる設備の範囲が拡大されるなど、事業要件の緩和が行われてきた。

#### イ 貸付条件の状況

##### (ア) 貸付金額、貸付利率、償還期間

昭和42年8月の制度発足以来、高度化資金の貸付条件は、数次にわたり変更されている。代表的な高度化事業である集団化事業に対する有利子貸付けを例として、貸付金額、貸付利率及び償還期間についての変更の経緯等をみると、次のaからcまでのとおりである。

a 貸付金額

貸付金額は、制度発足時は貸付対象施設(土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの)の整備資金の65%以内とされ、長期間にわたって変更されてこなかったが、高度化資金の利用促進を図るため、平成11年度に80%以内に引き上げられた。

b 貸付利率

貸付利率は、制度発足時は年2.2%であったが、昭和44年度から平成10年度までは2.7%とされ、長期間にわたって変更されてこなかった。一方、市中の長期金利の代表的な指標である長期プライムレートは、2年度に高度化資金の貸付利率2.7%に対し7.9%になるなど総じて高水準にあったため、高度化資金の金利条件は極めて有利なものとなっていたが、9年度には長期プライムレートが2.5%に低下したことから逆に不利なものとなった。

このような状況の下、11年度に、緊急経済対策の一環として高度化資金の貸付利率も引き下げられた。そして、13年度からは、高度化資金の貸付利率は市中金利に連動させて決定することとされ、順次、高度化資金の貸付利率の引下げが行われてきたものの、市中金利が低い水準にとどまっていることから中小企業者にとって高度化資金を利用する金利面でのメリットは以前に比べて小さい状況となっている。

c 償還期間

償還期間は、制度発足時は15年以内とされ、このうち貸付後3年以内が据置期間とされていた。その後、政府系金融機関の償還期間が逐次延長されてきたことなどから、昭和63年度から償還期間が20年以内に延長された。

(イ) 担保、保証人

貸付けに当たって、機構又は都道府県では、原則として貸付対象施設について、機構又は都道府県を第1順位とする抵当権を設定させるとともに、貸付先の代表者や役員等を連帯保証人にさせて債権の保全を図ることとしている。

a 担保

中小企業者を構成員とする事業協同組合等に対する貸付けでは、特に集団化事業の場合、個々の組合員の土地、建物等が、償還が終了するまで、組合の所有とされ、組合全体の借入れの担保に供されることが多くなっている。このことが、中小企業者が高度化資金の貸付対象施設を担保として、金融機関から運転資金等を借り入れようとする際の障害となる場合がある。

b 保証人

組合に対する貸付けでは、組合員である企業又はその経営者等が連帯保証人となっており、それぞれが組合の借入総額に対して保証債務を負っている。

このように多額の保証債務を負うことが、組合員にとっては、信用低下を招き資

金調達に支障を来すなど事業活動の障害となる場合がある。

そこで、機構では、高度化資金をより利用しやすいものとするため、平成16年11月に、新たな連帯保証の制度として、連帯保証人それぞれの保証債務額に限度を設定する「限度額連帯保証制」を設け、各都道府県の判断により、これを導入することができるようにした。

しかし、A方式について17年度までにこの制度を導入したのは4県にとどまっております。また、実際にこれを適用した実績は、上記4県のうちの1県で、16年度1件、17年度2件にすぎなかった。

B方式については、17年度に貸付業務委託に関する要領を改正してこの制度を導入したところであり、同年度中の適用実績は9件であった。

### (3) 中小企業者に対する貸付金の返済状況

#### ア 貸付金の償還状況

高度化事業に対する貸付金の償還金額は、表3のとおり、13年度の1582億1088万余円をピークに減少傾向にある。ただし、各年度の貸付金額に対する償還金額の割合についてみると、貸付金額が年々減少していることもあり、11年度に118.1%であったものが、17年度には73.4%となっており、急激に上昇している。

表3 貸付金額、償還金額及び繰上償還金額の推移 (単位：百万円、%)

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
貸付金額 (A)	80,534	69,022	40,057	26,019	33,132	18,670	11,035
償還金額 (B)	95,171	139,346	158,210	123,472	110,213	107,663	81,010
貸付金額に対する割合 (B)/(A)	118.1	201.8	394.9	474.5	332.6	576.6	734.0
(B)のうち繰上償還金額 (C)	18,685	28,895	61,081	42,697	51,435	44,492	28,021
償還金額に占める割合 (C)/(B)	19.6	20.7	38.6	34.5	46.6	41.3	34.5

償還金額全体に占める繰上償還金額の割合をみると、11年度は19.6%であったものが、15年度には46.6%となっており、極めて高くなっていた。17年度では、金利の先高感などから繰上償還は減少してきているものの、その割合は34.5%と依然として高い水準となっている。

繰上償還を行う理由としては、事業廃止や貸付対象施設の処分などによるもののほかに、近年は、金利負担の軽減を図ったり、金融機関からの資金調達の円滑化を図ったりすることを目的とするものが多くなっている。

現に、実地検査を実施した11府県における15年度から17年度までの3年間における繰上償還金額に占める民間金融機関等の資金への借換えによる償還金額の割合は、その事実が確認できたものだけでも67.5%と高い水準となっている。

#### イ 不良債権の状況

長期にわたった景気低迷などに起因する経営不振等により、貸付金の償還が困難となる中小企業者等が近年増加している。

そして、貸付金の償還が滞ったり償還猶予の条件変更を行っていたりする不良債権は、11年度に1326億3511万余円(貸付残高に占める割合11.6%)であったものが、15年度まで逐年増加し、同年度では2090億1612万余円(同26.9%)に上っていた。これを

ピークとして、その後、減少に転じ、17年度では1903億1269万余円(同31.1%)となっていたが、前記のとおり貸付残高の減少が著しいため、貸付残高に占める割合は依然として上昇傾向にある。

17年次に本院ではこれらの不良債権の実態やその管理の状況について、北海道ほか17都府県<sup>(注2)</sup>が行った中小企業者等に対する貸付けのうち、16年度における延滞債権195先(339件)及び同年度中に条件変更を行った債権160先(234件)、計355先(573件)貸付残高1882億4528万余円(うち機構貸付分1286億2855万余円)を対象に検査し、平成16年度決算検査報告に「特に掲記を要すると認めた事項」として「中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について」を掲記したところである(534ページ～547ページ)。

本院が指摘した事態について、機構では、都道府県における債権管理業務を支援するため、これまでは本部のみに配置されていた民間の専門家である債権管理アドバイザーを各支部に配置したり、機構が主催する債権管理に関する研究会の内容をより実務的なものにしたりするなどして、債権管理態勢の整備を図っている。

また、回収が不可能と見込まれる債権について償却を適時に行うこととし、17年度に41件48億6345万余円(昭和60年度から平成16年度末までの償却実績の累計額の63.6%)を、都道府県等からの報告を基に審査を行った上で償却したところである。

(注2) 北海道ほか17都府県 東京都、北海道、大阪府、茨城、埼玉、神奈川、富山、福井、山梨、愛知、三重、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、福岡、鹿児島各県

#### (4) 余裕金の発生及び資金運用状況

##### ア 余裕金の発生状況

前記(1)のとおり、近年、高度化事業に対する貸付けが減少している(表1参照)。また、前記(3)のとおり、繰上償還の増加に伴う償還金が多額に上っている(表3参照)。そして、これらのことから貸付残高が急激に減少している。

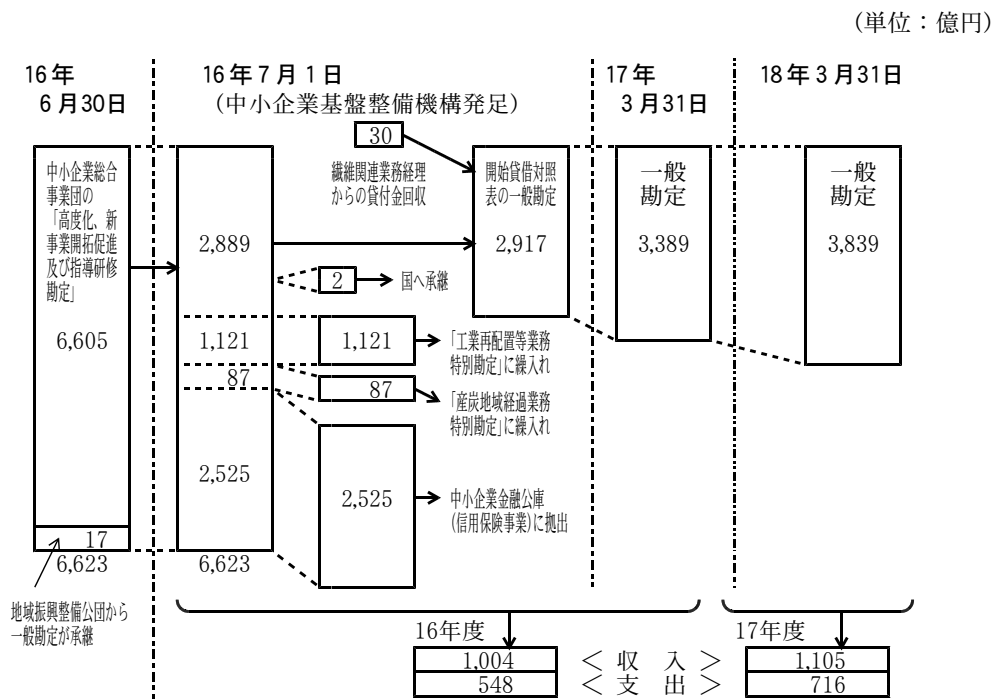
高度化事業に対する貸付財源は、そのほとんどが返済の必要がない政府出資金であることから、このような状況の下では、貸付財源と貸付残高との間にかい離が生じ、高度化事業を経理する一般勘定に多額の資金が残留することとなり、機構は、これらを預金及び有価証券として保有している。

機構が独立行政法人として発足する直前の16年6月末時点では、旧中小企業総合事業団の高度化事業に対する貸付け等を経理する勘定(高度化、新事業開拓促進及び指導研修勘定)の預金及び有価証券は、繊維事業者に対する助成及び債務保証等のために区分経理されている繊維関係業務経理に属する分を除いて6605億7814万余円の多額に上っていた。

そして、機構が独立行政法人として発足した同年7月、図3のとおり、機構から信用保険事業が中小企業金融公庫に移管された際に同事業の運営に必要な資金として2525億円が同公庫に拠出されるなどして、この時点での一般勘定(繊維関連業務経理(旧繊維関係業務経理分)を除く一般経理。以下同じ。)の預金及び有価証券の残高は2917億3748万余円となった。しかし、その後においても、高度化事業に対する貸付けが減少する一方で、繰上償還の増加に伴う償還金が多額に上っている状況が続き、その結果、

同勘定の預金及び有価証券の残高は、16年7月からの1年9箇月の間に922億5783万余円増加し、18年3月末では3839億9532万余円に上っている。他方、繊維関連業務経理を含めた同勘定の16、17両年度の収入、支出についてみると、いずれの年度も収入が支出を大幅に超過している状況となっていた。

図3 機構発足時以降の預金及び有価証券の残高の推移、収入支出の状況



(注) 収入支出は、一般勘定(繊維関連業務経理を含む。)の収入支出決算額である。

上記の預金及び有価証券の残高には、当面使用する見込みのないものだけでなく、経常的な支出や借入金の償還に充てる資金も含まれているが、機構では、このうち資金収支上1年以上の長期にわたり運用が可能となる資金を余裕金として、主に有価証券により運用している(後記表4参照)。

#### イ 出資事業の状況

一般勘定においては、中小企業者に対する支援を行うため、各種の出資事業を実施しており、当該事業の状況も余裕金の増減に大きな影響を及ぼしている。

機構では、元年度に、中小企業者による事業の連携等を支援する第3セクターに対して出資する事業を創設している。さらに、10年度から新規創業など成長初期段階にある中小企業者(ベンチャー企業)、15年度から事業再生に取り組む中小企業者、また、16年度から新事業展開に取り組む中小企業者、それぞれに対して投資事業を行う投資事業有限責任組合に出資することにより経営支援を行う事業を創設している。

これら出資事業に対する出資額は逐年増加しているが、17年度末までの実績は、第3セクターに対するものが42先、出資額累計97億0110万円、投資事業有限責任組合に対するものが85先、同429億4343万余円、計127先、同526億4453万余円となっており、余裕金として運用されている資金の水準に及ぶものとはなっていない。



## ウ 資金運用の状況

機構の一般勘定における資金の運用状況は、表4のとおりである。

表4 一般勘定(一般経理)の資金の運用状況 (単位：百万円、%)

区 分	16年7月1日 残高 (構成割合)	16年度 (16年7月～17年3月)		16年度末 残高 (構成割合)	17年度		17年度末 残高 (構成割合)
		平均残高 (構成割合)	運用利回り		平均残高 (構成割合)	運用利回り	
普通預金	6,525 (2.2)	11,449 (4.0)	0.001	14,448 (4.2)	21,946 (6.2)	0.001	8,295 (2.1)
通知預金	19,111 (6.5)	2,022 (0.7)	0.001	— (—)	— (—)	—	— (—)
定期預金	40,200 (13.7)	59,961 (20.9)	0.043	— (—)	23,593 (6.6)	0.068	86,700 (22.5)
譲渡性預金	11,000 (3.7)	25,947 (9.0)	0.027	171,500 (50.5)	120,624 (34.2)	0.042	20,000 (5.2)
有価証券 (金融債等)	214,900 (73.6)	186,825 (65.2)	0.564	153,000 (45.1)	186,041 (52.8)	0.682	269,000 (70.0)
計	291,737 (100.0)	286,206 (100.0)	0.380	338,948 (100.0)	352,206 (100.0)	0.379	383,995 (100.0)

(注) 機構の支部では会計情報システム上、一般経理分の普通預金残高について各月末時点のものしか把握できないため、普通預金の平均残高は各月末の残高の平均とした。

このうち預金についてみると、普通預金に常時多額の残高があり、その16年度(16年7月～17年3月)と17年度の平均残高は、それぞれ114億4926万余円、219億4671万余円に上っていた。しかし、高度化事業に対する貸付金に係る償還金が定期又は随時に入金し、前記のとおり一般勘定において収入が支出を大幅に超過している状況からみると、常時多額の資金を普通預金として保有する必要はなく、業務の執行状況を的確に把握した上での資金管理やその運用を適切に行う要があると認められた。

これに関し、本院が機構に見解をたざしたところ、機構では、18年5月、普通預金等に係る資金の効率的な運用に関する準則を整備するなどの改善の措置を講じた。

### 3 検査の結果に対する所見

上記2で記述してきたとおり、高度化事業に対する新規の貸付けが減少する一方で繰上償還が高水準で推移して余裕金が増加するとともに不良債権の処理が遅れている事態は、高度化事業に対する貸付制度が中小企業者の経営環境に十分対応できておらず、健全な姿になっているとはいえない状況にあると認められる。

機構では、現在、高度化事業に対する貸付制度について事業要件の緩和をはじめとする制度改正や貸付手続の簡素化等の運用改善を行って利便性の向上を図り、業界団体等に対する説明会の開催等により潜在需要の喚起に努めるとともに、各種の出資事業を設けることにより、中小企業者の多様な資金ニーズに対応しようとしている。また、近年、環境保全の設備投資や異分野業種間の事業連携の必要性が高まってきたことから、今後は高度化資金を活用した環境保全や異分野連携のための施設整備を促進することとしている。

しかし、上記の方策については、共同事業に対する中小企業者の意識の変化などもあり、

これまで行われてきたような事業要件の緩和などの制度の見直しだけでは、貸付実績が急激に減少している現状からみて貸付実績の大幅な改善にはつながらない。また、債権管理に要する事務負担の増加などに伴い、機構とともに事業を推進する立場にある都道府県の多くが高度化事業への取組に消極的となっている現状のままではその効果の十分な発現は見込めない。

したがって、機構では、制度利用者の立場に立った貸付手続の一層の簡素化を図ることはもとより、機構が都道府県を介さず直接中小企業者等に貸付けを行う方式(B方式)の適用拡大を検討するなどして、制度の利用促進に努めるとともに、都道府県の取組が消極化しないようにするための支援体制の整備が可能か否かを含め、都道府県の担うべき役割を検討していくことが必要である。加えて、債権管理態勢のより一層の整備を図り、多額に上っている不良債権の処理を促進することが急務である。

そして、余裕金については、機構は、高度化事業等についての前記の方策及び先般18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を受けて機構が新たに実施する地域経済活性化のための事業への活用などにより解消するとしているが、なお解消が困難と見込まれる場合には、事業の実施状況に見合った財源の規模とするような措置を執ることも必要である。

経済産業大臣は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、機構の業務運営に関する中期目標を定め、その期間(16年7月に策定された中期目標の期間16年7月～21年3月)終了時において、業務を継続させる必要性など業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされている。

については、中期目標の期間において、機構が講ずる方策がどのような効果を上げ、ひいては余裕金の解消につながっていくかなど、高度化事業に対する貸付制度の運営状況等について引き続き注視していくこととする。

### 第3 特別会計の状況に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
検査の内容	上記の府省が所管する特別会計についての検査要請事項
平成17年度末現在の特別会計数	31会計
上記に係る平成16年度決算額	収納済歳入額 419兆3004億円 支出済歳出額 376兆0329億円
報告を行った年月日	平成18年10月18日

#### 1 検査の背景及び実施状況

##### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
(二) 検査の内容
各府省が所管する各特別会計についての次の各事項
1 情報公開等、透明性の状況
2 繰越額・不用額、決算剰余金、積立金等残高の推移
3 次の特別会計における予算の執行状況
・電源開発促進対策特別会計、特に予算積算との対比
・財政融資資金特別会計、特に予算積算との対比
・農業経営基盤強化措置特別会計、特に決算剰余金の処理状況
4 次の特別会計における政府出資法人への出資の状況
・産業投資特別会計産業投資勘定から研究開発法人への出資状況と出資先の財務状況
・電源開発促進対策特別会計から核燃料サイクル開発機構への出資状況と機構の財務状況
5 各特別会計の財政統制の状況

##### (2) 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関連する項目の内容は、以下のとおりである。

## 2 特別会計の事務事業等の見直しについて

現在 31 ある特別会計は、その歳出総額が 17 年度当初予算で 411 兆余円、純計額でも 205 兆余円に達しており、その規模は一般会計を大きく上回っているが、透明性の欠如、不要不急の事業の実施、多額の不用、剰余金、積立金の発生、政府出資法人等への支出等に係る問題等、多くの問題点が存在する。

とりわけ特別会計の不用、剰余金の抑制は喫緊の課題であり、政府は、各特別会計の性格に応じ、不用、剰余金を抑制するとともに、一般会計からの繰入れも抑制するなどの措置を講ずべきである。

また、産業投資特別会計においては、NTT 株式売却収入を活用した無利子融資制度を原則廃止することとしたが、さらに、償還終了時の同特別会計社会資本整備勘定の廃止等の具体的措置について調査・検討する必要がある。さらに、産業投資特別会計から研究開発法人への出資状況とその有効性・効率性について調査・検討する必要がある。

農業経営基盤強化措置特別会計においては、歳入額に対する歳出額の比率が著しく低く、多額の決算剰余金が生じている。同特別会計における各事業の執行状況と決算剰余金の使途について調査・検討する必要がある。

空港整備特別会計においては、空港建設を始めとする空港整備事業等が行われている。関西国際空港二期事業の 2007 年限定供用決定の前提となった需要予測及び採算を確保するためには、関西国際空港株式会社の安定的な経営基盤の確立に向けた経営改善努力が不可欠になっている。政府は、同社の経営改善及び収益向上に取り組み、その有効性を検証すべきである。

## 3 特別会計における予算積算と執行の乖離について

### (1) 電源開発促進対策特別会計

電源開発促進対策特別会計電源立地勘定において、電源地域産業育成支援事業補助金における「電気のふるさとじまん市」に関する車内広告、パンフレットに係る経費、電源地域振興指導事業に関する一部の委員会等の経費及び原子力なんでも相談室の出張説明旅費等の経費が予算参考書には記載されていたものの、実際には執行されていなかった。

また、原子力の広報に関するホームページの作成に係る経費については、予算参考書における見積りと執行との間に乖離が生じていた。

政府は、これらの点について、予算執行の経緯や実態を調査するとともに、具体的改善策を講ずべきである。

### (2) 財政融資資金特別会計

財政融資資金特別会計においても、数年にわたり財政投融资問題調査研究経費において、執行実績と異なる研究会の名目で経費が計上されていた。政府は、このような事態が生じた経緯と同特別会計の予算執行の実態を調査するとともに、具体的改善策を講ずべきである。

(3) 厚生保険特別会計、国民年金特別会計

厚生保険特別会計、国民年金特別会計においても、「年金週間」と関連した予算計上において、数年にわたり実際には行われていないイベントの経費が計上されていた。政府は、このような事態が生じた経緯と両特別会計の予算執行の実態を調査するとともに、具体的改善策を講ずべきである。

(3) 特別会計の設置状況

特別会計は、財政法(昭和22年法律第34号)第13条において、①特定の事業を行う場合、②特定の資金を保有してその運用を行う場合、③その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律をもって設置できるとされており、17年度末現在で表1のとおり、31会計ある。

これらの特別会計全体の16年度における収納済歳入額は419兆円、支出済歳出額は376兆円となっている。

特別会計の中には、勘定区分がなされているものもあるが、以下、勘定数を表す場合、便宜上、勘定区分のない特別会計についても1勘定として数える。

表1 特別会計の設置状況

分類	特別会計名(勘定数)	
① 事業特別会計	企業	国有林野事業(2)
	保険事業	地震再保険、厚生保険(4)、船員保険、国民年金(4)、労働保険(3)、農業共済再保険(6)、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険(5)、貿易再保険
	公共事業	国営土地改良事業、道路整備、治水(2)、港湾整備(2)、空港整備
	行政的事業	登記、特定国有財産整備、国立高度専門医療センター、食糧管理(7)、農業経営基盤強化措置、特許、自動車損害賠償保障事業(3)、自動車検査登録
	融資事業	産業投資(2)、都市開発資金融通
② 資金運用特別会計	財政融資資金、外国為替資金	
③ 整理区分	交付税及び譲与税配付金(2)、国債整理基金	
その他	その他(エネルギー対策関係)	電源開発促進対策(2)、石油及びエネルギー需給構造高度化対策(2)

(4) 検査の観点、着眼点及び方法

今回の検査においては、法規性、経済性・効率性、有効性等の観点から、主として特別会計における財政統制の面に着眼し、各特別会計の予算決算関係書類等に基づき分析するとともに、各特別会計を所管している又は出資法人の主務省等である内閣府ほか9省(15省庁)及び特別会計の出資先又は補助金の交付先である独立行政法人日本原子力研究開発機構(旧核燃料サイクル開発機構)ほか7箇所について実地検査を実施した。

2 検査の結果

(1) 情報公開等、透明性の状況

特別会計の財務等に関する財政情報は、予算決算関係書類が国会に提出されているほか、各種の媒体を通して国民がアクセス可能な状況となっているが、分量が膨大で内容も多岐にわたることから、必要な情報の有無等が把握しにくい場合がある。

そこで、各種の媒体のうち、予算決算関係書類等において、国の財政の透明性をみる上でポイントと考えられる項目につき具体的にどのような財政情報が提供されているかをみると、次のとおりである。

#### ア 財源面における透明性の状況

- ① 一般会計からの繰入額については、いずれも予算書・決算書の科目名称「一般会計より受入」から把握することができるが、各特別会計における歳入合計額に対する一般会計からの繰入額の割合については、率という形では、定期的に作成されている媒体では提供されていない。
- ② 特定財源の額については、予算書・決算書においては、直入分は特定財源の具体的な名称が歳入科目の「目」の名称になっていることから把握できるが、一般会計経由分は、特定財源以外の一般会計からの繰入額と合わせて「一般会計より受入」として表示されているため、把握できない状況となっている。

#### イ 歳出面における透明性の状況

- ① 一般会計からの繰入金の使用状況については、歳出を一般会計からの繰入金、特定財源、固有財源等の財源別に区分して整理することとされており、一部の特別会計を除き、その情報は提供されていない。
- ② 特別会計が支出している人件費及び事務費の額については、それぞれに該当する「目」の額を合計するなどしないと把握することができないものが多い。
- ③ 予算と決算の対比については、一般会計と同様、事項と「項」が同じ区分となっている場合を除き、予算書・決算書において事項別に対比することはできず、また、予算で示されている「目」の積算内訳に対応する執行実績は、決算では示されていない。
- ④ 繰越額については、科目ごとの金額並びに勘定ごとの繰越種別金額及び発生事由が、不用額については、科目ごとの金額及び「項」ごとの発生事由がそれぞれ決算書等において示されているが、繰越額・不用額の推移に関する情報は、一覧できる形では提供されていない。また、決算剰余金については、金額と処理状況は決算書において示されているが、発生事由を説明した情報はほとんど提供されており、積立金等については、年度末残高の額及び推移に関する情報が予算書又は決算書において示されているが、妥当な保有規模を表す基準を具体的な額又は率で示した情報を提供しているものはほとんどない。
- ⑤ 一般会計と他の特別会計が同一の出資法人に出資し又は補助金等を交付している場合、それらを集計した形での一覧情報は提供されていない。

#### ウ 特別会計全体の財務等に関する透明性の状況

特別会計には、一般会計や各特別会計相互間、同一特別会計の勘定間の資金の繰入れ等の歳入歳出の重複以外にも、実質的に国内部の取引として捉えられるものとして、資金が年度を越えて移動したと捉えられる前年度剰余金等の受入れや歳入歳出外で経理されている積立金等との間の資金の受払いがある。しかし、このような取引区分別にみた財政収支の内訳を示しているものはない。

また、特別会計の歳出科目には、一般会計と同じような主要経費別分類(社会保障関係費、公共事業関係費等の重点施策の種類を示すもの)を示すコード番号が付されていないため、主要経費別分類によって、財政全体としての資源配分の状況を把握することはできない状況となっている。

(2) 繰越額・不用額、決算剰余金、積立金等残高の推移

ア 特別会計の繰越額・不用額の状況

(ア) 特別会計全体の繰越額・不用額の動向

特別会計全体の14年度から16年度までの繰越額と繰越率(歳出予算現額に対する繰越額の割合)、不用額と不用率(歳出予算現額に対する不用額の割合)は、表2のとおりである。

表2 特別会計全体の繰越額・不用額

(単位：億円)

区分 年度	歳出予算現額 (A)	支出済歳出額 (B)	支出率 (B)/(A)	繰越額 (C)	繰越率 (C)/(A)	不用額 (D)	不用率 (D)/(A)
14	3,964,026	3,738,977	94.3%	81,811	2.1%	143,238	3.6%
15	3,766,585	3,576,913	95.0%	75,212	2.0%	114,459	3.0%
16	3,984,513	3,760,329	94.4%	118,188	3.0%	105,995	2.7%

(イ) 多額の繰越額が継続している特別会計

14年度から16年度まで3年間連続して100億円以上の繰越額が発生している特別会計は、10会計(12勘定)である。このうち、3年間連続して繰越率が10%以上となっているのは、表3のとおり、4会計(5勘定)であり、いずれも公共事業特別会計である。これらに共通する繰越事由は、主として、事業計画の変更、用地交渉の遅延などとしている。

表3 3年間連続して繰越額100億円以上かつ繰越率10%以上の特別会計(勘定)

(単位：億円)

特別会計名(勘定名)	14年度		15年度		16年度	
	繰越額	繰越率	繰越額	繰越率	繰越額	繰越率
国営土地改良事業	1,110	15.9%	692	10.9%	641	11.0%
道路整備	13,243	21.3%	10,849	19.8%	10,357	17.9%
治水(治水)	4,745	23.7%	2,111	13.2%	2,765	17.1%
同(特定多目的ダム建設工事)	786	22.9%	324	11.5%	306	12.6%
港湾整備(港湾整備)	1,027	17.9%	604	12.5%	576	12.5%

これら4会計(5勘定)について、歳出予算現額に対する補正予算額の占める割合と繰越率の関係を見ると、おおむね同様の動きを示しており、公共事業特別会計では、補正予算の規模が繰越率に影響する面があることがうかがえる。

また、多額の繰越額が継続している科目についてみると、14年度から16年度まで3年間連続して繰越率30%以上かつ繰越額1億円以上の「目」は、5会計(6勘定)の8目であるが、この中には、翌年度に補助金申請が見込まれる額を支出残額の繰越としたものの、翌年度における繰越額の執行状況を見ると、全額を不用額としているものも見受けられた。

(ウ) 多額の不用額が継続している特別会計

14年度から16年度までの3年間連続して100億円以上の不用額が発生している特別会計は、18会計(28勘定)である。このうち、3年間連続して不用率が10%以上となっているのは、表4のとおり、8会計(10勘定)である。

表4 3年間連続して不用額100億円以上かつ不用率10%以上の特別会計(勘定)

(単位:億円)

特別会計名(勘定名)	14年度		15年度		16年度	
	不用額	不用率	不用額	不用率	不用額	不用率
地震再保険	512	99.8%	499	99.8%	497	99.8%
貿易再保険	643	45.0%	1,270	86.3%	1,332	84.5%
食糧管理(輸入食糧管理)	2,069	37.7%	654	15.3%	1,898	34.0%
同(輸入飼料)	525	52.8%	215	38.5%	226	42.5%
農業経営基盤強化措置	594	66.0%	255	40.3%	375	46.5%
自動車損害賠償保障事業(保険料等充当交付金)	839	10.2%	946	12.7%	538	10.7%
外国為替資金	6,904	80.6%	7,654	97.1%	9,052	97.1%
電源開発促進対策(電源立地)	965	38.5%	568	22.4%	440	16.7%
同(電源利用)	391	14.1%	420	14.9%	322	11.8%
石油及びエネルギー需給構造高度化対策(石油及びエネルギー需給構造高度化)	1,812	23.8%	4,398	26.3%	2,122	10.4%

これらに係る不用額の主な発生事由は、次のとおりである。

- ① 保険事業特別会計である地震再保険、貿易再保険両特別会計については、支払対象となる保険事故が発生していないため、又は少なかったためとしている。
- ② 食糧管理(輸入食糧管理、輸入飼料)、自動車損害賠償保障事業(保険料等充当交付金)、外国為替資金各特別会計については、それぞれ、輸入食糧及び輸入飼料の買入価格や買入数量が予定より低かったり、少なかったりしたこと、自動車損害賠償保障保険料等の一部に充当するための交付金の対象契約を多く見込んだこと、予見し難い将来の為替介入に対応して積算した外国為替資金証券の割引料が少なく済んだことのほか、いずれの特別会計も、相当額を計上していた予備費を使用する事態が生じなかったためとしている。
- ③ 農業経営基盤強化措置特別会計については、近年の農業を取り巻く環境下では、借入れをしてまで新規に投資しようとする農業者が少ないことなどから、農業改良資金等の資金需要が低下したことなどのためとしている。
- ④ 電源開発促進対策特別会計(電源立地、電源利用)については、地元との調整が難航し事業の開始に至らなかったこと、予定より補助申請が少なかったこと、事業実施者数が予定を下回ったことなどのためとしている。
- ⑤ 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油及びエネルギー需給構造高度化)については、借入金の償還が予定より少なかったこと、国家石油備蓄の緊急放出をせずに済んだこと、補助申請が予定を下回ったことなどのためとしている。

また、多額の不用額が継続している科目についてみると、14年度から16年度まで3年間連続して不用率30%以上かつ不用額1億円以上の「目」は、25会計(44勘定)の(目)予備費のほか、18会計(26勘定)の43目である。



イ 特別会計の決算剰余金の推移

(ア) 特別会計全体の決算剰余金の動向

特別会計全体の14年度から16年度までの決算剰余金と剰余金率(収納済歳入額に対する決算剰余金の割合)は、表5のとおりである。

表5 特別会計全体の決算剰余金

(単位：億円)

区分 年度	収納済歳入額 (A)	支出済歳出額	決算剰余金 (B)	剰余金率 (B)/(A)
14	3,997,456	3,738,977	263,913	6.6%
15	3,857,548	3,576,913	284,519	7.4%
16	4,193,004	3,760,329	434,388	10.4%

(イ) 多額の決算剰余金の発生が継続している特別会計

14年度から16年度まで3年間連続して500億円以上の決算剰余金が発生している特別会計は、14会計(16勘定)である。このうち、剰余金率30%以上のものは、表6のとおり、6会計(7勘定)である。

表6 3年間連続して決算剰余金500億円以上かつ剰余金率30%以上の特別会計(勘定)

(単位：億円)

特別会計名(勘定名)	14年度		15年度		16年度	
	決算剰余金	剰余金率	決算剰余金	剰余金率	決算剰余金	剰余金率
貿易再保険	1,639	67.6%	2,484	92.5%	3,403	93.3%
農業経営基盤強化措置	1,169	79.2%	1,003	72.5%	807	65.1%
特許	933	48.2%	934	47.3%	826	38.8%
自動車損害賠償保障事業(保障)	677	90.2%	717	90.8%	689	89.8%
外国為替資金	17,353	91.3%	36,456	99.4%	22,255	98.8%
電源開発促進対策(電源立地)	1,901	55.8%	1,599	45.6%	1,030	32.4%
同 (電源利用)	1,139	37.2%	1,193	36.0%	1,197	36.3%

これらに係る決算剰余金の発生事由等は、保険事業特別会計である貿易再保険特別会計については、対象となる保険事故が少なかったことなどであり、それ以外については、次のとおりである。

- ① 農業経営基盤強化措置特別会計については、各年度とも不用額の発生要因と同様、貸付金の繰上償還等の影響によるほか、近年の農業を取り巻く環境下では借入れをしてまで新規に投資しようとする農業者が少ないことなどから、農業改良資金等の資金需要が低下したことなどのためとしている。
- ② 特許特別会計については、収支相償の原則の下、中長期的に収支がバランスする仕組みにより運営してきているが、実際の審査等が特許料等収入を受け入れる年度より後になるため一時的に前受金的な決算剰余金が生じること、特に、特許法(昭和34年法律第121号)改正により、13年10月から審査請求期間が短縮化されたことに伴い、審査請求及び特許料等収入が急増し、審査未着手件数が増加していることなどによるとしている。同会計の決算剰余金は、将来発生する費用に充当するた

め、特許特別会計法(昭和59年法律第24号)では、翌年度の歳入に繰り入れることとしている。なお、同法では、政令で定める金額を除いた額は一般会計に繰り入れることができる」と規定しているが、この政令は制定されていない。

- ③ 自動車損害賠償保障事業特別会計(保障)については、歳入に未経過賦課金が含まれていること、また、各年度とも政府保障事業対象となる事故の発生が少なく、保障金等の支払額が少なかったことなどのためとしている。
- ④ 外国為替資金特別会計については、各年度とも外貨資産運用による運用収入に比べて外国為替資金証券の発行コストが低水準にとどまったこと、また、為替介入の結果売買差益が発生したことなどのためとしている。
- ⑤ 電源開発促進対策特別会計(電源立地、電源利用)については、各年度とも原子力発電施設の立地の遅れ、新技術エネルギー導入に当たっての問題点の存在等から歳出予算の執行が予定より下回る一方、特定財源である電源開発促進税は歳出規模に連動せず直入されることなどが発生要因である。

(ウ) 決算剰余金の処理

16年度の決算剰余金の43.4兆円の処理状況は、表7のとおりとなっている。

表7 決算剰余金の処理状況(16年度)

(単位：億円)

決算剰余金	処 理 方 法				
	翌年度歳入に繰入	他勘定に繰入	翌年度の一般会計に繰入	積立金等に積立(▲補足)	持越現金
434,388 △ 1,713	360,996	9	14,190	59,204 ▲ 1,741	15

(注) 「積立金等に積立」の「(▲補足)」は、特別会計のうち、「決算剰余金」が△となっているものの補足のほか、「決算剰余金」の額が「翌年度歳入に繰入」の額を下回っているものの不足の補足である。

決算剰余金が上記の各方法で処理された後、翌年度以降においてそれぞれどのような性質の財源に充てられているかを、翌年度歳入への繰入額のうち整理区分特別会計等を除いた4.8兆円についてみたところ、表8のとおり、翌年度以降の見合い財源として確保しておくべき額が自動的に確定している財源部分(確定分)と未定の財源部分(未定分)とに大別できる。決算剰余金はその種類を問わず適正かつ効率的に利活用することは当然であるが、未定分2.4兆円のうち各特別会計やその財源の性格、事業に対する需要の動向等からみて可能なものについては、財政資金の有効活用を図る観点から、一般会計への繰入れも含めてその活用を図るなどの検討を行うことが特に重要になってくると考えられる。

表8 決算剰余金のうち翌年度歳入繰入額の見合い財源の内容(16年度)

(単位：億円)

決算剰余金のうち翌年度歳入繰入額	左のうち整理区分特別会計等分を除いた分	見 合 い 財 源 の 内 容				
		確 定 分				未 定 分
		歳出の翌年度繰越額	未経過再保険料等	支払備金	超過受入額	その他歳出額
360,996	48,894	17,295 (▲ 4,365)	1,765	2,046	7,185	24,967

(注) 「歳出の翌年度繰越額」の( )書きは、一般会計からの繰入金を財源の一部として実施する事業が繰越しとなったことに伴い、それに見合う一般会計からの繰入金も繰越しとなったため、不足となっている見合い財源額である。

#### ウ 特別会計の積立金等残高の推移

##### (ア) 特別会計に設置されている積立金の状況

特別会計に設置されている積立金等は、16年度末現在で18会計(30勘定)に33資金あり、現在又は将来における事業の財源に充て、あるいは決算上の不足に備えることなどを目的として設置されている。これらの積立金等の主たる財源は、決算剰余金の全部又は一部、一般会計からの繰入金等である。

16年度末現在における積立金等のうち、資金運用特別会計の「財政融資資金」及び「外国為替資金」を除く31資金の残高をみると、全体では201.4兆円ある。

##### (イ) 積立金等に係る積立額の基準及び規模

31資金については、保有規模に関する具体的な基準を定めているものはほとんどなく、積立金等の資金規模の適正水準について、判断できない状況となっている。そこで、仮の目安として、各積立金等の残高が、どの程度の水準となっているかを表す資金保有倍率(過去10年間又は7年度以降に設置された積立金等は資金設置以降の期間における積立金等の使用実績のうちピークとなった年度の額で積立金等の16年度末残高を除いたもの)という指標を用いて31資金を統一的に比較した。

31資金のうち16年度末現在で残高のある27資金についてみると、上記の期間使用実績のないものは10資金あり、また、使用実績のある17資金のうち、資金保有倍率が100以上となっているものが3資金ある。これらの資金には、将来の保険料等の引上げを抑制して次世代の負担を軽減したり、異常災害等保険事故の発生に備えたりするための積立金等のほか、各年度の決算上の不足に充てることを目的としているが、結果的にそのような事態が発生しなかったものもある。

#### エ 政府の対応状況

18年度予算では、財政融資資金特別会計の積立金のうち12兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、さらに、外国為替資金、産業投資、電源開発促進対策、農業経営基盤強化措置各特別会計の剰余金の活用を図るため計1兆8312億円を一般会計に繰り入れることとし、合計13兆8312億円を財政健全化に活用することとしている。また、現在、全額直入となっている電源開発促進税(特定財源)は、19年度には、一般会計の歳入に組み入れた上で必要な金額を特別会計に繰り入れとすることが予定されている。

### (3) 電源開発促進対策、財政融資資金及び農業経営基盤強化措置の各特別会計における予算の執行状況

#### ア 電源開発促進対策特別会計における予算の執行状況、特に予算積算との対比

電源開発促進対策特別会計(以下、アにおいて「電源特会」という。)の歳出については、予算の執行に当たって、予算成立後の状況変化に応じて執行を見合わせる必要が生じたり、より効率的な執行が可能となったりして、予算積算額と実績額との間に開差が生ずることは考えられるが、予算積算をしているものの執行実績がない状況や、予算積算がないまま執行されている状況が継続しているなどの事態が見受けられた。一方、電源特会を所管する文部科学省、経済産業省(資源エネルギー庁)等では、国会等における特別会計の見直しの議論なども踏まえ、政策・歳出構造の見直しを行い、原子力などの長期固定電源に支援を重点化するなどとともに、広報関連予算を圧縮したり、過去の予算執行の実績等を踏まえて、予算の積算見積りと執行実態とのかい離を是正したりなどとしている。そこで、抽出した電源立地勘定の7つの目の内訳及び電源利用勘定の5つの目又は目の内訳計12の目又は目の内訳の歳出予算額について分析したところ、前記の予算積算をしているものの執行実績がないなどの事態が見受けられた各項目などについて精査するなどした結果、18年度歳出予算額が16年度予算額に比べ減少している。

また、同特会の歳入については、電源立地勘定において、周辺地域整備資金への繰入れが開始されたことなどにより、18年度の「前年度剰余金受入」の歳入予算額は、結果として対16年度比49.8%に減少しているが、電源利用勘定の「前年度剰余金受入」の18年度歳入予算額は、前々年度である16年度の純剰余金の額が引き続き多額であったため、対16年度比112.2%に増加している。両勘定の「前年度剰余金受入」の収納率(歳入予算額に対する収納済歳入額の割合)が150%以上であるような状況を継続させないだけでなく、これを可能な限り低減させるためには、過去の実績を勘案するなどして歳出予算額の見積りを行うことにより、歳出予算額に多額の不用額を発生させ、ひいては多額の剰余金を発生させることのないよう努力を続けることが必要である。

本院は、平成16年度決算検査報告において電源特会の剰余金の状況について掲記したところであるが、電源特会全体についてみると、今後、同特会において一般会計への繰入れなどの新たな施策が見込まれている状況の中で、歳入及び歳出予算の積算において過去の実績等を勘案するなど一層精査することなどにより、予算積算と執行との間の開差を小さくするよう改善を図っていくことが望まれる。

#### イ 財政融資資金特別会計における予算の執行状況、特に予算積算との対比

財政融資資金特別会計における歳出科目(項)のうち「事務費」を対象として、14年度から16年度までの予算額と決算額を科目(目)別に対比するなどして予算の執行状況について検査した(16年度予算額64億5962万円、決算額58億0381万円)。

「事務費」の執行状況をみたところ、一部の科目(目)において、継続して支出率が0%ないし50%未満の低率となっていた。また、予算科目の目的に沿わない執行は見受けられなかったが、執行実績と予算積算を対比したところ、表9のとおり、予算積算がないまま執行が継続している経費や、表10のとおり、予算積算をしているものの未執行が継続している経費が一部見受けられた。さらに、複数の事項内訳のものを一体として

執行しているなどのため、決算額を事項内訳に区分できず、その対応関係が明確になっていない経費が見受けられた。

予算の執行に当たって、予算成立後の状況の変化に応じて執行を見合わせたり、効率的な執行が行われたりしたことなどの結果として、年度によっては、支出率が低率となったり、想定した予算積算に沿って執行が行われなかったりする場合もある。しかし、予め立目しておく必要があるものなど特段の事情がある場合を除き、執行実績と予算積算がかい離している状態が継続すること、また、予算の科目及び事項内訳別に積算された内容と決算額との関連が的確に把握できない状態にあることは、予算による執行に対する統制や執行結果に基づく歳出の合理化が困難となるおそれがある。

財政融資資金特別会計については、18年度予算で、過去の実績を踏まえて予算額を減額するなどの見直しを行うなどしたところであるが、今後とも、歳出の合理化に向けた予算執行管理の徹底を図るとともに、決算の内容を次年度以降の予算へ適切に反映させていくことが重要である。

表9 予算積算がないまま執行が継続している経費

(単位：千円)

科 目		執 行 実 績 の 内 容	決 算 額		
(目)	(目の内訳)		14年度	15年度	16年度
庁 費	借料及損料	ネットワーク管理システム賃借料	771	1,490	3,046
	雑 役 務 費	合同庁舎保安警備業務ほか	5,767	5,849	4,425
	その他(16年度決算額が1科目(目の内訳)当たり100万円未満のもの)		734	614	317
計			7,273	7,954	7,789

表10 予算積算をしているものの未執行が継続している経費

(単位：千円)

科 目		予 算 積 算 の 内 容	予 算 額		
(目)	(目の内訳)		14年度	15年度	16年度
庁 費	消 耗 品 費	地方公営企業年鑑ほか	3,520	3,853	3,876
	借料及損料	パーソナルコンピュータ	63,829	63,829	18,819
	雑 役 務 費	財政投融资問題研究会調査事項等説明資料作成	6,514	6,514	6,514
その他(16年度における「予算積算の内容」の予算額が1件当たり100万円未満のもの)＜諸謝金、庁費＞			1,981	1,773	1,728
計			75,844	75,969	30,937

ウ 農業経営基盤強化措置特別会計における予算の執行状況、特に決算剰余金の処理状況

(ア) 平成16年度決算検査報告に掲記した事項の概要

本院では、「農業経営基盤強化措置特別会計における決算剰余金等の状況について」の検査の状況を、平成16年度決算検査報告に「特定検査対象に関する検査状況」として掲記していて(平成16年度決算検査報告734ページ参照)、その概要は以下のとおりである。

農業経営基盤強化措置特別会計(以下、ウにおいて「基盤特会」という。)においては、従前から歳入歳出予算額は毎年度均衡しているが、予算額に比べて決算額が毎年度著しくか

い離して、歳入歳出決算額は大幅に不均衡となっている。例えば、16年度は歳入決算額は予算額に比べて431億8846万円上回っており、一方、歳出決算額は、予算額に比べて375億6801万円下回っている。このような状況となっているのは、歳入に関しては決算剰余金の受入れが多額に上っていることが主な原因であり、一方、歳出に関しては予算どおりの事業が執行できなかったことによる。

農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和21年法律第44号)第8条の規定によると、基盤特会において決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れることとされているが、同条のただし書において、当該剰余金から政令で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができるとされている。しかし、この政令は定められておらず、一般会計への繰り入れは行われていない。

そして、基盤特会においては、決算剰余金以外に積立金があり、その金額は16年度末で163億4296万円となっていて、16年度の決算剰余金807億5648万円と合わせると970億9944万円となっている。

また、社団法人全国農地保有合理化協会(以下「全国協会」という。)においては、農地保有合理化事業に充てるため、基盤特会から交付を受けた補助金により基金を造成しており、そのうち494億7877万円は預金及び債券で保有している。

については、基盤特会における各事業の運営状況、全国協会における資金の保有状況等を的確に把握した上で、資金規模の縮小も含め、基盤特会における資金の効率的活用を図るための方策を検討する必要があると考えられる。

(イ) 平成16年度決算検査報告を踏まえた農林水産省の方策

a 農業経営基盤強化措置特別会計法第8条ただし書における政令の制定

農林水産省では、18年1月に農業経営基盤強化措置特別会計法施行令(昭和21年勅令第623号)を改正し、決算剰余金を一般会計の歳入に繰り入れる際に控除する金額を定めるための規定を整備した。

b 17年度決算における決算剰余金の一般会計への繰入れ

農林水産省では、従来、決算剰余金を翌年度の歳入に全額繰り入れていたが、17年度決算における決算剰余金については、18年度予算編成時において基盤特会における資金需要を精査し、財政資金の有効活用を図る観点から、295億円を18年度一般会計の歳入へ繰り入れることとし、18年8月に繰り入れを行った。

c 全国協会に対する補助金交付額の変更及び全国協会からの返還

全国協会に対しては、17年度当初予算において130億1234万円の補助金交付を予定していたが、全国協会における事業の執行状況を勘案し、64億4100万円の交付を見合わせるなどして、交付額を63億4754万円とした。また、基金における資金需要を精査し、使用見込みのない資金として、計32億4278万円を基盤特会に17年度に返還させた。さらに、農地保有合理化事業資金供給事業に係る基金を廃止することにより、当該基金の17年度末残高54億8794万円のうち、全国協会が預金として保有している46億2751万円を国庫へ18年8月に返還させた。

d 18年度予算における措置

基盤特会の歳入歳出予算は従来均衡していたが、18年度においては歳入予算額を505億4942万円(前年度505億5622万円)、歳出予算額を396億4992万円(前年

度 505 億 5622 万円、対前年度比 78.4%)とした。

基盤特会については、19 年度において食糧管理特別会計との統合が予定されているところでもあり、本院としては、基盤特会における事業の運営状況等について、引き続き注視していくこととする。

(4) 産業投資及び電源開発促進対策の両特別会計における政府出資法人への出資の状況

ア 産業投資特別会計産業投資勘定から研究開発法人への出資状況と出資先の財務状況

13 年度から 17 年度までの間における産業投資特別会計産業投資勘定(以下、アにおいて「産投勘定」という。)から 7 の研究開発法人への出資状況については、出資先の 12 年度末出資残高(11 勘定)5114 億円、13 年度から 17 年度までの 18 勘定の合計で、新規出資額 1228 億円、出資回収額 39 億円、出資償却額 2879 億円、7 研究開発法人以外からの承継額 5 億円となっており、17 年度末出資残高は 6 法人 14 勘定で 3428 億円(省庁別財務書類算定方法による評価額 1104 億円)である。

13 年 12 月の特殊法人等整理合理化計画等により、研究開発法人が委託又は出資により行う研究開発業務等は、収益改善策を検討しつつ、外部有識者による評価に基づき、収益可能性のある場合等に限定することとなった。このことなどから、廃止された基盤技術研究促進センターを除く 6 研究開発法人への産投勘定からの新規出資額は、13 年度から 17 年度まで順次 346 億円、258 億円、243 億円、213 億円、166 億円となっており、減少傾向にある。

本院において、上記の 18 勘定を 17 年度までの業務状況等から態様別に区分すると、表 11 のとおり、①引き続き事業を実施していく勘定(事業型勘定)は 5 勘定、②既に実施した出資金等の管理、回収業務のみを行うなどしていく勘定(管理型勘定)は 9 勘定、③事業の終了により廃止した勘定(廃止勘定)は 4 勘定である。

表 11 7 研究開発法人の名称、18 勘定の態様別状況

研究開発法人名	事業型勘定	管理型勘定	廃止勘定
(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	基盤技術研究促進勘定	鉱工業承継勘定 研究基盤出資経過勘定 特定事業活動等促進経過勘定	
(独) 情報通信研究機構	基盤技術研究促進勘定	通信・放送承継勘定 出資勘定	衛星所有勘定
(独) 医薬基盤研究所	研究振興勘定	承継勘定	
(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構		民間研究促進業務勘定	
(独) 情報処理推進機構	事業化勘定	地域事業出資業務勘定 特定プログラム開発承継勘定	技術事業勘定 地域ソフトウェア教材開発承継勘定
(独) 科学技術振興機構	文献情報提供勘定		
基盤技術研究促進センター			1 勘定(勘定区分なし)

17 年度末の出資先(研究開発法人)の財務状況を勘定の態様別にみると次のとおりとなっている。

① 事業型勘定 5 勘定への産投勘定出資残高は 1753 億円であり、その財務状況は 5 勘定で繰越欠損金 1596 億円(産投勘定出資相当分 1428 億円)を抱えている。しかし、収益改善措置の効果の発現の状況が見えてくるまでにはなお時間を要することなどから、現段階において、将来の状況を見極めるのは困難である。事業型勘定の財務状況

等及び新規事業の採択の適正性については、引き続き、注視していくことが必要である。

- ② 管理型勘定9勘定への産投勘定出資残高は1675億円であり、その財務状況は8勘定で繰越欠損金1044億円(産投勘定出資相当分987億円)を抱えている。9勘定の17年度末の資産総額は816億円、負債総額は85億円、差引き純資産額は731億円(産投勘定出資相当分689億円)である。管理型勘定に対する産投勘定出資額の回収については、この純資産が基礎になる。管理型勘定へ産投勘定から出資した額については、各勘定の財務諸表等によりその債券等及び株式等の資産状況に留意し、産投勘定への回収状況等を注視していくことが必要である。
- ③ 廃止勘定4勘定は、勘定廃止の際に産投勘定出資償却額が生じており、その合計額は2879億円となっていた。このように多額の出資償却額を生じた事態については、今後の産投勘定の出資に当たり十分に留意する必要がある。

#### イ 電源開発促進対策特別会計から核燃料サイクル開発機構への出資状況と機構の財務状況

##### (ア) 核燃料サイクル開発機構の概要

核燃料サイクル開発機構(以下「サイクル機構」という。)は、10年10月1日に動力炉・核燃料開発事業団が移行したものであり、17年10月1日に解散し、同日、サイクル機構及び日本原子力研究所の権利及び義務を承継した独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「新機構」という。)が設立されている。

##### (イ) 国の出資状況

サイクル機構の収入支出は、国の一般会計からの出資金、補助金等に係る収入支出を経理する法人一般会計と、電源開発促進対策特別会計からの出資金、補助金等に係る収入支出を経理する法人特別会計の各会計に区分して整理することとなっている。

サイクル機構(動力炉・核燃料開発事業団の期間も含む。)の昭和42年度から平成17年度(17年度は9月30日)までの収入決定済額は累計5兆2488億円(うち法人特別会計分3兆2435億円)である。収入決定済額累計のうち政府出資金は2兆9070億円(うち法人特別会計分1兆4690億円)で、国の出資金が収入の過半を占めている。なお、政府出資金の総額は、上記の2兆9070億円に昭和42年10月の設立時に引き継いだ原子燃料公社に対する政府出資155億円を加えた2兆9225億円である。

##### (ウ) サイクル機構の財務状況

サイクル機構における損益構造をみると、補助金部門においては、平成13年度以前は国の補助金及び事業外収入を収入として、役職員給与等を支出しており、いずれも損益計算書の収益及び費用に計上されるため、損益は基本的に均衡することとなる。出資金部門においては、13年度以前は出資金並びに事業収入、事業外収入、借入金及び繰越金を収入として、研究開発に係る運営費や施設整備費等を支出している。収入については、事業収入及び事業外収入は収益に計上されるが、サイクル機構の主な財源となっている出資金は資本の増加となり収益には計上されない。一方、支出については、借入金返済を除き、すべて当年度の費用又は減価償却費等として後年度にわたる費用として費用化されることから、毎年度多額の損失金が発生し、13年度末現在の欠損金は2兆3739億円となっている。



14年度以降は出資金に代わり、研究費補助金や施設整備費補助金が交付されることとなり、これらは収益に計上されるため、これらの補助金に係る収入支出に関しては、基本的に損益は均衡することとなった。そして、主として13年度以前に取得した固定資産の減価償却費により毎年度損失金が発生しているが、その額は減少してきていて、17年9月30日現在の欠損金は2兆5657億円となっている。

(エ) 新機構への資産及び負債の承継

サイクル機構の最終貸借対照表の資産合計5507億円のうち、17年9月30日現在の一定額以上の資産を時価評価して、土地等が47億円の評価増となり、時価評価したすべての資産5543億円と、資産見返補助金等624億円を除くすべての負債378億円を新機構の資産及び負債として承継した。そして、表12のとおり、開始貸借対照表のうちサイクル機構から承継した資産、負債及びその差額については、新機構の電源利用勘定及び一般勘定として整理したが、資本金は最終貸借対照表の3兆0161億円(うち政府出資金2兆9225億円)から5164億円(同5004億円)と大幅に減少した。

表12 サイクル機構の最終貸借対照表及び新機構の開始貸借対照表(サイクル機構分) (単位：億円)

		最終貸借対照表(一般、特別各会計別)			開始貸借対照表(サイクル機構分)		
		法人一般会計	法人特別会計	計	電源利用勘定	一般勘定	計
(資産)	流動資産	234	543	778	564	28	592
	固定資産	807	3,921	4,728	4,910	40	4,950
資産合計		1,041	4,465	5,507	5,475	68	5,543
(負債)	流動負債	17	237	255	305	17	322
	固定負債	50	697	747	56	—	56
	負債合計	68	934	1,003	361	17	378
(資本)	資本金	14,762	15,399	30,161	5,114	50	5,164
	(政府出資金)	(14,535)	(14,690)	(29,225)	(4,953)	(50)	(5,004)
	(民間出資金)	(226)	(709)	(935)	(160)	(—)	(160)
	欠損金	△ 13,788	△ 11,868	△ 25,657	—	—	—
	資本合計	973	3,530	4,503	5,114	50	5,164
負債・資本合計		1,041	4,465	5,507	5,475	68	5,543

(5) 各特別会計の財政統制の状況

上記の(1)から(4)までの検査結果からみた各特別会計における財政統制上の課題は、次のとおりである。

ア 特別会計における透明性について

国の会計の財務等に関し、その情報を積極的に国民に提供し、財政の透明性を高めていくことは、国の会計に対する財政統制を有効に機能させるための前提となるものである。しかし、前記(1)のとおり、透明性の確保は必ずしも十分には図られていない状況となっている。

イ 繰越額・不用額について

繰越額・不用額の発生は、予算の執行上、当然その発生は想定されるものではある

が、その額が多額かつ継続的に発生していながら見直しがなされていない特別会計については、当該特別会計の事業の性格上やむを得ないものを除き、繰越しを例外的に認めている制度の趣旨及び決算の予算への的確な反映という要請からみて財政統制が十分に機能しているとは必ずしもいえない状況にあると認められる。

#### ウ 決算剰余金について

特別会計の中には、各年度とも同種の事由により、多額の決算剰余金が継続して発生しているものが見受けられ、また、決算剰余金の処理として翌年度の歳入に繰り入れられる金額の中には、その有効活用を図るなど決算剰余金を縮減する措置の検討対象とすることが特に重要と考えられる部分も少なからずある。

多額の決算剰余金が継続して発生する背景については、上記の繰越額・不用額の継続的な発生のほか、特別会計によっては、歳出規模に連動せず直入される特定財源があることがその要因の一つになっているものもあり、財政資金の効率的活用を図る上で、財政統制が機能しにくい状況となっている。

#### エ 積立金等について

積立金等の保有量については、設置目的、用途、特別会計の事業規模等に応じ、それぞれ適正規模があると考えられるが、ほとんどの資金においては、そのような基準を具体的に定めていない。このため、積立金等の残高が適正な水準であるかどうかを判断できず、資金の有効活用を図る上での財政統制が機能しにくい状況となっている。

#### オ 予算積算と執行状況の対比について

予算の執行に当たっては、予算成立後の状況変化に応じ、執行を見合わせる必要が生じたり、より効率的な執行が可能となったりして、予算積算とかい離が生じる場合があることは考えられる。しかし、特段の事情がない限り、執行実績と予算積算とがかい離している状態が継続すること、また、予算積算と執行実績とが対比できない事態が継続することは、財政統制が働きにくくなるおそれがある。

#### カ 出資法人への出資の状況について

産業投資特別会計産業投資勘定の出資法人の財務状況をみると、17年度末において、ほとんどの勘定は繰越欠損金を抱えており、その合計額は2641億円(産業投資勘定出資相当分2416億円)に上っている。また、電源開発促進対策特別会計の出資先であるサイクル機構における解散時の財務状況をみると、欠損金は2兆5657億円(特別会計からの出資金等に関する会計に係る分は1兆1868億円)に上っている。

科学技術の研究開発に係る法人に対する国からの出資に関して、国は、出資法人に対し、新規事業の採択の適正性、財務状況等について常に注視し、適切な管理を行う要がある。

### 3 検査の結果に対する所見

各府省が所管する特別会計について、参議院からの検査要請に基づき、財務等の情報に関する透明性、多額な繰越額・不用額、決算剰余金の状況、積立金等の残高の状況、予算の執行状況、特に予算積算との対比及び出資法人への出資の状況に関し、財政統制の面に着眼して検査した。

これらの検査結果は、上記2の各項に記述したとおりであるが、本報告で特別会計の課題として示した事項については、政府においても、現在、特別会計に係る事務事業の合理化及び効率化を図り、国民への説明責任を十分に果たせるようにするとともに、財政の健全化に向けた特別会計改革への取組を行っている。

特別会計は、一般会計とともにその財政活動を通して国民生活に大きな影響を及ぼしており、今後に予定されている統合等を経て特別会計が一新されたとしても、その財政活動に期待される基本的な役割は変わらないと考えられる。

したがって、一般会計の厳しい財政の現状にかんがみ、各特別会計の今後の財政運営に当たっては、特別会計を所管している各府省において、次のような点に留意して見直しを進めるとともに、政府一体として、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等の趣旨に沿い、財政状況の一覧性の確保、剰余金及び積立金の縮減等現在行っている特別会計の改革を着実に実施し、各特別会計における財政統制をより実効あるものにしていくことが重要である。

ア 一般会計からの繰入金や特定財源、繰越額・不用額、決算剰余金や積立金等、出資法人に対する出資等について、更に分かりやすい情報提供に努め、各特別会計の透明性の向上を図ること

イ 予算の執行状況や決算の精査、分析を一層徹底し、その結果を的確に予算に反映させること

ウ 決算剰余金及び積立金等の内容や残高に留意し、各特別会計やその財源の性格、事業に対する需要の動向等からみて可能な場合は、下記の方策等を講ずることにより、一般会計への繰入れも含めてその有効活用を図るなどの検討を行うこと

(ア) 決算剰余金の一般会計への繰入れ等に必要な規定の整備を図ること

(イ) 積立金等の適正な保有規模について検討すること

エ 事務事業の適切な管理を図り、歳出の合理化に向けた予算執行管理を徹底すること

オ 出資法人に対して、新規事業の採択の適正性、財務状況等について常に注視するなど出資者として適切な管理を行うこと

本院としては、上記の各項を含む特別会計全体の見直しに関する進展を注視するとともに、各特別会計における財政統制の状況について、今後とも多角的な観点から検査を実施していくこととする。

## 第4 地方財政の状況に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	総務省、都道府県、市町村
検査の内容	地方公共団体の決算についての検査要請事項
平成17年度地方財政計画額	83兆7687億円
平成16年度地方公共団体普通会計決算の特殊勤務手当額	1109億円
平成16年度地方公共団体普通会計決算の職員互助組合等に対する補助金額	602億円
報告を行った年月日	平成18年10月18日

## 1 検査の背景及び実施状況

## (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。

## 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

## (一) 検査の対象

総務省、都道府県、市町村

## (二) 検査の内容

総務省の資料等を活用して、地方公共団体の決算についての次の各事項

- 1 地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況
- 2 決算額に関するその他次の事項
  - ・職員に対する特殊勤務手当等の状況
  - ・職員の福利厚生事業への支出状況
  - ・職員の病気休暇等の制度の状況

## (2) 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関連する項目の内容は、以下のとおりである。

## 8 地方財政計画の計画額と決算額の乖離について

地方財政計画は、地方自治体が標準的に歳入・歳出すると見込まれる地方税収入や人件費、行政経費などの総額を算出するもので、交付税の法定率だけでは歳入と歳出の差額が生ずる場合に、その財源不足額は地方交付税の増額や地方債の増発等によって措置されている。

しかし、地方財政計画の歳出項目ごとの計画額と決算額が近年大きく乖離している。平成14年度の地方財政計画額をその決算額と比較すると、例えば、「投資的経費(単独)」では、約15.7兆円の計画額に対して決算額は約10.6兆円にとどまり、計画額は決算額に比して約5.1兆円の過大計上となっている。これに対して、枠的に計上される「一般行政経費」では、約20.0兆円の計画額に対して決算額は約26.9兆円に上り、計画額は決算額に比して約6.9兆円の過少計上となっている。また、「給与関係経費」も、約24.5兆円の計画額に対して決算額は約25.9兆円に上り、計画額は決算額に比して約1.4兆円の過少計上となっている。

このような計画額と決算額が乖離している現状に対して、財務省は、地方財政計画の「投資的経費(単独)」等の過大計上が給与関係経費等の不適正な支出の背景、さらには、地方交付税の肥大化につながっており、その是正・削減は喫緊の課題であると主張し、総務省は、経常的経費と投資的経費のプラス、マイナスは見合っており、投資的経費だけが過大計上であるとの主張は受け入れられず、仮に是正するならば一体的に是正すべきもの等と主張している。

政府は、国民に対する説明責任を果たす観点から、地方団体の決算の状況を十分調査し、地方財政計画の計画額と決算額の乖離の縮小に努め、地方財政計画の適正な計上に努めるべきである。

## 9 地方公務員の厚遇について

一部自治体の地方公務員が通常の給与以外の不合理な手当や福利厚生などにより厚遇を受けているとの批判が高まり、全国的な問題となった。

地方公務員の特殊勤務手当については、①国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当、②他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当、③月額支給等となっている特殊勤務手当が、多数の自治体において存在することが総務省の調査により明らかになった。

また、地方公務員の福利厚生については、報道などで、一部の自治体において、職員の互助組織を介在させることにより、所定の給与等とは別に、退職給付金や祝い金などの現金給付、旅行券や家電製品などの物品給付という様々な形で公費が個人に給付される例が多くあることが明らかにされた。

これらの特殊勤務手当や福利厚生などには、住民の理解が得られないものや、制度の趣旨に反するものも見受けられる。

また、給与が保障されている病気休暇の日数等についても、民間企業等との格差が指摘されている。

政府及び会計検査院は、地方自治の本旨を尊重し、地方自治体の行財政権を損なわないよう配慮しつつ、地方自治体における福利厚生の実態並びに休暇制度の実態及びその国・地方の格差について、特殊勤務手当と同様に調査をする必要がある。

### (3) 検査対象の概要

#### ア 地方財政計画と地方公共団体の決算

地方交付税法(昭和25年法律第211号)第7条に基づき、内閣は、毎年度、翌年度の地

方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならないとされている。この地方団体の歳入歳出総額の見込額が地方財政計画と呼ばれており、すべての都道府県及び市町村の普通会計に属する歳入歳出総額の見込額が計上されている。地方財政計画には、地方財政全体の収支見込みを明らかにし地方財源の不足額に対して必要な措置を講じることにより、地方団体が標準的な行政水準を確保できるようにすることなどの意義、役割があるとされており、地方交付税の総額は地方財政計画の策定を通じて決定されている。

地方公共団体における普通会計とは、一般会計及び特別会計のうち地方公営事業会計以外の会計の純計額であり、地方公共団体の財政状況を統一的に把握及び比較するため用いられている会計区分である。地方公共団体の普通会計決算の歳入は、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債などの性質別に区分されている。また、歳出は、行政目的に従って区分された総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費などの目的別の決算が基本であるが、地方財政計画の歳出区分は経費の性質別になっていることなどから、目的別決算とは別に、人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費などの性質別に区分した決算資料も作成されている。

#### イ 地方公務員の特殊勤務手当、福利厚生、病気休暇等

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項は、職員の給与等は条例で定めると規定している。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項は、都道府県及び市町村が条例で職員に対し支給することができる手当の一つとして特殊勤務手当を規定している。地方公務員の特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務などの特殊な勤務に対する手当であるとされているが、具体的な特殊勤務手当の種類や内容は各地方公共団体の条例により規定されている。

福利厚生には、保健・医療、元気回復(レクリエーション)、貸付事業、厚生施設の運営、祝金・弔慰金等の給付などの事業がある。これらの事業は、地方公共団体が実施するもの及び地方公務員共済組合が実施するもののほか、各地方公共団体における職員のための任意的な互助組織として設置されている職員の互助組合や互助会など(以下「職員互助組合等」という。)を通じて実施されるものが多い。職員互助組合等については、特に法律の規定はないが、各地方公共団体の条例等に基づき設置され、地方公務員共済組合の事業を補完する形で福利厚生事業などを実施している。その事業に要する費用には、職員の掛金のほか、地方公共団体からの補助金による収入が充てられる場合が多い。

地方公務員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の4種類がある。このうち病気休暇は、職員が負傷又は病気を療養するために必要とされる期間について認められるものであり、特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由がある場合で条例に基づく人事委員会規則等の定める場合に認められるものである。そして、両休暇とも給与に関する条例の定めるところにより有給とされている。

#### (4) 検査の観点及び着眼点

地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況については、有効性の観点から、地方財政計画の計上額とこれに対応する地方公共団体の普通会計決算額のうち、一般行政経費、

投資的経費(単独)及び給与関係経費の<sup>・</sup>かい離額に着眼して検査した。

決算額に関するその他の事項については、有効性の観点から、16年度又は17年4月1日現在の実態並びに休暇制度の実態及びその国・地方の格差に着眼して検査した。

#### (5) 検査の対象及び方法

地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況については、総務省から提出された地方財政計画及び普通会計決算額に関する資料等に基づき検査した。

決算額に関するその他の事項については、北海道ほか14府県及び管内の176市町村(6政令指定都市を含む。)を対象として、総務省の資料等を活用したほか、上記の15道府県及び176市町村に赴き、決算関係書類等の各種資料の提示を受け、担当者等から説明を聴取するなどして実地に検査した。

また、176市町村は、本院が18年に実地に検査した時点の市町村数であるが、17年以前に多くの市町村合併が行われている。検査対象は、検査項目に応じて16年度又は17年4月1日現在としたことから、各検査項目における対象とした市町村数は、特殊勤務手当及び福利厚生が16年度に係る342市町村、住居手当及び通勤手当並びに休暇制度が17年4月1日現在における226市町村となっている。

(注) 北海道ほか14府県 北海道、大阪府、山形、栃木、千葉、山梨、長野、静岡、滋賀、兵庫、鳥取、岡山、愛媛、福岡、宮崎各県

## 2 検査の結果

### (1) 地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況

#### ア 地方財政計画の計上額

17年度の地方財政計画の歳入、歳出の総額は83兆7687億円であり、表1-1のとおり区分されている。地方財政計画では、これらの歳入歳出について、地方公共団体の実際の収支見込額ではなく、標準的な水準における収入及び支出の額が計上されている。

国は地方に対して、国庫補助事業のほか法令等を通じて行政事務の多くを義務付けていることから、地方公共団体が国庫補助事業だけでなく単独事業も含めて標準的な行政水準を確保できるようにするため、地方財政計画の策定を通じて地方財政全体の標準的な収支の状況が明らかにされている。

表 1-1 地方財政計画額

(単位：億円)

歳 入				歳 出			
区 分	15 年度	16 年度	17 年度	区 分	15 年度	16 年度	17 年度
地方税	321,725	323,231	333,189	給与関係経費	234,383	229,990	227,240
地方譲与税	6,939	11,452	18,419	一般行政経費 (補助 (単独)	210,263 (98,414)	218,833 (101,183)	231,307 (100,538)
地方特例交付金	10,062	11,048	15,180		(111,849)	(117,650)	(130,769)
地方交付税	180,693	168,861	168,979	公債費	137,673	136,779	133,803
国庫支出金	122,600	121,238	111,967	維持補修費	10,068	9,987	9,817
地方債	150,718	141,448	122,619	投資的経費 (補助 (単独)	232,868 (84,068)	213,283 (78,583)	196,761 (73,061)
使用料及び手数料	16,386	16,420	16,438		(148,800)	(134,700)	(123,700)
雑収入	52,984	52,971	50,896	公営企業繰出金	32,052	30,797	28,659
				地方交付税の不 交付団体におけ る平均水準を超 える必要経費	4,800	7,000	10,100
計	862,107	846,669	837,687	計	862,107	846,669	837,687

歳入では、地方税の構成比は 39.8% であるが、一方、国から地方に対して支出される地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び国庫支出金の合計の構成比は 37.5% になっていて、国から移転される財源が地方財政にとって大きな割合を占めている。また、歳出では、一般行政経費が構成比 27.6% で、給与関係経費や投資的経費を上回っている。

#### イ 地方財政計画の計上額の算定方法

地方財政計画の計上額については、地方公共団体の実際の収支見込額ではなく、標準的な水準における収入及び支出の見込額が計上されている。また、地方公共団体の単年度における年度当初予算ベースの収入及び支出の見込額が計上されている。

地方財政計画における標準的な歳入歳出の計上額の算定方法については、総務省の説明によると、その歳入歳出区分別の概要は表 1-2 のとおりである。



表 1-2 地方財政計画 17 年度計上額の算定方法の概要

[歳入]

(単位：億円)

区 分		計上額	算定方法の概要
地方税	道府県税 市町村税	142,737 190,452	課税標準額等×税率×徴収率+未収納税額 の徴収見込額+税制改正による増減収見込 額
地方譲与税		18,419	国の予算ベース
地方特例交付金		15,180	国の予算ベース
地方交付税		168,979	国の予算ベース
国庫支出金		111,967	地方公共団体普通会計に対する国庫補助負 担金等に係る国の歳出予算額を積上げ計上
地方債		122,619	投資的経費の伸率等を基に計上
使用料 及び手 数料	高等学校授業料 幼稚園保育料	2,984	授業料・保育料単価×生徒・園児数
	その他	13,454	前年度計画額×決算の伸率
雑収入	貸付金元金収入	20,291	過去の調査数値を基に計上
	分担金・負担金 財産売払収入 財産運用収入 収益事業収入 など	3,949 4,795 1,609 5,077	前年度計画額×各項目別の決算の伸率

[歳出]

(単位：億円)

区 分		計上額	算定方法の概要
給与関係経費	給与費	226,684	職員数×給与単価
	恩給費	556	前年度計画額×国の文官等恩給費予算伸率
一般行政経費(補助)		100,538	各省庁が作成した国庫補助負担金等の予算関係資料を基に、地方公共団体の普通会計に対する国庫補助負担金等に係る経費を積上げ計上
一般行政経費(単独)	社会福祉関係	47,198	枠として計上
	教育・人材育成対策	5,325	
	環境対策	3,085	
	地方活性化都市再生対策	10,483	
	情報化科学技術振興対策	4,899	
各行政運営経費	13,756		
小計	84,746		
特定行政経費		3,703	国と協調して行う各種団体に対する出資等の地方負担額を積上げ計上
貸付金		19,458	過去の調査数値を基に計上
追加財政需要		5,700	例年定額計上
16年度一般財源化分		6,130	16・17年度の国庫補助負担金改革で一般財源化した補助金等に係る経費を計上
17年度一般財源化分		2,666	
国民健康保険関係事業費		8,366	
公債費	元金償還金	102,877	地方全体の決算統計等を基に当年度における元利償還費を計上
	利払費	30,926	
維持補修費		9,817	前年度計画額×決算の伸率
投資的経費(補助)	直轄事業負担金	11,351	各省庁が作成した国庫補助負担金等の予算関係資料を基に、地方公共団体普通会計に対する国庫補助負担金等に係る経費を積上げ計上
	公共事業費	61,605	
	失業対策事業費	105	
投資的経費(単独)	一般事業費	70,292	枠として計上
	特別事業費	53,408	
公営企業繰出金		28,659	地方公営企業法等の規定に基づき、一般会計等が負担することが適当な経費について、各事業ごとに決算統計数値等により積上げ計上
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費		10,100	交付税不交付団体における標準的収入が標準的経費を上回る実績額を基に積上げ計上

- ① 地方税は、道府県税及び市町村税の各税目別に示された課税標準額等に法令等で定められている標準税率を乗ずるなどして算定される。
- ② 給与関係経費のうち給与費は、義務教育教職員、警察関係職員、消防職員、非義務教育教職員、一般職員に区分し、職員数に給与単価を乗ずるなどして計上されている。職員数(17年度 2,456,707人)は、前年度の計画人員に対して定員合理化などによる増減数を職員区分別に算定しており、実際の職員数とは差異が生じている。給与単価は、義務教育教職員については、義務教育費国庫負担金の積算単価に準拠しており、義務教育教職員を除く一般職員等については、職員区分別に、指定統計である給与実態調査結果による支給総額を支給人員で割った平均単価を算出した上で、国家公務員の給与水準との均衡を図るため給与水準のラスパイレズ指数で割返して国家公務員ベースに修正した単価を基礎としている。

③ 一般行政経費(単独)については、計上額の大部分を占める社会福祉関係など各種の行政経費 8 兆 4746 億円が、特に経費の積上げなどによらず枠として計上されている。そのほか、貸付金は、過去に調査した数値を基礎とした額が計上されている。また、追加財政需要は、現年発生災害等の年度途中における財政需要に対応するものであり、その計上額は、例年、一定額の 5700 億円となっている。

④ 投資的経費(単独)については、特に経費の積上げなどによらず枠として計上されている。過疎対策事業費などの特別事業費は、政策や近年の実績等を勘案して内訳の計上額が決定されているが、投資的経費(単独)の総額から特別事業費を除いた額が一般事業費の計上額となっている。

ウ 地方財政計画の種類ごとの決算額の状況

地方財政計画は、地方公共団体の標準的な水準における歳入歳出の見込額を計上しており、実際の歳入歳出額の全体を把握するものではないことなどから、地方財政計画額と普通会計決算額を実質的に比較するためには、次のような修正措置を行う必要がある。

① 地方財政計画の歳入歳出区分と普通会計決算の歳入歳出区分とは一致していないので、計上方法の差異を修正するため移し替えを行う。

② 地方財政計画額は、年度途中における補正予算に伴い追加された事業などに係る額の増額などを行う。

③ 普通会計決算額は、前年度からの繰越額を控除するとともに、翌年度への繰越額を加算し、地方財政計画の対象外とされている歳入歳出額を控除する。

総務省では、上記の修正措置を行うことにより、地方財政計画額と普通会計決算額の実質的な比較を毎年度行っている。15年度の地方財政計画額と普通会計決算額との比較による両者のかい離額の状況は、表1-3のとおりである。

表1-3 15年度の地方財政計画額と普通会計決算額とのかい離額

(歳入)

(単位：億円)

区 分	地方財政 計画額 a	修正後 計画額 b	普通会計 決算額 c	修正後 決算額 d	かい離額	
					単純 c - a	実質 d - b
地方税	321,725	321,725	326,657	322,116	4,932	391
地方譲与税	6,939	6,939	6,940	6,940	1	1
地方特例交付金	10,062	10,062	10,062	10,062	—	—
地方交付税	180,693	180,693	180,693	180,693	—	—
国庫支出金	122,600	127,437	131,421	127,139	8,821	△298
地方債	150,718	150,718	137,894	132,360	△12,824	△18,358
使用料、手数料	16,386	16,386	24,921	22,536	8,535	6,150
雑収入	52,984	52,984	130,282	73,150	77,298	20,166
計	862,107	866,944	948,870	874,996	86,763	8,052

(歳出)

(単位：億円)

区 分	地方財政 計画額 a	修正後計 画額 b	普通会計 決算額 c	修正後決 算額 d	かい離額	
					単純 c - a	実質 d - b
給与関係経費	234,383	242,250	259,323	253,481	24,940	11,231
一般行政経費	210,263	204,783	302,320	272,847	92,057	68,064
(補助)	98,414	90,779				
(単独)	111,849	114,004				
公債費	137,673	137,673	131,549	128,721	△6,124	△8,952
維持補修費	10,068	10,068	10,564	10,564	496	496
投資的経費	232,868	235,318	185,708	183,033	△47,160	△52,285
(補助)	84,068	86,527	94,241	85,078	10,173	△1,449
(単独)	148,800	148,791	91,467	97,955	△57,333	△50,836
公営企業繰出金	32,052	32,052	36,354	36,354	4,302	4,302
水準超経費	4,800	4,800	—	—	△4,800	△4,800
計	862,107	866,944	925,818	885,000	63,711	18,056

(ア) 歳入の実質かい離額

主な歳入区分における実質かい離額の推移は表1-4のようになる。

表1-4 歳入の実質かい離額の推移 (単位：兆円)

区 分	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
地方税	2.07	2.73	2.25	1.82	1.64	-0.10	0.10	0.27	0.28	0.71	-0.55	-1.14	-0.16	0.00	-0.53	-0.58	0.04
地方債	-0.31	-0.33	-0.09	0.34	1.01	2.32	1.30	1.94	2.24	1.08	0.39	0.00	-0.40	-1.23	-1.63	-1.70	-1.84
使用料及び手数料	0.46	0.49	0.54	0.58	0.58	0.61	0.64	0.64	0.66	0.69	0.65	0.57	0.62	0.65	0.64	0.62	0.62
雑収入	2.40	2.67	3.22	4.12	4.37	4.04	4.30	3.86	3.83	2.99	3.33	4.11	3.56	3.16	3.01	2.38	2.02
その他	-0.18	-0.18	-0.14	-0.11	-0.19	-0.01	0.04	-0.09	-0.12	0.06	0.05	-0.25	-0.12	-0.29	-0.05	-0.38	-0.03
かい離額の合計	4.44	5.38	5.77	6.75	7.41	6.85	6.38	6.62	6.88	5.53	3.87	3.28	3.50	2.29	1.44	0.34	0.81

- ① 地方税は3年度までは決算額が1兆円を上回るかい離が生じていたが、4年度以降はほとんどかい離が生じていない。
- ② 地方債は3年度から8年度までは決算額が1兆円を上回るかい離が生じていたが、12年度以降は逆に決算額が下回るかい離が生じている。
- ③ 使用料及び手数料は比較的少額だが恒常的に決算額が上回るかい離が生じている。
- ④ 雑収入は恒常的に決算額が2兆円を上回るかい離が生じている。

(イ) 歳出の実質かい離額

主な歳出区分における実質かい離額の推移は表1-5のとおりである。

表1-5 歳出の実質かい離額の推移 (単位：兆円)

区 分	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
一般行政経費	3.96	4.23	3.58	6.11	7.51	7.83	7.33	8.16	8.97	8.69	8.59	9.13	9.00	7.73	7.61	6.87	6.81
給与関係経費	1.34	1.37	1.38	1.23	1.11	1.04	0.91	1.19	1.22	1.39	1.58	1.43	1.40	1.83	1.57	1.39	1.12
投資的経費(補助)	0.03	0.15	0.26	0.32	0.18	0.33	0.30	-0.31	0.07	-0.09	0.07	-0.15	-0.09	-0.47	-0.36	-0.20	-0.14
投資的経費(単独)	-1.01	-0.36	0.06	1.24	1.58	1.05	-0.43	-1.23	-1.91	-2.95	-4.20	-3.75	-5.68	-6.14	-6.03	-5.07	-5.08
その他	-0.55	-1.15	-2.17	-2.91	-2.46	-2.21	-1.04	0.04	-0.15	-0.48	-0.53	-1.26	-0.31	-0.71	-0.97	-1.05	-0.90
かい離額の合計	3.76	4.23	3.12	5.98	7.92	8.05	7.06	7.85	8.20	6.56	5.51	5.40	4.32	2.24	1.82	1.93	1.81

- ① 給与関係経費は恒常的に決算額が1兆円から2兆円上回るかい離が生じている。
- ② 一般行政経費は恒常的に決算額が上回るかい離が生じており、2年度以降は6兆円を超えるかい離となっている。

③ 投資的経費(単独)は7年度までは2兆円以内の<sup>・</sup>かい離となっていたが、11年度以降は決算額が5兆円を超えて下回る<sup>・</sup>かい離が生じている。

④ 投資的経費(補助)はほとんど<sup>・</sup>かい離が生じていない。

(ウ) <sup>・</sup>かい離の要因

① 一般行政経費

一般行政経費の決算には、国が法令等を通じて義務付けている行政事務などに係る支出のほか、各地方公共団体が自主的に執行する広範囲に及ぶ各種の支出が含まれており、地方財政計画で見込んでいる支出以外の支出も含まれている。そして、地方財政計画では一般行政経費のうち単独事業のほとんどは積上げではなく枠として計上されているが、地方単独事業は各地方公共団体が自主的に実施するものであり、このような地方における各種の支出に係る決算額の実態が十分には地方財政計画額に反映されていないため、<sup>・</sup>かい離が生じていると考えられる。

② 投資的経費(単独)

国は、バブル経済崩壊後の経済状況に対する対策の一環として、4年度から13年度までに数次にわたり大型の経済対策を実施している。これらの経済対策では、公共事業等による社会資本整備などの事業を内容とする財政措置が講じられている。4年8月から10年4月まで6回の経済対策においては、国による公共事業等の実施に合わせて、地方に対する単独事業や公共用地先行取得の要請が盛り込まれたこともあり、地方の投資的経費(単独)の決算額は大きく増加した。しかし、10年11月の国の経済対策からは地方単独事業等の要請が盛り込まれなくなったことに伴い、地方の投資的経費(単独)の決算額は大きく減少している。地方においては、地方税収入が伸び悩む一方で地方債の累増に伴う公債費の増加などによる財政状況の悪化により、国が地方財政計画で見込んだ以上に単独事業の投資的経費を抑制する政策がとられてきたことにより、地方財政計画との<sup>・</sup>かい離が生じていると考えられる。

③ 給与関係経費

地方財政計画に計上された人員(15年度2,480,098人)に対し、地方公共団体における実際の職員数(15年4月1日現在2,674,177人)は多くなっており、この職員数の差が給与関係経費の<sup>・</sup>かい離の主な要因と考えられる。

(2) 決算額に関するその他の事項

ア 職員に対する特殊勤務手当等の状況

(ア) 特殊勤務手当の手当数及び支給額

地方公共団体普通会計の16年度性質別歳出決算における人件費のうち職員給の額は18兆7652億円で、このうち特殊勤務手当の額は1109億円になっている。この普通会計の特殊勤務手当の額は、9年度をピークに10年度以降は減少している。

実地検査の対象とした15道府県及び6政令指定都市が、16年度に普通会計及び公営事業会計で支給した手当数、支給額及び支給額を職員数で除した1人当たり支給額の状況は、表2-1のとおりである。

表 2-1 15 道府県及び 6 政令指定都市の手当数、支給額

(単位：支給額・千円、1 人当たり支給額・円)

団体名	普 通 会 計				公 営 事 業 会 計				合 計	
	手当数	支給額	職員数	1 人当 り支給額	手当数	支給額	職員数	1 人当 り支給額	手当数	支給額
北海道	53	3,542,943	80,080	44,242	16	651,624	2,055	317,091	69	4,194,567
山形県	37	693,100	18,216	38,048	8	358,826	2,614	137,270	45	1,051,926
栃木県	31	1,022,116	25,120	40,689	11	118,301	836	141,508	42	1,140,417
千葉県	47	2,332,128	59,836	38,975	22	473,012	4,012	117,899	69	2,805,140
山梨県	39	399,142	14,345	27,824	8	265,963	1,021	260,492	47	665,105
長野県	44	931,033	28,455	32,719	16	212,389	1,266	167,763	60	1,143,422
静岡県	74	1,763,502	39,209	44,976	22	558,293	2,167	257,634	96	2,321,795
滋賀県	55	728,504	18,208	40,010	10	248,284	1,007	246,558	65	976,788
大阪府	37	4,924,688	84,044	58,596	33	804,922	4,281	188,021	70	5,729,610
兵庫県	63	2,607,143	58,912	44,254	25	1,328,970	5,023	264,576	88	3,936,113
鳥取県	29	337,553	11,003	30,678	11	154,206	828	186,239	40	491,759
岡山県	29	857,447	24,811	34,559	19	44,641	281	158,864	48	902,088
愛媛県	36	701,161	21,118	33,202	11	513,772	2,149	239,074	47	1,214,933
福岡県	30	2,367,698	52,578	45,032	8	106,025	863	122,856	38	2,473,723
宮崎県	49	641,071	17,248	37,167	8	347,956	1,588	219,115	57	989,027
札幌市	20	1,024,629	11,829	86,620	27	332,459	4,026	82,577	47	1,357,088
千葉市	28	262,977	6,609	39,790	36	592,203	1,236	479,128	64	855,180
大阪市	34	4,564,529	30,732	148,526	76	4,926,537	17,294	284,869	110	9,491,066
神戸市	35	2,603,206	13,569	191,849	39	1,510,686	5,635	268,089	74	4,113,892
北九州市	40	641,867	7,753	82,789	41	560,971	2,306	243,265	81	1,202,838
福岡市	44	561,735	8,200	68,504	46	372,740	2,471	150,845	90	934,475

また、政令指定都市以外の 336 市町村の手当数及び支給額の状況については、手当数及び支給額の計数区別に市町村数を示すと表 2-2 のとおりである。

表2-2 手当数及び支給額の区分別の該当市町村数  
[手当数]

手当数の区分	普通会計					公営事業会計				
	0	1～9	10～19	20～29	30以上	0	1～9	10～19	20～29	30以上
北海道管内	3	22	6	3	1	5	16	11	2	1
山形県管内	4	9	4			3	9	2	3	
栃木県管内	3	8	3			6	6	2		
千葉県管内		2	5	4	1		9	2	1	
山梨県管内	4	8				4	6	2		
長野県管内	3	22	2		1	8	15	4		1
静岡県管内	3	19	8	1		10	16	3	1	1
滋賀県管内	2	23	3			6	17	3	2	
大阪府管内		2	6	1	2		3	5	3	
兵庫県管内			3	4	3			4	2	4
鳥取県管内	12	18	1			14	13	4		
岡山県管内	5	23	6			17	12	4	1	
愛媛県管内	9	19	2	4		15	15	3	1	
福岡県管内	6	11	1			11	6	1		
宮崎県管内	2	16		1		4	13	2		
計	56	202	50	18	8	103	156	52	16	7

[支給額]

支給額の区分	普通会計					公営事業会計				
	0円	100万円未満	1000万円未満	1億円未満	1億円以上	0円	100万円未満	1000万円未満	1億円未満	1億円以上
北海道管内	3	12	11	9		5	4	3	10	13
山形県管内	4	5	5	3		3	5		4	5
栃木県管内	3	6	3	1	1	6	4	1	2	1
千葉県管内		1	2	8	1		6	4		2
山梨県管内	4	4	4			4	3	2	2	1
長野県管内	3	17	6	2		8	7	9	2	2
静岡県管内	3	10	9	7	2	10	9	2	2	8
滋賀県管内	2	18	6	2		6	10	4	7	1
大阪府管内			1	6	4		1	2	2	6
兵庫県管内				6	4				1	9
鳥取県管内	12	17	1	1		14	8	4	5	
岡山県管内	5	18	5	4	2	17	4	3	9	1
愛媛県管内	9	11	9	3	2	15	8	6	3	2
福岡県管内	6	8	2	2		11	3	1	2	1
宮崎県管内	2	10	5	2		4	8	1	6	
計	56	137	69	56	16	103	80	42	57	52

## (イ) 検討を要すると思われる特殊勤務手当

総務省では、15年度における都道府県及び政令指定都市の特殊勤務手当の支給状況の特別調査を次の3つの視点から実施し、結果を16年12月に公表している。

## ① 国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当

地方公共団体固有の業務に基づくものなどがあり、国にない手当であることをもって直ちに妥当でないというものではないが、時代の変化を踏まえ、必要性及び妥当性を改めて検証する必要があるもの

## ② 他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当

## ③ 月額支給等となっている特殊勤務手当

対象となる業務に従事した場合ごとに日額や件数当たりで支給されることが適当であり、月額となっている支給方法の妥当性の検討が必要であるもの

そして、15道府県及び6政令指定都市において、上記の総務省調査で検討を要するとされた特殊勤務手当に係る16年度の手当数及び支給額は、①国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当が、15道府県359手当、支給額7,624百万円、6政令指定都市225手当、支給額7,733百万円、②他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当が、12道府県42手当、支給額676百万円、6政令指定都市93手当、支給額7,688百万円、③月額支給等となっている特殊勤務手当が、15道府県246手当、支給額10,481百万円、6政令指定都市128手当、支給額6,525百万円となっている。

また、実地検査の対象とした市町村における16年度の特務手当について、前記の総務省調査と同様な視点から検査した結果、検討を要すると思われる手当数及び支給額は表2-3のとおりとなっている。



表2-3 市町村における検討を要すると思われる特殊勤務手当の手当数及び支給額 (単位：千円)

区 分	① 国家公務員に設けられていない		② 他の手当、給料との重複の観点		③ 月額支給等		16年度特殊勤務手当の総数、総支給額	
	数	支給額	数	支給額	数	支給額	数	支給額
北海道 35市町村	366	2,606,661	75	732,906	213	1,289,977	546	3,926,239
山形県 17市町村	94	742,658	17	248,447	37	892,991	180	1,352,108
栃木県 14市町	64	169,678	12	163,982	56	228,116	125	530,271
千葉県 12市町	217	931,206	40	221,679	140	658,254	318	1,408,355
山梨県 12市町村	43	171,325	4	9,089	39	145,031	69	226,599
長野県 28市町村	203	718,799	29	105,829	107	438,878	269	856,527
静岡県 31市町村	238	2,039,486	36	142,112	122	1,554,342	378	3,562,546
滋賀県 28市町村	146	166,993	38	164,425	93	184,128	285	566,139
大阪府 11市町	235	1,745,919	86	516,140	134	1,173,288	352	2,657,811
兵庫県 10市	330	2,258,031	101	511,812	165	1,106,540	488	2,994,300
鳥取県 31市町村	101	188,378	12	15,895	60	142,132	135	259,369
岡山県 34市町村	175	904,518	35	308,050	75	494,921	273	1,369,491
愛媛県 34市町村	227	541,469	20	80,342	109	439,653	323	859,990
福岡県 18市町	40	224,366	10	86,029	25	152,925	60	296,958
宮崎県 19市町	60	134,523	19	33,410	66	199,703	129	345,558
計	2,539	13,544,010	534	3,340,147	1,441	9,100,879	3,930	21,212,261

(注) 愛媛県管内の2市町の計数が不明のため、合計の市町村の数は334となっている。

(ウ) その他の手当

特殊勤務手当以外の諸手当について、17年4月1日現在の制度を検査したところ、国家公務員に係る諸手当の制度とは異なっているものが多くみられた。

特に、住居手当のうち自宅所有者に対する手当について、国家公務員の場合は、住宅を新築又は購入した日から5年以内に限り月額2,500円とされているのに対し、15道府県及び156市町村では、手当支給期間が住宅を新築又は購入した日から5年を超えて退職等までとなっており、5年以内の支給月額も2,500円以上となっている。

また、通勤手当のうち通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に係る手当について、国家公務員の場合は、自動車等の使用距離が片道2km以上5km未満は月額2,000円、片道5km以上10km未満は月額4,100円などとされているのに対し、14

道県及び123市町村では、支給月額がそれぞれ2,000円以上、4,100円以上となっている。

#### イ 職員の福利厚生事業への支出状況

##### (ア) 職員互助組合等

地方公共団体の福利厚生事業費において大きな割合を占める職員互助組合等に対する補助金の額は、普通会計については性質別歳出決算の人件費の内訳として示されており、16年度は計602億6786万円となっている。

道府県の職員互助組合等は、一般の知事部局の職員、学校教職員、警察職員などの別に複数の職員互助組合等が設置され、各職員は該当する職員互助組合等に加入している。なお、学校教職員互助組合等には、道府県の学校教職員のほか市町村の学校教職員が加入している場合が多い。

政令指定都市を含めた市町村の職員互助組合等は、様々な形態となっているが、おおむね次の類型に分類される。なお、職員互助組合等が設置されていない市町村もある。

- ① 各市町村に一つの職員互助組合等が設置され、職員が加入している。
- ② 各市町村に一般部局のほか、学校教職員、交通局、水道局などの部局別に複数の職員互助組合等が設置され、各職員は該当する職員互助組合等に加入している。
- ③ 各市町村には職員互助組合等が設置されていないが、道府県内市町村の連合会的な職員互助組合等が設置されており、職員が加入している。
- ④ 各市町村に職員互助組合等が設置されており、職員が加入している。また、職員は道府県内市町村の連合会的な職員互助組合等にも加入している。

そして、市町村職員のうち学校教職員については、市町村に設置される職員互助組合等には加入しないで、道府県の学校教職員互助組合等に加入している場合が多い。

これらの職員互助組合等に対しては、各地方公共団体から補助金が交付される場合がほとんどであり、職員互助組合等は、主に職員による掛金と地方公共団体からの補助金を財源として事業を行っている。

実地検査の対象とした15道府県が職員互助組合等に対する16年度の補助金額は、14道府県が1億円以上を交付しており、最高額は大阪府の49億8283万円、最低額は千葉県の100万円となっている。

また、実地検査の対象とした市町村が職員互助組合等に対して16年度に交付した補助金額について、補助金額の計数区別に市町村数を示すと表2-4のとおりである。職員互助組合等に職員が加入していなかったり、加入していても補助金を交付していなかったりする市町村もあるが、多くの市町村では職員互助組合等に対する補助金の交付が行われている。市町村のうち6政令指定都市の補助金額は1億円以上の区分に該当するが、特に大阪市は4職員互助組合等に対する補助金額の合計が73億4222万余円となっている。

職員互助組合等に対する地方公共団体の補助金については、条例等で負担率などが規定されていない場合が多く、補助金負担率及び補助金額は地方公共団体により差異がみられる。

表2-4 職員互助組合等に対する補助金額の区分別の該当市町村数

支給額の区分	0円	100万円未満	100万円～1000万円未満	1000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円以上
北海道管内		2	19	13	1	1
山形県管内			14	2	1	
栃木県管内	6	1	3	3		1
千葉県管内			4	5	2	2
山梨県管内	2	4	5	1		
長野県管内	1	9	16	2	1	
静岡県管内	2	5	12	9	1	2
滋賀県管内			23	4	1	
大阪府管内				1	2	9
兵庫県管内				3	3	4
鳥取県管内			26	2	3	
岡山県管内	1	1	26	4		2
愛媛県管内		12	18	4	1	1
福岡県管内			9	7		4
宮崎県管内	2	7	7	2	1	
計	14	41	181	62	17	27

そして、前記「平成15年度決算審査措置要求決議」において退職給付金や祝い金などの現金給付、旅行券や家電製品などの物品給付の指摘があったことから、職員互助組合等が16年度に実施している個人に対する給付事業について、地方公共団体を实地に検査したところ、現金給付のほか、商品券、旅行券、記念品等の物品給付など各種の事業が実施されており、多くの事業は地方公共団体からの補助金の対象となっていた。実施されている事業の種類は、各職員互助組合等により差異がみられるが、主な事業について、多くの職員互助組合等で共通的に実施されている事業、一部の職員互助組合等で実施されている事業を示すと表2-5のとおりである。

表2-5 職員互助組合等による個人に対する給付事業  
[多くの職員互助組合等で共通的に実施されている事業]

事業の種類		事業の概要
祝金	結婚祝金 結婚記念祝金 出産祝金 入学祝金 卒業祝金 特別給付金	職員の結婚時に給付 職員の結婚後25年目等の時期に給付 職員、その配偶者の出産時に給付 扶養親族の小中学校等の入学時に給付 扶養親族の小中学校等の卒業時に給付 結婚祝金等の各種祝金を受けていない職員に給付
弔慰金	死亡弔慰金 親族死亡弔慰金	職員の死亡時に給付 職員の親族の死亡時に給付
見舞金	災害見舞金	家屋、家財等に対する被害に対する給付

事業の種類		事業の概要
永年勤続	永年勤続表彰	職員の勤続10年、20年、30年等の時期に給付
退会	退会給付金	互助組合等の退会時に在会年数等に応じた給付
医療	医療費助成 入院・療養見舞金 人間ドック等助成	医療費の自己負担額に対する助成 傷病による入院等に対する給付 人間ドック、生活習慣病検診等の受診費用を助成
レクリエーション等	宿泊費助成 スポーツ・文化施設等利用助成 スポーツ観戦・芸能鑑賞等助成 各種講座受講助成	旅行による宿泊費を助成 施設の利用料金を助成 入場料金を助成、利用券等の配付 通信講座等による講座の受講費を助成

[一部の職員互助組合等で実施されている事業]

事業の種類		事業の概要
祝金	就職祝金 壮健・還暦等祝金 住宅建築祝金 成人祝金 子の結婚祝金	扶養親族が高校進学せず就職した時に給付 職員が55歳、60歳、70歳等になった時に給付 家屋を新築又は購入した場合に給付 職員、その扶養親族の成人時に給付 職員の子の結婚時に給付
見舞金	障害見舞金 傷病見舞金 特別見舞金	傷病による障害が残った場合に給付 傷病により退職した場合に給付 生活が困窮し救済が必要な場合に給付
医療	家政婦利用助成 鍼灸、マッサージ等助成 メガネ購入助成	入院時に家政婦を利用した場合に費用を助成 施術料を助成 メガネ等を購入した場合に費用を助成
レクリエーション等	リフレッシュ助成 研修旅行等助成 自己啓発活動助成 サークル助成 親睦会等助成 カフェテリアプラン等	職員が30歳、40歳、50歳等になった時に旅行券等を給付 職場で実施する研修旅行等に対する助成 自己啓発のための研修を行う職員に対する給付 職場のスポーツ・文化サークルに対する助成 忘年会等の職員の親睦に係る会合の開催に対する助成 毎年所定の金額の範囲内で、職員が多様な福利厚生メニューの中から選択して受ける給付
その他	遺児給付金 休職給付金 育児休業給付金 介護休暇給付金 介護給付金	職員死亡時に18歳未満の子がある場合に給付 職員の休職時に給付 職員の育児休業時に給付 職員の介護休暇取得時に給付 職員等が介護認定を受けた時に給付

(イ) 健康保険組合の保険料負担

地方公務員における医療給付等の短期給付は、地方公務員共済組合によって行われる場合がほとんどであり、その短期給付に要する費用は、職員である組合員の掛金と地方公共団体の負担金でそれぞれ2分の1の割合で負担することとされている。

一方、一部の地方公共団体では、健康保険組合が当該地方公共団体の職員に対する短期給付を行っている。健康保険法では、事業に要する費用に充てるため徴収する保険料は、被保険者及び被保険者を使用する事業主がそれぞれ2分の1を負担することが原則とされているが、同法第162条では、健康保険組合の特例として、その規約で

定めるところにより、事業主の負担すべき保険料の負担割合を増加することができる  
とされている。

実地検査の対象とした地方公共団体のうち17市では、健康保険組合を設立して、  
短期給付の一部を実施しているが、これらの市では健康保険組合に対して事業主とし  
て負担する保険料の16年度の負担割合は60.0%から67.5%となっており、市の支出  
により職員の保険料負担が軽減されている状況となっている。

#### ウ 職員の病気休暇等の制度の状況

##### (ア) 病気休暇

実地検査の対象とした15道府県及び226市町村における、17年4月1日現在の病  
気休暇の期間及び休暇中の給与の取扱いについては、国の制度と同様に、休暇期間は  
必要最小限度の期間として90日を超える場合は給与を半減することとしている地方  
公共団体が50団体(全体の21%)あるが、休暇期間の上限を具体的に規定している団  
体が多く、その中では90日としている団体が148団体(全体の61%)となっている。

また、病気休暇から休職に移行した場合の休職者給与の支給期間及び支給割合につ  
いては、国の制度と同様に、給与の8割相当額を休職者給与として1年間支給するこ  
ととしている団体が196団体(全体の81%)となっている。

##### (イ) 特別休暇

実地検査の対象とした地方公共団体では、休暇に関する条例で特別休暇を定めてい  
る。また、いくつかの団体では、地方公務員の服務に関する制度である職務専念義務  
の免除という形で条例を定めることなどにより、実質的に特別休暇と同様な取扱いが  
行われている。15道府県及び226市町村が定めている特別休暇等の数については、  
国の17種類より多くの特別休暇等を設けている団体は217団体(全体の90%)となっ  
ている。

そして、特別休暇等の種類については、家族の祭日(法要)休暇、妊娠障害休暇、リ  
フレッシュ・永年勤続休暇など国に制度がない様々な特別休暇等を定めている団体が  
多くみられるが、一方、国に制度がある特別休暇でも導入率が低いものもみられる。

また、国に制度がある特別休暇のうち、結婚休暇及び夏季休暇の付与日数状況につ  
いては、国の制度における付与日数(結婚休暇は5日、夏季休暇は3日)と同じ制度と  
なっている団体が、結婚休暇では123団体(全体の51%)、夏季休暇では138団体(全  
体の57%)となっている。

### 3 検査の結果に対する所見

今般、参議院からの要請を受けて、地方財政の状況について検査した結果は次のとおりで  
ある。

#### (1) 地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況

ア 地方財政計画には、地方における標準的な水準の収入支出見込額が計上されている。

その歳出計上額の算定方法は、給与関係経費のうち給与費(17年度計上額22兆6684億  
円)は計画人員に給与単価を乗ずるなどして算定され、一般行政経費(補助)(同10兆  
0538億円)及び投資的経費(補助)(同7兆3061億円)は国庫補助負担金等の資料を基に  
積上げ計上されている。一方、一般行政経費(単独)(同13兆0769億円)及び投資的経費

(単独)(同 12 兆 3700 億円)の大部分は、個々の事業を積み上げるのではなく枠として計上されている。

イ 地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況については、一般行政経費は恒常的に決算額が上回るかい離が生じており、2年度以降は6兆円超のかい離となっている。一方、投資的経費(単独)は7年度までは2兆円以内のかい離が生じていたが、11年度以降は決算額が5兆円を超えて下回るかい離が生じている。また、給与関係経費は恒常的に決算額が1兆円から2兆円を上回るかい離が生じている。

ウ 一般行政経費のかい離については、地方における一般行政経費の決算には、国が法令等を通じて義務付けている行政事務などに係る支出のほか、各地方公共団体が自主的に執行する広範囲に及ぶ各種の支出が含まれており、地方財政計画で見込んでいる支出以外の支出も含まれているが、地方財政計画では一般行政経費のうち単独事業のほとんどは積み上げではなく枠として計上されていて、地方単独事業は各地方公共団体が自主的に実施するものであり、このような地方における各種の支出に係る決算額の実態が十分には地方財政計画額に反映されていないため、かい離が生じていると考えられる。

地方の決算額では、特に、物件費、補助費等が、地方財政計画で見込まれた一般行政経費の増加率を恒常的に上回る伸びを示しており、これらの経費に係る支出が増加したことにより、地方財政計画とのかい離が生じていると考えられる。また、貸付金に係る計画計上額が近年における決算額と大きく異なっていることもかい離の要因の一つと考えられる。

エ 投資的経費(単独)のかい離については、地方財政計画額が国の政策判断に基づき枠として計上されているのに対し、地方の政策判断による財政支出は国の想定以上に公共事業などの投資的経費を削減していることによると考えられる。バブル経済崩壊後4年度から8年度までは、国の経済対策における地方単独事業等の要請もあって地方の決算額は大きく増加したが、その後、国の経済対策に地方単独事業等の要請が盛り込まれなくなった頃から地方の決算額は大きく減少しており、地方においては、地方税収入が伸び悩む一方で地方債の累増に伴う公債費の増加などによる財政状況の悪化により、国が地方財政計画で見込んだ以上に単独事業の投資的経費を抑制する政策が執られてきたことにより、地方財政計画とのかい離が生じていると考えられる。

オ 給与関係経費のかい離は、地方財政計画に計上される職員数が、前年度の計画人員を基に定員合理化などによる増減数を算定して計上されているのに対し、地方公共団体における実際の職員数は、この計画計上人員を上回っていることによると考えられる。

## (2) 決算額に関するその他の事項

ア 特殊勤務手当について、16年度における手当数や支給額は地方公共団体によって差異がみられる。15道府県の普通会計及び公営事業会計を合わせた手当数は38手当(福岡県)から96手当(静岡県)、支給額は4億円(鳥取県)から57億円(大阪府)、6政令指定都市の普通会計及び公営事業会計を合わせた手当数は47手当(札幌市)から110手当(大阪市)、支給額は8億円(千葉市)から94億円(大阪市)の状況である。また、336市町村については、手当数が0で支給額が0円の団体が普通会計で56、公営事業会計で103みられるが、一方、手当数が30以上の団体が普通会計で8、公営事業会計で7、支給額が1億円以上の団体が普通会計で16、公営事業会計で52みられる。

イ 336市町村における16年度の検討を要すると思われる特殊勤務手当は、①国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当が2,539手当、支給額135億円、②他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当が534手当、支給額33億円、③月額支給等となっている特殊勤務手当が1,441手当、支給額91億円となっている。

ウ 特殊勤務手当以外の諸手当について、15道府県及び226市町村の17年4月1日現在の制度を国家公務員の制度と比較したところ、自宅所有者に対する住居手当は15道府県及び156市町村、自動車等を使用する場合の通勤手当は14道県及び123市町村で、国の支給月額以上の支給月額となっている。

エ 地方公務員の福利厚生には職員互助組合等を通じて実施されるものが多く、多くの地方公共団体は職員互助組合等に対して補助金を支出している。16年度における15道府県の補助金額は100万円(千葉県)から49億円(大阪府)であり、342市町村については、補助金額が0円の団体が14あるとともに、1億円以上の団体が27あり、最高額は大阪市の73億円である。

オ 職員互助組合等は、職員個人に対して現金等の給付など各種の給付事業を行っており、多くの事業は地方公共団体からの補助金の対象となっている。給付事業の内容は職員互助組合等によって多様であるが、結婚等の祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、永年勤続表彰、医療費助成、レクリエーション助成などは多くの職員互助組合等で共通的に実施されている。

カ 健康保険組合を設立して職員に対する医療給付等が行われている17市では、保険料の市の負担割合が60.0%から67.5%となっており、国家公務員や地方公務員の共済組合における50%の負担割合に比べて高く、市の支出により職員の保険料負担が軽減されている。

キ 病気休暇について、15道府県及び226市町村の17年4月1日現在の制度を国の制度と比較したところ、病気休暇の期間及び休暇期間中の給与の取扱いが、国の制度と同様に、必要最小限度の期間で90日を超える場合は給与を半減することとしている団体は50(全体の21%)あるが、休暇期間の上限を具体的に規定している団体が多く、その中では90日としている団体が148(全体の61%)となっている。また、病気休暇から休職に移行した場合の休職者給与の支給期間及び支給割合は、国の制度と同様に、給与の8割相当額を1年間支給することとしている団体は196(全体の81%)となっている。

ク 特別休暇について、15道府県及び226市町村の17年4月1日現在の制度を国の制度と比較したところ、特別休暇等の数が、国の17種類より多く設けている団体は217(全体の90%)となっており、国の制度にない様々な特別休暇等を定めている団体が多くみられる。また、国の制度がある特別休暇のうち結婚休暇及び夏季休暇の付与日数については、国の制度と同じ付与日数となっている団体が、結婚休暇で123(全体の51%)、夏季休暇で138(全体の57%)となっている。

なお、上記の検査結果は、16年度又は17年4月1日現在を対象としているものであるが、実地検査の対象とした地方公共団体の中には、17年度以降に制度を改正して適正化を実施している団体も相当数見受けられる状況である。

地方財政については、国と地方の信頼関係を維持しつつ、国、地方それぞれの財政健全化を進めるための取組を行うこととされている。そして、以上の検査結果を踏まえ、地方財政計画の計上額と決算額、及び地方公務員に係る特殊勤務手当等、福利厚生事業への支出、病気休暇等の制度については、次の点に留意することが求められる。

ア 地方財政計画額と決算額のかい離の縮小を図るためには、単独事業の地方財政計画額は、地方の決算額などにより地方における標準的な経費の実態を十分に踏まえて計上することが求められる。17年度及び18年度の地方財政計画では、かい離の一体的是正として、一般行政経費(単独)の増額及び投資的経費(単独)の減額が実施されているが、今後もかい離を是正するための措置が必要である。

また、地方財政計画の計上額については、地方の一般行政経費や投資的経費に係る単独事業は、各地方公共団体が自主的に実施するものであるから、地方財政計画で、単独事業に係る経費について積上げにより計上することは困難であるが、地方の決算に関する情報を早期に把握して決算の内容を分析することにより、単独事業に係る標準的な経費の適正な計上に努めることが求められる。

イ 地方公務員に係る特殊勤務手当等、福利厚生事業への支出、病気休暇等の制度については、地方の一般財源に関する事項であり、地方自治の本旨に基づき、各地方公共団体においてその住民の意思に基づいて決定されるべきものである。

これらの事項については、各地方公共団体において、時代の変化を踏まえて必要性及び妥当性を改めて点検し、住民の理解が得られるものとなるよう見直しを実施するとともに、これらの事項の具体的内容や実施状況等を住民に対してより積極的に開示公表することが求められる。

本院としては、今回の検査要請を踏まえ、地方公共団体の決算の状況について、引き続き検査していくこととする。



## 第5 各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院
検査の内容	上記の府省等におけるコンピュータシステムについての検査要請事項
各府省等におけるコンピュータシステムの調達等に係る経費	4773億円(平成16年度)
報告を行った年月日	平成18年10月25日

### 1 検査の背景及び実施状況

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院
(二) 検査の内容
各府省等におけるコンピュータシステムについての次の各事項
1 各府省の株式会社エヌ・ティ・ティ・データ等コンピュータシステム会社に対する事務・業務の委託契約の状況
2 保守・運用契約の競争性、経済性の状況
3 主なシステムの利用の状況
4 情報セキュリティの管理体制の状況
5 電子政府構築計画に基づく「業務・システム最適化計画」の作成を予定しているシステム(レガシーシステムを含む)の現状と最適化に向けた取組の状況
6 右を踏まえた決算内容の検証

#### (2) 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関連する項目の内容は、以下のとおりである。

### 5 ITシステムの見直しについて

現在、政府部内には、厚生労働省の「社会保険オンラインシステム」を始めとするレガシー・システムが合計36あり、平成17年度予算で約3572億円の経費が計上されている。また、このほかに、「人事給与システム」や「災害管理システム」などの多くのITシステムがある。

これらのITシステム、とりわけレガシー・システムの調達には、技術的専門性の高さから、その多くがシステム事業者任せになり、システムの詳細がどうなっているのか、各府省側でその内容の把握が不十分なまま特定事業者との間で随意契約が繰り返され、その結果、不透明な契約内容、割高な契約額、システム事業者が開発したソフトウェアの著作権の帰属、システム開発費を分割払としたことによる多額の残債の存在、政府全体として平成15年度におけるIT調達にかかわる決算額を確定することのできない事実等の多くの問題が生じている。

一方、会計検査院の「決算確認システム」では、その運用業務委託契約の業務内容を全面的に見直すとともに、契約方法を随意契約から一般競争契約へ移行させた結果、委託経費がそれまでの約30分の1に削減できたように多大の成果も見られる。

政府は、今後、レガシー・システムを含む77のITシステムについて「業務・システム最適化計画」を作成しシステムの全面見直しを進めていく中で、システム事業者が開発したソフトウェアの著作権の各府省への帰属の実現、システム開発費を分割払としたことによる多額の残債問題の解消等に努め、汎用コンピュータのオープンシステム化、データ通信サービス契約そのもの見直し、随意契約から競争契約への移行等の改善を図るとともに、当該調達にかかわる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきである。

また、会計検査院は、以上の観点に留意して会計検査を実施すべきである。

### (3) 国の情報通信技術に係る施策の概要

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)に基づいて内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部では、13年1月の「e-Japan戦略」から18年1月の「IT新改革戦略」まで、数次にわたって、戦略、計画等を策定し、政府はこれらに沿って、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を推進している。

また、14年9月に設置された各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議は、15年7月に電子政府構築に係る基本的考え方や具体的取組を定めた「電子政府構築計画」を策定しており、同計画において、各府省に共通する業務・システムおよび個別府省の業務・システムについて、17年度末までに「最適化計画」を策定することとした。

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算は、内閣官房が実施した調査によると、16、17両年度において1兆3千億余円の多額に上っている。また、総務省がとりまとめている行政機関の情報システム関係予算については、16年度6192億円、17年度5773億円となっている。

### (4) 検査の観点、着眼点及び方法

検査に当たっては、法規性、経済性・効率性、有効性等の観点から、主として契約の競争性、システムの利用、情報セキュリティの対策、最適化計画の効果に着眼し、検査要請

のあった事項について、内閣ほか14府省等の本省及び外局等(以下「省庁」という。)42省庁すべてについて資料の提出を求めるとともに、このうち、35省庁については実地検査を実施し、契約関係書類、業務・システム最適化計画関係書類等の内容を調査するなどした。

## 2 検査の結果

### (1) 各府省の株式会社エヌ・ティ・ティ・データ等コンピュータシステム会社に対する事務・業務の委託契約の状況

#### ア 国における情報システム関係の契約の概況

国の情報システム関係の契約の全体像は国の決算関係書類から直ちに把握することはできないため、各府省等のそれぞれの契約実績を積み上げる必要がある。この点については、内閣官房、総務省及び財務省が、17年7月に、行政機関を対象機関とし、最適化計画策定対象の77業務・システムに係る16年度の情報システム関係予算の執行状況の調査(以下「政府調査」という。)を実施している(その対象範囲は、16年度予算ベースでは、行政機関における情報システム関係予算全体の約80%に相当)。

今回の検査においては、行政機関の契約状況について、政府調査の内容を確認した上で分析するとともに、政府調査の対象機関となっていない国会、裁判所及び会計検査院の契約状況については、16年度支払金額(単価契約の場合は年間支払金額)が100万円以上のものにつき資料の提出を受け、これを対象に分析した。

分析の対象とした16年度における国の情報システム関係の支払金額は、表1のとおり、合計4773億円となっている。

表1 国における情報システム関係の契約及び支払の状況(16年度)  
(単位：件、百万円)

行政機関		国会、裁判所及び会計検査院		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
6,111	465,370	364	11,935	6,475	477,305

(注) 「行政機関」の「件数」については、複数の契約をまとめて1件としているものや、同一の契約が複数の業務・システムに関連しているために複数件数としているものが一部ある。

これを契約内容別にみると、データ通信役務契約<sup>(注1)</sup>33.8%、ハードウェア、ソフトウェア両者の賃貸借28.0%、システム整備10.3%、運用、運用支援の請負等5.9%等となっている。

(注1) データ通信役務契約 電気通信事業者が定める約款に基づき、当該事業者が提供する電子計算機及びこれに接続する電気通信回線からなる電気通信設備を用いて当該事業者が行う電気通信役務の提供を内容とする契約

#### イ 契約相手方

6,475件の契約の契約相手方別の支払金額についてみると、株式会社エヌ・ティ・ティ・データへの支払金額が1730億円と最も多く、全体の36.2%となっている。そして、支払金額の上位5者で全体の65.4%を占めている。

また、6,475件の契約のうち、年間支払金額が1億円以上となっている31省庁における契約について、契約相手方1者に対する支払金額が当該省庁の年間支払金額の50%

以上となっているのは13省庁となっている。

#### ウ 契約方式

6,475件の契約のうち支払金額300万円以上の契約2,873件、支払金額4732億円について契約方式をみると、表2のとおりとなっており、国における情報システム関係の契約の大半は随意契約で執行されている。

表2 契約方式の状況(300万円以上) (単位：件、百万円、%)

区分	契約方式	競争契約			随意契約	合計
		一般競争契約	指名競争契約	計		
(件数割合) 件数		(18.8) 542	(0.3) 9	(19.1) 551	(80.8) 2,322	(100) 2,873
(支払金額割合) 支払金額		(3.6) 17,037	(0.0) 312	(3.6) 17,349	(96.3) 455,851	(100) 473,201

これを契約内容別にみると、ハードウェア、ソフトウェア両者の買取りにおいて競争契約の割合は件数で57.7%と高く、一方、データ通信役務契約においては随意契約の割合が100%となっている。

#### エ 下請又は再委託の状況

2,873件の契約のうち支払金額が1億円以上で、契約の種類が請負契約又は委託契約となっている218件の契約(支払金額合計756億円)について、契約条項における下請等に関する規定をみると、下請禁止11.0%、条件付認容68.3%、無条件認容1.8%、定めなし18.8%となっている。このうち、無条件認容及び定めなしとなっているものについては、契約履行上の責任の所在の明確化、適正な履行の確保、情報漏えいの防止等がなされないおそれがあることから、契約条項の整備が必要と思料される。

そして、218件の契約について、下請等の状況をみると、実施されているものは48.1%、実施されていないものは42.6%、実施の有無を発注者が把握していないものは9.1%となっている。また、下請等が実施されている105件の契約のうち、下請等に係る支払金額を発注者が把握している78件の契約についてみると、下請率が50%以上となっている契約が73件(93.5%)となっている。

### (2) 保守・運用契約の競争性、経済性の状況

支払金額300万円以上の契約2,873件のうち、各省庁の内部部局が締結している保守・運用契約492件、366億円について、その競争性、経済性の状況を検査した。

#### ア 保守・運用契約の競争性

492件の契約を契約方式別にみると、競争契約の割合が、件数で8.1%、金額で3.9%であるのに対し、随意契約の割合は、件数で91.8%、金額で96.0%となっており、競争契約の割合は低くなっている。

随意契約を締結している452件のうち個別府省業務・システムに係る94件について、その契約相手方をみると、契約相手方がシステム導入時の調達契約の相手方と同一又はその関連会社となっているものが85件(90.4%)となっている。

492件の契約のうち、単価契約、総合評価落札方式による競争契約等を除いた458件について、契約方式別に契約金額の予定価格に対する比率(以下「落札比率」という。)の

平均をみると、表3のとおりとなっている。

表3 契約方式別落札比率 (単位：件、%)

契約方式	件数	平均落札比率
競争契約	27	81.9
1者応札	17	94.3
複数応札	10	60.9
随意契約	431	97.4
合計	458	96.5

契約における競争性を拡大するためには、発注者が業務の内容を十分把握し、これを仕様書等で具体的に提示することが重要と考えられる。そこで、492件のうち総合評価落札方式を除く競争契約及び原則として各省庁の支払金額上位5件から抽出した随意契約の計168件について契約の仕様書の内容のうち、競争性を拡大する上で重要な要素と考えられる①作業項目別作業量、障害発生状況等、②責任範囲、③システム構成の各項目の記載状況を見ると、記載率はいずれの項目も随意契約より競争契約の方が高くなっている。

保守・運用契約のほとんどは随意契約であるが、競争契約、とりわけ複数応札の経済的効果は、落札比率の状況からもうかがえる。このため、仕様書の記載項目の内容をより具体的なものとしたり、特定の事業者以外の者においても実施可能と考えられるシステム監視や問合せ業務等を別途契約としたり、マニュアル等を整備して受注できる事業者の範囲を拡大したりするなどして、競争契約への移行を検討する必要があると考えられる。

#### イ 保守・運用契約の予定価格の算定状況

情報システム関係の保守・運用の契約については、工事請負契約等のような積算体系が確立されていないことから、その予定価格等は統一的に比較しにくい面がある。そこで、保守・運用契約492件のうち、共通的な業務項目(①システム監視、②予防保守、③発注者側のシステム担当職員からの問合せへの対応、④障害対応、⑤システム運転)を含む契約で、これらの業務をSE(システムエンジニア)等の技術者が行っている契約のうちから112件を抽出し、その予定価格の算定方法と業務実績等の検証状況について検査した。

##### (ア) 予定価格の算定方法

予定価格の算定方法についてみると、上記112件の契約を実施している26省庁には予定価格の算定に用いる積算マニュアルが存在せず、各省庁の担当者は前年度実績や参考見積りを徴するなどの方法で予定価格を算定している。

①から⑤までの業務に従事するSE等の人件費単価(円/人月)の採用についてみると、各契約の業務内容は厳密には同等でないなどのため、単純に比較することはできないが、採用単価は、いずれの業務においても100万円未満から200万円以上までと幅がある。そして、112件の契約における人件費の採用単価の根拠資料についてみると、採用割合が最も高いのは、各業務とも「事業者からの見積り」であり、また、採用単価の高低と根拠資料の関係についてみると、根拠資料が異なると、いずれの業務に

においても単価の平均の最高と最低には2倍以上の差があるほか、採用単価を個別にみると、同一業務で根拠資料が同じでも、それぞれの採用単価には大きな差がある状況となっている。

(イ) 業務実績等の検証

予定価格におけるSE等に係る積算の妥当性の検証状況についてみると、112件のうち、「特に検証を行っていない」が29件(25.8%)ある。

また、検証を行っていない29件を除く83件について、検証により把握した業務実績を次年度契約に反映させているかどうかをみると、「実績を踏まえ仕様を変更」が28件(33.7%)、「実績を踏まえ仕様の変更の要はないと判断」が48件(57.8%)となっている一方、「実績の反映はしていない」が6件(7.2%)ある。

保守・運用契約の予定価格の算定においては、工事請負契約等のような体系的なマニュアルが整備されておらずSE等の人件費の採用単価も区々となっていることなどから、積算の合理性の向上を図るには、契約後における事後検証が特に重要である。また、予定価格の算定に用いる単価や業務に要する時間数などについては、積算方法の標準化に困難な面があるとはいえ、積算参考資料等の各種根拠資料や事後検証結果を踏まえて、統一的な考え方を整理することが望まれる。

(3) 主なシステムの利用の状況

IT戦略の重要な目標の一つが、ITの利用・活用による国民の満足度の向上であり、国民によるシステムの利用の拡大は重要な課題となっている。そこで、国民が各種手続等を電子的に行うことが可能な各省庁の様々な電子申請等関係システムについて、それらが、国民にどの程度利用されているかを共通的な比較指標を用いて検査するとともに、同様に、民間事業者が利用するシステムとして各省庁がそれぞれ導入している電子入札システムの利用状況についても検査した。

ア 電子申請等関係システムの利用状況

(ア) システムの導入状況

検査の対象とした各省庁の内部部局が管理・運用する電子申請等関係システムは、汎用システム(国民からのインターネットによる各種申請・届出等手続の一元的な窓口機能を有するシステム)が16省庁16システム、専用システム(大量かつ反復継続して行われる手続を扱い、当該手続の個別のシステムとして整備することが効率的であるとして構築されたシステム)が12省庁25システム、合計20省庁41システムとなっている。これら41システムに係る15、16両年度の支払金額は329億円に上っている。

(イ) システムの利用可能手続の状況

17年9月末現在における電子申請が可能な手続の数は14,354手続あり、このうち、汎用システムは12,899手続、専用システムは1,455手続となっている。

これらの手続のうち、電子申請の際、電子<sup>(注2)</sup>証明書の添付が必要な手続は、汎用システムでは92.6%、専用システムでは76.7%となっている。

(注2) 電子証明書 電子申請に当たり、電子署名が本人によって行われたものであることを証明するための電磁的記録

また、16年度末において電子申請が可能な手続のうち、全申請件数(電子申請件数と書面による申請件数の計)が0件となっている手続の割合は、汎用システムでは52.4%、専用システムでは23.7%となっている。

(ウ) システムの利用状況

16年度における電子申請率(電子申請数を全申請件数で除した率)をみると、表4のとおり、汎用システムと専用システムの合計で0.94%となっている。

表4 電子申請等関係システムの16年度の利用状況 (単位：件、百万円)

システム形態	システム数	電子申請が可能な手続数 (16年度未現在)	全申請件数		電子申請率 (B)/(A)	開発・運用経費(16年度支払金額)
			(A)	電子申請数 (B)		
汎用システム	16システム	12,799	389,219,305	112,759	0.02%	3,781
専用システム	25システム	1,426	77,191,041	4,301,461	5.57%	11,439
合計	41システム	14,225	466,410,346	4,414,220	0.94%	15,220

そこで、電子申請の利用手続や電子証明書等の必要性について検査した。

- ① 国民生活との関わりが深いシステムのうち、登記関係、国税関係、社会保険・労働保険関係の手続を含むシステムを対象として、電子申請の利用手続のうち事前準備作業に着目して調査したところ、利用者が実際に電子申請を開始するまでには様々な手順が必要とされ、その操作にはパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)の取扱いに習熟を要するだけでなく、時間と経費を要する状況となっている。
- ② 各省庁の汎用システムの中で全申請件数の多いものから順に最大で20手続、計282手続について、書面で申請する場合の本人確認等の方法について検査したところ、書面申請の場合は「身分証明書等による本人確認は行わず、実印及び印鑑証明書も必要でない」手続が61.3%で過半を占めているが、これらの手続についても、電子申請の際には電子証明書を必要としているものが8割以上となっていた。

今後、電子申請等関係システムの利用の拡大を図っていくに際しては、広報活動の強化、添付書類の見直しやインセンティブ措置の導入の検討はもとより、各システムの操作性を向上させたり、手続によっては電子証明書に代えてID・パスワードによる本人確認に移行したりすることの検討が必要である。

イ 電子入札システムの利用状況

(ア) システムの導入状況

検査の対象とした各省庁の内部部局が管理・運用している電子入札システムは、合計12省庁12システムで、これらに係る15、16両年度の支払金額は46億円となっている。

(イ) システムの利用状況

15年度から17年度(9月まで)の間の電子入札システムの利用状況について、電子入札率(入札参加者の全部又は一部が電子入札システムを利用して入札した案件数を電子入札対象案件数で除した率)をみると、表5のとおり、物品・役務では、相対的に低い水準で推移している。

表5 電子入札システムの利用状況(工事、物品・役務) (単位：件)

年度	入札種別	電子入札対象案件数A	電子入札実施件数			電子入札を実施せず C(C/A)
			すべて電子入札	一部電子入札	計B(B/A)	
15年度	工事	132	71	33	104(78.7%)	28(21.2%)
	物品・役務	129	12	25	37(28.6%)	92(71.3%)
16年度	工事	143	65	58	123(86.0%)	20(13.9%)
	物品・役務	1,299	92	316	408(31.4%)	891(68.5%)
17年度 (9月まで)	工事	81	27	45	72(88.8%)	9(11.1%)
	物品・役務	1,234	88	315	403(32.6%)	831(67.3%)

そこで、各省庁の電子入札システムを利用する際の手続の相違や、入札書の提出以外の入札関係手続の状況について、検査した。

- ① 法務省商業登記認証局の電子証明書しか利用できない10省庁においては、9の民間認証局の電子証明書が利用できる10省庁に比べて、電子入札率はおおむね低い傾向となっている。
- ② 入札公告の公表手続、入札参加に必要な書類の提出手続は、電子入札システムを導入している全省庁でオンライン化されているが、入札説明書等の交付など入札参加希望者が発注元に直接出向くことが必要である手続が残っている。

したがって、今後、電子入札システムの利用の向上を図っていくに際しては、各省庁のシステムで利用できる電子証明書の種類を拡大して、全省庁のシステムで利用可能となるよう検討を行ったり、入札関係手続のオンライン化対象の範囲の拡大を検討したりなどすることが必要である。

#### (4) 情報セキュリティの管理体制の状況

##### ア 情報セキュリティ管理の必要性

近年、国の機関におけるネットワーク化が急速に進展したことに伴い業務の情報システムへの依存度が増大することとなった。このような状況においては、ひとたび情報セキュリティ関連の事故が発生した場合、行政事務への影響は極めて大きく、ひいては国民の利便性が大きく低下し、多額の予算が投じられているIT施策の効果が損なわれるおそれがある。したがって、情報セキュリティ対策及び管理体制を十分なものとする必要があるとなっている。

##### イ 情報セキュリティ対策の状況

17年10月末現在における42省庁の内部部局での情報セキュリティ対策のうち、次の事項について検査した。

##### (ア) サーバルームに関するセキュリティ対策

サーバルームへの入退室手続等は、「申請手続は必要がなく、入退室記録を全く取得していない」が10.8%となっている。また、監視状況は、「監視していない」が39.7%となっている。

##### (イ) LANに関するセキュリティ対策

ネットワーク監視装置によるLAN機器等の監視状況は、「監視していない」が



9.3%となっている。また、LANに対する攻撃の監視状況は、「監視していない」が6.8%となっている。

(ウ) データに関するセキュリティ対策

サーバールームに設置されている各種システムに係るバックアップデータの保管状況は、バックアップデータを取得していないものやサーバールームのみに保管しているものが全体の半数近くとなっている。

他課室のフォルダの閲覧可否状況は、「閲覧が可能」が5.7%となっている。また、PCによるデータコピーに対する制御状況は、「禁止していない」が67.6%となっている。

(エ) PCの利用に関するセキュリティ対策

PCのユーザ権限付与の状況は、自由度が高く危険性を高める要因となる「Administrator(管理者)権限」が11.7%となっている。

インターネット閲覧に対する制御状況は、「閲覧制限を実施しておらず、かつ職員のアクセス状況の保存や確認を実施していない」が3.4%となっている。また、ウィルス対策の実施率は100%となっているものの、「定義ファイル(ウィルス等の特徴が収録されたファイル)等の更新を利用者に手動で行わせている」が3.4%あり、更新漏れの危険性が高いものがある。

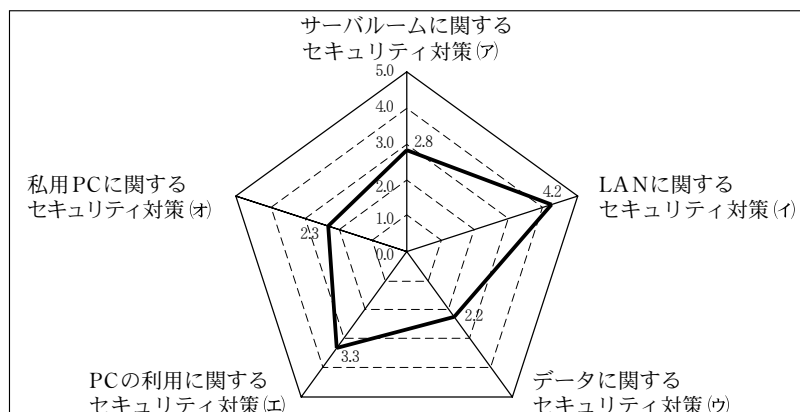
(オ) 私用PCに関するセキュリティ対策

私用PCの持ち込み制限の状況は、「禁止していない」が59.3%となっている。また、私用PCのLANへの接続制限の状況は、「禁止している」と「一定の手順を経れば接続可能」を合わせると96.8%になるが、その場合でも「ユーザが何らかの設定を行えば、接続できる」が65.6%、「ユーザが何の設定をしなくても自動的に接続される」が15.6%となっている。

(カ) セキュリティ対策状況のバランスマップ

前記(ア)から(オ)までの各対策のすべての項目の対策を実施することとなっている29省庁について、本院において各対策項目の態様ごとに配点し対策状況を数値化した。その結果、29省庁全体を平均すると、図1のとおり、データ及び私用PCに関するセキュリティ対策が他の項目よりも数値が低くなっている。

図1 セキュリティ対策状況のバランスマップ(17年10月末現在)



#### ウ 情報セキュリティの管理体制等の状況

42 省庁のうち本省等の管理下にある外局等を除く 25 省庁において情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を策定しているのは 23 省庁となっているが、このうち、当初のポリシー策定時にリスク評価を実施したものは 7 省庁(30.4%)にとどまっている。

組織・体制をみると、最高情報セキュリティ責任者は、上記 23 のすべての省庁で設置していたが、1 省だけは情報セキュリティ委員会等を設置していなかった。また、監査班の設置規定を設けているのは 12 省庁(52.1%)で、そのうち実際に監査班を設置しているのは 4 省庁にとどまっている。また、実施手順書の作成状況をみると、実施手順書数を把握していない 5 省庁を除く 18 省庁のうち、全く作成していないものが 3 省庁見受けられた。

17 年 10 月末までの間における監査等の実施状況は、「ポリシー遵守状況確認」を監査班が実施したものは 1 省庁、「自己点検」を実施したものは 4 省庁、「情報セキュリティ監査」を実施したものは 8 省庁、「ぜい弱性検査」を実施したものは 17 省庁となっている。

また、ポリシーの改正状況は、改正実績がある 18 省庁の平均改正回数は 2.1 回となっていて、これらの改正理由をみると、大半はガイドラインの改定や他の関連規程の改正等に伴うもので、これが 74.3% を占めている。

なお、17 年度末に情報漏えいが相次いだことなどにより、18 年 7 月までに、11 省庁においては官給 PC の整備が図られ、7 省庁においてはアクセスログ管理サーバ等の整備による監視機能を導入するなどの緊急措置が執られているところである。

#### (5) 電子政府構築計画に基づく「業務・システム最適化計画」の作成を予定しているシステム(レガシーシステムを含む)の現状と最適化に向けた取組の状況

##### ア 業務・システム最適化計画策定対象のシステムの現状

###### (ア) 最適化計画策定対象の業務・システムの概況

電子政府構築計画において、業務・システムについては、17 年度末までに最適化計画を策定することとし、また、レガシーシステム<sup>(注3)</sup>については、「レガシーシステム見直しのための行動計画」を策定して必要な見直しを行うこととした。

(注3) レガシーシステム 汎用コンピュータやオフコン(開発事業者独自の OS を搭載した中型コンピュータ)を使用したシステム及びこれらに接続するためのシステム、又は平成 6 年以降随意契約が継続しているシステムのいずれかに該当するシステムで、年間 10 億円以上の経費を要する情報システムをいう。

17 年 6 月末現在において、最適化計画の策定対象となったのは 21 共通業務・システム及び 56 個別業務・システム、計 77 業務・システムであり、これらに係る 16 年度の運用等経費は、政府調査によると 4653 億円となっている。

###### (イ) レガシーシステムの状況

77 業務・システムに含まれるレガシーシステムは、16 省庁の 36 システムであり、必要の都度、機能改善等の改良を加えながら長期間運用しているものが多い。その運用等に係る契約の 16 年度支払金額は 3458 億円となっており、最適化計画の策定対象となっている 77 業務・システムに係る支払金額の 74.3% を占めている。

(ウ) データ通信役務契約の状況

データ通信役務契約のうち16年度の利用料金が1億円以上のものは、9件であり、支払金額は1576億円となっている。また、これらの契約はすべて、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTT データ」という。)を相手方として長期にわたり長期継続契約を行っており、30年以上も継続しているものもある。

そして、契約約款では、利用者の都合により契約の解除が行われる場合には、契約解除時から料金算定期間終了時までに係るソフトウェア使用料等をNTT データが定めた方法で算出し、その額(以下「残債」という。)を利用者が支払うことが定められている。9件のデータ通信サービス契約に係る16年度末時点の残債は、総額1642億円に上っている。また、このうち、ソフトウェアの利用を含む契約7件に係る16年度末におけるソフトウェアの著作権の帰属先をみると、1件を除きすべてNTT データとなっている。

データ通信サービスについては、上記の残債の状況に示されるように、実質上、過去に発生したシステム開発費用の繰延払いとなっており、また、利用料金の構成要素のうち、ハードウェア等の使用料については、これを分離して調達することが可能であれば、各年度における契約金額が確定し、長期継続契約になじまないと考えられる。これらのことなどから、今後、同種内容の調達を行うに当たっては、必要に応じて国庫債務負担行為の活用なども検討し、将来にわたって発生する実質上の債務の内容を明らかにして透明性を高めることが望まれる。

イ 業務・システムの最適化計画の策定状況

17年度末までに最適化計画を策定することとされた77業務・システムについて、委託費として支払われた金額は、刷新可能性調査の実施で20億円、見直し方針の策定で3億円、最適化計画の策定で54億円、計78億円となっている。

電子政府構築計画において、CIO等に対する支援、助言等を行う者としてCIO補佐官を配置することとされており、17年度では、21省庁が配置している。そして、最適化計画策定におけるCIO補佐官の関与は、最適化計画の信頼性の向上のためにも重要であるが、87最適化計画のうち、CIO補佐官が最適化計画のレビューに参加していないものは60.9%となっている。

(注4) 87最適化計画 77業務・システムの最適化計画の中には、複数の業務・システムを併せて1つの最適化計画を策定したり、共通業務・システムにおいて各省庁の業務・システムごとにそれぞれ最適化計画を策定したりしているものなどがあるため、合計は87最適化計画及び99業務・システムとなる。

ウ 最適化計画で示された経費削減効果と課題

(ア) 最適化計画を実施した場合の費用の推移

最適化計画を策定するに当たっては、最適化工程表を作成し、最適化全体に係る経費及び業務処理時間の低減効果を原則として数値により明らかにすることとしている。そして、CIO連絡会議から作成するよう事務連絡が発出されている最適化効果算出票には、①各年度の最適化に要する投資額(開発経費)、②最適化実施前後の業務・システムに係る経費(運用経費)及びその削減効果、③最適化実施前後の業務処理時間及びその削減効果を記載することとしている。

そこで、本院において、最適化効果算出票を作成している93業務・システムについて最適化効果算出票等により試算したところ、全体では、最適化計画を実施するための開発経費は、17年度から24年度までの累計額で約4300億円となるが、17年度まで毎年約4000億円規模であった運用経費は、最適化計画実施後の24年度以降は3000億円台へと25%程度削減される見通しとなっている。

(イ) 最適化による経費削減効果

各業務・システムについて、最適化効果による開発経費回収時期の違いにより93業務・システムを分類すると、おおむね以下の5類型に分類することができる。

I型：システムの運用経費の削減効果だけで、開発終了年度から2年以内に開発経費の回収が見込める業務・システム(40業務・システム)

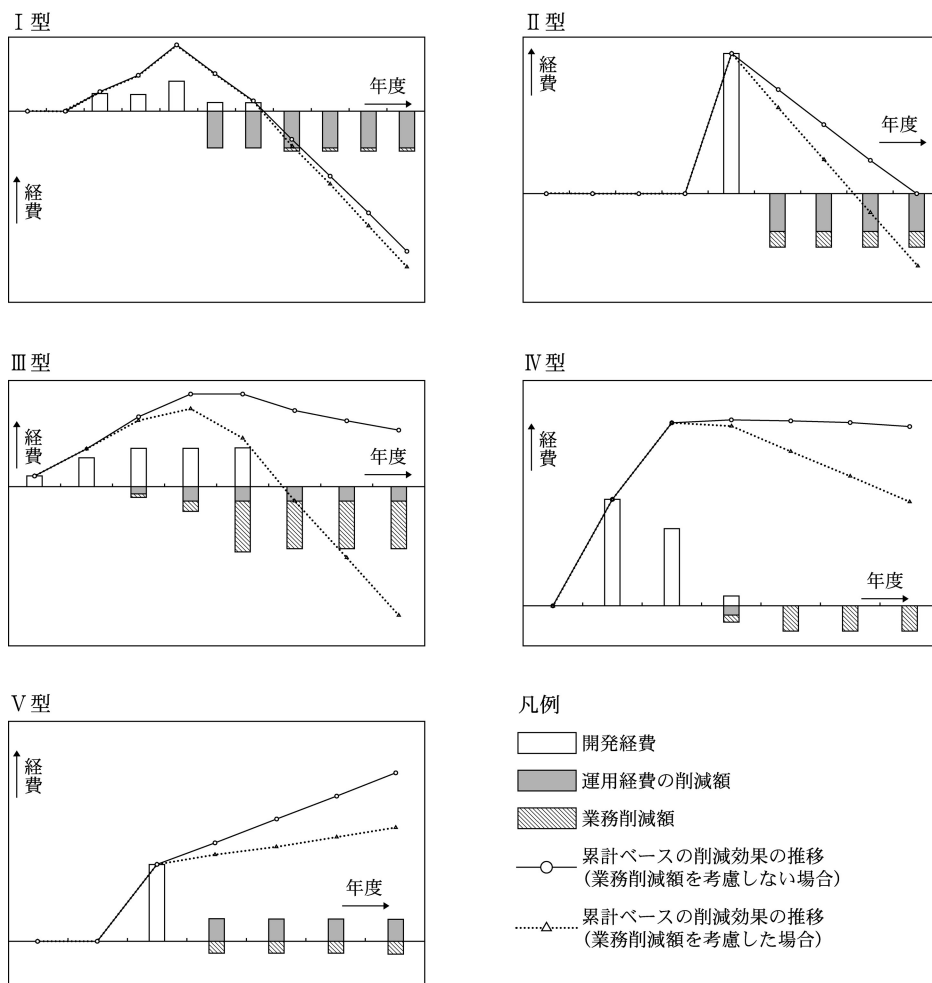
II型：システムの運用経費の削減効果だけで、開発終了年度から2年超4年以内の時期に開発経費の回収が見込める業務・システム(16業務・システム)

III型：システムの運用経費の削減効果だけでは開発終了年度から4年以内に開発経費の回収が見込めないが、業務処理時間の削減効果を考慮した場合には開発経費の回収が見込める業務・システム(14業務・システム)

IV型：主として国民の利便性向上等の間接的効果を目的としているため、システムの運用経費の削減効果だけではなく、業務処理時間の削減効果を考慮しても4年以内に開発経費の回収が見込めない業務・システム(21業務・システム)

V型：最適化前にはシステムが存在せず新規にシステムを構築するため、システムの運用経費の削減効果が発生しない業務・システム(2業務・システム)

図2 I型からV型の類型図



I型及びII型については、運用経費の削減効果だけでおおむね4年以内に開発経費の回収が可能であるとしているが、その効果が実現できるようシステムの開発及び運用状況を管理していくことが重要である。

また、III型については、システムの開発及び運用状況だけでなく、業務処理時間の削減効果の実現に向けて業務の改善と見直しを図っていくことが重要である。

さらに、IV型については、国民の利便性向上等の間接的効果を目的として最適化計画を策定しているものが多いことから、所期の効果が得られているかを検証すると同時に、最適化後の間接的効果が最大限に発揮されるよう、定期的なモニタリングによる効果測定をするなど十分な管理を行っていくことが重要である。

エ 最適化の精度の確保とその課題

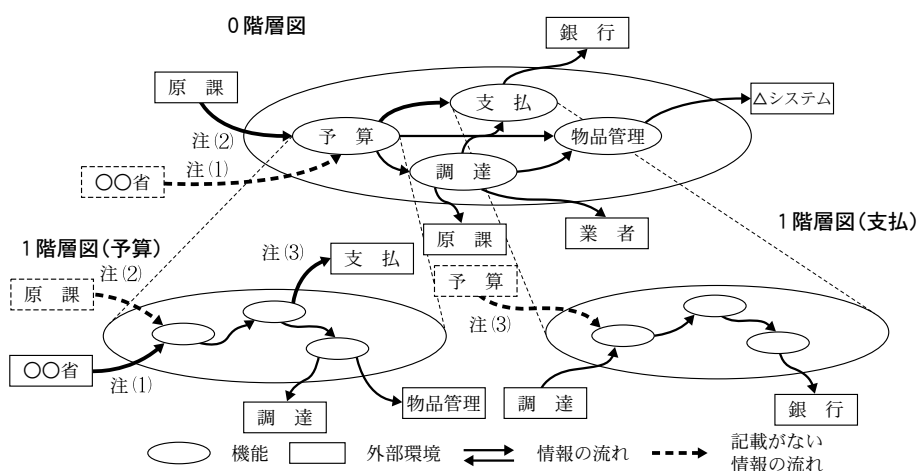
(ア) 機能情報関連図の整合性

最適化計画の策定に当たっては、標準記述様式の一つである機能情報関連図(以下「DFD」という。)を基に他の標準記述様式を作成することとしている。

そして、DFDを作成している66最適化計画について、DFDの0階層図及び1階層図について、機能間の情報の流れに不整合がないか検査した。その結果、DFDの作成過程において確認が十分でなかったなどのため、情報の流れの記載に不整合を生じている箇所が、47最適化計画において831箇所と多数見受けられた(図3参照)。

各省庁においては、今後、最適化を実施するに当たり、DFDを含め、標準記述様式を必要に応じて修正するなどの見直しを行う必要がある。

図3 DFDの不整合の模式図



- 注(1) 1階層図(予算)では「〇〇省」から「予算」へ情報の流れの記載があるが、0階層図では記載がないもの
- 注(2) 0階層図では「原課」から「予算」へ情報の流れの記載があるが、1階層図(予算)では記載がないもの
- 注(3) 1階層図(予算)では1階層図(支払)へ情報の流れの記載があるが、1階層図(支払)では記載がないもの

(イ) 業務・システムの最適化へ向けての調整

a システムの設計・開発に当たっての調整

特に連携の必要性が高いと考えられる次の3業務・システムについて、情報システムの設計・開発段階における他の業務・システムとの間の調整状況を調査した。

- ① 人事・給与等業務(人事院・総務本省・財務本省)については、システム概要設計書を確認したところ、接続が確認できたのは共済業務と国有財産関係業務だけであり、研修・啓発業務ほか6業務・システムについては、接続が確認できない状況となっていた。人給情報システムは、既に開発まで終了しているため、4共通業務・システムについては、要求する情報や接続方法によって、その改修が必要となり、また、3個別業務・システムについては、今後、人給情報システムとの調整を要する場合がある。
- ② 官房5業務(注5)(経済産業本省)については、予算・決算業務及び公共事業支援システムとは調整を行っているが、研修・啓発業務ほか6業務・システムは具体的な調整をする段階にまで至っていないとして、これらの業務・システムとは仕様等の調整を行っていない状況であった。

(注5) 官房5業務 「物品管理」、「物品調達」、「謝金・諸手当」、「補助金」及び「旅費」を合わせて「官房5業務」という。

- ③ 予算・決算業務(財務本省)については、官庁会計システムと連携の必要がある国有財産関係業務ほか2共通業務・システムについて調整を行っている。また、特別調達資金に関する業務は、20年度以前に運用を開始する場合、最適化計画に基づき構築される官庁会計システムに対するインターフェースの構築に加え

て、現在稼動しているシステムに対するインターフェースの構築も必要となることから、官庁会計システムの本格運用と同時にシステムを運用することとしている。

b 共通業務・システムにおける調達に当たっての調整

人事・給与等業務の最適化に当たっては、ソフトウェアを人事院及び総務本省が開発して、パッケージとして各省庁に配布し、各省庁は、ハードウェアの調達等を行うという分散運用方式で実施することとなっていた。しかし、開示された設計書等では、自省庁の人事・給与システムとして使用するには不十分であると判断したことなどから、予算要求を見送っている省庁も見受けられた。

オ レガシーシステム及びデータ通信サービス契約の見直しの方向性

(ア) レガシーシステム刷新に向けた計画

レガシーシステムに関しては、①汎用パッケージソフトウェアの利用、②オープンシステム化、③ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化(分離調達)、④随意契約から競争契約への移行、⑤データ通信サービス契約の見直し、⑥国庫債務負担行為の活用の6項目の可能性について、刷新可能性調査等を通じて検討した結果又は今後の検討方針を、見直し方針において明らかにすることとしている。

そこで、36レガシーシステムの刷新可能性調査報告書等について、上記①から⑥までの各項目の記載の有無をみたところ、すべての項目について記述しているものは、見直し方針では8レガシーシステム、最適化計画では13レガシーシステムにとどまっている。

(注6) オープンシステム化 個々のメーカーが独自に開発してきたシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従ってシステムを構築すること

(イ) データ通信サービス契約の検討状況

データ通信サービス契約のうち、16年度の利用料金が1億円以上の9件について、17年度中に契約を解消したものが1件、今後解消するとしているものが8件となっている。

そして、8件のうち料金算定期間の設定がない1件を除く7件について、今後の契約解消予定時期についてみると、16年度末時点で設定されていた料金算定期間終了前に解消するとしているものは4件、同期間終了時に解消するとしているものは2件、同期間終了後も契約を継続し、その後解消するとしているものは1件となっている。

また、料金算定期間終了前に契約を解消するとしている4件について、16年度末現在の残債総額1538億円の処理方法をみると、一括処理するとしているものは3件、新たに算定した月額料金により処理するとしているものは1件となっている。

(6) 右を踏まえた決算内容の検証

上記の(1)から(5)までの検査結果を踏まえ、国の情報システム関係の予算執行の状況について検証した。

① 国における情報システム関係に要した経費の額は、決算関係書類から直ちに把握することはできない。そこで、行政機関については情報システム関係予算の大宗を占める最

適化計画策定対象の77業務・システムに係る契約を、また、国会、裁判所及び会計検査院については100万円以上の契約を確認したところ、16年度の支払金額は合計4773億円と多額に上っている。

契約の相手方をみると、支払金額が最も多い株式会社エヌ・ティ・ティ・データが全体の支払金額の36.2%となっており、支払金額の上位5者で全体の65.4%を占めていた。

また、契約方式をみると、競争契約の割合は低い状況となっていた。

- ② 保守・運用業務に係る契約の契約方式をみると、随意契約の占める割合は件数で91.8%、金額で96.0%となっており、競争性は低くなっていた。また、各契約の落札比率をみると、随意契約においては、競争契約、とりわけ複数応札の場合に比べて高くなっていた。そして、仕様書における作業項目別作業量等の具体的な項目の記載状況を見ると、随意契約となっているものにおいては、その記載率は低い状況となっていた。

保守・運用契約の予定価格の算定においては、SE等の人件費の採用単価は、契約によって相当の開きがあるなどしており、また、積算の標準化が進んでいない業務内容については、事後検証が特に重要であると考えられるが、契約後の事後検証及び検証結果の反映は必ずしも十分に行われていない状況となっていた。

- ③ 「電子申請等関係システム」について、電子申請が可能な手続の状況を見ると、16年度において、書面による申請も含めて申請件数が全くない手続が汎用システムで52.4%、専用システムで23.7%ある。

そして、16年度の電子申請率をみると、汎用システムと専用システムの合計で0.94%となっている。このように電子申請率が低くなっている要因として、利用者にとって、事前の準備作業や電子証明書の取得のために手間と経費を要することなどがあると考えられる。

また、各省庁の「電子入札システム」の利用状況をみると、工事の入札では電子入札率が80%程度と高いものの、物品・役務の入札では電子入札率は30%程度と相対的に低い状況となっていた。

- ④ 17年10月末現在における各省庁の内部部局の情報セキュリティ対策状況をみると、サーバーーム、LAN、データ、PCの利用に関するセキュリティ対策については、各省庁によって区々となっており、また、私用PCの持込みに関する対策については、ほとんどの省庁において十分とはいえない状況となっていた。そして、これらの対策状況のバランスを本院において数値化し全体で見ると、特にデータ及び私用PCに関するセキュリティ対策が低くなっていた。

また、ポリシーの策定時にリスク評価を実施している省庁は30.4%にとどまり、ポリシーの遵守状況を確認するなどのための監査班を設置している省庁は少なく、ポリシーを実施するに当たっての実施手順書を全く作成していない省庁も見受けられた。

- ⑤ 最適化計画策定対象の77業務・システムの運用等経費は、16年度において4653億円となっているが、このうち、36レガシーシステムの運用等経費は3458億円(74.3%)を占めていた。また、利用料金が1億円以上のデータ通信役務契約9件の支払総額は1576億円もの規模となっており、これらはいずれも長期間にわたる長期継続契約の対象とされているが、16年度末時点における残債が総額1642億円に上っていることや、



ソフトウェアの著作権が契約相手方に帰属していることなどの課題を抱えている。

最適化計画で示された経費削減効果についてみると、運用経費の削減効果だけで4年以内に開発経費の回収が見込めるものもあるが、業務処理時間の削減効果を含めないと4年以内に開発経費の回収が見込めないものもあった。

また、最適化の精度の確保が今後のシステム開発等に及ぼす影響についてみると、最適化計画の中で作成することになっているDFD(機能情報関連図)において、不整合な箇所が多数見受けられた。さらに、他の業務・システムとの連携の必要性が高い業務・システムにおいて必要な調整が残されているものや、共通業務・システムの中には、開示された設計書が、各省庁にとって不十分であったことから、その影響を受けて機器の導入時期の変更に至ったものがあるなどの状況も見受けられた。

### 3 検査の結果に対する所見

各府省等におけるコンピュータシステムについて、参議院からの要請に基づき、6項目に関して検査を実施した。

これらの検査結果は、次のとおりである。

ア 契約については、その競争性が低い状況となっており、また、随意契約としているものの仕様書をみると、作業項目別作業量等の具体的な項目の記載に欠けているものが多い。さらに、予定価格の算定においては、体系的な積算マニュアルが整備されておらず、採用単価は契約により相当の開きがあり、さらに、契約後の事後検証及び検証結果の反映は必ずしも十分行われていない状況となっている。

イ システムの利用状況については、電子申請等関係システムの電子申請率は、全体では低くなっており、また、電子入札システムの電子入札率は、工事の入札では高いものの、物品・役務の入札では相対的に低い状況となっている。

ウ 情報セキュリティについては、17年10月末現在では、データ及び私用PCに関するセキュリティ対策が十分でないなどの状況となっており、また、ポリシー遵守状況の確認をするなどのための監査班を設置している省庁は少ないなど管理体制が必ずしも十分でない状況である。

エ 業務・システムの最適化に向けた取組については、最適化計画で示されている効果を発現させるための課題が見受けられたり、DFD(機能情報関連図)において不整合な箇所が多数見受けられたり、共通業務・システムの中には必要な調整が残されているものがあったりなどしている。

国の情報システム関係については多額の予算が執行されているが、上記のように、契約における競争性・透明性、システムの利用、情報セキュリティ、業務・システムの最適化それぞれについて、多くの課題が見受けられた。

したがって、今後、以下のような取組を進め、もって国の情報システム関係予算の経済的、効率的、効果的な執行を図ることが必要と考えられる。

ア 情報システム関係の契約に当たり、各省庁は、次のことに努めること

(ア) 仕様書の記載内容をより具体化したり、業務内容を見直して競争可能な業務を別途契約にしたりなどして、随意契約から競争契約への移行を検討し、契約の競争性、透明性を向上させること

- (イ) 予定価格の算定における体系的な積算マニュアルが整備されていない業務の契約については、SE等の人件費単価や作業時間等に係る事後検証を的確に行ってその検証結果を反映させるとともに、事後検証結果や各種資料を踏まえて統一的な考え方を整理するなどして、積算の合理性の向上を図ること
- イ システムの利用に関し、電子申請等関係システムについては、次のことを実施するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって利用者である国民の利便性の向上に努めるとともに、電子入札システムについても、各省庁のシステムで利用できる電子証明書の種類の拡大や、入札関係手続のオンライン化対象の範囲の拡大を検討するなどして、入札参加希望者の負担軽減と行政事務の簡素化・合理化に資すること
  - (ア) 各省庁においては、手続のオンライン化について、事務・事業の見直しも含め、その必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取し、そのニーズを的確に把握し、オンライン利用促進のための行動計画に沿った方策を着実に実行していくこと
  - (イ) 国全体としても、電子証明書の取得に必要な住民基本台帳カードやICカードリーダーライタの普及に取り組むこと
- ウ 情報セキュリティ対策に当たって、次のことを実施するなどして、情報セキュリティ水準を更に高めること
  - (ア) 各省庁において、各セキュリティ対策の強化を図るとともに、情報セキュリティのPDCAサイクルの確実な実施を図ること、また、そのための管理体制の整備を図ること
  - (イ) 国全体としても、統一基準等に沿って各種セキュリティ対策を進めること
- エ 業務・システムの最適化に向けて、各省庁は次のことを実施するなどして、最適化を円滑に進めるとともに、最適化計画が状況の変化に対応したものになっているかについても常に留意すること
  - (ア) 最適化計画で示された効果が発現されるよう、最適化の実施状況を的確に管理していくこと
  - (イ) DFDを含めた標準記述様式の記述に関しては、最適化の実施に当たり必要に応じて修正し、他の業務・システムとの連携の必要性が大きい業務・システムや多くの省庁に影響を及ぼす共通業務・システムについては、工程の管理や関係省庁間の連携、調整を密に図ること
  - (ウ) レガシーシステムについては、最適化計画に沿った見直しを進め、競争性、透明性を高めること
  - (エ) データ通信サービス契約については、残債やソフトウェアの著作権の帰属の課題に留意しつつ、現行の長期継続契約についても見直し、同種内容の調達を行うに当たっては、必要に応じて国庫債務負担行為を活用することなども検討し、透明性を高めること

本院としては、最適化計画の実施に向けた政府の動きについて注視するとともに、国のコンピュータシステムについて、今後とも多角的な観点から検査を実施していくこととする。

## 第6 社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	厚生労働省
検査の内容	社会保障給付費(医療・福祉)についての検査要請事項
平成15年度の国民医療費	31兆5375億円
平成16年度の介護保険及び生活保護に係る国庫負担額	介護保険 1兆8519億円 生活保護 1兆9408億円
報告を行った年月日	平成18年10月25日

### 1 検査の背景

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
厚生労働省
(二) 検査の内容
社会保障給付費(医療・福祉)についての次の各事項
1 医療保険及び介護保険の財政状況
2 保険給付の状況
3 医療費の地域格差の状況
4 認定率、サービス内容等を含めた介護保険の地域格差の状況
5 生活保護の地域格差の状況

#### (2) 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関連する項目の内容は、以下のとおりである。

23 社会保障費の地域格差について
国民医療費は、近年、横ばい傾向にあるものの、その額は30兆円を超え、多額に上っている。医療費の伸びの最大の要因は老人医療費の増加であるが、1人当たりの老人医療費については最大と最小の都道府県で約1.5倍の格差が存在している。
市町村が保険者となっている介護保険においても、毎年給付費が増大しており、また、都道府県別に見ると、第1号被保険者1人当たりの支給額に約2倍の地域格差が生

じている。このほかにも、人的要因を含めたサービスの供給体制等についても、地域格差が生じているといった問題も指摘されている。

以上のことから、政府及び会計検査院は、地域ごとの事情を十分配慮しつつ、社会保障における地域間の財政状況・給付状況について調査・検討及び会計検査を行う必要がある。

検査の要請は、前記のとおり、社会保障給付費(医療・福祉)に関する5事項であるが、これを医療保険等、介護保険、生活保護の各項目に分けて検査を行った。

## 2 医療保険等について

### (1) 検査の対象、観点、着眼点及び方法

#### ア 医療保険等の概要

我が国の医療保障制度には、医療保険制度、老人保健制度等がある。医療保険制度は、被保険者等の疾病や負傷等に対して行われる医療機関等の診療等の療養の給付等に対する費用保障を目的とする社会保険である。また、老人保健制度は、老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づき各種の保健事業を実施するもので、このうちには、市町村(特別区を含む。以下本項において同じ。)が各医療保険の被保険者等のうち、当該市町村の区域内に居住する老人(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者<sup>(注1)</sup>で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して行う医療等(以下「老人医療」という。)がある。

(注1) 75歳以上の者 老人保健制度の対象年齢は、平成14年10月の老人保健法の改正により、原則として70歳以上から75歳以上に引き上げられたが、経過措置として、14年9月30日の時点において70歳以上である者については、その者が75歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日までの間は、その者を75歳以上の者とみなすこととされ、これらの者は引き続き対象者に含めることとされた。

そして、国が多額の負担を行うなど国の関与の度合いが高い老人保健制度の老人医療、国民健康保険及び政府管掌健康保険(以下「政管健保」という。)で15年度の国民医療費(医療保障制度に基づいて支出される費用の規模を示す指標)31兆5375億円の約3分の2を占めている。したがって、以下の「(2) 検査の結果」における「ア 医療保険等の財政状況」においては、国民医療費の大宗を占めるこれらの3保険等に係る状況を中心に記述していくこととする。

#### イ 検査の対象、観点及び着眼点

医療保険等について、厚生労働省、社会保険庁、北海道社会保険事務局ほか46社会保険事務局、北海道ほか46都府県、国民健康保険の保険者及び老人保健の実施者である札幌市ほか2,530市町村並びに国民健康保険の保険者である北海道歯科医師国民健康保険組合ほか165組合を対象として、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

- ① 医療保険の財政状況については、政管健保、国民健康保険等の財政状況はどうなっているか、特に、市町村が運営する国民健康保険(以下「市町村国保」という。)の実態はどうなっているか。

- ② 保険給付の状況については、政管健保、国民健康保険等の給付の内容や状況はどうなっているか。
- ③ 医療費の地域格差の状況については、地域格差の実態はどうなっているか、地域格差が生じている要因は何か、また、医療費適正化のためどのような施策が執られ、その状況はどうなっているか。

#### ウ 検査の方法

検査に当たっては、厚生労働省等に対し統計資料等の提出を求めるとともに、17年11月から18年7月までの間に、厚生労働省、社会保険庁及び北海道ほか19都府県について会計実地検査を実施し、提出を受けた医療費に係る資料の内容、医療保険等の財政状況及び医療費の地域格差等の現状について説明を受けるなどした。そして、在庁時においては、提出を受けた統計資料等及び実地検査で収集した資料について調査、分析を行った。

なお、本件についての上記会計実地検査に要した人日数は75.5人日である。

### (2) 検査の結果

#### ア 医療保険等の財政状況

##### (ア) 政管健保

政管健保は厚生保険特別会計の健康勘定において経理されている。そして、同勘定には、健康保険事業の運営を短期的な景気変動に左右されない安定したものとするため、事業運営安定資金(以下「安定資金」という。)が置かれている。

同勘定においては、15、16両年度に決算上の剰余が生じ、安定資金への繰入れを行っていた。また、同勘定の歳入歳出決算から介護納付金に係る収支等を除くなどして、実質的な財政状況を示した政管健保の医療分に係る単年度収支決算における収支差は、14年度は6168億余円の赤字であったが、15、16両年度はそれぞれ704億余円及び2404億余円の黒字となっている。そして、安定資金は14、15両年度でそれぞれ648億余円及び173億余円の資金不足であったが、16年度の積立額は2163億余円となり、資金不足が改善されている。

しかし、安定資金の残高は、5年度以降減少する傾向にあり、また、社会保険庁が16年12月に公表した17年度から21年度までの収支見通しによると、高齢化の進展等による保険給付費等の支出の伸び率が保険料収入等の収入の伸び率を上回るため、19年度に再び収支差が赤字となり、20年度には安定資金が不足する見通しとなっている。

##### (イ) 国民健康保険

###### a 市町村国保の財政状況

市町村国保の国民健康保険特別会計(以下「国保会計」という。)の収支のうち、市町村国保の退職被保険者等以外の被保険者(以下「一般被保険者」という。)の医療給付に係る収支について、保険者単位に、収支差引額(形式収支)及び精算後単年度収支(収入から基金繰入金及び繰越金を、支出から基金積立金及び前年度繰上充用金を控除し、さらに国庫支出金精算額を考慮して算定したもので、実質的な単年度の収支の実績を示している。)により赤字の状況を見ると、表1のとおりとなっている。

表1 赤字保険者の状況(市町村国保)

(金額単位：百万円)

区 分	15年度	16年度
保 険 者 数	3,144	2,531
形 式 収 支		
赤字保険者数 (赤字保険者の割合)	315 (10.0%)	225 (8.8%)
赤字額計	118,981	116,489
精算後単年度収支		
赤字保険者数 (赤字保険者の割合)	2,196 (69.8%)	1,515 (59.8%)
赤字額計	124,617	88,658

(注) 厚生労働省「国民健康保険事業年報」を基に作成。

なお、16年度は速報値を用いている。

## b 赤字が継続している保険者の状況

精算後単年度収支の赤字が複数年度(14年度から16年度)継続していて、いずれの年度もその赤字額が当該年度の保険給付費の5%を超えている保険者(以下「継続赤字保険者」という。)の有無についてみたところ、2,531保険者のうち204保険者が継続赤字保険者で、このうち、一般被保険者数が1万人未満のものが177保険者と多くなっていた。そして、継続赤字保険者と、精算後単年度収支が14年度から16年度の3年間継続して黒字であった311保険者(以下「継続黒字保険者」という。)について、保険料(税)及び保険給付費等のそれぞれについて一般被保険者1人当たりの額で比較すると、継続赤字保険者の加重平均は、1人当たり保険給付費等ではほとんど差がないものの、1人当たり保険料(税)収入では約1万円低くなっている。

また、保険料(税)算定に影響を与えている被保険者の所得の状況についてみると、一般被保険者1人当たり所得の加重平均は、継続赤字保険者で683,103円、継続黒字保険者で980,437円となっており、継続赤字保険者は約30万円低くなっている。

## c 一般会計からの繰入金

国保会計の収入のうち、一般会計からの繰入金には、保険基盤安定制度など、制度的に一般会計から国保会計への繰入れが予定されている法定繰入れがあり、その財源は地方交付税等により措置されている。一方、赤字の補てんを目的としたものなど制度的には予定されていない繰入れ(以下「法定外繰入れ」という。)も行われており、これについては市町村が自ら財源を確保して繰入れを行っていて、この法定外繰入れは一般会計繰入金の34.7%、収入総額の3.5%を占めている。

法定外繰入れのうち、国保会計への財政援助を目的とした繰入れについては、市町村国保の被保険者以外の者にその負担を求める結果となることなどから、負担の公平性の観点からも望ましくないものである。しかし、保険料(税)の軽減額、減免額に充てたものや、単年度の赤字、累積赤字の補てんに充てたものなど財政援助を目的とした法定外繰入れが、14年度2307億円、15年度3378億円、16年度2449億円に上っており、各年度とも法定外繰入れの大部分を占めている。

(ウ) 老人保健制度の老人医療

老人医療に係る費用(以下「老人医療費」という。)は、国、都道府県及び市町村による公費負担と各保険者からの老人医療費拠出金(以下「拠出金」という。)で賄われている。

15年度の老人医療費11兆6523億円に係る負担の内訳は、公費負担が3兆5485億円(30.5%)、拠出金が7兆718億円(60.7%)、患者負担分1兆320億円(8.9%)となっている。そして、拠出金の内訳をみると、被用者保険が4兆1844億円、国民健康保険が2兆8874億円となっていて、被用者保険の拠出割合は拠出金全体の59.2%を占めており、医療保険制度別の老人医療費及び老人医療対象者数において被用者保険が占める割合19.1%及び19.5%に比べるとより高率になっている。

イ 医療保険等の給付の状況

医療保険等における給付(以下「保険給付」という。)とは、被保険者等に保険事故(疾病、負傷等)が発生した場合、これに対応して保険者が当該被保険者等に行う一定の給付及び老人の疾病、負傷等に対して市町村が実施する医療等の給付である。

そして、保険給付の大部分を占める医療給付に係る費用(以下「医療費」という。)の伸び率は依然として増加傾向にあり、特に、老人保健については、老人医療の対象者の年齢引き上げに伴う経過措置が終了した後は、対象者が増えることから、長期的には老人保健の国民医療費に占める割合が増加すると見込まれる。

ウ 医療費の地域格差の状況

(ア) 都道府県間格差の現状

今回、医療費の地域格差の状況について調査するに当たり、その対象を、市町村国保の老人を除く被保険者(以下「若年者」という。)に係る医療費及び老人医療費に絞った上で、厚生労働省等で保有している統計資料に基づき都道府県別にみていくこととした。また、医療費のうち、入院に係る費用と入院時食事療養費(以下、これらを「入院・食事」という。)と入院外に係る費用と薬剤支給(以下、これらを「入院外・薬剤」という。)を中心にみていくこととした。

15年度の若年者及び老人の1人当たり医療費の都道府県間格差の状況は表2のとおりとなっていた。そして、その格差は、近年において、若年者及び老人とも固定化している状況となっていた。

表2 1人当たり医療費の都道府県間格差の状況(15年度)

(単位：円)

	全国平均	最大(A)	最小(B)	(A/B)
若年者	225,504	290,529(徳島県)	182,935(沖縄県)	1.59
老人	752,721	922,667(福岡県)	612,042(長野県)	1.51

(注) 年齢構成等による補正は行っていない。

(イ) 格差の要因

1人当たり診療費とこれを構成する3つの要素<sup>(注2)</sup>、医療提供体制の指標である医療施設数、病床数等との相関係数を算出して、医療費の地域格差の要因について分析した結果についてみると、表3のとおり、若年者及び老人とも1人当たり診療費と1人当

たり件数との間で、また、1人当たり診療費と1件当たり日数との間で、強い正の相関がみられる。一方、1人当たり診療費と1日当たり診療費との間では、中程度の負の相関がみられる。このことから、1人当たり診療費の地域格差は、主として入院の頻度や入院期間の長短によるものと推測される。

(注2) 3つの要素 1人当たり診療費は、1人当たり件数、1件当たり日数及び1日当たり診療費の3つの要素に分解することができる。この場合の件数とは月ごとに医療機関から提出される診療報酬明細書(レセプト)の数である。

表3 1人当たり診療費と医療提供体制の指標等との相関関係

項 目		相 関 係 数	
		若 年 者	老 人
入院・食事	1人当たり診療費と1人当たり件数	0.98	0.96
	1人当たり診療費と1件当たり日数	0.85	0.81
	1人当たり診療費と1日当たり診療費	-0.73	-0.62
	1人当たり診療費と人口10万対病床数	0.87	0.75
	1人当たり診療費と平均在院日数(病院)	0.72	0.69
入院外・薬剤	1人当たり診療費と1人当たり件数	0.91	0.73
	1人当たり診療費と1件当たり日数	0.48	0.73
	1人当たり診療費と1日当たり診療費	-0.31	-0.45
	1人当たり診療費と人口10万対施設数(病院・診療所)	0.60	0.43

(注) 1人当たり診療費と1人当たり件数等の要素との間の相関係数の算出は、入院・食事、入院外・薬剤ごとに行っている。

また、医療提供体制の指標として、病院と診療所(歯科診療所を除く。以下同じ。)の全病床数から介護療養型医療施設の病床数を減じた病床について、都道府県ごとの人口10万人当たりの病床数(以下「人口10万対病床数」という。)を用いることとして、これと1人当たり診療費の関係についてみると、強い正の相関がみられ、また、平均在院日数と1人当たり診療費との関係についても中程度の正の相関がみられる。このことから、人口10万対病床数が入院の頻度や平均在院日数に影響するなどして、1人当たり診療費の格差の一要因となっていると推測される。

(ウ) 医療提供体制の地域格差

医療費の地域格差との関係が認められる医療提供体制の状況についてみると、15年の都道府県ごとの病院に係る人口10万対病床数の状況は、総病床数では全国平均が1,278.9であるのに対し、最大が2,457.2(高知県)、最小が862.7(神奈川県)となっており、これを病床種類ごとにみると、特に療養病床において大きな格差(最大/最小は7.45倍)がみられる。そして、近年において、人口当たり病床数の格差が固定化している状況となっていた。

(エ) 1人当たり医療費が高い市町村の状況

厚生労働大臣は毎年度、医療費の適正化その他国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を特に講ずる必要があると認められるものを指定することになっており、この指定を受けた市町村では、同事業の安定化に関する計画(以下「安定化計画」という。)を策定し、医療費の高い要因について分析を行うなどして対策を講ずることとさ



れている。<sup>(注3)</sup>15年度の医療費実績に基づく地域差指数などにより、医療費が高いとして17年度において指定を受けたものは146市町村(以下「146指定市町村」という。)となっているが、このうち14年度から17年度までの4年間継続して指定を受けた63市町村については、地域差指数でみる限り、指定を受けて安定化計画を策定し対策を講じていることの効果が必ずしも発現していない状況となっていた。

以下において、146指定市町村及び市町村国保の15年度の月平均被保険者数が4,000人以上である市町村の中から地域差指数の低い順に抽出するなどして選定した78市町村(以下「78低医療費市町村」という。)について、医療費に係る資料を徴するなどして、比較、分析を行った。

(注3) 地域差指数 当該市町村の実績給付費を、年齢階層別1人当たり給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該市町村の基準給付費で除した数値をいう。

a 長期入院者の状況

146指定市町村のうち、6箇月以上入院している者(以下「長期入院者」という。)の数が把握できた134市町村における長期入院者の数は、70歳未満の者で1人から2,127人、70歳以上の者で1人から6,619人となっていて、長期入院者の被保険者数に対する割合(70歳未満の者については一般被保険者数及び退職被保険者等数の計に対する割合、70歳以上の者については老人保健対象被保険者数に対する割合。以下「長期入院者の割合」という。)は、70歳未満の者で0.16%から4.90%(加重平均0.70%)、70歳以上の者で0.14%から6.83%(同3.03%)となっていた。

一方、78低医療費市町村のうち、長期入院者の数が把握できた45市町村(このうち70歳未満の長期入院者が把握できたのが45市町村、70歳以上の長期入院者の数が把握できたのが37市町村である。)における長期入院者の数は、70歳未満の者で4人から250人、70歳以上の者で1人から141人となっていて、長期入院者の割合は、70歳未満の者で0.09%から1.95%(加重平均0.34%)、70歳以上の者で0.02%から2.71%(同0.84%)となっていた。

b 医療施設の状況

146指定市町村のうち被保険者数が4,000人以上の市町村は66(以下「66市町村」という。)で、この66市町村と78低医療費市町村に所在する医療施設(病院については一般病院のみ)及びこれらの市町村が所在する医療圏<sup>(注4)</sup>の病床(一般病床、療養病床及び診療所の病床)の状況を比較したところ、78低医療費市町村の人口10万人当たりの医療施設数は66市町村の約63%、医療圏における人口10万人当たりの病床数は同じく約59%になっていた。

(注4) 医療圏 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療提供体制の確保に関する計画において、病床の整備を図るべき地域単位として区分する区域

c 1人当たり保険料(税)の状況

146指定市町村及び78低医療費市町村における市町村国保の1人当たり保険料(税)(一般被保険者の保険料(税)の現年度分の調定額を年度平均の一般被保険者数で除した額)の平均はそれぞれ73,670円、72,674円であり、顕著な差異は見受けられなかった。

(オ) 医療圏における病床数の状況

都道府県では、それぞれの定める医療提供体制の確保に関する計画(以下「医療計画」という。)において、医療圏ごとに病床の種類別に基準病床数を定めることとされている。そして、全国の医療圏における一般病床及び療養病床の病床数の11年度末から16年度末にかけての状況をみると、医療計画の見直しによる基準病床数の減少に対応して既存病床数の方は必ずしも減少していないため、差引、過剰病床数が増加する状況となっていた。また、11年度末に病床が過剰又は非過剰であった医療圏における既存病床数について、11年度末と16年度末とで比較したところ、病床の過剰な医療圏における病床数は減少傾向になっており、医療計画に基づく病床の規制効果が若干は見受けられた。

エ 医療制度改革

18年6月、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を講ずることなどを内容とする健康保険法(大正11年法律第70号)等の改正が行われ、医療制度改革が実施されることとなった。

(3) 検査の結果に対する所見

上記のような状況にかんがみ、医療制度改革は具体的実施の段階に入ったところではあるが、今後は、以下のような点に留意することが重要である。

① 政管健保の保険者である国(社会保険庁)においては、医療費適正化等による一層の収支の改善への取組が求められる。

また、市町村国保における厳しい財政状況を改善するためには、保険料(税)の収納率向上や医療費適正化など収支両面にわたる市町村自らの一層の取組とともに、国・都道府県による的確な指導・助言や必要に応じての支援が求められる。

② 保険給付の大部分を占める医療費については、長期的には、特に老人医療費を中心に増加が見込まれることなどから、給付のより一層の適正化が求められる。

③ 医療費の地域格差は、病床数等医療提供体制の格差がその要因の一つになっていると思料されるが、これらの医療提供体制の格差及びこれに伴う医療費の格差は、地域の特性などもあって固定化する傾向がある。しかし、医療費には国等による多額の負担が行われており、負担の公平等の観点から、また、医療サービスへのアクセスの公平性の観点からも、医療費や医療提供体制における過度の地域格差については縮小していくことが望まれる。

④ 市町村国保においては、1人当たり医療費の高低が実際の保険料(税)の高低に必ずしも結びついていないなど、保険者等による医療費適正化の取組への誘因が働きにくい状況になっている。このため、新たに発足することになった後期高齢者医療制度等も含めて、保険者等による医療費適正化の努力が、関係者の負担軽減につながるような仕組みが望まれる。

本院としては、医療制度改革の進展の状況を踏まえ、医療保険等の財政状況や給付の状況等について、今後も引き続き注視しながら検査していくこととする。

### 3 介護保険について

#### (1) 検査の対象、観点、着眼点及び方法

##### ア 介護保険制度の概要

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える新たな仕組みとして介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき12年4月から実施されたものである。

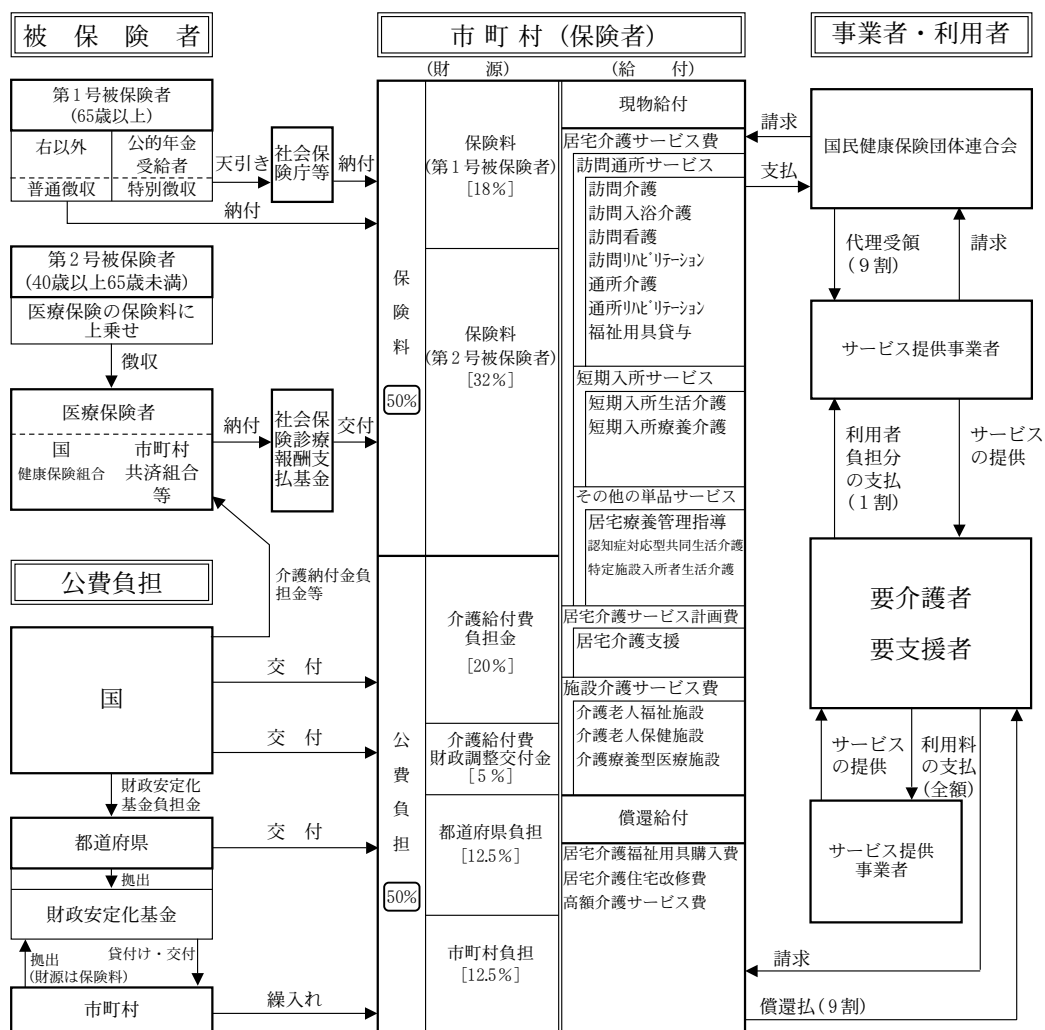
介護保険の保険者は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下本項において同じ。)とされ、また、被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)及び当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)とされている。

被保険者は、介護保険による保険給付を受けるために、要介護状態にあること及びその該当する要介護状態区分(要介護1から5までの5区分とされ、要介護1から5に進むにつれ、介護の必要性が高くなる。)又は要支援状態にあることについて、市町村による認定を受けることが必要とされている。そして、要介護状態又は要支援状態にあることの認定を受けた被保険者(以下、それぞれの者を「要介護者」及び「要支援者」という。)は、介護サービス計画に基づき保険給付を受けることとなる。この保険給付には、自宅に居住しながら利用する居宅サービスと施設に入所して利用する施設サービスがある。

介護サービス事業者は、要介護者及び要支援者(以下、これらの者を併せて「要介護等認定者」という。)に介護サービスを提供した場合はその費用(以下「介護報酬」という。)を請求できることとなっていて、このうちの1割については、原則として、被保険者が負担することとされている。また、介護報酬のうち被保険者が負担する以外の部分(以下「介護給付費」という。)については、介護サービス事業者が被保険者に代わり市町村に請求し、支払を受ける代理受領の方法によることができることとなっている。

介護給付費については、図1のとおり、その100分の50を被保険者の保険料で、残りの100分の50を公費で賄うこととなっている。

図1 費用負担の構造



そして、国は、財政上の措置として介護給付費負担金、財政調整交付金等を15年度で1兆7008億余円、16年度で1兆8519億余円交付している。

イ 検査の対象、観点及び着眼点

介護保険について、厚生労働省、北海道ほか46都府県及び介護保険の保険者である全市町村(15年度2,729市町村、16年度2,249市町村)を対象として、有効性等の観点から、介護保険の財政状況はどのようになっているか、介護給付費、保険料、要介護認定率等の地域格差はどのようになっているかに着目して検査した。

ウ 検査の方法

検査に当たっては、厚生労働省等に対し統計資料等の提出を求めるとともに、17年11月から18年7月までの間に、厚生労働省及び北海道ほか26都府県について会計実地検査を実施し、提出を受けた介護保険に係る資料の内容、介護保険の財政状況及び介護給付費等の地域格差の現状について説明を受けるなどした。そして、在庁時においては、提出を受けた統計資料等及び実地検査で収集した資料について調査、分析を行った。

なお、本件についての上記会計実地検査に要した人日数は96人日である。

(2) 検査の結果

ア 介護保険の財政状況

(ア) 介護保険特別会計の経理状況

a 経理状況

市町村は、介護保険に係る歳入及び歳出について特別会計を設けることとなっており、全国の市町村分を集計すると、15年度(2,729市町村)及び16年度(2,248市町村)<sup>(注5)</sup>の介護保険特別会計(保険事業勘定)の経理状況は、表4のとおりとなっている。

(注5) 2,248市町村 平成17年3月末現在の保険者数は2,249であるが、2保険者分をまとめて集計しているものがあるため2,248保険者となっている。

表4 介護保険特別会計(保険事業勘定)の経理状況 (単位:百万円)

科 目		15年度		16年度		増減額	
		決算額	構成比	決算額	構成比		
歳入	保険料	939,265	17.1%	956,451	16.1%	17,185	
	国庫支出金	介護給付費負担金	1,048,103	19.1%	1,138,862	19.2%	90,758
		調整交付金	261,666	4.7%	283,511	4.7%	21,844
		事務費交付金	30,083	0.5%	0	0.0%	△ 30,083
		その他	5,905	0.1%	2,231	0.0%	△ 3,674
		計	1,345,760	24.5%	1,424,605	24.0%	78,845
	支払基金交付金	1,646,363	30.0%	1,798,811	30.3%	152,448	
	都道府県支出金	都道府県負担金	644,893	11.7%	705,182	11.8%	60,289
		その他	353	0.0%	340	0.0%	△ 12
		計	645,247	11.7%	705,523	11.8%	60,276
	繰入金	一般会計繰入金	636,756	11.6%	696,576	11.7%	59,820
		その他	189,345	3.4%	245,239	4.1%	55,893
		計	826,102	15.0%	941,816	15.8%	115,714
	繰越金	63,834	1.1%	72,137	1.2%	8,302	
	市町村債	財政安定化基金貸付金	4,321	0.0%	15,089	0.2%	10,768
その他		0	0.0%	217	0.0%	217	
計		4,321	0.0%	15,306	0.2%	10,985	
その他の収入	15,379	0.2%	16,199	0.2%	819		
合計	5,486,275	100.0%	5,930,853	100.0%	444,578		
歳出	総務費	194,877	3.6%	190,277	3.2%	△ 4,599	
	保険給付費	介護サービス等諸費	4,914,423	90.8%	5,334,660	91.5%	420,236
		支援サービス等諸費	152,080	2.8%	182,397	3.1%	30,317
		高額介護サービス等費	33,716	0.6%	37,425	0.1%	3,708
		その他	9,879	0.1%	9,692	0.1%	△ 186
		計	5,110,099	94.5%	5,564,176	95.4%	454,076
	基金積立金	53,750	0.9%	32,802	0.5%	△ 20,948	
	公債費	財政安定化基金償還金	10,346	0.1%	7,503	0.1%	△ 2,842
		その他	243	0.0%	503	0.0%	260
		計	10,589	0.1%	8,007	0.1%	△ 2,582
その他の支出	37,716	0.6%	33,602	0.5%	△ 4,113		
合計	5,407,033	100.0%	5,828,865	100.0%	421,832		
歳入歳出差引残額	79,241		101,987		22,746		
国庫支出金精算額等	54,137		58,757		4,619		
国庫支出金精算額等差引額	25,103		43,230		18,126		

注(1) 厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」による。

注(2) 構成比は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。

## b 歳入歳出差引残額及び国庫支出金精算額等差引額

歳入歳出差引残額を市町村別にみると、15年度で30市町村、16年度で11市町村において歳出が歳入を上回っている。また、国庫支出金精算額等差引額を市町村別にみると、プラスの市町村が15年度で2,012市町村、16年度で1,768市町村、マイナスの市町村が15年度で716市町村、16年度で479市町村、ゼロとなっている市町村が両年度とも1市町村となっている。

## c 介護保険の実質的補正収支

国庫支出金精算額等差引額には、財政安定化基金からの貸付金等が含まれていることから、それらを除いて、公費及び保険料の歳入と保険給付費、財政安定化基金拠出金等の歳出との実質的な収支となるよう補正した収支を第1号被保険者1人当たりで除した額で市町村ごとに算定すると、15年度では23,006円から△36,783円までとなっていて、プラスの市町村が1,852市町村、マイナスの市町村が877市町村となっている。また、16年度では、25,848円から△37,194円までとなっていて、プラスの市町村が870市町村、マイナスの市町村が1,377市町村、ゼロの市町村が1市町村となっている。

## (イ) 介護給付費準備基金

市町村の介護保険特別会計に生じた剰余金は介護給付費準備基金として積み立てられることとなる。この介護給付費準備基金の保有状況をみると、15年度末では2,729市町村のうち2,285市町村で合計2259億余円、16年度末では2,248市町村のうち1,920市町村で合計2020億余円となっており、基金の残高がない市町村が15年度末で444市町村、16年度末で328市町村ある。

## (ウ) 財政安定化基金の貸付け

市町村は、保険給付費の増加、保険料収入の低下などから介護保険財政の財源不足が生じた場合等には、都道府県に設置されている財政安定化基金から借り入れることができることとなって、15年度で170市町村、16年度で291市町村が貸付けを受けている。このうち16年度に貸付けを受けた市町村の歳入額全体に占める借入額の割合についてみると、大部分の市町村が3.0%未満となっており、最大の市町村でも5.6%となっている。

## イ 保険給付の状況

## (ア) 介護サービス受給者の概況

全国の介護サービス受給者(月平均。以下同じ。)は、12年度の184万人から16年度は316万人と5年間で1.7倍に増加している。16年度のサービス利用の内訳は、居宅サービス受給者が240万人で75.8%、施設サービス受給者が76万人で24.1%となっている。この5年間の利用状況をみると、居宅サービス受給者の伸びが1.9倍と施設サービス受給者の伸びの1.2倍を上回っている。

## (イ) 介護給付費のサービス別の推移

12年度から16年度までの5年間の介護給付費をサービス別にみると、表5のとおり、居宅サービス費が12年度の1兆0955億余円から16年度の2兆7063億余円と2.4倍になっており、施設サービス費の1.3倍を大きく上回っている。

表5 介護給付費のサービス別の推移

(単位：千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	対12年度比
居住サービス	1,095,571,475	1,592,646,138	1,968,830,998	2,356,804,164	2,706,356,863	247.0%
訪問通所サービス	835,089,688	1,175,853,488	1,433,012,340	1,669,012,992	1,871,947,220	
短期入所サービス	95,243,848	167,213,085	207,377,949	232,140,331	255,771,812	
単品サービス	143,788,368	210,845,175	280,037,760	403,702,784	528,058,572	
福祉用具購入費	5,497,327	8,433,642	10,083,469	10,988,438	11,179,292	
住宅改修費	15,952,243	30,300,747	38,319,479	40,959,619	39,399,968	
施設サービス	2,133,566,794	2,495,800,960	2,657,246,826	2,708,516,403	2,815,725,448	131.9%
介護老人福祉施設	967,216,926	1,121,103,142	1,169,170,790	1,172,366,516	1,225,612,545	
介護老人保健施設	722,588,373	856,246,322	895,834,664	912,338,194	960,337,400	
介護療養型医療施設	443,761,496	518,451,497	592,834,664	623,811,693	629,775,503	
合計	3,229,138,269	4,088,447,098	4,626,077,825	5,065,320,567	5,522,082,311	171.0%

(注) 厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」による。ただし、12年度については11箇月分の累計である。

なお、16年度の介護給付費について、サービス種類別に前年度に対する増加率をみると、居住サービスでは認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の伸びが最も高く、次いで、特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム等)等が高い伸びを示しており、施設サービスでは、介護老人保健施設の伸びが最も高くなっている。

ウ 認定率、サービス内容等を含めた介護保険の地域格差の状況

(ア) 16年度における認定率の地域格差

a 認定率の地域間比較

第1号被保険者に占める要介護等認定者(第1号被保険者)の割合(以下「認定率」という。)は、16年度末で、全国平均が15.7%となっていて、都道府県別では、西日本の各府県で高く、青森、秋田等を除く東日本の都道県で低い傾向があり、徳島県が20.3%と最も高く、茨城県が11.9%と最も低くなっており、最大で1.7倍の格差が生じている。また、市町村別では、最も高い鹿児島県住用村の30.2%と最も低い福島県檜枝岐村の8.2%との間に3.6倍の格差が生じている。

b 認定申請率等と認定率との相関

北海道ほか26都府県において、市町村別に、第1号被保険者数に対する16年度の要介護認定等の申請者数(第2号被保険者を含む。)の割合(認定申請率)と認定率との相関をみると、強い正の相関がみられた。

また、市町村別に、16年度の居住サービス受給者を16年度末の第1号被保険者で除した割合と認定率との相関、都道府県別に、世帯総数のうち単身又は夫婦ともに65歳以上等の高齢者のみの世帯の割合と認定率との相関をみると、同様に強い正の相関がみられた。

c 近住率と認定率との相関

第1号被保険者のうち、子が同居、同一敷地又は同じ町内会等の近隣地域に居住している者の割合(近住率)と認定率との相関を都道府県別にみると、中程度の負の相関がみられた。

(イ) 16年度における介護給付費の地域格差

a 1人当たり給付費の地域間格差

16年度における介護給付費を16年度末現在の第1号被保険者数で除した額(以

下「1人当たり給付費」という。)は、全国平均で219,903円となっていて、都道府県別では、徳島県が288,436円と最も高く、埼玉県が171,058円と最も低くなっていて、最大で1.6倍の格差が生じている。

16年度における居宅サービスに係る介護給付費を16年度末現在の第1号被保険者数で除した額(以下「1人当たり居宅給付費」という。)は、全国平均で107,774円となっていて、最も高い青森県の133,986円と最も低い茨城県の83,584円との間に1.6倍の格差が生じている。また、16年度における施設サービスに係る介護給付費を16年度末現在の第1号被保険者数で除した額(以下「1人当たり施設給付費」という。)は、全国平均で112,129円となっていて、最も高い徳島県の171,033円と最も低い埼玉県の79,599円との間に2.1倍の格差が生じている。

b 市町村別の1人当たり給付費

16年度の1人当たり給付費を市町村別にみると、最も高い東京都利島村の518,797円と最も低い佐賀県玄海町の61,146円との間に8.4倍の格差が生じている。

c サービス種類別の1人当たり給付費の地域格差

16年度の1人当たり居宅給付費額の大きい訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護について、都道府県別の地域格差の状況をみると以下のとおりとなっている。

- ① 1人当たり居宅給付費のうち訪問介護に係る額は、最も高い東京都の44,485円と最も低い富山県の12,909円との間に3.4倍の格差が生じている。
- ② 1人当たり居宅給付費のうち通所介護に係る額は、最も高い沖縄県の43,524円と最も低い北海道の16,180円との間に2.6倍の格差が生じている。
- ③ 1人当たり居宅給付費のうち通所リハビリテーションに係る額は、最も高い鹿児島県の29,140円と最も低い東京都の5,173円との間に5.6倍の格差が生じている。
- ④ 1人当たり居宅給付費のうち認知症対応型共同生活介護に係る額は、最も高い長崎県の25,779円と最も低い沖縄県の2,663円との間に9.6倍の格差が生じている。

上記のサービス種類別の1人当たり居宅給付費について、第1号被保険者10万人当たりの事業所数との相関をみると、いずれも強い又は中程度の正の相関がみられた。

また、同様に16年度の1人当たり施設給付費のサービス種類別の介護給付費については、以下のとおりとなっている。

- ① 1人当たり施設給付費のうち介護老人福祉施設に係る額は、最も高い島根県の71,131円と最も低い埼玉県の36,091円との間で1.9倍の格差が生じている。
- ② 1人当たり施設給付費のうち介護老人保健施設に係る額は、最も高い徳島県の68,687円と最も低い東京都の23,104円との間で2.9倍の格差が生じている。
- ③ 1人当たり施設給付費のうち介護療養型医療施設に係る額は、最も高い高知県の74,362円と最も低い宮城県の5,469円との間で13.5倍の格差が生じている。



上記のサービス種類別の1人当たり施設給付費について、第1号被保険者10万人当たりの病床数との相関をみると、いずれも強い正の相関がみられた。

c 市町村別の1人当たり給付費と認定率との相関

市町村別に1人当たり給付費と認定率との相関をみると、強い正の相関がみられ、認定率の高い市町村では1人当たり給付費も高くなる傾向となっていた。

(ウ) 第1号保険料の地域格差

a 第2期事業運営期間(当初)の第1号保険料

第1号保険料(基準額。以下同じ。)の全国平均は第1期事業運営期間(12年度から14年度)で月額2,911円であり、第2期事業運営期間(15年度から17年度)で月額3,293円である。また、第2期事業運営期間の第1号保険料を市町村別にみると、最も高い北海道鶴居村の5,942円と最も低い山梨県秋山村の1,783円との間で3.3倍の格差が生じている。

b 16年度における第1号保険料と認定率との相関をみると、中程度の正の相関がみられ、認定率の高低と第1号保険料の高低とに関連がある状況であった。また、第1号保険料と1人当たり給付費との相関をみると、強い正の相関がみられ、各市町村の第1号保険料が介護給付費の水準と連動している状況であった。

c 第3期事業運営期間の第1号保険料

第3期事業運営期間(18年度から20年度)における第1号保険料は全国平均で4,090円であり、前期間と比較して24.2%の上昇となっている。また、第3期事業運営期間の第1号保険料を市町村別にみると、最も高い沖縄県与那国町の6,100円と最も低い岐阜県七宗町の2,200円との間に2.7倍の格差が生じている。

エ 市町村における意識調査の結果

会計実地検査を実施した27都道府県内における1,382市町村(16年度末現在)のうち、認定率等が全国的に上位の4分の1又は下位の4分の1以内に位置するなどの市町村を対象に意識調査を行ったところ、認定率、1人当たり給付費及び第1号保険料が全国的に高い市町村では、その多くが認定率等の改善の必要性を認識している一方で、全国的に低い市町村では、その多くが改善の必要性はないと認識しているが、介護サービスの基盤については改善の必要性があるなどとしていた。

オ 介護保険制度の改正

介護保険制度は17年6月に改正が行われており、施設サービスに係る給付の見直しは17年10月から、予防重視型システムの確立、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上及び負担のあり方・制度運営の見直しは18年4月からそれぞれ施行されている。

(3) 検査の結果に対する所見

上記のような状況にかんがみ、介護保険法の改正により介護保険制度の見直しが行われたところではあるが、今後は、以下のような点に留意することが重要である。

ア 介護保険の財政について

市町村における財政安定化基金からの借入率はそれほど大きなものではなく、借入額については、翌事業運営期間の3年間に保険料として徴収し、返還することとなるた

め、現時点において特に深刻な問題にはならないと思料されるが、将来も安定的に介護保険財政を維持するためには、介護保険の利用者の動向等をよりの確に把握し、適時・適切な対策をとる必要がある。

#### イ 保険給付について

介護給付費は、介護保険制度の見直しにより、17年度後半に一時的に減少しているが、将来的にはすう勢として増加傾向になることが予想されている。

また、16年度では、施設サービスに係る介護給付費が居宅サービスに係る介護給付費を上回っているが、最近では居宅サービスに係る介護給付費が施設サービスに係る介護給付費を上回る状況となってきている。さらに、居宅サービスにおいて、認知症対応型共同生活介護や特定施設入所者生活介護のサービス利用が急増していることなどから、介護サービスの利用動向に今後とも留意していく必要がある。

#### ウ 認定率等の地域格差について

介護保険制度においては、地域住民のニーズにきめ細かく対応するため、市町村が保険者となって、事業計画において国の定める基本指針による基準に従ってサービスの種類別に量の見込み等を定めるとともに、地域ごとの住民のニーズに応じて、介護サービスの事業量や保険料の設定を行う仕組みになっている。このため、市町村の選択や判断により、市町村間において地域格差が生ずることは制度上想定されているものである。

しかし、介護給付費については、それぞれの市町村に居住し、サービスを受ける第1号被保険者の保険料だけではなく、より大きな部分は全国の第2号被保険者の納付した保険料や国、都道府県等の公費負担で賄われているものである。したがって、地域格差の拡大は好ましいものとは思料されず、また、これらの地域格差が過度なサービス提供や極端な地域間の施設サービスの偏在、不適切な要介護認定等に起因する場合には是正を図る必要があると思料される。

本院としては、高齢化の進行や介護保険制度の浸透に伴って、介護サービスの利用者の増加とともに介護給付費も増加し、ひいては国庫負担金等も増大することが見込まれることから、要介護認定や給付等の適正な運営はもとより、各市町村の財政状況、保険給付の状況等の制度全般にわたる動向について、引き続き注視しながら検査していくこととする。

## 4 生活保護について

### (1) 検査の対象、観点、着眼点及び方法

#### ア 生活保護制度の概要

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を行うものである。生活保護法において現に保護を受けている者を「被保護者」といい、また、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者を「要保護者」という。

保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。また、保護は、厚生労働大臣の定める「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)により測定した要保護者の需要を基として、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ、原則として世帯を単位として金銭給付又は現物給付を行うこととなっている。

保護は、その内容によって、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類に分けられる。

保護の実施機関である都道府県知事又は市町村長(特別区の長を含む。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)に対して要保護者の保護の決定及び実施に関する事務を委任することができることとなっている。そして、福祉事務所には、同法に基づいて福祉事務所長のほか、現業員(ケースワーカー)等を置くこととなっている。

生活保護の業務は現業員が担当し、現業員は、市については被保護世帯80世帯について1人、町村については同65世帯について1人を標準として配置することとなっており、現在、全国で約1万2000人が従事している。

また、厚生労働省では、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が被保護者に支弁した保護費の一部について、生活保護費負担金(以下「負担金」という。)を交付している。16年度の負担金等の総額は1兆9408億余円で、12年度の1兆4836億余円と比較して30.8%の大幅な増加となっている。

#### イ 検査の対象、観点及び着眼点

生活保護について、厚生労働省、北海道ほか46都府県及び生活保護に関する事務を行っている福祉事務所(1,225箇所)を対象として、有効性等の観点から、生活保護の現況はどのようになっているか、被保護者の数、保護費、保護の実施体制、実施状況等の地域格差はどのようになっているかに着眼して検査した。

#### ウ 検査の方法

検査に当たっては、厚生労働省等に対し統計資料等の提出を求めるとともに、17年11月から18年7月までの間に、厚生労働省及び北海道ほか26都府県について会計実地検査を実施し、提出を受けた生活保護に係る資料の内容及び生活保護の地域格差の現状について説明を受けるなどした。そして、在庁時においては、提出を受けた統計資料等及び実地検査で収集した資料について調査、分析を行った。

なお、本件についての上記会計実地検査に要した人日数は73.9人日である。

### (2) 検査の結果

#### ア 生活保護の現況

##### (ア) 被保護実世帯数、被保護実人員、保護率等の推移

被保護実世帯数及び被保護実人員<sup>(注6)</sup>は、昭和60年頃より減少傾向にあったが、平成7年度の被保護実世帯数601,925世帯、被保護実人員882,229人あたりから増加に転じ、16年度には被保護実世帯数998,887世帯、被保護実人員1,423,388人となっている。その結果、保護率(被保護実人員の人口に占める割合)は7年度の7.0%から16年

度の11.1%に増加し、被保護実世帯数の総世帯数に占める割合も7年度の14.7%から16年度の21.5%へと増加している。

世帯類型別の被保護世帯数について12年度と16年度を比較すると、<sup>(注7)</sup>高齢者世帯が12年度の341,196世帯から16年度の465,680世帯へと大幅に増加しており、16年度では、このうち単身世帯が87.5%を占めている。また、稼働能力のある者を多く含む<sup>(注8)</sup>母子世帯及びその他世帯(単身世帯)の伸びも大きくなっている。

(注6) 被保護実世帯数及び被保護実人員 現に保護を受けている世帯数及び人員に、保護停止中の世帯数及び人員を加えたものである。

(注7) 高齢者世帯 男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯である。

(注8) 母子世帯 現に配偶者が不在(死別、離別等による。)18歳以上60歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成された世帯である。

#### (イ) 保護費の扶助別の推移

保護費の総額は7年度の1兆5156億余円から、16年度には2兆5434億余円と1.7倍に増加している。16年度の各扶助費(構成比)は、生活扶助費8401億余円(33.0%)、医療扶助費1兆3028億余円(51.2%)、住宅扶助費3072億余円(12.0%)で、これらの3扶助費で全体の96.3%を占めている。

#### (ウ) 保護開始・廃止世帯数の理由別の推移

保護開始・廃止世帯数(各年度9月中の実績)の推移についてみると、5年度以降は、保護開始世帯数が保護廃止世帯数を上回る状況が続いている。

16年度における開始理由についてみると、何らかの身体的要因によるものが55.9%、経済的要因によるものが38.2%となっている。また、廃止理由については、経済的要因によるものが14.8%、他法他施策の活用等によるものが9.7%となっている。

### イ 生活保護の地域格差の状況

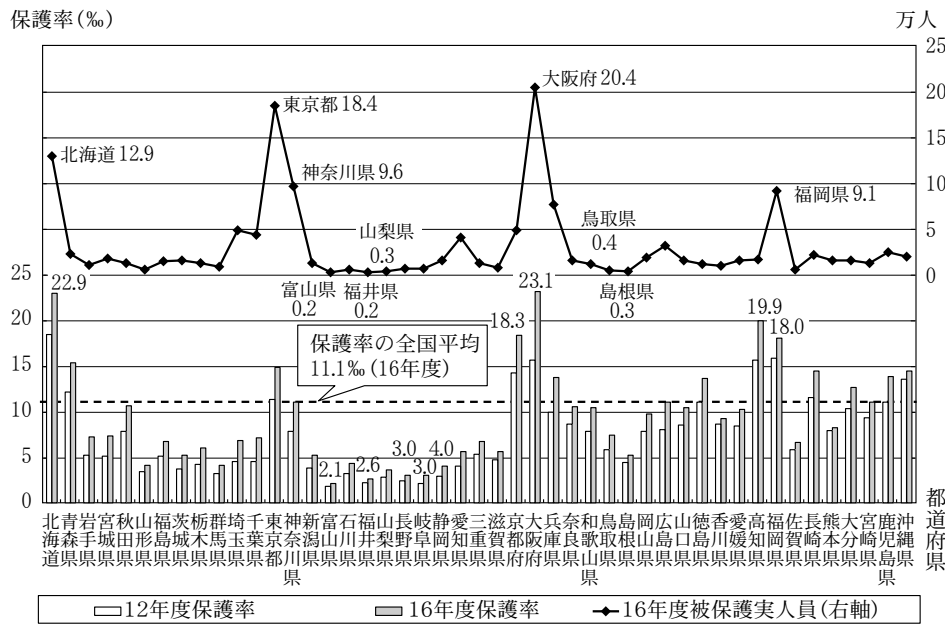
#### (ア) 保護率の地域格差

16年度における都道府県別の保護率は、図2のとおり、全国平均は11.1%であり、最も高い大阪府の23.1%と最も低い富山県の2.1%との間には10.7倍の格差がある。12年度の保護率については、全国平均が8.4%で、最も高い北海道の18.4%と最も低い富山県の1.8%との間には10.1倍の格差があったことから、格差に大きな変化はないものの、保護率の差は拡大している状況である。

そして、保護率の高い5道府県(北海道、京都、大阪、高知、福岡)は各地に存在するのに対して、低い5県(富山、福井、長野、岐阜、静岡)は中部・甲信地方に集中している。ただし、全国平均の保護率を超える13都道府県の分布をみると、中部以東は3都道県であるのに対し、近畿以西は10府県であり、保護率に西高東低の傾向がみられる。

また、16年度における被保護実人員の都道府県別の構成比についてみると、被保護実人員の多い上位5都道府県で全国の被保護実人員の約5割、上位10都道府県で同約7割を占め、これらの都道府県はいずれも政令指定都市(東京都区部を含む。)の所在する都道府県となっている。

図2 都道府県別の保護率及び被保護実人員



(注) 厚生労働省「社会福祉行政業務報告」、総務省「国勢調査」(平成12年度)及び「人口推計」(平成16年度)を基に作成

(イ) 支給済保護費の地域格差

a 都道府県別の被保護実人員1人当たりの支給済保護費

16年度における都道府県別の被保護実人員1人当たりの支給済保護費は、全国平均は1,786,898円で、最も大きい富山県の2,177,210円と最も小さい岩手県の1,525,623円との間には1.4倍の格差がある。

b 医療扶助人員1人当たりの医療扶助費

16年度における都道府県別の医療扶助人員1人当たりの医療扶助費は、全国平均は1,128,485円となっていて、最も大きい富山県の1,622,643円と最も小さい宮城県県の925,479円との間には1.7倍の格差がある。

そして、医療扶助人員1人当たり医療扶助費と、被保護実人員に占めるの高齢者の比率、医療扶助人員に占める入院患者、精神科入院患者及び医療扶助単給人員の比率との相関についてみると、いずれも正の相関がみられ、これらの比率の高いところで医療扶助人員1人当たり医療扶助費も高くなっている傾向がある。

(注9) 医療扶助単給人員 医療扶助以外に、生活扶助(入院患者日用品費等の一部を除く。)等継続的に支給される扶助を受けていない被保護者をいう。

(ウ) 世帯類型別構成比の地域格差

16年度における被保護世帯の世帯類型別構成比を都道府県別にみると、高齢者世帯は平均46.7%で、最大の熊本県57.4%と最小の新潟県38.3%との格差は1.4倍、母子世帯は平均8.7%で、最大の北海道14.0%と最小の富山県1.5%との格差は9.1倍、障害者・傷病者世帯は平均35.0%で、最大の山梨県43.6%と最小の福岡県30.1%との格差は1.4倍、その他世帯は平均9.4%で、最大の新潟県15.0%と最小の岐阜県2.7%との格差は5.4倍となっている。特に、母子世帯及びその他世帯において、格差が大きくなっている。

## (エ) 保護開始・廃止理由別構成比の地域格差

16年9月中における都道府県別の開始理由の格差については、「傷病」は平均40.0%で、最大の山梨県75.0%と最小の秋田県18.6%との格差は4.0倍、「稼働収入減」は平均15.2%で、最大の香川県27.8%と最小の福井県4.5%との格差は6.1倍、「その他」のうちの「急迫保護」<sup>(注10)</sup>は平均15.5%に対し最大が大阪府の44.4%となっている。

また、廃止理由の格差については、「傷病治癒」は平均22.6%に対し最大の大阪府は55.6%、「死亡・失踪」は平均36.6%に対し最大の京都府は59.8%、「稼働収入増」は平均12.9%に対し最大の島根県は32.1%となっている。

(注10) 急迫保護 要保護者が行き倒れ等の急迫の状況にあるときに福祉事務所が職権で行う保護をいう。

## (オ) 被保護世帯の就労世帯比率及び国民年金受給率の地域格差

## a 就労世帯比率の地域格差

16年度における都道府県別の被保護世帯の就労世帯比率<sup>(注11)</sup>は、全国平均は12.3%で、最も高い島根県の19.7%と最も低い山梨県の5.6%の間には3.4倍の格差がある。

また、就労世帯比率を世帯類型別にみると、高齢者世帯が3.8%、障害者・傷病者世帯が8.3%であるのに対し、母子世帯が48.4%、その他世帯が36.1%と高くなっている。

さらに、世帯類型別の就労世帯比率を都道府県別にみると、母子世帯については、最も高い京都府の58.5%と最も低い茨城県の7.3%の間には8.0倍の格差があり、その他世帯については、最も高い鳥取県の61.0%と最も低い岐阜県の17.2%の間には3.5倍の格差がある。

(注11) 就労世帯比率 世帯員の誰かが就労している被保護世帯の被保護世帯全体に対する比率

## b 国民年金受給率の地域格差

16年度における65歳以上の被保護者の国民年金(老齢年金及び老齢基礎年金)の受給率(以下「国民年金受給率」という。)は、全国平均は30.5%で、全国の65歳以上の国民年金受給率の平均79.6%と比べて2.6倍の格差があり、これを都道府県別にみると、最も高い岩手県の54.2%と最も低い神奈川県<sup>(注12)</sup>の18.5%の間には2.9倍の格差がある。

## (カ) 福祉事務所の実施体制及び実施状況等の地域格差

## a 保護の実施体制

## (a) 現業員の充足率

16年度における全国1,225福祉事務所の現業員の標準数は計12,210人であるのに対し、現業員の実際の配置数は計11,944人であることから、標準数に対する配置数の割合(以下「充足率」という。)は97.8%となっており、充足率が100%未満の37都道府県の281事務所では、現業員が計1,198人の不足となっている。そして、充足率を都道府県別にみると、最も高い長野県の183.5%と最も低

い大阪府の66.5%との間には2.7倍の格差がある。また、34府県が充足率100%以上(被保護実人員計633,029人)であるのに対して、13都道府県が充足率100%未満(被保護実人員計790,358人)となっている。

(b) 現業員の専任者割合及び経験年数

16年度における現業員のうち生活保護業務に専従している者の割合は、全国平均が87.5%であり、最も高い秋田県等の100.0%と最も低い長野県の17.0%との間には5.8倍の格差がある。

また、現業員のうち当該業務の経験が1年未満である者の割合は、全国平均が23.8%であり、最も高い山梨県の53.6%と最も低い京都府の16.7%との間には3.2倍の格差がある。

b 保護の申請率、開始率及び相談・開始割合

16年度における生活保護に関する相談件数に対する申請件数の割合(以下「申請率」という。)は、全国平均が30.6%であり、政令指定都市間でみると、最も高い千葉市の71.1%と最も低い北九州市の15.8%との間には4.5倍の格差がある。また、申請件数に対する保護開始件数の割合(以下「開始率」という。)の全国平均は89.5%であり、最も高い千葉市の98.0%と最も低い福岡市の87.0%との間には1.1倍の格差がある。さらに、相談件数に対する保護開始件数の割合の全国平均は28.0%であり、最も高い千葉市の69.7%と最も低い北九州市の14.6%との間には4.7倍の格差がある。

c 保護開始時調査

16年度における保護開始時の金融機関、雇用先等の関係先に対する保護申請1件当たりの調査件数は、全国平均が23.7件であり、最も多い鹿児島県の42.1件と最も少ない東京都の5.9件との間には7.1倍の格差がある。

d 被保護世帯の訪問調査活動

現業員は、被保護世帯に対する指導の必要性に応じて訪問間隔(1箇月から1年)の格付を行い、訪問計画を立てて被保護者宅での指導等を行っている。

訪問格付を3箇月以内としている被保護世帯の割合をみると、全国平均は48.0%であり、政令指定都市が所管する福祉事務所で最大の川崎市65.3%と最小の横浜市17.1%との間に3.8倍の格差、中核市及びその他市等が所管する福祉事務所で最大の青森県89.7%と最小の鹿児島県25.1%との間に3.5倍の格差、都道府県が所管する福祉事務所で最大の高知県86.4%と最小の鹿児島県15.6%との間に5.5倍の格差がある。

e 医療扶助の適正化

(a) 入院の必要がない長期入院患者

16年度において入院の必要がない長期入院患者とされた被保護者は、全国で計5,532人であり、そのうち16年度末に退院等の措置が執られていない者の割合については、全国平均で31.0%となっている。これを医療扶助人員が上位の10都道府県についてみると、最も高い愛知県の50.2%と最も低い千葉県の5.8%との間に8.6倍の格差がある。

## (b) 頻回受診者

16年度において診療日数が過度に多い頻回受診者とされた被保護者は、全国で計3,867人であり、そのうち16年度末に必要とされる通院日数に改善された者の割合については、全国平均で32.3%となっている。これを医療扶助人員が上位の10都道府県についてみると、最も高い千葉県の68.7%と最も低い大阪府の15.1%との間に4.5倍の格差がある。

## (c) レセプト点検による過誤調整

16年度において、診療報酬明細書(レセプト)点検の結果、請求が妥当でないとして返還等の措置が執られた額(以下「過誤調整額」という。)は、計136億2933万余円で、過誤調整額の医療費支払総額に対する割合(以下「過誤調整率」という。)の全国平均は1.0%となっている。支払総額が上位の10都道府県の過誤調整率についてみると、最も高い埼玉県の1.2%(過誤調整額4億7019万余円)と最も低い千葉県の0.5%(過誤調整額2億0877万余円)との間に2.4倍の格差がある。

## f 被保護者の自立助長

福祉事務所では、自立助長が見込まれる世帯を「自立助長推進対象世帯」として重点的に就労支援等を行っている。

16年度における自立助長の都道府県別の状況についてみると、被保護世帯のうち自立助長推進対象世帯を選定する割合については全国平均が3.5%であり、最も高い熊本県の7.6%と最も低い愛知県の1.9%の間には4.0倍の格差がある。また、選定された世帯のうち自立更生の目的を達成した世帯の割合については、最も高い石川県の57.9%と最も低い岐阜県の22.1%の間には2.6倍の格差がある。

## ウ 地域格差の要因

以上のように、保護率等について地域格差がみられるが、保護率の地域格差に影響を与えようと思料される経済的要因、社会的要因及び行政的要因について、都道府県別の保護率との相関関係を分析した。

## (ア) 経済的要因との相関

都道府県別の経済的要因と保護率との相関関係についてみると、完全失業率との間に強い正の相関、年間所得が200万円未満の世帯の割合との間に中程度の正の相関、有効求人倍率との間に中程度の負の相関がみられた。

## (イ) 社会的要因との相関

都道府県別の社会的要因と保護率との相関関係についてみると、高齢者単身世帯割合、離婚率等との間に強い正の相関、3世代世帯率、年金受給率等との間に中程度の負の相関がみられた。

## (ウ) 行政的要因との相関

都道府県別の行政的要因と保護率との相関関係についてみると、都道府県別の現業員の充足率との間には中程度の負の相関がみられたが、被保護世帯数の少ない福祉事務所については、交通の不便な地域が多く、標準数より多い現業員を配置する機会が多いことから、それらの影響を排除するため、市等のうち標準数が4人以上の382事



業主体を対象として充足率と保護率との相関をみると、ほとんど相関はみられなかった。

また、政令指定都市、東京都区部及び中核市別の保護の申請率と保護率との間や保護の開始率と保護率との間についても、ほとんど相関はみられなかった。

#### エ 生活保護制度の見直し

厚生労働省では、生活保護の保護率が全国的に依然として増加傾向にあるなかで、生活保護制度が国民の最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けるため、その制度の在り方・運用について検討・見直しを行ってきており、17年度からは、経済的給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するため、その具体的実施手段として「自立支援プログラム」の導入を推進している。

### (3) 検査の結果に対する所見

上記のような状況にかんがみ、厚生労働省は、自立支援プログラム等の施策を実施、推進しているところであるが、今後は、以下のような点に留意することが重要である。

- ① 生活保護の地域格差については、経済的要因及び社会的要因の影響が大きいことから、その生活保護の動向に与える影響を踏まえて各種の施策を実施機関との十分な連携のもとに的確に講じていくことが望まれる。
- ② 保護の実施体制及び実施状況の格差については、保護率の地域格差との間に明確な関連は認められなかったが、事業主体間での地域格差があることは望ましいことではなく、自立支援プログラムの実施に対する影響も懸念される。したがって、国及び地方の財政状況が厳しいなどの事情はあるとしても、なお一層の制度の適正な運営を確保するため、事業主体間の格差について縮小することが望まれる。

本院としては、被保護実世帯数及び被保護実人員が、近年、全国的に増加傾向にあり、支給済保護費及びこれに対する国庫負担額も増加していることから、生活保護制度の見直しの状況を踏まえ、本制度の適正な運用はもとより、生活保護の動向について引き続き注視しながら検査していくこととする。

## 第7 中心市街地活性化プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	経済産業省、国土交通省、市区町村等
検査の内容	中心市街地活性化プロジェクトについての検査要請事項
プロジェクトに係る17年度末の市区町村数	603市区町村
報告を行った年月日	平成18年10月25日

### 1 検査の背景及び実施状況

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。

<p>一、会計検査及びその結果の報告を求める事項</p> <p>(一) 検査の対象</p> <p>国土交通省、経済産業省など</p> <p>(二) 検査の内容</p> <p>中心市街地活性化プロジェクトについての次の各事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成10年度以降の省庁別事業費、国費負担額及び実施状況</li> <li>2 プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤</li> <li>3 中小企業の活性化等プロジェクトの有効性</li> </ol>
--

#### (2) 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関連する項目の内容は、以下のとおりである。

<p>31 中心市街地における商業活性化対策の有効性について</p> <p>中心市街地における商業活性化対策については、中核であるテナントミックス事業や空き店舗解消事業等の実施に当たり、中心となるべきタウンマネジメント機関(TMO)に十分な人的体制や財政的基盤が備わっていない、ひいては本来のTMO事業の趣旨が十分に浸透しておらず、TMOに期待される本来の機能が発揮されていないとの会計検査院の報告がある。</p> <p>中心市街地における市街地の整備改善等の予算額については、国土交通省関係で平成17年度予算で事業費1兆825億円、そのうち国費負担5,369億円、平成10年度以降の総額で事業費8兆9,319億円、そのうち国費負担4兆5,821億円となっている。</p> <p>同活性化対策が、中小企業の活性化等、真に中心市街地活性化に結び付いているのか、政府及び会計検査院は、その執行の有効性について、調査・検討及び会計検査を行う必要がある。</p>
---

### (3) 検査対象の概要

#### ア 検査対象の背景

モータリゼーションの進展、消費者の行動パターンの変化、大規模小売店舗の郊外展開の加速化等により、「街の顔」ともいふべき中心市街地の衰退や空洞化が進行しているとの現状認識の下、10年に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(平成10年法律第92号。以下「法」という。)が制定され、併せて「大規模小売店舗立地法」(平成10年法律第91号)が制定されるとともに、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)が改正された(以下、これらを総称して「まちづくり三法」という。)

#### イ 法に基づく中心市街地の活性化を図るための仕組み

##### (ア) 基本方針及び基本計画

法によれば、主務大臣は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないとされており、市町村は、これに基づき市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成することができるとされている。

##### (イ) 基本計画に定められる事業と国等の支援措置

基本方針では、国は、市町村に対し、選択可能な各種支援措置の整備に努めることとされている。

また、都道府県は、国と同様に必要な体制整備を行い、市町村への適切な支援等を行うことが望ましいとされている。

##### (ウ) TMO 及び TMO 構想

基本計画に中小小売商業高度化事業に係る事項が盛り込まれている場合、商工会、商工会議所等は、当該事業に関する総合的かつ基本的な構想を作成し、市町村が認定をするものとされている(以下、認定された構想を「TMO 構想」という。)(注1)。また、認定を受けた者は認定構想推進事業者(いわゆるタウンマネジメント機関。以下「TMO」という。)とされ、TMO 構想を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を図ることとなる。

(注1) 中小小売商業高度化事業 中心市街地における中小小売商業の高度化を図るための事業(アーケード、駐車場等を整備する中心市街地商店街整備事業等)

##### (エ) 中心市街地整備推進機構

市町村長は、中心市街地の整備改善に資する建築物等を整備する事業等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を中心市街地整備推進機構として指定することができる(以下、これを「整備推進機構」という。)

##### (オ) 中心市街地の活性化を図るためのその他の施策

法に基づくもののほか、国は、各市区町村の中心市街地の活性化の取組に対する診断・助言、情報提供の実施等の委託事業等を行っている。

#### ウ 法の改正等

18年5月、法及び都市計画法が改正され、同年9月に「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月8日閣議決定。以下「新基本方針」という。)が定められ

た。

#### (4) 検査の対象、観点及び着眼点

本院は、10年度以降実施されている中心市街地活性化プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)について、主として、国土交通省、経済産業省及びプロジェクトの実施主体である市区町村等を対象とし、有効性等の観点から、プロジェクトが中心市街地の活性化に結び付いているか、各事業の実施状況、実施体制等に着眼して検査した。

#### (5) 検査の方法

検査に当たっては、経済産業省、国土交通省等から各種資料の提出を受け、説明の聴取等を行った。また、10年度以降にプロジェクトを計画・実施している603市区町村(17年度末現在)から、687地区のプロジェクトに係る各種資料の提出を受けるとともに、うち351市区町村等について実地検査を実施した。

## 2 検査の結果

### (1) 平成10年度以降の省庁別事業費、国費負担額及び実施状況

経済産業省以外の府省庁、多くの市町村等では、プロジェクトに係る事業費、国費負担額等を集計、整理していなかった。そこで、本院において、プロジェクトに係る事業費等を集計するとともに、基本計画の作成、内容及び実施状況を検査した。

#### ア 10年度以降の省庁別事業費及び国費負担額

10年度から16年度までのプロジェクトに係る省庁別事業費及び国費負担額は、次の

①～③の事業に係るもので、表1のとおりである。

- ① 基本計画に定められた事業(ただし、②のTMO構想に定められた事業に係るものについては除く。)
- ② TMO構想に定められた事業
- ③ 国において実施している委託事業等

表1 10年度以降の省庁別事業費及び国費負担額

上段：事業費  
下段：国費負担額  
(単位：千円、%)

省庁名	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計	割合	
内閣府	411,130	2,503,806	2,235,949	2,571,862	4,458,944	3,497,678	2,048,058	17,727,429	0.3	
	226,020	1,503,182	1,375,567	1,432,552	1,907,551	2,376,374	1,270,162	10,091,410	0.5	
内閣本府	※	—	—	—	18,346	230,055	129	248,530	0.0	
	※	—	—	—	18,346	213,735	129	232,210	0.0	
警察庁	※	—	244,676	224,349	212,442	175,833	169,518	1,142,130	0.0	
	※	—	122,338	112,174	106,221	87,916	84,823	571,194	0.0	
防衛施設庁	※	411,130	2,259,130	2,011,600	2,359,420	4,264,765	3,098,105	1,932,617	16,336,769	0.3
	※	226,020	1,380,844	1,263,393	1,326,331	1,801,289	2,077,816	1,212,313	9,288,006	0.4
総務省	※	3,742,892	7,887,583	13,448,460	8,406,291	5,145,638	1,780,971	6,169,579	46,581,416	0.9
	※	2,630,222	4,734,955	4,897,141	3,372,154	1,855,422	662,684	567,562	18,720,143	0.9
法務省	※	2,435,984	824,113	—	—	—	—	3,260,098	0.0	
	※	2,435,984	824,113	—	—	—	—	3,260,098	0.1	
文部科学省	※	995,835	6,201,416	2,589,660	7,491,460	11,480,137	14,709,702	7,822,540	51,290,752	1.0
	※	604,305	1,833,796	1,288,861	4,651,110	3,055,607	3,594,059	2,283,754	17,311,493	0.8
厚生労働省	※	2,017,048	1,589,115	6,422,127	25,339,483	36,657,684	5,912,032	1,966,921	79,904,414	1.5
	※	176,078	731,539	924,705	2,326,574	3,238,946	1,468,850	452,943	9,319,639	0.4
農林水産省	※	12,098,385	4,114,538	6,921,960	3,135,603	2,413,134	2,151,337	2,146,634	32,981,594	0.6
	※	1,800,752	1,216,325	1,772,989	1,010,389	848,236	1,048,581	886,930	8,584,205	0.4
経済産業省	※	13,544,657	11,311,787	19,035,749	30,453,596	31,596,097	22,555,032	24,107,310	152,604,230	3.0
	※	4,977,877	5,082,481	6,956,614	9,729,670	13,290,049	9,495,780	9,435,034	58,967,507	2.9
国土交通省	※	309,464,973	540,089,653	792,996,991	815,607,627	750,914,391	775,989,374	647,392,797	4,632,455,808	92.3
	※	133,185,315	211,617,364	310,439,179	316,797,247	316,179,905	311,043,893	276,931,786	1,876,194,692	93.6
環境省	※	—	135,766	196,125	442,223	34,717	629,025	63,519	1,501,377	0.0
	※	—	44,250	55,051	90,022	8,568	157,317	25,234	380,442	0.0
計	※	344,710,907	574,657,781	843,847,023	893,448,147	842,700,745	827,225,154	691,717,363	5,018,307,123	100.0
	※	146,036,556	227,588,007	327,710,110	339,409,719	340,384,287	329,847,541	291,853,409	2,002,829,631	100.0

(注) ※印は、中心市街地の活性化の支援策として、国庫補助事業等を示している府省庁である。  
なお、省庁は平成13年1月6日以降の省庁で整理した。

## イ 基本計画の作成、内容及び実施状況等

### (ア) 基本計画の作成状況等

17年度までに687地区の基本計画が作成されていた。その中には、基本計画で定められた中心市街地の区域の形状が一体的、一团的であるとはいえない地区が見受けられた。

### (イ) 基本計画の内容及び基本計画に定められた事業の実施状況

基本計画に定められた事業の実施状況を検討するには基本計画の作成からある程度の期間が必要であることから、10年度から12年度までに作成された455地区の基本計画を検査したところ、次のような状況となっていた。

- ① 基本計画の作成に当たり、市区町村が地域住民等の意向を把握していなかったものが、137地区となっていた。
- ② 中心市街地の区域に商業系用途地域が全く含まれていない地区が1地区となつて

いた。また、市街化調整区域が含まれている地区が22地区、非線引き都市計画区域の白地地域(用途地域が定められていない地域)が含まれている地区が39地区となっていた。

- ③ 年間商品販売額や歩行者通行量等の具体的な数値目標を設定している地区は25地区にとどまっていた。
- ④ 土地区画整理事業、商業・サービス業集積関連施設整備事業等の具体的な事業が記載されている地区の基本計画の中には、事業が構想段階にあり、その内容が具体化されていないものが含まれていた。また、事業の実施時期については、18地区において「短期・中期・長期」とされており明確となっていなかったり、6地区において全く記載されていなかったりしていた。

また、10、11両年度に作成された329地区の基本計画のうち294地区では、5年以内に着手できるとした事業が定められていたが、そのうち282地区では、地権者、関係者の合意形成が図られていないことなどのため、5年を経過しても着手していない事業が含まれていた。

## (2) プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤

本院では、プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤について、市区町村、中心市街地整備推進機構及びTMOを取り上げて検査することとした。

また、併せて、国、都道府県等の市区町村に対する支援体制の整備状況等について検査することとした。

検査に当たっては、16年度末までに作成された基本計画に基づく678地区(635市区町村)のプロジェクトを対象とした。

### ア 市区町村

プロジェクトを実施している市区町村の人的体制・財政基盤の状況は、それぞれ次のとおりとなっていた。

#### (ア) 人的体制

##### a 担当課室の状況

プロジェクトを所掌する課室数は、678地区のうち基本計画の作成から間もないため職員数が把握できないなどとしている6地区を除く672地区において、計3,369課室となっていた。1地区当たりの課室数をみると、最も多いのは30課室、最も少ないのは1課室で、平均では5.0課室となっていた。課室数が1の地区は57地区となっていた。

また、1地区当たりの担当職員数は、1人から5人が245地区と最も多くなっていた。そして、1地区当たりの平均担当職員数は15.5人となっていた。

##### b 連絡調整体制等の状況

###### (a) 連絡調整会議

市区町村における関係部局間の連絡調整を行うための連絡調整会議は、10年度から16年度までの間に、396地区で設置されていた。

また、連絡調整会議を設置してから16年度までの間における同会議の開催回数は、同会議を設置している396地区のうち開催回数を把握できないなどの82

地区を除く314地区において、年平均で1回未満が109地区と最も多くなっていた。

そして、上記の314地区のうち16年度末までに同会議が廃止されているなどの67地区を除いた247地区のうち176地区において、同会議の開催回数は減少しており、同会議を設置したものの、翌年度以降開催実績のない地区も125地区となっていた。このように同会議の開催回数は、会議設置後、年数が経過するにつれて減少する傾向となっていた。

(b) 窓口業務等を一元的に行う組織

対外的な窓口業務等を一元的に行う組織は、10年度から16年度までの間において、295地区で設置されていた。

また、この窓口業務等を一元的に行う組織の本来業務は、295地区から16年度末までに同組織が廃止された26地区を除く269地区のうち117地区の「商業の活性化事業」が最も多くなっていた。

(c) 民間連携協議会

中心市街地の活性化に一体となって取り組む民間組織との連携を円滑にするための民間連携協議会は、10年度から16年度までの間において、328地区で設置されていた。

また、民間連携協議会を設置してから16年度までの間における同協議会の年平均開催回数は、上記328地区のうち開催回数を把握できない49地区を除く279地区において、4回以上が95地区と最も多くなっていた。

なお、10年度から16年度までの間において、連絡調整会議、窓口業務等を一元的に行う組織及び民間連携協議会のいずれも設置していない地区は、129地区となっていた。

(イ) 財政基盤

a 財政力指数の状況

635市区町村の16年度の財政力指数<sup>(注2)</sup>は、0.50以上1.00未満となっているものが352市区町と最も多く、平均は0.60となっていた。なお、同年度の全国平均は0.46である。

(注2) 財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

b 経常収支比率の状況

16年度の経常収支比率<sup>(注3)</sup>は、90%以上となっているものが304市町村と最も多く、平均は89.8%となっていた。なお、同年度の全国平均は90.4%である。

(注3) 経常収支比率 この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているのかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

イ 中心市街地整備推進機構

基本計画を作成している635市区町村のうち、中心市街地整備推進機構を指定していたのは、2市となっていた。

このうちの1市が指定した財団法人は、専任従事者は1人も置いていなかった。ま

た、同財団法人は、自主財源確保のための収益事業を実施しておらず、その本来業務による都市整備事業収入等で経費を賅っていた。

他の1市が指定した財団法人は、その業務に携わる人員は配置されていなかった。

#### ウ TMO

本院では、15年次及び16年次において、14年度末までに市区町村から認定を受けた北海道ほか42都府県の167TMOを対象に、TMOが本来の趣旨に沿って、合意形成等のコーディネーター的役割を適切に果たしているかなどに着眼して検査を実施した。その結果、事業を実施する上で十分な人的体制と財政的な基盤がTMOに備わっていない状況となっていることなどが判明したことから、これらの検査の状況を平成15年度決算検査報告に「特定検査対象に関する検査状況」として「タウンマネージメント機関(TMO)による中心市街地の商業活性化対策について」を掲記している。

今回、上記の167TMOを検査したときと同様の着眼点から、16年度末までに認定された46都道府県の397TMOを対象にして検査を実施した。この397TMOの組織形態は、商工会、商工会議所及び公益法人がTMOであるもの(以下「商工会等TMO」という。)<sup>(注4)</sup>が278、特定会社がTMOであるもの(以下「特定会社TMO」という)が119となっている。

(注4) 特定会社 中小企業者が出資している会社であって、大企業の出資割合等が2分の1未満であり、かつ、地方公共団体が発行済株式の総数又は出資金額の3%以上を所有又は出資している会社をいう。

#### (ア) 人的体制

16年度末における1TMO当たりの配置人員数は、上記の397TMOから16年度末までに破産等によりTMO認定が取り消されるなどした15TMOを除く382TMO(商工会等TMO265、特定会社TMO117)において、2人から3人が184TMOと最も多くなっていた。そして、1TMO当たりの平均配置人員数は2.8人となっていた。103TMOでは、従事者が1人となっていた。

また、専任従事者を1人も置いていないTMOが234TMOとなっていた。

この専任従事者の配置状況を、前記の167TMOを対象に検査したときの結果と比較したところ、14年度末時点と16年度末時点とでその割合に変化はなく、改善されたとは認められなかった。

#### (イ) 財政基盤

上記397TMOのうち、TMOの活動に係る収支を明確に区分していないなどの66商工会等TMO及び設立直後のため16年度末までに第1期の決算を迎えていないなどの6特定会社TMOを除く325TMO(商工会等TMO212、特定会社TMO113)について、TMO認定を受けてから16年度末までの財政基盤の状況は以下のとおりとなっていた。

212商工会等TMOの財源の状況は、TMOの活動に係る支出の50%以上を国、都道府県及び市町村からの補助で賅っているものが155TMOとなっていた。そして、212TMOのうち、収益事業を実施しているものは27TMOにすぎないが、このうち25TMOはTMOの活動に係る支出の50%以上を国等からの補助で賅っていた。

また、113特定会社TMOの財源の状況は、104TMOで物品販売事業、店舗等の賃



貸事業等の収益事業を実施していた。そして、113TMOのうち79TMOでTMOの活動に係る支出の50%以上を自主財源で賄っていたが、自主財源が50%を超えるTMOにおいても、市区町村等からの受託収入の割合が50%を超えるものが20TMOとなっていた。

## エ 国、都道府県等の支援体制

### (ア) 国

国は、基本計画に定められた事業に対する支援を行うため、10年8月に関係13省庁(18年3月末現在8府省庁)による中心市街地活性化関係省庁連絡協議会を発足させている。10年度から16年度までの間において、同協議会は、局長級の会議を1回、課長級の会議を延べ27回開催するなどしており、基本計画に定められた各年度の事業に対して重点的に支援を行うための協議や、中心市街地活性化施策に関する状況報告等が行われている。

また、国は、市区町村からの各種問い合わせ・相談などに対応する関係府省庁の統一窓口として、10年7月に中心市街地活性化推進室を開設しており、総務省、経済産業省及び国土交通省を中心に2人から4人の職員が勤務している。

さらに、主務省庁における法に基づく事務を所掌する課室数及び担当職員数は、10年度から16年度までの間において、課室数は10課程度、また、担当職員数は30人程度となっていた。

(注5) 主務省庁 総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(13年1月5日以前は農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省及び自治省)

### (イ) 都道府県

#### a 担当課室の状況

プロジェクトを所掌する課室数は、47都道府県において計326課室となっていた。1都道府県当たりの課室数をみると、最も多いのは42課室、最も少ないのは1課室で、平均で7課室となっていた。

また、上記の326課室に所属する職員6,624人のうち中心市街地の活性化に関する事務を担当する職員は1,193人となっていた。一方、中心市街地の活性化に関する事務を担当する職員が10人以下である都道府県は19となっていた。

#### b 連絡調整体制の状況

都道府県の関係部局間の連絡調整を行うための会議は、10年度から16年度までの間において、35道府県で設置されていた。同会議を設置してから16年度までの間における開催回数は、35道府県のうち開催回数が把握できない3県を除く32道府県において、年平均で1回未満が15府県となっており、16年度末において2年以上開催実績がない府県が14となっていた。

また、市町村からの問い合わせ等に対する窓口業務等を行う組織は、23道府県で設置されていた。この窓口業務等を一元化している23道府県の組織の本来業務は、「商業の活性化事業」が19府県と最も多く、「市街地の整備改善事業」が3道府県、「市町村に対する総合的な支援等」が1県となっていた。

#### c 市区町村に対する支援・助言

基本計画について市区町村に対する助言を行っているのは、43都道府県となっ

ていた。そのうち、各市町村の基本計画策定委員会等に委員やオブザーバーを派遣しているのは、23 県となっていた。また、市区町村に対して、国、都道府県の支援事業や全国の実績事例の情報提供などを実施していたが、基本計画相互の整合性確保やそれぞれの事業の連携促進を図ることを含めた広域的観点からの支援・助言はほとんど行われていなかった。

### (3) 中小企業の活性化等プロジェクトの有効性

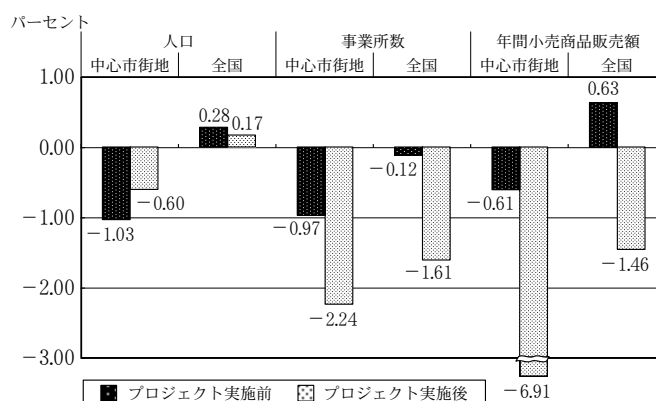
本院では、プロジェクトの有効性について、12 年度までに基本計画が作成された 455 地区のプロジェクトを対象として、人口、事業所数、年間小売商品販売額等の指標の動向から分析するとともに、プロジェクトにおいて実施された事業の種別、都市計画上の用途地域の状況等の地区の特性と各指標との関係を分析した。

#### ア 人口、事業所数、年間小売商品販売額等からみたプロジェクトの有効性

プロジェクトに投じられた事業費(以下「プロジェクト事業費」という。)と、中心市街地の人口等の指標の推移に着眼し、事業所・企業統計(3 年は事業所統計)及び商業統計調査の行われた 3 年、9 年(事業所数は 8 年)及び 16 年の数値を用いて、3 年から 8 年又は 9 年までの間(以下、この期間を「プロジェクト実施前」という。)の指標の年平均増加率(以下単に「増加率」という。)と、8 年又は 9 年から 16 年までの間(以下、この期間を「プロジェクト実施後」という。)の指標の増加率を比較するなどして、プロジェクトの実施が中心市街地の活性化に与えた影響を分析した。

455 地区の中心市街地のプロジェクト実施前後の各指標の増加率を全国との対比で見ると、図 1 のとおりである。

図 1 中心市街地及び全国の各指標増加率の状況



#### (ア) 人口の推移からみたプロジェクトの有効性

中心市街地の人口は、3 年以降の推移を把握できた 377 地区の合計で、3 年 4,376 千人、9 年 4,146 千人、16 年 4,092 千人となっている。

人口の増加率の変化をみると、7 割近くの 260 地区(68.9%)において全国平均値を上回っていた。また、プロジェクト実施前後で人口が減少から増加に転じていたのは 50 地区(13.2%)となっていて、これら 50 地区のプロジェクト事業費の平均は約 274 億円と、377 地区の平均約 155 億円より大きくなっている。

このように、プロジェクトの実施は、中心市街地の人口の下げ止まりに一定の寄与があったと思料された。

(イ) 事業所数の推移からみたプロジェクトの有効性

中心市街地の事業所数は、3年以降の推移を把握できた454地区の合計で、3年873,852事業所、8年826,425事業所、16年680,457事業所となっている。

事業所数の増加率の変化をみると、261地区(57.4%)において全国平均値を上回っていた。また、プロジェクト実施前後で事業所数が減少から増加に転じていたのは18地区(3.9%)となっていて、これら18地区のプロジェクト事業費の平均は約86億円と、454地区の平均約142億円より小さくなっている。

このように、プロジェクトの実施は、中心市街地の事業所数に対し影響があったといえるような状況には必ずしもなっていなかった。

(ウ) 年間小売商品販売額等の推移からみたプロジェクトの有効性

a 中心市街地の年間小売商品販売額の推移

中心市街地の年間小売商品販売額(以下「販売額」という。)は、3年以降の推移を把握できた438地区の合計で、3年17兆6791億円、9年16兆2910億円、16年11兆1701億円となっている。

販売額の増加率の変化をみると、105地区(23.9%)において全国平均値を上回っていた。また、プロジェクト実施前後で販売額が減少から増加に転じていたのは13地区(2.9%)となっていて、これら13地区のプロジェクト事業費の平均は約188億円と、438地区の平均約145億円より若干大きくなっている。

b 中心市街地における商店数及び空き店舗数の推移

中心市街地の商店数は、前記438地区の合計で、3年169,289店舗、9年151,949店舗、16年115,081店舗となっている。

商店数の増加率の変化をみると、59地区(13.4%)において全国平均値を上回っていた。また、プロジェクト実施後で商店数が減少から増加に転じていたのは14地区(3.1%)となっていて、これら14地区のプロジェクト事業費の平均は約177億円と、438地区の平均約145億円より若干大きくなっている。

中心市街地の空き店舗数は、基本計画を作成した年度と16年度(それぞれ該当する年度に調査していない場合は前後の年度。(エ)において同じ。)の間の空き店舗数の変化を把握できた173地区の合計で、基本計画を作成した年度には6,949店舗、16年度には8,126店舗となっており、この間で16.9%増加していた。この173地区のうち、空き店舗が増加していたのは105地区(60.6%)、減少していたのは68地区(39.3%)となっていた。

このように、中心市街地の商業の状況は、販売額が全国と比べて大きく減少しているなどして、プロジェクトの実施により活性化しているといえるような状況には必ずしもなっていなかった。

(エ) 歩行者通行量の推移からみたプロジェクトの有効性

中心市街地における「にぎわい」を示すとされる歩行者通行量は、基本計画を作成した年度と16年度の歩行者通行量を把握できた平日142地区、休日140地区についてみると、増加しているのは平日26地区(142地区の18.3%)、休日22地区(140地区の15.7%)となっていた。

また、歩行者通行量が増加している地区のプロジェクト事業費の平均は、平日 26 地区が約 154 億円、休日 22 地区が約 177 億円で、全体の平均(平日 142 地区約 201 億円、休日 140 地区約 228 億円)に比べて小さくなっていた。

このように、一部の地区で「にぎわい」の回復がみられるものの、プロジェクトの実施により中心市街地の「にぎわい」が回復しているとは認められなかった。

#### イ 事業の種別、都市計画上の用途地域の状況などの地区の特性等とプロジェクトの有効性

プロジェクトが効果を発現するかどうかには、事業費の大きさばかりでなく、実施される事業の種別、都市計画上の用途地域の状況、大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法にいう大規模小売店舗で、売場面積が 1,000m<sup>2</sup>以上のもの。以下同じ。)や公共・公益施設の立地状況といった地区の特性等が影響を与えられ考えられる。そこで、455 地区の地区の特性等と、事業費及び各指標の増加率の変化等との関係を分析し、どのような特性がプロジェクトの有効性に影響を与えるかを検討した。

分析に当たっては、455 地区のうち、プロジェクト実施前後の人口、事業所数及び販売額の 3 指標(以下「3 指標」という。)の増加率の変化がすべて全国平均値を上回っていた 39 地区(455 地区の 8.6%。以下、「A 群」という。)と、3 指標の増加率の変化がすべて全国平均値を下回っていた 43 地区(455 地区の 9.5%。以下、「B 群」という。)を取り上げ、比較検討した。

A 群及び B 群の 3 指標の増加率の変化、平均事業費及び地区の特性等は、表 2 のとおりである。

表2 A群とB群の比較

	A群	B群	(参考)455地区	
地区数	39	43		455
3指標の増加率の変化	ポイント	ポイント	差 A-B	ポイント
人口	1.19	-0.87	2.06	0.43
事業所数	-0.04	-3.39	3.35	-1.26
年間小売商品販売額	1.53	-9.95	11.49	-6.30
	円	円	比率 A/B	円
プロジェクト事業費	46,081,413,143	9,290,124,231	4.96	14,185,563,639
市街地整備改善事業費	42,689,454,801	8,898,138,807	4.80	12,878,451,642
面整備事業費	16,973,348,718	2,983,839,426	5.69	4,335,646,536
道路事業費	10,028,935,162	3,073,777,680	3.26	3,677,122,797
住宅事業費	581,620,860	138,710,509	4.19	282,039,565
商業等活性化事業費	3,302,415,914	387,738,608	8.52	1,237,888,232
商業施設等整備事業費	786,238,527	140,789,346	5.58	311,339,603
空き店舗活用事業費	71,340,311	25,164,414	2.83	35,225,524
中心市街地の状況			比率 A/B	
中心市街地の面積	194ha	128ha	1.52	139ha
中心市街地の人口(平成9年)(人)	14,842	9,253	1.60	10,918
土地利用の状況			差 A-B	
商業系用途地域の比率	57.4%	51.6%	5.8	54.5%
住居系の地域の比率	28.3%	39.4%	-11.1	34.9%
大規模小売店舗			比率 A/B	
区域外の立地件数	8.95	6.47	1.38	8.68
(売場面積)	(53,736㎡)	(38,545㎡)	(1.39)	(53,784㎡)
区域内の立地件数	4.23	3.05	1.39	3.18
(売場面積)	(36,020㎡)	(16,316㎡)	(2.21)	(22,641㎡)
区域内からの撤退件数	0.54	0.49	1.10	0.58
(売場面積)	(2,040㎡)	(2,613㎡)	(0.78)	(3,169㎡)
公共・公益施設				
新規立地件数				
区域内	0.44	0.29	1.52	0.31
区域外	0.44	0.32	1.36	0.45
移転件数				
区域内から区域外へ	0.92	0.57	1.62	0.54
区域外から区域内へ	0.12	0.10	1.20	0.10
			差 A-B	
空き店舗伸び率	-0.8%	34.3%	-35.1	34.9%
(地区数)	(12)	(19)		(180)
中心市街地の所在する市区町村の状況			比率 A/B	
人口(平成9年)(人)	298,463	115,727	2.58	136,827
			差 A-B	
財政力指数(平成16年)	0.71	0.59	0.11	0.63
経常収支比率(平成16年)	88.8%	89.9%	-1.1	89.5%
都市計画区域の状況				
都市計画区域が指定された市区町村数	39	38		435
(うち用途地域の定めがないもの)	(1)	(2)		(17)
都市計画区域が指定されていない市区町村数	0	5		20
人的体制			差 A-B	
連絡調整会議の設置数	24	24		270
(基本計画作成後の平均開催回数)	(61.5%)	(55.8%)	5.7	(59.3%)
	(2.09)	(1.41)	0.68	(1.31)
窓口業務を一元的に行う組織の設置数	16	19		200
	(41.0%)	(44.1%)	-3.1	(43.9%)
民間連携協議会の設置数	18	18		197
(基本計画作成後の平均開催回数)	(46.1%)	(41.8%)	4.3	(43.2%)
	(4.81)	(2.30)	2.51	(3.25)
TMOの認定状況	32	23		303
	(82.0%)	(53.4%)	28.6	(66.5%)

注(1) 地区数及び市区町村数以外はすべて平均値である。

注(2) 地区数の下段のカッコ内の数値は、各群の全体地区数に対する割合である。

## (ア) 事業の種別による分析

A群とB群のプロジェクト事業費を比較すると、面整備事業費及び商業等活性化事業費において、A群はB群の約5.7倍、約8.5倍となっており、大きな差がみられた。

## a 面整備の事業の実施と3指標の増加率の変化との関係

455地区における面整備事業費と3指標の増加率の変化との関係についてみたところ、3指標の増加率の変化の平均は、面整備の事業を実施している248地区(54.5%)ではそれぞれ0.67ポイント、マイナス1.47ポイント、マイナス5.41ポイント、面整備の事業を実施していない207地区(45.4%)ではそれぞれ0.13ポイント、マイナス1.01ポイント、マイナス7.39ポイントとなっていて、面整備事業の実施は人口及び販売額に影響を与えていると思料された。

## b 商業等活性化事業の実施と3指標の増加率の変化との関係

455地区における商業等活性化事業費と3指標の増加率の変化との関係についてみたところ、商業等活性化事業費が大きい地区ほど3指標の増加率の変化が良好である傾向が見受けられたが、商業等活性化事業費が大きい地区ほど市街地整備改善事業費も大きくなっていた。

市街地整備改善事業のうち市街地再開発事業と、商業等活性化事業のうち商業施設等整備事業に着目してみると、これらの事業を両方実施している52地区の3指標の増加率の変化が最も良好で、どちらも実施していない271地区と比べると、人口で0.93ポイント、事業所数で0.26ポイント、販売額で2.20ポイント高くなっていた。ただし、これらの事業を両方実施している地区は、プロジェクト事業費の平均も527億円と著しく多額になっていた。

## (イ) 都市計画上の用途地域の状況等の影響の分析

455地区について都市計画の状況をみたところ、都市計画区域が指定されていないか、都市計画区域が指定されていても用途地域が定められていない市町村の中心市街地は37地区(8.1%)あり、プロジェクト事業費は平均約28億円、3指標の増加率の変化は平均でそれぞれマイナス0.01ポイント、マイナス0.96ポイント、マイナス10.58ポイントとなっていて、455地区の平均と比べると人口増加率が改善しておらず、販売額の増加率の減少幅もより大きくなっていた。

次に、用途地域の状況についてみたところ、中心市街地の面積に対し商業系用途地域の面積が占める比率はA群がB群より大きかったことから、さらにア(ウ)aの438地区について、商業系用途地域の比率が50%以上の地区と50%未満の地区に区分して比較すると、販売額の増加率の変化は、前者は235地区(53.6%)の平均でマイナス5.35ポイント、後者は203地区(46.3%)の平均でマイナス7.40ポイントとなっていて、前者の方が販売額の増加率の減少幅が小さくなっていた。

このように、都市計画上の用途地域の状況等はプロジェクトの有効性に影響を与えるものと思料された。

## (ウ) 大規模小売店舗及び公共・公益施設の立地の影響の分析

中心市街地の空洞化の原因として、大規模小売店舗の郊外への展開や、市役所、病院等の公共・公益施設の中心市街地から郊外への移転が挙げられる。

A群とB群の大規模小売店舗の立地状況を比較すると、中心市街地の区域内外を問わず立地する大規模小売店舗の数はA群の方が多くなっており、区域内の大規模小売店舗の売場面積はA群がB群の2倍以上となっていた。また、A群とB群の公共・公益施設の立地状況を比較すると、区域内の新規立地件数はA群がB群に比べて多くなっていった。

a 大規模小売店舗の立地の影響の分析

中心市街地の商業等に影響を与えている大規模小売店舗が中心市街地の区域内又は区域外に立地するとしている419地区のうち、中心市街地の区域内に立地する大規模小売店舗の売場面積が区域外に立地する大規模小売店舗の売場面積より大きい地区は86地区(20.5%)、その逆の地区は333地区(79.4%)となっていた。

これらの86地区及び333地区について、売場面積が10,000㎡以上の大規模小売店舗(以下「大型店」という。)が中心市街地の区域内又は区域外にあるか否かと、販売額の増加率の変化等についてみると、区域内の大規模小売店舗の売場面積が大きい86地区のうち、大型店がある50地区はマイナス4.17ポイント、大型店がない36地区はマイナス8.37ポイントとなっており、区域内の大規模小売店舗の売場面積が小さい333地区のうち、大型店がある248地区はマイナス5.76ポイント、大型店がない85地区はマイナス7.84ポイントとなっていた。

このように、区域内の大規模小売店舗の売場面積が区域外よりも大きく、大型店がある場合は、中心市街地に一定の集客力が保たれていることなどにより、プロジェクトの効果が比較的現れやすいものと思料された。

b 公共・公益施設の立地の影響の分析

公共・公益施設の立地状況に移転等による変化があったとする317地区のうち、施設が中心市街地の区域内から区域外へ移転等した件数が、区域外から区域内へ移転等した件数を上回っていたか又は同じ地区は271地区(85.4%)、その逆の地区は46地区(14.5%)となっていた。

これらの271地区及び46地区の3指標の増加率の変化の平均についてみると、46地区では、それぞれ0.66ポイント、マイナス0.82ポイント、マイナス3.91ポイントとなっているのに対し、271地区では、それぞれ0.45ポイント、マイナス1.18ポイント、マイナス6.46ポイントと低くなっていた。

このように、中心市街地の区域内にある公共・公益施設が区域外へ移転するなどの都市機能の郊外移転が進行している地区においては、プロジェクトの効果は発現しにくくなるものと思料された。

(エ) プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤の影響の分析

A群とB群のプロジェクト実施機関の財政基盤を比較すると、平均財政力指数(16年)はA群0.71、B群0.59となっていた。また、プロジェクト実施機関の人的体制を比較すると、連絡調整会議及び民間連携協議会については、設置している地区の割合、平均開催回数ともにA群の方が多くなっており、TMOの認定状況については、A群の8割以上が認定しているのに対してB群は5割強にとどまっており、事業実施・推進体制に差がみられた。

455地区について、民間連携協議会の設置状況等及びTMOの認定状況と3指標の

増加率の変化の状況等についてみたところ、設置状況等にかかわらず平均財政力指数は0.62から0.65と大きな差はなく、3指標の増加率の変化の平均も、民間連携協議会を設置しかつTMOを認定している地区はそれぞれ0.56ポイント、マイナス1.17ポイント、マイナス5.66ポイントとなっており、民間連携協議会を設置しておらずTMOも認定していない地区はそれぞれ0.27ポイント、マイナス1.05ポイント、マイナス5.71ポイントとなっていて、大きな差がみられなかった。

このように、民間連携協議会が設置されていたり、TMOが認定されていたりすることが、中心市街地の活性化に大きな影響を与えているといえるような状況には必ずしもなっていないが、これは、民間連携協議会でプロジェクトの検討等がなされてもTMOにおける専門的人材や自主財源の不足等により事業の実施に至らないなどの理由によるものと思料された。

### 3 検査の結果に対する所見

国が10年から実施してきた中心市街地の活性化施策は、市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進することにより、中心市街地が快適で利便性の高い生活空間として、また、人、モノ、情報等の活発な交流による新たな経済活動の苗床として、豊かで活力ある地域経済社会の実現に貢献することが期待されてきた。

このため、国においては、法に基づき基本方針を定め、この基本方針に基づき市町村が定めた基本計画の実施に向けた取組を促進するため、関係省庁が連携調整を図りつつ総合的に支援策を講ずることとされた。また、市区町村においては、中心市街地活性化を確実に実現するべく、地域住民、地権者等の事業関係者や中心市街地整備推進機構、TMO、商工会・商工会議所等の民間事業者との間で基本計画の内容に関する協議や調整を行うこととされた。

今般、参議院からの要請を受け、検査を実施したところ、次のような状況となっていた。

#### ア 平成10年度以降の省庁別事業費、国費負担額及び実施状況

10年度から16年度までの間に実施された中心市街地活性化プロジェクトに係る事業費は5兆0183億0712万円、これに対する国費負担額は2兆0028億2963万円となっていた。

そして、基本計画の作成、内容及び実施状況等において、次のような事態が見受けられた。

- (ア) 経済産業省以外の府省庁、多くの市区町村は、中心市街地活性化プロジェクトに係る事業費及び国費負担額等を把握していなかった。
- (イ) 多くの地区において、市区町村は地域住民等の意向を把握していない。
- (ウ) 中心市街地の区域の形状が一体的、一団的なものとなっていない地区がある。
- (エ) 中心市街地の区域に、商業系用途地域を含めずに新たな市街地を創出することとしている地区がある。また、市街化調整区域及び非線引き都市計画区域の白地地域を中心市街地の区域に含め、新たに市街地として整備することとしている地区がある。
- (オ) ほとんどの地区において、中心市街地の活性化の状況を評価するための具体的な数値目標を設定していない。
- (カ) 内容が具体化されていない事業を基本計画に含めていたり、事業の実施時期が明確で



なかったり、記載されていなかったりしている地区がある。

(キ) 基本計画の作成から5年以内に着手できるとした事業を定めているほとんどの地区において、地権者、関係者の合意形成が図られていないことなどのため、5年を経過しても着手していない事業が含まれている。

なお、これらの点については、新基本方針において次のような措置が講じられている。

(ア) 国は、市町村から、毎年度、基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について報告を受け、これらを把握することとされている。

(イ) 市町村は基本計画を作成するに当たり、地域住民等の意向を把握し、分析することとされている。

(ウ) 中心市街地の区域を設定するに当たり、事業の実施範囲からみて、各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定めることとされている。

(エ) これまで都市機能の集積がなく、今後新たに市街地として整備する地区等を含めて広く中心市街地の区域とすることは適当ではないとされている。

(オ) 基本計画に、人口、歩行者通行量、事業所数等の定量的な指標に基づく数値目標を設定することとされている。

(カ) 基本計画に定められる事業は、事業を実施する主体が特定されており、その実施スケジュールが明確であることが必要であるとされている。

(キ) 基本計画には、取組等の効果が発現する時期等を考慮しておおむね5年以内を目安に計画期間を適切に設定し、事業が円滑かつ確実に実施されるようにするものとされている。

#### イ プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤

プロジェクト実施機関のうち、市区町村では、民間組織との連携を円滑にするための協議会の設置が5割程度にとどまっており、設置していても約4割の地区では年平均開催回数が0回から2回未満となっていた。また、TMOでは、専任従事者を1人も置いていないものが6割以上となっており、その活動に係る支出の5割以上を国、都道府県及び市町村の補助で賄っている商工会等TMOが7割あるなどしていた。このように、基本計画に基づく各種事業を円滑かつ効率的に実施していくために重要と考えられる地域住民、地権者等との連携体制の整備及び財政基盤の確立に対する取組が必ずしも十分とはいえない状況が見受けられた。

#### ウ 中小企業の活性化等プロジェクトの有効性

プロジェクト実施後の中心市街地の状況についてみると、人口については比較的多くの地区において下げ止まりがみられるが、年間小売商品販売額等については一部の地区を除いて下げ止まりがみられない状況となっていた。また、人口、年間小売商品販売額等の増加率が全国平均値を上回っている地区は、面整備の事業や商業等活性化事業等を多く行っている地区や、大規模小売店舗や公共・公益施設が中心市街地の区域内に比較的多く立地している地区などに多い傾向が見受けられた。さらに、TMOや民間連携協議会を設置していても、連携の推進に向けた活動が低調であったり、TMOにおける専門的人材や自主財源の不足等により事業の実施に至らなかったりしているなどのため、プロジェクトの効果が上がっているといえるような状況には必ずしもなっていなかった。

このように、プロジェクトが効果を上げているといえるような状況には必ずしもなっていない中で、プロジェクトの実施が3指標の下げ止まりなどに影響を与えていると思料される地区も見受けられ、これらの地区においては、地区の特性等を踏まえて、例えば次のような施策が講じられていた。

- (ア) 住民や消費者のニーズを踏まえ、中心市街地の核となるような適切な規模の住宅・商業施設を整備することにより、人口の定住化を図るとともに商業の活性化を図っている
- (イ) 中心市街地の人口規模等に応じた内容の市街地整備改善事業等を実施している
- (ウ) 商業の活性化に率先して取り組む地元の事業者の活動を支援する形で商業等活性化事業等を実施している
- (エ) 市街地整備改善事業と商業等活性化事業が複合して効果を生ずるよう、適切な計画の下に集中的に事業を実施している

今後の中心市街地活性化施策においては、人口増加を前提とした従来型の制度設計ではなく、人口が減少し高齢化が加速する時代に通用し、多くの人にとって暮らしやすい、持続可能なまちづくりを実現するための基本的な方針を確立し実施していくことが望まれている。

そして、国は、改正後のまちづくり三法の下、新基本方針を定め、「選択と集中」の原則により、内閣総理大臣から認定を受けた基本計画に基づき多様な都市機能の増進と経済活力の向上に意欲的に取り組む市区町村を重点的に支援していくこととしている。

したがって、改正後のまちづくり三法に基づく中心市街地活性化施策の実施に当たっては、次の点に留意することが望まれる。

- ア 市区町村において、中心市街地が将来目指すべき方向を見定め、改正後のまちづくり三法及び新基本方針等を踏まえ、地域の実情に応じた適切かつ具体的な基本計画を作成し、施策を確実に実現するための事業推進体制及び施策の進行管理のための体制の整備・充実を図り、明確な目標を定めて施策を実現していくこと
- イ 国等において、効果的な施策の実施に積極的に取り組む市区町村の事業推進体制等の整備状況等を踏まえつつ中心市街地活性化のための地域の取組を適切に評価する仕組みを整備し、厳しい財政状況の下、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上、「にぎわい」の回復等のための一体的な取組が効果的になされるよう効率的な国費等の投入を行っていくこと

なお、本院としては、まちづくり三法が改正され、国等が新基本方針による新たな仕組みの下で中心市街地活性化施策に取り組むこととなったことから、今後とも、その効果が発現しているか引き続き注視していくこととする。

### 第3節 特定検査対象に関する検査状況

#### 第1 防衛施設庁における建設工事及び委託業務に係る入札・契約の実施状況について

検査対象	防衛施設庁
会計名	一般会計、特定国有財産整備特別会計(支出委任分)、空港整備特別会計(支出委任分)
防衛施設庁における建設工事及び委託業務の概要	自衛隊及び在日米軍が使用する飛行場、庁舎、隊舎等の建築、土木、電気、機械等の各種建設工事及びこれらの各種建設工事を実施するに当たり、建設コンサルタント等に委託している設計、施工監理等の業務
検査の対象とした建設工事及び委託業務	平成16年度又は17年度に契約期間がかかる建設工事及び委託業務
上記に係る契約件数及び契約金額	建設工事 2,728件 6125億円 委託業務 891件 225億円

#### 1 検査の背景

##### (1) 防衛施設庁が実施する建設工事及び委託業務の概要

防衛施設庁は、防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)に基づき、防衛施設を取得し、その安定的な運用の確保を図ることなどを任務としている。

そして、同庁では、「防衛施設庁における自衛隊関係の建設工事の実施に関する訓令」(昭和42年防衛施設庁訓令第7号)、「提供施設整備及び提供施設移設整備の事務処理手続に関する訓令」(平成14年防衛施設庁訓令第18号)等に基づき、自衛隊及び在日米軍が使用する飛行場、庁舎、隊舎等(以下これらを「防衛施設等」という。)の土木、建築、電気、機械等の各種建設工事を施行している。

また、これら各種建設工事を実施するに当たり、設計、施工監理、建設工事技術業務等を建設コンサルタント等に委託している。

##### (2) 防衛施設等の建設工事に係る入札・契約制度を巡る状況

防衛施設庁が実施する各種建設工事の入札・契約制度に関しては、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(平成6年1月閣議了解)、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)等に基づき、予定価格が「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。)等で定められた基準額である450万SDR<sup>(注1)</sup>以上の工事に係る一般競争入札等の導入、工事発注に関する情報公表の拡充等による透明性の向上等の入札・契約の適正化に資する措置が執られてきた。

(注1) 450万SDR SDRはIMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)であり、米ドル、ユーロ、日本円、英ポンドの加重平均方式により決定されている。邦貨換算額は2年ごとに見直されており、平成14年度及び15年度は6.6億円、16年度及び17年度は7.3億円となっている。

### (3) 官製談合事件の概要

このような状況にあって、東京地方検察庁(以下「地検」という。)は、当時の防衛施設庁技術審議官、同建設部長及び同建設部建設企画課長の3名を、防衛施設庁の地方支分部局である東京防衛施設局が平成16年度に発注した三宿<sup>(16)</sup>病院新設空調工事(その1)ほか2件の建設工事において、公正な価格を害する目的で、特定の建設共同企業体に落札させるための談合(いわゆる官製談合)を行ったとして、18年2月20日、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第2項による競売入札妨害(談合)の容疑により、東京地方裁判所に起訴した。

さらに、地検は、3月14日に広島防衛施設局が15年度に発注した岩国飛行場<sup>(15)</sup>滑走路移設中央地区地盤改良工事ほか4件及び福岡防衛施設局が15年度に発注した佐世保米軍<sup>(15)</sup>岸壁整備(1工区)ほか1件、計7件の建設工事においても同様に、公正な価格を害する目的で、特定の建設共同企業体に落札させるための談合を行ったとして、上記の3名を東京地方裁判所に起訴した。

そして、地検は、上記10件の建設工事と東京防衛施設局が15年度に発注した市ヶ谷<sup>(15)</sup>庁舎新設建築工事を落札した各請負業者11社の営業担当者等について、東京簡易裁判所に略式命令請求を行い、同裁判所は罰金50万円の略式命令を行った。

なお、東京地方裁判所は、7月31日、前記の技術審議官ら3名について、技術審議官には懲役1年6月、建設部長及び建設企画課長には懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を下している。

### (4) 防衛施設庁の対応状況

防衛施設庁では、18年1月中旬以降、建設工事の発注をすべて停止していたが、17年度の入札・契約に当たっては、同年3月に次のような措置を執り、手続を再開している。

- ① 防衛施設庁発注建設工事に関し談合の疑いのある業者並びに防衛施設庁建設部の関与により就職した防衛庁及び防衛施設庁の退職者が14年度以降に在籍した業者計181社(以下、単に「181社」という。)を入札・契約手続から一定期間排除する。
- ② 入札に参加する業者に談合行為を行っていない旨などを記した誓約書の提出を求める。
- ③ 各防衛施設局建設部が行ってきた建設工事及び委託業務の契約方式の決定、予定価格の決定の補助、開札事務等を入札・契約事務を各防衛施設局総務部に行わせる(各防衛施設支局においても、これに準じた措置を執る。)
- ④ 支出負担行為担当官を各防衛施設局長から同総務部長に変更する(各防衛施設支局においても、これに準じた措置を執る。)
- ⑤ 一般競争入札の競争参加資格について、参加者に求めている同種工事の施工実績を可能な限り緩和する等、競争参加者の拡大に努める。
- ⑥ 公募型指名競争入札について、競争性を高めた公募型指名競争入札を適用するなど、競争性の向上を図る。
- ⑦ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条の2に基づく随意契約(入札者又は落札者がいないときに行う随意契約。以下「不落随契」という。)については、適正な競争を促す観点から実施しない。

さらに、同年4月、前記の官製談合等が行われた11件の建設工事のうち、工事が既に完了している7件の建設工事の請負業者に対しては、請負契約締結時に付していた違約金<sup>(注2)</sup>に関する特約条項に基づき、請負代金額の10分の1に相当する金額(約17億3550万円)を請求し、全額納付を受けている。

(注2) 違約金に関する特約条項 防衛施設庁では、平成15年6月11日以降に入札手続を開始する建設工事から、当該契約に関し、刑法第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第89条第1項に規定する刑が確定したときなどの場合には、請負業者は、発注者の請求に基づき請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならないとする特約条項を請負契約締結時に付することとしている。

防衛施設庁では、18年1月に入札談合等に係る事案の事実関係の究明を図るため、「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」を設置して、起訴された事案の調査結果、官製談合の構造等、原因・背景の分析等を取りまとめ、同年6月に「防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について」(以下「調査委員会報告書」という。)を公表し、その中で、官製談合事件の直接の原因は、防衛庁及び防衛施設庁の退職者の再就職先の確保と再就職した退職者への配慮にあるとしている。また、建設工事等に係る事務を執行する職員と防衛施設庁の退職者を含む業界関係者との対応について要領等を定め、各防衛施設局及び各防衛施設支局<sup>(注3)</sup>(以下「防衛施設局等」という。)に通知している。

そして、起訴された前記3名のうち現職職員であった当時の建設部長及び建設部建設企画課長の2名を4月26日付けで懲戒免職とし、入札談合等への関与行為に係るものとして51名の職員に対し、降任、停職、減給等の懲戒処分等を行い、併せて談合関係資料の廃棄及び予定価格情報教示に関わった者などについても懲戒処分等を行っている。

(注3) 各防衛施設局及び各防衛施設支局 札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇  
各防衛施設局並びに帯広、名古屋、熊本各防衛施設支局

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

前記のように、防衛施設庁では、官製談合事件を契機として181社を排除したり、支出負担行為担当官の変更を行ったりなどして入札・契約手続の変更を行っているところである。

また、前記の技術審議官が防衛施設庁退職後、理事長に就いていた財団法人防衛施設技術協会(以下「技術協会」という。)について、防衛施設庁から受託した契約のほとんどが随意契約であり、受託した業務を再委託しているものが多数あるという事態についても、今回の事件を契機に明らかになった。

このような状況を踏まえ、法規性、経済性・効率性等の観点から、建設工事について、入札・契約の透明性、競争性の確保を図るために導入された既存の制度がどのように運用されてきたのか、事件発覚後に防衛施設庁の執った措置により入札・契約の状況にどのような変化が生じたのか、また、技術協会に対する業務委託契約がどのように行われてきたのかなどに着眼して検査した。

## (2) 検査の対象

検査に当たっては、16年度又は17年度に契約期間がかかる建設工事で契約金額が5000万円以上のもの2,728件、当初契約金額計6125億余円を対象とした(表1参照)。また、16年度又は17年度に契約期間がかかる委託業務で契約金額が1000万円以上のもの(契約の相手方が技術協会のものについては1000万円未満を含むすべての契約)、891件、当初契約金額計225億余円を対象とした(表2参照)。

表1 検査の対象とした建設工事の工事種類別・契約年度別内訳

(単位：件、百万円)

工事種類	契約		15年度以前		16年度		17年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木	344	111,085	244	64,303	(98) 147	(28,773) 41,988	735	217,377		
建築	380	104,367	249	66,357	(87) 169	(23,025) 39,944	798	210,669		
電気	307	55,110	186	25,278	(73) 143	(7,000) 20,535	636	100,923		
機械	277	39,382	168	25,380	(61) 114	(7,730) 18,853	559	83,616		
合計	1,308	309,945	847	181,321	(319) 573	(66,530) 121,321	2,728	612,587		

注(1) 平成17年度の( )書きは、18年3月の入札に係る分で内書きである。

注(2) 国庫債務負担行為によるものを含む。

表2 検査の対象とした委託業務の委託先別・契約年度別内訳

(単位：件、百万円)

委託先	契約		15年度以前		16年度		17年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
技術協会	43	1,548	52	1,240	15	174	110	2,963		
技術協会以外	326	8,480	242	6,435	213	4,688	781	19,604		
合計	369	10,029	294	7,675	228	4,863	891	22,568		

(注) 国庫債務負担行為によるものを含む。

## (3) 検査の方法

検査は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された証拠書類のほか、契約状況等に関する調書を徴し、これらの調査、分析を行うとともに、防衛施設本庁及び防衛施設局等(以下「本庁等」という。)の現地検査において予定価格の算定状況や工事の発注状況を調査するなどの方法により実施した。

## 3 検査の状況

### (1) 建設工事について

#### ア 入札・契約方式の推移

防衛施設庁が、防衛施設等の建設工事の発注に当たって適用している入札・契約方式の推移は表3に示したとおりであり、各方式における手続の流れは、図1に示したとおりである。

表3 入札・契約方式の推移

(土木・建築一式の場合)

〈一般調達〉

〈安全保障調達〉

～14年度	15、16年度	17年度 (18年3月を除く。)	18年 3月	工事概算額	～14年度	15、16年度	17年度 (18年3月を除く。)	18年 3月
一般競争	一般競争	一般競争	一般競争	450万SDR				
公募型指名競争	競争性を高めた公募型指名競争	競争性を高めた公募型指名競争	競争性を高めた公募型指名競争	5億円	指名競争	指名競争	公募型指名競争	競争性を高めた公募型指名競争
		公募型指名競争		3億円				
意向確認型指名競争				2億円				
指名競争	指名競争	指名競争	指名競争	5000万円				

(専門工事の場合)

〈一般調達〉

〈安全保障調達〉

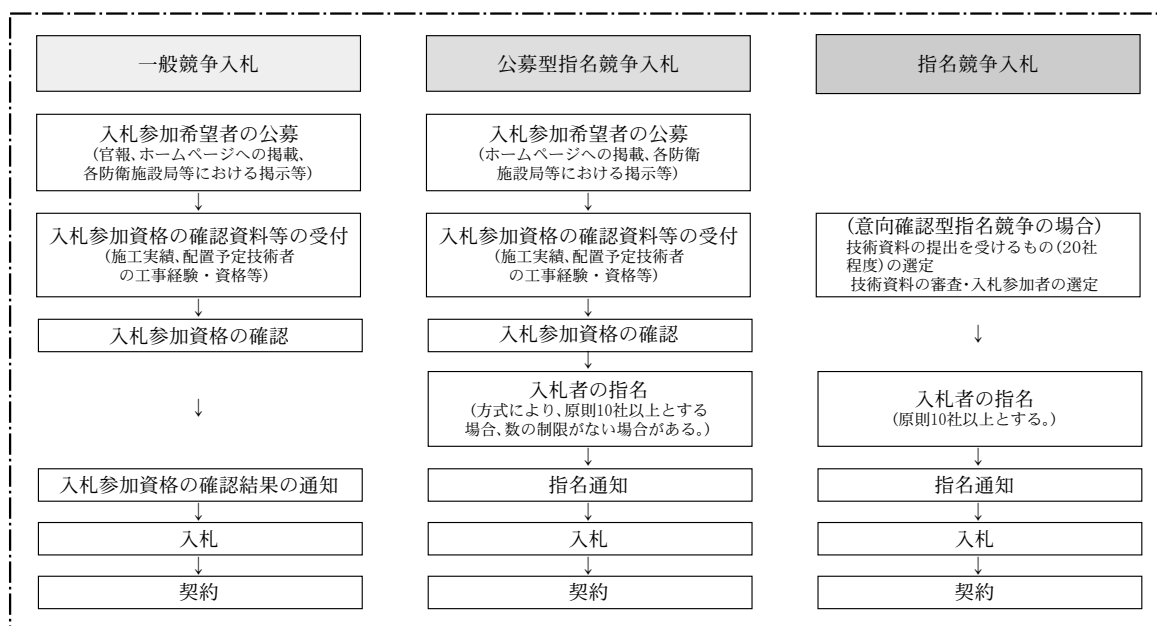
～14年度	15、16年度	17年度 (18年3月を除く。)	18年 3月	工事概算額	～14年度	15、16年度	17年度 (18年3月を除く。)	18年 3月
一般競争	一般競争	一般競争	一般競争	450万SDR				
公募型指名競争	競争性を高めた公募型指名競争	競争性を高めた公募型指名競争	競争性を高めた公募型指名競争	5億円	指名競争	指名競争	公募型指名競争	競争性を高めた公募型指名競争
		公募型指名競争		3億円				
意向確認型指名競争				2億円				
指名競争	指名競争	指名競争	指名競争	5000万円				

注(1) 専門工事とは、電気工事、機械器具設置工事等の土木・建築工事一式以外のものをいう。

注(2) 安全保障調達とは、設計図書が「秘密保全に関する訓令」(昭和33年防衛庁訓令第102号)に基づき秘密に指定されている調達や指揮統制の中核機能を有する施設に係る調達等のことであり、安全保障調達以外の調達を一般調達としている。

注(3) 一般調達において、平成17年度に一部公募型指名競争入札が導入されたのは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)の施行に伴い、公共工事の適正な施工を求められたことから変更を行ったものである。

図1 各競争入札の手続の概要



(ア) 一般競争入札は、入札参加希望者を公募する入札・契約方式であり、会社の経営規模等に基づく総合審査数値<sup>(注4)</sup>や同種工事の施工実績等による入札参加資格を満たす者すべてが入札に参加できる入札・契約方式でもあり、政府調達協定に基づき予定価格が450万SDR以上の工事に適用されている。

(注4) 総合審査数値 建設工事の発注者が入札参加資格の格付けをする際に、客観的評価として用いる数値

(イ) 競争性を高めた公募型指名競争入札は、入札参加希望者を公募する入札・契約方式であり、工事の内容等に応じて定めた入札参加資格を有する者から、技術資料募集要領に基づき提出を受けた技術資料を審査し、このうち入札参加条件を満たす入札参加業者のすべてを選定し、指名するものである。

(ウ) 公募型指名競争入札は、入札参加希望者を公募する入札・契約方式であるが、(イ)と同様の手順を経た後、原則10社以上の入札参加業者を選定し、指名するものである。

(エ) 意向確認型指名競争入札は、技術資料の提出を受ける者(20社程度)を選定した後、提出された技術資料の審査を行い入札参加業者を選定し、指名するものである。

(オ) 指名競争入札は、あらかじめ登録された者の中から、発注者が一定数の入札者を指名する入札・契約方式で、原則10社以上の入札者を指名するものである。

(カ) 随意契約は、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない特殊な工事等に競争入札の例外として適用されている。

なお、防衛本庁では、今回の事件を契機に、行政上・組織上の問題点を洗い出し、再発を防止し、もって防衛行政全般に対する国民の信頼を回復することを目的として「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」を18年1月に設置し、入札手続等、再就職、人事管理等の各分野について検討を行い、同年6月に報告書(以下「検討会報告書」という。)を公表している。



これを受けて防衛施設庁では、18年度から価格のみならず品質等の価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合等の不正行為が行われにくい環境の整備が期待される総合評価方式の導入を図り、この方式を適用する工事を金額ベースで3割超とすることや予定価格2億円以上の建設工事について一般競争入札を拡大して適用することとするなど入札・契約手続の変更を行っている。

イ 入札・契約方式の適用状況

防衛施設局等が実施した16年度又は17年度に契約期間がかかる建設工事について、工事種類別に入札・契約方式の適用状況をみると、表4のとおりとなっている。

表4 入札・契約方式の適用状況

(単位：件、百万円)

工事種類 入札・ 契約方式	土 木		建 築		電 気		機 械		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争	(7) 48	(18,742) 83,538	33	38,965	7	5,354	(2) 7	(2,205) 6,333	(9) 95	(20,947) 134,192
競争性を高めた公募型 指名競争	77	25,923	128	37,764	18	4,127	45	11,796	268	79,612
公募型指名競争	30	14,258	82	25,541	6	1,730	14	4,375	132	45,905
意向確認型指名競争	4	807	16	3,603	4	717	6	1,296	30	6,425
指名競争	550	85,249	(1) 481	(2,121) 80,963	572	63,787	(1) 450	(1,260) 50,480	(2) 2,053	(3,381) 280,480
随意契約	26	7,599	58	23,831	29	25,206	37	9,334	150	65,972
合 計	(7) 735	(18,742) 217,377	(1) 798	(2,121) 210,669	636	100,923	(3) 559	(3,465) 83,616	(11) 2,728	(24,328) 612,587

注(1) 不落随契は、当初の入札・契約方式に分類している。以下同じ。

注(2) ( )書きは、起訴事実の対象となった事案で内書きである。

入札・契約状況について、18年2月までの状況と官製談合事件発覚後の同年3月の状況を比較すると表5のとおり、指名競争入札及び随意契約が減少している一方、競争性を高めた公募型指名競争入札の件数、金額の割合が高くなっている。これは、前記のとおり18年3月、181社を入札契約手続から排除したことにより競争性が低下するのを防止するため、新たに公募を行う場合、入札者の数を制限しない競争性を高めた公募型指名競争入札の適用拡大を図ったことによるものである。

表5 入札・契約方式の適用状況の比較

(単位：件、百万円)

入札・契約方式	18年2月まで		18年3月		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
一般競争	(3.4%) 82	(21.7%) 118,950	(4.0%) 13	(22.9%) 15,242	(3.4%) 95	(21.9%) 134,192
競争性を高めた公募型指名競争	(9.1%) 220	(11.2%) 61,543	(15.0%) 48	(27.1%) 18,068	(9.8%) 268	(12.9%) 79,612
公募型指名競争	(4.1%) 99	(6.6%) 36,427	(10.3%) 33	(14.2%) 9,477	(4.8%) 132	(7.4%) 45,905
意向確認型指名競争	(1.2%) 30	(1.1%) 6,425	(—) 0	(—) 0	(1.0%) 30	(1.0%) 6,425
指名競争	(76.0%) 1,831	(47.0%) 256,959	(69.5%) 222	(35.3%) 23,521	(75.2%) 2,053	(45.7%) 280,480
随意契約	(6.1%) 147	(12.0%) 65,752	(0.9%) 3	(0.3%) 219	(5.4%) 150	(10.7%) 65,972
合 計	(100%) 2,409	(100%) 546,057	(100%) 319	(100%) 66,530	(100%) 2,728	(100%) 612,587

(注) 平成18年3月の公募型指名競争入札に実績があるのは、建設工事の入札・契約手続を停止する前に既に公募を行っていたためである。

随意契約については、表6のとおり、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項の規定により契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に該当するとして、防衛施設局等で150件の契約が締結されている。

このうち、既に発注した工事(以下「前工事」という。)と密接に関連する工事(以下「追加工事」という。)を発注するものについては、予決令第102条の4第4号イ「現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること」に該当するとして随意契約を締結したものが129件、86%を占めている。

表6 建設工事における随意契約の適用理由

(単位：件)

大 分 類	小 分 類	件 数
契約の性質又は目的が競争を許さない場合	特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事等で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合	(12%) 18
	施工上の経験及び知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合	(2%) 3
競争に付することが不利と認められる場合	現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合	(86%) 129
合 計		(100%) 150

#### ウ 入札・契約の状況

##### (ア) 落札率の状況

18年3月に防衛施設庁が前記の措置を執った前後における落札率<sup>(注5)</sup>の状況について、検査の対象とした2,728件の建設工事のうち随意契約(150件)を除く2,578件の入札・契約方式別ごとの平均落札率をみると、表7のとおりとなっている。全体の傾

向としては、措置を執る前は95%程度で推移してきた平均落札率が18年3月では、86.4%と約10ポイント程度低下している。

この平均落札率の低下の背景には、181社を入札から排除することにより、これまで防衛施設等の建設工事の受注実績のある業者の入札参加を制限する一方、18年3月の入札においては、一般競争入札の入札参加資格について、土木及び建築一式工事の場合、総合審査数値を1,200点以上から1,000点以上に緩和するなど従来の入札とは異なる条件の下で実施されたことの影響があったものと思料される。

また、入札・契約方式別にみると、競争性を高めた公募型指名競争入札の平均落札率は、18年2月までは93.7%から95.2%であったものが18年3月は80.9%に低下しており、全体件数の約8割を占める指名競争入札においても95%程度で推移していたものが18年3月は88.1%に低下している。

(注5) 落札率 落札価格の予定価格に対する割合

表7 落札率の状況

(単位：件、百万円)

入札・契約方式	15年度以前			16年度			17年度 (18年2月まで)			18年3月			合計		
	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率
一般競争	47	72,857	98.2%	31	40,887	96.6%	4	5,206	94.3%	13	15,242	74.5%	95	134,192	94.3%
競争性を高めた 公募型指名競争	101	29,521	94.9%	113	30,184	93.7%	6	1,837	95.2%	48	18,069	80.9%	268	79,612	91.9%
公募型指名競争	60	21,538	98.6%	0	—	—	39	14,889	94.2%	33	9,478	87.9%	132	45,905	94.6%
意向確認型指名 競争	30	6,425	96.3%	0	—	—	0	—	—	0	—	—	30	6,425	96.3%
指名競争	992	144,994	96.2%	677	94,387	94.5%	162	17,578	94.9%	222	23,521	88.1%	2,053	280,480	94.7%
合計	1,230	275,337	96.3%	821	165,458	94.5%	211	39,510	94.8%	316	66,310	86.4%	2,578	546,616	94.4%

(イ) 割振表の対象となった可能性があると考えられた建設工事の落札状況

調査委員会報告書によれば、今回の官製談合は、工事件名ごとに受注予定業者を記載したいわゆる割振表により建設工事の割振りが組織的・構造的に行われていたものとしている。そして、受注予定業者への建設工事の割振りは所定の工事概算額以上の工事を対象としており、土木・建築工事については、通常5億円以上(15年度頃以降は3億円以上の工事を対象とする場合もある。)、舗装工事については、通常1億円以上の工事を対象としていたとしている。

また、設備工事については、機械工事で通常1億5000万円以上、電気工事で通常1億円以上、通信工事で通常5000万円以上の工事を対象としていたとしている。

そこで、今回検査の対象とした2,728件の建設工事から随意契約によるもの及び18年3月の入札を除く2,262件の建設工事について、予定価格が上記所定の金額以上のものとそれ以外のものの落札状況を示すと、表8のとおりとなる。

表8 所定の金額以上の建設工事とそれ以外の建設工事の落札状況(平成18年2月までの分)  
(単位：件、百万円)

工事種類(所定の金額)	所定の金額以上			所定の金額未満			合計		
	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率
土木 (5億円以上の建設工事)	65	87,827	97.4%	413	57,709	93.8%	478	145,536	94.3%
建築 (5億円以上の建設工事)	54	55,280	98.5%	601	108,663	95.9%	655	163,944	96.1%
舗装 (1億円以上の建設工事)	85	31,955	96.3%	49	3,601	97.4%	134	35,556	96.7%
電気 (1億円以上の電気工事 及び5000万円以上の通 信工事)	301	52,243	95.5%	233	16,473	95.0%	534	68,716	95.3%
機械 (1.5億円以上の空調工事 及び機械設置工事)	140	38,010	95.5%	321	28,540	96.0%	461	66,551	95.9%
合計	(28.5%) 645	(55.2%) 265,317	96.0%	(71.4%) 1,617	(44.7%) 214,988	95.3%	(100%) 2,262	(100%) 480,305	95.5%

割振表の対象となった可能性があると考えられた所定の金額以上の建設工事における平均落札率と所定の金額未満の平均落札率を比較してみると、後者が若干低くなっているものの双方とも95%程度となっている。

また、この所定の金額以上の建設工事は、前記2,262件のうち645件、28.5%となっており、契約金額は4803億余円のうち2653億余円、55.2%となっている状況であった。

(ウ) 181社の落札状況

前記2,262件の建設工事について、181社が単独又は建設共同企業体として請け負ったものと、181社以外の業者が請け負ったものの落札状況をみると表9のとおりとなっている。

表9 181社と181社以外の落札状況(平成18年2月までの分)  
(単位：件、百万円)

入札・契約方式	181社			181社以外			合計		
	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率
一般競争	78	115,045	97.7%	4	3,904	92.4%	82	118,950	97.4%
競争性を高めた 公募型指名競争	96	31,203	96.6%	124	30,339	92.5%	220	61,543	94.3%
公募型指名競争	31	16,351	98.1%	68	20,075	96.3%	99	36,427	96.9%
意向確認型指名 競争	9	1,743	98.0%	21	4,681	95.6%	30	6,425	96.3%
指名競争	543	124,051	96.8%	1,288	132,907	95.0%	1,831	256,959	95.5%
合計	(33.4%) 757	(60.0%) 288,396	96.9%	(66.5%) 1,505	(39.9%) 191,909	94.8%	(100%) 2,262	(100%) 480,305	95.5%

181社の平均落札率と181社以外の業者の平均落札率を比較してみると、後者が若干低くなっているものの双方とも95%程度となっている。また、181社以外の契約金額の合計を件数の合計で除した1件当たりの契約金額が1億2751万余円となるのに対し、181社では1件当たり、3億8097万余円と高くなっている。

そして、181社による建設工事は、前記2,262件のうち757件、33.4%となっており、契約金額4803億余円のうち2883億余円、60.0%となっている状況であった。

(エ) 複数回入札を実施した場合の1位入札者の状況

18年3月に防衛施設庁が措置を執った前後で複数回入札を実施した場合の1位入札者の状況についてみると表10のとおりとなっており、落札に至るまで1位不動のもの割合は、98.7%から92.8%と若干減少している。また、全体の件数のうち複数回入札が行われたものの割合は、49.1%から13.2%と大幅に減少している。

表10 複数回入札を実施した場合の1位入札者の状況

(単位：件)

入札・契約方式	18年2月まで			18年3月			合計		
	件数	左のうち複数回入札が行われたもの (a)	(a)のうち落札に至るまで1位不動のもの	件数	左のうち複数回入札が行われたもの (b)	(b)のうち落札に至るまで1位不動のもの	件数	左のうち複数回入札が行われたもの (c)	(c)のうち落札に至るまで1位不動のもの
一般競争	82	(34.1%) 28	(100%) 28	13	(-)0	(-)0	95	(29.4%) 28	(100%) 28
競争性を高めた公募型指名競争	220	(39.5%) 87	(96.5%) 84	48	(2.0%) 1	(100%) 1	268	(32.8%) 88	(96.5%) 85
公募型指名競争	99	(69.6%) 69	(95.6%) 66	33	(9.0%) 3	(100%) 3	132	(54.5%) 72	(95.8%) 69
意向確認型指名競争	30	(63.3%) 19	(94.7%) 18	0	(-)0	(-)0	30	(63.3%) 19	(94.7%) 18
指名競争	1,831	(49.5%) 908	(99.2%) 901	222	(17.1%) 38	(92.1%) 35	2,053	(46.0%) 946	(98.9%) 936
合計	2,262	(49.1%) 1,111	(98.7%) 1,097	316	(13.2%) 42	(92.8%) 39	2,578	(44.7%) 1,153	(98.5%) 1,136

そして、全体の傾向として、複数回の入札が行われた場合、最初に1位で応札した業者が落札に至るまで1位不動のものが1,153件中1,136件、98.5%と非常に高い割合となっている。また、一般競争入札、競争性を高めた公募型指名競争入札等の業者の受注意欲を反映できる入札・契約方式においても同様の傾向がみられる。

< 1位不動の例 >

入札・契約状況調書							
工事件名	A (17) 誘導路整備工事			工事概要	誘導路新設 約22,000㎡		
入札方式	公募型指名競争	工事場所	B基地	入札日	平成17年10月3日	種別	舗装
業者名 (商号又は名称)	第1回入札 (円・税抜)	順位	第2回入札 (円・税抜)	順位	第3回入札 (円・税抜)	順位	備考
C建設共同企業体	725,000,000	1	700,000,000	1	660,000,000	1	落札
D建設共同企業体	740,000,000	2	715,000,000	3	685,000,000	2	
E建設共同企業体	750,000,000	3	710,000,000	2	690,000,000	4	
F建設共同企業体	750,000,000	3	715,000,000	3	695,000,000	6	
G建設共同企業体	770,000,000	5	720,000,000	6	690,000,000	4	
H建設共同企業体	780,000,000	6	718,000,000	5	688,000,000	3	

契約業者名	名称等	C建設共同企業体	
	住所	I市	
契約金額	693,000,000 (税込)	(660,000,000(税抜))	
予定価格	709,592,100 (税込)	(675,802,000(税抜))	
調査基準価格	439,272,000		

なお、検討会報告書によれば、入札監視委員会の機能強化として、入札執行時における入札金額の順位変動の状況等の監視や、落札率及び個々の入札における全入札参加業者の入札金額の状況など入札結果の事後的、統計的分析を行い、分析結果について専門的・客観的な審議を行うこととしている。

エ 工事費内訳明細書

(ア) 工事費内訳明細書の提出及び確認

防衛施設局等では、「建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について(通知)」(平成8年施本建第13号(CCP))等により、入札参加業者の不誠実な行為の有無及び真摯な見積りを行っているかの確認を目的として、第1回入札時に、入札書に記載された金額に対応する工事費内訳明細書の提出を入札参加業者に求めるなどしている。

そして、16年度以降は入札契約適正化法の趣旨を踏まえ、提出を求める工事の範囲を、一般競争入札のほか、競争性を高めた公募型指名競争入札、工事概算額が2億円以上の指名競争入札に拡大して、防衛施設局等の工事を担当する課において、他の入札参加業者の工事費内訳明細書を入手して使用していないか、他の工事の工事費内訳明細書が添付されていないかなど、工事費内訳明細書の確認をより厳正かつ効率的に行うこととしている。

上記確認の結果、談合が行われたと疑うに足る事実が認められた場合には、防衛施設局等に設置されている建設工事公正入札調査委員会において審議を行い、必要に応じ工事費内訳明細書を公正取引委員会へ提出する等の所要の措置を執ることとしている。

(イ) 工事費内訳明細書の規則性

防衛施設局等に保管している工事費内訳明細書を比較するなどしたところ、18年3月契約を含む一部工事において、複数の業者の工事費内訳明細書に名称、単位等に共通の誤字があったり、各社の直接工事費に対する共通仮設費、現場管理費等の率が、一般には各社の個々の事情により変動するものであるのに、複数の業者において

ほぼ同率であったりするなどの不自然な規則性が見受けられた。

防衛施設庁では、16年6月以降、入札・契約手続の透明性を高めるため、公募型指名競争入札及び競争性を高めた公募型指名競争入札以外の指名競争入札の場合に、指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由について、指名後速やかに公表することとしていたが、17年12月からは談合等の不正行為を防止する観点から、落札者が決定した以降の事後公表としている。このように17年12月以降の入札においては、指名された業者は他の指名業者がどこかわからないようにしていたのに同様の不自然な規則性が見受けられた。

＜事例1＞

A防衛施設局で平成18年3月20日に指名競争入札を行った設備工事において、9社が入札に参加した結果、a社が落札している。A防衛施設局が保管している工事費内訳明細書を比較するなどしたところ、表11のとおり、落札したa社を含めて9社中6社において共通の誤字が認められ、また、a社を含めた3社において、直接工事費に対する共通仮設費、現場管理費等の率がほぼ同率である規則性が認められた。

表11

＜共通の誤字の例＞

正	誤(×)	a社	b社	c社	d社	e社	f社	g社	h社	i社
消火ポンプ	消化ポンプ	×	×	×	×	×	×	—	—	—
水石鹼入れ ○個	水石鹼入れ ○組	×	×	×	×	×	×	—	—	—
給排水管保温塗装	給排水管保温装置	×	×	×	×	×	×	—	—	—

＜見積額の規則性の例＞

(単位：円)

	直接工事費	諸経費		
		共通仮設費	現場管理費	一般管理費
a社 (落札者)	167,635,214	(4.2%) 7,000,046	(7.3%) 12,225,000	(8.0%) 13,380,000
b社	183,410,519	(4.2%) 7,667,082	(7.3%) 13,389,923	(8.0%) 14,653,983
c社	184,398,723	(4.2%) 7,700,050	(7.3%) 13,447,500	(8.0%) 14,718,000

(注) ( )書きは、直接工事費に対する共通仮設費、現場管理費等の率である。

(ウ) 防衛施設庁で行った工事費内訳明細書の再点検

防衛施設局等では、本院の検査結果を受けて、防衛施設局等で保管しているすべての工事費内訳明細書(16年度契約件数264件、17年度同227件)について、誤字脱字等の類似を中心に再点検を行った。その結果、表12のとおり、131件の入札において誤字、脱字等の類似が見受けられた。

工事費内訳明細書の内容の確認は、入札した全業者から提出された膨大な量の単価等について行うことが望まれるが、限られた時間の中で行わなければならないことから、発注者に係る負担も大きいものとなっている。しかし、この確認により、上記のように公正な入札を執行できるかどうか疑義があるなどの事態を発見できる場合があることから、防衛施設庁においては、今後も積極的に入札者に工事費内訳明細書の提出を求め、効果的に活用することが必要である。

表12 工事費内訳明細書の再点検結果

(単位：件)

年 度	再点検した契約	左のうち誤字、脱字等の類似
16	264	91
17	227	40
合 計	491	131

オ 設備工事等における予定価格の積算

防衛施設局等では、電気、機械及び通信の設備工事等の予定価格について、公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)等により積算している。

そして、防衛施設局等では、これらの設備工事等のうち、発電装置、無停電電源装置、昇降機設備、クレーン設備等の特別な機器類を設置等する工事については、専門工事業者から総額の見積りを徴し、この見積価格を参考にして積算しており、工事種類の件数、金額は表13のとおりとなっている。

表13 工事費総額を見積りにより積算している工事

(単位：件、円)

工 事 種 類	件 数	金 額
建 築	4	437,115,000
土 木	0	0
電 気	16	6,753,132,750
機 械	9	1,778,910,000
通 信	1	273,000,000
合 計	30	9,242,157,750

これらの見積りを徴する際の手続及び積算についてみると、防衛施設局等では、入札に当たって当該工事の施工可能な業者を指名した後にその指名業者からのみ見積りを徴し、各業者と価格交渉を行った結果の最低価格を積算価格としたり、定価と実勢価格の2回<sup>(注6)</sup>の見積りを徴し、これにそれぞれの査定率を乗じて、最も低い価格を積算価格としたりなどしていた。

このように指名通知後に指名業者からのみ見積りを徴して予定価格を積算しているのは、特に16年6月から17年12月までの間は、指名業者名を指名後速やかに公表していたことから業者間で互いに情報交換が容易であり、当該工事の積算価格を推定し得ることになることから、適切とは認められない。

(注6) 査定率 平成16年10月以降、防衛施設庁建設部設備課が、防衛施設局等において発注実績が多数ある装置工事について、過去の装置又は設備の種類ごとに順次、定価ベースの見積額に対する落札額の率(当初査定率)、実勢価格ベースの見積額に対する落札額の率(最終査定率)を算出して防衛施設局等に示している。防衛施設局等では、これらを参考に当該装置工事の実状を勘案の上、適宜査定率を判断して使用している。

防衛施設庁では、今回の談合事件発覚後の18年3月発注分から、次のような取扱いとすることとしている。



- ① 見積りは、原則として応募又は指名業者の決定がなされる前に行う。
- ② 当該局への業者登録をしており、当該機器を製作しているメーカー又は官民を含め当該機器の納入実績のあるメーカー並びにこれらのメーカーと特約店契約を締結している業者に広く見積りを依頼する。
- ③ 配管、配線工事や共通費など各防衛施設局等で積算できる部分は見積りによらない。
- ④ 見積りの徴収は一回限りとし、価格交渉によらず見積りを査定する。  
本院においても、上記のような新たな見積り方法が効果的に機能しているか、今後検証していく必要がある。

カ 追加工事に係る違約金

(ア) 起訴事実の対象となった事案の追加工事

防衛施設局等では、前記のとおり、15年6月11日以降に入札手続を開始する建設工事(追加工事を含む。)から、違約金に関する特約条項を請負契約締結時に付することとしている。

今回の起訴事実の対象となった11件の建設工事のうち、予算上の都合から建設している施設の一部工事を追加工事として分割して発注しているものが、表14のとおり、東京、広島両防衛施設局において3件ある。そして、両防衛施設局では、これらの追加工事は前工事と密接不可分の工事で一貫した施工が要求されるとして、予決令第102条の4第4号イに基づき、前工事の請負業者に随意契約で発注している。

表14 起訴された11件のうち追加工事を発注している工事

防衛施設局	前工事	予定価格(円)	落札金額(円)	落札率(%)	契約日	工期	特約条項
	追加工事						
東京	三宿(16)病院新設空調工事(その1)	1,394,743,350	1,155,000,000	82.8	16.11.22	16.11.23 ~18.3.15	有
	三宿(16)病院新設空調(その1)追加工事	1,388,682,750	1,365,000,000	98.2	17.11.7	17.11.8 ~19.6.30	有
東京	三宿(16)病院新設空調工事(その2)	1,093,064,700	1,050,000,000	96.0	16.12.1	16.12.2 ~18.3.15	有
	三宿(16)病院新設空調(その2)追加工事	1,078,027,650	1,050,000,000	97.4	17.11.7	17.11.8 ~19.6.30	有
広島	岩国飛行場(16)港湾施設新設土木工事	909,148,800	871,500,000	95.8	17.3.14	17.3.15 ~18.3.15	有
	岩国飛行場(16)港湾施設新設土木追加工事	735,686,700	735,000,000	99.9	17.3.28	17.3.29 ~18.6.30	無

(注) 岩国飛行場(16)港湾施設新設土木追加工事の契約書に、違約金に関する特約条項が付されていないのは、広島防衛施設局において、追加工事は随意契約であるから競売入札妨害等が行われることがないと判断したためとしている。

(イ) 追加工事の違約金

防衛施設局等が発注する建設工事の中には、契約締結後、設計が変更されたことにより契約が変更されるものも見受けられる。

防衛施設局等では、設計変更の原因は基本的には工事開始後の工事内容の精査によ

るものであるとしている。しかし、当初は予算が不足するために契約に含められなかった工事内容について、その後、他の工事に予算の余剰が生じた場合などに、その金額分を充当して、設計変更として当初契約に追加したものがあり、これは、実質的には追加工事と差がないものであると認められる。

そして、設計変更と追加工事の違約金に関する特約条項の取扱いについて比較すると、前工事において競売入札妨害等の刑が確定するなどしたときの違約金は、設計変更の場合には設計変更した部分を含めて違約金が算定され請求できるのに対し、追加工事の場合には前工事とは別の契約であるとして違約金を請求できない。

しかし、前記3件の追加工事は、いずれも前工事と一貫した施工が要求されることから随意契約として同一業者に発注していること、追加工事の工事費の積算は前工事を含めて一体工事として積算していること、落札率は1者のみの見積り合わせによった結果、前工事よりも高率であることなどをかんがみると、前工事に競売入札妨害等による国の損害が生じた場合には、同様に追加工事にも国の損害が生じていると思量される。

したがって、前記のように、予算上の都合から分割して発注せざるを得ないものなどを追加工事として前工事の請負業者に随意契約で発注する場合には、違約金を請求することができるような方策も検討する必要があると認められる。

#### <事例2>

B防衛施設局では、滑走路の沖合移設に伴い防波堤の棧橋を新設するため、平成17年3月15日に棧橋の下部工等の建設工事を前工事としてj社に871,500,000円で発注し、同月28日に上部工等の建設工事を追加工事としてj社と随意契約により735,000,000円で発注している。

これらの工事を分割発注としたのは、当初一括して発注する計画であったところ、別の防波堤工事に追加の工事費が必要になったため、棧橋新設のための予算が減額されたことによるものである。

そして、B防衛施設局では、前工事については、官製談合事件による競売入札妨害(談合)の刑が確定したため、契約変更後の請負代金額の10分の1に相当する110,764,500円を違約金として徴収している。

一方、追加工事については、工事費の積算は前工事を含めて一体工事として積算するなどしていたのに、前工事とは別契約であるため違約金算定の対象となっていない。

## (2) 委託業務について

### ア 入札・契約方式の適用状況

本庁等が実施した16年度又は17年度に契約期間がかかる委託業務について、入札・契約方式別に示すと表15のとおりであり、技術協会への委託はすべて随意契約であるのに対し、技術協会以外への委託は、多様な入札・契約方式によっている。

技術協会は、防衛施設に関する正しい理解と知識を広めること、防衛施設の建設技術などの調査研究と技術の向上のための奨励・助成を行うことなどを目的に設立された公益法人で、防衛施設に係る技術的事項等に関する調査研究や、防衛施設の整備に関する

技術業務の受託などの事業を行っている。

そして、本庁等では、業務を委託するに当たり、技術協会は、防衛施設等の建設に関する各種技術分野の専門知識、技術力及び各種データに関する広範な知識を有し、さらに、公平中立な立場で調査・研究を行い得る唯一の公益法人であるとの理由から、随意契約を締結している。

表15 入札・契約方式の適用状況

(単位：件、百万円)

入札・契約方式	技術協会			技術協会以外			合計		
	件数	金額	平均 落札率	件数	金額	平均 落札率	件数	金額	平均 落札率
一般競争	0	—	—	0	—	—	0	—	—
標準プロポーザル等(注)	0	—	—	230	5,024	93.6%	230	5,024	93.6%
公募型競争等	0	—	—	140	5,153	87.7%	140	5,153	87.7%
指名競争	0	—	—	361	6,622	93.7%	361	6,622	93.7%
随意契約	110	2,963	98.5%	50	2,803	97.6%	160	5,767	98.2%
合計	110	2,963	98.5%	781	19,604	92.9%	891	22,568	93.6%

(注) 建設コンサルタント業務等(測量、調査等)のうち、防衛施設局等の建設部長が技術的に高度なもの又は専門的な技術を要するものとして定めるものについて、あらかじめ当該業務に係る技術提案書(プロポーザル)の提出を求め、これを審査の上、当該業務について技術的に最適な技術提案書を提出した者を特定する方式。その概算額により標準、公募型、簡易公募型、公募・簡略審査型の各方式がある。

また、技術協会に対する委託業務 110 件について、現場技術業務、調査業務等の種類別に内訳を示すと表 16 のとおりとなっている。

表16 技術協会に委託している現場技術業務、調査業務等の種類別内訳

(単位：件、円)

業務の種類	件数	金額
対象工事に関する支援業務(総合調整業務)	(注) 51	(注) 2,017,365,000
施工体制の点検補助業務	19	117,705,000
設計支援業務	7	439,530,000
施設現況調査、施設整備のための基本検討業務等	33	389,235,000
合計	110	2,963,835,000

(注) 51 件中、施工体制の点検補助業務を兼ねるものが 8 件、415,905,000 円ある。

#### イ 再委託

##### (ア) 一括再委託の禁止等

国が随意契約の方法により調査・研究等を委託した場合の再委託については、「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」(平成 17 年財計第 408 号。以下「主計局長通知」という。)において、一括再委託の禁止及び再委託する場合の承認の義務付けが規定されている。

そして、本庁等が業務委託する際の各業務委託契約書においても、再委託については「乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ

め、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。」と定めている。また、同契約書では、技術協会が業務を履行する技術者を定めたときは、その氏名、経験等を発注者である本庁等に通知して承諾を得ることとされている。

(イ) 無断で再委託されていた委託業務

本庁等が技術協会に委託している前記110件の業務のうち、技術協会から建設コンサルタント等に対して再委託されているものが41件あり、これらはすべて契約書等に違反して本庁等に無断で再委託されていた。

本庁等が技術協会と業務委託契約を締結した際の特記仕様書には、委託業務の目的、委託期間、委託業務の項目等の具体的な委託内容が記述されている。

今回、この特記仕様書と、技術協会が民間会社と業務の再委託契約を締結した際の特記仕様書とを比較したところ、両者はほぼ同一内容であった。このことについて技術協会では、委託業務内容について企画立案、関係機関との調整、工程管理を行うなど主体的、実質的に関与しているので一括再委託ではないとしている。

しかし、委託業務は、特記仕様書に基づき実施されるのであるから、両特記仕様書がほぼ一致しているということは、形式的には前記の主計局長通知又は契約書で禁止された一括再委託と同様であると認められる。

また、技術協会では本庁等との契約前に建設コンサルタント等から見積書を徴し、本庁等との契約と同日付で再委託契約を締結していたり、協会独自で各種調査を行うための機器や解析プログラムを所持していないことから当初から建設コンサルタント等に再委託することを予定したりしている事態が見受けられた。

これらの事態をかんがみると、本庁等が、技術協会は防衛施設等の建設に関する各種技術分野の専門知識、技術力等を有する唯一の公益法人であるとの理由により随意契約を締結しているのは合理性を欠いている。

さらに、発注者に対して技術者の承諾を得るために技術協会が提出した技術者の通知書及び経歴書を確認したところ、41件中6件において、技術協会以外の民間の技術者であることが明示されていたのに、防衛施設局では再委託の疑念を持たずこれを看過して技術協会に対し技術者の承諾を与えている事態が見受けられた。

今後は、技術者を承諾する際の審査を厳格に行うとともに、受託者との委託業務の連絡、調整時にも再委託を行っていないか再確認を行うなどの措置が必要であり、再委託が確認できた際には、随意契約が適正であったか改めて検討し、場合によっては契約を解除して再度競争入札に付すことも検討すべきである。

<事例3>

C防衛施設局では、平成17年度に、米軍施設の設計に関して事案の概要、設計諸条件、設計スケジュール等について米側の確認を行うなどの支援業務を、随意契約により8,715,000円で技術協会に委託している。技術協会では、C防衛施設局との契約の翌日に4,620,000円で建設コンサルタントであるk社に業務を無断で再委託していた。

そして、C防衛施設局では、技術協会から通知を受けた技術者の通知書及び経歴書には、技術協会以外の上記k社の技術者であることが明示されていたのに、これを看過して技術協会に対し承諾を与えていた。

ウ 委託契約の予算執行

仙台防衛施設局ほか2防衛施設局において、現場技術業務の委託費の一部を会計法令等に違背して誤った歳出科目から支出しているものが、表17のとおり、8件99,668,681円見受けられた。

本件は、予算執行の基本的な誤りであり、今後同様の事態が発生しないよう内部のチェック体制の整備や職員の研修等に、一層努めるべきである。

表17 誤った歳出科目からの支出

防衛施設局等		件数	金額
仙	台	2	14,771,995
福	岡	2	28,120,358
那	覇	4	56,776,328
合	計	8	99,668,681

(単位：件、円)

(別掲不当事項 65 ページ参照)

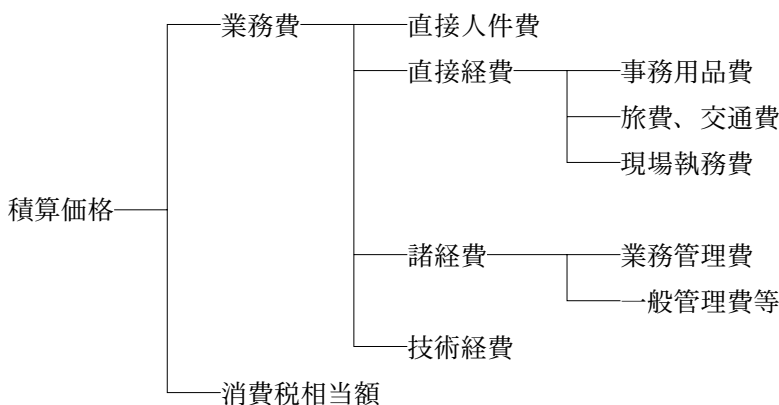
エ 技術協会に委託している現場技術業務の積算

(ア) 現場技術業務の積算

現場技術業務の委託費の積算は、「防衛施設庁において実施する建設工事に係る現場技術業務等委託積算価格算定要領について(通知)」(平成2年施本建第60号(CCP))等に基づき行っている。

この要領等は、防衛施設庁において実施する建設工事に係る現場技術業務等を建設コンサルタント、財団法人等に委託する場合の積算価格を算定するために必要な事項を定めたものであり、積算価格の構成は図2のとおりとなっている。

図2 委託業務に係る積算価格の構成



そして、直接人件費等については、次のとおり定めている。

- ① 直接人件費は、当該事務処理に従事する技術者の人件費のことである。技術者は、技師(B)、技師(C)及び助手の中から、業務の規模及び内容に応じて必要な人数を定める。なお、技師長、主任技師、技師(A)は、技術者の指導監督及び高度な技術力を必要とする場合に計上することができる。
- ② 諸経費は、業務処理に要する業務管理費及び企業経営に要する一般管理費等であり、直接人件費に所定の率を乗じることにより算定する。

③ 技術経費は、建設コンサルタント等における平素の技術能力の高度化に要する費用であり、直接人件費と諸経費の和に所定の率を乗じることにより算定する。

このように、現場技術業務の積算価格の算定に当たって、直接人件費が重要な要素となることから、積算価格は、技術者の職階に応じて大きく変動する特徴がある。

<参考>設計業務委託に係る技術者単価の例(積算資料 2006 年 3 月号より) (単位：円)

技術者の職階	基準日額	技術者の職階	基準日額
主任技術者	57,300	技師(B)	31,300
理事、技師長	53,800	技師(C)	25,100
主任技師	47,700	技術員	21,200
技師(A)	42,100		

また、上記の要領等によるほか、現場技術業務のうち施工体制の点検補助業務の業務費の積算は、「施工体制の点検補助業務委託積算要領の試行について(通知)」(平成16年施本建企第4号(CCP))に基づき行っており、積算価格の構成は基本的に上記と同様であるが、特に、技術者の職階は技師(B)相当とすると具体的に定めている。

(イ) 対象工事に関する支援業務の積算

現場技術業務のうち、対象工事に関する支援業務は、前記の表16のとおり計51件、20億1736万余円である。その委託内容は、防衛施設局等が発注する建設工事が的確かつ円滑に実施されるよう、①対象工事に関わる資料収集、問題点及び検討項目等の抽出、②対象工事の工程等の総合調整、③工事の安全と品質確保のため諸施策の提案及び工事請負業者への助言、④現地部隊及び自治体関係機関との連絡調整など、比較的高度な技術や豊富な経験を必要とする業務を補完する業務であり、技術協会の技術者が基本的には現場に常駐することとしている。

本件委託業務費の積算価格についてみると、51件中48件で、技師(A)のみが1名から3名で積算されており、3件は技師(A)と技師(C)の組み合わせにより積算されていた。

防衛施設局等では、本件業務の積算は前記の点検補助業務の積算と異なり技術者の職階の基準を設けておらず人員についても特段定めていないため、業務に必要な技術者の職階及び人員を技術協会の見積りにより決定している。

このように、防衛施設局等において予定価格の積算を技術者の職階及び人員も明示することなく、技術協会からの見積りによっている事態は、技術協会の技術者数等の事情に左右されかねず、業務に応じた適切な職階の技術者が適切な人数見積もられているかどうか疑義がある。そもそも、防衛施設局等においては、支援業務を必要とする対象工事及び対象となる業務を特定して技術協会に委託するのであるから、必要な技術者の職階及び人員は防衛施設局等において自ら適切に判断すべきである。

そして、前記の要領等によると、技術者については、技師(B)、技師(C)及び助手の中から業務の規模及び内容に応じて必要な人数を定めることとされており、技師(A)については、技術者の指導監督及び高度な技術力を必要とする場合に計上することができることとされていることから、技師(A)に相当する防衛施設局等の職員が常

駐している現場などにも、本件業務のように一律に技師(A)に相当する技術者を配置するとして積算しているのは適切とは認められない。

＜事例4＞

D 防衛施設局では、課長相当職の職員を甲地区の建設工事の統括工事監督官<sup>(注7)</sup>として現場に常駐させているにもかかわらず、別途、平成16年度に甲地区の建設工事16件について、対象工事に関する支援業務及び技術検討補助業務を行わせるため、25,410,000円で技術協会に業務を委託し、技術協会は現場に技師(A)に相当する技術者1名を常駐させている。

(注7) 統括工事監督官 支出負担行為担当官等は、工事規模、工期及び複雑性を総合的に勘案して防衛施設庁長官が指定する大規模工事現場に1名指名することができる。統括工事監督官は当該工事現場に係る工事監督官を指揮監督する。

#### 4 本院の所見

防衛施設庁においては、防衛施設を取得し、その安定的な運用の確保を図ることなどを任務として、従来から訓令等に基づき、毎年度多額の事業費を投入して各自衛隊及び在日米軍が使用する防衛施設等の各種建設工事を実施している。そして、今後在日米軍の再編などに伴う大規模な施設の建設等のために多額の事業費が見込まれ、これに伴い建設コンサルタント等に委託する調査、施工監理などの委託業務も増加することが見込まれる。このため、今後の入札・契約制度についても更に透明性、競争性を確保することにより、談合の防止を図るとともに、経済的な予算執行にも寄与することが求められている。

今回、防衛施設庁の入札・契約状況について検査したところ、次のような状況が見受けられた。

(1) 建設工事について

ア 平均落札率については、18年2月までは95%程度であったものが防衛施設庁が措置を執った18年3月には86.4%となり約10ポイント程度下がっていた。

イ 複数回入札が行われた場合、最初に1位で応札した業者が落札に至るまで1位不動のものが98.5%に上っており、一般競争入札等の業者の受注意欲を反映できる入札・契約方式においても同様の傾向がみられた。

ウ 工事費内訳明細書については、複数の業者において、名称、単位等に共通の誤字があったり、各社の直接工事費に対する共通仮設費等の率がほぼ同率であったりするなどの不自然な規則性が見受けられた。

エ 特別な機器類を設置する設備工事等の予定価格の積算については、当該工事の施工可能な業者を指名した後にその指名業者からのみ見積りを徴し、各業者と価格交渉を行った結果の最低価格を積算価格とするなどしていた。

オ 違約金に関する特約条項については、追加工事は随意契約として同一業者に発注し、一体工事として積算していることなどから、追加工事にも国の損害が生じていると史料されるのに、追加工事では前工事において競売入札妨害等に関して刑が確定するなどしても違約金を請求することができない不合理な事態が見受けられた。

(2) 委託業務について

- ア 入札・契約の状況については、技術協会との契約はすべて随意契約で、技術協会以外の契約は多様な入札・契約方式であった。
- イ 再委託については、技術協会が防衛施設庁に無断で再委託していたものが多数見受けられた。
- ウ 委託契約の予算執行については、3防衛施設局において会計法令等に違背して誤った歳出科目から支出しているものが見受けられた。
- エ 現場技術業務の積算については、必要な技術者の職階及び人員も明示することなく技術協会からの見積りによっていた。

防衛施設庁においては、今回の官製談合事件によって失った国民の信頼を回復するためには、国が被った損害の回復に努めるとともに、検討会報告書にまとめられた新たな入札手続等を確実に実施していくことが必要であるが、今回の検査結果を踏まえ、以下のような対応を図っていくことが必要と考えられる。

(1) 建設工事について

- ア 一般競争入札方式等の適用拡大を図るとともに、総合評価方式の実施に当たっては、目的に沿った効果が得られるよう実施方法等にも十分に配慮して適用していくこと
- イ 工事費内訳明細書については、公正な入札を執行できるかどうか疑義があるなどの事態を発見できる場合があることから、防衛施設局等の事務負担も考慮した上でより効果的な活用方法を検討すること
- ウ 予定価格の積算については、指名業者決定前に広く業者から見積りを徴することとしているが、今後これを確実に実施していくこと
- エ 追加工事における違約金については、随意契約の理由にもかんがみながら、前工事において競売入札妨害等の刑が確定するなどした場合には、違約金を請求することができるような方策も検討すること

(2) 委託業務について

- ア 技術協会は自主解散が予定されており、技術協会に随意契約で委託していた現場技術業務は今後競争契約となることから、委託方法、積算方法等を検討すること
- イ 再委託については今回の検査でも契約書に違反して無断で再委託している事態が多数見受けられたことから、このような事態の防止などについて検討すること

本院としては、今後とも上記のことが確実に実施され、新たな入札・契約手続の効果が十分発現しているか、実施状況等を把握し検査していくこととする。



## 第2 政府開発援助の状況について

検査対象	(1) 外務省 (2) 国際協力銀行 (3) 独立行政法人国際協力機構
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力 (2) 円借款 (3) 技術協力
平成17年度実績	(1) 1910億6812万円 (2) 8795億8768万円 (3) 877億1942万円
現地調査実施国数並びに事業数及び対象事業費	6箇国 (1) 19事業 227億6985万円 (2) 2事業 160億9650万円 (3) 11事業 87億1517万円
技術協力プロジェクトにおいてその事業執行に改善すべき点があったと認めたもの	鉱山公害防止研修センター協力事業 ブラジル都市交通人材開発プロジェクト サンパウロ州森林環境保全研究計画

### 1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。その援助の状況は、地域別にみるとアジア、アフリカ、中南米、中東等の地域に対して供与されており、特にアジア地域に重点が置かれている。また、分野別にみると教育、水供給及び衛生、運輸及び貯蔵、エネルギー、農林水産業、環境保護等の各分野となっている。

そして、我が国の政府開発援助は毎年度多額に上っており、平成17年度の実績は、無償資金協力<sup>(注1)</sup>1910億6812万余円、円借款<sup>(注2)</sup>8795億8768万余円、技術協力<sup>(注3)</sup>877億1942万余円などとなっている。

(注1) 無償資金協力 開発途上にある海外の地域又は国の経済・社会の発展のための事業に必要な施設の建設、資機材の調達等のために必要な資金を返済の義務を課さないで供与するもので、外務省が実施している。

(注2) 円借款 開発途上にある海外の地域又は国における経済・社会の開発のための基盤造りに貢献する事業等に係る費用を対象として、相手国に対し長期かつ低利の資金を貸し付けるもので、国際協力銀行が実施している。

(注3) 債務繰延べを行った額2219億6086万余円を含む。

(注4) 技術協力 開発途上にある海外の地域又は国の経済・社会の開発に役立つ技術・技能・知識を移転し、技術水準の向上に寄与することを目的として、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与等を行うものである。

## 2 検査の範囲、観点及び着眼点

本院は、無償資金協力、円借款、技術協力等(以下、これらを「援助」という。)の実施及び経理の適否を検査するとともに、援助が効果を発現し、援助の相手となる開発途上にある海外の地域又は国(以下「相手国」という。)の経済開発及び福祉の向上などに寄与しているか、援助の制度や方法に改善すべき点はないかなどについて検査している。この検査の範囲、観点及び着眼点について、我が国援助実施機関に対する検査及び相手国において行う現地調査の別に具体的に示すと、次のとおりである。

### (1) 我が国援助実施機関に対する検査

本院は、国内において、援助実施機関である外務省、国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation。以下「JBIC」という。)及び独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。)に対して検査を行うとともに、海外において、在外公館、JBICの駐在員事務所及びJICAの在外事務所に対して検査を行っている。

これら我が国援助実施機関に対する検査に当たっては、合规性、経済性・効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して、検査を実施している。

- ① 我が国援助実施機関は、事前の調査、審査等において、事業が相手国の実情に適応したものであることを十分検討しているか。
- ② 援助は交換公文、借款契約等に則したものになっているか、また、資金の供与などは法令、予算等に従って適正に行われているか。
- ③ 我が国援助実施機関は、援助対象事業を含む事業全体の進捗よく状況を的確に把握し、援助の効果が早期に発現するよう適切な措置を執っているか。
- ④ 我が国援助実施機関は、援助実施後、事業全体の状況を的確に把握、評価し、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。

### (2) 現地調査

相手国に対しては、我が国援助実施機関に対する検査の場合とは異なり本院の検査権限は及ばない。一方、援助は相手国が主体となって実施する事業に必要な資金を供与するなど、相手国の自助努力を支援するものであり、その効果が十分発現しているか、事業が計画どおりに進捗よくしているかなどを確認するためには、我が国援助実施機関に対する検査のみでは必ずしも十分ではない。このため、本院では、相手国に赴いて、我が国援助実施機関の職員等の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、有効性等の観点から次の点に着眼して、事業の実施状況を中心に現地調査を実施している。

- ① 事業は計画どおり順調に進捗よくしているか。
- ② 援助の対象となった施設、機材、移転された技術等は、当初計画したとおりに十分利用されているか。
- ③ 事業は所期の目的を達成し、効果を上げているか。
- ④ 事業は援助実施後においても相手国によって順調に運営されているか。

そして、調査を要すると認めた事業について、相手国に派遣した本院の職員が相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどし、また、相手国の保有している資料で調査に必要なものがある場合には、相手国の同意が得られた範囲内で我が国援助実施機関を通じて入手している。

### 3 検査の状況

#### (1) 現地調査の対象及び検査の概況

本院は、18年次において上記の検査の範囲、観点及び着眼点で検査を実施した。そして、その一環として、6箇国において次の32事業について現地調査を実施した。

- ① 無償資金協力の対象となっている事業のうち19事業(贈与額計227億6985万余円)
- ② 円借款の対象となっている事業のうち2事業(17年度末までの貸付実行累計額160億9650万余円)
- ③ 技術協力事業のうち技術協力プロジェクト<sup>(注5)</sup>11事業(17年度末までの経費累計額87億1517万余円)

上記の32事業を分野別にみると、教育6事業、農林水産業6事業、その他社会インフラ4事業、保健3事業、運輸及び貯蔵3事業等となっており、その国別の現地調査状況は、次表のとおりである。

表 国別現地調査実施状況

国名	調査事業数(事業)	援助形態別内訳					
		無償資金協力		円借款		技術協力プロジェクト	
		事業数(事業)	援助額(百万円)	事業数(事業)	援助額(百万円)	事業数(事業)	援助額(百万円)
バングラデシュ	11	6	6,459	2	16,096	3	1,565
ブラジル	4	—	—	—	—	4	3,186
クロアチア	1	1	32	—	—	—	—
レバノン	2	2	95	—	—	—	—
東ティモール	1	1	201	—	—	—	—
ベトナム	13	9	15,980	—	—	4	3,963
計	32	19	22,769	2	16,096	11	8,715

なお、18年次においては、政府開発援助に関して国会からの検査要請に関する報告を行うために、上記の6箇国に加えて、コスタリカ、エチオピア、インドネシア、モルディブ及びスリランカの計11箇国において必要な現地調査を実施した(599ページ参照)。

現地調査を実施した事業のうち、技術協力プロジェクトにおいてその事業執行に改善すべき点があったと認めたものが、鉱山公害防止研修センター協力事業、ブラジル都市交通人材開発プロジェクト及びサンパウロ州森林環境保全研究計画の計3事業あった。

(注5) 技術協力プロジェクト 技術協力の中核をなすもので、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与などの事業を組み合わせたプロジェクトとして平成14年度から実施されている。13年度までは、プロジェクト方式技術協力として実施されていた。

#### (2) 技術協力プロジェクトにおいてその事業執行に改善すべき点があったと認めたもの

##### ア 技術協力プロジェクトの制度の概要

JICAは、相手国が抱える開発課題に対して定められた目標を達成するために、技術協力の中核をなすものとして、「技術研修員受入」、「専門家派遣」、「機材供与」を組み合わせた技術協力プロジェクトを実施している。

技術協力プロジェクトは、我が国の技術や技能、知識を相手国に移転するなどして上

記の目標を達成する援助であることから、相手国は、技術移転を受けるに当たり必要となるカウンターパート<sup>(注6)</sup>の確保、建物、施設の提供等の諸措置が求められるほか、JICAがプロジェクトを終了した後においても、技術を移転された事業実施機関が自立的に活動を維持し、当該技術協力プロジェクトが目指す効果を持続的に発現することで開発課題に対して定められた目標を達成していくことが求められている。

技術協力プロジェクトは、開発途上国が我が国に援助を要請してきたもののうち案件の検討を経て外務省が採択したものについて、JICAが実施してきており、JICAは、個別の技術協力プロジェクトごとに、事業実施に当たって相手国が執るべき諸措置に関し、相手国の事業実施機関とともに討議議事録及びその付属文書を作成し、署名することとなっている。

そして、JICAが作成し、技術協力プロジェクト実施に当たっての基本的な考え方を示した「プロジェクト事業実施指針」(平成3年7月策定)では、JICAの事業実施及び相手国が執るべき諸措置に関連して、JICAが配慮すべき事項として次の点が示されている。

- ① 相手国の開発目標及び当該プロジェクトの目的、規模、内容、成果、外部条件等を明確にし、実施に当たっては適切なモニタリングを行い、プロジェクトの全過程を総合的に管理するよう努める。
- ② 事業実施に当たっての相手国の執るべき諸措置、例えば予算措置、カウンターパートの配置、関係機関との連携等を事前に把握の上、相手国と十分に協議し、それらに関し必要に応じ相手国の適切な措置を求める。
- ③ 討議議事録の内容に照らし、協力事業の進捗よくを正しく把握し、計画に沿った事業の円滑な実施を阻害する要因がある場合には、実施計画の修正等適切な対応を検討する。

(注6) カウンターパート 技術協力のために開発途上国にJICAから派遣された専門家などと活動をともにし、技術協力を受ける相手国側の技術者等

#### イ ブラジル連邦共和国における技術協力プロジェクトに対する検査の観点及び着眼点

技術協力プロジェクトに関する毎年度の検査では、前記のとおり、多角的な着眼点から実施しているが、本年次の検査においては、有効性等の観点から特に次の点などに着眼して、ブラジル連邦共和国(以下「ブラジル」という。)における4事業を検査した。

- ① 援助の効果を持続的に発現させるために相手国が執るべき諸措置が、どのようにJICAと相手国の間で取り決められ、どのように実施されているか。
- ② JICAは、相手国が執るべき諸措置が実施されるように相手国に対してどのような働きかけを行っているか。

#### ウ 上記の検査の状況

検査の結果、以下の1事業について援助の効果が十分発現していなかった事態が見受けられた。また、2事業について供与した機材等が十分に活用されていないまま他の方で事業が実施されている事態が見受けられた。そして、これら3事業においてその事業執行に改善すべき点があったと認められた。

(ア) 援助の効果が十分発現していないもの

＜鉱山公害防止研修センター協力事業＞

a 事業の概要

ブラジルは、種々の鉱物を生産している鉱山国であるが、鉱山公害が昭和60年頃には深刻な問題となっていた。

そして、鉱山公害関係の規制の実施機関である鉱山動力省国家鉱物生産局(以下「DNPM」という。)は、当時、その傘下に鉱山の保安監督を担当する地方支局等が全国で25設置されていたが、これら支局等の公害関係技術者は53人のみであり、水質等の計測は実行されていなかった。

このためブラジル政府は、鉱山公害防止に携わる人材を育成するため、60年に我が国に対し技術協力を要請してきた。

この事業は、鉱山公害防止分野の人材の育成を目的に、水質汚染、粉じん、騒音及び振動の4分野の公害、特に水質汚染に重点を置いた公害についての測定、試験及び分析技術をDNPMに移転するため、技術協力プロジェクトによる援助を実施したものである。

JICAは、平成2年6月から8年6月までの間に、技術研修員計18人を我が国へ受け入れ、現地での指導のために我が国から専門家計23人を派遣するとともに、所要機材(2億3900万余円)の供与を行うなどしており(経費累計額8億1240万余円)、一方、DNPMはサンパウロ市に鉱山公害防止研修センター(以下「研修センター」という。)を設立し、技術移転を受けたカウンターパートによって、研修センターにおいて鉱山公害防止技術に係る研修コースを実施することとしていた。

そして、本研修コースにより鉱山公害防止分野の人材が育成されることが本件事業の目標となっており、この目標を測定する指標として研修コース修了者数等が設定されている。

b 調査の状況

(a) 事業実施中及び実施後の状況

研修センターにおいて研修講師を務めるべきカウンターパートは、8年6月の本件事業終了時には11人いたが、事業終了後1年余りを経過した9年末の時点では4人となった。そして、DNPMに配賦される予算が少なくなってきたため、12年に研修センターに予算が配分されなくなり、13年2月に研修講師を務める最後のカウンターパートが研修センターを離れ、研修センターは研修活動を実施することができなくなった。

また、本件事業終了後に研修センターにおいて実施された研修コースは、累計で3コース(それぞれの研修期間は12日～21日)、研修日数は合計で延べ46日に過ぎず、研修修了者数も19人で、本件事業実施中の18人を加えても合計37人とどまっていた。

以上のとおり、本件事業は、研修センターでの研修の実施が、公害関係技術者を全国に配置する目的からみて必ずしも活発に行われてきておらず、また活動が停滞していた状況であったことから、援助の効果が十分発現していないと認められた。

## (b) ブラジル側が執るべき諸措置の実施状況及び取決めの状況

上記のとおり、DNPM に配賦される予算が少なくなってきたため、研修センターにおいて研修講師を務めるべきカウンターパートが、13年2月以降、研修センターに配置されていない。

そして、この点に関し、討議議事録等にも事業終了後のブラジル側の研修活動の継続の必要性について具体的に記述はされていなかったものの、事業終了後のブラジル側の研修活動の継続の必要性については、8年4月の終了時評価においてJICA とブラジル側両者により作成された合同評価報告書において本プロジェクトの持続性に関する見通しが言及されており、ブラジル側も事業終了後の責任を認識していたと考えられる。

しかし、前記のとおり、事業終了後約1年を経過して研修センターに残っていたカウンターパートは4人で、13年2月に研修センターが研修活動を実施できなくなった際に、ブラジル側からJICA に研修活動停止に関する通知は行われていなかった。

また、上記の合同評価報告書において、JICA がDNPM 及び研修センターと密接に連携することの必要性が指摘されている。しかし、JICA が研修センターの研修活動停止を知ったのは、活動停止から3年以上が経過した16年4月と推測されており、JICA がDNPM 及び研修センターと十分密接に連携していたとは認められない。

## (c) JICA のブラジル側への働きかけの状況

JICA は、事業終了時以降においても、研修センターの活動の縮小、停滞傾向の報告を受け、研修センターに再建の働きかけをしたとしていたが、13年2月には研修活動が停止しており、結果的にブラジル側に有効な働きかけとはならなかった。

そして、JICA では、研修センターが研修活動を停止したことを認識した後、本件事業の効果の発現がみられなくなったことに対し、研修センター再建について検討を行うなどしていたものの、ブラジル側に正式な事態の改善の申入れを行っていなかった。

なお、研修センターは、DNPM から地質調査所に移管され、18年3月の本院の現地調査時点では、研修再開の準備を進めている状況となっていた。

## (イ) 供与した機材等が十分に活用されていないまま他の方途で事業が実施されているもの

## &lt;ブラジル都市交通人材開発プロジェクト&gt;

## a 事業の概要

ブラジルでは、かねてから都市化の進展により交通渋滞、大気汚染、騒音等の問題が発生し、都市交通機関の整備が急務となっていた。

そこで、ブラジル政府は、都市交通分野の大学、研究機関が十分でない中西部及び北部地域において当該分野に取り組む人材を育成するために、6年に我が国に対し技術協力を要請してきた。

この事業は、ブラジリア大学に設立された都市交通人材育成センター(以下「育成

センター」という。)において都市交通分野における人材の研修が効果的に行われるよう、研修コースの開発、教材の作成等の支援を行うとともに、コンピュータ・シミュレーション、都市交通技術及び交通環境の3研究室を整備する技術協力プロジェクトによる援助を実施したものである。

JICAは、10年8月から14年7月までの間に、技術研修員計12人を我が国へ受け入れ、現地での指導のために我が国から専門家計26人を派遣するとともに、所要機材(1億6480万余円)の供与を行うなどした(経費累計額4億0978万余円)。

そして、育成センターの実施する研修により都市交通の計画、管理、運営、教育に携わる人材の能力が向上されることが本事業の目標となっており、この目標を測定する指標として年間300人以上の研修生が育成センターの実施する研修を修了することなどが設定されている。

b 調査の状況

(a) 事業実施中及び実施後の状況

この事業については、10年から17年まで、年平均で600人以上の研修生が育成センターの実施する研修を終了するなどしており、上記の指標からすると、援助の効果が発現していると認められた。

しかし、JICAが供与した機材のうち、都市交通技術研究室で使用する固定式ダイナミック3軸試験装置ほか150点の道路舗装関連機材(調達価格合計3234万余円。以下、単に「道路舗装関連機材」という。)は、11年度及び12年度に行われた調達から約6年経過した本院調査時の18年3月に、ようやく据え付けられ、使用が開始されたばかりの状況となっていた。これは、育成センターが、当初計画にはなかった育成センター第2棟を建設し、ここに道路舗装関連機材を設置することとしたが、そのしゅん功が設計変更、大学教職員のストライキ等の諸事情により17年7月まで遅延したためである。

このため、これらの供与機材を使用して実施する予定であった道路舗装関連の研修は、現地の他機関の機材を使用して行われている状況であった。

以上のとおり、都市交通技術研究室で使用する予定であった道路舗装関連機材は、その調達後約6年の間、活用ができない状況になっており、他の方途で事業が実施されていたと認められる。

(b) ブラジル側が執るべき諸措置の実施状況及び取決めの状況

上記のとおり、道路舗装関連機材を据え付ける育成センター第2棟が、17年7月までしゅん功していなかった。

そして、この点に関し、討議議事録においては、土地、建物、施設を供給するのに必要な手段をブラジル政府が執ることを相手国事業実施機関等がブラジル政府に勧告する旨の記載があるが、事業を実施するのに必要な建物、施設がどの程度の規模であるかについては具体的に記載されていなかった。

また、第2棟建設がブラジル側から表明された11年12月以降、第2棟建設を明記する文書が取り交わされたことは確認できなかった。

(c) ブラジル側が執るべき諸措置の実施に関する働きかけの状況

第2棟の建設が、前記のとおり遅延していく状況の中で、JICAは育成センター等に対し、第2棟の建設の働きかけを累次行っていたとしている。

しかし、JICAの働きかけの状況とブラジル側からの対処の状況について、JICAにおいて交渉の経緯を継続的に記録した文書がないことから、ブラジル側に働きかけを行い、それを踏まえ次の申入れを行うという系統立てた働きかけが行われたかについては確認できなかった。

なお、道路舗装関連機材は、18年3月の本院の現地調査時点では、第2棟に据え付けられ、使用が開始された状況となっていた。

#### <サンパウロ州森林環境保全研究計画>

##### a 事業の概要

ブラジル・サンパウロ州では20世紀初めから、農業・牧畜開発が急激に進められ、それに伴って森林消失が進行し、土壌侵食によって地力が著しく低下していた。こうしたことから、ブラジル政府は、森林消失に起因する土壌侵食の防止のために、侵食発生のメカニズム、侵食防止対策等に関する研究に係る技術協力を我が国に要請してきた。

この事業は、サンパウロ州森林院(以下「森林院」という。)に技術を移転することにより、荒廃地における土壌侵食防止等に関する研究能力の向上を図ることを目的として、技術協力プロジェクトによる援助を実施したものである。

JICAは、5年2月から10年1月までの間に、技術研修員計11人を我が国へ受け入れ、現地での指導のために我が国から専門家計29人を派遣するとともに、所要機材(2億7201万余円)の供与や流域試験のための施設建設を行うなどした(経費累計額9億5146万余円。アフターケア協力(14年4月～16年3月)を含む)。

そして、森林院による土壌侵食防止及び森林回復に関する研究成果が実用技術開発に活用されることが本件事業の目標となっており、この目標を測定する指標として土壌侵食防止及び森林回復に関する森林院の研究成果活用の実行例が設定されている。

また、この事業においては、サンパウロ市内の森林院本院で研究活動が行われたほか、森林院のアシス試験場、パラガス・パウリスタ試験地及びパラガス・パウリスタ市内のアグア・ダ・カショエイラ川流域の3地域が、観測等を行う主なプロジェクトサイトになっていた。

##### b 調査の状況

###### (a) 事業実施中及び実施後の状況

この事業については、土壌侵食防止及び森林回復に関する研究成果が実用技術開発に活用されることに関して、森林院の研究成果活用の実行例があり、目標の指標からみると、援助の効果が発現していると認められた。

しかし、アグア・ダ・カショエイラ川流域で、荒廃地における土壌侵食防止に係る研究を目的に建設された観測施設であるA、B2箇所(注7)の量水堰等の施設(経費推計額約7000万円)における研究活動についてみると、カウンターパート等の配置が十分でなかったことなどにより、B施設では観測を断念し、A施設では、11年3月に観測が中断された。その後、森林院のイニシアティブにより、A施設では15年8月に観測が再開されたものの、本件事業が終了した10年1月から8年2箇月を経た18年3月の本院調査時点で、いまだ再開後に収集したデータ



の解析作業を行っている状況であり、A、B2施設の観測結果を計画どおり侵食防止法の開発に活かすことはできなかった。

なお、JICAによると、A、B2施設の観測結果が計画どおり得られることが最善であるものの、カウンターパートの研究水準が向上したことにより、他のプロジェクトサイトであるアシスで実施した試験データを活用することが可能となり、計画に沿った観測結果がなくても侵食防止法の開発が行えるようになったとのことである。そのため、結果的には、侵食防止法の開発に関し、研究活動等が遅延したもののその成果に大きな影響を与えることはなかったとしている。

上記のことから、A、Bの2施設は、所期の目的に照らし十分に活用されない状況になっており、他の方で事業が実施されていたと認められる。

(注7) 量水堰 流域の流出水量、水質及び流出土砂量を観測するための施設

(b) ブラジル側が執るべき諸措置の実施状況及び取決めの状況

本件事業開始当時、パラガス・パウリスタ試験地に、A、B2施設の観測のためにカウンターパートは配置することとなっていなかった。

一方、討議議事録においては、ブラジル側が執るべき諸措置として、必要なカウンターパートを配置する旨記述されていた。

そして、JICAは、本部から森林院に対し、必要なカウンターパートを配置することを要請する文書を発し、A、B2施設の観測、研究活動に計3人のカウンターパートが配置されることとなった。

しかし、これらのカウンターパートはいずれも森林院の正規職員ではなく臨時職員であった。このため、この3人の身分は不安定で、森林院の予算難により1人は9年3月に退職し、さらに1人は9年6月に退職し、残る1人も11年3月に退職した。

また、臨時職員の安定した雇用を確保することに関しては、JICAとブラジル側との間で文書が取り交わされたことについて本院は確認することができなかった。

(c) ブラジル側が執るべき諸措置の実施に関する働きかけの状況

事業が終了した約1年後の11年3月に、JICA本部から当時のJICAサンパウロ事務所に対して本件事業に係る研究活動の状況を調べるように指示が出されていた。しかし、JICAにおいてサンパウロ事務所から本部に対する報告が確認できないなど、本件事業終了後のA、B2施設における観測の実態が明らかとなっておらず、JICAが施設の活用状況を十分に把握していたとは認められなかった。

また、カウンターパートに関し長期にわたりブラジル側で有効な手段が講じられない状況下で、JICAは累次の口頭又は文書による申入れを行っていたとしている。

しかし、JICAの働きかけの状況とブラジル側からの対処の状況について、JICAにおいて交渉の経緯を継続的に記録した文書がないことから、ブラジル側に働きかけを行い、それを踏まえ次の申入れを行うという系統立てた働きかけが行われたかについては確認できなかった。

## エ 本院の所見

上記の各事業は、本院の現地調査の時点で、援助の効果が十分発現していなかったり供与した機材等が十分活用されていないまま、他の方途で事業が実施されていたりしたものである。これは、直接的には、相手国が執るべき諸措置が実施されなかったことによるものである。

技術協力プロジェクトにおいては、相手国の自助努力を支援することがその根幹であり、技術協力プロジェクトが所期の目的を達成し、その効果を発現するためには、我が国の援助が計画どおり実施されることはもとより、事業終了後においても相手国の技術協力に対する主体的な取組、及び相手国の執るべき諸措置の着実な実施が必要となっている。

しかし、今回検査を実施した3事業に関し、以下の事態が見受けられた。

- ① 相手国において、事業終了後、予算措置ができず研修活動が停止していたり、供与機材を設置する施設の建設が遅延していたり、カウンターパートの確保ができず供与した施設が活用されていないなどしており、こうした相手国が執るべき諸措置の実施状況が、JICAの担当部署において十分に把握されていない事態
  - ② 援助効果発現などのために必要な相手国が執るべき諸措置が具体的に特定される文書が取り交わされていないなどであったり、文書は取り交わされていたものの、相手国において十分に認識されているのか懸念される事態
  - ③ 相手国が執るべき諸措置の実施を促すため、JICAが相手国側に系統立てた働きかけを行ったかについては、交渉の経緯を継続的に記録した文書が確認できない事態
- これらの状況の改善は、今後の新規事業の実施に際し、援助効果の発現の可能性を高め、また、JICAの事業執行に関する説明責任の一層の向上に結びつくと認められる。

については、JICAでは、技術協力プロジェクトにおいて相手国が執るべき諸措置に関連して以下の点に留意し、より着実に事業を執行することが必要である。

- ① 相手国が執るべき諸措置の実施状況については、事業終了後においても適時的確に把握し、援助効果の発現に有効な対策を検討すること
- ② 相手国が執るべき諸措置について具体的な内容を記録に留め、必要に応じ相手国と文書で確認するとともに、実施状況を見極め、時機を失することなく積極的に働きかけをすること
- ③ 相手国が執るべき諸措置が実施されていない場合、相手国に対して系統立てた働きかけを行うこと、また、技術協力プロジェクトは長期にわたる事業であることから、相手国との交渉の経緯を継続的に記録すること

本院としては、技術協力プロジェクト等政府開発援助の事業の執行状況につき、今後とも検査していくことにする。

### 第3 公益法人の営む収益事業に対する法人税の課税状況について

検査対象	財務省、国税庁、東京国税局、札幌中税務署ほか 92 税務署
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
公益法人の営む収益事業に対する法人税の課税の概要	法人税法等に基づき、公益法人の営む物品販売業等 33 業種の収益事業に対して軽減された税率の法人税を課税するもの
抽出して分析した公益法人の数	997 法人
上記の公益法人に係る法人税額	213 億 7311 万円(平成 16 年度)

#### 1 検査の背景及び公益法人に関する税制の概要

##### (1) 検査の背景

我が国の公益法人制度は、民法(明治 29 年法律第 89 号)の制定以来、100 年以上にわたり抜本的な見直しが行われておらず、従来から公益法人(民法第 34 条の規定に基づき設立された社団法人及び財団法人をいう。以下同じ。)の在り方に対する批判や問題点の指摘が行われてきた。指摘されていた問題点の主なもの、内閣官房行政改革推進事務局が取りまとめた「公益法人制度についての問題意識」(平成 13 年 7 月)などによると、①主務官庁による公益性の判断が不統一となっているのではないか、②公益に関する事業を行うはずの公益法人が、公益とは言い難い事業を行っているのではないか、③主務官庁の指導監督が行き届いていないのではないか、④公益法人の適切な運営を確保するための内部管理機能が不十分なのではないか、⑤公益法人の情報開示が徹底されていないのではないか、⑥営利法人が行う事業内容と大きな差がないものが税の恩典を受けるのは不公平ではないかなどである。政府では、これらの諸問題に適切に対処することが喫緊の課題であることから、同事務局を中心に公益法人制度を抜本的に見直すための検討を進め、平成 15 年 6 月に「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定した。また、行政改革担当大臣の下に公益法人制度改革に関する有識者会議を設置し、従来の公益法人制度に代わる新たな非営利法人制度の具体的な在り方等についての検討を行った。そして、政府では、16 年 12 月に閣議決定した「今後の行政改革の方針」における「公益法人改革の基本的枠組み」及び 17 年 12 月に閣議決定した「行政改革の重要方針」を踏まえ、第 164 回国会に公益法人制度改革関連 3 法案を提出した。同法案は 18 年 5 月に可決・成立し、公布の日である同年 6 月 2 日から 2 年 6 箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっている。

(注 1)

上記の公益法人制度改革関連 3 法による新たな公益法人制度の概要は、次のとおりである。

- ① 法人格の取得と公益性の判断が分離され、社団又は財団は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、「一般社団法人」又は「一般財団法人」として法人格が与えられる。
- ② 「一般社団法人」又は「一般財団法人」は、内閣総理大臣又は都道府県知事に公益性の認定の申請を行い、公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づ

き公益性があると認定を受けた場合に、「公益社団法人」又は「公益財団法人」となることができる。

- ③ 現行の公益法人は、法施行の日から起算して5年を経過する日までの期間(以下「経過期間」という。)は特例民法法人として存続し、経過期間内に、「公益社団法人」若しくは「公益財団法人」へ移行するための認定の申請又は通常の「一般社団法人」若しくは「一般財団法人」へ移行するための認可の申請をすることができる。そして、経過期間内に上記の認定又は認可を受けなかった特例民法法人は、原則として期間満了の日に解散したものとみなされる。

また、新たな公益法人制度の下での税制に関する検討は、政府税制調査会が17年4月に設置した基礎問題小委員会及び非営利法人課税ワーキング・グループ合同会議等において行われ、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第58条においては、「公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。」とされている。そして、前記の「行政改革の重要方針」では、具体的な税制については、政府等において公益法人制度改革関連3法の施行期日までに検討することとされている。

(注1) 公益法人制度改革関連3法 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)をいう。

## (2) 公益法人に関する税制の概要

### ア 沿革

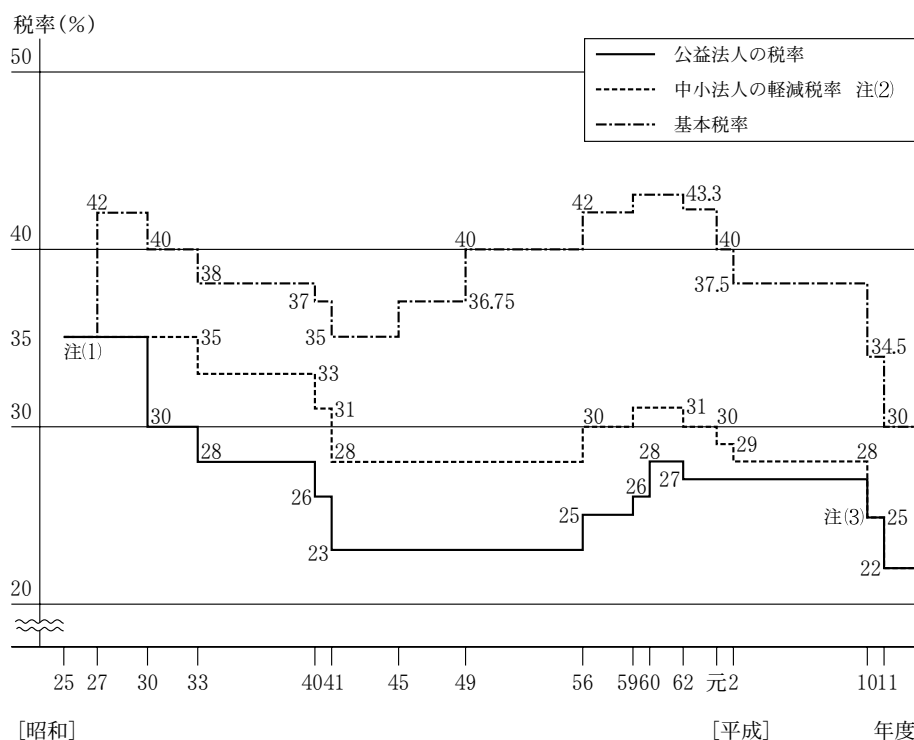
公益法人の営む収益事業に対して法人税を課税することとなったのは、シャープ勧告に基づく昭和25年の法人税法改正によるもので、それまでは収益事業、収益事業以外の事業(以下「非収益事業」という。)を問わず非課税とされていた。同勧告に基づく公益法人の収益事業に対する課税は、他の競争関係にある営利事業を営む法人との課税の公平性を考慮した結果であり、収益事業から生じた所得に対する法人税率は普通法人に対する法人税率と同率とされた。また、同時に公益法人の本来目的である公益活動の財源に充てるために収益事業を行っているという実態に配慮し、収益事業から非収益事業への支出を寄附金とみなして損金算入限度額まで損金算入を認めることとした。

その後、公益法人の営む収益事業から生じた所得に対する法人税率については、27年に普通法人に対する法人税率が引き上げられた際に据え置かれ、図1のとおり、普通法人に対する法人税率と比べて軽減されている。そして、現行の法人税率は、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」(平成11年法律第8号)第16条の規定により、普通法人30%に対して公益法人22%となっている。また、収益事業の業種は、旧法人税法施行規則(昭和22年勅令第111号)第1条の2の規定により物品販売業等の29業種に限定されていたが、その後、不動産貸付業等の数業種が追加等され、現在は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条第

(注2)  
1項において、33業種が収益事業として規定されている。

(注2) 33業種 物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、技芸の教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業

図1 公益法人に係る法人税率の推移



注(1) 公益法人の税率は、昭和25年の導入当初から27年まで基本税率と同率となっている。  
 注(2) 中小法人の軽減税率の適用所得については、昭和30年10月の導入当初から一定の所得金額までとされており、現行は資本金1億円以下の法人の所得800万円までとされている。  
 注(3) 公益法人の税率は、平成10年以降、中小法人の軽減税率と同率となっている。

イ 公益法人に対する課税に関する処理状況

公益法人の数は、「平成17年版公益法人白書」によると、25,541法人となっている。そして、国税庁公表資料によると、税務署等における公益法人の課税に関する処理状況は、表1のとおり、各年とも1万法人程度で推移している。

表1 公益法人の課税に関する処理状況 (各年の6月30日現在)

区分	15年	16年	17年
	(法人)	(法人)	(法人)
社団法人	4,858	4,989	5,107
財団法人	5,521	5,642	5,731
計	10,379	10,631	10,838

ウ 公益法人と普通法人の法人税の課税における相違点

公益法人と普通法人の法人税の課税における相違点は表2のとおりであり、公益法人に係る法人税率は22%と普通法人の30%に比べて低率になっている。また、公益法人が収益事業に属する資産のうちから非収益事業のために支出した金額は寄附金の額とみなすこととされている。

表2 公益法人と普通法人との法人税の課税における相違点

項目	区 分	公 益 法 人	普 通 法 人
課税される所得の範囲		法人税法に規定される収益事業から生じた各事業年度の所得	各事業年度の所得
各事業年度の所得の計算		収益事業に係る益金－収益事業に係る損金	益金－損金
経 理 の 基 準		公益法人会計基準等 収入及び支出、資産及び負債について、それぞれ収益事業と非収益事業とを区分経理しなければならない	企業会計原則
寄附金の損金算入限度額		所得金額×20%	$\left[ \begin{array}{l} \text{所得金額} \times 2.5 / 100 \\ + \\ \text{資本金額} \times 2.5 / 1000 \end{array} \right] \times 1/2$
寄附金とみなす額		収益事業に属する資産のうちから非収益事業のために支出した金額	なし
法 人 税 率		22%	30% ただし、資本金1億円以下の中小法人の年800万円以下の部分の所得については22%
確 定 申 告		法人税法に規定する申告書及び添付書類(非収益事業に係る損益計算書等及び貸借対照表含む)を原則として事業年度終了後2月以内に提出	法人税法に規定する申告書及び添付書類を原則として事業年度終了後2月以内に提出

(注) 民法以外の法律により設立された法人にも、法人税法上公益法人と同様な取扱いとなっているものがある(法人税法別表第二に掲げる法人、例えば社会福祉法人及び商工会議所等)。

エ 収益事業を営む公益法人の区分経理等

法人税法施行令第6条では、公益法人は、収益事業から生ずる所得に関する経理と非収益事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならないこととされている(以下、それぞれの経理を「収益事業会計」、「非収益事業会計」という)。そして、この区分経理は、収益及び費用に関する経理ばかりでなく、資産及び負債に関する経理についても行われなければならない。また、公益法人は、法人税法第74条(確定申告)の規定により事業年度終了後2箇月以内に所轄税務署に提出を要する法人税確定申告書に、上記の規定に基づき作成された収益事業会計及び非収益事業会計の貸借対照表、損益計算書を添付しなければならないこととなっている。

オ みなし寄附金

法人税法第37条第5項等の規定により、公益法人が収益事業に属する資産のうちから非収益事業のために支出(以下、この資産の移動を「非収益事業会計への繰入れ」又は「収益事業会計からの繰入れ」という。)した金額は、その額を収益事業に係る寄附金の額とみなして、収益事業に係る所得の計算上、他の寄附金と合わせ損金算入限度額(原則

として所得の金額の20%)の範囲内で損金算入できること(以下「みなし寄附金」という。)となっている。そして、このみなし寄附金の規定の適用により、公益法人の課税所得は実質的に減殺されるといわれている。すなわち、公益法人の営む収益事業から生じた所得に対しては、法人税率22%が適用されることとなっているが、このみなし寄附金の規定の適用により損金算入限度額をすべて利用した場合、法人税額の実質的な負担割合は17.6%に軽減されることになる。

#### カ 公益法人に対する法人税が非課税となっている事業等

収益事業とされている前記の33業種から除外され、法人税が非課税となる主な事業には、次のようなものがある。

- (ア) 国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる不動産の貸付業
- (イ) 主として住宅の用に供される土地の貸付けで、その貸付けの対価の額が低廉であるなどの所定の要件を満たす不動産の貸付業
- (ウ) 国又は地方公共団体の用に供するための席貸業(不特定又は多数の者の娯楽、遊興等の用に供するためのものを除く。)
- (エ) 保証料が低額であるなどの所定の要件を満たす信用保証業

また、預金の受取利息、有価証券の受取配当、固定資産売却益、有価証券売却益等のうち収益事業に付随しないものは、法人税が非課税となっている。

## 2 検査の観点、着眼点及び方法

前記のとおり、公益法人制度改革関連3法では、公益性があるとの認定を受けて新制度へ移行する公益法人を含め、新たに認定される「公益社団法人」及び「公益財団法人」について税制上必要な措置を講ずることとされており、その具体的な内容については、今後政府等において検討されることとなっている。

そこで、有効性等の観点から、公益法人の営む収益事業に対する現行の法人税の課税がどのような状況になっているかに着眼して検査した。

検査は、東京国税局及び札幌中税務署ほか92税務署において、平成16年4月から17年3月までの間に法人税の申告があった公益法人から997法人(374社団法人、623財団法人)を抽出し、法人税確定申告書及びこれに添付された決算書等に基づき、損益計算書等の提出状況、法人の収入に占める収益事業の割合並びに収益事業会計及び非収益事業会計の収支状況等を把握するとともに、収益事業会計と非収益事業会計の損益計算書等及び貸借対照表等からその資産の移動等を分析するなどして行った。

## 3 検査の状況

### (1) 収益事業の状況

#### ア 申告した所得の状況について

997法人が提出した法人税の確定申告書等をみたところ、表3のとおり、課税所得金額を計上した法人は847法人で、法人税額は213億7311万円、1法人当たりの平均税額は2523万円となっていた。また、欠損金額を計上した法人は48法人で、欠損金額は10億6252万円となっていた。そして、残り102法人は、課税所得を0円と申告していた。

表3 公益法人の課税状況等

(単位：法人)

区 分	法人数	課税所得金額を申告した法人		欠損金額を申告した法人		課税所得(0円)を申告した法人
		法人数	法人税額(千円)	法人数	欠損金額(千円)	法 人 数
社団法人	374	296	4,821,116	32	438,714	46
財団法人	623	551	16,551,995	16	623,812	56
合 計	997	847	21,373,112	48	1,062,526	102

イ 損益計算書等の提出状況及びみなし寄附金の規定の適用状況について

前記のとおり、公益法人は、法人税の確定申告に当たり、収益事業会計及び非収益事業会計の両会計の損益計算書等を確定申告書に添付して提出することとなっている。しかし、997法人のうち297法人において、両会計の損益計算書等が添付されていなかった。

また、表4のとおり、両会計の損益計算書等を提出している700法人のうち487法人において、みなし寄附金の規定が適用されていた。

表4 損益計算書等の提出状況等

(単位：法人)

区 分	抽出して分析した公益法人の数(a)	両会計とも損益計算書等の提出のある法人		左のうちみなし寄附金の規定を適用していた法人	
		法人数(b)	提出割合(b/a)	法人数(c)	適用割合(c/b)
社団法人	374	267	71.4%	169	63.3%
財団法人	623	433	69.5%	318	73.4%
合 計	997	700	70.2%	487	69.6%

ウ 公益法人が営む収益事業の業種について

法人税が課税される収益事業の業種は、物品販売業等の33業種に限定されている。997法人についてみたところ、収益事業の業種を確認できたのは978法人で、営まれている業種は27業種となっていた。そして、表5のとおり、その件数は1,838件、収入金額は1兆6523億5342万円となっており、請負業、物品販売業等の上位5業種で1,272件、およそ70%を占めていた。

表5 公益法人が営んでいる収益事業の業種別の状況

(単位：件、千円)

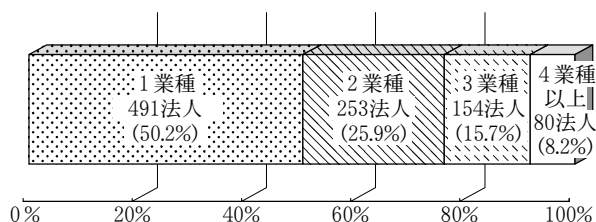
順位	業 種	社 団 法 人			財 団 法 人			合 計		
		件数	割合	収入金額	件数	割合	収入金額	件数	割合	収入金額
1	請 負 業	247	36.4%	159,596,031	367	31.6%	615,451,771	614	33.4%	775,047,803
2	物品販売業	96	14.2%	93,031,125	149	12.8%	130,357,467	245	13.3%	223,388,593
3	不動産貸付業	58	8.6%	6,357,379	127	10.9%	39,274,026	185	10.1%	45,631,406
4	医療保健業	49	7.2%	72,810,950	67	5.8%	143,329,459	116	6.3%	216,140,409
5	出 版 業	47	6.9%	26,080,172	65	5.6%	18,327,711	112	6.1%	44,407,884
	上位5業種の計	497	73.3%	357,875,660	775	66.8%	946,740,436	1272	69.2%	1,304,616,097
	その他22業種の計	181	26.7%	43,617,140	385	33.2%	304,120,189	566	30.8%	347,737,329
	合 計	678	100.0%	401,492,800	1160	100.0%	1,250,860,625	1838	100.0%	1,652,353,426

(注) 1法人で複数の収益事業を行っているものがあるため、法人数と一致しない。



また、法人が営んでいる業種の数についてみたところ、図2のとおり、1業種を営んでいる法人が491法人(50.2%)、2業種以上を営んでいる法人が487法人(49.8%)となっており、そのうち80法人(8.2%)では、4業種以上を営んでいた。

図2 法人が営んでいる業種の数



(2) 法人の収入に占める収益事業の割合について

997法人のうち、法人税の確定申告に際し、収益事業会計と非収益事業会計の両会計に係る損益計算書等を提出している700法人について、収益事業に係る収入金額と非収益事業に係る収入金額(非収益事業会計への繰入額を除いた金額)の合計額に占める収益事業の収入金額の割合(以下「収益事業割合」という。)をみたところ、表6のとおり、485法人において収益事業割合が50%超となっており、そのうち収入金額のすべてが収益事業によるもので収益事業割合が100%となっている法人は20法人となっていた。

表6 収益事業割合 (単位：法人)

収益事業割合	社団法人		財団法人		計	収益事業の収入金額(千円)
	法人数	構成比率	法人数	構成比率		
50%以下	101	37.8%	114	26.3%	215	157,249,300
50%超	166	62.2%	319	73.7%	485	1,246,754,521
うち100%	7	2.6%	13	3.0%	20	8,916,360
計	267	100.0%	433	100.0%	700	1,404,003,821

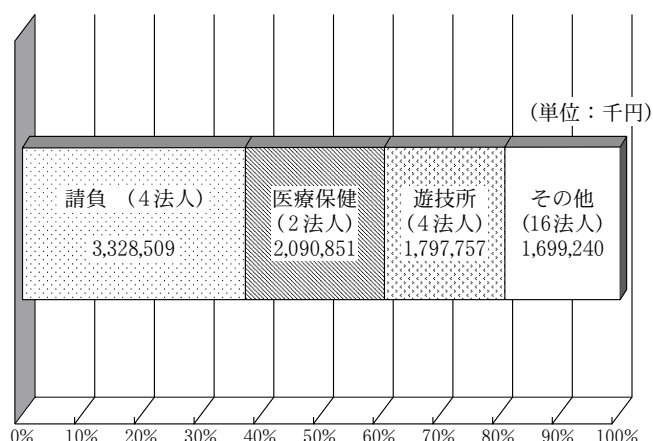
上記の収益事業割合が100%となっている20法人のうち、課税所得金額を計上した法人は、表7のとおり、15法人となっており、その法人税額は1億1007万円となっていた。

表7 収益事業割合100%の法人の状況 (単位：法人)

区分	法人数	課税所得金額を計上した法人		
		法人数	課税所得金額(千円)	法人税額(千円)
社団法人	7	4	88,035	19,367
財団法人	13	11	456,293	90,705
合計	20	15	544,329	110,072

また、上記の収益事業割合が100%となっている20法人が営む収益事業の業種及びその収入金額をみたところ、図3のとおり、請負業が33億2850万円、医療保健業が20億9085万円、遊技所業が17億9775万円となっていた。そして、主な収入は、請負業では地方公共団体等からの公共建築物の施設管理等に係る収入、医療保健業では病院経営による収入、遊技所業ではゴルフ場経営等による収入となっていた。

図3 収益事業割合100%の法人が営む収益事業の業種等の状況



(注) 1法人で複数の収益事業を行っているものがあるため、合計しても20法人とは一致しない。

(3) みなし寄附金の規定を適用していた場合等の法人税の負担割合について

前記のとおり、公益法人がみなし寄附金の規定を適用して損金算入をする場合、収益事業に課税される所得の額が実質的に減殺されるといわれている。そこで、みなし寄附金の規定を適用している487法人のうち、収益事業会計の収支が黒字で非収益事業会計への繰入れを行った後も課税される所得があり、かつ、外部への寄附金の支出がない434法人についてみたところ、表8のとおり、法人税の実質的な負担割合が17.6%となっている法人は324法人、17.6%超22%未満となっている法人は110法人となっていた。そして、法人税率が30%となっている普通法人と比較すると、軽減されていると推計される税額は192億0012万円となっていた。

表8 普通法人と比較して軽減されていると推計される税額 (単位：法人)

区分	17.6%		17.6%超22%未満		計	
	法人数	軽減されていると推計される税額 (千円)	法人数	軽減されていると推計される税額 (千円)	法人数	軽減されていると推計される税額 (千円)
社団法人	114	2,868,905	39	792,277	153	3,661,183
財団法人	210	13,333,178	71	2,205,762	281	15,538,940
合計	324	16,202,083	110	2,998,039	434	19,200,123

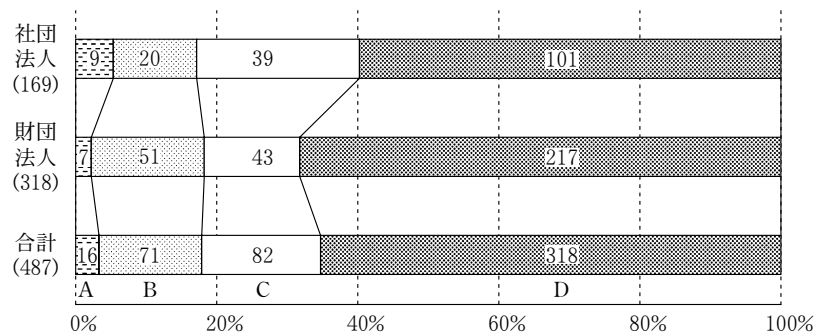
(4) 収益事業会計及び非収益事業会計の収支状況等について

ア 非収益事業会計への繰入れを行った収益事業会計の収支状況等

収益事業会計と非収益事業会計の両会計の損益計算書等を提出している700法人のうち、非収益事業会計への繰入れがある487法人についてみたところ、図4のとおり、16法人において非収益事業会計への繰入れ前における収益事業会計の収支が赤字となっており(図4のA)、残り471法人では、その営む収益事業会計の収支が黒字となっていた。また、非収益事業会計への繰入れ後の収益事業会計の収支状況をみたところ、82法人において繰入れにより収支が0となっており(繰入額76億5604万円。図4のC)、71法人において収支が赤字となっていた(同86億0266万円。図4のB)。

そして、これら153法人(図4のB及びC)のうち、欠損を申告したものは4法人、課税所得0円を申告したものは3法人となっており、残り146法人は、課税所得を申告していた。

図4 収益事業会計の収支と非収益事業会計への繰入れとの関係 (単位：法人)

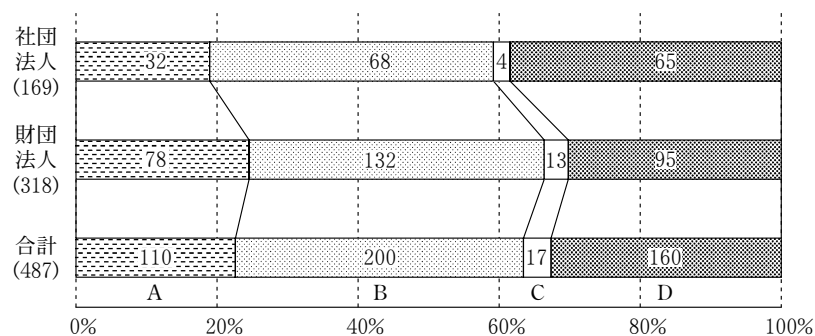


- A 収益事業会計の収支が赤字だが、非収益事業会計への繰入れを行っているもの
- B 収益事業会計の収支が黒字だが、非収益事業会計への繰入れにより収益事業会計の収支が赤字となるもの
- C 収益事業会計の収支が黒字だが、非収益事業会計への繰入れにより収益事業会計の収支が0となるもの
- D 収益事業会計の収支が黒字で、非収益事業会計への繰入れを行っても収益事業会計の収支が黒字であるもの

イ 非収益事業会計の収支と収益事業会計からの繰入れとの関係

前記の487法人における非収益事業会計の収支状況についてみたところ、図5のとおり、377法人(図5のB、C及びD)では、収益事業会計からの繰入れによって非収益事業会計の費用を賄っていた(繰入額307億7002万円)。しかし、110法人(図5のA、同242億1122万円)においては、非収益事業会計の収支は黒字であるのに、収益事業会計からの繰入れを受けていた。

図5 非収益事業会計の収支と収益事業会計からの繰入れとの関係 (単位：法人)

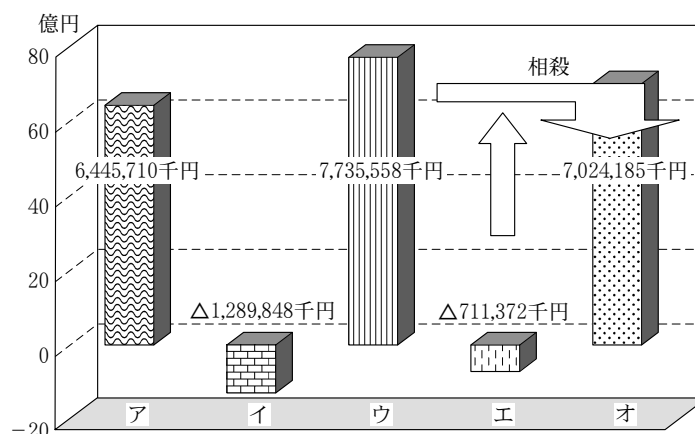


- A 収益事業会計からの繰入れがなくても非収益事業会計の収支は黒字だが、収益事業会計からの繰入れがあるもの
- B 収益事業会計からの繰入れがないと非収益事業会計の収支は赤字だが、収益事業会計からの繰入れにより黒字となるもの
- C 収益事業会計からの繰入れがないと非収益事業会計の収支は赤字だが、収益事業会計からの繰入れにより0となるもの
- D 非収益事業会計の収支が赤字で、収益事業会計からの繰入れがあっても非収益事業会計は赤字であるもの

また、非収益事業会計が黒字となっている110法人(図5のA)及び収益事業会計からの繰入れにより黒字となる200法人(図5のB)について収益事業会計の収支をみたところ、それぞれ31法人(28.1%)及び57法人(28.5%)、計88法人において、非収益事業会計への繰入れにより収益事業会計の収支が0又は赤字となっていた。

そして、この88法人においては、図6のとおり、収益事業会計からの繰入額77億3555万円と収益事業会計から繰入れを受ける前の非収益事業会計の収支差額△7億1137万円を合わせた70億2418万円が、非収益事業会計における繰越剰余金となっていた。

図6 88法人における収支差額等の状況



- ア 非収益事業会計への繰入れ前の収益事業会計の収支差額
- イ 非収益事業会計への繰入れ後の収益事業会計の収支差額
- ウ 収益事業会計から非収益事業会計への繰入額
- エ 収益事業会計からの繰入れを受ける前の非収益事業会計の収支差額
- オ 非収益事業会計において剰余金として繰り越した金額

(5) 法人税が非課税となっている事業等に係る収入の状況及び資産規模の状況について

ア 法人税が非課税となっている事業等に係る収入の状況について

収益事業会計と非収益事業会計の両会計の損益計算書等を提出している700法人のうち471法人では、法人税が非課税となっている事業等に係る収入があり、その金額は、表9のとおり、838億3240万円となっていた。その内訳をみると、計上している収入区分に係る法人数が最も多いのは、受取利息・配当金(87億1230万円)の443法人であり、金額が最も多いのは、有価証券売却収入665億6616万円(10法人)となっていた。

表9 非課税となっている事業等に係る収入の状況 (単位：件、千円)

区 分	社 団 法 人		財 団 法 人		合 計	
	法人数	収入金額	法人数	収入金額	法人数	収入金額
土地、建物等不動産貸付等(更新料含む)	9	93,146	22	2,017,599	31	2,110,745
低廉住宅貸し付け	4	72,360	2	12,089	6	84,450
国等への席貸し	2	121,819	8	388,642	10	510,462
固定資産売却収入	3	1,182,642	11	1,520,918	14	2,703,560
有価証券売却収入	0	0	10	66,566,168	10	66,566,168
低額保証料	0	0	1	3,144,707	1	3,144,707
受取利息・配当金	168	570,551	275	8,141,755	443	8,712,307
合 計	176	2,040,520	295	81,791,882	471	83,832,402

(注) 1法人で複数の種類の非課税収入があるため、区分ごとの法人数を合計しても合計欄の法人数とは一致しない。

さらに、上記の有価証券売却収入を計上した10法人のうち、総資産及び総負債の状況を確認することができる8法人についてみたところ、表10のとおり、総資産の額は収益事業会計6396億7017万円に対し、非収益事業会計1031億8241万円となっていた。

そして、1法人当たりの平均総資産額をみると、928億5657万円となっていた。また、総資産の額に占める有価証券等の金融資産の額は、収益事業会計35万円(0.00005%)に対し、非収益事業会計576億1864万円(55.8%)となっていた。

表10 8法人の総資産及び総負債の状況

収 益 事 業 会 計 (千円)				非 収 益 事 業 会 計 (千円)			
流 動 資 産	19,946,940	流 動 負 債	2,061,802	流 動 資 産	8,303,227	流 動 負 債	2,656,660
(うち有価証券)	0	固 定 負 債	15,821,663	(うち有価証券等)	15,130	固 定 負 債	60,597,242
固 定 資 産	619,723,235	負 債 合 計	17,883,465	固 定 資 産	94,879,189	負 債 合 計	63,253,902
(うち有価証券等)	351	資 本	621,786,710	(うち有価証券等)	57,603,514	資 本	39,928,514
資 産 合 計	639,670,175	負 債 資 本 合 計	639,670,175	資 産 合 計	103,182,416	負 債 資 本 合 計	103,182,416
(うち有価証券等)	351			(うち有価証券等)	57,618,644		

#### イ 資産規模の状況について

法人税の確定申告に当たり、収益事業会計及び非収益事業会計の両会計の貸借対照表等を提出していたのは、997法人のうち538法人となっており、その総資産及び総負債についてみたところ、表11のとおり、総資産の額は、収益事業会計2兆6020億1426万円、非収益事業会計19兆8651億1953万円となっていた。また、総負債の額は、収益事業会計2兆1602億6728万円、非収益事業会計19兆0506億9988万円となっていた。

そして、上記538法人の1法人当たりの平均総資産額は、社団法人962億8678万円、財団法人129億4827万円となっていた。

表 11 総資産及び総負債の状況 (単位：千円)

区 分		社団法人	財団法人	合 計
法 人 数		186 法人	352 法人	538 法人
総資産の状況	収益事業会計	782,896,420	1,819,117,847	2,602,014,267
	非収益事業会計	17,126,445,181	2,738,674,355	19,865,119,536
	合 計	17,909,341,601	4,557,792,202	22,467,133,804
総負債の状況	収益事業会計	678,831,458	1,481,435,826	2,160,267,285
	非収益事業会計	16,940,983,427	2,109,716,453	19,050,699,881
	合 計	17,619,814,886	3,591,152,280	21,210,967,166

#### 4 本院の所見

公益法人が営む収益事業に対する法人税の課税状況についてみると、営んでいる収益事業の業種は、確認できた 978 法人において請負業、物品販売業及び不動産貸付業等となっており、半数の公益法人が 2 業種以上を営んでいた。法人の収入に占める収益事業の割合が 100% となっているものが 20 法人見受けられた。みなし寄附金の規定を適用した 487 法人の中には、実質的な法人税負担割合が 22% よりも軽減されているものが 434 法人見受けられた。そして、その 487 法人における収支の状況をみると、153 法人において収益事業会計の収支が 0 又は赤字となっており、88 法人において非収益事業会計に繰越剰余金が生じていた。また、非課税とされている事業等に係る収入は、443 法人において受取利息・配当金が計上され、金額が最も多いのは有価証券売却収入となっていた。さらに、両会計の貸借対照表等を提出した 538 法人の 1 法人当たりの平均総資産額は、社団法人 962 億 8678 万円、財団法人 129 億 4827 万円となっていた。

公益法人に関しては、従来からその在り方に対する批判や問題点の指摘が行われてきたが、18 年 5 月に公益法人制度改革関連 3 法が成立した。今回の公益法人制度改革は、民法に基づく公益法人制度に代えて新たな非営利法人制度を創設したものであり、今後は新たな制度への円滑な移行に向けて、必要な準備がなされ、みなし寄附金など現行の公益法人における税制上の措置の適用状況の把握に努めつつ、専門的な検討が進められることが重要である。

(注 3) 札幌中税務署ほか 92 税務署 札幌中、札幌北、札幌南、札幌西、函館、八戸、むつ、盛岡、仙台北、仙台南、山形、古河、鹿沼、前橋、高崎、富岡、熊谷、浦和、大宮、所沢、上尾、朝霞、新潟、村上、長野、伊那、千葉東、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、本郷、浅草、江東西、荏原、目黒、蒲田、世田谷、渋谷、中野、王子、足立、板橋、西新井、葛飾、武蔵野、横浜中、横浜南、川崎南、川崎北、鎌倉、相模原、甲府、砺波、磐田、名古屋中村、名古屋中、昭和、一宮、西尾、松阪、今津、下京、港、東淀川、東、南、柏原、吉野、御坊、岡山西、倉敷、広島東、広島南、広島西、福山、廿日市、高松、小倉、博多、香椎、福岡、行橋、日田、宮崎、高鍋、鹿児島、川内、那覇各税務署

## 第4 租税特別措置(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)の適用状況等について

検査対象	財務省、札幌南税務署ほか 65 税務署、経済産業省
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
租税特別措置(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)の概要	相続人の相続による取得財産等のうち、その相続開始の直前に被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等について、相続税の課税価格を軽減する特別措置
上記の特例に係る減収見込額(財務省試算)	810 億円(平成 17 年度)

### 1 検査の背景

#### (1) 租税特別措置の概要

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、租税制度上、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものである。

税収の減少(以下「減収」という。)をもたらす特別措置には、税額控除や所得計算上の特別控除等の手法を用いて税の軽減又は免除になるもの(以下「税の減免」という。)と特別償却や準備金等の手法を用いて一時的にその課税を猶予し、課税の延期になるもの(以下「課税の繰延べ」という。)とがある。

税の減免は、実質的には減免された税額相当額の補助金を交付したことと同様の結果になるものといわれている。また、課税の繰延べは、実質的には繰り延べられた税額相当額を無利息で貸し付けたことと同様の結果になり、利子補給の効果があるといわれている。

特別措置の適用による平成 17 年度における租税の減収見込額の総額は 3 兆 7970 億円(財務省公表の「租税特別措置による減収額試算」による。)となっている。

#### (2) 特別措置の策定等

特別措置を行政上の政策に導入している省庁(以下「関係省庁」という。)では、毎年行われる税制改正の審議に当たり、各政策の目的に基づき、特別措置の新設、拡充及び延長を希望する旨を記載した要望書を財務省に提出している。財務省ではそれらの内容について関係省庁と折衝を重ね、政府・与党税制調査会での議論を経て、税制改正要綱の閣議決定が行われ、この要綱に沿った租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下「措置法」という。)等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出され、国会で審議・議決されることになる。なお、これとは別に国会議員により改正案が国会に提出される場合(議員立法)もある。

そして、措置法等に基づく国民(納税義務者)に対する課税は国税庁により執行される。

### (3) 関係省庁における政策の検証

関係省庁では、特別措置についてその拡充、延長等の改正の要望をする際に、財務省に対して措置法等の適用に伴う減収見込額を提示することなどにより当該特別措置の効果等の検証を行っている。また、14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)が施行されたことに伴い、行政機関の長は、政策評価に関する基本計画や事後評価の実施に関する計画を定め、これらに基づき事前評価や事後評価を実施しており、特別措置についてもその効果等の検証を行っている。

### (4) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

国民の税に関する関心は高く、少子・高齢化の急速な進展など経済社会の構造が大きく変化している中で、持続的な経済社会の活性化の実現を図る取組としての税制改革に期待が寄せられている。また、財政状況が悪化していることから、税制について種々の議論が行われており、その中で特別措置についても議論がなされているところであり、特別措置の目的や効果を常に検証し、公平、中立等の観点から絶えず見直すことが必要とされている。

このことから、本院では、15年次の検査においては法人税関係の特別措置について、16年次の検査においては社会保険診療報酬の所得計算の特例について、17年次の検査においては肉用牛売却所得の課税の特例及び農地等についての相続税の納税猶予の特例について、その適用状況、検証状況等を検査し、その結果を「特定検査対象に関する検査状況」としてそれぞれ決算検査報告に掲記したところである。

18年次の検査においては、16年次検査の関係省庁である厚生労働省、17年次検査の関係省庁である農林水産省以外の省庁で特別措置の要望が多い経済産業省に係る特別措置について検査することとし、創設から長期間が経過している「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」(措置法第69条の4。以下「小規模宅地等の特例」という。)について、その適用状況及び関係省庁である経済産業省における検証状況を検査することとした。

なお、小規模宅地等の特例については、総務省、厚生省(現厚生労働省)等も要望を行ってきたが、経済産業省は、事業承継の円滑化の観点から長期にわたり拡充の要望を行ってきた。拡充の要望の対象としては、事業の用に供されていた宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。)に限らず、事業と兼用されている場合があることから居住の用に供されていた宅地等についても要望に含めていた。そして、小規模宅地等の特例の大幅な改正があった6年以後は主として一部の事業の用に供されていた宅地等について要望を行っている。

#### ア 小規模宅地等の特例の概要

相続税は、相続人(受遺者を含む。以下同じ。)の相続(遺贈を含む。以下同じ。)による取得財産等の課税価格から基礎控除額を差し引いた課税遺産総額を基礎として算定することとなっている。小規模宅地等の特例は、相続人の相続による取得財産等のうち、その相続の開始の直前に被相続人(遺贈者を含む。以下同じ。)又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族(以下「被相続人等」という。)の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等について、相続税の課税価格を軽減する措置である。この措置は、これらの宅地等が生活の基盤そのものであって、相続人が事業又は居住を継続していく上で欠



くことのできない資産であり、その処分について相当の制約を受けるのが通常であることから設けられたものである。その内容は、これらの宅地等のうちの表1に掲げる限度面積の範囲内の部分(以下「小規模宅地等」という。また、当該面積を「適用面積」という。)については、それぞれの区分に応じて、同表に掲げる減額割合を乗じた額(以下「減額された課税価格」という。)をその課税価格から減額できることとなっている。そして、1つ又は複数の宅地等に小規模宅地等の複数の区分を適用する場合の限度面積は、区分別の面積に所定の係数を乗じて得た面積の合計で400m<sup>2</sup>となっている。

表1 小規模宅地等の特例の概要

区 分		減額割合	限度面積
事業用宅地等	特定事業用宅地等	80%	400m <sup>2</sup>
	特定同族会社事業用宅地等		
	国営事業用宅地等		
	その他事業用宅地等	50%	200m <sup>2</sup>
居住用宅地等	特定居住用宅地等	80%	240m <sup>2</sup>
	その他居住用宅地等	50%	200m <sup>2</sup>

注(1) 特定事業用宅地等 相続開始直前に被相続人等の事業(不動産貸付業等を除く。)の用に供されていた宅地等で、その取得者のうちに、その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までに承継して当該申告期限まで継続しており、かつ、その宅地等を当該申告期限まで保有継続している親族がいる場合等の宅地等

注(2) 特定同族会社事業用宅地等 相続開始直前に被相続人及び被相続人の親族等が株式等の10分の5超を有する法人の事業(不動産貸付業等を除く。)の用に供されていた宅地等で、その取得者のうちにその宅地等を相続税の申告期限まで保有継続している当該法人の役員である親族がおり、かつ、当該法人が当該申告期限まで事業継続している場合の宅地等

注(3) 国営事業用宅地等 国の事業(特定郵便局)の用に供されている宅地等で、その取得者のうちに相続開始後5年以上その宅地等を国の事業の用に供する見込みである親族がいる場合の宅地等

注(4) その他事業用宅地等 特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び国営事業用宅地等以外の事業用宅地等であり、被相続人等の事業(不動産貸付業等を除く。)を申告期限まで継続しない場合の宅地等や不動産貸付業等(事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものを含む。)の用に供されていた宅地等など

注(5) 特定居住用宅地等 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、その取得者のうちに、その宅地等の上に存する家屋に被相続人と同居していた親族であって相続税の申告期限までそこに居住継続し、かつ、その宅地等を保有継続している者がいる場合、配偶者がいる場合等の宅地等

注(6) その他居住用宅地等 特定居住用宅地等以外の居住用宅地等であり、同居していた親族が申告期限までそこに居住継続等しない場合等の宅地等

イ 小規模宅地等の特例の創設及び変遷

小規模宅地等の特例は、表2のとおり、通達による取扱いを発展的に吸収して、昭和58年に措置法による特別措置として設けられたものであり、減額割合は事業用宅地等の場合は40%、居住用宅地等の場合は30%などとされた。

表2 小規模宅地等の特例の創設及び変遷

(上段：減額割合、下段：限度面積)

区 分		昭和50年～ (通達)	58年～	63年～	平成4年～
事業用宅地等	不動産貸付業等用	事業規模	40% 200㎡	60% 200㎡	70% 200㎡
		事業規模未滿			
居住用宅地等		20% 200㎡	30% 200㎡	50% 200㎡	60% 200㎡
区 分		6年～	11年～	13年～	
事業用宅地等	特定事業用宅地等		80% 200㎡	80% 330㎡	80% 400㎡
	特定同族会社事業用宅地等				
	国営事業用宅地等				
	その他事業用宅地等	不動産貸付業等用	事業規模	50% 200㎡	50% 200㎡
事業規模未滿					
居住用宅地等	特定居住用宅地等		80% 200㎡	80% 200㎡	80% 240㎡
	その他居住用宅地等		50% 200㎡	50% 200㎡	50% 200㎡

その後、都市部において、ワンルームマンション等を取得して節税を図る事例が多発したため、63年の措置法の改正により、事業と称するに至らない規模(おおむね5棟10室以上の貸付けが事業規模とされている。)の不動産貸付業等の用に供されていた宅地等は事業用宅地等から除かれ、これに該当しない事業用宅地等の減額割合は60%、居住用宅地等の減額割合は50%に引き上げられた。

そして、バブル経済期の地価高騰によって、小規模な宅地等を所有する一般の人においても相続税が相続人の事業の継続や居住の継続を困難にしていると指摘される状況となり、政府税制調査会から「本特例措置を、その制度の目的に沿った仕組みとした上で、特例の減額割合の拡大について検討すべきである」という答申が出された。これを踏まえ、平成6年の措置法の改正において、事業又は居住を継続する場合については特定事業用宅地等、特定居住用宅地等などとして減額割合を80%とし、継続しない場合についてはその他事業用宅地等、その他居住用宅地等として減額割合を50%とすることとなった。また、この改正において、事業と称するに至らない規模の不動産貸付業等

の用に供されていた宅地等についても、多くの貸付不動産を持っている者と比べて不利となるのは必ずしも合理的でないことから、再び小規模宅地等の特例の対象とされることになった。ただし、不動産貸付業等の用に供されていた宅地等については、小売業や製造業等の通常の事業の用に供されていた宅地等と異なり処分に対する制約の問題は少ないことなどから、その他事業用宅地等として、減額割合は50%にとどめられている。

#### ウ 小規模宅地等の特例の特徴

減額割合が80%である特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、特定居住用宅地等などについては、取得者のうちに、相続税の申告期限までの保有継続、事業継続、居住継続等の要件を満たす相続人がいなければならないこととなっている(特定居住用宅地等における被相続人の配偶者には、保有継続等の要件はない。)。一方、減額割合が50%であるその他事業用宅地等及びその他居住用宅地等については、そのような要件はない。

そして、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等を共同相続した場合には、その相続人のうち1人でも特定居住用宅地等などに係る居住継続等の要件を満たす相続人がいれば、その宅地等(限度面積の範囲内)は特定居住用宅地等などに該当することとなるので、居住継続等の要件を満たさない他の相続人も80%の減額割合の適用を受け<sup>(注1)</sup>ることができることとなっている。

また、1棟の建物の一部に相続人が居住を継続するなどしており、その居住用部分に対応する敷地部分が特定居住用宅地等に該当するときは、事業用部分に対応する敷地部分に限って適用される特定事業用宅地等などは異なり、居住を継続するなどしている居住用部分以外の貸付用等部分に対応する敷地部分を含めたその敷地全体(限度面積の範囲内)が特定居住用宅地等に該当することとなっている。

(注1) 居住継続等の要件を満たさない他の相続人 居住継続等の要件を満たす相続人がいなければ、50%の減額割合であるその他居住用宅地等などとして適用することとなる。

#### エ 小規模宅地等の特例の適用実績

国税庁の業務上の集計資料等によると、12年分から16年分までの相続における小規模宅地等の特例の適用実績は表3のとおりである。

表3 小規模宅地等の特例の適用実績

年分	死亡者	課税された申告書の被相続人	特例を適用している申告書の被相続人	特例適用相続人	減額された課税価格
12	961,653人	48,463人	44,718人	60,719人	848,678,176千円
13	970,331	46,012	43,027	58,303	874,072,609
14	982,379	44,370	42,046	55,001	807,756,768
15	1,014,951	44,438	41,896	52,172	718,659,726
16	1,028,602	43,488	40,438	50,502	688,920,736

16年分の死亡者1,028,602人のうち、課税された申告書の被相続人は43,488人(4.2%)であり、この43,488人のうち小規模宅地等の特例を適用している申告書の被相続人は40,438人であり、その減額された課税価格は6889億2073万余円である。

適用実績の傾向についてみると、バブル崩壊後の地価の下落等により、小規模宅地等の特例を適用している申告書の被相続人の数は年平均2%程度減少しており、減額された課税価格も限度面積の引上げがあった13年分を除き毎年減少している。

#### オ 事業承継の円滑化のための税制措置

経済産業省では、中小企業がその雇用や有用な技術を確保しつつ、事業体として維持・発展していくことは、我が国経済において極めて重要であるとしている。中小企業においては、従来から、後継者となる子息等の親族が相続税の支払のために事業用資産を売却しなければならないといった事態が問題とされ、小規模宅地等の特例のほかにも相続で取得した取引相場のない株式等の相続税課税価格の軽減措置等が創設・拡充されている。

このような税制措置については、経済産業省で引き続き外国の動向も参考にした事業用資産全体に関する相続税負担の軽減措置等が検討されているが、政府税制調査会では、小規模宅地等の特例等の税制措置については、事業の円滑な承継を通じて中小企業の活性化につながるなどの意見がある一方、事業用資産を持たない給与所得者の相続税負担とのバランスを欠くなどの問題点があるとしている。また、同調査会では、小規模宅地等の特例については、事業の継続に配慮するという趣旨にかなった制度の利用が担保される仕組みとなっているかなどの観点から仕組みを見直していかなければならないとの意見もあるとしている。そして、経済産業省では、小規模宅地等の特例については、空き店舗を放置して事業承継をしていないのに、その適用を試みる者が見受けられることから、中心市街地の衰退が問題となっている中で空き店舗に対する措置が重要課題となっていることもあり、適用の厳格化が必要であるとしている。

上記のように、各種の税制措置が講じられ、また、様々な検討が行われてきているが、事業承継に係る問題については、相続税負担のほか、現行民法の均分相続制の下では経営権・経営資源の集中が難しいこと、後継者の育成が難しいことなどが指摘されており、これらのうちには税制面では対処できないものもあることから、経済産業省においても税制面のみならず法制面を含めた総合的な検討が行われている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

小規模宅地等の特例は、相続の開始の直前に被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等は、相続人にとって事業又は居住を継続していく上で欠くことのできない資産であり、その処分について相当の制約を受けるのが通常であることから設けられた相続税の軽減措置であるが、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外として設けられていることから、その目的や効果を常に検証し、絶えず見直すことが必要とされている。また、小規模宅地等の特例には、共同相続人のうち1人でも居住継続等の要件を満たす者がいれば他の相続人も特定居住用宅地等などとして適用できるなどの特徴があり、そして、小規模宅地等の特例等の事業承継の円滑化のための税制措置は相続税負担のバランスを欠くなどという問題点があるとされている。

これらのことを踏まえて、有効性等の観点から、①小規模宅地等の特例の適用状況はどのようなものとなっているか、特に、共同相続による特定居住用宅地等などとしての適用

の実態、居住用部分以外の部分がある1棟の建物の敷地全体の特定居住用宅地等としての適用の実態及び小規模宅地等の譲渡の実態がどのようなものとなっているか、②小規模宅地等の特例の検証は適切に行われているかに着眼して検査を行った。

## (2) 検査の対象及び方法

18年1月から4月までに会計実地検査を実施した札幌南税務署ほか65税務署<sup>(注2)</sup>において、次のように小規模宅地等の特例の適用状況を検査した。

ア 14年分の相続税申告書<sup>(注3)</sup>で小規模宅地等の特例を適用している取得財産の高額な申告書1,237件について、減額された課税価格、事業の継続状況及び規模、小規模宅地等の区分別件数等を把握した。

イ さらに、①共同相続により特定居住用宅地等などとして適用しているもので居住継続等の要件を満たさない相続人の適用面積が適用面積全体の大部分又はすべてを占めているもの、②1棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等に該当することによりその敷地全体に特定居住用宅地等として適用しているもの、③小規模宅地等で譲渡されているものを、①及び②については15年分等の相続税申告書、③については16年分等の譲渡所得事績書から抽出により把握した。

また、経済産業省及び財務省において、要望書等の提出を受けたり、説明を聴取したりして、小規模宅地等の特例の検証状況を検査した。

(注2) 札幌南税務署ほか65税務署 札幌南、函館、仙台南、山形、鹿沼、前橋、富岡、所沢、上尾、朝霞、新潟、村上、長野、伊那、千葉東、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、本郷、浅草、江東西、荏原、目黒、蒲田、世田谷、渋谷、中野、王子、板橋、西新井、葛飾、江戸川北、横浜中、横浜南、川崎南、甲府、磐田、名古屋中村、名古屋中、一宮、西尾、松阪、今津、港、東淀川、東、南、柏原、御坊、倉敷、広島東、広島西、福山、高松、博多、福岡、宮崎、高鍋、鹿児島、川内、那覇各税務署

(注3) 小規模宅地等の特例を適用している取得財産の高額な申告書 各税務署において、小規模宅地等の特例を適用している申告書で取得財産の金額順の上位20件を抽出し、その中から課税されなかった申告書を除いた。

## 3 検査の状況

### (1) 一定の方法により抽出した申告書に係る小規模宅地等の特例の適用状況について

14年分の相続税申告書で小規模宅地等の特例を適用している申告書1,237件に係る被相続人は1,237人、適用相続人は1,657人、小規模宅地等は1,572件となっており、これらについて小規模宅地等の特例の適用状況をみると、次のとおりとなっていた。

#### ア 課税価格及び相続税総額

被相続人1,237人に係る小規模宅地等を含む取得財産等の課税価格の合計額は7633億9632万余円(被相続人1人当たり6億1713万余円)であり、相続税総額の合計額は2418億3927万余円(被相続人1人当たり1億9550万余円)である。

そして、被相続人1,237人について、課税価格別及び相続税総額別にみると、課税価格が10億円以上の者は184人、相続税総額が5億円以上の者は115人となっている。

#### イ 減額された課税価格及び減税額

被相続人1,237人に係る上記課税価格の算定における減額された課税価格の合計額は433億2082万余円(被相続人1人当たり3502万余円)である。

被相続人 1,237 人について、減額された課税価格別にみると、次のとおり、減額された課税価格が 1 億円以上の者は 62 人で 5.0% を占めており、最も高額な者は 6 億 0144 万余円である。

減額された課税価格	被相続人(人)
1 千万円未満	282
1 千万円以上 3 千万円未満	512
3 千万円以上 5 千万円未満	201
5 千万円以上 1 億円未満	180
1 億円以上	62
合 計	1,237

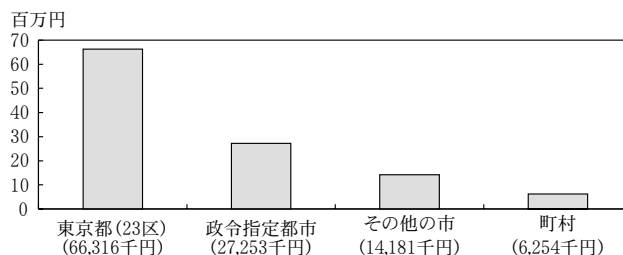
また、被相続人 1,237 人に係る相続税の減税額の合計額は、172 億 8671 万余円(被相続人 1 人当たり 1397 万余円)である。

(注 4) 減税額 減額前の取得財産等の課税価格から基礎控除額を差し引いた課税遺産総額を基礎として算出した相続税総額と減額後の課税価格から同様に算出した相続税総額との差額であり、配偶者の税額控除等は考慮していない。

#### ウ 減額された課税価格の地域別平均

減額された課税価格の地域別平均についてみると、図 1 のとおり、東京都(23 区)は 6631 万余円であり、政令指定都市の 2.4 倍、その他の市の 4.6 倍、町村の 10.6 倍となっており、地価の高い地域ほど減額された課税価格は大きくなっている。

図 1 減額された課税価格の地域別平均



#### エ 適用面積

被相続人 1,237 人について、小規模宅地等の適用面積別にみると、200 m<sup>2</sup>以上の者が 1,057 人で 85.4% を占めており、このうち 300 m<sup>2</sup>以上の者も 69 人いる。一方、適用面積が 100 m<sup>2</sup>未満の者は 93 人で 7.5% となっている。

#### オ 事業の継続状況等

適用相続人 1,657 人について、小規模宅地等の区分別にみると、特定事業用宅地等が 54 人、特定同族会社事業用宅地等が 90 人、その他事業用宅地等が 556 人、特定居住用宅地等が 1,051 人、その他居住用宅地等が 153 人などとなっている(重複あり)。

このうち、特定事業用宅地等の適用相続人 54 人(被相続人 44 人)及びその他事業用宅地等の適用相続人 556 人(被相続人 387 人)について、被相続人の 13 年分等の所得税確定申告書等、適用相続人の 16 年分等の所得税確定申告書等及び適用相続人の 14 年分から 16 年分までの譲渡所得事績書により把握できた事業の継続状況及び規模は次のとおりである。

(ア) 事業の継続状況

表4 事業の継続状況

区 分		事業継続	譲渡等	不明	合計
特定事業用 宅地等	適用相続人 (被相続人)	人 41 (38)	人 3 (3)	人 10 (3)	人 54 (44)
その他事業 用宅地等	適用相続人 (被相続人)	446 (330)	44 (24)	66 (33)	556 (387)
合 計	適用相続人 (被相続人)	487 (368)	47 (27)	76 (36)	610 (431)

(注) 譲渡等 譲渡所得事績書により譲渡を把握できた者のほかに、所得税確定申告書等により、譲渡はしていないがその宅地等で事業を行っていることを把握できた者を含む。

16年末において、事業を継続している適用相続人が487人で79.8%を占めており、一方、譲渡するなどしている適用相続人が47人で7.7%を占めている。そして、この47人のうち3人は、相続税の申告期限までの事業継続等の要件がある特定事業用宅地等の適用相続人である。

(イ) 事業の規模

事業を継続している、特定事業用宅地等の適用相続人41人及びその他事業用宅地等の適用相続人446人(業種はすべて不動産貸付業等)について、16年分の収入金額及び所得金額<sup>(注5)</sup>にみると、図2及び図3のとおりである。

図2 特定事業用宅地等の適用相続人の収入金額及び所得金額

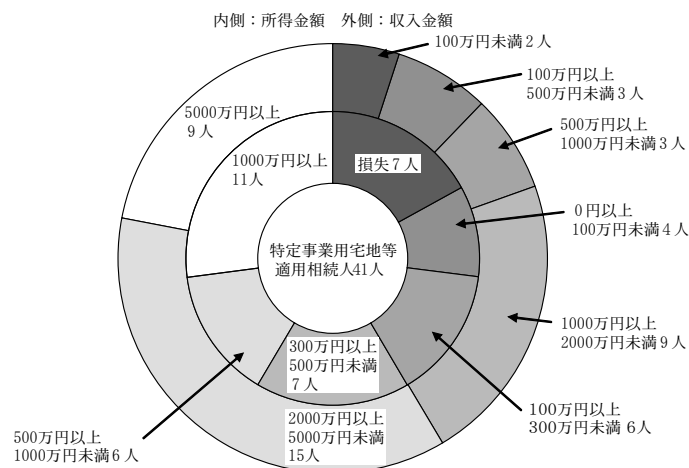
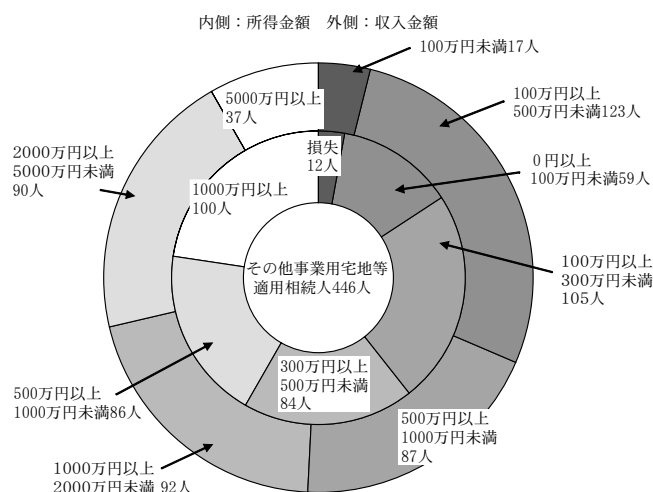


図3 その他事業用宅地等の適用相続人の収入金額及び所得金額



特定事業用宅地等の適用相続人では、事業による収入金額が2000万円以上の者は24人(58.5%)おり、一方、500万円未満の者は5人(12.1%)、このうち100万円未満の者も2人いる。

その他事業用宅地等の適用相続人では、事業(不動産貸付業等)による収入金額が2000万円以上の者は127人(28.4%)おり、一方、500万円未満の者は140人(31.3%)、このうち100万円未満の者も17人いる。

このように、収入金額等からみて、ある程度の規模の事業が見受けられる一方、小規模な事業(事業と称するに至らないような不動産の貸付けなどを含む。)も見受けられる。

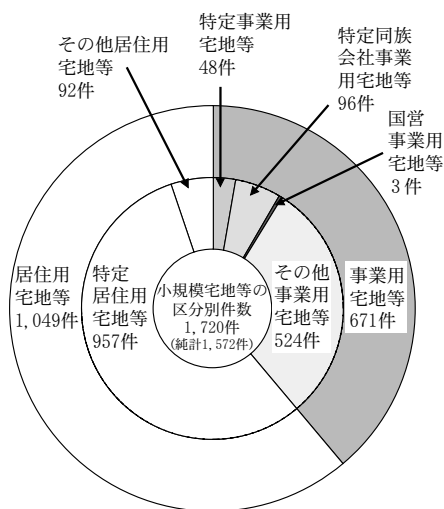
(注5) 収入金額別及び所得金額別 所得税確定申告書等では、宅地等別の収入金額及び所得金額を把握できないので、収入金額及び所得金額には特定事業用宅地等及びその他事業用宅地等以外での事業分を含む。

カ 小規模宅地等の区分別件数

小規模宅地等1,572件について、小規模宅地等の区分別にみると、図4のとおり、特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等が全体のそれぞれ2.7%、5.5%、不動産貸付業等が大多数であるその他事業用宅地等が30.4%、特定居住用宅地等が55.6%、その他居住用宅地等が5.3%を占めている。



図4 小規模宅地等の区分別件数



(注) 小規模宅地等 1,572 件のうちには複数の区分を適用されているものもあるため、総計は 1,720 件となっている。

そして、特定居住用宅地等(957件)のうち、「1棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等に該当することによりその敷地全体に特定居住用宅地等として適用しているもの」が44件見受けられた。

キ 共同相続

(ア) 単独相続・共同相続別件数

小規模宅地等 1,572 件について、単独相続・共同相続別にみると、単独相続に係る小規模宅地等が 1,270 件(80.7%)、共同相続に係る小規模宅地等が 302 件(19.2%)である。

そして、共同相続に係る小規模宅地等(302件)のうち、「共同相続により特定居住用宅地等などとして適用しているもので居住継続等の要件を満たさない相続人の適用面積が適用面積全体の大部分又はすべてを占めているもの」が12件見受けられた。

(イ) 共同相続における相続人の関係

小規模宅地等 302 件に係る共同相続における相続人の関係をみると、小規模宅地等全体では、親子が全体の 55.9% (169 件)、兄弟姉妹が 40.3% (122 件)を占めており、小規模宅地等の区分別にみると、特定居住用宅地等では親子が区分全体の 69.5%、その他事業用宅地等では兄弟姉妹が 51.0%、その他居住用宅地等でも兄弟姉妹が 88.0%を占めている。

(注6) 共同相続における相続人の関係 相続人が被相続人の配偶者と子供(複数の場合を含む。)の場合を親子、被相続人の複数の子供の場合及び被相続人の複数の兄弟姉妹の場合を兄弟姉妹としている。

(2) 共同相続により特定居住用宅地等などとして適用しているもので居住継続等の要件を満たさない相続人の適用面積が適用面積全体の大部分又はすべてを占めているものについて

被相続人等の居住の用等に供されていた宅地等を共同相続した場合には、その相続人のうち1人でも特定居住用宅地等などに係る居住継続等の要件を満たす相続人がいれば、そ

の宅地等(限度面積の範囲内)は特定居住用宅地等に該当することとなるので、居住継続等の要件を満たさない他の相続人も80%の減額割合の適用を受けることができることとなっている。

そして、要件を満たす相続人との共同相続により、要件を満たさない相続人が特定居住用宅地等などとして小規模宅地等の特例を適用しているもので、当該相続人の適用面積が特定居住用宅地等などとしての適用面積全体の大部分(80%以上)又はすべてを占めているものに係る申告書が、前記(1)の申告書1,237件(小規模宅地等1,572件、うち共同相続に係る小規模宅地等302件)のうち12件(小規模宅地等12件)見受けられた。そこで、別途、同様の申告書を15年分等の相続税申告書から抽出により20件(小規模宅地等20件)把握し、上記の12件と合わせた32件(小規模宅地等32件、被相続人32人、適用相続人60人)について、その適用状況を見ると、次のとおりとなっていた。

#### ア 適用相続人及び適用面積全体に占める割合

小規模宅地等32件の適用相続人60人のうち、要件を満たす適用相続人は22人、要件を満たさない適用相続人は38人となっている。

そして、要件を満たさない適用相続人の適用面積が特定居住用宅地等などとしての適用面積全体に占める割合についてみると、90%以上のものは25件あり、このうち100%のものは10件で31.2%を占めている。

#### イ 減額された課税価格及び減税額

小規模宅地等32件の減額された課税価格の合計額は15億6589万余円(小規模宅地等1件当たり4893万余円)であり、このうち要件を満たさない適用相続人の減額された課税価格の合計額は14億4613万余円(小規模宅地等1件当たり4519万余円)である。

小規模宅地等32件について、要件を満たさない適用相続人の減額された課税価格別にみると、次のとおり、5000万円以上のものが11件で34.3%を占めており、最も高額なものは2億4866万余円である。

減額された課税価格	小規模宅地等(件)
1千万円未満	3
1千万円以上3千万円未満	14
3千万円以上5千万円未満	4
5千万円以上1億円未満	9
1億円以上	2
合 計	32

また、小規模宅地等32件に係る減税額の合計額は5億3008万余円(小規模宅地等1件当たり1656万余円)であり、このうち要件を満たさない適用相続人の減税額の合計額は4億9578万余円(小規模宅地等1件当たり1549万余円)である。

共同相続により特定居住用宅地等などとして適用しているもので居住継続等の要件を満たさない相続人の適用面積が適用面積全体の大部分又はすべてを占めているものについて、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

相続人(長男)は、平成14年分の相続税申告書において、453.8㎡の土地のうち223.8㎡について、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例を適用し、この223.8㎡の土地の価額65,814,809円から80%相当額52,651,847円を減額(減税額31,591,200円)していた。そして、453.8㎡の土地の取得状況についてみると、特定居住用宅地等に係る居住継続等の要件を満たす相続人(配偶者)が45.3㎡(持分割合10分の1)を取得しており、このことから、別居しており居住継続等の要件を満たさない相続人(長男)が、取得した408.4㎡(持分割合10分の9)の土地のうち223.8㎡について、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例を適用していた。

(3) 1棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等に該当することによりその敷地全体に特定居住用宅地等として適用しているものについて

1棟の建物の一部に相続人が居住を継続するなどしており、その居住用部分に対応する敷地部分が特定居住用宅地等に該当するときは、事業用部分に対応する敷地部分に限って適用される特定事業用宅地等などとは異なり、居住を継続するなどしている居住用部分以外の貸付用等部分に対応する敷地部分を含めたその敷地全体(限度面積の範囲内)が特定居住用宅地等に該当することとなっている。

そして、このように1棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等に該当することにより、その敷地全体に特定居住用宅地等として適用しているものに係る申告書が、前記(1)の申告書1,237件(小規模宅地等1,572件、うち特定居住用宅地等957件)のうち44件(小規模宅地等44件)見受けられた。そこで、別途、同様の申告書を15年分等の相続税申告書から抽出により39件(小規模宅地等39件)把握し、上記の44件と合わせた83件(小規模宅地等83件、被相続人83人、適用相続人124人)について、その適用状況をみると、次のとおりとなっていた。

ア 適用面積全体に占める割合

小規模宅地等83件について、貸付用等部分に対応する敷地部分が特定居住用宅地等としての適用面積全体に占める割合別にみると、適用面積全体に占める割合が70%以上のものは30件で36.1%を占めている。

イ 減額された課税価格及び減税額

小規模宅地等83件の減額された課税価格の合計額は79億3363万余円(小規模宅地等1件当たり9558万余円)であり、このうち貸付用等部分に対応する敷地部分の減額された課税価格の合計額は50億1389万余円(小規模宅地等1件当たり6040万余円)である。

小規模宅地等83件について、貸付用等部分に対応する敷地部分の減額された課税価格別にみると、次のとおり、5000万円以上のものは27件で32.5%を占めており、最も高額なものは4億8337万余円である。

減額された課税価格	小規模宅地等(件)
1千万円未満	6
1千万円以上3千万円未満	30
3千万円以上5千万円未満	20
5千万円以上	27
合 計	83

また、小規模宅地等 83 件に係る減税額の合計額は 25 億 9617 万余円(小規模宅地等 1 件当たり 3127 万余円)であり、このうち貸付用等部分に対応する敷地部分に係る減税額の合計額は 16 億 2620 万余円(小規模宅地等 1 件当たり 1959 万余円)である。

1 棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等に該当することによりその敷地全体に特定居住用宅地等として適用しているものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

相続人は、平成 15 年分の相続税申告書において、301.7㎡の土地のうち 240㎡(限度面積)について、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例を適用し、この 240㎡の価額 213,795,990 円から 80% 相当額 171,036,791 円を減額(減税額 61,963,600 円)していた。そして、当該土地に存する建物の用途についてみると、床面積 1,248.5㎡のうち 182.1㎡(14.5%)は相続人が居住を継続するなどしており、この居住用部分に対応する敷地部分が特定居住用宅地等に該当することから、貸付用等部分 1,066.4㎡(85.4%)に対応する敷地部分についても特定居住用宅地等として 80% 相当額 133,179,086 円を減額(減税額 46,820,800 円)していた。

(4) 小規模宅地等で譲渡されているものについて

前記のとおり、減額割合が 80% である特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、特定居住用宅地等などについては、取得者のうちに、相続税の申告期限までの保有継続、事業継続、居住継続等の要件を満たす相続人がいなければならないこととなっている(特定居住用宅地等における被相続人の配偶者には、保有継続等の要件はない)。一方、減額割合が 50% であるその他事業用宅地等及びその他居住用宅地等については、そのような要件はない。

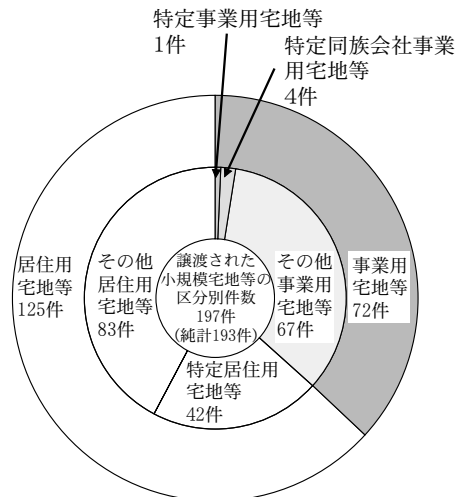
前記(1)の申告書 1,237 件における適用相続人 1,657 人について、相続により取得した小規模宅地等の譲渡の状況を、14 年分から 16 年分までの譲渡所得事績書により検査したところ、小規模宅地等の譲渡所得事績書が 44 件(小規模宅地等 31 件、適用相続人 44 人)見受けられた。そこで、別途、同様の譲渡所得事績書を、16 年分等の譲渡所得事績書で措置法第 39 条<sup>(注 7)</sup>(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)を適用しているものから抽出により 190 件(小規模宅地等 162 件、適用相続人 190 件)把握し、上記の 44 件と合わせた 234 件(小規模宅地等 193 件、適用相続人 234 人)について、その適用状況をみると、次のとおりとなっていた。

(注 7) 措置法第 39 条 相続による取得財産を相続開始の日の翌日からその相続税の申告期限の翌日以後 3 年を経過する日までに譲渡した場合には、譲渡所得の計算においてその資産の取得費に所定の方法により計算した相続税を加算することができることとなっている。

ア 小規模宅地等の区分別件数

譲渡された小規模宅地等 193 件について、小規模宅地等の区分別にみると、図 5 のとおりである。

図 5 譲渡された小規模宅地等の区分別件数



(注) 小規模宅地等 193 件のうちには複数の区分を適用されているものもあるため、総計は 197 件となっている。

その他事業用宅地等が全体の 34.0%、特定居住用宅地等が 21.3%、その他居住用宅地等が 42.1% を占めており、減額割合が 80% である特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び特定居住用宅地等計 47 件のうち、相続税の申告期限までの保有継続の要件があったものが 30 件ある(他の 17 件は取得者のうちに被相続人の配偶者がいる特定居住用宅地等であり保有継続の要件はない。)

イ 減額された課税価格及び減税額

譲渡された小規模宅地等 193 件の減額された課税価格の合計額は 36 億 7096 万余円(小規模宅地等 1 件当たり 1902 万余円)である。

譲渡された小規模宅地等 193 件について、減額された課税価格別にみると、次のとおり、3000 万円以上のものは 34 件で 17.6% を占めており、最も高額なものは 2 億 2971 万余円である。

減額された課税価格	小規模宅地等(件)
5 百万円未満	54
5 百万円以上 1 千万円未満	50
1 千万円以上 3 千万円未満	55
3 千万円以上 5 千万円未満	20
5 千万円以上 1 億円未満	9
1 億円以上	5
合 計	193

また、譲渡された小規模宅地等 193 件に係る減税額の合計額は 13 億 2687 万余円(小規模宅地等 1 件当たり 687 万余円)である。

#### ウ 譲渡までの期間

譲渡された小規模宅地等 193 件について、譲渡までの期間別にみると、相続税の申告期限<sup>(注8)</sup>までに譲渡されたものが 55 件、申告期限の翌日以後 12 箇月以内の間に譲渡されたものが 84 件となっており、両方で全体の 72.0% を占めている。また、このうち申告期限までの保有継続の要件があったもので申告期限の翌日以後 12 箇月以内に譲渡されたものが 19 件(特定事業用宅地等 1 件、特定同族会社事業用宅地等 2 件、特定居住用宅地等 16 件)ある。

(注8) 相続税の申告期限 相続税の申告期限は相続開始を知った日の翌日以後 10 箇月以内となっているが、相続開始の日の翌日以後 10 箇月以内として集計している。

#### エ 共同相続

譲渡された小規模宅地等 193 件について、単独相続・共同相続別にみると、単独相続に係る小規模宅地等が 68 件(35.2%)、共同相続に係る小規模宅地等が 125 件(64.7%)である。

共同相続における相続人の関係については、前記(1)キの小規模宅地等 302 件に係る共同相続では、親子が 55.9%、兄弟姉妹が 40.3% を占めているのに対し、譲渡された小規模宅地等に係る共同相続では、親子が 16.8%、兄弟姉妹が 56.8%、その他が 26.4% を占めている。

小規模宅地等で譲渡されているものについて、事例を示すと次のとおりである。

##### <事例3>

相続人(養女)は、平成 14 年分の相続税申告書等において、相続した土地 357.8<sup>m</sup>のうち、被相続人の事業の用に供されていた土地 268.4<sup>m</sup>について特定事業用宅地等として、居住の用に供されていた土地 89.4<sup>m</sup>の一部である 78.9<sup>m</sup>について特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例を適用し、これらの 347.3<sup>m</sup>の価額 242,856,155 円から 80% 相当額 194,284,924 円を減額(減税額 93,877,600 円)していた。そして、承継した事業を相続税の申告期限の 2 箇月後に廃業するなどして、この土地 357.8<sup>m</sup>を売却していた。

#### (5) 小規模宅地等の特例の検証の状況について

特別措置の効果等の検証については、税制改正の要望の際に行われるものと政策評価法に基づく政策評価によるものがある。

##### ア 税制改正の要望の際の検証の状況

経済産業省では、長年にわたり、中小企業の事業承継の円滑化のための税制措置を要望しており、小規模宅地等の特例については、創設後は、昭和 63 年度、平成 4 年度及び 6 年度から 12 年度までの各年度の税制改正要望時に「中小企業者の事業承継の円滑化のための相続税制」等の一環として、減額割合及び限度面積について拡充の要望を行っていた。

そして、17、18 両年度の税制改正要望時においては、「中小企業の事業承継の円滑化に資する税制措置」等として包括的に要望しており、経済産業省では、要望書には小規模宅地等の特例の記載はないが、小規模宅地等の特例も含めた要望であるとしている。

経済産業省では、個別具体的な措置の要望として行っている12年度以前の税制改正要望書、包括的な要望として行っている17、18両年度の税制改正要望書のいずれにおいても、これまでの政策効果については、適用状況に関するデータの収集や個別の特別措置のみの効果の測定には難しい面があるなどとして、具体的な分析を行っていなかった。また、要望する税制措置の減税見込額や達成目標については、不確実な将来の死亡者数の増減に左右されるものであるとして、データ等による具体的な算定や設定を行っていなかった。

財務省では、経済産業省から提出を受けたこれらの要望書等に基づいて検証を行っていた。

#### イ 政策評価による検証の状況

経済産業省では、政策評価法に基づき政策評価基本計画(計画期間5年間)及び事後評価実施計画(毎年度)を定め、予算、政策金融、税制といった財政資金を使用するほぼすべての事業を同一・類似の目的を有する事業ごとに施策にまとめ、これを評価の基本的な単位として、個別の事業とともに、事前評価、中間評価及び事後評価を行っている。

経済産業省では、17年度において、事前評価については、予算、税制等のほぼすべての事業(820事業)を107施策にまとめて、そのすべての施策を対象として実施しており、また、中間・事後評価については、34施策等を対象として実施していた。しかし、税制のうち、研究開発促進税制等については、施策を構成する事業として事前評価等の対象となっているが、中小企業の事業承継の円滑化のための税制措置の一環として長年にわたり拡充の要望を行ってきた小規模宅地等の特例については、17年度まではいずれの施策にも含まれておらず、評価の対象となっていなかった。

なお、経済産業省では、18年度から、施策を基本的な単位としたしっかいたな事業レベルでの評価を見直し、大括り化した施策(34施策)を基本として、施策レベルでの評価を中心とし、個別の事業については予算規模の大きいものなど重要と判断されるものに限定することとしている。そして、小規模宅地等の特例については、「経営安定・セーフティネット構築」という施策を構成する事業として位置付けることになったが、事業レベルでの評価は行われていない。

また、経済産業省では、政策評価法に基づく政策評価ではないが、中小企業の事業承継に関する研究会等において、中小企業の事業承継を巡る状況の分析、事業承継の観点からの各種措置の必要性の分析等を行っており、これらの報告等を踏まえて税制措置の要望を行っている。しかし、近年の上記研究会等の報告においては、個別の税制措置である小規模宅地等の特例についての政策効果の具体的な分析等を行っていなかった。

## 4 本院の所見

特別措置は、特定の政策目的を達成するための手段として、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外として設けられているものであり、また、厳しい財政状況の下で減収をもたらすものであることから、特に創設から長期間が経過しているものについては、その政策目的や効果を常に検証し、公平、中立等の観点から絶えず見直すことが必要とされている。

経済産業省では、中小企業がその雇用や有用な技術を確保しつつ、事業体として維持・発展していくことは、我が国経済において極めて重要であるとしており、中小企業の事業承継

の円滑化のために、小規模宅地等の特例等が創設・拡充されてきている。近年においては、外国の動向も参考にして事業用資産全体に関する相続税負担の軽減措置等が検討されているが、一方では、小規模宅地等の特例等の事業承継の円滑化のための税制措置は相続税負担のバランスを欠くなどの問題点があるとされており、また、現行民法の均分相続制の下での資産分割等の問題のうちには税制面では対処できないものもある。

上記の特別措置の性格、事業承継の円滑化のための税制措置に関する議論、小規模宅地等の特例が創設された趣旨等を踏まえ、その適用状況及び検証状況を検査したところである。

#### (1) 適用状況について

近年の小規模宅地等の特例の適用実績の傾向についてみると、バブル崩壊後の地価の下落等により、小規模宅地等の特例を適用している申告書の被相続人の数が年平均2%程度減少しており、16年分の死亡者1,028,602人のうち、課税された申告書の被相続人は43,488人(4.2%)であり、この43,488人のうち小規模宅地等の特例を適用している申告書の被相続人は40,438人となっている。

本院が検査した66税務署における小規模宅地等の特例の適用状況は、次のとおりである。

ア 減額された課税価格の地域別平均をみると、東京都(23区)が政令指定都市の2.4倍、その他の市の4.6倍、町村の10.6倍となっており、地価の高い地域ほど減額された課税価格は大きくなっている。また、適用面積が200㎡以上の被相続人が85.4%を占めている一方、100㎡未満の被相続人も7.5%いる。

イ 特定事業用宅地等の適用相続人及びその他事業用宅地等の適用相続人のうち、事業を継続している適用相続人が79.8%を占めている一方、譲渡するなどしている適用相続人も7.7%いる。そして、事業の規模については、ある程度の規模の事業が見受けられる一方、小規模な事業(事業と称するに至らないような不動産の貸付けなどを含む。)も見受けられる。

ウ 居住継続等の要件を満たす相続人との共同相続により、要件を満たさない相続人が減額割合が80%である特定居住用宅地等などとして適用しているもので、当該相続人の適用面積が特定居住用宅地等などの適用面積全体の大部分又はすべてを占めているものが32件見受けられ、このうち適用面積全体のすべてを占めているものが10件ある。

エ 1棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等に該当することにより、相続人が居住を継続するなどしている居住用部分以外の貸付用等部分に対応する敷地部分を含めたその敷地全体に特定居住用宅地等として適用しているものが83件見受けられ、このうち貸付用等部分に対応する敷地部分の適用面積全体に占める割合が70%以上のものは30件ある。

オ 譲渡された小規模宅地等が193件見受けられ、このうち相続税の申告期限までの保有継続の要件があったものは30件あり、30件のうち申告期限の翌日以後12箇月以内に譲渡されたものが19件ある。

#### (2) 検証状況について

経済産業省では、長期にわたり中小企業の事業承継の円滑化のための税制措置の一環として小規模宅地等の特例の拡充の要望を行っているが、この要望の際の検証では、適用状



況に関するデータなどによる具体的な政策効果の分析を行っていないなどの課題が見受けられた。そして、財務省は提出を受けたこの経済産業省の検証による要望書等に基づいて検証を行っていた。

そして、経済産業省の政策評価では、小規模宅地等の特例については、17年度までにはいずれの施策にも含まれておらず、政策評価においては検証を行っていなかった。

経済産業省においては、小規模宅地等の特例をはじめとする特別措置の適用状況に関するデータの収集や個別の特別措置のみの効果の測定には難しい面があるなどするが、小規模宅地等の特例の検証について、その内容をより一層充実することにより、政策の実効性を高めていくとともに国民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。また、財務省においても、小規模宅地等の特例について今後とも十分に検証していくことが肝要である。

本院としては、今後とも特別措置の適用状況等について、引き続き検査していくこととする。

第5 都道府県労働局の会計経理の状況について

検査対象	厚生労働本省(平成13年1月5日以前は労働本省)、北海道労働局ほか46労働局(11年度以前は都道府県、都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室)	
会計名及び科目	一般会計(組織)厚生労働本省 (組織)都道府県労働局	(項)職業転換対策事業費 (項)都道府県労働局 (項)都道府県労働局施設費 (項)厚生労働統計調査費
	平成11年度以前は、 (組織)労働本省 (組織)労働保護官署 (組織)職業安定官署	(項)職業転換対策事業費 (項)労働保護官署 (項)労働統計調査費 (項)職業安定官署
	平成12年度は、 (組織)都道府県労働局	(項)都道府県労働局 (項)労働官署 (項)労働官署施設費 (項)労働統計調査費
	労働保険特別会計(労災勘定)	(項)業務取扱費 (項)施設整備費 (項)労働福祉事業費
	(雇用勘定)	(項)業務取扱費 (項)施設整備費 (項)雇用安定等事業費
	(徴収勘定)	(項)業務取扱費
都道府県労働局における経費の概要	(1) 物品の購入等に係る庁費等 (2) 相談員等に対する謝金等 (3) 職員等に対する旅費 (4) 職員に対する超過勤務手当	
不正行為による損害金等の種類	(5) 前渡資金、雇用保険の失業等給付金の不正受給に係る返納金、公共職業安定所で使用するパーソナルコンピュータ等	
厚生労働本省の委託費の概要	(6) 協議会に対する雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクトに係る委託費	
不正又は不適正な会計処理により支出されるなどした額	(1) 6,291,485,102円(平成7年度～16年度) (2) 1,068,132,788円(平成11年度～17年度) (3) 170,475,336円(平成10年度～16年度) (4) 137,975,151円(平成11年度～16年度) (5) 7,865,662円(平成10、11、14～17各年度)	

(6) 168,760,284 円(平成9年度～12年度)

計 7,844,694,323 円

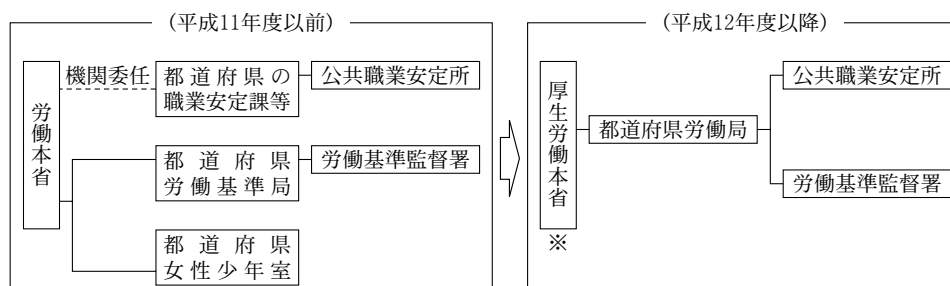
## 1 都道府県労働局等の概要

### (1) 都道府県労働局の組織の概要

厚生労働省(平成13年1月5日以前は労働省)では、地方において、労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図るため、出先機関として全国の各都道府県単位の都道府県労働局(11年度以前は都道府県、都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室。以下「労働局」という。)を設置している。そして、労働局では、事業場に対する監督指導、職業紹介、高年齢者の雇用の確保等の業務を行うとともに、その業務の一部を管下の公共職業安定所(以下「安定所」という。)及び労働基準監督署(以下「監督署」という。)に行わせている。

これらの業務は、図1のとおり、11年度以前は、国からの機関委任事務を受けた各都道府県の職業安定主務課(職業安定課等)、各都道府県単位の設置されていた都道府県労働基準局及び都道府県女性少年室により行われていたが、12年4月に、これらの組織を統合した労働局が新たに設置されて、以降労働局が地域における総合的な労働行政機関として、上記の業務を行うこととなった。

図1 労働行政の組織



### (2) 労働局の支出等の概要

労働局では、上記業務の実施に当たり、一般会計並びに労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定において毎年度多額の予算を執行している。このうち労働局において使用する物品の購入等に必要な経費については庁費等、職業相談員等の非常勤職員(以下「相談員等」という。)に対して支払う謝金・賃金(以下「謝金等」という。)については諸謝金等、職員・相談員等の出張に係る経費については職員旅費・委員等旅費等、職員が正規の勤務時間を超過して勤務(以下「超過勤務」という。)した場合に支給される手当については超過勤務手当の各科目からそれぞれ支出している。また、労働局管下の安定所及び監督署(以下、これらを「安定所等」という。)では、労働局から前渡資金の交付を受け、この資金から庁費、謝金、旅費等の支払を行っている。

上記の各科目のうち、①庁費等、②諸謝金、③職員旅費及び委員等旅費、④超過勤務手当について、全国47労働局(以下「47労働局」という。)の13年度以降の予算示達額、執行額及び残額の状況は、表1のとおりとなっている。このうち、特に庁費等の執行率については、15年度まではほぼ100%となっていたものが、広島労働局の不正経理事件発覚後

(注1)

(注2)  
 の16年度には95.9%に、兵庫労働局の不正経理事件発覚後の17年度には87.2%に下落している。

表1 47労働局の予算の執行状況

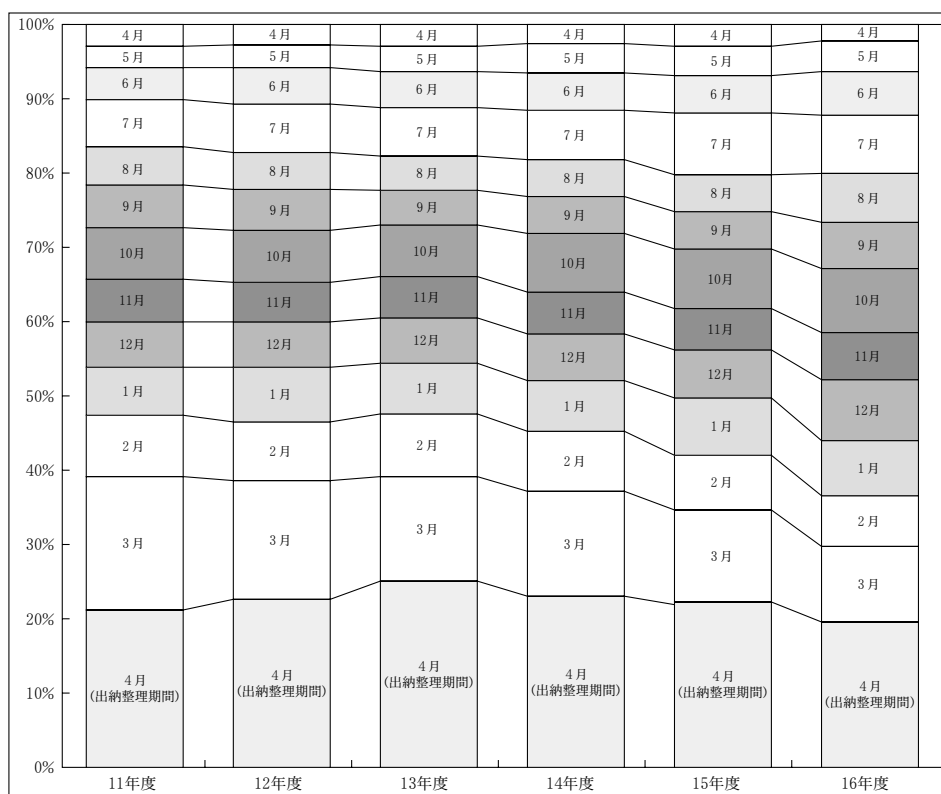
(単位：千円、%)

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
① 庁費等 (注)	示達額 a	37,901,234	38,404,507	40,930,626	39,481,656	37,888,570
	執行額 b	37,874,822	38,297,774	40,861,805	37,852,743	33,041,208
	残額 a - b	26,412	106,733	68,821	1,628,913	4,847,362
	執行率 b / a	99.9	99.7	99.8	95.9	87.2
② 諸謝金	示達額 a	20,609,954	22,007,307	26,013,979	27,490,510	27,589,750
	執行額 b	19,156,735	21,015,503	25,111,265	26,983,205	26,076,113
	残額 a - b	1,453,219	991,804	902,714	507,305	1,513,637
	執行率 b / a	92.9	95.5	96.5	98.2	94.5
③ 職員旅費、委員等旅費	示達額 a	5,305,608	4,649,502	4,431,862	3,986,855	3,512,048
	(職員旅費)	(3,671,873)	(3,385,796)	(3,033,916)	(2,718,955)	(2,492,041)
	(委員等旅費)	(1,633,735)	(1,263,706)	(1,397,946)	(1,267,900)	(1,020,007)
	執行額 b	3,497,119	2,916,547	2,757,253	2,396,836	2,057,014
	(職員旅費)	(2,943,346)	(2,474,308)	(2,266,063)	(1,975,864)	(1,708,368)
	(委員等旅費)	(553,773)	(442,239)	(491,190)	(420,972)	(348,646)
	残額 a - b	1,808,489	1,732,955	1,674,609	1,590,019	1,455,034
	(職員旅費)	(728,527)	(911,488)	(767,853)	(743,091)	(783,673)
(委員等旅費)	(1,079,962)	(821,467)	(906,756)	(846,928)	(671,361)	
④ 超過勤務手当	示達額 a	6,504,192	6,518,123	6,430,891	6,544,570	6,495,160
	執行額 b	6,503,928	6,493,652	6,425,498	6,524,529	6,256,399
	残額 a - b	264	24,471	5,393	20,041	238,761
	執行率 b / a	100.0	99.6	99.9	99.7	96.3

(注) 庁費及び情報処理業務庁費

また、物品の購入等に係る庁費等の支出について、月別支出額(割合)の推移をみると、図2のとおり、年度末の3月及び出納整理期間の4月に全体の4割程度の支出が集中していたが、近年は平準化の傾向となっている。

図2 物品の購入等に係る庁費等の年度別・月別支出額(割合)の推移



(注1) 広島労働局の不正経理事件 広島労働局において架空口座への公金振込の事実が発覚したため、平成16年4月、厚生労働本省が特定監査を実施したところ、同労働局において10年度から14年度までの間に、物品購入を装うなどの方法により計132,191,124円を不正に支出していた事実が判明した(16年5月公表)。本院では、16年度に広島労働局の会計実地検査を行い、その結果新たに判明した9年度以前の不正経理の事実と合わせ計173,029,078円が不正に支出されていたことを平成15年度決算検査報告に不当事項として掲記した。

(注2) 兵庫労働局の不正経理事件 厚生労働本省が兵庫労働局に対し行った2度にわたる特定監査の結果、同労働局では、平成11年度から16年度までの間に、物品の購入等に係る庁費等、謝金等、旅費、超過勤務手当等について計589,927,779円を不正又は不適正に支出していた事実が判明した(16年8月、17年7月及び同年8月公表)。本院では、17年度に兵庫労働局の会計実地検査を行い、その結果新たに判明した不正経理の事実と合わせ計597,532,017円が不正に支出されていたことを平成16年度決算検査報告に不当事項として掲記した。

(3) 雇用安定・創出対策協議会等に対する委託費の概要

厚生労働本省(13年1月5日以前は労働本省。以下「本省」という。)では、昭和63年度から平成12年度までの間に、各都道府県ごとに設置された雇用安定・創出対策協議会等(以下「協議会」という。)に対し、雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクト(以下、これらを併せて「委託事業」という。)の実施を委託している。

本件委託事業の実施主体である協議会には、委託事業の事務を処理するため事務局(以下「協議会事務局」という。)が設置されている。そして、協議会が公益法人に置かれた北海

道及び大分県では当該法人の事務局の職員が、協議会が任意団体となっているその他の都府県では労働局の職業安定部の職員が、それぞれ協議会事務局の職員を兼務して本件委託事業の委託費の経理その他の事務を行うこととなっている。

本省では、毎年度、委託事業が終了し、各協議会から委託事業に係る精算報告書等の提出を受けたときは、この内容を審査した上、委託費の額を確定し精算している。そして、その額は、表2のとおり、9年度から12年度までで計10,726,252,143円となっている。

表2 委託費の推移

(単位：円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
雇用安定・創出対策事業等	694,031,822	650,237,137	619,553,280	542,836,067	2,506,658,306
緊急地域就職促進プロジェクト	—	13,898,944	2,908,171,421	5,297,523,472	8,219,593,837
合計	694,031,822	664,136,081	3,527,724,701	5,840,359,539	10,726,252,143

## 2 検査の背景、対象、観点、着眼点及び方法

### (1) 検査の背景

広島、兵庫両労働局において相次いで発覚した組織的な不正経理は、国庫に多額の損害を与えただけでなく、職員に逮捕者を出したほか懲戒免職を含め大量の処分が行われるなどの事態となり、国民の労働行政に対する信頼を大きく損なう結果となった。こうした事態を受けて、国会においても労働局の会計経理の問題は、重大な関心事項として取り上げられた。

本院では、本件事態の重大性にかんがみ、他の労働局(管下の安定所等を含む。以下同じ。)においても同様な不正経理がないかについて重点的に検査することとし、17年次は北海道労働局ほか24労働局<sup>(注3)</sup>に対し会計実地検査を実施した。

そして、検査結果として、兵庫労働局及び北海道労働局ほか5労働局において、物品の購入等に係る庁費、謝金、旅費等を不正に支出し、これを別途に経理して業務の目的外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりするなどしていた不正経理の事態を平成16年度決算検査報告に不当事項として掲記した。

また、上記のほか、労働局において不適切な会計処理により契約と相違する物品を納入させるなどの事態、協議会に対し支払った委託費が委託事業の目的外に使用されていた事態等の検査の状況を、特定検査対象に関する検査状況(「都道府県労働局の会計経理の状況について」として掲記した。

そして、その所見において、本院としては、本省及び各労働局による再発防止策の実効性について総合的な評価を行うとともに、検査結果について更に詳細な検討を行うなどして発生原因等の一層の解明を行うこととし、また、まだ検査を実施していない岩手労働局ほか21労働局<sup>(注4)</sup>についても引き続き不正経理の有無を念頭に置いた検査を実施し、これらの検査結果を含めて、全国の労働局の会計経理の状況について総合的な検証を行うこととするとした。

(注3) 北海道労働局ほか24労働局 北海道、青森、茨城、埼玉、東京、富山、山梨、岐阜、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(注4) 岩手労働局ほか21労働局 岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、石川、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、和歌山、鳥取、島根、広島、香川、高知各労働局

## (2) 検査の対象

17年次及び本18年次の2箇年にわたり、47労働局が11年度から16年度までの間に支出するなどした物品の購入等に係る庁費等、謝金等、旅費及び超過勤務手当を対象として検査した。また、委託事業については、本省が11、12両年度に全国47の協議会(以下「47協議会」という。)に対して支払った委託費を対象として検査した。

なお、検査の過程において不正な事態等が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度まで検査を実施した。

## (3) 検査の観点、着眼点及び方法

検査に当たっては、合規性等の観点から、次の事項に着眼して検査した。

### ア 物品の購入等に係る庁費等の支出

架空の又は数量及び単価が水増しされた見積書や請求書により庁費等が支出されていないか、契約、納品に係る検査(以下「検収」という。)、支出等の会計事務手続は会計法令等に基づき適切に行われているかなどについて、物品取得伺、契約書、見積書・請求書、支出決議書等により検査した。

### イ 相談員等に対する謝金等の支払

相談員等を雇用した事実がないのに雇用したこととして謝金等が支払われていないかなどについて、支給調書、履歴書等により検査した。

### ウ 職員等に対する旅費の支払

職員等の出張の事実がないのに出張したこととして旅費が支払われていないかなどについて、旅行命令簿、旅費請求書等により検査した。

### エ 職員に対する超過勤務手当の支給

超過勤務の事実がないのに超過勤務を行ったこととして超過勤務手当が支給されていないかなどについて、超過勤務等命令簿、勤務時間報告書等のほか、労働局の庁舎の警備を行っている警備会社の機械警備記録により検査した。

### オ 協議会に対する委託費の支払

協議会に支払った委託費が委託事業の目的外に使用されていないかなどについて、精算報告書、協議会事務局の支払決議書、出納簿等により検査した。

上記のほか、広島労働局の不正経理では、国庫金振込明細票を差し替えて架空の預金口座へ国庫金を振り込むという方法により不正な支出が行われていたことから、労働局保管の国庫金振込明細票と日本銀行又はその代理店が保管する国庫金振込明細票を照合し、支払先、支払金額等の確認を行った。

また、労働局において、証拠書類等の経理関係書類を、所定の保存期限前に廃棄又は紛失していないかについても検査した。

## 3 検査の状況

47労働局における支出等及び47協議会に対する委託費について検査したところ、労働局において会計法令に違反した不正な支出が行われていたり、協議会において委託費が委託事

業の目的外に使用されたりするなどしていたものが、表3のとおり、計78億4469万<sup>(注5)</sup>円見受けられた。

このように、検査の結果、多数の不正又は不適正な会計経理が見受けられたことから、以下のとおり、それぞれの態様ごとに事態の内容や発生原因等について分析を行った。

(注5) 計78億4469万<sup>(注5)</sup>円 平成16年度決算検査報告に掲記した兵庫労働局及び北海道労働局ほか5労働局に係る不当事項計6億7560万<sup>(注5)</sup>円並びに平成15年度決算検査報告に掲記した広島労働局の不正経理に係る不当事項1億7302万<sup>(注5)</sup>円を含む。



表3 労働局の支出等及び協議会に対する委託費に係る不正経理等の状況

[総括表]

(単位：円)

	① 会計法令に違反した不正支出による目的外使用等	② ①以外の会計法令に違反した不適正な会計経理	③ その他の不適切な支払等	合計
(1) 労働局の支出等	1,107,257,502	5,666,871,118	901,805,419	7,675,934,039
<b>物品の購入等に係る庁費等の支出</b>				
ア (ア)物品の購入等に係る不正支出	➡ 624,613,984			
イ (ア)不適正な会計経理による支出		➡ 2,705,188,073		
イ (イ)求人情報自己検索システムの複数年度契約		➡ 2,358,467,988		
イ (ウ)競争入札の偽装による契約		➡ 603,215,057		
(小計)	624,613,984	5,666,871,118	—	6,291,485,102
<b>相談員等に対する謝金等の支払</b>				
ア (イ)a 架空雇用による不正支払及び別途経理	➡ 166,414,453			
ア (イ)b その他	➡ 46,255			
ウ (ア)a 派遣団体等への支払		➡	18,835,100	
ウ (ア)b 事務補助等をさせた相談員等に対する支払		➡	882,836,980	
(小計)	166,460,708	—	901,672,080	1,068,132,788
<b>職員等に対する旅費の支払</b>				
ア (ウ)a 架空出張による不正支払及び別途経理	➡ 108,010,792			
(a) 職員の出張に係る不正支払等	➡ 80,057,713			
(b) 相談員等の出張に係る不正支払等	➡ 27,953,079			
ア (ウ)b その他	➡ 62,464,544			
(a) 日程短縮等による旅費の支給	➡ 12,525,563			
(b) 出張の事実がない相談員等に対する不正支給	➡ 49,938,981			
(小計)	170,475,336	—	—	170,475,336
<b>職員に対する超過勤務手当の支給</b>				
ア (エ)a 超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合	➡ 94,058,756			
ア (エ)b 聴き取り調査の結果	➡ 54,968,444	(注)		
ウ (イ) 不適切な支給		➡	133,339	
(小計)	137,841,812	←	133,339	137,975,151
<b>国庫金等の領得</b>				
ア (オ)国庫金の領得	➡ 5,750,697			
ア (オ)物品の領得	➡ 2,114,965			
(小計)	7,865,662	—	—	7,865,662
(2) 協議会に対する委託費	117,393,815	—	51,366,469	168,760,284
ア 不正支払による目的外使用等	➡ 117,393,815			
イ 委託費で購入した物品の一部を労働局で使用など		➡	51,366,469	
合計	1,224,651,317	5,666,871,118	953,171,888	7,844,694,323

(注) a と b では重複しているものがあるため小計は合わない。

(1) 労働局の支出等

47 労働局の物品の購入等に係る庁費等、謝金等、旅費及び超過勤務手当の支出等について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 虚偽の内容の関係書類を作成し、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等を不正に支出するなどし、これを別途に経理して業務の目的外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりするなどしていたもの

(別掲不当事項 130 ページ参照)

(ア) 物品の購入等に係る庁費等の不正支出

北海道労働局ほか 12 労働局では、表 4 のとおり、7 年度から 16 年度までの間に、業者から架空の請求書等を提出させ、虚偽の内容の支出決議書を作成するなどして庁費等計 624,613,984 円を支出し、これを事後に業者から不正に返金させ別途に経理して目的外の用途に使用したり、労働局の業務に必要なない物品を納入させたりするなどしていた。

表 4 物品の購入等に係る庁費等の不正支出の状況

(単位：円)

労働局名	7～11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	合 計	
北海道	0	0	0	0	2,139,375	0	2,139,375	※
秋 田	290,724	0	0	0	0	0	290,724	
茨 城	467,610	0	0	0	0	0	467,610	※
東 京	3,430,371	7,840,487	0	0	0	0	11,270,858	※
神奈川	421,285	0	0	0	0	0	421,285	
石 川	310,280	91,688	1,575	54,603	0	0	458,146	
長 野	756,840	750,645	38,220	387,450	0	0	1,933,155	
静 岡	3,955,090	0	0	0	0	0	3,955,090	
兵 庫	20,168,599	118,014,997	177,298,144	66,833,226	37,823,298	1,955,010	422,093,274	※
和歌山	14,674,023	2,364,418	932,563	246,865	114,332	0	18,332,201	
鳥 取	13,242,360	0	0	0	0	0	13,242,360	
広 島	122,027,181	15,093,697	10,380,810	2,258,218	0	0	149,759,906	※
徳 島	250,000	0	0	0	0	0	250,000	※
合 計	179,994,363	144,155,932	188,651,312	69,780,362	40,077,005	1,955,010	624,613,984	

(注) ※印は平成 15、16 両年度決算検査報告掲記分

上記について、不正支出の内容を各労働局別に示すと、表 5 のとおりである。

表5 物品の購入等に係る庁費等の不正支出の主な内容

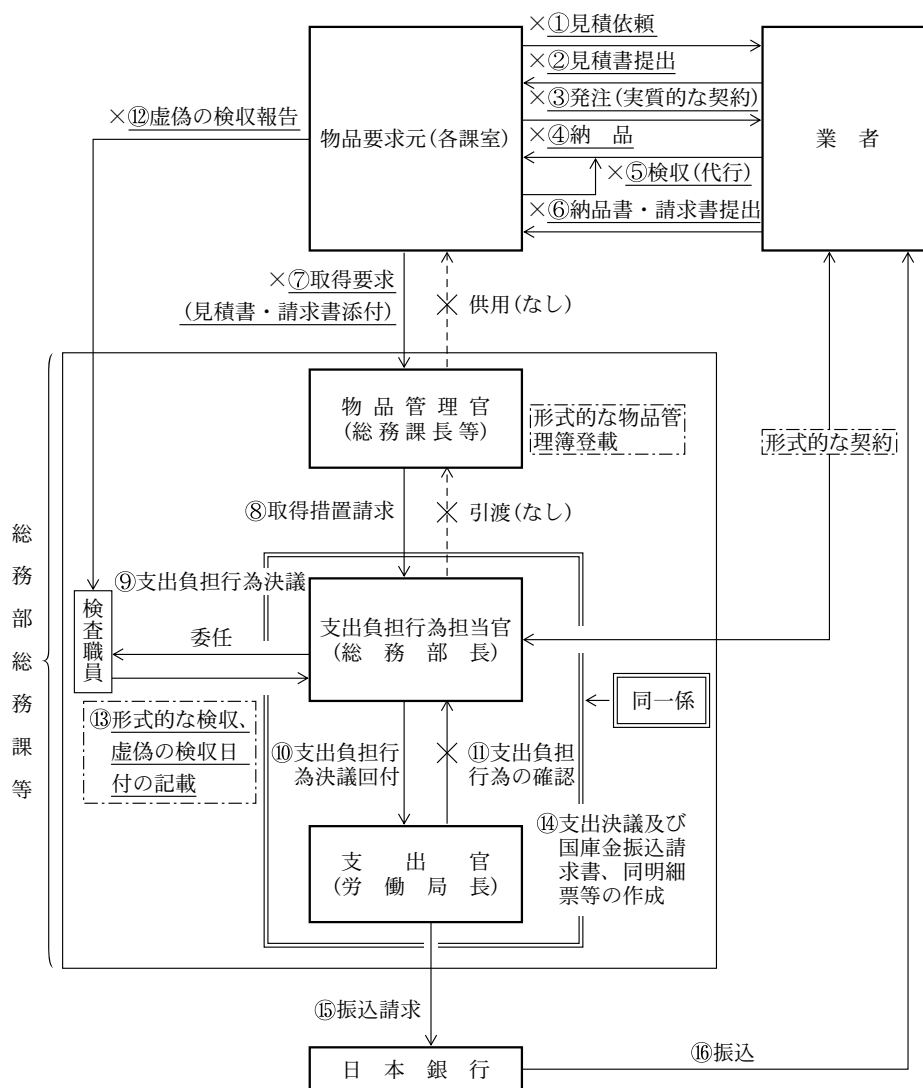
労働局名	不正支出額	不正支出の主な内容	
北海道	2,139,375 円	架空請求を行わせ、消耗品を購入したこととして職員の引越費用等に充てた。	※
秋 田	290,724 円	架空の請求書を作成し、国庫金振込明細票を差し替えて職員の飲食費等に充てた。	
茨 城	467,610 円	架空の請求書を作成し、懇親会費等をコピー用紙代として支払うなどした。	※
東 京	11,270,858 円	架空請求を行わせ、消耗品の代わりにパーソナルコンピュータ等を納品させ職員が売却した。	※
神奈川	421,285 円	架空請求を行わせ、支払った代金を図書券購入費に充てた。	
石 川	458,146 円	架空請求を行わせ、支払った代金で一部職員の挨拶状等を納品させた。	
長 野	1,933,155 円	架空請求を行わせ、支払った代金を職員の引越費用等に充てるなどした。	
静 岡	3,955,090 円	水増請求を行わせ、業者から不正に返金させ、夜食代等に充てた。	
兵 庫	422,093,274 円	架空請求等を行わせ、業者の預け金から不正に返金させ職員等が着服するなどした。	※
和歌山	18,332,201 円	架空請求等を行わせ、業者から不正に返金させ交際費等に充てるなどした。	
鳥 取	13,242,360 円	水増請求等を行わせ、業者から不正に返金させ懇親会費等に充てるなどした。	
広 島	149,759,906 円	架空の請求書を作成し、国庫金振込明細票を差し替えて架空口座に振り込むなどした。	※
徳 島	250,000 円	架空請求を行わせ、業者から不正に返金させて懇親会費に充てた。	※
合 計	624,613,984 円		

(注) ※印は平成 15、16 両年度決算検査報告掲記分

上記の労働局では、図3のとおり、物品の購入等に当たり、正規の会計事務手続によることなく、物品調達の要求元である各課室が業者から直接見積書等を徴取するなどの実質的な発注を行っていたり、検収について正規に任命された検査職員が行わずに各課室で代行したりするなどの会計法令に違反した会計処理を行っていた。そして、関係職員に会計法令遵守の意識が著しく欠如していたことも加わり、これらの会計法令に違反した会計処理について労働局における内部牽制が全く機能しない状態となっていた。

このため、契約物品が納入されていないのに納入されたこととし、虚偽の内容の関係書類を作成するなどして庁費等を支出し、事後に当該支出金を業者から不正に返金させたり、契約物品とは異なる物品を納入させたりすることが可能となっていた。

図3 労働局の物品の購入等に係る庁費等の不正支出における会計事務手続の例



注(1) ×印、下線部は不適正な会計事務手続

注(2) [ ] 内は形式的な会計事務手続

上記のことから、47労働局における契約事務、検収事務及び会計機関としての内部牽制の状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

契約事務については、労働局の各課室が直接業者から見積書を徴取するなどして実質的な発注を行っていた事態が、ほとんどの労働局において見受けられた。また、随意契約における見積合わせのための見積書を事前に決定していた契約先に他社の分まで作成させていた事態も多くの労働局において見受けられた。

検収事務については、47労働局すべてにおいて、正規に任命された検査職員以外の者に検収を行わせていたり、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして支出決議書に虚偽の検収日付を記載したりするなどしていた事態が見受けられた。

会計機関としての内部牽制については、47労働局では、支出負担行為から支出に至るまでの一連の会計処理を同一の係が行っていて、会計機関としての内部牽制が十分機能しない状況となっていた。

(イ) 謝金等の不正支払

a 架空雇用による不正支払及び別途経理

青森労働局ほか11労働局では、表6のとおり、11年度から15年度までの間に、虚偽の内容の支給調書等を作成するなどし、相談員等を雇用した事実がないのに雇用したなどとして謝金等計2,207件、166,414,453円を不正に支払っていた。そして、上記の労働局では、このうち源泉所得税相当額等を控除した計164,792,811円を別途に経理して目的外の用途に使用するなどしていた。

表6 架空雇用による謝金等の不正支払の状況

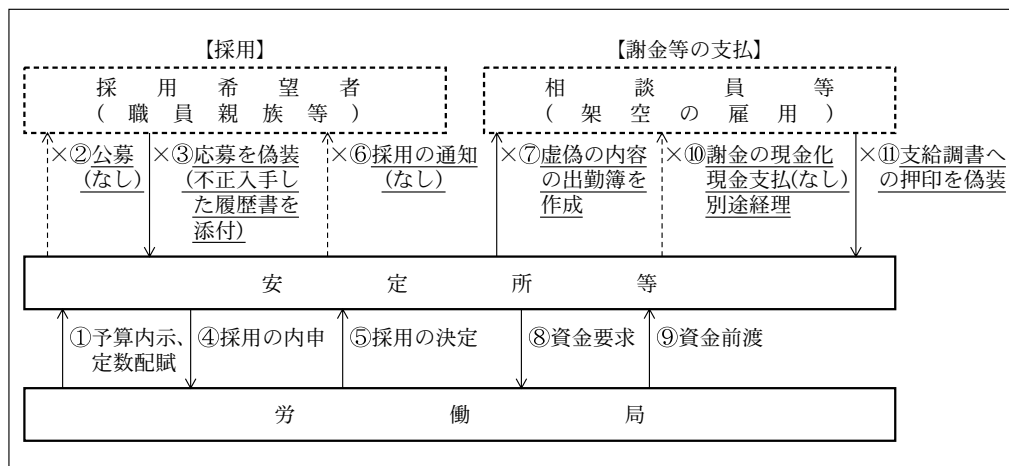
(単位：件、円)

労働局名	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
青森	157	14,938,320	100	7,888,435	73	5,211,605	32	1,707,435	18	752,310	380	30,498,105
福島	97	9,625,120	93	8,747,860	16	1,298,820	3	170,000	0	0	209	19,841,800
栃木	24	729,280	19	675,160	24	564,980	3	124,020	0	0	70	2,093,440
神奈川	5	353,600	0	0	0	0	0	0	0	0	5	353,600
石川	17	672,800	16	657,600	0	0	0	0	0	0	33	1,330,400
福井	0	0	4	213,110	4	130,910	4	117,130	4	115,090	16	576,240
静岡	81	7,405,360	36	2,133,300	13	1,005,940	7	592,540	5	575,450	142	11,712,590
愛知	40	4,765,760	4	387,000	0	0	0	0	0	0	44	5,152,760
京都	32	1,470,900	23	62,400	19	65,300	16	63,700	0	0	90	1,662,300
兵庫	370	31,218,700	401	34,225,800	203	15,505,900	57	3,609,150	25	1,188,400	1,056	85,747,950
和歌山	13	147,298	10	159,600	6	103,350	3	41,340	0	0	32	451,588
広島	37	2,352,980	42	2,229,930	28	1,172,080	15	764,790	8	473,900	130	6,993,680
合計	873	73,680,118	748	57,380,195	386	25,058,885	140	7,190,105	60	3,105,150	2,207	166,414,453

(注) ※印は平成16年度決算検査報告掲記分

上記の不正支払は、図4のとおり、職員等から当該職員の親族の履歴書を入手するなどして架空の採用手続を行い、これらの者を相談員等として雇用したこととして虚偽の内容の出勤簿、支給調書等を作成し、当該相談員等に謝金等を支払ったように装い、実際には安定所等においてこれを別途に経理するなどしていたものである。

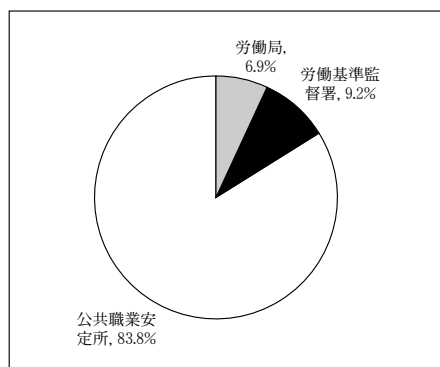
図4 安定所等の謝金等の不正支払に係る実際の会計事務手続等の例



(注) ×印、下線部は不適正な採用や支払手続、←----- は実施されていない採用や支払手続

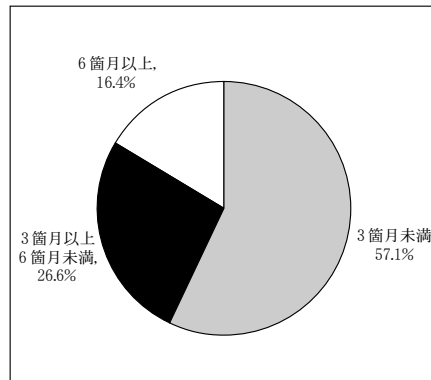
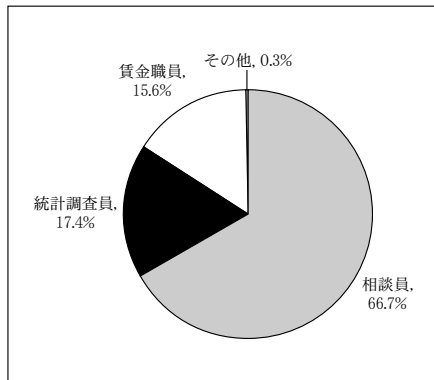
架空雇用による謝金等の不正支払は、図5-1のとおり、相談員等を多く雇用している安定所において多数見受けられた。

図5-1 架空雇用が行われていた部局(金額比)



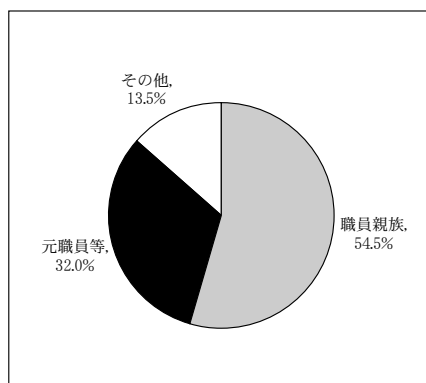
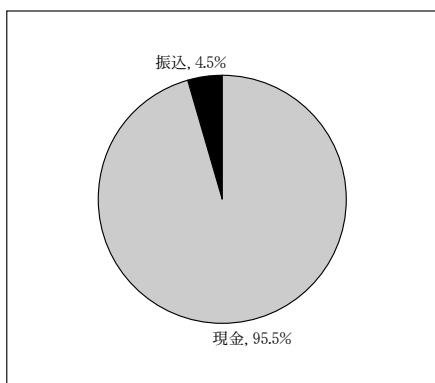
架空雇用を利用された相談員等を職種別にみると、図5-2のとおり、各種相談業務等を行う相談員のほか、事業所を訪問して調査票の記入を依頼するなどの業務を行う統計調査員が多く利用されていた。また、架空雇用の相談員等の雇用期間については、図5-3のとおり、3箇月未満の短期雇用に集中している。これは、謝金等の予算消化を一つの目的として年度末の業務の繁忙を理由に当該期間のみの短期雇用の相談員等を雇用したように装ったものと思料される。

図5-2 架空雇用の相談員等の種類(金額比)      図5-3 架空雇用の相談員等の雇用期間(金額比)



謝金等の支払方法についてみると、図5-4のとおり、不正支払による資金のねん出が容易な現金支払によるものがほとんどとなっていた。また、架空雇用の名義については、図5-5のとおり、履歴書の入手しやすい職員親族や元職員の名義を利用しているケースが多く見受けられた。

図5-4 架空雇用の謝金等の支払方法(金額比) 図5-5 架空雇用の名義人の種類(金額比)



(注) 兵庫労働局分(1,056件、85,747,950円)は名義人の内訳が不明のため集計から除外している。

b その他

福島、新潟両労働局では、11年度及び14年度から16年度までの間に、相談員等が実際には日帰り出張し翌日は勤務していなかったのに1泊2日の出張をしたなどとして謝金等計12件、46,255円を支給していた。

(ウ) 旅費の不正支払

a 架空出張による不正支払及び別途経理

(a) 職員の出張に係る不正支払等

秋田労働局ほか14労働局では、10年度から16年度までの間に、表7のとおり、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどし、出張の事実がないのに職員を出張させたこととして旅費計5,526件、80,057,713円を不正に支払い、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどしていた。

表7 職員の出張に係る旅費の不正支払の状況

(単位：件、円)

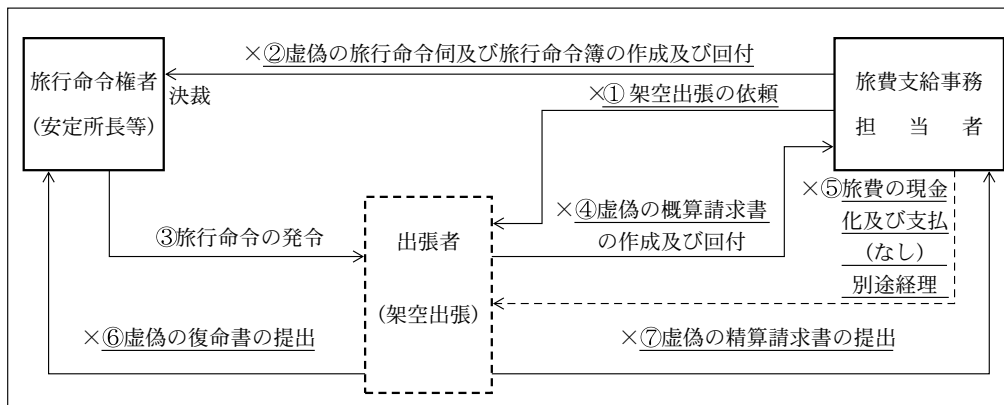
労働局名	10、11年度		12年度		13年度		14年度		15、16年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
秋田	33	1,223,629	5	263,519	12	608,649	5	194,715	0	0	55	2,290,512
福島	104	3,766,355	55	1,382,475	10	213,837	2	39,220	0	0	171	5,401,887
栃木	50	1,460,008	2	111,033	2	121,946	0	0	0	0	54	1,692,987
神奈川	1,240	2,509,985	919	1,728,849	30	70,950	0	0	0	0	2,189	4,309,784
石川	18	107,850	0	0	0	0	0	0	0	0	18	107,850
福井	45	2,477,348	7	329,200	0	0	0	0	0	0	52	2,806,548
長野	11	497,197	0	0	0	0	0	0	0	0	11	497,197
静岡	0	0	3	323,641	0	0	0	0	0	0	3	323,641
愛知	26	1,833,911	10	584,370	1	36,460	1	62,060	0	0	38	2,516,801
京都	320	8,986,889	190	3,856,265	223	2,457,409	203	550,137	26	43,460	962	15,894,160
兵庫	176	7,343,060	437	10,579,363	454	8,503,716	292	2,189,897	359	1,149,280	1,718	29,765,316
和歌山	154	7,934,110	11	601,440	7	342,100	9	414,490	0	0	181	9,292,140
鳥取	12	1,616,460	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,616,460
広島	0	0	10	609,260	4	197,680	0	0	0	0	14	806,940
香川	20	1,159,110	19	1,116,060	9	460,320	0	0	0	0	48	2,735,490
合計	2,209	40,915,912	1,668	21,485,475	752	13,013,067	512	3,450,519	385	1,192,740	5,526	80,057,713

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5

(注) ※印は平成 15、16 両年度決算検査報告掲記分

上記の不正支払は、図6のとおり、旅費支給事務担当者が、旅行命令同に出張しない職員の名前を書き加えるなどして決裁を受け、虚偽の内容の旅行命令簿等を作成し、当該職員に対し旅費を支払ったように装い、実際には安定所等においてこれを別途に経理するなどしていたものである。

図6 安定所等の職員に対する旅費の不正支払に係る実際の会計事務手続等の例

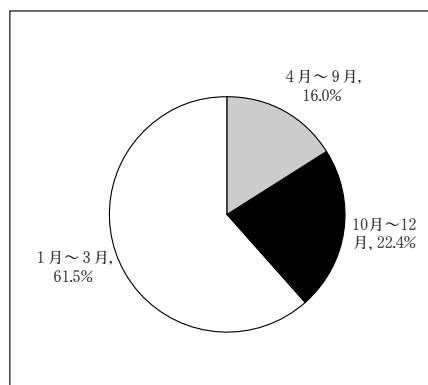
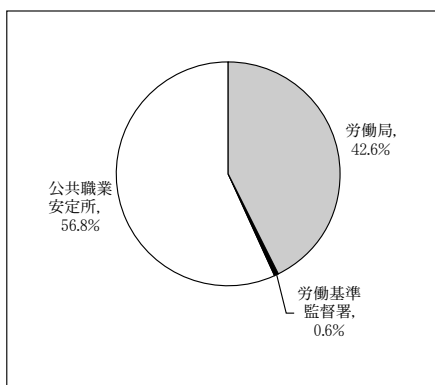


(注) ×印、下線部は不適正な会計事務手続等

架空出張による旅費の不正支払は、図7-1のとおり、謝金等と同様に安定所において多数見受けられた。架空出張が行われた時期を月別にみると、図7-2のとおり、年度末の1月から3月までの間に集中しており、これらが予算消化の一つの目的として行われたことがわかる。



図7-1 架空出張が行われていた部局(金額比) 図7-2 架空出張が行われた時期(金額比)



出張先については、図7-3のとおり、県外出張が金額の約8割を占めている。これは、県外出張の場合は県内出張と比べて宿泊費、交通費等が高額となるため、1回の架空出張に係る旅費の不正支払でより大きな額の資金をねん出できるからである。また、旅費の支払方法は、図7-4のとおり、謝金等と同様に不正支払による資金のねん出が容易な現金支払によるものがほとんどとなっている。

図7-3 出張先(金額比)

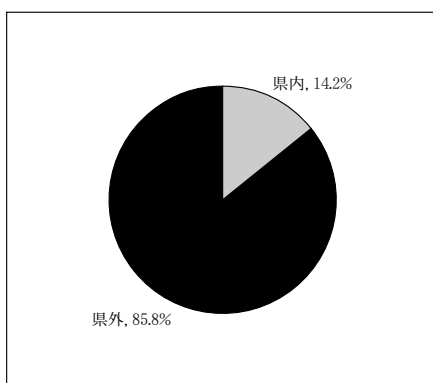
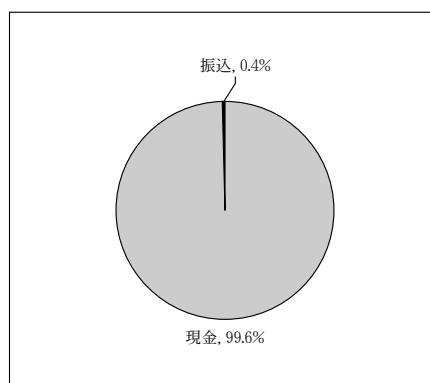


図7-4 架空出張の旅費の支払方法(金額比)



(b) 相談員等の出張に係る不正支払等

青森労働局ほか12労働局では、11年度から15年度までの間に、表8のとおり、虚偽の内容の旅行命令簿、旅費請求書等を作成するなどして、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして旅費計11,351件、27,953,079円を不正に支払い、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどしていた。

表 8 相談員等の出張に係る旅費の不正支払の状況

(単位：件、円)

労働局名	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
青森	240	615,660	154	304,850	91	130,935	98	132,025	60	101,815	643	1,285,285
福島	41	118,291	37	112,613	29	54,323	8	13,600	0	0	115	298,827
栃木	49	63,999	40	47,503	33	51,892	16	19,312	0	0	138	182,706
神奈川	2,884	3,640,646	2,391	3,039,275	217	266,995	63	75,269	16	23,077	5,571	7,045,262
石川	737	1,112,754	18	25,180	0	0	0	0	0	0	755	1,137,934
福井	0	0	8	15,424	0	0	0	0	0	0	8	15,424
静岡	243	307,277	162	202,151	74	110,331	46	76,289	61	57,848	586	753,896
愛知	91	100,596	0	0	0	0	0	0	0	0	91	100,596
京都	363	6,690,119	672	3,552,708	53	450,040	0	0	0	0	1,088	10,692,867
兵庫	372	1,693,886	442	1,729,219	265	837,812	103	355,576	13	49,860	1,195	4,666,353
和歌山	23	20,649	23	17,731	12	11,594	6	3,577	0	0	64	53,551
鳥取	69	151,210	61	148,973	0	0	0	0	0	0	130	300,183
広島	351	538,096	439	679,252	89	100,270	48	63,562	40	39,015	967	1,420,195
合計	5,463	15,053,183	4,447	9,874,879	863	2,014,192	388	739,210	190	271,615	11,351	27,953,079

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5

(注) ※印は平成16年度決算検査報告掲記分

上記の不正支払は、職員に対する旅費の不正支払と同様に、主に安定所において、虚偽の内容の旅行命令簿を作成するなどして行われていたものである。また、出張先の県内・県外別件数をみたとところ、図8-1のとおり、県内出張がほとんどとなっている。これは、通常、相談員等が宿泊を伴う県外出張の用務に従事することは考えにくいことによるものと思料される。このため、1件当たりの旅費不正支払額は少額であり、図8-2のとおり、3,000円以下のものがほとんどとなっていた。

図8-1 出張先(件数比)

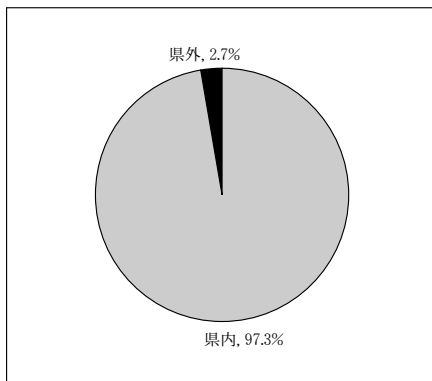
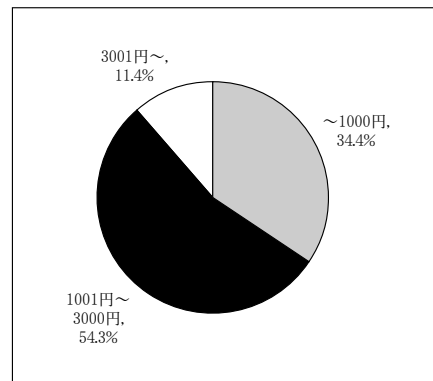


図8-2 1件当たり旅費不正支払額(件数比)



b その他

(a) 日程短縮等による旅費の支給

(注6)

秋田労働局ほか6労働局では、11年度から16年度までの間に、職員が旅行命令の日程を短縮して出張したり、宿泊せずに日帰りで出張したりなどしていたのに、それに伴う差額の精算が行われないうまま、差額分の旅費計1,080件、12,525,563円が支給されていた。

(注6) 秋田労働局ほか6労働局 秋田、福島、新潟、石川、愛知、兵庫、香川各労働局

(b) 出張の事実がない相談員等に対する不正支給

<sup>(注7)</sup>  
神奈川労働局ほか8労働局では、11年度から14年度までの間に、虚偽の内容の旅行命令簿等を作成するなどし、出張の事実がないのに相談員等を出張させたこととして旅費計33,498件、49,938,981円を不正に支払い、これを当該相談員等に対し支給していた。

これらについて、労働局側では、通勤費相当額として相談員等に支給したものであるなどとしている。

(注7) 神奈川労働局ほか8労働局 神奈川、福井、静岡、愛知、和歌山、鳥取、島根、広島、香川各労働局

(エ) 超過勤務手当の不適正支給

a 超過勤務等命令簿と機械警備記録の不整合

<sup>(注8)</sup>  
宮城労働局ほか12労働局では、11年度から16年度までの間に、機械警備による庁舎警備が開始された後も職員が庁舎内において超過勤務に従事していたとして超過勤務手当を支給するなどしていた事態が、計50,103件、94,058,756円見受けられた。

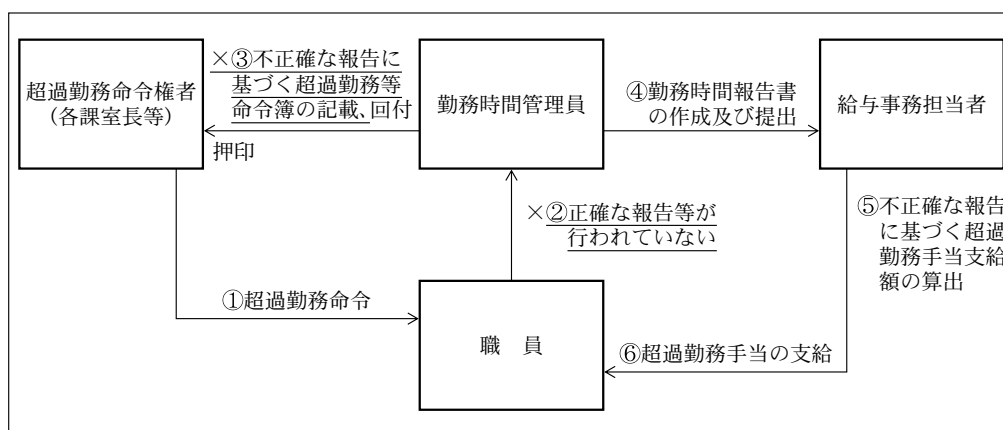
これらの労働局では、図9のとおり、超過勤務手当の支給に当たり、不正確な超過勤務の実績報告により超過勤務等命令簿の記載がなされるなどして、職員の超過勤務実績時間の管理が極めて不正確で不適切なものとなっていた。

上記について、多くの労働局では、機械警備記録の機械警備開始時間を超過している超過勤務命令時間は、他の勤務日における超過勤務命令時間を振り替えたものなどであり、月単位で見れば、各職員の超過勤務命令時間の合計時間数はその超過勤務実績時間の合計時間数と相違しないなどと説明している。

しかし、各職員の超過勤務実績時間を正確に記録した書類等が存在しないため、それらの事実を確認することはできなかった。また、本来、超過勤務手当は、各勤務日ごとの超過勤務命令に基づき実施された超過勤務実績時間を正確に記録し、これに基づいて支給することとされているものである。したがって、仮にそのような振替え等の事実を証明する書類等が存在したとしても、当該超過勤務手当の支給は人事院規則等の関係法令に定める手続に違反するものであり、適正な支給とは認められない。

このほか、一部の労働局では、総務課が定めた各職員ごとの1箇月分の超過勤務の予定時間数を、超過勤務等命令簿に適当に割り振って記載するなどし、各職員の超過勤務実績時間に関係なく超過勤務手当を支給していた。

図9 労働局の超過勤務手当の不適正な支給に係る実際の勤務時間管理等の例



(注) ×印、下線部は不適正な会計事務手続等

(注8) 宮城労働局ほか12労働局 宮城、秋田、栃木、群馬、神奈川、新潟、石川、長野、愛知、鳥取、島根、香川、高知各労働局

b 聴き取り調査の結果

上記aのことなどから、超過勤務手当の支給実態について労働局職員に対し聴き取り調査を行ったところ、宮城労働局ほか10労働局<sup>(注9)</sup>において、11年度から16年度までの間に、超過勤務手当計54,968,444円が過大に支給されていた。

(注9) 宮城労働局ほか10労働局 宮城、秋田、福島、栃木、神奈川、新潟、長野、愛知、兵庫、鳥取、高知各労働局

前記のa及びbで重複している部分を整理すると、表9のとおり、宮城労働局ほか14労働局において、計137,841,812円の超過勤務手当が不適正に支給されていた。

表9 超過勤務手当の不適正支給の状況 (単位：円)

労働局名	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合計
宮城	0	604,176	347,254	911,357	1,007,569	990,013	3,860,369
秋田	1,363,180	1,005,095	965,047	1,059,736	1,037,070	1,435,587	6,865,715
福島	461,535	337,274	409,005	288,177	554,967	622,733	2,673,691
栃木	0	0	0	29,915	88,513	586,253	704,681
群馬	0	0	0	57,876	114,874	83,963	256,713
神奈川	761,931	964,603	949,490	859,092	3,354,887	3,673,040	10,563,043
新潟	0	0	2,601,954	7,876,545	7,907,038	9,872,499	28,258,036
石川	0	0	0	0	1,876	93,558	95,434
長野	61,584	120,321	0	0	10,082	0	191,987
愛知	2,980,765	2,630,336	2,727,827	2,910,227	4,709,235	10,996,841	26,955,231
兵庫	3,267,481	3,232,984	3,753,343	4,475,198	4,590,758	1,063,342	20,383,106
鳥取	0	3,229,725	4,556,572	6,442,040	4,409,801	587,538	19,225,676
島根	0	0	0	3,106	47,527	7,791	58,424
香川	0	607,476	3,074	0	29,707	0	640,257
高知	0	0	0	4,249,636	5,200,246	7,659,567	17,109,449
合計	8,896,476	12,731,990	16,313,566	29,162,905	33,064,150	37,672,725	137,841,812

(注) ※印は平成16年度決算検査報告掲記分

c 職員に対する支給状況の検証

多額の超過勤務手当の不適正支給が確認された安定所において14年度から17年度までの間に支給された超過勤務手当について、各職員に対する年間支給額の分布等を調査したところ、図10-1ないし図10-4のとおりとなっていた。すなわち、16年度まではほとんどの職員にほぼ同額の超過勤務手当が支給されていたのに対し、17年度の支給額は各職員ごとに区々となっており、年間を通じほとんど支給のない職員も見受けられた。

このように、当該安定所における超過勤務手当の支給状況は、16年度までは超過勤務手当が各職員の超過勤務実績時間に関係なく支給されていたことを疑わせるものとなっている。

図10-1 14年度の超過勤務手当支給実績

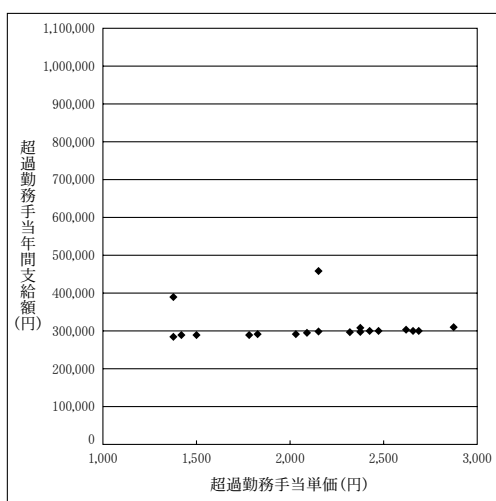


図10-2 15年度の超過勤務手当支給実績

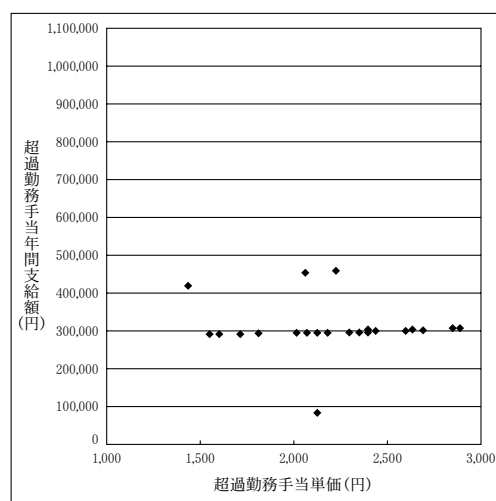


図10-3 16年度の超過勤務手当支給実績

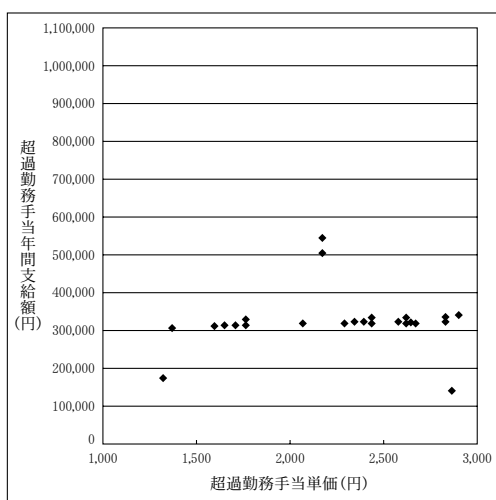
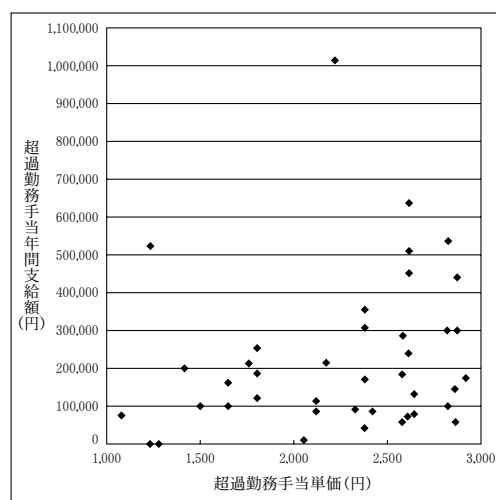


図10-4 17年度の超過勤務手当支給実績



(オ) 国庫金等の領得

安定所の前渡資金(預託金)のうち、北海道労働局管下の札幌東公共職業安定所及び秋田労働局管下の鹿角公共職業安定所において、10、11両年度に、経理担当職員各1名が国庫金振込明細票の不正な差替えを行うなどの手口により、計5,654,957円を領得していた。さらに、上記札幌東公共職業安定所の経理担当職員は、17年度に、

その後の勤務先の札幌公共職業安定所においても雇用保険の失業等給付金の不正受給に係る返納金 95,740 円を領得していたほか、同安定所において 14 年度から 16 年度までの間に購入し、所在不明となっていたパーソナルコンピュータ等(購入価格相当額 2,114,965 円)を領得していた。

イ 物品の購入等に当たり、会計法令に違反した不適正な会計経理を行い支出していたもの

- (ア) 物品の購入等に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、庁費等を支出していたもの

(別掲不当事項 120 ページ参照)

47 労働局すべてにおいて、11 年度から 16 年度までの間に、次のとおり、不適正な会計経理を行い、計 8,464 件、2,705,188,073 円を支出していた。

- a 契約した物品とは異なる物品を納入させていたのに、契約した物品が納入されたこととするなどして支出していたもの

39 労働局 5,206 件 529,090,721 円

これらは、業者と架空取引を行い、①支出金を業者に預け、後日これを利用して契約とは異なる物品を納入させたり(預け金)、②随時、物品を納入させ、購入代金を一括して支払ったり(一括払)、③契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させたり(差替等)するなどの不適正な会計経理を行い支出していたものである。

- b 契約した物品が納入される前に、これらが納入されたこととし、関係書類に虚偽の検収日付を記載するなどし、庁費等を支出していたもの

46 労働局 3,258 件 2,176,097,352 円

(うち納入が翌年度以降になったもの 46 労働局 2,721 件 1,814,637,422 円)

これらの中には、年度末に大量に発注していて年度内の納品が事実上不可能と認められるものや、年度を越えて長期にわたり納品されないものがあるなど、予算消化を目的としていたと思料されるものや購入の必要性が疑わしいものが多数見受けられた。

各労働局では、上記 a 及び b のような会計法令に違反した不適正な会計経理を行っていたことについて、その主な理由を表 10 のとおりとしている。

表 10 不適正な会計経理を行っていた主な理由

a 契約と異なる物品を納入させていたもの			b 契約した物品が納入される前に支出していたもの
①預け金	②一括払	③差替等	
・予算の年度内消化を優先及び翌年度当初の予算不足に対応させるため、業者に預け金を保有させ必要な物品をその都度納品させた。	・発注の都度の支払事務や行政決裁等の煩雑さを回避するため、事後に一括して支払った。	・備品登録の事務処理を回避するため、消耗品を購入したことから会計処理した。	・予算の年度内消化を優先させた結果、年度末に発注が集中し納品が間に合わないものについても当年度予算で執行したこととして会計処理した。
共通事項	各課室が業者から見積書を徴取し実質的な発注を行うなど契約事務が適切に行われていなかった。		
	会計機関の補助者以外の職員が検収を代行するなど検収事務が適切に行われていなかった。		
	同一係が支出負担行為と支出を担当するなど会計組織としての内部牽制が機能していなかった。		
	会計経理担当職員における会計法令の遵守の意識が希薄だった。		

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5

- (イ) 求人情報自己検索システムの取得等に当たり、会計法令に違反し、複数年度にわたる役務の提供等に係る契約を締結するなどして当該経費の全額を支払っていたもの  
(別掲不当事項 126 ページ参照)

32 労働局では、求人情報自己検索システムのサーバ、ネットワーク、端末等の各種機器及びソフトウェアを売買により取得する契約等の締結に当たり、会計法令に違反し、契約締結年度以降の複数年度にわたる役務の提供等及びこれに係る経費全額の当年度内の支払について業者と合意した上、当該合意の内容を契約書に明示せずに契約を締結するなどし、当該合意に従い当年度内にその経費の全額を支払っていた。このような役務の提供等の件数及び支払額は、11年度から16年度までの間に、計160件、2,358,467,988円となっている。

上記の事態は、本省の担当部局において、求人情報自己検索システム取得契約等の締結に当たり、労働局に対し、保守サービスの提供及び消耗品の納入に係る経費については、契約締結の年度内に、当年度以降の複数年度にわたる経費の全額を支払うことも可能であるとするような不適切な指導等を行っていたことなどによるものである。

なお、同システムの予算額と不適正な事態の発生額の関係については、表11のとおりとなっており、一般会計又は労働保険特別会計における補正予算額が多額となっている場合に、不適正な事態の発生額が多額となっていた。

表 11 求人情報自己検索システムの予算額と不適正な事態の発生した額の比較

(単位：百万円)

	一般会計				労働保険特別会計			
	11年度	12年度	13年度	14年度	11年度	12年度	13年度	14年度
システム予算額	2,578	4,444	556	2,689	1,466	2,270	6,585	4,402
うち補正予算分	1,944	3,887	-	1,944	-	-	3,518	79
	↓	↓		↓			↓	
不適正な事態の発生額	149	561	2	308	4	85	928	193

(ウ) 物品の購入等に当たり、競争入札の実施を偽装して契約を締結していたもの

(別掲不当事項 124 ページ参照)

実際には競争入札を行っていないのに、虚偽の関係書類を作成するなどして競争入札が行われたように偽装し、契約の相手方に内定していた業者等と契約を締結していたものが、静岡、愛知両労働局において、11年度から15年度までの間に、計83件、603,215,057円見受けられた。

両労働局では、パーソナルコンピュータの購入に当たっては、システムの保守運用業者から調達することが望ましいと考えていたこと、庁舎の工事等については競争入札を実施する場合に必要な図面の作成が困難であることなどの理由から、このような物品の購入、庁舎の修繕等の契約については随意契約により締結することを考えていた。しかし、本省の会計監査において、競争入札を実施しないで随意契約により契約を締結することができるのは会計法令に定める場合に限られると指摘されていたことから、競争入札の実施を偽装して契約を締結していたものである。

ウ 謝金等の支払や超過勤務手当の支給が適切でなかったもの

(ア) 謝金等の不適切な支払

a 派遣団体等に謝金等を支払っていたもの

相談員等に直接謝金等を支払ったこととして実際は相談員等を管理する派遣団体等に支払っていたものが、2労働局において、11年度から16年度までの間に、計18,835,100円見受けられた。

b 労働局で事務補助等を行わせていたのに、安定所の相談員等としての謝金等を支払っていたもの

安定所で求職者の職業相談を行うなどの業務を行うこととして雇用した相談員等に対し、実際には採用時の人事発令等の内容と相違して労働局総務部等で事務補助等を行わせていたのに、人事発令等の内容どおりに勤務したこととして謝金等を支払っていたものが、28労働局において、11年度から17年度までの間に、計882,836,980円見受けられた。

(イ) 超過勤務手当の不適切な支給

超過勤務時間数を超過勤務等命令簿に誤って記載したなどのため、超過勤務手当の額が過大に算出され支給されていたものが、4労働局において、13年度から16年度までの間に、計133,339円見受けられた。



## (2) 協議会に対する委託費

47 協議会に対し支払った委託費について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の物品購入費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

(別掲不当事項 147 ページ参照)

37 協議会では、9年度から12年度までの間に、協議会事務局が、交付を受けた委託費から、物品の購入、謝金及び旅費の不正な支払を行うなどして資金をねん出し、これを協議会事務局等において別途に経理するなどして計117,393,815円を委託事業の目的外の用途に使用するなどしていた。そして、上記の協議会事務局では、虚偽の内容を記載した精算報告書等を本省に提出し、本省ではこれに基づき委託費の額を確定し精算していたため、委託費が過大に支払われていた。

イ 委託費で購入した物品の一部を労働局の業務で使用するなどしていたもの

20 協議会では、10年度から12年度までの間に、委託事業で使用する物品を購入するなどとして、委託費から計51,366,469円を支払っていたが、購入した物品の一部を委託事業ではなく労働局の業務で使用するなどしていた。

## (3) 別途経理資金の使途等

前記(1)アの(ア)、(イ)、(ウ)及び(2)アのとおり、労働局等では、物品の購入等に係る庁費、謝金等、旅費及び委託費の不正支出等を行い、これによりねん出した資金を別途に経理していた。各労働局における別途経理資金のねん出等の状況は表12のとおりである。

表 12 別途経理資金のねん出等の状況

(単位：円)

労働局名	10年度からの別途経理資金の繰越額 A	11年度から16年度までの別途経理資金のねん出額 B	別途経理資金預金口座利息 C	別途経理資金合計額 A + B + C = D	使用済額 E	未使用残額 D - E
青森	14,938,218	31,178,204	15,586	46,132,008	36,377,745	9,754,263
秋田	1,666,000	2,290,512	0	3,956,512	3,854,206	102,306
福島	3,171,753	25,167,810	437	28,340,000	26,976,589	1,363,411
栃木	469,391	3,969,133	0	4,438,524	4,397,493	41,031
神奈川	3,862,175	13,465,804	1,695	17,329,674	17,329,674	0
石川	1,590,777	2,540,280	1,956	4,133,013	3,346,113	786,900
福井	158,000	3,397,362	0	3,555,362	3,555,362	0
長野	0	497,197	0	497,197	497,197	0
静岡	1,194,500	16,745,217	0	17,939,717	17,939,717	0
愛知	824,842	7,631,997	0	8,456,839	7,336,839	1,120,000
京都	25,350,000	28,249,327	3,909	53,603,236	36,347,015	17,256,221
兵庫	23,258,235	220,440,000	0	243,698,235	224,105,342	19,592,893
和歌山	10,024,908	31,718,741	1,347	41,744,996	27,345,941	14,399,055
鳥取	2,300,000	18,820,018	3,903	21,123,921	18,894,015	2,229,906
広島	0	8,342,865	0	8,342,865	8,342,865	0
香川	67,990	2,735,490	0	2,803,480	2,803,480	0
合計	88,876,789	417,189,957	28,833	506,095,579	439,449,593	66,645,986

注(1) 静岡労働局のねん出額は、平成9、10両年度のねん出額を含む。

注(2) 鳥取労働局の繰越額は平成9年度からの繰越額、ねん出額は10年度のねん出額を含む。

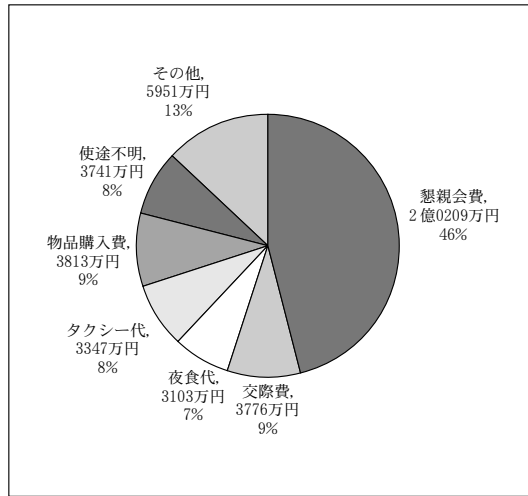
注(3) 広島労働局は、平成18年次検査における判明分のみ計上。

注(4) 神奈川、兵庫、和歌山、鳥取各労働局のねん出額には、委託費に係る分を含む。

これらの別途経理資金は、労働局において現金若しくは預金口座により管理され、目的外の用途に使用されていた。そして、これらの16労働局のうち6労働局では、今回の会計実地検査の実施当時までに、保有していた別途経理資金の全額を費消していたが、10労働局では、今回の会計実地検査の実施当時においてもなおその一部を現金又は銀行預金で保有していたところであり、その保有額の計は6664万余円となっている。

これらの別途経理資金の使途について調査したところ、図11のとおり、職員の懇親会費が最も多く、全体の46%(計2億0209万円)となっているほか、交際費、夜食代等にも多く使用されていた。ただし、これらの別途経理資金の使途等は関係職員の申告によるもので、その裏付けとなる関係資料は既に廃棄されているとのことであり、その詳細について正確に確認することはできなかった。

図 11 別途経理資金の使途



(4) その他の検査の状況

ア 国庫金振込明細票の照合確認

47 労働局における支出等について、11 年度から 14 年度までの各年度末の 3 月及び出納整理期間の 4 月分を対象として、表 13 のとおり、労働局保管の国庫金振込明細票と日本銀行又はその代理店が保管する国庫金振込明細票の照合確認を行ったところ、この照合確認の範囲内では、振込先名が異なっていて不突合となっているものは兵庫労働局を除き見受けられなかった。

表 13 照合確認した国庫金振込明細票の件数及び金額

(単位：件、千円)

年度 会計名	11 年度		12 年度		13 年度		14 年度		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
一般会計	3,998	4,893,333	7,028	5,594,985	3,169	2,574,959	3,107	3,215,509	17,302	16,278,788
特別会計	38,302	17,200,203	30,294	13,305,320	11,043	6,110,304	14,223	5,374,455	93,862	41,990,285
合 計	42,300	22,093,537	37,322	18,900,306	14,212	8,685,264	17,330	8,589,964	111,164	58,269,073

イ 関係書類の保存状況

47 労働局において、証拠書類及び経理関係書類の一部を、保存期限前に廃棄又は紛失していないかについて確認したところ、表 14 のような状況となっていた。

表 14 証拠書類及び経理関係書類の一部を保存期限前に廃棄又は紛失していた労働局

①支出計算書 附属証拠書類	②国庫金振込 請求書、同 明細票	③支出簿、支 出負担行為 差引簿	④出勤簿、休 暇簿	⑤旅行命令 簿、同復命 書	⑥超過勤務等 命令簿	⑦現金出納簿
18 労働局	29 労働局	8 労働局	41 労働局	26 労働局	42 労働局	9 労働局

なお、上記の②、④、⑥には、本来の保存期限の 5 年を誤って 3 年としていたなどのため、保存期限前に廃棄していた労働局が含まれている。

(5) 厚生労働省の労働局に対する監査等の状況

検査の結果、多くの労働局において、違法又は不正な会計経理等が多数認められたことから、本省の労働局に対する監査、監督等の状況について検証したところ、次のとおりと

なっていた。

ア 会計監査の状況

本省の労働局に対する会計監査(以下、単に「監査」という。)は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)等に基づき厚生労働省大臣官房会計課監査指導室(以下「監査指導室」という。)が、また、労働局が行う内部監査は、「会計経理の内部監査について」(昭和54年労働省会発第234号労働大臣官房会計課長通知)に基づき、労働局総務部総務課等が行うこととされている。

(ア) 監査指導室が行う監査

監査指導室が行う監査は、「厚生労働省所管会計事務監査規程」(平成13年厚生労働省訓令第24号)等に基づき、会計経理についてその実態を把握し、これが適正かつ効果的に行われるよう是正指導し、もって会計事務の改善等に寄与することを目的として実施されている。この監査には、通常実施される一般監査と厚生労働省大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)が必要と認めた事項について実施する特定監査がある。監査の結果は、会計課長に報告され、会計課長は、是正を必要と認めた事項について、監査対象機関の長に対し、必要な措置を講じるよう指示し、講じた措置等について報告を求めることとなっている。

監査指導室が労働局に対し12年度から17年度までの間に実施した実地監査の人数は、表15のとおり、15年度までは約30労働局について200人日前後となっていたが、16、17両年度は広島、兵庫両労働局の不正経理事件を受けて47労働局すべてを対象とした2度にわたる特定監査を実施したことから、監査人数が大幅に増加している。

表15 監査指導室が労働局に対し行った実地監査の状況

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
監査人数(補助者を含む)	125人日	211人日	187人日	218人日	788人日	805人日
監査箇所数	26箇所	33箇所	28箇所	28箇所	47箇所	39箇所
監査体制	会計監査官2名	同5名	同5名	同5名	同4名	同5名

監査指導室が労働局に対して行った監査の結果についてみると、今回の本院の検査で判明した不正経理の事態に関する指摘事項はないものの、16年度の第1回目の特定監査では、兵庫労働局における不正経理の一端を指摘するなどしている。また、第2回目の特定監査では、和歌山労働局における不正経理を指摘するなどしている。

しかし、監査指導室における専任の会計監査官は5名のみ(厚生労働省発足後の定員。ただし16年度は4名。)であること、監査指導室の監査の対象は、厚生労働省(社会保険庁を除く。)の所掌するすべての会計となっており、膨大であることなどから監査の実効性にはおのずから一定の限界がある。

(イ) 労働局総務部総務課等が行う監査

労働局総務部総務課等が行う監査は、局内各課室、管下の安定所等を監査対象として、労働局長が定める内部監査実施要領等に基づき実施されるものである。

そして、監査の結果は、上記の要領等に基づき、監査結果報告書を作成して労働局長等に報告するとともに、改善を必要とする事項については、文書により指示し、改

善報告を提出させ、次回の監査の際、改善状況を確認することとなっている。

各労働局の内部監査実施要領の整備状況についてみたところ、4労働局では18年8月末現在においても内部監査実施要領を作成しておらず、また、6労働局では18年度以降によりやく実施要領を作成している状況となっていた。さらに、各労働局の内部監査実施要領中には、内部監査の目的、実施時期、対象箇所、監査結果の報告等が規定されていないものも見受けられた。

また、監査体制についてみると、専任の監査職員を配置している労働局はなく、大半が経理事務を取り扱う総務課等の職員が一時的に監査班員を兼務して監査を実施しているが、今回の検査の結果判明した不正経理等の中には、総務課等の職員が関与していた事態も見受けられた。このような場合、当該監査に実効性は期待できず、違法又は不正な会計経理は是正されないものと思料される。

#### イ 本省の労働局に対する監督の状況

厚生労働省大臣官房地方課(以下「地方課」という。)では、厚生労働省組織令に基づき、労働局及び安定所等の所掌事務の運営について総合的監督等を行うこととされている。

そして、地方課では、労働局等における会計経理等の管理事務の状況を把握するため、「管理事務及び企画調整事務に関する監察について」(平成12年労働省発地第43号労働大臣官房長通達)に基づき、本省労働基準局及び同職業安定局所属の監察官(以下「監察官」という。)を地方課に併任し、それぞれの監察官が所掌する業務に関する労働局の監察を行う際に、併せて会計経理事務等の管理事務に関する監察(以下「中央監察」という。)を行わせている。

中央監察は、地方課の労働局に対する総合的監督業務として位置付けられている。しかし、中央監察に係る人日数は、表16のとおり、近年減少傾向にあり、労働局における会計経理の是正監督等のために十分な機能を発揮しているとは言い難いものとなっている。

表16 労働局に対する中央監察の状況

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
監察人日数	基準局	36人日	37人日	22人日	12人日	11人日	11人日
	A 安定局	48人日	18人日	20人日	20人日	26人日	22人日
監察箇所数	基準局	36箇所	37箇所	22箇所	12箇所	11箇所	11箇所
	B 安定局	24箇所	13箇所	13箇所	11箇所	13箇所	11箇所
人日数/1箇所	基準局	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	A/B 安定局	2人日	1.4人日	1.5人日	1.8人日	2人日	2人日

#### (6) 本省及び労働局における再発防止策に対する検討

##### ア 本省が講じた措置

本省では、表17のとおり、広島、兵庫両労働局の不正経理事件等を受け、16年5月以降3回にわたり、「綱紀の厳正な保持及び会計経理の適正な執行について」(16年地発第0507001号大臣官房地方課長通達)等の通達(以下「適正化通達」という。)を各労働局に発

出し、厳正な服務規律の保持、適正な会計事務処理に努め、不正経理の再発防止に万全を期すよう指示した。

表 17 特定監査、通達の発出等

年 月	特定監査の状況	公表事項・事件等	通達関係
15年 9月	第1回 特定監査	広島労働局において不正経理発覚	綱紀の厳正な保持及び会計経理の適正な執行について
16年 3月		広島労働局が職員2名を懲戒免職にするとともに刑事告発する	
16年 5月		第1回特定監査終了、監査結果の公表	
16年 8月		兵庫労働局の職員Aが逮捕される	
16年 9月	兵庫労働局の監査	兵庫労働局不正問題調査班設置	不正経理事案の再発防止等について
16年 10月		兵庫労働局の職員Bが逮捕される	
16年 12月			
17年 1月	第2回 特定監査	兵庫労働局不正経理に係る再調査結果及び処分を発表	
17年 7月		会計検査院の検査結果を受けて、北海道労働局ほか6労働局の職員に対する懲戒処分を発表	会計経理事務の適正な執行について
17年 11月			

このうち、17年7月、兵庫労働局の不正経理事件を受けて発出した「不正経理事案の再発防止策等について」(17年地発第0708001号大臣官房地方課長通達)では、不正経理の再発防止、根絶に向けた留意点等を取りまとめるとともに、今後、不正経理を実行し又は指示したような者については懲戒免職を原則とし厳正に処分することを明記した。さらに、同年11月、本院の検査結果を受けて「会計経理事務の適正な執行について」(17年地発第1108001号大臣官房地方課長通達)を発出するとともに「不正経理根絶のための留意点及びチェックポイント」を整理し各労働局に提示した。

そして、これらの通達においては、主に①公務員倫理の徹底と綱紀の厳正な保持、②会計の組織体制の機能強化、③契約事務の適正化及び支払(検収)事務の厳格化、④予算の計画的な執行、⑤予算又は庶務担当者等への研修、⑥内部監査の徹底について留意事項を明示し、管下の職員に対する指導監督の徹底と必要な周知に万全を期すよう繰り返し指示している。

イ 労働局における再発防止策の取組状況

上記のような本省の適正化通達を受けて各労働局が講じた不正経理の再発防止の取組状況(17年度末時点)について検査したところ、次のとおりとなっていた。

① 公務員倫理の徹底と綱紀の厳正な保持

47労働局において、会計事務処理の適正化について関係部署に文書を発出したリ、会議等で注意喚起を行ったりなどして職員の意識の徹底を図ったとしている。

② 会計の組織体制の機能強化

47労働局において、支出負担行為と支出をそれぞれ総務課等の別の係で所掌させるなどして、内部牽制が十分機能するよう組織体制の整備が図られた。

③ 契約事務の適正化及び支払(検収)事務の厳格化

47 労働局において、従来行われていた各課室等による見積書の徴取及び検収事務の代行等の不適正な会計処理を改め、会計機関が業者から見積書を徴取し見積合わせも2社以上から行うこととしたほか、検査職員以外の者に検収をさせないよう通知を発するなどして契約及び検収事務の適正化等を図ったとしている。

④ 予算の計画的な執行

47 労働局において、年度末に物品等の大量購入を行わないよう予算執行の適正化を会議等で指示徹底したとしている。また、ほとんどの労働局において、安定所等で行う経費の支払を労働局で一括して支払う労働局の会計事務集中化を進め、これにより予算の計画的執行に努めるとしている。

⑤ 予算又は庶務担当者等への研修

労働局自らが研修内容を企画し職員を参加させるなど積極的な対応を行っている労働局もあるが、本省等が実施する各種研修への参加のみにとどまっているものも見受けられる。

⑥ 内部監査の徹底

内部監査実施要領を制定していない労働局があるほか、同要領の内容を見直していない労働局も多く見受けられる。

ウ 本省における労働局の実態把握の状況

地方課では、適正化通達の発出に当たり、労働局が再発防止に向け処置した対応状況等についての報告を義務付けておらず、それらは監査指導室の行う監査を通じて把握することとしていた。

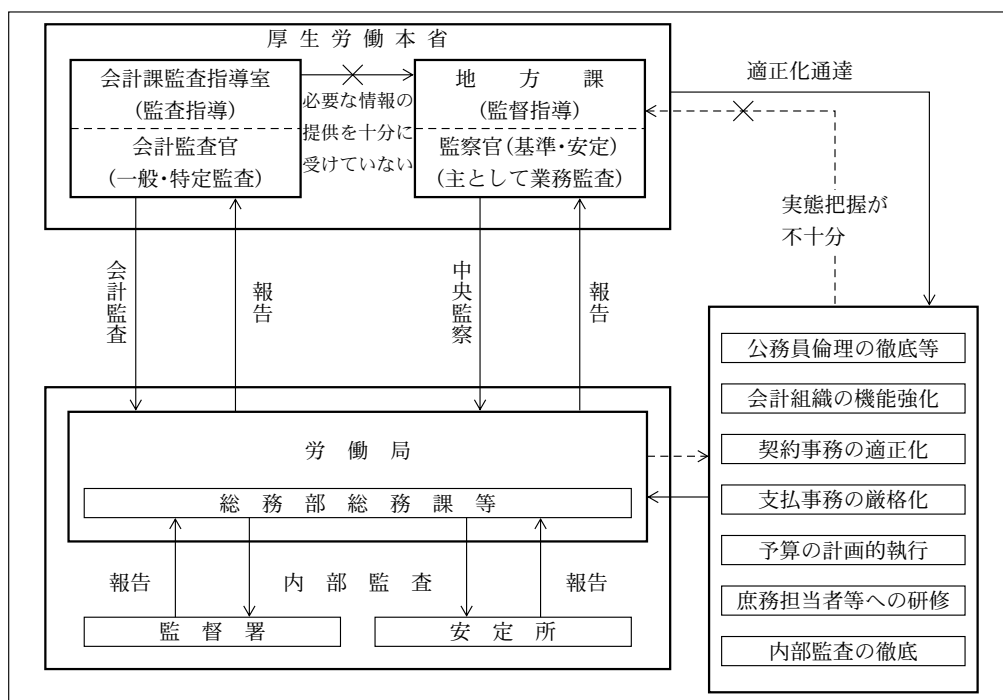
しかし、制度上、監査指導室が行った監査結果等を地方課に連絡する仕組みがとられていないため、地方課に対して監査における指摘等の趣旨が十分に伝えられていないケースも見受けられた。

そして、このようなことから、地方課では、各労働局における職員の綱紀の保持、会計経理の組織体制、契約、支払事務、予算の執行、研修の実施、内部監査の状況等についての実態把握が十分でなく、これらにおける問題点等も十分に認識していなかった。そして、地方課の労働局に対する事後指導等のフォローアップも十分に行われていなかった。

上記について、地方課では、今後、労働局が適正化通達に基づき実施した再発防止等に係る取組状況等を定期的に報告させ、報告内容が確実に実施されていることを確認することとしている。また、契約、支払及び検収事務について手順や留意事項等を具体的に盛り込んだ「会計事務取扱手引」を新たに作成し各労働局に配付することとしたほか、内部監査については各労働局から内部監査実施要領等を提出させるなどして、監査が十分ではない労働局に対しては速やかに是正指導を行うとしている。

上記について、本省の労働局に対する監査・監督の状況を図示すると、図12のとおりである。

図12 本省の労働局に対する監査・監督の状況



#### 4 本院の所見

全国47労働局の会計経理について検査した結果、前記のとおり、25労働局において、庁費、謝金、旅費等を不正に支出するなどしており、そのうち16労働局では、不正支出等によりねん出した資金を会計法令の枠外において別途に経理するなどしていた。そして、このような不正経理の事態は、概して労働局の労働基準関係部局及び監督署よりも職業安定関係部局及び安定所において多く見受けられた。また、庁費、謝金、旅費等の不正支出額は、13年度以前のもものが多くを占めていた。これは、11年度以前における職業安定行政が、国家公務員でありながら都道府県知事の指揮命令の下にある地方事務官制度により担われており、これを背景として組織的な不正経理が行われていたこと、そして、その当時の不正経理の慣行が12年度における労働局への移行後も引き継がれていたことなどによるものと思料される。

また、物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなどの事実と異なる不適正な会計処理を行い、庁費等を支出していた事態は、47労働局のすべてで見受けられた。そして、このような不適正な会計処理の慣行は、上記のような不正経理が行われる一つの要因となっていたものと思料される。

このほか、求人情報自己検索システムの取得等に当たり、会計法令に違反し、複数年度にわたる役務の提供等に係る契約の締結及び経費の支払をしていた事態が32労働局、競争入札の実施を偽装して契約を締結していた事態が2労働局においてそれぞれ見受けられた。また、37協議会に対する委託費の支払が過大となっていた事態では、協議会事務局が設置された労働局において不正支払に係る委託費を別途に経理するなどしていたものも見受けられた。

さらに、超過勤務手当の不適正支給の事態は、従前より労働局における慣行として行われてきたもので、是正が図られていなかったものと考えられる。



本来、会計法令及びこれに基づく基本的な会計事務手続等を遵守することは、予算執行等の会計経理に携わる国の職員にとって最も基本的な職責であり、予算執行等に当たりこれらの会計法令及び基本的な会計事務手続等が遵守され、適正な会計経理の規律が確保されていれば、上記のような違法又は不正な会計経理が行われるようなことは通常では考えられないところである。

しかし、上記のとおり、労働局では、これらの会計法令及び基本的な会計事務手続等を遵守し、もって適正な会計経理の規律を確保することの重要性が十分認識されておらず、従前からの違法又は不正な会計経理が慣行的に行われていた。そして、別途経理を行っていた前記16労働局のうち10労働局では、今回の会計実地検査の実施当時においてもなおその一部を現金又は銀行預金で保有していたところであり、その保有額の計は6664万余円となっている。

さらに、広島、兵庫両労働局における不正経理は、職員の刑事事件に発展したが、今回の会計実地検査においても、北海道、秋田及び東京各労働局において、職員が国庫金を領得したり、国の物品を売却して代金を着服したりしていたなどの事態が判明している。

厚生労働省では、昨年来、このような不正支出等により国損を生じさせたものについては関係者から延滞利息を付してその全額を返還させるとともに、不正経理を実行した職員等に対し厳正な処分を行うなどして再発防止に万全を期すとしているが、今回の本院の検査により明らかとなった上記のような事実等を憂慮すべき事態として一層深刻に受け止める必要がある。

その上で、厚生労働省では、このような事態が再び生じることのないよう、労働局から再発防止等に関する取組状況、監査の実施状況等を定期的に報告させるとともに、同省内部の連携を強化するなどした上、適切かつ効果的な監査等を実施することなどにより、労働局における会計経理の実態を的確に把握する必要がある。そして、職員に対し、基本的な会計法令の遵守、公務員倫理及び綱紀の保持の徹底、不正経理の再発防止等に向けた研修指導を徹底し、今後、不正経理を実行した職員等については懲戒免職を原則とする旨の基本方針についても一層の周知を図るとともに、監査等の機能の一層の充実強化を図るなどして、従前からの慣行的な不正経理等の根絶を図り、労働局における適正な会計経理の規律の回復及び確保に努める必要がある。

本院では、労働局の会計経理の適正化、規律の確保の状況等を注視しつつ、会計経理を監督し、その是正を図り、もって不正な会計経理等の根絶を図るなどの使命を果たすべく、引き続き厳正に検査を実施していくこととする。

## 第6 国民年金保険料の申請免除及び若年者の免除特例の実施状況について

検査対象	厚生労働省、社会保険庁、北海道社会保険事務局ほか4社会保険事務局、札幌東社会保険事務所ほか37社会保険事務所等
会計名	国民年金特別会計
保険料申請免除等の根拠	国民年金法(昭和34年法律第141号)
保険料申請免除等の概要	法令で定められた要件に該当している第1号被保険者の申請を受けて社会保険庁長官が承認することにより、保険料全額又は半額の納付を要しないこととするもの
適切を欠いていた申請免除等の件数	180件(札幌東社会保険事務所ほか9社会保険事務所等)
事務処理等が適切を欠いていた申請免除等に係る保険料相当額	23,857,050円

### 1 国民年金保険料の免除制度

#### (1) 国民年金保険料の納付の免除等

社会保険庁では、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として、国民年金事業を運営している。そして、この目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な年金給付等を行っている。

国民年金事業においては、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、一定の要件に該当する者はすべて被保険者となり、法に基づき、上記の年金給付等の財源に充てるための保険料を納付しなければならないこととされている。

そして、第1号被保険者<sup>(注1)</sup>に係る保険料については、支払能力に関係なく定額となっていることから、一定の要件のもとに保険料の納付の免除等を行うことが認められている。

(注1) 第1号被保険者 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、被用者年金制度の被保険者、組合員又は加入者(以上、第2号被保険者)、第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者(第3号被保険者)及び被用者年金各法に基づき老齢給付等を受けることができる者以外の者

保険料の納付の免除等には、法定免除、申請免除、学生等の納付特例及び若年者の免除特例の4つがある。そのうち、申請免除と若年者の免除特例は、次のとおりである。

#### ア 申請免除

申請免除は、法令で定められた免除の要件に該当している第1号被保険者の申請を受けて社会保険庁長官が承認することにより、保険料の納付を要しないものとされていて、全額免除及び半額免除がある。

このうち、全額免除は、第1号被保険者の申請に基づき、本人、配偶者及び世帯主

(以下「申請者等」という。)の前年の所得が政令で定める額以下である場合、申請日の属する年度又はその前年度における失業等の厚生労働省令で定める事由に該当し保険料を納付することが著しく困難である場合などに、保険料全額の納付を要しないものとされている。また、半額免除は、政令で定める所得額が全額免除と異なるほかはその要件が全額免除と同様であり、保険料の半額の納付を要しないものとされている。

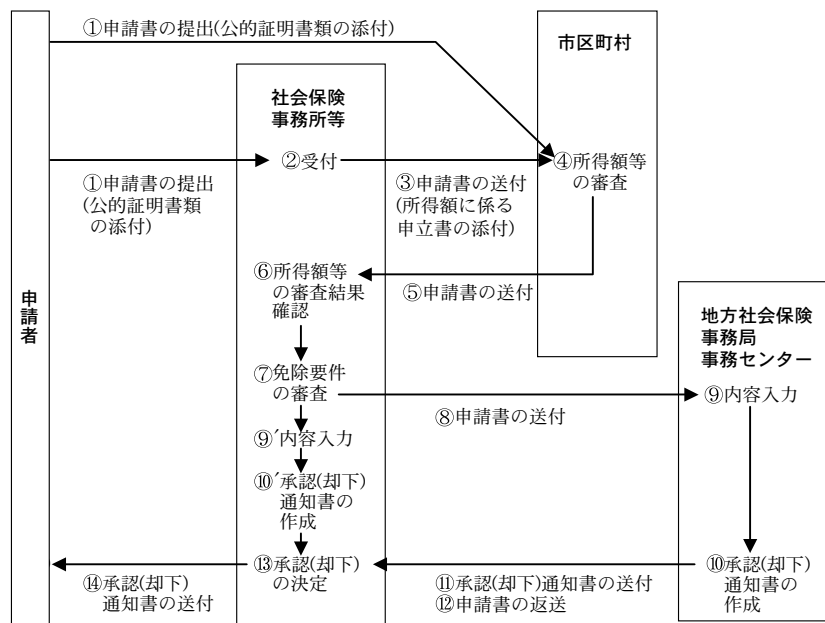
イ 若年者の免除特例

若年者の免除特例は、平成17年4月から27年6月までの期間において、30歳未満の第1号被保険者の申請に基づき、本人及び配偶者の前年の所得が政令で定める額(全額免除と同額)以下である場合などに、保険料全額の納付を要しないものとされていて、所得額の審査の対象者に世帯主が含まれないこと以外は、申請免除と同様の要件によるものとされている。

(2) 申請免除等に係る事務手続

申請免除及び若年者の免除特例(以下、これらを合わせて「申請免除等」という。)に係る事務手続の流れは次図のとおりである。

図 申請免除等に係る事務手続の流れ



(注) ⑨'、⑩'は急を要するなどの場合の事務手続の流れである。

ア 申請書の提出

申請免除等を希望する者は、国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「申請書」という。)に申請者等(若年者の免除特例の場合は、本人及び配偶者)の氏名、希望する申請免除等の種類、所得状況その他保険料の納付を要しない者である旨の事実、申請年月日等を記載し、記名押印又は自ら署名して、これを直接又は住所地の市区町村を經由して社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室(以下「社会保険事務所等」という。)に提出しなければならないこととなっている。

イ 所得額の確認

申請書が直接社会保険事務所等に提出された場合は、社会保険事務所等は、その申請書を市区町村に送付し、申請者等の前年の所得額等について審査を受けることとなって

いる。そして、社会保険事務所等は、市区町村による所得額の審査結果を確認したり、申請書に添付された雇用保険受給資格者証等の公的機関が証明する書類(以下「公的証明書」という。)により失業等の事実を確認したりすることによって、申請免除等の要件に該当するかを審査することとなっている。

なお、「税務申告が未申告となっている被保険者に係る免除申請の取扱いについて」(平成17年社会保険庁事務連絡)により、社会保険事務所等は、申請者等が税務申告を行っていない場合には、申請者等に必要に応じて税務申告を行うよう指導し、また、申請書に所得額に係る申立書(以下「申立書」という。)を添付させ、これにより市区町村に所得額の審査を受けることとなっている。

#### ウ 申請免除等の承認等

社会保険事務所等では、審査を了した申請書を地方社会保険事務局事務センターに送付する。同センターは、申請書の内容を入力し、申請免除等の種類、免除期間等を記載した承認通知書(却下の場合は却下通知書)を作成して社会保険事務所等に送付し、社会保険事務所等は、承認又は却下を決定し、申請者に通知することとなっている。

なお、社会保険事務所等では、急を要するなどの場合には事務所内に設置されている端末装置から申請書の内容を入力し、承認又は却下を行うことができることとなっている。

### (3) 保険料の免除期間

保険料の免除期間については、社会保険庁長官の告示(平成14年社会保険庁告示第8号)により、16年度以前は申請日の属する月の前月から申請のあった日の属する年の6月まで(申請のあった日の属する月が7月から12月までの場合は翌年の6月まで)の期間と定められていたが、法改正に伴う社会保険庁長官の告示(平成17年社会保険庁告示第18号)により、17年度以降の申請分に係る保険料の免除期間は次のとおり定められている。

ア 17年4月に申請がある場合	17年3月から6月までの期間
イ 17年5月または6月に申請がある場合	17年4月から6月までの期間
ウ 17年7月から18年7月に申請がある場合	17年4月から18年6月までの期間

## 2 検査の背景、観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の背景

近年、社会保険事務所等では、市区町村から管内被保険者の所得情報を入手できる体制が整ってきたことを背景として、高所得の保険料未納者に対する保険料収納対策の強化とともに、低所得の保険料未納者に対する申請免除等の勧奨を積極的に行ってきている。

このような状況の下で、18年2月に、京都社会保険事務局において第1号被保険者からの申請がないまま免除等の承認を行っていた事態が、社会保険庁の調査により判明した。その後、5月に至り、大阪社会保険事務局ほか2社会保険事務局における国民年金保険料の免除等に係る不適正な処理の事態が、新聞等で報道され、国会でも取り上げられた。

上記の事態に対し、社会保険庁では全国の社会保険事務局長及び社会保険事務所長等に報告を求めるなどした第1次調査を行い、その結果をとりまとめた調査報告書を5月29日に公表した。

社会保険庁では、引き続き第2次調査を行い、その結果をとりまとめた調査報告書を6月13日に、また、第1次調査及び第2次調査を踏まえて、本庁職員等を全国の社会保険事務局に派遣して実施した全件調査の結果をとりまとめた調査報告書を7月6日に、それぞれ公表した。

そして、一連の不適正な処理の事案について、具体的な経緯等に係る詳細調査等の結果をとりまとめた第3次調査報告書を8月3日に公表した。

この調査報告書では、それまでの調査報告書に記載されていた「申請意思を確認しないまま承認したもの」などの事態に加えて、「法律で規定された免除対象期間を超えて遡及免除を行っていたもの」や「免除等申請に係る所得基準の審査を誤ったもの」などの事態が新たに記載されており、不適正な処理に関与したのは44社会保険事務局、271社会保険事務所等、件数は385,440件となっている。

なお、9月4日に、第3次調査報告書の不適正処理件数を179件少なくし、385,261件とする訂正を行っている。

一方、厚生労働省では、社会保険庁の調査が適正に行われているかなどを専門家を含めた外部の視点から調査するため、6月2日に「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会」を設置し、その検証結果を8月3日に公表した。

上記のように、社会保険庁の調査により、多くの不適正な処理が明らかになったことから、本院においても上記の事態の重要性にかんがみ、社会保険庁による全件調査及び厚生労働省による検証と並行して、6月12日から重点的に検査を実施することとした。

## (2) 検査の対象、観点及び着眼点

北海道社会保険事務局ほか4社会保険事務局管内の札幌東社会保険事務所ほか37社会保険事務所等が主として17年7月から18年3月までに承認した申請免除等について、合規性等の観点から、第1次調査報告書において公表されていた不適正な処理の態様以外に法令等に違背した事態はないか、適正な処理とされている申請書の中に不適切に処理されている申請書はないかなどに着眼して検査した。

## (3) 検査の方法

上記の38社会保険事務所等において、申請書の記載内容及び申請書に添付する必要がある書類の有無を確認するなどし、また、社会保険庁及び厚生労働省において調査報告書及び検証委員会報告書の内容について説明を聴取するなどして検査を実施した。

(注2) 北海道社会保険事務局ほか4社会保険事務局 北海道、福島、千葉、大阪、島根各社会保険事務局

## 3 検査の状況

検査したところ、北海道社会保険事務局ほか3社会保険事務局管内の10社会保険事務所等において、申請免除等の審査に当たり、法令等に定められた要件を満たしていないのに承認するなどの事務処理等が適切を欠いていた事態が、次表のとおり見受けられた。

表 適切を欠いていた事務処理等の事態

区 分	地方社会保険事務局名	社会保険事務所等数	件 数	左に係る免除保険料相当額(円)
(1)所得要件に関するもの	北海道	2	96	13,676,460
	大阪府	21	不明	不明
	島根県	2	12	1,734,740
	計	4	108	15,411,200
(2)失業に係る資格要件に関するもの	福島県	3	44	4,993,310
	大阪府	1	5	819,000
	計	4	49	5,812,310
(3)免除期間に関するもの	福島県	2	16	1,596,000
(4)申請の種類に関するもの	大阪府	1	7	1,037,540
合 計		10	180	23,857,050

注(1) 社会保険事務所等数の計欄及び合計欄は、(1)の件数不明の社会保険事務所等数 21 を除いた数である。

注(2) 「左に係る免除保険料相当額」は、免除期間の分かるもの以外は平成 17 年 7 月から 18 年 6 月までの 12 箇月分、163,800 円で計算している。

注(3) (2)及び(3)の福島社会保険事務所の 1 社会保険事務所は重複している。

上記の事態を態様ごとに示すと次のとおりである。

(1) 所得要件に関するもの

ア 北海道社会保険事務局札幌東社会保険事務所では、申請書 27 件の免除の審査を行うに当たり、申請書に記載された前年の所得額が政令で定める額を超えるため申請を却下しなければならないのに、誤って、全額免除を承認していたり、あるいは半額免除としなければならないのに、全額免除を承認していたりなどしていた。

イ 北海道、島根両社会保険事務局の札幌東社会保険事務所ほか 3 社会保険事務所等では、申請書 81 件を受け付けるに当たり、前記 17 年の社会保険庁事務連絡により、所得の申告を行っていない申請者等には、必要に応じて税務申告を行うよう指導し、また、申請書に申立書を添付させ、これにより市区町村に所得額の審査を受けることとされているのに、申立書を添付させていなかった。

また、大阪社会保険事務局の天満社会保険事務所ほか 20 社会保険事務所等では、同事務局から上記の事務連絡が通知されていなかったことから、申請書に申立書が添付されたものはなく、申請書の記載に不備があったため、件数を確認することができなかった。

ウ 大阪社会保険事務局枚方社会保険事務所では、申請書を受け付けた場合は市区町村による所得額の審査を受けた後、免除要件に該当する場合に承認を行うこととされているのに、この手続によらず、申請書を受け付けた後、直ちに端末装置から申請書の内容を入力していた。そして、同事務所では、後日、市区町村による所得額の審査を受け、所得額が免除の要件に該当するかしないかを確認した後、当該入力を取り消し、改めて正規の承認又は却下の入力を行っていた。なお、上記のような正規の事務手続に基づかない入力がどの申請書について行われたかについては、記録が保存されていなかったため、その件数を把握することはできなかった。

## (2) 失業に係る資格要件に関するもの

福島、大阪両社会保険事務局の平社会保険事務所ほか3社会保険事務所等では、失業を理由とした申請書49件について、申請者から提出された公的証明書によりその事実を確認したとして申請免除等の承認を行っていた。しかし、当該申請書には公的証明書が添付されておらず、また、どのような公的証明書により事実を確認したのかも記載されていないため、事実の確認ができない状況となっていた。

## (3) 免除期間に関するもの

福島社会保険事務局の平社会保険事務所では、17年4月に受け付けた申請書15件の審査を行うに当たり、前記17年の社会保険庁告示に基づき、免除期間の始期を17年3月からとしなければならないのに、保険料の未納期間を極力少なくするため、申請書に記載された申請年月日を偽って入力し、免除期間の始期を16年4月から11月にかけてとし、法令等で認められた期間を計114箇月超えて免除を承認していた。同様に相馬社会保険事務所では、17年2月に受け付けた申請書1件の審査を行うに当たり、免除期間の始期を17年1月からとしなければならないのに、申請年月日を偽って入力し、免除期間の始期を16年7月とし、法令等で認められた期間を6箇月超えて免除を承認していた。

## (4) 申請の種類に関するもの

大阪社会保険事務局の大手前社会保険事務室では、申請書7件を受け付けるに当たり、申請者が申請免除等の種類を選択して記載していないにもかかわらず、申請者に希望する種類を確認しないまま、所得額等により該当する種類で承認していた。

上記のような事態が生じていたのは、地方社会保険事務局及び社会保険事務所等において、申請免除等の要件に対する確認が十分でなかったこと、法令等に定められた申請免除等の承認事務手続に対する認識が不足するなどしていたこと、また、社会保険庁において、地方社会保険事務局及び社会保険事務所等の承認事務手続の実態を把握しておらず、法令等の遵守に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められた。

本院の検査の結果適切を欠くと認められた前記(1)から(4)までの事態については、検査の過程において社会保険庁に指摘したところ、社会保険庁においても調査を行い、その結果を第3次調査報告書に「その他の事案についての調査結果」の一部として記載している。そして、その記載内容をみると、所得要件に関して全額免除等に該当していない事態及び免除期間を不適切に遡及している事態は、「重大な事務処理誤り」及び「法の適用を誤った行為」として、本院が指摘した事態を含め件数が掲記されている。また、所得要件に関して申請書に申立書が添付されていない事態、所得額の審査前に入力処理を行っていた事態、失業に係る資格要件に関して申請書に公的証明書が添付されていない事態及び申請の種類に関して申請免除等の種類を申請者に確認しないまま承認していた事態は、承認の効力に直ちに影響が及ぶものではないが、事務処理の方法としては適切とはいえないものとして列挙されている。

## 4 本院の所見

社会保険庁では、本院の検査において適切を欠くと認められた事態については、前記の第3次調査報告書において、下記のような改善を図っていくとしている。

## (1) 所得要件に関するもの

ア 所得額の審査確認に当たっては、申請免除等の種類の承認誤りが生ずることのない事務処理方法を徹底する。

イ 税務申告を行っていない申請者については、申請書に必ず申立書を添付させるなど、その取扱いについて徹底を図るため所要の措置を講ずる。

ウ 市区町村による所得額の審査を受けた後に承認事務手続を行うなど、正規の事務手続を徹底する。

## (2) 失業に係る資格要件に関するもの

失業の事実を証明する公的証明書を申請書に添付させ、承認後もその事実を確認できるよう取扱いを徹底する。

## (3) 免除期間に関するもの

免除期間の決定に当たっては、法令等によった承認事務が徹底されるよう研修等を通じ職員に法令遵守の意識を徹底させる。

## (4) 申請の種類に関するもの

申請書に申請免除等の種類が記載漏れとなっている場合は、申請者にいずれの種類の手続き免除等を希望するか必ず確認し、その記録を残すなど適切な取扱いを徹底する。

国民年金事業は今後も健全な国民生活の維持及び向上に寄与するために存続させなければならず、その前提として、本事業に対する国民の信頼を維持することが肝要である。そのためには法令等を遵守した事務処理の徹底が強く求められており、上記のような改善策を着実に実施する必要があると認められる。

本院としては、今後、国民年金保険料の申請免除等を適切に実施するために社会保険庁が執ることとしている上記のような改善策の実施状況について注視しながら検査していくこととする。



## 第7 社会保険庁が設置した年金・健康保険福祉施設の整理合理化の実施状況について

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第7

検査対象	社会保険庁 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
会計名	厚生保険特別会計 国民年金特別会計
施設設置の根拠	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) 国民年金法(昭和34年法律第141号) 健康保険法(大正11年法律第70号)
年金・健康保険福祉施設の整理合理化の概要	被保険者等の健康の保持増進、福祉の増進等を目的として社会保険庁が設置した施設を、整理合理化計画に基づき独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資し、譲渡等を行うもの
整理合理化計画に基づき平成17年10月に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された施設の台帳価格及び出資価額	台帳価格 6651億0945万余円(平成17年9月末日現在) 出資価額 1921億8045万余円(平成17年10月1日現在)

### 1 整理合理化の概要

#### (1) 年金・健康保険福祉施設の概要

社会保険庁では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び健康保険法(大正11年法律第70号)に基づき、厚生年金保険、国民年金及び政府管掌健康保険の被保険者、年金受給者等の健康の保持増進、福祉の増進等を目的として、年金の福祉施設及び政府管掌健康保険の保健・福祉施設(以下「年金・健康保険福祉施設」という。)を設置・運営してきた。

このうち、厚生年金保険の福祉施設は、年金制度が老後に受給権が発生する老齢年金を主たる給付とした長期保険であることから、長期間保険料を納める被保険者の信頼感、安心感を確保するとともに年金制度の周知を図るための一つ的手段として、昭和19年から設置・運営されてきた。そして、30年代から被保険者等のニーズ、社会環境の変化等に対応して、教養文化の向上、健康の保持増進等を目的として、厚生年金会館、老人ホーム及びスポーツセンターが、40年代後半から総合老人ホーム(休暇センター)、健康福祉センター(サンピア)等が設置・運営されてきた。

国民年金の福祉施設は、制度発足後10年が経過した40年代後半から、被保険者等に保養、休養の場を提供する施設として健康保養センターが、また、50年代には被保険者等の福祉の増進と教養文化の向上を図るための施設として国民年金会館が、平成4年からは、被保険者の健康増進等を図るための施設として健康センター等が設置・運営されてきた。

また、政府管掌健康保険の保健・福祉施設は、被保険者等の疾病予防、健康の保持増進を図ることにより、保険給付費を適切なものとし、保険財政の安定を図るとともに、疾病

又は負傷の療養等による被保険者等の福祉の向上を目的として、昭和20年代から社会保険診療所が、その後、60年代から健康教育、健康づくり等のための施設として健康管理センターが設置・運営されてきた。

さらに、健康づくり事業、生きがい対策事業等を総合的に実施することにより、健康保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等の健康の保持増進を図ることなどを目的として、58年から平成3年にかけて社会保険センターが、2年から社会保険健康センターが、制度共通の施設として設置・運営されてきた。

これらの年金・健康保険福祉施設については、保険者である国が保険料を財源として設置し、その運営は公益法人等に委託している。このような国有民営方式においては、公益法人等に施設を無償で使用させ、運営の委託を受けた公益法人等は、原則としてそれぞれの施設の運営による収入をもってその運営のための支出に充てることとされている。

年金・健康保険福祉施設は、16年度までに、厚生年金保険の福祉施設119施設、国民年金の福祉施設60施設、政府管掌健康保険の保健・福祉施設194施設、制度共通の福祉施設93施設、計466施設(社会保険病院53施設を含む。)が設置されており、その整備のために厚生保険特別会計及び国民年金特別会計から支出してきた額(土地取得費、施設整備費)は、厚生保険特別会計で2兆1165億円、国民年金特別会計で2410億円、計2兆3575億円(一部年金相談用の庁舎整備経費等含む。)と多額に上っている。

## (2) 年金・健康保険福祉施設の整理合理化

### ア 整理合理化の経緯

我が国では、近年、経済の長期的停滞の下で人口の少子高齢化が急速に進行しており、保険料負担の急増や給付水準の急激な抑制が不可避となることが予想されていた。このため、持続可能な年金制度を構築し、公的年金制度に対する信頼を確保するなどの考え方に立って、給付と負担のあり方を抜本的に見直すなどの制度改革が16年に行われた。

この年金制度改革に当たり、与党年金制度改革協議会では、年金保険料を原資として社会保険庁が設置してきた福祉施設については、社会経済状況や生活様式の変化の中で福祉還元事業としての必要性が希薄になってきたにもかかわらず、的確な対応ができなかったことへの反省に立って多くの国民の批判に応えるため、福祉施設の抜本的な見直しを行うことで16年3月10日に次のように合意し、「年金福祉施設等の見直しについて(合意)」(以下「与党合意」という。)を公表した。

- ① 年金保険料は、年金給付のための貴重な原資であり、今後は福祉施設の整備費及び委託費には投入しないこと
- ② 福祉施設は、年金保険料財源で整備されたものであることから、今後の施設売却に当たっては、年金資金への損失を最小化すること

社会保険庁では、上記の与党合意等を踏まえ、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、年金・健康保険福祉施設を取り巻く社会環境、国民のニーズの変化等にかんがみ、年金・健康保険福祉施設の整理合理化を行うこととし、17年3月31日に「年金・健康保険福祉施設(病院を除く)に係る整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)を取りまとめ、公表した。

## イ 整理合理化計画

整理合理化計画の概要は、以下のとおりとなっている。

- (ア) 整理合理化の推進体制
  - ① 施設の整理合理化を推進するため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)を17年10月1日に設立する。
  - ② 整理合理化対象施設は、機構の設立後5年以内に民間等に譲渡又は廃止するものとする。
- (イ) 整理合理化に当たっての基本的な視点
  - ① 施設の譲渡に当たっては、年金資金等への損失の最小化を図る。
  - ② 老人ホームの入居者への配慮を行うとともに、委託先公益法人の従業員の雇用問題への配慮を行う。
- (ウ) 譲渡又は廃止に当たっての基本的な考え方
  - ① 厚生労働大臣は、整理合理化対象施設を機構に出資する。
  - ② 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。
  - ③ 契約方法については、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札によるものとする。
  - ④ 次のa及びbの施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。
    - a 地域医療に貢献している施設(社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム)
    - b 入居者に配慮すべき施設(終身利用老人ホーム及び長期入居型老人ホーム)
  - ⑤ 老人ホームの譲渡に当たっては、入居者に対して十分な配慮を行う。また、委託先公益法人の従業員の雇用問題に配慮する。
  - ⑥ 機構が行う施設の譲渡又は廃止業務の円滑な推進のため、厚生労働省及び社会保険庁は必要な支援を行う。
- (エ) 譲渡又は廃止の進め方
  - ① 譲渡施設の選定及び譲渡時期  
各年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定める。
  - ② 機構設立前の早期廃止対象施設等  
今後の経営見通しが極めて厳しい施設及び借地上に設置されている施設であって機構に出資できないものについては、機構設立前の17年9月末までに廃止又は譲渡することに努める。

そして、整理合理化の対象となっている施設数は318であり、それを施設類型別に示すと表1のとおりである。

表1 整理合理化対象施設

制 度		施 設 類 型	施 設 数
年 金 の 福 祉 施 設	厚生年金保険	保養ホーム	4
		会館	21
		老人ホーム	32
		健康福祉センター(サンピア)	25
		総合老人ホーム(休暇センター)	17
		終身利用老人ホーム(サンテール)	1
		スポーツセンター	4
	計		104
	国 民 年 金	健康保養センター	47
		健康センター	8
会館		2	
総合健康センター		2	
計		59	
政府管掌健康保険 の保健・福祉施設	社会保険診療所	7	
	健康管理センター	15	
	保健福祉センター(ヘルシーパル)	13	
	健康づくりセンター	6	
	保養所、健康増進所(ホールサムイン)	22	
計		63	
制度共通の施設	社会保険センター	48	
	社会保険健康センター	44	
	計	92	
合 計		318	

(注) 上記のほか、施設に付随する職員宿舎、建設予定地等が整理合理化対象に含まれる。

## 2 検査の背景、観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の背景、観点及び着眼点

年金・健康保険福祉施設については、16年の年金制度改正前から事業の見直しに関する各種提言が行われてきた。

本院では、10年4月に国会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による要請を受け、社会保険庁が設置した施設を含む公的宿泊施設を対象として、その設置・運営状況について検査を行い、施設の稼働率、収支状況の低下の原因等を究明した上で今後の改善や統廃合の要否等の検討が必要である旨などを、10年9月に「公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について」として国会に報告した。

その後、平成14年度決算検査報告においては、社会保険庁が設置した老人ホーム等の施設について本来の設置目的に添った運営がなされているかなどに着眼して検査を行い、現状における当該施設の存在意義について適切に評価すること、個々の施設の実態に応じて、譲渡、廃止等の方策を検討することなどに留意し、施設の見直しや在り方を検討することが望まれるとしている。

これらの年金・健康保険福祉施設の整理合理化については、出資価額の妥当性、国の帳簿上の資産価格と出資価額の差、特別会計の損失額等について国民の関心が高く、また、年金・健康保険福祉施設の譲渡等の実施状況、施設職員の雇用問題等について国会等で議論が交わされている。

そこで、整理合理化について、正確性、経済性・効率性、有効性等の観点から、機構への出資価額の算定状況、機構における年金・健康保険福祉施設の廃止、譲渡状況等について分析するとともに、今後の機構における年金・健康保険福祉施設の譲渡等に当たり留意すべき点がないかなどの点に着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

整理合理化の対象とされた年金・健康保険福祉施設 318 施設について、社会保険庁及び北海道社会保険事務局ほか 27 社会保険事務局並びに機構を対象として、社会保険庁及び北海道社会保険事務局ほか 27 社会保険事務局においては、出資価額算定のための不動産の鑑定評価、物品の減価償却が適正に行われているかなどについて、国有財産台帳、物品管理簿、不動産鑑定評価報告書等により検査した。また、機構(年金・健康保険福祉施設を含む。)においては、出資された年金・健康保険福祉施設の現況、維持管理方法、譲渡状況等について管理委託契約書、不動産売買契約書等により検査した。

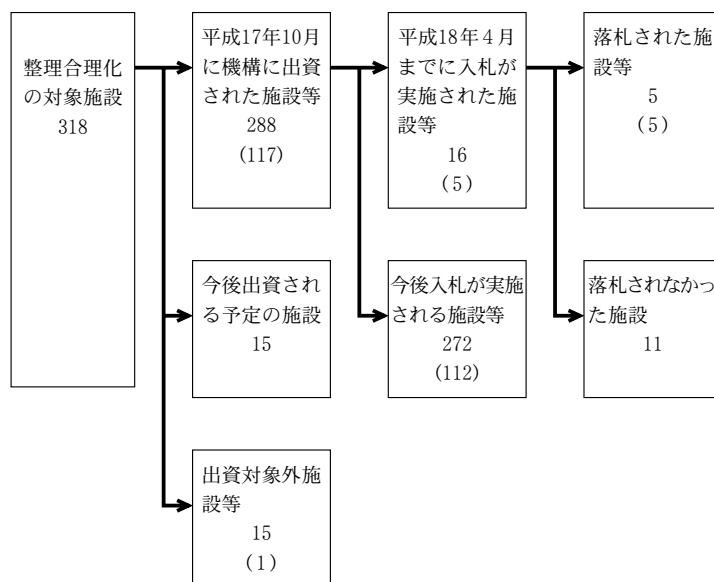
3 検査の状況

社会保険庁では、整理合理化計画に基づき、17年9月末までに、今後の経営見通しが極めて厳しい年金・健康保険福祉施設について譲渡等を行っている。その後、機構が17年10月1日に設立され、整理合理化の対象である318施設のうち288施設、及びこれらの施設に付随する職員宿舍、施設の建設予定地等が出資されている(以下、出資された施設等を「出資施設等」という。)。なお、出資されなかった30施設は、今後出資される予定の15施設と、同年9月末までに社会保険庁において譲渡等を行うこととしていたなどのため出資対象外とした施設(以下「出資対象外施設」という。)15施設である。

そして、機構では、出資施設等の譲渡等を開始しており、18年4月までに21施設等について譲渡のための入札を行い、そのうち10施設等は落札されたが、残り11施設については落札されなかった。

上記の18年4月までの整理合理化の実施状況を図で示すと、図1のとおりである。

図1 整理合理化の実施状況(平成18年4月まで)



(注) ( )内の数字は、施設に付随する職員宿舍、施設の建設予定地等で外数である。

そして、整理合理化について、出資された財産の価額等、固定資産承継損の会計処理、機構における整理合理化の実施状況及び出資されていない施設等の状況をみたところ、次のような状況となっていた。

(1) 出資された財産の価額等

機構がその成立時に国から承継する年金・健康保険福祉施設に係る土地、建物その他の財産の価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この金額(以下「政府出資金の額」という。)は、機構の成立の日現在における時価を基準として厚生労働大臣が任命した評価委員が評価した価額とされている。この評価委員による評価のため、社会保険庁では、各地方社会保険事務局に対し通知等を発して、出資対象施設等ごとに、国有財産及び国有の物品(電話加入権等の無形固定資産を含む。以下「国有物品」という。)の別に、次のように時価評価額を算定するよう指示している。

- ① 国有財産である土地、建物、工作物、立木竹については、直近の不動産鑑定に基づき時価評価額を算定する。
- ② 国有物品については、物品管理簿上の取得価額を基に税法上の減価償却を適用して時価評価額を算定する。

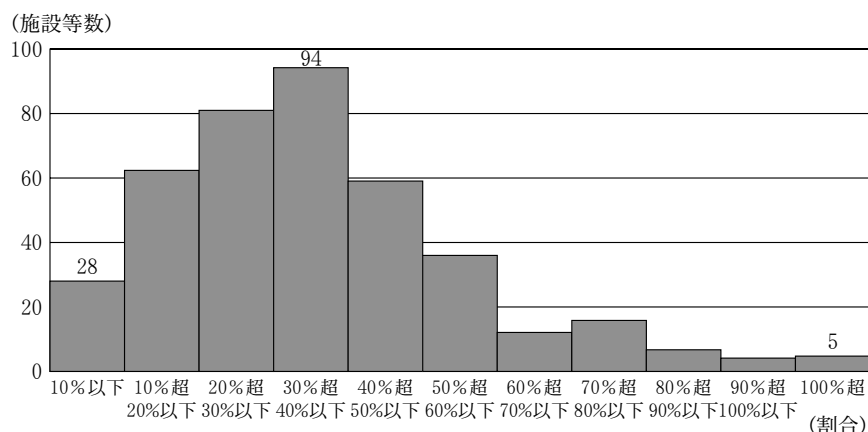
そして、社会保険庁では、各地方社会保険事務局の行った時価評価額の算定に基づき、出資施設等の時価評価額を計 1921 億 8045 万余円と算定し、評価委員の評価を経て、同額を機構に対する政府出資金の額としている。

ア 出資施設等の台帳価格と政府出資金の額

出資施設等に係る国有財産台帳に登録されている価格(12年度末における価格改定後の額)と物品管理簿上の取得価格の合計額(以下「台帳価格」という。)は計 6651 億 0945 万余円となっていて、政府出資金の額 1921 億 8045 万余円はその 28.9% となっている。

そして、施設等ごとにし出資価額(政府出資金の額の基になった時価評価額をいう。以下同じ。)の台帳価格に対する割合をみると、図2のとおり、10%以下となっているものが28施設等となっている一方で、100%を超えているものも5施設等となっており、30%超40%以下となっているものが94施設等と最も多くなっている。

図2 施設等ごとの出資価額の台帳価格に対する割合



イ 国有財産に係る鑑定評価の状況

社会保険庁及び全国の47社会保険事務局では、出資施設等に係る国有財産の時価評価額を計 1906 億 8226 万余円と算定している。

この国有財産の時価評価額は、「年金福祉施設等の国有財産に係る鑑定評価について」(平成17年庁文発第0329013号社会保険庁総務部経理課長・運営部企画課長通知)の通知等により、対象施設等ごとに一般競争入札で選定した鑑定評価業者(不動産鑑定士)に次のように算定させたものである。

① 更地については、原則として、取引事例比較法<sup>(注1)</sup>による比準価格及び土地残余法<sup>(注2)</sup>による収益価格を関連づけて決定する。

② 土地及び建物、工作物、立木竹から構成されている場合は一体として評価する。評価方法は原則として、原価法<sup>(注3)</sup>による積算価格、取引事例比較法による比準価格、収益還元法<sup>(注4)</sup>による収益価格を関連づけて決定する。

また、不動産鑑定士が鑑定評価を行う際の基準である不動産鑑定評価基準では、鑑定評価方式の適用に当たっては、原則として原価方式、比較方式及び収益方式の三方式を併用すべきであるが、併用することが困難な場合にはその理由を記載するものとされている。同基準では、収益方式の一つである収益還元法は、賃貸用不動産又は賃貸以外の事業の用に供する不動産の価格を求める場合に特に有効であるとされ、また、不動産の価格は一般に不動産の収益性を反映して形成されるものであり、収益は不動産の経済価値の本質を形成するものであるとされている。このため、この手法は、文化財の指定を受けた建造物等の一般的に市場性を有しない不動産以外のものにはすべて適用すべきものであるとされている。

そして、本院が検査した社会保険庁及び28社会保険事務局においては、179施設に係る鑑定評価が行われており、その評価方法は表2のとおりとなっている。

表2 鑑定評価の方法

(単位：件)

制度	施設類型 [施設数]	評価方法				
		原価法	収益還元法	取引事例比較法	その他	
年金の福祉施設	厚生年金保険					
	保養ホーム	[ 3]	3( 2)	1	0	0
	会館	[ 11]	10( 4)	7	1	1
	老人ホーム	[ 15]	15( 6)	9	0	0
	健康福祉センター(サンピア)	[ 14]	13( 6)	8	1	2
	総合老人ホーム(休暇センター)	[ 12]	12( 6)	6	0	0
	スポーツセンター	[ 3]	3( 1)	2	0	0
	計	[ 58]	56( 25)	33	2	3
	国民年金					
	健康保養センター	[ 27]	27( 13)	14	0	1
健康センター	[ 7]	7( 1)	6	0	0	
会館	[ 2]	1( 0)	2	1	1	
総合健康センター	[ 1]	1( 0)	1	0	0	
計	[ 37]	36( 14)	23	1	2	
政府管掌健康保険の保健・福祉施設	社会保険診療所	[ 5]	4( 2)	3	1	0
	健康管理センター	[ 9]	9( 6)	3	0	0
	保健福祉センター(ヘルシーパル)	[ 4]	4( 2)	2	0	0
	健康づくりセンター	[ 5]	5( 3)	2	0	0
	保養所、健康増進所(ホールサムイン)	[ 9]	9( 6)	3	0	0
	計	[ 32]	31( 19)	13	1	0
制度共通の施設	社会保険センター	[ 28]	28( 14)	14	0	2
	社会保険健康センター	[ 24]	23( 10)	14	1	2
	計	[ 52]	51( 24)	28	1	4
合計		[ 179]	174( 82)	97	5	9

(注) ( )内の数字は、原価法のみを採用している鑑定評価の数である。

これをみると、収益還元法による収益価格を他の評価方法による価格と関連づけて評価しているものは97件となっており、一方で、収益還元法による収益価格を算出しておらず、他の評価方法により評価しているものは82件となっている。そして、これら82件の鑑定評価において、収益還元法を用いるのが困難な理由は、①過去の収益性が低位であり将来の適正な純収益等の把握が困難であるなどのため(26施設)、②過去の収益性は極めて低位であり、今後の事業収支が大幅に改善することは考えにくいなどのため(15施設)、③過去の純収益は民間事業者の運営によるものではなく運営に係る特殊な事情を反映しているなどのため純収益の把握が困難である(5施設)などとなっている。

- (注1) 取引事例比較法 多数の取引事例を収集して適切な事例を選択し、これらに係る取引価格に必要に応じて事情補正及び時点補正を行い、かつ、地域要因の比較及び個別的要因の比較を行って求められた価格を比較考量し、これによって対象不動産の標準価格を求める手法
- (注2) 土地残余法 収益還元法の中の方法の一つであり、建物等の価格を収益還元法以外の手法によって求めることができる場合に、敷地と建物等からなる不動産について敷地に帰属する純収益から敷地の収益価格を求める手法
- (注3) 原価法 価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、この再調達原価について減価修正を行って対象不動産の積算価格を求める手法
- (注4) 収益還元法 対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求めることにより対象不動産の収益価格を求める手法

#### ウ 国有物品の時価評価額の算定

社会保険庁では、国有物品の時価評価額については、「年金の福祉施設等の国有物品について」(平成16年庁文発第1220009号社会保険庁総務部経理課長・運営部企画課長通知)等の通知により、出資施設等で供用しているすべての国有物品を対象として、物品管理簿上の取得価格を基に税法上の減価償却を適用して算定することとしている。

そして、各地方社会保険事務局において、社会保険庁が表計算ソフトにより作成した「物品減価償却試算表」に対象となる国有物品の品名、取得年月日、単価、数量のデータを入力し、国有物品ごとの時価評価額を算定しており、その結果、社会保険庁では出資された国有物品の時価評価額を計14億9818万余円と算定している。

国有物品の時価評価額の算定については、検査の結果、減価償却を行わない資産に該当する国有物品について誤って減価償却の計算をしたことにより時価評価額が過小となっているなどの事態が見受けられたため、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した(216ページ参照)。

#### (2) 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計における固定資産承継損の会計処理

前記のとおり、機構に対する政府出資金の額1921億8045万余円は時価を基準として評価した価額であるため、台帳価格の計6651億0945万余円とは4729億2900万余円の開差を生じている。この開差額は、機構設立に伴う固定資産承継損として厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の損益計算書に損失として計上されている。17年度決算においては、各施設が建設された際の財源に応じて、厚生保険特別会計の健康勘定に481億6409万余円、年金勘定に3522億0234万余円、国民年金特別会計の国民年金勘定に725億6255万余円の固定資産承継損が計上されている。



### (3) 機構における整理合理化の実施状況

機構における整理合理化の実施状況について、出資施設等の管理・運営状況、今後の譲渡に影響を与えると考えられる要因、入札の実施状況及び機構の17年度の収支、損益等をみたところ、次のような状況となっていた。

#### ア 出資施設等の管理・運営状況

##### (ア) 廃止された施設の管理状況

出資施設等の中には、整理合理化計画で今後の経営見通しが極めて厳しい施設等については機構設立前の17年9月までに廃止又は譲渡することに努めるとされていたことを踏まえ、社会保険庁において機構設立前に廃止し、又は、17年度末までに廃止することを予定していた22施設が含まれている。

このうち機構設立前に社会保険庁において廃止した16施設については、社会保険庁では、出入口封鎖のためのフェンスを設置したり、機械警備業務を行ったりなどの、外部からの侵入者を防ぐための維持管理のみをしており、出資を受けた機構においても外部からの侵入者を防ぐための維持管理のみを行っていた。そして、資産価値を維持するため定期的に電力及び水道の供給等を受けるなどの管理業務については、再度電力等の供給を受けるために受電設備等の検査に新たに費用が発生するなどとして行っておらず、これらの施設については資産価値が低下するおそれがある。

廃止された施設で管理等業務を委託していないものの一例を示すと次のとおりである。

#### <事例1> 廃止された施設で管理等業務を委託していないもの

施設 政府管掌健康保険保養所

この施設は、政府管掌健康保険の保養所として、被保険者等の病後の保養、心身の休養、体力の向上を図り健康の保持増進に資するために開設されたもので、今後の経営見通しが厳しいことから、平成17年5月に委託先公益法人から契約解除の申し出があり、同年9月30日限りで廃止されたものである。

本院が18年9月に現地で維持管理の状況等について確認したところ、廃止後に出資を受けた機構では、施設の出入口等を施錠したのみで、電気、水道等の契約は解除していた。このため、特に給排水システムの劣化、換気を行っていないことによる内装設備、備品等の劣化のおそれがある状況となっていた。

一方、出資施設等の中には、出資後に委託先公益法人から契約解除の申し出を受けて機構において廃止した施設が6施設あり、このうち既に譲渡等したものを除く4施設については、機構では譲渡までの資産価値を維持するため管理委託契約を締結して施設の維持管理を行っている。その委託業務の内容は、①外部からの侵入者を防ぐための機械警備、②エレベーター、消防設備等の法定点検、③電気設備の点検、④給排水施設の清掃、⑤館内清掃、換気等となっている。

##### (イ) 運営されている施設の管理状況

機構では、出資施設等のうち(ア)において記述した廃止された施設以外の施設の多くについて、機構設立前に社会保険庁が運営委託していた公益法人に対し引き続き施設の運営を委託している。これは、雇用の確保、年金・健康保険福祉施設の継続性の観点から、事業を継続していくことを前提にしているためである。そして、委託契約の

内容は、社会保険庁と公益法人との契約と同様に、公益法人は施設の運営による収入をもってその運営のための支出に充てることとされており、機構における委託費及び管理経費は生じていない。

また、運営されている施設の中には、従前運営を委託していた公益法人とは別の民間事業者に運営を委託しているものが2施設あり、機構では、施設を譲渡するまでの間民間事業者に施設の運営を行わせ、その結果、事業価値が向上した場合、これを譲渡の際の予定価格に反映することとしている。そして、これらの2施設についても、民間事業者は施設の運営による収入をもってその運営のための支出に充てることとされており、機構における委託費及び管理経費は生じていない。

#### イ 今後の譲渡に影響を与えられ考えられる要因を含む施設

##### (ア) 敷地内に旧法定外公共物の存在する施設

社会保険庁では、「保健・福祉施設等の敷地に係る境界確定等について」(平成16年庁文発第0730002号社会保険庁総務部経理課長・運営部企画課長通知)の通知により、各地方社会保険事務局において、各年金・健康保険福祉施設の敷地面積の確認、測量作業等を実施した上、旧法定外公共物等の境界確定の障害となる問題について把握し、その結果について報告させることとしていた。

その結果、敷地内に旧法定外公共物が存在することが判明したものが5施設あったが、社会保険庁では、出資後に機構において旧法定外公共物を購入すれば問題がないとして出資前に旧法定外公共物の所管換を受けておらず、5施設はそのまま機構に出資されている。

一方、機構は年金・健康保険福祉施設の譲渡促進のための不動産調査等を委託契約により実施している。この委託契約により実施した権利関係の問題点等に関する調査によると、敷地内に旧法定外公共物が存在する施設は上記の5施設のほかに5施設あり、計10施設となっていた。

機構では、敷地内に旧法定外公共物が存在する施設の譲渡について、旧法定外公共物の存在は譲渡に当たり説明を要する事項であり、また、譲渡価格に対しては相対的にマイナス要因になるとしている。このことから、旧法定外公共物を機構において購入した上で施設を譲渡することとした方が価格面では有利となるが、手続等に時間、経費を要するものとなっている。

また、これらの旧法定外公共物の中には、施設を譲渡するまでの間、借料の支払が必要なものもある。

敷地内に旧法定外公共物が存在する施設の一例を示すと次のとおりである。

##### <事例2> 敷地内に旧法定外公共物の存在する施設

###### 施設 厚生年金休暇センター

この施設は、スポーツ施設、宿泊施設、老人ホームを備えるものとして開設されたものである。

地方社会保険事務局の調査により、当該施設の敷地内には、公団上、里道(3,182㎡、評価額約8300万円)が北東方向から南西方向に存在することが判明していたが、社会保険庁では、出資後に機構において旧法定外公共物を購入すれば問題がないとし、そのまま機構に出資していた。このため、機構は、今後当該旧法定外公共物を購入する必要がある。

(注5) 旧法定外公共物 公図上は里道、水路等として表示されているが、実際にはその機能が失われ、公共用財産としての用途が廃止されているもの

(イ) 境界未確定で出資されている施設

社会保険庁では、前記の通知により、各地方社会保険事務局に年金・健康保険福祉施設の敷地の境界確定を行わせることとしていたが、21施設等については、出資までに境界が確定しなかった。そして、このうち境界確定に時間を要すると判断した14施設等については、機構において境界確定を行うものとし、境界未確定のまま機構に出資していた。これを受けて、機構において境界確定の作業を行ったが、18年10月現在でも3施設が境界未確定となっている。また、施設の譲渡に当たり機構が再調査を行った結果、境界未確定で出資されている施設が更に1施設見受けられた。

境界未確定で出資されている施設の一例を示すと次のとおりである。

<事例3> 境界未確定で出資されている施設

施設 社会保険センター

この施設は、制度共通の社会保険センターとして、健康づくり講座、生きがいくくり講座等の多様な講座を開設している。

この施設は社会保険庁分室と隣接し、土地はこの分室と同一の筆となっていた。このため出資に当たっての所有権移転登記の際に分筆を行う必要があるが、分筆のために必要な隣地の地権者との筆界確認書が一部の地権者と取り交わされていないため境界が確定できていない。

なお、出資されていない施設のうち境界確定に時間を要しないと判断した7施設については、社会保険庁は各地方社会保険事務局で境界確定を行った上で出資することとしている。

(ウ) 建築制限区域等にある施設

出資施設等の中には、第1種低層住居専用地域等にあり、宿泊機能を有するものなどが18施設ある。この第1種低層住居専用地域等は、新たにホテル、旅館、事務所等の建築ができない地域であるため、これらの施設は、現状のまま利用することは可能であるが、現状の用途での再建築は不可能な既存不適格の施設となっている。また、市街化調整区域にある施設が36施設あり、これらの施設は原則として現状の用途、規模での再建築は可能であるが、他の用途での再建築は不可能なものとなっている。これらの建築制限区域等にある施設については、買受者は限定されるものとなっている。

建築制限のある用途地域にある施設の一例を示すと次のとおりである。

<事例4> 建築制限のある用途地域にある施設

施設 国民年金健康保養センター

この施設は、国民年金の被保険者等の保養施設として開設されたものである。施設の周辺は、研究機関、学校、公園等があり、西側隣接部は都市計画公園・緑地区域となっている。現在、当該施設の所在する地域の用途地域は宿泊施設が設置できない第1種中高層住居専用地域となっており、このため、現在の施設の運営は可能であるが、同一の用途での再建築は不可能な既存不適格の施設となっている。

ウ 機構における入札の実施状況

整理合理化計画では、機構は、入札の実施に当たり、施設の譲渡を円滑に実施する観点から、個々の施設に関する情報提供の充実に努めることとされている。

このため、機構では、そのホームページにおいて、譲渡予定施設の情報(所在地、地目、面積、用途地域等)、入札の実施に関する情報等を周知したり、落札結果を公開したりなどしている。

また、機構では、譲渡を開始した当初は、①社会保険庁において機構設立前に廃止し、又は、17年度末までに廃止することを予定していた施設及び②社会保険庁が年金・健康保険福祉施設を建設するために購入していた土地を中心に譲渡を行っていて、17年12月から18年4月までの間に16施設、4建設予定地及び1職員宿舎の計21施設等に係る入札を実施している。

この入札の結果は、21施設等のうち、5施設、4建設予定地及び1職員宿舎の計10施設等は落札され譲渡が行われたものの、残りの11施設については落札されなかった。

また、入札を実施した21施設等の予定価格は、出資された後に施設の所在地域に係る用途地域が変更されることとなったことなどにより資産価値を再評価した2施設等を除く19施設等は、出資価額を基に予定価格を設定しており、そのうち5施設等については出資価額と同一となっていた。

(ア) 落札状況

落札された10施設等について、その譲渡価格の出資価額に対する割合を示すと表3のとおりである。

表3 落札施設等一覧

施設等名	譲渡価格/出資価額
A	83.8%
B	100.0%
C	100.1%
D	101.9%
E	104.3%
F	104.8%
G	109.4%
H	120.1%
I	126.6%
J	408.8%
平均	136.0%

落札された10施設等の台帳価格(建設予定地及び宿舎については物品管理簿上の取得価格は除く。以下同じ。)は計112億3237万余円となっている。そして、譲渡価格は計68億9043万余円となっており、出資価額計47億5084万余円(台帳価格の42.3%)を上回っていた。

(イ) 落札されなかった施設の状況

落札されなかった11施設は、すべて社会保険庁において機構設立前に廃止し、又は、17年度末までに廃止することを予定していた施設であった。また、このうち3施設については、入札参加者が全くない状況であった。これに対し、機構では、買受需要の開拓と入札参加者の拡大による落札件数の増加を図るため、一部について最低売却価格の公表を実施することとしている。

なお、これらの11施設に係る台帳価格は計96億3284万余円、機構への出資価額は計20億4201万余円(台帳価格の21.2%)となっていた。

(ウ) 施設の機能維持及び雇用問題への配慮について

整理合理化計画では、前記のとおり、①地域医療に貢献している施設(社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム)及び②入居者に配慮すべき施設(終身利用老人ホーム及び長期入居型老人ホーム)について、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすることとされている。

18年4月までに入札を実施した21施設等には、上記の①又は②に該当して施設の機能を維持することを入札の条件としたものはなかった。

また、整理合理化計画では、老人ホームの譲渡に当たっては、入居者に対して十分な配慮を行い、また、委託先公益法人の従業員の雇用問題に配慮することとされている。

機構では、老人ホームの入居者に対する配慮について、老人ホームを譲渡又は廃止する場合には入居者の新たな生活の場を確保することとしているが、18年4月までに入札を実施した21施設等には該当するものはなかった。

また、機構では、雇用問題について、買受者に対する雇用の確保を最大限求めるとともに公共職業安定所等への情報提供も行うとしており、18年4月までに入札を実施した施設等のうち公益法人に運営を委託していた1施設については、契約後に買受者に対して従業員の雇用を依頼し、買受者は雇用を継続していた。

エ 17年度の収支、損益及び国庫納付金の状況

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成17年法律第71号)第14条では、機構は、厚生年金保険法第79条の施設に係る業務、国民年金法第74条の施設に係る業務及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供する施設に係る業務ごとに経理を区分し、それぞれ厚生年金勘定、国民年金勘定及び健康保険勘定を設けて整理しなければならないとされている。

(ア) 収支の状況

機構の17年度(17年10月から18年3月まで)の収入支出決算額は表4のとおりである。このうち施設等の売却による不動産等売却収入は48億1921万余円となっており、不動産等売却収入等の収入49億9881万余円から業務経費等の支出7億3618万余円を差し引いた翌年度繰越金は42億6263万余円となっている。

表4 決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額
収入			
不動産等売却収入	6,944	4,819	△ 2,125
借入金収入	2,913	166	△ 2,747
その他	0	13	13
計	9,858	4,998	△ 4,859
支出			
業務経費	2,764	421	△ 2,342
うち不動産等売却事業費	715	123	△ 592
うち不動産等管理事業費	1,577	54	△ 1,522
一般管理費	149	148	△ 0
借入金償還金	2,913	166	△ 2,747
借入金利息	2	0	△ 2
翌年度繰越金	4,028	4,262	233

(イ) 損益の状況

機構の17年度の損益は表5のとおりである。経常費用29億4895万余円のうち売却した施設等の出資金(評価額)相当額である販売用不動産売却原価は24億4373万余円となっている。また、経常収益48億3281万余円のうち販売用不動産売却高は48億1921万余円となっている。

そして、経常収益から経常費用を差し引いた当期総利益は18億8386万余円となっている。

表5 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	厚生年金勘定	国民年金勘定	健康保険勘定	合 計
経常費用				
1 業務費計	2,535	200	93	2,828
うち販売用不動産売却原価	2,283	127	32	2,443
2 一般管理費計	82	21	16	119
うち役職員給与等	33	8	6	49
経常費用 計	2,618	221	109	2,948
経常収益				
1 業務収入 計	4,664	131	36	4,832
うち販売用不動産売却高	4,656	129	33	4,819
2 財務収益				
経常収益 計	4,664	131	36	4,832
経常利益(△経常損失)	2,046	△ 89	△ 73	1,883
臨時損失				
消耗品費等	1,715	670	810	3,196
臨時利益				
物品受贈益	1,715	670	810	3,196
当期純利益(△当期純損失)	2,046	△ 89	△ 73	1,883
当期総利益(△当期総損失)	2,046	△ 89	△ 73	1,883

(ウ) 国庫納付金の状況

機構は、当該事業年度に行った年金・健康保険福祉施設の譲渡により生じた収入総額から、厚生労働大臣が定める当該事業年度の事業運営に要した経費及び翌事業年度の事業運営に要すると見込まれる経費を勘案した額を控除してなお残余がある場合は、その残余の額を翌事業年度末までに厚生保険特別会計及び国民年金特別会計に国

庫納付金として納付することとされている。

17年度に譲渡した施設等に係る国庫納付金は、17年度譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除した結果、厚生年金勘定において12億8828万余円と算定され、18年9月に納付された。

#### (4) 出資されていない施設の状況

整理合理化の対象となった318施設のうち17年10月に機構に出資された288施設を除く30施設は、今後出資される予定の15施設と、出資対象外施設15施設である。

##### ア 今後出資される予定の施設

今後出資される予定の15施設のうち7施設は、機構成立の時点で境界が確定していなかったものであるが、確定に時間を要しないと判断したため各地方社会保険事務局で境界確定を行った上で出資することとされているものである。しかし、これらのうち4施設については、18年7月現在、隣地の地権者の相続問題等で境界確定の合意が得られていない。社会保険庁では、隣地の地権者の合意が得られない場合は境界が未確定のまま追加出資するのやむを得ないとしている。

##### イ 出資対象外施設

出資対象外施設15施設のうち2施設は庁舎として活用することとし、5施設は借地上の建物であったことなどから更地にして土地所有者へ返還し、残りの8施設は社会保険庁において譲渡していた。

社会保険庁において譲渡した8施設についてみると、予定価格は鑑定評価業者2者の鑑定評価額に基づき設定されていた。そして、台帳価格は計67億1717万余円、予定価格は計15億7703万余円(台帳価格の23.5%)、落札価格は計18億3136万余円(台帳価格の27.3%)となっていた。

## 4 本院の所見

社会保険庁では、整理合理化計画に基づき、年金・健康保険福祉施設の譲渡、出資価額の算定、機構の設立、機構への出資等を実施し、また、機構においては、年金・健康保険福祉施設の管理運営、廃止、譲渡等を行っている。これら年金・健康保険福祉施設の整理合理化に対する国民の関心は非常に高く、その実施に当たっては、社会保険庁及び機構において説明責任を十分果たす必要があると考えられる。

そして、機構による年金・健康保険福祉施設の譲渡等は、5年間という期間の中で、年金資金等への損失の最小化の観点から適正な価格で、一般競争入札により、一定期間の機能維持、入居者や雇用問題への配慮を行いつつ実施するというものである。

今回、年金・健康保険福祉施設の整理合理化の状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 機構設立時に出資された年金・健康保険福祉施設に係る政府出資金の額は、年金・健康保険福祉施設の台帳価格の額を下回り、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において多額の固定資産承継損を生じている。

イ 出資された年金・健康保険福祉施設には、敷地内に旧法定外公共物が存在するものなど、今後の譲渡に影響を与えると考えられる要因を含むものが見受けられた。

ウ 機構における18年4月までの譲渡状況については、入札を実施した21施設等のうち落札されたものは10施設等にとどまっていた。

整理合理化計画において、機構が行う施設の譲渡又は廃止業務の円滑な推進のため、社会保険庁は必要な支援を行うこととなっている。したがって、社会保険庁においては、次のような点について取組を検討する必要があると認められる。

- ア 年金資金等への損失の最小化の観点から、機構において適正な価格での譲渡が実施されるために必要な情報提供等の支援
- イ 敷地内に旧法定外公共物が存在する年金・健康保険福祉施設等については、機構において必要となる関係機関との交渉、手続等業務の支援
- ウ 機構では18年8月から一部について最低売却価格を公表するなどして落札されない事態の防止に努めているが、社会保険庁においても今後の落札状況の推移について注視し、その上で必要となる入札方法の改善等についての助言等
- エ 18年4月までには一定期間の機能の維持、入居者等への配慮を求められている施設の入札は実施されていなかったが、今後は、社会保険診療所、保養ホーム等の医療関係施設の譲渡や終身利用老人ホーム等の出資、譲渡も予定されていることから、これらの施設の譲渡に際し必要な情報提供等の支援

機構における譲渡等は、早期に廃止された施設や建設用地として購入済みであった土地を中心に少数実施した段階であり、今後、年金資金等への損失の最小化の観点から、不動産鑑定の手法に基づいた適正な価格で、一般競争入札により、多数の施設の譲渡を実施することとなる。したがって、機構においては、今後の譲渡に影響を与えられようと考えられる要因を含む資産について適切に対応するとともに、施設の特性に応じた適時適切な譲渡を行うことが望まれる。

本院としては、機構における年金・健康保険福祉施設の譲渡等の状況等について、今後も注視しながら検査していくこととする。



## 第8 外国産米の在庫及び損益の状況について

検査対象	農林水産省
会計名	食糧管理特別会計(輸入食糧管理勘定)
外国産米の売買及び保管の概要	ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、平成7年度から毎年度一定数量の外国産米を輸入して、主に加工用、援助用に販売するとともに、販売されるまでの間、営業倉庫等において在庫として管理する業務
外国産米の買入数量及び買入金額の合計額	651万t、4173億円(平成7年度～17年度)
外国産米の在庫数量及び保管料	181万t(平成17年度末)、170億円(平成17年度)
外国産米に係る決算上の損失金	207億円(平成17年度)

### 1 検査の背景

#### (1) 政府所有の外国産米の概要

##### ア 外国産米の買入れ及び売渡し

農林水産省では、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)に基づき、国内産米及び外国産米の買入れ、売渡し等を行っている。そして、外国産米については、農林水産省が行う国家貿易の中で需給状況等に応じて必要量を輸入していたが、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を受け、最低輸入量を設定して輸入機会を提供するミニマム・アクセス機会として、7年度から毎年度外国産米を輸入している(以下、ミニマム・アクセス機会として輸入した外国産米を「ミニマム・アクセス米」という。)

##### イ ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉(昭和61年～平成5年)の結果、農産物の国境措置については、原則として、関税に置き換えることとされた。そして、関税化品目のうち基準期間(昭和61年～63年)における輸入量が国内消費量の5%未満のものについては、最低輸入量を実施期間(平成7年～12年)の1年目に基準期間の国内消費量の3%相当量とし、その後毎年0.4%ずつ拡大させて、6年目に5%相当量となるよう設定することとされた。

##### ウ 関税化の特例措置

我が国の米穀については、輸入量が国内消費量の3%未満であること、効果的な生産制限措置が実施されていることなどの条件を満たしていたことから、外国産米の輸入については、上記の農業合意による関税化の特例措置として、次のように取り扱うこととされた。

- ① 関税化を行わず、国家貿易等を維持すること
- ② 最低輸入量は関税化の場合に比べて加重され、実施期間の1年目の輸入量を基準期間の国内消費量の4%相当量である42.6万<sup>(注1)</sup>玄米tとし、毎年0.8%ずつ拡大し、6年

目は8%相当量の85.2万玄米tとすること

(注1) 玄米t 玄米の重量。実際に輸入されるミニマム・アクセス米は玄米のほかに、精米及び砕精米があり、精米等の重量は玄米よりも1割程度減じて換算される。玄米t以外の重量の表記については、実際に輸入された玄米、精米等の重量を合計したものである。

#### エ 関税措置への切換え

農林水産省では、上記のとおり、関税化の特例措置により7年度からミニマム・アクセス米の輸入を開始した。その後、関税化すれば最低輸入量の増加量を0.8%から0.4%に半減できることから、11年度に関税措置への切換えを行った。

その結果、実施期間最終年度(12年度)における米穀の最低輸入量は76.7万玄米tとなり、13年度以降の米穀の輸入についても、世界貿易機関(WTO)農業交渉において新たな農業合意が得られるまでの間は、12年度の最低輸入量を維持することとされている。

### (2) ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意時の国内事情

#### ア 国内産米の生産調整

農林水産省では、国内産米が過剰基調にあることから、生産調整を昭和46年度から本格的に実施しており、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意時の生産調整面積は71万ha(作付面積は213万ha)となっていた。このような状況の中で、上記の農業合意の受入れに当たっては、ミニマム・アクセス米が国内産米の需給にできるだけ影響を与えないようにする必要があったため、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」(平成5年12月17日閣議了解)を定め、生産調整面積の算定にはミニマム・アクセス米の需給状況を考慮しないことなどとされた。そして、平成17年度現在においてもなお、国内産米の生産調整は実施されている。

#### イ ミニマム・アクセス米の運用方針

農林水産省では、上記の基本方針を受けて、次のようにミニマム・アクセス米を運用している。

- ① ミニマム・アクセス米については、国内産米の需給にできるだけ影響を与えないよう、価格等の面で国内産米では対応し難い用途(主として加工用)に向けて販売する。販売されなかったミニマム・アクセス米は、毎年一定量を食糧援助に充てるほか、政府が在庫として管理する。
- ② ミニマム・アクセス米が主食用に消費される場合には、それに見合う数量の国内産米を主食用以外の用途(加工用、援助用等)に振り向ける。

### (3) ミニマム・アクセス米の売買等の実施

#### ア ミニマム・アクセス米の輸入方法

農林水産省では、輸入業者と買入委託契約を締結し、輸入業者が輸出国において買付けた米穀を国内の輸入港所在の倉庫(以下「港頭倉庫」という。)まで搬送させて、そこで引渡しを受ける方法によりミニマム・アクセス米を輸入している(以下、この輸入方法を「一般輸入」という。)。また、一般輸入とは別に、輸入業者と買受者が連名で農林水産省に売買の申込みを行い、3者間で特別売買契約を締結して輸入業者からの買入れと買受者への売渡しを同時に行う売買同時方式(Simultaneous Buy and Sell)によりミニマ

ム・アクセス米を輸入している(以下、この輸入方法を「SBS 輸入」という。)

イ ミニマム・アクセス米の買入方針

農林水産省では、食糧法に基づき、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(15年度以前は米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画)により、米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項を定めることとなっている。

16年度以降については、これを次のように定めている。

- ① 輸入数量については、WTO 農業交渉において新たな合意ができるまでは76.7万玄米tとし、このうちSBS 輸入については予定数量を10万tとする。
- ② 国別・種類別輸入方針については、国内の需要動向等を踏まえ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に輸入を実施する。

ウ ミニマム・アクセス米の売買等の推移

ミニマム・アクセス米の売買等の推移は、表1のとおりとなっている。

表1 ミニマム・アクセス米の売買等の推移 (単位:t、千円)

区分 年度	買 入 れ		売 渡 し		年 度 末 在 庫 数 量	保 管 料
	数 量	金 額	数 量	金 額		
7	408,287	31,368,367	29,091	5,266,942	379,195	605,215
8	466,016	36,532,978	206,708	32,975,838	622,930	3,889,672
9	471,548	40,016,122	352,963	37,811,942	713,967	6,035,918
10	598,060	43,895,969	417,537	52,265,882	614,884	5,938,675
11	621,255	34,576,297	418,792	56,204,752	750,114	6,567,218
12	683,562	32,063,426	565,884	50,189,904	856,326	7,510,437
13	585,035	28,868,735	485,333	47,236,629	937,779	8,739,104
14	670,962	34,861,970	412,413	33,655,729	1,181,354	10,271,244
15	724,988	46,663,618	494,995	50,548,522	1,448,878	12,432,965
16	548,527	36,159,158	451,262	43,023,628	1,529,137	14,718,671
17	733,768	52,321,542	431,723	41,663,668	1,818,686	17,001,262
合 計	6,512,012	417,328,186	4,266,707	450,843,441		93,710,386

注(1) 買入数量は、当年度に検収した数量であるため、当年度契約分のほか、前年度契約分を含む。

注(2) 保管料は、政府倉庫及びサイロに係る運営費を含む。

注(3) 当年度の年度末在庫数量は、売渡しに当たって玄米から精米へとう精する際に目減りするなどのため、前年度末在庫数量に当年度の買入数量を加え、当年度の売渡数量を差し引いた数量と一致しない。

SBS 輸入では売買が同時に行われるため在庫数量は発生しないが、一般輸入により買入れたミニマム・アクセス米については、毎年度の売渡数量が買入数量を下回っていることから、在庫数量が年々増加してきており、17年度末現在の在庫数量は181万t、17年度の保管料は170億円に上っている。

エ 食糧管理特別会計におけるミニマム・アクセス米の経理

ミニマム・アクセス米の買入れから売渡しまでに係る一切の経理は、一般会計と区分して、食糧管理特別会計によって行われている。同特別会計は、食糧管理特別会計法(大正10年法律第37号)により、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理(以下、この3

勘定を併せて「食糧管理3勘定」という。)、農産物等安定、輸入飼料、業務及び調整の7勘定に区分されており、ミニマム・アクセス米に係る経理は、飼料用を除く外国産麦に係る経理と併せて輸入食糧管理勘定で行われている。

そして、17年度における輸入食糧管理勘定では、表2のとおり、578億円の利益が生じているが、ミニマム・アクセス米に係る損益は、売上高から売上原価を差し引いた売買取損益が22億円の損失となっており、さらに売買取損益から事業管理費及び一般管理費を差し引いた損益が207億円の損失となっている。

表2 輸入食糧管理勘定の損益(平成17年度) (単位:百万円)

区 分	売上高 (A)	売上原価 (B)	売買取損益(△ 損失) (C)=(A)-(B)	事業管理費 (D)	一般管理費 (E)	利益(△損失) (F)=(C)-(D)-(E)
ミニマム・アクセス米	41,663	43,898	△ 2,234	17,001	1,540	△ 20,776
外 国 産 麦	243,682	145,313	98,368	8,056	11,643	78,669
勘 定 計	285,346	189,212	96,134	25,058	13,183	57,892

注(1) 売上原価は、前年度末在庫評価額に本年度の買入価額を加えた額から、本年度末の在庫評価額を差し引いて算出したものである。

注(2) 事業管理費は、保管料、運送費等の業務に直接要する費用である。

注(3) 一般管理費は、食糧管理3勘定及び輸入飼料勘定に共通する人件費、事務費等を各勘定ごとの年間買入高等の比率により割り掛けたものである。

## 2 検査の観点、着眼点及び方法

農林水産省では、昭和46年度以降、国内産米の生産調整を本格的に実施している一方で、前記のとおり、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、平成7年度からミニマム・アクセス米の買入れを実施している。その買入数量は、7年度から17年度までに合計651万t(買入金額計4173億円)となっている。そして、ミニマム・アクセス米の売渡しについては、国内産米の需給にできるだけ影響を与えないよう加工用等の需要を中心に実施しているが、毎年度の売渡数量が買入数量を下回っていることから、ミニマム・アクセス米の17年度末現在の在庫数量は181万tに上っている。このため、年間の保管料が13年度に87億円であったものが17年度には170億円に倍増するなどにより、ミニマム・アクセス米に係る損益については、17年度に207億円の損失が生じている。

そこで、ミニマム・アクセス米に係る損失の発生原因に留意しつつ、経済性・効率性等の観点から、在庫数量を削減して保管料を節減することができないかなどに着眼して、農林水産省からミニマム・アクセス米の売買取等に関する資料を徴したり、売買、保管等の実施状況について聴取したりなどして検査した。

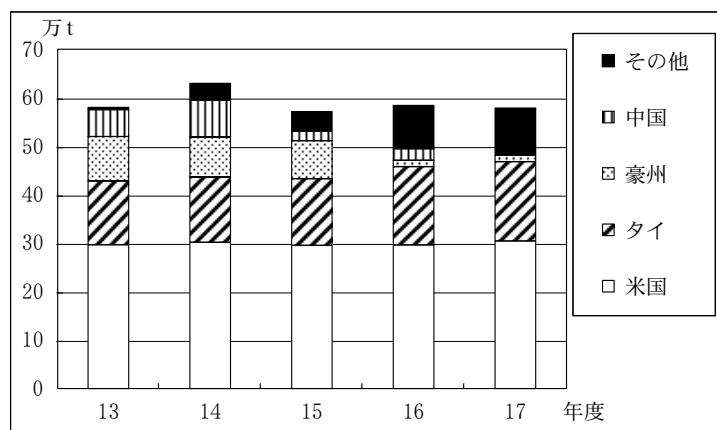
## 3 検査の状況

### (1) ミニマム・アクセス米の買入れについて

#### ア 一般輸入による買入れの状況

13年度以降の一般輸入による産地国別の買入数量は、図1のとおりとなっている。買入数量の合計は294万tで、このうち、米国産米が150万tと最も多く、次いでタイ産米が72万tとなっている。

図1 産地国別の買入数量(一般輸入分)の推移



(注) 買入数量は、当年度に契約した数量であるため、表1とは一致しない。

そして、一般輸入による主要な産地国別の1t当たりの買入単価については、表3のとおりとなっている。17年度については、高価な順に豪州、米国、タイとなっている。

表3 産地国別の買入単価(一般輸入分)の推移 (単位：円/t)

年度 国名	13	14	15	16	17
米 国	43,037	46,009	65,929	50,926	76,985
タ イ	27,291	28,466	29,365	41,719	46,300
豪 州	50,236	50,868	65,897	62,179	81,140
中 国	25,157	25,997	61,446	48,426	—

(注) 買入単価は、当年度に契約した平均単価である。

イ SBS 輸入による買入れの状況

13年度から17年度までのSBS輸入による買入数量の合計は44万tとなっている。そして、米国産米の買入数量が多い一般輸入とは異なり、中国産米が30万tと最も多く、次いで米国産米が10万tとなっている。

(2) ミニマム・アクセス米の売渡しについて

ア 売渡しの状況

(ア) 一般輸入分

農林水産省では、一般輸入分のミニマム・アクセス米を国内においては主食用、加工用等に販売している。このほか、国際間の食糧援助規約により小麦換算で毎年30万tの穀物が年間最小拋出量とされたことから、これに相当する年間22万tの米穀(注2)(国内産米を含む。)を食糧不足に直面する被援助国等に対して無償援助するなど援助用途に活用することとしている。

13年度から17年度までの一般輸入分の売渡数量の合計は183万tとなっている。このうち、米国産米の数量が85万tと最も多く、次いでタイ産米が59万tとなっている。

用途別の売渡単価は、表4のとおりとなっている。このうち、加工用の1t当たり

の売渡単価についてみると、13年度の103,789円から17年度は77,267円となっていて、下落傾向となっている。

援助用の売渡単価は、13,486円から22,379円と推移しており、主食用及び加工用の売渡単価に比べて大幅に低くなっている。これは、売渡単価の算定において、被援助国等が一般的に国際市場から米を調達する場合を前提としており、米の国際取引の指標となっているタイ産米の市場価格が安価なためである。

(注2) 無償援助 実際の援助においては、外務省が行う無償資金協力により被援助国等に資金を供与し、これを基に被援助国等が援助物資を調達している。

表4 用途別の売渡単価(一般輸入分)の推移 (単位:円/t)

年度区分	13	14	15	16	17
主食用	188,353	188,963	194,355	205,481	202,170
加工用	103,789	97,108	97,181	94,465	77,267
援助用	13,486	13,879	17,088	16,115	22,379
平均	57,448	52,703	56,182	61,158	52,592

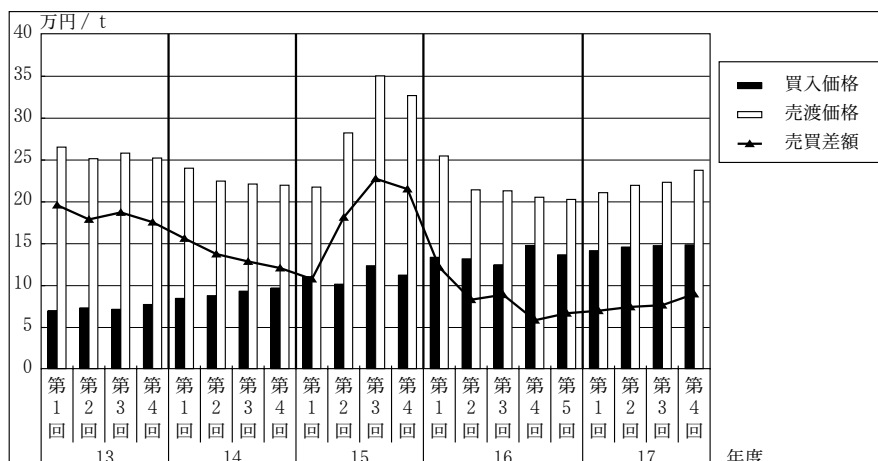
(イ) SBS 輸入分

農林水産省では、食糧法に基づき、多様な外国産米の国内における適正な市場評価を得るため、SBS 輸入による売買を実施している。SBS 輸入は、輸入業者からの買入価格と買受者への売渡価格の差額である売買差額の大きいもの(上限額 292 円/kg)から順次契約予定数量に達するまで落札する方法で年4回程度行われており、合計10万t(玄米及び精米粹9万t、砕精米粹1万t)を輸入することとしている。

SBS 輸入は、売買が同時に行われるために在庫数量が発生しないこと、確実に買入価格よりも高く販売できることから、ミニマム・アクセス米に係る損益向上の要因である。

しかし、13年度以降の玄米及び精米粹の売買差額についてみると、図2のとおり、16年度の第1回までは10万円/tを上回っていたが、16年度の第2回以降は10万円/tを下回っており、全体として縮小傾向となっている。

図2 玄米及び精米粹の売買差額等の推移



### イ 用途別の需要状況

7年度から17年度までの買入数量651万tに対して、用途別の売渡数量は、表5のとおり、これまでに主食用77万t、加工用198万t、援助用149万t、その他2万t、計426万tが販売されている。

表5 用途別の売渡数量(一般輸入分及びSBS輸入分)の推移 (単位：t)

区分 年度	主食用	加工用	援助用	その他	合計
7	11,680	17,405	—	7	29,091
8	52,605	154,054	—	49	206,708
9	52,868	185,000	114,962	133	352,963
10	108,525	183,834	123,966	1,212	417,537
11	97,580	233,017	86,687	1,508	418,792
12	75,896	213,929	272,200	3,859	565,884
13	81,769	202,015	199,898	1,652	485,333
14	49,739	173,765	187,214	1,695	412,413
15	70,088	216,737	203,592	4,578	494,995
16	66,900	221,326	158,743	4,293	451,262
17	103,200	179,894	146,848	1,781	431,723
合計	770,850	1,980,976	1,494,110	20,767	4,266,707

注(1) その他は、カビの付着等による事故品の販売である。

注(2) 用途別の売渡数量は、1t未満を四捨五入しているため、各年度の合計数量と一致しない。

ミニマム・アクセス米の売渡しに当たっては、国内産米の需給状況等の様々な制約があることから、用途別に今後の需要の見通しについてみると、次のとおりとなっている。

#### (ア) 主食用途の需要

我が国の米の消費量は、長期的には減少傾向にあり、17年度では784万tとなっている。また、国民1人当たりの消費量は、最低輸入量の基準期間となった昭和61年から63年では71.0kgから73.4kgであったものが、平成17年度には61.4kgとなっており、基準期間の85%まで減少している状況である。

国内産米の生産調整については、昭和46年度から本格的にその対策を実施しており、ミニマム・アクセス米の輸入を開始した当時の平成7年産の生産量が1074万t(作付面積211万ha、生産調整面積66万ha)だったものが、17年産では生産目標数量は851万tとなっている。このように、現在においても国内産米の潜在的な生産力が需要を大幅に上回っている状況下で、生産調整は米穀の需給の均衡を図るための重要な手段として位置付けられている。また、農林水産省では、米政策を抜本的に見直し、14年12月に決定した「米政策改革大綱」などにおいて、農業者や農業者団体が需要に即応した米づくりの本来あるべき姿の実現を22年度までに目指すなどとしている。

このような状況において、主食用途への売渡しについては、国内産米の需給にできるだけ影響を与えないようにしているため、主に年間10万tを予定数量とするSBS

輸入により行われている。

したがって、米政策改革が推進され、農業者や農業者団体が主体的に需要に応じた生産に取り組む需給調整に移行している中で、在庫数量を削減するために主食用としてミニマム・アクセス米を販売することは、困難な状況となっている。

(イ) 加工用途の需要

焼酎用、味噌用、米菓用、米穀粉用等の加工用の需要量は、13米穀年度<sup>(注3)</sup>の128万tから17米穀年度の115万tと減少傾向となっており、ミニマム・アクセス米のほかに民間流通米、輸入米粉調製品等から供給されている。農林水産省では、毎月加工用の定例販売を実施していて、13年度以降、表5のとおり、年間17万tから22万tを供給しているが、今後、ミニマム・アクセス米の加工用途への売渡数量が大幅に増加することは見込めない状況となっている。

(注3) 米穀年度 前年の11月から当年の10月までの期間

(ウ) 援助用途の需要

農林水産省では、ミニマム・アクセス米の援助用途への活用については、被援助国等からの要望に配慮しつつ、国内産米の需給状況や財政状況等を踏まえて関係省庁と協議の上で決定し、13年度以降、表5のとおり、年間14万tから20万tを活用している。そして、ミニマム・アクセス米の運用方針により、ミニマム・アクセス米が主食用に消費された分については国内産米を援助用等に振り向けるなどとされていて、8年度から17年度までに政府所有の国内産米112万tが援助用途に活用されている。

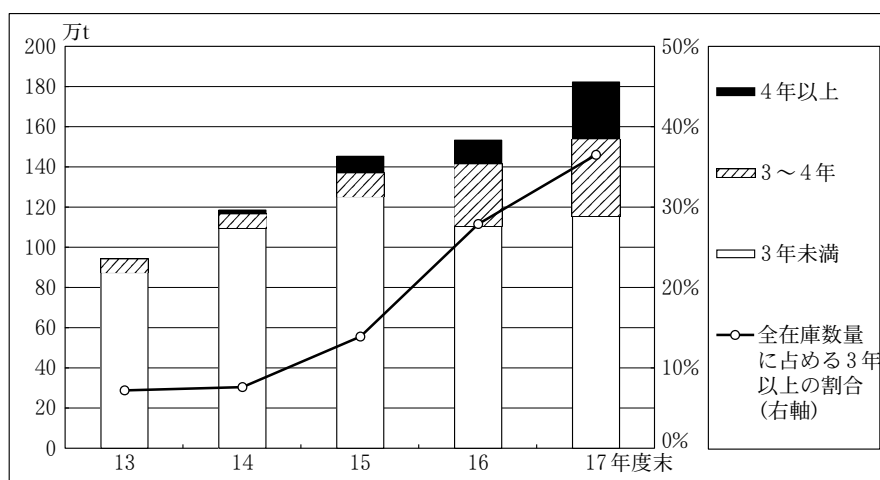
したがって、ミニマム・アクセス米の援助用途への売渡数量は、被援助国等の要望等により決定されること、国内産米についても援助用途に活用されることなどから大幅な増加が必ずしも望める状況となっていない。

(3) ミニマム・アクセス米の在庫状況について

ア 保管年数別の在庫状況

ミニマム・アクセス米については、毎年度の売渡数量が買入数量を下回っていて、輸入年度が新しいものほど需要が多いことから、保管期間が長期化するものが増加しており、13年度以降の保管年数別の在庫数量は、図3のとおりとなっている。

図3 保管年数別の在庫数量の推移



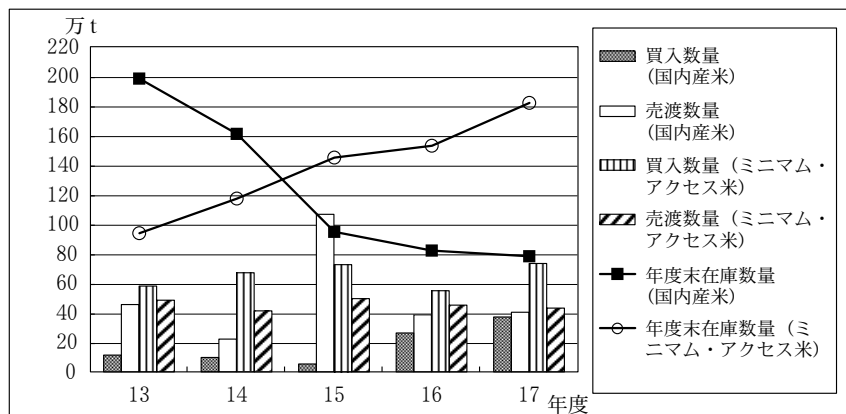


13年度以降3年以上保管している在庫数量についてみると、13年度末6万t、14年度末8万t(対前年度比増加率31.9%)、15年度末20万t(同127.1%)、16年度末42万t(同112.0%)、17年度末66万t(同55.8%)と急増している。

イ 政府米の在庫状況

農林水産省では、政府米として、ミニマム・アクセス米のほかに国内産米を買い入れている。そして、国内産米については、生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を備蓄していて、その備蓄水準を10年に1度の不作などの事態にも国内産米で対処し得る水準として100万t程度としている。13年度以降の政府米の在庫等の状況は、図4のとおりとなっている。

図4 政府米の買入れ、売渡し及び在庫の状況



国内産米については、主食用への販売を行うとともに、保管期間が長期化している米穀のうち、品質劣化等により主食用として販売することが適当でないものについては、飼料用等の主食用以外の用途への供給を行うこととし、15年度から17年度までに国内産米63万tを飼料用として販売している。そして、13年度末の在庫数量198万tは、15年産の不作による大量の売渡し(15年度の売渡し数量106万t)もあり、16年産及び17年産の買入れ(合計数量62万t)があったものの、17年度末には78万tと大幅に減少している。一方、ミニマム・アクセス米の在庫数量については、14年度末以降は国内産米の備蓄水準100万tを超える状況となっている。

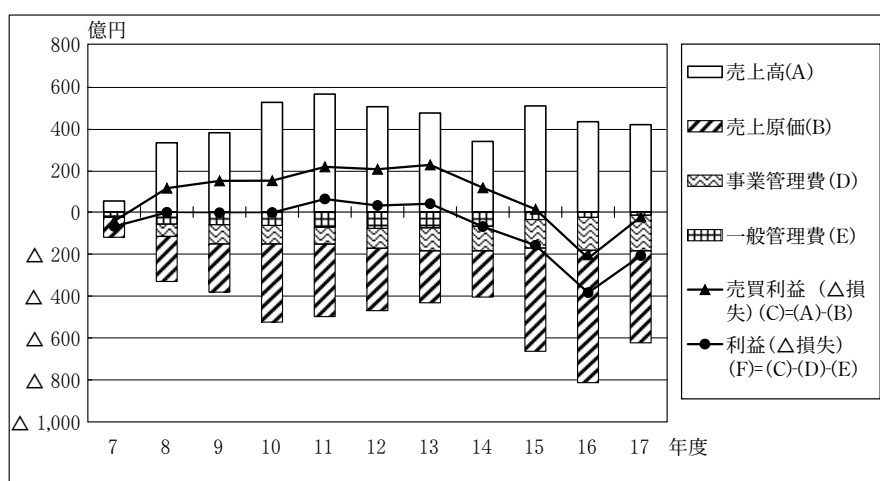
(4) ミニマム・アクセス米に係る損益について

ア 損益の推移

ミニマム・アクセス米に係る損益について、7年度以降の推移をみると、図5のとおり、8年度から10年度まではほぼ損益が均衡し、11年度から13年度までは利益が生じている。しかし、14年度以降は損失が生じており、その主な要因を年度ごとにみると、次のとおりとなっている。

14年度は売上高の大幅な減少により、15年度は売上高が増加したものの売上原価の大幅な増加及び事業管理費の増加により、16年度は売上高が減少し、かつ売上原価が大幅に増加したことにより、それぞれ損失が生じている。そして、17年度は、売上原価が減少しているものの、なお売上高を上回っているため、損失が生じている。

図5 ミニマム・アクセス米に係る損益の推移



(注) 平成13年度の損益については、他会計より受け入れた163億円を除いている。

また、売買損益についてみると、表6のとおり、14年度では、売買利益が生じているものの、売上高の減少により前年度と比べて大幅に減少している。そして、15年度以降では、売上原価がそれ以前に比べて大幅に増加しており、15年度では、売買利益が生じているものの、16、17両年度には売買損失が生じている。

表6 ミニマム・アクセス米に係る売買損益の状況 (単位：百万円、%)

区分 年度	売上高(A)		売上原価(B)					売買利益(△損失) (A-B)	
	売上高	対前年度 伸び率	前年度末 在庫評価額 (a)	本年度 買入価額 (b)	本年度末 在庫評価額 (c)	売上原価 (a+b-c)	対前年度 伸び率	売買利益 (△損失)	対前年度 伸び率
13	47,236	△5.9	40,745	28,868	44,874	24,740	△16.9	22,496	10.2
14	33,655	△28.8	44,874	34,861	57,652	22,083	△10.7	11,572	△48.6
15	50,548	50.2	57,652	46,663	55,049	49,267	123.1	1,281	△88.9
16	43,023	△14.9	55,049	36,159	28,000	63,207	28.3	△20,183	△1675.4
17	41,663	△3.2	28,000	52,321	36,423	43,898	△30.5	△2,234	△88.9

イ 売上原価算出のための年度末在庫評価額

15年度以降、売買損益の悪化要因となっている売上原価は、ミニマム・アクセス米の前年度末の在庫評価額に当年度の買入価額を加えた額から、当年度末の在庫評価額を差し引いて算出される。

13年度以降の年度末在庫評価額等の推移をみると、表7のとおりとなっている。

表7 年度末在庫評価額等の推移

区分		年度	13	14	15	16	17
玄米及び精米	主食用又は加工用	数量(t)	682,358	903,399	759,782	216,090	258,398
		評価単価(円/t)	52,569	53,127	58,723	51,154	58,897
		評価額(千円)	35,870,884	47,994,913	44,616,697	11,053,896	15,218,917
	援助用	数量(t)	200,000	201,000	616,000	1,244,823	1,153,308
		評価単価(円/t)	12,408	11,170	11,170	11,170	11,170
		評価額(千円)	2,481,600	2,245,170	6,880,720	13,904,683	12,882,454
	飼料用	数量(t)	—	—	—	—	300,000
		評価単価(円/t)	—	—	—	—	11,170
		評価額(千円)	—	—	—	—	3,351,000
合計	数量(t)	937,779	1,181,354	1,448,878	1,529,137	1,818,686	
	評価単価(円/t)	43,518	45,362	37,994	18,311	20,028	
	評価額(千円)	40,810,374	53,589,087	55,049,203	28,000,736	36,423,908	

注(1) 合計は、玄米及び精米のほか、加工用に販売する場合に主食用への横流し防止のために精米を破碎した破碎精米及び碎精米を含む。

注(2) 平成13、14両年度の合計評価額は、他機関に貸し付けている分が含まれていないため、表6の本年度末在庫評価額と一致しない。

(ア) 援助用の評価数量

農林水産省では、ミニマム・アクセス米の年度末の在庫評価については、主食用又は加工用、援助用等の用途別に行っている。援助用とした数量については、14年度までは実際の援助実績と同程度の20万tとしていたが、15年度以降は大幅に増加させている。これは、14年度までは援助用に売却する予定数量を除いた残り全数量を主食用又は加工用としていたが、15年度からは主食用又は加工用に販売可能な一定数量を評価した上でその残数量を援助用に充てるとして評価することにより、実際の販売状況をより一層損益に反映させることにしたためである。これにより、15年度には61万t、16年度には82万t、17年度には41万tをそれぞれ主食用又は加工用から援助用に振り替えている。

そして、農林水産省では、18年度に新たに飼料用としての販売を予定(18年7月に販売を開始)していることから、17年度末に30万tを援助用から飼料用に振り替えている。

(イ) 用途別の評価基準価格

年度末在庫評価額の算出に用いる用途別の評価基準価格についてみると、食糧管理特別会計法施行令(大正10年勅令第224号)等に基づき、次のとおりとしている。主食用又は加工用については、取得価格が修正売価評価価格(翌年度において確実に予定できる売却価格から売却されるまでの間に生じる保管料等の経費を控除した価格)よりも低いことから、取得価格を評価基準価格としており、表7のとおり、1t当たりの評価単価は51,154円から58,897円となっている。そして、援助用については、外国産米の国際取引の指標となっている価格から荷役等に要する費用を差し引いた売却見込価格(原則として、当年度の1月から3月までの間における売却実績平均価格)が

取得価格よりも低いことから、売却見込価格を評価基準価格としており、1t当たりの評価単価は11,170円から12,408円となっている。また、飼料用の1t当たりの評価単価は援助用と同額となっている。このため、援助用及び飼料用の評価単価の方が主食用又は加工用の評価単価より39,984円から47,727円も低い価格となっている。

これらにより、ミニマム・アクセス米全体の1t当たりの評価単価は、18,311円から45,362円となっている。

(ウ) 評価損の発生

主食用又は加工用から援助用に振り替えた場合には、評価損が発生することになる。17年度についてみると、売買損益には41万tに係る評価損が含まれている。これは、年度首における主食用又は加工用の評価単価が取得価格である1t当たり51,154円に対し、年度末における援助用の1t当たりの評価単価が売却見込価格である11,170円であるため、164億円が評価損として売上原価に含まれていることになる。

したがって、国内需要の増加が見込めない状況のままでは、今後も年度末の在庫評価において、年間の輸入数量と国内の売渡数量との差に相当する分が新たに援助用及び飼料用として評価されることになり、多額の評価損が生じることになる。

ウ 損益における管理費の状況

ミニマム・アクセス米に係る管理費は、事業管理費と一般管理費からなっている。事業管理費は、保管料や運送費等の業務に直接要する費用である。一般管理費は、食糧管理業務等に共通する人件費、事務費等であり、食糧管理3勘定及び輸入飼料勘定の年間買入高等の比率を基に割り掛けて算出されるものである。管理費は、表8のとおり、保管料の大幅な増加にもかかわらず、毎年その増加額相当程度の一般管理費が減少していることにより、171億円から185億円とほぼ横ばいで推移している。

表8 管理費の推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	13	14	15	16	17
管理費(①+②)	18,549 (100)	18,527 (100)	17,172 (93)	18,206 (98)	18,542 (100)
事業管理費①	11,024 (100)	11,709 (106)	13,636 (124)	15,649 (142)	17,001 (154)
うち保管料	8,739 (100)	9,859 (113)	12,024 (138)	13,674 (156)	15,653 (179)
一般管理費②	7,525 (100)	6,818 (91)	3,535 (47)	2,556 (34)	1,540 (20)
うち一般事務費	7,148 (100)	7,070 (99)	3,529 (49)	1,964 (27)	1,683 (24)
うちサイロ・倉庫運営費	0	411 (100)	408 (99)	1,044 (254)	1,347 (328)

注(1) 事業管理費には、保管料のほかに運送費、加工費、流通業務取扱費がある。

注(2) 一般管理費は、消費税の還付等があるため、一般事務費及びサイロ・倉庫運営費の合計額と一致しない。

注(3) 平成13年度のサイロ・倉庫運営費は、政府倉庫跡地の売払収入があったため少額となっている。

注(4) ( )書きは、平成13年度(サイロ・倉庫運営費は14年度)を100とした場合の指数である。

一般管理費は、主に人件費等の一般事務費と政府倉庫を運営するためのサイロ・倉庫運営費からなっている。このうち、サイロ・倉庫運営費については、ミニマム・アクセス米の在庫数量が増大したことなどにより急増しているが、一般事務費については15年度から激減している。これは、15年7月に食糧庁を廃止して組織改編を実施し、食糧管理特別会計に所属する人員の一部を一般会計に振り替えたことにより、同特別会計が負担する一般事務費が減少したためであり、17年度の一般事務費は13年度の4分の1まで減少し、保管料の1割程度となっている。この結果、保管料の増加にもかかわらず、一般管理費が減少し、管理費は横ばいで推移しているが、15年度では、一般事務費の対前年度減少額が35億円と保管料の対前年度増加額21億円を大幅に上回っていたのに対し、17年度では、一般事務費の対前年度減少額が2億円と保管料の対前年度増加額19億円を大幅に下回っている。

したがって、ミニマム・アクセス米の在庫数量の増加に伴い、保管料が毎年度大幅に増加している状況を見ると、今後は、保管料の増加額に見合う一般管理費の減少は見込めないことから、管理費全体が増加することによる損益の悪化が予想される。

#### エ 評価損を除いた損益の推移

損益は、13年度に39億円の利益となっていたが、14年度から17年度までは損失となっている。損益には、前記のとおり、年度末の在庫評価における評価損が含まれている。評価損は、将来の販売時に見込まれる損失をあらかじめ当年度に計上したものであり、当年度のミニマム・アクセス米の実際の売買から生じる損益とは、直接には関係のない損失である。そこで、実際の売買から生じる損益の状況をみるため、評価損を除いた売上原価に基づいて、13年度以降の損益を試算すると、表9のとおりとなっている。

表9 評価損を除いた損益の推移

(単位：百万円)

区分		年度	13	14	15	16	17
一般輸入	売上高(A)		23,305	19,223	23,606	23,905	17,632
	売上原価(B)		17,381	16,324	38,683	52,680	26,836
	評価損(C)		8,032	8,433	29,292	39,083	16,447
	評価損を除いた売上原価(D)=(B)-(C)		9,349	7,891	9,391	13,597	10,389
	評価損を除いた売買利益(△損失)(E)=(A)-(D)		13,956	11,332	14,215	10,307	7,243
SBS輸入	売上高(F)		23,930	14,431	26,942	19,118	24,031
	売上原価(G)		7,358	5,758	10,584	10,527	17,061
	評価損(H)		—	—	—	—	—
	評価損を除いた売上原価(I)=(G)-(H)		7,358	5,758	10,584	10,527	17,061
	評価損を除いた売買利益(△損失)(J)=(F)-(I)		16,572	8,672	16,357	8,591	6,969
評価損を除いた売買利益(△損失)計(K)=(E)+(J)			30,528	20,005	30,573	18,899	14,212
管理費(L)			18,549	18,527	17,172	18,206	18,542
評価損を除いた利益(△損失)(M)=(K)-(L)			11,978	1,478	13,400	692	△4,329
評価損(N)=(C)+(H)			8,032	8,433	29,292	39,083	16,447
決算上の利益(△損失)(O)=(M)-(N)			3,946	△6,954	△15,891	△38,390	△20,776

(注) 平成13年度の「評価損を除いた利益」及び「決算上の利益」については、他会計より受け入れた163億円を除いている。

評価損を除いた損益についてみると、13年度から16年度までは利益が生じている。しかし、17年度では、一般輸入の売渡単価が低くなったり、SBS輸入の売買差額が小さくなったりなどして売買利益が減少し、また、管理費において保管料が増加したことなどにより、評価損を考慮しなくても43億円と多額の損失が生じている。

ミニマム・アクセス米に係る決算上の損益は、14年度から17年度までは多額の損失が生じている。これは、評価損の増加によるところが大きいですが、評価損を考慮しなくても、17年度には多額の損失が生じている。ミニマム・アクセス米の国内需要の増加が見込めない状況からみると、今後も、多額の評価損による損失が生じていくことが懸念される。また、在庫数量の増加が見込まれることから、それに伴う保管料の増こうなどによる更なる損益の悪化も懸念される。

#### (5) 倉庫別の保管状況について

農林水産省では、ミニマム・アクセス米の保管については、自ら所有する政府倉庫のほか、倉庫業法(昭和31年法律第121号)に基づき登録を行った倉庫(以下「営業倉庫」という。)等のうち、米穀の安全性及び品質を保持することができる倉庫で農林水産省が指定した倉庫(以下「政府指定倉庫」という。)に寄託して行っている。そして、政府指定倉庫は、その

所在する場所により港頭倉庫と内陸倉庫に区分され、その標準収容力については、13年度から17年度までの間379万tから393万tで推移している。

ア 港頭倉庫の保管状況

農林水産省では、ミニマム・アクセス米を輸入する船舶の受入れに当たり、円滑な需給操作の確保及び合理的かつ経済的な輸入業務の実施のため、収容余力等の状況を的確に把握し、港頭倉庫を確保することとしている。

港頭倉庫の収容余力等は、表10のとおりとなっている。

表10 港頭倉庫の収容余力等の推移 (単位：千t、%)

年度末	標準収容力 ①	政府米在庫数量				収容余力 ③	収容余力率 ③/①
		国内産米	ミニマム・アクセス米	合計 ②	在庫率 ②/①		
13	1,996	401	889	1,291	64.7	303	15.2
14	2,119	288	1,041	1,330	62.8	360	17.0
15	2,160	325	1,119	1,445	66.9	224	10.4
16	2,309	246	1,185	1,432	62.0	483	20.9
17	2,438	143	1,498	1,630	66.9	466	19.1

注(1) 倉庫内に民間物品も保管されているなどのため、政府米在庫数量の合計に収容余力を加えても標準収容力と一致しない。

注(2) 収容余力は、当年度末のおおむね2箇月前に農林水産省が倉庫業者から聞き取りした見込みの数値である。

港頭倉庫の標準収容力は、新たに倉庫の指定を行うなどして増加していることから、在庫率は62%から66%で推移している。しかし、収容余力をみると、民間物品の在庫等の影響により22万tから48万t(収容余力率10%から20%)となっており、15年度末の収容余力は22万t(同10%)となっていて、ひっ迫した状況となっていた。港頭倉庫は、ミニマム・アクセス米を受け入れていくための重要な買入倉庫であるが、17年度末では16年度末と同程度の収容余力を確保しているものの、今後、在庫数量が増加していくことにより、収容余力がひっ迫する可能性がある。

イ 政府倉庫の保管状況

農林水産省では、17年度末現在、9箇所の政府倉庫<sup>(注4)</sup>を所有しており、標準収容力は15万tとなっている。

政府倉庫の運用方法については、政府倉庫が米穀を安定的に供給するための倉庫であり、不作時や地震等の災害時に対応する備蓄倉庫であるとして、国内産米を優先して備蓄することとしている。また、ミニマム・アクセス米の受入れに当たっては、在庫率がおおむね60%以下で、かつ、早期出庫が見込まれる場合に限り、買入倉庫として活用することができるとしている。

そして、作柄が不作であった15年度に国内産米の政府米が大量に販売されたことから、倉庫内に空き面積が生じた15、16両年度には、ミニマム・アクセス米が国内産米よりも多く保管されていた。その後、16年産及び17年産の国内産米を買い入れて備蓄したため、17年度末の在庫数量は11万t(うち国内産米6万t)となっている。このように、政府倉庫には国内産米を優先して備蓄していることなどから、今後も国内産米の在

庫状況を考慮してミニマム・アクセス米を保管していくことになる。

(注4) 9箇所の政府倉庫 深川、立川、金沢、大江、茨木、松江、岡山、広島、福岡各政府倉庫

#### (6) 農林水産省が実施している対応策について

##### ア 保管料の見直し

農林水産省では、政府米の寄託に当たり、政府指定倉庫を経営する倉庫業者から委任を受けた倉庫業団体等と「政府所有食糧及び農産物等寄託契約」を締結している。営業倉庫の保管料は、この寄託契約に基づき、倉庫が所在する地域による級地区別別に算定されることになっている。

農林水産省では、政府米の在庫数量が増大したことなどから、14年10月に保管料の見直しを実施している。その実施内容は、これまで級地区分を全体で3区分(甲、乙、丙)としていたが、このうち相対的に保管料の高い甲及び乙において、従来の保管料を2%、4%、6%引き下げた区分にそれぞれ細分化して全体で7区分とした。そして、倉庫業者ごとの判断により細分化した甲又は乙の中で保管料を選択させる競争原理を導入した。

このような保管料の見直しにより、1t当たりの年間保管料は13年度の10,268円から17年度の9,499円に減少している。

##### イ 内陸倉庫の活用状況

農林水産省では、14、15両年度に、保管料の節減及び港頭倉庫における収容余力の確保を図るため、倉庫業者が運送費等を負担する場合に限り、ミニマム・アクセス米を港頭倉庫から保管料の安価な内陸倉庫に移送している。その主な内容は、次のとおりである。

- ① 対象とするミニマム・アクセス米は、前年度及び当年度契約分のうち、早期に需要が見込まれないものとする。
- ② 内陸倉庫を活用する場合は、港頭倉庫からおおむね100km以内に所在し、倉庫業者が希望した場合とする。

14、15両年度に内陸倉庫に移送した数量は計24万t(年間の節減保管料1億3900万円)となっており、一定の保管料の節減と港頭倉庫の収容余力の確保が図られている。しかし、16、17両年度については、移送した数量は計2万t(同1200万円)と大幅に減少している。

これは、14、15両年度の内陸倉庫の活用により一定の港頭倉庫の収容余力が確保できたことと、運送費等は倉庫業者が負担していることから、県内の内陸倉庫への移送のみで、県外の内陸倉庫への移送が実施されていないためである。

##### ウ 新規用途のための無償交付の状況

農林水産省では、加工用への需要開発を図るため、米穀を利用した新製品の開発を促進するための試験研究を実施する者に対し、ミニマム・アクセス米を含む政府米を無償で交付することとしている。このうち、ミニマム・アクセス米を無償交付した実績をみると、13年度は2件計10t、14年度は2件計3t、15、16両年度は実績がなく、17年度は2件計2tと非常に少ないものとなっている。国内産米の需給にできるだけ影響を与えないことを考慮すると、今後も新規用途の開発については、これまで米穀を原材料として使用していなかった分野への働きかけが重要となってくる。



#### 4 本院の所見

農林水産省では、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、国内における米穀の需給に関係なく、7年度から17年度までにミニマム・アクセス米651万t(買入金額計4173億円)を輸入している。このうち、426万t(売渡金額計4508億円)を主食用、加工用等に販売しているものの、毎年度の売渡数量が買入数量を下回っているため、17年度末現在、在庫数量は181万tとなっている。その保管料は、17年度で170億円、7年度から17年度までの総額は937億円と多額に上っている。そして、新たな農業合意が得られるまでの間は、最低輸入量76.7万玄米tを維持することとされている。

ミニマム・アクセス米の売渡しに当たり、主食用途としては、現在も国内産米の生産調整が行われていることから、国内産米の需給にできるだけ影響を与えないように販売している現状を変えることが困難な状況である。そして、加工用途については、毎年度20万t程度の売渡数量で推移しており、需要量の減少傾向にある中では今後大幅な売渡数量の増加が見込めず、また、援助用途についても、被援助国等からの要望等に基づいて決定されることなどから売渡数量の増加が必ずしも望める状況とはなっていない。

このような需要状況の中、毎年現在と同じ数量のミニマム・アクセス米を輸入すれば、今後も在庫数量が増加することにより、港頭倉庫の収容余力がひっ迫し、また、保管料が増加することが予測される。そして、主食用又は加工用の需要が見込めないミニマム・アクセス米については、年度末の在庫評価に当たり、援助用等の評価単価で評価するため、買入単価を大幅に下回り、評価損が発生することになる。しかも、17年度には評価損を考慮しなくても多額の損失が生じている状況である。また、18年7月から飼料用に30万tを販売することとしていることから、在庫縮減策の一つとして効果を発現して在庫数量の増加に歯止めがかかることも期待されるが、損益上の課題は残ることになる。このように、ミニマム・アクセス米については、今後も多額の保管料を負担し、新たに評価損が生じることなどにより、損益の悪化が懸念される。

したがって、農林水産省においては、今後もガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の受入れに当たっては、ミニマム・アクセス米に係る損益の悪化要因に対応して、保管料の節減、新規需要の拡大等損益の健全化に向けた更なる努力が望まれる。

## 第9 中小企業金融安定化特別保証制度の実施状況について

検査対象	経済産業省(平成13年1月5日以前は通商産業省)(中小企業庁)、中小企業金融公庫(16年6月30日以前は中小企業総合事業団、ただし11年6月30日以前は中小企業信用保険公庫)		
制度の根拠	信用保証協会法(昭和28年法律第196号)、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)		
制度の概要	金融環境の変化や取引金融機関の破綻等により事業資金の調達に支障を来している中小企業者に対して、資金の融通を円滑にするための特別な債務保証		
国の財政負担額	中小企業金融公庫に対する出資金	1兆1599億円(平成10年度～14年度)	
	信用保証協会に対する出えん金	2900億円(平成10、11両年度)	
	合計	1兆4499億円	
保証等の実績 (平成10年10月～18年3月)	保証承諾額	28兆9437億円	
	代位弁済額	2兆3468億円	
	回収額	2850億円	
	保険金支払額	1兆8203億円	

### 1 制度の概要

#### (1) 中小企業金融安定化特別保証制度の創設

バブル経済が崩壊して景気が低迷する中で、平成9年秋以降、大手金融機関が相次いで破綻するなど金融面での不安定性が顕在化し、健全な借り手に対しても金融機関の融資姿勢が厳しくなる、いわゆる貸し渋りにより企業の資金繰り悪化が顕著となってきた。このような経済情勢や金融環境に対応し、政府は、累次にわたる緊急経済対策の一環として、「中小企業等貸し渋り対策大綱」(平成10年8月28日閣議決定。以下「貸し渋り大綱」という。)に基づき、金融機関の貸し渋り等により、必要な事業資金の調達に支障を来している中小企業者に対して積極的な債務保証を実行するべく、臨時異例の措置として、10年10月から12年3月までの間に20兆円の保証規模を確保する中小企業金融安定化特別保証(以下「特別保証」という。)制度を創設した。

その後、政府は、中小企業等金融対策の一環として、「経済新生対策」(平成11年11月11日経済対策閣僚会議決定)に基づき、金融経済環境の激変への適応円滑化を図るため、特別保証制度を13年3月末まで1年間延長するとともに、保証枠を10兆円追加して30兆円とする措置を講じた。

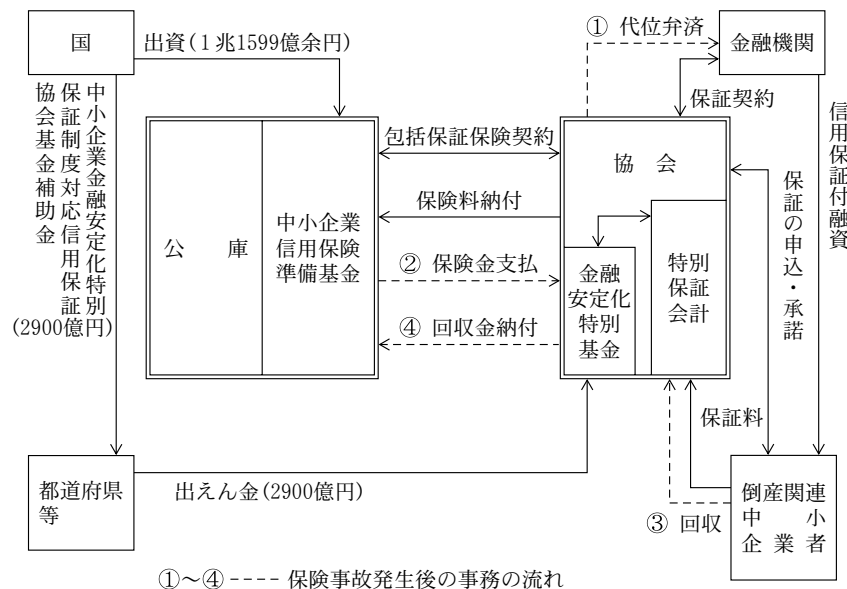
#### (2) 信用補完制度における特別保証制度

特別保証制度は、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立されている全国52の信用保証協会(以下「協会」という。)及び中小企業金融公庫(16年6月30日以前は中小企業総合事業団、ただし11年6月30日以前は中小企業信用保険公庫。以下「公庫」という。)による信用補完制度の枠組みの中で実施することとされた。

信用補完制度は、中小企業者等が金融機関から資金の貸付け等を受けるに当たり、協会がその債務を保証する信用保証と、公庫が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づいて協会と包括保証保険契約を締結し、協会が行った債務保証について契約金額の範囲内で保険を引き受ける信用保証によって成り立っている。

そして、信用保証付融資を受けた中小企業者が債務不履行に陥った場合、協会は当該中小企業者に代わって金融機関に債務を弁済(以下「代位弁済」という。)し、公庫は上記の包括保証保険契約に基づき、保険価額(保証した借入金の額)に一定割合(通常70%又は80%。以下「てん補率」という。)を乗じた額を保険金として協会に支払うこととなっている。協会は、この代位弁済に伴い、中小企業者に対する求償権を取得することとなり、求償権の行使により事後に資金の回収があった場合は、回収した資金に係る保険金相当額を公庫に納付することとなっている(以下「回収金納付」という。)(図1参照)。

図1 信用補完制度における特別保証制度



注(1) 倒産関連中小企業者は、中小企業信用保険法の一部改正に伴い、平成12年12月、名称が特定中小企業者に改められた。

注(2) ( )内の金額は、特別保証制度に対する財政措置の金額である。

### (3) 特別保証の内容

特別保証は、協会が従来から行っている保証(以下「一般保証」という。)とは別枠となっていて、その主な内容は、中小企業金融安定化特別保証制度要綱(平成10・09・30企庁第6号)等により、表1のように定められており、担保等の保証要件等は緩和され、かつ、保証料率が引き下げられたものとなっている。

表1 特別保証の主な内容

	普通保証	無担保保証	無担保無保証人保証
保証限度額	2億円以内 (2億円以内)	5000万円以内 (5000万円以内)	1000万円以内 (1000万円以内)
保証料率	0.75%以下 (各協会平均0.95%)	0.65%以下 (各協会平均0.8%)	0.40%以下 (各協会平均0.6%)
保証期間	設備資金 7年以内 据置期間1年以内 運転資金 5年以内 同上 (保証期間、据置期間については協会ごとに定めている)		
担保	5000万円以下は徴しない (原則として徴する)	徴しない	
保証人	法人代表者等を連帯保証人とし、原則として第三者の連帯保証人は徴しない (法人代表者等を連帯保証人とする。無担保保証は原則として2500万円未満については第三者の連帯保証人を徴しない)		徴しない
取扱期間	平成10年10月1日から13年3月31日まで		

(注) ( )書きは、特別保証制度創設時(平成10年10月)の一般保証の場合である。

なお、12年4月以降は、借入者が雇用の増大等建設的努力の計画(事業改善計画)を作成することが保証要件の一つに加えられた。

#### (4) 特別保証制度における国の財政負担

国は、貸し渋り大綱に基づき、協会の特別保証制度の運営に必要となる所要資金について、全額国の補助金により賄うこととし、また、公庫に対しては、同制度の運営に必要な追加出資をすることにより、その財務基盤の強化を図ることとした。

当初の保証枠を20兆円とする特別保証に係る国の財政負担額を算定するに当たり、制度設計では、事故率(保証承諾累計額に対する代位弁済累計額の割合)については保証要件が緩和されたことなどを考慮して10%(一般保証の事故率は2%程度)、回収率(代位弁済累計額に対する求償権の行使による回収累計額の割合)については一般保証の場合の実績とほぼ同様の50%とそれぞれ想定し、回収不能による損失額を次のとおり1兆円と設計した。

$$\boxed{20 \text{ 兆円(保証枠)}} \times \boxed{10\% \text{ (事故率)}} \times \boxed{50\% \text{ (非回収率)}} = \boxed{1 \text{ 兆円}}$$

(損失額)

また、追加の保証枠10兆円のうち5兆円に係る事故率は従来と同様10%、残り5兆円に係る事故率は、12年4月以降に事業改善計画の作成を保証要件に加えたことに伴い、8%とし、回収不能による損失額を次のとおり計4500億円と設計した。

$$\boxed{5 \text{ 兆円(保証枠)}} \times \boxed{10\% \text{ (事故率)}} \times \boxed{50\% \text{ (非回収率)}} = \boxed{2500 \text{ 億円}}$$

+

$$\boxed{5 \text{ 兆円(保証枠)}} \times \boxed{8\% \text{ (事故率)}} \times \boxed{50\% \text{ (非回収率)}} = \boxed{2000 \text{ 億円}}$$

||

(損失額) 4500 億円

国は、上記損失額の合計1兆4500億円について財政負担することとし、てん補率が80%であることから、公庫に対しては1兆1600億円を出資し、残り20%を負担する協会に対しては都道府県等を通じて補助金2900億円を出えんすることとした。

#### (5) 公庫に対する出資状況

国は、上記に基づき、公庫に対し、中小企業信用保険準備基金(国が信用保険業務のために出資した資本金。以下「保険準備基金」という。)として、10年度から14年度までの間に、一般会計から計1兆1599億余円の出資を行った。

#### (6) 協会に対する出えん状況

国は、11年1月に、上記の補助金2900億円のうち、当初枠20兆円を確保するために必要な補助金2000億円を各協会に配分するに当たり、各協会における10年10月から同年12月までの特別保証の承諾実績額及び11年1月から同年3月までの承諾見込額等を考慮して配分額を決定した。そして、中小企業金融安定化特別保証制度対応信用保証協会基金補助金交付要綱(平成10・12・07企第1号。以下「交付要綱」という。)に基づき、同年3月、都道府県等に補助金を交付し、同月中に都道府県等はこれを各協会に出えんした。

また、追加枠10兆円に係る補助金900億円の各協会に対する配分については、当初枠20兆円のとときと同様に、10年10月から11年12月までの特別保証の承諾実績額及び12年1月から13年3月までの承諾見込額等により配分額を決定し、12年3月までに各協会に出えんした(図1参照)。

なお、国は、交付要綱において、協会に対し出えんした補助金の返還等に関し規定していない。

#### (7) 中小企業金融安定化特別会計の経理処理

国は、10年12月に、貸し渋り大綱に基づき、特別保証制度に係る経理を区分して行うための特別の会計を協会に新設させるため、信用保証協会法施行規則(昭和28年大蔵・通産省令第3号)の一部を改正した。そして、同制度に係る都道府県等からの出えん金を協会の基本財産(資本金)の一部として別途に経理処理させるため、既存の基金勘定とは別に金融安定化特別基金(以下「特別基金」という。)勘定を新設させるとともに、中小企業金融安定化特別会計(以下「特別保証会計」という。)収支計算書を作成させることなどを協会に義務づけた。

なお、国は、15年2月に、資金繰り円滑化借換保証制度を創設し、特別保証に係る既往借入金の残高と同額以内で借り換える場合の保証(借換保証)に係る収支計算については特別保証会計に含めることとした。

## 2 検査の観点、着眼点、方法及び対象

本院は、本件特別保証制度における国の財政負担額が大きいことから、従来から特別保証制度の実施状況について検査してきており、その結果については、10年度から12年度までの決算検査報告にそれぞれ「特定検査対象に関する検査状況」として「中小企業金融安定化特別保証制度の実施状況について」を掲記している。

これらの報告においては、特別保証制度創設以降の保証承諾、代位弁済、回収等(以下「保証承諾等」という。)の状況や収支の状況等について分析している。特に、回収については、無担保で第三者の保証人を徴しないことが特別保証では多いことにより、想定回収率

50%に達する見込みは厳しく、今後、協会における回収業務の増大が見込まれることから、52協会の共同出資で設立された債権回収会社(以下「サービサー」という。)の体制強化も含め事務処理の効率化等による態勢強化が望まれる旨を記述した。また、公庫については、今後、特段の措置が講じられず保険収支差の大幅な赤字が続いた場合、損失処理のための保険準備基金が不足する事態が生じる懸念もある旨を記述した。

その後、この特別保証制度の効果については、中小企業庁が14年9月の経済財政諮問会議に提出した資料において、「1万社の倒産、10万人の失業、2兆円の民間企業の損失を回避」させることができたとされている。

特別保証の取扱いが13年3月に終了した後、18年3月で5年が経過し、大半の保証債務については当初の保証期間が終了したと思料される。そこで、本年次の検査においては、経済性・効率性等の観点から、制度設計上想定した事故率及び回収率と実際の事故率及び回収率はどの程度かい離しているか、そして、それは想定した事故率及び回収率に基づいて算定された国の財政負担額を受け入れた協会と公庫の収支にどのような影響を与えているかに着眼して検査した。

検査に当たっては、52協会の10年度から17年度までの業務報告書、貸借対照表、収支計算書等に基づき、各協会に出えんされた特別基金の状況や各協会の特別保証会計の収支状況等について検査した。そして、52協会のうち、北海道信用保証協会ほか18協会<sup>(注)</sup>については、協会本部に赴いて検査を実施した。また、公庫本店及び中小企業庁において、特別保証に係る保険収支の状況や特別保証制度の創設以降の信用保証事業に対する財政措置の状況など特別保証制度の実施状況について検査した。

(注) 北海道信用保証協会ほか18協会 北海道、栃木県、東京、神奈川県、横浜市、川崎市、山梨県、静岡県、愛知県、名古屋市、滋賀県、京都、大阪府中小企業、大阪市、広島県、山口県、香川県、福岡県、沖縄県各信用保証協会

### 3 検査の状況

#### (1) 保証承諾等の状況

10年度から13年度までの特別保証に係る保証承諾の実績(累計)についてみると、172万余件、28兆9437億余円となっていて、この額は政府が想定した保証枠30兆円の96.5%に相当する額となっている。上記の保証承諾の対象となった債務のその後の状況について、17年度末現在でみると、表2のとおりとなっている。

表2 平成17年度末現在の保証承諾等の状況 (単位：件、百万円、%)

区 分	件 数	金 額	構成比
保証承諾(累計)	1,723,873	28,943,701	100.0
債務償還(累計)	1,301,828	25,238,099	87.2
代位弁済(累計)	222,176	2,346,837	8.1
回収(累計)		285,033	1.0
求償権残高	207,662	2,057,302	7.1
保証債務残高 (うち借換保証制度に係る分)	199,869 (86,171)	1,358,765 (655,601)	4.7 (2.3)

注(1) 債務償還(累計)には、保証承諾後貸付未実行で保証債務とならなかったものを含む。

注(2) 一部の協会では、求償権を整理等により減額しているため、代位弁済(累計)の金額から回収(累計)の金額を差し引いても求償権残高に一致しない。

注(3) 保証承諾(累計)には、借換保証の実績を含まない。

表2のうち、特別保証に係る保証承諾、債務償還及び保証債務残高の推移を示すと、図2から図4のとおりである。

図2 特別保証に係る保証承諾の推移

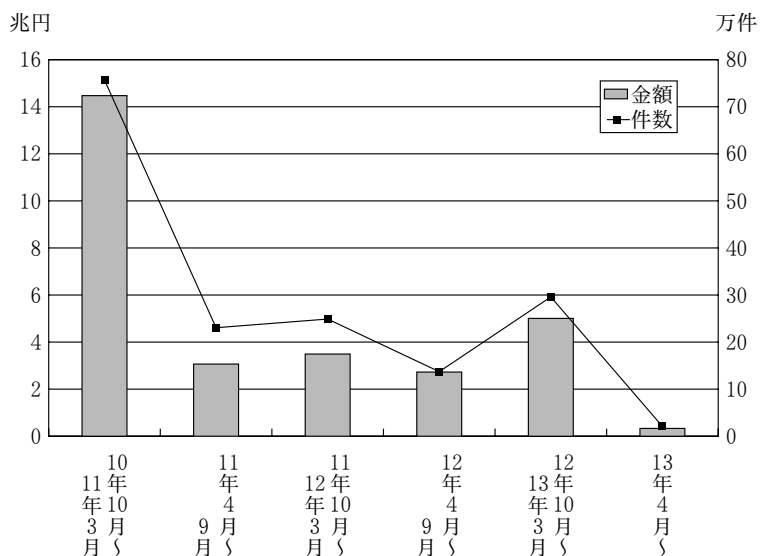
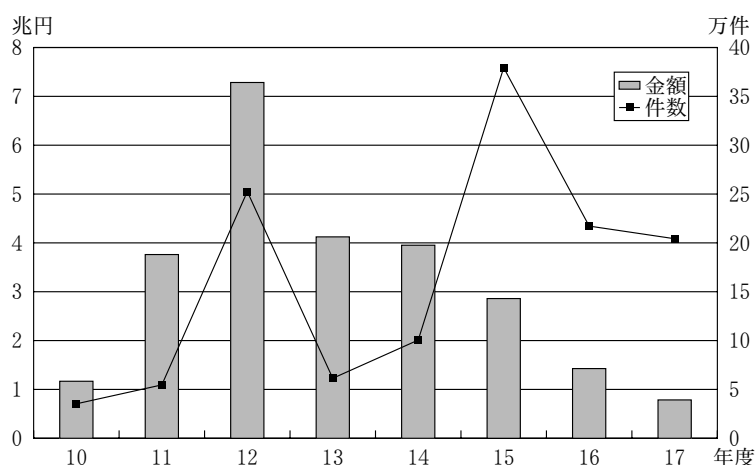
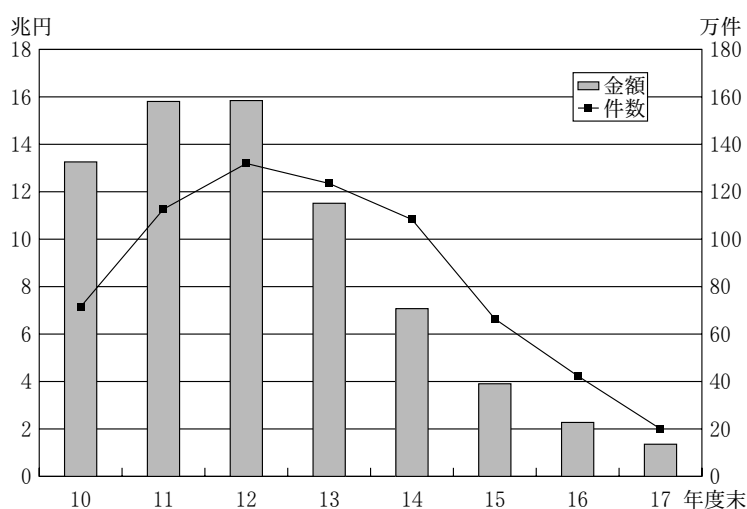


図3 特別保証に係る債務償還の推移



(注) 件数は、債務が完済した年度に計上している。

図4 特別保証に係る保証債務残高の推移



そして、各協会に対する出えん金及び公庫に対する出資金の使用状況に影響する代位弁済、回収等の17年度末までの状況は以下のとおりとなっている。

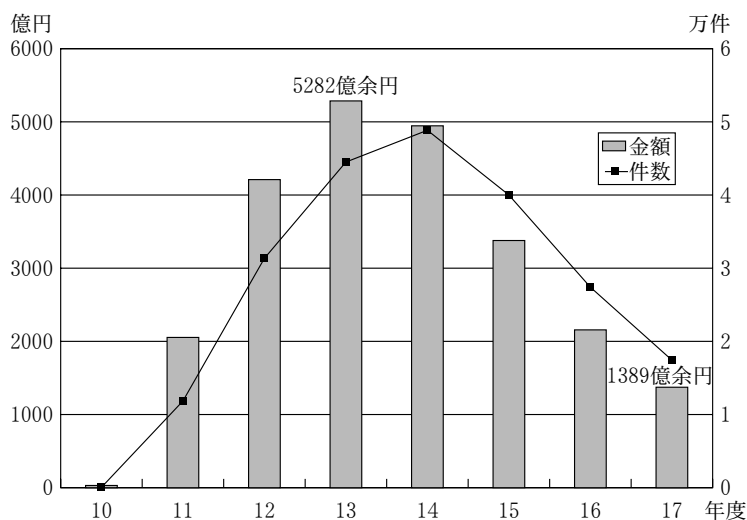
ア 代位弁済の状況

10年度から17年度までの特別保証に係る代位弁済は、累計で22万余件、2兆3468億余円(保証承諾累計額に対し8.1%の事故率)となっており、これを年度別にみると、図5のとおり、13年度が最も多く5282億余円となっていて、14年度以降は減少に転じ、17年度には1389億余円となっている。

代位弁済のピークは、通常、一定期間(一般保証の場合は統計上、保証承諾後2年以上3年未満)を経てから到来することから、上記の状況は、特別保証の保証承諾のピークが10年度後半にあったことと対応している。



図5 特別保証に係る代位弁済の推移

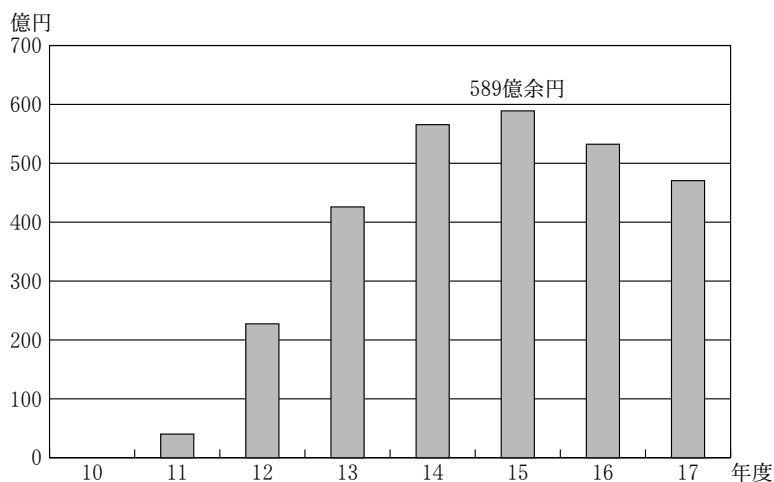


イ 回収の状況

10年度から17年度までの特別保証に係る回収額は、累計で2850億余円(代位弁済累計額2兆3468億余円に対し12.1%の回収率)となっており、これを年度別にみると、図6のとおり、14、15年度の回収額が多く、ピーク時の15年度には589億余円となっている。

これは、代位弁済の翌年度における回収が最も多くなるという一般的な傾向によるもので、特別保証の代位弁済が13、14年度に多かったことと対応している。

図6 特別保証に係る回収額の推移

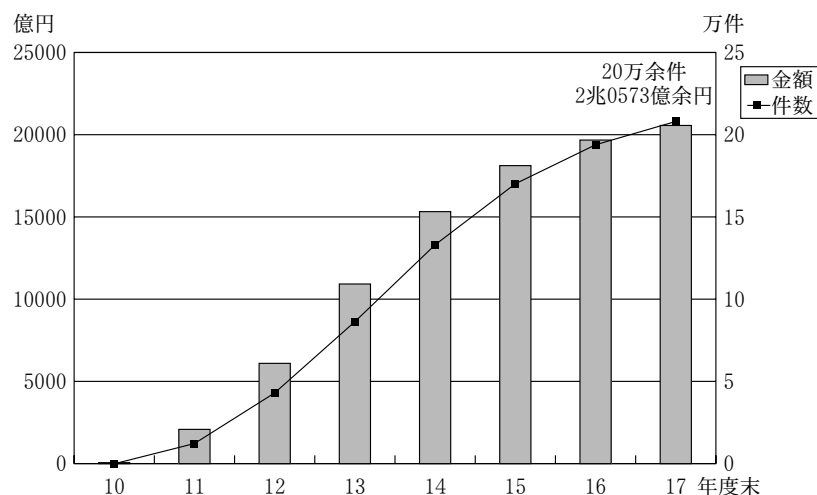


ウ 求償権の状況

(ア) 求償権残高

特別保証に係る代位弁済累計額から回収累計額を控除した求償権残高についてみると、図7のとおり、17年度末現在で20万余件、2兆0573億余円(代位弁済累計額2兆3468億余円の87.7%)となっており、これを年度別にみると、10年度以降、一貫して増加傾向にあるが、近年は、代位弁済額が減少していることなどから、増加の伸びは小さくなってきている。

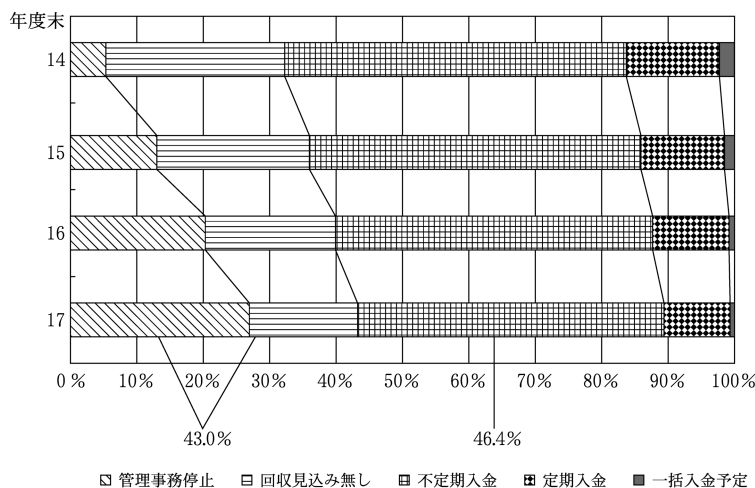
図7 特別保証に係る求償権残高の推移



(イ) 求償権の回収可能性

求償権の回収可能性を示す求償権分類の基準は各協会ごとに異なることから、事故率及び回収率が平均的なA協会を例に14年度から17年度までの4箇年の各年度末における特別保証に係る求償権分類の割合(残高金額)の推移を示すと、図8のとおり、回収がほとんど見込めない「管理事務停止」及び「回収見込みなし」の割合が年々増加しており、17年度末では計43.0%となっている。さらに、17年度末で46.4%の割合を占めている「不定期入金」の中には無担保で第三者の保証人を徴していないなどの事情のあるものが多いことから、これらについても回収の可能性は相当低いと史料される。

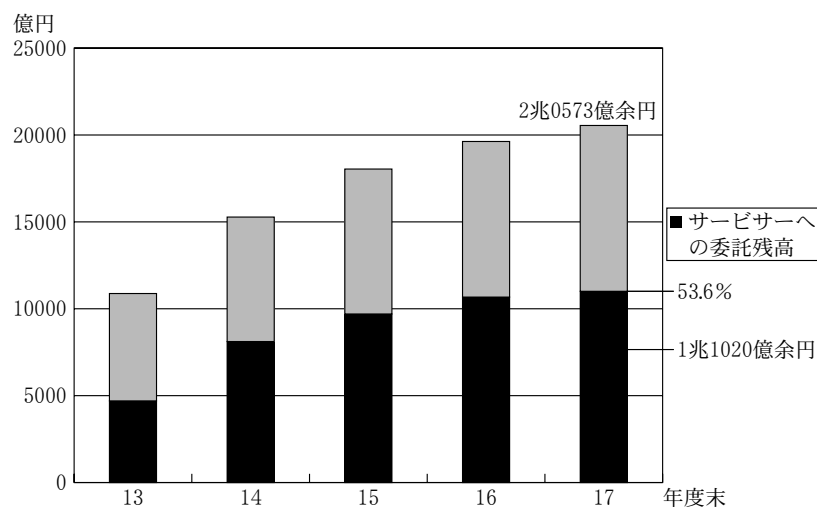
図8 A協会の求償権分類の割合(残高金額)の推移



(ウ) 求償権回収の委託

各協会は、特別保証に係る求償権のうち無担保のもの回収を、13年度から順次サービサーに委託しており、図9のとおり、17年度末の委託残高は1兆1020億余円で、求償権残高2兆0573億余円の53.6%となっている。

図9 協会の求償権残高とサービスへの委託残高の額の推移



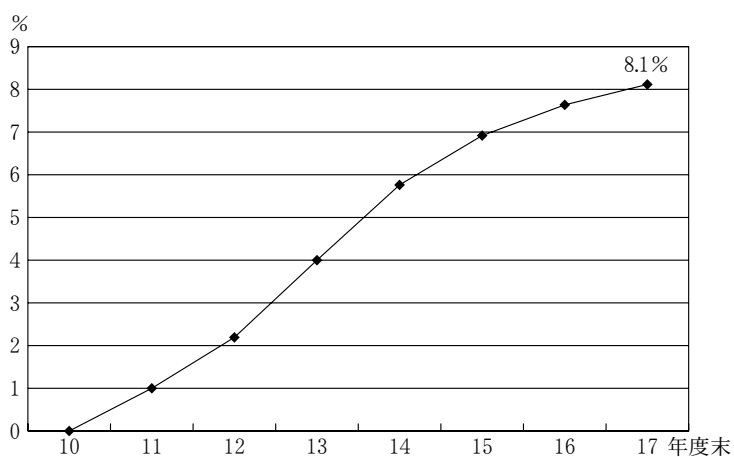
一方、サービスの回収額についてみると、13年度から17年度までの累計で616億余円となっており、17年度は149億余円で、17年度の52協会の回収額470億余円に占める割合は3割程度となっている。

(2) 事故率と回収率の状況

ア 事故率

10年度から17年度までの特別保証に係る事故率についてみると、図10のとおり、年々上昇しているものの近年の代位弁済額の減少に伴って上昇は緩やかなものとなる傾向にある。そして、17年度末現在の事故率は8.1%（保証承諾累計額28兆9437億余円に対する代位弁済累計額2兆3468億余円の割合）と、制度設計上の想定した事故率8%又は10%に近い率に収まっており、また、保証債務残高が順調に減少していることから、今後、事故率が大幅に上昇することは考えにくい状況となっている。

図10 特別保証に係る事故率の推移



協会別にみると、表3のとおり、17年度末の事故率は、最も高い沖縄県信用保証協会で18.3%と全国平均8.1%の約2倍となっているものの、大半の協会が制度設計上の事故率10%に収まっており、8%未満の協会も6割を超えている。

表3 協会別の特別保証に係る事故率及び特別保証が実施される以前の9年度事故率  
(単位：%)

協会名	17年度末 事故率	9年度 事故率	協会名	17年度末 事故率	9年度 事故率
北海道	7.5	1.03	石川県	8.2	1.45
青森県	9.1	0.80	福井県	7.0	1.19
岩手県	4.4	0.72	滋賀県	6.4	1.12
宮城県	7.8	1.15	京都	5.8	*2.09
秋田県	7.7	0.94	大阪府中小企業	※9.5	*3.80
山形県	5.3	0.46	大阪市	※9.5	*3.22
福島県	5.6	1.32	兵庫県	9.7	1.60
新潟県	7.6	1.14	奈良県	7.2	*2.47
茨城県	9.0	1.29	和歌山県	8.5	1.48
栃木県	6.5	1.27	鳥取県	6.0	0.89
群馬県	8.3	1.49	島根県	3.3	0.97
埼玉県	9.6	1.66	岡山県	5.1	1.01
千葉県	※9.4	*2.00	広島県	7.4	1.51
東京都	8.8	1.64	山口県	7.8	1.63
神奈川県	10.1	1.68	香川県	5.6	1.39
横浜市	※9.7	*1.90	徳島県	7.5	1.14
川崎市	9.2	1.57	高知県	5.4	0.89
山梨県	※9.6	*1.84	愛媛県	3.9	1.28
長野県	8.3	0.86	福岡県	7.4	1.06
静岡県	5.1	0.84	佐賀県	※8.9	*2.12
愛知県	5.0	1.06	長崎県	8.3	1.02
名古屋市	7.7	1.46	熊本県	5.8	1.19
岐阜県	5.7	1.27	大分県	4.2	0.70
岐阜市	8.3	1.41	宮崎県	7.9	*1.99
三重県	6.8	0.89	鹿児島県	4.9	0.79
富山県	5.8	1.26	沖縄県	※18.3	*2.35
			全国平均	8.1	1.71

注(1) 9年度事故率は、当該年度における平均保証債務残高に対する代位弁済額の割合である。

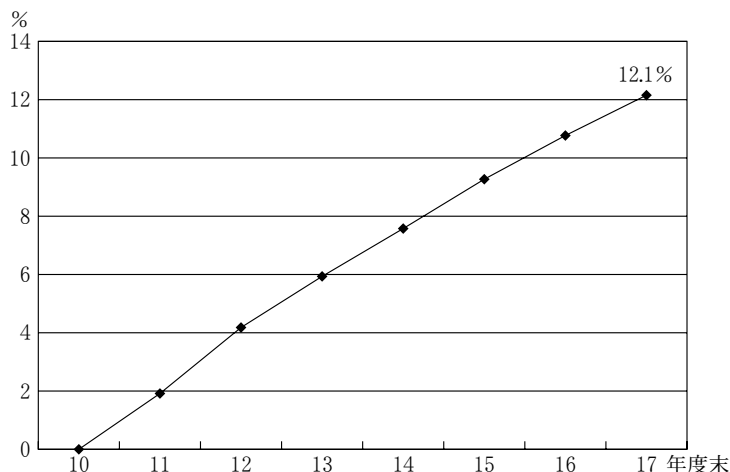
注(2) \*は、9年度事故率が全国平均を上回る10協会を示す。また、※は、この10協会のうち17年度末事故率も全国平均を上回る7協会を示す。

また、各協会ごとの特別保証に係る事故率については、表3のとおり、特別保証が実施される以前の9年度の年度事故率が全国平均(1.71%)を上回っている10協会のうち7協会が17年度末事故率においても全国平均(8.1%)を上回っているというように、特別保証が実施される以前の一般保証に係る事故率と同様の傾向がみられる。

イ 回収率

10年度から17年度までの特別保証に係る回収率についてみると、図11のとおり、上昇はしているものの、17年度末現在で12.1%（代位弁済累計額2兆3468億余円に対する回収累計額2850億余円の割合）であり、制度設計上の想定した回収率50%の約4分の1程度となっている。

図11 特別保証に係る回収率の推移



このように回収率が想定より低くなっているのは、特別保証においては、前記のとおり、第三者の保証人を原則として徴しておらず、かつ、表4のとおり、無担保で保証した金額の占める割合が90.9%と、一般保証の50.7%に比べて著しく高くなっていることから、回収方法が限られていて回収困難となっているものが多いことなどによると思料される。

表4 特別保証及び一般保証の担保の有無別保証状況

(単位：件、億円、%)

	特別保証(10年度から13年度)				一般保証(9年度)			
	件数		金額		件数		金額	
		構成比		構成比		構成比		構成比
担保有	76,957	4.5	26,004	9.1	384,059	23.9	75,380	49.3
担保無	1,633,810	95.5	260,527	90.9	1,223,900	76.1	77,378	50.7
計	1,710,767	100.0	286,531	100.0	1,607,959	100.0	152,758	100.0

(注) 特別保証については貸付実行額である。

協会別の回収率を17年度末現在でみると、表5のとおり、最も低い宮城県信用保証協会では8.0%にすぎず、最も高い大阪市信用保証協会でも26.5%にとどまっております、制度設計上の想定した回収率50%の半分(25%)にも満たない協会が52協会のうち49協会を占めている。

また、各協会ごとの回収率の差については、表5のとおり、特別保証に占める有担保保証の割合が全国平均(9.1%)を下回っている31協会のうち21協会が全国平均(12.1%)を下回っているというように、特別保証に占める有担保保証の割合が影響している傾向がある。

表5 特別保証に係る協会別の回収率及び有担保保証の割合

(単位：%)

協会名	17年度末回収率	有担保保証の割合	協会名	17年度末回収率	有担保保証の割合
北海道	13.9	*2.6	石川県	※10.0	*5.1
青森県	11.5	17.6	福井県	※8.8	*5.6
岩手県	12.1	*4.5	滋賀県	25.2	14.1
宮城県	※8.0	*4.1	京都	24.2	18.4
秋田県	※9.9	*2.3	大阪府中小企業	※10.1	*6.6
山形県	※10.8	*6.6	大阪市	26.5	22.6
福島県	※10.3	*4.8	兵庫県	※9.3	*4.6
新潟県	13.1	11.8	奈良県	20.2	*4.2
茨城県	8.4	12.2	和歌山県	※11.6	*6.3
栃木県	※9.4	*8.8	鳥取県	17.3	*6.9
群馬県	8.1	16.1	島根県	26.5	*2.4
埼玉県	11.7	10.8	岡山県	20.6	*4.8
千葉県	9.9	13.8	広島県	※10.8	*5.6
東京都	12.2	*8.4	山口県	※8.1	*2.4
神奈川県	10.1	11.9	香川県	17.2	9.7
横浜市	※9.5	*7.5	徳島県	※11.3	*4.4
川崎市	※8.5	*6.3	高知県	14.7	11.0
山梨県	10.7	10.6	愛媛県	20.5	16.8
長野県	13.8	*8.8	福岡県	※10.6	*7.1
静岡県	※11.5	*3.6	佐賀県	※10.6	*8.3
愛知県	15.5	12.5	長崎県	※11.1	*7.4
名古屋市	14.5	*8.5	熊本県	13.3	12.2
岐阜県	13.6	12.6	大分県	15.8	15.5
岐阜市	13.5	11.8	宮崎県	24.2	22.1
三重県	※8.2	*3.6	鹿児島県	12.8	*6.6
富山県	※11.5	*7.0	沖縄県	13.7	16.7
			全国平均	12.1	9.1

(注) \*は、有担保保証の割合が、全国平均を下回る31協会を示す。また、※は、この31協会のうち、17年度末回収率も全国平均を下回る21協会を示す。

### (3) 国の財政負担額の使用状況

#### ア 協会における出えん金の使用状況

##### (ア) 協会に対する特別基金の出えん状況等

協会別の特別基金の出えん状況についてみると、表6のとおりとなっており、合計2900億円である。協会別に保証承諾累計額の出えんされた特別基金出えん額に対する倍率についてみると、全国平均の100に対し、最も高い和歌山県信用保証協会では128、最も低い鳥取県信用保証協会では74となっており、1.7倍以上の開差が認められた。

このような開差が生じたのは、特別基金の配分の際にその基礎となった承諾見込額とその後の承諾実績額が大きくかい離したことなどによる。

表6 協会別の保証承諾累計額と特別基金出えん額

(単位：百万円)

協会名	保証承諾累計額 A	特別基金出えん額 B	倍率 A/B	協会名	保証承諾累計額 A	特別基金出えん額 B	倍率 A/B
北海道	404,769	4,480	90	石川県	303,239	2,899	105
青森県	358,373	4,089	88	福井県	174,879	1,858	94
岩手県	217,398	2,013	108	滋賀県	188,287	1,767	107
宮城県	389,467	3,665	106	京都	836,614	6,742	124
秋田県	206,366	1,880	110	大阪府中小企業	2,469,895	22,339	111
山形県	124,798	1,248	100	大阪市	644,808	5,984	108
福島県	251,547	2,303	109	兵庫県	1,137,107	12,166	93
新潟県	293,347	2,826	104	奈良県	180,786	2,087	87
茨城県	603,544	6,117	99	和歌山県	207,970	1,621	128
栃木県	347,282	3,674	95	鳥取県	67,915	915	74
群馬県	436,138	5,084	86	島根県	73,458	840	87
埼玉県	1,157,225	13,562	85	岡山県	256,784	2,500	103
千葉県	1,073,944	10,954	98	広島県	671,928	6,152	109
東京都	6,511,199	66,244	98	山口県	219,478	2,027	108
神奈川県	1,112,694	13,957	80	香川県	94,244	899	105
横浜市	438,333	5,226	84	徳島県	68,919	759	91
川崎市	185,659	2,336	79	高知県	64,236	720	89
山梨県	228,713	2,411	95	愛媛県	154,500	1,273	121
長野県	378,792	4,299	88	福岡県	1,143,001	9,130	125
静岡県	1,072,027	10,967	98	佐賀県	149,748	1,301	115
愛知県	1,369,653	12,541	109	長崎県	170,280	1,707	100
名古屋市	571,424	5,034	114	熊本県	210,466	2,091	101
岐阜県	523,758	4,593	114	大分県	85,641	950	90
岐阜市	92,263	944	98	宮崎県	80,598	862	94
三重県	420,149	3,851	109	鹿児島県	186,467	2,168	86
富山県	163,815	1,840	89	沖縄県	169,776	2,105	81
				合計	28,943,701	290,000	100

## (イ) 協会における特別基金の残高の状況

協会では、出えんされた特別基金について、既存の会計(本体会計)の基本財産の一部として、別途に経理処理している。そして、各年度の決算時に、特別保証会計収支計算書を作成し、収支差額に欠損が生じた場合は、特別基金を取り崩してその欠損額を補てんし、収支差額に剰余が生じた場合には、その剰余額を特別基金に繰り入れている。

17年度末における各協会ごとの特別基金の状況についてみると、表7のとおり、10協会では特別基金の全額を取り崩している。一方、残りの42協会では計560億余円の残高があり、このうち17協会では、出えん額に対する残高の割合(以下「残存率」という。)が50%以上となっている。

表7 協会別の平成17年度末現在の特別基金残高と残存率

(単位：百万円、%)

協会名	特別基金 出えん額 A	17年度末特 別基金残高 B	残存率 B/A	協会名	特別基金 出えん額 A	17年度末特 別基金残高 B	残存率 B/A
北海道	4,480	1,327	29.6	石川県	2,899	553	19.1
青森県	4,089	1,040	25.4	福井県	1,858	824	44.4
岩手県	2,013	1,531	*76.1	滋賀県	1,767	1,008	*57.1
宮城県	3,665	293	8.0	京都	6,742	4,662	*69.2
秋田県	1,880	—	—	大阪府中小企業	22,339	—	—
山形県	1,248	394	31.6	大阪市	5,984	1,091	18.2
福島県	2,303	1,019	44.3	兵庫県	12,166	1,061	8.7
新潟県	2,826	602	21.3	奈良県	2,087	1,111	*53.3
茨城県	6,117	—	—	和歌山県	1,621	—	—
栃木県	3,674	1,887	*51.4	鳥取県	915	504	*55.1
群馬県	5,084	456	9.0	島根県	840	631	*75.2
埼玉県	13,562	1,807	13.3	岡山県	2,500	1,884	*75.4
千葉県	10,954	—	—	広島県	6,152	1,574	25.6
東京都	66,244	—	—	山口県	2,027	—	—
神奈川県	13,957	996	7.1	香川県	899	301	33.5
横浜市	5,226	144	2.8	徳島県	759	226	29.8
川崎市	2,336	254	10.9	高知県	720	385	*53.6
山梨県	2,411	209	8.7	愛媛県	1,273	804	*63.2
長野県	4,299	1,485	34.6	福岡県	9,130	—	—
静岡県	10,967	7,436	*67.8	佐賀県	1,301	—	—
愛知県	12,541	7,581	*60.5	長崎県	1,707	286	16.8
名古屋市	5,034	789	15.7	熊本県	2,091	1,268	*60.7
岐阜県	4,593	3,248	*70.7	大分県	950	798	*84.0
岐阜市	944	241	25.6	宮崎県	862	284	33.0
三重県	3,851	973	25.3	鹿児島県	2,168	1,576	*72.7
富山県	1,840	1,505	*81.8	沖縄県	2,105	—	—
				合計	290,000	56,066	19.3

注(1) 特別基金の全額を取り崩した10協会では、収支差額の欠損額のうち特別基金の取崩しだけでは処理しきれなかった額を本体会計で処理している。

注(2) \*は、平成17年度末における残存率が50%以上である17協会を示す。

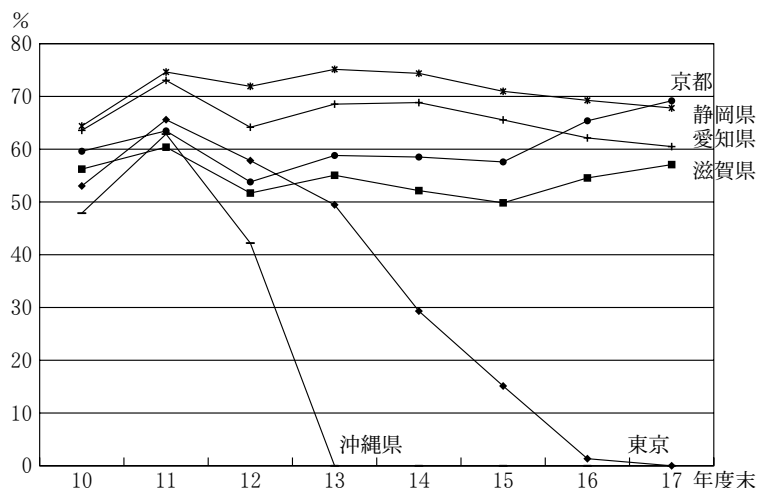
このように各協会の特別基金の残存率に差があるのは、前記のとおり特別基金の各協会への配分額が制度開始当初の短期間(10年10月から11年12月までの1年3箇月)における保証承諾額の実績等により決定されたこと、各協会ごとに事故率、回収率に著しい差があること、また、一部の協会においては、保証料率を他の協会より引き下げる措置を執ったことなどによるものと思料される。

このうち、東京、静岡県、愛知県、滋賀県、京都、沖縄県各信用保証協会の残存率の推移についてみると、図12のとおり、沖縄県信用保証協会は13年度までに、東京信用保証協会は17年度までにそれぞれ特別基金を全額取り崩している一方、静岡



県、愛知県、滋賀県、京都各信用保証協会は、残存率が17年度末で50%超と高い水準である。そして、このうち滋賀県、京都両信用保証協会については、代位弁済額が減少し、回収が進んだことから、16年度以降、特別保証会計の収支差額に剰余が生じ、その剰余額を特別基金に繰り入れたため、残存率が上昇に転じている。

図12 協会別の特別基金の残存率の推移



また、各協会の18年度収支計画から、18年度末の特別基金残高の見込みを調査したところ、宮城県、群馬県、横浜市、山梨県各信用保証協会では特別基金をすべて取り崩すことが見込まれている一方、上記の滋賀県、京都両信用保証協会のほか静岡県信用保証協会でも特別基金残高が増加することが見込まれている。

なお、特別基金残高560億余円の相当部分については、保証債務残高と、これまでの事故率、回収率等から判断すると、将来長期にわたって取り崩されることなく保有されるものと見込まれるが、前記のとおり、国は、交付要綱において、協会に対し出せぬ補助金の返還等に関し規定していない。

イ 公庫における出資金の減額処理状況

公庫における10年度から17年度までの各年度の特別保証に係る保険収支の推移は表8のとおりとなっており、11年度から赤字を計上して13年度の3462億余円をピークに赤字額は減少に転じているものの、17年度においても777億余円の赤字を計上している。

表8 公庫の特別保証制度に係る保険収支の推移

(単位：億円)

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	累計
保険料 A	253	390	371	313	161	107	66	42	1,707
回収金 B	—	18	137	284	394	431	389	350	2,005
保険金 C	1	1,225	3,118	4,060	3,954	2,862	1,809	1,169	18,203
収支 A + B - C	252	△816	△2,608	△3,462	△3,399	△2,322	△1,353	△777	△14,489

この結果、表9のとおり特別保証に係る保険収支の累計額は、1兆4489億余円の赤字となり、特別保証に係る政府出資金の10年度から14年度までの累計額1兆1599億余円を2889億余円上回っている。

そして、この上回った赤字分を含めた決算整理後の損益は、公庫の一般保証に係る保険収支を含めた信用保険等業務勘定において、表9のとおり、15年度から17年度にかけて出資された政府出資金5521億余円等で処理されたこととなる。

表9 公庫の信用保険等業務勘定の保険収支と政府出資金の推移

(単位：億円)

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	累計
保険収支	△ 1,883	△ 2,093	△ 4,504	△ 5,795	△ 6,047	△ 4,324	△ 2,560	△ 1,676	△ 28,886
(うち特別保証分)	252	△ 816	△ 2,608	△ 3,462	△ 3,399	△ 2,322	△ 1,353	△ 777	△ 14,489
決算整理後の損益	0	△ 1,865	△ 4,725	△ 5,953	△ 6,078	△ 4,092	△ 2,557	△ 1,631	△ 26,904
政府出資金	3,298	3,365	5,987	1,698	4,037	972	(注) 3,647	902	23,908
(うち特別保証分)	1,803	3,150	4,500	510	1,636	—	5,521	—	11,599
損失処理後の保険準備基金等の残高	7,247	8,746	10,008	5,753	3,712	592	1,683	954	

(注) 平成16年度の政府出資金3647億円には、旧中小企業総合事業団の「高度化、新事業開拓促進及び指導研修勘定」からの承継分2525億円が含まれている。

公庫の信用保険等業務勘定の保険収支の推移をみると、一般保証に係る保険収支においても赤字が生じており、10年度から17年度までの特別保証を含む保険収支の赤字額の累計は2兆8886億余円で、決算整理後の損益の累計額は2兆6904億余円となっている。

一方、政府は、公庫に対し、一般会計等より10年度から17年度までの間に前記の1兆1599億余円を含め累計2兆3908億余円の出資を行っており、この結果、公庫において、17年度の損失処理後の保険準備基金の残高は954億余円となっている。

そして、この954億余円と18年度予算の政府出資金365億円の合計1319億余円の保険準備基金だけでは18年度の予算上の損失金1793億余円の処理に不足する状況となっている。

#### 4 本院の所見

中小企業金融安定化特別保証制度については、金融機関による未曾有の貸し渋りに対する緊急対策の中で10年10月から13年3月までの間の臨時異例の措置として実施され、金融危機の状況下にあつて企業倒産の抑制等の一定の効果があつたとの評価がなされている。

しかし、同特別保証制度の運営実績を当初の制度設計と対比してみると、政府が想定した保証枠の96.5%に相当する額の保証承諾が実行され、特別保証の取扱いが終了した13年3月から5年経過した17年度末において、事故率は8.1%となっていて想定した率(保証枠の25兆円分は10%、5兆円分は8%)に近い率に収まっているものの、特別保証の大部分が無担保でしかも第三者の保証人を徴しないことなどから、回収率については12.1%にとどまり、想定した率(50%)を著しく下回っている。

この結果、公庫においては、特別保証に係る保険収支は11年度以降毎年度大幅な赤字を計上し続け、10年度から17年度までの累計は1兆4489億余円の赤字となっていて、特別保証に係る政府出資の1兆1599億余円を既に2889億余円上回る状況となっている。

一方、52協会においては、出えんされた特別基金を既に全額取り崩している協会が10協会あるものの、残りの42協会では計560億余円の特別基金残高を保有しており、保証債務残高と、これまでの事故率、回収率等から判断すると、その相当部分が将来長期にわたって取り崩されることなく保有されるものと見込まれる。しかも、一部の協会では、事故率及び回収率が良好であるなどの理由から、特別基金残高を増加させる状況となっている。

このような状況を踏まえ、国、公庫、各協会においては、特別保証制度に対する今後の処理について、以下のような対応を図っていくことが重要である。

ア 中小企業庁においては、毎年度各協会から提出されている事業報告書等により特別保証会計の収支動向、特別基金の残高等を適切に把握し、必要に応じて財政当局、都道府県等及び各協会と協議するなどして、特別基金の最終的な処理方針を検討すること、また、今後、各協会に対する補助事業を実施する場合は、各協会の保証承諾額などに応じた適切な補助金額の配分に努めるとともに、あらかじめ補助金の返還などについて規定しておくこと

イ 公庫においては、特別保証制度がこれまでの公庫の収支に与えた影響及び今後の収支状況を分析、検討し、適切な業務運営に努めること、また、保険関係が継続する保証債務及び求償権について、包括保証保険契約に基づき、各協会を通じて今後も適切に管理すること

ウ 各協会においては、継続する保証債務の期中管理について、金融機関等と連携して一層厳格に実施すること、また、求償権の回収業務について、各協会間で積極的な情報交換を図ったり、サービサーを今後も活用したりして、回収を推進すること

第10 農林漁業金融公庫における林業公社の分収林事業に対する貸付け等の状況について

検査対象	農林漁業金融公庫	
貸付業務の根拠	農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)	
分収林事業等に係る貸付業務の概要	林業公社が、造林事業を推進することなどに必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関から貸付けを受けることが困難なものを貸し付けるもの	
林業公社に対する貸付金残高	4171億円(平成17年度末)	
上記のうち林業基盤整備資金及び林業経営安定資金の貸付金残高	林業基盤整備資金	1698億円
	林業経営安定資金	2215億円

1 貸付け等の概要

(1) 戦後の林業政策と農林漁業金融公庫の貸付け

我が国の林業は、戦時中の過伐に続き、戦後も住宅復興のための建築用材、薪炭材の需要が大きく、戦中、戦後を通じて森林が伐採され続ける一方で、その跡地も放置されたことから、資源の荒廃や、災害の発生が顕著となった。このため、荒廃した森林の復旧が、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく伐採の抑制と、貸付けや補助金による造林事業等の促進によって進められた。このような状況において、農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)に、農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)に基づき、国からの借入金等を原資として、造林事業を推進するための造林資金及び林道資金、過伐を防ぐための伐採調整資金が創設された。

その後、木材需要は、住宅着工戸数の顕著な増加などを反映して増加し続け、一方、木材需給がひっ迫したことから、成長の早いスギやヒノキなどの人工林を原野等に植林する拡大造林が行われ、昭和33年には分収方式による造林を促進するための分収造林特別措置法(昭和33年法律第57号。58年以降は分収林特別措置法に改正。)が施行された。そして、木材の安定供給とともに森林の持つ公益的な性格から民有林の維持、整備が重要視されたこともあり、地方公共団体等の出資により、分収方式による造林を行うなどのため、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された公益法人(以下「林業公社」という。)が40年代に多数設立された。そして、林業公社では、土地所有者と分収造林契約(58年以降は分収林契約)を締結し、森林を造成・育成して、森林面積を増加させ、伐採時においてその収入を土地所有者と分け合うこと(林野庁が示した目安を参考に林業公社60%、土地所有者40%の分収割合としている林業公社が大半を占めている。)としている。

林業公社の多くが設立された30年代から40年代は、木材の需要も高く、木材価格も高騰していたため、分収林事業を活発に実施していた多くの林業公社は、植栽から伐採までの経費を主に借入金で賄い、木材販売収入で借入金を返済することができるとしていた。一方、30年代後半には木材輸入の自由化が段階的に進められたことから、安価で、大径

木の外国産材の輸入量が増加し、木材価格は55年をピークに下落した。そして、林業労働力の不足、労務賃金の上昇、伐採適地の奥地化等の事情から次第に国内素材生産が振るわなくなった。

森林の整備については、これまでの木材生産を中心とする考え方から、次第に木材生産に併せて森林の持つ公益的機能を重視する施策に重点が移り、複層林<sup>(注1)</sup>施業、長伐期施業の導入など多様な森林の整備を目指す方向が出された。

公庫では、前記の造林資金及び林道資金を60年度に林業基盤整備資金へ、伐採調整資金を平成2年度に林業経営安定資金へ統合し、このような国の林業政策に基づき、償還期限の実質的な延長等を図ることにより既往の林業基盤整備資金(造林)の償還負担を軽減するため、林業経営安定資金の中に、3年度に施業転換資金、6年度に分収林機能高度化資金の新資金を創設し、既往の貸付金の借換えの措置を講じた。

17年度末における公庫の貸付金残高は総額3兆1059億円と多額に上っており、このうち林業関係の貸付金残高は、上記のような償還期限の実質的な延長等もあり8627億円と多額となっている。

そして、林業公社に対する公庫の17年度末現在の貸付金残高は、36都府県39林業<sup>(注2)</sup>公社で合計4171億円となっていて、林業関係資金の48%と高い割合を占めている。

(注1) 複層林施業 樹木を部分的に伐採し、林齢や樹種の違いから異なる高さの樹木で構成される森林を成立させる施業

(注2) 39林業公社 青い森農林振興公社、岩手県林業公社、宮城県林業公社、秋田県林業公社、山形県林業公社、福島県林業公社、茨城県農林振興公社、栃木県森林整備公社、群馬県林業公社、埼玉県農林公社、東京都農林水産振興財団、かながわ森林づくり公社、新潟県農林公社、山梨県林業公社、長野県林業公社、富山県農林水産公社、石川県林業公社、ふくい農林水産支援センター、岐阜県森林公社、木曾三川水源造成公社、愛知県農林公社、滋賀県造林公社、びわ湖造林公社、京都府森と緑の公社、兵庫みどり公社、奈良県林業基金、わかやま森林と緑の公社、鳥取県造林公社、島根県林業公社、広島県農林振興センター、やまぐち農林振興公社、徳島県林業公社、高知県森林整備公社、長崎県林業公社、対馬林業公社、熊本県林業公社、大分県林業公社、宮崎県林業公社及び鹿児島県森林整備公社

## (2) 林業公社の分収林事業に対する公庫の貸付け

林業公社が分収林事業の実施に必要なとしている資金は、主として国や都府県の補助金、公庫や都府県等からの借入金を財源としており、このうち借入金については、公庫からの借入金が35%を占めている。17年度末における林業公社に対する公庫の貸付金残高のうち、林業基盤整備資金の貸付金残高は1698億円、林業経営安定資金の貸付金残高は2215億円と多額に上っている。

両貸付金の概要は、以下のとおりである。

### ア 林業基盤整備資金

この資金は、森林資源の造成と国土の保全及び山村地域の経済振興のために行われる造林事業の推進を目的とするもので、森林の植栽・保育、樹苗養成施設の整備のための造林資金、林道の開設の推進のための林道資金がある。償還期限については、資本回収に長期間を要するという林業生産の特性から、公庫資金の中でも最も長期に定められて

いる(造林資金の場合、据置期間20年以内、償還期限35年以内。なお、長伐期施業を行うなどの要件を満たす者については、据置期間35年以内、償還期限55年以内)。

#### イ 林業経営安定資金

この資金には、樹齢45年から50年程度で伐採している一般的な森林施業を、80年から90年程度で伐採することとする長伐期施業等に転換するなど一定の条件を満たす場合に、上記アの林業基盤整備資金の造林資金等(林道資金は除く、林業経営育成資金の林地取得資金を含む。)からの借換えを行って償還期限の実質的な延長を図ることにより、施業の転換を円滑に進めることを目的とする施業転換資金(3年度創設、据置期間15年以内、償還期限35年以内。ただし、既往貸付金の当初貸付時からの通算で、据置期間35年以内、償還期限55年以内)、分収林契約期間の延長促進等を図り、長伐期施業の誘導・促進を行うために準施業転換資金として設けられた分収林機能高度化資金(6年度創設、据置期間なし、償還期限20年以内。ただし、既往貸付金の当初貸付時からの通算で、償還期限55年以内)などがある。なお、分収林機能高度化資金は、長伐期施業を誘導、促進するという目的を終えたとして17年度で廃止となっている。

## 2 検査の観点、着眼点、方法及び対象

公庫では、17年度末において、これまでに42万haに及ぶ分収林事業を実施している林業公社に対して、前記のとおり4171億円と多額の資金を貸し付けており、その償還期限は、他の農業、漁業、加工流通の資金に比較して長期(最長55年)にわたっている。また、林業公社に対する貸付けについては、貸付金が返済不能となって公庫が損失を被ったときに、各都府県がその損失を補償することとする損失補償契約を公庫との間で締結していることから、公庫では、金融庁が公表している金融検査マニュアルを踏まえた信用格付及び資産査定規程(平成14年農公規程第19号)等に基づき、これらの貸付金は回収の危険性又は価値のき損の危険性について問題のない貸付金としている。

しかし、昨今、多額の債務を抱えるなど厳しい財務状況下にある林業公社が多数に上っており、また、損失補償契約を締結している各都府県の財政状況も厳しさを増してきている。

公庫の貸付金の原資は国からの借入金等によって賄われ、公庫には一般会計から補給金も交付されている。さらに、公庫は、行政改革の重要方針(平成17年12月閣議決定)等において、20年度に新政策金融機関に統合されることになっている。

そこで、本院は、これらのことを念頭に置きながら、経済性・効率性等の観点から、公庫において林業公社の財務状況の把握等がどのように行われているかなどに着眼して、36都府県の39林業公社の分収林事業について、公庫から貸付関係資料等を徴し、その貸付け等の状況について実地検査するとともに、11林業公社については、実地に調査し説明を受けた。

## 3 検査の状況

### (1) 林業公社において実施している分収林事業の状況

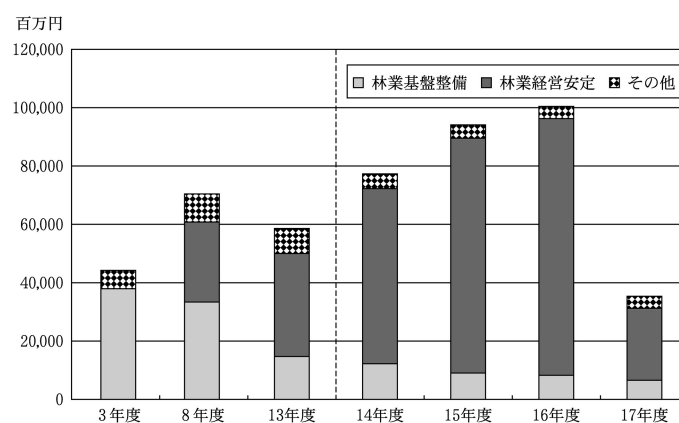
#### ア 分収林事業に係る貸付けの状況

公庫における林業関係資金の貸付額の推移は、図1のとおりである。そして、林業経営安定資金のうち、施業転換資金及び分収林機能高度化資金は、7年度以降貸付利率が

低下したことにより、償還負担軽減のメリットが更に増加したことから、その需要が高まり、特に14年度から16年度までの間は長伐期施業等に転換を行うことができるこれらの資金への借換えがピークを迎え、増加した林業関係資金の貸付総額の多くを占めるようになった。

そして、17年度になると林業基盤整備資金については、引き続き一定の貸付額があるが、林業経営安定資金については、8年度当時の貸付額まで減少しており、その結果、前記のとおり、分収林機能高度化資金は、長伐期施業を誘導、促進するという目的を終えたとして17年度で廃止となっている。

図1 林業関係資金の貸付額の推移



林業基盤整備資金及び林業経営安定資金において、林業公社に対する貸付件数、貸付金額、貸付金残高及び林業公社に対する貸付割合は、表1及び表2のとおりであり、これらの資金における林業公社に対する貸付金額及び貸付金残高の占める割合は高いものとなっている。

表1 林業公社に対する貸付件数、貸付金額及び貸付割合 (単位：件、百万円)

	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
林業基盤整備	261	6,813	230	5,191	212	3,816	178	2,880	159	2,428
林業経営安定	117	19,220	291	35,901	451	57,241	471	51,757	316	12,677
合計		26,034		41,093		61,057		54,637		15,105
上記資金の貸付金額に占める林業公社の割合	林業基盤整備 46%	林業経営安定 54%	林業基盤整備 43%	林業経営安定 59%	林業基盤整備 43%	林業経営安定 70%	林業基盤整備 35%	林業経営安定 58%	林業基盤整備 37%	林業経営安定 50%

(注) 百万円未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合がある。

表2 林業公社に対する貸付金残高及び貸付割合 (単位：件、百万円)

	13年度末		14年度末		15年度末		16年度末		17年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
林業基盤整備	6,857	372,257	6,920	335,866	6,798	276,184	6,158	207,334	5,309	169,810
林業経営安定	400	84,151	689	118,698	1,135	173,741	1,511	212,171	1,810	221,524
合計		456,408		454,564		449,925		419,505		391,334
上記資金の貸付金残高に占める林業公社の割合	林業基盤整備 46%		林業基盤整備 46%		林業基盤整備 43%		林業基盤整備 40%		林業基盤整備 37%	
	林業経営安定 70%		林業経営安定 66%		林業経営安定 68%		林業経営安定 64%		林業経営安定 64%	

(注) 百万円未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合がある。

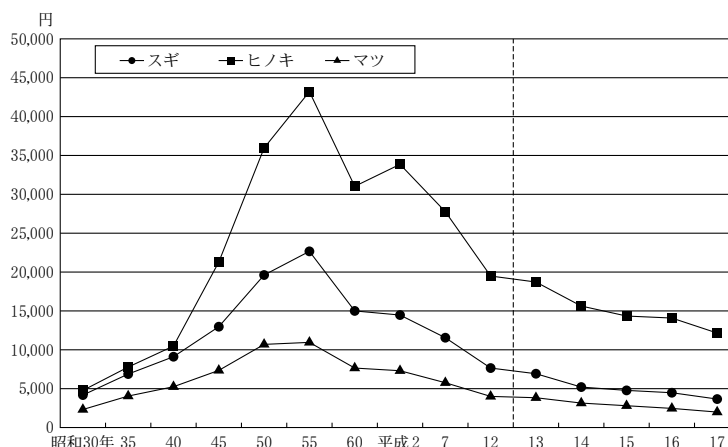
### イ 分収林事業の前提条件の変化

林業公社は、分収林契約により大規模に事業を行ってきたこと、分収林事業は植栽から伐採による資本回収までに長期間を要することなどから、補助金の対象となる経費以外の経費についてこれまで公庫や都府県から多額の借入れを行っており、これに係る金利もかさむ状況となっている。特に分収林契約により年間1万ha以上を新規に造林し、植栽が活発に行われていた昭和40年代から50年代は、事業費の6割前後を公庫の資金を主体とした借入金に依存している状況であった。そして、多くの分収林事業は、木材販売収入によってその借入金を返済することを前提に実施されていた。

しかし、木材価格が下落し続け長期にわたり低迷していること、労務賃金等を始めとする経営コストが上昇したことにより、その前提が崩れる状況となっている。

図2のように、スギ、ヒノキ素材等の木材価格(山元立木価格)は、安価で、大径木の外国産材の輸入量が増加してきたことなど諸々の要因により55年をピークに著しく下落している。

図2 木材価格(山元立木価格)の推移



注(1) 農林水産省「木材需給報告書」等の資料を参考に作成

注(2) 山元立木価格とは、立木の状態で樹木の価格。一般に、丸太の市場価格から、伐出経費を控除して、幹の材積1m<sup>3</sup>当たりの価格で示される。

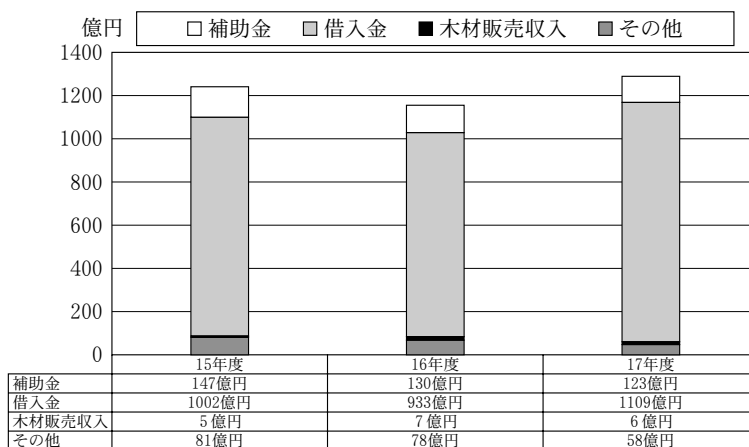


ウ 分収林事業の前提条件の変化に伴う林業公社の財務状況

上記のような分収林事業の前提が変化したこともあり、林業公社の収支の状況、負債残高の状況、補助金・借入金の状況は、次のとおりとなっている。

(ア) 過去3箇年度における39林業公社の収入の状況については、図3のとおり、補助金(平成15年度計147億円、16年度計130億円、17年度計123億円)、借入金(15年度計1002億円、16年度計933億円、17年度計1109億円)が収入全体のほとんどを占めており、木材販売収入(15年度計5億円、16年度計7億円、17年度計6億円)の収入全体に占める割合(15年度0.4%、16年度0.6%、17年度0.5%)は伐採期が到来していないことなどから、著しく低い状況となっている。

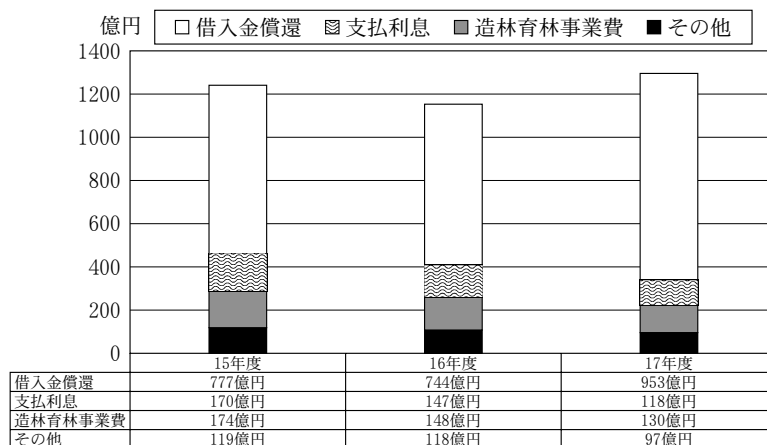
図3 過去3箇年度における39林業公社の収入の状況



(注) 各林業公社の決算関係資料を参考に作成

また、支出の状況については、図4のとおり、借入金償還(15年度計777億円、16年度計744億円、17年度計953億円)及び支払利息(15年度計170億円、16年度計147億円、17年度計118億円)に係る支出が大半を占めている。

図4 過去3箇年度における39林業公社の支出の状況



(注) 各林業公社の決算関係資料を参考に作成

このうち、実際に調査した林業公社の中から、過去3箇年度における収支の状況の一例を示すと表3のとおりである。

表3 過去3箇年度における収支の状況 (単位：百万円)

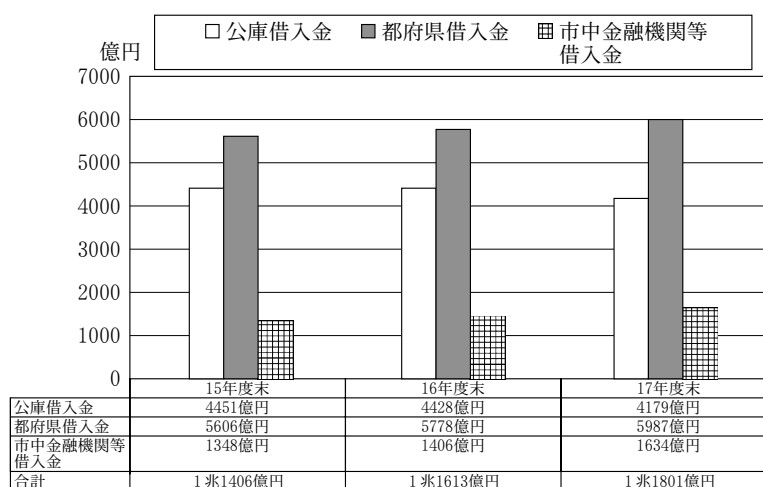
	15年度 収入計		16年度 収入計		17年度 収入計		15年度 支出計		16年度 支出計		17年度 支出計	
	うち 木材販 売収入	うち 補助金 借入金	うち 木材販 売収入	うち 補助金 借入金	うち 木材販 売収入	うち 補助金 借入金	うち 造林育 林事業 費	うち 借入金 償還・ 支払利 息	うち 造林育 林事業 費	うち 借入金 償還・ 支払利 息	うち 造林育 林事業 費	うち 借入金 償還・ 支払利 息
A 林業 公社	6,549		11,978		8,906		6,549		11,939		8,932	
	11	4,945	8	9,959	14	7,971	696	4,434	489	10,584	478	7,421
B 林業 公社	1,210		4,674		2,119		1,208		4,678		2,116	
	1	1,200	2	4,661	0	2,118	590	506	525	4,039	475	1,525

注(1) 上段の収入及び支出計には、下段の収入及び支出項目以外の項目も含まれているため、合計は一致しない。

注(2) 各林業公社が公表している決算関係資料を参考に作成

(イ) 過去3箇年度末における39林業公社の負債残高の状況については、図5のとおり、負債残高(15年度計1兆1406億円、16年度計1兆1613億円、17年度計1兆1801億円)は多額に上っており、負債残高に占める公庫からの借入金残高(15年度計4451億円、16年度計4428億円、17年度計4179億円)の割合は、17年度末で35%と高いものとなっている。

図5 過去3箇年度末における39林業公社の負債残高の状況



(注) 各林業公社の決算関係資料を参考に作成

このうち、実際に調査した林業公社の中から、負債残高の状況の一例を示すと表4のとおりである。

表4 過去3箇年度末における負債残高の状況

(単位：百万円)

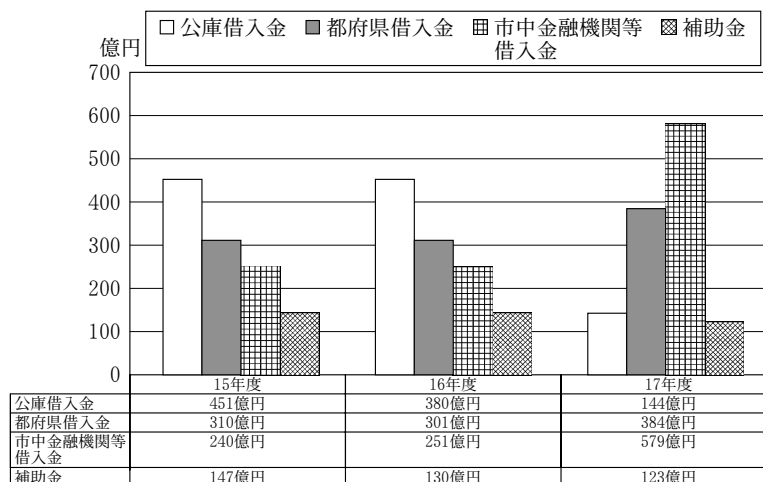
	15年度末			16年度末			17年度末		
	公庫借入金 (割合)	都府県借入金	市中金融機関等借入金	公庫借入金 (割合)	都府県借入金	市中金融機関等借入金	公庫借入金 (割合)	都府県借入金	市中金融機関等借入金
A 林業公社	17,360 (45%)	15,957	5,330	17,331 (45%)	16,574	4,229	16,124 (42%)	17,035	5,494
B 林業公社	8,338 (34%)	8,028	8,368	8,367 (33%)	8,506	8,801	7,409 (28%)	8,756	9,966

注(1) 各林業公社が公表している決算関係資料を参考に作成

注(2) 括弧書きは、負債残高に占める公庫借入金の割合。

(ウ) 過去3箇年度における39林業公社の補助金・借入金の状況については、図6のとおり、公庫(15年度計451億円、16年度計380億円、17年度計144億円)及び都府県(15年度計310億円、16年度計301億円、17年度計384億円)からの借入金が多額に上っており、前記のとおり、公庫からの借入金については、14年度から16年度までの間は、施業転換資金等への借換えがピークを迎え、17年度においては、8年度当時の借入額まで減少している。そして、都府県の財政状況も厳しいものとなっていることなどから、公庫からの借入金の償還財源を都府県からの借入れにより支弁してきた林業公社の中には、その償還財源を市中金融機関等からの借入れにより支弁する傾向が顕著にみられる。

図6 過去3箇年度における39林業公社の補助金・借入金の状況



(注) 各林業公社の決算関係資料を参考に作成

このうち、実際に調査した林業公社の中から、補助金・借入金の状況の一例を示すと表5のとおりである。

表5 過去3箇年度における補助金・借入金の状況 (単位：百万円)

	15年度				16年度				17年度			
	補助金	公庫借入金	都府県借入金	市金融機関等借入金	補助金	公庫借入金	都府県借入金	市金融機関等借入金	補助金	公庫借入金	都府県借入金	市金融機関等借入金
A 林業公社	690	159	3,372	722	512	5,805	3,042	599	500	1,573	2,885	3,013
B 林業公社	479	145	287	287	435	3,681	272	272	358	299	231	1,229

注(1) 各林業公社の各年度ごとの補助金、借入金の合計金額と表3の「うち補助金・借入金」の金額とは、百万円未満を切り捨てているため必ずしも一致しない。

注(2) 各林業公社が公表している決算関係資料を参考に作成

以上のように、各林業公社では、分収林事業が経営的に極めて厳しい状況にあることから、林業公社と土地所有者との分収割合の変更交渉、人員削減等の執行体制の見直しによる支出の削減、造林事業の縮減、新規の分収林事業の中止などの取組を行ってきている。

このうち分収割合の変更については、現在締結している分収林契約の契約変更が難航している中で、新規の分収林契約分からこれを行うこととしている林業公社が多い。しかし、これらの林業公社のほとんどは、新規の分収林事業を中止しており、分収割合の変更が実現してもその適用件数が伸びない状況となっている。

#### エ 分収林事業に係る公庫及び林業公社等による長期収支計画

(ア) 公庫が作成している長期収支計画については、9年12月の「林政の基本方向と国有林野事業の抜本的改革」(林政審議会答申)及び10年6月の「林業公社事業の今後の展開について」(10林野造第262号林野庁長官通達)を受けて、公庫では、森林整備の推進及び公庫の業務の適切な運営のため、林業公社の経営改善の促進が早急な課題であるとの認識の下に、10年度に各林業公社の分収林事業終了までの長期収支見通し等を把握するため、「長期収支計画」を公庫独自の統一した方法で作成した。そして、これを各林業公社に提示して、上記の答申等で示された方向に沿った取組を促進させ、各林業公社の経営改善に資することとし、以後、毎年度長期収支計画を作成し提示することにより、各種の経営改善措置の実行を促してきている。

林業公社の16年度決算に基づく公庫の長期収支計画をみると、分収林事業が終了するまでの収入から支出を引いた長期収支は、39林業公社のうち過半の林業公社において損失(平均損失額168億円)が発生し、将来の伐採時の木材販売収入では、公庫や都府県等からの借入金を償還できない見通しとなっている。

長期収支計画は、前提条件が異なれば結果に大きく影響してくるものであり、前記の図2のように木材価格が長期にわたって下落してきていることから、例えば長期収支計画の作成の際に用いる木材価格の試算条件を、過去10箇年の木材価格の平均値とするか、過去5箇年や3箇年の平均値とするか、最新の価格とするかなどによって、木材価格の試算値が変動し、長期収支の見通しが大きく異なってくることになる。

そして、木材価格が今後更に下落する場合を想定して長期収支を試算すると、将来の伐採時の木材販売収入では、公庫や県等からの借入金を償還できない見通しとなる林業公社が増加することとなる。

なお、公庫は、これらの貸付金は回収の危険性等について問題のない貸付金としていますが、長期収支見通し等の分析結果などを参考に、公庫の15年3月期の決算から各林業公社に対する信用格付、債務者区分を行っているところである。

- (イ) 林業公社等の長期収支計画の作成状況についてみると、分収林事業に係る長期収支計画を、自ら作成していたり、都府県の包括外部監査人が作成していたり、全く作成していなかったりしている状況であった。作成している場合でも、各林業公社の間で長期収支計画の試算の方法は区々となっており、いずれの試算においても公庫が作成した長期収支計画と整合性は取られていない。また、林業公社の中には、木材価格の試算に当たり木材価格が高騰した時期を取り込むなどして、長期収支計画が赤字にならないように試算しているところもある。

#### <事例>

C 林業公社では、分収林事業の見直しに向け、検討会を設置している。検討会が作成した長期収支計画と公庫の長期収支計画を比較してみると、公庫が作成した長期収支計画は、検討会が試算した長期収支計画に比べて3分の1の損失(その差425億円)にとどまると試算しているなど、長期収支の見通しが大きく異なっている。この主な要因は、検討会の試算では、地理的条件、生育状況などを考慮して、全造林地の30%を収入が見込めない造林地として除外し、試算しているが、公庫の試算では、すべての造林地から収入が見込めると試算していることなどによるものである。

以上のように公庫が作成した長期収支計画は、前記の林政審議会答申等で示された方向性を踏まえ、林業公社の経営改善を促進するための指針として作成されているが、同計画は、上記のとおり、木材価格及び収入が見込める造林地の試算の方法、都府県の長期収支計画との整合性等について検討すべき点が見受けられる。

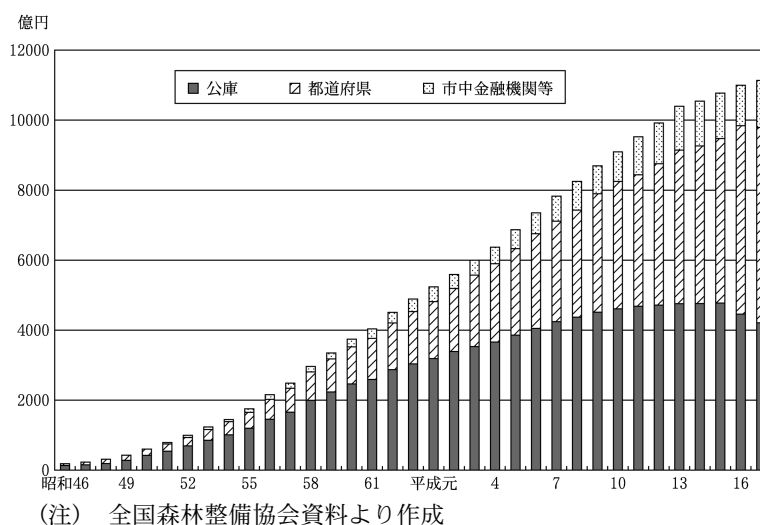
## (2) 都府県の林業公社に対する支援等

### ア 公庫からの借入金の償還財源についての財政支援

林業公社は、前記のとおり、これまでに公庫等から多額の借入れを行っており、これに係る金利もかさむ状況となっている。

そして、多くの林業公社は、公庫からの借入金の償還財源を都府県等からの長期借入れにより支弁しており、林業公社の公庫からの借入金の要償還額が年々増加してきていることから、図7のように、都府県からの長期借入金は増加の一途をたどっている状況である。また、都府県の中には、林業公社に対する財政支援策として、林業公社への新規貸付けについて無利子としたり、過去に貸し付けた都府県資金等の未払利息について免除したりするなどの措置を講じているところもある状況である。そして、都府県の財政状況も厳しいものとなっていることなどから、林業公社の中には、公庫からの償還財源を市中金融機関等からの借入れにより支弁する傾向が見受けられる。

図7 林業公社の借入金残高の推移



### イ 林業公社の解散と県による公庫の債務引受けの事態

D 県林業公社は、設立当初から事業費及び運営資金を借入金等に依存していて、多額の債務を抱えており、公庫からの借入金残高は、D 県林業公社の負債残高のうちの34%を占めている。

そして、公庫からの借入金以外の債務は、D 県からの借入金であり、D 県林業公社は、公庫からの借入金の償還財源を毎年度D 県からの長期借入れにより支弁している。また、D 県林業公社は、分収割合について林業公社の割合を増やし土地所有者の割合を減じたものとするなど、収支改善に向けた方策を立てて実施してきたが、この方策のみでは既に限界がきているとしている。

一方、D 県においては、改革案を策定して、抜本的な行財政改革を実施するとしている。そして、D 県林業公社が、新規の分収林事業を12年度までに終了し、公庫からの借入金について損失補償を実行せざるを得ない状況が見込まれることなどを踏まえ、D 県林業公社を解散し、D 県がその債務と資産を引き継ぐこと等の方針が出されている。

なお、D 県以外でも、D 県林業公社と同様の経営状況を踏まえ、公社を解散する方針がE 林業公社において出されている。

### (3) 公庫の林業公社に対する措置等

#### ア 施業転換資金等への借換措置

分収林事業の事業費は、木材の伐採期が到来するまで借入金等に大きく依存しており、その借入金の利息は、借入期間が長期であること、公庫の既往の貸付金が、その後の貸付利率に比べて高利率(3.5% から 6.5%)であったことなどから林業公社の経営を圧迫していた。

このため、公庫では、その財政支援のために、償還期限の実質的な延長等を図ることにより、既往の貸付金の償還負担を軽減することとし、林業公社に対して過去に貸し付けた造林資金のうち、森林を長伐期施業等に転換することにより償還期限を最長55年

とすることが可能な貸付対象に限り、施業転換資金等(貸付金利は、貸付時の金融情勢により変動。おおむね0.8%から1.95%)へ借り換えることを可能にした。

借換措置が執られた林業公社は37林業公社あり、借換額の合計は、施業転換資金1990億円、分収林機能高度化資金252億円に上っており、償還期限が借換前の既往の貸付金に比べて実質的に最長20年延長されるだけでなく、その延長期間を含む利息総額も、既往の貸付金の償還期間に係る利息総額より781億円軽減されることになる。

#### イ 任意繰上償還の措置

公庫の林業基盤整備資金等については、8年度に、複数の林業公社から、市中金融機関からの借入金により公庫の貸付金を繰上償還したいとの申出があったが、公庫は、公庫の逸失利益を発生させる(貸付金利息収入を減少させる)要因にもなること、繰上償還の財源が市中金融機関からの変動金利資金の場合には、将来の貸付金利の変動により林業公社の財務の悪化を招くおそれがあることなどを理由にこれまで認めてこなかった。しかし、都府県等から、林業公社の一層の収支改善のためには、施業転換資金等の対象にならない既往の公庫の貸付金についても、繰上償還等何らかの措置が必要であるという要請もあった。そこで、公庫では、17年度から19年度までの間、林業公社の経営改善の努力が認められるものや都府県の支援措置の取組に進展が見られる林業公社に係る既往の貸付金であって、貸付利率が3.5%を超えるものなど一定の条件を付して繰上償還を認めることとしている。

任意繰上償還の措置により利息の軽減を行った林業公社は14林業公社で、繰上償還額は219億円であり、利息軽減相当額は294億円に上るとしている。

#### ウ 国の一般会計からの公庫への補給金

公庫における毎年度の損益差に対しては、国の一般会計から補給金により補てんされている(15年度474億円、16年度511億円、17年度377億円)。公庫における前記のような施業転換資金等への借換えの措置及び任意繰上償還の措置は、林業公社に対する既往の貸付金の高金利分に係る負担を軽減させることにはなったが、一方で、公庫の主な収入源でもある貸付金利息収入(15年度965億円、16年度854億円、17年度731億円)は減収となる。これは、公庫における損益差に影響を与えることから、国の一般会計からの公庫への補給金の増加要因の一つとなるところである。

そのため、公庫では、18年度からは施業転換資金への借換措置に伴う公庫の逸失利益分の一部を、新規の施業転換資金の貸付けに金利を上乗せ(0.4及び0.55%)することで補てんする措置を講じているが、林業公社においては、低金利の資金に借り換えることによる償還負担軽減のメリットが減殺されることにもなる。

#### エ 返済猶予の事態

前記のように、公庫は、林業公社に対し、低金利資金への借換措置等を講じてきたが、さらに、公庫に対して、公庫の貸付金の償還財源を確保できなくなったなどとして返済の猶予を求める林業公社も出てくる事態となり、公庫では、県等の支援体制等の早急な見直しを図ることを条件に、F林業公社についてこれを認めた。

そして、G林業公社についても、県からの返済猶予の要請を受け、公庫は、当該林業公社についても返済の猶予を認めている。このままの状況が推移した場合、県は、上記の各林業公社に係る18年度返済予定の元利金についても、同様に返済の猶予を公庫に

求めることが見込まれている。

このほか公庫は、前記のD県林業公社についても、D県が実施する改革案に対する支援措置として、18年度から20年度までの3年間の返済猶予を認めている。

返済猶予は、本来予定されている貸付金利息収入の減収になることから、当該年度の補給金の増加要因となる。また、返済猶予を認める場合が増加すると、公庫の資金運用等に影響することも思料される。

なお、上記アからエの状況等から、17年度に20府県と公庫による「林業公社等にかかる金融問題検討会」が開催され、同検討会では、林業公社が造成した未だ育成途上にある森林の適切な整備を進めるため、国等に「伐採時期に合わせた償還とする選択肢を持った資金制度の創設」などの提言を行っている。

#### (4) 現状に対する国及び公庫の認識

林業公社の収支及びこれに対する公庫の貸付金の現状に対して、林野庁は、本院に対し「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会が17年10月にとりまとめた考え方(中間とりまとめ報告)に基づき、林業公社の既往債務については、都道府県の森林整備に関する政策に伴う債務であることから、各地方において解決に向けた取組を強化していくことが必要であるが、国としても債務の影響も念頭に置きつつ公社造林の適切な整備が将来にわたって円滑に進めていけるよう幅広く検討していくことが必要である」と説明している。

公庫においては、林業公社の多額の負債について、本院に対し「多くの林業公社は、直近の木材価格を前提とした場合、予想される木材販売収入のみでは借入金全額の償還が困難と見込まれる。償還困難と見込まれる借入金は、林業公社が拡大造林の推進、山村地域の振興など公共性の高い目的を実現するため公益法人として設置されたこと、林業公社がその出資金の大半を都府県が出資していて都府県が実質的に運営してきたこと、都府県は公庫等の借入金について損失補償を行っているものであることなどから、最終的には都府県の負担において処理されるべきものである」と説明している。

## 4 本院の所見

公庫は林業公社の分収林事業に対し多額の貸付けを行っているが、木材価格の低迷等の林業情勢が大きく変化する中、木材販売収入により借入金を返済するという分収林事業の前提は崩れる状況となっており、林業公社の財務状況は厳しい状況にある。

昨今、森林、林業を巡る状況は大きく変化しており、水資源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能に対応すべきことが求められているところであるが、林業公社の財務状況が厳しいものとなると造成した森林の管理のための経費等のねん出にも影響し、林業公社が造林した森林が荒廃する危険性も懸念される。

このため、林業公社においては、分収割合の変更、執行体制の見直しによる支出の削減、造林事業の縮減、新規の分収林事業の中止などを実施し、都府県においては、林業公社の損失補償契約の締結を行うほか、既存の貸付金について無利子としたり、未払利息について免除したりすることとするなどの支援措置を講じている。また、国においては、補助事業や地方財政措置を拡充するなど森林整備の推進を支援している。そして、公庫においては、施業



転換資金等への借換えの措置(37 林業公社)、任意繰上償還の措置(14 林業公社)、元利金の返済猶予(3 林業公社)等を講じてきている。しかし、林業公社の財務状況は厳しく、各林業公社の16年度決算に基づき公庫が作成した長期収支計画でも、39 林業公社のうち過半の林業公社において、将来の伐採時の木材販売収入では、公庫や都府県等からの借入金を償還できない財務状況にあることが見込まれている。

したがって、今後も、公庫の既往の貸付金について、施業転換資金への借換えや任意繰上償還が増加して、一般会計からの補給金が増加する要因となったり、損失補償契約を締結している都府県等から更に返済猶予等を求められることにより、公庫の資金運用等に影響が出たりすることも懸念される。

については、公庫の貸付金の原資が国からの借入金等によって賄われ、また一般会計から補給金も交付されていること、公庫が20年度に新政策金融機関に統合されることになっていて、より一層の業務の透明性等を図ることが求められるとともに、林業向けの超長期低利融資機能が、民間金融機関が代替できないため、引き続き新政策金融機関の業務とするとされていることなどから、公庫及び関係機関において、より適切な長期収支計画を基にした林業公社の財務状況等の検証、それらを踏まえた業務運営が行われることが望まれる。

このような状況を踏まえて、本院としては、公庫における林業公社の分収林事業等に対する貸付け等の状況について引き続き注視し、検査していくこととする。

第11 長岡郵便局等における別後納郵便物の料金の不適正な収納等に関する検査状況について

検査対象	日本郵政公社
科目	郵便業務区分 営業収益
別後納郵便物の料金制度の概要	所定の通数以上の郵便物を差し出す場合に、郵便料金を現金等により支払ったり又は後日に支払ったりするもの
検査の対象とした郵便局	長岡郵便局ほか 34 郵便局
上記の郵便局における別後納郵便物の料金収入	1611 億円(平成 17 年度)

1 別後納郵便物等の概要

(1) 郵便物の種類及び料金

日本郵政公社(以下「公社」という。)では、郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)等に基づき、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、郵便の業務を行っている。

公社が取り扱う郵便物には、通常郵便物と小包郵便物とがあり、このうち通常郵便物の料金等は、総務大臣の認可を受けなければならないとされており、また、小包郵便物の料金等は、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないとされている。そして、公社では、郵便法に基づき公社が定めた内国郵便約款(以下「約款」という。)において、認可を受け又は届け出た料金を記載した料金表を定めており、この料金表において、郵便物の種類、重量等に応じた基本料金とともに、郵便料金の割引率を定めている。この郵便料金の割引率は、郵便物の種類、差出通数、差出方法等に応じて定めており、通常郵便物についてみると最大 48% となっている。

郵便料金の納付方法及び納付時期については、郵便法によると、約款に別段の定めのある場合等を除き、郵便切手で前納しなければならないこととされている。そして、公社では、約款において、同時に 10 通以上の郵便物を差し出す場合等に郵便料金を現金等で支払うことができる料金別納の制度や、郵便物を毎月 50 通以上差し出し、事前に担保を提供する場合等に、郵便局の承認を受けて、1 箇月間に差し出した郵便物の料金を現金等で翌月にまとめて支払うことができる料金後納の制度等を定めている。

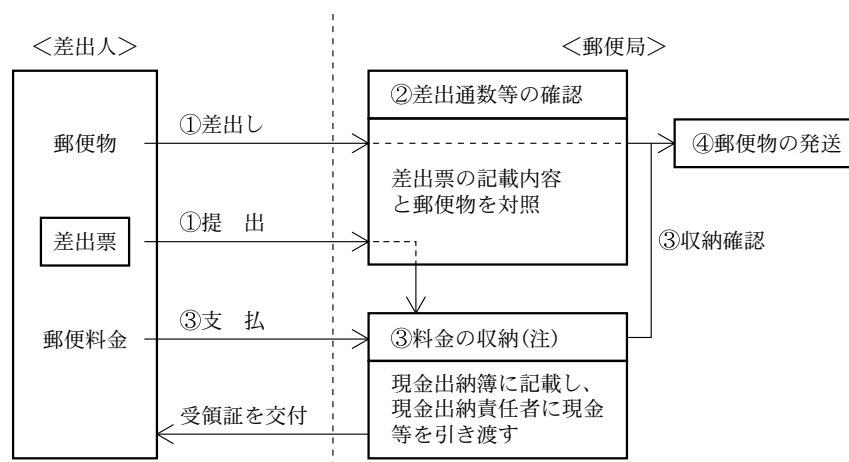
(2) 料金別納及び料金後納の郵便物の取扱い

公社では、郵便局における郵便物の引受け、料金の収納、あて先別に区分する作業等を適正に行うため、旧郵政省当時の通達等を基に、郵便取扱マニュアル(平成 15 年 3 月制定)や料金適正収納マニュアル(平成 16 年 9 月制定)等(以下、これらを「マニュアル等」という。)を定めている。このマニュアル等によれば、郵便局は、料金別納の郵便物(以下「別納郵便物」という。)又は料金後納の郵便物(以下「後納郵便物」という。)の引受けに係る事務処理を、次の順序で行うことになっている(次図参照)。

- ① 差出人に、差し出す郵便物と併せて料金別納郵便物差出票又は後納郵便物差出票(以下、これらを「差出票」という。)を提出させる。

- ② 差出票の記載内容と差し出された郵便物とを対照し、差出通数、重量、郵便料金等を確認する。
- ③ 別納郵便物については、原則として差出日に適正な料金を収納する。後納郵便物については、差出票に記載された料金等の内容を点検する(料金は翌月にまとめて収納する。)
- ④ 郵便物の発送を行う。

図 別納郵便物及び後納郵便物の事務処理の流れ



(注) 後納郵便物の料金は、翌月にまとめて収納する。

マニュアル等によると、別納郵便物及び後納郵便物(以下、これらを「別後納郵便物」という。)の差出通数の確認は、差出人の立会いの下で行うこととされている。その確認方法は、郵便物の差出場所及び差出通数の区分に応じて、①郵便物を実際に1通ずつ数える方法(以下、この方法を「実数査数」という。)又は②同一形状かつ同一重量の郵便物が差し出された場合には、計数機等を使用して郵便物の形状・重量ごとに重量を計測し、この重量を1通当たりの平均重量で除して全体の差出通数を算出する方法(以下、この方法を「重量換算」という。)によることとされている。そして、いずれの方法により確認を行うかは次表のとおり定められており、大口引受窓口で差し出された場合や、1,000通以上の郵便物が差し出された場合には、すべて重量換算を行うこととなっている。

表 差出通数の確認方法

差出場所	差出通数	確認方法
大口引受窓口		重量換算
窓 口	1,000 通以上	重量換算
	1,000 通未満	重量換算又は実数査数
	100 通未満	実数査数

マニュアル等では、郵便料金を適正に収納するため、重量換算により差出通数を確認した場合は、その結果を差出票に記入するか計数機等から出力された重量換算の計算結果を印字した帳票を差出票に貼付することとされている。この差出票は、普通郵便局では1年6箇月間、特定郵便局(以下「特定局」という。)では1年間保存することとされている。

また、差出人の事業所等に出向いて別納郵便物を引き受けた場合は、帰局後、当該郵便

局の局外引受責任者が、持ち帰った郵便物及び現金等と差出票に記載された差出通数、重量、料金等について再確認することとされている。

さらに、集配業務を行わない特定局(以下「無集配特定局」という。)が100通以上の別後納郵便物を引き受ける場合は、当該無集配特定局において、差出票と差出通数等との対照を行った上で、当該無集配特定局の集配業務を受け持つ郵便局(以下「受持集配局」という。)に郵便物とともに差出票の写し(以下「差立処理票」という。)を提出し、受持集配局で通数等を確認することとされている。そして、差立処理票は受持集配局において1年6箇月間(受持集配局が特定局の場合は1年間)保存することとされている。

なお、郵便物が相当数ごとに束ねて差し出された場合、そのうちの1束の通数を数えて、その通数に全体の束数を乗じて全体の通数を推計する方法(以下、この方法を「把束換算」という。)が過去に行われていたが、この方法は、現在のマニュアル等では禁止されている。

## 2 検査の背景、観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の背景

公社は、平成18年5月に、信越支社管内の長岡郵便局において別納郵便物に係る料金について不適正な収納取扱いがあり、料金の収納不足額が約27億円に上る旨を公表した。

また、その後、同月に、他の郵便局を調査した結果として、15年度から17年度までの間の別後納郵便物に係る料金不適正収納事案19件(北海道支社管内函館中央郵便局ほか30郵便局)の概要を公表した。そして、その際に、これら以外にも調査中の事案が9件、また、調査は終了しているが職員の処分未了の事案が2件ある旨も併せて公表した。

### (2) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記のとおり、多数の郵便局において別後納郵便物に係る料金の収納不足等が発生した事態の重大性にかんがみ、また、参議院の平成16年度決算に関する警告決議(18年6月9日)を踏まえ、郵便局における別後納郵便物の料金収納の取扱い等について、合規性等の観点から検査を実施することとした。

検査に当たっては、公社が公表した前記の長岡郵便局の事態及び函館中央郵便局等における19件の事態のうち不適正収納金額が1000万円以上とされている長岡郵便局、函館中央郵便局、九州支社管内の飯塚郵便局及び福岡渡辺通郵便局のそれぞれの事態について、各郵便局を管轄する監査室から事情を聴取したり、各郵便局で差出票等を確認したりするなどして検査した。また、上記の4郵便局以外の郵便局についても、差出通数等の確認や料金の収納、割引制度の適用は適切かなどの点に着眼し、公社が公表した18年5月以降、同年7月までの2箇月余の間に、31郵便局において差出票等を確認するなどして検査を実施した。

## 3 検査の状況

各郵便局における検査の状況は次のとおりである。

### (1) 長岡郵便局における郵便物の不適正な引受け等について

公社が公表した長岡郵便局(以下「長岡局」という。)における事態の内容は、14年6月から15年12月までの19箇月間に発送代行業者から差し出された別納郵便物について調査

した結果、約 27 億円の郵便料金が収納不足となっていたというものである。

上記の事態について、不適正な取扱いがあったとされる 14 年 6 月から 15 年 12 月までの期間及びそれ以降の期間も含めて検査したところ、次のような状況であった。

ア 長岡局では、A 発送代行業者(以下「A 業者」という。)が毎月大量に差し出す別後納郵便物を引き受ける際に、別後納郵便物と併せて提出させることとなっている差出票を提出させていなかった。そして、差し出された別後納郵便物の通数の確認結果を長岡局独自の様式による引受監査票(以下「監査票」という。)に記録しただけで、別納郵便物について郵便料金を収納することなく当該郵便物を発送していた。そして、その翌月に、A 業者から前月分の差出通数として自己申告された通数を基に前月の郵便料金を算出して A 業者に通知し、これを基に A 業者に差出票を作成・提出させて郵便料金を収納していた。

その結果、監査票に基づく郵便料金は約 53 億円となるのに対し、実際に収納した郵便料金の合計は約 26 億円となっており、その差額は約 27 億円となっていた。

イ 公社において不適正な処理が行われていたとして算定していた収納不足額約 27 億円について、14 年 6 月から 15 年 12 月までの 19 箇月間の差出票及び監査票の一部を抽出して収納不足額の算定の適否を検査したが、不合理な点は見受けられなかった。

ウ 公社では、A 業者は、11 年 5 月から長岡局に別後納郵便物を差し出すようになったとしているが、差出票の保存期間が 1 年 6 箇月となっていることなどから、A 業者の差出票のうち 16 年 10 月以前の方は既に廃棄されており、差出票及び監査票についての検査は実施できなかった(ただし、公社が不適正収納事案として調査した期間(14 年 6 月～15 年 12 月)の差出票等は本社に保管されており、これらについては上記イのとおり一部を抽出して検査を実施した。)。そこで、長岡局に保管されていた 16 年 11 月以後の A 業者の差出票等により、郵便料金の算定について検査したが、特に問題となる点は見受けられなかった。

エ 公社が公表した不適正収納事案とは別に、A 業者から差し出された郵便物を長岡局が発送したにもかかわらず、これに係る料金が長岡局から信越支社管内の他の 12 郵便局に局員の個人名義の郵便貯金口座を介するなどして送金され、各郵便局の郵便料金収入として収納されている事態があり、公社において不適正な会計経理として長岡局に対し指摘していた。これは、当該 12 郵便局の郵便料金の収納実績を上げるために行われたとのことであり、その金額は、12 年 7 月から 15 年 9 月までの間で計約 2200 万円とされている。

また、上記と同様に、12 年 7 月から 15 年 10 月までの間に、あらかじめ信越支社管内の他の 22 郵便局から郵便切手等を取り寄せるなどして、各郵便局に代わって長岡局が A 業者に販売した郵便切手等の代金約 5280 万円を、局員の個人名義の郵便貯金口座を介するなどして当該 22 郵便局へ送金している事態があり、公社において不適正な会計経理として長岡局に対し指摘していた。

オ A 業者以外の者が長岡局に差し出した別後納郵便物についても検査を実施したところ、差出通数が 1,000 通以上となっている差出票 25 枚中 5 枚(差出票記載の差出通数は計約 7,000 通)について、マニュアル等の定め反して重量換算による通数確認を行っていない事態が見受けられた。

## (2) 函館中央郵便局における郵便料金の不適正な割引等について

公社が公表した函館中央郵便局(以下「函館局」という。)における事態の内容は、16年7月から同年9月までの3箇月間に差し出された郵便物の郵便料金のうち1540万円が未収納となっていたが、その後この未収納額は回収され公社に損害はなかったというものである。

上記の事態について検査したところ、次のような状況であった。

ア 当時の函館局の関係局員の説明によると、函館局では、15年3月から16年9月までの19箇月間において、B発送代行業者(以下「B業者」という。)の差し出す別納郵便物を、次のとおり取り扱っていた。

- ① 別納郵便物を引き受けるに当たり、B業者との間で事前に取り決め不正に割引いた1通当たりの料金とB業者が自己申告した差出通数により郵便料金を算出し、その額を函館局の局員の個人名義の郵便貯金口座に入金させる。
- ② 函館局では、実際の差出通数を確認せずに郵便物の発送を行う。
- ③ 後日、同局員は、入金された金額に見合うように虚偽の差出票を作成する。
- ④ 同局員は、入金された郵便料金を口座から引き出して、虚偽の差出票とともに、収納手続を行う。

このような取扱いにより、前記の19箇月間において函館局がB業者から引き受けた郵便物の郵便料金の収納した総額は、約1億6280万円となっていた。

イ 公社において後日収納したとしている郵便料金の未収納額1540万円の発生経緯は、次のようなものであった。

- ① 函館局の局員は、16年9月に函館局が函館監査室の監査を受けたため、その監査期間中にB業者から差し出された別納郵便物について、前記ア①の不正な割引をすることができず、正規の割引率で算定した郵便料金を即日収納しなければならなくなった。
- ② このため、B業者から入金された不正割引による郵便料金では不足することになり、その不足を埋めるため、B業者から上記の別納郵便物とは別に過去に差し出された郵便物の郵便料金として受領し、函館局に収納しないまま同局員の個人口座に残していた金額を充当した。
- ③ その結果、当該口座の残高がなくなり、過去に差し出された別納郵便物の郵便料金に充てることができなくなり、その料金約1540万円が未収納となった。

そして、公社では、後日、同局員にこの未収納額を請求し、収納している。

ウ 公社では、同局員は差出通数の確認を全く行っておらず、差出票も虚偽に作成していたことから、実際の差出通数や適正な割引率等を確認できず、受領すべきであった適正な郵便料金を正確に算定することはできなかった。そこで、本来、受領すべきであった郵便料金について、本院が、関係局員の説明を基に、収納額や不正に割引かれた料金等から差出通数を推計し、これに適正と考えられる割引率を適用するなどして試算したところ、5000万円程度が収納不足になっていると推定された。

エ B業者は、本件に関与していた函館局の局員の転任先である北海道支社管内の三笠郵便局(以下「三笠局」という。)においても、15年7月から16年11月までの間に別納郵便物を差し出して、その郵便料金の収納額は計約1180万円となっていた。

三笠局は、公社が不適正な処理があったとして公表した前記の長岡局ほか 31 郵便局には含まれていないが、三笠局においても、函館局と同様の方法により、郵便料金の不正割引が行われていた。そして、函館局と同様に本院が試算したところ、三笠局についても、郵便料金 200 万円程度が収納不足になっていると推定された。

(3) 飯塚郵便局における郵便物の不適正な引受け等について

公社が公表した飯塚郵便局(以下「飯塚局」という。)における事態の内容は次のとおりである。

- ① 飯塚局の局員は、16 年 1 月から 17 年 11 月までの間に差し出された別納郵便物について、郵便料金を差出日に収納せず、後日収納していた。
- ② その料金については、収納の遅れはあったものの、同局員は差出通数を確認し、適正な額を収納していたことから、公社に損害はない。

上記の事態について検査したところ、次のような状況であった。

ア C 発送代行業者(以下「C 業者」という。)は、16 年 1 月から 17 年 11 月までの間に、別納郵便物を 27 回差し出して、その郵便料金の収納額は計約 3150 万円となっていた。しかし、これらに係る差出票等は、別納郵便物の差出しの際に C 業者から提出されたものではなく、後日、料金を収納した際に、同局員が、その収納された日に別納郵便物が差し出されたように見せかけるために作成したものであった。

イ 飯塚局では、同局員が C 業者の差出通数を確認していたとしているが、C 業者の郵便物はすべて事業所等に出向いて郵便局外で引き受けられていたにもかかわらず、飯塚局の局外引受責任者は、マニュアル等に定める差出通数の再確認等をしていなかった。また、重量換算の計算結果を印字した帳票も保存されていないなど差出通数の確認が適切に行われていなかった。

ウ C 業者以外の者が飯塚局に差し出した別後納郵便物についても、検査を実施したところ、差出通数が 1,000 通以上となっている差出票 29 枚中 2 枚(差出票記載の差出通数は計約 6,700 通)について、マニュアル等の定めに反して重量換算による通数確認を行っていない事態が見受けられた。

(4) 福岡渡辺通郵便局(無集配特定局)における郵便料金の不適正な割引について

公社が公表した福岡渡辺通郵便局(以下「渡辺通局」という。)における事態の内容は、13 年 11 月頃から 17 年 3 月までの間に、不正に設定した過大な割引率により後納郵便物の料金を算出して収納していたため、郵便料金 6 億 7000 万円が収納不足となっていたというものである。

上記の事態について検査したところ、次のような状況であった。

ア 渡辺通局を管轄する福岡監査室では、差出票、郵便料金の請求書(債権発生通知書)、渡辺通局が作成・保管していた資料等から不適正な割引の事態があったことを確認したとしているが、本件については、現在、九州支社において、渡辺通局の前局長に対する損害賠償請求事案として係争中のため、差出通数、料金等の確認はできなかった。

イ 渡辺通局の受持集配局である九州支社管内福岡中央郵便局では、各特定局から提出されたすべての差立処理票について、マニュアル等の定めに反して、その保存期間を 1 年 6 箇月でなく 1 箇月としていたため、渡辺通局が提出した前記の期間に係る差立処理票についてもすべて廃棄されており、差立処理票についての検査は実施できなかった。

(5) 料金不適正収納事案が発生したとして公社が公表した郵便局以外の 31 郵便局について

18年5月から同年7月までの間に、公社が公表した料金不適正収納事案が発生した32郵便局以外の31郵便局において、差出通数の確認は適切に行われているかなどについて、主に18年3月分の取扱状況を検査したところ、ほぼ半数に当たる15郵便局において、マニュアル等の定め反する事態が次のとおり多数見受けられた。これらの事態は、上記の(1)から(4)までの不適正な事態と同様の事態につながる可能性が高いものであり、マニュアル等に定められた手続を徹底する必要があると認められた。

- ① 別納郵便物の料金を差出日に収納せず後日に収納していたもの
- |        |                 |          |
|--------|-----------------|----------|
| 新仙台郵便局 | 料金を後日に収納していた差出票 | 2枚       |
|        | 後日に収納した料金       | 計約1570万円 |
- ② 形状・重量が同一でない郵便物について、まとめて重量換算により通数確認を行っていたもの
- |                             |                            |      |
|-----------------------------|----------------------------|------|
| 佐倉郵便局ほか1郵便局 <sup>(注1)</sup> | 検査した差出票                    | 106枚 |
|                             | うちまとめて重量換算により通数確認を行っていた差出票 | 5枚   |
- ③ 重量換算により通数確認を行うこととなっている郵便物について、把束換算等によっていたもの
- |                                |                  |        |
|--------------------------------|------------------|--------|
| 札幌中央郵便局ほか13郵便局 <sup>(注2)</sup> | 検査した差出票          | 1,486枚 |
|                                | うち把束換算等によっていた差出票 | 338枚   |
- ④ 重量換算により通数確認を行っているが、それを証明する帳票を差出票に貼付するなどしていなかったもの
- |        |                       |     |
|--------|-----------------------|-----|
| 木更津郵便局 | 検査した差出票               | 34枚 |
|        | うち帳票を貼付するなどしていなかった差出票 | 12枚 |

(注1) 佐倉郵便局ほか1郵便局 佐倉、石巻両郵便局

(注2) 札幌中央郵便局ほか13郵便局 札幌中央、小樽、厚別、石巻、木更津、君津、佐倉、成田国際空港、葛西、新宿北、座間、新潟中央、新潟中、北九州中央各郵便局

#### 4 本院の所見

最近の郵便事業を取り巻く状況についてみると、小包郵便物の引受けは大幅に増加しているものの、通常郵便物はIT化の進展や民間事業者との競争の激化等により減少傾向が続いている。このような状況の中、公社では、財務内容の健全性の確保、経費の削減による業務運営の効率化等を図るとともに、地域の事情を踏まえつつ費用対効果の向上を図るために、従来の収入目標、支出予算による経営管理に加え、損益目標に着目した管理を16年度から導入している。また、法令等の遵守を経営上の最重要事項の一つと位置付けて取り組むこととし、社会的な信頼を確保することを目指している。

今回、長岡局等において明らかになった事態は、公社に対する社会的な信頼を損なうものとなった。さらに、本院が長岡局ほか3郵便局で発生した事態について検査したところ、いずれの局においてもマニュアル等に定められた基本的な手続を逸脱した取扱いが常態化していたことが判明した。また、他の郵便局においても、差出通数の確認やその記録保存が適切



に行われていないなど、マニュアル等に定められた基本的な手続を逸脱した事態が多数見受けられた。このような状況を放置すれば、長岡局等と同様の事態が他の郵便局でも生じる可能性が高くなると認められる。

したがって、公社においては、別後納郵便物、差出票及び収納料金の突合の徹底を含め、郵便事業における法令等の遵守の徹底、マニュアル等に定められた手続の徹底等に従来にも増して取り組む必要がある。本院としては、今回の検査で十分解明できなかった点も含め、別後納郵便物の収納取扱い等について、今後も引き続き厳正に検査していくこととする。

## 第12 郵便貯金における預金者ごとの貯金総額の管理状況について

検査対象	日本郵政公社		
預金者ごとの貯金総額の管理の概要	貯金総額が預入限度額(原則として1000万円)を超過している預金者に対して、減額要請を行い、貯金を一部払い戻すなどして預入限度額以内にすもの		
減額処理未済となっている件数及び金額	個人預金者	123,510人	2131億円(平成18年3月末現在)
	法人等預金者	3,168団体	377億円(平成18年4月末現在)

### 1 制度の概要

#### (1) 郵便貯金の預入限度額制度の概要

日本郵政公社(以下「公社」という。)では、郵便貯金事業として、全国に設置されている郵便局を通じ、郵便貯金のほか、郵便為替、郵便振替、年金等の支払や国債の販売など、基礎的な金融サービスを利用者に提供している。

郵便貯金については、郵便貯金法(昭和22年法律第144号)の定めにより、預入された貯金の払戻し等に係る債務を政府が保証することとされる一方、預金者ごとの貯金総額には制限を設けることとなっていて、その額(以下「預入限度額」という。)は、平成3年以降、原則として1000万円とされている。そして、貯金総額が預入限度額を超過した場合、公社は当該超過している預金者(以下「超過者」という。)に貯金総額の減額を要請し、要請を受けた超過者は貯金総額を預入限度額以内に減額しなければならないとされている。

このため、公社では、具体的な減額処理の手続を定めるとともに、コンピュータシステムにより定期的に預金者ごとの貯金の額を合算(以下「名寄せ」という。)するなどして貯金総額の管理を行うこととしている。

#### (2) 名寄せ方法の変更と減額処理の手続

貯金総額の管理については、従来、国会を始め各方面から、超過者が依然として多数存在し、その減額処理も十分でないなど預入限度額制度が適切に運用されていない旨の指摘がなされていた。

このような状況の中で、公社では、貯金の預入限度額制度の適切な運用を経営の最重要課題の一つとし、従来は、主に定期性貯金を対象に名寄せを行っていたのを16年3月から、通常貯金及び定期性貯金を合わせた貯金総額を管理できるコンピュータシステム(14年度から17年度までに構築、改修及び維持管理に要した経費は約79億9700万円。)により名寄せを実施している。

この新しい名寄せ方法により判明した超過者に対する減額処理は、個人預金者の場合、以下のように実施することとしている。(参考図参照。法人等預金者の場合もほぼ同様。)

① 貯金事務計算センター(以下「計算センター」という。)では、全国のすべての貯金を対象とした名寄せをコンピュータシステムにより定期的実施する。その結果、名寄せの設定条件に合致した場合、そのすべてが超過者とされ、これらに係る貯金総額を一覧表にした郵便貯金総額監査表(以下「監査表」という。)を作成し、これを郵便貯金の預入れ、支払等の事務を統括している全国12箇所の貯金事務センター等(以下「事務セン

ター」という。)に送付する。

- ② 各事務センターでは、送付された監査表について、保管している貯金原簿、預入申込書等により精査を行い、同名ではあるが明らかに別人である者を除外するなどした監査表を管轄する各郵便局に送付する。
- ③ 郵便局では、超過者とされた預金者ごとに、更に貯金の現況を確認するなどした上で、個別訪問により貯金総額の減額要請を行う。そして、減額要請に応じた超過者については、解約や一部払戻しの処理を行い、それらの処理内容を監査表に記入して事務センターに返送する。一方、減額要請に応じない超過者については、「要請状況記録票」を作成して引き続き減額要請を行う。そして、最初の減額要請から1箇月を経過してもなお減額に応じない超過者のうち、繰り返し要請しているにもかかわらず預入限度額を大幅に超過しているなど郵便貯金の利用実態が法令を著しく逸脱していると認められる者については、当該超過者に係る要請状況記録票を郵便局を管轄する支社に送付する。
- ④ 支社では、要請状況記録票を調査点検して催告書を発送すべき超過者を選定し、本社の了解を得た後、郵便局に対し催告書発送依頼書(以下「依頼書」という。)を事務センターへ送付するよう指示する。
- ⑤ 事務センターでは、依頼書に記載された超過者に対し、催告書の発送の日から1箇月以内に減額しない場合は強制的に国債を購入させることを内容とする催告書を発送し、それでも減額要請に応じない超過者については、預入限度額以内となるようその貯金の一部を払い戻すなどして国債を購入させる。

### (3) 民営・分社化後における郵便貯金の取扱い

郵便貯金の貯金残高は、近年、減少傾向にあるが、17年度末においても約200兆円と依然として巨額に上っており、定期性貯金はそのうちの7割を占めている。そして、19年10月に予定されている郵政事業の民営・分社化後、郵便貯金は、以下のように取り扱うこととされている。

- ① 民営・分社化前に預入された定期性貯金は、19年10月に設立予定の「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」(以下「管理機構」という。)に承継し引き続き政府保証を継続する。
- ② 民営・分社化後、郵便貯金事業を承継する郵便貯金銀行に全額が承継されることとなっている通常貯金と民営・分社化後に預入される貯金は、政府保証は付されないが、預金保険制度により元本1000万円と利息の払戻しが保証される(以下、この措置を「ペイオフ」という。)
- ③ 管理機構における貯金の払戻しや資金運用等の業務は、郵便貯金銀行が管理機構からの委託を受け、同銀行の貯金に係る業務と一体として行う。

そして、郵政民営化法(平成17年法律第97号)及び郵政民営化法施行令(平成17年政令第342号)によると、郵便貯金の預入限度額については、郵便貯金銀行が完全民営化(29年9月30日までに株式の全部を処分するとされている。)されるまでの間は、預金者ごとに管理機構と郵便貯金銀行それぞれの貯金を合算した貯金総額が1000万円を超えないこととされている。

以上のように、19年10月の民営・分社化後、郵便貯金の取扱いが変更されることから、公社においては、その際、政府保証が継続する管理機構への承継分に預入限度額の超

過分が含まれることがないよう、預金者ごとの貯金総額を適切に管理することが必要となる。

また、郵便貯金銀行においても、完全民営化後の貯金について、預入限度額制度は適用されないが、預金保険制度上のペイオフの対象となることから、名寄せに必要なデータを整備し、貯金総額を管理できるようにしておくことが法令で義務付けられている。

#### (4) 減額処理に伴う手当・手数料の返納について

14年度末まで、公社の前身である旧郵政事業庁(13年1月5日以前は郵政省)においては、募集、獲得した定期性貯金の額に応じた郵便貯金利用貢献手当(以下「手当」という。)を職員に支給していた(支給額は、11年度から14年度までの間に計1622億余円)。そして、預入限度額を超過することとなった定期性貯金に対して手当が支給されていた場合は、所定の手続により手当の返納をさせることとしている。

また、簡易郵便局(全国約4,400箇所)に対しては、郵便の取扱数や貯金・保険の取扱件数、新規預入額等を基に算定した取扱手数料(以下「手数料」という。)が支払われており(このうち郵便貯金に係る手数料の総額は、11年度から17年度までの間に計920億余円)、このうち、減額処理を実施した定期性貯金に係るものは、当該簡易郵便局の業務について指導監督する郵便局(以下「監督郵便局」という。)に返納処理を行わせることとしている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

公社が現在行っている預入限度額の管理の徹底は、郵便貯金事業が管理機構及び郵便貯金銀行へ適正かつ円滑に承継されるために重要なものであり、仮に、超過者が存在する違法な状態のまま承継されたとすれば、管理機構の運営や将来の郵便貯金銀行の評価にも重大な影響を与える可能性がある。そして、国会での郵政民営化法の審議に際しても、公社は民営化までに預入限度額の管理の徹底を含めコンプライアンス面の態勢を確立するように特段の配慮をすべきである旨の附帯決議が行われている。

このように、公社の民営・分社化に向けた動きの中で、各方面から預入限度額に対する関心が高まっている状況を受け、本院では、預金者ごとの貯金総額の管理について、合規性等の観点から、違法な事態の是正は適正かつ効率的に行われているか、実施に当たって更に留意すべき点はないか、また、手当及び手数料の返納が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、本社、北海道支社ほか12支社、小樽事務センターほか10事務センター及び札幌中央郵便局ほか195郵便局において、監査表、要請状況記録票、貯金原簿等により、減額処理の実施状況等を検査した。

## 3 検査の状況

### (1) 減額処理の実施状況について

公社では、前記のとおり、16年3月以降、計算センターのコンピュータで超過額等に一定の条件を設けて定期的に名寄せを行い、監査表を郵便局に送付することにより超過者の減額処理を実施している。そして、監査表等は、一定期間経過後、整理処分されていることから、今回の検査においては、処理実績を把握できる16年12月から17年12月まで

の名寄せに係る監査表を基に各郵便局が行った減額処理の実施状況及び処理未済となっている超過者の状況について検査することとした。

その結果、公社における17年度末(法人等は18年4月末)における減額処理の実施状況は、表1のとおり、減額処理の対象とした超過者約274万件(個人は人数、法人等は団体数。以下同じ。)、超過した貯金の額(以下「超過額」という。)計3兆7166億余円に対し、減額処理済みとなったものが約261万件、計3兆4657億余円となっていて、減額処理の推進率は、件数で約95.4%、金額で約93.2%となっていた。

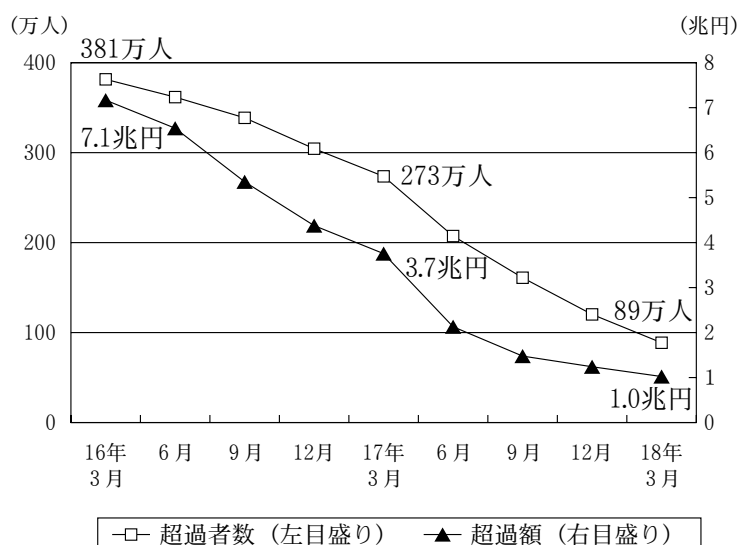
表1 平成17年度末(法人等は18年4月末)における減額処理の実施状況

預金者の区分	減額処理対象		減額処理済み		処理未済	
	件数	超過額	件数	金額	件数	超過額
個人	人 2,737,490	百万円 3,664,870	人 2,613,980 (95.5%)	百万円 3,451,713 (94.2%)	人 123,510	百万円 213,157 1人当たり 平均172万円
(注) 法人等	団体 6,238	51,756	団体 3,070 (49.2%)	14,013 (27.1%)	団体 3,168	37,743 1団体当たり 平均1191万円
計	件 2,743,728	3,716,626	件 2,617,050 (95.4%)	3,465,726 (93.2%)	件 126,678	250,900

(注) 法人等については、平成17年10月の名寄せに係る監査表に基づいて行った減額処理の実施状況を18年4月末で取りまとめている。

なお、公社では、個人預金者に係る預入限度額の超過状況の推移を次図のとおり公表しているが、これによると、16年3月に超過者は約381万人、超過額は約7兆円であったが、減額処理を実施した結果、18年3月では、それぞれ約89万人、約1兆円となっている。次図において18年3月現在の超過者数は約89万人、超過額は約1兆円となっており、表1における同月末の処理未済となっている超過者(以下「処理未済者」という。)の数12万人余、超過額2131億余円よりも多くなっているのは、次図の超過者数約89万人には、同名異人や17年12月の名寄せ以降新たに発生した超過者等が含まれているためである。

図 郵便貯金の預入限度額超過状況の推移(個人預金者に係る分)



(注) 超過者数、超過額は、計算センターにおけるコンピュータシステムによる名寄せ時点のものであり、事務センターにおける同名異人の精査前のものである。

17年度末における減額処理の実施状況は、上記のようになっているが、今回、本院が検査したところ、次のとおり、減額処理を積極的かつ厳正に実施する上で、なお一層留意する必要がある状況が見受けられた。

ア 個人預金者について

(ア) 郵便局における減額処理の実施状況

本院が会計実地検査を実施した196郵便局(普通郵便局71局、特定郵便局125局)における、個人預金者に対する減額処理の実施状況は、表2のとおりである。

表2 郵便局における減額処理の実施状況(個人預金者分)

区 分	減額処理対象		処 理 未 済	
	超過者数	超過額	超過者数	超過額
普通郵便局 71局	人 57,566	千円 105,720,930	人 3,778	千円 5,041,795
超過者数・超過額の 1局当たり平均	811	1,489,027	53	71,011
超過額の1人当たり 平均	—	1,836	—	1,334
特定郵便局 125局	13,800	21,040,063	927	1,510,895
超過者数・超過額の 1局当たり平均	110	168,320	7	12,087
超過額の1人当たり 平均	—	1,524	—	1,629
合 計	71,366	126,760,993	4,705	6,552,691

(注) 超過者数及び超過額は、各郵便局の会計実地検査時における実績を集計したものである。

すなわち、普通郵便局については、減額処理の対象となった超過者数は、1局当たり最大2,324人、最小32人で、平均811人となっており、超過額は、1局当たり最大98億8100万余円、最小3060万余円で、平均14億8900万余円と多額に上っていた。また、特定郵便局については、超過者数は1局当たり平均110人、超過額は1局当たり平均1億6800万余円となっており、人数、超過額とも普通郵便局に比べて少ないが、特定郵便局の約7割において超過額が5000万円を超えている状況であった。

そして、会計実地検査時における処理未済者は約4700人、超過額は約65億5200万円となっており、処理未済者の1人当たりの超過額は、139万余円(普通郵便局で133万余円、特定郵便局で162万余円)と多額に上っていた。

(イ) 減額要請の実施状況

前記の表1のとおり、個人預金者の超過者に対する減額処理の推進率は、17年度末で件数、金額とも95%程度となっているが、減額処理の対象とした超過者約273万人のうち、なお約12万3千人(超過額約2130億円)が処理未済となっている。そして、これらの処理未済者の1人当たりの超過額は、上記の(ア)と同様に、172万余円と多額に上っている。

公社が、これらの17年度末の処理未済者のうち約11万5千人に対して行った調査によると、超過者が既に死亡していて相続の途中であったり、超過者の転居先が不明のため面会できなかつたりして、減額要請が困難な超過者が約5万4千人と5割近くに上っていた。しかし、半数を超える残りの約6万1千人については、減額を拒否したり、貯金の一部しか減額に応じなかつたりしているため超過額を解消することができないものであった。

そこで、公社の調査による上記の減額拒否等の事態について更に検査することとし、会計実地検査を実施した前記の196郵便局において、処理未済者4,705人のうち、転居先不明等のため減額要請が困難な超過者を除き、超過額が高額となっていた者など884人、超過額約31億3000万円について、減額要請の実施状況とその後の経過期間を検査したところ、表3のとおりとなっていた。

表3 処理未済者に対する減額要請の実施状況とその後の経過期間

	態 様	処理未済者 (人)	左に係る超過額 (円)	構 成 比 (%)	
				処理未済者	超過額
要 請 の 実 施 状 況	ア 訪問等により直接減額要請を行っているもの	556	2,153,457,366	62.9	68.8
	①減額要請を拒否しているもの	127	791,281,466	14.4	25.3
	②減額要請に応じるとしているのに、実際の減額処理を行っていないもの	335	1,060,598,645	37.9	33.9
	③減額要請に応じ一部を減額処理しただけのもの	94	301,577,255	10.6	9.6
	イ 要請文書を郵送しただけのもの	259	696,998,699	29.3	22.3
	ウ 実質的な減額要請が行われていないもの	69	280,120,713	7.8	8.9
合 計		884	3,130,576,778	100.0	100.0
経 過 期 間	監査表の送付から6箇月以上経過しているもの	565	2,647,591,744	63.9	84.6
	上記のうち監査表の送付から1年以上経過しているもの	245	1,329,862,297	27.7	42.5

すなわち、処理未済者884人のうち、556人(62.9%)に対しては訪問等により直接減額要請を行っているが、このうち127人(14.4%)が減額を拒否しており、また、減額要請に応じるとの回答は得たものの、実際に減額処理が行われていないものが335人(37.9%)、減額要請に応じ一部の貯金を払い戻すなどしたものの預入限度額以内になっていないものが94人(10.6%)となっていて、減額要請が十分な効果を上げていない状況であった。そして、訪問時に超過者が不在であったなどのため、①要請文書を郵送しただけで減額要請を直接行っていないものが259人(29.3%)、②連絡のメモを置くなどしただけで預金者から連絡がないために実質的な減額要請が行われていないものが69人(7.8%)となっていた。

また、減額要請後の経過期間をみると、監査表の送付から6箇月以上経過しているのに減額処理が行われていないものが565人(63.9%)、このうち1年以上経過しているものが245人(27.7%)となっており、監査表の送付から長期間が経過しているにもかかわらずその処理が未済となっている超過者が多数見受けられた。

(ウ) 催告書の発送

前記のとおり、減額要請に応じない超過者に対しては、事務センターから催告書を発送し、1箇月以内に減額に応じない場合は強制的に貯金の一部を払い戻すなどして国債を購入させることとされている。

そこで、本院が事務センター2箇所において、催告書の発送状況とその後の減額処理状況を検査したところ、表4のとおり、それまで減額要請に応じていなかった超過者の80%を超える者が、催告書を受けて減額要請に応じるなどしており、催告書の発送による効果が顕著に表れていた。

表4 催告書発送後の減額処理状況

事務センター	催告書を発送した超過者(a)	減額処理に応じた超過者(b)	国債購入(注)		推進率 (b+c)/a
			超過者(c)	購入金額	
Aセンター	人 393	人 253	人 64	千円 1,116,350	% 80.7
Bセンター	382	283	47	489,150	86.4

(注) 全国では、超過者1,470人について約134億3400万円の国債を購入している(平成18年6月末)。

一方、196郵便局のうち177郵便局について催告書発送までの事務手続の実施状況を検査したところ、表5のとおりとなっていた。

表5 催告書の発送に必要な手続の実施状況

態 様	局 数	構成比
①要請状況記録票を作成していない郵便局数	9局	5.1%
②要請状況記録票を作成しているが全く支社に送付していない郵便局数	95局	53.7%
③要請状況記録票を作成しているが一部しか支社に送付していない郵便局数	73局	41.2%
③の郵便局における処理未済件数	4,566件	
③の郵便局において要請状況記録票を支社に送付した件数	938件	
計	177局	100.0%

すなわち、減額要請に応じない超過者に係る要請状況記録票を作成していない郵便局が9局見受けられるなど、ほとんどの郵便局において催告書の発送に必要な要請状況記録票の送付が手続どおり行われていなかった。その結果、処理未済者に対して、支社及び事務センターにおいて催告書の発送手続を行うことができない状況となっていた。

上記(ア)から(ウ)のとおり、個人預金者については、17年度末においてもなお多数の処理未済者が存在しており、その処理が長期化する傾向が見受けられることから、超過者の状況把握に努め、定期的に訪問するなど、よりきめ細かな対応が必要であると認められた。また、催告書の発送は減額処理にとって有効な手段となっていると考えられるのに、その前提となる要請状況記録票の作成・送付が十分行われていない状況が見受けられることから、郵便局、支社に対する指導を更に徹底し、催告書の発送手続を速やかに進める必要があると認められた。



イ 法人等預金者について

(ア) 減額処理の実施状況

公社では、法人等預金者についても、個人預金者と同様の手続により減額処理を実施しているが、その推進率は、前記表1のとおり、18年4月末現在で団体数で約49%、超過額で約27%と、個人預金者に比べて減額処理の実施は極めて低調となっている。

減額処理の状況を法人等の区分別にみると、表6のとおり、公益的な役割を担うとしている非課税法人等については、どの区分の法人等も、処理未済となっている平均超過額が1000万円を超えている状況であるが、特に、宗教法人においては、多数の超過者があり、超過額も多額となっている。

表6 法人等預金者に対する減額処理の実施状況

法人等の区分		減額処理対象		減額処理済み		処 理 未 済		
		超過者数 (団体)	超過額 (百万円)	超過者数 (団体)	超過額 (百万円)	超過者数 (団体)	超過額 (百万円)	平均超過額 (万円)
非 課 税 法 人 等	宗 教 法 人	4,098	33,857	2,250	11,151	1,848	22,705	1,228
	財 団 法 人	148	2,045	74	545	74	1,499	2,025
	社 団 法 人	163	1,410	74	374	89	1,035	1,162
	学 校 法 人	275	4,361	115	1,070	160	3,289	2,055
	社会福祉法人	580	4,905	284	1,596	296	3,308	1,117
	その他の法人	203	2,210	90	446	113	1,763	1,560
	地方公共団体	208	1,807	86	302	122	1,503	1,231
課 税 法 人		514	997	326	556	188	441	234
そ の 他		49	164	23	73	26	91	350
合 計		6,238	51,756	3,322	16,113	2,916	35,634	1,222

(イ) 減額要請の実施状況

会計実地検査を実施した196郵便局のうち、法人等預金者の処理未済分を有する普通郵便局21局、特定郵便局8局、計29局における67団体、超過額約29億7900万円について、減額要請の実施状況を検査したところ、表7のとおりとなっていた。

すなわち、67団体のうち36団体(53.7%)に対して訪問等により直接減額要請を行っているが、個人預金者と同様に、減額を拒否されるなどして、減額要請が十分な効果を上げていない状況となっていた。そして、27団体(40.3%)については、実質的な減額要請が行われておらず、超過額は約25億7200万円で全体の86.3%を占めている状況となっていた。

表7 法人等預金者の処理未済分に係る減額要請の状況

態 様	処理未済者 (団体)	左に係る超過額 (円)	構 成 比(%)	
			処理未済者	超 過 額
ア 訪問等により直接減額要請を行っているもの	36	381,284,001	53.7	12.8
①減額要請を拒否しているもの	4	44,126,108	6.0	1.5
②減額要請に応じるとしているのに、実際の減額処理を行っていないもの	28	276,620,970	41.8	9.3
③減額要請に応じ一部を減額処理しただけのもの	4	60,536,923	6.0	2.0
イ 要請文書を郵送しただけのもの	4	25,738,612	6.0	0.9
ウ 実質的な減額要請が行われていないもの	27	2,572,961,492	40.3	86.3
合 計	67	2,979,984,105	100.0	100.0

## (ウ) 法人等預金者に対する減額要請の実施が低調となっている理由

このように、法人等預金者に対する減額要請の実施が低調となっているのは、個人預金者の超過者数が多数に上ったため、18年3月までにすべての超過者に対して減額要請を行うこととして、個人預金者に対する減額処理を優先し、法人等預金者に対する減額要請は18年1月から行うことになったことが最大の理由であるが、それ以外にも、次のような事情があったと認められた。

- ① 15年の公社化以前は、宗教法人、学校法人、各種組合等のいわゆる非課税法人等については預入限度額制度の対象となっていなかったため、減額要請に当たる職員の制度に対する理解が十分でなく、法人等への説明も十分でなかったこと
- ② 本店、支店等でそれぞれ口座を有している法人預金者や、出先機関ごとに口座を有している地方公共団体の中にも各口座を合算すると預入限度額を超過しているものが多数生じているが、これらの法人等預金者については、本店、支店等のすべてに対し減額要請を行う必要があり、そのためには、支社間又は郵便局間で管轄調整を行う必要があること

公社では、上記の(ア)から(ウ)で記述したように、法人等預金者に対する減額要請の実施は個人預金者に比べ極めて低調となっており、また、平均超過額が1000万円を超えていたり、非課税法人や地方公共団体においても多数の超過者が発生したりしていることから、法人等預金者に対し、支店等が複数ある場合などは支社で、住所等が同一である場合は郵便局で、それぞれ減額要請を行うこととし、法人等預金者に対する減額処理の一層の推進を図ることとしている。

しかし、その推進状況は、直近の18年7月においても、依然として超過者数で45.9%、超過額で68.0%が処理未済となっており、この状況を18年4月における推進状況と比較しても、目立った進展は見られておらず、なお一層の体制の強化が必要な状況である。

## (2) 貯金総額の管理方法について

19年10月の民営・分社化に当たり、郵便貯金を管理機構と郵便貯金銀行に適正に承継するためには、減額処理の推進とともに、名寄せによる抽出の精度を高めることや新たな

超過者の発生を防止することが必要である。そこで、公社の実施している貯金総額の管理方法について検査したところ、次のとおり、留意する必要がある状況が見受けられた。

#### ア 名寄せの方法について

公社では、前記のとおり、個人預金者については、16年3月からすべての貯金を対象とした名寄せを定期的実施しているが、名寄せの設定条件に合致したものは、そのすべてが預金者名ごとに超過者として出力され、これを受けて、事務センターや郵便局では、更に同名異人分が含まれていないかどうかの確認を行い、別人を除外するなどの処理を行っている。

預金保険法施行規則(昭和46年大蔵省令第28号)においては、名寄せ用預金等情報(以下「名寄せデータ」という。)として、名前、生年月日、電話番号等が示されており、19年10月の民営・分社化後は、郵便貯金銀行は預金保険制度に加入することになることから、名寄せデータを整備しておくことが義務付けられることとなっている。また、15年1月の「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成14年法律第32号)の施行以来、公社の郵便貯金においても本人確認のためのデータが蓄積されてきている。

したがって、公社においては、個人預金者の名寄せについては、現在実施中の名寄せの設定条件に新たなデータを加えて抽出の精度を高めることにより、事務センターや郵便局における精査等の作業負担を軽減させるとともに、民営・分社化後の郵便貯金銀行において義務付けられることとなる名寄せデータの整備に努める必要がある。

#### イ 預入れ時における預入限度額の確認について

公社では、新たな超過者の発生を未然に防止することを目的として、16年2月から、郵便局の窓口や郵便貯金自動預払機による定期性貯金の預入れの際に、コンピュータシステムにより当該預金者の定期性貯金の貯金総額を照会し、預入限度額を超過することになる場合には、その預入れを受け付けない取扱いとしている。また、17年1月からは、定期性貯金の総額に通常貯金の残高も加えて照会するシステムを稼働させている。さらに、高額な預入れの際は、当該預金者の貯金総額を個別に調査して預入限度額を超過しないことを確認した後、受け付けることとしている。

しかし、上記のような取扱いとしたにもかかわらず、給与、年金等の自動振込みにおいては、預入限度額を超過することとなる金額の振込みがあった場合に預金者の口座にそのまま入金されてしまうケースが生じるなど、預入れ時における預入限度額の確認が十分に行えない状況が、なお見受けられている。

一方、郵便貯金総合通帳(ばるる口座)には、通常貯金口座にあらかじめ設定した基準額を超える預入れがあると、それを超える額には利子が付されず預入限度額が適用されない郵便振替口座に自動的に移し替えることができる機能があり、その基準額(特に指定しない場合1000万円に設定されている。以下「移替基準額」という。)は、郵便貯金の預入限度額から定期性貯金の額を控除した額に設定変更できることとなっている。

減額処理済みとなった預金者の多くは、貯金総額を預入限度額である1000万円を若干下回る程度に減額していると推定されるので、今後、給与振込み等により再び預入限度額を超過する可能性が高いと考えられる。

このため、公社では、新たな超過者の発生を防止するため、超過者に対する減額要請

の際、超過者にこの移替基準額の仕組みを説明し、貯金総額が1000万円を上回らないように移替基準額の変更を要請することとしている。しかし、本院が減額処理済みとなった預金者について移替基準額の変更状況を検査したところ、減額要請に応じ更に移替基準額も変更していた預金者は全体の2、3割程度の状況であり、郵便局によっては、移替基準額を変更していた預金者が1割程度の局も見受けられた。

したがって、公社においては、支社、郵便局等に対し、減額処理に際しての移替基準額の設定状況の報告を求めるなどして進ちょくを図り、新たな超過者の発生を防止する必要がある。

### (3) 手当・手数料の返納状況について

手当及び手数料の返納状況について、本社及び支社では全く把握していなかったことから、18年5月以降に会計実地検査を実施した60郵便局において、返納実績を検査したところ、次のとおりとなっていた。

#### ア 手当の返納状況について

預入限度額を超過することとなった定期性貯金に対して手当が支給されていた場合、郵便局はその返納の要否を確認するために事務センターに当該職員が募集した預金者の預入状況を書面で問い合わせたり、預入限度額を超過することとなった定期性貯金が他の郵便局の取扱いである場合は当該局にその旨を書面で通知したりすることとなっている。

しかし、手当支給の有無の調査を行っていないとする郵便局が多数見受けられ、それ以外の郵便局でも手当支給の有無を調査したかどうかは不明であるとしていた。

そして、調査を実施したかどうか明らかでない郵便局においては、関係書類が保存されておらず、手当支給の有無の調査、事務センターへの問合せ、他の郵便局への通知などを行った状況がいずれも確認できなかった。また、一部の郵便局においては、返納すべき手当があるのに返納手続が執られていなかった。

#### イ 手数料の返納状況について

簡易郵便局への手数料については、18年4月に、本社から各支社に対し、簡易郵便局において手数料の返納についての指導を徹底するよう指示文書が発せられている。

しかし、書類の保存期間が明確になっていなかったなどのため、監督郵便局において関係書類が保存されておらず、返納の実績は確認できなかった。

なお、預入限度額を超過して募集された定期性貯金に係る手当の返納については、昭和50年に旧郵政省に対する処置要求事項として、また、昭和55年度決算検査報告において、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として、それぞれ指摘したところである。

しかし、上記ア及びイのように、今回の貯金限度額の管理に当たっては、手当及び手数料についての関係書類の保存が十分でなく、検査した郵便局のほとんどで返納手続の有無及び要否を検証できない状況となっている。公社では、平成18年5月に、手数料の関係書類の保存期間を5年と定めるとともに事務処理を適切に行うよう、支社等に指示しているが、手当及び手数料について、早急に実効ある取組が望まれる。

#### 4 本院の所見

公社では、19年10月に予定されている民営・分社化を適正かつ円滑に実施し、新会社が民間企業としての創造性及び効率性を最大限発揮できるよう、内部統制態勢の強化を図り、各事業において健全な事業実施体制を整備することとしている。

そして、民営・分社化においては、200兆円に及ぶ郵便貯金の大部分を占める定期性貯金は政府保証が付されて管理機構に承継されることとなっていることから、郵便貯金における超過者の解消と貯金総額の適正管理の早期実現が公社に求められている。また、郵便貯金の預入限度額は、民営・分社化後も維持されることとなっており、郵便貯金銀行においては、完全民営化が実現し、預入限度額が適用されなくなった場合でも、預金保険制度に加入する金融機関として、預金者ごとの貯金総額を適正に把握できる管理体制を整備しておくことが必要となっている。

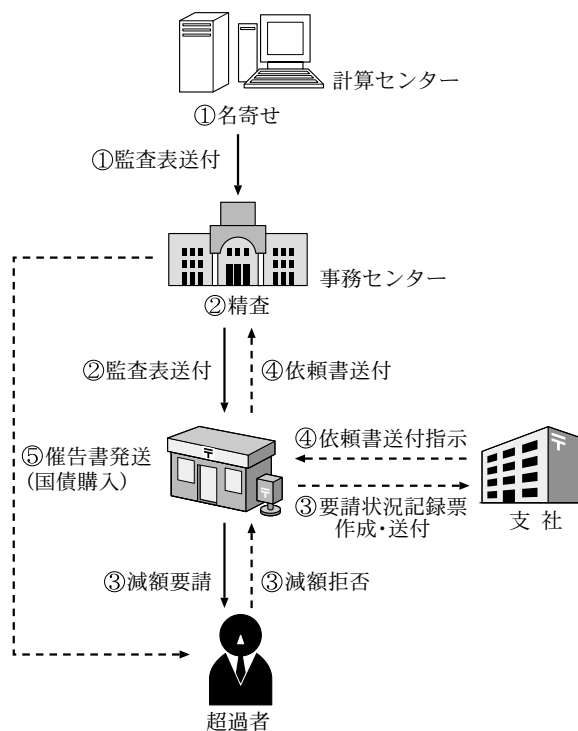
このような状況を受けて、本院において、超過者に係る減額処理の実施状況等进行检查したところ、前記のとおり、処理未済者が個人、法人とも多数見受けられ、超過額も多額に上っている。そして、処理未済者の中には、催告書の発送、国債の強制購入など、より厳正な対応が必要な者も見受けられる。また、貯金総額の現在の管理方法では、事務センター等において監査表から別人を除外するなどの処理が必要となるほか、なお新たな超過者が発生する可能性があると考えられる。さらに、これまでに多数の超過者に対する減額処理を実施しているが、定期性貯金の募集に際して職員等に支払った手当、手数料がほとんど返納されていないと思料される状況となっている。

したがって、公社では、16年3月以降、超過者の減額処理の進展に合わせ、支社、郵便局等に対し指示文書を発するなどして、必要な対策を講じてきているものの、今後、郵便貯金における貯金総額の管理を適正に実施していくため、次のような施策を一層推進することが必要である。

- ア 超過者への催告書の発送手続を迅速に進めるため、その前提となる要請状況記録票を適時適切に作成・送付するよう、支社及び郵便局に対する指導を徹底する。
- イ 法人等預金者の減額処理が進展していない状況にかんがみ、早急に支社と郵便局の連携を強化し、速やかな減額処理の推進を図る。
- ウ 貯金総額の管理と新たな超過者の発生防止について、名寄せの設定条件に新たなデータを加えて抽出の精度を高めたり、適切な移替基準額への設定変更などを速やかに実施したりする。
- エ 定期性貯金の募集に際して職員等に支払った手当及び手数料の返納処理について、関係書類の保存を遵守させるとともに、返納が必要な手当、手数料の支給の有無を可能な限り遡及して調査して返納処理を行わせる。

本院としては、19年10月に予定される民営・分社化の際の郵便貯金事業の管理機構及び郵便貯金銀行への適正かつ円滑な承継にとって極めて重要な郵便貯金における貯金総額の管理の状況について、今後も引き続き注視していくこととする。

<参考 図>超過者に対する減額処理の概念図



(注) 点線は減額拒否の場合の流れである。

## 第13 株式会社産業再生機構による事業再生支援の実施状況について

検査対象	株式会社産業再生機構
会計名	一般会計
事業の根拠	株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)、一般会計予算(平成15年度～17年度)
事業の概要	株式会社産業再生機構が債権買取り等を通じて実施した事業再生支援
関係金融機関等からの債権買取り	40案件 5305億余円(平成15年度～17年度)
新規融資	5案件 3261億余円(平成15年度～17年度)
出資等	21案件 1197億余円(平成15年度～17年度)
産業再生機構に対する債務の保証	国の債務保証契約に係る平成17年度末借入金残高 3485億円

### 1 株式会社産業再生機構の概要

#### (1) 株式会社産業再生機構の概要

##### ア 設立の経緯等

平成14年10月、政府は「改革加速のための総合対応策」において、不良債権処理を加速することにより、金融仲介機能の速やかな回復を図るとともに、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にし、金融及び産業の早期再生を図るための取組を強化することとした。この取組のうち、産業・企業再生への早期対応については、我が国企業の国際競争力を高めるため、不良債権処理を加速する過程において、経営資源を散逸させないよう、事業の早期再生を図ることとした。

そして、15年4月に株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)に基づき株式会社産業再生機構(以下「産業再生機構」という。)が設立(同年5月営業開始)された。

産業再生機構の設立目的は、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することとされている。

なお、産業再生機構による債権の買取りについては、産業再生機構設立から2年程度の期間に短期かつ集中的に実施し、取得した債権等については、産業再生機構が債権の買取り等をする旨の決定(以下「買取決定」という。)をした日から3年以内に処分を行うよう努めなければならないこととされていることから、産業再生機構の存続期間は原則として5年とされている。そして、法によれば、産業再生機構は事業の完了により解散することとされている。

##### イ 資本金の原資

産業再生機構の資本金505億余円のうち497億余円は、預金保険機構が出資している。預金保険機構では、当該出資金の全額を法第51条の規定に基づき、金融機関からの拠出金で賄っている。

#### ウ 政府保証及び政府の補助等

産業再生機構は、その業務に必要な資金を金融機関からの借入れにより調達することとしているが、政府は国会の議決を経た金額の範囲内において、当該借入れに対して保証契約をすることができる。

また、産業再生機構の解散時において、残余財産の額が、政令で定める割合に基づき算出される株主に分配することができる額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は国庫に帰属することとされている。一方、財産をもって債務を完済することができないときは、政府は産業再生機構に対し、予算に定める金額の範囲内において、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができることとされている。

### (2) 産業再生機構が実施する再生支援の概要

#### ア 再生支援申込事業者に対する支援決定

産業再生機構は、債権者間の利害調整が困難であるなどの事由で民間だけでは解決が困難な事業再生に関し、事業者及び当該事業者の大口債権者であるメインの金融機関等(以下「メイン行」という。)からの事前相談を受け、当該事業者が産業再生機構の支援対象となり得るかについての検討を開始する。その結果、再生が見込まれると判断された事業者は、<sup>(注1)</sup>デューデリジェンスの実施など産業再生機構の協力の下で事業再生計画を策定し、メイン行と連名で産業再生機構に対して再生支援の正式な申込みを行う。

この申込みを受けた産業再生機構では、同機構に設置された産業再生委員会<sup>(注2)</sup>において当該事業者の再生可能性を審議し、株式会社産業再生機構支援基準(平成15年内閣府、財務省、経済産業省告示第1号。以下「支援基準」という。)の要件を満たしている場合、再生支援を実施する旨の決定(以下「支援決定」という。)を行う。

(注1) デューデリジェンス(Due Diligence) 資産等の適正評価作業

(注2) 産業再生委員会 取締役である委員3人以上7人以内で組織し、支援決定、買取決定、債権の処分の決定等の重要な事項を、出席した委員の過半数をもって決する。

#### イ 関係金融機関等からの債権買取り

支援決定が行われると、産業再生機構は、メイン行及び支援対象事業者の債権を保有するメイン行以外の金融機関等(以下「非メイン行」という。)に対して、①保有する債権を時価相当額で産業再生機構に売却するか、②事業再生計画に同意して債権放棄等の金融支援を実施し引き続き残った債権を保有し続けるか、の選択を要請することとなる。

そして、産業再生機構とメイン行及び非メイン行(以下、これらを「関係金融機関等」という。)との間で、上記①又は②のいずれかについての合意が整い支援対象事業者の事業再生計画を予定どおり進められることが確実になった時点で、産業再生委員会は買取決定を行い、事業再生計画が実行に移される。前記のとおり、産業再生機構は、これにより取得した債権を買取決定後3年以内に処分するよう努めなければならないとされている。なお、金融庁の監督指針によると、産業再生機構が買取決定した支援対象事業者に係る債権は諸要件を満たす限り不良債権には該当しないものとされている。<sup>(注3)</sup>

(注3) 金融庁作成の「主要行等向けの総合的な監督指針(平成17年10月までは、事務ガイドライン第一分冊：預金取扱い金融機関関係)」等によると、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えないとされ、産業再生機構が買取りを決定した債権に係る債務者についての事業再生計画について

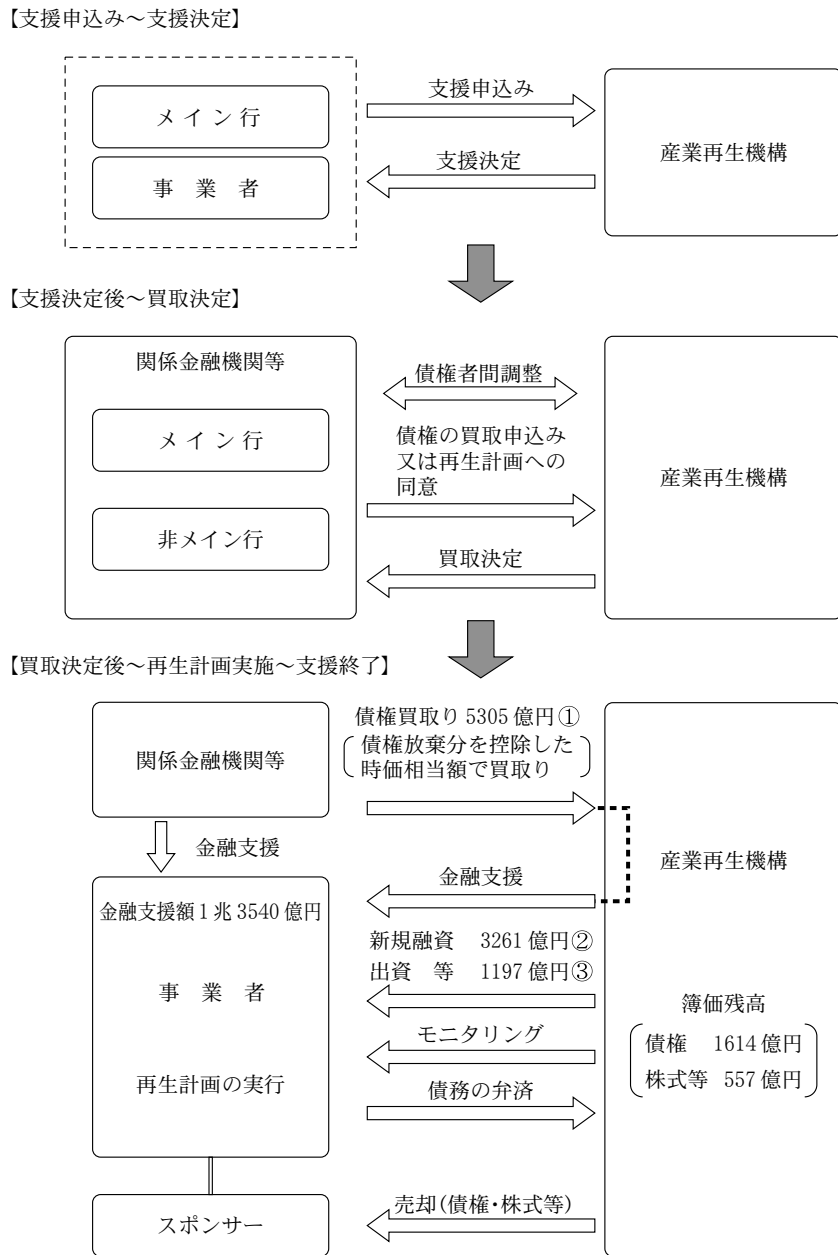


は、諸要件を満たす限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えないとされている。

ウ 事業再生計画の実行及び再生支援の終了

関係金融機関等から支援対象事業者の債権を買い取った後、産業再生機構は事業再生計画の進ちょく状況をモニタリングするとともに、必要に応じて新規の融資及び出資を行ったり経営に関与したりするなどして事業再生計画の実行を支援する。そして、産業再生機構による再生支援は、支援対象事業者の事業再生に一定のめどが立ち、産業再生機構が保有する債権及び株式等について、支援対象事業者の事業再生を支援する企業等（以下「スポンサー」という。）の関与等により全額弁済を受けたりスポンサー等に売却したりするなどにより終了する。

図1 産業再生機構が実施する再生支援の概要



注(1) ①+②+③の9763億円を検査の対象とした。  
 注(2) 金額は、平成18年6月末時点のものである。  
 注(3) この図は、再生支援の代表的な例を示したものである。

## 2 検査の対象、観点、着眼点及び方法

### (1) 検査の対象

政府は、15年度、16年度及び17年度のそれぞれの一般会計予算において、産業再生機構の借入金等に係る債務に対して10兆円を限度とする政府保証枠を設定した。そして、産業再生機構は、営業を開始した15年5月以降に計41案件の支援決定を行い、このうち産業再生機構に対する債権買取申込みがなかった1案件を除く40案件について、債権買取申込み等期限の17年3月末までに買取決定を行い、関係金融機関等が保有していた支援対象事業者に対する債権を5305億余円で買い取った。さらに、債権買取りを行った一部の支援対象事業者に対して新規融資又は出資等(転換社債型新株予約権付社債の引受けを含む。以下同じ。)を4458億余円行った。

産業再生機構では、上記の債権買取り等に要した資金を、政府保証を付して調達した金融機関からの借入金、預金保険機構からの出資金等により賄っていることから、上記の債権買取り等に要した計9763億余円を検査の対象とした。

### (2) 検査の観点及び着眼点

産業再生機構による再生支援は、18年6月末現在で、支援決定した41案件のうち34案件が終了した。

そこで、産業再生機構による再生支援の実施状況等について合規性、経済性・効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

- ① 産業再生機構の再生支援が、法令の手續に沿って実施されているか、また、再生支援に投入された資金は、どのように使用されているか。
- ② 支援対象事業者の事業再生は、どのような状況となっているか。
- ③ 産業再生機構による関係金融機関等からの債権買取り等が、当該金融機関の不良債権処理にどのような影響を与えたか。
- ④ 産業再生機構の解散時において国民負担が生ずる可能性はどの程度か。

### (3) 検査の方法

17年3月、会計検査院法第23条第1項第5号の規定に基づき、産業再生機構を本院の検査を受けるものと決定し、産業再生機構の会計実地検査において、再生支援の実施状況及び投入された資金の回収状況について債権買取り等に関する決裁書類や支援対象事業者の財務諸表等により検査を実施した。

## 3 検査の状況

### (1) 産業再生機構の再生支援の実施状況について

#### ア 再生支援の申込み及び支援決定

事業者及びメイン行が産業再生機構に再生支援を正式に申し込む際に添付した事業再生計画には、事業計画のほか、債権者である関係金融機関等への債権放棄等の金融支援依頼事項、経営者の退任など経営責任に関する事項、支援基準に係る各種指標などが記載されている。

産業再生機構が支援決定するに当たっては、支援基準において、支援対象となった事業者が買取決定後3年以内に生産性向上基準及び財務健全化基準を満たすことなどが要件とされている<sup>(注4)</sup>。

検査したところ、各案件の事業再生計画によれば、関係金融機関等の債権放棄等により有利子負債を圧縮するなど支援対象事業者の財務の再構築が行われ、また、不採算事業からの撤退及び存続事業の積極的な展開という事業の再構築により収益力が向上し、事業再生計画の最終年度である第3期の決算期における財務内容は、支援決定前のものと比べて改善されることになっていた。

産業再生機構が再生支援した41案件(表1参照)については、産業再生委員会において、支援対象事業者から提出された事業再生計画の内容等が審議され、支援基準を満たしていると認められたことから支援決定されたものである。

(注4) 支援基準によれば、自己資本当期純利益率が2%ポイント以上向上すること、有利子負債のキャッシュフローに対する比率が10倍以内となることなどを満たすことが要件とされている。ただし、合理的と認められる特段の事情があると産業再生委員会が認める場合は、これを硬直的に適用することはしないとされている。

表1 支援対象事業者

No.	支援対象事業者	支援決定日	買取決定日
1	九州産業交通株式会社等	15年 8月 28日	15年 11月 27日
2	ダイア建設株式会社	15年 8月 28日	15年 9月 30日
3	株式会社うすい百貨店等	15年 8月 28日	15年 10月 31日
4	株式会社明成商会等	15年 9月 26日	15年 10月 31日
5	株式会社マツヤデンキ	15年 9月 26日	15年 12月 1日
6	株式会社津松菱	15年 10月 24日	15年 11月 27日
7	三井鉱山株式会社等	15年 10月 31日	15年 12月 10日
8	八神商事株式会社	15年 10月 31日	15年 12月 1日
9	富士油業株式会社	15年 12月 19日	16年 2月 13日
10	株式会社金門製作所等	16年 1月 28日	16年 3月 30日
11	株式会社大阪マルビル等	16年 1月 28日	16年 2月 27日
12	カネボウ株式会社等	16年 3月 10日 5月 31日	16年 3月 30日 7月 30日
13	株式会社フレック	16年 4月 27日	16年 6月 25日
14	株式会社大川荘	16年 5月 17日	16年 7月 13日
15	タイホー工業株式会社	16年 5月 20日	16年 7月 5日
<b>16</b>	<b>株式会社ミヤノ</b>	<b>16年 6月 4日</b>	<b>16年 7月 13日</b>
17	株式会社ホテル四季彩	16年 6月 4日	16年 7月 30日
<b>18</b>	<b>スカイネットアジア航空株式会社</b>	<b>16年 6月 25日</b>	<b>16年 7月 13日</b>
<b>19</b>	<b>株式会社アメックス協販等</b>	<b>16年 7月 13日</b>	<b>16年 10月 12日</b>
<b>20</b>	<b>栃木皮革株式会社</b>	<b>16年 7月 21日</b>	<b>16年 8月 31日</b>
<b>21</b>	<b>株式会社オーシーシー</b>	<b>16年 8月 6日</b>	<b>16年 9月 22日</b>
22	株式会社フェニックス	16年 8月 30日	16年 10月 5日
23	服部玩具株式会社	16年 8月 31日	16年 11月 30日
24	粧連株式会社	16年 9月 28日	16年 11月 17日
25	株式会社大京等	16年 9月 28日	16年 11月 26日
26	関東自動車株式会社等	16年 11月 26日	17年 1月 13日
27	株式会社三景等	16年 11月 30日	17年 2月 14日
28	株式会社金精	16年 12月 8日	17年 1月 13日
29	有限会社田中屋	16年 12月 8日	16年 12月 24日
30	株式会社あさやホテル	16年 12月 8日	17年 1月 26日
31	玉野総合コンサルタント株式会社等	16年 12月 24日	17年 2月 14日
<b>32</b>	<b>株式会社ダイエー等</b>	<b>16年 12月 28日</b>	<b>17年 2月 28日</b>
33	ミサワホームホールディングス株式会社等	16年 12月 28日	17年 3月 25日
<b>34</b>	<b>宮崎交通株式会社等</b>	<b>17年 1月 18日</b>	<b>17年 3月 25日</b>
35	株式会社アピバジャパン	17年 1月 18日	17年 2月 28日(注)
36	株式会社オグラ等	17年 1月 18日	17年 3月 16日
37	有限会社鬼怒川温泉山水閣	17年 1月 18日	17年 2月 3日
38	鬼怒川グランドホテル株式会社	17年 1月 18日	17年 2月 28日
39	有限会社釜屋旅館	17年 2月 3日	17年 2月 28日
40	金谷ホテル観光株式会社	17年 2月 3日	17年 3月 25日
41	株式会社奥日光小西ホテル	17年 2月 3日	17年 3月 25日

(注) 株式会社アピバジャパンの買取決定日欄の日付は、すべての関係金融機関等から事業再生計画に同意する旨の回答を得られた日付である。また、太字の事業者は、平成18年6月末現在、再生支援中の案件である。

## イ 関係金融機関等による金融支援

支援決定後、産業再生機構は、事業再生計画に基づき関係金融機関等に債権放棄等の金融支援を要請することとなる。支援決定した41案件に係る支援対象事業者の支援決定前における有利子負債の総額はおよそ4兆円であった。<sup>(注5)</sup>そして、これに対する関係金融機関等による金融支援の額については、産業再生機構の主導の下で、それぞれの事業再生計画において以下のように算出されていた。

- ① 支援対象事業者の有利子負債のうち、将来のキャッシュフローに基づく事業の収益見込み等により算出した企業価値を上回る過剰な有利子負債を、適正な額まで削減するために必要な額を算出し、これを債権放棄による金融支援の総額とする。
- ② 各関係金融機関等ごとの債権放棄額については、関係金融機関等が保有する支援対象事業者に係る非保全債権(担保等による保全がされていない債権)の総額に対する各関係金融機関等が保有する非保全債権の額の割合を、①の債権放棄による金融支援の総額にそれぞれ乗じて算出する。
- ③ 支援対象事業者の状況によっては、①により算出した企業価値と支援対象事業者の資産及び負債を時価評価して算出した企業価値(純資産額)との差額の範囲内で、債務の株式化<sup>(注6)</sup>(Debt Equity Swap。以下「DES」という。)による金融支援を実施する。

支援決定した41案件については、産業再生機構からの金融支援の要請に対し、すべての関係金融機関等から同意を得ることができ、17年度までに、事業再生計画に沿って表2のとおり計1兆3540億円の金融支援<sup>(注7)</sup>を実施することとされた。

(注5) 一部の案件で、支援対象外の連結子会社分の有利子負債額が含まれている。

(注6) 債務の株式化 債務(借入金)を資本(株式)と交換することで、債権者が債務者の金融支援のために、債権(貸出金)を株式に転換すること

(注7) 原則としてメイン行においては、事業再生計画に同意して債権放棄及びDESを実施し、引き続き残った債権を保有する。また、非メイン行においては、保有する債権を、元本から債権放棄額を控除するなどした金額で産業再生機構に売却し、産業再生機構において債権放棄を実施する。

表2 関係金融機関等による金融支援(平成15~17年度) (単位:億円)

関係金融機関等数	債権放棄(A)	DES(B)	金融支援額(A)+(B)
160	12,546	993	13,540

(注) 金額には、一部、事業再生計画に記載された計画額が含まれている。

## ウ 産業再生機構による債権買取り

### (ア) 債権の買取価格の算定

支援基準によると、産業再生機構による関係金融機関等からの債権の買取価格は、事業再生計画を勘案した適正な時価(事業再生計画における事業の収益見込みを前提に、事業価値や債権の回収可能性を考慮して算定された価額)を上回ってはならないこととされており、産業再生機構においては以下のように算出している。

買取価格 = (関係金融機関等の保有する債権額 - 債権放棄額) × (1 - ディスカウント率)<sup>(注8)</sup>

(注8) ディスカウント率 買取債権に係る将来の回収リスク及び債務者の状況等を勘案した割引率

(イ) 債権買取りの実施状況

産業再生機構では、17年3月末までに、すべての関係金融機関等が事業再生計画に同意し産業再生機構に対する債権買取申込みがなかった1案件を除く40案件に係る債権(債権元本額7982億余円)について、167の関係金融機関等から買取りの申込みを受けた。そして、産業再生委員会による買取決定を経てこれらの債権を表3のとおり計5305億余円で買い取った。

表3 関係金融機関等からの債権買取り (単位：百万円)

債権元本額 (A)	債権放棄額 (B)	買取対象 元本額 (C)=(A)-(B)	ディスカウント 額 (D)	買取額 (C)-(D)
798,217	252,413	545,803	15,294	530,509

(注) 債権放棄額には、債権買取日を実施する債権放棄額のほか、債権買取日以降に実施する債権放棄予定額が含まれている。

産業再生機構による債権買取りの年度別実施状況は、表4のとおりとなっており、16年度が買取りのピークとなっている。

表4 債権買取りの年度別実施状況 (単位：百万円)

年 度	件 数	金 額
15	11	97,652
16	25	239,903
17	7	192,953
合 計	40	530,509

(注) 2箇年度にわたり買取りが行われた案件があるため、件数の合計は一致しない。

エ 産業再生機構による新規融資及び出資等の状況

産業再生機構では、支援対象事業者の事業再生計画等に基づいて、上記40案件のうち、5案件に対し新規融資3261億余円、21案件に対し出資等1197億余円及び3案件に対し債務保証125億円(保証限度額等)の再生支援を行った。

産業再生機構による新規融資、出資等の年度別の実施状況は表5のとおりとなっている。

表5 産業再生機構による新規融資、出資等の年度別実施状況 (単位：百万円)

年度	新規融資(A)		出資等(B)		債務保証		計(A)+(B)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
15	3	21,927	4	1,970	2	7,700	5	23,897
16	3	290,200	11	106,571	1	3,800	13	396,771
17	1	14,000	7	11,204	1	1,000	8	25,204
合計	5	326,127	21	119,746	3	12,500	23	445,874

注(1) 新規融資と出資等を実施している案件や、2箇年度で実施している案件があるため、件数の合計は一致しない。

注(2) 債務保証の金額は保証限度額等の合計であり、保証期間の初日が属する年度に記載した。なお、平成18年6月末現在、保証契約はすべて終了している。

また、上記のほか、産業再生機構では24案件の支援対象事業者に対し、15年度以降、延べ120人(18年6月末現在)の職員を役員として派遣し、経営に参画させるなどして支援対象事業者の事業再生計画の履行を人的に支援している。

## (2) 支援対象事業者の事業再生の状況について

### ア 再生支援が終了した支援対象事業者の事業再生の状況について

産業再生機構では、支援決定時点においてスポンサー候補が存在し早期に再生支援の終了が見込まれる支援対象事業者を除き、買取決定後、支援対象事業者の月次決算等に基づき業績推移などについて定期的にモニタリングを実施することとしている。

産業再生機構が支援決定した41案件のうち、18年6月末までに34案件の再生支援が終了した。産業再生機構では、これらに係る再生支援において、計6857億余円(債権買取り2570億余円、新規融資3261億余円及び出資等1026億余円)の資金を投入したが、スポンサーの関与等により産業再生機構が保有していたすべての債権等の回収又は処分が完了した。そして、買取決定から再生支援終了までの期間についてみると、1年未満のものが12案件、1年以上2年未満のものが18案件、2年以上のものが4案件であった。

本院において、上記34案件のうち、買取決定から再生支援終了までの期間が1年以上の案件であり、かつ、休業期間などがなかった17支援対象事業者について、以下の①及び②の指標を用いて、再生支援終了直前の決算期等(以下「終了前決算期」という。)と支援決定直前の決算期(以下「支援前決算期」という。)との比較及び終了前決算期の値と当該支援対象事業者が属する業種における同時期の値との比較を行ったところ、図2のとおりとなっていた。

#### ① 投下資本に対するキャッシュフローの割合(以下「投下資本キャッシュフロー比率」という。)

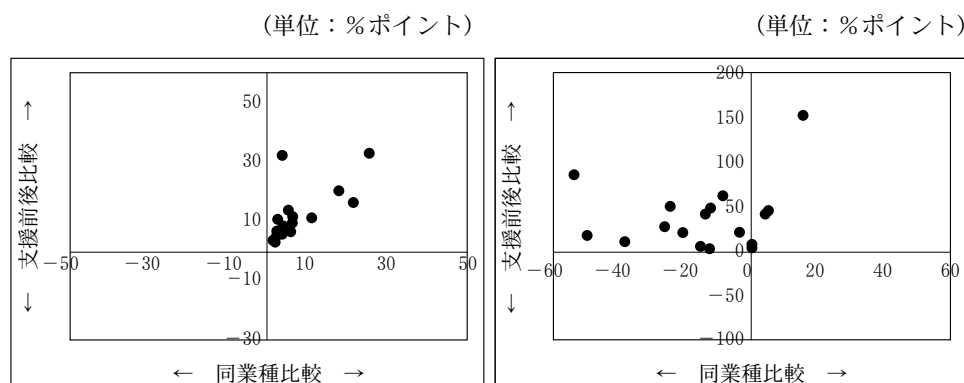
投下した資本からどれだけ本業のキャッシュフローを得たかを表す指標である。産業再生機構では、支援対象事業者のキャッシュフローを重視して事業再生計画を策定している。「(営業損益+償却費) / (有利子負債+自己資本)」で算出した。

② 自己資本比率

企業の安定性を表す指標である。「自己資本／総資本」で算出した。

図2 投下資本キャッシュフロー比率及び自己資本比率の比較

(1) 投下資本キャッシュフロー比率 (2) 自己資本比率



注(1) 終了前決算期及び支援前決算期におけるそれぞれの値は、モニタリング資料等より算出した。

注(2) 支援前後比較=(終了前決算期における値)－(支援前決算期における値)

注(3) 同業種比較=(終了前決算期における値)－(同業種における値)

注(4) 支援前後比較における自己資本比率については、値がマイナスの場合でも「0」とはせず差を算出し、支援前後における改善幅を表している。

注(5) 支援決定時において、支援対象事業者の貸借対照表は資産の含み損を反映した時価ベースに修正されている。

注(6) 同業種におけるそれぞれの値は、「法人企業統計調査」(財務省)より算出した。また、投下資本キャッシュフロー比率の計算における償却費は、固定資産に係る減価償却費のみで算出した。その結果、投下資本キャッシュフロー比率は宿泊業の5.4%から化学工業の13.6%、自己資本比率は宿泊業の0%から化学工業の56.0%であった。

投下資本キャッシュフロー比率については、比較したすべての支援対象事業者において、終了前決算期の値が支援前決算期の値及び同業種の値を上回っており、産業再生機構による再生支援により事業の再構築が行われ、当該支援対象事業者の事業価値が高められたものと思料される。

自己資本比率については、比較したすべての支援対象事業者において、終了前決算期の値が支援前決算期の値を上回っていた。支援決定前における支援対象事業者の財務状況は、債務超過に陥っているなど自己資本がき損している状況にあったが、産業再生機構による再生支援が実施され、債権放棄等により有利子負債が圧縮されたことなどにより資本構成が改善され財務の安定性が増したものと思料される。

一方、自己資本比率に係る同業種との比較では、終了前決算期の値が同業種の値を上回っていたのは3支援対象事業者のみであった。これは、産業再生機構による再生支援が必要最低限の資本構成からスタートしていること、また、比較した支援対象事業者の終了前決算期が、再生支援実施後1年から2年程度しか経過していない時期であり、事業再生のための施策の中にはその成果がいまだ利益剰余金の積増しに十分反映されていないものがあることによると思料される。



イ 主な支援対象事業者の財務の状況

支援対象事業者のうち、産業再生機構が事業再生支援に投入した資金総額に占める割合が大きいカネボウ株式会社及び株式会社カネボウ化粧品並びに株式会社ダイエーの支援決定前と支援決定以降における財務の状況の推移についてみると次のとおりとなっていた。

(ア) カネボウ株式会社及び株式会社カネボウ化粧品

カネボウ株式会社の財務の状況は表6のとおりとなっていた。

表6 カネボウ株式会社の財務の状況(連結ベース) (単位：百万円)

	売上高	営業利益 (損失)	経常利益 (損失)	当期純利益 (損失)	純資産額	有利子 負債
支援決定前 (16年3月期)	455,663	△ 9,357	△ 28,768	△ 142,092	△ 357,594	580,700
支援決定後第1期 (17年3月期)	268,504	1,624	△ 9,555	314,965	4,446	51,962
支援決定後第2期 (18年3月期)	139,422	△ 61	△ 4,083	△ 2,236	37,804	5,349

注(1) 同会社の有価証券報告書による。

注(2) 有利子負債の額は、百万円単位の短期借入金、長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む。)及び社債を合計したものである。

カネボウ株式会社は、16年3月に産業再生機構の支援決定を受け、事業再生計画に基づき、同年5月に化粧品事業を株式会社カネボウ化粧品(当時はカネボウティック株式会社)に営業譲渡した。その後、新たな事業再生計画が策定されたため、同年同月に改めて支援決定がなされた。そして、18年1月に産業再生機構が保有していたカネボウ株式会社及び株式会社カネボウ化粧品の全株式等は、それぞれトリニティ・インベストメント株式会社及び花王株式会社に譲渡され、産業再生機構による再生支援は終了した。

カネボウ株式会社の18年3月期の有価証券報告書によると、「産業再生機構の支援の下、「事業再生計画」に基づき、諸施策を着実に実行し、化粧品事業の営業譲渡、金融支援、資本強化策に加え、ノンコア事業の事業譲渡・資産売却等を実施し、総資産を圧縮し有利子負債の削減に努めてきた」としている。

一方、化粧品事業を引き継いだ株式会社カネボウ化粧品の財務の状況は表7のとおりとなっていた。

表7 株式会社カネボウ化粧品の財務の状況(連結ベース) (単位：百万円)

	売上高	営業利益 (損失)	経常利益 (損失)	当期純利益 (損失)	純資産額
支援決定後第1期 (16年12月期)	144,667	△ 5,057	△ 9,414	△ 237,493	11,339
支援決定後第2期 (17年12月期)	212,586	1,208	△ 1,622	△ 8,387	3,122

注(1) 同会社の決算に係る公表資料による。

注(2) 平成16年12月期は、4月から12月までの9箇月決算

注(3) 商標権等の知的財産権の償却費控除前の営業利益は、平成16年12月期が7,639百万円、17年12月期が20,253百万円である。

同会社の17年度連結決算に係る公表資料によると、「前営業年度より実施したブランド統廃合、営業組織改革、海外事業戦略強化等の経営改革の深化を通じ、当営業年度は企業価値を本格的に向上させる年と位置付け、全社を挙げてその実現に取り組んできた」としている。

(イ) 株式会社ダイエー

株式会社ダイエーの財務の状況は表8及び表9のとおりとなっていた。

表8 株式会社ダイエーの財務の状況(連結ベース) (単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益 (損失)	純資産額	有利子 負債
支援決定前 (16年2月期)	1,752,032	51,655	31,500	18,148	88,525	1,601,954
支援決定後第1期 (17年2月期)	1,592,660	42,390	7,301	△ 511,198	△ 412,098	1,466,561
支援決定後第2期 (18年2月期)	1,431,508	44,527	24,268	413,160	112,632	821,702

注(1) 同会社の有価証券報告書による。

注(2) 連結決算の数値には、支援対象事業者に含まれない株式会社オーエムシーカード等の連結子会社の数値が含まれている。

注(3) 有利子負債の額は、百万円単位の短期借入金、長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む。)及び社債を合計したものである。

表9 株式会社ダイエーの財務の状況(単体ベース) (単位：百万円)

	売上高	営業利益 (損失)	経常利益 (損失)	当期純利益 (損失)	純資産額	有利子 負債
支援決定前 (16年2月期)	1,375,838	13,731	16,645	14,581	106,379	980,408
支援決定後第1期 (17年2月期)	1,254,893	3,361	5,326	△ 473,699	△ 369,351	956,911
支援決定後第2期 (18年2月期)	1,126,833	△ 6,190	△ 2,958	369,855	112,447	412,981

注(1) 同会社の有価証券報告書による。

注(2) 有利子負債の額は、百万円単位の短期借入金、長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む。)及び社債を合計したものである。

産業再生機構は、株式会社ダイエーに対し、16年12月に支援決定を、17年2月に買取決定を行った。同会社の18年2月期の有価証券報告書によると、「計画初年度である当連結会計年度においては、当社グループが再生するために早急に処理すべき問題である「負の遺産処理」として、不採算店舗の閉鎖、ノンコア事業からの撤退等の施策に取り組み、ほぼ計画どおりに完了した」としている。

なお、18年8月、産業再生機構は、保有していた同会社の株式(簿価499億余円)をすべて丸紅株式会社に譲渡したが、同月現在、同会社に対する再生支援は継続中である。

(3) 産業再生機構による債権の買取り等が関係金融機関等の不良債権処理に与えた影響について

法第1条は、産業再生機構の目的の一つとして「金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持」を掲げている。前記のとおり、産業再生機構が買取決定をした支援対象事業者に係る債権は諸要件を満たす限り不良債権には該当しないものとされていることから、関係金融機関等においては、産業再生機構に対する当該債権の売却だけでなく、金融支援を実施し引き続き残った債権を保有し続ける場合においても不良債権が減少することとなる。

そこで、本院において、関係金融機関等の中の都市銀行等、地方銀行及び政府系金融機関<sup>(注9)</sup>について、不良債権の期中減少額<sup>(注10)</sup>と産業再生機構の買取決定により不良債権には該当しないものとされた支援対象事業者に対する債権額とを比較したところ、表10のとおりとなっており、16年度においては、都市銀行等が保有していた支援対象事業者に対する債権額は、都市銀行等の不良債権の期中減少額の約3割となっていた。

(注9) 都市銀行等、地方銀行及び政府系金融機関 都市銀行等は、「全国銀行財務諸表分析」(全国銀行協会)における都市銀行、信託銀行及び長期信用銀行をいう。地方銀行は、同分析における地方銀行及び第二地方銀行をいう。政府系金融機関は、法施行規則第2条に規定されている政府関係金融機関をいう。

(注10) 期中減少額 (期首におけるリスク管理債権額) - (期末におけるリスク管理債権額)

表10 不良債権処理の状況について (単位：億円)

金融機関	15年度			16年度		
	不良債権の期中減少額 (A)	買取決定により不良債権には該当しないものとされた債権額 (B)	(B)/(A) (%)	不良債権の期中減少額 (A)	買取決定により不良債権には該当しないものとされた債権額 (B)	(B)/(A) (%)
都市銀行等	68,662	3,995	5.8	63,232	21,036	33.2
地方銀行	9,990	1,108	11.0	22,870	3,658	15.9
政府系金融機関	1,876	141	7.5	△ 3,419	560	—

注(1) 支援対象事業者に対する債権を保有していた金融機関について作成

注(2) 不良債権の期中減少額は、支援対象事業者の債権を保有していた金融機関のリスク管理債権の期中減少額を「全国銀行財務諸表分析」(全国銀行協会)及び決算短信の決算説明資料等の公表資料から集計したものである。

注(3) 政府系金融機関の中には、平成15年度と16年度でリスク管理債権の基準が異なっているものなどがある。

注(4) 買取決定により不良債権には該当しないものとされた債権額は、支援対象事業者に対する債権額を、各案件の事業再生計画から集計したものである。

(4) 産業再生機構の解散時において国民負担が生ずる可能性について

ア 取得した資産の回収及び処分状況

ア) 取得した資産の状況

産業再生機構が、関係金融機関等からの債権買取りなどにより取得した資産の価額は表11のとおり計9763億余円であり、18年6月末までに、このうちの7592億余円(簿価ベース)が回収された。

表11 取得した資産の状況(平成18年6月末現在) (単位:百万円)

	取得した資産の価額 (A)	DES (B)	回収・処分額 (C)	簿価残高 (A)+(B)-(C)
債権買取り	530,509	△ 70,139	475,059	161,412
新規融資	326,127	△ 150,026		
出資等	119,746	220,166	284,199	55,713
債務保証	12,500	—	—	—
合計	976,384	—	759,258	217,125

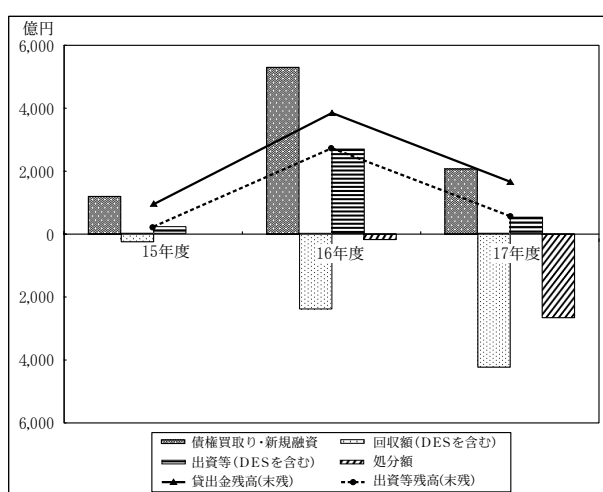
注(1) 「回収・処分額(C)」には簿価超回収額は含まれていない。

注(2) 債務保証の金額は保証限度額等の合計であり、取得した資産の価額の合計金額には算入していない。

注(3) 出資等の簿価残高には、平成18年8月に処分された株式会社ダイエーの株式(49,999百万余円)が含まれている。

債権等の資産の取得状況並びに取得した資産の回収及び処分状況を年度別に表すと図3のとおりであり、前記のとおり、25案件に係る債権買取り等が実施された16年度においては資産が増加した。そして、17案件の再生支援が終了した17年度においては、債権等に係る回収額及び処分額が増加し資産は減少している。

図3 資産の取得及び回収・処分の年度別内訳



産業再生機構が取得した債権及び株式等については、原則として買取決定後3年以内に譲渡等の処分を行うよう努めなければならないこととされており、今後、回収又は処分しなければならない債権等の簿価残高は18年6月末現在で2171億余円<sup>(注11)</sup>となっている。

(注11) このうち、株式会社ダイエーの株式(簿価499億余円)が、平成18年8月に処分された。

(イ) 資産の回収及び処分の状況

産業再生機構が保有する資産については、支援対象事業者の事業収益や担保処分などを財源とした弁済、スポンサーの関与により支援対象事業者が新たに調達した資金

による弁済、スポンサーに対する譲渡などによって回収又は処分が行われる。

18年6月末までに、産業再生機構が支援決定した41案件のうち、33案件に係る債権及び株式等の回収又は処分がすべて完了し、債権買取りを行わなかった1案件を含めて、これら34案件の再生支援が終了した。

前記のとおり、産業再生機構は、支援対象事業者に対する債権を、債権放棄後の債権元本額からディスカウント分を控除した金額で関係金融機関等から買い取っている。そして、上記の33案件において上記の債権元本額が全額回収されたことにより、上記のディスカウント分に相当する計56億余円の簿価超回収益が生じた。さらに、産業再生機構が当該債権を保有していた期間に係る受取利息等が計144億余円生じており、これら債権に係る収益の合計は表12のとおり201億余円となった。

表12 再生支援終了案件に係る債権の回収等の状況(平成18年6月末現在)

(単位：百万円)

買取額及び新規融資額 (A)	DESによる減額 (B)	DES実施後債権額 (C)=(A)-(B)	回収額及び譲渡額 (D)	債権取立益 (E)=(D)-(C)	受取利息等 (F)	債権に係る収益 (E)+(F)
583,151	180,166	402,985	408,684	5,699	14,490	20,189

(注) 受取利息等には、関係金融機関等が保有している債権を、当該関係金融機関から買い取る代わりに、関係金融機関等に対する弁済原資を支援対象事業者に融資した際に生じた受取手数料(947百万円。産業再生機構が関係金融機関等から債権を買い取る際のディスカウント分に相当する金額)等が含まれている。

また、産業再生機構は、再生支援が終了した34案件のうち18案件について、現金又はDESによる出資等を計2827億余円(簿価ベース)実施し支援対象事業者の株式等を取得した。そして、18年6月末までにこれら株式等の処分もすべて完了し、その処分額は合計で3182億余円となり、全体では表13のとおり計354億余円の処分益が生じた。これに、社債から生じた受取利息額2966万余円を加えた株式等に係る収益の合計は354億余円となった。

表13 再生支援終了案件に係る株式等の処分状況(平成18年6月末現在)

(単位：百万円)

出資等額 (A)	DESによる増額 (B)	出資等合計 (C)=(A)+(B)	処分額 (D)	処分益 (E)=(D)-(C)	受取社債利息 (F)	株式等に係る収益 (E)+(F)
102,626	180,166	282,792	318,241	35,448	29	35,478

再生支援が終了した34案件については、上記の債権及び株式等に係る収益のほか、債務保証に係る受取手数料が生じており、これらの収益からデューデリジェンスに係る業務委託費用などの直接費用を差し引くと、表14のとおり収益が費用を465億余円上回った。

表14 再生支援終了案件の収支の状況(平成18年6月末現在)

(単位：百万円)

受取保証料 (A)	債権に係る収益(再掲) (B)	株式等に係る収益(再掲) (C)	収益合計 (D)=(A)+(B)+(C)	直接費用 (E)	収支 (D)-(E)
44	20,189	35,478	55,712	9,188	46,523

イ 産業再生機構の財務の状況

産業再生機構の財務の状況は表15のとおりである。

表15 産業再生機構の財務の状況

(1) 比較貸借対照表

(単位：百万円)

営業年度	15	16	17
資産の部	133,542	884,268	434,272
流動資産	111,362	612,069	376,586
(うち貸出金)	(92,438)	(382,089)	(164,002)
固定資産	22,179	272,199	57,685
(うち投資有価証券及び子会社株式)	(21,329)	(271,445)	(57,069)
負債の部	87,643	838,097	365,892
流動負債	87,581	837,958	365,696
(うち短期借入金)	(87,000)	(835,500)	(348,500)
固定負債	62	138	196
資本の部	45,898	46,171	68,379
資本金	50,507	50,507	50,507
利益剰余金	△ 4,608	△ 4,335	17,872

(2) 比較損益計算書

(単位：百万円)

営業年度	15	16	17
営業損(△)益	△ 4,248	1,191	38,434
営業収益	345	15,808	47,209
(うち貸出金利息)	(326)	(8,215)	(11,281)
(うち貸出金取立益)	(—)	(1,382)	(4,484)
(うち株式等売却益)	(—)	(5,256)	(31,394)
営業費用	4,593	14,616	8,775
(うち債権調査費)(注)	(1,628)	(6,537)	(4,758)
経常損(△)益	△ 4,605	1,194	38,434
営業外収益	1	4	3
営業外費用	357	1	3
特別利益	—	—	876
特別損失	—	29	20
法人税、住民税及び事業税	3	892	17,081
当期純損(△)益	△ 4,608	272	22,208
前期繰越損失(△)	—	△ 4,608	△ 4,335
当期末処分利益・当期末処理損失(△)	△ 4,608	△ 4,335	17,872

(注) 債権調査費の主な内訳は、平成15営業年度及び16営業年度がデューデリジェンス費用、17営業年度が株式の譲渡に係るフィナンシャルアドバイザー費用である。

表15の(1)のとおり、産業再生機構が設立された15営業年度と比べて、16営業年度においては、関係金融機関等からの債権買取りや支援対象事業者に対する出資等により貸出金、投資有価証券及び子会社株式が増加し、これに伴いその財源となった借入金も増加した。

また、営業損益の状況を見ると、表15の(2)のとおり、15営業年度は債権に係る受取利息(貸出金利息)等の営業収益が3億余円生じたものの、支援決定に至るまでに要した債権調査費など、営業費用が45億余円生じたため営業損益は42億余円の赤字となった。16営業年度においては、営業費用が146億余円生じたが、貸出金利息や同営業年度中に再生支援が終了した8案件に係る債権及び株式等の簿価超回収益などにより158億余円の営業収益が計上され営業損益は11億余円の黒字となった。

そして、17営業年度においては、17案件の再生支援が終了したことなどにより16営業年度に比べて貸出金、投資有価証券及び子会社株式は減少し、これに伴い借入金も減少した。一方、貸出金利息、貸出金取立益及び株式等売却益はいずれも16営業年度を上回った。特に株式等売却益が313億余円と多額に上ったことなどから384億余円の営業利益を計上し、税引き後の当期純利益も222億余円となり、16営業年度に計上されていた43億余円の未処理損失も解消され、17営業年度には、178億余円の利益剰余金を計上することとなった。

#### ウ 政府保証枠の使用状況

産業再生機構では、関係金融機関等からの債権買取り、支援対象事業者に対する新規融資及び出資等の再生支援業務に必要な資金を金融機関からの借入金で賄っており、18年3月末における借入金残高は3485億円である。そして、当該借入金についてはその全額に政府保証が付されており、15年度から17年度までにおける政府保証枠の年度別の使用額は表16のとおりとなっている。

なお、再生支援案件の減少に伴い18年度における政府保証枠は3兆円となっている。

表16 政府保証枠の使用状況 (単位：億円)

	15年度	16年度	17年度
政府保証枠	100,000	100,000	100,000
うち政府保証使用額	870	13,715	11,035

#### エ 政府の補助の可能性

産業再生機構の解散時においてその財産をもって債務を完済することができないときは、政府は産業再生機構に対し、予算に定める金額の範囲内において、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができるとされている。

前記の比較貸借対照表により、産業再生機構の16営業年度及び17営業年度の財務状況を比較してみると、回収又は処分をしなければならぬ貸出金及び株式等は6535億余円から2210億余円<sup>(注12)</sup>に減少したのに対し、資本の部の額は461億余円から683億余円に増加したことから、産業再生機構が解散時に債務超過となるリスクは相対的に低くなっているものと思料される。

(注12) 平成18年8月に処分された株式会社ダイエーの株式(簿価499億余円)が含まれている。

#### 4 本院の所見

産業再生機構の設立目的は、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することとされている。そして、産業再生機構が事業再生計画に基づき支援決定した41案件のうち、40案件については関係金融機関等が保有していた債権を17年6月末までに5305億余円で買い取り、23案件については新規融資及び出資等4458億余円を行い、計9763億余円の資金を投入して再生支援が行われた。

産業再生機構では、18年6月末までに34案件の再生支援を終了し、これらに係る関係金融機関等から買い取った債権等については、すべて回収又は処分を行った。

また、産業再生機構が実施した再生支援は、債権買取り等を通じ、支援の対象となった41案件の債権を保有していた関係金融機関等の不良債権処理の促進に貢献してきた。

そして、産業再生機構の財務内容についてみると、17営業年度においては繰越損失が解消され、前記のとおり、産業再生機構の解散時において国民負担が生ずる可能性も相対的に低くなっているものと思料される。本院としては、18年6月末時点において、産業再生機構に、回収又は処分していかなければならない7案件に係る債権等が残っていることから、産業再生機構の支援対象事業者に対する再生支援の状況、保有している債権等の処分等の状況及び財務の状況について、引き続き注視していく。

また、産業再生機構の再生支援業務に関わった人材が、今後、他の事業再生案件に携わることなどにより、産業再生機構に蓄積された債権者間調整及び事業再生の手法に関する知見が事業再生市場に浸透していくものと推測される。本来であれば民間で実施すべき事業再生を、金融機関から調達した借入金の全額に政府保証を付した資金により産業再生機構が実施したことをかんがみると、産業再生機構の解散後においても、我が国の事業再生において、これらの知見が十分に活用されることが肝要である。



## 第14 政府出資法人における内部監査等の状況について

検査対象	沖縄振興開発金融公庫ほか 49 法人
経常費用の額	9 兆 8448 億円(平成 17 年度)
内部監査組織を設置している法人数	40 法人
上記に係る内部監査職員数	専任職員 183 人、兼任職員 51 人、計 234 人(平成 17 年度末)

### 1 検査の背景、観点及び着眼点

#### (1) 検査の背景

##### ア 政府出資法人における監査と内部統制

政府出資法人では、一般に内部統制の一環として、各法人の内部規程等に基づき、内部監査を実施する組織(以下「内部監査組織」という。)を設置し、会計経理についての会計監査や事務・事業の執行等についての業務監査を行わせている。

この内部監査組織の設置の要否は、一般的には、法人の長にゆだねられており、法人の長が、当該法人の特性や規模等を踏まえて、内部監査組織を設置せずに、他の方法により内部統制の有効性を確保することもある。

内部統制は、民間企業においては、業務の効率性及び有効性、財務報告の信頼性等の目的の達成に関して合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、統制環境、リスクの評価、統制活動、監視活動等の基本的要素から構成されるものとされている。このうち監視活動は、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスで、通常の業務に組み込まれて行われる日常的監視活動と通常の業務から独立した視点で実施される独立的評価とがあり、後者の独立的評価については、監査役による監査、内部監査等を通じて実施されるものであるとされている。

政府出資法人においても、上記のような内部統制の枠組みを前提とすれば、内部監査は独立的評価の一端を担うものと考えられる。

また、政府出資法人においては、業務の適正かつ効率的な運営を確保するなどのため監事又は監査役による監査(以下「監事・監査役監査」という。)が行われており、監事・監査役監査では内部統制の状況を把握することが必要であるとされている。さらに、法人によっては、法令に基づき又は任意に、財務諸表の適正性を確保するなどのため監査法人又は公認会計士(以下「監査法人等」という。)による監査(以下「会計士監査」という。)を受けているものもある。

これらの監査は、それぞれその役割等が異なるが、監査対象領域などには共通する部分もあり、これらが必要に応じて連携することにより、より効率的、効果的な監査が可能になる。

##### イ 内部監査等と会計検査との関係

本院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、国の収入支出の決算をすべて毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行い、また、常時会計検査を行

い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るなどの使命を有している。本院の会計検査と前記の各監査とは、立場や性格等が相違するが、会計経理の適正化を図るという点においては共通点を有しており、会計経理の適正化のためには、本院の会計検査とともに、各法人の内部監査等が充実して行われることが重要である。

このため、本院では、監査上の課題の認識の共有と監査技法の向上を目的として、毎年度、政府出資法人の内部監査に従事する職員(以下「内部監査職員」という。)等を対象とした講習会や監事又は監査役などの監査組織を対象とした決算検査報告説明会を開催するなど、各法人における内部監査の強化等に資するよう努めている。

また、本院の会計検査においても、平成13年度決算検査報告において「国の機関が内部監査として実施する会計監査の状況について」を掲記したのを始めとして、毎年策定する会計検査の基本方針においても、内部監査の状況に留意して検査を実施することとしている。そして、「平成18年次会計検査の基本方針」においては、「内部監査、内部牽制等の内部統制の状況に留意するとともに、これらが十分機能しているかについて検査するなど、会計経理の適正性を確保するため内部統制の実効性が確保されるよう必要な取組を行う」こととしている。

## (2) 検査の観点及び着眼点

政府出資法人の監査においては、基本的には、法人の事務・事業が法令を遵守して適正かつ効率的に執行されているか、また、財務諸表は適正に作成されているかなどの監査が行われるが、法人の会計経理や事務・事業の執行等に関連する様々なリスク(以下「業務リスク」という。)に着眼した監査も重要である。

この政府出資法人の監査に関し、参議院決算委員会では、平成17年6月の「平成15年度決算審査措置要求決議」において、一部の独立行政法人で会計面での規律、内部監査体制の欠如等が懸念される事態が生じており、政府は、独立行政法人の監査の一層の徹底強化に努めるべきであるとしている。

このようなことから、政府出資法人における監査について、有効性等の観点から、内部監査の実施体制、実施状況や監査結果とその取扱状況を中心に、併せて、他の監査組織の活動と監査組織間の連携、業務リスクの監査への取り込み状況等に着眼して検査することにより、政府出資法人における監査の現状等を明らかにすることとした。

## 2 検査の対象及び方法

国が資本金の2分の1以上を出資している政府出資法人のうち、今後の統廃合が決定している法人や発足後間もない国立大学法人のほか、職員数又は支出の規模の小さい法人を除くなどして選定した50法人を対象にして検査した。検査の対象とした50法人は、表1のとおり、独立行政法人41法人、特殊法人(株式会社を除く。以下同じ。)5法人、認可法人1法人及び株式会社3法人である。

検査に当たっては、これらの法人すべてに対し、原則として17年度の監査活動等について調書の提出を求め、このうち47法人については、各法人の本部等において監査活動の実態等について会計実地検査を実施した。

表1 検査対象とした50法人

<p>独立行政法人</p> <p>情報通信研究機構、大学入試センター、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、家畜改良センター、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、航海訓練所、国立環境研究所、自動車検査、造幣局、国立印刷局、通関情報処理センター、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、緑資源機構、国際協力機構、国際交流基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、日本貿易振興機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、雇用・能力開発機構</p> <p>特殊法人</p> <p>沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、商工組合中央金庫</p> <p>認可法人</p> <p>預金保険機構</p> <p>株式会社</p> <p>関西国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社</p>
--

(注1) 各独立行政法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した(以下同じ)。

### 3 検査の状況

#### (1) 政府出資法人における監査体制の概況

##### ア 各法人の監査体制等

検査の対象とした50法人の経常費用等の状況は表2のとおりであり、17年度末における役職員の合計は53,064人、17年度の経常費用の合計は9兆8448億余円となっている。

これらの法人における内部監査は、法令でその実施が義務付けられているものではなく、各法人が任意に内部監査組織を設置するなどして実施しているが、監事・監査役監査は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)や特殊法人及び認可法人(以下「特殊法人等」という。)を設置する根拠となる法律(以下「設置法」という。)等の法令により実施することとされている。また、会計士監査は、通則法等により、一部の法人を除きその実施が義務付けられている。

17年度末における各法人の監査組織の設置状況等は表2のとおりであり、内部監査組織を設置している法人は40法人<sup>(注2)</sup>、設置していない法人は10法人である。また、50法人すべてに設置されている監事又は監査役の常勤・非常勤の区分をみると、常勤だけの法人が12法人、常勤・非常勤を組み合わせている法人が31法人、非常勤だけの法人が7法人となっている。さらに、法令に基づく会計士監査を受けている法人は41法人、任意に会計士監査を受けている法人は4法人、会計士監査を受けていない法人は5法人となっている。

これを法人ごとの監査体制で見ると、内部監査、監事・監査役監査及び会計士監査のすべてを実施している法人は、任意に会計士監査を受けている4法人を含めて37法人

であり、残りの13法人は内部監査又は会計士監査を実施していない。この13法人のうち、会計士監査だけを実施していないのは3法人、内部監査だけを実施していないのは8法人、内部監査、会計士監査を共に実施していないのは2法人となっている。

(注2) 40法人の中には、2つの内部監査組織を設置している「福祉医療機構」及び「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」があるが、以下、本文中においては両法人ともにこれらを1つの内部監査組織であるとみなして整理することとする。

表2 法人の規模と監査体制の概況(平成17年度末現在)

(単位:人、百万円)

No	法人形態	法人名	役員数	経常費用	内部監査組織		監事又は監査役			会計士監査
					担当課(官、係)名	職員	常勤	非常勤	補助職員	
1	独立行政法人	情報通信研究機構	474	60,964	監査室	2	1	1	0	○
2		大学入試センター	106	12,840	会計課	5	1	1	14	○
3		国立科学博物館	144	3,736	財務課	4	0	2	3	○
4		物質・材料研究機構	559	21,927	監査室	2	1	1	2	○
5		防災科学技術研究所	114	12,074	監査室	2	1	1	1	○
6		放射線医学総合研究所	363	17,957	監査室	1	1	1	1	○
7		国立美術館	133	4,104	総務課財務係	4	0	2	0	○
8		家畜改良センター	908	9,041	総務部庶務課監査係	1	0	2	1	○
9		農業生物資源研究所	406	11,800	—		1	1	3	○
10		農業環境技術研究所	193	4,282	—		1	1	1	○
11		日本環境易保	157	7,544	総務部総務グループ	2	1	1	1	○
12		産業技術総合研究所	3,193	93,974	監査室	5	1	1	5	○
13		製品評価技術基盤機構	430	11,043	監査室	7	0	2	1	○
14		航海訓練所	443	6,693	—		1	1	4	
15		国立環境研究所	244	13,504	監査室	3	0	2	3	○
16		自動車検査	876	9,446	—		1	1	0	○
17		造幣局	1,142	25,172	首席監査官	5	2	0	3	○
18		国立印刷局	5,173	81,832	評価監査部	12	2	0	3	○
19		通関情報処理センター	126	10,379	総務部総務課	3	1	1	1	任意
20		農畜産業振興機構	217	218,687	業務監査室	4	2	0	4	○
21		農林漁業信用基金	128	14,943	企画調整室	5	2	0	1	○
22		緑資源機構	742	17,209	監査室	5	1	1	5	○
23		国際協力機構	1,337	166,833	監査室	4	2	0	1	○
24		国際交流基金	220	17,111	監査室	1	1	1	1	○
25		新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,042	279,907	検査・業務管理部	4	2	0	4	○
26		科学技術振興機構	472	107,151	監査室	4	1	1	4	○
27		日本学術振興会	103	128,524	総務部主計課監査係	2	1	1	5	任意
28		理化学研究所	669	77,298	監査・コンプライアンス室(監査係)	4	2	0	2	○
29		宇宙航空研究開発機構	1,656	145,290	評価・監査室	2	2	0	5	○
30		日本スポーツ振興センター	354	57,223	監査室	4	1	1	4	○
31	日本芸術文化振興会	323	16,061	—		1	1	5	○	
32	高齢・障害者雇用支援機構	722	87,304	—		1	1	2	○	
33	福祉医療機構	256	188,086	総務部監査課及び企画指導部業務管理課	8	1	1	2	○	
34	日本貿易振興機構	1,629	37,569	監査室	3	1	1	1	○	
35	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,814	1,651,203	監査室及び管理部考査役	11	3	0	11	○	
36	水資源機構	1,597	147,676	監査室	5	2	0	5	○	
37	自動車事故対策機構	342	11,789	経理部財務グループ	5	2	0	6	○	
38	空港周辺整備機構	95	16,953	—		1	1	4	○	
39	情報処理推進機構	217	9,369	監査室	5	1	1	5	○	
40	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	509	200,816	業務監査室	3	2	0	4	○	
41	雇用・能力開発機構	4,234	175,759	—		1	1	8	○	
42	特殊法人	沖繩振興開発金融公庫	218	44,776	検査役	4	0	1	2	
43		日本政策投資銀行	1,370	415,500	上席審議役/監査チーム、検査部	27	1	1	5	任意
44		日本私立学校振興・共済事業団	1,235	929,331	監査室	3	1	1	4	
45		日本中央競馬会	1,727	2,895,279	監査部	14	1	1	0	
46	商工組合中央金庫	4,436	157,686	監査部(業務監査グループ、資産監査グループ)	34	1	2	3	任意	
47	認可法人	預金保険機構	368	647,033	—		0	1	3	
48	株式会社	関西国際空港株式会社	405	104,828	—		1	3	2	○
49		東京地下鉄株式会社	8,654	276,581	監査室	8	2	2	3	○
50		成田国際空港株式会社	789	128,733	業務監理部	7	3	1	4	○
50 法人			53,064	9,844,840	設置40法人 不設置10法人	234	設置50法人		実施45法人 不実施5法人	

(注) 「経常費用」欄は、平成17年度の損益計算書の額である。なお、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会及び預金保険機構は、各勘定ごとに損益計算書を作成しているため、各勘定の経常費用を合計した額を計上した。

#### イ 独立行政法人化等に伴う監査体制の変化

検査の対象とした50法人のうち43法人は、前身となる48の法人又は国の機関が統廃合するなどして、13年度以降16年度首までの間に独立行政法人化又は株式会社化した法人である。これら43法人について、移行の前後における監査体制の変化の態様をみると、表3のとおり、新たな法令が適用されることになったことなどにより、ほとんどの法人で監査体制が変化している。

表3 法人形態の移行に伴う監査体制の変化(平成17年度末現在)

(対象法人43法人)

No	法人名	法人の移行前の形態	現在の法人形態	法人形態の移行年月日	移行前の体制			現在の体制		
					内部監査	監事・監査役監査	会計士監査	内部監査	監事・監査役監査	会計士監査
1	情報通信研究機構	独立行政法人	独立行政法人	H16. 4. 1	○	○	○	○	○	○
		認可法人			○	○				
2	大学入試センター	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	◎			○	○	○
3	国立科学博物館	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	◎			○	○	○
4	物質・材料研究機構	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○			○	○	○
5	防災科学技術研究所	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○			○	○	○
6	放射線医学総合研究所	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○			○	○	○
7	国立美術館	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○			○	○	○
8	家畜改良センター	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○			○	○	○
9	農業生物資源研究所	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○				○	○
10	農業環境技術研究所	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○				○	○
11	日本貿易保険	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○			○	○	○
12	産業技術総合研究所	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○			○	○	○
13	製品評価技術基盤機構	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	◎			○	○	○
14	航海訓練所	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	◎				○	
15	国立環境研究所	国の機関	独立行政法人	H13. 4. 1	○			○	○	○
16	自動車検査	国の機関	独立行政法人	H14. 7. 1	◎				○	○
17	造幣局	国の機関	独立行政法人	H15. 4. 1	◎			○	○	○
18	国立印刷局	国の機関	独立行政法人	H15. 4. 1	◎			○	○	○
19	通関情報処理センター	認可法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	任意
20	農畜産業振興機構	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
21	農林漁業信用基金	認可法人	独立行政法人	H15.10. 1		○		○	○	○
22	緑資源機構	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
23	国際協力機構	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
24	国際交流基金	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
25	新エネルギー・産業技術総合開発機構	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
26	科学技術振興機構	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
27	日本学術振興会	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	任意
28	理化学研究所	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
29	宇宙航空研究開発機構	国の機関	独立行政法人	H15.10. 1	○			○	○	○
		特殊法人			○	○				
		独立行政法人			○	○	○			
30	日本スポーツ振興センター	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
31	日本芸術文化振興会	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1		○			○	○
32	高齢・障害者雇用支援機構	認可法人	独立行政法人	H15.10. 1		○			○	○
33	福祉医療機構	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
34	日本貿易振興機構	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1		○		○	○	○
35	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
		特殊法人				○				
36	水資源機構	特殊法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
37	自動車事故対策機構	認可法人	独立行政法人	H15.10. 1	○	○		○	○	○
38	空港周辺整備機構	認可法人	独立行政法人	H15.10. 1		○			○	○
39	情報処理推進機構	認可法人	独立行政法人	H16. 1. 5	○	○	任意	○	○	○
40	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	特殊法人	独立行政法人	H16. 2. 29	○	○	任意	○	○	○
		特殊法人				○				
41	雇用・能力開発機構	特殊法人	独立行政法人	H16. 3. 1		○			○	○
42	東京地下鉄株式会社	特殊法人	株式会社	H16. 4. 1	○	○	任意	○	○	○
43	成田国際空港株式会社	特殊法人	株式会社	H16. 4. 1	○	○	任意	○	○	○

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第14

- 注(1) 平成13年度以降に法人形態の変更がなかった法人は除外している。また、複数回の法人形態の変更がある場合には、最終の形態の変更時でとらえて記載している。
- 注(2) 法人の移行前の形態が国の機関である法人において「内部監査」欄が◎になっている法人は、本省による監査だけでなく独自に内部監査組織による監査を実施していた法人である。
- 注(3) 情報通信研究機構は、平成16年4月1日に、通信総合研究所と通信・放送機構が統合して設立された。「移行前の体制」欄は、上段が通信総合研究所、下段が通信・放送機構を示す。
- 注(4) 宇宙航空研究開発機構は、平成15年10月1日に、宇宙科学研究所、宇宙開発事業団及び航空宇宙技術研究所が統合して設立された。「移行前の体制」欄は、上段が宇宙科学研究所、中段が宇宙開発事業団、下段が航空宇宙技術研究所を示す。
- 注(5) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成15年10月1日に、日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合して設立された。「移行前の体制」欄は、上段が日本鉄道建設公団、下段が運輸施設整備事業団を示す。
- 注(6) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、平成16年2月29日に、石油公団と金属鉱業事業団が統合して設立された。「移行前の体制」欄は、上段が石油公団、下段が金属鉱業事業団を示す。

上記の43法人に移行する前の48法人等のうち、法人形態の変更を伴わない2法人を除く46法人等について、監査体制の変化を法人の移行前の形態別にみると、次のとおりである。

(ア) 国の機関(18機関)

独立行政法人への移行後、すべての法人で新たに監事による監査(以下「監事監査」という。)が実施されるようになったほか、17法人では新たに法令に基づき会計士監査が実施されることとなった。一方、移行前はすべての機関で実施されていた内部監査(このうち本省の監査組織による監査に加え、機関独自に内部監査組織を設置して内部監査を実施していたのは7機関)は、移行後、4法人(このうち移行前に機関独自に内部監査を実施していたのは2法人)では実施されないこととなった。

(イ) 特殊法人又は認可法人(28法人)

独立行政法人等への移行後、24法人で会計士監査が実施(任意実施の2法人を含む。)されることとなり、任意実施であった残りの4法人では会計士監査が法令に基づき実施されることとなった。さらに、移行前に内部監査を実施していなかった8法人のうち4法人において内部監査が実施されることとなった。

(2) 政府出資法人における内部監査

ア 内部監査の実施体制

内部監査組織を設置している40法人の内部監査組織の所属形態、内部監査に関する内部規程(以下「内部監査規程」という。)の整備状況、監査計画の策定状況等の内部監査の実施体制は、次のとおりである。

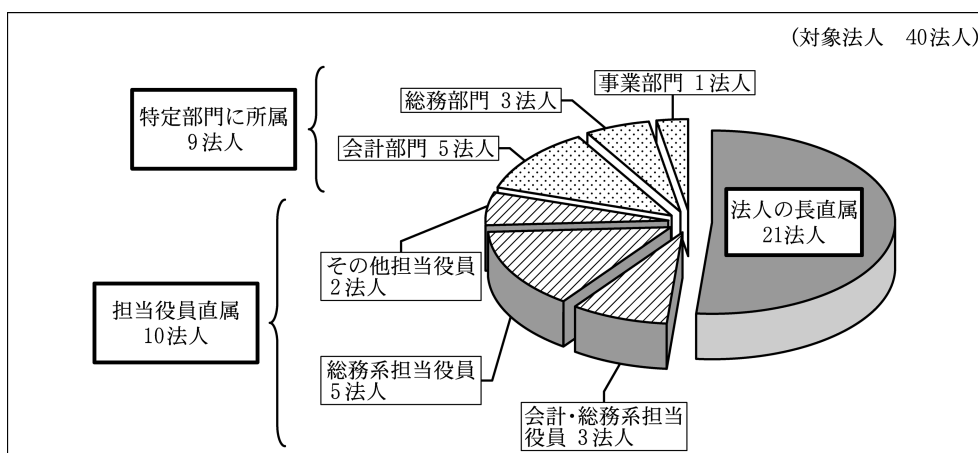
(ア) 内部監査組織の所属形態

内部監査業務の実施に当たっては、監査対象部署からの干渉等を受けることなく業務を遂行できるようにすることが必要である。このため、内部監査組織を監査対象部署から独立させ、内部監査業務の実施に当たり客観性を確保して判断できるような所属形態とすることが望ましい。



内部監査組織は、前記のとおり、各法人の内部規程等に基づき設置されており、内部監査に関する事務を所掌する課、室等は当該規程等に定められている。各法人における内部監査組織の所属形態をみると、図1のとおり、法人の長直属のものが21法人、担当役員直属のものが10法人、会計部門等の特定部門に所属するものが9法人となっている。

図1 内部監査組織の所属形態



注(1) 副理事長直属の法人は「法人の長直属」に分類している。

注(2) 「会計部門」の5法人…大学入試センター、国立科学博物館、国立美術館、日本学術振興会及び自動車事故対策機構

「総務部門」の3法人…家畜改良センター、日本貿易保険及び通関情報処理センター

「事業部門」の1法人…日本私立学校振興・共済事業団

また、内部監査組織を設置している40法人における内部監査職員計234人の内訳は、表4のとおり、専ら監査業務を行う職員(以下「専任職員」という。)が183人、他の業務と兼ねて監査業務を行う職員(以下「兼任職員」という。)が51人であり、専任職員の割合は78.2%となっているが、40法人のうち10法人では兼任職員だけが配置されている。

表4 内部監査職員の「専任」、「兼任」の別と内部監査規程の整備状況等(平成17年度末現在)

(対象法人40法人)

No	法人名	内部監査職員(人)		内部監査規程	内部監査規程に定める事項					監査計画	マニュアル	チェックリスト
		専任	兼任		内部監査を行う目的	又は組織の権限	監査報告書の作成義務	不正、誤りの情報入手	諸規程、通達等の制定、改廃			
1	情報通信研究機構	2	0	○	○	○	○	○	○	○※	○	
2	大学入試センター	0	5	○	○	○	○			○		○
3	国立科学博物館	0	4									○
4	物質・材料研究機構	2	0	○	○	○	○		○	○		
5	防災科学技術研究所	1	1	○	○	○	○		○	○	○	○
6	放射線医学総合研究所	1	0									
7	国立美術館	0	4									○
8	家畜改良センター	0	1	○	○	○	○			○※		○
9	日本貿易保険	0	2	○	○	○	○			○		
10	産業技術総合研究所	5	0	○	○	○	○	○	○	○※	○	○
11	製品評価技術基盤機構	0	7	○	○	○	○			○		
12	国立環境研究所	2	1	○	○	○	○			○		○
13	造幣局	3	2	○	○	○	○	○	○	○※	○	○
14	国立印刷局	12	0	○	○	○	○			○※	○	
15	通関情報処理センター	0	3	○	○	○	○			○※	○	○
16	農畜産業振興機構	4	0	○	○	○	○	○	○	○※	○	○
17	農林漁業信用基金	0	5	○	○	○	○			○	○	○
18	緑資源機構	5	0	○	○	○	○	○	○	○※	○	
19	国際協力機構	4	0	○	○	○	○			○※	○	○
20	国際交流基金	1	0	○	○		○	○	○	○	○	○
21	新エネルギー・産業技術総合開発機構	4	0	○	○	○	○			○※	○	○
22	科学技術振興機構	3	1	○	○	○	○		○	○		○
23	日本学術振興会	2	0									○
24	理化学研究所	4	0	○	○	○	○		○	○		
25	宇宙航空研究開発機構	2	0	○	○	○	○			○※		
26	日本スポーツ振興センター	4	0							○※		○
27	福祉医療機構	4	4	○	○	○	○			○※	○	○
28	日本貿易振興機構	3	0	○	○	○	○	○	○	○		○
29	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	11	0	○	○	○	○		○	○		○
30	水資源機構	5	0	○	○	○	○	○	○	○※		
31	自動車事故対策機構	0	5	○	○		○			○	○	○
32	情報処理推進機構	0	5	○		○	○			○	○	○
33	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2	1	○	○	○	○		○	○※		○
34	沖縄振興開発金融公庫	4	0	○	○	○	○			○※		
35	日本政策投資銀行	27	0	○	○	○	○		○	○※	○	○
36	日本私立学校振興・共済事業団	3	0							○	○	○
37	日本中央競馬会	14	0	○	○	○	○			○※	○	○
38	商工組合中央金庫	34	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	東京地下鉄株式会社	8	0	○	○	○	○		○	○※	○	○
40	成田国際空港株式会社	7	0	○	○	○	○			○※		
	合計	183	51	34	33	32	34	8	17	36	20	28
		234										

注(1) 監査計画の策定権者が法人の長の20法人に※を付した。

注(2) 「内部監査職員」欄の太枠は、兼任職員だけを配置している法人である。

(イ) 内部監査規程の整備状況

内部監査規程は、内部監査を行う目的、監査を行う者の権限等の基本的事項を定めたものである。

内部監査は、法令に基づかない任意の監査であることから、適切で効果的な監査を実施するためには、内部監査規程において、その位置付けや求められる役割を明確にするとともに、役職員等に対して監査に必要な事項の報告を求めたり、法人の業務や財産を調査したりすることができる権限等を明確にすることが重要である。

内部監査規程の整備状況をみると、表4のとおり、内部監査規程を定めているのは内部監査組織を設置している40法人のうち34法人であり、このすべての法人で当該規程の策定権者が法人の長となっている。

この34法人について、内部監査規程の内容をみると、内部監査を行う目的は33法人で、監査を行う者又は組織の権限は32法人で、監査報告書の作成義務はすべての法人でそれぞれ規定している。このように、内部監査規程を定めているほとんどすべての法人で上記の基本的事項を規定している。

また、法人内部の不正や重大な誤びゅう等の情報を速やかに入手する仕組みを設けることは、不適切な事態の再発防止や早期の改善に必要である。さらに、法人の業務遂行に関係する諸規程、通達等の制定改廃情報を入手する仕組みを設けることは、実効ある監査を実施する上での前提となるものである。これらについて内部監査規程において制度化している法人は、それぞれ8法人、17法人となっている。

(ウ) 監査計画の策定状況

限られた人員で効率的に内部監査の目的を達成するためには、各法人の事務・事業の重要度や業務リスクを考慮しつつ、監査方針、監査の重点項目、監査の着眼点等を明らかにした監査計画を策定し、計画的に監査を実施することが効果的である。

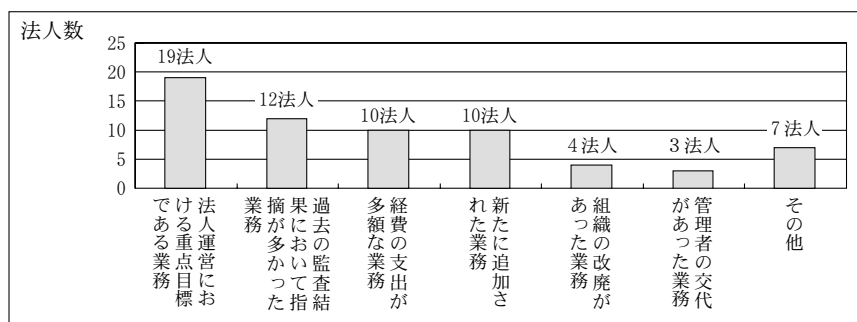
監査計画の策定状況をみると、表4のとおり、監査計画を策定している法人は内部監査組織を設置している40法人のうち36法人であり、このうち策定権者が法人の長となっているのは20法人である。

また、監査計画の策定に当たり、重点項目を設定している24法人について、その内容をみると、図2のとおり、「法人運営における重点目標である業務」が19法人で最も多く、次いで「過去の監査結果において指摘が多かった業務」、「経費の支出が多額な業務」などとなっている。さらに、上記24法人の重点項目に係る監査の観点を「正確性、合規性」と「経済性、効率性、有効性」に区分してみると、22法人においては、両方の観点から監査を実施しており、2法人においては、いずれか一方の観点から監査を実施している。

図2 監査計画に定める重点項目

(対象法人 24 法人)

(法人によって複数の項目あり)



(エ) マニュアル等の整備状況

内部監査業務の実施に当たっては、監査に用いるマニュアルやチェックリスト(以下「マニュアル等」という。)を整備し、監査方法の標準化等を通じて一定の監査水準を確保することにより、限られた人員で客観性を確保しつつ、効率的で均質な監査を実施することが可能となる。

また、マニュアル等を作成して活用することは、実際の監査時に、監査項目等の漏れを防止するのに役立つだけでなく、得られた監査結果に基づく監査対象部署間の横断的な比較・検討、問題点の所在の把握、今後の新たな監査手法の開発にも資することになる。そして、こうした利点を継続的に引き出すには、マニュアル等を適時に更新する必要があるが、一方で、マニュアル等を作成することにより内部監査職員の創意工夫が妨げられることのないよう留意する必要がある。

マニュアル等の整備状況をみると、表4のとおり、内部監査組織を設置している40法人のうち、20法人がマニュアルを、28法人がチェックリストをそれぞれ整備しており、このうち、17法人がマニュアルとチェックリストの両方を整備している。また、いずれも整備していないのは9法人となっている。

(注3) マニュアル 均質かつ統一的な監査の実施を目的として、監査実施の手順や方法等を示したもの

(注4) チェックリスト 監査を実施する際の監査内容(監査項目、着眼点、監査方法等)を体系的・網羅的に記載した一覧表

(オ) 研修及び外部の専門家等の活用

内部監査職員は、必ずしも監査の専門家ではなく、人事異動等により2年から3年程度で交代することが多いことから、限られた人員で、効率的、効果的な監査を実施し、かつ、監査の品質を維持・向上させるためには、監査に必要な知識や監査手法を研修で習得させることが必要である。

内部監査職員の監査に関連した研修の受講状況をみると、24法人の内部監査職員が監査手法、内部統制システム等についての研修を受講している。

また、外部の専門家等の活用は、内部監査経費の増加にはつながるが、専門的な分野を監査する場合などには、短期間でより多くの監査成果を上げたり、内部監査職員

が監査手法を習得したりすることが期待できる。

内部監査組織を設置している40法人において、特定の分野の専門知識を有する外部の専門家等を活用している法人は4法人である。この一例を挙げると次のとおりである。

＜事例1＞ 内部監査に外部の専門家を活用しているもの

国際協力機構では、内部監査を実施するため、監査室に専任職員4人を配置している。

同機構では、平成15年度の独立行政法人化に伴い新たな会計基準を導入したことなどから、上記の専任職員に加えて、公認会計士の資格を有する外部の専門家1人を非常勤の嘱託職員として採用し、同機構の会計処理について監査させている。

イ 内部監査の実施状況

各法人では、監査の実施領域(以下「監査領域」という。)を会計経理についての会計監査と事務・事業の執行等についての業務監査に区分するなどして内部監査を実施している。また、監査の実施方法は、書面監査と実地監査に区分される。そして、内部監査職員として専任職員を置いている法人もあるが、監査対象部署に所属する職員にこれを兼任させている法人も多い。

(ア) 内部監査の監査領域

内部監査規程を定めている34法人は、当該規程において、内部監査の監査領域を定めている。内部監査は法令に基づかない任意の監査であることから、具体的な監査領域を定めることにより、監査権限等を明確化することにつながる。

上記の34法人が内部監査規程で定めている監査領域と実際に実施した監査領域を対比すると、表5のとおり、内部監査規程で監査領域を「会計監査及び業務監査」と定めている31法人のうち4法人は、17年度の実際の監査では、業務監査だけを実施していて会計監査は実施していない。

表5 内部監査の監査領域と書面監査及び実地監査の状況(平成17年度)

(対象法人40法人)

No	法人名	内部監査規程に定める監査領域			実際に実施した監査領域					書面監査		実地監査			
		会計監査のみ	業務監査のみ	会計監査及び業務監査	会計監査のみ	業務監査のみ	会計が業務が主	業務が会計が主	ほぼ同ウエイト	体制	方法	監査対象箇所数	施行箇所数	施行率	応職の有無
1	情報通信研究機構			○				○		常時、随時	抽出	38	8	21%	
2	大学入試センター	○			○					—		1	1	100%	
3	国立科学博物館			規程なし			○			常時	悉皆	5	3	60%	○
4	物質・材料研究機構			○				○		随時	抽出	5	1	20%	
5	防災科学技術研究所			○			○			常時	悉皆	7	4	57%	○
6	放射線医学総合研究所			規程なし					○	常時	抽出	2	1	50%	
7	国立美術館			規程なし	○					—		5	5	100%	○
8	家畜改良センター	○			○					—		11	6	55%	○
9	日本貿易保険			○				○		—		5	5	100%	
10	産業技術総合研究所			○				○	常時、随時	抽出	9	4	44%		
11	製品評価技術基盤機構			○				○	常時、随時	抽出	11	4	36%		
12	国立環境研究所			○				○	常時、随時	抽出	18	9	50%		
13	造幣局			○				○	—		3	3	100%	○	
14	国立印刷局			○				○	随時	抽出	17	17	100%		
15	通関情報処理センター			○				○	常時	抽出	14	1	7%	○	
16	農畜産業振興機構			○		○			常時	悉皆	19	7	37%		
17	農林漁業信用基金			○				○	—		1	1	100%		
18	緑資源機構			○				○	—		60	11	18%		
19	国際協力機構			○				○	—		120	30	25%		
20	国際交流基金			○			○		常時	悉皆	23	3	13%	○	
21	新エネルギー・産業技術総合開発機構			○			○		常時、随時	抽出	5	1	20%		
22	科学技術振興機構			○			○		常時	抽出	89	40	45%		
23	日本学術振興会			規程なし			○		常時、随時	悉皆	11	7	64%	○	
24	理化学研究所			○				○	常時、随時	抽出	7	5	71%	○	
25	宇宙航空研究開発機構			○				○	—		22	10	45%		
26	日本スポーツ振興センター			規程なし				○	常時、随時	悉皆	7	7	100%	○	
27	福祉医療機構			○		○			—		2	2	100%	○	
28	日本貿易振興機構			○				○	常時、随時	抽出	112	6	5%		
29	鉄道建設・運輸施設整備支援機構			○			○		常時、随時	抽出	41	21	51%		
30	水資源機構			○				○	常時、随時	悉皆	7	7	100%		
31	自動車事故対策機構	○			○				常時	悉皆	51	4	8%		
32	情報処理推進機構			○		○			常時、随時	抽出	10	6	60%		
33	石油天然ガス・金属鉱物資源機構			○				○	常時	悉皆	36	16	44%	○	
34	沖縄振興開発金融公庫			○				○	—		13	10	77%		
35	日本政策投資銀行			○				○	常時	悉皆	11	11	100%		
36	日本私立学校振興・共済事業団			規程なし				○	—		23	19	83%	○	
37	日本中央競馬会			○				○	—		54	29	54%		
38	商工組合中央金庫			○				○	常時	抽出	103	101	98%		
39	東京地下鉄株式会社			○				○	常時	抽出	145	67	46%		
40	成田国際空港株式会社			○		○			—		1	1	100%		
合計		3	0	31	4	4	7	12	13	実施26法人 不実施14法人					

(注) 「会計監査及び業務監査」には「業務全般」としているものを含む。

(イ) 書面監査及び実地監査の状況

書面監査は、監査の目的で監査対象部署から提出させた書面(実地監査の準備のために提出させた書面を含む。)について在庁して確認、点検等を行う監査の方法である。一方、実地監査は、原則として被監査部署に監査日程等をあらかじめ通知し、内部監査職員が現地に赴き、関係書類の確認、点検や関係者からのヒアリングなどを集中的に行う監査の方法である。

a 書面監査の状況

上記の書面監査は、実地監査とともに有効な監査手段である。

書面監査の実施状況をみると、表5のとおり、内部監査組織を設置している40法人のうち26法人は書面監査を実施しているが、14法人は実施していない。

書面監査の体制について、これを、あらかじめ定められたルールに基づいて提出させるなどした書類について行う監査(以下「常時監査」という。)と随時必要と認めて提出させた書類について行う監査(以下「随時監査」という。)に区分すると、表5のとおり、書面監査を行っている26法人のうち24法人は常時監査を実施しており、このうち12法人は随時監査も併せて実施している。また、2法人は随時監査だけを実施している。

そして、常時監査を行っている24法人のうち23法人は、監査対象部署の関係書類を内部監査組織に回付させる仕組みを採っている。また、産業技術総合研究所は、会計帳簿を電子化してサーバ上に保管しており、内部監査組織にもアクセス権を付与することにより常時監査を実施している。

また、書面監査の方法を、監査対象部署から提出させた書類のすべてについて行う監査(以下「悉皆監査」という。)とこれらの中から抽出して行う監査(以下「抽出監査」という。)に区分すると、表5のとおり、悉皆監査を実施している法人が10法人、抽出監査を実施している法人が16法人となっている。

b 実地監査の状況

事務処理や業務運営の実態を書面だけで確認するには限界があり、実際に現地に赴き実地監査を実施することは、被監査部署における業務の実態を把握するために重要である。

実地監査の状況をみると、表5のとおり、内部監査組織を設置している40法人のすべてが実地監査を行っているが、各法人の監査体制、監査対象箇所<sup>(注5)</sup>の数やその規模が区々であることから、実地監査施行率(実地監査施行箇所数を監査対象箇所数で除したもの。以下「施行率」という。)にはかなりのばらつきがある。

そして、施行率が100%の11法人を除く29法人における実地監査施行箇所の選定方針をみると、20法人は法人運営上重要な箇所について重点的に選定し、その他の箇所は必要に応じて選定するなどとしている。一方、9法人は、複数年ですべての監査対象箇所を一巡するように選定するとしている。

なお、内部監査職員が比較的少ない法人は、他の部署からの応援職員を活用して実地監査を実施している。

(注5) 監査対象箇所 監査対象部署が「本部(本社)の部又は部に相当する単位、支部(支社)等」をいうのに対し、監査対象箇所は「本部(本社)、支部(支社)等」をいう。

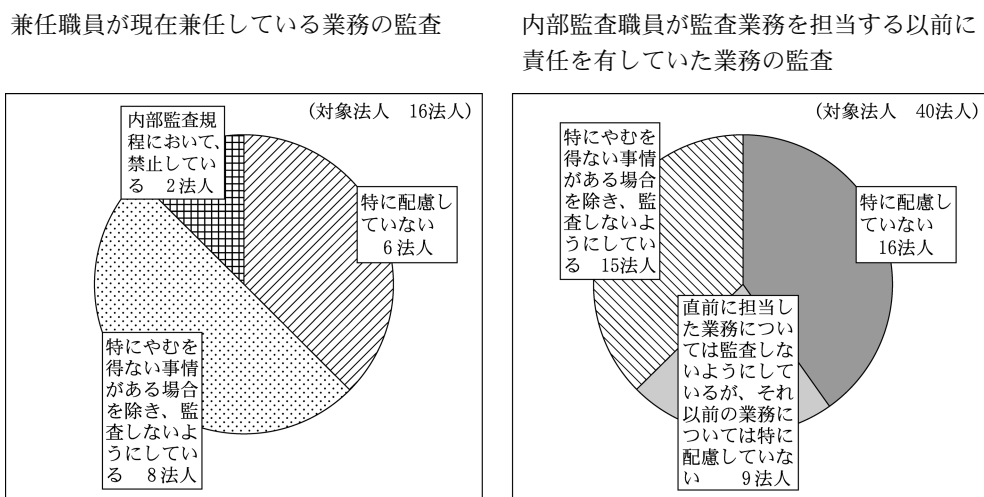
(ウ) 兼任業務等に対する監査

各法人では、一般に、人員や経費の削減が求められていることもあり、内部監査職員については、少人数の配置となっていたり、兼任職員を充てていたりしているものが多い。しかし、内部監査の実施に当たっては、内部監査職員が公正不偏な判断ができる環境を確保することが重要であり、このような観点から、現在兼任する業務、あるいは直前に自らが処理した業務など以前に責任を有していた業務についての監査には携わらないこととするなど一定の配慮をすることが望ましい。

兼任職員が現在兼任している業務に対する監査上の取扱いをみると、図3のとおり、兼任職員が監査を行っている16法人のうち、兼任する業務の監査について特に配慮していないとする法人が6法人となっている。一方、内部監査規程において、兼任する業務の監査を禁止している法人も2法人ある。

また、内部監査職員が以前に責任を有していた業務に対する監査上の取扱いをみると、図3のとおり、特に配慮していないとする法人が16法人となっている。

図3 内部監査職員が現在兼任している業務等に対する監査



(注) 内部監査規程により、兼任業務の監査を禁止している2法人は、通関情報処理センター及び福祉医療機構である。

兼任職員が内部監査を実施している法人においては、次のような事例が見受けられる。



＜事例2＞ 内部監査職員が自ら兼任する業務を監査するなどしているもの

製品評価技術基盤機構では、内部監査を実施するため、監査室に他課所属の兼任職員7人を配置している。

監査の実施に当たっては、兼任職員の所属課の業務に対する監査について特段配慮していないため、自らが所属する課の業務を監査する場合がある。

また、兼任職員7人はそれぞれの所属課に席があるため、ネットワーク上に共有ハードディスクを作成するなどして監査業務に関する情報の共有に努めているが、決裁行為の遅れなどにより監査計画の策定や監査報告書の提出が大幅に遅れるなどの事態も生じている。

なお、同機構では、平成18年4月に、兼任職員による監査を廃止し、監査室に専任職員3人を配置することとした。

＜事例3＞ 内部監査職員が自らの兼任業務を監査しないようにしているもの

国立科学博物館では、内部監査を実施するため、財務課に所属する兼任職員4人を充てている。

そして、同博物館では、兼任職員が自らの業務に関連する監査を行わないよう、別に指名した支所の職員が本部の監査を実施し、上記の兼任職員が支所の監査を実施する相互監査を実施している。

ウ 監査結果とその取扱い

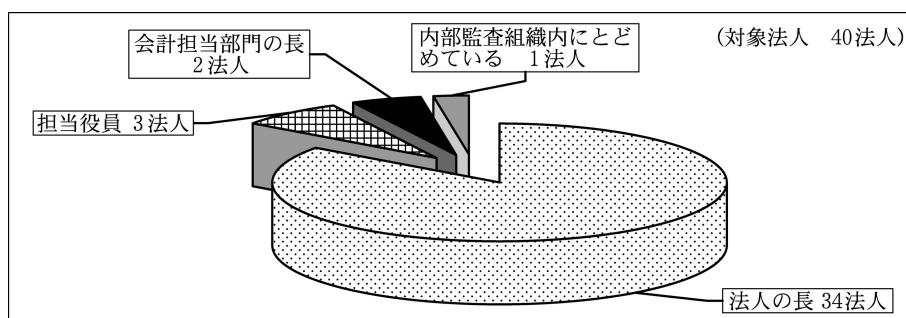
内部監査組織を設置し、内部監査規程を定めている34法人のすべてが、監査活動の内容を文書に記録し、法人の長等に報告する規定を設けている。監査活動の結果、不適切な事象、日々の業務において支障を来している事態、業務を有効かつ効率的に実施するために改善を必要とする事態等(以下「不適切又は改善を要する事態」という。)を発見した場合、被監査部署等に指示、勧告、注意等を行う必要がある。

(ア) 監査結果の報告先と提出頻度

監査結果に対する対応と事態の改善を速やかに行うには、法人の業務運営を指揮する立場にある者に対して監査結果を適時適切に報告することが重要である。

監査報告書は、内部監査規程で作成を義務付けている34法人を含めて40法人すべてで作成されている。そして、監査報告書の提出先をみると、図4のとおり、34法人では法人の長に提出しているが、物質・材料研究機構では、監査報告書を内部監査組織内にとどめて提出しておらず、直属する担当役員に対しては口頭で報告しているとしている。

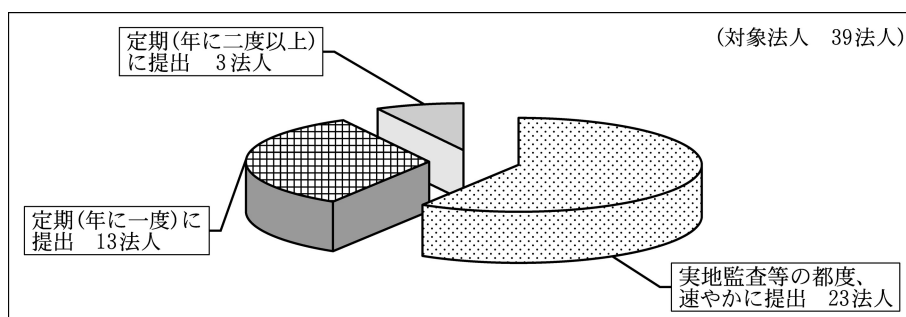
図4 監査報告書の提出先



(注) 科学研究費補助金の交付を受けている法人については、同補助金の監査報告書を補助金応募の際に文部科学大臣等に提出することになっているため、上記の分析から除いている(以下、図5～図7の監査報告に係る分析において同じ)。

一方、監査報告書を提出している39法人の提出頻度をみると、図5のとおり、不適切又は改善を要する事態の有無にかかわらず、実地監査等の都度、速やかに監査報告書を提出しているのは23法人で対象法人の過半を占めている。残りの16法人は、定期(年に一度が13法人、二度以上が3法人)に報告書を提出している。

図5 監査報告書の提出頻度



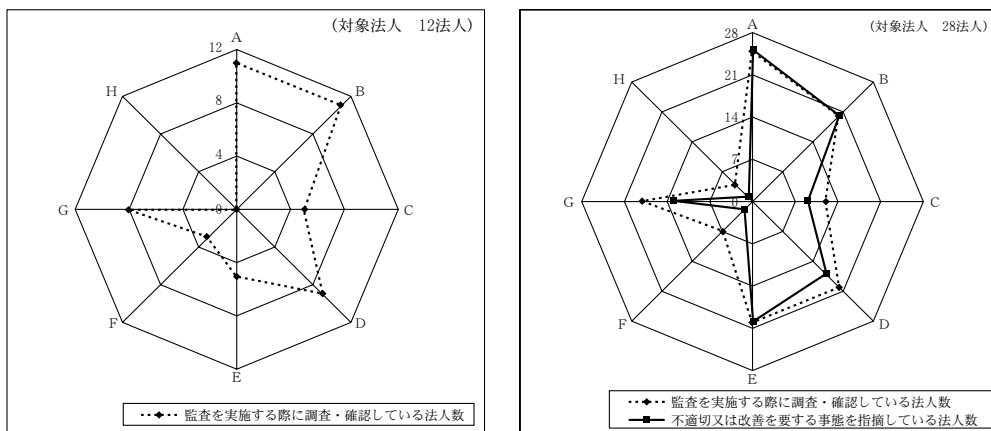
(イ) 監査結果の傾向

監査報告書において、不適切又は改善を要する事態を指摘している法人は28法人、指摘していない法人は12法人である。この指摘の有無により法人を区分し、それぞれの内部監査組織が監査を実施する際の調査・確認事項をみると、図6のとおりである。

すなわち、「業務活動に関わる法令等の遵守事項」、「経済的、効率的な調達など経理業務に関する事項」及び「資産の保全・活用に関する事項」については、いずれも多数の法人が指摘の有無にかかわらず調査・確認している。そして、不適切又は改善を要する事態を指摘していない法人では「基本的な会計規律に関する事項」について調査・確認している法人の割合が高く、また、不適切又は改善を要する事態を指摘している法人では「業務運営・業務成果に関する事項」について調査・確認している法人の割合が高くなっている。

図6 内部監査組織の調査・確認事項と監査結果

- ① 不適切又は改善を要する事態を指摘していない法人      ② 不適切又は改善を要する事態を指摘している法人



(注) ①及び②の図内のA～Hは以下の調査・確認事項を示す(法人によって複数の事項あり)。

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| A 業務活動に関わる法令等の遵守事項 | B 基本的な会計規律に関する事項         |
| C 財務諸表の正確性に関する事項   | D 経済的、効率的な調達など経理業務に関する事項 |
| E 業務運営・業務成果に関する事項  | F 財務運営に関する事項             |
| G 資産の保全・活用に関する事項   | H その他                    |

一方、不適切又は改善を要する事態を指摘している28法人について、調査・確認事項と実際に指摘した事態の関係をみると、図6②のとおり、ほぼ同様の分布となっており、17年度の監査実績をみる限り、調査・確認事項に沿って幅広い分野の指摘が行われている状況が見受けられる。

なお、不適切又は改善を要する事態の中には、法令や会計規律に関して、決裁印の漏れ、書類の記載不備などの事態を取り上げた指摘もあり、これらの指摘が規程類の改定等につながったものもあるが、単に個人の不注意によるミスなど軽微な事態としての取扱いにとどまっているものも見受けられる。

また、被監査部署が採用している事務処理手法等の中で、他の部門の業務改善につながる事項を推奨事例として監査報告書に掲記している法人も見受けられる。

(ウ) 監査結果の通知とその対応

監査結果については、監査報告書を作成し、法人の業務運営を指揮する立場の者に報告するとともに、被監査部署にも正式に伝え、不適切又は改善を要する事態に対する措置状況の報告を求め、指摘に対して適切な対応がなされているかどうかを把握することが重要である。

監査報告書において不適切又は改善を要する事態を指摘している前記の28法人について、被監査部署に対する監査結果の通知状況をみると、文書通知が24法人、口頭通知が4法人となっていて、監査結果はすべての法人で伝達されている。

また、監査結果に対する被監査部署の対応状況については、文書報告が22法人、口頭報告が4法人であるのに対し、情報通信研究機構及び放射線医学総合研究所の2法人は報告を行っていない。

(エ) 監査結果の取扱い

監査の結果、不適切又は改善を要する事態を指摘した場合、被監査部署が改善の措

置を講ずることはもとより、同種事態の発生を未然に防止するため、必要に応じて被  
 監査部署以外の部署にも監査結果や改善措置の内容を周知するとともに、その定着状  
 況を確認することが重要である。

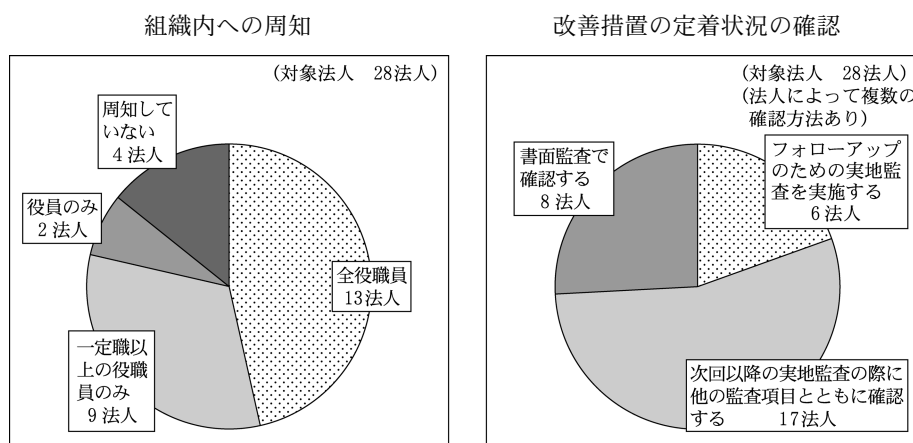
a 組織内への周知

監査報告書において不適切又は改善を要する事態を指摘している28法人のうち、  
 監査結果や改善措置状況を組織内に周知している法人は、図7のとおり、24  
 法人であるが、このうち、イントラネット等により全役職員に周知しているのは  
 13法人で、他は一定の役職員に限定している。また、指摘した事態は被監査部署  
 固有の問題であり他の部署との関連性はないなどとして、各部署に周知してい  
 ないものは4法人となっている。

b 改善措置の定着状況の確認

監査報告書の指摘事項に対する改善措置の定着状況については、図7のとおり、  
 すべての法人で内部監査組織が確認するとしている。しかし、フォローアップのた  
 めの実地監査を行っているのは6法人であり、次回以降の実地監査の際に他の監査  
 項目とともに確認するとしているものが最も多く、17法人となっている。

図7 組織内への周知と改善措置の定着状況の確認



(注) 「役員のみ」は、一部の役員のみ知ることができるものを含む。

エ 監査の体制と監査結果

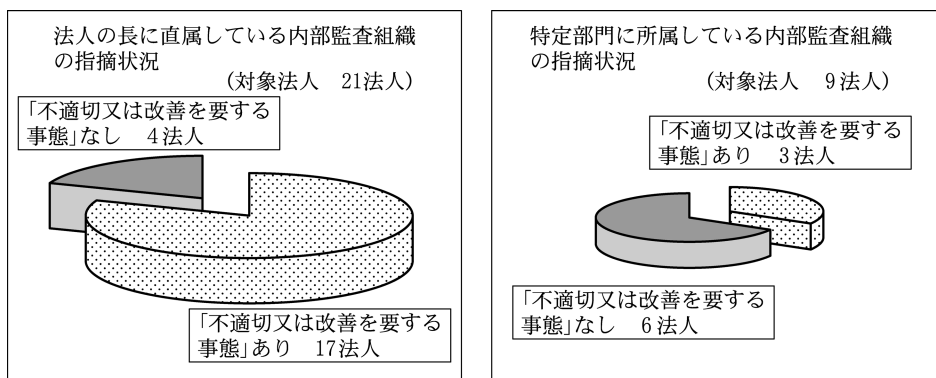
内部監査組織の設置の要否は、前記のとおり、一般的には法人の長にゆだねられてい  
 るが、設置した場合の実施体制等については、業務の性質や規模、人員配置のバラ  
 ンス、他の監査組織との関係等を考慮して決定されている。各法人が設置した内部監査組  
 織の体制と監査結果の状況を分析すると、次のとおりとなっている。

(ア) 内部監査組織の所属形態と監査結果

内部監査組織が監査対象部署から独立した立場で、他からの干渉等を受けにくい環  
 境にあることは、監査内容の客観性を確保する上で重要である。内部監査組織の所属  
 形態は図1のとおりであるが、独立性の程度と監査結果の状況を分析すると、図8の  
 とおりとなっている。

すなわち、内部監査組織が法人の長に直属している法人の方が、特定部門に所属し  
 ている法人に比べ、監査報告書において不適切又は改善を要する事態を指摘している  
 法人の割合が高くなっている。

図8 内部監査組織の所属形態と監査結果

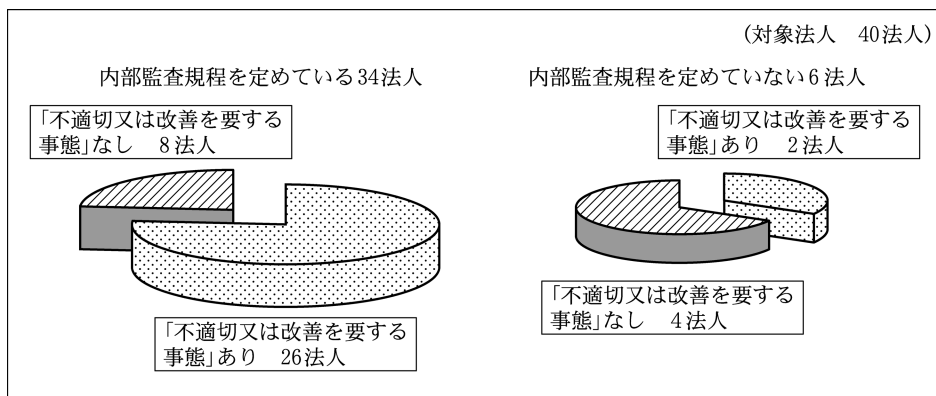


(イ) 内部監査規程の整備状況等と監査結果

内部監査組織の役割や権限等を定めた内部監査規程を整備することは、適切かつ効果的な監査を実施するために重要である。

表4に示した内部監査規程の整備状況と監査結果の状況を分析すると、図9のとおり、内部監査規程を定めている法人の方が定めていない法人に比べ、不適切又は改善を要する事態を指摘している法人の割合が高くなっている。また、監査計画の策定状況やマニュアル等の整備状況との関係についても、程度の差はあるもののほぼ同様の傾向がみられる。

図9 内部監査規程の有無と監査結果



オ 内部監査組織を設置していない法人の状況

内部監査組織を設置していない法人は、表2のとおり、独立行政法人8法人、認可法人1法人及び株式会社1法人の計10法人であるが、これらの法人では、監事・監査役監査等の他の機能を活用するなどして内部統制の有効性を確保することになる。

そこで、これらの法人における内部統制の状況についてみると、法人の長等のトップマネジメントによる体制としたり、監事又は監査役に内部統制システム全体の監視をゆだねたり、内部牽制の体制を充実させたりなどして内部統制の有効性を確保しているとしている。

なお、これら10法人のうち8法人では監事・監査役監査及び会計士監査の両方が実施されているが、航海訓練所及び預金保険機構の2法人では監事監査だけが実施されている。

内部監査組織の設置の可否は、法人の長にゆだねられているが、独立行政法人等にお

いては人件費の抑制や定員削減の方向が示されていることもあり、特に、職員数や支出規模が小さい法人などでは現実的にその設置が困難な場合がある。そして、内部監査組織を設置していない場合、内部牽制の充実や業務リスクへの適切な対応等を含め、内部監査組織の設置とは別の措置を執ることにより内部統制の有効性を確保することが必要となるが、当該措置による内部統制の状況を継続的に評価し、これが有効に機能していないと判断される場合には、改めて内部監査組織の設置の要否を検討することも重要である。

### (3) 政府出資法人におけるその他の監査等の状況

#### ア 監事・監査役監査

##### (ア) 各法人における監事又は監査役の概要

検査の対象とした50法人のうち、独立行政法人41法人及び特殊法人等6法人、計47法人においては、それぞれ通則法及び設置法に基づき監事を置くこととされており、いずれの法律においても、監事は、①主務大臣が任命すること、②当該法人の業務を監査すること、③法人が主務大臣に提出する財務諸表及び決算報告書に関する意見書を作成することなどが規定されている。

また、残りの株式会社3法人においては、商法(明治32年法律第48号)に基づき監査役を置くこととされており、同法において、監査役は、①株主総会で選任すること、②取締役の職務の執行を監査すること、③監査報告書を取締役に提出することなどが規定されている。また、これら3法人はいずれも、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(昭和49年法律第22号。以下「商法特例法」という。)に定める大会社に該当し、同法の適用も受けている。

前記の50法人における監事又は監査役の17年度末現在の人数及び常勤・非常勤の別の状況は表2のとおりであるが、このうち株式会社3法人については、商法特例法において、監査役は3人以上で、互選により常勤の監査役を定めなければならないとされているなど監査役の構成についての定めがある(18年5月に施行された会社法(平成17年法律第86号)においても同様の規定となっている。)のに対し、独立行政法人及び特殊法人等47法人については、通則法、設置法等の法令において、監事の常勤・非常勤の別など監事の構成についての特段の定めはない。

##### (イ) 監事・監査役監査を補助する業務の状況

監事・監査役監査は、法令で実施が義務付けられ、執行部とは独立した立場で行う法定監査であるが、監事・監査役監査を補助する業務を行う職員(以下「補助職員」という。)に執行部に所属する職員を充てている場合も多い。この補助職員の状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

検査の対象とした50法人のうち、補助職員を配置している法人は表6のとおり46法人あるが、このうち監事又は監査役に専属の補助職員を配置している法人は8法人、内部監査職員を補助職員に充てている法人は26法人、他の業務に従事する者のみを補助職員に充てている法人は12法人となっている。なお、監査役による監査を実施している株式会社3法人においては、すべての法人で監査役に専属の補助職員を配置している。

表6 監事又は監査役の構成と補助職員の配置状況(平成17年度末現在)

		補助職員の配置状況			
		補助職員を配置(46法人)			補助職員なし(4法人)
		監事又は監査役に専属 (8法人)	内部監査職員 (26法人)	他の業務に従事する者 のみ(12法人)	
第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第14	常勤のみ (12法人)	【独立行政法人】3法人 国際協力機構 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構	【独立行政法人】7法人 ※造幣局 ※国立印刷局 ※農畜産業振興機構 新エネルギー・産業 技術総合開発機構 ※鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 ※水資源機構 ※自動車事故対策機構	【独立行政法人】2法人 農林漁業信用基金 石油天然ガス・金属鉱 物資源機構	
	常勤・非常勤の 組合せ (31法人)	【独立行政法人】2法人 高齢・障害者雇用支援 機構 雇用・能力開発機構	【独立行政法人】13法人 大学入試センター ※物質・材料研究機構 ※放射線医学総合研究 所 ※日本貿易保険 産業技術総合研究所 ※通関情報処理セン ター ※緑資源機構 国際交流基金 ※科学技術振興機構 ※日本学術振興会 ※日本スポーツ振興セ ンター 福祉医療機構 ※情報処理推進機構	【独立行政法人】7法人 防災科学技術研究所 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 航海訓練所 日本芸術文化振興会 日本貿易振興機構 空港周辺整備機構	【独立行政法人】2法人 情報通信研究機構 自動車検査
	非常勤のみ (7法人)	【株式会社】3法人 関西国際空港株式会社 東京地下鉄株式会社 成田国際空港株式会社	【特殊法人】2法人 ※日本政策投資銀行 ※日本私立学校振興・ 共済事業団	【特殊法人】1法人 商工組合中央金庫	【特殊法人】1法人 日本中央競馬会
		【独立行政法人】3法人 家畜改良センター 製品評価技術基盤機 構 ※国立環境研究所	【独立行政法人】1法人 国立科学博物館	【独立行政法人】1法人 国立美術館	
		【特殊法人】1法人 ※沖縄振興開発金融公 庫	【認可法人】1法人 預金保険機構		

注(1) 補助職員に、内部監査職員のほか、他の業務に従事する者もいる場合は、「内部監査職員」欄に含めている。

注(2) 「内部監査職員」欄において、内部監査職員が、日程調整、資料収集等の事務的な補助業務にとどまらず、監査業務の実質的な補助を行っている19法人に※印を付した。

内部監査においては、監査を行うに当たって最終的に責任を負うべき対象として法人の長等が念頭に置かれるのに対して、監事監査においては、国民が念頭に置かれるとされているなど、内部監査と監事監査では、監査の位置付け、役割が相違している。

そこで、内部監査職員が補助職員となっている26法人について、補助業務の内容を検査したところ、19法人では、監事監査の日程調整、資料収集等の事務的な補助業務にとどまらず、監事が行う監査業務を実質的に補助している状況となっている。この中には、内部監査職員の日常業務の大半が監事監査に関する業務に費やされていて内部監査業務が十分に行われていなかったり、内部監査と監事監査の役割等の相違が明確にされないまま内部監査を実施したりしている事例も見受けられる。

＜事例4＞ 内部監査職員の主な業務が監事監査の補助業務となっているもの

放射線医学総合研究所では、内部監査を実施するため、監査室に職員1人を配置しているが、同職員は監事監査の補助業務にも従事している。

同職員の監事監査の補助業務の内容をみると、監事監査の日程調整、資料収集等の事務的な業務のほか、監事の補助者として実質的に監事監査業務を行っており、日常業務の大半を監事監査に関する業務に費やしている状況である。

一方、内部監査については、内部監査規程、監査計画、マニュアル等がいずれも整備されていない状況で、科学研究費補助金に関する監査を除けば、平成17年度には本部組織を対象として保有個人情報の管理の状況に関する実地監査を半日程度実施したにすぎず、内部監査業務は十分に行われていない状況である。

＜事例5＞ 監事監査と同一の目的、基本方針等で内部監査を実施しているもの

水資源機構では、内部監査を実施するため、監査室に職員5人を配置しているが、これらの職員は監事の補助者として実質的に監事監査業務も行っている。

同機構の監事監査及び内部監査の両規程に定める監査の目的は同一のものとなっており、監査に当たっては、より効率的な監査を実施することができるとして、両監査に関する全体計画を一体として作成後、実地監査箇所を振り分けるなどして内部監査の年度計画を作成していて、両監査計画における基本方針や、そこに掲げる重点項目は同一のものとなっている。また、監事監査のマニュアルを準用するなどして、同一の観点、手法により内部監査を実施している。

独立行政法人及び特殊法人等においては、人件費の抑制や定員削減の方向が示されており、監事に専属の補助職員を配置することは困難な面もあることなどから、多くの法人において、内部監査職員を監事監査の補助職員として配置し、監事監査の実質的な補助業務にも従事させざるを得ないのが現状である。しかし、このような場合、両監査の役割等に相違がある中で、執行部内組織の業務としての内部監査の目的を果たしにくい面がある。



(ウ) 監事に関する規程の整備状況

監事の権限等は、前記のとおり、通則法、設置法等において基本的な事項が規定されているが、その他の事項については、各法人が定める監事監査に関する内部規程（以下「監事監査規程」という。）にゆだねられることになる。

このため、監事とその職責を果たすために必要な事項は、各法人の監事監査規程において明確にされていることが重要であり、このことが内部監査との役割の相違の明確化にもつながると考えられる。

監事監査規程の整備状況をみると、監事を設置している47法人すべてにおいて監事監査規程を整備している。そして、その内容をみると、監査目的は46法人で、監査権限はすべての法人で、監査計画の作成・提出は45法人で、監査報告書の作成・提出は46法人でそれぞれ規定している。なお、原則として監査報告書を公表すると規定している法人は4法人である。

(注6) 放射線医学総合研究所を除く46法人である。

(注7) 情報処理推進機構及び預金保険機構を除く45法人である。

なお、情報処理推進機構は、監査計画の作成・提出について規定していないものの、これを作成・提出しており、また、家畜改良センターは、これについて規定しているが、実際には作成・提出していない。

(注8) 放射線医学総合研究所を除く46法人である。

なお、国立美術館、家畜改良センター及び国立印刷局は、監査報告書の作成・提出について規定しているが、実際にはこれを作成・提出していない。

(注9) 農畜産業振興機構、日本スポーツ振興センター、福祉医療機構及び水資源機構の4法人である。

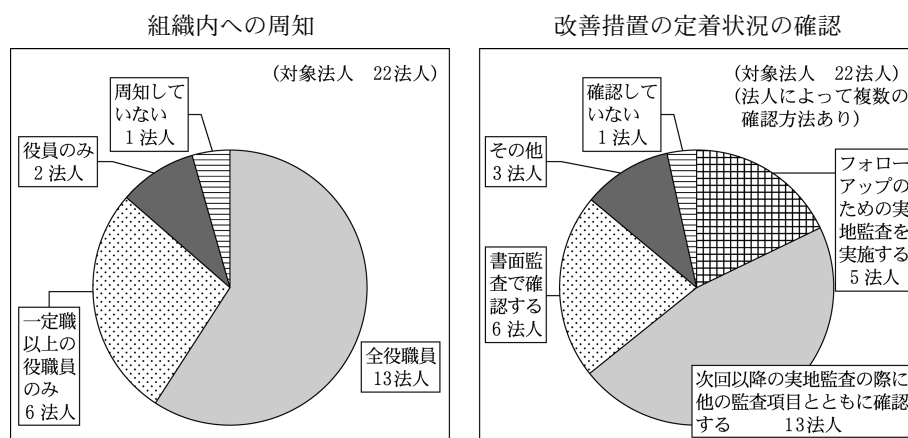
(エ) 監査結果の取扱い

監査の結果、不適切又は改善を要する事態を指摘した場合、内部監査の場合と同様に、被監査部署が改善の措置を講ずることはもとより、被監査部署以外の部署にも監査結果や改善措置の内容を周知し、その定着状況を確認することが重要である。

監事又は監査役が監査報告書を作成しているのは45法人であり、このうち不適切又は改善を要する事態を指摘しているのは22法人、指摘していないのは23法人となっている。

また、監査報告書で不適切又は改善を要する事態を指摘している22法人のうち、監査結果や改善措置状況を組織内に周知しているのは、図10のとおり、21法人となっている。このうち、全役職員に周知しているのは13法人となっている。また、指摘に対する改善措置の定着状況については、図10のとおり、21法人で確認するとしている。

図10 組織内への周知と改善措置の定着状況の確認



イ 監査組織間の連携

内部監査と監事・監査役監査は、監査の対象や範囲等が異なる場合もあるが、法人の内部統制の状況に着眼して監査するという点では共通する。一方、会計士監査の目的は法人が作成する財務諸表の適正性を確保することであるが、その手段として法人の財務会計における内部統制システムの整備状況や有効性など統制リスクを評価することなどが求められている。また、18年6月に公布された金融商品取引法においては、20年4月1日以後に開始する事業年度から、上場会社等は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書(以下「内部統制報告書」という。)を作成し、監査法人等の監査証明を受けなければならないこととされている。

内部監査組織と監事又は監査役にとって、会計の専門的な見地からの内部統制の評価情報等は、財務会計のみならず業務全般におけるリスクの所在を把握して効率的に監査を実施するためにも有益である。

したがって、これら3つの監査組織が現実的に可能な範囲で、指摘事項や改善提案に係る情報等を適宜交換するなど必要に応じて連携を図ることは、それぞれの監査のより効率的、効果的な実施につながると考えられる。

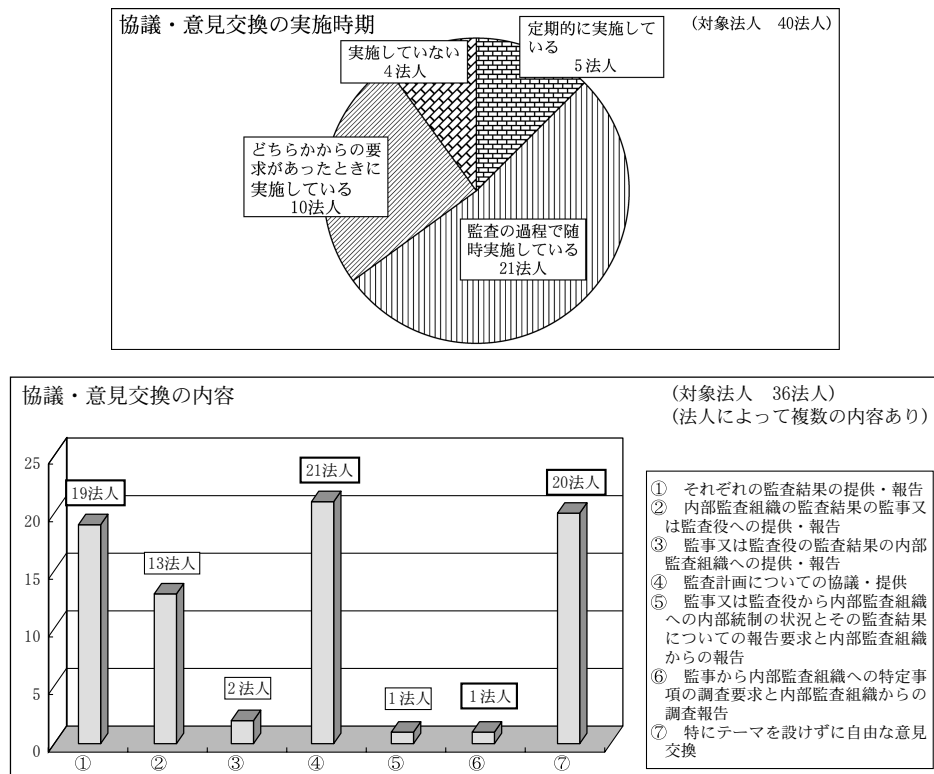
(ア) 内部監査組織と監事又は監査役の連携

内部監査組織を設置している40法人について、監事又は監査役との連携状況を見ると、両者の連携に関して内部規程等で定めている法人が27法人ある。

そして、協議・意見交換の実施状況を見ると、図11のとおり、上記の40法人のうち36法人で実施しており、その実施時期は、定期的の実施しているものが5法人、監査の過程で随時実施しているものが21法人などとなっている。

また、協議・意見交換の内容をみると、監査計画について行っているものが21法人、特にテーマを設けずに自由な意見交換を行っているものが20法人、双方の監査結果をお互いに提供・報告しているものが19法人などとなっており、監事から特定事項の調査要求を受けて内部監査組織が調査報告を行ったとしているものも1法人ある。

図11 内部監査組織と監事又は監査役の協議・意見交換



内部監査と監事・監査役監査は、いずれも法人内部の監査組織が実施するものであり、比較的容易に連携を図ることができると考えられる。そして、法人の特性や規模等を踏まえて、内部監査と監事・監査役監査とが一定の役割分担を行っている例がある現状にかんがみれば、それぞれの監査組織の持つ役割の相違等を十分に踏まえて、両監査組織の連携を図ることが重要である。

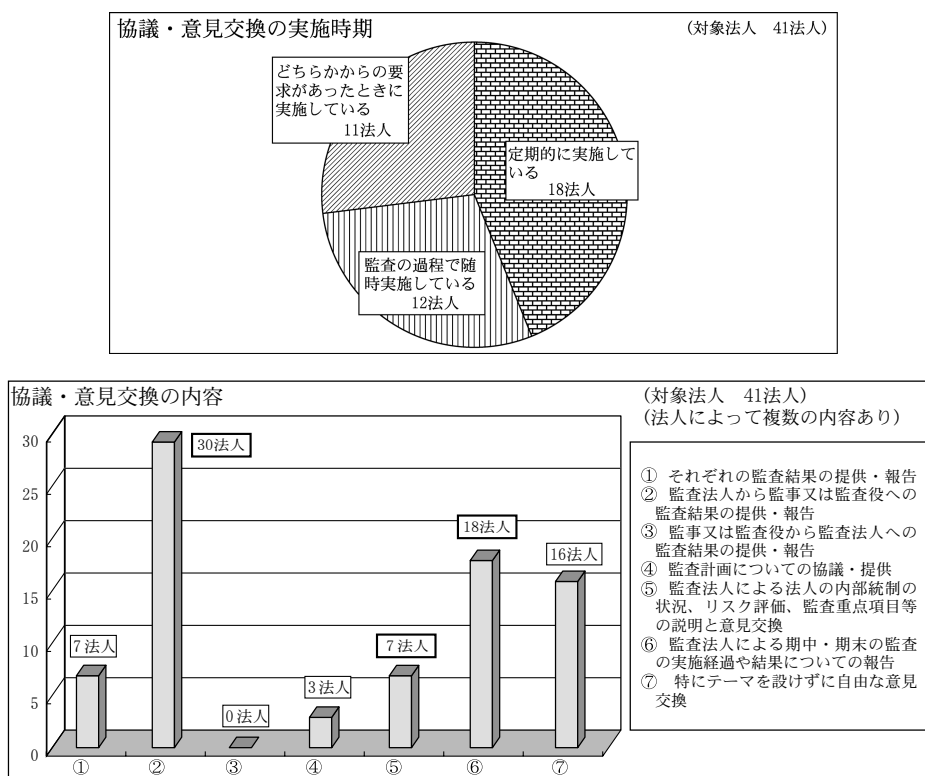
(イ) 監事又は監査役と監査法人の連携

法令により会計士監査が義務付けられている41法人について、監事又は監査役と監査法人の連携の状況を見ると、すべての法人が監査法人との契約において監事又は監査役との密接な連絡の下に会計士監査を行うこととしている。また、両者の連携に関して内部規程等で定めている法人が17法人ある。

協議・意見交換の実施状況を見ると、図12のとおり、上記の41法人すべてで実施しており、その実施時期は、定期的に行っているものが18法人、監査の過程で随時実施しているものが12法人などとなっている。

また、協議・意見交換の内容を見ると、監査法人が監事又は監査役に監査結果を提供・報告しているものが30法人、監査法人が期中・期末の監査の実施経過や結果について報告しているものが18法人などとなっており、監査法人が内部統制の状況等について説明しているものも7法人ある。

図12 監事又は監査役と監査法人の協議・意見交換



監事又は監査役は、会計士監査の方法及び監査結果の相当性を自らの責任で判断した上で、その監査結果を利用して自らの意見を述べることができるとされている。したがって、上記のような協議・意見交換は、相当性の判断を行う際の貴重な機会になると考えられる。また、会計士監査の相当性の判断に当たっては、実際に監査の現場に立ち会うことも有用であると考えられ、監査法人の往査又は監査講評の際に監事又は監査役が立ち会っている法人が14法人ある。

(注10) 往査 監査現場に出向き監査を実施すること

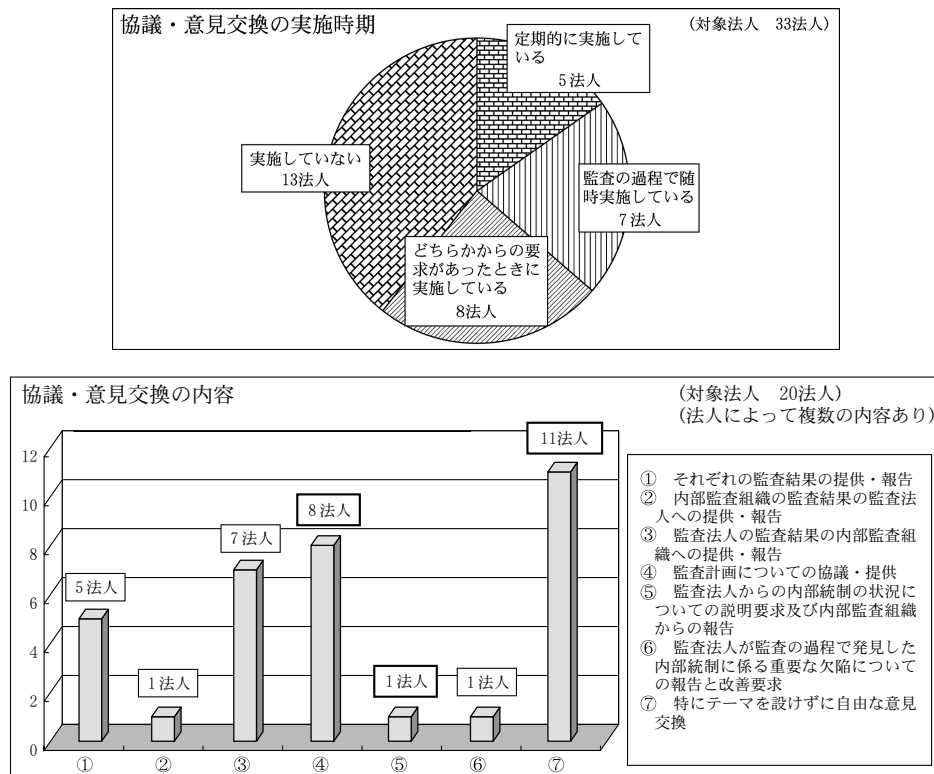
(ウ) 内部監査組織と監査法人の連携

内部監査組織を設置している40法人のうち法令により会計士監査が義務付けられている33法人について、内部監査組織と監査法人の連携の状況を見ると、両者の連携に関して内部規程等で定めている法人が12法人ある。

そして、協議・意見交換の実施状況を見ると、図13のとおり、上記の33法人のうち20法人で実施しており、その実施時期は、定期的実施しているものが5法人、どちらかからの要求があったときに実施しているものが8法人などとなっている。

また、協議・意見交換の内容を見ると、特にテーマを設けずに自由な意見交換を行っているものが11法人、監査計画についての協議等を行っているものが8法人などとなっており、内部監査組織から内部統制の状況について監査法人に報告しているものも1法人ある。

図13 内部監査組織と監査法人の協議・意見交換



前記のとおり、監事又は監査役は、会計士監査の方法及び監査結果の相当性を自らの責任で判断した上で、その結果を利用して自らの意見を述べることができるとされているため、ほとんどの法人で監事又は監査役と監査法人との連携が図られている。一方、内部監査組織と監査法人の協議・意見交換は、監事又は監査役と監査法人の場合に比べて実施割合が低くなっており、内部監査組織を設置している法人においては、監査法人との連携を深めることにより、より効率的、効果的な内部監査を実施することが期待される。

#### (4) 政府出資法人における業務リスク等と監査

##### ア 業務リスクの監査への取り込み

法人の業務運営において、内部統制の確立と維持は基本的な前提であり、それぞれの法人は業務リスクを正確に把握し、当該リスクの発生可能性や影響度等を考慮した上で、それぞれのリスクに応じて、不正や非効率の発生を防止するための仕組みを設けることが必要である。そして、監査組織が、これらの業務リスクに着眼して監査を実施することは、限られた監査資源を有効に活用し、効率的な監査を実施する上でも重要である。

検査の対象とした50法人について、業務を実施するに当たり、法人が抱える業務リスクを把握しているかどうかを検査したところ、表7のとおり、24法人は何らかの形で業務リスクを洗い出してこれを把握しているとしている一方、26法人はリスクの洗い出しを行っていないとしている。

表7 法人形態別にみた業務リスクの洗い出し状況

法人形態	独立行政法人	特殊法人等	株式会社	計	
法人として業務リスクの洗い出しを行っている	11 法人	3 法人	1 法人	15 法人	24 法人
一部の業務について業務リスクの洗い出しを行っている	7 法人	1 法人	0 法人	8 法人	
監督官庁のマニュアル等を準用している	0 法人	1 法人	0 法人	1 法人	
業務リスクの洗い出しを行っていない	23 法人	1 法人	2 法人	26 法人	

上記の 24 法人が洗い出しを行っている業務リスクの主な内容について、法人の業務類型別に分類すると、表 8 のとおりである。

表 8 業務類型別にみた業務リスクの主な内容

業務類型	業務リスクの主な内容
資金の融通、保険・共済業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク</li> <li>・金利・為替の変動等の市場関連リスク</li> <li>・流動性リスク</li> <li>・決済リスク</li> </ul>
研究業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究倫理・実験倫理に関するリスク</li> <li>・実験災害・事故に関するリスク</li> <li>・化学物質漏えい・流出に関するリスク</li> <li>・土壌汚染に関するリスク</li> <li>・知的財産権の管理に関するリスク</li> </ul>
公共事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害に伴う施設の安全管理のリスク</li> <li>・風水害に伴う施設の安全管理のリスク</li> <li>・第三者に起因する大規模な事故災害のリスク</li> </ul>
製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品又はサービスの重大な欠陥のリスク</li> <li>・製造物の紛失、流失、盗難又は不正使用のリスク</li> <li>・労働災害のリスク</li> <li>・施設、設備又はシステムの重大な故障のリスク</li> <li>・環境汚染のリスク</li> </ul>

これら 24 法人の監査組織をみると、監事又は監査役はすべての法人に置かれているが、内部監査組織が設置されているのは 21 法人となっている。そこで、内部監査及び監事・監査役監査において、業務リスクを監査計画等にどのように取り込んで監査を実施しているかをみると、図 14 のとおりである。

すなわち、業務リスクの全部又は一部を監査計画等に取り込んで監査を実施している法人は、内部監査では 21 法人のうち 14 法人、監事・監査役監査では 24 法人のうち 15 法人となっている。そして、監査計画等に業務リスクを取り込んではいないが、リスクに着眼した監査を実施している法人も加えると、内部監査では 17 法人、監事・監査役監査では 21 法人が業務リスクを踏まえた監査を実施している。

このように、業務リスクを把握している法人のほとんどは、監査計画等に法人が抱えるリスクを反映させるなどしてリスクに対応した監査を実施している。この一例を挙げると次のとおりである。

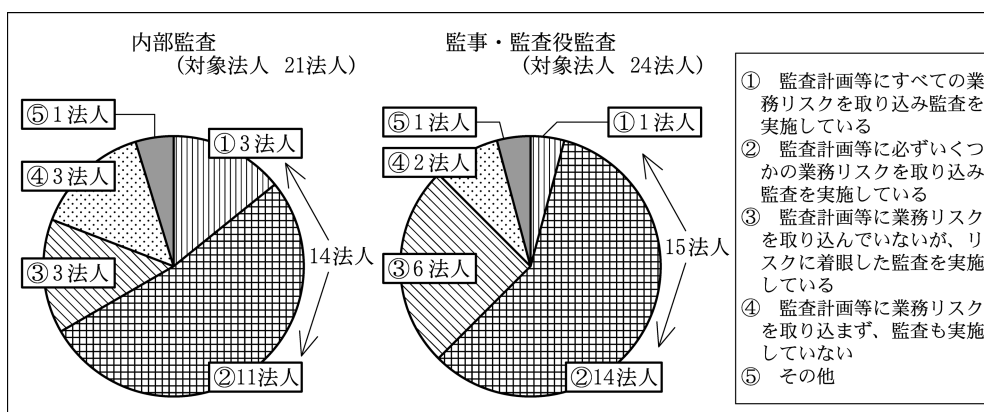
＜事例6＞ 業務リスクを内部監査に取り込んでいるもの

産業技術総合研究所では、業務リスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等を目的として、平成17年度に、副理事長を委員長とするリスク管理委員会を設置している。

リスク管理委員会では、毎年度、業務活動、財務、情報システム等の各業務から業務運営を阻害する要因を洗い出し、これに対応したリスク管理活動のための計画を策定して、各部門に置かれたリスク管理責任者等が当該計画に基づいてリスク管理を行うこととしており、その結果は、各部門で毎年度評価され、次年度の活動計画に反映されることになっている。

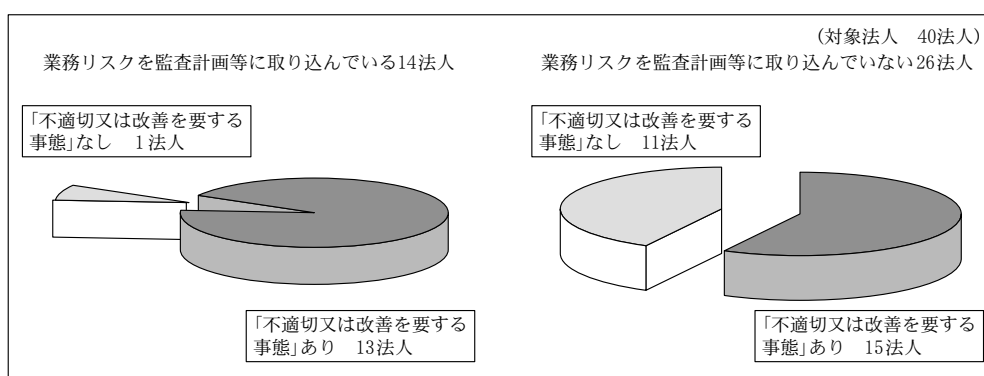
同研究所では、内部監査を実施するため、監査室に室長を含めて5人の専任職員を配置しているが、毎年度の監査計画においてリスク管理委員会が洗い出した業務リスクを優先して監査を実施することとしている。そして、監査の実施手続を定めた監査手続書において、被監査部署に固有のリスクを抽出し、それに対する監査ポイントを定めて監査を実施するなどしている。

図14 監査における業務リスクの取り込み状況



また、内部監査における業務リスクの監査計画等への取り込み状況と監査結果の状況を分析すると、図15のとおり、監査計画等に業務リスクを取り込んでいる14法人の方が、取り込んでいない26法人(業務リスクの洗い出しを行っていない19法人を含む。)に比べ、不適切又は改善を要する事態を指摘している法人の割合が高くなっている。監事・監査役監査においても程度の差はあるものの同様の傾向が見受けられる。

図15 内部監査における業務リスクの取り込み状況と監査結果



イ 本院の指摘事項に対応して行った監査

本院は、会計検査の結果、法人の業務執行等が法令等に違背し、あるいは、経済性、効率性、有効性等の観点からみて問題があると認めた場合、不当事項、処置要求事項、処置済事項等の指摘事項を決算検査報告に掲記している。決算検査報告に掲記された事項については、本院もその後の対応状況等をフォローアップしているが、同種のリスクを有する部署や業務に対して法人自らが監査又は是正・改善指導(以下「監査等」という。)を行うことは、本院の指摘と同様の事態の再発防止に欠かすことができないものである。また、法人の監査組織が監査を実施するに当たっても、よりリスクの高い部署や業務等に対して重点的かつ効率的に監査を実施するための一つの手掛かりともなる。

そこで、検査の対象とした50法人のうち、14年度から16年度までの決算検査報告において、不当事項、処置要求事項又は処置済事項として掲記した13法人の29件の指摘事項について、指摘後に法人の執行部と監査組織が執った対応状況について検査したところ、表9のとおりとなっている。

すなわち、本院の指摘事項に対し、指摘後に、指摘を受けた部署又は関連部署に対して同種事態の有無に着目して監査等を実施しているものは17件(8法人)、不実施は12件(5法人)で、実施している17件(8法人)のうち指摘部署と併せて同種のリスクを有する関連部署を対象として監査等を実施しているものは10件(6法人)となっている。そして、これらの監査等は、執行部自らが行ったものが11件(5法人)で最も多く、監事が行ったものが5件(3法人)、内部監査組織が行ったものが3件(3法人)となっており、同一事項について複数の実施主体が実施しているものが2件(2法人)ある。



表9 本院の指摘(平成14～16年度)に対する法人の対応状況

指摘の態様	件数 (法人数)	指摘後の監査等の状況						再発防止措置の有効性の監査			
		監査等実施 件数等	監査等の対象		監査等の実施者			措置の有効 性の監査実 施件数等	監査の実施者		監査計画へ 取り込んで いる件数等
			指摘部署に 対して実施	関連部署も 含めて実施	内部監査 組織	監 事	執 行 部		内部監査 組織	監 事	
不 当 事 項	17件 (8法人)	12件 (7法人)	5件 (2法人)	7件 (5法人)	2件 (2法人)	2件 (2法人)	9件 (5法人)	13件 (7法人)	4件 (2法人)	9件 (5法人)	18件 (7法人)
処置要求事項	1件 (1法人)	1件 (1法人)	—	1件 (1法人)	1件 (1法人)	1件 (1法人)	—	1件 (1法人)	1件 (1法人)	—	
処置済事項	11件 (9法人)	4件 (4法人)	2件 (2法人)	2件 (2法人)	—	2件 (2法人)	2件 (2法人)	5件 (4法人)	—	5件 (4法人)	
合 計 件 数	29件	17件	7件	10件	3件	5件	11件	19件	5件	14件	
合計法人数	13法人	8法人	2法人	6法人	3法人	3法人	5法人	8法人	3法人	5法人	

注(1) 態様の異なる複数の指摘を受けている法人が5法人ある。

注(2) 「指摘後の監査等の状況」における「監査等の実施者」欄は、不当事項において監事と執行部の双方が、また、処置要求事項において内部監査組織と監事の双方が、同一の指摘事項について監査を実施しているものがそれぞれ1件、1法人ある。

また、監査組織が、本院の指摘を踏まえて執行部が講じた再発防止措置の有効性について監査を実施しているものは19件(8法人)、不実施は10件(5法人)となっている。監査を実施している19件の内訳は、内部監査組織が実施しているものが5件(3法人)、監事が実施しているものが14件(5法人)である。そして、これらの監査を当該監査組織の監査計画に取り込んでいたものは、18件(7法人)となっている。

本院の指摘事項に係る事態は、各法人が抱える何らかの業務リスクが一定の条件下で顕在化するなどして、不適切な会計経理が行われたものなどであると考えられる。したがって、指摘の形態のいかんによらず、同種のリスクに起因する事態が発生することのないよう、監査組織による監査が適時適切に実施されることが望ましい。

#### ウ 法人の不祥事に対応して行った監査

検査の対象とした法人の中には、事務・事業の執行過程において、法令等に違背するなど著しく不適切な業務執行や経理上の不正行為などが発生した法人がある。このような重大な不祥事は、それぞれの業務に典型的なリスクが顕在化したものであり、効果的な内部統制システムの構築とともに重点的な監査の実施により再発防止を図ることが求められる。

検査の対象とした50法人のうち13年度以降に重大な不祥事が発生したとしている法人は15法人であり、これらの法人で発生した不祥事の主な態様は表10のとおりである。

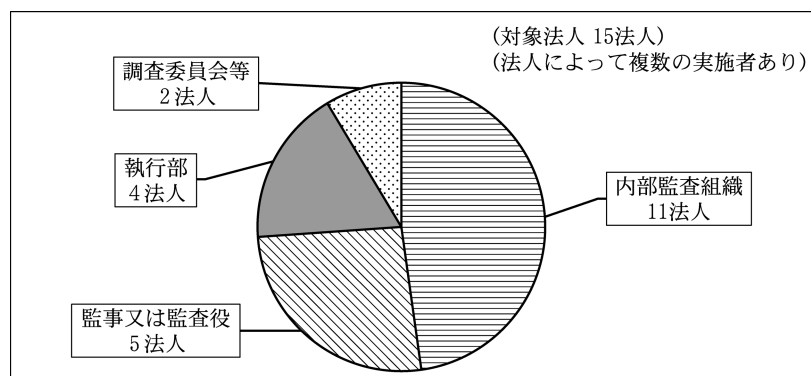
表10 不祥事の主な態様

・旅費の不正使用
・職員による施設利用料の領得
・タクシー券の不正使用
・預り金を長期間未処理

これらの不祥事に対応して執られた監査等の実施状況について検査したところ、すべての法人で不祥事発覚後に発生部署に対して同種事態の有無に着目して監査等を実施しており、このうち13法人では、発生部署と併せて同種のリスクを有する関連部署を対

象として監査等を実施している。これらの監査等は、図16のとおり、内部監査組織が行ったものが11法人で最も多く、監事又は監査役が行ったものが5法人、執行部が自ら行ったものが4法人となっており、法人内部に調査委員会等を設置して調査を実施したのもも2法人ある。

図16 不祥事に対する監査等の実施者



また、不祥事の発生を受けて、15法人のすべてで同種事態の再発防止措置を講じているが、14法人では更に当該措置の有効性を監査により検証している。そして、当該監査を内部監査組織単独で実施したとしている法人は9法人、監事が単独で又は内部監査組織とともに実施したとしている法人は5法人となっている。

#### 4 本院の所見

近年の企業の不祥事等を背景として、会社法においては、取締役会等にとり締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等を決定することが義務付けられ、また、金融商品取引法においては、上場会社等は、内部統制報告書を作成し、監査法人等の監査証明を受けなければならないこととされるなど、内部統制の強化に関する制度整備が行われている。

政府出資法人における内部統制の在り方は法人ごとに異なるが、内部統制の充実強化はすべての政府出資法人に求められており、内部監査にはその一端を担うことが期待されている。そして、内部統制の有効性の確保については、内部監査組織を設置していない法人も含めて、その方法は法人ごとに検討されるべきものであるが、内部監査組織を設置している法人にあっては、監査対象の性質や規模等に応じた監査体制を整備し、適切な監査方法を選択するとともに、客観的で効率的、効果的な監査を実施する必要がある。

したがって、各法人においては、次の点に留意し、他法人における監査状況等も参考としつつ、監査体制等の充実に努めることが望まれる。

##### (1) 内部監査業務における独立性、客観性の確保

ア 内部監査業務の実施に当たり客観性を確保して判断できるよう、内部監査組織を監査対象部署から独立させるとともに、内部監査規程等において監査権限等について明確化すること

イ 内部監査職員が、現在兼任する業務等に対する内部監査には携わらないこととするなど一定の配慮をするほか、監事監査業務を実質的に補助する場合などには、両監査の役割等の相違に留意すること

(2) 効率的、効果的な内部監査等の実施

ア 業務リスク等を踏まえて適切な監査計画を策定し、監査対象部署の業務を把握して効果的な監査に努めること

イ 必要な監査水準を確保し、効率的な監査を実施するため、マニュアル等を整備すること。ただし、当該マニュアル等を適時に見直すことなどにより陳腐化を防止したり、監査の実施に当たり、監査職員の創意工夫が妨げられないようにしたりすることに留意すること

ウ 他の監査組織から監査上の必要な事項について情報提供を受けたり、意見交換を行ったりするなど必要な連携を図り、監査の品質向上や効率化に努めること

エ 本院の指摘や重大な不祥事を受けて、発生部署だけでなく関連部署も対象として監査等を実施するとともに、講じられた措置の有効性についても監査すること

(3) 内部監査等の有効性の確保

監査の実効を上げるため、監査結果を法人組織内に周知するとともに、改善状況をフォローアップして関係部門に定着しているかについて確認すること

(4) 内部監査組織を設置していない法人における内部統制

内部監査組織を設置していない法人は、内部牽制の充実や業務リスクへの適切な対応等を含めて内部統制の有効性の確保に一層留意すること

本院では、検査対象機関の内部監査の重要性にかんがみ、内部監査等の統一的な分析や検討を行うとともに、内部監査担当者との連絡会を開催するなど、政府出資法人を含む検査対象機関の内部監査等の実効性の向上に資するための取組を行っているところである。本院としては、今回の検査の状況も踏まえ、今後とも政府出資法人における内部監査等について、その体制整備や運用状況等について引き続き注視していくとともに、各法人の検査に当たっても内部統制の有効性に留意して実施していくこととする。

## 第5章 会計事務職員に対する検定

### 第1節 国の現金出納職員に対する検定

#### (概況)

平成17年10月から18年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは52件1,092,971,569円である。これに繰越し分107件917,565,599円を加え、処理を要するものは159件2,010,537,168円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは67件307,336,928円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次表のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
内閣府	2	2,246	2	2,246
総務省	134	1,937,005	47	261,571
法務省	3	9,062	1	3,042
外務省	1	6,718	—	—
財務省	4	5,408	4	5,408
文部科学省	2	18,052	1	3,050
厚生労働省	12	27,566	11	27,539
国土交通省	1	4,478	1	4,478
計	159	2,010,537	67	307,336

#### (処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- |  |     |              |
|--|-----|--------------|
| ① 現金出納職員に弁償責任があると検定したもの  | 3件  | 80,287,025円  |
| ② 現金出納職員に弁償責任がないと検定したもの  | 11件 | 29,331,888円  |
| ③ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているもの                      | 29件 | 43,866,320円  |
| ④ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額について、国と現金出納職員との間に裁判上の和解が成立しているものなど | 24件 | 153,851,695円 |

#### (検定したものの説明)

現金出納職員に弁償責任があると検定したものの概要は次のとおりである。

- ① 関東郵政局管内大網郵便局分任繰替払等出納官吏清水某が、15年1月10日から3月20日までの間に、現金の出納保管事務を補助者に行わせるに際して適切な監督を行わなかったため、当該補助者に現金67,520,000円を領得されたもの
- ② 九州郵政局管内春日郵便局出納員海野某が、14年8月19日から11月26日までの間に、契約者から受領した簡易生命保険の貸付弁済金等4,295,335円を領得したもの
- ③ 島根労働局分任収入官吏畑某が、14年11月11日から15年3月28日までの間に、事業主から受領した労働保険料8,471,690円を領得したもの

また、現金出納職員に弁償責任がないと検定したものは、次のような事態について、いずれも現金出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによりその保管現金を亡失したものではないと認められたものである。

- ① 凶器を所持した賊が郵便局に侵入し職員を脅迫して現金出納職員の保管する現金を強取したもの
- ② 夜間、病院に侵入した賊が金庫を破壊して現金出納職員の保管する現金を窃取したものなど

## 第2節 国の物品管理職員に対する検定

### (概況)

平成17年10月から18年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは10,055件1,704,627,201円である。これに繰越し分30件142,518,321円を加え、処理を要するものは10,085件1,847,145,522円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは10,065件1,588,978,578円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次表のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	13	2,759	13	2,759
裁 判 所	4	836	4	836
会 計 検 査 院	4	622	4	622
内 閣	7	1,423	7	1,423
内 閣 府	930	1,400,673	923	1,182,732
総 務 省	8	98,379	7	80,010
法 務 省	728	28,027	727	27,796
財 務 省	7,910	57,212	7,910	57,212
文 部 科 学 省	4	6,804	4	6,804
厚 生 労 働 省	94	9,708	94	9,708
農 林 水 産 省	61	106,697	58	88,186
経 済 産 業 省	201	491	201	491
国 土 交 通 省	121	133,509	113	130,394
計	10,085	1,847,145	10,065	1,588,978

処理したもののうち内閣府の金額が多いのは、主として、防衛庁において訓練中に魚雷等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

### (処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任があると検定したもの 1件 1,879,000円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認められたもの 9,467件 1,225,951,924円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているものなど 597件 361,147,654円

(検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任があると検定したものの概要は、陸上自衛隊特殊作戦群分任物品管理官補助者久米某が、16年5月12日から8月30日までの間に、有料道路通行回数券3,640枚購入価格相当額1,879,000円を領得したものである。

### 第3節 政府関係機関の現金出納職員に対する検定

平成17年10月から18年9月までの間に、政府関係機関から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受領したものは、国際協力銀行の1件8,423,015円であり、これについては上記の期間内に処理を了していない。

## 第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

### 第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計及び政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人について、歳入歳出、債務等の状況、また、これら検査対象相互間の資金の受払等である、国の会計間の繰入れ、財務の状況、財政投融资等の状況、さらに検査対象のうち特定の決算等の状況を示すと、次のとおりである。

#### 第1 国の会計

##### 1 概況

平成17年度における国の一般会計及び31特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

##### (歳入)

一般会計	89兆0002億7128万余円
特別会計	452兆1410億3940万余円
合計	541兆1413億1069万余円

上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等257兆9393億3852万余円を控除した歳入の純計額は、283兆2019億7216万余円となっている。この純計額から、更に前年度剰余金の受入れ等26兆7571億5458万余円を控除した純歳入額は256兆4448億1757万余円となる。

##### (歳出)

一般会計	85兆5195億9220万余円
特別会計	401兆1835億6566万余円
合計	486兆7031億5787万余円

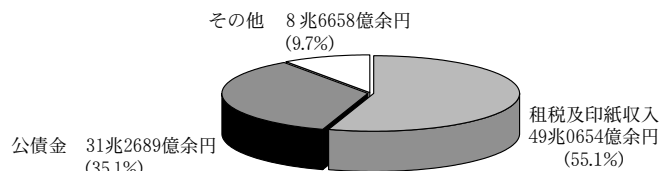
上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等256兆5203億3857万余円を控除した歳出の純計額は、230兆1828億1929万余円となっている。

##### 2 一般会計の歳入及び歳出

##### (1) 歳入

17年度における一般会計の収納済歳入額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

収納済歳入額	千円 89,000,271,286
租税及印紙収入	49,065,439,156(55.1%)
公債金	31,268,999,475(35.1%)
財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債(建設公債)の収入金	7,761,999,785
平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成17年法律第19号)第2条第1項の規定により発行された公債(特例公債)の収入金	23,506,999,690
その他	8,665,832,654(9.7%)

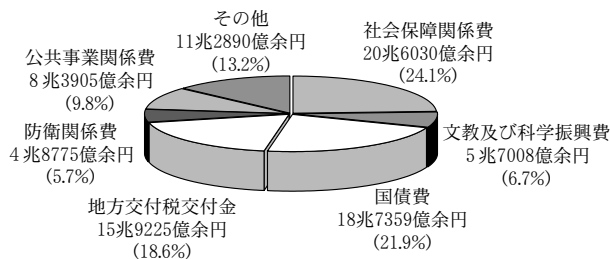


(2) 歳 出

17年度における一般会計の支出済歳出額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

支出済歳出額	千円
社会保障関係費	20,603,086,139 (24.1%)
文教及び科学振興費	5,700,859,191 ( 6.7%)
国債費	18,735,950,593 (21.9%)
地方交付税交付金	15,922,556,423 (18.6%)
防衛関係費	4,877,580,492 ( 5.7%)
公共事業関係費	8,390,514,596 ( 9.8%)
その他	11,289,044,769 (13.2%)

なお、支出済歳出額に対する前記の公債金 31 兆 2689 億 9947 万余円の割合は 36.5% (16 年度 41.8%) である。



3 特別会計の損益等

(1) 一般会計からの繰入額

17年度において一般会計から繰入れを受けているものが31特別会計のうち24特別会計あり、その合計額は49兆8832億3230万余円である。このうち、一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

項目	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	17,440,562,423 (24.0%)
国債整理基金特別会計	18,735,950,593 ( 8.4%)
厚生保険特別会計(年金勘定)	4,539,449,827 (11.8%)
国民年金特別会計(国民年金勘定)	1,702,012,646 (27.8%)
道路整備特別会計	2,597,270,818 (52.2%)

(2) 特別会計の損益

31特別会計の中で法令上損益計算書を作成しているものが17特別会計ある。この17特別会計のうち、17年度末において翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

項目	17年度の利益金 (△損失金) 千円	17年度末における 翌年度繰越利益金 千円
財政融資資金特別会計	3,610,706,702	27,299,608,300
厚生保険特別会計(年金勘定)	△ 2,573,518,341	137,017,225,174
国民年金特別会計(基礎年金勘定)	△ 134,741,380	2,140,188,390
(国民年金勘定)	△ 526,320,693	10,043,764,404
労働保険特別会計(労災勘定)	57,593,947	8,105,842,949
(雇用勘定)	1,305,277,311	3,762,648,595



また、17年度末において翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

	17年度の利益金 (△損失金) 千円	17年度末における 翌年度繰越△損失金 千円
厚生保険特別会計(健康勘定)	△ 79,039,625	△ 916,163,690
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	2,580,105	△ 34,325,800
漁船再保険及漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	306,413	△ 32,376,487
国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)	△ 35,484,216	△ 312,869,762
都市開発資金融通特別会計	101,882	△ 2,661,964

#### 4 一般会計及び特別会計の債務

平成17年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額は891兆5334億8562万余円である。このうち主なものは次のとおりである。

##### (1) 公 債

公債の17年度末現在額は670兆6748億5387万余円で、前年度末に比べて44兆2001億8175万余円増加している。このうち主なものは次のとおりである。

財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	千円 247,081,246,930
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	258,014,050,124
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	18,392,800,700
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	2,748,045,300
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	752,822,250
財政融資資金特別会計法第11条第1項の規定により発行したもの(財投債)	139,353,221,914

##### (2) 借 入 金

一般会計及び各特別会計における借入金の17年度末現在額の合計は59兆2736億7468万余円で、前年度末に比べて1614億8923万余円増加している。

###### ① 一般会計の借入金

一般会計の借入金の17年度末現在額は2兆2776億0053万余円で、その主なものは次のとおりである。

旧日本国有鉄道借入金	千円 2,219,891,861
旧日本国有鉄道清算事業団借入金	16,286,710

(注) 上記はすべて財政融資資金からの借入金である。

###### ② 特別会計の借入金

17年度末において借入金を計上しているものが31特別会計のうち9特別会計あり、この9特別会計の借入金の17年度末現在額の合計は56兆9960億7415万余円で、その主なものは次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	千円 51,734,528,987
厚生保険特別会計(健康勘定)	1,479,228,212
国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)	1,279,557,169

(注) 上記のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金には21,736,005,000千円、国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)における借入金には534,384,186千円の民間金融機関からの借入金がそれぞれ含まれているが、その他は財政融資資金からの借入金である。

## 5 今後一般会計からの繰入れを要する措置

上記のほか、17年度までに国の財政運営に資するなどのため、法律の規定に基づき、一般会計から特別会計に繰り入れるべき国庫負担金の一部を繰り延べたり、特別会計から一般会計に特別に繰り入れたりするなどの措置が執られたものがある。これらのうち、法律の規定に基づき、今後一般会計から当該各特別会計に繰り入れることとされているものの17年度末における現在額は、次のとおりである。

	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	23,868,695,949
厚生保険特別会計(年金勘定)	2,635,000,000
国民年金特別会計(国民年金勘定)	445,400,000
自動車損害賠償保障事業特別会計(保障勘定)	49,000,000
(自動車事故対策勘定)	435,768,984

(注) 繰延べ等を行った期間に係る運用収入相当額は含まない。

## 第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成17年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。以下同じ。)は、政府関係機関8法人、独立行政法人106法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)91法人、政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等以外の法人(以下「その他の法人」という。)18法人、合計223法人である。これらの法人の財務の状況を示すと以下のとおりである。

### 1 資産、負債及び資本の状況

#### (1) 資産、負債及び資本

17年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人の貸借対照表の資産の部の合計は909兆9239億余円、負債の部の合計は851兆9002億余円及び資本の部の合計は58兆0237億余円(うち政府出資金の額39兆0487億余円)である。このうち、政府出資金の額が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

	資 産 の 部 百万円	負 債 の 部 百万円	資 本 の 部 百万円	(政府出資金) 百万円
中 小 企 業 金 融 公 庫	8,172,113	6,850,371	1,321,741	1,479,052
日 本 政 策 投 資 銀 行	13,833,932	11,485,051	2,348,880	1,272,286
国 際 協 力 銀 行	21,061,481	12,062,951	8,998,530	8,051,144
年 金 資 金 運 用 基 金	99,448,844	95,965,611	3,483,233	4,163,981
日 本 郵 政 公 社	369,481,352	360,214,984	9,266,367	1,268,807
独立行政法人中小企業基盤整備機構	11,569,620	11,079,396	490,223	1,093,636
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	43,168,251	37,801,666	5,366,585	3,408,856
国立大学法人東京大学	1,305,749	227,585	1,078,164	1,003,620

なお、独立行政法人の資産の部の合計は113兆0172億余円、負債の部の合計は96兆4133億余円、資本の部の合計は16兆6038億余円(うち政府出資金の額は13兆8423億余円)であり、また、国立大学法人等の資産の部の合計は9兆2741億余円、負債の部の合計は2兆6565億余円、資本の部の合計は6兆6176億余円(うち政府出資金の額は6兆0594億余円)である。

(2) 延滞債権等

17年度において国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち貸付け等を行っているもので、民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を各法人において開示しているものが15法人ある。このうち、17年度末の延滞債権等の額の合計が1000億円以上のものについて、その状況を示すと次のとおりである。

	破綻先債権 百万円	延滞債権 百万円	3カ月以上延滞債権 百万円	貸出条件緩和債権 百万円	合計 百万円	貸付金等残高 百万円
国民生活金融公庫	175,269	298,663	—	346,155	820,089	8,984,777
住宅金融公庫	254,123	767,728	108,405	2,383,255	3,513,512	49,782,009
農林漁業金融公庫	2,404	78,423	6,109	102,930	189,868	3,105,950
中小企業金融公庫	127,997	493,963	—	341,744	963,705	7,058,400
沖縄振興開発金融公庫	4,360	57,145	55	49,096	110,658	1,306,672
日本政策投資銀行	4,313	111,720	—	89,301	205,335	12,968,029
国際協力銀行	47,333	253,452	2,714	325,699	629,199	19,329,470
商工組合中央金庫	139,340	312,566	1,014	145,790	598,711	9,427,601
独立行政法人日本学生支援機構	—	137,714	48,694	—	186,408	4,251,824

(注) 民間金融機関が、銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているもので、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- (1) 破綻先債権 未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- (2) 延滞債権 未収利息を計上しなかった貸出金であって、(1)及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- (3) 3カ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金((1)及び(2)を除く。)
- (4) 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)を除く。)

なお、商工組合中央金庫については、商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)及び商工組合中央金庫法施行規則(昭和11年商工・大蔵省令)により、上記債権額の開示が義務付けられている。

2 損益の状況

17年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人で、当期利益金を計上しているものは191法人、当期損失金を計上しているものは27法人、損益を計上していないものは5法人である。当期利益金又は当期損失金を計上している法人のうち、翌年度繰越損失金を計上しているものが28法人であり、翌年度繰越損失金の額の合計は5兆7559億余円である。このうち、翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

	17年度の利益金 百万円	17年度末における 翌年度繰越△損失金 百万円
預金保険機構	831,526	△ 3,066,685

なお、独立行政法人のうち、17年度において当期利益金を計上しているものは83法人、当期損失金を計上しているものは21法人、損益を計上していないものは2法人、また、国立大学法人等のうち、17年度において当期利益金を計上しているものは88法人、当期損失金を計上しているものは3法人である。

### 3 国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況

17年度において国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対して、事務及び事業を実施するために交付された国からの補助金等、受託収入及び政府出資の額は15兆9394億余円である。

このうち、政府関係機関及びその他の法人に対する国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	政府関係機関	その他の法人
	百万円	百万円
補給金	404,369	9,000
補助金	231	437,398
交付金	85,300	1,153,088
受託収入	—	181,772
政府出資額	389,186	3,962,562
合 計	879,086	5,743,822

また、独立行政法人及び国立大学法人等に対する国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	独立行政法人	国立大学法人等
	百万円	百万円
施設整備費補助金	69,594	90,588
運営費交付金	1,572,392	1,231,729
その他の補助金等	1,010,756	366,161
受託収入	259,460	51,199
政府出資額	4,613,216	51,460
合 計	7,525,421	1,791,138

## 第3 財政投融资等

### 1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備や中小企業に対する融資など国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。これら貸付け等を行う原資は、財政融資資金、日本郵政公社が運用する郵便貯金資金(以下「郵貯資金」という。)及び簡易生命保険資金(以下「簡保資金」という。)、産業投資特別会計並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

### 2 財政投融资の原資

財政投融资の原資は、次のとおりである。

- ① 財政融資資金は、財政融資資金特別会計が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。

- ② 郵貯資金及び簡保資金は、郵便貯金事業等を通じて集められた資金を財源としている(この原資は、地方公共団体の貸付け等にもみ運用されている。)
- ③ 産業投資特別会計は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ④ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

### 3 財政投融资計画の実績

財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の平成17年度における実績は15兆3281億余円であり、同年度末における残高は299兆5848億余円で、前年度末に比べて32兆9188億余円減少している。そして、その原資別及び貸付け等先別の内訳は次のとおりである。

財政投融资計画の原資	17年度の貸付け等 百万円	17年度末の残高 百万円
(注1) 財政融資資金	9,475,767	232,656,418
郵貯資金	636,441	3,506,606
簡保資金	988,116	29,077,457
産業投資特別会計	120,757	3,290,543
(注2) 政府保証債及び政府保証借入金	4,107,050	31,053,825
計	15,328,132	299,584,851

(注1) 財政融資資金の平成17年度末の財源の状況は次のとおりである。

財投債	139,353,221
預託金	173,573,659
その他	27,768,924
財政融資資金計	340,695,805

(注2) 財政融資資金及び簡保資金により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。政府保証外国債は、外国貨幣換算率により換算された金額を計上している(以下、各表も同様)。

貸付け等先	17年度の貸付け等 百万円	17年度末の残高 百万円
(注3) 一般会計	—	2,788,725
(注4) 特別会計	146,059	3,082,768
(注5) 政府関係機関	5,953,031	102,006,534
公団・事業団等	265,200	46,458,458
独立行政法人	3,983,739	51,805,138
地方公共団体	4,963,762	92,199,931
その他	16,340	1,243,294
計	15,328,132	299,584,851

(注3) 旧日本国有鉄道及び旧日本国有鉄道清算事業団の財政融資資金からの借入金並びに財政融資資金が引き受けていた旧日本国有鉄道清算事業団債券に係る同事業団の債務を、また、財政融資資金及び簡保資金が引き受けていた本州四国連絡橋債券に係る旧本州四国連絡橋公団の債務の一部を一般会計が承継したものである(下表も同様)。

(注4) 旧石油公団の財政融資資金からの借入金の一部並びに財政融資資金及び簡保資金が引き受けていた石油債券に係る同公団の債務の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計が承継したものを含む。

(注5) 特殊法人等整理合理化計画により平成17年度中に公団・事業団等が解散し、その業務が独立行政法人等に承継された法人については、旧法人への貸付け等実績は、新法人への貸付け等実績と合わせて新法人の欄で整理している(下表も同様)。

上記貸付け等先のうち、17年度末において財政投融资計画に係る貸付け等の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

	17年度の貸付け等 百万円	17年度末の残高 百万円
一般会計	—	2,788,725
政府関係機関		
国民生活金融公庫	2,005,000	7,414,750
住宅金融公庫	47,600	46,424,640
農林漁業金融公庫	180,000	2,613,594
中小企業金融公庫	1,022,926	5,850,622
公営企業金融公庫	1,082,380	16,292,595
沖縄振興開発金融公庫	38,900	1,116,197
日本政策投資銀行	584,725	11,240,994
国際協力銀行	991,500	11,053,140
公団・事業団等		
年金資金運用基金	—	11,345,350
日本郵政公社	—	33,200,000
独立行政法人		
<sup>(注6)</sup> 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	2,209,380	28,706,395
独立行政法人都市再生機構	899,600	11,451,642
独立行政法人福祉医療機構	323,900	3,288,290
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	68,000	2,774,153
独立行政法人日本学生支援機構	337,100	1,789,036
独立行政法人水資源機構	26,600	1,055,480
地方公共団体	4,963,762	92,199,931

(注6) 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団は解散し、平成17年10月1日にこれらの公団への貸付金等の一部は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に承継された。

#### 4 財投機関債の発行状況

<sup>(注7)</sup>17年度における財投機関債の発行実績は25機関5兆0297億円であり、このうち発行額が1000億円以上のものは次のとおりである。

(注7) 財投機関債 政府関係機関等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券

	<sup>(注8)</sup> 17年度の発行額 (16年度の発行額) 百万円 百万円	
政府関係機関		
国民生活金融公庫	240,000	240,000
住宅金融公庫	2,037,800	360,000
中小企業金融公庫	210,000	240,000
公営企業金融公庫	400,000	400,000
日本政策投資銀行	200,000	240,000
国際協力銀行	260,000	240,000
公団・事業団等		
商工組合中央金庫	413,500	380,400
独立行政法人		
<sup>(注9)</sup> 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	645,100	682,000
<sup>(注10)</sup> 独立行政法人都市再生機構	180,000	160,000
独立行政法人福祉医療機構	119,000	60,000
独立行政法人日本学生支援機構	110,000	76,000

(注8) 発行額は、額面ベースで計上している。

(注9) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の平成17年度の発行額には日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団分を含み、16年度の発行額は、これら4公団分を計上している。

(注10) 独立行政法人都市再生機構の平成16年度の発行額には都市基盤整備公団分を含む。

## 5 財政融資資金の財政投融資計画以外の運用

財政融資資金のうち財政投融資計画以外に運用されているものは、17年度末現在103兆9661億余円であり、その内訳は次のとおりである。

	百万円
債券	
長期国債	50,772,128
短期国債	21,498,236
外国債	210,000
貸付金	
特別会計	31,477,752
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	29,998,523
厚生保険特別会計(健康勘定)	1,479,228
地方公共団体	8,033
計	103,966,150

第6章  
第1節  
第4  
個別の決算等

## 第4 個別の決算等

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、財政投融資改革開始後における財政融資資金特別会計等の状況及び国税収納金整理資金の状況について個別に取り上げることとし、その現状を述べると次のとおりである。

### 1 財政投融資改革開始後における財政融資資金特別会計等の状況

#### [1] 財政投融資、財政融資資金特別会計等の概要

財政投融資は、財政政策の一環として、有償資金等を活用して、民間では実施が困難な大規模・超長期プロジェクトや長期資金の供給など特定の事業等を政策的に支援する仕組みである。

財政投融資は、戦後の経済復興や高度経済成長に各種の効果を上げるとともに、国民生活向上にも寄与してきたが、経済全体の成熟化、市場機構の整備に伴う民間部門の対応力の向上等に伴い、財政投融資の仕組み上の様々な問題点が指摘されるようになった。例えば、「財政投融資の抜本的改革について」(平成9年11月、資金運用審議会懇談会とりまとめ)では、「資金運用部への全額預託義務が課されている郵便貯金、年金積立金等の資金を統合管理・運用する仕組みにおいては、資金が豊富にあれば、財政投融資の対象となっている機関(以下「財投機関」という。)は財政投融資の資金を安易に要求し、審査も甘くなるおそれがあり、財政規律が緩んだ結果として財政投融資の規模の肥大化を招いた面は否定できない。」とするなどの問題点が挙げられている。

このような指摘を踏まえて様々な検討がなされ、平成13年度から、財政投融資の仕組みを見直し、真に必要な資金を市場から調達して貸し付けることとするなどの抜本的な改革が行われることとなった。

この財政投融資改革(以下「財投改革」という。)における資金調達の仕組みについてみると、預託金の大宗を占めていた郵便貯金(郵便振替を含む。以下同じ。)及び年金積立金は、資金運用部への預託義務が廃止され、原則として市場で自主運用されることとなった。この仕組みの下で、財政投融資の対象となる事業(以下「財投事業」という。)に必要な資金調達について、財投機関は、政府保証のない公募債券(財投機関債)の発行により市場での自主調達に努め、国は、財投機関債による資金調達では当該政策分野に必要な資金需要を満たすことができない財投機関又は資金コストが大幅に上昇してしまう財投機関

に対して、国民の負担を最小とする観点から、国債(財投債)の発行により市場で資金を調達し、貸し付けることとなった。

そして、13年4月に我が国の財政投融资の中核を担ってきた資金運用部資金制度が廃止され、資金運用部資金及び資金運用部特別会計は、財政融資資金及び財政融資資金特別会計として改編された。

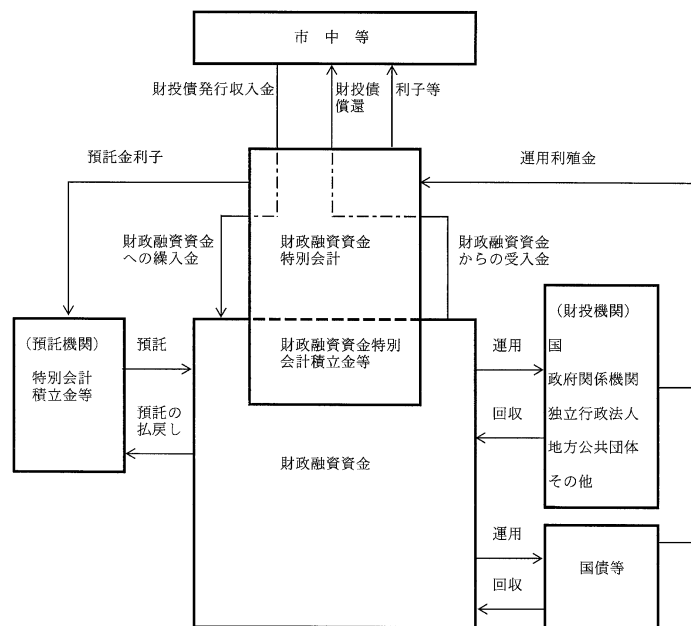
財政融資資金は、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)の目的である「政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資資金に預託されたもの、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計からの繰入金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与すること」を達成するために設置された資金である。

また、財政融資資金特別会計は、財政融資資金特別会計法(昭和26年法律第101号)に基づき、財政融資資金の運用に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置されたものである。

財政融資資金特別会計の歳入歳出は、同特別会計の負担で発行することとなった財投債の発行・償還に伴う歳入歳出科目が追加され、財政融資資金の運用利殖金、財投債の発行収入金、財投債償還のための財政融資資金からの受入金等を歳入とし、財政融資資金預託金の利子、財投債の償還及び利払等に係る国債整理基金特別会計への繰入れ、財投債発行収入金相当額の財政融資資金への繰入れ等を歳出とすることとしている。一方、財政融資資金における預託金、貸付金等の受払は、財政融資資金特別会計の歳入歳出外として取り扱われている。

財政融資資金と財政融資資金特別会計との関係は図1のとおりとなっている。

図1 財政融資資金と財政融資資金特別会計との関係



財政融資資金は、国(一般会計、特別会計)、政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体等の財投機関に対する貸付け及び国債等の債券の引受けにより運用されており、毎年度新たに運用する財政融資資金のうち、その運用の期間が5年以上にわたるもの(以下「長期運用」という。)は、その運用を予定する金額につき、運用対象区分ごとに、予算をもって国会の議決を経ることとなっている。また、当該議決を受ける際には、財政融資資金の長期運用の予定額(国債、外国債を除く。)に、日本郵政公社が運用する郵便貯金資金及び簡易生命保険資金(両資金は、地方公共団体に対する貸付け等に限る。)並びに産業投資特別会計による投資及び政府保証の長期運用の予定額を併せて財政投融资計画(以下「財投計画」という。)とし、これを国会に提出することとなっている。



また、財政融資資金による財投計画以外の運用には、長期運用で行う国債の引受けのほか、運用の期間が5年未満の運用(以下「短期運用」という。)で行う特別会計等に対する貸付け、政府短期証券の引受け、日本銀行が保有する国債を売戻条件付きで買い入れる現先取引などがある。なお、財投計画以外の運用も含め、財政融資資金の運用について、毎年度、財政制度等審議会に対し運用の実績を報告することとなっている。

## [2] 検査の着眼点、対象及び方法

13年度から開始された財投改革により、郵便貯金及び年金積立金の預託義務が廃止され、財政融資資金は財投債の発行を通じて真に必要な資金を市場から調達して貸し付けるなど、仕組みが抜本的に改められた。

そこで、財投改革開始後、5年間を経過したことから、主に財投改革直前の12年度から17年度までの期間において、財投改革開始前後の状況を比較し、次の点などに着眼して検査した。

- ① 財投計画の実績額及び残高はどのように推移しているか
- ② 財政融資資金の運用について、財投計画に係る運用と財投計画以外の運用等の状況はどのように変化しているか
- ③ 財政融資資金の調達について、その財源構成はどのように変化しているか、また、財投債の発行額はどのように算定されているか
- ④ 財政融資資金の資産・負債の管理はどのように変化しているか
- ⑤ 郵便貯金及び年金積立金の資金の流れはどのように変化しているか
- ⑥ 財政融資資金特別会計の歳入歳出決算、損益等の状況はどのように変化しているか

検査に当たっては、財務本省、厚生労働本省、年金資金運用基金及び日本郵政公社において会計実地検査を実施し、決算関係資料等の提出を受けて説明の聴取を行うとともに、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された計算書、証拠書類等のデータを集計するなどして、分析・検討を行った。

## [3] 財投改革開始後における財政融資資金特別会計等の状況

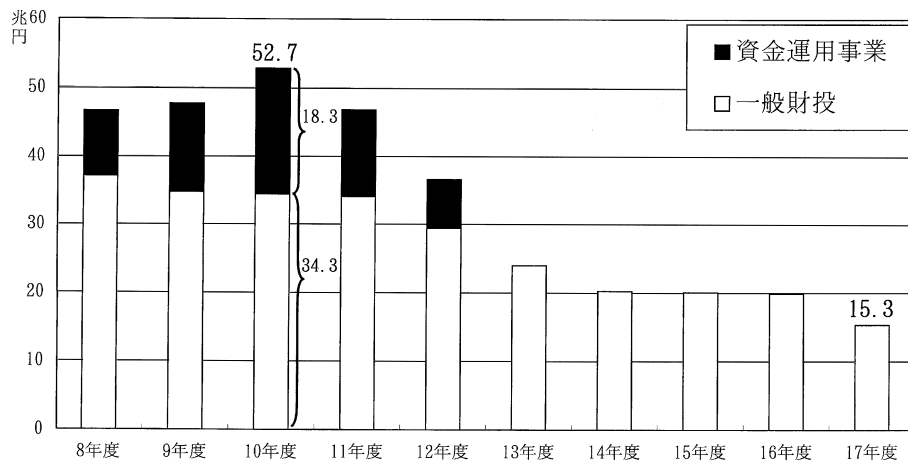
### (1) 財投計画の実績額及び残高の推移

財投計画は、一般財政投融資(以下「一般財投」という。)と資金運用事業に分けられ、資金供給の原資は、①財政融資(財政融資資金、郵便貯金資金及び簡易生命保険資金)、②産業投資(産業投資特別会計)、③政府保証(政府保証債及び政府保証借入金)から構成されている。

なお、資金運用事業は、財投改革以前に、郵便貯金、年金積立金等が、より有利な運用を図ることを目的として、いったん預託した資金の一部を資金運用部から借り入れるなどして金融市場で自主運用していたものであるが、13年度の財投改革開始時に、郵便貯金及び年金積立金の預託義務とともに廃止されている。

一般財投の財投計画額(当初計画ベース)が単年度で40.5兆円と過去最大であった8年度から17年度までにおける財投計画の実績額(年度中の執行実績ベース)の推移について、一般財投、資金運用事業別にみると、図2のとおりとなっている。

図2 財投計画の実績額(年度中の執行実績ベース)の推移(事業別)

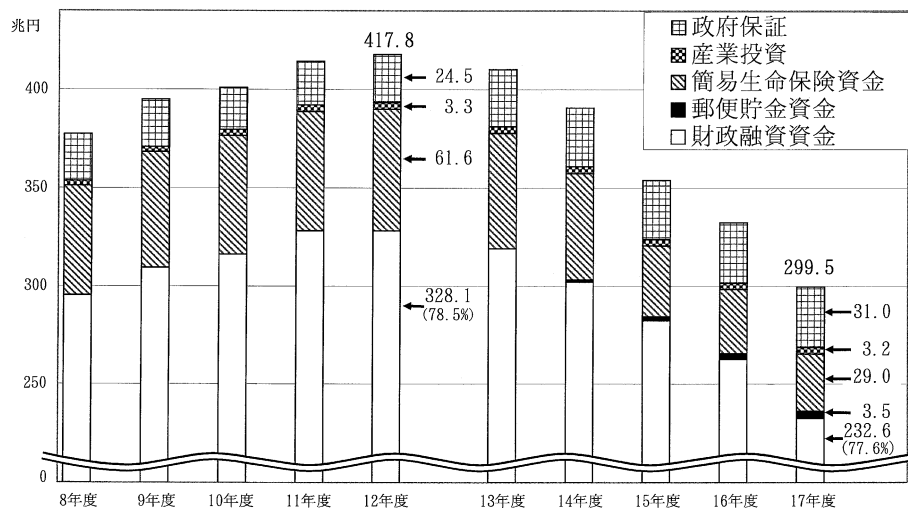


(注) 資金運用事業には、年金資金運用基金(旧年金福祉事業団)の資金確保事業を含む。

財投計画の実績額(年度中の執行実績ベース)は、10年度の52.7兆円(一般財投34.3兆円、資金運用事業18.3兆円)をピークとして、その後は年々減少し、特に、財投改革が開始された13年度以降は、財投事業に対する一般財投の規模の縮小や資金運用事業の廃止等から激減し、10年度に対して17年度では37.4兆円減の15.3兆円となっている。

また、8年度以降における財投計画残高の推移について、原資別にみると、図3のとおりとなっている。

図3 財投計画残高の推移(原資別)



財投計画残高は、財投改革直前の12年度末の417.8兆円をピークとして年々減少し、12年度末に対して17年度末では118.2兆円減の299.5兆円となっている。

原資別の財投計画残高の推移の状況は、それぞれ以下のとおりである。

- ① 財政融資資金の財投計画残高は、12年度末の328.1兆円に対して17年度末では95.5兆円減の232.6兆円となっている。しかし、財政融資資金の財投計画残高全体に占める割合は、8年度以降8割程度で推移しており、財政融資資金は、財投改革が開始された13年度以降においても、依然として財投計画の原資の中核を担っている。
- ② 郵便貯金資金は、財投改革に伴う自主運用の例外として13年度から始まった財政力の弱い地方公共団体に対する貸付分であり、17年度末の財投計画残高は3.5兆円となっている。

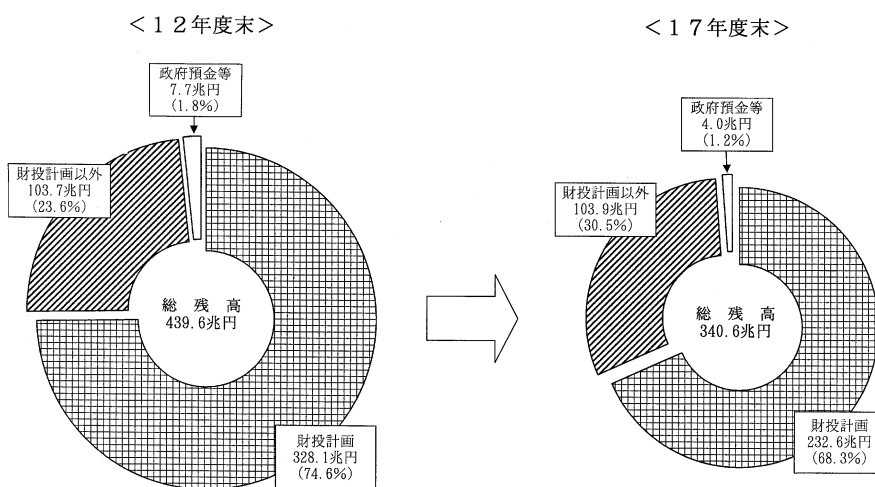
- ③ 簡易生命保険資金の財投計画残高は、12年度末の61.6兆円に対して17年度末では32.5兆円減の29.0兆円となっている。このように残高が減少しているのは、財投改革が開始された13年度以降、貸付先が財政力の弱い地方公共団体に限定されたことに加え、15年4月に簡易生命保険特別会計及び同特別会計から貸付けを受けていた簡易保険福祉事業団が廃止されてそれぞれの債権及び債務が日本郵政公社に承継され、債権者と債務者が同一となった結果、同特別会計が同事業団に対して12年度まで実施していた貸付けに係る分の14年度末残高14.2兆円が財投計画残高から差し引かれたことが大きく影響しているためである。
- ④ 産業投資の財投計画残高は、12年度末の3.3兆円に対して17年度末では微減の3.2兆円となっている。
- ⑤ 政府保証は、個別の審査を経た上で限定的に付与されているものであり、その財投計画残高は、12年度末の24.5兆円に対して17年度末では6.4兆円増の31.0兆円となっている。このように、残高が増加しているのは、民営化の方向性が示されている財投機関が市場から円滑に資金を調達できるようになるまでの間、過渡的措置として政府保証を付与しているなどのためである。

(2) 財政融資資金の運用

ア 財政融資資金の運用等の構成

財政融資資金について、財投計画に係る運用、財投計画以外の運用、政府預金等に区分し、その運用等の構成を財投改革直前の12年度末と17年度末とで比較すると、図4のとおりとなっている。

図4 財政融資資金の運用等別構成



財政融資資金の総残高は、12年度末の439.6兆円に対して17年度末では98.9兆円減の340.6兆円となっている。

このうち、財投計画に係る運用の残高は、前記のとおり、12年度末の328.1兆円に対して17年度末では95.5兆円減の232.6兆円となっていて、全体に占める割合は74.6%から68.3%に減少している。

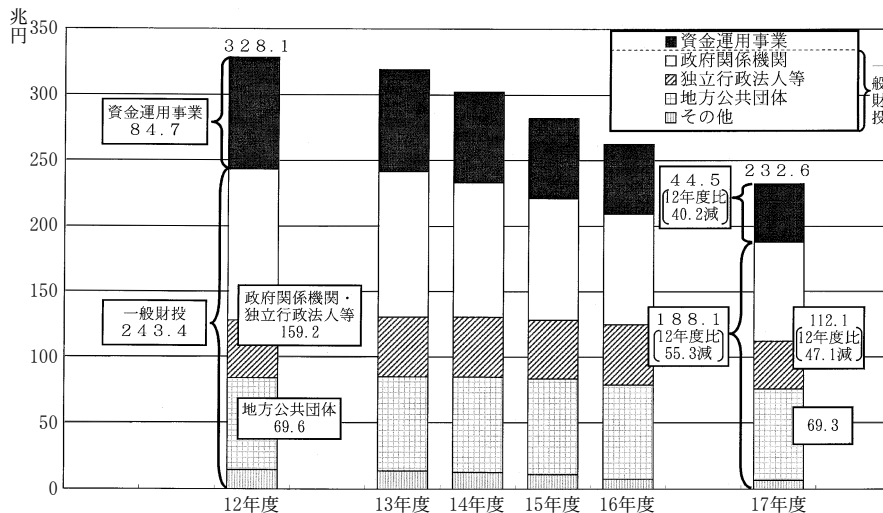
一方、財投計画以外の運用の残高は、12年度末の103.7兆円に対して17年度末では0.2兆円増の103.9兆円となっていて、全体に占める割合は23.6%から30.5%に増加している。

また、政府預金等の残高は、12年度末の7.7兆円に対して17年度末では3.6兆円減の4.0兆円となっていて、全体に占める割合は微減の1.2%となっている。

イ 財投計画に係る運用の状況

財投改革直前の12年度から17年度までにおける財投計画に係る運用の残高の推移についてみると、図5のとおりとなっている。

図5 財投計画に係る運用の残高の推移



(注) 資金運用事業には、年金資金運用基金(旧年金福祉事業団)の資金確保事業を含む。

財投計画に係る運用の残高を一般財投と資金運用事業の別にみると、一般財投の残高は、12年度末の243.4兆円に対して17年度末では55.3兆円減の188.1兆円となっている。また、資金運用事業の残高は、12年度末の84.7兆円に対して17年度末では40.2兆円減の44.5兆円となっている。

このように、財投計画に係る運用の残高が減少しているのは、財投改革が開始された13年度以降、一般財投において財投事業の重点化・効率化等を図ってきたためである。また、郵便貯金及び年金積立金の資金運用事業の廃止も大きく影響している。

さらに、一般財投に係る運用を財投機関別にみると、政府関係機関や独立行政法人等への貸付け等の残高は、12年度末の159.2兆円に対して17年度末では47.1兆円減の112.1兆円となっている。一方、地方公共団体に対する貸付けは、13年度から開始された財投改革において、地方公共団体の財政運営の自立性を高める観点から地方公共団体の資金調達に占める財政融資資金の比率を引き下げ、民間金融市場からの自主的な資金調達を促すことが適当であるなどとされたものの、財政力の弱い地方公共団体に対し国として引き続き配慮する必要があるなどとされた。これらのため、地方公共団体への貸付けの残高は、12年度末の69.6兆円に対して17年度末では69.3兆円となっていて、大きな変化はみられない状況である。

ウ 財投計画以外の運用等の状況

財投改革直前の12年度から17年度までにおける財投計画以外の運用及び政府預金等の残高の推移について、対象別にみると、表1のとおりとなっている。

表1 財投計画以外への運用等の残高の推移

(単位：億円)

区 分		12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	12年度末→17年度末 増減額
財投計画 以外の運用	国 債	572,948	605,045	570,361	490,449	458,242	387,776	△ 185,172
	交付税特会	300,436	263,777	296,560	300,276	299,583	299,985	△ 451
	厚生保険特会	14,792	14,792	14,792	14,792	14,792	14,792	—
	政府短期証券	—	—	47,999	105,998	174,998	214,982	214,982
	現 先 取 引	123,954	124,952	115,963	101,936	102,956	119,944	△ 4,010
	その他 (一般会計貸付け、外国債等)	25,334	20,514	15,862	6,393	3,697	2,180	△ 23,154
合 計		1,037,467	1,029,082	1,061,538	1,019,846	1,054,270	1,039,661	2,193
政府預 金等	政府 預 金	76,566	69,929	30,762	30,038	29,930	29,142	△ 47,423
	その他(未収収益等)	653	33,495	21,480	17,394	14,492	11,589	10,936
	合 計	77,219	103,425	52,242	47,433	44,423	40,732	△ 36,486

(注) 平成13年度より会計処理基準を現金主義から発生主義に変更しているため、12年度末の「その他(未収収益等)」欄には未収収益等の経過勘定に係るものは含まれていない。

(ア) 国債による運用

財投改革が開始された13年度以降は、財政融資資金特別会計が自ら財投債を発行することとなったことから、原則として新たな国債の引受けや購入は行わないこととしており、財投改革以前に引受けや購入を行った国債の償還が発生している。ただし、例外的に、20年度に国債の満期償還が集中することに備え、国債整理基金特別会計が行う国債の買入消却に伴い、15年度から17年度において、財政融資資金が保有している国債の一部について償還を受けると同時に、借換国債の引受けに応じている。

このようなことから、国債による運用残高は、12年度末の57.2兆円に対して17年度末では18.5兆円減の38.7兆円となっている。

(イ) 特別会計に対する短期運用

財政融資資金では、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)(以下「交付税特会」という。)、厚生保険特別会計(健康勘定)(以下「厚生保険特会」という。)へ短期の貸付けを行っている。

a 交付税特会への貸付け

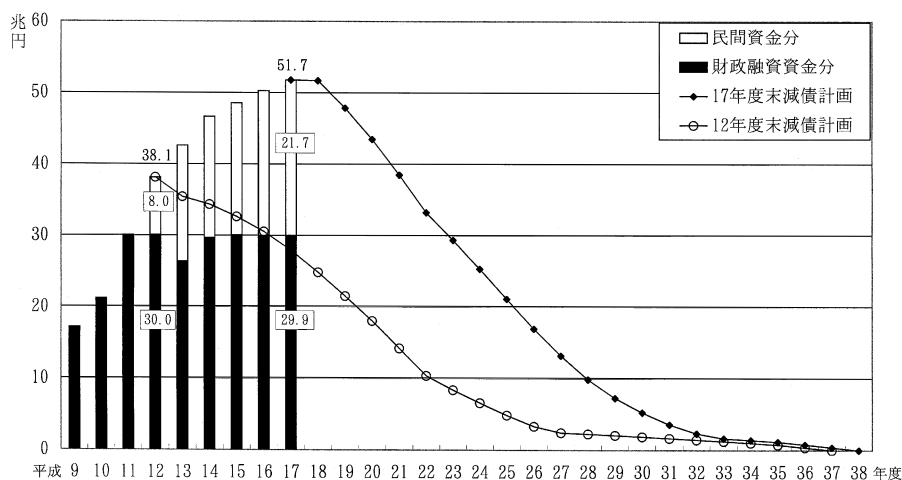
地方交付税の総額の決定に当たり、所定の方法によって算出すると、財源不足が見込まれたことから、地方財政の運営に支障が生じないよう地方交付税の所要額を確保するため、交付税特会において借入れが行われている。

交付税特会の借入金残高の推移をみると、図6のとおり、財投改革直前の12年度末38.1兆円(財政融資資金30.0兆円、民間資金8.0兆円)であったものが、17年度末51.7兆円(財政融資資金29.9兆円、民間資金21.7兆円)となっており、新規の増加分は民間借入れを基本としているため民間資金だけが13.6兆円増加していて、財政融資資金からの借入金残高はほとんど減少することなく30兆円程度で推移している。

交付税特会の借入金は、1年以内に償還することとされ、借入限度額を毎年度逡減することとした減債計画が定められているが、減債計画は借入金の増額に伴い数次にわたり見直されている。その結果、交付税特会が財政融資資金へ償還するに際して、短期の借換えを繰り返しており、借入金残高は、ほとんど減少していない。

このため、財政融資資金の交付税特会に対する短期貸付けは、財投改革開始後も貸付金残高の大部分が長期にわたって固定化を余儀なくされている状況となっている。

図6 交付税特会借入金残高の推移及び減償計画



b 厚生保険特会への貸付け

累積債務を弁済するために行った厚生保険特会の借入金に係る経費について、一般会計は厚生保険特会へ繰り入れることができるとされている。

そして、一般会計が発生利子相当分の繰入れを行っているため累積債務は増加していないものの、3年度以降、元本相当分は減少せず、年度末の借入金残高は1.4兆円で推移している。

このため、財政融資資金の厚生保険特会に対する短期貸付けは、交付税特会と同様、財投改革開始後も貸付金残高が長期にわたって固定化を余儀なくされている状況となっている。

(ウ) 政府短期証券の引受け

政府短期証券は、償還期間が原則13週間で、主に市中での公募により毎週発行され、17年度における公募による1回当たりの発行額は4兆円程度で、年間を通じてほぼ一定の発行額で推移している。

政府短期証券の発行に当たっては、市場の状況を勘案しつつ円滑かつ安定的に発行する必要があるとして、14年度以降、所要額の一部は財政融資資金等により引受けが行われている。財政融資資金における引受残高は、14年度末の4.7兆円に対して17年度末では16.6兆円増の21.4兆円となっており、財投計画の運用残高が減少している中で、政府短期証券の引受残高が増加している。

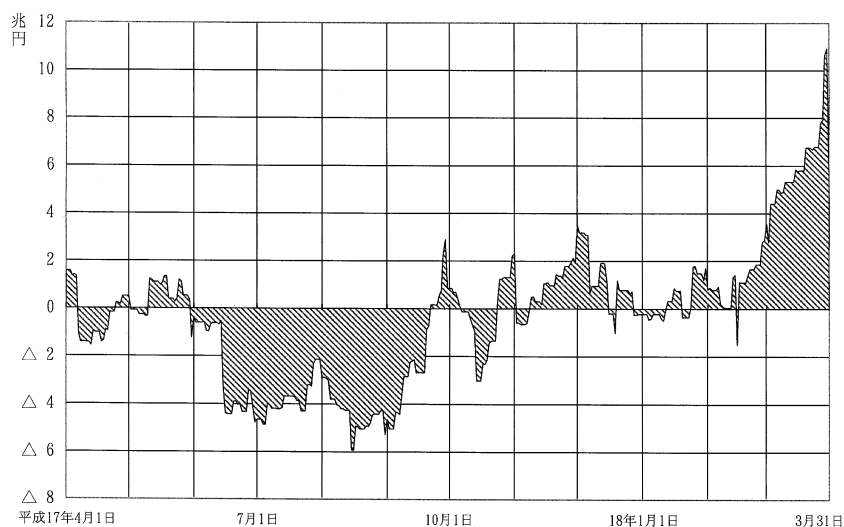
(エ) 資金繰り資金の現先取引による短期運用

財政融資資金では、財投改革が開始された13年度以降、一時的な資金の不足を補うため、短期の資金繰り手段として政府短期証券の一種である財政融資資金証券を自ら発行できることとなり、13年度には4兆円発行されている。しかし、政府短期証券の引受けを開始した14年度以降、財政融資資金証券の発行は行われておらず、受入れよりも支払が多額となる日の支払に支障が生じないよう、あらかじめ資金繰り資金を用意し、これを充当することになっている。

預託金の受入れ・払戻し、貸付けの時期等は毎年度異なるものではあるが、17年度における資金繰り資金を充当する前の受払の状況は、図7のとおり、財投機関に対する貸付けや回収等の財政融資資金の日々における受払の結果、6月から9月にかけての支払超過が大きく、最大で5.9兆円の支払超過となっており、これらに見合った金額の資金繰り資金を充当する必要が生じ

ている。その後は受入超過傾向が続き、年度末近くには一時的に10兆円を超える受入超過(年度末は5.6兆円)となっている。

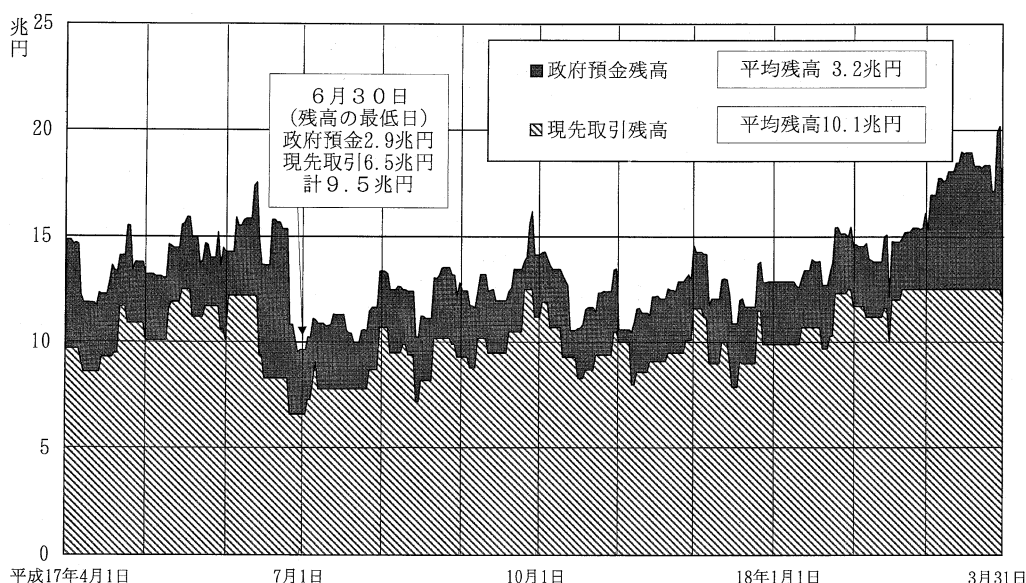
図7 財政融資資金の受払状況(平成17年度)



財政融資資金では、あらかじめ用意している資金繰り資金を政府預金で保有しておくほか、これよりも有利な運用とするため、その一部について日本銀行との間で国債の現先取引を行っている。この現先取引は、1箇月から2箇月後に運用金利を考慮した一定の額で売り戻すことを条件に国債を時価で購入し、その間の利息相当額を得るものである。

財投機関や預託者の都合により急な融資の申込みや払戻要求があった場合等を勘案し、資金繰り資金の残高は、ある程度の余裕を持つておくことが必要であるが、支払超過に対して充当した後の資金繰り資金の残高の状況についてみると、17年度では、図8のとおりとなっており、その年間平均残高は、政府預金3.2兆円、現先取引10.1兆円、合計13.3兆円となっている。そして、残高が最も低かった6月下旬においても、それぞれ2.9兆円、6.5兆円、合計9.5兆円の資金繰り資金を保有している状況である。

図8 財政融資資金の資金繰り資金の残高の推移(平成17年度)

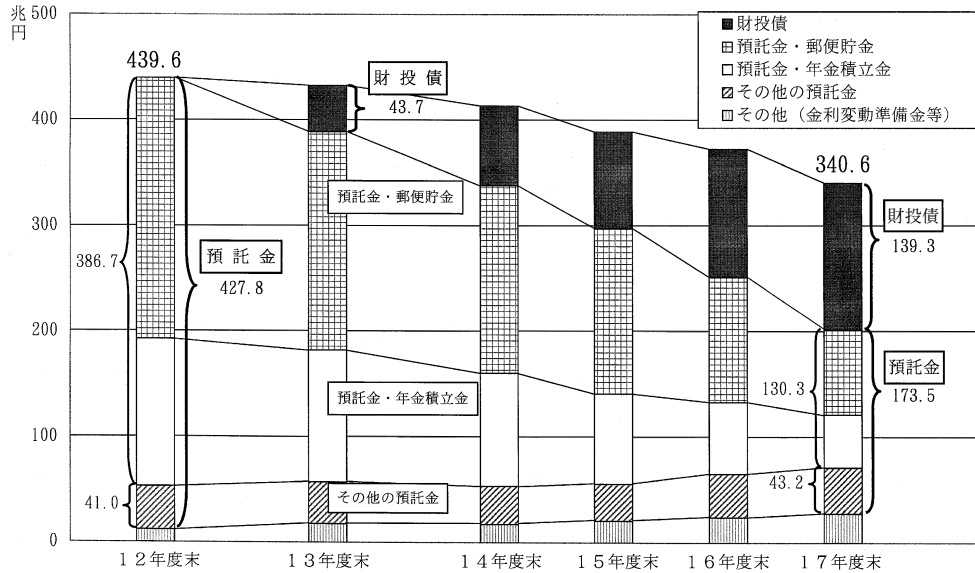


(3) 財政融資資金の調達

ア 財政融資資金の調達の財源構成

財投改革直前の12年度から17年度までの年度末における財政融資資金の残高の推移を預託金、財投債等の財源別にみると、図9のとおりとなっている。

図9 財政融資資金の財源別残高の推移



上記財源のうち預託金の年度末残高は、12年度末の427.8兆円に対して17年度末では254.2兆円減の173.5兆円となっている。これは、13年度に預託義務が廃止された郵便貯金及び年金積立金の預託金の払戻しが行われていることから、両預託金の残高が、12年度末の386.7兆円に対して17年度末では256.4兆円減の130.3兆円となっていることが大きく影響している。一方、その他の預託金(他の特別会計等からの積立金及び余裕金)の年度末残高は、12年度から17年度まで40兆円前後で推移し、ほとんど変動していない。

財投債の年度末発行残高は、預託金に代わる財源として年々増加しており、13年度末の43.7兆円に対して17年度末では約3倍の139.3兆円となっている。しかし、近年では財投計画の貸付規模が年々縮小され、新規の貸付けより回収金が多額であることなどから、財投債の年度末発行残高の増加額は、預託金の年度末残高の減少額と比べて小さくなっている。

なお、財投債は、市場での公募を基本としているが、郵便貯金及び年金積立金の預託金の払戻しがおおむね完了する19年度までの経過措置として、財政融資資金における既往の貸付けの継続、市場に与える影響への配慮等のため、郵便貯金、年金積立金及び簡易生命保険それぞれの資金でその発行額の一部を引き受けることとしている。

イ 財投債発行計画額の算定方法及び発行実績

毎年度の財投債の発行計画額は、財政融資資金全体の資金収支の中でその所要額が決定される。

具体的には、財投計画に係る新規の貸付け、預託金の払戻し、財投債の償還等による資金の支払額から、財投計画に係る貸付金の回収、預託金の受入れ、運用していた国債の償還等による資金の受入額を差し引き、その資金不足額を財投債の発行計画額としている。

財投債の発行が開始された13年度から18年度までにおける財政融資資金の資金収支、財投債発行額等の計画額及び実績額(18年度は計画額のみ)は、表2のとおりとなっている。



表2 資金収支、財投債発行額等の計画額及び実績額の推移

① 資金収支

(単位：兆円)

資金の 出入り	事 項	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
資金の 出 (財投債 増要因)	財投計画に係る新規の貸付け等	26.1	18.7	21.0	14.7	16.8	13.2	14.1	12.7	11.0	9.4	9.8
	預託金の払戻し等	54.0	56.7	51.4	51.0	45.5	44.0	55.6	49.6	56.9	53.1	44.7
	財投債の償還	—	—	—	—	12.2	12.2	10.3	10.3	10.4	10.4	26.0
	資金の出 計 A	80.1	75.4	72.4	65.8	74.5	69.5	80.1	72.8	78.3	73.0	80.6
資金の 入り (財投債 減要因)	財投計画に係る貸付金等の回収	28.6	28.7	31.9	32.7	31.6	34.1	32.2	33.4	37.1	39.4	29.9
	国債の償還による資金の受入れ等	7.5	2.9	6.1	5.1	12.8	11.2	6.6	6.2	9.8	11.0	23.5
	資金の入り 計 B	36.2	31.6	38.1	37.8	44.5	45.4	38.8	39.6	47.0	50.5	53.4

② 財投債発行額、余剰資金の発生額等

事 項	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
資金不足額 C = A - B	43.8	43.7	34.3	27.9	30.0	24.1	41.3	33.1	31.3	22.5	27.2
資金不足額の減 (計画-実績)	0.1		6.4		5.8		8.1		8.7		
財投債発行額 (計画、実績) D	43.8	43.8	34.3	31.8	30.0	28.5	41.3	40.1	31.3	28.2	
財投債発行額の減 (計画-実績)	0.0		2.5		1.5		1.1		3.0		
余剰資金の発生額 D - C (実績)	0.0		3.9		4.3		7.0		5.6		

(注) 上記事項のうち、「資金の出」の預託金の払戻し等は、財投改革に伴い預託義務が廃止された郵便貯金及び年金積立金の払戻し及び特別会計等からの預託金の受払である。また、「資金の入り」の国債の償還による資金の受入れ等は、運用していた国債の償還、短期運用の貸付金の貸付け・回収のほか、財政融資資金特別会計の収支の結果生じる差額等である。

17年度における計画についてみると、資金収支の計画額は、財投計画に係る新規の貸付けや預託金の払戻し等による「資金の出」を78.3兆円、財投計画に係る貸付金等の回収等による「資金の入り」を47.0兆円とし、差引き31.3兆円が資金不足額となるとして、その同額を財投債発行計画額としている。この考え方は、13年度から16年度における各年度とも同様となっている。

一方、17年度における実績についてみると、資金収支の実績額は、「資金の出」73.0兆円に対して「資金の入り」50.5兆円となっていて、差引き22.5兆円(計画額より8.7兆円減)が資金不足額となっているが、財投債発行実績額は計画額から3.0兆円減額した28.2兆円で、5.6兆円の余剰資金が新たに発生している。13年度は少額であるが、14年度から16年度までの各年度においては、3.9兆円から7.0兆円の余剰資金が発生している。

財務省の説明によれば、このように余剰資金が発生しているのは、郵便貯金及び年金積立金への巨額の預託金の払戻しを続けている19年度までは、十分な資金の流動性を確保する必要があり、特に15年度以降、郵政改革の進捗が予想され、郵便貯金による財投債の引受方針が必ずしも明確ではなかったことなどを総合的に勘案し、当該年度において翌年度の計画を策定するに当たり、後年度の運用資金として確保することとしたためであるとしている。

この結果新たに発生した余剰資金は、政府短期証券の引受けや国債の現先取引として運用され、年々その運用額が累増してきた。

財務省では、これらの余剰資金を取り崩すことによって後年度の財投債発行額を抑制することにしており、18年度計画においては、運用している政府短期証券等の残高の一部を取り崩すことにしている。

政府短期証券等により運用を行う場合には、財投債の調達金利(17年度の平均利率0.8771%)と比べて極めて低利(同 政府短期証券0.0025%、現先取引0.0010%)の運用を行うことになる。今後は郵便貯金及び年金積立金への巨額の預託金の払戻しも終了することから、これらの余剰資金を活用して、真に必要な資金の調達となるよう可能な限り財投債の発行額を抑制していく必要がある。

(4) 財政融資資金における資産・負債の管理

財投改革前の資金調達は、預託義務が課せられていた郵便貯金及び年金積立金を主とする7年満期の預託金が主体であり、能動的に負債側(預託金等)を管理することが困難であったことから、資金運用部では、資産・負債の管理について、資産側(貸付金等)の管理を中心に行っていた。

これに対し、13年度の財投改革開始後は、郵便貯金及び年金積立金の預託義務を廃止し、期間が2年から30年の財投債を発行しての調達が主体となったことに加え、一律に設定されていた貸付金利が基本的に貸付期間に応じ国債の市場金利を基準として設定されることとなったことなどから、それまで以上に市場原理との調和が図られるようになった。これに伴い、財政融資資金の資産・負債構造は、金利変動の影響をより受けることになり、資産・負債の管理の重要性が一層増してきている。

財政融資資金は、民間では困難な長期の貸付けを行っており、資産側(貸付金等)の運用期間が負債側(財投債、預託金等)の調達期間に比べて長い場合、金利下降局面では資金調達コストが運用利回りよりも先に低下して利益を発生させる一方、金利上昇局面では資金調達コストが運用利回りよりも先に上昇して損失を発生させる要因となる金利リスクを有している。

そこで、資産側では、約定期間が10年を超える長期の貸付けにおいて、適用する金利を5年や10年ごとに見直すことを条件とした貸付けを行うなどして、実質的な運用期間の短期化を図るとともに、負債側では、財投債の発行年限について、市場に与える影響や普通国債とのバランスにも配慮しつつ、国債全体の発行年限の中で可能な限り長期なものとするなどにより、調達期間の長期化を図ることとしている。

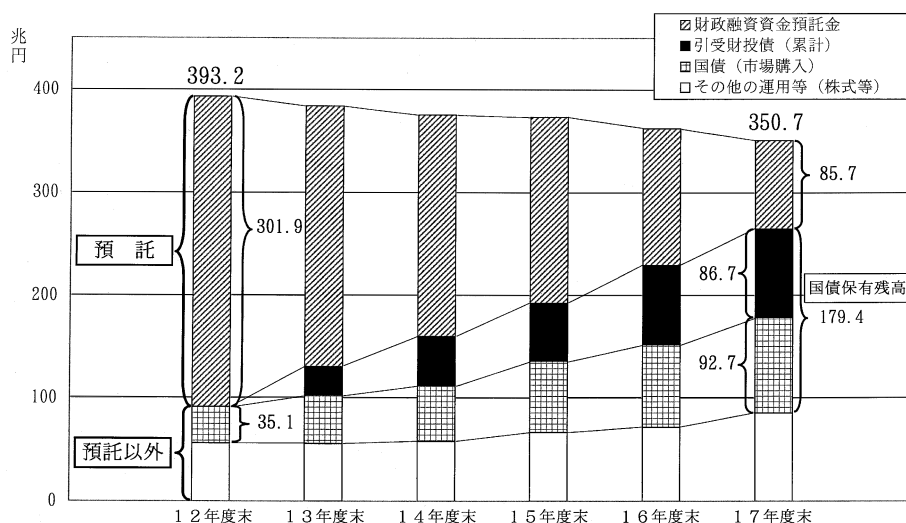
ちなみに、当年度中に新規に発生した財投計画に係る運用(地方公共団体分を除く。)及び調達(約定期間1年以上の預託金、財投債)の平均期間(運用は実質的な運用期間)について、財投改革直前の12年度と17年度を比較すると、12年度の運用期間14.8年、調達期間5.8年が、17年度は9.2年、7.2年となっていて、両期間の差は、8.9年から1.9年に縮小している。また、17年度中に新規に発生した地方公共団体に対する貸付金の平均約定期間は20.0年となっているが、金利の見直し条件を考慮した実質的な平均運用期間は17.5年となっている。

(5) 財投改革に伴う郵便貯金及び年金積立金の資金の流れ

財投改革開始後、郵便貯金及び年金積立金はそれぞれ原則として市場において自主運用されることとなったが、その自主運用は、事業の健全な経営を確保するため、運用計画、運用方針等に基づき、資産のリスク・リターン、負債コスト等の分析を踏まえ、資産構成割合の目標を定めるなどして実施されている。

財投改革直前の12年度から17年度までの郵便貯金及び年金積立金の資金運用残高の推移は、図10のとおりとなっている。

図10 郵便貯金及び年金積立金の資金運用残高の推移

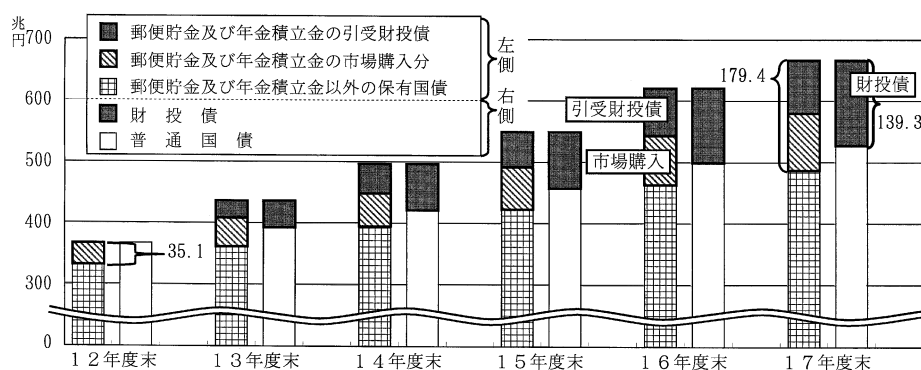


- 注(1) 預託金は、資金運用事業のための借入金見合いの預託金を除く。
- 注(2) 国債(市場購入)には、資金運用事業により保有している国債を含む。
- 注(3) 引受財投債は引受額の累計(償還額を考慮)である。また、自主運用により購入した国債は国債保有額から引受財投債を控除した額である。
- 注(4) 郵便貯金及び年金積立金の国債への運用額は、企業会計原則等により作成された貸借対照表から引用しているため、額面金額とは一致しない。

このように、財政融資資金への預託金残高(資金運用事業のための借入金見合い分を除く。)は、12年度末の301.9兆円に対して17年度末では85.7兆円と216.2兆円減少しているのに対し、国債保有残高は12年度末の35.1兆円に対して17年度末では179.4兆円と144.3兆円増加している。そして、資金運用残高が12年度末の393.2兆円から17年度末の350.7兆円と42.4兆円減少していることを考慮すると、結果として、預託金残高の減少額分の大部分が国債に運用されている状況となっている。

また、財投改革直前の12年度から17年度までの各年度末における我が国の国債発行残高に占める郵便貯金及び年金積立金の国債保有残高及び財投債発行残高の推移は、図11のとおりとなっている。

図11 国債発行残高に占める「郵便貯金及び年金積立金の国債保有残高(左側)」及び「財投債の発行残高(右側)」の推移



- (注) 郵便貯金及び年金積立金の国債への運用額は、企業会計原則等により作成された貸借対照表から引用しているため、額面金額とは一致しない。

自主運用の結果として13年度から17年度までに増加した郵便貯金及び年金積立金の国債保有残高144.3兆円は、13年度以降に発行された財投債の17年度末残高139.3兆円と同程度の規模となっている。

(6) 財政融資資金特別会計の決算等の状況

ア 歳入歳出決算の状況

17年度における財政融資資金特別会計の歳入歳出決算では、歳入47兆8753億余円、歳出43兆9245億余円となっていて、3兆9507億余円の剰余を生じている。

主な歳入は、財投債発行収入である公債金28兆2494億余円、財政融資資金より受入10兆4408億余円、利子収入9兆1434億余円で、主な歳出は、財政融資資金へ繰入28兆2494億余円、国債整理基金特別会計へ繰入11兆5866億余円、預託金利子3兆5054億余円である。

17年度の歳入歳出決算を財投改革直前である12年度の歳入歳出決算と比較すると、12年度では歳入16兆4056億余円、歳出12兆8790億余円となっていて、財投改革開始後に財投債の発行・償還に係る金額が計上されるようになったことに伴い、歳入歳出規模は増大し、歳入で2.9倍、歳出で3.4倍となっている。

イ 損益の状況

17年度における財政融資資金特別会計の損益では、利益8兆8805億余円に対し損失5兆2698億余円、差引き3兆6107億余円の本年度利益となっている。

主な利益は、貸付金利子7兆4447億余円、有価証券利子1兆3957億余円で、主な損失は、預託金利子3兆5187億余円、財投債発行に伴う公債金利子1兆1296億余円である。

17年度の損益を財投改革直前である12年度の損益と比較すると、12年度では利益16兆4056億余円(うち貸付金利子12兆4193億余円、有価証券利子3兆2781億余円)、損失12兆8790億余円(うち預託金利子12兆3266億余円)、差引き3兆5265億余円となっていて、本年度利益はほぼ同程度の規模であるが、貸付金及び預託金の規模の縮小や近年の金利低下の影響等により貸付金利子及び預託金利子が減少したことに伴い、損益全体の規模は5割近く縮小している。

ウ 繰越利益の状況

財投改革が開始された13年度以降、損益計算上生じた本年度利益は、翌年度に繰越利益として整理されることとなっている。そして、この繰越利益は、貸借対照表上の資産合計額の1000分の100に相当する額に達するまでは金利変動準備金として、1000分の100に相当する額を超える部分は別途積立金として、貸借対照表上に区分して表示されることとなっている。

財投改革直前の12年度から17年度における本年度利益及び繰越利益の推移は、表3のとおりである。

表3 本年度利益及び繰越利益の推移

(単位：億円)

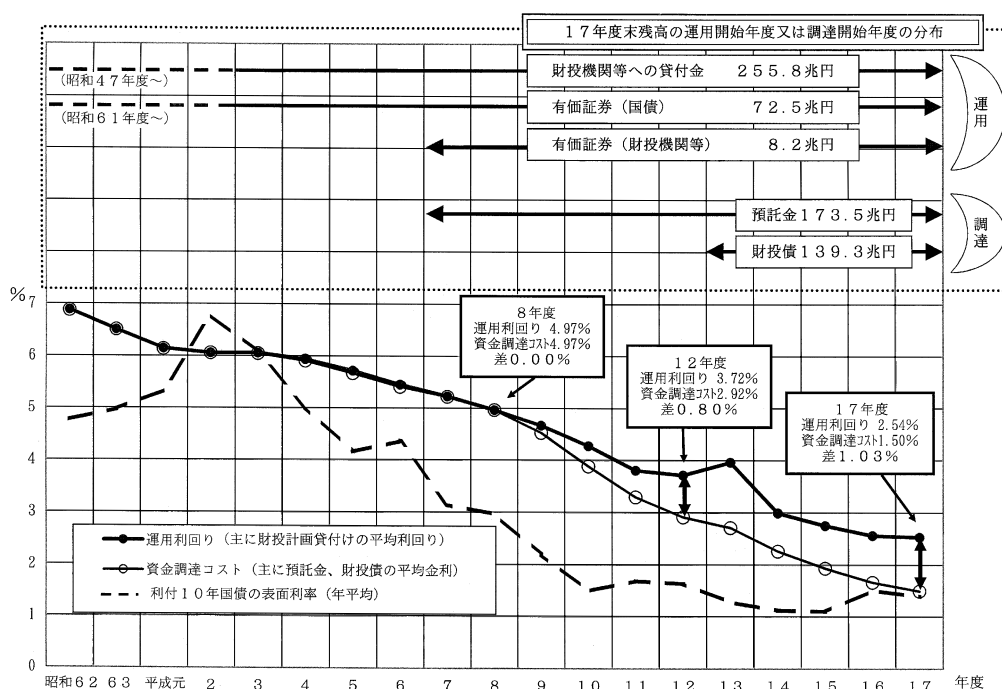
区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
本年度利益	35,265	54,021	30,957	32,773	33,467	36,107
繰越利益(年度末残高)	50,403	85,669	139,690	170,648	203,421	236,889

(注) 平成12年度以前は現金主義ベース、13年度以降は発生主義ベースである。

近年では毎年度3兆円を超える本年度利益が発生しており、繰越利益の年度末残高は、12年度末の5兆0403億余円に対して17年度末では23兆6889億余円(資産合計額の1000分の69相当額)と4.6倍になっている。そして、繰越利益の全額が金利変動準備金として整理されている。

昭和62年度から平成17年度までの間における運用利回りと資金調達コストの推移をみると、図12のとおりとなっている。

図 12 運用利回りと資金調達コストの推移



(注) 運用利回りは、運用収入を財政融資資金の日々の平均残高で除し、資金調達コストは、支払利息、事務費等の合計を同平均残高で除したものである。

なお、平成12年度以前は現金主義ベース、13年度以降は発生主義ベースである。

8年度までは運用利回りと資金調達コストにほとんど差がなかったが、9年度以降は運用利回りが資金調達コストを上回り、年々、金利差が拡大する傾向にある。8年度と17年度を比較すると、運用利回りが4.97%から2.54%、資金調達コストが4.97%から1.50%へとそれぞれ減少しているが、資金調達コストの減少が大きいため金利差は0.00%から1.03%へと増加している。

財投改革が開始された13年度以降、貸付金、預託金等の規模が縮小されているにもかかわらず、毎年度3兆円を超える本年度利益が発生しているのは、資金の調達期間(17年度末残高の平均約定期間7.8年)が資金の運用期間(同12.6年)より短いため、近年の長期にわたる金利下降局面では資金調達コストの方が運用利回りよりも先に低下していることなどによるものである。今後も低金利が続いた場合には、運用利回りも低下して金利差が縮小し、黒字幅も縮小することが見込まれる。

なお、財投計画の規模の縮小に伴い、財政融資資金特別会計の資産の縮小が見込まれることや低金利が継続していることから、国の厳しい財政状況にかんがみ、国債残高の圧縮に充てるため、18年度に、金利変動準備金(17年度末残高23.6兆円)のおおむね2分の1に相当する12兆円が国債整理基金特別会計に繰り入れられることとなった。

#### エ 財政融資資金の貸付けに係る繰上償還

資金運用部資金が行う財投計画に基づく貸付けにおいて、財投機関からの繰上償還については基本的に応じないこととされていたが、民間金融市場との整合性を一層促進するため民間金融機関に倣い、9年4月から補償金の支払を前提とした繰上償還ルールが導入され、財投改革が開始された13年4月には、全財投機関との間で補償金の支払を前提とした繰上償還ルールが導入された。こ

の補償金は、貸付金の元本及び利子額に係る割引現在価値と繰上償還額との差額分とすることとされている。このように、補償金なしでの繰上償還は原則認められていないが、財投改革以降の例外的な措置として、16年12月に、①繰上償還の対象となる業務からの撤退を含む抜本的な事業見直しが行われること、②撤退事業の経理を明確にすること、③経営改善計画が策定されること、④最終的な国民負担を軽減するためにやむを得ないと認められることの要件を満たした上で、法律に基づく繰上償還に係る補償金を免除することが財政制度等審議会において了承されている。

17年度においては、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)等に基づき、独立行政法人都市再生機構3兆1730億余円、年金資金運用基金2兆0294億余円、住宅金融公庫1兆6000億円、計6兆8025億余円について、繰上償還が行われている。そして、これらに対して、それぞれ9018億余円、3327億余円、4256億余円、計1兆6602億余円の補償金を免除している。

このように繰上償還に係る補償金を免除した場合、財政融資資金特別会計の損益計算上、将来の運用収入の減少という形で現れるものであるため、直ちに損失として現実化するものではないが、財投機関に発生するコストである補償金相当額を財政融資資金特別会計が負担することになる。

#### [4] まとめ

##### (1) 財投計画の実績額及び残高の推移

財投改革が開始された13年度以降、財投計画の実績額(年度中の執行実績ベース)、財投計画残高ともに減少してきている。これは、財投事業に対する一般財投の規模の縮小、資金運用事業の廃止等のため、財政融資資金が減少していることなどによる。

このような状況において、財投計画残高全体に占める財政融資資金の割合は、一般財投計画額(当初計画ベース)がピークとなった8年度以降8割程度で推移しており、財政融資資金は、依然として財投計画の原資の中核を担っている。

一方、民営化の方向性が示されている財投機関が市場から円滑に資金を調達できるようになるまでの間、過渡的措置として政府保証を付与していることなどから、政府保証が増加している。

##### (2) 財政融資資金の運用

財投改革が開始された13年度以降、財投計画に係る運用の残高は、一般財投において財投事業の重点化・効率化等を図ってきたことなどにより減少しているが、財投計画以外の運用の残高は微増となり、その割合は相対的に増加している。そして、財投計画以外の運用では、一部の特別会計に対する短期の貸付金残高が長期にわたり固定化を余儀なくされていたり、政府短期証券の引受けが増加したりするなどしている。

##### (3) 財政融資資金の調達

財投改革が開始された13年度以降、預託金の残高は、郵便貯金及び年金積立金の預託義務が廃止されたことにより大幅に減少している。これに代わる財源として財投債が発行されているが、財投計画の貸付規模が縮小されるなどしているため、財投債の増加額は預託金の減少額と比べて小さくなっている。

また、財投債の発行額は、財政融資資金全体の資金収支の中でその資金不足額を算定して計画されるが、財務省では、郵便貯金及び年金積立金への巨額の預託金の払戻しを続けている19年度まで

は、十分な資金の流動性を確保する必要があるとしていることなどから、発行実績額は資金不足額以上となっている。その結果、余剰資金が新たに発生し、これを政府短期証券等で運用してきた。しかし、今後は預託金の払戻しも終了することから、これらの余剰資金を活用して、真に必要な資金の調達となるよう可能な限り財投債の発行額を抑制していく必要がある。

(4) 財政融資資金における資産・負債の管理

財投改革が開始された13年度以降、財投債を発行しての調達が主体となったことに加え、貸付金利が貸付期間に応じて設定されることとなったことなどから、それまで以上に市場原理との調和が図られるようになった。これに伴い、財政融資資金の資産・負債構造は、金利変動の影響をより受けることになり、資産・負債の管理の重要性が一層増してきている。

(5) 財投改革に伴う郵便貯金及び年金積立金の資金の流れ

財投改革が開始された13年度以降、郵便貯金及び年金積立金は原則として市場において自主運用されることとなったが、その結果、財政融資資金への預託金残高の減少額分の大部分が国債に運用され、国債保有残高の増加分は、財投債の発行残高と同程度の規模となっている。

(6) 財政融資資金特別会計の決算等の状況

財政融資資金特別会計の損益の規模は、貸付金及び預託金の規模の縮小や近年の金利低下の影響等により5割近く縮小しているものの、運用利回りと資金調達コストの金利差は財投改革前と比較して近年では大きくなっているため、結果として本年度利益の額はほぼ同額で推移し、財投改革が開始された13年度以降、繰越利益残高が増加している。今後も低金利が続いた場合には、運用利回りも低下して金利差が縮小し、黒字幅も縮小することが見込まれる。

また、財投改革が開始された13年4月には、全財投機関との間で補償金の支払を前提とした繰上償還ルールが導入されたが、例外的な措置として、法律に基づく繰上償還に係る補償金を免除した場合には、財投機関に発生するコストである補償金相当額を財政融資資金特別会計が負担することになる。

## 2 国税収納金整理資金の状況

### [1] 国税収納金整理資金の概要

(1) 国税収納金整理資金の設置

国税収納金整理資金(以下「資金」という。)は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号。以下「資金法」という。)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。

資金が設置される以前は、一般会計において、納税者から納付された国税は歳入として、過誤納金の還付金等は歳出として、それぞれ経理されていたことから、納税者に対する還付金の支払が予算上の制約を受けることとなり、迅速に行わなければならない還付事務に影響を与え、ひいては還付加算金の増加を来すなどしていた。このため、財政法(昭和22年法律第34号)第44条の規定に基づき、歳入歳出外として経理される資金を設置して、国税をすべてこの資金に受け入れ、過誤納金の還付金等をこの資金から支払うことにより還付事務の迅速化を図るなどしたものである。

(2) 資金の受入れ及び支払

資金法によれば、国税収納金等として資金に受け入れるものは、現金(証券を以てする歳入納付に関する法律(大正5年法律第10号)により現金に代えて納付される証券を含む。)で収納された国税(自動

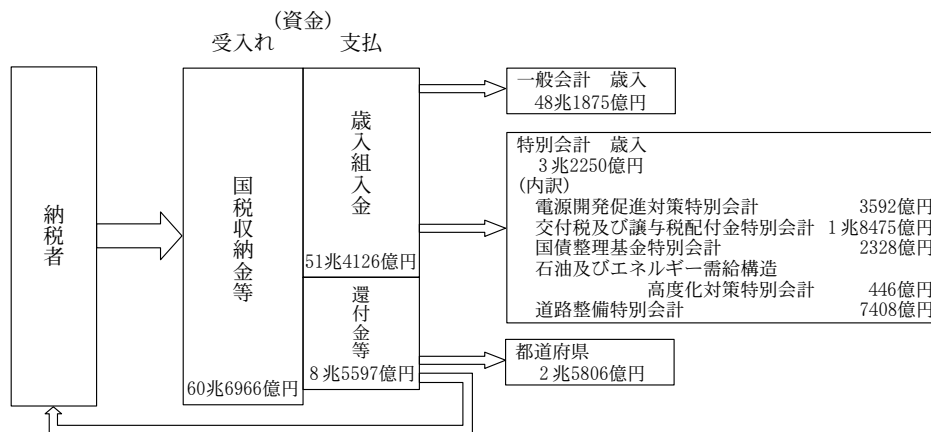
車重量税法(昭和46年法律第89号)に規定する自動車重量税印紙に係る収入金を含む。)地方消費税、滞納処分費及び返納金(以下「国税等」という。)である。このうち国税は、本税、加算税、延滞税等の租税収入であり、地方消費税は国(税務署及び税関)が消費税と併せて徴収を行っているものである。また、滞納処分費は国税の滞納処分による財産の差押、差押財産の保管・運搬・換価等に要した費用として受け入れているものであり、返納金は資金から過払いとなった支払金を受け入れているものである。

一方、資金から支払うものは、国税及び地方消費税の過誤納金の還付金、都道府県に対する地方消費税の払込みなど(以下「還付金等」という。)である。また、資金に受け入れた国税収納金等で当該年度に所属するものの額から、当該年度に支払決定をした還付金等の額を控除した額を、一般会計又は特別会計の歳入に組み入れることとされている(以下、この組入金を「歳入組入金」という。)

そして、資金への受入金又は資金からの支払金若しくは歳入組入金は、歳入歳出外と位置付けられており、日本銀行に設けられている政府預金において国庫金として統一的に経理されている。

このような資金の受入れ及び支払を概念図に示すと、図1のとおりとなっている。

図1 資金の受入れ及び支払の概念図(金額は平成17年度)



注(1) 特別会計の内訳の金額は、億円未満を切り捨てているため、各特別会計の金額を合計しても総計の金額と一致しない。

注(2) 資金の受入れと支払の差額は、主として都道府県に対する地方消費税の払込みに係る支払決定未済のものであり、翌年度へ繰り越されている。

(3) 国税等の徴収、収納及び還付金等の支払の概要

資金法等により、国税等の徴収の決定を行うのは国税収納命令官であり、また、納税者へ還付金等の支払を行うのは国税資金支払命令官であり、それぞれ税務署、国税局(沖縄国税事務所を含む。以下同じ。)、国税庁、税関(沖縄地区税関、支署等を含む。以下同じ。)及び財務本省に置かれている。

また、納税者から納付される国税等を収納するのは、税務署、国税局及び税関に置かれている国税収納官吏又は日本銀行代理店等の銀行・郵便局等である。

そして、毎年度における国税等の受入れ及び還付金等の支払の期限については、国税収納官吏が毎会計年度に所属する国税等を収納するのは翌年度の5月31日までとされ、国税資金支払命令官が毎会計年度に所属する資金の支払金について支払命令を行うのは当該年度の3月31日までとされている。ただし、都道府県に対する地方消費税の払込みについて、財務本省の国税資金支払命令官が支払命令を行うのは翌年度の5月31日までとされており、資金に受け入れた月の翌々月の末日までに払い込むこととされている。



また、歳入に組み入れる期限については、一般会計に係るものにあつては当該年度の6月(特別会計に係るものにあつては当該年度の5月)から翌年度の7月15日までとされており、各月ごとに歳入に組み入れることとされている。

(4) 国税等に関する計算書

国税収納命令官又は国税資金支払命令官は、国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和29年政令第51号)及び計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)により、収納済額等を記載した国税収納金整理資金徴収額計算書又は支払決定済額等を記載した国税収納金整理資金支払命令額計算書を作成し、両計算書に証拠書類を添えて、毎月、会計検査院に提出することとされている。

さらに、資金は、資金法により財務大臣が管理することとされており、財務省大臣官房会計課長は、計算証明規則に基づく指定により毎月の収納済額、支払決定済額、歳入組入額等を記載した国税収納金整理資金受払表及び国税収納金整理資金受払計算表を翌々月末日までに会計検査院に提出することとされている。

(5) 支出済歳出額に対する租税及印紙収入の割合

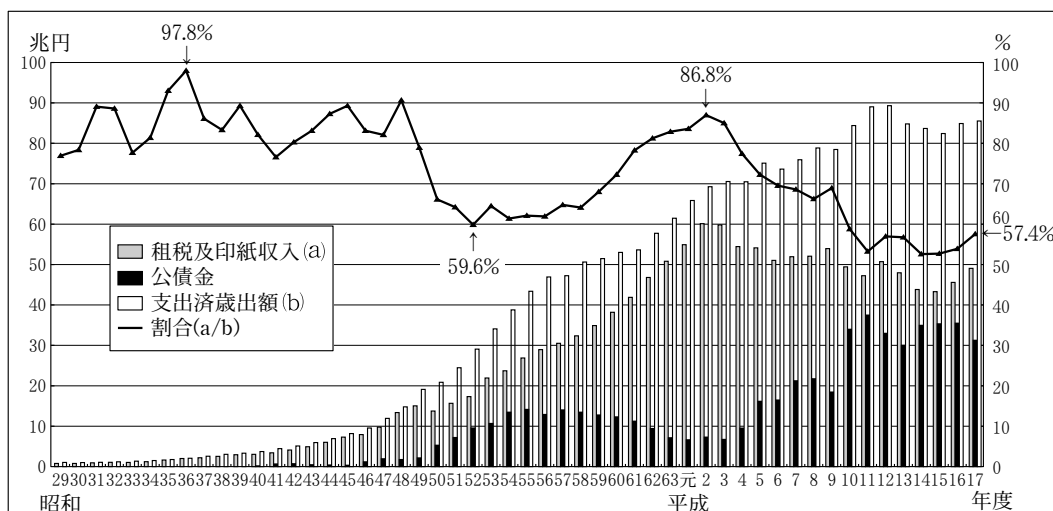
資金からの歳入組入金は、特定の税については、前記図1のとおり、5特別会計へ直接組み入れ、これ以外は一般会計へ組み入れることとされており、一般会計においては、資金からの歳入組入額と、資金を経由せず(注)に日本郵政公社から直接納付される印紙収入との合計額が「租税及印紙収入」となっている。

(注) 日本郵政公社が平成15年度に設立されるまでは、郵政事業特別会計から直接繰り入れられていた。

そこで、資金が設置された昭和29年度から平成17年度までの一般会計における支出済歳出額に対する「租税及印紙収入」の割合の推移をみると、図2のとおり、昭和36年度の97.8%から52年度の59.6%まで年ごとに増減を繰り返しながらも低下し、その後平成2年度の86.8%まで上昇したが、いわゆるバブルの崩壊により再び急激に低下した。そして、9年度に消費税の税率が4%に引き上げられたことから一時的に上昇したものの、依然として低下傾向は続いてきたが、近年は景気回復を反映してやや上昇傾向にあり、17年度は57.4%となっている。

一方、税収の不足分はほとんどが公債金でまかなわれており、10年度以降の公債発行額は13年度を除き毎年30兆円を超えている。

図2 支出済歳出額に対する租税及印紙収入の割合(昭和29年度～平成17年度)



[2] 検査の着眼点及び現状

本院では、税務署、税関等から提出された資金に関する計算書及び証拠書類について書面検査を行い、併せて実地検査を行っており、検査した結果を、「第3章 個別の検査結果」に「租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」などとして毎年度の決算検査報告において掲記してきた(17年度は、91、100ページ参照)。

これらに加え、近年、税に対する国民の関心が高まっていること、納税者が納めた国税等はすべて資金に受け入れられ、その大部分は国の一般会計の歳入の「租税及印紙収入」に組み入れられ、その歳入組入額は多額に上っていることから、資金の経理の状況を分析し、また、国税収納金等について、主な科目の月別の受払状況、徴収決定された国税等の不納欠損額、収納未済額及び債権現在額の状況を分析することとする。

(1) 資金の受払いの状況

17年度の資金の受払いの状況は、表1のとおりとなっている。

表1 資金の受払いの状況(平成17年度)

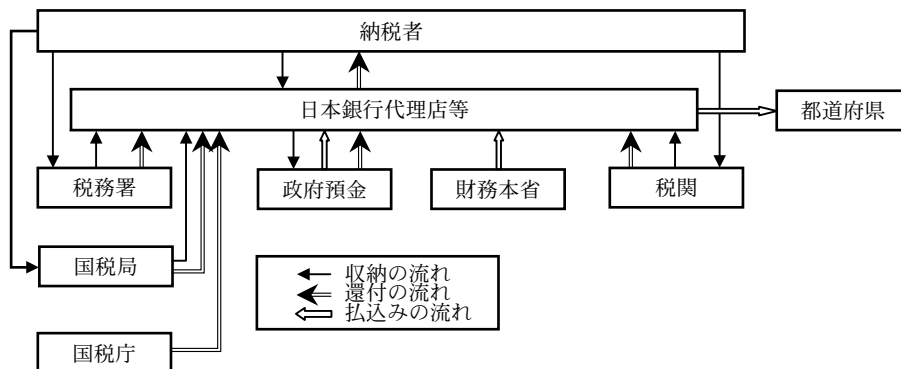
(単位：百万円)

受 入				支 払	
徴収決定済額 (a)	収 納 済 額 (b)	不 納 欠 損 額 (c)	収 納 未 済 額 (a-b-c)	支払決定済額	歳入組入額
61,909,397	60,696,673	174,720	1,038,003	8,559,779	51,412,653

ア 資金の受払いにおける現金の流れ

資金の受払いについて、現金の流れの概要を示すと、図3のとおりとなっている。

図3 現金(収納・還付・払込み)の流れの概要

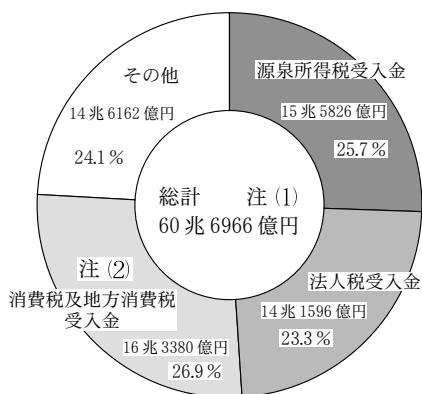


- ① 納税者が納める現金の流れをみると、税務署、国税局又は税関に直接納付する場合と、日本銀行代理店等の銀行・郵便局等に納付する場合があります、最終的に日本銀行に設けられている政府預金に受け入れられる。
- ② 納税者への還付金等の支払の流れをみると、税務署、国税局、国税庁又は税関は日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、日本銀行は金融機関を通じ納税者に振込等を行っている。
- ③ 都道府県に対する地方消費税の払込みの流れをみると、財務本省は日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、日本銀行は金融機関を通じ都道府県に振込を行っている。

イ 科目別受払状況

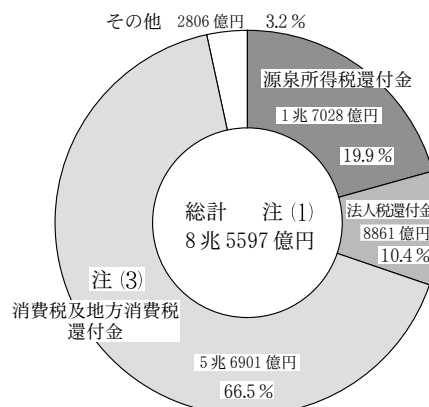
17年度の収納済額及び支払決定済額を科目別にみると、図4及び図5のとおり、いずれも源泉所得税、法人税、消費税及地方消費税の占める割合が高くなっていて、これら3科目の占める割合は収納済額で75.9%、支払決定済額で96.8%となっている。

図4 科目別収納済額(平成17年度)



その他の主な科目		
科目	収納済額	割合
揮発油税及地方道路税受入金	3兆2196億円	5.3%
申告所得税受入金	2兆9724億円	4.9%
相続税受入金	1兆6042億円	2.6%
酒税受入金	1兆5858億円	2.6%
自動車重量税受入金	1兆1451億円	1.9%
たばこ税及たばこ特別税受入金	1兆1229億円	1.9%
関税受入金	9346億円	1.5%

図5 科目別支払決定済額(平成17年度)



その他の主な科目		
科目	支払決定済額	割合
申告所得税還付金	1504億円	1.8%
石油石炭税還付金	706億円	0.8%
相続税還付金	386億円	0.5%

注(1) 科目別の金額は億円未満を切り捨てているため、各科目の金額を合計しても総計の金額と一致しない。

注(2) 消費税受入金と消費税及地方消費税受入金を合計したものである。

注(3) 消費税還付金と消費税及地方消費税還付金を合計したものである。

(2) 主な科目の受払状況等

前記のように、収納済額及び支払決定済額に源泉所得税、法人税、消費税及地方消費税の占める割合が高いことから、これら3科目について、収納済額及び支払決定済額やその背景となっている納税義務者数等、税率の推移及び月別の受払状況を分析することとする。

ア 源泉所得税

(ア) 源泉徴収義務者数及び税率の推移

給与、配当、報酬・料金等に係る所得税を源泉徴収して、国に納付する義務のある者を源泉徴収義務者という。

源泉徴収義務者数の推移についてみると、表2のとおり、8年以降はほぼ横ばいとなっている。

また、源泉徴収税率の推移については、図6のとおりとなっている。

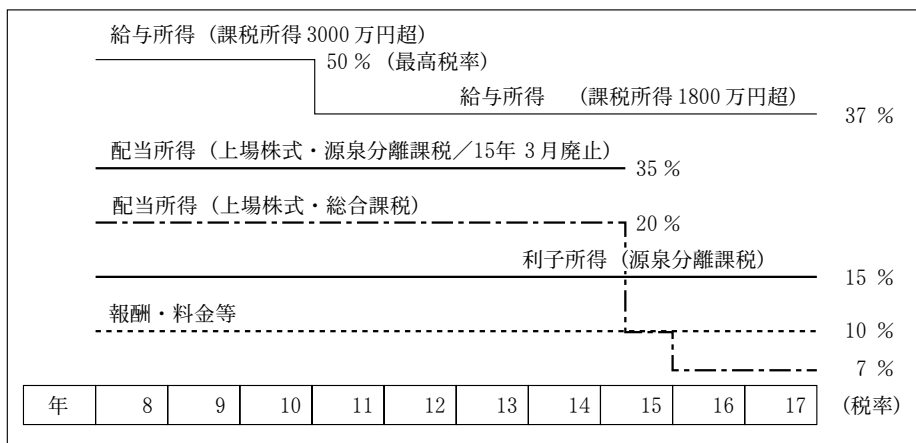
表2 源泉徴収義務者数の推移

(単位：千件)

年	区分	給与所得	配当所得	報酬・料金等	利子所得等	その他
8		3,972	261	3,197	55	26
9		4,005	201	3,231	54	26
10		4,021	182	3,240	52	26
11		4,006	159	3,242	55	27
12		3,997	147	3,248	50	27
13		3,987	144	3,228	49	28
14		3,952	138	3,216	48	28
15		3,906	129	3,222	45	25
16		3,883	127	3,151	43	26
17		3,867	129	3,105	42	26

(注) 各年とも、6月30日現在の源泉徴収義務者数で、国税庁の統計等による。

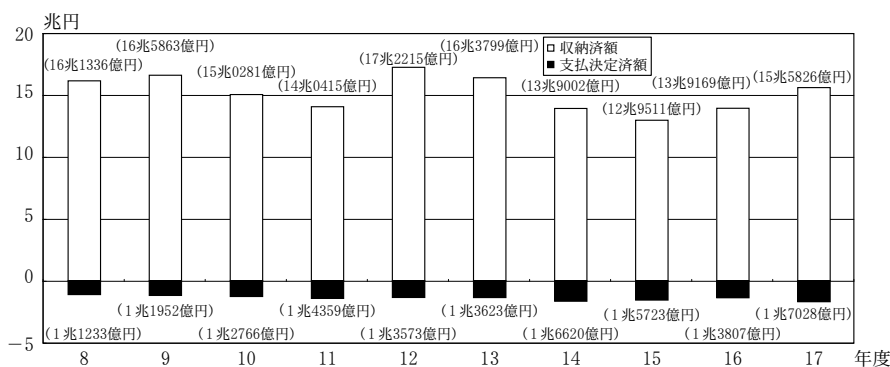
図6 主な源泉徴収税率の推移



(イ) 源泉所得税の収納済額及び支払決定済額の推移

源泉所得税の収納済額の推移についてみると、図7のとおり、10年に特別減税が、また、11年には恒久的な減税として給与所得の最高税率の引下げ及び定率減税がそれぞれ実施されたことなどにより、10年度から減少傾向にある中で、12、13両年度に一時的に増加しているのは、主に、高金利であった2年、3年に預けられた定額貯金が満期になり、これに係る利子所得が増加したことによるものである。そして、16、17両年度は景気回復の影響もあり増加している。

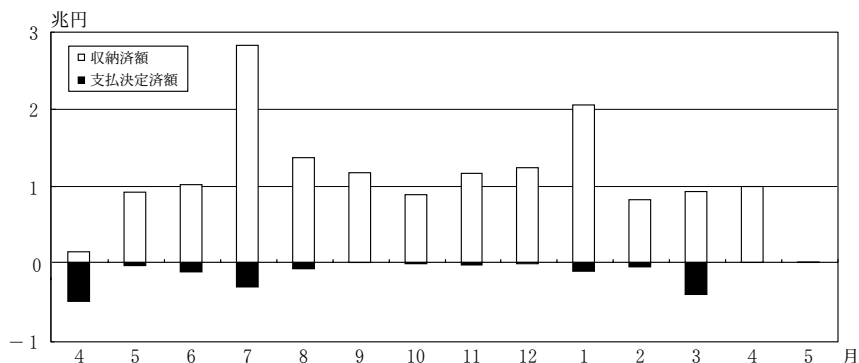
図7 源泉所得税の収納済額及び支払決定済額の推移(平成8～17年度)



(ウ) 源泉所得税の月別の受払状況

17年度における収納済額は15兆5826億円、支払決定済額は1兆7028億円であり、月別の受払状況についてみると、図8のとおり、受入れは7月・1月が他の月に比べ多くなっている。これは、源泉徴収義務者は、源泉所得税を徴収した日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないことから、6月・12月の賞与に係る源泉所得税が翌月の7月・1月に納付されること、特定の事務所等の給与等に係る源泉所得税については、源泉所得税の納期の特例を適用して年2回(7月・1月)にまとめて納付することが認められていることによるものである。また、支払は4月・3月が多くなっていて、これは、所得税の確定申告による還付が行われるためである。

図8 源泉所得税の月別の受払い(平成17年度)



イ 法人税

(ア) 法人数及び税率の推移

法人数の推移についてみると、表3のとおり、270万件から290万件とわずかずつであるが増加傾向にある。

また、法人税率の推移については、図9のとおりとなっている。

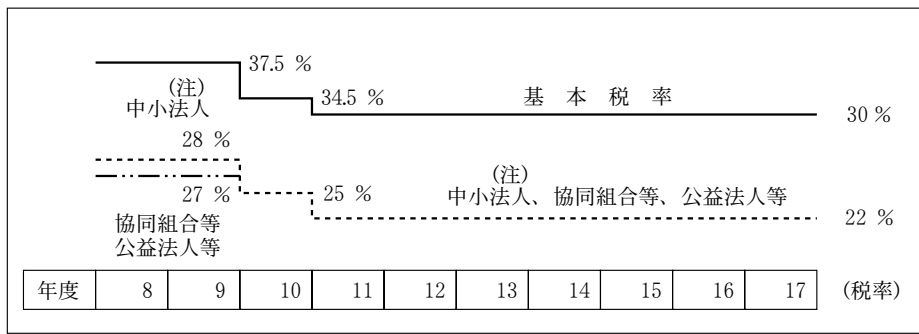
表3 法人数の推移

(単位：千件)

年	区分	普通法人	協同組合等	公益法人等	人格のない社団等	外国法人	計
8		2,612	57	24	6	1	2,700
9		2,649	56	24	6	2	2,738
10		2,704	56	25	7	2	2,793
11		2,730	55	26	7	3	2,820
12		2,764	54	26	8	3	2,855
13		2,792	54	27	8	4	2,885
14		2,812	53	29	9	4	2,908
15		2,797	52	32	11	5	2,896
16		2,818	51	34	11	5	2,920
17		2,843	51	37	12	6	2,949

(注) 各年とも、6月30日現在の法人数(清算中の法人は除く。)で、国税庁の統計等による。

図9 法人税率の推移

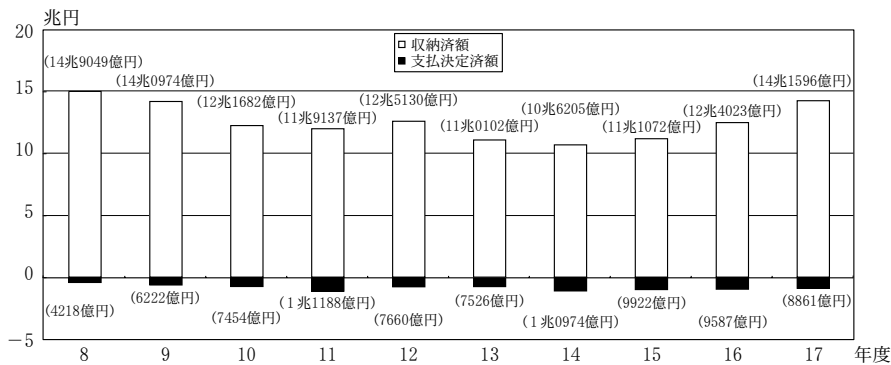


(注) 中小法人は資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であり、各事業年度の課税所得金額が800万円以下の部分については軽減税率が適用される。

(イ) 法人税の収納済額及び支払決定済額の推移

法人税の収納済額の推移についてみると、図10のとおり、景気低迷の影響や10、11両年の基本税率の引き下げなどにより9年度から減少傾向にあったが、景気回復の影響もあり15年度以降は増加傾向にある。

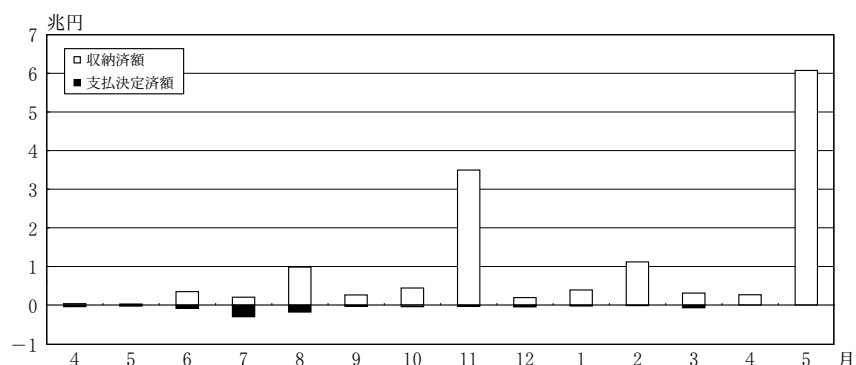
図10 法人税の収納済額及び支払決定済額の推移(平成8～17年度)



(ウ) 法人税の月別の受払状況

17年度における収納済額は14兆1596億円、支払決定済額は8861億円であり、月別の受払状況についてみると、図11のとおり、受入れは11月・5月が突出して多くなっている。これは、法人税の法定納期限は事業年度終了の日から2箇月以内とされており、事業年度期間を4月から翌年3月としている法人が最も多いことから、当該法人の確定申告及び中間申告による納付が5月・11月に行われるためである。また、支払は特に7月が多くなっており、これは、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例(1箇月間)を適用して6月に申告された法人税に係る還付金が7月に支払われるためである。

図11 法人税の月別の受払い(平成17年度)



ウ 消費税及地方消費税

(ア) 消費税の納税・還付申告件数の推移

消費税の納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等を行う事業者及び輸入取引において課税貨物を保税地域から引き取る者である。

消費税の納税・還付申告件数の推移についてみると、表4のとおり、個人事業者の納税申告件数が、17年の40万件に比べ18年は152万件と約4倍に増えている。これは、16年4月1日以後開始する課税期間から、納税義務が免除される課税売上高が3000万円から1000万円に引き下げられたことなどによるものである。

表4 消費税の納税・還付申告件数

(単位：千件)

区分 年	国 税 庁			税 関
	個人事業者	法 人	計	
8	702 (16)	1,662 (64)	2,364 (80)	6,948
9	669 (16)	1,664 (66)	2,333 (82)	7,295
10	631 (16)	1,659 (75)	2,290 (91)	7,236
11	614 (16)	1,691 (81)	2,305 (97)	7,745
12	586 (15)	1,683 (82)	2,269 (97)	8,804
13	523 (14)	1,635 (84)	2,158 (98)	9,192
14	481 (15)	1,588 (85)	2,069 (100)	8,916
15	456 (15)	1,571 (85)	2,027 (99)	9,328
16	430 (15)	1,546 (85)	1,976 (100)	9,962
17	407 (16)	1,613 (96)	2,020 (112)	10,676
18	1,527 (48)	—	—	—

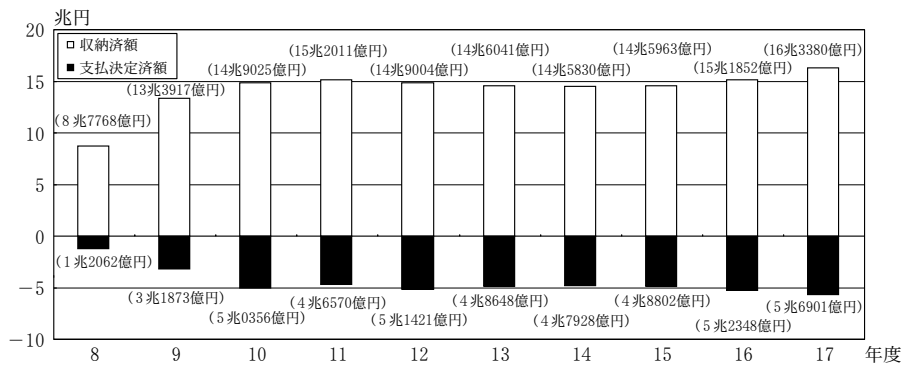
注(1) 17年までは各年とも6月30日現在の件数であり、国税庁の統計等による。また、18年は3月末日までに提出された申告書の件数で、国税庁が18年5月に発表したものである。

注(2) ( )書きは、還付申告件数である。

(イ) 消費税及地方消費税の収納済額及び支払決定済額の推移

消費税及地方消費税の収納済額の推移についてみると、図12のとおり、9年度に大きく増加している。これは、同年4月から税率が4%に引き上げられるとともに、地方消費税(税率1%)が導入されたことによるものである。

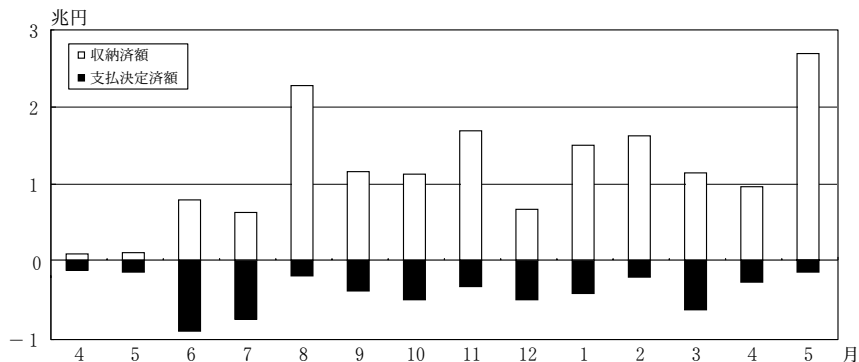
図12 消費税及地方消費税の収納済額及び支払決定済額の推移(平成8～17年度)



(ウ) 消費税及地方消費税の月別の受払状況

17年度における収納済額は16兆3380億円、支払決定済額は5兆6901億円であり、月別の受払状況についてみると、図13のとおり、受入れは8月・11月・2月・5月が多くなっている。これは、収納済額の大部分は法人に係る分であることから、法人税と同様に11月・5月が多くなっていること、消費税は四半期毎の納付があることから8月・2月が多くなっていることによる。また、支払決定済額のうち2兆5806億円は都道府県に対する地方消費税の払込みであり、受け入れた月の翌々に払い込まれている。

図13 消費税及地方消費税の月別の受払い(平成17年度)



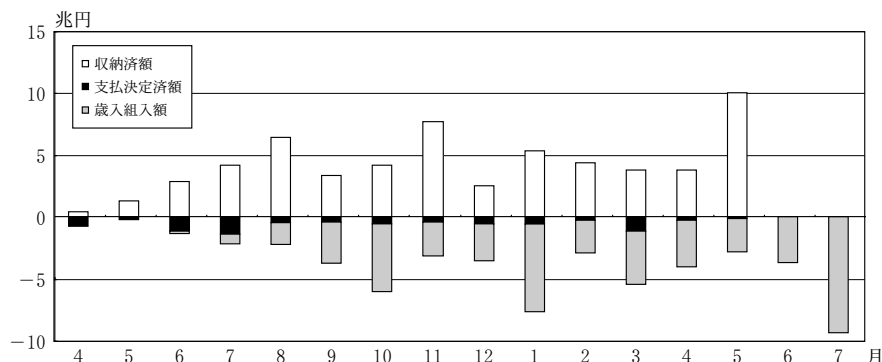
(3) 歳入組入れの状況

ア 歳入組入れの月別の状況等

資金からの歳入組入額は、一般会計に係るものにあつては当該組入れを行う月の前々月の末日(特別会計に係るものにあつては当該組入れを行う月の前月の末日)までに受け入れた額から、還付金の額と既に組入済みとなっている額との合算額を控除した金額となっている。そして、歳入組入れの月別の状況についてみると、全体の歳入組入額のうち一般会計への歳入組入額が大半を占めるため、図14のとおり、収納済額が多い月の2箇月後に歳入組入額も多くなっている。



図14 歳入組入れの月別の状況(平成17年度)



イ 歳入予算額及び支出済歳出額と歳入組入額の対比

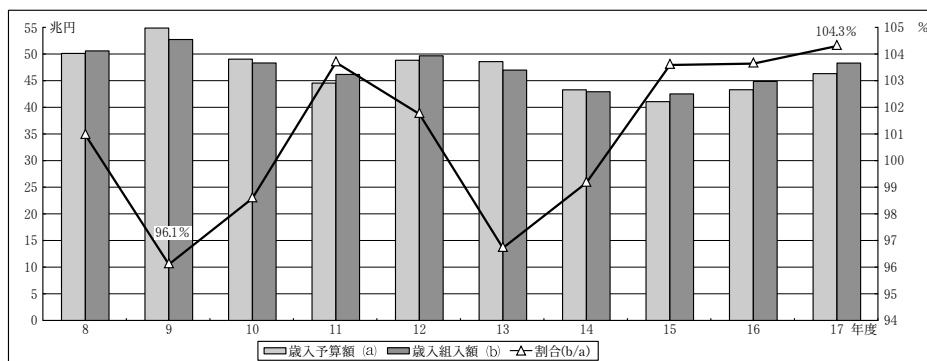
17年度における資金からの歳入組入額は、一般会計の「租税及印紙収入」へ48兆1872億円、「雑収入」へ3億円及び特別会計へ3兆2250億円となっている。

そして、17年度の「租税及印紙収入」は、上記の資金からの歳入組入額と資金を經由せずに日本郵政公社から直接納付される印紙収入8781億円との合計額49兆0654億円となっていて、資金からの歳入組入額は98.2%を占めている。

そこで、8年度から17年度までの一般会計の「租税及印紙収入」に係る補正後の歳入予算額(上記の印紙収入を除く。)に対する資金からの歳入組入額の割合をみると、図15のとおり、96.1%(9年度)から104.3%(17年度)の間で変動している。

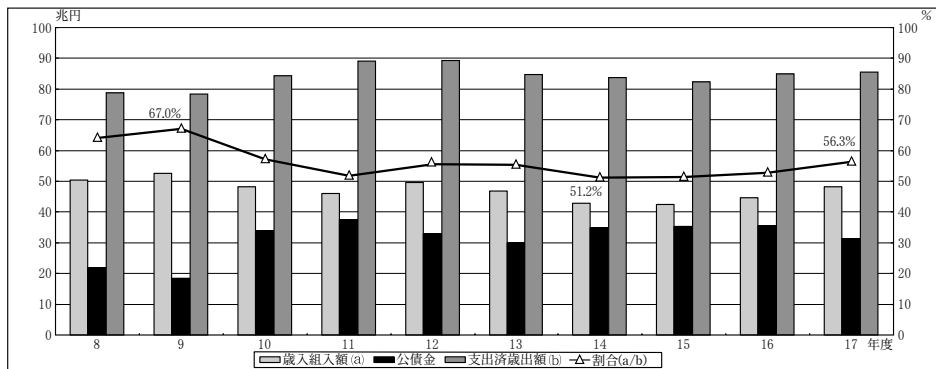
このような変動がみられるのは、歳入組入額の約4分の1を占める法人税組入金が歳入予算額に対し景気の動向を反映して増減することなどによるものである。

図15 歳入予算額に対する歳入組入額の割合(平成8～17年度)



また、8年度から17年度までの一般会計における支出済歳出額に対する歳入組入額の割合の推移をみると、図16のとおり、9年度の67.0%をピークに低下し、12年度にいったん上昇したもののその後再び低下し、14年度の51.2%を底に近年は景気回復を反映してやや上昇傾向にあり、17年度は56.3%となっている。

図16 支出済歳出額に対する歳入組入額の割合(平成8～17年度)



(4) 不納欠損額、収納未済額及び債権現在額の状況

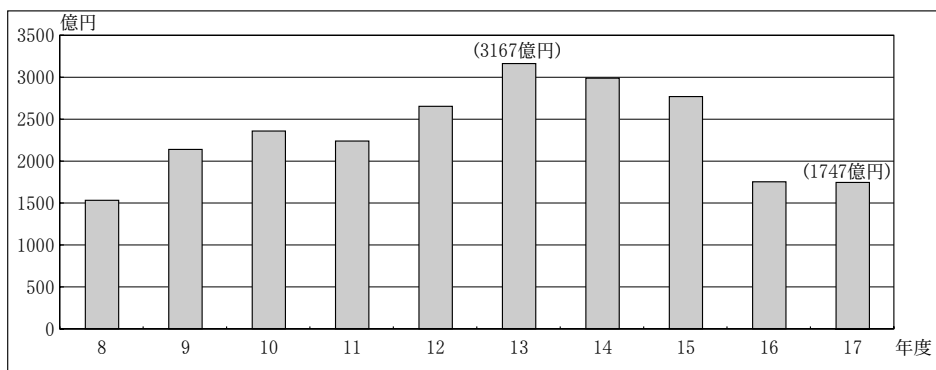
ア 不納欠損額の状況

納税者がその国税を法定納期限までに完納しない場合には、国税通則法(昭和37年法律第66号。以下「通則法」という。)により、督促状を發してその納付を督促し、なお完納されない場合には滞納処分を行うこととされている。そして、滞納者に滞納処分を執行することができる財産がないなどと認める場合には、国税徴収法(昭和34年法律第147号)により、滞納処分の執行を停止し、その状態が3年間継続した場合等には不納欠損額に計上されることになる。

17年度の不納欠損額1747億円の主なものは、法人税471億円、申告所得税415億円となっている。

そして、8年度から17年度までの不納欠損額の推移をみると、図17のとおり、13年度(3167億円)がピークとなっていて、これは、主にバブル期に発生した滞納事案について財産調査等が終結し、滞納処分の執行停止を経て計上された不納欠損額が増加したためである。

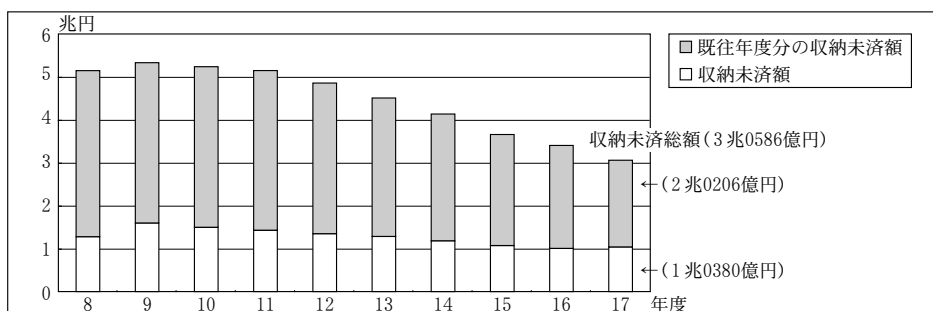
図17 不納欠損額の推移(平成8～17年度)



イ 収納未済額の状況

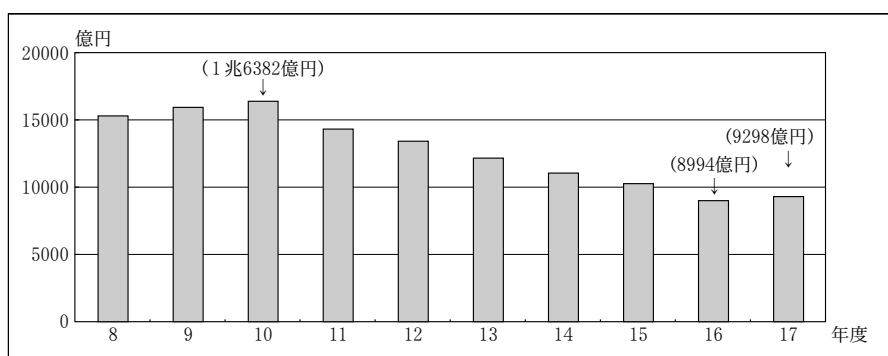
収納未済額は、徴収決定済額から収納済額及び不納欠損額を控除したものであり、図18のとおり、17年度の収納未済額は1兆0380億円となっている、その主なものは、消費税及地方消費税4321億円、揮発油税及地方道路税2675億円となっている。また、上記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が2兆0206億円あり、その合計額(以下「収納未済総額」という。)は3兆0586億円となっている。この収納未済総額には、相続税等に係る物納・延納申請中のものなど制度的に徴収を猶予しているものが含まれている。

図18 収納未済額の推移(平成8～17年度)



また、収納未済となっているものについては、前記のとおり、国税が法定納期限までに完納されないなどの場合には滞納処分が行われる。そして、8年度から17年度までの新規発生滞納額(国税庁分)の推移をみると、図19のとおり、10年度(1兆6382億円)をピークに減少傾向にあり、16年度の8994億円を底に、17年度は増加に転じて9298億円となっている。

図19 新規発生滞納額の推移(平成8～17年度)



(注) 国税庁の統計等による。

そして、徴収決定済額に対する新規発生滞納額の割合の推移をみると、表5のとおり、10年度(3.2%)をピークに低下傾向にあり、17年度は新規発生滞納額が16年度より増加したものの、徴収決定済額も増加したことから、その割合は16年度よりも低下し1.8%となっている。

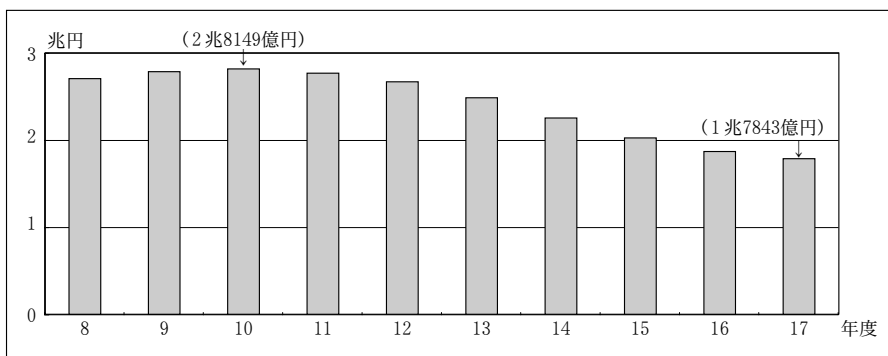
表5 徴収決定済額に対する新規発生滞納額の割合の推移

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
割合(%)	2.9	2.9	3.2	2.9	2.6	2.5	2.4	2.3	1.9	1.8

(注) 国税庁の統計等による。

なお、前年度の滞納額に当該年度の新規発生滞納額を加えて、当該年度に収納済となった額等を差し引いた整理中の滞納額(以下「滞納残高」という。)の推移をみると、図20のとおり、10年度(2兆8149億円)をピークに減少傾向にあり、17年度は1兆7843億円となっている。

図20 滞納残高の推移(平成8～17年度)



(注) 国税庁の統計等による。

ウ 債権現在額の状況

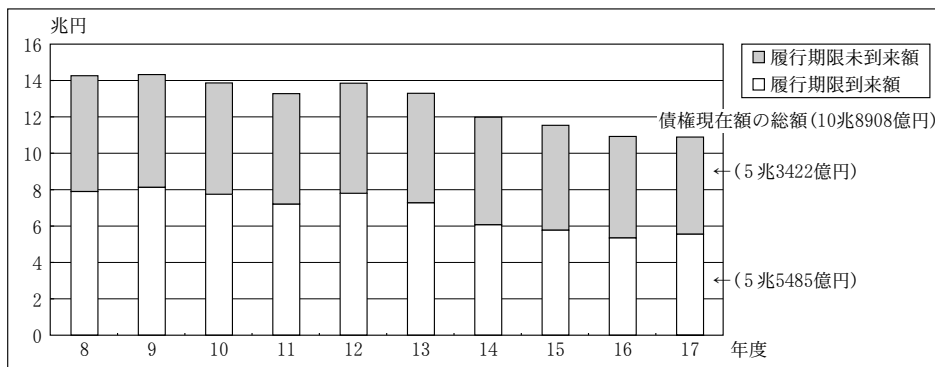
資金に属する債権については、原則として、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)は適用されないものの、毎年度末における債権現在額報告書の作成及び報告等の規定に限り適用されることとなっている。

そして、同報告書が会計検査院に送付されるほか、計算証明規則に基づく指定により毎年度末における現在額について債権現在額内訳表を作成し、会計検査院に提出することとされており、同内訳表においては、債権の種類ごとに履行期限到来の有無に区分するなどして現在額を計上することとされている。

17年度末の債権現在額は、図21のとおり、総額10兆8908億円となっており、このうち履行期限到来額5兆5485億円の主なものは、申告所得税1兆8881億円、消費税及地方消費税1兆4424億円となっている。また、履行期限未到来額5兆3422億円はそのほとんどが相続税となっている。これは、相続税について、農地等の納税猶予の制度(20年又は相続人死亡の日まで)があることなどによるものである。

なお、17年度の債権現在額の履行期限到来額は、18年3月末現在において収納未済となっているものであるのに対して、前記の収納未済総額3兆0586億円は、同年5月末現在において収納未済となっているものであり、履行期限到来額よりも減少している。これは、同年4、5両月における収納済額が徴収決定済額を上回っていることなどによるものである。

図21 債権現在額の推移(平成8～17年度)



## [3] まとめ

国税収納金整理資金について、資金の経理の状況、主な科目の受入れ、支払及び歳入組入れの状況、不納欠損額、収納未済額及び債権現在額の状況を分析すると次のようになっていた。

(ア) 17年度に収納された国税収納金等 60兆 6966億円は、すべて資金に受け入れられ、還付金等 8兆 5597億円は資金から支払われ、51兆 4126億円を一般会計又は特別会計の歳入に組み入れている。

資金に属する現金の受入れ、支払及び歳入組入れは、歳入歳出外と位置付けられており、日本銀行に設けられている政府預金において、国庫金として統一的に経理されている。

(イ) 17年度の資金の受入れに係る不納欠損額は1747億円であり、また、収納未済額は1兆 0380億円で、このほかに既往年度分の収納未済額が2兆 0206億円あり、収納未済総額は3兆 0586億円となっている。なお、国税の滞納状況(国税庁分)については、新規発生滞納額及び滞納残高がいずれも10年度をピークに減少傾向にある。

17年度末の資金に属する債権現在額は、履行期限到来額 5兆 5485億円、履行期限未到来額 5兆 3422億円、計 10兆 8908億円となっていて、履行期限未到来額のほとんどは相続税の納税猶予に係る分である。

## 第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

### 第1 歳入歳出決算

平成17年度の一般会計決算額及び各特別会計決算額の合計額は、次表のとおりである。

	一般会計 千円	特別会計 千円	総計 千円
歳入	89,000,271,286	452,141,039,404	541,141,310,691
歳出	85,519,592,207	401,183,565,665	486,703,157,872
歳入超過	3,480,679,079	50,957,473,739	54,438,152,818

一般会計の歳入超過は3兆4806億7907万余円で、前年度の歳入超過4兆0007億3872万余円に比べて5200億5964万余円減少している。

上記の歳入超過3兆4806億7907万余円から既前年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた17年度新規発生剰余金は3兆4183億1143万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源1兆9143億0559万余円、地方交付税交付金財源6030億7343万余円を差し引いた9009億3239万余円が、17年度における財政法(昭和22年法律第34号)第6条の純剰余金となっている。

#### 1 一般会計

##### (歳入)

一般会計の歳入決算は次表のとおりである。

区 分	17年度 千円	(16年度) 千円
徴収決定済額	89,004,368,310	88,909,691,556
収納済歳入額	89,000,271,286	88,897,515,027
不納欠損額	2,550,055	810,508
収納未済歳入額	1,546,968	11,366,020

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の49兆0654億3915万余円、公債金の31兆2689億9947万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金7兆7619億9978万余円、及び「平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成17年法律第19号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金23兆5069億9969万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、弁償及返納金(徴収決定済額1533億0662万余円)の6億3734万余円、国有財産貸付収入(同553億5154万余円)の5億7738万余円である。

この収納未済歳入額のほか、既前年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが216億4027万余円ある。

##### (歳出)

一般会計の歳出決算は次表のとおりである。

区 分	17年度 千円	(16年度) 千円
支出済歳出額	85,519,592,207	84,896,776,304
翌年度繰越額	1,914,305,596	2,256,612,201
不 用 額	1,527,541,890	1,388,827,645

#### <支出済歳出額>

支出済歳出額は、これを所管別にみると、次表のとおりである。

所 管	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
皇 室 費	6,850,961	6,967,747
国 会	126,365,522	128,577,737
裁 判 所	317,237,297	307,893,844
会 計 検 査 院	18,935,257	19,134,664
内 閣 府	77,360,532	89,094,374
内 閣 府	5,424,208,351	5,480,529,658
総 務 省	18,940,284,087	19,196,526,566
法 務 省	672,233,884	635,960,185
外 務 省	840,126,745	904,026,820
財 務 省	20,088,507,118	18,955,509,170
文 部 科 学 省	5,983,508,883	6,115,821,859
厚 生 労 働 省	21,172,852,207	20,761,904,359
農 林 水 産 省	3,092,134,798	3,157,496,028
経 済 産 業 省	817,527,699	964,741,963
国 土 交 通 省	7,654,597,753	7,840,859,590
環 境 省	286,861,105	331,731,732

また、支出済歳出額を主要経費別にみると次表のとおりである。

主 要 経 費	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
社 会 保 障 関 係 費	20,603,086,139	20,285,954,056
生 活 保 護 費	1,973,779,699	1,940,892,202
社 会 福 祉 費	1,663,006,458	1,722,924,781
社 会 保 険 費	16,074,075,677	15,644,071,472
保 健 衛 生 対 策 費	510,379,802	514,376,724
失 業 対 策 費	381,844,502	463,688,873
文 教 及 び 科 学 振 興 費	5,700,859,191	6,149,043,957
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	2,085,627,479	2,549,376,193
科 学 技 術 振 興 費	1,272,330,232	1,262,647,248
文 教 施 設 費	157,709,510	161,969,706
教 育 振 興 助 成 費	2,052,041,819	2,039,972,681
育 英 事 業 費	133,150,150	135,078,128
国 債 費	18,735,950,593	17,514,898,571
恩 給 関 係 費	1,065,096,183	1,135,968,562
文 官 等 恩 給 費	39,479,243	43,399,127
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	966,051,284	1,028,766,590
恩 給 支 給 事 務 費	3,469,825	3,585,278
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	56,095,830	60,217,566
地 方 交 付 税 交 付 金	15,922,556,423	16,557,292,706
地 方 特 例 交 付 金	1,518,006,000	1,104,834,000
防 衛 関 係 費	4,877,580,492	4,898,055,628
公 共 事 業 関 係 費	8,390,514,596	8,235,698,852
治 山 治 水 対 策 事 業 費	1,120,568,827	1,273,353,989
道 路 整 備 事 業 費	1,806,187,900	1,795,868,427
港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	547,564,495	567,071,314
住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	1,818,029,532	1,651,284,194
下 水 道 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	1,143,493,366	1,289,921,096
農 業 農 村 整 備 事 業 費	785,996,778	862,984,120
森 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	325,790,822	353,346,092
調 整 費 等	130,597,319	54,518,995
災 害 復 旧 等 事 業 費	712,285,553	387,350,620
経 済 協 力 費	784,013,330	880,017,793
中 小 企 業 対 策 費	236,578,448	288,325,617
工 ネ ル ギ ー 対 策 費	492,516,471	504,106,023

主要経費	17年度 千円	(16年度) 千円
食料安定供給関係費	656,926,800	652,015,692
産業投資特別会計へ繰入	71,032,000	97,782,000
改革推進公共投資事業償還 時補助等	1,129,930,648	1,280,991,910
その他の事項経費	5,334,944,886	5,311,790,931

<翌年度繰越額>

翌年度繰越額は1兆9143億0559万余円(16年度2兆2566億1220万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 1,766,253,297千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 148,052,298千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次表のとおりである。

所管組織	項	翌年度繰越額 千円	(歳出予算現額) 千円
内閣府 防衛施設庁	施設運営等関連諸費	35,784,264	(416,742,649)
法務省 法務本省	法務省施設費	63,736,372	(134,773,685)
外務省 外務本省	経済協力費	56,341,827	(256,540,576)
文部科学省 文部科学本省	公立文教施設整備費	62,634,475	(208,552,843)
	国立大学法人施設整備費	64,055,299	(154,676,962)
厚生労働省 厚生労働本省	社会福祉施設整備費	84,250,109	(198,269,963)
農林水産省 農林水産本省	農業生産基盤整備事業費	87,527,889	(385,981,772)
	農村整備事業費	77,037,492	(255,749,444)
国土交通省 国土交通本省	治水事業費	81,421,784	(763,173,632)
	揮発油税等財源道路整備事業費	82,052,286	(1,382,216,783)
	道路整備事業費	36,416,000	(166,088,791)
	空港整備事業費	34,418,107	(86,516,361)
	住宅建設等事業費	56,264,033	(293,243,078)
	都市環境整備事業費	63,851,217	(466,276,165)
	都市計画事業費	154,925,434	(977,959,879)
	河川等災害復旧事業費	194,239,159	(651,334,649)
	河川等災害関連事業費	53,945,830	(118,797,123)
環境省 環境本省	廃棄物処理施設整備費	36,395,628	(154,156,526)

なお、上記のうち事故繰越の主なものは国土交通省所管の河川等災害復旧事業費のうちの672億9701万余円である。

<不用額>

不用額は1兆5275億4189万余円(16年度1兆3888億2764万余円)で、その主なものは次表のとおりである。

所管組織	項	不用額 千円	(歳出予算現額) 千円
内閣府 内閣本府	遺棄化学兵器廃棄処理事業費	6,077,722	(14,180,477)
	警察庁	8,269,937	(173,895,118)
	防衛本府	10,742,523	(2,460,836,563)
	研究開発費	7,580,849	(135,251,596)



所 管 組 織	項	不 用 額 千円	(歳出予算現額) 千円
総務省 総務本省	恩給費	6,495,314	(1,018,085,974)
	衆議院議員総選挙費	10,125,132	(74,591,405)
外務省 外務本省	経済協力費	6,656,310	(256,540,576)
財務省 財務本省	国債費	884,376,248	(19,620,326,842)
	国税庁 税務官署	5,555,390	(694,054,689)
厚生労働省 厚生労働本省	厚生労働本省	9,356,572	(152,637,183)
	保健衛生施設整備費	5,033,319	(27,705,456)
	雇用保険国庫負担金	79,100,000	(426,139,000)
	老人医療・介護保険給付諸費	7,055,597	(4,416,017,856)
	健康保険組合助成費	6,925,258	(13,339,494)
	特別障害給付金国庫負担金	8,048,071	(10,088,359)
	水道施設災害復旧事業費	6,392,347	(7,530,049)
農林水産省 農林水産本省	農業・食品産業強化対策費	7,516,592	(54,501,128)
	農村振興費	10,843,667	(101,219,597)
	農業施設災害復旧事業費	5,126,296	(109,357,051)
	林野庁 山林施設災害関連事業費	5,752,001	(68,488,442)
	水産庁 水産基盤整備費	9,649,315	(92,172,282)
経済産業省 中小企業庁	中小企業対策費	7,118,526	(97,185,124)
国土交通省 国土交通本省	河川等災害復旧事業費	19,260,510	(651,334,649)
環境省 環境本省	廃棄物処理施設整備費	15,666,816	(154,156,526)

<予備費使用額>

予備費使用額は1108億0759万余円(16年度1107億2741万余円)で、その主なものは次表のとおりである。

所 管 組 織	項	予備費使用額 千円	(歳出予算額) 千円
内閣府 防衛本庁	防衛本庁 装備品等整備諸費	10,806,931	(2,450,112,150)
		3,563,525	(695,331,436)
総務省 総務本省	衆議院議員及参議院議員補欠等選挙費	2,786,320	(—)
	衆議院議員総選挙費	74,591,405	(—)
国土交通省 国土交通本省	道路整備事業費	9,027,706	(40,665,585)
	河川等災害復旧事業費	2,048,290	(223,368,499)

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成17年度における特別会計は31会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

(交付税及び譲与税配付金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	72,778,263,528	69,784,190,562
収納済歳入額	72,778,263,528	69,784,190,562
(歳 出)		
歳出予算現額	72,497,463,394	69,496,960,047
支出済歳出額	70,760,007,608	68,028,816,816
翌年度繰越額	1,290,788,936	1,034,668,288
不 用 額	446,666,849	433,474,942

翌年度繰越額の主なものは地方交付税交付金(歳出予算現額 18 兆 2495 億 0694 万余円)の 1 兆 2907 億 8792 万円である。また、不用額の主なものは国債整理基金特別会計へ繰入(同 50 兆 8824 億 3298 万余円)の 4440 億 6348 万余円である。

2 借 入 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金等)	51,734,528,987	50,223,332,987

3 交付・譲与実績

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
地 方 交 付 税		
道 府 県 分	9,221,643,428	9,308,167,591
市 町 村 分	7,737,075,596	7,711,940,995
計	16,958,719,024	17,020,108,586
地 方 特 例 交 付 金		
都 道 府 県 分	872,574,853	464,113,104
市 町 村 分	645,431,147	640,720,896
計	1,518,006,000	1,104,834,000
地 方 譲 与 税		
〔所得譲与税 地方道路譲与税 石油燃料譲与税 航空機重量譲与税 自動車と特別とん譲与税〕		
都 道 府 県 分	867,894,023	417,408,840
市 町 村 分	976,665,373	751,067,487
計	1,844,559,396	1,168,476,327

(交通安全対策特別交付金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	97,893,645	90,960,220

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
収 納 済 歳 入 額 (歳 出)	97,893,645	90,960,220
歳 出 予 算 現 額	80,043,359	79,782,088
支 出 済 歳 出 額	79,851,630	79,553,189
不 用 額	191,728	228,898
<b>2 交 付 実 績</b>		
区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
交通安全対策特別交付金		
都 道 府 県 分	47,316,475	47,434,908
市 町 村 分	31,915,796	31,525,261
計	79,232,271	78,960,169

なお、この特別会計について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」(645 ページ参照)を掲記した。

## (2) 法務省所管 登記特別会計

この特別会計は、国が行う登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	197,414,961	190,544,480
収 納 済 歳 入 額	197,137,643	190,544,377
不 納 欠 損 額	4,215	19
収 納 未 済 歳 入 額	273,102	84
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	173,238,083	174,709,580
支 出 済 歳 出 額	170,078,370	168,618,549
翌 年 度 繰 越 額	730,584	2,164,284
不 用 額	2,429,128	3,926,746

### 2 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
登記申請等取扱件数	19,622千件	19,650千件
登記簿謄本交付等件数	327,165千件	333,914千件

## (3) 財務省所管 財政融資資金特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用に伴う歳入歳出に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政融資資金特別会計公債金及び財政融資資金の運用資産は次のとおりである。

### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	47,875,387,693	60,461,346,338

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
収 納 済 歳 入 額 (歳 出)	47,875,387,693	60,461,346,338
歳 出 予 算 現 額	44,187,186,096	59,283,884,752
支 出 済 歳 出 額	43,924,590,362	56,783,268,646
不 用 額	262,595,733	2,500,616,105

不用額の主なものは、諸支出金(歳出予算現額 4 兆 2171 億 0130 万余円)の 1347 億 6949 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 11 兆 7135 億 4085 万余円)の 1268 億 7152 万余円である。

## 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益 (うち貸付金利子)	8,880,570,255 (7,444,717,961)	9,641,191,029 (7,942,405,207)
損 失 (うち預託金利子)	5,269,863,552 (3,518,730,864)	6,294,446,792 (4,940,996,649)
利 益 金	3,610,706,702	3,346,744,236
(前年度繰越利益)	23,688,901,598	20,342,157,361
(翌年度繰越利益)	27,299,608,300	23,688,901,598

## 3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	22,449,338,469	18,771,260,777

## 4 財政融資資金預託金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
財政融資資金預託金現在額	173,573,659,270	226,772,441,040

## 5 財政融資資金特別会計公債金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
財政融資資金特別会計公債金現在額	139,353,221,914	121,553,179,695

## 6 財政融資資金の運用資産

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
貸 付 金 現 在 額	255,802,519,640	284,411,407,018
有 価 証 券 現 在 額	80,820,049,825	83,568,194,775

なお、この特別会計について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」(628 ページ参照)を、この章の「第1節第4 個別の決算等」に「財政投融资改革開始後における財政融資資金特別会計等の状況」(977 ページ参照)を掲記した。

### (4) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による国債、借入金等の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、国債等の償還並びに国債等の利子及び割引料の支払は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	223,649,535,427	193,631,883,296
収納済歳入額	223,649,535,427	193,631,883,296
(歳 出)		
歳出予算現額	203,305,361,941	175,739,941,082
支出済歳出額	189,143,496,929	164,200,157,954
翌年度繰越額	11,517,305,363	9,027,237,115
不 用 額	2,644,559,648	2,512,546,012

翌年度繰越額及び不用額はすべて国債整理基金支出(歳出予算現額 203 兆 2343 億 2994 万余円)の分である。

2 国債等の償還

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(注) 国債	136,951,965,173	115,427,821,333
借入金	53,568,767,148	52,101,833,468
政府短期証券	1,355,500,000	1,086,200,000

(注) 国債には、年度内に発行、償還される歳入歳出外の借換国債の償還分を含む。

3 国債等の利子及び割引料の支払

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
国債利子等	8,137,441,824	8,158,295,458
借入金利子	520,323,669	579,999,914
政府短期証券割引料	7,604,526	5,431,862

(5) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするため置かれた外国為替資金の運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

(注)  
同特別会計の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金、基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	3,015,033,083	2,252,745,936
収納済歳入額	3,015,033,083	2,252,745,936
(歳 出)		
歳出予算現額	1,093,600,199	932,455,188
支出済歳出額	49,692,381	27,238,665
不 用 額	1,043,907,817	905,216,522

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 5620 億 4542 万余円)の 5522 億 2496 万余円及び諸支出金(同 804 億 5583 万余円)の 415 億 6146 万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	3,015,033,083	2,252,745,936
(うち運用収入)	(3,013,835,811)	(2,251,821,847)
損 失	49,692,381	27,238,665
(うち諸支出金)	(38,894,377)	(18,212,314)
利 益 金	2,965,340,702	2,225,507,271

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(利益金の処理)		
翌年度に一般会計に繰入れ	1,622,000,000	1,419,000,000
翌年度に積立金として積立て	1,343,340,702	806,507,271
<b>3 積立金</b>		
区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積立金現在額	14,209,102,388	13,402,595,117
<b>4 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等</b>		
区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
外国為替等繰越評価損	11,419,288,564	7,656,157,082
外国為替等評価益(△評価損)	2,995,012,984	△ 3,763,131,481
<b>5 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行</b>		
区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
(1) 主な資産運用		
円貨預け金現在額	15,755,153,807	15,571,063,866
外貨証券現在額	75,501,395,632	70,324,367,453
(2) 政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	95,974,720,000	94,720,660,000

(注) 基準外国為替相場 17年1月1日から6月30日までは米貨1ドルにつき109円、17年7月1日から12月31日までは105円、18年1月1日から6月30日までは113円である。

**(6) 財務省所管 産業投資特別会計**

この特別会計は、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって出資及び貸付けを行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、産業投資及び社会資本整備の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(産業投資勘定)

**1 歳入歳出決算**

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	467,454,882	369,790,551
収納済歳入額	467,454,882	369,790,551
(歳出)		
歳出予算現額	314,167,348	82,017,380
支出済歳出額	299,646,842	45,287,939
翌年度繰越額	1,758,000	28,364,000
不用額	12,762,505	8,365,440

不用額の主なものは、産業投資支出(歳出予算現額1347億6400万円)の122億4900万円である。

**2 損益**

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	83,357,851	95,689,353
(うち株式配当金)	(46,824,000)	(39,172,000)

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
損 失 (うち事務費)	89,842	10,240,437
(うち出資金償却損)	(89,842)	(106,939)
利 益 金 (利益金の処理)	83,268,008	85,448,916
翌年度に積立金に組入れ	83,268,008	85,448,916
<b>3 積 立 金</b>		
区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積立金現在額	1,440,463,120	1,533,814,204
<b>4 主な業務実績</b>		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
(出 資)		
出 資 法 人 数	10法人	10法人
出 資 金 減 少 法 人 数	1法人	7法人
出 資 金 減 少 金 額	56,593,198 千円	203,890,462 千円
年度末出資金残高 法 人 数	22法人	23法人
年度末出資金残高 金 額	3,592,332,800 千円	3,528,168,999 千円
(貸 付 け)		
貸 付 金 回 収 法 人 数	4法人	4法人
貸 付 金 回 収 金 額	2,992,900 千円	3,730,400 千円
年度末貸付金残高 法 人 数	4法人	4法人
年度末貸付金残高 金 額	8,210,750 千円	11,203,650 千円

(注) 出資、出資金減少の法人数、金額には、独立行政法人間の業務の承継等に伴う法人数、金額の増減は含まない。

(社会資本整備勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,389,721,466	1,574,853,462
収納済歳入額	1,389,721,466	1,574,853,462
(歳 出)		
歳出予算現額	1,385,511,270	1,574,911,165
支出済歳出額	1,330,085,725	1,530,849,142
翌年度繰越額	45,294,770	43,061,230
不 用 額	10,130,774	1,000,792

翌年度繰越額の主なものは、道路整備事業資金貸付金(歳出予算現額726億1785万円)の281億2000万円及び民間能力活用施設整備事業資金貸付金(同398億8925万円)の170億円である。また、不用額の主なものは、民間能力活用施設整備事業資金貸付金の101億2725万円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益 (うち預託金利息)	12,647 (12,599)	7,810 (7,809)
損 失 (事務費)	22,561	23,408
損 失 金 (損失金の処理)	9,914	15,598
翌年度に積立金を減額して整理	9,914	15,598

3 積立金		17年度末	(16年度末)
区 分		千円	千円
積立金	現在額	144,669	160,268
4 主な業務実績		17年度	(16年度)
区 分		千円	千円
(収益回収型公共事業に対する無利子貸付け)			
貸付金額		45,909,210	72,528,223
貸付金回収額		86,540,156	78,273,624
年度末貸付金残高		1,144,913,080	1,185,544,027
(補助金等型公共事業に対する無利子貸付け)			
貸付金回収額		1,129,940,999	1,282,371,527
年度末貸付金残高		—	1,129,940,999
(民間能力活用施設整備事業に対する無利子貸付け)			
貸付金額		12,762,000	19,147,750
貸付金回収額		58,191,343	56,464,332
年度末貸付金残高		327,725,895	373,155,238

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「情報通信格差是正事業等の実施及び経理が不当と認められるもの」(81 ページ参照)、「市町村合併により遊休化している、地域イントラネット基盤施設整備事業等で整備した設備等について効率的な利活用を図るよう改善させたもの」(85 ページ参照)及び「公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金の交付又は公営住宅供給促進緊急助成事業無利子貸付金の貸付けを受けて取得していながら公営住宅等が建設されていない土地について、住宅事情等を踏まえた公営住宅等の供給が行われるなどするよう改善させたもの」(358 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」(628 ページ参照)を掲記した。

#### (7) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

##### 1 歳入歳出決算

区 分		17年度	(16年度)
		千円	千円
(歳入)			
徴収	決定済額	58,799,500	53,872,400
収納	済歳入額	58,799,500	53,872,400
(歳出)			
歳出	予算現額	55,255,929	49,854,131
支出	済歳出額	102,663	109,588
不	用額	55,153,265	49,744,542

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額 551 億 2962 万円)の 551 億 2962 万円である。



2 損 益			
区 分		17 年 度	(16 年 度)
		千 円	千 円
利 益		59,619,336	55,038,663
(うち再保険料)		(48,174,159)	(42,916,103)
損 失		102,663	109,588
(事務取扱費)			
責任準備金繰入		59,516,673	54,929,075
3 責任準備金			
区 分		17 年 度 末	(16 年 度 末)
		千 円	千 円
責任準備金現在額		1,012,378,224	952,861,551
4 再保険の対象となる保険			
区 分		17 年 度 末	(16 年 度 末)
地震保険加入件数		10,246千件	9,322千件
保険金額		80,213,404,052千円	71,005,754,752千円
5 主な業務実績			
区 分		17 年 度	(16 年 度)
再 保 險 料 件 数		7,668千件	7,000千件
金 額		48,174,159千円	42,916,103千円

(8) 財務省、文部科学省及び経済産業省所管 電源開発促進対策特別会計

この特別会計は、国が電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、電源立地及び電源利用の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

(電源立地勘定)

1 歳入歳出決算

区 分		17 年 度	(16 年 度)
		千 円	千 円
(歳 入)			
徴収決定済額		268,008,143	317,912,129
収納済歳入額		268,008,143	317,912,129
(歳 出)			
歳出予算現額		221,311,364	263,971,872
支出済歳出額		181,826,122	214,911,198
翌年度繰越額		13,382,313	5,024,512
不 用 額		26,102,927	44,036,161

翌年度繰越額はすべて電源立地対策費(歳出予算現額 1912 億 7263 万余円)の分である。また、不用額の主なものは電源立地対策費の 247 億 8745 万余円である。

2 資 金

区 分		17 年 度 末	(16 年 度 末)
		千 円	千 円
周辺地域整備資金現在額		106,954,209	88,100,834

3 主な業務実績

区 分		17 年 度	(16 年 度)
電源立地地域対策交付金の交付		89地方公共団体 97,678,781千円	93地方公共団体 91,922,007千円
電源立地等推進対策補助金の交付		106法人等 15,545,106千円	112法人等 14,646,468千円

区 分	17 年 度	(16 年 度)
独立行政法人原子力安全 基盤機構に対する電源立 地勘定運営費交付金の交 付	14,898,264千円	15,068,792千円

(電源利用勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	309,855,875	330,054,923
収 納 済 歳 入 額	309,855,875	330,054,923
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	263,331,232	273,013,742
支 出 済 歳 出 額	207,361,959	210,293,909
翌 年 度 繰 越 額	36,527,537	30,426,573
不 用 額	19,441,734	32,293,258

翌年度繰越額の主なものは電源利用対策費(歳出予算現額 1690 億 5574 万余円)の 361 億 8066 万余円である。また、不用額の主なものは電源利用対策費の 167 億 6749 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
独立行政法人日本原子力 研究開発機構に対する電 源利用勘定運営費交付金 の交付	45,033,225	—
核燃料サイクル開発機構 に対する研究費補助金の 交付	31,421,486	52,173,688
独立行政法人新エネル ギー・産業技術総合開発 機構に対する電源利用勘 定運営費交付金の交付	28,333,842	36,838,040

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「原子力発電所緊急時連絡網システムに係る賃貸借、保守等の契約において、長期間にわたり履行状況を確認しないまま契約に基づく保守点検等が行われたものとして契約金額を支払って適切を欠いているもの」(299 ページ参照)及び「電源立地地域対策交付金の交付を受けた事業の実施に当たり、保育所建設工事の設計、施工等が適切でなかったため工事の目的を達していないもの」(307 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」(628 ページ参照)を掲記した。

(9) 財務省、経済産業省及び環境省所管 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

この特別会計は、国が行う石油及びエネルギー需給構造高度化対策等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、石油及びエネルギー需給構造高度化と石炭の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	2,550,591,286	2,182,342,263
収納済歳入額	2,549,937,417	2,182,342,263
収納未済歳入額	653,869	—
(歳 出)		
歳出予算現額	2,415,817,047	2,031,769,712
支出済歳出額	2,180,885,536	1,751,079,438
翌年度繰越額	110,302,078	68,406,870
不 用 額	124,629,432	212,283,404

翌年度繰越額の主なものは、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額 2247 億 5752 万余円)の 615 億 4789 万余円、石油安定供給対策費(同 2908 億 3534 万余円)の 449 億 5537 万余円及び石油生産流通合理化対策費(同 510 億 6973 万余円)の 37 億 9881 万余円である。また、不用額の主なものは、石油安定供給対策費の 543 億 1293 万余円、エネルギー需給構造高度化対策費の 300 億 0741 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 1 兆 6237 億 8621 万余円)の 235 億 2771 万余円である。

2 借 入 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金等)	400,261,000	861,190,404

3 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
国家備蓄石油の年度末現在高	5087万 <i>kl</i>	5099万 <i>kl</i>
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する石油及びエネルギー需給構造高度化勘定運営費交付金の交付	102,235,376千円	94,282,827千円
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資	81,130,000千円	4,000,000千円
エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の交付	59,261,338千円	70,519,010千円

(石 炭 勘 定)

〔 この勘定は、従来の石炭勘定が 14 年 3 月 31 日に廃止されたことを受け、同年 4 月 1 日から 19 年 3 月 31 日までの間、借入金の償還等を経理するため暫定的に設置されたものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	120,498,368	128,701,781
収納済歳入額	120,498,368	128,701,781
(歳 出)		
歳出予算現額	51,154,361	54,078,161
支出済歳出額	51,153,734	54,077,417
不 用 額	626	743

2 借 入 金

区 分	17 年 度 末 千 円	(16 年 度 末) 千 円
借 入 金 現 在 額 (市 中 金 融 機 関)	10,200,010	61,061,851

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「エネルギー使用合理化技術開発事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの」(310 ページ参照)、「調査・研究等に係る委託事業の委託費の算定について、事業に従事する者の人件費が委託先の実支出額や勤務実態を反映した適正なものとなるよう改善させたもの」(312 ページ参照)及び「二酸化炭素排出抑制対策事業で設置した小型風力発電機の発電量が消費電力量を下回っていたため、二酸化炭素排出量が削減されず、交付金交付の目的を達していないもの」(376 ページ参照)を掲記した。

(10) 財務省及び国土交通省所管 特定国有財産整備特別会計

この特別会計は、国有財産の適正かつ効率的な活用を図るため庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産の整備を計画的に実施し、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千 円	(16 年 度) 千 円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	93,040,149	244,082,020
収 納 済 歳 入 額	93,040,149	244,082,020
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	68,314,161	196,836,332
支 出 済 歳 出 額	65,729,844	195,162,648
翌 年 度 繰 越 額	202,370	178,992
不 用 額	2,381,946	1,494,692

2 借 入 金

区 分	17 年 度 末 千 円	(16 年 度 末) 千 円
借 入 金 現 在 額 (財 政 融 資 資 金)	115,333,107	171,485,417

3 主 な 業 務 実 績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
施 設 跡 地 等 の 処 分		
土 地	1,124千㎡	464千㎡
建 物	延べ 52千㎡	延べ 125千㎡
施 設 の 取 得		
土 地	19千㎡	8千㎡
建 物	延べ 103千㎡	延べ 14千㎡

なお、この特別会計について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「防衛施設庁における建設工事及び委託業務に係る入札・契約の実施状況について」(724 ページ参照)を掲記した。

(11) 厚生労働省所管 厚生保険特別会計

この特別会計は、国が経営する健康保険事業及び厚生年金保険事業並びに児童手当に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、健康、年金、児童手当及び業務の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(健康勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	9,015,417,407	8,894,167,389
収納済歳入額	8,963,740,174	8,831,534,452
不納欠損額	16,349,297	21,127,585
収納未済歳入額	35,327,935	41,505,350
(歳 出)		
歳出予算現額	8,952,591,827	8,820,389,652
支出済歳出額	8,839,219,852	8,731,692,444
不 用 額	113,371,974	88,697,207

不納欠損額の主なものは保険料収入(徴収決定済額 6 兆 6216 億 1827 万余円)の 156 億 5749 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 339 億 1228 万余円及び雑収入(同 153 億 9845 万余円)の 14 億 1564 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 4 兆 1058 億 5275 万余円)の 557 億 5403 万余円、諸支出金(同 237 億 7240 万余円)の 96 億 4731 万余円及び老人保健拠出金(同 1 兆 7935 億 7986 万余円)の 35 億 3404 万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	7,643,887,737	7,423,842,473
(うち保険料)	(6,574,364,824)	(6,471,190,153)
損 失	7,722,927,362	7,273,035,922
(うち保険給付費)	(4,050,023,292)	(3,938,184,242)
利益金(△損失金)	△79,039,625	150,806,551
(前年度繰越損失金)	837,124,064	888,088,606)
(翌年度繰越損失金)	1,040,684,012	837,124,064)

3 借 入 金 等

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212
事業運営安定資金	264,974,634	135,841,972

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
健康保険の一般被保険者数(年度末)	19,156千人	18,930千人
(保険給付)		
医 療 給 付	3,514,523,907千円	3,415,136,930千円
現金給付(傷病手当金等)	532,099,051千円	519,523,405千円
老人保健拠出金	1,789,318,684千円	1,898,331,980千円
退職者給付拠出金	795,067,417千円	688,797,298千円
介護納付金	594,555,322千円	523,905,407千円
健康保険の日雇特例被保険者数(年度末)	15千人	17千人
(保険給付)		
医 療 給 付	2,754,603千円	2,893,112千円
現金給付(傷病手当金等)	721,152千円	727,915千円
老人保健拠出金	727,134千円	962,987千円
介護納付金	832,535千円	679,065千円

(年金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	38,675,585,091	32,971,756,375
収納済歳入額	38,573,966,680	32,847,701,975
不納欠損額	36,315,819	48,356,845
収納未済歳入額	65,302,590	75,697,554
(歳 出)		
歳出予算現額	38,592,363,624	33,163,930,476
支出済歳出額	37,606,752,076	32,611,812,555
不 用 額	985,611,547	552,117,920

不納欠損額は、保険料収入(徴収決定済額 20 兆 1572 億 4724 万余円)の 350 億 6732 万余円及び雑収入(同 102 億 8696 万余円)の 12 億 4849 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 637 億 4831 万余円及び雑収入の 15 億 5427 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 22 兆 5346 億 5862 万余円)の 5484 億 0579 万余円及び福祉施設費等業務勘定へ繰入(同 4 兆 3388 億 0140 万円)の 986 億 4096 万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	33,448,027,235	32,972,292,582
(うち保険料)	(20,057,493,140)	(19,451,569,594)
損 失	36,021,545,576	32,632,547,356
(うち保険給付費)	(21,986,252,681)	(21,538,041,406)
利益金(△損失金)	△ 2,573,518,341	339,745,226
(前年度繰越利益金)	139,590,743,516	139,250,998,289
(翌年度繰越利益金)	137,017,225,174	139,590,743,516

3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積立金現在額	131,412,199,573	137,411,034,529
(うち運用寄託金現在額)	(77,770,059,105)	(66,573,702,034)

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)	33,021千人	32,491千人
老齢厚生年金等の支給 受給権者数	25,109千人	24,232千人
支 給 額	21,986,252,821千円	21,538,042,125千円

(児童手当勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	458,044,125	432,197,219
収納済歳入額	458,044,124	432,197,197
収納未済歳入額	0	22
(歳 出)		
歳出予算現額	468,973,955	446,795,057
支出済歳出額	446,003,188	425,280,617
翌年度繰越額	21,805	5,821
不 用 額	22,948,961	21,508,618

不用額の主なものは、被用者児童手当交付金(歳出予算現額 3220 億 5995 万余円)の 133 億 0667 万余円及び児童育成事業費(同 315 億 8798 万余円)の 55 億 7947 万余円である。

## 2 積立金

区分	17 年度末 千円	(16 年度末) 千円
積立金現在額	79,609,962	73,424,733

## 3 主な業務実績

区分	17 年度	(16 年度)
児童手当の交付	8,790千人	8,837千人
交付対象児童数		
交付額	570,744,997千円	543,117,801千円

## (業務勘定)

### 1 歳入歳出決算

区分	17 年度 千円	(16 年度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	4,627,732,811	575,279,233
収納済歳入額	4,597,357,606	539,802,386
不納欠損額	10,628,269	13,285,685
収納未済歳入額	19,746,935	22,191,162
(歳出)		
歳出予算現額	4,683,506,038	552,075,512
支出済歳出額	4,554,993,395	508,538,601
翌年度繰越額	56,070	—
不用額	128,456,572	43,536,910

不納欠損額の主なものは雑収入(徴収決定済額 534 億 7193 万余円)の 103 億 9197 万余円である。収納未済歳入額の主なものは雑収入の 193 億 1883 万余円である。また、不用額の主なものは、財政融資資金繰上償還等資金(歳出予算現額 4 兆 1767 億 9221 万余円)の 927 億 2609 万余円、福祉施設事業費(同 1287 億 4986 万余円)の 145 億 6579 万余円及び業務取扱費(同 1527 億 4725 万余円)の 94 億 4048 万余円である。

## 2 損益

区分	17 年度 千円	(16 年度) 千円
利益 (うち一般会計より受入)	1,556,024,571 (88,058,271)	539,656,865 (81,672,726)
損失 (うち財政融資資金繰上償還等資金)	1,563,322,165 (1,029,334,247)	524,272,219 (—)
(うち業務費)	(143,620,178)	(143,387,402)
利益金(△損失金)	△ 7,297,593	15,384,646
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益金として整理	—	14,662,566
繰越利益金を減額して整理	7,297,593	—
翌年度に特別保健福祉事業資金に組入れ	—	722,080
(前年度繰越利益金)	167,176,052	152,513,486
翌年度繰越利益金	159,878,458	167,176,052

## 3 資金

区分	17 年度末 千円	(16 年度末) 千円
特別保健福祉事業資金現在額	1,502,304,528	1,501,219,572

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」(151 ページ参照)、「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」(157 ページ参照)、「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(168 ページ参照)、「職員の不正行為による損害が生じたもの」(215 ページ参照)及び「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された国有の物品の時価評価額の算定が適切なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの」(216 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について」(684 ページ参照)及び「社会保険庁が設置した年金・健康保険福祉施設の整理合理化の実施状況について」(826 ページ参照)を掲記した。

## (12) 厚生労働省所管 船員保険特別会計

この特別会計は、国が経営する船員保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	73,848,277	74,724,249
収 納 済 歳 入 額	71,378,711	72,478,894
不 納 欠 損 額	1,260,766	822,370
収 納 未 済 歳 入 額	1,208,799	1,422,984
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	66,478,144	72,306,937
支 出 済 歳 出 額	63,681,384	66,850,491
不 用 額	2,796,759	5,456,445

### 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	73,455,236	73,001,095
(う ち 保 険 料)	(64,035,585)	(65,039,124)
損 失	76,942,706	68,254,243
(う ち 保 険 給 付 費)	(31,860,647)	(32,668,614)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 3,487,470	4,746,852
(前年度繰越利益金)	159,074,497	154,327,644
(翌年度繰越利益金)	155,587,026	159,074,497

### 3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	111,963,538	106,857,521

### 4 主 な 業 務 実 績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
被 保 険 者 数 (年 度 末)	60千人	61千人
年 金 等 の 支 給	2,226人	2,206人
受 給 権 者 数		
支 給 額	4,144,303千円	4,005,683千円
医 療 給 付	19,692,895千円	20,119,395千円
現 金 給 付 (傷 病 手 当 金 等)	5,417,260千円	5,414,769千円
老 人 保 健 拠 出 金	6,930,565千円	8,951,245千円
退 職 者 給 付 拠 出 金	3,571,526千円	3,249,046千円
介 護 納 付 金	3,032,338千円	3,293,485千円
失 業 保 険 給 付 (失 業 保 険 金 等)	2,624,752千円	3,133,534千円



なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」(168 ページ参照)を掲記した。

(13) 厚生労働省所管 国立高度専門医療センター特別会計

この特別会計は、国立高度専門医療センター(国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センター)の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	166,317,037	150,489,243
収納済歳入額	165,248,547	149,633,773
不納欠損額	17,259	11,218
収納未済歳入額	1,051,230	844,251
(歳 出)		
歳出予算現額	168,995,204	151,416,268
支出済歳出額	164,296,498	147,797,214
翌年度繰越額	822,245	937,498
不 用 額	3,876,460	2,681,555

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	152,757,749	143,515,219
(うち診療収入)	(86,185,527)	(84,849,685)
損 失	197,406,109	121,365,654
(うち経営費)	(109,577,647)	(106,481,192)
利益金(△損失金)	△ 44,648,360	22,149,564
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に基金を減額して整理	44,648,360	—
翌年度に基金に組入れ	—	22,149,564

3 借 入 金 等

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金)	227,772,484	235,064,242
基金現在額	240,515,655	218,366,091
積立金現在額	962,440	2,063,380

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
入院患者延べ数	1,450千人	1,470千人
外来患者延べ数	1,697千人	1,694千人

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(215 ページ参照)を掲記した。

(14) 厚生労働省所管 国民年金特別会計

第6章  
第2節  
第1  
2  
特別会計  
(14)  
国民年金特別会計

この特別会計は、国が経営する国民年金事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、福祉年金及び業務の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(基礎年金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	18,431,213,348	17,558,374,968
収納済歳入額	18,430,180,541	17,557,477,711
不納欠損額	407,680	314,554
収納未済歳入額	625,126	582,703
(歳 出)		
歳出予算現額	17,631,323,411	16,822,911,070
支出済歳出額	17,015,999,287	16,008,558,685
不 用 額	615,324,123	814,352,384

不用額の主なものは基礎年金給付費(歳出予算現額 12 兆 7835 億 3935 万余円)の 1448 億 9199 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 4703 億円ある。)

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	16,881,688,567	16,029,347,640
(うち拠出金等収入)	(16,868,542,434)	(16,016,290,624)
損 失	17,016,429,948	16,008,776,802
(うち基礎年金給付費)	(12,638,647,358)	(11,811,814,631)
利益金(△損失金)	△ 134,741,380	20,570,838
(前年度繰越利益金)	2,274,929,771	2,254,358,933
(翌年度繰越利益金)	2,140,188,390	2,274,929,771

3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積立金現在額	724,607,812	724,607,812

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数 19,729千人	18,424千人
	支給額 12,638,647,358千円	11,811,814,631千円

(国民年金勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	6,128,360,140	5,572,371,483
収納済歳入額	6,117,461,244	5,570,879,859
不納欠損額	339,192	247,718
収納未済歳入額	10,559,702	1,243,906

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	6,352,973,851	5,869,247,871
支 出 済 歳 出 額	6,224,524,547	5,741,559,772
不 用 額	128,449,303	127,688,098

収納未済歳入額の主なものは保険料収入(徴収決定済額 1 兆 9584 億 1614 万余円)の 103 億 7652 万余円である。また、不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額 2 兆 0412 億 3304 万余円)の 885 億 2220 万余円及び福祉施設費等業務勘定へ繰入(同 3531 億 1967 万余円)の 88 億 4832 万余円である。

## 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	6,696,964,291	6,527,353,111
(うち 保 険 料)	(2,772,870,448)	(2,890,567,154)
(うち基礎年金勘定より受入)	(1,876,340,728)	(2,007,558,385)
損 失	7,223,284,984	6,704,616,971
(うち基礎年金勘定へ繰入)	(3,897,559,415)	(3,543,719,527)
(うち国民年金給付費)	(1,952,710,728)	(2,088,781,746)
損 失 金	526,320,693	177,263,860
(前年度繰越利益金)	10,570,085,098	10,747,348,958
(翌年度繰越利益金)	10,043,764,404	10,570,085,098

## 3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	9,245,283,829	9,861,171,654
(うち運用寄託金現在額)	(5,237,601,103)	(5,119,912,513)

## 4 主 な 業 務 実 績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
被 保 険 者 数 (年 度 末)	32,823千人	33,162千人
老 齢 年 金 等 の 支 給 受 給 権 者 数	4,663千人	5,006千人
支 給 額	1,952,710,848千円	2,088,781,846千円

## (福祉年金勘定)

### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	21,462,196	28,548,359
収 納 済 歳 入 額	21,294,601	28,460,838
不 納 欠 損 額	154,661	59,622
収 納 未 済 歳 入 額	12,934	27,898
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	31,738,115	28,507,790
支 出 済 歳 出 額	18,386,285	22,442,776
翌 年 度 繰 越 額	2,867,295	3,605,079
不 用 額	10,484,534	2,459,933

不用額の主なものは、特別障害給付金給付費(歳出予算現額 98 億 0703 万円)の 79 億 0152 万余円及び福祉年金給付費(同 216 億 8808 万余円)の 23 億 4000 万余円である。

### 2 主 な 業 務 実 績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
老 齢 福 祉 年 金 の 支 給 受 給 権 者 数	47千人	64千人
支 給 額	16,480,781千円	22,442,776千円

(業 務 勘 定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	425,042,221	155,890,131
収納済歳入額	424,985,149	155,886,422
不納欠損額	1	—
収納未済歳入額	57,070	3,709
(歳 出)		
歳出予算現額	432,399,421	159,194,355
支出済歳出額	409,482,629	144,618,990
不 用 額	22,916,791	14,575,364

不用額の主なものは、業務取扱費(歳出予算現額 1390 億 5522 万円)の 108 億 5850 万余円、福祉施設費(同 230 億 2447 万円)の 59 億 2134 万余円及び財政融資資金繰上償還等資金(同 2668 億 0698 万余円)の 35 億 6673 万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	223,154,103	151,137,344
(うち国民年金勘定より受入)	(144,353,432)	(81,102,123)
(うち一般会計より受入)	(77,646,931)	(69,417,080)
損 失	220,610,073	144,765,342
(う ち 業 務 費)	(128,185,921)	(132,023,261)
利 益 金	2,544,030	6,372,002
(前年度繰越利益金	19,973,916	13,601,916)
(翌年度繰越利益金	22,517,947	19,973,918)

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「厚生年金保険の老齢厚生年金及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったもの」(157 ページ参照)及び「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された国有の物品の時価評価額の算定が適切なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの」(216 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「国民年金保険料の申請免除及び若年者の免除特例の実施状況について」(819 ページ参照)及び「社会保険庁が設置した年金・健康保険福祉施設の整理合理化の実施状況について」(826 ページ参照)を掲記した。

(15) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(労 災 勘 定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,415,812,954	1,425,416,954
収納済歳入額	1,396,880,659	1,407,910,992

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
不 納 欠 損 額	552,031	731,250
収 納 未 済 歳 入 額 (歳 出)	18,380,263	16,774,712
歳 出 予 算 現 額	1,177,770,524	1,188,651,812
支 出 済 歳 出 額	1,111,024,623	1,126,437,273
翌 年 度 繰 越 額	483,603	875,403
不 用 額	66,262,297	61,339,135

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額 1519 億 3773 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 8022 億 9713 万余円)の 299 億 9320 万余円、労働福祉事業費(同 2221 億 9788 万余円)の 207 億 5162 万余円及び業務取扱費(同 504 億 7371 万余円)の 36 億 0514 万余円である。

## 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益 (うち徴収勘定より受入)	1,420,299,380 (1,069,854,263)	1,416,346,413 (1,047,042,739)
損 失 (うち保険給付費)	1,362,705,433 (772,243,003)	1,945,743,780 (777,202,818)
利 益 金 (△ 損 失 金)	57,593,947	△ 529,397,366
(前年度繰越利益金)	8,048,249,001	8,577,646,368
翌年度繰越利益金	8,105,842,949	8,048,249,001

## 3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	7,698,995,563	7,628,272,655

## 4 主 な 業 務 実 績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
適 用 事 業 場 数 (年 度 末)	2,630,805 事業場	2,627,510 事業場
療 養 補 償 給 付	205,108,496 千円	207,241,609 千円
休 業 補 償 給 付	115,399,388 千円	116,730,606 千円
遺 族 補 償 年 金	193,280,337 千円	191,595,188 千円
障 害 補 償 年 金	151,865,353 千円	152,446,323 千円

## (雇 用 勘 定)

### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	3,429,918,768	3,063,160,578
収 納 済 歳 入 額	3,423,188,357	3,057,093,507
不 納 欠 損 額	495,320	535,479
収 納 未 済 歳 入 額	6,235,089	5,531,591
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	2,953,072,319	3,066,421,591
支 出 済 歳 出 額	1,898,679,765	1,985,513,984
翌 年 度 繰 越 額	1,022,686	499,307
不 用 額	1,053,369,867	1,080,408,299

不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額 2 兆 1781 億 7150 万余円)の 8010 億 0038 万余円、雇用安定等事業費(同 3521 億 6666 万余円)の 972 億 3318 万余円及び業務取扱費(同 880 億 0620 万余円)の 63 億 7535 万余円である。

2 損 益			
	区 分	17 年 度	(16 年 度)
		千円	千円
	利 益	3,412,594,301	3,169,046,950
	(うち徴収勘定より受入)	(2,920,663,599)	(2,566,204,322)
	損 失	2,107,316,989	2,179,959,797
	(うち失業等給付費)	(1,377,170,129)	(1,467,185,560)
	利 益 金	1,305,277,311	989,087,153
	(前年度繰越利益金	2,457,371,283	1,592,461,906)
	翌年度繰越利益金	3,762,648,595	2,581,549,059)
3 積立金等			
	区 分	17 年 度 末	(16 年 度 末)
		千円	千円
	積立金現在額	1,602,572,682	806,392,382
	雇用安定資金現在額	567,375,268	406,986,449
4 主な業務実績			
	区 分	17 年 度	(16 年 度)
	被保険者数(年度末)	35,233,937人	34,602,550人
	一般求職者給付	994,391,998千円	1,103,706,126千円
	就職促進給付	57,346,967千円	10,938,130千円
	特定求職者雇用開発助成金	23,346,141千円	23,517,221千円

(徴収勘定)

1 歳入歳出決算

	区 分	17 年 度	(16 年 度)
		千円	千円
(歳 入)			
	徴収決定済額	4,174,331,588	3,795,752,360
	収納済歳入額	4,087,151,209	3,704,579,099
	不納欠損額	7,973,645	8,213,598
	収納未済歳入額	79,206,733	82,959,662
(歳 出)			
	歳出予算現額	4,059,601,611	3,699,312,790
	支出済歳出額	4,056,153,500	3,696,740,070
	不 用 額	3,448,110	2,572,719

収納未済歳入額の主なものは保険料収入(徴収決定済額4兆0693億7845万余円)の789億8099万余円である。

なお、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の一部改正による暫定措置が17年3月31日で終了したため、4月1日から、雇用保険率が1000分の17.5から19.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の19.5から21.5、建設の事業は1000分の20.5から22.5)にされた。

2 損 益

	区 分	17 年 度	(16 年 度)
		千円	千円
	利 益	4,084,037,175	3,707,820,407
	(うち保険料)	(3,989,439,641)	(3,611,996,295)
	損 失	4,084,163,547	3,707,925,160
	(うち労災勘定へ繰入)	(1,069,854,263)	(1,047,042,739)
	(うち雇用勘定へ繰入)	(2,920,663,599)	(2,566,204,322)
	損 失 金	126,372	104,752
	(前年度繰越利益金	4,785,150	4,889,902)
	翌年度繰越利益金	4,658,777	4,785,150)

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「物品の購入等に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、庁費等を支出していたもの」(120 ページ参照)、「物品の購入等に当たり、競争入札の実施を偽装して契約を締結していたもの」(124 ページ参照)、「求人情報自己検索システムの取得等に当たり、会計法令に違反し、複数年度にわたる役務の提供等に係る契約を締結するなどして当該経費の全額を支払っていたもの」(126 ページ参照)、「虚偽の内容の関係書類を作成し、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等を不正に支出するなどし、これを別途に経理して業務の目的外の用途に使用したり、職員が国庫金を領得したりするなどしていたもの」(130 ページ参照)、「雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクトに係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の物品購入費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの」(147 ページ参照)、「労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」(154 ページ参照)、「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」(160 ページ参照)、「雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの」(163 ページ参照)、「雇用保険の地域雇用開発促進助成金等の支給が適正でなかったもの」(165 ページ参照)、「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が適正でなかったもの」(179 ページ参照)及び「厚生労働省において独立行政法人労働者健康福祉機構が受け入れた貸付金の回収金等を速やかに国庫へ納付させるよう改善させたもの」(224 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「都道府県労働局の会計経理の状況について」(787 ページ参照)を掲記した。

**(16) 農林水産省所管 食糧管理特別会計**

この特別会計は、国が行う食糧等の買入れ、売渡し等の管理に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料、業務及び調整の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

(国内米管理勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	546,693,671	490,776,224
収納済歳入額	544,290,631	488,296,284
収納未済歳入額	2,403,040	2,479,939
(歳 出)		
歳出予算現額	711,099,152	772,448,424
支出済歳出額	543,203,796	488,194,913
翌年度繰越額	1,252,663	13,623,572
不 用 額	166,642,692	270,629,938

不用額の主なものは、返還金等他勘定へ繰入(歳出予算現額 4221 億 1883 万余円)の 730 億 2954 万余円、国内米買入費(同 1542 億 7153 万余円)の 544 億 5485 万余円及び国内米管理費(同 972 億 0877 万余円)の 91 億 5828 万余円である。

2 損 益		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
	千円	千円
利 益	74,001,723	25,272,957
(うち 雑 益)	(56,220,812)	(124,736)
(うち 売 上 高)	(15,301,164)	(22,649,116)
損 失	149,635,298	120,465,225
(うち 事業管理費)	(85,365,642)	(24,495,682)
(うち 売 上 原 価)	(54,096,053)	(83,635,970)
損 失 金	75,633,575	95,192,267
(損失金の処理)		
調整勘定へ移し整理	75,633,575	95,192,267

3 主な業務実績		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
国 内 米 買 入 れ	37万t	26万t
売 渡 し	40万t	38万t
年度末在庫	78万t	82万t

(国内麦管理勘定)

1 歳入歳出決算		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
(歳 入)	千円	千円
徴 収 決 定 済 額	104,421,714	105,701,423
収 納 済 歳 入 額	104,421,714	105,701,423
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	105,429,126	107,040,318
支 出 済 歳 出 額	104,421,714	105,701,418
翌 年 度 繰 越 額	2,273	2,595
不 用 額	1,005,138	1,336,303

2 損 益		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
	千円	千円
利 益	18,774	54,237
(うち 雑 益)	(18,762)	(32,115)
損 失	104,309,780	105,573,645
(うち 事業管理費)	(104,157,337)	(105,368,939)
損 失 金	104,291,006	105,519,408
(損失金の処理)		
調整勘定へ移し整理	104,291,006	105,519,408

3 主な業務実績		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
	千円	千円
麦作経営安定資金助成金	104,157,335	105,367,391

(輸入食糧管理勘定)

1 歳入歳出決算		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
(歳 入)	千円	千円
徴 収 決 定 済 額	333,688,737	375,382,069
収 納 済 歳 入 額	333,576,963	375,270,308
収 納 未 済 歳 入 額	111,774	111,760
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	569,354,809	558,993,423



区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
支 出 済 歳 出 額	325,828,064	362,925,676
翌 年 度 繰 越 額	5,021,246	6,227,834
不 用 額	238,505,498	189,839,912

不用額の主なものは、返還金等他勘定へ繰入(歳出予算現額 1988 億 6725 万余円)の 941 億 8725 万余円、輸入食糧買入費(同 2622 億 6431 万余円)の 629 億 0285 万余円及び輸入食糧管理費(同 382 億 2324 万余円)の 114 億 1539 万余円である。

## 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	286,811,938	292,202,728
(うち売上高)	(285,346,655)	(291,212,336)
損 失	228,919,822	255,339,149
(うち売上原価)	(189,212,368)	(214,628,842)
利 益 金	57,892,115	36,863,578
(利益金の処理)		
調整勘定へ移し整理	57,892,115	36,863,578

## 3 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
外 国 米 買 入 れ	73万t	54万t
売 渡 し	43万t	45万t
年度末在庫	181万t	152万t
外 国 麦 買 入 れ	504万t	528万t
売 渡 し	512万t	526万t
年度末在庫	94万t	103万t

(農産物等安定勘定)

〔 この勘定は、甘しょ及び馬れいしょの価格安定のために国が行う甘しょでん粉及び馬れいしょでん粉の買入れ売渡しに関する経理を行うものである。 〕

### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	—	—
収 納 済 歳 入 額	—	—
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	466,565	468,744
支 出 済 歳 出 額	—	—
不 用 額	466,565	468,744

### 2 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	1,726,702	1,726,702

(輸入飼料勘定)

### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	30,469,021	30,801,575
収 納 済 歳 入 額	30,469,021	30,801,575

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	58,841,583	53,238,969
支 出 済 歳 出 額	27,832,938	30,383,544
翌 年 度 繰 越 額	2,011,033	234,403
不 用 額	28,997,611	22,621,021

不用額の主なものは、返還金等他勘定へ繰入(歳出予算現額 114 億 4519 万余円)の 106 億 1266 万余円及び輸入飼料買入費(歳出予算現額 354 億 6863 万余円)の 77 億 6077 万余円である。

## 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	30,782,299	30,510,042
(うち売上高)	(30,050,956)	(29,777,540)
損 失	30,803,351	30,193,895
(うち売上原価)	(28,252,839)	(27,220,545)
利益金(△損失金)	△ 21,052	316,147
(利益金又は損失金の処理)		
積立金を減額して整理	21,052	—
翌年度に積立金として積立て	—	316,147

## 3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積立金現在額	295,094	—

## 4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
外国麦買入れ	127万t	120万t
売渡し	131万t	125万t
年度末在庫	9万t	13万t

## (業 務 勘 定)

### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	109,582,463	135,265,970
収納済歳入額	109,582,226	135,265,970
収納未済歳入額	237	—
(歳 出)		
歳出予算現額	116,082,711	153,437,397
支出済歳出額	109,267,316	134,912,441
翌年度繰越額	314,909	353,529
不 用 額	6,500,484	18,171,427

### 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	27,407,544	35,758,974
(うち輸入食糧管理勘定 より業務経費受入)	(14,637,501)	(17,019,622)
損 失	46,180,063	35,758,974
(うち一般管理費)	(23,464,842)	(29,392,243)
損 失 金	18,772,519	—
(損失金の処理)		
国有財産再評価益を減額して整理	11,948,129	—
調整勘定へ移し整理	6,824,389	—

(調 整 勘 定)

この勘定は、本特別会計の運営に必要な資金の調達、返済及び調整資金(本特別会計の資金操作)を行うため一般会計からの受入金で設置されている資金)の管理並びに食糧管理勘定(国内米管理、国内麦管理及び輸入食糧管理の3勘定をいう。)及び業務勘定から移された損益の整理に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,215,093,406	1,355,084,500
収納済歳入額	1,215,093,406	1,355,084,500
(歳 出)		
歳出予算現額	1,777,031,561	1,528,242,568
支出済歳出額	1,215,093,406	1,355,084,500
不 用 額	561,938,154	173,158,067

不用額は、食糧買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 1 兆 0776 億 1348 万余円)の 3876 億 2194 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 6994 億 1808 万円)の 1743 億 1620 万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	35,049	47,916
(うち国内米管理勘定よ り食糧証券割引差額等 受入)	(27,497)	(34,283)
損 失	35,049	47,916
(うち食糧証券割引差額)	(23,147)	(29,314)

3 調整資金の増減額

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
前年度末現在額	△ 8,808,550	△ 73,860,452
本年度受入額	207,800,000	228,900,000
本年度末現在額	198,991,449	155,039,547
本年度減額整理	128,856,855	163,848,097
減額整理後の現在額	70,134,594	△ 8,808,550

4 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
年度末現在額	491,000,000	525,000,000

なお、この特別会計について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「外国産米の在庫及び損益の状況について」(842 ページ参照)を掲記した。

(17) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が経営する農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(再保険金支払基金勘定)

〔 この勘定は、異常災害の発生に伴う農業勘定等における再保険金支払財源の不足に充てるための一般会計からの受入金に関する経理を行うものである。 〕

歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	15,302,086	19,832,605
収納済歳入額	15,302,086	19,832,605
(歳 出)		
歳出予算現額	6,356,579	15,147,315
支出済歳出額	—	8,169,705
不 用 額	6,356,579	6,977,609

(農 業 勘 定)

〔 この勘定は、農業者が、風水害等による水稻、陸稲、麦、畑作物及び蚕繭の減収等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、次のものを再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

- (ア) 水稻、陸稲及び麦については通常の災害を超える損害のうち農業共済組合連合会の負担分を超える部分の全額
- (イ) 畑作物及び蚕繭については通常の災害を超える損害の一定の割合

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	33,537,151	35,291,077
収納済歳入額	33,537,151	35,291,077
(歳 出)		
歳出予算現額	33,551,006	39,652,312
支出済歳出額	10,568,249	34,847,486
不 用 額	22,982,756	4,804,825

不用額の主なものは、農業再保険費(歳出予算現額 257 億 9352 万余円)の 227 億 2329 万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	33,537,151	32,247,763
(うち再保険料)	(25,928,380)	(24,967,090)
損 失	10,667,496	34,957,067
(うち再保険金)	(3,070,225)	(27,684,118)
利益金(△損失金)	22,869,655	△ 2,709,304
(前年度繰越利益金)	8,879,891	11,589,196
(翌年度繰越利益金)	31,749,546	8,879,891

3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積立金現在額	8,879,891	11,589,196

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(共済引受)		
水 稲	154万ha	153万ha
麦	23万ha	23万ha
畑 作 物	21万ha	21万ha
(再保険金支払)		
畑 作 物	2,734,501千円	3,331,444千円
麦	294,205千円	654,714千円
水 稲	41,517千円	23,694,036千円

(家畜勘定)

この勘定は、農業者が、家畜の死亡、疾病等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、伝染病等による異常事故については損害の全額を、また、それ以外の事故については損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	44,670,860	44,106,579
収納済歳入額	44,670,860	44,106,579
(歳出)		
歳出予算現額	37,671,717	37,932,417
支出済歳出額	32,050,229	32,077,397
不 用 額	5,621,487	5,855,019

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	44,675,943	44,111,392
(うち再保険料)	(23,354,610)	(22,791,664)
損 失	42,395,665	43,599,318
(うち再保険金)	(22,260,650)	(22,331,648)
利 益 金	2,280,277	512,074
(前年度繰越利益金)	30,594,458	30,082,384
(翌年度繰越利益金)	32,874,735	30,594,458

3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積立金現在額	30,574,452	30,067,191

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(共済引受)		
牛	478万頭	463万頭
肉 豚	167万頭	169万頭
種 豚	18万頭	18万頭
馬	3万頭	3万頭
(再保険金支払)		
牛	20,594,645千円	20,542,428千円
肉 豚	943,684千円	952,560千円
馬	419,643千円	497,770千円
種 豚	302,677千円	338,889千円

(果樹勘定)

この勘定は、農業者が、風水害等による果実の減収、樹体の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	6,155,774	10,559,220
収納済歳入額	6,155,774	10,559,220
(歳 出)		
歳出予算現額	10,018,121	10,105,340
支出済歳出額	1,273,188	7,534,132
不 用 額	8,744,932	2,571,207

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	6,155,774	6,461,465
(うち再保険料)	(3,171,138)	(3,011,906)
損 失	3,575,669	9,964,672
(うち再保険金)	(719,057)	(6,987,485)
利益金(△損失金)	2,580,105	△ 3,503,207
(前年度繰越損失金)	36,905,906	33,402,698
(翌年度繰越損失金)	34,325,800	36,905,906

3 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(共済引受)		
うんしゅうみかん	1065万本	1092万本
り ん ご	331万本	331万本
い よ か ん	329万本	359万本
な し	181万本	178万本
指 定 か ん き つ	155万本	145万本
(再保険金支払)		
な し	162,468千円	1,505,094千円
うんしゅうみかん	161,779千円	1,459,542千円
お う と う	130,108千円	117,361千円
く り	66,001千円	59,653千円
指 定 か ん き つ	61,462千円	83,423千円

(園芸施設勘定)

この勘定は、農業者が、風水害等による園芸施設の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、損害の一定の割合を、また、同連合会の事業年度ごとに通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	5,759,568	4,610,424
収納済歳入額	5,759,568	4,610,424

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	5,838,034	4,640,729
支 出 済 歳 出 額	4,504,664	4,150,240
不 用 額	1,333,369	490,488
2 損 益		
区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 (う ち 再 保 険 料) 益	5,759,568	3,581,788
損 (う ち 再 保 険 金) 失	(1,076,056)	(1,054,766)
利 益 金 (△ 損 失 金)	5,110,697	6,764,249
(前 年 度 繰 越 利 益 金)	(2,473,599)	(2,145,900)
翌 年 度 繰 越 利 益 金	648,870	△ 3,182,460
	13,030,631	16,213,092
	13,679,502	13,030,631
3 積 立 金		
区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	14,059,267	16,213,092
4 主 な 業 務 実 績		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
(共 済 引 受)		
園 芸 施 設	73万棟	72万棟
(再 保 険 金 支 払)		
園 芸 施 設	2,473,599千円	2,145,900千円

第6章  
第2節  
第1  
2  
特別会計  
(18)  
森林保険特別会計

(業 務 勘 定)

歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	1,116,526	1,169,502
収 納 済 歳 入 額	1,116,526	1,169,502
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	1,189,838	1,225,713
支 出 済 歳 出 額	1,116,526	1,159,274
不 用 額	73,311	66,438

(18) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が経営する森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	13,821,264	15,279,590
収 納 済 歳 入 額	13,821,264	15,279,590
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	5,862,869	5,857,140
支 出 済 歳 出 額	3,989,111	2,349,721
翌 年 度 繰 越 額	46,832	178,269
不 用 額	1,826,925	3,329,149

2 損 益			
区 分		17 年 度	(16 年 度)
		千円	千円
利 (う ち 保 険 料) 益		13,821,264	15,279,590
		(2,653,711)	(3,325,880)
損 (う ち 保 険 金) 失		13,740,388	13,328,905
		(2,246,142)	(888,034)
利 益 金		80,875	1,950,685
(前年度繰越利益金		18,400,143	16,449,457)
翌年度繰越利益金		18,481,018	18,400,143)
3 積 立 金			
区 分		17 年 度 末	(16 年 度 末)
		千円	千円
積立金現在額		18,400,143	16,449,457
4 主な業務実績			
区 分		17 年 度	(16 年 度)
(保険引受)			
件 数		184千件	202千件
面 積		1,295千ha	1,367千ha
金 額		1,517,689,204千円	1,719,757,382千円
(保険金支払)			
件 数		7千件	3千件
面 積		2千ha	1千ha
金 額		2,246,142千円	888,034千円

(19) 農林水産省所管 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が経営する漁船再保険事業、漁船乗組員給与再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(漁船普通保険勘定)

この勘定は、戦乱等以外の事故により、1,000トン未満の漁船やこれに積載した漁獲物等が受けた損害及び1,000トン未満の漁船の運航に伴って生じた損害の賠償等について、漁船保険中央会が漁船保険組合に負う再保険責任のうち同中央会の負担分を超える額を再保険する事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分		17 年 度	(16 年 度)
		千円	千円
(歳 入)			
徴収決定済額		7,455,911	7,878,169
収納済歳入額		7,455,911	7,878,169
(歳 出)			
歳出予算現額		8,747,833	9,674,045
支出済歳出額		7,837,673	8,554,267
不 用 額		910,159	1,119,777



2 損 益			
区 分		17 年 度	(16 年 度)
		千円	千円
利 (うち再保険料)	益	10,047,385	11,816,169
損 (うち再保険金)	失	(638,639)	(791,594)
利 益 金		9,700,132	11,713,925
(前年度繰越利益金)		(1,586,537)	(1,946,280)
翌年度繰越利益金		347,253	102,244
		9,266,454	9,164,209
		9,613,707	9,266,454
3 積 立 金			
区 分		17 年 度 末	(16 年 度 末)
		千円	千円
積立金現在額		11,809,300	13,004,893
4 主な業務実績			
区 分		17 年 度	(16 年 度)
(保険引受)			
件 数		414,711件	422,755件
再 保 險 金 額		20,275,806,904千円	15,731,270,319千円
(保険金支払)			
損 害 再 保 險 金 金 額		241,736千円	300,129千円
満 期 再 保 險 金 件 数		590件	913件
金 額		1,344,801千円	1,646,152千円

(漁船特殊保険勘定)

〔 この勘定は、1,000トン未満の漁船が戦乱等による事故により損害を受けた場合に、漁船保険組  
 合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分		17 年 度	(16 年 度)
		千円	千円
(歳 入)			
徴収決定済額		99,532	12,304
収納済歳入額		99,532	12,304
(歳 出)			
歳出予算現額		260,213	181,035
支出済歳出額		81,000	1,520
翌年度繰越額		—	80,990
不 用 額		179,213	98,525

2 損 益

区 分		17 年 度	(16 年 度)
		千円	千円
利 (うち再保険料)	益	99,065	12,942
損 (うち再保険金)	失	(13,700)	(9,481)
損 失 金		81,553	83,288
利 益 金 (△ 損 失 金)		(81,000)	(—)
利 益 金		17,512	△ 70,345
(前年度繰越利益金)		4,392,498	4,462,844
翌年度繰越利益金		4,410,010	4,392,498

3 積 立 金

区 分		17 年 度 末	(16 年 度 末)
		千円	千円
積立金現在額		4,391,435	4,462,418

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(保険引受)		
件 数	217件	131件
再 保 険 金 額	27,030,897千円	17,559,468千円
(保険金支払)		
件 数	1件	—
再 保 険 金	81,000千円	—

(漁船乗組員給与保険勘定)

〔 この勘定は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払について、漁船保険組合が負う  
 保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	5,118	1,682
収 納 済 歳 入 額	5,118	1,682
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	31,218	29,520
支 出 済 歳 出 額	1,707	—
翌 年 度 繰 越 額	—	1,698
不 用 額	29,510	27,822

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	4,900	1,903
(うち再保険料)	(2,413)	(1,517)
損 失	1,843	1,932
(うち再保険金)	(1,707)	(—)
利 益 金 (△ 損 失 金)	3,056	△ 28
(前年度繰越利益金)	1,258,174	1,258,202
(翌年度繰越利益金)	1,261,231	1,258,174

3 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積 立 金 現 在 額	1,257,808	1,258,058

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(保険引受)		
件 数	153件	84件
再 保 険 金 額	431,140千円	287,834千円
(保険金支払)		
件 数	1件	—
再 保 険 金	1,707千円	—

(漁業共済保険勘定)

〔 この勘定は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けること  
 のある損失について漁業共済組合連合会が漁業共済組合に対して負う再共済責任等のうち、同連合会  
 の負担分を超える額を保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	8,171,855	8,394,913
収納済歳入額	8,171,855	8,394,913
(歳 出)		
歳出予算現額	7,752,997	7,717,164
支出済歳出額	7,498,224	7,405,553
不 用 額	254,772	311,610

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	18,787,286	16,836,259
(うち保険料)	(2,478,392)	(2,467,677)
損 失	18,480,872	19,010,344
(うち保険金)	(2,794,241)	(2,810,736)
(うち漁業共済組合連合会交付金)	(4,703,983)	(4,594,816)
利益金(△損失金)	306,413	△ 2,174,085
(前年度繰越損失金)	32,682,901	30,508,816
(翌年度繰越損失金)	32,376,487	32,682,901

3 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(保険引受)		
件 数	63,795件	60,656件
再 共 済 金 額	372,039,720千円	370,679,997千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	518,422千円	1,060,260千円
養殖共済保険金	276,217千円	—
特定養殖共済保険金	1,881,821千円	1,750,477千円
漁業施設共済保険金	117,779千円	—
計	2,794,241千円	2,810,737千円

(業 務 勘 定)

歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,037,646	1,116,774
収納済歳入額	1,037,646	1,116,774
(歳 出)		
歳出予算現額	1,064,107	1,135,970
支出済歳出額	1,037,645	1,116,773
不 用 額	26,461	19,196

(20) 農林水産省所管 農業経営基盤強化措置特別会計

この特別会計は、農業経営基盤の強化に資するための農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等、農業経営の改善等に資するための農業改良資金の貸付け並びに青年等の就農促進を図るための就農支援資金の貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	105,287,641	124,553,994
収納済歳入額	104,773,504	124,034,215
不納欠損額	5	4,003
収納未済歳入額	514,131	515,775
(歳 出)		
歳出予算現額	50,556,221	80,845,748
支出済歳出額	23,463,951	43,277,732
不 用 額	27,092,269	37,568,015

不用額の主なものは、農地保有合理化促進対策費(歳出予算現額 337 億 2649 万余円)の 142 億 3105 万余円、農業改良資金貸付金(同 79 億 8224 万余円)の 77 億 6462 万円及び就農支援資金貸付金(同 59 億 1138 万余円)の 42 億 3360 万余円である。

2 積 立 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
積立金現在額	16,342,965	16,342,965

3 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(農地等の売渡し等)		
農地等の売渡し	603千㎡	1,262千㎡
農地等の買収	4千㎡	1千㎡
(注) 年度末所有農地等 (うち貸付け農地等)	47,666千㎡ (2,374千㎡)	50,260千㎡ (2,520千㎡)
(農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	2,235,097千円	2,578,986千円
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付	6,347,546千円	23,827,640千円
農林漁業金融公庫等に対する貸付金の貸付け	10,732,047千円	12,128,086千円
(農業改良資金)		
都道府県に対する農業改良資金貸付金の貸付け	217,621千円	192,180千円
(就農支援資金)		
都道府県に対する就農支援資金貸付金の貸付け	1,677,776千円	2,146,891千円

(注) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「農用地利用調整特別事業で整備した農作業受委託支援システムが全く活用されていなかったため、補助の目的を達していないもの」(249 ページ参照)、「農地情報管理システム整備事業等を適切に実施させるとともに、農地情報管理システムの活用を図るため、当該システムに入力された情報を適時適切に更新するよう改善させたもの」(286 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」(628 ページ参照)を掲記した。

(21) 農林水産省所管 国有林野事業特別会計

この特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、国有林野事業及び治山の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(国有林野事業勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	359,046,437	347,426,212
収納済歳入額	357,617,399	346,330,133
不納欠損額	245,555	75,981
収納未済歳入額	1,183,482	1,020,097
(歳 出)		
歳出予算現額	407,030,042	397,372,197
支出済歳出額	356,927,789	344,817,146
翌年度繰越額	24,940,754	27,459,606
不 用 額	25,161,498	25,095,443

翌年度繰越額はすべて国有林野事業費(歳出予算現額 4060 億 3004 万余円)の分である。また、不用額の主なものは国有林野事業費の 241 億 6149 万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	111,464,128	119,206,161
(うち売上高)	(22,144,404)	(21,492,131)
損 失	146,948,344	148,618,925
(うち経営費)	(60,203,533)	(57,893,976)
損 失 金	35,484,216	29,412,763
(前年度繰越損失金)	277,385,546	247,972,782
(翌年度繰越損失金)	312,869,762	277,385,546

3 借 入 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金等)	1,279,557,169	1,279,558,061

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
立木売払い	2,205千 <sup>3</sup> m	2,290千 <sup>3</sup> m
製品売払い	1,218千 <sup>3</sup> m	739千 <sup>3</sup> m
立木の保育	57千ha	67千ha
林道改良	653km	635km

(治山勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	185,686,294	189,028,823
収納済歳入額	185,686,294	189,028,823
(歳 出)		
歳出予算現額	195,573,920	206,940,008
支出済歳出額	171,021,801	185,626,980
翌年度繰越額	24,272,945	21,095,281
不 用 額	279,172	217,746

翌年度繰越額の主なものは治山事業費(歳出予算現額 1342 億 1412 万余円)の 229 億 2456 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
直 轄 治 山 事 業	1,541箇所	1,255箇所
治山事業に対する補助	7,264箇所	7,589箇所

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「復旧治山事業の実施に当たり、鋼製土留工の設計が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの」(242 ページ参照)を掲記した。

(22) 農林水産省所管 国営土地改良事業特別会計

この特別会計は、国が行う土地改良事業の工事に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	590,642,994	529,857,221
収 納 済 歳 入 額	590,642,852	529,852,555
不 納 欠 損 額	—	4,661
収 納 未 済 歳 入 額	141	5
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	643,302,437	583,000,658
支 出 済 歳 出 額	562,576,372	511,547,195
翌 年 度 繰 越 額	69,076,664	64,199,076
不 用 額	11,649,400	7,254,386

翌年度繰越額の主なものは、土地改良事業費(歳出予算現額 2561 億 0389 万余円)の 623 億 9187 万余円、北海道土地改良事業費(同 931 億 0113 万余円)の 26 億 2409 万余円及び離島土地改良事業費(同 93 億 3283 万余円)の 26 億 1317 万余円である。また、不用額の主なものは、土地改良事業費の 62 億 9526 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 1388 億 4345 万円)の 27 億 5395 万余円である。

2 借 入 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借 入 金 現 在 額 (財 政 融 資 資 金)	764,065,278	838,199,960

3 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
か ん が い 排 水 事 業	139地区	139地区
総 合 農 地 防 災 事 業	29地区	28地区
農 用 地 再 編 整 備 事 業	11地区	13地区

(23) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によって救済することができない危険を保険する制度を確立することによって、外国貿易その他の対外取引の健全な発達を図ることを目的とする貿易保険に対して、政府の再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	575,158,029	378,824,366
収納済歳入額	574,151,966	364,793,363
収納未済歳入額	1,006,063	14,031,003
(歳 出)		
歳出予算現額	151,051,019	157,640,232
支出済歳出額	5,913,051	24,427,349
不 用 額	145,137,967	133,212,882

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額 1393 億 2966 万余円)の 1339 億 5958 万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	131,902,209	127,599,349
(うち再保険料)	(34,304,632)	(31,743,893)
損 失	139,207,127	127,599,349
(うち再保険金)	(3,711,155)	(22,015,533)
損 失 金	7,304,918	—
(前年度繰越利益金)	69,751,099	69,751,099
(翌年度繰越利益金)	62,446,180	69,751,099

3 異常危険準備金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
異常危険準備金現在額	451,556,908	451,556,908

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
再 保 險 引 受 件 数	401,930件	406,946件
金 額	17,996,646,643千円	17,554,795,318千円
再 保 險 金 支 払 件 数	109件	250件
金 額	3,711,155千円	22,015,533千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「貿易再保険事業における外貨建回収金等を邦貨建てにする際に市中の取引慣行を踏まえて外国為替取引手数料の節減を図るよう改善させたもの」(315 ページ参照)及び「貿易再保険事業における外貨建代位取得債権収入等を邦貨建てにする際に市中の取引慣行を踏まえて外国為替取引手数料の節減を図るよう改善させたもの」(389 ページ参照)を掲記した。

(24) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、国が行う特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	209,508,958	213,317,168
収納済歳入額	209,508,958	213,317,168
(歳 出)		
歳出予算現額	117,579,825	141,641,460
支出済歳出額	104,624,096	130,634,329

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
翌年度繰越額	166,955	25,709
不 用 額	12,788,773	10,981,421

不用額の主なものは事務取扱費(歳出予算現額 1032 億 2636 万余円)の 122 億 8427 万余円である。

## 2 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(特許権)		
出願の受理	423,305件	420,559件
審査請求の受理	390,599件	383,195件
審 査	244,948件	236,287件
(実用新案権)		
出願の受理	12,166件	7,847件
(意匠権)		
出願の受理	37,955件	40,486件
審 査	39,651件	41,349件
(商標権)		
出願の受理	137,128件	127,142件
審 査	209,300件	208,605件

(注) 特許権の審査は、出願を受理したもののうち、その後審査請求を受理したものについて行うこととなっている。

### (25) 国土交通省所管 自動車損害賠償保障事業特別会計

この特別会計は、国が行う自動車損害賠償保障事業、自動車事故対策事業、経過措置としての再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車事故対策及び保険料等充当交付金の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

#### (保 障 勘 定)

この勘定は、自動車損害賠償保障事業(保有者が明らかでない自動車によって生命、身体を害されて損害賠償の請求をすることのできない被害者の受けた損害を国がてん補するなどの事業)等の経理を行うものである。

#### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	79,221,576	81,313,659
収納済歳入額	73,987,524	76,846,094
不納欠損額	654,252	332,342
収納未済歳入額	4,579,799	4,135,222
(歳 出)		
歳出予算現額	8,406,559	8,566,297
支出済歳出額	7,664,084	7,868,566
不 用 額	742,474	697,730

#### 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	17,909,627	19,290,288
(うち前年度繰越支払備)	(8,752,786)	(9,701,249)
(金)		
(うち賦課金)	(2,882,349)	(2,999,767)



区 分	17 年 度	(16 年 度)
	千円	千円
損 失 (うち次年度繰越支払備 金) (う ち 保 障 金)	20,675,398 (9,373,869)	20,589,766 (8,752,786)
損 失 金 (損 失 金 の 処 理)	(5,453,745)	(5,612,126)
翌年度に繰越利益を減額 して整理	2,765,771	1,299,477
3 繰 越 金		
区 分	17 年 度 末	(16 年 度 末)
	千円	千円
繰 越 利 益 の 額	116,870,030	118,169,507
4 主な業務実績		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
保 障 金 等 の 支 払 件 数	3,170件	4,764件
金 額	5,453,745千円	5,612,126千円
 (自動車事故対策勘定)		
この勘定は、自動車事故対策事業(被害者保護の増進又は自動車事故防止対策に関する事業)の経 理を行うものである。		
1 歳入歳出決算		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
	千円	千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	16,484,925	17,204,847
収 納 済 歳 入 額	16,484,925	17,204,847
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	17,038,041	17,956,204
支 出 済 歳 出 額	16,104,904	16,426,604
不 用 額	933,136	1,529,599
2 損 益		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
	千円	千円
利 益 (う ち 利 子 収 入)	4,906,682 (4,876,345)	4,726,517 (4,726,390)
損 失 (うち独立行政法人自動 車事故対策機構運営費 交付金)	16,104,964 (9,004,595)	16,426,604 (9,170,308)
損 失 金 (損 失 金 の 処 理)	11,198,282	11,700,086
翌年度に基金を減額して 整理	11,198,282	11,700,086
3 基 金		
区 分	17 年 度 末	(16 年 度 末)
	千円	千円
基 金 残 額	751,525,554	763,225,641
4 主な業務実績		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
自動車事故対策計画に基 づく助成	249件	240件
金 額	15,795,205千円	16,109,182千円

(保険料等充当交付金勘定)

この勘定は、経過措置としての再保険事業等(自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業)に関する経理、保険料等充当交付金(保険契約者が保険会社に支払うべき自動車損害賠償責任保険の保険料の一部等に充てさせるため、政府が保険会社等に交付する交付金)の交付事業に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	195,588,025	449,726,250
収納済歳入額	195,588,025	449,726,250
(歳 出)		
歳出予算現額	235,811,024	503,466,429
支出済歳出額	195,497,174	449,629,911
不 用 額	40,313,849	53,836,517

不用額の主なものは、保険料等充当交付金(歳出予算現額 1202 億円)の 175 億 1267 万余円及び再保険及保険費(同 1074 億 3883 万余円)の 147 億 8436 万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益	40,056,419	278,334,882
(うち前年度繰越支払備 金)	(39,809,556)	(263,858,780)
損 失	210,889,644	489,425,192
(うち次年度繰越支払備 金)	(15,400,500)	(39,809,556)
損 失 金	170,833,225	211,090,309
(損 失 金 の 処 理)		
翌年度に基金を減額して 整理	170,833,225	211,090,309

3 基 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
基 金 残 額	332,463,710	543,554,020

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(経過措置としての保険契約及び保険金支払)		
再保険及び保険関係の成 立	件 数 128件	207件
	金 額 1,713千円	3,859千円
再保険金及び保険金の支 払	件 数 94千件	361千件
	金 額 86,342,417千円	217,496,892千円
(保険料等充当交付金の交付)		
交 付 実 績 法 人 数	23法人	23法人
	金 額 102,687,328千円	219,786,288千円

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「公共交通移動円滑化設備整備費補助金等の算定に当たり、公営バス事業者が補助対象経費に消費税額を含めた場合の通常車両価格に係る消費税額の取扱いを適切に行うよう改善させたもの」(361 ページ参照)を掲記した。

(26) 国土交通省所管 道路整備特別会計

この特別会計は、国が揮発油税の収入額に相当する金額等を財源に充てて行う道路整備事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	4,979,936,998	5,459,680,387
収納済歳入額	4,979,467,616	5,459,136,613
不納欠損額	139,809	115,804
収納未済歳入額	329,572	427,969
(歳 出)		
歳出予算現額	5,154,113,679	5,794,812,827
支出済歳出額	4,117,214,630	4,701,980,681
翌年度繰越額	988,982,003	1,035,738,878
不 用 額	47,917,045	57,093,268

翌年度繰越額の主なものは、道路事業費(歳出予算現額 2兆 2265億 4068 万余円)の 5213 億 2850 万余円、道路環境整備事業費(同 8470 億 1746 万余円)の 1895 億 0541 万余円及び地方道路整備臨時交付金(同 9218 億 0331 万余円)の 1751 億 4782 万余円である。また、不用額の主なものは、受託工事費(同 466 億 0570 万余円)の 269 億 8696 万余円、附帯工事費(同 560 億 5425 万余円)の 147 億 9556 万余円及び離島道路事業費(同 440 億 0259 万余円)の 17 億 9110 万円である。

2 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(直轄事業)		
一般国道の改築 (うち大規模バイパスの 新設)	169路線 (58箇所)	165路線 (56箇所)
共同溝の整備	19路線	20路線
(補助事業)		
一般国道の改築	296路線	292路線
地方道の改築	394箇所	531箇所
街路事業	745箇所	823箇所
土地区画整理事業	588箇所	655箇所

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「土地区画整理事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(326 ページ参照)、「災害防除対策事業の実施に当たり、共通仮設費等の積算を誤ったため、工事費が割高となっているもの」(329 ページ参照)、「道路改築事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(330 ページ参照)、「緊急地方道路整備事業の実施に当たり、ボックスカルバートの設計が適切でなかったなどのため、ボックスカルバート等が工事の目的を達していないもの」(333 ページ参照)、「地方道路交付金事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋脚の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(337 ページ参照)、「除雪事業の実施に当たり、共通仮設費等の積算を誤ったなどのため、工事費が割高となっているもの」(338 ページ参照)、「街路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋

りょう上部工の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(342 ページ参照)、「道路改築事業の実施に当たり、損失の補償の対象とならない消費税額を補償費に計上していたため、補償費が過大となっているもの」(350 ページ参照)、「除雪工事において使用する凍結防止剤の購入費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの」(366 ページ参照)、「道路工事を鉄道事業者に委託するに当たって、委託後の事業の進ちょく状況等の把握を適切に行う必要がある事態について」(509 ページ参照)及び「道路管理者が整備した有料駐車場が低利用となっているなどのため、駐車場の利用方法の改善等について検討することが必要な事態について」(519 ページ参照)を掲記した。

(27) 国土交通省所管 治水特別会計

この特別会計は、国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に関する経理並びに都道府県知事が施行する治水事業に係る負担金又は補助金の交付等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、治水及び特定多目的ダム建設工事の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(治 水 勘 定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	1,431,954,690	1,567,887,572
収納済歳入額	1,431,920,851	1,567,868,758
不納欠損額	1,752	11,258
収納未済歳入額	32,086	7,555
(歳 出)		
歳出予算現額	1,521,112,727	1,615,411,052
支出済歳出額	1,237,868,569	1,331,065,418
翌年度繰越額	270,795,473	276,599,340
不 用 額	12,448,684	7,746,293

翌年度繰越額の主なものは、河川事業費(歳出予算現額 6059 億 9359 万余円)の 1508 億 3480 万余円、砂防事業費(同 1839 億 3655 万余円)の 393 億 6978 万余円及び総合流域防災事業費(同 593 億 1999 万余円)の 150 億 8177 万余円である。また、不用額の主なものは、受託工事費(同 242 億 6212 万余円)の 81 億 0712 万余円、附帯工事費(同 65 億 8455 万余円)の 22 億 8920 万余円及び治水事業工事諸費(同 900 億 8188 万余円)の 10 億 9940 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	17 年 度		(16 年 度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河 川 改 修	119河川	687河川	119河川	853河川
河 川 総 合 開 発	11ダム	132ダム	10ダム	141ダム
砂 防 施 設 の 整 備	34水系	1,042流域	34水系	1,497流域

(特定多目的ダム建設工事勘定)

この勘定は、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)に基づき、流水を発電・水道・工業用水道の特定用途等に供することを目的として、国土交通大臣が自ら新築する多目的ダムの建設工事に関する事業の経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	258,827,577	248,116,588
収 納 済 歳 入 額	258,826,968	248,115,848
収 納 未 済 歳 入 額	608	740
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	249,691,857	243,217,613
支 出 済 歳 出 額	207,888,918	209,989,275
翌 年 度 繰 越 額	38,795,388	30,607,829
不 用 額	3,007,550	2,620,508

翌年度繰越額の主なものは、多目的ダム建設事業費(歳出予算現額 1683 億 5072 万余円)の 306 億 9370 万余円、沖縄多目的ダム建設事業費(同 162 億 8387 万余円)の 62 億 5884 万余円及び受託工事費(同 98 億 6410 万余円)の 18 億 4284 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
ダ ム 建 設	38ダム	40ダム

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(352 ページ参照)を掲記した。

(28) 国土交通省所管 港湾整備特別会計

この特別会計は、国が施行する港湾整備事業に関する経理及び港湾管理者が施行する港湾整備事業に対する負担金又は補助金の交付等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、港湾整備及び特定港湾施設工事の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(港湾整備勘定)

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴 収 決 定 済 額	400,505,094	416,423,386
収 納 済 歳 入 額	400,502,975	416,421,865
不 納 欠 損 額	372	—
収 納 未 済 歳 入 額	1,747	1,521
(歳 出)		
歳 出 予 算 現 額	428,483,295	462,921,907
支 出 済 歳 出 額	376,828,340	399,808,973
翌 年 度 繰 越 額	47,351,761	57,639,589
不 用 額	4,303,193	5,473,344

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額 2584 億 5617 万余円)の 335 億 6522 万余円、離島港湾事業費(同 313 億 7123 万余円)の 58 億 5208 万余円及び沖縄港湾事業費(同 343 億 3269 万余円)の 52 億 8955 万余円である。

2 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(直轄事業)		
港湾の整備	118港	119港
航路の整備	16航路	16航路
(補助事業)		
港湾の整備	308港	333港

(特定港湾施設工事勘定)

この勘定は、企業の合理化に資するために必要な港湾施設の工事に要する費用の一部を受益を受ける事業者負担させ、国が施行する工事等に関する経理を行うものである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	8,397,952	9,084,814
収納済歳入額	8,397,952	9,084,814
(歳出)		
歳出予算現額	8,431,232	8,998,015
支出済歳出額	7,989,977	8,791,764
翌年度繰越額	248,254	149,500
不 用 額	193,000	56,751

2 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(直轄事業)		
エネルギー港湾施設の整備	4港	4港
鉄鋼港湾施設の整備	1港	—

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「港湾改修事業の実施に当たり、漁業権等の先行補償に要した費用を支払うに際して利子支払額の算定を誤ったため、補助金が過大に交付されているもの」(335 ページ参照)及び「港湾 EDI システムの稼働に必要な設備の提供等のサービスを受けるための費用の積算に当たり、専門業者が提供するサービスの内容、料金等を十分把握するなどして適切なものとするよう改善させたもの」(372 ページ参照)を掲記した。

(29) 国土交通省所管 自動車検査登録特別会計

この特別会計は、国が行う自動車の検査及び登録等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳入)		
徴収決定済額	60,475,141	60,993,384
収納済歳入額	60,475,141	60,993,384
(歳出)		
歳出予算現額	48,852,108	49,568,622
支出済歳出額	45,373,437	46,255,370
翌年度繰越額	1,224,907	989,376
不 用 額	2,253,763	2,323,874

2 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
自動車 の 検 査 (うち 有 料 分)	27,806千件 (27,748千件)	27,439千件 (27,381千件)
自動車 の 登 録 (うち 有 料 分)	18,980千件 (18,300千件)	17,931千件 (17,630千件)

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(352 ページ参照)を掲記した。

(30) 国土交通省所管 都市開発資金融通特別会計

この特別会計は、次の資金の貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

- (ア) 地方公共団体が行う都市公共施設用地の買取り等に必要な資金
- (イ) 地方公共団体が行う、市街地再開発組合等による市街地再開発事業の施行等に要する資金の貸付けに必要な資金
- (ウ) 地方公共団体が行う、土地区画整理組合等による土地区画整理事業の施行等に要する資金の貸付けに必要な資金
- (エ) 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成等に必要な資金
- (オ) 土地開発公社が行う公共事業予定地等の買取りに必要な資金
- (カ) 「民間都市開発の推進に関する特別措置法」(昭和62年法律第62号)に基づき指定された民間都市開発推進機構等が行う業務に必要な資金

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(歳 入)		
徴収決定済額	82,513,371	92,259,001
収納済歳入額	82,513,371	92,259,001
(歳 出)		
歳出予算現額	77,654,902	89,820,066
支出済歳出額	54,952,979	68,355,831
翌年度繰越額	6,689,833	8,378,000
不 用 額	16,012,089	13,086,234

不用額の主なものは都市開発資金貸付金(歳出予算現額319億6100万円)の159億5884万円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
利 益		
うち 利子 収入	2,209,434 (2,209,431)	3,322,788 (3,322,786)
損 失		
うち 支払 利子	2,107,552 (2,100,555)	3,394,140 (3,387,032)
利益金(△損失金)	101,882	△ 71,351
(前年度繰越損失金)	2,763,846	2,692,495
(翌年度繰越損失金)	2,661,964	2,763,846

3 借 入 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借入金 現在 額 (財政 融 資 資 金)	83,571,903	119,389,110

#### 4 主な業務実績

##### (1) 貸付実績

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (31) 空港整備特別会計	区 分		17 年 度	(16 年 度)
	(地方公共団体貸付)			
	都市公共施設用地買取資金貸付	件 数	15件	26件
		面 積	38,075m <sup>2</sup>	53,213m <sup>2</sup>
		金 額	4,279,000千円	5,850,000千円
	市街地再開発事業等資金貸付	件 数	7件	5件
		金 額	857,900千円	1,046,100千円
	組合等土地区画整理資金貸付	件 数	24件	24件
		金 額	1,370,260千円	1,639,700千円
	(注) (都市再生機構貸付)			
	都市開発資金貸付	件 数	3件	1件
		金 額	545,000千円	200,000千円
	(土地開発公社貸付)			
	特定公共用地等買取資金貸付	件 数	3件	2件
		面 積	13,411m <sup>2</sup>	19,881m <sup>2</sup>
		金 額	496,000千円	492,000千円
	(民間都市開発推進機構貸付)			
	都市開発資金貸付	件 数	4件	1件
		金 額	1,764,167千円	1,174,000千円

(注) 都市再生機構貸付の16年度は、16年7月1日から17年3月31日までの実績である。

##### (2) 貸付金回収

	17 年 度	(16 年 度)
金 額	千円 47,804,076	千円 60,713,804

##### (3) 貸付金現在額

	17 年 度 末	(16 年 度 末)
金 額	千円 302,267,267	千円 340,759,017

#### (31) 国土交通省所管 空港整備特別会計

この特別会計は、国が施行する空港整備事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の17年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

##### 1 歳入歳出決算

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(歳 入)	千円	千円
徴収決定済額	534,546,375	528,093,520
収納済歳入額	534,481,383	527,811,321
不納欠損額	158	171
収納未済歳入額	64,833	282,027
(歳 出)		
歳出予算現額	535,146,467	506,642,927
支出済歳出額	442,343,379	460,588,896



区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
翌年度繰越額	72,503,207	29,840,534
不 用 額	20,299,880	16,213,496

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 1655 億 1032 万余円)の 673 億 1153 万余円、航空路整備事業費(同 287 億 9777 万余円)の 19 億 5422 万余円及び北海道空港整備事業費(同 78 億 8959 万余円)の 17 億 1583 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1567 億 9527 万余円)の 113 億 7299 万余円及び空港整備事業費の 67 億 4899 万余円である。

## 2 借 入 金

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借入金現在額 (財政融資資金等)	901,556,000	927,700,000

## 3 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	5空港	5空港
航空路監視レーダー施設の整備	9箇所	7箇所
(補助事業)		
滑走路の新設及び延長	7空港	9空港

なお、この特別会計について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「航空機に対する地上作業を監視する業務に係る分担金の支払に当たり、分担金の対象とならない監視時間を含めて算定していたため、支払額が過大となっているもの」(353 ページ参照)及び「国が設置及び管理する空港の滑走路等に設置された管路等の埋設深さを切削・打換え工法を用いる補修工事に対応した適切かつ経済的な設計とするよう改善させたもの」(368 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「防衛施設庁における建設工事及び委託業務に係る入札・契約の実施状況について」(724 ページ参照)を掲記した。

## 第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成17年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ、支払は次表のとおりである。

区 分	17年度 千円	(16年度) 千円
(受 入)		
徴収決定済額	61,909,397,064	56,953,142,744
収 納 済 額	60,696,673,260	55,773,166,618
不 納 欠 損 額	174,720,076	175,404,093
収 納 未 済 額	1,038,003,727	1,004,572,031
(支 払)		
支払決定済額	8,559,779,251	7,859,032,430
歳 入 組 入 額	51,412,653,561	47,254,937,786

上記の歳入組入額の主なものは次のとおりである。

	千円
一 般 会 計 各 税 組 入 金	48,187,289,369
電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定)組入金	170,643,175
同 特 別 会 計 ( 電 源 利 用 勘 定 ) 組 入 金	188,605,615
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	1,847,529,914
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 組 入 金	232,855,166
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石炭勘定)組入金	44,628,815
道 路 整 備 特 別 会 計 組 入 金	740,800,000

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

(不納欠損額)

	千円	千円
法 人 税 受 入 金	47,108,538 (徴収決定済額)	14,273,506,889
申 告 所 得 税 受 入 金	41,537,645 ( 同 )	3,074,527,333
消 費 税 及 地 方 消 費 税 受 入 金	34,731,026 ( 同 )	16,800,545,568
源 泉 所 得 税 受 入 金	32,457,987 ( 同 )	15,661,724,457
相 続 税 受 入 金	11,006,678 ( 同 )	1,685,839,738
消 費 税 受 入 金	6,467,892 ( 同 )	10,853,567

(収納未済額)

	千円	千円
消費税及地方消費税受入金	432,108,235 (徴収決定済額)	16,800,545,568
揮発油税及地方道路税受入金	267,549,522 ( 同 )	3,487,576,935

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が2兆0206億1637万余円ある。

なお、この国税収納金整理資金の状況について、この章の「第1節第4 個別の決算等」(993ページ参照)に詳述した。

### 第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を、内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないことになっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

#### 1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補てんすることにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成17年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次表のとおりである。

区 分	金 額 千円
17年7月末資金現在額	—
17年8月1日から18年7月31日までの資金増	—
17年8月1日から18年7月31日までの資金減	—
18年7月末資金現在額	—

#### 2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成17年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次表のとおりである。

区 分	事 項	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
国庫金	年度首在高 (受入れ)	647,180,163	803,917,634
	貨幣発行高	218,210,000	188,415,500
	運用益	2,341,573	2,493,967
	地金売払代	1,263,251	83,799
	計 (払出し)	221,814,825	190,993,267
	貨幣回収高	286,347,000	291,136,000
	一般会計へ繰入れ(貨幣製造費分)	—	21,023,726
	一般会計へ繰入れ(年度末繰入分)	63,693,720	35,571,011
	計	350,040,720	347,730,737
	差引現在額	518,954,268	647,180,163

区 分	事 項	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
回収貨幣及地金	年度首在高 (受入れ)	138,384,792	82,500,195
	回収貨幣 計	33,422,551 33,422,551	58,635,150 58,635,150
	(払出し)		
	貨幣材料	1,721,331	2,621,013
	地金売払	799,400	76,097
	その他	38,913	53,441
	計	2,559,645	2,750,552
	差引現在額	169,247,698	138,384,792
	資金合計	688,201,966	785,564,956

なお、上記の一般会計へ繰入れ(年度末繰入分)63,693,720千円は、貨幣回収準備資金に関する法律第12条の規定に基づいて、16年度の一般会計の歳入に繰り入れられたものである。

## 第4 債権及び債務

### 1 債 権

平成17年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次表のとおりである。

区 分		17年度末現在額 千円	16年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
歳 入	入	10,364,075,292	11,537,861,616	△ 1,173,786,323
歳 入	外	223,634	228,962	△ 5,328
積 立	金	83,007,660,208	71,693,614,548	11,314,045,660
資 金	金	229,939,887,364	257,788,666,356	△ 27,848,778,992
	計	323,311,846,500	341,020,371,485	△ 17,708,524,985

17年度末現在額を前年度末現在額に比べると、17兆7085億2498万余円減少している。

一方、増加した主なものは次表のとおりである。

区 分	会 計	項	増 加 額 千円
歳 入	一 般 会 計	貸付金等回収金収入	71,334,533
	石油及びエネルギー需給構造 高度化対策特別会計		
	石油及びエネルギー需給構 造高度化勘定	雑 収 入	116,328,511
積立金	厚 生 保 険 特 別 会 計		
	年 金 勘 定	運 用 寄 託 金 債 権	11,196,357,070
	国 民 年 金 特 別 会 計		
	国 民 年 金 勘 定	運 用 寄 託 金 債 権	117,688,589

### 2 債 務

平成17年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次表のとおりである。

種 別	17年度末現在額 千円	16年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	93,343,839	118,115,596	△ 24,771,756
歳出予算の繰越債務負担額	2,065,091,194	2,390,438,943	△ 325,347,749
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	334,047,679	429,731,634	△ 95,683,954

種 別	17年度末現在額 千円	16年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	5,946,744,482	5,709,653,642	237,090,840
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	410,181,667	280,425,000	129,756,667
公債	670,674,853,877	626,474,672,124	44,200,181,753
内 国債	670,674,806,407	626,474,627,559	44,200,178,847
外 国債	47,470	44,564	2,906
借入金	59,273,674,684	59,112,185,446	161,489,237
政府短期証券	97,627,420,000	96,076,160,000	1,551,260,000
他会計への繰入未済金	65,174,822	56,056,220	9,118,602
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	55,042,953,371	59,772,484,257	△ 4,729,530,885
計	891,533,485,621	850,419,922,865	41,113,562,755
(備考) 外国債は明治32年から昭和38年の間に発行された英貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。			

第6章  
第2節  
第4  
債権及び債務  
2  
債務

債務の17年度末現在額を前年度末現在額に比べると、増加したものは、公債、政府短期証券、財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為等である。また、減少したものは、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、歳出予算の繰越債務負担額等である。

公債について17年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は181兆3627億3729万余円、減少した額は137兆1625億5554万余円で、差引き44兆2001億8175万余円(うち、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの借換えに係るもの21兆1211億4723万余円)増加している。

年度中に増加したものと減少したもののうち主なものは、次表のとおりである。

増加したもの		減少したもの	
	千円		千円
借換発行したもの	120,082,914,070	借換発行したものを償還したもの	87,145,437,710
財政融資資金特別会計法第11条第1項の規定により発行したもの	28,235,829,650	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	19,995,248,400
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	24,605,915,800	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	17,406,643,150
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	7,767,249,400	財政融資資金特別会計法第11条第1項の規定により発行したものを償還したもの	10,436,679,850
		日本国有鉄道清算事業団債券承継国庫債券を償還したもの	1,174,746,000

また、借入金について17年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は53兆7302億5638万余円、減少した額は53兆5687億6714万余円で、差引き1614億8923万余円増加している。年度中に増加した主なものは、財政融資資金からの借入れ31兆6238億1138万余円であり、減少した主なものは、財政融資資金への償還32兆4132億6207万余円である。

(注)

なお、17年4月の外国貨幣換算率の変更等に伴い債務が増加したのは720億7075万余円、減少したのは539億5120万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1 ドル	110円→107円
英 貨	1 ポンド	184円→196円
ス イ ス 貨	1 スイス・フラン	83円→ 89円
欧州連合貨	1 ユーロ	128円→136円

第6章  
第2節  
第5

## 第5 国庫金、国有財産及び物品

### 1 国 庫 金

平成 18 年 3 月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次表のとおりである。

種 別	18年 3 月末現在 千円	17年 3 月末現在 千円	差引き増△減 千円
当 座 預 金	150,000,110	150,000,097	13
別 口 預 金	299,225,998	370,627,411	△ 71,401,412
指 定 預 金	6,122,804,064	7,069,222,463	△ 946,418,398
小 額 紙 幣 引 換 準 備 預 金	493	493	—
計	6,572,030,667	7,589,850,465	△ 1,017,819,798

国庫金、  
国有財産及び物品  
1

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で 366 兆 0123 億 6000 万円であり、また、一時借入金をした額は累計で 1553 兆 2687 億 0600 万円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で 36 兆 9245 億円である。

国庫金  
2  
国有財産

### 2 国 有 財 産

平成 17 年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次表のとおりである。

区 分	17 年度末現在額 千円	16 年度末現在額 千円	差引き増△減 千円	
土 地	19,382,665,253	23,856,192,603	△ 4,473,527,350	
立 木 竹	6,659,169,598	6,630,897,351	28,272,247	
建 物	4,248,674,182	5,607,786,432	△ 1,359,112,249	
工 作 物	5,882,716,489	7,466,905,005	△ 1,584,188,515	
機 械 器 具	56,249	65,669	△ 9,419	
船 舶	1,439,945,168	2,111,241,571	△ 671,296,403	
航 空 機	1,558,783,322	2,621,544,220	△ 1,062,760,897	
地 上 権 等	1,003,598	1,208,990	△ 205,391	
特 許 権 等	2,885,702	5,305,349	△ 2,419,646	
政 府 出 資 等	45,996,066,306	46,894,238,461	△ 898,172,154	
不動産の信託の受益権	29,494,425	24,449,239	5,045,186	
計	85,201,460,299	95,219,834,895	△ 10,018,374,596	
内 訳	行政財産	32,620,530,256	40,117,553,895	△ 7,497,023,639
	公用財産	22,838,274,615	30,258,651,440	△ 7,420,376,824
	公共用財産	669,861,471	784,260,886	△ 114,399,415
	皇室用財産	478,552,647	478,890,102	△ 337,454
	企業用財産	8,633,841,522	8,595,751,466	38,090,055
普通財産	52,580,930,043	55,102,281,000	△ 2,521,350,957	

17 年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は 13 兆 7524 億 2053 万余円、減少した額は 23 兆 7707 億 9513 万余円で、差引き 10 兆 0183 億 7459 万余円減少している。本年度は台帳(注)価格の改定が行われ、これにより増加したものが 1 兆 5691 億 0156 万余円、減少したものが 10 兆 6471

億 8900 万余円ある。なお、本年度に増加した額及び減少した額の中には、国が独立行政法人へ土地、建物等を現物出資したり、公団等の独立行政法人及び株式会社への移行に伴って、公団等に対する出資が減少し、独立行政法人及び株式会社に対して新たに出資が行われたりしたことにより、政府出資等が増加したものが4兆7812億3020万余円あり、土地、建物、政府出資等などが減少したものが9兆2824億6472万余円ある。

年度中に増加したものと減少したもののうち、台帳価格の改定によるものを除いた主なものは、次表のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額 千円	区分	事由	金額 千円
政府出資等	出資	8,853,701,288	政府出資等	出資	8,690,244,810
政府出資等	帰属	431,600,728	政府出資等	出資金回収不能	651,099,244
工作物	新設	304,866,955	政府出資等	出資金回収	587,723,289
航空機	新造	179,848,757	土地	売却	370,731,933
土地	租税物納	143,639,476	土地	出資	261,831,693

また、平成17年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次表のとおりである。

区分	17年度末現在額 千円	16年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
土地	1,068,524,030	1,085,846,095	△ 17,322,065
立木	737,125	744,582	△ 7,456
建物	1,081,783	1,362,914	△ 281,131
工作物	3,983,551	4,274,886	△ 291,334
機械器具	1,622	1,708	△ 85
計	1,074,328,114	1,092,230,187	△ 17,902,073

(注) 台帳価格の改定 国有財産台帳に登録する価格は、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第23条の規定に基づき、5年ごとに改定することとなっている。

### 3 物 品

平成17年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次表のとおりである。

品目別	17年度末現在額 千円	16年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
電気機器	67,204,264	69,557,663	△ 2,353,398
通信機器	590,040,687	572,025,184	18,015,503
工作機器	1,763,957	1,808,540	△ 44,583
木工機器	3,518,868	3,461,119	57,749
土木機器	136,252,788	117,334,713	18,918,074
試験及び測定機器	293,401,963	281,956,601	11,445,361
荷役運搬機器	3,718,263	3,893,475	△ 175,212
産業機器	31,342,024	32,192,006	△ 849,982
船舶用機器	4,497,695	4,115,583	382,111
車両及び軌条	633,270,487	616,128,003	17,142,483
医療機器	165,437,787	174,181,391	△ 8,743,604
特殊用途機器	80,466,538	75,016,092	5,450,445
雑機器	284,284,523	301,703,976	△ 17,419,453
防衛用武器	3,265,693,732	3,248,483,246	17,210,485
防衛用施設機器	157,193,719	154,258,799	2,934,919
防衛用電気通信機器	2,514,721,540	2,462,077,672	52,643,867
防衛用航空機用機器	1,014,211,189	997,310,468	16,900,720

品 目 別	17年度末現在額 千円	16年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
防 衛 用 船 舶 用 機 器	124,140,405	138,566,383	△ 14,425,977
防 衛 用 衛 生 器 材	32,073,908	31,412,537	661,370
防 衛 用 一 般 機 器	1,187,387,285	1,207,876,844	△ 20,489,558
計	10,590,621,629	10,493,360,306	97,261,322

17年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は4兆3482億1861万余円、減少した額は4兆2509億5729万余円で、差引き972億6132万余円増加している。

## 第6 財政融資資金等の長期運用

平成17年度の財政融資資金等の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額及び本年度運用済額は、次表のとおりである。

	長期運用予定現額 千円	本年度運用済額 千円
財 政 融 資 資 金	14,825,877,425	10,475,767,296
国 債	1,000,000,000	999,999,966
国（特別会計）	178,043,344	146,059,187
政府関係機関	5,321,200,000	4,208,400,000
独立行政法人等	2,048,843,199	1,782,103,519
地方公共団体	6,277,790,882	3,339,204,623
郵便貯金資金		
地方公共団体	886,970,200	636,441,500
簡易生命保険資金		
地方公共団体	1,611,522,200	988,116,700

長期運用予定現額と本年度運用済額との差額の内訳は、財政融資資金では翌年度繰越額2兆7581億1444万余円及び運用残額1兆5919億9568万余円であり、郵便貯金資金では翌年度繰越額2172億0620万円及び運用残額333億2250万円、簡易生命保険資金では翌年度繰越額5237億5720万円及び運用残額996億4830万円である。

## 第7 政府関係機関及びその他の団体

### 1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成18年次(17年10月～18年9月)の検査において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 247
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 4
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 13
- ⑤ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 4,669

このうち、①から④までの明細は次表のとおりである。



区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 247	<b>(政府関係機関 8)</b>			
	国民生活金融公庫	住宅金融公庫	農林漁業金融公庫	中小企業金融公庫
	公営企業金融公庫	沖縄振興開発金融公庫	日本政策投資銀行	国際協力銀行
	<b>(公団、事業団等 38)</b>			
	日本道路公団 <sup>(注1)</sup>	首都高速道路公団 <sup>(注2)</sup>	阪神高速道路公団 <sup>(注3)</sup>	本州四国連絡橋公団 <sup>(注4)</sup>
	日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行	日本中央競馬会	日本原子力研究所 <sup>(注5)</sup>
	商工組合中央金庫	核燃料サイクル開発機構 <sup>(注6)</sup>	総合研究開発機構	関西国際空港株式会社
	日本たばこ産業株式会社	預金保険機構	年金資金運用基金 <sup>(注7)</sup>	日本郵政公社
	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社 <sup>(注1)</sup>
	中日本高速道路株式会社 <sup>(注1)</sup>	西日本高速道路株式会社 <sup>(注1)</sup>	本州四国連絡高速道路株式会社 <sup>(注4)</sup>	日本郵政株式会社 <sup>(注8)</sup>
	以上のほか、清算中のものなどが14団体ある。			
	<b>(独立行政法人 106)</b> <sup>(注9)</sup>			
	国立公文書館	情報通信研究機構	消防研究所 <sup>(注10)</sup>	酒類総合研究所
	国立特殊教育総合研究所	大学入試センター	国立オリンピック記念青少年総合センター <sup>(注11)</sup>	国立女性教育会館
	国立青年の家 <sup>(注11)</sup>	国立少年自然の家 <sup>(注11)</sup>	国立科学博物館	物質・材料研究機構
	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館	国立博物館
	文化財研究所	産業安全研究所 <sup>(注12)</sup>	産業医学総合研究所 <sup>(注12)</sup>	農林水産消費技術センター
	種苗管理センター	家畜改良センター	肥飼料検査所	農薬検査所
	農業者大学校 <sup>(注13)</sup>	林木育種センター	さけ・ます資源管理センター <sup>(注14)</sup>	水産大学校
農業・生物系特定産業技術研究機構 <sup>(注13)</sup>	農業生物資源研究所	農業環境技術研究所	農業工学研究所 <sup>(注13)</sup>	
食品総合研究所 <sup>(注13)</sup>	国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産総合研究センター <sup>(注14)</sup>	

区 分	団 体 名			
	日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土木研究所 <sup>(注15)</sup>
	建築研究所	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所
	電子航法研究所	北海道開発土木研究所 <sup>(注15)</sup>	海技大学 <sup>(注16)</sup>	航海訓練所
	海員学校 <sup>(注16)</sup>	航空大学	国立環境研究所	教員研修センター
	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車検査	造幣局	国立印刷局
	国民生活センター	通関情報処理センター	日本万国博覧会記念機構	農畜産業振興機構
	農林漁業信用基金	緑資源機構	北方領土問題対策協会	平和祈念事業特別基金
	国際協力機構	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所 <sup>(注5)</sup>	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害者雇用支援機構	福祉医療機構 <sup>(注7)</sup>	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	海上災害防止センター
	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	雇用・能力開発機構	労働者健康福祉機構
	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構 <sup>(注17)</sup>	環境再生保全機構	日本学生支援機構
	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構	大学評価・学位授与機構	国立大学財務・経営センター
	メディア教育開発センター	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金
	国立国語研究所	医薬基盤研究所 <sup>(注17)</sup>	沖縄科学技術研究基盤整備機構 <sup>(注18)</sup>	<sup>(注1、2、3、4)</sup> 日本高速道路保有・債務返済機構
	日本原子力研究開発機構 <sup>(注5、6)</sup>	年金・健康保険福祉施設整理機構 <sup>(注19)</sup>		
	<sup>(注9)</sup> 国立大学法人 <sup>(91)</sup>			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学

区 分	団 体 名			
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	富山大 <small>(注20)</small> 学
	富山医科薬科大学 <small>(注20)</small>	金沢大学	福井大学	山梨大学
	信州大学	岐阜大学	静岡大学	浜松医科大学
	名古屋大学	愛知教育大学	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学
	三重大学	滋賀大学	滋賀医科大学	京都大学
	京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学	大阪外国語大学
	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学	奈良教育大学
	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学	島根大学
	岡山大学	広島大学	山口大学	徳島大学
	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学	高知大学
	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学	佐賀大学
	長崎大学	熊本大学	大分大学	宮崎大学
	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学	総合研究大学院大学
	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	筑波技術短期大学 <small>(注21)</small>
	高岡短期大学 <small>(注20)</small>	筑波技術大学 <small>(注21)</small>	富山大 <small>(注20)</small> 学	
	<small>(注9)</small> <b>(大学共同利用機関法人 4)</b>			
	人間文化研究機構	自然科学研究機構	高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1	日本放送協会			
③国が資本金の一部を出資しているもの のうち 4	中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社 <small>(注2)</small>	阪神高速道路株式会社 <small>(注3)</small>

区 分	団 体 名			
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものうち 13	北海道旅客鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京湾横断道路株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	関西国際空港用地造成株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
	株式会社産業再生機構			

- (注1) 「日本道路公団」は、平成17年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「東日本高速道路株式会社」、「中日本高速道路株式会社」、「西日本高速道路株式会社」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に承継された。
- (注2) 「首都高速道路公団」は、平成17年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「首都高速道路株式会社」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に承継された。
- (注3) 「阪神高速道路公団」は、平成17年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「阪神高速道路株式会社」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に承継された。
- (注4) 「本州四国連絡橋公団」は、平成17年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「本州四国連絡高速道路株式会社」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に承継された。
- (注5) 「日本原子力研究所」は、平成17年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、「独立行政法人理化学研究所」及び同日に設立された「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に承継された。
- (注6) 「核燃料サイクル開発機構」は、平成17年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に設立された「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に承継された。
- (注7) 「年金資金運用基金」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、「独立行政法人福祉医療機構」及び同日に設立された「年金積立金管理運用独立行政法人」に承継された。
- (注8) 「日本郵政株式会社」は、平成18年1月23日に設立された。
- (注9) 各法人の名称中「独立行政法人」、「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」は記載を省略した。
- (注10) 「独立行政法人消防研究所」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の資産及び債務は国が承継し、一般会計に帰属した。
- (注11) 「独立行政法人国立青年の家」及び「独立行政法人国立少年自然の家」は、いずれも平成18年4月1日に解散し、両団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」から移行した「独立行政法人国立青少年教育振興機構」に承継された。
- (注12) 「独立行政法人産業医学総合研究所」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人産業安全研究所」から移行した「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に承継された。
- (注13) 「独立行政法人農業者大学校」、「独立行政法人農業工学研究所」及び「独立行政法人食品総合研究所」は、いずれも平成18年4月1日に解散し、各団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」から移行した「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に承継された。
- (注14) 「独立行政法人さけ・ます資源管理センター」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は「独立行政法人水産総合研究センター」に承継された。
- (注15) 「独立行政法人北海道開発土木研究所」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は「独立行政法人土木研究所」に承継された。
- (注16) 「独立行政法人海技大学校」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人海員学校」から移行した「独立行政法人海技教育機構」に承継された。
- (注17) 「独立行政法人医薬基盤研究所」は、平成17年4月1日に設立され、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」の権利及び義務のうち、医薬品技術及び医療用具等技術等に関する業務の権利及び義務を承継した。
- (注18) 「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」は、平成17年9月1日に設立された。
- (注19) 「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」は、平成17年10月1日に設立された。
- (注20) 「国立大学法人富山大学」、「国立大学法人富山医科薬科大学」及び「国立大学法人高岡短期大学」は、いずれも平成17年10月1日に解散し、各団体の権利及び義務は、同日に設立された「国立大学法人富山大学」に承継された。
- (注21) 「国立大学法人筑波技術短期大学」は、平成17年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に設立された「国立大学法人筑波技術大学」に承継された。

## 2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

### [1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされ、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成17年度末における政府関係機関は8機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

#### (1) 国民生活金融公庫

この公庫は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、生活衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は17年度末現在で3694億8600万円となっている。

同公庫の17年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 収入支出決算

区 分	17年度 千円	(16年度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	175,012,315	191,166,799
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	144,191,829	157,851,097
支 出 済 額	122,798,921	142,084,240
不 用 額	21,392,907	15,766,856

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額652億7052万余円)の147億1278万余円、業務諸費(同180億3088万余円)の21億2253万余円及び業務委託費(同48億8413万余円)の13億4865万余円である。

#### 2 損 益

区 分	17年度 千円	(16年度) 千円
経 常 収 益	201,334,574	221,714,607
(うち貸付金利息)	(167,644,579)	(184,139,557)
経 常 費 用	201,081,239	221,655,631
(うち借入金利息)	(39,205,527)	(56,304,632)
特 別 利 益	—	122,382
特 別 損 失	253,334	181,357

#### 3 借 入 金 等

区 分	17年度末 千円	(16年度末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	7,113,050,000	7,917,390,000
国民生活債券発行残高	1,550,000,000	1,335,000,000

#### 4 主な業務実績

区 分	17年度	(16年度)
貸 付 件 数	554,421件	595,050件
金 額	2,478,319,417千円	2,738,195,058千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	3,071,062,489千円 (47,413,173千円)	3,230,106,285千円 (53,018,125千円)
年度末貸付金残高	2,978,006件	3,070,833件
金 額	8,984,777,118千円	9,577,520,190千円

区 分	17 年 度	(16 年 度)
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破綻先債権	175,269,659千円	205,360,630千円
延滞債権	298,663,796千円	293,045,062千円
3カ月以上延滞債権	—	186,391千円
貸出条件緩和債権	346,155,550千円	355,103,206千円
計	820,089,006千円	853,695,291千円
貸倒引当金	29,341,548千円	27,144,005千円
(貸倒引当金計上率) <sup>(注)</sup>	(3.2/1000)	(2.8/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

なお、この公庫について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

## (2) 住宅金融公庫

この公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設等に必要な資金について、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、又は銀行その他一般の金融機関による融通を支援するための貸付債権の譲受け若しくは貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うこと、及び金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付けにつき保険を行うことなどを目的として設置されているものである。その資本金は17年度末現在で2237億円となっている。

同公庫の17年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

### 1 収入支出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	2,032,737,647	2,254,681,902
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	2,092,340,197	2,306,277,622
支 出 済 額	2,019,862,905	2,241,919,349
不 用 額	72,477,291	64,358,272

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額1兆9912億7791万余円)の374億4544万余円、債券発行諸費(同245億6327万余円)の143億5240万余円及び業務委託費(同324億4497万余円)の110億6227万余円である。

### 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
経 常 収 益	2,047,507,924	2,264,280,900
(うち貸付金利息)	(1,611,145,842)	(1,816,073,599)
経 常 費 用	1,995,177,514	2,212,816,855
(うち借入金利息)	(1,799,454,630)	(2,073,394,264)
当 期 利 益 金	52,467,531	51,625,127
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に住宅資金融通事業に係る繰越特別損失金の補てんに充当	—	45,175,000
翌年度に財形住宅資金貸付特別勘定の積立金として整理	8,688,082	7,733,714

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
翌年度に住宅融資保険特別勘定に係る繰越損失金の補てんに充当	801,169	861,080
翌年度に既往債権管理特別勘定に係る繰越特別損失金の補てんに充当	55,300,000	—
翌年度に住宅資金通事業に係る損失の繰越として整理	9,446,997	—
翌年度に証券化支援特別勘定の損失の繰越として整理	2,874,723	2,144,667
(繰越損失金)	7,768,437	6,484,849)
3 借入金等		
区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借入金残高 (財政融資資金等)	45,861,412,000	52,357,360,000
住宅金融公庫債券等発行残高	5,755,868,344	3,880,242,700
積立金残高	13,528,091	5,794,376
4 主な業務実績		
(住宅資金通事業)		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
貸付件数	31千件	91千件
貸付金額	815,637,227千円	1,899,218,894千円
貸付金回収等 (うち任意繰上償還) (うち貸付金償却)	7,324,421,772千円 (4,942,181,175千円) (39,450,796千円)	7,394,553,501千円 (4,880,269,632千円) (2,599,512千円)
年度末貸付金残高	3,711千件 48,590,601,195千円	4,115千件 55,099,385,739千円
(証券化支援事業)		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
買取件数	44,926件	8,659件
買取金額	1,017,230,850千円	201,670,730千円
買取債権回収 (うち任意繰上償還)	30,392,848千円 (17,122,756千円)	2,107,442千円 (1,215,543千円)
年度末買取債権残高	53,596件 1,191,407,972千円	8,857件 204,569,971千円
上記貸付金残高及び買取債権残高のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権		
破綻先債権	254,123,406千円	188,753,682千円
延滞債権	767,728,285千円	794,215,126千円
3カ月以上延滞債権	108,405,235千円	144,488,374千円
貸出条件緩和債権	2,383,255,809千円	2,358,004,552千円
計	3,513,512,737千円	3,485,461,735千円
貸倒引当金	16,233,301千円	12,317,701千円
(貸倒引当金計上率) (注)	(0.3/1000)	(0.2/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高及び買取債権残高に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
(住宅融資保険事業)		
区 分	17 年 度	(16 年 度)
保険関係成立件数	5千件	10千件
保険価額	82,819,328千円	137,228,457千円
保険金支払件数	423件	540件
金額	5,260,611千円	6,637,611千円

なお、この公庫について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「貸付金債権の償却に当たり、任意売却された建築物に付されている特約火災保険を解約し、解約返還保険料を残債権に充当するよう改善させたもの」(378 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

### (3) 農林漁業金融公庫

この公庫は、農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力の維持増進又は食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として設置されているものである。その資本金は17年度末現在で3164億3700万円となっている。

同公庫の17年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 収入支出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	115,982,750	142,243,728
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	112,649,909	125,119,797
支 出 済 額	110,303,314	122,441,508
不 用 額	2,346,594	2,678,288

#### 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
経 常 収 益	131,852,601	152,711,302
(うち貸付金利息)	(73,108,516)	(85,466,445)
経 常 費 用	131,791,838	152,683,805
(うち借入金利息)	(81,999,946)	(92,123,103)
特 別 利 益	6	7
特 別 損 失	60,769	27,504

#### 3 借 入 金 等

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	2,561,922,297	2,767,002,327
農林漁業金融公庫債券発行残高	145,500,000	122,500,000

#### 4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
貸 付 件 数	9,656件	13,350件
金 額	250,686,737千円	327,183,872千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	414,662,665千円 (154,501,583千円)	500,232,710千円 (226,525,367千円)
(うち貸付金償却)	(9,396,506千円)	(15,349,496千円)
年度末貸付金残高 件 数	256,315件	281,021件
金 額	3,105,950,030千円	3,269,925,959千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破 綻 先 債 権	2,404,723千円	4,352,981千円
延 滞 債 権	78,423,982千円	121,449,697千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	6,109,448千円	5,588,806千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	102,930,029千円	57,954,623千円
計	189,868,182千円	189,346,109千円



区 分	17 年 度	(16 年 度)
貸 倒 引 当 金	14,852,925 千円	19,029,825 千円
(注)		
(貸倒引当金計上率)	(4.9/1000)	(5.9/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

なお、この公庫について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「農林漁業金融公庫における林業公社の分収林事業に対する貸付け等の状況について」(877 ページ参照)を掲記した。

#### (4) 中小企業金融公庫

この公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給すること、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うこと並びに中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うことを目的として設置されているものである。その資本金は17年度末現在で1兆4790億5214万余円となっている。

同公庫の会計は、融資、証券化支援買取業務、証券化支援保証業務、信用保険等業務、機械保険経過業務及び破綻金融機関等関連特別保険等特別の6勘定に区分して経理されている。

同公庫の17年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。<sup>(注)</sup>

(注) 同公庫の証券化支援買取業務、証券化支援保証業務、信用保険等業務、機械保険経過業務及び破綻金融機関等関連特別保険等特別の5勘定の16年度は、16年7月1日から17年3月31日までである。

#### 1 収入支出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	520,674,064	453,944,850
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	859,726,846	983,455,985
支 出 済 額	644,467,677	587,608,883
不 用 額	215,259,168	395,847,102

不用額の主なものは、中小企業信用保険保険金(支出予算現額7254億0767万余円)の2000億8365万余円、債券発行諸費(同72億6914万余円)の51億4479万余円及び機械保険経過業務保険金(同88億2568万余円)の25億8723万余円である。

#### 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(融資勘定)		
経 常 収 益	177,085,739	203,999,701
(うち貸付金利息)	(122,992,981)	(134,278,374)
経 常 費 用	177,041,524	203,957,255
(うち借入金利息)	(12,466,329)	(14,722,742)
特 別 利 益	65,894	24,308
特 別 損 失	110,109	66,754
(証券化支援買取業務勘定)		
経 常 収 益	353,084	104,471
(うち雑収入)	(239,147)	(100,469)
経 常 費 用	315,745	122,124
(うち債券発行諸費)	(124,231)	(43,332)

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
当期利益金(△当期損失金)	37,339	△ 17,653
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に繰越欠損金として整理	—	17,653
翌年度に繰越欠損金の補てんに充当	17,653	—
翌年度に積立金として整理	9,843	—
翌年度に国庫へ納付	9,843	—
(証券化支援保証業務勘定)		
経 常 収 益 (う ち 保 証 料)	608,573 (584,778)	122,648 (121,865)
経 常 費 用 (う ち 事 務 費)	608,573 (93,227)	122,648 (91,675)
(信用保険等業務勘定)		
経 常 収 益 (う ち 保 険 料)	469,568,746 (152,787,704)	387,098,891 (112,474,539)
経 常 費 用 (う ち 保 険 金)	633,128,940 (525,324,026)	573,612,008 (456,346,893)
特 別 利 益	23,315	655
特 別 損 失	3,250	3,645
当 期 損 失 金	163,540,129	186,516,107
(損失金の処理)		
翌年度に準備基金及び融資基金を減額して整理	163,540,129	186,516,107
(機械保険経過業務勘定)		
経 常 収 益 (う ち 保 険 料)	18,561,468 (26,316)	24,328,710 (28,484)
経 常 費 用 (う ち 保 険 金)	16,360,141 (6,238,448)	22,875,437 (6,342,460)
特 別 利 益	114	197
特 別 損 失	737	698
当 期 利 益 金	2,200,704	1,452,771
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として整理	2,200,704	1,452,771
(破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定)		
経 常 収 益 (う ち 保 険 料)	281,491 (6,943)	197,116 (9,839)
経 常 費 用 (う ち 保 険 金)	223,678 (36,195)	197,073 (36,049)
特 別 利 益	0	—
特 別 損 失	0	42
当 期 利 益 金	57,813	—
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として整理	28,906	—
翌年度に国庫へ納付	28,906	—
3 借 入 金 等		
区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
(融 資 勘 定)		
借 入 金 残 高 (財 政 融 資 資 金 等)	2,655,410,000	2,434,825,000
中小企業債券発行残高	3,954,829,000	4,604,549,000
(証券化支援買取業務勘定)		
借 入 金 残 高 (市 中 金 融 機 関)	600,000	70,000
中小企業債券発行残高	100,000	—

#### 4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(融資勘定)		
貸付件数	25,800件	31,286件
金額	1,295,348,251千円	1,635,284,520千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	1,736,972,431千円 (68,397,852千円)	1,729,302,848千円 (67,564,103千円)
年度末貸付金等残高	195,475件 金額 7,058,400,312千円	196,176件 金額 7,500,024,493千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破綻先債権	127,997,139千円	139,750,367千円
延滞債権	493,963,246千円	489,781,708千円
3カ月以上延滞債権	—	382,270千円
貸出条件緩和債権	341,744,823千円	421,311,550千円
計	963,705,209千円	1,051,225,896千円
貸倒引当金	6,260,362千円	18,184,582千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(0.8/1000)	(2.4/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
(証券化支援買取業務勘定)		
債権買取り及び債権譲渡	1,161件 金額 27,584,000千円	567件 金額 12,963,000千円
(証券化支援保証業務勘定)		
債務保証	584件 金額 11,060,350千円	1,389件 金額 44,922,500千円
(信用保険等業務勘定)		
(1) 中小企業信用保険事業		
保険関係成立	1,117,570件 保険価額 12,552,411,274千円	886,798件 9,598,822,722千円
保険金支払	81,675件 金額 525,324,026千円	71,642件 456,346,893千円
支払保険金等回収	204,901,851千円	162,927,293千円
(2) 融資事業		
貸付	319件 金額 476,392,000千円	299件 472,291,000千円
貸付金回収	472,291,000千円	534,921,000千円
年度末貸付金残高	319件 金額 476,392,000千円	299件 472,291,000千円
(機械保険経過業務勘定)		
保険関係成立	124件 保険価額 △ 1,164千円	251件 1,532,439千円
保険金支払	4,990件 金額 6,238,448千円	4,659件 6,342,460千円
支払保険金等回収	2,659,817千円	2,318,770千円
(破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定)		
保険関係成立	5件 保険価額 281,000千円	2件 136,000千円
保険金支払	2件 金額 36,195千円	3件 36,049千円
支払保険金回収	2,502千円	948千円

なお、この公庫について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「中小企業金融安定化特別保証制度の実施状況について」(859 ページ参照)を掲記した。

(5) 公営企業金融公庫

第6章  
第2節  
第7  
2  
政府関係機関  
(5)  
公営企業金融公庫

この公庫は、地方公共団体に対して、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利かつ安定した資金を融通するほか、地方道路公社及び土地開発公社に対して、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を融通することを目的として設置されているものである。その資本金は17年度末現在で166億円となっている。

同公庫の17年度の収入支出決算、損益、公営企業債券発行残高及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	779,745,991	824,716,348
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	444,666,834	507,900,213
支 出 済 額	432,248,320	491,574,095
不 用 額	12,418,513	16,326,117

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額432億8785万余円)の104億8367万余円及び債券発行諸費(同99億7354万円)の17億4772万余円である。

2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
経 常 収 益	780,926,363	826,884,473
(うち貸付金利息)	(777,110,940)	(822,312,194)
経 常 費 用	436,236,451	496,636,786
(うち債券利息)	(421,608,239)	(477,872,821)
特 別 利 益	22,227,066	23,767,610
(うち利差補てん引当金)	(22,227,066)	(23,465,147)
(戻入)		
特 別 損 失	366,916,978	354,015,297
(うち債券借換損失引当)	(314,792,973)	(285,086,526)
(繰入金)		
(うち利差補てん引当金)	(49,501,505)	(54,030,155)
(繰入)		
(注)		
(うち債券償還損)	(2,622,500)	(14,862,500)

(注) 既発行債券の償還の平準化を図るために行った買入消却によって発生した損失である。

3 公営企業債券発行残高

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
公営企業債券発行残高	21,825,203,374	22,377,651,948

4 主な業務実績

区 分	17 年 度	(16 年 度)
貸 付 け 件 数	12,371件	12,796件
金 額	1,402,252,700千円	1,643,862,500千円
貸 付 金 回 収 金 額	1,660,408,992千円	1,508,246,652千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	223,695件	219,766件
金 額	24,765,894,892千円	25,024,051,185千円

なお、この公庫について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577ページ参照)を掲記した。

(6) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

(ア) 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務

(イ) 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は17年度末現在で702億3199万余円となっている。

同公庫の17年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	17年度 千円	(16年度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	40,436,589	44,574,095
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	37,112,416	42,728,596
支 出 済 額	34,892,498	40,014,303
不 用 額	2,219,917	2,714,292

2 損 益

区 分	17年度 千円	(16年度) 千円
経 常 収 益	44,810,138	49,034,125
(うち貸付金利息)	(34,417,789)	(38,451,172)
経 常 費 用	44,776,526	49,010,609
(うち借入金利息)	(27,778,223)	(33,133,209)
当 期 利 益 (注) 金	33,612	23,516
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として整理	33,612	23,516

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

3 借 入 金 等

区 分	17年度末 千円	(16年度末) 千円
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	1,135,610,314	1,274,419,244
沖縄振興開発金融公庫債 券等発行残高	80,160,500	50,104,500
積 立 金 残 高	1,671,104	1,647,587

4 主な業務実績

(1) 貸 付 業 務

区 分	17年度	(16年度)
貸 付 け 件 数	5,934件	6,980件
貸 付 金 回 収 等 (うち繰上償還)	103,414,718千円	124,759,153千円
(うち貸付金償却)	212,189,278千円 (78,421,181千円) (3,658,353千円)	214,259,417千円 (77,074,203千円) (5,107,905千円)

区 分	17 年 度	(16 年 度)
年度末貸付金残高	84,802件	89,844件
金 額	1,306,672,567千円	1,415,447,128千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に公庫において 開示している債権		
破綻先債権	4,360,026千円	5,516,012千円
延滞債権	57,145,885千円	70,176,417千円
3カ月以上延滞債権	55,188千円	33,276千円
貸出条件緩和債権 <sup>(注)</sup>	49,096,922千円	74,053,101千円
計	110,658,023千円	149,778,807千円

(注) 貸出条件緩和債権は、17年度から算定基準を変更している。

貸倒引当金	6,973,779千円	4,803,982千円
(貸倒引当金計上率) <sup>(注)</sup>	(5.5/1000)	(3.4/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

(2) 出 資 業 務

区 分	17 年 度	(16 年 度)
出 資 会 社 数	5社	9社
件 数	5件	9件
金 額	132,000千円	160,300千円
年度末出資金残高		
会 社 数	37社	32社
件 数	44件	39件
金 額	2,697,300千円	2,565,300千円

なお、この公庫について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

(7) 日本政策投資銀行

この銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的として設置されているものである。その資本金は17年度末現在で1兆2722億8600万円となっている。

同銀行の17年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

1 収入支出決算

区 分	17 年 度	(16 年 度)
	千円	千円
(収 入)		
収 入 済 額	404,031,383	442,455,468
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	365,955,521	414,500,208
支 出 済 額	314,428,688	368,677,282
不 用 額	51,526,832	45,822,925

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額 3369 億 7712 万余円)の 488 億 9810 万余円である。

2 損 益		17 年 度	(16 年 度)
区 分		千 円	千 円
経 常 収 益		423,175,973	480,990,214
(うち貸付金利息)		(368,336,947)	(427,027,243)
経 常 費 用		415,500,165	428,457,155
(うち借入金利息)		(231,148,065)	(278,281,598)
当 年 度 利 益 金		7,675,807	52,533,058
(利益金の処理)			
翌年度に準備金として整理		7,675,807	41,896,698
産業投資特別会計に納付		—	10,636,360
3 借 入 金 等			
区 分		17 年 度 末	(16 年 度 末)
		千 円	千 円
借 入 金 残 高		8,985,998,226	10,193,136,079
(財政融資資金等)			
債 券 発 行 残 高		2,261,799,175	1,994,801,175
準 備 金 残 高		1,068,918,485	1,027,021,786
4 主 な 業 務 実 績			
(1) 貸 付 等 業 務			
区 分		17 年 度	(16 年 度)
貸 付 け 等	件 数	1,027件	963件
	金 額	1,092,821,099千円	1,089,359,196千円
貸 付 金 回 収 等	金 額	2,094,159,378千円	1,983,170,495千円
(うち貸付金償却)		(68,612,900千円)	(29,068,253千円)
年 度 末 貸 付 金 等 残 高	件 数	14,269件	14,787件
	金 額	13,015,042,504千円	14,016,380,783千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に銀行において開示している債権			
破 綻 先 債 権		4,313,540千円	25,762,951千円
延 滞 債 権		111,720,516千円	233,765,859千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権		—	466,217千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権		89,301,574千円	138,629,376千円
計		205,335,631千円	398,624,403千円
貸 倒 引 当 金		38,904,087千円	41,896,698千円
(注)			
(貸倒引当金計上率)		(3.0/1000)	(3.0/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に3/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。			
(2) 保 証 業 務			
区 分		17 年 度	(16 年 度)
保 証	件 数	10件	10件
	金 額	70,130,000千円	23,370,000千円
減 少 した 保 証 債 務	金 額	7,281,535千円	1,433,942千円
年 度 末 保 証 債 務 残 高	件 数	55件	52件
	金 額	161,605,536千円	98,757,072千円
(3) 出 資 業 務			
区 分		17 年 度	(16 年 度)
出 資	会 社 等 数	19	21
	件 数	155件	117件
	金 額	69,795,358千円	34,948,335千円
年 度 末 出 資 金 残 高	会 社 等 数	181	170
	件 数	586件	466件
	金 額	199,335,635千円	164,080,318千円

なお、この銀行について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

### (8) 国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。その資本金は17年度末現在で8兆0511億4447万余円となっている。

同銀行の17年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 収入支出決算

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(収 入)		
収 入 済 額	641,855,093	620,450,791
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	642,698,663	615,080,370
支 出 済 額	423,843,388	396,942,586
不 用 額	218,855,274	218,137,783

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額6097億5503万余円)の2164億1592万余円である。

#### 2 損 益

区 分	17 年 度 千円	(16 年 度) 千円
(国際金融等勘定)		
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	406,592,532 (320,026,070)	331,945,401 (213,011,173)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	334,416,734 (91,355,310)	266,165,558 (117,361,819)
当 年 度 利 益 金	72,175,797	65,779,843
(利 益 金 の 処 理)		
翌年度に準備金として整理	36,087,898	32,889,921
産業投資特別会計に納付	36,087,898	32,889,921
(海外経済協力勘定)		
経 常 収 益 (うち貸付金利息)	687,990,620 (248,332,947)	695,948,966 (259,671,719)
経 常 費 用 (うち借入金利息)	633,252,793 (88,995,137)	670,115,011 (103,209,648)
当 年 度 利 益 金	54,737,827	25,833,954
(利 益 金 の 処 理)		
翌年度に積立金として整理	54,737,827	25,833,954

#### 3 借 入 金 等

区 分	17 年 度 末 千円	(16 年 度 末) 千円
(国際金融等勘定)		
借 入 金 残 高 (財政融資資金等)	4,906,569,000	5,359,276,000
債 券 発 行 残 高	1,981,421,941	1,734,488,288
準 備 金 残 高	709,148,174	676,258,252



区 分	17年度末 千円	(16年度末) 千円
(海外経済協力勘定)		
借入金残高 (財政融資資金等)	4,020,220,206	4,200,459,066
債券発行残高	10,000,000	25,000,000
積立金残高	111,324,601	85,490,646
<b>4 主な業務実績</b>		
区 分	17年 度	(16年 度)
(国際金融等勘定)		
(1) 貸付業務		
貸 付 け 件 数	258件	299件
金 額	851,401,626千円	1,028,633,422千円
貸付金回収金額	1,579,111,237千円	1,393,398,020千円
年度末貸付金残高	2,065件	2,264件
金 額	7,900,557,151千円	8,499,785,140千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に銀行において 開示している債権		
破綻先債権	47,333,394千円	—
延滞債権	156,454,295千円	265,797,119千円
3カ月以上延滞債権	2,714,769千円	2,714,769千円
貸出条件緩和債権	141,007,881千円	325,428,130千円
計	347,510,341千円	593,940,018千円
貸倒等引当金	23,701,671千円	25,499,355千円
(貸倒等引当金計上率) <sup>(注)</sup>	(3.0/1000)	(3.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該年度末における貸付金残高に3/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
これに加えて、貸付金残高のうち、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、対象となる特定貸付金については、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸倒等引当金	15,623,773千円	16,355,519千円
(貸倒等引当金計上率) <sup>(注)</sup>	(1000.0/1000)	(1000.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、国際通貨基金及び国際開発協会の重債務貧困国措置の対象となる債権、又は対象となる可能性がある債権、及び国際連合貿易開発会議の貿易開発理事会措置の対象となる債権ごとの当該年度末における残高の合計額以内の額とされている。		
また、貸付金残高のうち、公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議において合意された債務負担軽減措置にかかる特定貸付金については、この貸倒れによる損失に備えるために、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸倒等引当金 <sup>(注)</sup>	15,683,194千円	—
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該年度末における対象債権残高にそれぞれの債務国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額以内の額とされている。		
(2) 保証業務		
保 証 件 数	101件	107件
金 額	294,107,760千円	287,176,464千円
減少した保証債務	154,330,810千円	115,030,890千円
年度末保証債務残高	715件	745件
金 額	1,055,082,671千円	903,482,700千円
(3) 出資業務		
出 資 会 社 等 数	2	3
金 額	293,996千円	111,753千円
年度末出資金残高	3	3
金 額	384,959千円	112,272千円

区 分	17 年 度	(16 年 度)
(海外経済協力勘定)		
(1) 貸付業務		
貸付件数	432件	452件
貸付金額	657,626,825千円	659,696,405千円
貸付金回収金額	503,101,554千円	514,646,363千円
年度末貸付金残高件数	1,941件	1,983件
貸付金残高金額	11,428,913,361千円	11,340,484,600千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に銀行において開示している債権		
破綻先債権	—	—
延滞債権	96,998,320千円	122,764,465千円
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	184,691,309千円	724,275,096千円
計	281,689,629千円	847,039,561千円
(開発途上国政府等に対する円借款)		
貸倒等引当金	1,142,472千円	1,133,590千円
(貸倒等引当金計上率) <sup>(注)</sup>	(0.1/1000)	(0.1/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該年度末の円借款の貸付残高に 15/1000 を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
これに加えて、貸付金残高のうち、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、対象となる特定貸付金については、下記のように別途貸倒等引当金を計上している。		
貸倒等引当金	364,683,895千円	365,378,089千円
(貸倒等引当金計上率) <sup>(注)</sup>	(1000.0/1000)	(1000.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、国際通貨基金及び国際開発協会の重債務貧困国措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該年度末における残高の合計額以内の額とされている。		
(民間企業等に対する海外投融资)		
貸倒等引当金	125,574千円	137,418千円
(貸倒等引当金計上率) <sup>(注)</sup>	(30.0/1000)	(30.0/1000)
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、当該年度末の海外投融资の貸付残高に 30/1000 を乗じて得た金額の範囲内とされている。		
区 分		
(2) 出資業務		
出資会社等数	2	4
出資金額	111,845千円	2,416,411千円
年度末出資金残高会社等数	19	20
出資金残高金額	152,797,838千円	155,059,835千円
貸倒等引当金 <sup>(注)</sup>	35,627,966千円	36,297,228千円
(注) 貸倒等引当金に計上できる金額は、各会社等ごとに当該年度末における各会社等に対する銀行の出資金残高を限度として、各会社等の欠損金の額に各会社等の資本金に対する銀行の出資金残高の割合を乗じて得た金額の合計額の範囲内とされている。		

なお、この銀行について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について」(599 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人を除く。)のうち、事業団1及びその他の団体14の平成17年度決算についてみると、次のとおりである。

(事業団)

日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

(ア) 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務

(イ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は17事業年度末現在で489億6911万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(助成勘定)

〔この勘定は、学校法人に対する補助金の交付、学校法人等に対する資金の貸付けなど私立学校教育に対する援助に必要な業務に関するものである。〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	657,723,650	677,148,030
(うち長期貸付金)	(—)	(666,117,080)
(注1)		
(うち貸付金)	(641,266,076)	(—)
(うち破産更生債権等)	(7,170,200)	(—)
(注2)		
(うち貸倒引当金)	(△ 8,045,054)	(△ 5,490,924)
負 債	602,886,188	619,571,280
(うち長期借入金)	(504,581,879)	(525,524,784)
資 本	54,837,461	57,576,750
(うち資本金)	(48,969,115)	(48,969,115)
(うち資本剰余金)	(5,315,210)	(5,309,250)
(うち利益剰余金)	(553,136)	(3,298,385)

(注1) 16事業年度まで投資その他の資産に属していた「長期貸付金」を、17事業年度より、独立行政法人会計基準に基づき、流動資産の「貸付金」と投資その他の資産の「破産更生債権等」に区分して表示することとした。

(注2) 貸倒引当金に計上する金額は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権自己査定基準」の定めるところに従って算出した金額とされている。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	305,519,341	283,690,823
(うち交付補助金)	(252,335,125)	(252,364,425)
経 常 収 益	302,885,997	283,798,982
(うち国庫補助金収入)	(252,335,125)	(252,364,425)
経常利益(△経常損失)	△ 2,633,343	108,158
臨 時 損 失	2,804	5,067
臨 時 利 益	33,098	39,108
当期純利益(△当期純損失)	△ 2,603,048	142,199

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
当期総利益(△当期総損失)	△ 2,603,048	142,199
(利益の処分又は損失の処理) (当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 2,603,048	142,199
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金取崩	2,603,048	—
助成金	—	100,132
長期勘定へ繰入	—	42,067

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	617法人	615法人
補助金交付額	252,335,125千円	252,364,425千円
(貸付事業)		
貸付け法人数	129法人	131法人
件数	165件	162件
金額	50,444,500千円	57,246,700千円
貸付金回収等金額	67,654,851千円	67,173,357千円
事業年度末貸付金残高		
法人数	1,552法人	1,581法人
件数	3,717件	3,852件
金額	648,436,276千円	666,117,080千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準に準じて事業団において 開示している債権		
破綻先債権	1,000,000千円	32,130千円
延滞債権	6,170,200千円	7,787,940千円
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	7,278,376千円	7,230,770千円
計	14,448,576千円	15,050,840千円

#### (短期勘定)

この勘定は、加入者及びその被扶養者の病気等に関する短期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	73,869,415	68,692,143
(うち現金及び預金)	(49,196,217)	(44,156,295)
(うち未収入金)	(9,661,812)	(9,522,098)
負債	26,649,798	25,559,089
(うち未払費用)	(7,668,036)	(7,395,743)
(うち支払準備金)	(8,612,679)	(8,295,104)
資 益 剰 余 本 金	47,219,616	43,133,053

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	197,082,293	190,340,892
(うち業務費)	(197,082,289)	(190,340,885)
経常収益	201,489,384	198,275,816
(うち掛金収入)	(186,829,045)	(185,387,942)
経常利益	4,407,090	7,934,924
臨時損失	8,634,381	8,312,581
臨時利益	8,313,853	8,233,686
当期純利益	4,086,562	7,856,028

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
当期総利益	4,086,562	7,856,028
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	4,086,562	7,856,028
(利益処分量)		
欠損金補てん積立金	42,867	△ 128,774
積立金	4,043,694	7,984,803

(長期勘定)

[この勘定は、加入者の退職等に関する長期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	3,318,804,519	3,211,033,165
(うち長期性預金)	(727,819,075)	(723,379,735)
(うち投資有価証券)	(1,713,987,201)	(1,602,745,389)
(うち長期貸付金)	(501,758,376)	(525,450,183)
負 債	802,354	796,549
資 本	3,318,002,164	3,210,236,616
(利益剰余金)		

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	387,039,104	389,317,732
(うち業務費)	(384,059,209)	(372,304,489)
経常収益	494,685,755	419,215,077
(うち掛金収入)	(278,884,210)	(268,009,073)
経常利益	107,646,651	29,897,344
臨時損失	11,297	1
(うち責任準備金繰入)	(—)	(—)
臨時利益	130,195	5,270,684,291
(うち責任準備金戻入)	(—)	(5,270,506,997)
当期純利益	107,765,548	5,300,581,634
当期総利益	107,765,548	5,300,581,634
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	107,765,548	5,300,581,634
前期繰越欠損金	—	2,090,345,018
(利益処分量)		
長期給付積立金	107,765,548	3,210,236,616

(福祉勘定)

この勘定は、加入者及びその被扶養者の健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的として、福利及び厚生に関する業務を行うものであり、保健、医療、宿泊、貯金及び貸付の5経理に区分されている。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	904,517,542	875,181,505
(うち長期性預金)	(622,255,008)	(567,682,714)
負 債	893,868,322	865,751,150
(うち加入者貯金)	(698,310,296)	(658,151,960)
資 本	10,649,220	9,430,355
(うち資本剰余金)	(3,868,276)	(3,868,276)
(うち利益剰余金)	(6,780,943)	(5,562,078)

2 損益計算書

第6章 第2節 第7 2 事業団 日本私立学校振興・共済事業団

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	35,563,834 (33,915,206)	35,473,474 (33,781,278)
経常収益	36,525,200	35,412,306
(うち掛金収入)	(6,682,911)	(6,631,266)
(うち保険患者収入)	(6,916,827)	(6,298,381)
(うち施設収入)	(10,055,678)	(10,067,725)
(うち貸付金利息)	(2,966,686)	(3,201,481)
(うち財務収益)	(6,320,455)	(5,725,018)
経常利益(△経常損失)	961,366	△ 61,167
臨時損失	142,354	19,640
臨時利益	399,853	421,572
当期純利益	1,218,865	340,764
当期総利益	1,218,865	340,764
(保健経理)	2,034,704	1,932,729
(医療経理)	△ 2,117,733	△ 2,308,867
(宿泊経理)	△ 357,562	△ 307,917
(貯金経理)	1,415,569	992,854
(貸付経理)	243,886	31,966
(保健経理) (利益の処分) (当期末処分利益)		
当期総利益	2,034,704	1,932,729
(利益処分量)		
積立金	2,034,704	1,932,729
(医療経理) (損失の処理) (当期末処理損失)		
当期総損失	2,117,733	2,308,867
前期繰越欠損金	10,167,325	7,858,458
(損失処分量)		
次期繰越欠損金	12,285,059	10,167,325
(宿泊経理) (損失の処理) (当期末処理損失)		
当期総損失	357,562	307,917
前期繰越欠損金	12,183,553	11,875,635
(損失処分量)		
次期繰越欠損金	12,541,115	12,183,553
(貯金経理) (利益の処分) (当期末処分利益)		
当期総利益	1,415,569	992,854
(利益処分量)		
欠損金補てん積立金	1,425,696	1,019,916
積立金	△ 10,126	△ 27,062
(貸付経理) (利益の処分) (当期末処分利益)		
当期総利益	243,886	31,966
(利益処分量)		
貸付資金積立金	243,886	31,966

(共済業務勘定)

[この勘定は、短期勘定及び長期勘定における業務に係る事務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	13,901,646	13,202,153
(うち現金及び預金)	(4,209,580)	(3,461,209)
(うち投資有価証券)	(3,997,870)	(3,997,870)
負 債	3,799,398	3,851,731
(うち退職給付引当金)	(2,950,750)	(3,236,125)
資 本	10,102,247	9,350,421
(うち資本剰余金)	(2,963,375)	(3,235,710)
(うち利益剰余金)	(7,138,872)	(6,114,711)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	4,126,671	4,123,851
(うち一般管理費)	(4,126,671)	(4,113,771)
経 常 収 益	4,881,837	4,871,482
(うち掛金収入)	(4,417,679)	(4,384,335)
経 常 利 益	755,166	747,630
臨 時 損 失	4,216	47,576
臨 時 利 益	875	91,017
当 期 純 利 益	751,825	791,070
当 期 総 利 益	751,825	791,070
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	751,825	791,070
(利益処分量)		
資 本 剰 余 金	835	△ 272,335
積 立 金	750,990	1,063,405

なお、この事業団について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの」(381 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

(そ の 他)

(1) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1億円(うち国の出資5500万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸 借 対 照 表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	144,862,938,644	150,517,363,797
(うち国債)	(93,273,125,903)	(99,123,927,195)
(うち買入手形)	(37,814,400,000)	(37,609,900,000)
負 債	142,001,781,965	147,820,969,851
(うち発行銀行券)	(74,978,125,068)	(74,671,935,692)
(うち預金)	(31,414,192,341)	(36,128,603,741)
資 本	2,861,156,679	2,696,393,945
(うち資本金)	(100,000)	(100,000)
(うち法定準備金)	(2,527,193,679)	(2,502,232,439)

2 損 益 計 算 書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	1,006,133,751	784,674,830
(うち外国為替収益)	(438,409,483)	(322,315,694)
(うち国債利息)	(430,459,685)	(341,053,422)
経 常 費 用	278,282,682	277,228,296
(うち経費)	(230,718,531)	(232,158,570)
経 常 利 益	727,851,069	507,446,534
特 別 利 益	3,211,229	3,971,317
特 別 損 失	168,894,816	96,945,369
(うち外国為替等取引損 失引当金繰入額)	(168,145,000)	(96,386,000)
税引前当期剰余金	562,167,482	414,472,482
法人税、住民税及び事業税	228,317,679	220,424,172
当 期 剰 余 金	333,849,803	194,048,310
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	16,692,490	24,961,240
配 当 金	5,000	5,000
国 庫 納 付 金	317,152,313	169,082,069

3 主 な 業 務 実 績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
銀 行 券 発 行 高	126億枚	128億枚
(注1)		
主 な 金 融 調 節		
長期国債買入れ	14兆4636億円	14兆5778億円
短期国債買入れ	24兆1852億円	43兆1677億円
短期国債売却	△ 5兆0032億円	△ 9013億円
(注2)		
国 債 買 現 先	714億円	4616億円
(注2)		
国 債 売 現 先	△ 695億円	△ 5315億円



区 分	17事業年度	(16事業年度)
手形買入れ	2045億円	10兆3907億円
手形売出し	3927億円	7776億円

(注1) 正の金額は当座預金の増加(市中への資金供給)、負の金額は当座預金の減少(市中からの資金吸収)を表している。

(注2) 国債買現先とは、あらかじめ定めた期日に売り戻す条件を付して、国債を買い入れ、これを上記の期日に買入先に売り戻す公開市場操作(オペレーション)のことである。国債売現先とは、上記と逆の公開市場操作のことである。

なお、この銀行について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「航空機を利用した出張に係る旅費の精算手続及び審査を適切に行うための規定を整備するなどして、旅費の支給が適正に行われるよう改善させたもの」(384 ページ参照)、「銀行券自動鑑査機等の保守契約について、保守作業の実績及び保守対象機器の範囲に応じて基本料金を減額する条項等を定めることにより、保守料の節減を図るよう改善させたもの」(386 ページ参照)及び「貿易再保険事業における外貨建代位取得債権収入等を邦貨建てにする際に市中の取引慣行を踏まえて外国為替取引手数料の節減を図るよう改善させたもの」(389 ページ参照)を掲記した。

## (2) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で49億2412万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般、特別振興資金及び特別給付資金の3勘定に区分して経理され、一般勘定は、さらに、投票券、業務及び新営の3勘定に区分されており、同会の勘定別の17事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、特別給付資金勘定は、競馬法の一部を改正する法律(平成16年法律第86号)附則第6条の規定により、17年3月31日をもって廃止され、廃止の際に同勘定に属する資産を特別振興資金勘定に帰属させた。

(注) 特別給付資金勘定の17事業年度は、17年1月1日から同年3月31日までである。

### (一 一般勘定)

[この勘定は、競馬の開催及び競走馬の育成等の業務に関する経理を行うものである。]

#### 1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
[投票券勘定]		
(収入)		
収入確定額	2,907,824,534	2,942,151,811
(支出)		
支出確定額	2,907,824,534	2,942,151,811
[業務勘定]		
(収入)		
収入確定額	473,050,895	487,444,134
(支出)		
支出予算現額	442,559,813	461,896,834
支出確定額	399,042,609	419,514,808
予算残額	43,517,203	42,382,025
[新営勘定]		
(収入)		
収入確定額	68,468,441	57,912,335

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	68,468,441	57,912,335
支 出 確 定 額	41,470,041	35,245,032
翌 事 業 年 度 繰 越 額	13,096,837	14,151,406
予 算 残 額	13,901,562	8,515,896

翌事業年度繰越額はすべて新営勘定の新営費(支出予算現額 684 億 6844 万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同 2257 億 4439 万余円)の 354 億 5461 万余円及び業務管理費(同 675 億 5212 万余円)の 68 億 0487 万余円並びに新営勘定の新営費の 139 億 0156 万余円である。

## 2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
事 業 収 益	2,912,868,185	2,947,023,223
(うち勝馬投票券収入)	(2,907,824,534)	(2,942,151,811)
事 業 費 用	2,883,442,448	2,922,508,239
(うち勝馬投票券諸支払 金)	(2,161,901,137)	(2,178,529,945)
(うち 国 庫 納 付 金) (勝馬投票券売得金の 100分の10)	(289,458,547)	(293,143,354)
事 業 外 収 益	6,827,921	9,501,539
事 業 外 費 用	705,138	370,106
経 常 利 益	35,548,519	33,646,417
特 別 利 益	987,721	813,469
特 別 損 失	4,489,404	1,706,253
当 期 純 利 益	32,046,836	32,753,633
(利 益 の 処 分)		
国庫納付金(利益の2分の1・翌事業年度に納付)	16,023,418	16,376,816
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	16,023,418	16,376,816

## 3 資 本 剰 余 金 等

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 本 剰 余 金 残 高	6,075,658	6,075,658
損 失 て ん 補 準 備 金 残 高	200,000	200,000
特 別 積 立 金 残 高	1,048,475,767	1,048,475,767

## 4 主 な 業 務 実 績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
開 催 回 数 及 び 日 数	36回 288日	36回 288日
施 設 の 建 設	東京競馬場 スタンド改 築工事	栗東トレーニ ング・セン ターきゅう舎 改築工事

(特別振興資金勘定)

〔 この勘定は、競馬の健全な発展を図るため必要な業務及び畜産の振興に資するための事業等に助成を行う法人に対して交付金を交付する業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 収入支出決算		17事業年度	(16事業年度)
区 分		千円	千円
(収 入)			
収入確定額		9,384,920	6,531,395
(支 出)			
支出予算現額		10,000,000	8,000,000
支出確定額		9,384,920	6,531,395
予算残額		615,079	1,468,604
2 損 益			
区 分		17事業年度	(16事業年度)
		千円	千円
事業収益		11,128,566	7,398,156
事業費用		11,128,566	7,398,156
(うち競馬振興事業費)		(4,237,366)	(3,126,492)
(うち畜産振興事業費)		(3,442,920)	(3,685,395)
(うち競馬法附則第5条 第2項による交付金)		(1,972,000)	(—)
3 特別振興資金			
区 分		17事業年度末	(16事業年度末)
		千円	千円
特別振興資金残高		64,264,518	51,630,672
4 主な業務実績			
区 分		17事業年度	(16事業年度)
競馬の健全な発展を図る ための事業		11事業 3,970,000千円	3事業 2,846,000千円
畜産振興事業等に助成を 行う法人に対する交付金 の交付等		10事業 3,442,920千円	14事業 3,685,395千円
競走馬の生産振興に資す るための事業等		1事業 1,972,000千円	— —

第6章  
第2節  
第7  
2  
その他  
(2)  
日本中央競馬会

(特別給付資金勘定)

この勘定は、単勝式及び複勝式の勝馬投票の的中者に対して、払戻金に加算して特別給付金を交付する業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算		17事業年度	(16事業年度)
区 分		千円	千円
(収 入)			
収入確定額		3,138	5,375,536
(支 出)			
支出確定額		3,138	5,375,536
2 損 益			
区 分		17事業年度	(16事業年度)
		千円	千円
事業収益		3,138	5,388,212
事業費用		3,138	5,388,212
(うち特別給付金)		(—)	(5,375,536)
3 特別給付資金			
区 分		17事業年度末	(16事業年度末)
		千円	千円
特別給付資金残高		—	4,429,895

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

### (3) 商工組合中央金庫

この金庫は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図るため、必要な業務を営むことを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で5197億6500万円(うち国の出資4053億6710万円)となっている。

同金庫の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	11,495,477,623	11,584,874,051
(うち貸出金)	(9,427,601,132)	(9,588,803,099)
(うち有価証券)	(1,770,737,209)	(1,610,338,076)
負 債	10,830,770,570	10,932,038,421
(うち債権)	(7,832,643,670)	(7,811,258,390)
(うち預金)	(2,420,083,467)	(2,390,086,708)
資 本	664,707,052	652,835,630
(うち資本金)	(519,765,000)	(517,265,000)
(うち利益剰余金)	(139,964,775)	(130,397,623)

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	186,195,309	189,454,936
(うち貸出金利息)	(153,813,529)	(159,552,502)
経 常 費 用	157,686,587	174,106,011
(うち営業経費)	(74,164,253)	(77,642,711)
(うち貸倒引当金繰入額)	(38,107,485)	(51,582,926)
(うち債権利息)	(20,443,886)	(24,021,870)
経 常 利 益	28,508,722	15,348,925
特 別 利 益	6,672,956	323,644
特 別 損 失	15,559,623	564,096
法人税、住民税及び事業税	1,831,066	3,087,073
法人税等調整額	4,950,000	2,740,000
当期純利益	12,840,989	9,281,400
前期繰越利益	3,379,632	3,372,068
当期末処分利益	16,220,621	12,653,469
(利益の処分)		
当期末処分利益	16,220,621	12,653,469
利益準備金	1,300,000	1,000,000
特別積立金	8,100,000	5,000,000
組合出資配当金	3,362,687	3,273,837
次期繰越利益	3,457,934	3,379,632

なお、特別損失の主なものは会計基準変更時差異の一括費用処理額153億9374万余円である。

#### 3 主な業務実績

##### (1) 貸出業務

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸 出 件 数	1,203,341件	1,299,986件
金 額	12,923,106,663千円	12,486,227,168千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	13,084,308,630千円	12,721,895,047千円
(うち繰上償還)	(239,517,738千円)	(198,710,168千円)
(うち貸出金償却)	(31,276,754千円)	(50,466,887千円)
事業年度末貸出金残高 件 数	462,132件	491,236件
金 額	9,427,601,132千円	9,588,803,099千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に金庫において開示している債権

破綻先債権	139,340,076千円	193,803,306千円
-------	---------------	---------------

区 分	17事業年度	(16事業年度)
延滞債権	312,566,644千円	335,808,593千円
3ヵ月以上延滞債権	1,014,773千円	1,700,312千円
貸出条件緩和債権	145,790,154千円	176,584,979千円
計	598,711,648千円	707,897,192千円

(注) 貸倒引当金 291,951,685千円 351,079,993千円  
 (注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき算出した額とされている。

(2) 債券業務

区 分	17事業年度末	(16事業年度末)
商工債券発行残高	7,832,643,670千円	7,811,258,390千円

(3) 預金業務

区 分	17事業年度末	(16事業年度末)
預金残高	2,420,083,467千円	2,390,086,708千円

なお、この金庫について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「貸付金の繰上償還に伴う期限前弁済手数料を適正に徴求するよう改善させたもの」(390 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

(4) 関西国際空港株式会社

この会社は、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどを目的として設立されているものである。その資本金は17 営業年度末現在で7885 億5665 万円(うち国の出資5233 億円)となっている。

同会社の17 営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産	1,837,220,614	1,816,745,037
(うち空港事業固定資産)	(1,061,444,334)	(1,105,914,057)
(うち建設仮勘定)	(559,513,231)	(521,260,241)
負 債	1,277,517,743	1,287,004,513
(うち社債)	(772,695,765)	(765,994,165)
(うち長期借入金)	(470,360,800)	(488,354,014)
資 本	559,702,870	529,740,523
(うち資本金)	(788,556,650)	(740,400,000)
(うち利益剰余金)	(△ 228,853,779)	(△ 210,659,476)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経常収益	113,276,964	111,776,985
(うち施設使用料収入)	(63,799,781)	(64,011,832)
経常費用	104,828,945	107,107,282
(うち施設運営費)	(34,739,325)	(32,732,508)
(うち支払利息)	(22,927,131)	(24,415,097)
経常利益	8,448,018	4,669,702
特別利益	11,739	65,007
特別損失	26,741,621	466,540
法人税、住民税及び事業税	△ 87,559	△ 39,873

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
当期純利益(△当期純損失)	△ 18,194,302	4,308,042
前期繰越損失	210,659,476	214,967,519
当期末処理損失 (損失の処理)	228,853,779	210,659,476
次期繰越損失として処理	228,853,779	210,659,476

なお、特別損失の主なものは複合商業施設の減損処理に伴う減損損失 239 億 8367 万余円である。

### 3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
空港の供用 航空機発着回数	112,579回	102,862回
航空旅客数	16,428,399人	15,370,975人
航空貨物取扱数量	843,368 t	855,530 t
航空燃料供給量	1,742,951 kℓ	1,737,467 kℓ

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「大阪航空局から委託を受けて施行する進入灯点検橋設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、進入灯点検橋支承部の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(393 ページ参照)及び「関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について」(532 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

### (5) 日本たばこ産業株式会社

この会社は、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を経営することを目的として設置されているものである。その資本金は 17 営業年度末現在で 1000 億円(うち国の出資 500 億円)となっている。

同会社の 17 営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産	2,410,096,573	2,548,924,157
(うち半製品)	(125,086,904)	(140,309,035)
(うち原材料)	(57,427,086)	(80,769,345)
負 債	766,998,398	1,021,136,590
資 本	1,643,098,174	1,527,787,567
(うち資本金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち資本準備金)	(736,400,000)	(736,400,000)

#### 2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経 常 収 益	2,389,769,344	2,703,088,620
(うち売上高)	(2,370,645,374)	(2,685,948,068)
経 常 費 用	2,196,939,044	2,508,968,360
(うち売上原価)	(1,864,682,526)	(2,114,049,158)
経 常 利 益	192,830,300	194,120,259
特 別 利 益	60,876,271	77,426,423
特 別 損 失	53,263,110	236,575,537
法人税、住民税及び事業税	29,198,309	47,995,087

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
法人税等調整額	44,977,042	△ 40,054,130
当期純利益	126,268,110	27,030,187
前期繰越利益	22,861,969	20,035,779
中間配当額	13,412,112	9,771,000
当期末処分利益 (利益の処分)	135,717,967	37,294,967
当期末処分利益 任意積立金を取崩 (計)	135,717,967 (152,449,433)	37,294,967 (47,410,424)
利益配当金	17,244,144	15,328,128
役員賞与金	119,000	148,000
任意積立金	114,988,541	9,072,327
翌営業年度へ繰越	20,097,748	22,861,969

なお、特別利益の主なものとは土地の売却等に伴う固定資産売却益 590 億 3776 万余円である。また、特別損失の主なものとは、倉庫廃止等に伴う固定資産売却損の 245 億 6869 万余円、工場廃止等に伴う固定資産除却損 104 億 0683 万余円及び社宅等の減損処理に伴う減損損失 101 億 9436 万余円である。

### 3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
国内産葉たばこ買入れ	46千 t	52千 t
紙巻たばこ製造	2051億本	2470億本
紙巻たばこ販売	2103億本	2343億本

## (6) 預金保険機構

### I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- (ア) 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
  - (イ) 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務
  - (ウ) 住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社を設立し、当該設立された会社に対して資金援助等を行う業務
  - (エ) 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
  - (オ) 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
  - (カ) 株式会社産業再生機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
  - (キ) 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取りを協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- その資本金は 17 事業年度末現在で 54 億 5500 万円(うち国の出資 51 億 5000 万円)となっている。

同機構の会計は、一般、危機対応、特定住宅金融専門会社債権債務処理、金融再生、金融機能早期健全化、産業再生及び金融機能強化の 7 勘定に区分して経理されている。

同機構の勘定別の 17 事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(一 般 勘 定)

この勘定は、ペイオフコスト(金融機関が破綻した場合、預金者1人当たりの保険金の支払限度額は、無利息等の要件を満たす決済用預金を除き元本1000万円までとその利息等とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用)以内の資金援助等の実施に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	3,963,530,601	5,813,403,642
(支 出)		
支出予算現額	8,535,188,036	8,936,424,389
支出決定済額	3,956,472,510	6,014,841,857
不 用 額	4,578,715,526	2,921,582,531

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額5兆7754億円)の2兆7681億円、協定銀行貸付金(同2兆0162億円)の1兆7857億円及び事業外費用(借入金の利息等。同301億5150万余円)の192億7286万余円である。

2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	740,157,310	656,581,956
(うち保険料収入)	(537,769,543)	(529,386,943)
経 常 費 用	218,033,754	139,773,869
(うち国庫納付金)	(156,522,753)	(75,416,357)
特 別 損 失	1,195	9,974
当 期 利 益 金	522,122,360	516,798,112
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	522,122,360	516,798,112
(繰越欠損金)	2,977,048,922	3,493,847,035)

3 借 入 金 等

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
借 入 金 残 高	292,000,000	2,127,500,000
(市中金融機関)		
預金保険機構債券発行残高	2,680,000,000	2,140,000,000

4 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
協定銀行への特別危機管理銀行からの資産の買取りの委託(注1)	23,525,602千円	61,517,565千円
破綻した金融機関からの買取資産(貸付金)の回収(注2)	5,812,314千円	23,361,716千円
事業年度末買取資産残高	45,019,167千円	50,831,482千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権		
破 綻 先 債 権	13,378,197千円	13,564,983千円
延 滞 債 権	26,520,923千円	30,354,433千円
3ヵ月以上延滞債権	188,218千円	919,431千円
貸出条件緩和債権	698,538千円	717,220千円
計	40,785,877千円	45,556,068千円



区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸倒引当金 <sup>(注)</sup>	39,317,961千円	42,123,136千円
(注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。		

(注1) 預金保険法(昭和46年法律第34号)第129条第1項の規定による特別危機管理銀行からの資産の買取り

(注2) 10年2月の預金保険法の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。

#### (危機対応勘定)

この勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務の実施に関する経理を行うものである。

#### 1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	353,510,548	3,021,318,151
(支 出)		
支出予算現額	616,354,469	3,044,919,749
支出決定済額	353,444,958	3,021,248,398
不 用 額	262,909,510	23,671,350

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額6030億円)の2496億円及び事業外費用(債券の利息等。同132億4011万余円)の132億0641万余円である。

#### 2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	10,191,849	8,526,510
(うち取得株式等事業収入)	(9,798,377)	(8,347,500)
経 常 費 用	1,619,925	1,949,775
(うち事業外費用)	(1,608,668)	(1,927,421)
当 期 利 益 金	8,571,923	6,576,734
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	—	748,032
翌事業年度に積立金として整理	8,571,923	5,828,701
(繰越欠損金)	—	748,032)
(積立金)	5,828,701	—)

#### 3 借入金等

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
借入金残高	343,600,000	353,400,000
(市中金融機関)		
預金保険機構債券発行残高	1,600,000,000	1,600,000,000

#### (特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定)

この勘定は、旧住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行う債権処理会社への助成金の交付、借入れに係る債務の保証、納付金の収納等に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	16,299,010	18,096,298
(支 出)		
支出予算現額	16,424,933	18,251,754
支出決定済額	16,327,505	18,124,504
不 用 額	97,427	127,250

2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	32,382,482	33,857,916
(うち資産運用収入)	(16,039,942)	(15,712,111)
(うち金融安定化拠出基金戻入)	(16,007,384)	(15,746,421)
経 常 費 用	95,150,076	93,779,655
(うち債権処理会社助成事業費)	(78,787,410)	(75,671,163)
特 別 損 失	168	2,712
当 期 損 失 金	62,767,762	59,924,450
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	62,767,762	59,924,450
(繰 越 欠 損 金	224,539,427	164,614,976 )

3 金融安定化拠出基金

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
金融安定化拠出基金残高	909,060,147	909,027,589

4 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
債権処理会社への業務推進助成金の交付	16,007,384千円	15,746,421千円

(金融再生勘定)

〔 この勘定は、特別公的管理銀行に係る処理や一般金融機関からの資産の買取り等を行う特定協定銀行に対する貸付け等に関する経理を行うものである。 〕

1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	2,156,574,079	4,468,555,307
(支 出)		
支出予算現額	11,831,066,659	15,271,536,757
支出決定済額	1,950,088,113	4,357,387,636
不 用 額	9,880,978,545	10,914,149,120

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 6 兆 5005 億円)の 5 兆 2809 億円、特定協定銀行貸付金(同 4 兆 1135 億円)の 4 兆 0281 億円及び協定銀行貸付金(同 4063 億円)の 4063 億円である。

2 損 益		17事業年度	(16事業年度)	第6章 第2節 第7 2 その他 (6) 預金保険機構
区 分		千円	千円	
経 常 収 益		472,811,545	474,322,446	
(うち資産買取事業収入)		(117,975,124)	(96,270,701)	
経 常 費 用		307,764,759	337,742,844	
(うち資産買取事業費)		(53,001,078)	(44,678,574)	
特 別 損 失		7	466	
当 期 利 益 金		165,046,778	136,579,135	
(利益金の処理)				
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当		165,046,778	136,579,135	
(繰越欠損金)		849,687,610	986,266,746)	
3 借入金等				
区 分		17事業年度末	(16事業年度末)	
		千円	千円	
借入金残高		—	1,219,600,000	
(市中金融機関)				
預金保険機構債券発行残高		3,270,000,000	2,900,000,000	
4 主な業務実績				
区 分		17事業年度	(16事業年度)	
特定協定銀行への一般金	金融機関数	16金融機関	60金融機関	
融機関からの資産の買取りの委託	金 額	5,243,850千円	23,326,577千円	

(金融機能早期健全化勘定)

〔 この勘定は、金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等  
に関する経理を行うものである。 〕

#### 1 収入支出決算

区 分		17事業年度	(16事業年度)
		千円	千円
(収 入)			
収入決定済額		5,156,969,734	5,134,233,029
(支 出)			
支出予算現額		9,300,379,178	8,674,884,811
支出決定済額		4,997,873,342	5,318,750,511
不 用 額		4,302,505,835	3,356,134,299

不用額の主なもの、協定銀行貸付金(支出予算現額4兆7226億円)の2兆8478億1827万余円及び借入返済金(同2兆8011億円)の1兆4413億円である。

#### 2 損 益

区 分		17事業年度	(16事業年度)
		千円	千円
経 常 収 益		222,786,359	29,305,786
(うち協定銀行納付金収入)		(199,901,427)	(—)
(うち協定銀行貸付金利息収入)		(22,880,387)	(29,302,332)
経 常 費 用		24,430,624	52,021,725
(うち事業外費用)		(24,362,777)	(29,530,250)
(うち協定銀行損失補填金)		(—)	(22,412,129)
特 別 損 失		3	102
当期利益金(△当期損失金)		198,355,731	△ 22,716,041
(利益金又は損失金の処理)			
翌事業年度に積立金として整理		198,355,731	—
翌事業年度に積立金を減額整理		—	22,716,041
(積立金)		147,189,166	169,905,208)

### 3 借入金等

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関)	—	983,900,000
預金保険機構債券発行残高	4,600,000,000	5,540,000,000

#### (産業再生勘定)

[この勘定は、株式会社産業再生機構に対する出資等に関する経理を行うものである。]

#### 1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	—	0
(支 出)		
支出予算現額	5,800	5,981
支出決定済額	4,407	4,604
不 用 額	1,392	1,376

#### 2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	—	0
経 常 費 用 (一 般 管 理 費)	4,407	4,604
当 期 損 失 金	4,407	4,604
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	4,407	4,604
(繰越欠損金)	9,350	4,746

#### (金融機能強化勘定)

この勘定は、金融機関等又は組織再編成金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。なお、16事業年度において、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号)附則第5条の規定により、組織再編成金融機関等の優先株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行っていた金融機関等経営基盤強化勘定に属する資産及び負債は、金融機能強化勘定に承継されている。

#### 1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	12,231,712	—
(支 出)		
支出予算現額	2,672,712,749	2,668,090,637
支出決定済額	12,030,392	—
不 用 額	2,660,682,356	2,668,090,637

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額1兆9998億円)の1兆9938億円及び借入返済金(同6708億円)の6648億円である。

2 損 益		17事業年度	(16事業年度)	第6章 第2節 第7 2 その他 (6) 預金 保険 機構
区 分		千円	千円	
経 常 収 益		231,249	—	
(うち協定銀行納付金収入)		(230,405)	(—)	
経 常 費 用		29,748	—	
(うち一般管理費)		(29,089)	(—)	
当 期 利 益 金		201,501	—	
(利益金の処理)				
翌事業年度に積立金として整理		201,501	—	
(積 立 金)		55,683	(—)	
3 借 入 金		17事業年度末	(16事業年度末)	その他
区 分		千円	千円	
借 入 金 残 高		6,000,000	—	
(市中金融機関)				

なお、この機構について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「航空機を利用した出張に係る旅費の支給が過大となっているもの」(396 ページ参照)及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

## II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

機構では、預金保険法、金融機関の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から15年9月までに、35金融機関(注入時の金融機関数)に対し計12兆3869億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、17事業年度末計5兆6423億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は17金融機関(現在の金融機関数)で計6兆7445億余円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、次表のとおりとなっている。

公的資金による資本増強の対象とされた金融機関(平成17事業年度末現在)

(金額単位：億円)

第6章 第2節 第7 2 その他 (6) 預金保険機構

No.	金融機関名	注入時金融機関名	注入年月	注入額	返済額	残高
1	㈱りそなホールディングス	注(1)	平成10年3月	1,000	1,000	—
		①旧㈱大和銀行	平成11年3月	4,080	—	4,080
		①㈱りそな銀行	平成15年6月	19,600	27	19,572
		②旧㈱あさひ銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,000	—	5,000
		③㈱近畿大阪銀行	平成13年4月	600	—	600
計			31,280	2,027	29,252	
2	㈱三井住友フィナンシャルグループ	④旧㈱さくら銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	8,000	1,050	6,950
		⑤旧㈱住友銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,010	960	4,050
計			15,010	4,010	11,000	
3	㈱みずほフィナンシャルグループ	⑥旧㈱第一勧業銀行	平成10年3月	990	990	—
			平成11年3月	9,000	6,000	3,000
		⑦旧㈱富士銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	10,000	7,000	3,000
		⑧旧㈱日本興業銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
⑨旧安田信託銀行㈱	平成10年3月	1,500	1,500	—		
計			29,490	23,490	6,000	
4	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	⑩旧㈱三和銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	7,000	6,721	279
		⑪旧㈱東海銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	1,406	4,594
		⑫旧東洋信託銀行㈱	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	2,000	1,833	167
⑬旧三菱信託銀行㈱	平成10年3月	500	500	—		
	平成11年3月	3,000	3,000	—		
⑭旧㈱東京三菱銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—		
計			22,000	16,960	5,040	
5	三井トラスト・ホールディングス㈱	⑮旧三井信託銀行㈱	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	4,002	1,500	2,502
		⑯旧中央信託銀行㈱	平成10年3月	600	280	320
			平成11年3月	1,500	—	1,500
計			7,102	2,780	4,322	
6	㈱新生銀行	⑰旧㈱日本長期信用銀行	平成10年3月	1,766	466	1,300
			平成12年3月	2,400	—	2,400
	計			4,166	466	3,700

No.	金融機関名	注入時金融機関名	注入年月	注入額	返済額	残高
7	㈱あおぞら銀行	⑮旧㈱日本債券信用銀行	平成10年3月	600	—	600
			平成12年10月	2,600	—	2,600
	計			3,200	—	3,200
8	㈱ほくほくフィナンシャルグループ	⑰㈱北陸銀行	平成10年3月	200	200	—
			平成11年9月	750	—	750
		⑳㈱北海道銀行	平成12年3月	450	—	450
	計			1,400	200	1,200
9	㈱あしぎんフィナンシャルグループ 注(2)	㉑㈱足利銀行	平成10年3月	300	300	—
			平成11年9月	750	—	750
			平成11年11月	300	—	300
	計			1,350	300	1,050
10	㈱西日本シティ銀行	㉒旧㈱福岡シティ銀行	平成14年1月	700	—	700
11	㉓㈱千葉興業銀行		平成12年9月	600	—	600
12	㉔㈱琉球銀行		平成11年9月	400	—	400
13	㉕㈱熊本ファミリー銀行		平成12年2月	300	—	300
14	㈱九州親和ホールディングス	㉖旧㈱九州銀行	平成14年3月	300	—	300
15	㉗㈱東日本銀行		平成13年3月	200	—	200
16	㉘㈱岐阜銀行		平成13年4月	120	—	120
17	㉙㈱関東つくば銀行		平成15年9月	60	—	60
18	㉚住友信託銀行㈱		平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
	計			3,000	3,000	—
19	㉛㈱横浜銀行		平成10年3月	200	200	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
	計			2,200	2,200	—
20	㈱もみじホールディングス	㉜旧㈱広島総合銀行	平成11年9月	400	400	—
21	㉝㈱八千代銀行		平成12年9月	350	350	—
22	㉞㈱関西さわやか銀行		平成13年3月	120	120	—
23	㉟㈱和歌山銀行		平成14年1月	120	120	—
	合	計		123,869	56,423	67,445

注(1) 旧㈱大和銀行は合併等により㈱りそな銀行となったが、旧㈱大和銀行が存続会社であることから㈱りそな銀行と同一法人として整理している。

注(2) ㈱あしぎんフィナンシャルグループは、子会社の㈱足利銀行が平成15年11月29日に特別危機管理銀行になったことにより、会社更生手続を経て17年12月26日に解散した。

#### (7) 年金資金運用基金

この基金は、厚生労働大臣から寄託された資金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で4兆1639億8148万円(全額国の出資)となっている。

同基金の会計は、厚生年金、国民年金、総合、承継資金運用及び承継一般の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の収入支出決算、損益、寄託金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(厚生年金勘定)

この勘定は、厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金から寄託された資金の管理業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	13,885,878,463	17,296,629,309
(支 出)		
支出予算現額	12,865,992,692	16,963,592,991
支出決定済額	12,865,992,692	16,829,724,248
不 用 額	—	133,868,743

2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
総合勘定分配金収入	1,937,297,801	917,412,030
当期利益金	1,937,297,801	917,412,030
(利益金の処理)		
翌事業年度に準備金として整理	111,963,570	165,188,438
翌事業年度に国庫へ納付	1,825,334,230	752,223,591

3 寄託金等

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
運用寄託金残高 (厚生年金保険の積立金)	77,770,059,105	66,573,702,034
準備金残高	665,737,020	500,548,581

(国民年金勘定)

この勘定は、国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金から寄託された資金の管理業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	314,612,709	1,182,832,841
(支 出)		
支出予算現額	409,951,936	1,271,038,421
支出決定済額	249,775,755	1,143,400,206
不 用 額	160,176,180	127,638,214

不用額はすべて総合勘定へ繰入(支出予算現額 3499 億 5699 万余円)の分である。

2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
総合勘定分配金収入	136,929,176	72,092,223
当期利益金	136,929,176	72,092,223
(利益金の処理)		
翌事業年度に準備金として整理	1,176,885	12,097,280
翌事業年度に国庫へ納付	135,752,290	59,994,942

3 寄託金等

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
運用寄託金残高 (国民年金の積立金)	5,237,601,103	5,119,912,513
準備金残高	51,199,125	39,101,844



(総合勘定)

〔この勘定は、厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定から受け入れた資金の管理及び運用業務に関する経理を行うものである。〕

1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	19,451,072,384	22,515,529,321
(支 出)		
支出予算現額	19,538,443,423	22,739,577,019
支出決定済額	19,524,861,153	22,582,477,403
不 用 額	13,582,269	157,099,615

不用額の主なものは運用諸費(支出予算現額 408 億 6417 万余円)の 133 億 0055 万余円である。

2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	2,392,902,729	1,236,135,705
(うち運用収入)	(2,391,756,567)	(1,234,587,463)
経 常 費 用	28,546,282	25,008,737
(うち運用諸費)	(27,562,508)	(23,488,250)
特 別 利 益	243,574	—
特 別 損 失	68,408	59
繰 入 前 利 益	2,364,531,613	1,211,126,908
(うち厚生年金勘定分配金繰入)	(1,937,297,801)	(917,412,030)
(うち国民年金勘定分配金繰入)	(136,929,176)	(72,092,223)
(うち承継資金運用勘定分配金繰入)	(290,304,635)	(221,622,655)

(承継資金運用勘定)

〔この勘定は、旧年金福祉事業団が、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資するなどのため政府から調達した資金の管理及び運用業務に関する経理を行うものである。〕

1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収入決定済額	4,084,595,618	3,415,963,968
(支 出)		
支出予算現額	4,015,913,638	3,426,180,829
支出決定済額	4,015,913,638	3,373,249,696
不 用 額	0	52,931,132

2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	17,146	3,292
(事業外収益)		
総合勘定分配金収入	290,304,635	221,622,655
経 常 費 用	253,756,198	347,621,799
(借入金利息)		
当期利益金(△当期損失金)	36,565,582	△ 125,995,851
(利益金又は損失金の処理)		
繰越欠損金の補てんに充当	36,565,582	—
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	125,995,851
(繰越欠損金)	3,508,056,616	3,382,060,764 )

3 借 入 金

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
借入金残高	11,345,350,000	14,844,750,000
(財政融資資金)		

(承継一般勘定)

第6章  
第2節  
第7  
2  
その他  
(7)  
年金資金運用基金

この勘定は、保養基地施設の運営又は保養基地資産の管理、旧年金福祉事業団が行った融資に係る債権の管理及び回収、厚生年金保険及び国民年金の被保険者のための住宅資金の融資等の業務に関する経理を行うものである。

1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(収 入)		
収 入 決 定 済 額	5,168,490,421	930,169,775
(支 出)		
支 出 予 算 現 額	6,926,819,903	947,340,493
支 出 決 定 済 額	6,846,459,100	935,427,858
不 用 額	80,360,802	11,912,634

不用額の主なものは、財政融資資金借入金利息(支出予算現額 9578 億 8920 万余円)の 722 億 7070 万余円、貸付金(同 62 億円)の 44 億 4330 万円及び貸倒見返交付金繰入(同 23 億 7599 万余円)の 23 億 4436 万余円である。

2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	1,265,477,992	226,553,386
(うち政府交付金収入)	(1,112,193,022)	(48,730,647)
経 常 費 用	888,453,267	318,564,914
(うち借入金利息)	(876,373,735)	(302,373,896)
特 別 利 益	—	8,482
特 別 損 失	756	46,301,584
当期利益金(△当期損失金)	377,023,968	△ 138,304,630
(利益金又は損失金の処理)		
繰越欠損金の補てんに充当	377,023,968	—
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	138,304,630
(繰越欠損金)	447,794,995	309,490,365 )

3 借 入 金

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
借 入 金 残 高 (財 政 融 資 資 金)	—	5,951,936,554

4 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(貸付事業)		
貸 付 件 数	177件	1,344件
金 額	1,756,700千円	11,406,300千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	630,289,948千円	704,196,477千円
(うち貸付金償却)	(466,709,688千円)	(519,816,174千円)
	(1,423,707千円)	(1,859,098千円)
事業年度末貸付金残高	709,455件	806,100件
金 額	3,733,034,640千円	4,361,567,888千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に基金において開示している債権

破 綻 先 債 権	21,132,908千円	17,810,090千円
延 滞 債 権	23,403,498千円	31,568,198千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	11,142,498千円	11,585,893千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	13,069,882千円	12,625,770千円
計	68,748,786千円	73,589,953千円

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸 倒 引 当 金	3,733,034千円	4,187,105千円
(注) (貸倒引当金計上率)	(0.9/1000)	(0.9/1000)
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、当該事業年度末における貸付金残高に1/1000を乗じて得た金額の範囲内とされている。		

## (8) 日本郵政公社

この公社は、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務、当該業務を行うための施設その他の経営資源を活用して行う国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的として設置されているものである。その資本金は平成17事業年度末現在で1兆2688億0787万余円(全額国の出資)となっている。

同公社の17事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務別の貸借対照表、損益計算書、郵便貯金資金の運用資産、簡易生命保険資金の運用資産及び主な業務実績は次のとおりである。

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末	(16事業年度末)
資 産	千円	千円
(うち有価証券)	369,481,352,145	387,872,267,517
(うち預託金)	(237,092,999,062)	(217,277,532,194)
負 債		
(うち郵便貯金)	(79,896,900,000)	(117,611,900,000)
(うち保険契約準備金)	360,214,984,534	381,732,973,512
資 本		
(うち資本金)	(198,094,934,238)	(210,908,618,973)
(うち利益剰余金)	(115,907,217,180)	(118,689,934,610)
	9,266,367,610	6,139,294,005
	(1,268,807,877)	(1,268,807,877)
	(5,472,853,421)	(3,539,735,503)

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度	(16事業年度)
経 常 収 益	千円	千円
(うち簡易生命保険業務収益)	23,061,299,812	20,633,322,881
経 常 費 用	(16,653,851,617)	(14,647,687,510)
(うち業務費)	20,394,325,526	18,750,257,204
経 常 利 益	(17,689,538,207)	(16,000,666,832)
特 別 利 益	2,666,974,286	1,883,065,676
特 別 損 失	26,604,615	30,991,390
契約者配当準備金繰入額	610,180,006	548,810,580
当 期 純 利 益	150,280,977	127,352,979
当 期 未 処 分 利 益	1,933,117,918	1,237,893,506
(利益の処分)	1,933,117,918	1,237,893,506
積 立 金	1,933,117,918	1,237,893,506

なお、特別利益の主なものは動産不動産売却益の191億5182万余円であり、特別損失の主なものは、日本郵政株式会社株式譲渡損の3000億円、減損損失の2290億4952万余円及び価格変動準備金繰入額の518億6475万余円である。

(郵便業務)

1 貸借対照表

区分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産 (うち建物)	2,169,476,635 (979,837,188)	2,230,393,511 (981,748,340)
負債 (うち退職給付引当金)	2,690,352,268 (1,505,084,329)	2,753,949,654 (1,531,935,535)
資本 (うち利益剰余金)	△ 520,875,633 (57,344,398)	△ 523,556,142 (54,663,888)

2 損益計算書

区分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
営業収益	1,909,003,983	1,924,851,820
営業原価	1,792,324,234	1,794,185,999
営業総利益	116,679,749	130,665,821
販売費及び一般管理費	101,928,234	99,893,118
営業利益	14,751,515	30,772,702
営業外収益	9,319,587	8,133,021
営業外費用	8,903,745	12,703,303
経常利益	15,167,357	26,202,420
特別利益	12,945,604	6,867,855
特別損失	25,432,452	4,733,008
当期純利益	2,680,509	28,337,268

3 主な業務実績

区分	17事業年度	(16事業年度)
普通通常郵便物取扱数	22,115,831千通	22,955,853千通
特殊通常郵便物取扱数	550,278千通	537,644千通
小包郵便物取扱数	2,074,976千個	1,429,748千個

(郵便貯金業務)

1 貸借対照表

区分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産 (うち国債) (うち預託金)	247,749,777,550 (132,599,828,468) (79,896,900,000)	264,864,987,774 (112,627,955,612) (117,611,900,000)
負債 (うち定額郵便貯金)	240,771,107,611 (133,488,750,233)	259,592,792,775 (143,207,250,096)
資本 (うち利益剰余金)	6,978,669,939 (5,415,509,023)	5,272,194,998 (3,485,071,614)

2 損益計算書

区分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常収益 (うち預託金利息)	4,531,512,513 (1,943,887,170)	4,098,979,490 (2,821,886,479)
経常費用 (うち借入金利息)	2,199,780,475 (784,985,261)	2,875,423,760 (989,024,765)
経常利益	2,331,732,037	1,223,555,730
特別利益	5,919,076	1,232,026
特別損失	407,213,706	15,231,518
当期純利益	1,930,437,408	1,209,556,238

なお、特別損失の主なものは、日本郵政株式会社株式譲渡損の 3000 億円及び減損損失の 995 億 8675 万余円である。

3 郵便貯金資金の運用資産

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
郵便貯金資金現在額	197,455,108,815	210,656,359,422

4 主な業務実績

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
郵便貯金現在高	200,002,300,580	214,148,998,773

(簡易生命保険業務)

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	119,962,339,703	121,268,853,693
(うち国債)	(61,691,180,849)	(57,529,245,039)
負 債	117,153,766,399	119,878,198,544
(うち責任準備金)	(111,495,125,542)	(114,281,325,905)
資 本	2,808,573,304	1,390,655,149

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	16,672,183,512	14,665,085,914
(うち保険料収入)	(11,231,839,447)	(11,666,599,403)
経 常 費 用	16,352,110,036	14,031,778,388
(うち保険金等支払金)	(15,444,460,054)	(13,358,136,631)
経 常 利 益	320,073,475	633,307,525
特 別 利 益	7,780,081	29,894,962
特 別 損 失	177,572,578	535,849,508
契約者配当準備金繰入額	150,280,977	127,352,979

なお、特別損失の主なものは、減損損失の1225億9603万余円及び価格変動準備金繰入額の518億6475万余円である。

3 簡易生命保険資金の運用資産

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
簡易生命保険資金現在額	115,161,929,147	117,963,933,947

4 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(保 険)		
簡易生命保険契約の年度 未保有契約	件 数 60,979千件	65,401千件
	保 険 金 額 167,811,481,449千円	178,463,824,174千円
同 新 規 契 約	件 数 2,996千件	3,499千件
	保 険 金 額 8,469,713,014千円	9,914,556,652千円
(年 金 保 険)		
簡易生命保険契約の年度 未保有契約	件 数 6,998千件	7,241千件
	年 金 額 2,532,608,240千円	2,583,041,087千円
同 新 規 契 約	件 数 334千件	386千件
	年 金 額 130,884,637千円	154,792,123千円

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(398ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「長岡郵便局等における別後納郵便物の料金の不適正な収納等に関する検査状況について」(891ページ参照)及び「郵便貯金における預金者ごとの貯金総額の管理状況について」(899ページ参照)を掲記した。

(9) 成田国際空港株式会社

この会社は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は17 営業年度末現在で1000 億円(全額国の出資)となっている。

同会社の17 営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産	983,041,123	960,306,898
(うち建物)	(353,865,959)	(322,136,797)
(うち土地)	(264,354,036)	(261,762,721)
負 債	790,526,570	781,945,357
(うち社債)	(453,532,000)	(436,162,000)
(うち長期借入金)	(221,747,100)	(246,211,800)
資 本	192,514,552	178,361,540
(うち資本金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち資本準備金)	(52,000,000)	(52,000,000)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経 常 収 益	159,613,963	163,229,853
(うち空港使用料収入)	(57,455,924)	(62,093,650)
経 常 費 用	128,733,324	134,185,013
(うち営業原価)	(102,203,357)	(102,408,409)
経 常 利 益	30,880,638	29,044,840
特 別 利 益	166,962	1,155,508
特 別 損 失	8,275,187	15,674,643
法人税、住民税及び事業税	9,374,070	11,707,137
法 人 税 等 調 整 額	△ 754,668	△ 4,416,267
当 期 純 利 益	14,153,012	7,234,836
民営化に伴う税効果調整額	—	19,126,704
当 期 未 処 分 利 益	14,153,012	26,361,540
(利益の処分)		
利 益 配 当 金	2,000,000	—
別 途 積 立 金	12,153,012	26,361,540

3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
空港の供用 航空機発着回数	187,888回	186,633回
航空旅客数	31,445,266人	31,773,736人
航空貨物取扱数量	2,236,346 t	2,297,555 t
航空燃料供給量	5,782,840 kl	5,890,205 kl

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「橋りょうの架替え工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの」(403 ページ参照)及び「空港用地の取得のため保有している代替地用地のうち不動産管理会社等に管理させていた土地について、土地賃貸借契約を締結せず、賃料を収納していないもの」(407 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等について」(568 ページ参照)、「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

(10) 東日本高速道路株式会社、(11) 中日本高速道路株式会社、(12) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は17営業年度末現在で東日本高速道路株式会社525億円、中日本高速道路株式会社650億円、西日本高速道路株式会社475億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

なお、各会社は、17年10月1日、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第15条第1項の規定により、国が承継する資産を除き、解散した日本道路公団の一切の権利及び義務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに承継して設立されたものである。

各会社の17営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 各会社の17営業年度は、17年10月1日から18年3月31日までである。

(注2) 日本道路公団の17年9月30日現在における貸借対照表上の資産は45兆6925億7367万余円、負債は43兆3669億3941万余円及び資本は2兆3256億3426万余円である。

(東日本高速道路株式会社)

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円
資 産 (うち仕掛道路資産)	657,083,577 (191,869,932)
負 債 (うち道路建設関係長期 借入金)	545,864,898 (135,700,000)
資 本 (うち資本金) (うち資本準備金)	111,218,679 (52,500,000) (52,500,000)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円
経 常 収 益 (うち料金収入)	438,667,216 (334,916,192)
経 常 費 用 (うち道路資産賃借料)	423,188,537 (223,100,000)
経 常 利 益	15,478,679
法人税、住民税及び事業税	9,780,000
法人税等調整額	△ 440,000
当 期 純 利 益	6,138,679
民営化に伴う税効果調整額	80,000
当 期 未 処 分 利 益 (利益の処分)	6,218,679
別 途 積 立 金 翌営業年度へ繰越	5,585,533 633,146

3 主な業務実績

区 分	17営業年度末
供 用	41路線 3,348km
建 設	12路線 525km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとする事により、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの」(451ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「高速道路の建設事業に係る入

札・契約制度の見直しの状況等について」(555 ページ参照)及び「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

(中日本高速道路株式会社)

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円
資 産 (うち仕掛道路資産)	814,169,231 (339,039,661)
負 債 (うち道路建設関係長期 借入金)	671,601,439 (271,500,000)
資 本 (うち資本金) (うち資本準備金)	142,567,792 (65,000,000) (65,000,000)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円
経 常 収 益 (うち料金収入)	360,959,301 (298,086,984)
経 常 費 用 (うち道路資産賃借料)	337,367,910 (206,851,428)
経 常 利 益	23,591,391
特 別 利 益	273,685
特 別 損 失	162,416
法人税、住民税及び事業税	12,440,000
法人税等調整額	△ 640,870
当期純利益	11,903,530
民営化に伴う税効果調整額	664,262
当期末処分利益 (利益の処分)	12,567,792
高速道路事業積立金	11,084,890
別途積立金	1,482,902

3 主な業務実績

区 分	17営業年度末
供 用	22路線 1,687km
建 設	9路線 484km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとすることにより、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの」(451 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について」(555 ページ参照)及び「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

(西日本高速道路株式会社)

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円
資 産 (うち仕掛道路資産)	524,824,547 (104,759,201)
負 債 (うち道路建設関係長期 借入金)	419,788,875 (77,000,000)
資 本 (うち資本金) (うち資本準備金)	105,035,672 (47,500,000) (47,500,000)

第6章 第2節 第7 2 その他 (10) 東日本高速道路株式会社、(11) 中日本高速道路株式会社、(12) 西日本高速道路株式会社



## 2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円
経常収益 (うち料金収入)	500,954,732 (322,878,156)
経常費用 (うち道路資産賃借料)	480,359,060 (217,137,142)
経常利益	20,595,672
法人税、住民税及び事業税	11,360,000
法人税等調整額	△ 440,000
当期純利益	9,675,672
民営化に伴う税効果調整額	360,000
当期末処分利益 (利益の処分)	10,035,672
別途積立金	9,280,064
翌営業年度へ繰越	755,607

## 3 主な業務実績

区 分	17営業年度末
供 用	49路線 3,259km
建 設	10路線 281km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとすることにより、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの」(451 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について」(555 ページ参照)及び「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

### (13) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は17営業年度末現在で40億円(うち国の出資26億6522万円)となっている。<sup>(注1)</sup>

なお、同会社は、17年10月1日、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第15条第1項の規定により、国及び地方公共団体が承継する資産を除き、解散した本州四国連絡橋公団の一切の権利及び義務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに承継して設立されたものである。<sup>(注2)</sup>

同会社の17営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同会社の17営業年度は、17年10月1日から18年3月31日までである。

(注2) 本州四国連絡橋公団の17年9月30日現在における貸借対照表上の資産は3兆9794億9365万余円、負債は2兆8539億7815万余円及び資本は1兆1255億1550万円である。

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円
資 産 (うち高速道路事業固定 資産)	36,896,783 (10,071,792)
負 債 (うち道路建設関係長期 借入金)	27,929,152 (1,722,747)
資 本 (うち資本金) (うち資本準備金)	8,967,631 (4,000,000) (4,000,000)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円
経 常 収 益 (うち料金収入)	39,805,514 (36,075,546)
経 常 費 用 (うち道路資産賃借料)	37,628,325 (25,787,619)
経 常 利 益	2,177,188
法人税、住民税及び事業税	1,134,528
当 期 純 利 益	967,631
当 期 未 処 分 利 益 (利益の処分)	967,631
別 途 積 立 金	936,828
次 期 繰 越 利 益	30,802

3 主な業務実績

区 分	17営業年度末
供 用	3路線 172km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとするにより、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの」(451 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

(14) 日本郵政株式会社

この会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うことなどを目的として設立されているものである。その資本金は17営業年度末現在で1500億円(全額国の出資)となっている。

なお、同会社は、18年1月23日、郵政民営化法(平成17年法律第97号)第36条の規定により、日本郵政公社(以下「公社」という。)<sup>(注1)</sup>から3000億円の出資を受けて設立された。

同会社の17営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。<sup>(注2)</sup>

(注1) 公社が出資によって取得した同会社の株式は、同会社設立の時に政府に無償譲渡された。

(注2) 同会社の17営業年度は、18年1月23日から同年3月31日までである。

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円
資 産	295,515,360
(うち投資有価証券)	(291,714,000)
(うち現金及び預金)	(2,459,663)
負 債	384,605
(うち未払法人税等)	(234,880)
(うち賞与引当金)	(70,229)
	(注3)
資 本	295,130,755
(うち資本金)	(150,000,000)
(うち資本剰余金)	(150,000,000)

(注3) 株式等評価差額金△4,978,248千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円
経 常 収 益	581,333
(有価証券利息)	
経 常 費 用	386,441
(うち販売費及び一般管理費)	(382,185)
経 常 利 益	194,891
法人税、住民税及び事業税	162,452
法人税等調整額	△ 76,564
当 期 純 利 益	109,003
当 期 未 処 分 利 益	109,003
(利益の処分)	
翌営業年度へ繰越	109,003

3 主な業務実績

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の検討  
公社の業務等を承継する会社の発足準備

[ 3 ] 独立行政法人及び国立大学法人の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人及び国立大学法人のうち、独立行政法人31及び国立大学法人2の平成17年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

(1) 独立行政法人情報通信研究機構

この独立行政法人は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究・開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保・増進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1640億3682万余円(うち国の出資1607億5146万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、基盤技術研究促進、債務保証、出資、通信・放送承継及び衛星管制債務償還の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(一 般 勘 定)

1 貸 借 対 照 表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	142,631,501	150,244,743
(うち工具器具備品)	(91,172,485)	(85,800,446)
(うち土地)	(36,300,316)	(36,295,035)
負 債	44,865,805	44,568,648
(うち運営費交付金債務)	(—)	(1,834,042)
(うち未払金)	(14,652,059)	(14,280,087)
(うち資産見返債)	(24,501,845)	(23,399,516)
資 本	97,765,695	105,676,094
(うち資本金)	(85,104,064)	(85,104,064)
(うち資本剰余金)	(注)	(5,182,979)
(うち利益剰余金)	(959,185)	(15,389,050)
(注) 損益外減価償却累計額△14,945,966千円が含まれている。		

2 損 益 計 算 書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	51,889,496	54,256,221
(うち研究業務費)	(35,393,368)	(36,536,327)
(うち電波監視等受託業務費)	(10,719,388)	(7,284,412)
経 常 収 益	48,278,357	54,990,988
(うち運営費交付金収益)	(31,082,221)	(28,363,648)
(うち受託収入)	(7,979,043)	(12,733,559)
経常利益(△経常損失)	△ 3,611,139	734,767
臨 時 損 失	502,734	271,205
臨 時 利 益	463,185	197,414
当期純利益(△当期純損失)	△ 3,686,604	624,468
目的積立金取崩額	7,436	35,704
当期総利益(△当期総損失)	△ 3,679,168	660,173
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 3,679,168	660,173
承 継 積 立 金 等	—	14,723,347
前 期 積 立 金	15,381,614	—
(利益処分額)		

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
積立金	11,702,445	658,266
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額		
広報・知財・環境積立金	—	1,906

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
無線通信システム技術の研究開発等	13,153,483	15,188,629
先導研究開発の実用化に向けた支援等	11,912,544	11,273,949
大学や民間企業を結集した研究プロジェクトの推進等	6,794,528	8,350,905

#### (基盤技術研究促進勘定)

この勘定は、基盤技術研究の委託及びジャパントラストによる海外研究者の招へいに関する経理を行うものである。

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	9,380,781	9,733,824
(うち投資有価証券)	(6,605,558)	(6,477,402)
負債	2,331,848	2,668,592
(うち未払金)	(2,321,970)	(2,660,501)
資本	7,048,932	7,065,232
(うち資本金)	(51,431,000)	(43,871,000)
(うち繰越欠損金)	(44,382,067)	(36,805,767)

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち民間基盤技術研究 促進業務費)	8,488,627 (8,378,664)	10,395,869 (10,276,705)
経常収益 (うち事業収入)	912,405 (10,407)	672,763 (7,094)
(うち財務収益)	(220,503)	(219,867)
経常損失	7,576,222	9,723,106
臨時損失	8	—
当期純損失	7,576,299	9,723,174
当期総損失	7,576,299	9,723,174
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	7,576,299	9,723,174
承継繰越欠損金	—	27,082,593
前期繰越欠損金	36,805,767	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	44,382,067	36,805,767

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
民間基盤技術研究促進業務	7,731,232	9,313,415
継続案件	25	25
新規案件	7	7
海外研究者招へい業務	6,704	6,716

#### (債務保証勘定)

この勘定は、特定通信・放送事業に対する支援及び情報通信インフラの高度テレビジョン放送施設整備事業に対する債務保証に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産 (うち投資有価証券)	6,496,945 (6,047,229)	6,435,157 (4,669,568)
負 債	3,002	11,874
資 本 (うち資本金)	6,493,943 (3,233,500)	6,423,282 (3,233,500)
資 本 (うち利益剰余金)	(2,386,650) (873,793)	(2,386,650) (803,132)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用 (うち通信・放送事業支 援業務費)	54,194 (22,256)	82,851 (18,951)
経 常 収 益 (うち事業収入)	124,884 (124,884)	144,599 (144,472)
経 常 利 益	70,690	61,747
臨 時 損 失	16	—
当 期 純 利 益	70,661	61,714
当 期 総 利 益	70,661	61,714
(利益の処分) (当期末処分利益)		
当 期 総 利 益 (利益処分額)	70,661	61,714
積 立 金	70,661	61,714

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
利子補給金の支給 件 数	57件	54件
金 額	22,256千円	18,951千円

(出 資 勘 定)

この勘定は、民間企業等への出資及び情報通信ベンチャーに対するテレコムベンチャー投資事業  
組合による間接出資に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産 (うち投資有価証券) (うち関係会社株式)	2,637,715 (635,308) (823,801)	2,972,618 (647,837) (1,384,559)
負 債	148	399
資 本 (うち資本金) (うち繰越欠損金)	2,637,567 (5,350,000) (2,749,353)	2,972,218 (5,350,000) (2,402,073)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用 (うち財務費用)	387,192 (385,506)	19,414 (17,668)
経 常 収 益 (財務収 益)	100,714	3,866
経 常 損 失	286,477	15,547
臨 時 損 失	60,800	—
当 期 純 損 失	347,279	15,549
当 期 総 損 失	347,279	15,549
(損失の処理) (当期末処理損失)		
当 期 総 損 失	347,279	15,549

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
承継繰越欠損金	—	2,386,524
前期繰越欠損金	2,402,073	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	2,749,353	2,402,073

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
事業年度末出資残高	4社	5社
会社数		
金額	1,459,109千円	2,032,397千円

(通信・放送承継勘定)

〔 この勘定は、基盤技術研究促進センターから承継した株式の処分及び貸付債権の管理・回収に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	19,642,238	20,297,170
(うち投資有価証券)	(15,849,506)	(14,872,580)
負 債	2,029,111	2,872,289
(うち長期借入金)	(1,302,655)	(1,940,645)
資 本	17,613,127	17,424,880
(うち資本金)	(18,918,256)	(18,918,256)
(うち繰越欠損金)	(1,305,128)	(1,493,375)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	143,720	188,216
(うち一般管理費)	(90,059)	(111,119)
経 常 収 益	358,544	408,848
(うち財務収益)	(241,252)	(236,851)
経 常 利 益	214,823	220,631
臨 時 損 失	26,531	46,344
当 期 純 利 益	188,246	174,242
当 期 総 利 益	188,246	174,242

(損失の処理)

(当期末処理損失)

当 期 総 利 益	188,246	174,242
承継繰越欠損金	—	1,667,617
前期繰越欠損金	1,493,375	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	1,305,128	1,493,375

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸付金回収金額	970,198千円	1,374,598千円
事業年度末貸付金残高	24件	32件
金額	1,458,804千円	2,429,002千円

上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類

一 般 債 権	1,410,954千円	2,236,832千円
貸倒懸念債権	—	183,650千円
破産更生債権等	47,850千円	8,520千円
貸倒引当金	85,675千円	144,159千円

〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。 〕

(衛星管制債務償還勘定)

〔 この勘定は、衛星管制業務のために借り入れた無利子借入金の管理・返済に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産		
（うち投資有価証券）	2,384,087	3,003,212
負 債	(1,588,846)	(1,786,006)
（うち長期借入金）	2,367,860	3,044,368
	(1,691,313)	(2,367,838)
資 本	16,226	△ 41,156
（利益剰余金又は△繰越欠損金）		

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	783	770
（一般管理費）		
経 常 収 益	58,464	81,491
（財務収益）		
経 常 利 益	57,681	80,720
臨 時 損 失	298	—
当 期 純 利 益	57,383	80,720
当 期 総 利 益	57,383	80,720
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	57,383	80,720
承 継 繰 越 欠 損 金	—	121,876
前 期 繰 越 欠 損 金	41,156	—
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	16,226	—
次 期 繰 越 欠 損 金	—	41,156

3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
借 入 金 返 済	676,525	676,525

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「業務委託契約に係る委託費の精算に当たり、労務費の計上が適切を欠いたため、委託費の支払が不当と認められるもの」(409 ページ参照)及び「高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成事業の実施に当たり、外注費が実績報告の額より低額で支払われていたため、助成対象事業費の精算が過大となっているもの」(410 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

(2) 独立行政法人国立美術館

この独立行政法人は、美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で459億4870万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。



### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	89,416,325	88,219,241
(うち建物)	(30,995,194)	(32,353,338)
(うち美術品・収藏品)	(45,687,237)	(43,471,222)
負 債	2,542,599	1,915,047
(うち運営費交付金債務)	(—)	(9,728)
(うち未払金)	(1,604,227)	(1,010,464)
(うち資産見返負債)	(923,790)	(889,561)
資 本	86,873,725	86,304,193
(うち資本金)	(45,948,702)	(45,948,702)
(うち資本剰余金)	(注)	(注)
(うち利益剰余金)	(39,044,661)	(38,608,404)
	(1,880,361)	(1,747,086)

(注) 損益外減価償却累計額△6,317,136千円が含まれている。

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	4,104,624	3,959,693
(うち業務費)	(2,491,210)	(2,271,740)
経 常 収 益	4,504,474	4,186,464
(うち運営費交付金収益)	(3,604,435)	(3,537,107)
(うち入場料収入)	(645,828)	(461,532)
経 常 利 益	399,850	226,771
臨 時 損 失	—	10,363
臨 時 利 益	174	—
当 期 純 利 益	400,024	216,407
目的積立金取崩額	42,853	—
当 期 総 利 益	442,878	216,407
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	442,878	216,407
(積立金振替額)		
設 備 積 立 金	0	—
(利益処分額)		
積 立 金	442,879	122,267
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けた額		
美術作品購入・修理積 立金	—	94,139

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
総 入 館 者 数	4,093千人	2,605千人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「物品の購入、業務の委託等の契約の実施に当たり、契約事務の公正性、透明性を確保し競争の利益を享受するため、随意契約について見直すなど契約事務を適切に実施するよう改善の意見を表示し及び是正改善の処置を要求したもの」(412ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930ページ参照)を掲記した。

#### (3) 独立行政法人国立博物館

この独立行政法人は、博物館を設置して、有形文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第1号に規定する有形文化財をいう。)を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で862億4678万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	175,304,808	174,882,976
(うち建物)	(39,543,717)	(40,379,448)
(うち収蔵品)	(89,768,124)	(86,609,097)
負 債	4,827,147	5,147,542
(うち運営費交付金債務)	(—)	(1,064,664)
(うち未払金)	(2,267,572)	(2,784,615)
(うち資産見返負債)	(2,007,060)	(1,213,070)
資 本	170,477,660	169,735,433
(うち資本金)	(86,246,785)	(86,246,785)
(うち資本剰余金)	(注)	(注)
(うち利益剰余金)	(84,209,674)	(83,301,245)
	(21,200)	(187,402)

(注) 損益外減価償却累計額△7,939,992千円が含まれている。

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	6,578,947	5,709,467
(うち業務費)	(4,469,650)	(3,793,778)
経 常 収 益	6,486,095	5,414,362
(うち運営費交付金収益)	(4,715,652)	(4,165,850)
(うち入場料収入)	(818,092)	(645,640)
経 常 損 失	92,852	295,104
臨 時 損 失	27,599	—
臨 時 利 益	140,286	—
当期純利益(△当期純損失)	19,834	△ 295,104
目的積立金取崩額	8,430	295,039
過年度目的積立金取崩額 修正	△ 112,687	—
当 期 総 損 失	84,421	64
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 損 失	84,421	64
(損失処理額)		
積立金取崩額	84,421	64

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
総 入 館 者 数	3,115千人	2,161千人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「有形固定資産の認識・計上処理を適切に行い財務諸表を適正な表示に是正させたもの」(419 ページ参照)を掲記した。

#### (4) 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

この独立行政法人は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で2915億5317万余円(うち国の出資2873億5199万余円)となっている。

同法人の会計は、農業技術研究業務、民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(農業技術研究業務勘定)

この勘定は、農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験研究等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	255,338,039	260,320,256
(うち 建物)	(60,130,688)	(62,067,861)
(うち 土地)	(168,523,587)	(168,523,587)
負 債	12,005,378	14,099,821
(うち 運営費交付金債務)	(—)	(615,588)
(うち 未払金)	(2,484,070)	(3,439,465)
(うち 資産見返負債)	(8,648,337)	(8,980,273)
資 本	243,332,660	246,220,434
(うち 資本金)	(238,502,758)	(238,502,758)
(うち 資本剰余金)	(注1)	
(うち 利益剰余金)	(△ 338,666)	(2,911,962)
	(5,168,568)	(4,805,712)

(注1) 損益外減価償却累計額△15,590,941千円及び損益外固定資産除売却差額△1,452,873千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	42,694,484	42,940,242
(うち 研究業務費)	(37,441,218)	(36,958,220)
経 常 収 益	43,184,883	43,124,956
(うち 運営費交付金収益)	(33,801,888)	(34,924,829)
(うち 受託収入)	(6,493,346)	(5,415,783)
経 常 利 益	490,398	184,713
臨 時 損 失	149,891	182,609
臨 時 利 益	98,109	174,127
当 期 純 利 益	362,855	96,679
当 期 総 利 益	362,855	96,679
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	362,855	96,679
(利益処分額)		
積 立 金	(注2)	
	362,863	96,679

(注2) 17事業年度の積立金には、独立行政法人会計基準第92に基づく振替額8千円が含まれる。

3 主な業務実績

農業技術開発の予測と評価手法の開発研究

多様な専門分野を融合した総合的な研究

(民間研究促進業務勘定)

この勘定は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	11,473,234	12,550,566
(うち 現金及び預金)	(1,006,076)	(145,527)
(うち 投資有価証券)	(8,493,058)	(8,491,123)
負 債	1,700,865	2,289,214
(うち 一年以上以内返済予定 長期借入金)	(461,650)	(583,600)
(うち 長期借入金)	(1,220,250)	(1,681,900)
資 本	9,772,369	10,261,352
(うち 資本金)	(36,244,930)	(36,244,930)
(うち 資本剰余金)	(817,080)	(817,080)
(うち 繰越欠損金)	(27,289,641)	(26,800,658)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち一般管理費)	273,935 (119,275)	316,067 (122,987)
経常収益 (うち出融資事業収入) (うち財務収益)	358,747 (70,848) (276,178)	365,371 (91,892) (252,102)
経常利益	84,812	49,304
臨時損失	581,654	529,119
臨時利益	8,058	9,741
当期純損失	488,982	470,271
当期総損失	488,982	470,271
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	488,982	470,271
前期繰越欠損金 (損失処理額)	26,800,658	26,330,386
次期繰越欠損金	27,289,641	26,800,658

## 3 主な業務実績

区 分 (出資事業)	17事業年度	(16事業年度)
件数	1件	4件
出資実績額	144百万円	380百万円

(基礎的研究業務勘定)

この勘定は、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験研究の他への委託等の業務に関する経理  
を行うものである。

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	2,865,432	2,260,688
(うち有価証券)	(129,975)	(150,000)
(うち工具器具備品)	(2,411,275)	(1,732,591)
負債	2,541,342	1,591,535
(うち運営費交付金債務)	(—)	(64,561)
(うち資産見返負債)	(2,242,444)	(1,203,378)
(うちUR対策事業運用利益金等負債)	(274,294)	(289,505)
資本	324,089	669,153
(うち資本金)	(1,506,791)	(1,506,791)
(うち資本剰余金)	(注3)	
(うち利益剰余金)	(△ 1,217,271)	(△ 838,071)
	(34,569)	(432)

(注3) 損益外減価償却累計額△1,173,991千円及び損益外固定資産除売却差額△43,280千円が含まれている。

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	6,434,863 (6,325,124)	5,544,203 (5,429,543)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち資産見返負債戻入)	6,454,400 (6,034,702) (417,752)	5,533,180 (5,390,416) (139,764)
経常利益(△経常損失)	19,537	△ 11,023
臨時損失	21,412	—
臨時利益	36,623	12,063
当期純利益	34,136	428
当期総利益	34,136	428
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
当期総利益 (利益処分額)	34,136	428
積立金	34,136	428

### 3 主な業務実績

新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業

生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業

(農業機械化促進業務勘定)

この勘定は、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務に関する経理を行うものである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	15,175,152	15,283,853
(うち建物)	(2,113,210)	(2,174,152)
(うち土地)	(10,161,500)	(10,161,500)
負 債	318,649	370,191
(うち運営費交付金債務)	(—)	(87,999)
(うち未払金)	(121,768)	(117,476)
(うち資産見返負債)	(180,879)	(139,676)
資 本	14,856,503	14,913,661
(うち資本金)	(15,298,698)	(15,298,698)
(うち資本剰余金)	(注4)	(注4)
(うち利益剰余金)	(△ 559,777)	(△ 402,455)
	(117,582)	(17,418)

(注4) 損益外減価償却累計額△961,130千円及び損益外固定資産除売却差額△38,622千円が含まれている。

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち研究業務費)	1,952,700	1,996,034
	(1,470,096)	(1,507,932)
経常収益	2,057,503	2,036,168
(うち運営費交付金収益)	(1,874,481)	(1,853,650)
(うち事業収益)	(91,406)	(128,581)
経常利益	104,802	40,134
臨時損失	428	28,465
臨時利益	—	28,465
当期純利益	100,164	35,924
当期総利益	100,164	35,924
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	100,164	35,924
前期繰越欠損金	—	18,506
(利益処分額)		
積立金	100,164	17,418

### 3 主な業務実績

農業機械・装置等の開発及び高度化

農業機械の検査、鑑定等

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「電気設備、機械設備等に係る運転保守管理業務における労務費の積算について、業務の実態に適合させるなどして適切なものとするよう改善させたもの」(422ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577ページ参照)を掲記した。

(5) 独立行政法人日本貿易保険

この独立行政法人は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1043億5232万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	398,588,400	241,291,835
(うち有価証券)	(114,031,049)	(75,410,538)
(うち保険代位債権等) (注)	(453,769,366)	(331,573,431)
(うち貸倒引当金)	(△ 316,566,075)	(△ 363,947,395)
負 債	72,457,886	42,383,571
(うち責任準備金)	(12,048,642)	(10,040,867)
(うち未払金)	(37,012,261)	(4,761,587)
資 本	326,130,513	198,908,264
(うち資本金)	(104,352,324)	(104,352,324)
(うち資本剰余金)	(140,651,545)	(45,386,459)
(うち利益剰余金)	(81,126,643)	(49,169,480)

(注) 貸倒引当金は、独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令(平成13年経済産業省令第104号)第7条第2項及び附則第3条第2項の規定に基づき計上することとされている。

なお、17事業年度において、貿易保険法(昭和25年法律第67号)第16条第1項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である16事業年度末の利益剰余金491億6948万余円のうち、245億8474万余円を国庫に納付した。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	11,585,167	9,346,243
(うち正味収入保険料)	(9,586,119)	(8,571,354)
経 常 費 用	7,543,714	7,027,185
(うち事業費及び一般管 理費)	(5,475,919)	(4,897,298)
経 常 利 益	4,041,452	2,319,057
特 別 利 益	53,878,828	16,375,360
特 別 損 失	1,378,376	13,202,206
当 期 総 利 益	56,541,903	5,492,211
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	56,541,903	5,492,211
(利益処分額)		
積 立 金	56,541,903	5,492,211

なお、特別利益の主なものは、国から出資を受けた債権等に係る貸倒引当金戻入額353億2456万余円及び国から出資を受けた債権に係る利息収入137億8827万余円である。

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
保 険 引 受 件 数	237,105件	241,210件
金 額	12,845,768,496千円	11,558,831,284千円
保 険 金 支 払 件 数	158件	206件
金 額	3,679,682千円	12,903,323千円

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930ページ参照)を掲記した。

(6) 独立行政法人産業技術総合研究所

この独立行政法人は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で2860億8612万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	384,198,929	416,065,138
(うち建物)	(156,105,943)	(165,789,013)
(うち土地)	(114,545,614)	(114,545,614)
負 債	42,506,389	42,091,480
(うち運営費交付金債務)	(3,254,037)	(—)
(うち資産見返負債)	(24,022,955)	(26,970,556)
資 本	341,692,539	373,973,657
(うち資本金)	(286,086,122)	(286,086,122)
(うち資本剰余金)	(注1) (38,457,856)	(71,906,392)
(うち利益剰余金)	(注2) (17,148,560)	(15,981,142)

(注1) 損益外減価償却累計額△59,335,059千円が含まれている。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金9,845,431千円が含まれている。

なお、17事業年度において、独立行政法人産業技術総合研究所法(平成11年法律第203号)第12条第3項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である16事業年度末の利益剰余金159億8114万余円のうち、7億5397万余円を国庫に納付している。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	93,974,058	98,814,197
(うち研究業務費)	(80,774,473)	(85,007,942)
経 常 収 益	95,922,573	101,449,643
(うち運営費交付金収益)	(65,885,382)	(67,811,551)
(うち受託収益)	(22,427,244)	(22,475,527)
経 常 利 益	1,948,515	2,635,445
臨 時 損 失	236,661	307,219
臨 時 利 益	209,543	456,284
当 期 純 利 益	1,921,397	2,784,510
前中期目標期間繰越積立 金取崩額	5,381,731	—
当 期 総 利 益	7,303,129	2,784,510
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	7,303,129	2,784,510
(利益処分額)		
積 立 金	7,028,094	3,020,548
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けよう とする額		
研究施設等整備積立 金	275,034	—

3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
鉱工業の科学技術に関する研究及び開発	61,974,946	66,526,417

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
計量の標準の設定、計量器の検定、検査、研究及び開発	6,944,356	7,567,472
地 質 の 調 査	5,400,429	5,007,334

(備考) 17事業年度の財務諸表は、18年10月25日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930ページ参照)を掲記した。

### (7) 自動車検査独立行政法人

この独立行政法人は、自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で120億3097万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	24,420,365	23,255,882
(うち建物)	(12,628,217)	(11,884,486)
(うち機械装置)	(7,046,337)	(7,228,539)
負 債	9,275,553	9,586,183
(うち運営費交付金債務)	(1,124,141)	(891,885)
(うち未払金)	(1,070,971)	(693,871)
(うち資産見返負債)	(7,049,846)	(7,977,708)
資 本	15,144,812	13,669,698
(うち資本金)	(12,030,976)	(12,030,976)
(うち資本剰余金)	(注)	
(うち利益剰余金)	(2,643,026)	(1,396,445)
	(470,809)	(242,277)

(注) 損益外減価償却累計額△3,236,719千円が含まれている。

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	9,446,736	10,231,562
(うち検査業務費)	(8,468,795)	(9,254,434)
経 常 収 益	9,471,769	10,256,152
(うち運営費交付金収益)	(8,100,397)	(8,631,451)
(うち受託収入)	(7,193)	(6,598)
経 常 利 益	25,032	24,590
臨 時 損 失	17,490	—
臨 時 利 益	220,990	—
当 期 純 利 益	228,532	24,590
当 期 総 利 益	228,532	24,590
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	228,532	24,590
(利益処分額)		
積 立 金	228,532	24,590

#### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
保安基準適合性審査	8,900,995件	8,693,417件



なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「自動車検査用機械器具の定期点検に当たり、合理的な方法で費用を計上して作業単価を算定することにより経済的な積算を行うよう改善させたもの」(425 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

### (8) 独立行政法人造幣局

この独立行政法人は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で668億5726万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	110,565,087	109,513,567
(うち 建物)	(15,926,852)	(17,443,446)
(うち 土地)	(46,157,694)	(45,949,694)
負 債	32,810,635	34,881,982
(うち退職給付引当金)	(25,390,358)	(26,234,332)
資 本	77,754,452	74,631,585
(うち 資本金)	(66,857,260)	(66,857,260)
(うち 資本剰余金)	(221,882)	(—)
(うち 利益剰余金)	(10,675,309)	(7,774,325)

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	28,680,945	35,249,159
(うち 売上高)	(28,438,101)	(35,021,277)
経 常 費 用	25,172,732	30,975,138
(うち 売上原価)	(18,384,435)	(23,988,789)
経 常 利 益	3,508,212	4,274,021
特 別 利 益	18,028	2,401
特 別 損 失	625,256	80,415
当 期 純 利 益	2,900,984	4,196,006
目的積立金取崩額	26,524	17,775
当 期 総 利 益	2,927,508	4,213,782
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	2,927,508	4,213,782
(利益処分額)		
積 立 金	2,716,572	3,430,819
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額(注)		
研修・研究・施設改善等積立金	210,936	782,963

(注) 16事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

#### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貨 幣 の 製 造	1,190,000千枚	1,218,431千枚
勲 章、 褒 章 の 製 造	31千個	31千個

区 分	17事業年度	(16事業年度)
金属工芸品の製造	68千個	69千個
記念貨幣等の販売	1,383千セット	1,461千セット

(備考) 17事業年度の財務諸表は、18年10月25日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930ページ参照)を掲記した。

### (9) 独立行政法人国立印刷局

この独立行政法人は、日本銀行券の製造を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、官報及び法令全書等の刊行物の編集、印刷等を行うことなどにより公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、印紙、郵便切手等の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことなどによりその確実な提供を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で3008億0025万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	438,177,305	432,747,351
(うち建物)	(42,228,258)	(43,120,078)
(うち土地)	(193,446,104)	(193,446,104)
負 債	117,857,334	119,437,321
(うち退職給付引当金)	(102,307,202)	(105,933,878)
資 本	320,319,971	313,310,029
(うち資本金)	(300,800,250)	(300,800,250)
(うち利益剰余金)	(19,519,720)	(12,509,778)

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	89,503,452	92,757,629
(うち売上高)	(83,464,399)	(86,708,375)
経 常 費 用	81,826,676	86,265,618
(うち売上原価)	(66,269,628)	(70,368,529)
経 常 利 益	7,676,776	6,492,010
特 別 利 益	2,424	2,903,121
特 別 損 失	669,259	4,931,125
当 期 純 利 益	7,009,941	4,464,006
当 期 総 利 益	7,009,941	4,464,006
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	7,009,941	4,464,006
(利益処分量)		
積 立 金	7,009,941	4,464,006

#### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
日本銀行券の売上	4,080,000千枚	4,080,000千枚
郵便切手の売上	2,737,714千枚	3,339,014千枚
旅券冊子の売上	2,244千冊	2,641千冊

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930ページ参照)を掲記した。

(10) 独立行政法人農畜産業振興機構

この独立行政法人は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で359億8991万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、畜産、野菜、砂糖、生糸、補給金等、肉用子牛及び債務保証の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(畜産勘定)

この勘定は、国内産の指定乳製品及び指定食肉の売買保管業務等並びに国内産牛乳の学校給食用供給事業に対する補助業務及び畜産業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	197,525,697	158,691,157
(うち現金及び預金)	(160,194,866)	(121,497,143)
(うち投資有価証券)	(27,945,071)	(15,453,273)
負 債	163,365,814	124,420,776
(うち運営費交付金債務)	(481,229)	(272,374)
(うち調整資金)	(103,461,212)	(58,397,862)
(うち畜産業振興資金)	(52,323,938)	(54,194,817)
資 本	34,159,883	34,270,381
(うち資本金)	(29,966,262)	(29,966,262)
(うち利益剰余金)	(4,193,620)	(4,304,118)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	71,184,543	119,665,794
(うち業務経費)	(70,375,982)	(98,575,504)
経 常 収 益	58,608,341	93,128,617
(うち運営費交付金収益)	(440,618)	(400,943)
(うち補助金等収益)	(57,079,159)	(91,701,888)
経 常 損 失	12,576,201	26,537,176
臨 時 損 失	—	153
臨 時 利 益	12,465,703	26,543,142
当期純利益(△当期純損失)	△ 110,497	5,812
当期総利益(△当期総損失)	△ 110,497	5,812
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 110,497	5,812
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	5,812
積立金取崩額	110,497	—

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
畜産業振興事業に対する補助	39事業項目 67,886,847千円	47事業項目 95,395,355千円
学校給食用牛乳供給事業に対する補助に係る供給実績	385,972ℓ	385,543ℓ

(野菜勘定)

この勘定は、指定野菜生産者補給交付金及び契約指定野菜生産者補給交付金の交付業務等並びに野菜農業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人 独立行政法人農畜産業振興機構 (10)

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	93,115,753	99,266,600
(うち現金及び預金)	(7,112,629)	(9,632,169)
(うち投資有価証券)	(79,313,422)	(82,203,780)
負 債	92,703,950	98,854,797
(うち野菜生産出荷安定 資金)	(80,223,596)	(86,385,069)
(うち野菜農業振興資金)	(11,578,248)	(11,504,211)
資 本	411,802	411,802
(うち資本金)	(293,139)	(293,139)
(うち利益剰余金)	(118,663)	(118,663)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	22,791,906	19,624,652
(うち業務経費)	(22,406,871)	(19,182,672)
経 常 収 益	22,786,358	19,617,201
(うち補助金等収益)	(21,217,597)	(17,980,247)
(うち財務収益)	(1,562,944)	(1,631,251)
経 常 損 失	5,548	7,451
臨 時 利 益	5,548	7,451
当 期 純 利 益	—	—
当 期 総 利 益	—	—

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
指定野菜生産者補給交付 金の交付	20,062,890千円	15,899,186千円
野菜農業振興事業に対す る補助	2事業項目 293,743千円	2事業項目 1,648,738千円

(砂糖勘定)

この勘定は、輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売買業務、国内産糖交付金の交付業務及び砂糖生産振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	54,527,124	63,377,967
(うち有価証券)	(22,599,847)	(13,008,688)
(うち投資有価証券)	(23,355,690)	(24,599,298)
負 債	138,722,047	137,012,985
(うち運営費交付金債務)	(186,174)	(41,859)
(うち短期借入金)	(67,739,684)	(54,091,103)
(うち砂糖生産振興資金)	(51,885,791)	(59,845,515)
資 本	△ 84,194,923	△ 73,635,018
(繰越欠損金)		

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	85,585,164	111,019,434
(うち業務経費)	(84,399,408)	(109,992,998)
経 常 収 益	66,574,992	66,384,641
(うち運営費交付金収益)	(1,256,078)	(1,410,205)
(うち糖価調整事業収入)	(56,783,021)	(56,024,001)
経 常 損 失	19,010,171	44,634,792

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
臨時利益	8,450,266	12,179,721
当期純損失	10,559,904	32,455,071
当期総損失	10,559,904	32,455,071
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	10,559,904	32,455,071
前期繰越欠損金	73,635,018	41,179,946
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	84,194,923	73,635,018

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
輸入に係る指定糖の売買	1,324,861 t	1,317,797 t
異性化糖等の売買	800,553 t	562,613 t
国内産糖の交付金の交付 決定数量	757,848 t	979,320 t

### (生糸勘定)

この勘定は、輸入生糸の売買保管業務及び蚕糸業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	5,868,480	6,159,812
(うち現金及び預金)	(816,675)	(1,105,972)
(うち投資有価証券)	(4,149,449)	(4,249,665)
負債	10,981,443	12,786,610
(うち運営費交付金債務)	(89,185)	(41,857)
(うち短期借入金)	(10,242,803)	(11,758,000)
(うち蚕糸業振興資金)	(646,888)	(937,586)
資本	△ 5,112,962	△ 6,626,797
(うち資本金)	(5,030,300)	(5,030,300)
(うち資本剰余金)	(注) (△ 4,051)	(△ 2,430)
(うち繰越欠損金)	(10,139,211)	(11,654,666)

(注) 損益外減価償却累計額分である。

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	1,268,537	2,625,794
(うち業務経費)	(1,183,471)	(2,349,835)
経常収益	2,493,295	3,643,287
(うち運営費交付金収益)	(57,733)	(82,587)
(うち補助金等収益)	(2,093,315)	(1,658,369)
経常利益	1,224,757	1,017,492
臨時利益	290,698	227,536
当期純利益	1,515,455	1,245,029
当期総利益	1,515,455	1,245,029
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益	1,515,455	1,245,029
前期繰越欠損金	11,654,666	12,899,695
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	10,139,211	11,654,666

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
輸入申告に係る生糸	買入れ 24,552俵	22,620俵
	売戻し 24,552俵	22,620俵

(補給金等勘定)

この勘定は、加工原料乳についての生産者補給交付金の交付業務及び輸入乳製品の売買取引業務に関する経理を行うものである。

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人 独立行政法人農畜産業振興機構 (10)

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	29,818,481	30,457,814
(うち現金及び預金)	(29,771,820)	(30,418,446)
(うち未収金)	(43,743)	(35,572)
負 債	4,462,952	3,746,281
(うち未払金)	(3,782,874)	(3,270,500)
(うち退職給付引当金)	(367,387)	(397,724)
資 本	25,355,528	26,711,532
(利益剰余金)		

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	25,404,370	27,247,298
(うち業務経費)	(25,218,606)	(26,944,488)
経 常 収 益	24,399,217	27,694,554
(うち補助金等収益)	(19,292,560)	(20,054,641)
(うち輸入乳製品売渡収入)	(5,089,759)	(7,613,207)
経常利益(△経常損失)	△ 1,005,152	447,255
臨 時 利 益	6,953	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 998,199	447,255
当期総利益(△当期総損失)	△ 998,199	447,255
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 998,199	447,255
(利益処分額又は損失処理額)		
積 立 金	—	89,451
積立金取崩額	998,199	—
畜産勘定への繰入額	—	357,804

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
生産者補給交付金の交付	対象数量 2,050,000 t 交付金額 21,319,999千円	2,095,650 t 22,046,239千円
輸 入 バ タ ー	買 入 れ 4,422 t 売 渡 し 4,422 t	7,764 t 7,763 t

(肉用子牛勘定)

この勘定は、肉用子牛についての生産者補給交付金及び生産者積立助成金の交付業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	2,981,068	650,982
(うち現金及び預金)	(2,730,518)	(83,654)
(うち投資有価証券)	(248,764)	(248,609)
負 債	330,588	318,647
(うち運営費交付金債務)	(25,252)	(6,902)
(うち未払金)	(301,084)	(308,034)
資 本	2,650,480	332,334
(うち資本金)	(328,562)	(328,562)
(うち利益剰余金)	(2,321,917)	(3,771)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務経費)	12,451,464 (12,331,800)	20,819,858 (20,714,543)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち財務収益)	185,726 (181,178) (4,385)	20,820,689 (174,323) (1,750)
経常利益(△経常損失)	△ 12,265,738	831
臨時利益	14,583,884	4,920
当期純利益	2,318,146	5,752
当期総利益	2,318,146	5,752
(利益の処分) (当期末処分利益)		
当期総利益	2,318,146	5,752
前期繰越欠損金 (利益処分額)	—	1,980
積立金	2,318,146	3,771

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
生産者補給交付金の交付	6,138,253	14,147,195
生産者積立助成金の交付	4,505,606	4,825,636

(債務保証勘定)

〔 この勘定は、農畜産業振興事業団が乳業者等の借入金に対して行った債務保証契約に係る業務に関する経理を行うものである。 〕

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産		
(うち現金及び預金)	381,659	379,973
(うち有価証券)	(41,627) (339,977)	(39,991) (—)
負債		
(うち賞与引当金)	2,063	2,226
(うち退職給付引当金)	(77) (1,948)	(79) (2,116)
資本		
(うち資本金)	379,595	377,747
(うち利益剰余金)	(371,650) (7,945)	(371,650) (6,096)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務経費)	1,556 (864)	1,514 (741)
経常収益 (うち財務収益)	1,752 (1,751)	1,752 (1,751)
経常利益	196	237
臨時利益	1,652	3,859
当期純利益	1,848	4,096
当期総利益	1,848	4,096
(利益の処分) (当期末処分利益)		
当期総利益	1,848	4,096
(利益処分額)		
積立金	1,848	4,096

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「酪農ヘルパー利用拡大推進事業の実施に当たり、事業主体が酪農ヘルパーを利用した酪農経営者に対して交付すべき補助金を交付ししておらず、不当と認められるもの」(428 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

(11) 独立行政法人緑資源機構

この独立行政法人は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で6530億5071万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、造林及び林道等の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(造林勘定)

この勘定は、森林所有者自らによる造林が困難な奥地水源地域において水源林造成をする業務及び中山間地域において水源林造成と一体として森林を整備する業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	904,283,061	886,611,945
(うち現金及び預金)	(1,963,760)	(1,584,557)
(うち水源林)	(899,922,145)	(882,285,567)
負 債	224,339,522	230,788,253
(うち短期借入金)	(15,032,500)	(14,690,000)
(うち長期借入金)	(192,682,500)	(202,415,000)
資 本	679,943,538	655,823,692
(うち資本金)	(650,587,947)	(636,822,947)
(うち資本剰余金)	(29,324,811)	(18,982,948)
(うち利益剰余金)	(30,779)	(17,796)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	5,710,775	1,344,717
(うち財務費用)	(4,918,313)	(581,903)
経 常 収 益	5,723,758	1,346,950
(うち国庫補助金等収益)	(5,134,037)	(664,934)
(うち財務収益)	(430,060)	(547,893)
経 常 利 益	12,983	2,233
当 期 純 利 益	12,983	2,233
当 期 総 利 益	12,983	2,233
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	12,983	2,233
(利益処分額)		
積 立 金	12,983	2,233

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
水源林造成事業 植栽	4,498ha	4,435ha

(林道等勘定)

この勘定は、森林整備に不可欠な林道網の骨格となる幹線林道の整備、中山間地域において水源林造成と一体として行う農用地等の整備、農用地及び土地改良施設等の整備並びに海外における持続可能な農業農村開発に資する調査等を実施する業務に関する経理を行うものである。



1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	522,225,058	545,619,558
(うち林道建設仮勘定)	(265,321,075)	(282,793,101)
(うち農用地整備建設仮勘定)	(104,244,721)	(106,754,421)
負 債	515,128,419	538,412,631
(うち資産見返補助金等)	(278,017,114)	(293,551,198)
(うち長期借入金)	(150,691,181)	(165,612,256)
資 本	7,096,638	7,206,927
(うち資本金)	(2,462,769)	(2,462,769)
(うち利益剰余金)	(4,633,868)	(4,744,157)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	65,498,995	46,184,175
(うち林道整備譲渡原価)	(32,357,113)	(3,866,995)
(うち農用地整備譲渡原価)	(25,026,419)	(34,345,941)
経 常 収 益	65,376,687	46,055,266
(うち農用地整備割賦譲渡収入)	(6,619,893)	(9,918,844)
(うち資産見返補助金等戻入)	(44,364,719)	(27,253,735)
経 常 損 失	122,308	128,908
臨 時 損 失	9,462	1,252
臨 時 利 益	21,482	54,279
当 期 純 損 失	110,288	75,881
目的積立金取崩額	356,749	499,355
当 期 総 利 益	246,461	423,473
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	246,461	423,473
(利益処分額)		
積 立 金	246,461	423,473

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
緑資源幹線林道事業	28路線 25.0km	29路線 27.4km
特定中山間保全整備事業	1区域 1,821,192千円	1区域 1,181,371千円
農用地総合整備事業	8区域 22,222,068千円	10区域 22,413,463千円

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

(12) 独立行政法人国際協力機構

この独立行政法人は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行うことにより、これらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で885億0804万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

第6章  
第2節  
第7  
2  
独立行政法人  
(12)  
独立行政法人国際協力機構

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	113,543,389	110,388,790
(うち現金及び預金)	(38,661,509)	(32,604,417)
(うち建物)	(37,609,076)	(38,515,386)
負 債	29,649,487	24,954,965
(うち運営費交付金債務)	(5,026,651)	(6,562,644)
(うち未払金)	(21,268,883)	(16,342,372)
資 本	83,893,902	85,433,825
(うち資本金)	(88,508,041)	(88,508,041)
(うち資本剰余金)	(注)	
(うち利益剰余金)	(△ 6,433,859)	(△ 4,038,494)
	(1,819,720)	(964,278)

(注) 損益外減価償却累計額△6,386,419千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	166,833,925	171,482,401
(うち業務費)	(156,663,694)	(160,372,976)
経 常 収 益	167,730,037	172,202,049
(うち運営費交付金収益)	(160,905,309)	(164,724,651)
(うち受託収入)	(2,982,676)	(3,623,804)
経 常 利 益	896,112	719,648
臨 時 損 失	41,302	82,847
臨 時 利 益	632	643
当 期 純 利 益	855,441	637,444
当 期 総 利 益	855,441	637,444
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	855,441	637,444
(利益処分量)		
積 立 金	855,441	637,444

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
技術協力の実施に関する業務		
技術研修員受入	8,881人	9,306人
技術協力プロジェクト調査団派遣	429件	433件
専門家派遣	3,536人	3,373人
機材供与	4,445,206千円	4,916,720千円
開発調査プロジェクト調査	173件	228件
無償資金協力の実施に必要な業務		
事前調査	212件	226件
国民等の協力活動の促進及び助長に関する業務		
ボランティア派遣	5,855人	5,410人
移住者に対する支援に関する業務		
日本語学校生徒研修受入	47人	40人
災害緊急援助の実施に関する業務		
緊急援助物資供与	23件	31件
国際緊急援助隊の派遣	4件	9件
人員の養成及び確保に関する業務		
国際協力専門員の委嘱	84人	91人
専門家派遣前集合研修	408人	493人

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)、「政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について」(599 ページ参照)、「政府開発援助の状況について」(746 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

(13) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

この独立行政法人は、石油代替エネルギーに関する技術等及び鉱工業の技術に関し、次の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保等に資することを目的として設置されているものである。

- (ア) 民間の能力を活用して行う研究開発
- (イ) 民間において行われる研究開発の促進
- (ウ) これらの技術の利用の促進等

その資本金は 17 事業年度末現在で 1700 億 1911 万余円(うち国の出資 1698 億 0364 万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、電源利用、石油及びエネルギー需給構造高度化、基盤技術研究促進、研究基盤出資経過、鉱工業承継、石炭経過、特定事業活動等促進経過、特定アルコール販売、アルコール製造及び一般アルコール販売の 11 勘定に区分して経理されている。

同法人の勘定別の 17 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(一 般 勘 定)

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	29,507,318	29,638,792
(うち現金及び預金)	(27,018,960)	(25,651,754)
(うち未収金)	(724,340)	(1,945,492)
負 債	26,349,274	26,540,832
(うち運営費交付金債務)	(10,093,309)	(11,520,272)
(うち未払金)	(15,980,174)	(14,833,832)
資 本	3,158,044	3,097,960
(うち資本金)	(2,603,327)	(2,603,327)
(うち資本剰余金)	(注1)	
(うち利益剰余金)	(△ 31,294)	(△ 21,257)
(うち利益剰余金)	(586,010)	(515,889)

(注1) 損益外減価償却累計額△25,271 千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	46,154,213	42,851,086
(うち業務費)	(43,895,861)	(40,753,082)
経 常 収 益	46,224,335	43,094,238
(うち運営費交付金収益)	(42,994,542)	(35,771,406)
(うち補助金等収益)	(2,191,577)	(2,632,516)
経 常 利 益	70,121	243,151
臨 時 損 失	243	—
臨 時 利 益	243	6,571
当 期 純 利 益	70,121	249,723
当 期 総 利 益	70,121	249,723

(利益の処分)  
(当期末処分利益)

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
当期総利益 (利益処分額)	70,121	249,723
積立金	70,121	249,723

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
バイオテクノロジー・医療技術開発事業	14,146,801	13,467,651
研究開発推進事業	10,134,842	4,919,243
機械システム技術開発事業	6,017,132	5,443,855

#### (電源利用勘定)

〔 この勘定は、発電に利用する技術の開発及び導入等の電源利用対策業務に関する経理を行うものである。 〕

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	34,097,631	36,639,154
(うち現金及び預金)	(32,539,127)	(33,745,432)
(うち未収金)	(386,429)	(1,134,127)
負 債	32,530,180	35,279,135
(うち運営費交付金債務)	(7,523,391)	(12,272,980)
(うち未払金)	(24,650,668)	(22,679,480)
資 本	1,567,450	1,360,019
(うち資本金)	(936,457)	(936,457)
(うち資本剰余金)	(△ 33,636)	(△ 22,665)
(うち利益剰余金)	(664,629)	(446,227)

(注2) 損益外減価償却累計額△27,619千円が含まれている。

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	38,909,102 (36,544,858)	35,987,411 (33,500,603)
経常費収益 (うち運営費交付金収益)	39,127,504 (33,033,653)	36,243,559 (31,539,286)
(うち補助金等収益)	(5,666,410)	(4,173,863)
経常利益	218,401	256,147
臨時損失	194	—
臨時利益	194	7,182
当期純利益	218,401	263,329
当期総利益	218,401	263,329
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益 (利益処分額)	218,401	263,329
積立金	218,401	263,329

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
新エネルギー技術開発事業	28,785,529	25,032,326
地域新エネルギー導入促進対策	2,877,585	1,119,276
地熱開発促進調査	1,672,322	1,795,045

(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)

この勘定は、石油代替エネルギーに関する技術の開発及び導入を行う業務、エネルギーの使用の合理化を促進するための技術の開発及び普及を行う業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	81,957,270	76,341,822
(うち現金及び預金)	(75,460,953)	(67,509,978)
(うち未収金)	(3,505,516)	(4,384,857)
負 債	76,062,012	70,699,018
(うち運営費交付金債務)	(20,373,372)	(23,047,122)
(うち未払金)	(54,797,872)	(46,715,584)
資 本	5,895,258	5,642,804
(うち資本金)	(5,524,325)	(5,524,325)
(うち資本剰余金)	(注3)	
(うち利益剰余金)	(△ 67,592)	(△ 47,875)
	(438,524)	(166,355)

(注3) 損益外減価償却累計額△50,404千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	135,526,303	128,909,069
(うち業務費)	(131,830,938)	(124,779,810)
経 常 収 益	135,779,573	129,043,728
(うち運営費交付金収益)	(104,837,326)	(87,712,301)
(うち補助金等収益)	(30,127,674)	(40,150,915)
経 常 利 益	253,269	134,658
臨 時 損 失	15,772	9,970
臨 時 利 益	34,672	13,753
当 期 純 利 益	272,169	138,441
当 期 総 利 益	272,169	138,441
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	272,169	138,441
(利益処分額)		
積 立 金	272,169	138,441

3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
燃料電池・水素技術開発事業	21,392,807	15,724,554
電子・情報技術開発事業	17,088,293	16,155,748
ナノテクノロジー・材料技術開発事業	12,806,422	13,033,833

(基盤技術研究促進勘定)

この勘定は、民間において行われる鉱工業基盤技術に関する試験研究を促進するための業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	12,352,673	12,530,946
(うち現金及び預金)	(2,110,748)	(2,166,560)
(うち投資有価証券)	(7,986,915)	(10,012,236)
負 債	1,949,725	2,240,023
(うち未払金)	(1,745,168)	(2,034,750)
資 本	10,402,947	10,290,923
(うち資本金)	(49,614,000)	(42,573,000)
(うち繰越欠損金)	(39,211,052)	(32,282,076)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	7,394,349 (7,220,629)	9,740,826 (9,555,507)
経常収益 (うち財務収益)	465,374 (201,325)	505,451 (201,228)
経常損失	6,928,975	9,235,375
臨時損失	—	57,609
当期純損失	6,928,975	9,292,985
当期総損失	6,928,975	9,292,985
(損失の処理) (当期末処理損失)		
当期総損失	6,928,975	9,292,985
前期繰越欠損金	32,282,076	22,989,091
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	39,211,052	32,282,076

3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
基盤技術研究促進事業	7,220,389	9,552,278

(研究基盤出資経過勘定)

この勘定は、同法人が、国が承継した資産を除き一切の権利及び義務を承継した新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「旧機構」という。)が行った産業技術に関する研究基盤施設を整備する者への出資により取得した株式を承継し処分する業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産 (うち現金及び預金)	3,368,159 (3,368,077)	3,889,325 (544,914)
負債 (うち賞与引当金)	39 (31)	153 (29)
資本 (うち資本金)	3,368,120 (9,533,000)	3,889,171 (9,533,000)
(うち資本剰余金)	(872,639)	(872,639)
(うち繰越欠損金)	(7,037,519)	(6,516,468)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (一般管理費)	3,474	2,634
経常収益 (うち財務収益)	3,449 (3,366)	12,323 (12,203)
経常利益(△経常損失)	△ 25	9,688
臨時損失	1,082,807	560,207
臨時利益	561,781	—
当期純損失	521,050	550,519
当期総損失	521,050	550,519
(損失の処理) (当期末処理損失)		
当期総損失	521,050	550,519
前期繰越欠損金	6,516,468	5,965,949
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	7,037,519	6,516,468

(鉱工業承継勘定)

この勘定は、旧機構が基盤技術研究促進センターから承継した株式及び貸付金債権を承継し株式の処分等を行う業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	21,515,895	23,029,443
(うち貸付金)	(3,769,437)	(5,118,382)
(うち投資有価証券)	(12,841,179)	(12,999,838)
負 債	3,834,941	5,326,489
(うち1年内返済予定長 期借入金)	(1,216,710)	(1,485,676)
(うち長期借入金)	(2,484,294)	(3,701,004)
資 本	17,680,953	17,702,953
(うち資本金)	(18,392,932)	(18,392,932)
(うち資本剰余金)	(42,185)	(42,185)
(うち繰越欠損金)	(754,164)	(732,164)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	326,278	453,516
(うち財務費用)	(199,186)	(285,389)
経 常 収 益	311,830	369,796
(うち財務収益)	(209,104)	(207,547)
経 常 損 失	14,448	83,719
臨 時 損 失	41,935	28,804
臨 時 利 益	34,383	143,339
当期純利益(△当期純損失)	△ 21,999	30,814
当期総利益(△当期総損失)	△ 21,999	30,814
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 21,999	30,814
前期繰越欠損金	732,164	762,979
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	754,164	732,164

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
事業年度末出資金残高	会社数 1社	2社
	金額 60,000千円	220,182千円
貸付金回収	金額 1,352,982千円	2,254,787千円
事業年度末貸付金残高	件数 39件	49件
	金額 3,866,567千円	5,319,837千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基 準による分類		
一 般 債 権	3,594,549千円	4,924,426千円
貸 倒 懸 念 債 権	174,888千円	193,955千円
破 産 更 生 債 権 等	97,130千円	201,455千円
貸 倒 引 当 金	250,464千円	384,303千円
〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権及び破産更生 債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。 〕		

(石炭経過勘定)

〔 この勘定は、買収炭鉱に係る管理業務、債権管理・回収等業務、鉱害賠償のための担保管理等業  
務、鉱害復旧工事の施行等の業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	67,474,324	75,899,883
(うち現金及び預金)	(36,007,779)	(20,238,151)
(うち破産更生債権等)	(21,862,750)	(22,176,975)

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
負 債	11,452,611	14,153,917
(うち長期預り補助金等)	(6,526,172)	(8,369,873)
(うち退職給付引当金)	(2,314,489)	(2,389,071)
資 本	56,021,712	61,745,965
(うち資本金)	(64,117,327)	(64,117,327)
(うち資本剰余金)	(注4)	
(うち繰越欠損金)	(△ 49,756)	(△ 42,508)
	(8,045,858)	(2,328,853)

(注4) 損益外減価償却累計額△16,516千円が含まれている。

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	8,042,823	6,329,208
(うち業務費)	(6,202,679)	(3,996,094)
経常収益	2,322,531	5,100,664
(うち業務収益)	(40,355)	(243,945)
(うち補助金等収益)	(2,084,634)	(4,618,697)
経常損失	5,720,291	1,228,544
臨時損失	584	931,972
臨時利益	3,871	125,401
当期純損失	5,717,004	2,035,115
当期総損失	5,717,004	2,035,115
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	5,717,004	2,035,115
前期繰越欠損金	2,328,853	293,738
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	8,045,858	2,328,853

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸付金回収等金額	1,046,654千円	6,601,619千円
(貸付金回収)		
事業年度末貸付金残高	56件	69件
金額	23,080,143千円	24,126,797千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 一般債権	1,217,393千円	1,949,822千円
破産更生債権等	21,862,750千円	22,176,975千円
貸倒引当金	5,869,505千円	1,487,185千円
〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。 〕		
復旧工事支払額	433,096千円	1,525,238千円
農地等	1,189,777千円	2,915,604千円
家屋等	214,038千円	199,891千円
その他		

(特定事業活動等促進経過勘定)

〔 この勘定は、同法人が産業基盤整備基金より承継した、リサイクル設備等の設置又は改善を行う事業者の借り入れに係る債務保証業務に関する経理を行うものである。 〕

(注5) この勘定の16事業年度は、16年7月1日から17年3月31日までである。

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	761,130	761,283
(うち現金及び預金)	(610,787)	(611,080)
(うち破産更生債権等)	(164,331)	(164,331)
負 債	95,294	139,213
(うち保証債務損失引当金)	(95,274)	(139,027)



区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	665,836	622,069
(うち現金及び預金)	(500,000)	(500,000)
(うち利益剰余金)	(165,836)	(122,069)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	2,890	270
(一般管理費)		
経常収益	2,905	2,410
(うち業務収益)	(1,834)	(1,644)
経常利益	14	2,140
臨時利益	43,752	251,685
当期純利益	43,766	253,825
当期総利益	43,766	253,825
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	43,766	253,825
承継欠損金	—	131,755
(利益処分量)		
積立金	43,766	122,069

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
事業年度末債務保証残高	2者	2者
保証料収入	855,873千円	1,016,136千円
保証料収入金額	1,834千円	1,644千円

(特定アルコール販売勘定)

[この勘定は、特定アルコール販売業務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	13,827,111	13,045,060
(うち現金及び預金)	(9,748,023)	(10,164,678)
(うち売掛金)	(4,067,782)	(2,878,605)
負 債	13,736,061	12,978,520
(うち未払金)	(526,978)	(512,216)
(うち国庫納付金未払金)	(12,884,831)	(12,206,882)
資 本	91,049	66,539
(うち資本金)	(32,378)	(32,378)
(うち利益剰余金)	(58,670)	(34,160)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	14,926,701	14,225,664
(うち業務費)	(14,159,061)	(13,489,040)
経常収益	14,931,311	14,249,062
(うち業務収益)	(14,927,905)	(14,245,577)
経常利益	4,610	23,397
臨時利益	19,899	—
当期純利益	24,509	23,397
当期総利益	24,509	23,397
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	24,509	23,397
(利益処分量)		
積立金	24,509	23,397

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
発酵アルコールの販売	15,289 <i>kl</i>	14,502 <i>kl</i>
合成アルコールの販売	105 <i>kl</i>	100 <i>kl</i>

(アルコール製造勘定)

[この勘定は、アルコール製造業務に関する経理を行うものである。]

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	25,026,050	25,991,125
(うち現金及び預金)	(7,328,244)	(7,643,512)
(うち土地)	(8,426,894)	(8,426,894)
負 債	7,584,154	8,683,908
(うち買掛金)	(2,758,520)	(2,110,621)
(うち未払金)	(2,507,501)	(688,056)
資 本	17,441,896	17,307,217
(うち資本金)	(14,458,701)	(14,458,701)
(うち利益剰余金)	(2,983,194)	(2,848,515)

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	15,814,018	12,689,074
(うち業務費)	(14,675,063)	(11,807,669)
経 常 収 益	14,046,124	15,437,658
(うち業務収益)	(13,152,140)	(14,797,123)
経常利益(△経常損失)	△ 1,767,893	2,748,583
臨 時 損 失	382,074	790,818
臨 時 利 益	2,284,647	—
当 期 純 利 益	134,679	1,957,765
当 期 総 利 益	134,679	1,957,765
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	134,679	1,957,765
(利益処分額)		
積 立 金	134,679	1,957,765

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
発酵アルコールの製造	179,620 <i>kl</i>	192,284 <i>kl</i>

(一般アルコール販売勘定)

[この勘定は、一般アルコール販売業務に関する経理を行うものである。]

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	9,088,054	10,196,387
(うち現金及び預金)	(2,396,905)	(2,569,341)
(うち売掛金)	(5,776,809)	(5,478,702)
負 債	4,790,830	5,628,278
(うち買掛金)	(3,736,792)	(4,481,532)
(うち未払金)	(752,296)	(678,978)
資 本	4,297,223	4,568,108
(うち資本金)	(4,306,665)	(4,306,665)
(うち利益剰余金)	(—)	(261,443)
(うち繰越欠損金)	(9,442)	(—)

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	28,763,003	28,047,476
(うち業務費)	(27,905,692)	(27,112,133)

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常収益 (うち業務収益)	28,427,444 (28,409,828)	28,219,831 (28,212,773)
経常利益(△経常損失)	△ 335,558	172,355
臨時利益	64,673	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 270,885	172,355
当期総利益(△当期総損失)	△ 270,885	172,355
(利益の処分又は損失の処理) (当期未処分利益又は当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 270,885	172,355
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	—	172,355
積立金取崩額	261,443	—
次期繰越欠損金	9,442	—

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
発酵アルコールの販売	215,016 <i>kl</i>	208,014 <i>kl</i>
合成アルコールの販売	129,636 <i>kl</i>	117,860 <i>kl</i>

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

#### (14) 独立行政法人科学技術振興機構

この独立行政法人は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢の機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1928億8165万余円(うち国の出資1928億2455万余円)となっている。

同法人の会計は、一般及び文献情報提供の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### (一 般 勘 定)

##### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	135,072,951	139,420,079
(うち建物)	(30,508,908)	(31,624,676)
(うち工具器具備品)	(30,307,005)	(31,274,600)
負 債	59,952,167	55,574,778
(うち運営費交付金債務)	(6,416,504)	(7,140,538)
(うち資産見返運営費交付金)	(40,562,779)	(29,600,283)
資 本	75,120,783	83,845,300
(うち資本金)	(99,747,560)	(99,747,560)
(うち資本剰余金)	(△ 25,916,206)	(△ 17,868,910)
(うち利益剰余金)	(1,289,429)	(1,966,651)

(注) 損益外減価償却累計額△24,112,308千円が含まれている。

## 2 損益計算書

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人 (14) 独立行政法人科学技術振興機構

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	97,880,689 (94,353,196)	85,764,634 (81,920,752)
経常収益 (うち運営費交付金収益 うち受託収入)	99,023,675 (81,258,696) (3,023,904)	87,627,946 (72,687,345) (2,603,844)
経常利益	1,142,986	1,863,311
臨時損失	1,806,539	303,681
臨時利益	26,184	12,917
当期純利益(△当期純損失)	△ 677,221	1,533,143
当期総利益(△当期総損失)	△ 677,221	1,533,143
(利益の処分又は損失の処理) (当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 677,221	1,533,143
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	—	1,528,985
独立行政法人通則法第 44条第3項により主務 大臣の承認を受けた額		
業務充実改善・施設改 修等積立金	—	4,157
積立金取崩額	677,221	—

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
新技術の創出に資する研 究事業	59,281,608	49,624,481
新技術の企業化開発の推 進事業	12,154,932	9,230,796
科学技術情報の流通促進 事業	6,067,532	5,151,377
科学技術に関する研究開 発に係る交流・支援事業	6,984,614	7,725,408
科学技術に関する知識の 普及、国民の関心・理解 の増進事業	6,763,174	6,607,631

(文献情報提供勘定)

この勘定は、科学技術に関する論文その他の文献(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録されたものを含む。)に係る情報(専ら科学技術に関する研究開発に係る交流を促進するための情報を除く。)を抄録その他の容易に検索することができる形式で提供すること(国際協力を目的として我が国の科学技術に関する情報を外国に提供することを除く。)を目的として行う業務及びこれに附帯する業務に関する経理を行うものである。

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産		
(うち建物)	21,378,828	22,563,730
(うち土地)	(3,007,082)	(3,155,141)
	(4,589,700)	(4,589,700)
負 債		
(うち未払費用)	2,463,572	2,548,614
(うち退職給付引当金)	(1,360,485)	(1,153,607)
	(639,543)	(696,193)
資 本		
(うち資本金)	18,915,255	20,015,115
(うち資本剰余金)	(93,134,090)	(92,134,090)
(うち繰越欠損金)	(28,948)	(28,948)
	(△ 74,247,783)	(△ 72,147,923)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	10,005,699 (9,692,867)	10,758,551 (10,358,932)
経常収益 (うち科学技術情報売上)	7,911,205 (7,202,829)	7,713,573 (7,164,930)
(高)うち受託収入	(352,100)	(336,746)
経常損失	2,094,494	3,044,977
臨時損失	335	148
臨時利益	—	371,802
当期純損失	2,099,860	2,678,353
当期総損失	2,099,860	2,678,353
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	2,099,860	2,678,353
前期繰越欠損金	72,147,923	69,469,569
(次期繰越欠損金)		
次期繰越欠損金	74,247,783	72,147,923

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
科学技術に関する文献情報の提供事業	10,005,699	10,758,551

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

### (15) 独立行政法人理化学研究所

この独立行政法人は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で2660億4764万余円(うち国の出資2531億2623万余円)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	286,546,178	274,104,011
(うち建物)	(129,064,658)	(118,765,481)
(うち土地)	(54,363,018)	(54,183,019)
負 債	56,113,984	50,904,052
(うち運営費交付金債務)	(4,176,676)	(4,960,624)
(うち未払金)	(8,824,137)	(10,003,629)
(うち資産見返負債)	(31,129,041)	(23,342,654)
資 本	230,432,194	223,199,958
(うち資本金)	(266,047,642) (注1)	(247,227,401)
(うち資本剰余金)	(△ 36,815,768)	(△ 24,985,679)
(うち利益剰余金)	(1,200,320)	(958,235)

(注1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)附則第2条の規定により、解散した日本原子力研究所が有する権利及び義務の一部を17年10月1日に承継したことによる18,820,240千円が含まれている。

(注2) 損益外減価償却累計額△44,600,605千円が含まれている。

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち研究費)	77,298,078 (71,562,527)	70,866,390 (64,781,086)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち政府受託研究収入)	77,562,464 (59,094,731) (10,484,630)	70,965,218 (57,567,126) (8,777,575)
経常利益	264,385	98,827
臨時損失	53,541	164,325
臨時利益	56,479	196,624
当期純利益	242,084	97,187
当期総利益	242,084	97,187
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	242,084	97,187
(利益処分額)		
積立金	242,084	97,187

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
科学技術に関する試験及び研究等の事業	65,697,527	60,174,825
バイオリソース及びその特性情報の収集・検査・保存及び提供、並びに維持・保存及び利用のために必須な技術開発事業	3,072,096	2,872,446
研究成果の普及及び活用促進事業	1,440,597	1,781,379

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

### (16) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

この独立行政法人は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術(宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。)に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で5444億0806万余円(うち国の出資5444億0194万余円)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	828,149,199	793,737,923
(うち土地)	(68,587,664)	(67,170,108)
(うち建設仮勘定)	(461,619,104)	(431,688,555)
負債	374,015,938	320,958,129
(うち運営費交付金債務)	(14,069,351)	(25,240,256)
(うち前受金)	(67,507,223)	(48,782,271)
(うち資産見返負債)	(263,513,753)	(211,449,966)
資本	454,133,261	472,779,793
(うち資本金)	(544,408,060)	(544,408,060)

区 分	17事業年度末 千円 (注)	(16事業年度末) 千円
(うち資本剰余金)	(△ 86,741,565)	(△ 71,112,505)
(うち繰越欠損金)	(3,533,234)	(515,761)

(注) 損益外減価償却累計額△56,699,910千円が含まれている。

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	145,290,021 (124,702,625)	134,954,996 (118,744,528)
経常収益 (うち運営費交付金収益)	142,473,460 (90,042,094)	133,356,509 (86,638,705)
(うち受託収入)	(13,604,780)	(10,207,895)
経常損失	2,816,561	1,598,486
臨時損失	600,946	886,167
臨時利益	420,019	194,315
当期純損失	3,017,473	2,312,318
当期総損失	3,017,473	2,312,318
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	3,017,473	2,312,318
前期繰越欠損金	515,761	—
(損失処理額)		
積立金取崩額	—	1,796,557
次期繰越欠損金	3,533,234	515,761

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化に係る業務	45,322,308	49,331,080
宇宙開発利用による社会経済への貢献に係る業務	30,725,917	22,042,716
国際宇宙ステーション事業の推進による国際的地位の確保と持続的発展に係る業務	12,718,446	13,880,529
宇宙科学研究に係る業務	20,173,573	12,920,639
社会的要請に応える航空科学技術の研究開発に係る業務	4,582,503	6,778,298
基礎的・先端的技術の強化に係る業務	13,013,860	12,162,254

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

### (17) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

この独立行政法人は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。)又は幼稚園の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1953億5640万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、投票、災害共済給付、免責特約、一般及び特例業務の5勘定に区分して経理されている。

同法人の経理については、平成16年度決算検査報告に、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として「スポーツ振興投票に係る財政状態及び運営状況を適切に開示するために財務諸表を正確かつ明瞭な表示に改めるよう改善させたもの」を掲記した(平成16年度決算検査報告459ページ参照)。その概要を示すと次のとおりである。

スポーツ振興投票に係る財務諸表の作成に当たり、各事業年度に発生した業務委託料は、その全額を当該事業年度に費用及び負債として計上するのが適正であるのに、運営費の限度額に関する法令の趣旨を十分理解していなかったなどのため、運営費の限度額を超えたことにより支払を翌事業年度以降に繰り延べた額を費用及び負債に計上しておらず、多額の欠損金が財務諸表上明らかになっていなかった。

(注1)

本院の指摘により、同法人は欠損金154億0547万余円を16事業年度の貸借対照表に計上するとともに、17年9月に、18事業年度から21事業年度までの4年間で欠損金を解消するとして収支計画を策定し、スポーツ振興投票の財務の健全化に努めることとしている。そこで、前記5勘定のうちスポーツ振興投票に係る投票勘定について、17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績を示すと次のとおりである。

(注1) 16事業年度決算において、本院の指摘による金額15,405,479千円を費用に計上しなければ、29,764千円の当期総利益であったが、これを費用に計上したことにより、15,375,714千円の当期総損失となった。

(注2) 18年9月に、収支計画を変更し、19事業年度から29事業年度までの11年間で欠損金を解消するとして新たな収支計画案を策定した。

(投票勘定)

この勘定は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に基づくスポーツ振興投票の実施等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	14,185,495	3,637,594
(うち工具器具備品)	(4,137,278)	(2,306)
(うちソフトウェア)	(5,376,844)	(—)
負 債	43,455,973	19,141,881
(うち未払金)	(31,186,056)	(18,612,304)
(うちリース債務(長期))	(8,260,714)	(1,007)
資 本	△ 29,270,478	△ 15,504,286
(うち当期未処理損失)	(13,766,191)	(15,375,714)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	29,018,545	22,390,187
(うちスポーツ振興投票)	(17,505,275)	(13,798,871)
(業務委託費)		
経 常 収 益	15,098,253	15,842,641
(うちスポーツ振興投票)	(15,098,248)	(15,841,676)
(事業収入)		
経 常 損 失	13,920,292	6,547,546
臨 時 損 失	89,648	9,406,212
臨 時 利 益	243,750	578,043
当 期 純 損 失	13,766,191	15,375,714
当 期 総 損 失	13,766,191	15,375,714



区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	13,766,191	15,375,714
前期繰越欠損金	15,504,286	128,571
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	29,270,478	15,504,286

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
スポーツ振興くじ発売総額	14,905,303	15,694,984
スポーツ振興くじ助成額	243,750	552,722

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

#### (18) 独立行政法人福祉医療機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設置されているものである。

- (ア) 社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通
- (イ) 社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導
- (ウ) 社会福祉事業に関する必要な助成
- (エ) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営
- (オ) 心身障害者扶養保険事業の実施
- (カ) 厚生年金保険、船員保険、国民年金又は労働者災害補償保険の年金受給権を担保とした小口資金の貸付け

その資本金は17事業年度末現在で2900億7606万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、一般、長寿・子育て・障害者基金、共済、保険、年金担保貸付及び労災年金担保貸付の6勘定に区分して経理されている。

同法人の勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### (一 般 勘 定)

この勘定は、社会福祉事業施設を設置し又は経営する社会福祉法人等に対する社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付け、病院、診療所、介護老人保健施設等を開設する個人、医療法人等に対する病院等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	3,306,633,486	3,195,863,611
(うち長期貸付金)	(3,295,491,518)	(3,181,377,165)
(うち貸倒引当金)	(△ 8,062,893)	(△ 8,771,866)
負 債	3,302,298,773	3,191,263,403
(うち長期借入金)	(3,138,880,071)	(3,084,868,609)
(うち資産見返負債)	(336,477)	(311,453)
(うち運営費交付金債務)	(271,819)	(186,331)

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 本 金 (うち資本金)	4,334,712	4,600,207
(うち資本剰余金)	(5,534,827) (注1)	(5,534,827)
(注1) 損益外減価償却累計額△276,753千円が含まれている。	(△ 756,479)	(△ 490,984)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用 (うち借入金利息)	78,201,659 (71,838,461)	81,057,434 (73,791,197)
経 常 収 益 (うち運営費交付金収益) (うち福祉医療貸付事業収入)	77,775,757 (3,739,722) (61,426,311)	81,057,434 (3,693,835) (62,940,859)
臨 時 利 益	425,901	—
当 期 純 利 益	—	—
当 期 総 利 益	—	—
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	—	—
前 期 繰 越 欠 損 金 (次期繰越欠損金)	443,635	443,635
次 期 繰 越 欠 損 金	443,635	443,635

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸 付 け 件 数	1,315件	1,572件
金 額	422,900,000千円	436,800,000千円
貸 付 金 回 収 等 (うち貸付金償却)	308,785,647千円 (283,071千円)	290,434,314千円 (109,306千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	22,601件	23,893件
金 額	3,295,491,518千円	3,181,377,165千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	3,274,003,645千円	3,160,217,693千円
貸 倒 懸 念 債 権	12,271,295千円	12,192,109千円
破 産 更 生 債 権 等	9,216,577千円	8,967,362千円
貸 倒 引 当 金	8,062,893千円	8,771,866千円

〔貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕

(長寿・子育て・障害者基金勘定)

[この勘定は、社会福祉事業を行う事業者に対する助成等の事業に関する経理を行うものである。]

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産 (うち投資有価証券等)	282,994,493 (278,943,212)	282,357,091 (278,902,627)
負 債 (うち退職給付引当金)	1,018,520 (590,581)	1,139,977 (593,525)
資 本 (うち資本金) (うち利益剰余金)	281,975,972 (278,710,000) (3,265,972)	281,217,113 (278,710,000) (2,507,113)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用 (うち社会福祉事業振興事業費)	3,483,342 (3,033,188)	4,549,511 (3,888,657)

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常収益 (うち基金事業運用収入)	3,972,200 (3,911,633)	4,309,097 (4,214,346)
臨時利益	270,000	780,000
当期純利益	758,858	539,585
当期総利益	758,858	539,585
(利益の処分) (当期末処分利益)		
当期総利益	758,858	539,585
(利益処分額) 積立金	758,858	539,585

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
社会福祉振興事業の助成	件数 770事業	744事業
	金額 2,670,220千円	3,545,049千円
調査研究等事業の委託	件数 2事業	1事業
	金額 59,712千円	30,222千円

### (共 済 勘 定)

この勘定は、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)に基づく退職手当金の支給等の事業に関する経理を行うものである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	1,119,179	984,017
負債	6,128,899	6,298,189
(うち運営費交付金債務)	(24,514)	(13,023)
(うち短期借入金)	(5,009,720)	(5,314,172)
(うち資産見返負債)	(65,955)	(30,226)
資本	△ 5,009,720	△ 5,314,172

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち退職手当給付金)	84,384,964 (83,699,088)	79,543,649 (78,932,465)
経常収益 (うち運営費交付金収益)	84,819,280 (682,021)	79,410,398 (606,970)
(うち補助金等収益)	(53,786,128)	(50,227,846)
臨時損失	912,624	783,995
臨時利益	782,760	547,367
当期純利益(△当期純損失)	304,452	△ 369,879
当期総利益(△当期総損失)	304,452	△ 369,879
(損失の処理) (当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	304,452	△ 369,879
前期繰越欠損金	5,314,172	4,944,293
(次期繰越欠損金)		
次期繰越欠損金	5,009,720	5,314,172

#### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
退職手当金支給者数	71,023人	65,392人
退職手当金支給額	83,699,088千円	78,932,465千円

### (保 険 勘 定)

この勘定は、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する等の事業に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	54,111,058	47,349,343
(うち金銭の信託)	(54,095,166)	(47,337,572)
負 債	92,944,408	86,628,518
(うち心身障害者扶養保険責任準備金)	(92,928,516)	(86,616,748)
(うち運営費交付金債務)	(10,487)	(7,810)
(うち資産見返負債)	(1,843)	(417)
資 本	△ 38,833,349	△ 39,279,174

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	19,290,328	19,119,444
(うち心身障害者扶養保険業務費)	(19,253,152)	(19,079,185)
経 常 収 益	26,047,921	23,573,289
(うち運営費交付金収益)	(112,233)	(108,420)
(うち心身障害者扶養保険事業収入)	(25,935,568)	(23,464,813)
臨 時 損 失	6,311,767	6,800,034
当期純利益(△当期純損失)	445,825	△ 2,346,189
当期総利益(△当期総損失)	445,825	△ 2,346,189
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	445,825	△ 2,346,189
前期繰越欠損金	39,279,174	36,932,985
(次期繰越欠損金)		
次期繰越欠損金	38,833,349	39,279,174

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
新規加入者数	1,809人	1,874人
新規年金受給者数	2,214人	2,302人
保険対象加入者数	95,311人	96,809人
年金給付保険金支払対象障害者数	41,310人	39,659人
死亡・障害保険金額	8,015,600千円	8,339,700千円
年金給付保険金額	9,976,960千円	9,584,760千円

(年金担保貸付勘定)

〔 この勘定は、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の年金給付の受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	221,394,355	228,263,669
(うち長期貸付金)	(212,872,012)	(219,062,302)
(うち貸倒引当金)	(△ 258,741)	(△ 264,239)
負 債	220,720,053	228,081,572
(うち長期借入金)	(129,390,237)	(162,193,005)
(うち運営費交付金債務)	(60,800)	(32,074)
(うち資産見返負債)	(16,943)	(12,532)
資 本	674,301	182,096
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 4,464)	(△ 2,682)
	(678,765)	(184,779)

(注2) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	2,658,904	2,567,697
(うち業務委託費)	(1,493,694)	(1,402,135)

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常収益 (うち運営費交付金収益)	3,152,891	2,893,997
(うち年金担保貸付事業収入)	(224,289)	(235,698)
	(2,923,922)	(2,652,383)
当期純利益	493,986	326,300
当期総利益	493,986	326,300
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	493,986	326,300
前期繰越欠損金	—	141,520
(利益処分量)		
積立金	493,986	184,779

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸付件数	217,146件	210,824件
貸付金額	229,165,890千円	239,778,720千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	235,356,180千円 (37,256千円)	236,579,057千円 (25,810千円)
事業年度末貸付金残高 件数	322,988件	309,484件
金額	212,872,012千円	219,062,302千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権	212,633,369千円	218,827,563千円
貸倒懸念債権	55,952千円	58,536千円
破産更生債権等	182,689千円	176,203千円
貸倒引当金	258,741千円	264,239千円
〔貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

(労災年金担保貸付勘定)

〔この勘定は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく年金給付の受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付け等の事業に関する経理を行うものである。〕

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	5,887,337	5,874,878
(うち長期貸付金)	(5,552,036)	(5,336,730)
(うち貸倒引当金)	(△ 77,855)	(△ 76,108)
負債	57,204	39,819
(うち運営費交付金債務)	(26,313)	(24,324)
(うち資産見返負債)	(1,131)	(66)
資本	5,830,132	5,835,059
(うち資本金)	(5,831,238)	(5,831,238)
(うち利益剰余金)	(—)	(3,820)
(うち繰越欠損金)	(1,105)	(—)

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務委託費)	67,419	48,225
	(28,274)	(24,315)
経常収益	62,493	46,489
(うち運営費交付金収益)	(31,856)	(23,257)
(うち労災年金担保貸付事業収入)	(30,603)	(22,614)
臨時利益	—	5,556
当期純利益(△当期純損失)	△ 4,926	3,820
当期総利益(△当期総損失)	△ 4,926	3,820
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
当期総利益(△当期総損失)	△ 4,926	3,820
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	—	3,820
積立金取崩額	3,820	—
(次期繰越欠損金)		
次期繰越欠損金	1,105	—

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸付件数	3,945件	3,665件
金額	5,945,360千円	6,041,710千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	5,730,054千円 (5,244千円)	5,224,381千円 (4,181千円)
事業年度末貸付金残高 件数	5,903件	5,144件
金額	5,552,036千円	5,336,730千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基 準による分類		
一般債権	5,486,959千円	5,274,419千円
貸倒懸念債権	65,076千円	61,469千円
破産更生債権等	—千円	841千円
貸倒引当金	77,855千円	76,108千円
〔貸倒引当金は、一般債権については予想損失率等を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

#### (19) 独立行政法人日本貿易振興機構

この独立行政法人は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1152億0174万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産		
(うち現金及び預金)	140,993,313	151,452,274
(うち土地)	(56,153,874)	(8,029,120)
	(30,643,402)	(31,291,402)
負 債	25,318,419	36,059,088
(うち運営費交付金債務)	(765,647)	(607,196)
(うち未払金)	(20,798,955)	(4,784,003)
(うち資産見返負債)	(1,917,844)	(2,172,227)
資 本	115,674,894	115,393,186
(うち資本剰余金)	(注) △ 663,297	(注) △ 430,218
(注) 損益外減価償却累計額△1,292,520千円が含まれている。		

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	37,569,270 (35,447,334)	37,765,216 (35,235,500)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち受託収入)	37,878,012 (24,196,786) (7,018,539)	38,222,445 (24,060,133) (7,437,080)
経常利益	308,741	457,229
臨時損失	17,879	186,301
臨時利益	223,924	144,214
当期純利益	514,786	415,142
当期総利益	514,786	415,142
(利益の処分) (当期末処分利益)		
当期総利益	514,786	415,142
(利益処分額) 積立金	514,786	415,142

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
対日直接投資案件発掘件数	1,156件	1,149件

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「役職員の福利厚生に資する事業に係る委託費について、委託対象となる各種事業の事業費に過不足が生じていたのにこれを反映した変更を行っていなかったため、支払額が過大となっているもの」(430 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

### (20) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

この独立行政法人は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うこと及び運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で785億0118万余円(うち国の出資775億0118万余円)となっている。

同法人の会計は、建設、船舶、造船、基礎的研究等、助成及び特例業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(建設勘定)

〔この勘定は、新幹線、都市鉄道線、民鉄線等の建設及び大規模な改良並びに当該鉄道施設の貸付又は譲渡等の業務に関する経理を行うものである。〕

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産 (うち割賦債権) (うち構築物)	6,433,071,167 (2,062,218,382) (2,124,343,597)	6,437,553,840 (1,468,150,843) (2,186,130,981)
負債 (うち資産見返負債) (うち長期借入金)	6,134,662,656 (2,345,375,054) (1,505,608,834)	6,139,193,319 (2,153,350,180) (1,415,774,758)
資本 (うち資本金) (うち資本剰余金) (うち利益剰余金)	298,408,510 (56,169,929) (240,679,267) (1,559,313)	298,360,521 (56,169,929) (241,970,838) (219,753)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち鉄道施設譲渡原価) (うち減価償却費)	352,004,036 (175,215,142) (81,366,131)	279,079,614 (64,963,640) (81,468,629)
経常収益 (うち鉄道施設譲渡収入) (うち鉄道施設貸収入)	353,363,893 (201,893,306) (82,654,973)	279,436,665 (95,698,663) (80,718,435)
経常利益	1,359,856	357,050
臨時損失	20,549	59,190
臨時利益	252	—
当期純利益	1,339,560	297,860
当期総利益	1,339,560	297,860
(利益の処分)		
(当期未処分利益)		
当期総利益	1,339,560	297,860
前期繰越欠損金	—	78,106
(利益処分額)		
積立金	1,339,560	219,753

3 主な業務実績

区 分	17事業年度		(16事業年度)	
新幹線建設 (九州新幹線ほか)	4線	804km	3線	611km
貸付線 (北陸新幹線ほか)	12線	719km	12線	719km
都市鉄道建設 (常磐新線)	1線	58km	1線	58km
民鉄線 (みなとみらい21線ほか)	1線	4km	3線	17km
大改良	1線	10km	4線	23km

(船舶勘定)

この勘定は、国内海運事業者と費用を分担して国内旅客船及び内航貨物船を共同建造し、当該船舶を同法人と事業者との共有とし、事業者に使用管理させる業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産 (うち船舶未収金) (うち共有船舶)	312,923,485 (54,075,121) (234,171,521)	353,325,010 (60,528,684) (270,584,652)
負債 (うち鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券) (うち長期借入金)	350,718,455 (88,400,000) (141,344,503)	399,078,449 (115,910,000) (174,944,354)
資本 (うち資本金) (うち繰越欠損金)	△ 37,794,969 (20,165,000) (57,959,969)	△ 45,753,439 (16,165,000) (61,918,439)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち減価償却費) (うち支払利息)	43,027,065 (34,128,822) (6,621,290)	67,475,413 (39,401,532) (8,918,056)
経常収益 (うち船舶使用料収入) (うち雑益)	42,690,791 (41,788,843) (890,745)	50,177,231 (49,032,885) (1,069,349)
経常損失	336,274	17,298,182
臨時損失	141,648	580,431
臨時利益	4,436,391	414,558



区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
当期純利益(△当期純損失)	3,958,469	△ 17,464,054
当期総利益(△当期総損失)	3,958,469	△ 17,464,054
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益	3,958,469	—
当期総損失	—	17,464,054
前期繰越欠損金	61,918,439	44,454,384
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	57,959,969	61,918,439

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
旅客船建造	6隻 2,102総トン	3隻 3,356総トン
貨物船建造	11隻 10,074総トン	18隻 28,466総トン

(造船勘定)

この勘定は、高度船舶技術の試験研究及び実用化を促進するための技術支援業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	5,154,889	5,661,180
(うち販売用不動産)	(223,000)	(752,768)
(うち投資有価証券)	(4,808,436)	(3,309,416)
負債	1,565,727	1,622,791
(うち運営費交付金債務)	(5,111)	(1,719)
(うち1年以内返済予定)	(179,967)	(526,934)
(長期借入金)		
(うち長期借入金)	(1,356,479)	(1,076,447)
資本	3,589,161	4,038,388
(うち資本金)	(2,000,000)	(2,000,000)
(うち資本剰余金)	(2,810,621)	(2,810,621)
(うち繰越欠損金)	(1,221,459)	(772,232)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	290,899	265,064
(うち販売用資産売上原価)	(85,616)	(10,067)
(うち役員給与)	(66,701)	(78,555)
経常収入	290,634	258,375
(うち納付金収入)	(101,798)	(92,375)
(うち財務収益)	(87,885)	(41,457)
経常損失	265	6,688
臨時損失	448,962	819
臨時利益	—	12,267
当期純利益(△当期純損失)	△ 449,227	4,759
当期総利益(△当期総損失)	△ 449,227	4,759
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	449,227	—
当期総利益	—	4,759
前期繰越欠損金	772,232	776,991
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	1,221,459	772,232

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
技術支援業務件数	1件	1件
金額	57,830千円	68,050千円

(基礎的研究等勘定)

この勘定は、運輸技術に関し新たな発想に立った新技術を創出するための獨創性、革新性のある基礎研究を提案公募方式により行う業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	53,633,897	53,396,121
(うち現金及び預金)	(609,745)	(443,445)
(うち貸付金)	(52,994,000)	(52,905,000)
負 債	53,348,360	53,130,024
(うち運営費交付金債務)	(15,156)	(17,079)
(うち1年以内返済予定)	(52,994,000)	(52,905,000)
(長期借入金)		
(うち未払金)	(321,245)	(185,491)
資 本	285,536	266,096
(うち資本金)	(66,251)	(66,251)
(うち資本剰余金)	(注)	
(うち利益剰余金)	(△ 44,468)	(△ 33,338)
	(263,754)	(233,184)

(注) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	847,317	715,630
(うち研究委託費)	(354,217)	(334,549)
(うち支払利息)	(193,916)	(217,707)
経 常 収 益	877,887	870,344
(うち運営費交付金収益)	(445,752)	(427,786)
(うち貸付金利息収入)	(299,728)	(310,576)
経 常 利 益	30,569	154,713
当 期 純 利 益	30,569	154,713
当 期 総 利 益	30,569	154,713
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	30,569	154,713
(利益処分額)		
積 立 金	30,569	154,713

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
基礎的研究業務	課題数 15件	15件
	金額 372,459千円	351,689千円
内航海運活性化融資業務	件数 5件	6件
	金額 52,994,000千円	52,905,000千円

(助成勘定)

この勘定は、新幹線、都市鉄道の建設等に対する助成及び日本国有鉄道に係る債務の償還等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	5,457,140,527	5,899,560,303
(うち割賦債権)	(5,058,312,724)	(5,486,997,995)
(うち他勘定長期貸付金)	(333,377,385)	(335,221,329)
負 債	4,670,459,945	5,072,606,687
(うち運営費交付金債務)	(10,616)	(3,310)
(うち長期借入金)	(2,303,927,230)	(2,516,362,772)
(うち他勘定長期借入金)	(1,809,493,436)	(1,855,772,009)
資 本	786,680,582	826,953,616
(うち資本金)	(100,000)	(100,000)
(うち利益剰余金)	(786,580,582)	(826,853,616)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち割賦譲渡原価) (うち支払利息)	867,333,141 (428,685,271) (253,712,048)	873,229,177 (415,732,261) (273,975,665)
経常収益 (うち割賦譲渡収入) (うち補助金等収益)	827,060,108 (714,571,429) (111,005,384)	837,008,325 (725,946,009) (109,635,516)
経常損失	40,273,033	36,220,851
当期純損失	40,273,033	36,220,851
当期総損失	40,273,033	36,220,851
(損失の処理) (当期末処理損失)		
当期総損失 (損失処理額)	40,273,033	36,220,851
積立金取崩額	40,273,033	36,220,851

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
補助金交付業務	34,789,506	34,113,098

(特例業務勘定)

この勘定は、日本国有鉄道の役員又は職員であった者等に係る年金の給付に要する費用等の支払、日本鉄道建設公団から承継した土地その他の資産の処分等の業務に関する経理を行うものである。

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産 (うち処分用資産) (うち他勘定長期貸付金)	3,499,113,461 (564,961,945) (1,809,493,436)	3,608,116,810 (1,105,488,687) (1,855,772,009)
負債 (うち引当金) (うち厚生年金移換金長期未払金)	2,857,654,336 (2,701,304,976) (132,189,507)	3,187,116,124 (2,982,511,452) (145,408,458)
資本 (うち利益剰余金) (うちその他有価証券評価差額金)	641,459,125 (565,364,239) (76,094,886)	421,000,685 (399,734,981) (21,265,704)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち処分用資産売却原価) (うち共済年金追加費用)	654,682,958 (597,077,802) (40,517,928)	106,483,029 (35,834,186) (53,622,060)
経常収益 (うち処分用資産売却収入) (うち財務収益)	822,826,096 (565,188,140) (122,233,301)	416,428,226 (72,678,686) (124,068,390)
経常利益	168,143,138	309,945,197
臨時損失	2,513,880	68,994
臨時利益	—	331,798,000
当期純利益	165,629,257	641,674,202
当期総利益	165,629,257	641,674,202
(利益の処分) (当期末処分利益)		
当期総利益 前期繰越欠損金 (利益処分額)	165,629,257 — —	641,674,202 241,939,221 —
積立金	165,629,257	399,734,981

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
土地の売却実績	83件	225件
面 積	36ha	49ha
金 額	51,266,140千円	66,813,262千円

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「開削トンネル等の築造工事に使用するコンクリートの仕様を経済的なものとするよう改善させたもの」(432 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

#### (21) 独立行政法人水資源機構

この独立行政法人は、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で90億6036万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	4,676,875,650	4,759,356,229
(うち構築物)	(2,466,994,958)	(2,512,693,807)
(うち事業用建設仮勘定)	(935,795,359)	(890,092,370)
負 債	4,581,597,295	4,676,603,635
(うち資産見返負債)	(3,349,872,347)	(3,367,096,644)
(うち長期借入金)	(850,595,063)	(892,685,689)
資 本	95,278,354	82,752,593
(うち資本金)	(9,060,366)	(9,060,366)
(うち資本剰余金)	(△ 807,689)	(△ 502,309)
(うち利益剰余金)	(87,025,677)	(74,194,536)

(注) 損益外減価償却累計額△785,023千円が含まれている。

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	147,676,959	143,821,915
(うち管理業務費)	(33,102,540)	(31,579,709)
経 常 収 益	160,508,099	156,872,824
(うち補助金等収益)	(32,543,670)	(30,993,750)
経 常 利 益	12,831,140	13,050,909
臨 時 損 失	28,154,435	—
臨 時 利 益	28,154,435	—
当 期 純 利 益	12,831,140	13,050,909
目的積立金取崩額	108,799	185,484
当 期 総 利 益	12,939,940	13,236,394
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	12,939,940	13,236,394
(利益処分額)		
積 立 金	12,939,940	13,236,394

#### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
ダム等事業	11箇所	11箇所

区 分	17事業年度	(16事業年度)
用水路等事業	6箇所	6箇所
ダム、用水路等施設の管理	49箇所	48箇所

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

## (22) 独立行政法人自動車事故対策機構

この独立行政法人は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で131億7408万余円(うち国の出資130億8186万余円)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	35,730,857	34,576,039
(うち貸付金)	(14,717,299)	(15,448,640)
(うち建物)	(6,419,736)	(6,803,901)
負 債	22,937,162	21,651,903
(うち運営費交付金債務)	(3,450,235)	(2,064,946)
(うち長期借入金)	(17,396,398)	(17,396,458)
資 本	12,793,695	12,924,135
(うち資本金)	(13,174,085)	(13,174,085)
(うち資本剰余金)	(注)	
(うち利益剰余金)	(△ 541,159)	(△ 311,989)
	(160,769)	(62,039)

(注) 損益外減価償却累計額△2,558,328千円が含まれている。

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	11,789,739	11,698,508
(うち業務経費)	(9,391,014)	(9,284,871)
経 常 収 益	11,892,698	11,780,303
(うち運営費交付金収益)	(7,117,765)	(7,342,350)
(うち介護料支給業務補 助金収益)	(2,707,741)	(2,541,814)
経 常 利 益	102,958	81,794
臨 時 損 失	4,228	2,998
当 期 純 利 益	98,730	78,795
当 期 総 利 益	98,730	78,795
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	98,730	78,795
前 期 繰 越 欠 損 金	—	16,755
(利益処分額)		
積 立 金	98,730	62,039

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
運行管理者等指導講習業務	受講者数 109千人	109千人
適性診断業務	受診者数 366千人	347千人
療護センター(4箇所、年度末現在)	入院者数 197人	179人

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「自動車事故患者の治療のために国からの出資金により取得した医療機器が、長期間一度も使用されていない状況が継続していたにもかかわらず有効活用を図るための対策が執られず、また、適切な維持管理が行われなまま、遊休化していたもの」(437 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

**(23) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構**

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」という。)並びに金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的として設置されているものである。

- (ア) 石油等の探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務
- (イ) 石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務
- (ウ) 金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務

その資本金は 17 事業年度末現在で 1773 億 6928 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、石油天然ガス、金属鉱業備蓄・探鉱融資等、金属鉱業一般、金属鉱業鉱害防止積立金、金属鉱業鉱害防止事業基金及び金属鉱業精密調査の 6 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 17 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(石油天然ガス勘定)

この勘定は、石油等の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油の備蓄に必要な業務に関する経理を行うものである。

**1 貸借対照表**

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	606,057,072	534,161,026
(うち未成工事支出金)	(59,025,567)	(97,440,020)
(うち民間備蓄融資事業貸付金)	(329,853,600)	(314,602,900)
負 債	449,101,475	457,521,960
(うち運営費交付金債務)	(48,999,331)	(29,158,623)
(うち民間備蓄融資事業借入金)	(329,853,600)	(314,602,900)
(うち未成工事受入金)	(59,025,567)	(97,440,020)
資 本	156,955,597	76,639,065
(う ち 資 本 金)	(158,268,661)	(77,138,661)
	(注1)	
(うち資本剰余金)	(△ 2,084,534)	(△ 1,097,791)
(うち利益剰余金)	(924,214)	(598,195)

(注1) 損益外減価償却累計額△2,053,259 千円が含まれている。

**2 損益計算書**

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	193,426,286	87,291,709
(うち受託経費)	(154,362,846)	(67,372,901)
経 常 収 益	193,753,677	87,796,470
(うち運営費交付金収益)	(14,183,541)	(7,810,641)
(うち受託収入)	(153,831,842)	(67,207,345)
経 常 利 益	327,391	504,760
臨 時 損 失	88,544	—
臨 時 利 益	87,171	362
当 期 純 利 益	326,018	505,123
当 期 総 利 益	326,018	505,123

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	326,018	505,123
(利益処分額)		
積立金	326,018	505,123

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(石油備蓄基地建設のための貸付け)		
貸付金回収金額	223,126千円	17,280,011千円
事業年度末貸付金残高	1社	1社
会社数		
金額	618,738千円	841,864千円

(金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定)

この勘定は、金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給、金属鉱産物の備蓄に必要な業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産		
(うち現金及び預金)	47,001,511	47,656,105
(うち希少金属鉱産物)	(3,810,692)	(5,241,358)
負債		
(うち運営費交付金債務)	28,028,660	29,001,539
(うち1年内返済長期借入金)	(2,059)	(1,271)
(うち長期借入金)	(13,080,761)	(7,658,738)
資本		
(うち資本金)	18,972,850	18,654,565
(うち資本剰余金)	(18,201,866)	(18,201,866)
(うち利益剰余金)	(注2)	
	(230,077)	(△ 19,500)
	(540,906)	(472,199)

(注2) 損益外減価償却累計額△37,500千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用		
(うち債券利息)	934,984	1,276,421
(うち国庫補助金)	(115,274)	(476,337)
経常収益		
(うち運営費交付金収益)	1,271,512	1,736,652
(うち国庫補助金)	(86,458)	(87,062)
(うち国庫補助金)	(497,352)	(830,557)
経常利益	336,528	460,230
臨時損失	243	—
当期純利益	336,284	460,230
当期総利益	336,284	460,230

(利益の処分)

(当期末処分利益)		
当期総利益	336,284	460,230
(利益処分額)		
積立金	19,118	13,000
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額(注3)		
希少金属鉱産物備蓄積立金	317,166	447,230

(注3) 16事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(探鉱等のための資金の貸付け)		
貸付け件数	1件	1件
金額	730,000千円	630,000千円

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸付金回収金額	703,952千円	730,054千円
事業年度末貸付金残高	13件	14件
金額	3,032,921千円	3,006,873千円

(金属鉱業一般勘定)

この勘定は、金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務及び金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付け等の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	9,363,938	9,937,974
(うち短期貸付金)	(1,019,479)	(1,032,817)
(うち長期貸付金)	(5,223,416)	(5,469,495)
負 債	8,452,776	9,055,911
(うち運営費交付金債務)	(262,334)	(347,195)
(うち1年内返済長期借入金)	(918,419)	(932,022)
(うち長期借入金)	(5,325,956)	(5,669,375)
資 本	911,161	882,062
(うち資本金)	(898,755)	(898,755)
(うち資本剰余金)	(注4)	
(うち利益剰余金)	(△ 24,554)	(△ 14,516)
	(36,959)	(△ 2,176)

(注4) 損益外減価償却累計額分である。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	6,274,741	6,101,622
(うち受託経費)	(1,529,509)	(1,689,401)
経常収益	6,295,990	6,098,323
(うち運営費交付金収益)	(3,904,274)	(3,676,626)
(うち受託収入)	(1,533,095)	(1,689,401)
経常利益(△経常損失)	21,249	△ 3,299
臨時損失	102,379	115,017
臨時利益	120,266	115,017
当期純利益(△当期純損失)	39,136	△ 3,299
当期総利益(△当期総損失)	39,136	△ 3,299
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	39,136	△ 3,299
前期繰越欠損金	2,176	—
(利益処分額)		
積立金	36,959	—
(損失処理額)		
積立金取崩額	—	1,122
次期繰越欠損金	—	2,176

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(鉱害防止のための資金の貸付け)		
貸 付 け 件 数	11件	15件
金 額	700,000千円	561,590千円
貸 付 金 回 収 金 額	1,057,171千円	1,085,349千円
事業年度末貸付金残高	232件	248件
金 額	6,242,895千円	6,600,066千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	6,242,895千円	6,502,312千円



区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸 倒 懸 念 債 権	—	—
破 産 更 生 債 権 等	—	97,754千円
貸 倒 引 当 金	—	21,000千円

〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 〕

(金属鉱業鉱害防止積立金勘定)

〔 この勘定は、採掘権者等が鉱業の用に供する特定施設について、その使用の終了後に必要となる鉱害防止事業に備えて積み立てている鉱害防止積立金の管理の業務に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	2,467,940	2,459,465
(うち有価証券)	(600,046)	(214,807)
(うち投資有価証券)	(1,675,720)	(2,002,462)
負 債	2,450,662	2,423,450
(うち未払費用)	(18,240)	(18,064)
(うち預り鉱害防止積立金)	(2,432,422)	(2,405,386)
資 本	17,277	36,014
(利益剰余金)		

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用 (鉱害防止積立金支払利息)	36,423	35,786
経 常 収 益 (うち有価証券利息)	17,686 (17,540)	20,420 (20,297)
経 常 損 失	18,736	15,366
当 期 純 損 失	18,736	15,366
当 期 総 損 失	18,736	15,366
(損 失 の 処 理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 損 失	18,736	15,366
(損 失 処 理 額)		
積 立 金 取 崩 額	18,736	15,366

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(鉱害防止積立金の積立て)		
特 定 施 設 数	23件	20件
積 立 金 額	59,666千円	46,946千円
(鉱害防止積立金の取戻し)		
特 定 施 設 数	3件	2件
払 渡 金 額	32,630千円	4,796千円
事業年度末特定施設数	81件	83件

(金属鉱業鉱害防止事業基金勘定)

〔 この勘定は、休廃止鉱山に係る鉱害防止事業を、確実かつ永続的に実施できるよう、指定鉱害防止事業機関に行わせるために、その原資として採掘権者等から拠出金を徴収し、鉱害防止事業基金として運用する等の業務に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	5,057,186	4,794,794
(うち有価証券)	(899,716)	(273,894)
(うち投資有価証券)	(3,782,288)	(4,247,426)

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
負債 (未払金)	33,139	32,098
資本剰余金 (うち利益剰余金)	5,024,047 (4,922,847) (101,199)	4,762,696 (4,667,491) (95,205)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (鉱害防止業務費)	44,764	44,160
経常収益 (うち有価証券利息)	58,772 (58,663)	58,136 (58,065)
経常利益	14,008	13,975
当期純利益	14,008	13,975
当期総利益	14,008	13,975
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当期総利益	14,008	13,975
(利益処分量)		
積立金	14,008	5,961
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第13条第6項に基づき経済産業大臣の認可を受けて鉱害防止事業基金に組み入れた額		
鉱害防止事業基金	—	8,014

3 主な業務実績

区 分 (抛 出)	17事業年度	(16事業年度)
事業年度末の休廃止鉱山数	22箇所	22箇所
抛出国庫補助金を徴収している休廃止鉱山数	1箇所	2箇所
抛出国庫補助金徴収額	247,342千円	119,148千円

(金属鉱業精密調査勘定)

この勘定は、金属鉱物の優秀な鉱床が存在する可能性のある地域について行う地質構造の精密調査の業務に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産 (うち現金及び預金)	6,296 (563)	5,866 (1,044)
(うち未収入金)	(5,733)	(4,822)
負債 (うち預り補助金等)	6,296 (1,023)	5,866 (1,526)
(うち未払金)	(5,270)	(4,337)
資本	—	—

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち業務費)	98,966 (78,775)	101,968 (74,443)
経常収益 (うち国庫補助金)	98,966 (65,977)	101,968 (67,978)
(うち負担金)	(32,988)	(33,989)
経常利益	—	—

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
当期純利益	—	—
当期総利益	—	—

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
探鉱のための精密調査事業	95,769千円	98,475千円

(備考) 17事業年度の財務諸表は、18年10月25日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930ページ参照)を掲記した。

#### (24) 独立行政法人雇用・能力開発機構

この独立行政法人は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で7892億8644万余円(うち国の出資7889億4440万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、財形及び宿舍等の3勘定に区分して経理されている。

なお、炭鉱援護勘定に区分して経理されていた業務は16事業年度をもって終了したことにより、同勘定は廃止された。

同法人の勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### (一 一般勘定)

この勘定は、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の運営等、介護労働者の福祉の増進に係る事業、雇用促進融資に係る債権の管理及び回収などに関する経理を行うものである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	365,909,262	380,132,929
(うち建物)	(185,592,160)	(192,222,968)
(うち土地)	(58,741,529)	(58,488,436)
負 債	88,405,611	86,517,980
(うち運営費交付金債務)	(15,323,107)	(10,483,628)
(うち未払金)	(13,678,329)	(14,065,743)
(うち長期借入金)	(25,291,572)	(28,470,728)
資 本	277,503,650	293,614,948
(うち資本金)	(302,543,547)	(302,543,547)
(うち資本剰余金)	(注1)	
(うち利益剰余金)	(△ 29,871,199)	(△ 14,434,544)
	(4,831,303)	(5,505,946)

(注1) 損益外減価償却累計額△30,059,126千円が含まれている。

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	128,476,439	130,713,554
(うち業務費)	(117,235,605)	(117,690,692)
(うち一般管理費)	(8,976,071)	(10,348,040)

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち補助金等収益)	127,801,796 (82,539,467) (36,899,749)	130,306,230 (84,303,726) (36,052,033)
経常損失	674,643	407,323
臨時損失	—	11,263
臨時利益	—	695
当期純損失	674,643	417,892
目的積立金取崩額	623,225	114,442
当期総損失	51,418	303,449
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	51,418	303,449
(損失処理額)		
雇用促進融資業務積立 金取崩額	51,418	130,845
積立金取崩額	—	172,604

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
公共職業能力開発施設等の運 営	212箇所	211箇所
助成金の交付件数	64,628件	69,006件
金額	16,209,459千円	18,311,082千円
福祉施設等設置資金貸付金の 回収	3,454,612千円	5,617,596千円
福祉施設等設置資金事業年度 末貸付金残高	497件 17,769,936千円	580件 21,224,549千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準に よる分類		
一般債権	9,345,193千円	11,010,643千円
貸倒懸念債権	5,335,200千円	6,155,878千円
破産更生債権等	3,089,542千円	4,058,028千円
貸倒引当金	3,688,298千円	3,838,103千円
〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等につ いては個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

### (財形勘定)

〔この勘定は、勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財産形成持家資金等の貸付け等の事業  
に関する経理を行うものである。〕

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	904,325,933	877,970,673
(うち財形融資貸付金)	(856,613,694)	(832,538,073)
(うち財形融資資金貸付 金)	(26,105,887)	(22,912,724)
負債	936,116,307	915,320,383
(うち運営費交付金債務)	(43,313)	(37,254)
(うち1年内償還債券)	(150,800,000)	(160,100,000)
(うち雇用・能力開発債 券)	(629,800,000)	(612,300,000)
資本	△ 31,790,374	△ 37,349,710
(うち資本金)	(1,000,000)	(1,000,000)
(うち繰越欠損金)	(△ 32,790,374)	(△ 38,349,710)

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち財務費用)	10,220,897 (8,522,154)	12,027,059 (10,186,979)

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常収益	15,780,233	15,302,213
(うち業務収益)	(13,470,671)	(13,443,271)
(うち補助金等収益)	(1,101,569)	(1,182,869)
経常利益	5,559,335	3,275,154
当期純利益	5,559,335	3,275,154
当期総利益	5,559,335	3,275,154
(損失の処理)		
(当期未処理損失)		
当期総利益	5,559,335	3,275,154
前期繰越欠損金	38,349,710	41,624,864
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	32,790,374	38,349,710

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
財形融資貸付け 件数	4,510件	6,055件
金額	99,945,080千円	129,764,300千円
同貸付金回収 金額	76,578,910千円	82,992,823千円
事業年度末貸付金残高 件数	65,352件	64,211件
金額	857,089,850千円	833,723,681千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権	856,626,746千円	832,590,532千円
貸倒懸念債権	18,057千円	6,083千円
破産更生債権等	445,046千円	1,127,065千円
貸倒引当金	444,279千円	1,185,608千円
〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕		

(宿舍等勘定)

〔この勘定は、移転就職者のための宿舍の譲渡又は廃止及びそれまでの間の運営等に関する経理を行うものである。〕

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	489,045,920	498,641,390
(うち建物)	(211,289,563)	(219,115,923)
(うち土地)	(240,108,775)	(240,587,098)
負債	9,777,443	8,999,748
(うち前受金)	(3,109,355)	(3,058,144)
(うち長期預り金)	(5,080,864)	(5,083,131)
資本	479,268,477	489,641,642
(うち資本金)	(485,742,900)	(488,893,182)
(うち資本剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 22,874,049)	(△ 11,592,358)
	(16,399,626)	(12,340,818)

(注2) 損益外減価償却累計額分である。

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	37,062,081	43,493,466
(うち業務費)	(36,841,761)	(43,217,289)
経常収益	41,120,952	43,047,313
(うち業務収益)	(40,600,816)	(41,323,596)
(うち補助金等収益)	(358,109)	(1,225,248)
経常利益(△経常損失)	4,058,870	△ 446,152
臨時損失	62	24,516
臨時利益	—	1,450
当期純利益(△当期純損失)	4,058,807	△ 469,219
当期総利益(△当期総損失)	4,058,807	△ 469,219

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益又は当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	4,058,807	△ 469,219
(利益処分額又は損失処理額)		
積立金	4,058,807	—
積立金取崩額	—	469,219

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
雇用促進住宅	141,842戸	142,444戸
福祉施設の運営	—	21箇所

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「政府出資法人における内部監査等の状況について」(930 ページ参照)を掲記した。

#### (25) 独立行政法人労働者健康福祉機構

この独立行政法人は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1562億0220万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	450,758,430	447,277,838
(うち建物)	(155,622,370)	(155,836,017)
(うち土地)	(77,455,594)	(77,332,159)
負 債	312,303,377	303,412,538
(うち資産見返補助金等)	(22,208,114)	(24,232,377)
(うち退職給付引当金)	(200,354,649)	(201,953,895)
資 本	138,455,052	143,865,299
(うち資本金)	(156,202,208)	(156,295,370)
(うち資本剰余金)	(注)	
(うち繰越欠損金)	(2,192,021)	(264,418)
	(19,939,177)	(12,694,489)

(注) 損益外減価償却累計額△2,434,926千円が含まれている。

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	291,732,534	298,053,540
(うち医療事業費)	(273,443,972)	(273,220,757)
(うち未払賃金立替払業 務費用)	(14,338,193)	(19,948,968)
経 常 収 益	285,080,882	287,041,681
(うち医療事業収入)	(256,464,542)	(251,521,221)
(うち補助金等収益)	(14,784,103)	(20,600,930)
経 常 損 失	6,651,652	11,011,859
臨 時 損 失	593,035	1,682,630
当 期 純 損 失	7,244,687	12,694,489
当 期 総 損 失	7,244,687	12,694,489

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総損失	7,244,687	12,694,489
前期繰越欠損金	12,694,489	—
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	19,939,177	12,694,489

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
労 災 病 院	38箇所	38箇所
入院患者延べ数	4,430千人	4,540千人
外来患者延べ数	8,448千人	8,858千人
未払賃金立替払 件 数	3,259件	3,527件
金 額	18,398,680千円	26,503,941千円
立替払金回収 金 額	6,033,293千円	9,286,664千円

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「未払賃金立替払事業の実施に当たり、事務処理要領を整備し、認定事業場通知書を活用することなどにより、事業主等に対する求償債権の管理事務を適切に行うよう改善させたもの」(439 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

#### (26) 独立行政法人国立病院機構

この独立行政法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1437億5827万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	1,149,016,508	1,150,569,787
(うち建物)	(354,749,357)	(362,372,333)
(うち土地)	(480,018,746)	(478,406,608)
負 債	897,372,109	912,547,810
(うち未払金)	(47,845,354)	(57,784,700)
(うち長期借入金)	(672,215,127)	(706,948,367)
資 本	251,644,399	238,021,976
(うち資本金)	(143,758,276)	(144,240,591)
(注)		
(うち資本剰余金)	(109,119,930)	(95,342,248)
(うち繰越欠損金)	(1,233,808)	(1,560,864)

(注) 損益外減価償却累計額△4,736,135千円が含まれている。

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 収 益	766,475,318	746,059,332
(うち医療収益)	(700,436,454)	(682,648,047)
(うち運営費交付金収益)	(50,823,357)	(51,543,433)
経 常 費 用	762,911,653	745,863,065
(うち給与費)	(425,590,577)	(423,809,342)
臨 時 利 益	654,640	23,277,134
臨 時 損 失	3,891,250	25,034,266

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
当期純利益(△当期純損失)	327,055	△ 1,560,864
当期総利益(△当期総損失)	327,055	△ 1,560,864
(損 失 の 処 理)		
(当 期 未 処 理 損 失)		
当期総利益(△当期総損失)	327,055	△ 1,560,864
前期繰越欠損金	1,560,864	—
(損 失 処 理 額)		
次期繰越欠損金	1,233,808	1,560,864

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
病 院 数	146箇所	149箇所
入院患者延べ数	17,512千人	17,983千人
外来患者延べ数	12,665千人	12,924千人

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

#### (27) 独立行政法人環境再生保全機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として設置されているものである。

- (ア) 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償
- (イ) 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業
- (ウ) 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等
- (エ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等
- (オ) 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理
- (カ) 石綿による健康被害の救済
- (キ) 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修
- (ク) 既に着手している建設譲渡事業
- (ケ) 設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収

その資本金は17事業年度末現在で160億4456万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、公害健康被害補償予防業務、石綿健康被害救済業務、基金及び承継の4勘定に区分して経理されている。このうち、石綿健康被害救済業務勘定は、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第3条の規定により、同法人が17事業年度から新たに上記(カ)の業務を行うこととなり、これに関する経理を行うために設けられたものである。

同法人の勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

〔 この勘定は、大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務及び大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務に関する経理を行うものである。 〕



1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	67,667,662	68,341,431
(うち現金及び預金)	(16,953,743)	(16,582,999)
(うち投資有価証券)	(45,119,843)	(48,170,596)
負 債	16,077,856	16,822,948
(うち納付財源引当金)	(14,264,827)	(14,892,316)
(うち運営費交付金債務)	(96,115)	(72,207)
資 本	51,589,805	51,518,483
(うち資本金)	(6,071,570)	(6,071,570)
(うち資本剰余金)	(44,922,280)	(44,932,566)
(うち利益剰余金)	(595,955)	(514,346)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	62,443,937	65,128,652
(うち補償給付費納付金)	(59,724,221)	(62,104,889)
経 常 収 益	61,898,693	64,676,769
(うち運営費交付金収益)	(530,657)	(541,919)
(うち賦課金収益)	(47,714,606)	(49,638,312)
臨 時 損 失	636	—
臨 時 利 益	627,489	467,173
当 期 純 利 益	81,608	15,290
当 期 総 利 益	81,608	15,290
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
予 防 経 理 当 期 総 利 益	132,650	122,191
(利益処分額)		
予 防 経 理 積 立 金	132,650	122,191
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
補 償 経 理 当 期 総 損 失	51,041	106,901
前 期 繰 越 欠 損 金	239,361	132,460
(次期繰越欠損金)		
補 償 経 理 繰 越 欠 損 金	290,403	239,361

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(公害健康被害補償業務)		
賦課金の徴収に関する業務	件 数 8,479件 金 額 47,714,606千円	8,516件 49,638,312千円
補償法第13条第2項の規定による支払に関する業務	件 数 4件 金 額 36,804千円	4件 38,350千円
納付金の納付に関する業務	金 額 59,826,731千円	62,206,689千円
(公害健康被害予防業務)		
大気汚染の影響による健康被害の予防に関する業務	金 額 531,109千円	521,989千円
地方公共団体等が行う公害健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務	金 額 521,187千円	682,049千円

(石綿健康被害救済業務勘定)

[この勘定は、石綿による健康被害の救済に係る業務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円
資 産	38,773,837
(うち現金及び預金)	(38,727,267)
(うち敷金保証金)	(39,330)

区 分	17事業年度末 千円
負債 (うち未払金) (うち長期預り補助金等)	38,734,506 (112,620) (38,608,792)
資本 (資本剰余金)	39,330

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円
経常費用 (うち業務委託費)	105,036 (10,608)
経常収益 (うち石綿健康被害救済 事業交付金収益)	105,036 (105,018)
当期純利益	—
当期総利益	—

3 石綿健康被害救済基金

区 分	17事業年度末 千円
石綿健康被害救済基金残 高 (政府交付金)	38,608,792

(基金勘定)

この勘定は、日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務及び民間環  
境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務等に関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産 (うち現金及び預金) (うち投資有価証券)	41,474,841 (11,587,413) (13,052,451)	35,331,884 (7,243,818) (13,096,693)
負債 (うちポリ塩化ビフェニ ル廃棄物処理基金預り 金) (うち預り維持管理積立 金) (うち運営費交付金債務)	27,810,775 (20,429,024)  (6,712,055) (322,510)	21,681,934 (16,275,932)  (4,902,901) (205,752)
資本 (うち資本金) (うち資本剰余金) (うち繰越欠損金)	13,664,065 (9,401,266) (4,262,804) (5)	13,649,950 (9,401,266) (4,248,693) (8)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち国内活動助成金) (うち海外活動助成金)	1,137,926 (437,826) (235,064)	1,060,514 (445,946) (247,445)
経常収益 (うち運営費交付金収益)	1,137,929 (905,182)	1,060,505 (855,915)
当期純利益(△当期純損 失)	3	△ 8
当期総利益(△当期総損 失)	3	△ 8

(損失の処理)

(当期末処理損失)

当期総利益	3	—
前期繰越欠損金	8	8
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	5	8

### 3 地球環境基金

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
地球環境基金残高	13,664,070	13,649,959
(うち政府出資金)	(9,401,266)	(9,401,266)
(うち民間等出えん金)	(4,262,804)	(4,248,693)

### 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金残高	20,429,024	16,275,932
(うち国庫補助金)	(10,026,209)	(8,016,184)
(うち都道府県補助金)	(9,930,683)	(7,789,657)
(うち民間出えん金)	(472,131)	(470,089)

### 5 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(地球環境基金事業)		
民間活動助成事業	件数 202件	203件
	金額 703,716千円	715,190千円
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金事業)		
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業	件数 1件	—
	金額 36,643千円	—
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理振興促進事業	件数 —	1件
	金額 —	11,459千円

#### (承 継 勘 定)

この勘定は、既に着手している建設譲渡事業並びに設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収に関する業務等に関する経理を行うものである。

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	197,071,400	235,757,519
(うち割賦譲渡元金)	(118,631,249)	(139,611,748)
(うち貸付金)	(40,715,979)	(54,299,498)
(うち貸倒引当金)	(△ 19,237,746)	(△ 26,653,172)
負 債	194,653,253	234,506,019
(うち1年内返済予定長期借入金)	(43,355,088)	(45,993,100)
(うち長期借入金)	(125,672,702)	(168,527,790)
(うち運営費交付金債務)	(1,339,384)	(645,165)
資 本	2,418,146	1,251,500
(うち資本金)	(571,727)	(571,727)
(うち資本剰余金)	(△ 9,273)	(△ 4,636)
(うち利益剰余金)	(1,855,693)	(684,409)

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	30,501,605	38,154,002
(うち事業資産譲渡原価)	(21,173,144)	(28,116,308)
経 常 収 益	31,672,888	38,838,411
(うち運営費交付金収益)	(365,372)	(726,669)
(うち事業資産譲渡高)	(21,105,396)	(24,418,907)
臨 時 損 失	—	4,261
臨 時 利 益	—	4,261
当 期 純 利 益	1,171,283	684,409
当 期 総 利 益	1,171,283	684,409
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	1,171,283	684,409
(利益処分額)		
積 立 金	1,171,283	684,409

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(建設譲渡事業)		
譲 渡 件 数	1件	4件
割 賦 金 総 額	136,817千円	14,990,448千円
割 賦 譲 渡 元 金 収 入 等	24,194,736千円	27,939,340千円
(うち繰上償還)	(7,377,777千円)	(7,154,447千円)
(うち割賦譲渡元金償却)	(3,109,789千円)	(4,135,548千円)
事業年度末割賦譲渡元金 残高	141,238,689千円	165,318,599千円
(貸付事業)		
貸 付 金 回 収 等	16,726,082千円	15,833,443千円
(うち繰上償還)	(962,216千円)	(1,644,210千円)
(うち貸付金償却)	(112,346千円)	(598,514千円)
事業年度末貸付金残高	220件	265件
	44,663,182千円	61,389,264千円
上記貸付金等残高の独立行政法人会 計基準による分類		
一 般 債 権	118,790,298千円	143,885,964千円
貸 倒 懸 念 債 権	59,794,677千円	76,678,456千円
破 産 更 生 債 権 等	7,316,895千円	6,143,444千円
計	185,901,871千円	226,707,864千円
貸 倒 引 当 金	23,860,828千円	29,440,138千円

〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 〕

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

#### (28) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

この独立行政法人は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1兆0946億3668万余円(うち国の出資1兆0936億3668万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、産業基盤整備、施設整備等、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、工業再配置等業務特別、産炭地域経過業務特別及び出資承継の8勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同法人の16事業年度は、16年7月1日から17年3月31日までである。

#### (一 般 勘 定)

〔 この勘定は、中小企業者の事業活動に係る助言、中小企業大学校における人材育成、中小企業者の行う連携や事業の共同化等に必要な資金の貸付け及び創業・経営革新等の支援のための出資、助成等の各種業務に関する経理を行うものである。 〕

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	981,379,382	997,533,327
(うち現金及び預金)	(115,067,534)	(189,423,159)
(うち事業貸付金)	(545,354,404)	(616,747,376)
(うち投資有価証券)	(276,925,903)	(104,293,497)

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
負 債		
(うち運営費交付金債務)	25,236,099	37,254,082
(うち1年以内償還予定)	(1,791,262)	(1,414,453)
(債券)	(3,700,000)	(16,310,000)
(うち長期借入金)	(7,128,961)	(7,573,261)
資 本		
(うち資本金)	956,143,282	960,279,244
(うち資本剰余金)	(935,276,187)	(935,276,187)
(うち利益剰余金)	(注2)	
(うち利益剰余金)	(△ 1,738,888)	(△ 901,279)
(うち利益剰余金)	(22,605,984)	(25,904,336)

(注2) 損益外減価償却累計額△2,280,736千円が含まれている。

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用		
(うち経営基盤強化業務)	28,847,597	18,921,609
(費)	(15,110,987)	(8,459,178)
経 常 収 益		
(うち運営費交付金収益)	25,490,887	19,168,172
(うち貸付金利息収入)	(15,007,757)	(8,553,085)
(うち貸付金利息収入)	(5,166,578)	(4,719,025)
経常利益(△経常損失)	△ 3,356,710	246,563
臨 時 損 失	57,415	826
臨 時 利 益	152,488	11,868,555
当期純利益(△当期純損失)	△ 3,298,352	12,114,292
目的積立金取崩額	3,741,498	1,167,594
当 期 総 利 益	443,146	13,281,887
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	443,146	13,281,887
(利益処分額)		
積 立 金	443,146	13,281,887

## 3 主な業務実績

### (1) 貸付業務

区 分	17事業年度	(16事業年度)
貸 付 件 数	51件	35件
貸 付 金 額	11,035,935千円	4,780,987千円
貸 付 金 回 収 等		
(うち繰上償還)	85,873,693千円	77,600,541千円
(うち貸付金償却)	(28,021,255千円)	(23,577,077千円)
(うち貸付金償却)	(4,863,454千円)	(727,248千円)
事業年度末貸付金残高	4,231件	4,528件
金 額	611,397,285千円	686,235,044千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	434,910,845千円	460,827,853千円
貸 倒 懸 念 債 権	110,443,558千円	155,919,523千円
破 産 更 生 債 権 等	66,042,881千円	69,487,667千円
貸 倒 引 当 金	140,704,952千円	145,638,165千円

〔貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。〕

### (2) 出資業務

区 分	17事業年度	(16事業年度)
出 資 会 社 数	46社	23社
金 額	14,431,752千円	6,696,686千円
事業年度末出資金残高	144社	117社
金 額	71,885,578千円	61,473,096千円

(産業基盤整備勘定)

〔この勘定は、事業者が事業資金を調達するための金融機関からの借入れ及び発行する社債についての債務の保証等に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	35,662,409	35,832,716
(うち現金及び預金)	(7,723,985)	(14,108,673)
(うち長期性預金)	(9,200,000)	(14,340,000)
(うち投資有価証券)	(18,435,546)	(5,070,571)
負 債	546,482	921,811
(うち退職給付引当金)	(151,439)	(189,326)
(うち保証債務損失引当金)	(382,133)	(691,979)
資 本	35,115,927	34,910,905
(うち資本金)	(33,573,968)	(33,573,968)
(うち資本剰余金)	(899,612)	(900,142)
(うち利益剰余金)	(642,346)	(436,794)

(注3) 損益外減価償却累計額△927千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	314,447	121,775
(うち経営基盤強化業務費)	(284,060)	(93,211)
経 常 収 益	426,255	306,557
(うち債務保証料収入)	(70,504)	(64,582)
(うち財務収益)	(350,376)	(232,623)
経 常 利 益	111,807	184,782
臨 時 利 益	93,807	252,011
当 期 純 利 益	205,552	436,794
当 期 総 利 益	205,552	436,794
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	205,552	436,794
(利益処分数額)		
積 立 金	205,552	436,794

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
減少した保証債務金額	4,143,166千円	3,436,714千円
年度末保証債務残高件数	132件	162件
金額	20,814,810千円	24,957,977千円

(施設整備等勘定)

{ この勘定は、地域における新事業創出等のための事業用地の造成、管理、賃貸及び譲渡等の業務に関する経理を行うものである。 }

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	47,600,688	46,983,970
(うち事業貸付金)	(6,176,480)	(12,783,300)
(うち建物)	(9,494,971)	(8,170,726)
(うち関係会社株式)	(10,778,470)	(11,824,188)
負 債	17,769,005	20,198,365
(うち地域振興整備債券)	(7,794,300)	(7,794,300)
(うち長期借入金)	(6,639,298)	(8,214,291)
資 本	29,831,682	26,785,605
(うち資本金)	(49,623,000)	(48,275,000)
(うち資本剰余金)	(△ 1,213)	(△ 373)
(うち繰越欠損金)	(19,790,104)	(21,489,021)

(注4) 損益外減価償却累計額△1,092千円が含まれている。

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち経営基盤強化業務費)	2,823,059 (1,979,836)	2,400,886 (1,725,492)
経常収益 (うち不動産関係事業収入)	3,870,733 (2,980,257)	2,994,050 (2,364,241)
経常利益	1,047,673	593,163
臨時損失	1,268	—
臨時利益	658,853	44,698
当期純利益	1,698,917	637,862
当期総利益	1,698,917	637,862
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益	1,698,917	637,862
前期繰越欠損金	21,489,021	22,126,884
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	19,790,104	21,489,021

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
土地の売却実績	8件	6件
面積	10ha	5ha
金額	1,861,341千円	1,552,692千円

(小規模企業共済勘定)

この勘定は、小規模企業共済事業及び小規模企業共済契約者に対する資金の貸付事業に関する経理を行うものである。

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資産	9,816,161,119	8,684,188,026
(うち信託資産)	(1,821,505,163)	(1,535,466,406)
(うち貸付有価証券担保)	(1,768,050,086)	(974,065,059)
(うち預り運用資産)		
(うち投資有価証券)	(4,652,607,405)	(4,457,849,863)
負債	10,389,201,146	9,550,453,088
(うち運営費交付金債務)	(413,664)	(345,383)
(うち貸付有価証券担保)	(1,768,050,086)	(974,065,059)
(うち預り金)		
(うち責任準備金)	(8,558,796,261)	(8,527,577,346)
資本	△ 573,040,027	△ 866,265,061
(うち資本金)	(15,518,000)	(15,518,000)
(うち資本剰余金)	(注5)	
(うち繰越欠損金)	(△ 7,121)	(△ 3,051)
	(588,550,906)	(881,780,009)

(注5) 損益外減価償却累計額分である。

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用 (うち経営環境対応業務費)	599,239,382 (598,876,983)	445,345,945 (445,110,061)
経常収益 (うち運営費交付金収益)	892,469,831 (3,873,391)	499,818,814 (3,239,049)
(うち共済事業掛金等収入)	(504,375,181)	(372,368,862)
(うち資産運用収入)	(376,629,857)	(118,200,992)
経常利益	293,230,448	54,472,868
臨時損失	—	258
当期純利益	293,229,103	54,472,609

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
当期総利益	293,229,103	54,472,609
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益	293,229,103	54,472,609
前期繰越欠損金	881,780,009	936,252,618
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	588,550,906	881,780,009

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
共 済 契 約	契約件数 91,052件	61,579件
	事業年度末 契約件数 1,720,607件	1,741,854件
共 済 金 の 支 払	件 数 49,788件	32,044件
	金 額 506,515,182千円	285,803,624千円
貸 付 け	件 数 135,319件	89,796件
	金 額 416,266,690千円	258,011,440千円
貸 付 金 回 収	金 額 389,518,628千円	220,256,552千円
事業年度末貸付金残高	件 数 118,131件	113,982件
	金 額 355,307,933千円	328,559,872千円

(中小企業倒産防止共済勘定)

[この勘定は、中小企業倒産防止共済事業に関する経理を行うものである。]

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	604,083,967	594,975,341
(うち事業貸付金)	(162,895,511)	(201,640,426)
(うち投資有価証券)	(311,459,743)	(241,570,648)
負 債	556,673,883	547,557,052
(うち運営費交付金債務)	(103,274)	(49,630)
(うち倒産防止共済基金)	(499,099,964)	(498,287,285)
(うち完済手当金準備基 金)	(27,057,404)	(19,656,370)
資 本	47,410,083	47,418,288
(うち資本金)	(47,421,855)	(47,421,855)
(うち資本剰余金)	(注6)	
(うち利益剰余金)	(△ 20,404)	(△ 8,744)
	(8,633)	(5,178)

(注6) 損益外減価償却累計額分である。

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	43,576,526	35,824,974
(うち経営環境対応業務 費)	(43,231,921)	(35,584,391)
経 常 収 益	48,779,264	37,253,012
(うち運営費交付金収益)	(1,505,463)	(607,356)
(うち共済事業掛金等収 入)	(43,498,101)	(33,811,126)
(うち資産運用収入)	(1,623,072)	(998,252)
経 常 利 益	5,202,737	1,428,037
臨 時 損 失	7,557,249	1,426,929
臨 時 利 益	2,359,260	4,070
当 期 純 利 益	3,454	5,178
当 期 総 利 益	3,454	5,178
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	3,454	5,178
(利益処分額)		
積 立 金	3,454	5,178



### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
共 済 契 約		
契 約 件 数	13,545件	10,832件
事業年度末契 約 件 数	309,643件	321,753件
貸 付 け		
件 数	13,776件	10,974件
金 額	48,023,000千円	37,752,950千円
貸 付 金 回 収 等		
(うち貸付金償却)	100,247,175千円 (19,217,588千円)	93,056,781千円 (26,416,455千円)
事業年度末貸付金残高		
件 数	63,309件	72,183件
金 額	213,506,615千円	265,730,791千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	129,983,717千円	160,002,799千円
貸 倒 懸 念 債 権	32,911,794千円	41,637,626千円
破 産 更 生 債 権 等	50,611,104千円	64,090,365千円
貸 倒 引 当 金	81,732,501千円	103,277,777千円
〔 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については〕 〔 回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。 〕		

#### (工業再配置等業務特別勘定)

〔 この勘定は、旧地域振興整備公団から承継した工業再配置の促進等に必要な工場用地等の管理、譲渡に関する経理を行うものである。 〕

### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末	(16事業年度末)
	千円	千円
資 産		
(うち現金及び預金)	55,679,952	79,199,275
(うち販売用不動産)	(5,892,464)	(45,856,890)
(うち投資有価証券)	(18,743,543)	(21,837,329)
(うち投資有価証券)	(12,995,768)	(—)
負 債		
(うち1年以内償還予定)	51,153,810	77,737,774
(債券)	(—)	(19,757,000)
(うち地域振興整備債券)	(48,000,000)	(48,000,000)
資 本		
(うち資本金)	4,526,141	1,461,500
(うち資本剰余金)	(4,360,000)	(4,360,000)
(うち利益剰余金又は△)	(注7)	
(繰越欠損金)	(△ 6,783)	(△ 3,195)
	(172,925)	(△ 2,895,303)

(注7) 損益外減価償却累計額△6,280千円が含まれている。

### 2 損益計算書

区 分	17事業年度	(16事業年度)
	千円	千円
経 常 費 用		
(うち産業用地業務費)	7,583,982	6,436,367
(うち産業用地業務費)	(6,896,035)	(5,940,161)
経 常 収 益		
(うち不動産関係事業収)	10,657,053	7,891,920
(入)	(10,071,306)	(7,233,950)
経 常 利 益	3,073,071	1,455,553
臨 時 損 失	43,701	—
臨 時 利 益	69,116	9,143
当 期 純 利 益	3,068,228	1,464,696
当 期 総 利 益	3,068,228	1,464,696
(利益の処分又は損失の処理)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	3,068,228	—
前 期 繰 越 欠 損 金	2,895,303	—
(利益処分額)		
積 立 金	172,925	—

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(当期末処理損失)		
当期総利益	—	1,464,696
前期繰越欠損金	—	4,360,000
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	—	2,895,303

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
土地の売却実績	83件	43件
	面積 64ha	148ha
	金額 9,657,672千円	7,073,419千円

(産炭地域経過業務特別勘定)

この勘定は、旧地域振興整備公団から承継した旧産炭地域の振興に必要な土地の管理、譲渡等に  
関する経理を行うものである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	22,400,547	29,729,808
(うち現金及び預金)	(3,754,859)	(9,590,415)
(うち割賦売掛金)	(4,800,278)	(3,024,321)
(うち販売用不動産)	(7,007,223)	(8,229,277)
負 債	39,811,136	48,220,919
(うち地域振興整備債券)	(26,200,000)	(26,200,000)
(うち長期借入金)	(6,833,234)	(11,656,714)
資 本	△ 17,410,589	△ 18,491,111
(うち資本剰余金)	(注8) (△ 6,512)	(△ 2,721)
(うち繰越欠損金)	(17,404,076)	(18,488,389)

(注8) 損益外減価償却累計額△6,205千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経常費用	3,247,984	2,316,390
(うち産業用地業務費)	(2,985,520)	(2,088,305)
経常収益	4,286,236	3,294,969
(うち補助金等収益)	(163,305)	(205,595)
(うち不動産関係事業収 入)	(3,981,338)	(2,947,611)
経常利益	1,038,252	978,578
臨時利益	49,805	250,518
当期純利益	1,084,313	1,229,097
当期総利益	1,084,313	1,229,097

(損失の処理)

(当期末処理損失)		
当期総利益	1,084,313	1,229,097
前期繰越欠損金	18,488,389	19,717,486
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	17,404,076	18,488,389

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
土地の売却実績	22件	11件
	面積 84ha	21ha
	金額 3,851,506千円	2,838,924千円

(出資承継勘定)

この勘定は、旧産業基盤整備基金が行っていた出資事業により取得した株式を承継し、その管  
理、処分に関する経理を行うものである。

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	7,716,208	7,860,884
(うち現金及び預金)	(2,446,691)	(2,020,928)
(うち投資有価証券)	(4,467,758)	(4,668,066)
負 債	68,888	79,366
(うち退職給付引当金)	(59,554)	(63,108)
資 本	7,647,319	7,781,518
(うち資本金)	(8,863,671)	(8,863,671)
(うち繰越欠損金)	(1,216,351)	(1,082,153)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	533,876	71,933
(うち経営基盤強化業務 費)	(522,152)	(62,559)
経 常 収 益	422,142	453,193
(うち投資有価証券売却 益)	(278,449)	(374,352)
(うち出資金収益)	(142,578)	(78,205)
経常利益(△経常損失)	△ 111,733	381,260
臨 時 損 失	22,451	—
臨 時 利 益	10	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 134,198	381,260
当期総利益(△当期総損失)	△ 134,198	381,260
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当期総利益(△当期総損失)	△ 134,198	381,260
前期繰越欠損金	1,082,153	1,463,413
(損失処理額)		
次期繰越欠損金	1,216,351	1,082,153

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
出 資 残 高 会 社 数	28社	32社
金 額	5,268,731千円	5,839,915千円

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「貸付事業等の業務を經理する一般勘定(一般經理)において、普通預金等で保有している資金を適切に管理することにより、効率的な資金運用を行うよう改善させたもの」(444 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)及び「独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧・中小企業総合事業団)の実施する高度化事業に関する会計検査の結果について」(617 ページ参照)を掲記した。

## (29) 独立行政法人都市再生機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことなどにより都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的として設置されているものである。

(ア) 機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務

(イ) 都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務

その資本金は17事業年度末現在で8843億0095万余円(うち国の出資8823億0062万余円)となっている。

同法人の会計は、都市再生及び宅地造成等経過の2勘定に区分して経理されている。

このうち、宅地造成等経過勘定は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)附則第12条第2項の規定により、17年4月1日に都市再生勘定を区分して、新たに設けられたものである。

同法人の勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。<sup>(注1)</sup>

(注1) 同法人の16事業年度は、16年7月1日から17年3月31日までである。

(都市再生勘定)

〔この勘定は、賃貸住宅及び既成市街地整備改善に係る業務に関する経理を行うものである。〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	13,737,265,563	17,508,737,401
(うち土地)	(8,238,831,008)	(8,697,583,690)
(うち建物)	(3,244,409,019)	(3,193,213,804)
負 債	13,323,118,325	17,313,046,141
(うち長期借入金)	(10,380,373,762)	(12,867,146,768)
(うち都市再生債券)	(1,406,840,000)	(1,765,020,000)
資 本	414,147,238	195,691,259
(うち資本金)	(796,610,912)	(855,200,950)
(うち資本剰余金)	(17,368,137)	(9,755,039)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	897,791,752	901,959,087
(うち賃貸住宅業務費)	(335,737,369)	(247,807,417)
(うち財務費用)	(266,884,282)	(318,987,077)
経 常 収 益	1,083,640,028	960,953,322
(うち賃貸住宅業務収入)	(631,023,243)	(465,583,444)
(うち既成市街地整備改 善業務収入)	(323,292,365)	(211,820,024)
経 常 利 益	185,848,276	58,994,234
臨 時 損 失	2,471,712	2,295,277
臨 時 利 益	308,496	103,627
当 期 純 利 益	183,685,060	56,802,585
当 期 総 利 益	183,685,060	56,802,585
(損失の処理)		
(当期末処理損失)		
当 期 総 利 益	183,685,060	56,802,585
前 期 繰 越 欠 損 金	583,516,871	701,170,221
鉄道業務の終了に伴う 繰越欠損金等の帰属額	—	24,897,094
(損失処理額)		
次 期 繰 越 欠 損 金	399,831,811	669,264,730

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
都 市 機 能 更 新	25地区	23地区
土 地 有 効 利 用	54地区	59地区
防 災 公 園 街 区 整 備	8地区	8地区
居 住 環 境 整 備		
市 街 地 再 開 発	29地区	30地区
民 間 供 給 支 援	5地区	12地区
再 開 発 分 譲 住 宅 等	340戸	198戸
賃 貸 住 宅 の 建 設		
住 宅 の 建 設	4,229戸	6,001戸
建 替 の 着 手	2,520戸	5,283戸
増 改 築	7,183戸	5,729戸

区 分	17事業年度	(16事業年度)
高齢者向け優良賃貸住宅	2,054戸	1,660戸
賃貸住宅の供給		
住宅の供給	5,694戸	6,741戸
賃貸住宅の事業年度末 現在管理戸数	767,362戸	766,952戸
既成市街地整備改善		
整備敷地譲渡	52.3ha	92.4ha
施設譲渡	2.7ha	8.6ha
敷地賃貸	11.7ha	9.2ha

(宅地造成等経過勘定)

[この勘定は、市街地整備、公園及び分譲住宅に係る業務に関する経理を行うものである。]

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円
資 産	2,984,203,100
(うち土地)	(574,304,310)
(うち建設仮勘定)	(526,091,966)
負 債	3,087,821,504
(うち長期借入金)	(1,889,339,696)
(うち都市再生債券)	(200,000,000)
資 本	△ 103,618,404
(うち資本金)	(87,690,038)
(うち繰越欠損金)	(191,308,442)

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円
経 常 費 用	572,445,027
(うち市街地整備特別業 務費)	(382,046,525)
(うち販売用不動産等評 価損)	(136,321,597)
経 常 収 益	466,781,574
(うち市街地整備特別業 務収入)	(372,826,441)
(うち補助金等収益)	(52,647,352)
経 常 損 失	105,663,453
臨 時 損 失	5,160
臨 時 利 益	108,029
当 期 純 損 失	105,560,584
当 期 総 損 失	105,560,584
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当 期 総 損 失	105,560,584
前 期 繰 越 欠 損 金	85,747,858
(損失処理額)	
次 期 繰 越 欠 損 金	191,308,442

3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
ニュータウン整備		
大都市圏	60地区	64地区
地方都市	9地区	10地区
宅地の供給		
分譲	509.9ha	126.1ha
賃貸	150.4ha	144.4ha

(注2) 16事業年度の業務実績に係る経理は、都市再生勘定において行われていた。

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの」(447 ページ参照)を、「第4

章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

(30) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

この独立行政法人は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した債務(以下「承継債務」という。)その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で4兆4638億7454万余円(うち国の出資3兆4088億5610万余円)となっている。

なお、同法人は、17年10月1日、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第15条第1項の規定により、国及び地方公共団体が承継する資産を除き、解散した日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の一切の権利及び義務を、会社とともに承継して設立されたものである。

同法人の会計は、高速道路及び鉄道の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同法人の17事業年度は、17年10月1日から18年3月31日までである。

(注2) 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の17年9月30日現在における貸借対照表上の資産、負債及び資本は次のとおりである。

- (1) 日本道路公団の資産は45兆6925億7367万余円、負債は43兆3669億3941万余円及び資本は2兆3256億3426万余円
- (2) 首都高速道路公団の資産は7兆8039億1026万余円、負債は7兆0243億1802万余円及び資本は7795億9223万余円
- (3) 阪神高速道路公団の資産は5兆4070億0733万余円、負債は4兆8181億5733万余円及び資本は5888億5000万円
- (4) 本州四国連絡橋公団の資産は3兆9794億9365万余円、負債は2兆8539億7815万余円及び資本は1兆1255億1550万円

(高速道路勘定)

〔 この勘定は、高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け並びに承継債務等の返済に係る業務等に関する経理を行うものである。 〕

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円
資 産	42,823,372,215
(うち構築物)	(28,873,406,723)
(うち土地)	(7,955,566,326)
負 債	37,480,765,518
(うち機構債)	(21,290,513,700)
(うち長期借入金)	(11,431,401,033)
資 本	5,342,606,697
(うち資本金)	(4,442,984,042)
(うち資本剰余金)	(847,573,434)
(うち利益剰余金)	(52,049,220)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円
経常費用 (うち道路資産貸付業務費) (うち財務費用)	783,483,873 (454,288,481) (325,979,124)
経常収益 (うち道路資産貸付料収入)	826,156,077 (823,714,285)
経常利益	42,672,204
臨時損失	1,182,439
臨時利益	10,559,455
当期純利益	52,049,220
当期総利益	52,049,220
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	52,049,220
(利益処分量)	
積立金	52,049,220

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度
道路資産の年度末保有・貸付延長	9,964km
会社からの債務引受額	118,031,000千円
機構債の発行による資金の調達額	1,281,000,000千円
債務返済額	2,331,153,468千円
年度末債務残高	37,285,811,198千円

(鉄道勘定)

この勘定は、本州と四国を連絡する鉄道施設の管理及び当該鉄道施設を鉄道事業者に利用させる業務等に関する経理を行うものである。

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円
資産 (うち構築物) (うち土地)	344,882,168 (261,326,967) (32,827,179)
負債 (うち鉄道施設建設見返債務)	320,903,613 (310,343,288)
資本 (うち資本金) (うち資本剰余金) (うち繰越欠損金)	23,978,554 (20,890,500) (3,359,250) (271,196)

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円
経常費用 (うち鉄道施設利用業務費)	4,776,224 (4,773,552)
経常収益 (うち鉄道施設建設見返債務戻入)	4,575,734 (4,275,131)
経常損失	200,489
臨時損失	70,706
当期純損失	271,196
当期総損失	271,196
(損失の処理)	
(当期末処理損失)	
当期総損失	271,196
(損失処分量)	
次期繰越欠損金	271,196

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度
年度末保有延長	35km

なお、この法人について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとすることにより、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの」(451 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について」(555 ページ参照)及び「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

#### (31) 独立行政法人日本原子力研究開発機構

この独立行政法人は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で8085億9449万余円(うち国の出資7921億7511万余円)となっている。

なお、同法人は、17年10月1日、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)附則第2条及び第3条の規定により、国が承継する資産並びに独立行政法人理化学研究所が承継する権利及び義務を除き解散した日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構<sup>(注1)</sup>の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同法人の会計は、一般及び電源利用の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。<sup>(注2)</sup>

(注1) 日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の17年9月30日現在における貸借対照表上の資産、負債及び資本は次のとおりである。

- (1) 日本原子力研究所の資産は2800億0990万余円、負債は709億9304万余円及び資本は2090億1685万余円
- (2) 核燃料サイクル開発機構の資産は5507億0197万余円、負債は1003億1465万余円及び資本は4503億8732万余円

(注2) 同法人の17事業年度は、17年10月1日から18年3月31日までである。

#### (一 般 勘 定)

##### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末
	千円
資 産	272,518,650
(うち建物)	(80,292,006)
(うち土地)	(67,869,158)
負 債	19,802,041
(うち運営費交付金債務)	(2,743,216)
(うち未払金)	(7,547,739)
(うち資産見返負債)	(3,758,677)
資 本	252,716,608
(うち資本金)	(264,331,127)
	(注3)
(うち資本剰余金)	(△ 11,079,617)
(うち繰越欠損金)	(△ 534,900)

(注3) 損益外減価償却累計額△11,109,096千円が含まれている。



## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円
経常費用 (うち業務費)	34,179,961 (27,811,275)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち政府受託研究収入)	33,673,523 (27,241,508) (4,468,157)
経常損失	506,437
臨時損失	27,492
臨時利益	27,492
当期純損失	534,900
当期総損失	534,900
(損失の処理)	
(当期未処理損失)	
当期総損失	534,900
(損失処理額)	
次期繰越欠損金	534,900

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円
我が国の存立基盤となるエネルギーの安定確保と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発	5,923,427
量子ビーム利用の新たな領域の開拓により科学技術の進展と産業の振興に貢献するための研究開発	5,046,998
原子力利用の安全の確保と核不拡散に貢献するための活動及び原子力活動の共通的科学技術基盤の高度化	9,899,801
自らの原子力施設の廃止措置及び自らの放射性廃棄物の処理・処分	2,960,953
我が国における原子力研究開発の中核機関としての国内外との連携強化と社会からの要請に応えていくための活動	8,773,654

### (電源利用勘定)

この勘定は、核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発等の電源利用対策業務に関する経理を行うものである。

## 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円
資産	560,261,192
(うち機械・装置)	(187,920,189)
(うち建設仮勘定)	(154,599,551)
負債	38,638,900
(うち運営費交付金債務)	(4,677,427)
(うち未払金)	(8,204,174)
(うち資産見返負債)	(14,661,799)
資本	521,622,291
(うち資本金)	(544,263,362)
	(注4)
(うち資本剰余金)	(△ 24,691,051)
(うち利益剰余金)	(2,049,980)

(注4) 損益外減価償却累計額△24,982,394千円が含まれている。

## 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円
経常費用 (うち業務費)	50,536,448 (46,464,783)
経常収益 (うち運営費交付金収益) (うち再処理施設収入)	52,653,355 (36,304,716) (4,544,093)
経常利益	2,116,906
臨時損失	36,396
臨時利益	36,396
当期純利益	2,049,980
当期総利益	2,049,980
(利益の処分)	
(当期末処分利益)	
当期総利益	2,049,980
(利益処分額)	
積立金	2,049,980

## 3 主な業務実績

区 分	17事業年度 千円
我が国の存立基盤となるエネルギーの安定確保と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発	35,505,881
原子力利用の安全の確保と核不拡散に貢献するための活動及び原子力活動の共通的科学技術基盤の高度化	2,129,973
自らの原子力施設の廃止措置及び自らの放射性廃棄物の処理・処分	7,389,849
我が国における原子力研究開発の中核機関としての国内外との連携強化と社会からの要請に応えていくための活動	3,892,322

なお、この法人について検査した結果、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」(628 ページ参照)を掲記した。

(国立大学法人)

(1) 国立大学法人東京大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で1兆0036億2015万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	1,305,749,495	1,298,897,694
(うち土地)	(894,390,157)	(894,390,157)
(うち建物)	(229,974,235)	(205,110,102)
負 債	227,585,217	261,525,580
(うち資産見返負債)	(66,751,407)	(74,465,657)
(うち国立大学財務・経 営センター債務負担金)	(61,414,218)	(66,461,953)
(うち運営費交付金債務)	(4,890,852)	(1,893,318)
資 本	1,078,164,278	1,037,372,113
(うち資本金)	(1,003,620,159)	(1,003,620,159)
(うち資本剰余金)	(61,849,177)	(26,785,148)
(うち利益剰余金)	(12,694,941)	(6,966,806)

(注1) 損益外減価償却累計額△24,436,237千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	180,285,464	171,842,000
(うち業務費)	(172,211,299)	(164,219,568)
経 常 収 益	186,137,965	177,119,747
(うち運営費交付金収益)	(87,740,768)	(86,180,669)
(うち附属病院収益)	(31,496,634)	(29,956,901)
経 常 利 益	5,852,501	5,277,747
臨 時 損 失	515,937	12,807,461
臨 時 利 益	391,571	14,496,520
当 期 純 利 益	5,728,135	6,966,806
当 期 総 利 益	5,728,135	6,966,806
(利益の処分)		
(当期末処分利益)		
当 期 総 利 益	5,728,135	6,966,806
(利益処分額)		
積 立 金	—	3,885,246
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額 (注2)		
教育研究・組織運営改 善積立金	5,728,135	3,081,559

(注2) 16事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(教 育)		
学 生 数	27,954人	27,412人
学 部 等 の 構 成	10学部17研究科等	10学部15研究科
(研 究)		
受 託 研 究 受 入 件 数	953件	853件
金 額	22,452,646千円	17,759,037千円
共 同 研 究 受 入 件 数	850件	742件
金 額	4,105,743千円	3,391,797千円
寄 附 金 受 入 件 数	5,699件	5,325件
金 額	9,797,491千円	9,522,316千円
(そ の 他)		
附 属 病 院	2箇所	2箇所
入 院 患 者 延 べ 数	411,613人	416,142人
外 来 患 者 延 べ 数	787,804人	763,468人

(備考) 17事業年度の財務諸表は、18年10月25日現在のものである。

#### (2) 国立大学法人京都大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は17事業年度末現在で2445億2993万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の17事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
資 産	391,959,889	383,799,546
(うち土地)	(165,894,282)	(165,894,282)
(うち建物)	(122,209,561)	(120,340,535)
負 債	127,789,724	133,605,726
(うち資産見返負債)	(49,026,905)	(46,663,758)
(うち国立大学財務・経 営センター債務負担金)	(31,405,930)	(35,043,730)
(うち運営費交付金債務)	(1,926,633)	(813,087)
資 本	264,170,165	250,193,819
(うち資本金)	(244,529,935)	(244,529,935)
(うち資本剰余金)	(9,199,827)	(△ 454,173)
(うち利益剰余金)	(10,440,402)	(6,118,058)

(注1) 損益外減価償却累計額△21,644,967千円が含まれている。

#### 2 損益計算書

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
経 常 費 用	117,132,991	115,242,446
(うち業務費)	(110,598,927)	(108,304,968)
経 常 収 益	121,527,759	119,345,083
(うち運営費交付金収益)	(58,836,030)	(61,062,675)
(うち附属病院収益)	(24,090,570)	(23,460,129)
経 常 利 益	4,394,768	4,102,637
臨 時 損 失	75,634	9,811,265
臨 時 利 益	3,210	11,826,686
当 期 純 利 益	4,322,343	6,118,058
当 期 総 利 益	4,322,343	6,118,058
(利 益 の 処 分)		
(当期未処分利益)		
当 期 総 利 益	4,322,343	6,118,058

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(利益処分額)		
積立金	1,272,703	3,710,376
国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法第44条第 3項により主務大臣の承 認を受けようとする額 (注2)		
教育研究等積立金	3,049,640	2,407,682

(注2) 16事業年度については、主務大臣の承認を受けた額である。

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(教 育)		
学 生 数	22,383人	22,229人
学 部 等 の 構 成	10学部15研究科	10学部15研究科
(研 究)		
受託研究受入件数	664件	607件
金額	9,282,206千円	8,140,973千円
共同研究受入件数	504件	378件
金額	2,174,118千円	1,726,934千円
寄附金受入件数	4,365件	3,033件
金額	7,461,240千円	3,762,696千円
(そ の 他)		
附属病院	1箇所	1箇所
入院患者延べ数	361,860人	364,929人
外来患者延べ数	597,553人	571,895人

(備考) 17事業年度の財務諸表は、18年10月25日現在のものである。

### 3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本は平成17事業年度末現在で4209億9095万余円となっている。

同協会の会計は、一般及び受託業務等の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の17事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

#### (一般勘定)

#### 1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(事業収支)		
(収 入)		
収入決算額	634,397,049	666,745,231
(支 出)		
支出予算現額	669,163,465	671,588,821
支出決算額	630,087,981	659,228,702
予算残額	39,075,483	12,360,118
(資本収支)		
(収 入)		
収入決算額	78,087,168	97,179,593
(支 出)		
支出予算現額	84,817,000	100,795,000
支出決算額	78,086,563	97,179,162
繰越額	2,300,000	2,198,000
予算残額	4,430,436	1,417,837

#### 2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(経常事業収支)		
経常事業収入 (うち受信料)	674,946,696 (663,515,719)	685,493,556 (673,665,115)
経常事業支出 (うち国内放送費)	666,089,933 (244,858,840)	667,623,781 (265,123,101)
経常事業収支差金	8,856,763	17,869,774
(経常事業外収支)		
経常事業外収入 (うち財務収入)	3,815,199 (3,157,369)	3,464,689 (2,997,125)
経常事業外支出 (財務費)	15,736,601	16,847,170
経常事業外収支差金	△ 11,921,402	△ 13,382,481
(特別収支)		
特別収入 (うち固定資産売却益)	16,721,153 (14,262,117)	10,439,985 (6,279,650)
特別支出 (うち固定資産除却損)	9,347,446 (3,710,688)	7,410,750 (2,083,246)
(事業収支差金)		
当期事業収支差金	4,309,067	7,516,528
(事業収支差金の処分)		
資本支出に充当 翌事業年度に積立金として整理	3,719,000 590,067	7,118,000 398,528

### 3 借入金等

区 分	17事業年度末 千円	(16事業年度末) 千円
借入金残高 (市中金融機関)	13,162,000	20,805,000
放送債券未償還残高	26,000,000	26,000,000
積立金残高	36,610,200	36,211,671

### 4 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
(1日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上放送(総合放送及び教育放送)	47時間42分	47時間44分
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	47時間36分	47時間34分
衛星放送(衛星第1放送、衛星第2放送及びハイビジョン放送)	72時間00分	72時間00分
衛星デジタル放送(デジタル第1放送、デジタル第2放送及びデジタルハイビジョン放送)	72時間00分	71時間57分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	67時間31分	67時間32分
国際放送		
テレビジョン(世界のほぼ全地域向け放送、北米向け放送及び欧州向け放送)	38時間34分	38時間49分
ラジオ(一般向け放送及び地域向け放送)	65時間15分	65時間15分
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	37,512千件	37,921千件
受信料調定額	663,515,719千円	673,665,115千円
未収金	64,165,644千円	37,383,059千円
収納率(調定額に対する調定年度内の収納額の比)	90.33%	94.45%

### (受託業務等勘定)

#### 1 収入支出決算

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(事業収支)		
(収入)		
収入決算額	1,007,201	920,844
(支出)		
支出予算現額	872,000	778,000
支出決算額	852,297	776,362
予算残額	19,702	1,637

#### 2 損 益

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(経常事業収支)		
経常事業収入 (受託業務等収入)	1,007,201	920,844
経常事業支出 (受託業務等費)	809,150	738,208
経常事業収支差金	198,050	182,636

区 分	17事業年度 千円	(16事業年度) 千円
(経常事業外収支)		
経常事業外支出 (財務費用)	43,147	38,154
経常事業外収支差金 (事業収支差金)	△ 43,147	△ 38,154
当期事業収支差金 (事業収支差金の処分)	154,903	144,482
一般勘定へ繰入れ	154,903	144,482

### 3 主な業務実績

区 分	17事業年度	(16事業年度)
保有する施設等を一般の 利用に供し又は賃貸する 業務	件数 604件 金額 924,798千円	570件 887,431千円

なお、この協会について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「職員の不正行為による損害が生じたもの」(464 ページ参照)及び「事業所等におけるテレビジョン受信機の設置状況を適切に把握するなどして、受信契約の締結を促進するよう改善させたもの」(464 ページ参照)を掲記した。

## 4 その他の団体の決算

国が補助金その他の財政援助を与えたもの、国が資本金の一部を出資しているもの及び国が資本金を出資したものが更に出資しているもので、平成18年次の検査において検査の対象としたもののうち、12団体の平成17年度決算についてみると、次のとおりである。

### (1) 中部国際空港株式会社

この会社は、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するため、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどを目的として設立されているものである。その資本金は17営業年度末現在で836億6800万円(うち国の出資334億6600万円)となっている。

同会社の17営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産	552,790,420	573,995,963
(うち土地)	(289,568,683)	(287,932,624)
(うち建物)	(98,510,283)	(98,404,120)
負 債	471,255,884	494,507,207
(うち社債)	(222,320,000)	(222,320,000)
(うち長期借入金)	(241,742,642)	(261,963,500)
資 本	81,534,536	79,488,756
(うち資本金)	(83,668,000)	(83,668,000)
(うち利益剰余金)	(△2,133,463)	(△4,179,243)

#### 2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経常収益	52,562,453	6,795,873
(うち施設使用料収入)	(35,369,883)	(4,245,508)
経常費用	50,553,708	10,292,372
(うち売上原価)	(36,308,810)	(5,576,001)
経常利益(△経常損失)	2,008,744	△ 3,496,499
特別利益	148,937	13,131
特別損失	118,593	3,975
法人税、住民税及び事業税	△ 6,690	△ 827
当期純利益(△当期純損失)	2,045,779	△ 3,486,516
前期繰越損失	4,179,243	692,727



区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
当 期 未 処 理 損 失 (損 失 の 処 理)	2,133,463	4,179,243
次期繰越損失として処理	2,133,463	4,179,243

### 3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
空港の供用 航空機発着回数	106,436回	11,839回
航空旅客数	12,351,727人	1,470,882人
航空貨物取扱数量	273,874 t	25,943 t
航空燃料供給量	783,442kl	78,703kl

(注) 16 営業年度の業務実績は 17 年 2 月 17 日から同年 3 月 31 日までの実績である。

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「空港の場周警戒システム整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、センサーを設置した場周柵の所要の強度が確保されていない状態になっているもの」(469 ページ参照)を掲記した。

### (2) 日本電信電話株式会社

この会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は 17 営業年度末現在で 9379 億 5000 万円(うち国の出資 2652 億円)となっている。

同会社の 17 営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### 1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産 (うち関係会社株式) (うち関係会社長期貸付金)	8,188,819,538 (4,779,238,946) (2,524,042,985)	8,401,448,820 (4,785,083,122) (2,617,890,064)
負 債 (うち社債) (うち長期借入金)	3,242,334,222 (1,581,900,200) (919,772,775)	3,231,181,490 (1,614,827,700) (1,001,578,485)
資 本 (うち資本金) (うち資本準備金)	4,946,485,315 (937,950,000) (2,672,826,000)	5,170,267,329 (937,950,000) (2,672,826,000)

#### 2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経 常 収 益 (うち基盤的研究開発収入) (うち受取配当金)	404,109,448 (126,877,998) (169,025,102)	392,744,655 (139,234,998) (144,067,035)
経 常 費 用 (うち試験研究費)	232,194,812 (120,041,390)	241,044,019 (124,969,469)
経 常 利 益	171,914,636	151,700,636
特 別 利 益	250,666,683	350,659,652
法人税、住民税及び事業税	20,853,709	53,900,000
法人税等調整額	7,694,325	△ 7,200,000
当 期 純 利 益	394,033,284	455,660,288
前 期 繰 越 利 益	608,461,427	243,048,576
中 間 配 当 額	41,467,323	47,222,124
当 期 未 処 分 利 益 (利 益 の 処 分)	961,027,388	651,486,740
当 期 未 処 分 利 益	961,027,388	651,486,740
特別償却準備金取崩額	448,250	1,863,962
(計)	(961,475,639)	(653,350,702)

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
配 当 金	41,465,558	44,819,274
役 員 賞 与 金	69,000	70,000
翌 営 業 年 度 へ 繰 越	919,941,080	608,461,427

なお、特別利益の主なものは同会社の子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの株式の一部を売却したことによる関係会社株式売却益 2493 億 8345 万余円である。

### 3 主な業務実績

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
東日本電信電話株式会社への貸付け	35,000,000千円	17,950,000千円
同会社への年度末長期貸付金残高	777,785,524千円	883,881,875千円
西日本電信電話株式会社への貸付け	196,685,000千円	190,000,000千円
同会社への年度末長期貸付金残高	1,058,132,916千円	1,055,194,701千円
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社への貸付け	81,834,370千円	8,783,710千円
同会社への年度末長期貸付金残高	613,824,770千円	678,813,487千円
研 究 開 発 費	135,228,186千円	146,979,808千円
特 許 等 出 願 件 数	2,149件	2,408件
研 究 成 果 移 転 収 入	2,036,034千円	2,506,392千円

#### (3) 首都高速道路株式会社

この会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。<sup>(注1)</sup> その資本金は17営業年度末現在で135億円(うち国の出資67億4999万余円)となっている。

なお、同会社は、17年10月1日、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第15条第1項の規定により、国及び地方公共団体が承継する資産を除き、<sup>(注2)</sup> 解散した首都高速道路公団の一切の権利及び義務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに承継して設立されたものである。

同会社の17営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同会社の17営業年度は、17年10月1日から18年3月31日までである。

(注2) 首都高速道路公団の17年9月30日現在における貸借対照表上の資産は7兆8039億1026万余円、負債は7兆0243億1802万余円及び資本は7795億9223万余円である。

#### 1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円
資 産 (うち仕掛道路資産)	402,943,146 (248,356,632)
負 債 (うち道路建設関係長期 借入金)	373,006,904 (242,381,000)
資 本 (うち資本金) (うち資本準備金)	29,936,242 (13,500,000) (13,500,000)

## 2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円
経常収益 (うち料金収入)	143,919,401 (121,817,511)
経常費用 (うち道路資産賃借料)	138,717,734 (85,905,714)
経常利益	5,201,667
法人税、住民税及び事業税	2,265,424
当期純利益	2,936,242
当期末処分利益 (利益の処分)	2,936,242
別途積立金	2,936,242

## 3 主な業務実績

区 分	17営業年度末	
供 用	31路線	283km
建 設	5路線	29km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとすることにより、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの」(451 ページ参照)及び「用地保全工事における防じん処理工費の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの」(461 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について」(555 ページ参照)及び「財投機関における財政投融資改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

### (4) 阪神高速道路株式会社

この会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は17 営業年度末現在で100 億円(うち国の出資49 億9999 万余円)<sup>(注1)</sup>となっている。

なお、同会社は、17 年10 月1 日、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16 年法律第102 号)第15 条第1 項の規定により、国及び地方公共団体が承継する資産を除き、解散した阪神高速道路公団の一切の権利及び義務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに承継して設立されたものである。<sup>(注2)</sup>

同会社の17 営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同会社の17 営業年度は、17 年10 月1 日から18 年3 月31 日までである。

(注2) 阪神高速道路公団の17 年9 月30 日現在における貸借対照表上の資産は5 兆4070 億0733 万余円、負債は4 兆8181 億5733 万余円及び資本は5888 億5000 万円である。

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円
資 産 (うち仕掛道路資産)	172,572,323 (71,762,863)
負 債 (うち道路建設関係長期 借入金)	151,392,730 (78,845,500)
資 本 (うち資本金) (うち資本準備金)	21,179,592 (10,000,000) (10,000,000)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円
経 常 収 益 (うち料金収入)	105,128,018 (87,949,276)
経 常 費 用 (うち道路資産賃借料)	100,472,042 (64,932,428)
経 常 利 益	4,655,975
特 別 利 益	144,216
特 別 損 失	1,677,359
法人税、住民税及び事業税	1,943,240
当 期 純 利 益	1,179,592
当 期 未 処 分 利 益 (利 益 の 処 分)	1,179,592
高速道路事業別途積立金	1,176,536
関連事業別途積立金	3,056

3 主な業務実績

区 分	17営業年度末	
供 用	18路線	233km
建 設	5路線	21km

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとすることにより、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの」(451 ページ参照)を、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に「高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について」(555 ページ参照)及び「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」(577 ページ参照)を掲記した。

- (5) 北海道旅客鉄道株式会社、(6) 東海旅客鉄道株式会社、(7) 四国旅客鉄道株式会社、  
(8) 九州旅客鉄道株式会社、(9) 日本貨物鉄道株式会社

これらの会社は、旅客鉄道事業又は貨物鉄道事業及びこれらに附帯する事業を営営することを目的として設置されているものである。各会社の資本金は17営業年度末現在で北海道旅客鉄道株式会社90億円、東海旅客鉄道株式会社1120億円、四国旅客鉄道株式会社35億円、九州旅客鉄道株式会社160億円、日本貨物鉄道株式会社190億円(これらのうち、東海旅客鉄道株式会社については143億0355万円、その他の会社については全額が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出資)となっている。

各会社の17営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 東海旅客鉄道株式会社については、これに出資していた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が保有する株式を18年4月5日にすべて売却している。

(北海道旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産	1,028,662,036	1,030,027,235
(うち鉄道事業固定資産)	(201,373,550)	(201,335,130)
負 債	172,133,500	170,292,142
資 本	856,528,536	859,735,093
(うち資本金)	(9,000,000)	(9,000,000)
(うち資本準備金)	(153,451,356)	(153,451,356)
(うち経営安定基金)	(682,200,000)	(682,200,000)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経 常 収 益	119,889,237	119,208,818
(うち鉄道事業営業収益)	(83,562,374)	(83,622,073)
(うち経営安定基金運用収入)	(29,178,786)	(29,182,836)
経 常 費 用	119,597,180	116,530,653
(うち鉄道事業営業費)	(115,562,960)	(111,864,246)
経 常 利 益	292,057	2,678,165
特 別 利 益	1,657,882	1,463,553
特 別 損 失	7,812,985	2,656,069
法人税、住民税及び事業税	95,508	96,122
法 人 税 等 調 整 額	2,392,962	1,229,761
当期純利益(△当期純損失)	△ 8,351,517	159,765
前 期 繰 越 利 益	2,725,932	2,855,363
当期未処分利益(△当期未処理損失)	△ 5,625,584	3,015,128
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益(△当期未処理損失)	△ 5,625,584	3,015,128
特別償却準備金取崩額	7,195	7,195
固定資産圧縮積立金取崩額	85,426	45,711
別 途 積 立 金 取 崩 額	5,000,000	—
(計)	(△ 532,962)	(3,068,036)
特別償却準備金	9,714	—
固定資産圧縮積立金	2,280,513	342,103
翌営業年度へ繰越	△ 2,823,191	2,725,932

3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	2,499km	2,499km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	125百万人	123百万人
輸 送 人 キ ロ	4,464百万人キロ	4,442百万人キロ
(年度末車両保有数)		
気 動 車	509両	511両
電 車	368両	354両
そ の 他	299両	303両
計	1,176両	1,168両

(東海旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産	5,156,062,768	5,146,467,467
(うち鉄道事業固定資産)	(4,317,886,938)	(4,469,430,287)
負 債	4,202,805,922	4,309,924,772
(うち鉄道施設購入長期未払金)	(2,269,879,235)	(2,546,763,934)
(うち社債)	(415,000,000)	(335,000,000)
(うち長期借入金)	(474,760,614)	(494,735,346)
資 本	953,256,845	836,542,695
(うち資本金)	(112,000,000)	(112,000,000)
(うち資本準備金)	(53,500,160)	(53,500,160)

第6章  
第2節  
第7

4

その他の  
団体の  
決算

(9)5

北海道  
旅客  
鉄道  
株式  
会社

(6)

東海  
旅客  
鉄道  
株式  
会社

(7)

四国  
旅客  
鉄道  
株式  
会社

(8)

九州  
旅客  
鉄道  
株式  
会社

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経常収益 (うち鉄道事業営業収益)	1,205,771,638 (1,191,496,731)	1,155,740,200 (1,140,834,545)
経常費用 (うち鉄道事業営業費)	1,010,388,069 (811,395,973)	1,027,749,015 (813,743,120)
経常利益	195,383,569	127,991,185
特別利益	3,961,859	34,042,946
特別損失	7,088,479	14,362,905
法人税、住民税及び事業税	91,888,478	66,568,323
法人税等調整額	△ 15,712,110	△ 9,519,235
当期純利益	116,080,582	90,622,138
前期繰越利益	60,009,522	49,991,716
中間配当額	6,720,000	5,600,000
当期末処分利益 (利益の処分)	169,370,104	135,013,854
配当金	7,840,000	6,720,000
役員賞与金	331,281	284,332
別途積立金	95,000,000	68,000,000
翌営業年度へ繰越	66,198,823	60,009,522

3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	1,970km	1,970km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	514百万人	499百万人
輸 送 人 キ ロ	52,879百万人キロ	50,478百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	3,025両	3,042両
気 動 車	230両	227両
そ の 他	67両	90両
計	3,322両	3,359両

(四国旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産		
(うち鉄道事業固定資産)	365,359,769 (70,018,769)	353,135,627 (72,645,115)
負 債	93,371,880	84,425,956
資 本	271,987,888	268,709,670
(うち資本金)	(3,500,000)	(3,500,000)
(うち資本準備金)	(54,340,206)	(54,340,206)
(うち経営安定基金)	(208,200,000)	(208,200,000)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経常収益 (うち鉄道事業営業収益)	42,478,503 (30,254,660)	41,178,405 (30,684,444)
(うち経営安定基金運用収入)	(9,149,199)	(8,735,303)
経常費用 (うち鉄道事業営業費)	41,525,111 (39,877,244)	39,933,166 (38,496,700)
経常利益	953,391	1,245,239
特別利益	1,176,919	3,162,861
特別損失	1,878,323	4,228,476
法人税、住民税及び事業税	141,647	10,058
当期純利益	110,339	169,564
前期繰越利益	2,377,288	2,207,723
当期末処分利益 (利益の処分)	2,487,627	2,377,288
翌営業年度へ繰越	2,487,627	2,377,288

第6章 第2節 第7 4 その他の団体の決算

(95)

北海道旅客鉄道株式会社、  
日本貨物鉄道株式会社

(6)

東海旅客鉄道株式会社、

(7)

四国旅客鉄道株式会社、

(8)

九州旅客鉄道株式会社、

3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	855km	855km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	48百万人	49百万人
輸 送 人 キ ロ	1,511百万人キロ	1,527百万人キロ
(年度末車両保有数)		
気 動 車	278両	278両
電 車	158両	158両
そ の 他	21両	17両
計	457両	453両

(九州旅客鉄道株式会社)

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産	894,135,440	892,104,612
(うち鉄道事業固定資産)	(266,718,901)	(271,937,813)
負 債	240,207,389	241,131,064
資 本	653,928,050	650,973,548
(うち資本金)	(16,000,000)	(16,000,000)
(うち資本準備金)	(171,908,538)	(171,908,538)
(うち経営安定基金)	(387,700,000)	(387,700,000)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経 常 収 益	175,620,085	175,790,426
(うち鉄道事業営業収益)	(139,967,761)	(139,179,360)
(うち経営安定基金運用収入)	(14,438,127)	(15,024,569)
経 常 費 用	165,710,800	166,420,811
(うち鉄道事業営業費)	(145,707,489)	(143,253,865)
経 常 利 益	9,909,285	9,369,614
特 別 利 益	12,112,113	21,387,252
特 別 損 失	16,638,322	26,122,327
法人税、住民税及び事業税	2,105,242	1,883,245
法 人 税 等 調 整 額	2,279,777	△ 189,742
当 期 純 利 益	998,057	2,941,036
前 期 繰 越 利 益	14,215,040	11,463,746
税効果積立金取崩額	2,279,777	—
当 期 未 処 分 利 益	17,492,875	14,404,783
(利益の処分)		
別 途 積 立 金	10,000,000	—
税 効 果 積 立 金	—	189,742
翌営業年度へ繰越	7,492,875	14,215,040

3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	2,121km	2,121km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	292百万人	293百万人
輸 送 人 キ ロ	8,131百万人キロ	8,136百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	1,224両	1,233両
気 動 車	328両	328両
そ の 他	135両	169両
計	1,687両	1,730両

第6章  
第2節

第7

4

その他の団体の決算

(95)

北海道旅客鉄道株式会社

(6)

東海旅客鉄道株式会社

(7)

四国旅客鉄道株式会社

(8)

九州旅客鉄道株式会社

(日本貨物鉄道株式会社)

1 貸借対照表

第6章  
第2節  
第7  
4

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産 (うち鉄道事業固定資産)	348,389,850 (262,149,515)	343,380,695 (257,857,262)
負 債 (うち長期借入金)	304,873,314 (105,272,340)	301,817,211 (95,803,300)
資 本 (うち資本金) (うち資本準備金)	43,516,536 (19,000,000) (15,300,700)	41,563,484 (19,000,000) (15,300,700)

2 損益計算書

その他の団体の決算  
(10)  
東日本電信電話株式会社、  
(11)  
西日本電信電話株式会社

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経 常 収 益 (うち鉄道事業営業収益)	165,295,536 (164,740,348)	162,351,306 (161,663,125)
経 常 費 用 (うち鉄道事業営業費)	163,863,439 (161,206,314)	160,965,052 (158,257,653)
経 常 利 益	1,432,096	1,386,254
特 別 利 益	12,138,838	10,307,824
特 別 損 失	10,403,431	10,513,800
法人税、住民税及び事業税	1,356,578	2,634,917
法人税等調整額	△ 16,948	△ 2,134,233
当期純利益	1,827,873	679,593
前期繰越損失	21,053,194	20,204,553
当期末処理損失 (損失の処理)	19,225,320	19,524,959
当期末処理損失	19,225,320	19,524,959
圧縮積立金取崩額	1,242,292	1,523,805
圧縮特別勘定積立金取崩額	13,605	—
特別償却準備金取崩額	40,031	40,031
(計)	(17,929,392)	(17,961,122)
圧 縮 積 立 金	570,470	2,665,861
圧縮特別勘定積立金	1,030,423	426,209
次期繰越損失として処理	19,530,285	21,053,194

3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	8,678km	8,911km
(年間貨物鉄道事業輸送実績)		
輸 送 ト ン 数	36百万トン	36百万トン
輸 送 ト ン キ ロ	22,601百万トンキロ	22,263百万トンキロ
(年度末車両保有数)		
貨 車	9,000両	9,122両
機 関 車	822両	806両
電 車	42両	42両
計	9,864両	9,970両

(10) 東日本電信電話株式会社、(11) 西日本電信電話株式会社

両会社は、地域電気通信事業を営営することを目的として設置されているものである。両会社の資本金は17営業年度末現在で東日本電信電話株式会社3350億円、西日本電信電話株式会社3120億円(両会社とも全額日本電信電話株式会社の出資)となっている。

両会社の17営業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。



(東日本電信電話株式会社)

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産	4,024,566,651	4,088,300,058
(うち機械設備)	(556,601,885)	(580,807,995)
(うち市内線路設備)	(684,119,672)	(655,890,303)
(うち土木設備)	(735,027,869)	(766,392,329)
負 債	2,083,550,304	2,169,249,506
(うち関係会社長期借入金)	(777,785,524)	(883,881,875)
資 本	1,941,016,347	1,919,050,551
(うち資本金)	(335,000,000)	(335,000,000)
(うち資本準備金)	(1,499,726,749)	(1,499,726,749)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経 常 収 益	2,188,602,983	2,241,934,433
(うち電気通信事業営業収益)	(1,967,812,661)	(2,024,629,751)
(うち附帯事業営業収益)	(157,520,591)	(156,298,606)
経 常 費 用	2,104,390,281	2,144,318,573
(うち電気通信事業営業費用)	(1,898,156,652)	(1,937,555,836)
(うち附帯事業営業費用)	(161,227,837)	(155,638,583)
経 常 利 益	84,212,701	97,615,859
特 別 利 益	2,442,157	8,397,616
特 別 損 失	—	6,736,830
法人税、住民税及び事業税	31,411,998	△ 21,153,000
法人税等調整額	3,989,492	62,300,000
当期純利益	51,253,368	58,129,645
前期繰越利益	50,008,141	25,433,390
当期末処分利益 (利益の処分)	101,261,510	83,563,035
配 当 金	33,500,000	33,500,000
役 員 賞 与 金	55,582	54,894
翌営業年度へ繰越	67,705,927	50,008,141

3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
年度末一般加入電話数	23,072千加入	24,885千加入
年度末公衆電話機数	187千個	213千個
年間電報発信通数	9,574千通	10,461千通
年度末一般専用サービス回線数	215千回線	240千回線
年度末総合デジタル通信サービス回線数	4,111千回線	4,425千回線
(注1) 年度末FTTHアクセスサービス契約数	1,888千契約	885千契約
(注2) 年度末DSLアクセスサービス契約数	3,000千契約	2,833千契約

(注1) FTTH(Fiber To The Home) 各家庭まで光ファイバケーブルを敷設すること

(注2) DSL(Digital Subscriber Line) メタリックケーブルを利用して高速デジタルデータ伝送を可能とする方式の総称

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「基礎的電気通信役務とされる第1種公衆電話に係るサービスが効率的に実施され、その役割を果たすよう改善の意見を表示したものの」(472 ページ参照)及び「ひかり電話対応機器等を加入者宅に配送する業務について、加入の状況に応じて、事業便又は宅配便のいずれかを使用する方法に見直すことにより、配送費の節減を図るよう改善させたもの」(484 ページ参照)を掲記した。

(西日本電信電話株式会社)

1 貸借対照表

区 分	17営業年度末 千円	(16営業年度末) 千円
資 産	3,981,828,135	4,080,829,442
(うち機械設備)	(606,429,535)	(550,458,206)
(うち市内線路設備)	(829,435,738)	(826,738,197)
(うち土木設備)	(631,497,127)	(647,060,606)
負 債	2,429,264,754	2,530,087,569
(うち関係会社長期借入金)	(1,058,132,916)	(1,055,194,701)
資 本	1,552,563,380	1,550,741,873
(うち資本金)	(312,000,000)	(312,000,000)
(うち資本準備金)	(1,170,054,015)	(1,170,054,015)

2 損益計算書

区 分	17営業年度 千円	(16営業年度) 千円
経 常 収 益	2,096,260,289	2,154,122,840
(うち電気通信事業営業収益)	(1,860,339,052)	(1,921,025,578)
(うち附帯事業営業収益)	(169,287,535)	(177,022,549)
経 常 費 用	2,039,759,666	2,074,035,276
(うち電気通信事業営業費用)	(1,823,115,741)	(1,846,367,957)
(うち附帯事業営業費用)	(174,470,620)	(181,531,475)
経 常 利 益	56,500,622	80,087,564
特 別 利 益	18,188,805	10,170,993
特 別 損 失	—	7,181,065
法人税、住民税及び事業税	10,534,988	△ 57,120,000
法人税等調整額	31,456,892	99,100,000
当期純利益	32,697,547	41,097,492
前期繰越利益	37,415,226	27,572,734
当期末処分利益 (利益の処分)	70,112,774	68,670,226
配 当 金	31,200,000	31,200,000
役 員 賞 与 金	55,000	55,000
翌営業年度へ繰越	38,857,774	37,415,226

なお、特別利益はすべて土地等の売却に伴う固定資産売却益である。

3 主な業務実績

区 分	17営業年度	(16営業年度)
年度末一般加入電話数	23,772千加入	25,365千加入
年度末公衆電話機数	205千個	228千個
年間電報発信通数	10,681千通	11,340千通
年度末一般専用サービス回線数	204千回線	223千回線
年度末総合デジタル通信サービス回線数	3,748千回線	4,041千回線
(注1)		
年度末FTTHアクセスサービス契約数	1,527千契約	778千契約
(注2)		
年度末DSLアクセスサービス契約数	2,681千契約	2,374千契約

(注1) FTTH(Fiber To The Home) 各家庭まで光ファイバケーブルを敷設すること

(注2) DSL(Digital Subscriber Line) メタリックケーブルを利用して高速デジタルデータ伝送を可能とする方式の総称

なお、この会社について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「基礎的電気通信役務とされる第1種公衆電話に係るサービスが効率的に実施され、その役割を果たすよう改善の意見を表示したものの」(472 ページ参照)及び「ひかり電話対応機器等を加入者宅に配送する業務について、加入の状況に応じて、事業便又は宅配便のいずれかを使用する方法に見直すことにより、配送費の節減を図るよう改善させたもの」(484 ページ参照)を掲記した。

(12) 放送大学学園

放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的として設置されているものである。その拠出金は17会計年度末現在で158億9496万余円(全額国の拠出)となっている。

同学園の17会計年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

1 貸借対照表

区 分	17会計年度末 千円	(16会計年度末) 千円
資 産	39,531,601	34,927,798
(うち 建 物)	(11,037,087)	(11,181,995)
(うち 現金 及び 預金)	(5,125,687)	(7,782,309)
負 債	22,384,035	17,259,916
(うち 固 定 負 債)		
(資産見返補助金等)	(6,681,144)	(6,762,194)
(うち 流 動 負 債)		
(資産見返補助金等)	(4,002,285)	(3,101,184)
拠 出	17,147,565	17,667,882
(うち 政 府 拠 出 金)	(15,894,965)	(15,894,965)
	(注)	
(うち 拠 出 剰 余 金)	(1,235,162)	(1,756,824)
(うち 利 益 剰 余 金)	(17,437)	(16,091)

(注) 損益外減価償却累計額△2,252,287千円が含まれている。

2 損益計算書

区 分	17会計年度 千円	(16会計年度) 千円
経 常 収 益	13,456,495	13,544,688
(うち 授 業 料 収 益)	(5,335,682)	(5,060,303)
(うち 運 営 費 補 助 金 等 収 益)	(5,563,725)	(6,418,990)
経 常 費 用	13,455,149	13,544,478
(うち 業 務 費)	(12,515,471)	(12,612,739)
経 常 利 益	1,345	210
臨 時 利 益	154,995	2,640
臨 時 損 失	154,995	2,640
当 期 純 利 益	1,345	210
当 期 総 利 益	1,345	210
(利 益 の 処 分)		
(当 期 未 処 分 利 益)		
当 期 総 利 益	1,345	210
前 期 繰 越 利 益	16,091	15,881
(次 期 繰 越 利 益)		
次 期 繰 越 利 益	17,437	16,091

3 主な業務実績

区 分	17年度	(16年度)
学 生 数	87,391人	87,145人
教 養 学 部		
大 学 院	7,413人	7,779人
放 送 授 業		
教 養 学 部	286科目	285科目
大 学 院	67科目	66科目

なお、この学園について検査した結果、「第3章 個別の検査結果」に「大学運営に必要な業務の委託に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、契約方式を競争契約に改めるなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」(489 ページ参照)を掲記した。